中朝事實
士道
中興鑑言
廸彝論
新論
柳子新論
常陸帶
回天詩史
弘道館記述義

文學博士 物集高見編

新註

皇學叢書

第十二卷

廣文庫刊行會

新註皇學叢書第十二卷題辭

子爵後藤新平閣下

子爵澁澤榮一閣下

高田早苗先生

忠孝出於一

新平題

一寸赤心唯報國

青淵老人題

例言

一、本卷は皇學叢書第十二卷として、中朝事實、士道、中興鑑言、廸彝篇、新論、柳子新論、常陸帶、囘天詩史弘道館記述義を收錄した。

一、中朝事實は乃木大將手澤本を底本とし、大將の手記にかゝる書入圈點等は總て之を存置した。

一、士道は山鹿語類第四十三卷中の第二十一卷所收より摘錄した。

一、中興鑑言打聞は國民道德叢書所收（井上哲次郎博士所藏本）のものを底本とした。打聞の記者明かならざるも、その文體より見て恐らくは著者自身の作であらう。

一、廸彝篇、新論、柳子新論、常陸帶、囘天詩史、弘道館記述義は流布本を底本とし諸本により校訂した。

新註 皇學叢書第十二卷目次

常陸帶……四四一—五二五

新註皇學叢書第十二卷目次終

解題

中朝事實

一　著作の由來

本書は有名なる山鹿流軍學の開祖山鹿素行の著である。彼が播州赤穗侯淺野内匠頭長直を致仕して江戸に還り、牛込早稻田に居をトして、經學と軍學とを以て門戸を立て、盛名一世に高かつた時、門人等の爲めに書いた「聖教要錄」なる書を刊行頒布したが、その學說が幕府の官學たる宋學に對し、忌憚なき排擊を加へてあつたので、甚だしく幕府當路者の怒に觸れ、版木沒收の上、舊主淺野侯へ御預け幽閉の身となつた。本書は其の謫居中に書かれたもので、寛文九年十一月二十七日、卽ち素行四十八歲の時の著である。

初め素行は林羅山（道春）の門に經學を學び、大の宋學崇拜者であつたが、中頃その學說に疑問を抱き、遂に「漢唐明宋之學者。誣ㇾ世累ㇾ惑。中華既然。況本朝乎。……聖人之學。至ㇾ此大變。學者陽儒。陰異端也。道統之傳。至ㇾ宋泯沒。」と叫んで、正面より宋學を排斥し、直ちに周公孔子の道統に接すべきを主張して古學の復興を唱へた。これが赤穗配流の因をなした「聖教要錄」

の要旨であつて、當時の學界に甚大なる衝動を與へ、異端批難の聲囂然として起り、遂に奇禍を買ふに至つたのである。しかし其の學教は依然として支那聖人の教であつて、彼の中華崇尊思想には何等變りはなかつた。しかるに、赤穗竄流後「中朝事實」を著はすに至つて、その思想は根本より變化し、純然たる日本主義となつた。配所殘筆に

我等以前より異朝の書物を好み、日夜相勤め候、而近年新渡之書物は不レ存、十ヶ年以前迄異朝より渡り候書物、大方不レ殘令二一覽一候。依レ之不レ覺異朝之事を諸事宜敷存じ、本朝は小國故、異朝には何事も不レ及、聖人も異朝こそ出來候と存じ候。此段は我等許に不レ限、古今之學者皆左様に心得候て異朝をしたひ學び候。近頃始而此に存知入りて甚誤也と知候。信レ耳不レ信レ目、棄レ近而取レ遠候事、不レ及二是非一、誠に學者の通病に候儀にて、詳かに中朝事實に記し候へば、大概を爰に記置候。

と述べてその見解の一轉せし由來を辯明し、また

本朝は天照大神の御苗裔として、神代より今日まで其正統一代も違候事無レ之、……民やすく國平に、萬代の規模立て、上下の道明かなるは、是れ聰明聖知の天徳を奉ぜるにあらずや。況や勇武の道を以ていはゞ三韓を平げて本朝へ貢物をあげしめ、高麗をせめて其王城をおとし入れ、日本の府を異朝に設けて武威を四海にかゞやかす事、上代より近代まで然り。本朝の武勇は異朝までも恐れ候得共、終に外國より本朝を攻取候事はさて置き、一ヶ所も彼處へ奪はるゝ事なし。……本朝と異朝を一々共しるしを立て校量せしむるに、本朝はるかに優

れり、誠にまさしく中國といふべき所分明なり。是れ更に私に云ふにあらず、天下の公論なり云々、とあつて、我が國こそ正に中華中國であつて、世界萬國に卓越せる國體であると主張した。顧つて當時の時代思想を顧みれば、德川幕府の基礎漸く確立し、治政の方針が武斷主義より文治主義に進み、大いに學問の奬勵に意を用ひたので、諸學勃然として興り、中にも宋學は幕府の官學として最も隆盛となつた。從つて天下の儒者は滔々として支那崇拜となり、その餘弊は彼土を聖人の國として中華中國と尊び、我が國を東夷と卑稱し、自らを夷人といひ。甚だしきに至つては、恐多くも、我が皇統を呉泰伯に出づるとなすなど、國體の尊嚴を冒瀆して敢て怪まざるものあるに至つた。此の間に於て素行が獨り天下の群儒を拔いて、純然たる日本主義の立場より「中朝事實」を著はして、建國の淵源を闡明し、皇道の大本と國體の精華とを發揮したのは破天荒の卓見である。

二 本書の內容

本書は上下の二卷であつて、彼の著書中尤も出色のものである。初め「中朝實錄」と稱したが、後ち「中朝事實」と改めた。專ら日本書紀(特に神代卷)の事實を題目として、之れに謹按の二字を置いて脚註を加へ解釋說明したもので、上卷には、天先、中國、皇統、神器、神敎、神治、神知、の七章、下卷には、聖政、禮儀、賞罰、武德、祭祀、化功の六章あり。別に跋文と附錄とが

ある、これは初めの刊行本には故あつて加へてなかつたとのことである。その内容は、序文に

愚生二中華文明土一、未レ知二其美一、專嗜二外朝之經典一、嘐々慕二其人物一、何其放心乎。何其喪心乎。抑好レ奇乎。將尙レ異乎。夫中國之水土。卓二爾於萬邦一、而人物精二秀于八紘一、故神明之洋々。聖治緜々。煥乎文物。赫々武德。以可レ比二天壤一也。

とある如く、支那に心醉せる彼が、一朝その迷夢より覺醒して、我が國の國體が萬邦に卓爾せる所以を論じ、混亂頽廢せる國民精神の振作を叫んだもので、文中にある中華中國の語は、我が國をさしたのである。そして本書中最も注目すべき點は、皇道の大本たる聖敎が、神聖之道卽ち神敎であつて、伊弉諾伊弉冉二神より皇祖天照大神以下御歷代のお樹て遊ばされ、自ら其の範を垂れ給ひし所の道であるとなしたことである。本書上卷、神敎章に

及二天孫之臨降一、有二神勅之嚴一、有二神器常可一レ守。有二二神以輔養一。其修レ身治レ人之道至矣盡矣。是後世非二聖敎之淵源一乎。

とあり、また跋文に

三韓來服之後。外朝之典籍相通。故嘉言善行。亦有二蹈襲之嫌一。況異敎之太熾。神聖之道。竟雜而不レ醇。今祖二述往古之神勅一、憲二章人皇之聖敎一。

とあるのを見ても明かである。かくの如く聖敎の淵源が儒敎によらず、佛敎によらず、我が國固

有のもので、實に皇祖皇宗の御神勅にありと說いたことは、今日の教育勅語の御趣旨に一致して居つて、流石に其の卓見には敬服すべきである。また國體については、皇統章に

皇統一立。而億萬世襲レ之不レ變。天下皆受二正朔一。而不レ貳二其時一。萬國稟二王命一。而不レ異二其俗一。三綱不二沈淪一。德化不レ陷二塗炭一。異域之外國豈可二企望一焉乎。夫外朝易レ姓殆三十世。戎狄入王者數世。春秋二百四十餘年。臣子弑二其國君一者二十有五。況其先後之亂臣賊子不レ可二枚擧一也。朝鮮箕子受レ命以後。易レ姓四氏。滅二其國一而或爲二郡縣一。或高氏滅絕凡二世。彼李氏二十八年之間。弑レ王者四。況其先後之亂逆不レ異二禽獸之相殘一。唯中國自二開闢一至二人皇一。垂二二百萬歲一。自二人皇一迄二于今日一過二二千三百歲一。而天神之皇統竟不レ違。其間弑逆之亂不レ可二屈レ指數一レ之。況外國之賊竟不レ得レ窺二吾邊藩一乎。……貴二王室一存二君臣之儀一。是天神人皇之知德縣象著明。沒レ世不レ可レ忘也。……以上論二皇統之無窮一。謹按。天下者神器而。人君繫二人物之命一。其授與之間。豈存二一人之私一乎。皇統之初。天神以授レ之。天孫以受レ之。然乃其知德不レ愧二天地一。而可レ謂二神器之與授一。凡天不レ言。人代言レ之。天下之人仰歸。則天命レ之也。天下所二歸仰一更不レ他。唯在二天祖眷々之命一而已。

と說いて、我が國の皇統は萬世一系にして天壤と共に窮まりなく、聖德六合に洽くして君臣の分定まり、而して曾て一度も外國に侵されたることなき金甌無缺の國であり、その美風良俗は外國の遠く及ばざる國體である。是れ一に天祖眷々の命に本づくとなした。國學衰微し國民思想また幼稚なる時代に於て、卒先して皇室中心主義、日本第一主義を唱道したのは、國家存立の精神上

重大なる意義を有するものにして、後世に偉大なる感化影響を與へしことは識者の等しく認むる所で、その功績は國民として、永久に忘るべからざるものである。(士道の項參照すべし)

三　素行の生涯

素行、名は高祐(初名義以、中頃高興)字を子敬といひ、甚左衞門と稱した。素行は其の號である。後水尾天皇の元和八年八月二十六日(二代將軍秀忠が職を家光に讓つた前年)奥州會津に於て生れた。鼻祖藤原某(字藤太、俵藤太秀鄕の弟)鎭西の武將を奉じ、子孫世々筑前山鹿(遠賀郡)に住したので山鹿氏を稱した。其の裔秀遠勇武絶倫を以て九州第一と稱せられしも、平家滅亡に際し、戰敗れて伊勢に逃れ、遂に民間に落魄したが、素行の曾祖父貞實に及んで戰法を以て漸く世に顯はるゝに至つた。父六右衞門貞次(初名高道、字を修玄庵、通稱六郎左衞門)會津侯蒲生忠鄕に仕へたが、後ち忠鄕國を除かるゝや江戶に出でゝ醫を業とした。時に素行は三歲であつた。幼にして頗る穎悟、天成の麒麟兒と稱せられた。六歲より讀書し、九歲にして林羅山の門に入つて經學を學び、其の才學の非凡なるを認められた。十一歲既に詩文を作つて堂上の貴紳と唱酬する所あり、十七歲より按察院光宥法印について兩部神道の淵源を探り、廣田坦齋に從つて根本宗源神道の蘊奥を極め、進んで國文和歌有職故實の學をも修め、老莊より禪に及び、諸山群刹の大德名知識につきて直指人心の眞訣を會得し、神儒佛道通せざるなく益〻識見の該博深邃を致した。また幼少の頃より武事を怠らず、十五歲より尾畑景憲(甲州流軍學の祖)北條安房守

氏長(北條流軍學の祖)等につきて兵法の奥儀を極め、後ち一流を開くに至つた。

かくの如く文武兩道に達した彼の名聲は漸く天下に高く、三代將軍家光は侍臣に召さんとの意あり、門葉松平定綱侯(桑名藩公)亦夙に心服して弟子の禮を執り、彼の爲めに盡さんとしたが、兩者相續いで逝去したので、素行が青雲の志は遂に坐折された。翌承應元年卅一歳の時、かねて彼に師事してゐた赤穂侯淺野内匠頭は切にその出仕を請ひ、禮を厚うして迎へたので、懇情默し難く、遂に赤穂に赴き政事及び諸般の諮詢に應じ、また藩士の教養につとめた。居ること九年、萬治三年(三十九歳の時)祿を辭して江戸に還り、牛込早稻田に居を卜して　軍學と經學を以て門戸を立て、斯學の大成を期すると共に、子弟の教育に從事したが、諸侯伯旗本の諸士を始め、藩國の士大夫より以下閭閻の庶士に至るまで、爭つて其の門に教を請ひ、軍法者としての門人のみにても三千人を下らなかつたとのことで、その勢威名望は彌〻高く、正に彼が得意の絶頂時代であつた。

寛文六年十月三日、突如として奇禍は彼の頭上に落ち來つた。彼が平素講學に際し、門人等の爲めに書いた「聖教要錄」を刊行頒布したが、其の說(一頁參照)が世道人心を蠱惑する異端不屆の書であるとなし、幕府は絶版の上、赤穂配流幽閉の嚴罰に處した。此の處分は當時幕府の樞機に參與してゐた德川の一門會津侯保科正之(二代將軍秀忠の庶子)の意に出で、其背後には正之が師と仰ぎて

尊信した宋學の泰斗山崎闇齋が之を刺戟したものといはれて居るが、裏面に於ける最大なる主因は、寧ろ幕府が由井正雪の亂以來苦しんでゐた浪人政策が多分に含まれたと見るのが至當であらう。居ること十年、適々家光二十五回忌辰に會し、因つて赦されて江戶に還つた。かねて彼を崇拜し師事してゐた平戶藩侯松浦鎭信は、淺草田原町三丁目に間口十八間、奥行二十二間の宅を卜して之に居らしめた。その居室に明の歸化人陳元贇が書いた積德堂と題する扁額が掲げられて居たので、積德堂と號した。彼の門戶は再び盛大となり、積德堂先生の名は忽ち江戶に擴まるに至つたが、群疑はまた彼の身邊を覆ひ、流言蜚說を生じたので、前轍を踏まんことを恐れて自ら韜晦する所あり、つとめて世の嫌忌を避け、其の行動を愼んだ。一度幕府の注意人物となつた彼は、遂にその驥足を伸ばすに由なく、爾敎たる雄心をすてゝ、遂に其晩年を不遇謹愼の裡に終つた。貞享二年八月黃疸を病み、翌九月二十六日、積德堂にて歿した。享年六十四。牛込榎町宗三寺に葬られた。法名月海院瑚光淨珊居士。明治四十年十月二十三日、聖恩枯骨に及んで、正四位を贈られた。

四　素行の著書

素行の著書は甚だ多かつた。今傳ふる所のもの大約左の如くである。

聖教要錄三卷、山鹿語類四十三卷、武敎小學一卷、武敎全書八卷、武敎全書問答五卷、武敎辨論八卷、士談、

神道書、武教總要七卷、武教要錄五卷、武教續集一卷、武教別集一卷、武教餘談廿卷、武家事記五十卷、手鏡要錄四卷、備教要錄十卷、治教要錄三十一卷、治平要錄廿卷、備要錄十卷、四書句讀大全廿卷、七書諺解三十八卷、孫子句讀、孫子口義、兵法神武雄備集五十二卷、古戰折木、城取稽古決一卷、武類全書四卷、武教全書傳解五卷、武教類集三卷、戰略考三卷、古今戰略考十二卷、兵法或問二卷、師弟問答三卷、百結字類百廿卷、自得奥儀三卷、中朝事實二卷、原源發機二卷、原源發機諺解二卷、四書諺解五十餘卷、四書或問十卷、配所殘筆一卷、結要品七卷、辨惑論一卷、當用集一卷、大星大事目錄一卷、職分記三卷、謫居童問三卷、謫居問答三卷、武具短歌一卷、

國典詞藻方面にては傳ふるものがない、たゞ太田蜀山人の「假名世説」に左の二首の和歌が傳へらるゝのみである。

海なきは大和山城伊賀河內
　　つくしに筑後丹後美作

近江路や美濃飛驒のくに甲斐信濃
　　上野下野これぞ海なし

士　道

一　武士道の淵源

抑も武士道は我が國體の精華であつて、大和民族固有の國民性である。國運これによつていよいよ榮え、民風これによつて益々進み、光輝ある國史は常にこゝに基因せり。惟ふに武士道の淵源は遠く神代に萌芽し、諾冉二尊が瓊矛を以て國造りし給ひたる、天祖天照大神が寶劔を以て三種の神器の一に加へて天孫に授け給へる、或は國號を細戈千足と稱せしが如き、また降つて人皇の代に至りては、垂仁帝が刀劔弓矢を以て天下の神祇を祭り給ひ、成務帝が兵器を以て地方官の信表となし給ひたるが如き、一に尚武の徳を示せるものである。そして大伴、佐伯、物部の諸氏武臣の棟梁として專ら武事を管掌して、常に禁門を警衛し、皇室を守護し、世々その職を襲うて武事を練磨し、武徳の涵養につとめた。其の後大化の改新にて上古の族制政治廢せられて郡縣政治となり、國民皆兵の制度となるや、從來一部にのみ發達したる武士道の精神は、汎く一般に普及訓練せらるゝに至つた。而して當時の忠誠剛健なる士風は、萬葉集の歌詞中に歷々として見ることが出來る。卽ち大伴家持が其の族人を誡めたる長歌「海行かば、水漬く屍、山行かば、苔むす屍、大君の、邊にこそ死なめ、顧みはせじ云々」の如き、或はまた、大宰府に防人として赴く東國の

兵士が「大君の、みこと畏み、磯に觸り、海原渡る、父母を置きて」、「今日よりは、顧みなくて、大君の、醜の御楯と、出で立つ我は」、「天地の、神を祈りて、獵矢ぬき、筑紫の島を、さしてゆく我は」など高吟しつゝ、勇氣凛々として郷里を出立するさまなどは、千載のもと懦夫をして起たしむべきである。

二　武門武士の發生

かくて藤原氏興りて朝政を專らにするや、文治を第一として武事を卑み、詩歌管絃の風流事にのみ耽つたので、一般に優柔惰弱の風を爲し、兵事は全く源平二氏に委ぬるに至つた。而かも藤氏の權甚だ盛にして、其の一族にあらざれば高位高官に昇るを得ず、一檢非違使の卑官すら容易に得る能はざるの狀態であつたので、苟くも才幹伎能あるの士は皆去つて地方に赴き、土地田園を求めて自己の安泰を計り、その地位を固め、各子弟從僕を養ひ私兵となして、武事を修練し、自ら武士と稱して地方に跋扈したので、國司の權全く地に墮ち、綱紀は紊亂し、皇威漸く陵夷して、盜賊諸國に横行するに至つた。

かくの如く、藤氏文治の弊は遂に天下を制御すること能はず。賊徒の討伐は源平二氏交互に地方の豪族を率ゐて之に當つたので、政治の實權は自然武門武士の掌中に歸した。藤氏衰へ平氏代つて政權を得たけれども、これまた藤氏の前轍を踏んで間もなく滅亡し、源頼朝崛起して始めて

幕府を鎌倉に開きて武家政治を行ひ、諸般の制度を定めて、大に武士道を奨勵した。これより武士道の形が判然構成せらるゝに至つた。そして貞永元年北條泰時が時の智識十二名と共に「御成敗式目」所謂「貞永式目」五十一箇條を制定した。即ち第一に敬神の思想を鼓吹して、國家的觀念を喚起し、第二に因果應報の理を說き信佛崇道して仁慈なるべしと教へ、第三には各自其本分を守りて忠實に奉公すべしと誡め、そして其の末尾に左の如く記してある。

若し一事たりとも曲折を存し違はしめば、梵天帝釋、四大天王、總日本國中六十餘州大小神祇、殊に伊豆箱根兩所權現、三島大明神、八幡大菩薩、天滿大自在天神、部類眷族、神罰冥罰、各ゝ罷り蒙るべきものなり、仍前起請如件

これが武士道の精神を明文に顯はした始めである。爾後弘安七年に至り新式目三十八條を追加したが、後世武家の諸法度家訓等は大抵之を準據とし、簡約を主とする武家政治の根本となつた。要するに鎌倉時代は、武士道の著しく發達した時代であつて、敬神、崇佛、忠孝、廉恥、質素、勤勉等の諸德を重んじ、其の士風は永く典型として後代に範を垂るゝに至つた。かの源實朝が「山は裂け、海はあせなん世なりとも、君に二心、われあらめやも」また「武士の、矢なみつくろふ小手の上に、霰たばしる、那須の篠原」の歌の如きは、最も人口に膾炙し、鎌倉武士の凜然たる士風を表はし、また元寇の役に、外敵を鏖殺して、國威を發揚し、金甌無缺の國たらしむ

るなど、陸離たる光彩を放つた。

三　武士道の興隆

ついで北條氏の季世より南北朝時代は、士風の尤も頽廢した時代であつたけれども、武士道の精神は猶南朝勤王の諸士によつて發揮せられ、楠公父子の如き、村上義光、新田義貞、名和長年の如き、皆勤王の大義によりて、孤忠を守り、皇室の爲めに臣節を盡くしたので、忠臣の龜鑑として其の芳名を千歳に垂れた。

足利尊氏將軍となるや、大に弊政を矯正せんとし「建武式目」を制定して綱紀の振肅と士道の興起とをはかつたけれども、公家武家共に宴遊安逸を事とし、將士は反覆常なく、一に自己の利害によつて進退するが如き惡風を生じ、却つて士道の頽廢其の極に達した。而して三代將軍義滿に至り、南北朝合一して天下一に歸したので、細川頼之、今川了俊等之を補佐してその矯正につとめ、また小笠原長秀、今川範忠伊勢貞行等に命じて武家の法度を定め、武田小笠原をして弓馬禮式等のことを掌らしめ、頗る武道の伸張をはかつたが、時代の風潮は如何ともするによしなく、幕府の威令行はれずして群雄四方に蜂起し、互に相攻伐して海内鼎沸し、所謂群雄割據の、戰國時代となつた。

茲に於て諸國の群雄は、自衛上家訓家法を作りて子孫を戒飭し、家臣を激勵して士氣を鼓舞し

武術を練磨して武威を張つたので、武士道は旺然として復活振起した。此の時に當つて、織田信長夙に勤王の志あり、撥亂反正の大義を唱へて、皇室を尊び秩序を回復して、天下を一統せんとせしも、不幸志を果さずして横死したので、豐臣秀吉其の遺志を繼ぎて海内を平定し、大に皇室の復興に盡し、また明韓外征の雄圖を決行して我が武名を海外に發揚した。當時武士道の旺盛なること前後無比といふべきであつた。

四　武士道の大成

豐臣氏亡びて德川氏幕府を江戸に開くや、熱心に武門武士の教育を奬勵し、また大に文教を興し、「成憲百箇條」「武家法度」「諸士法度」等を制定して、忠孝、仁義、禮節、勤儉、忍耐等の諸德を涵養するにつとめたので、隨つて學者の武士道を說くもの多く出で、素行の「武教小學」「士道」等を先驅とし、中江藤樹の「文武問答」、貝原益軒の「武訓」、大導寺友山の「武道初心集」等の著書續々出で、士風大に興りて一世を風靡し、茲に武士道が大成せられた。そして國學の振興と共に、武士道の形成改練せられ、尊王愛國を中心とする武士道興隆して、遂に明治維新王政復古の鴻業となり、そして普遍的國民道德となつて燦然たる光輝を世界に發揮するに至つた。

要するに武士道の淵源は遠く神代に起り、爾來社會の進化、時代の推移に伴ひ、多少其の形式を異にし、時に盛衰消長はあつたけれども、其の根本思想たる忠君尚武の精神に至つては常に一

貫して變りはなかつた。そして此の日本國民固有の特性を基として、神儒佛の三教によつて融合調和され大成したのであるが、その經典ともいふべきは、鎌倉時代に於て制定された「貞永式目」を始めとして、武家諸法度、諸家の家法家訓となつて、大にその發達を促がしたのであるが、是等は大概法制的なものであつて、未だ曾て之を教育的に敍述して、教範を垂れたものはなかつた。徳川時代に至り、幕府が文教に意を用ゐ、各藩に奬勵して士道の振興をはかるに及び、茲に始めて武士道が教育的となつた。そして之を始めて教育的にして多くの著書をなしたのが、本書の著者山鹿素行である。

五　本書の内容、及び素行と武士道

本書は寛文五年、卽ち素行が四十四歳の時の著作にかゝる「山鹿語類」四十三卷中の第二十一卷に收められたもので、全篇を分ちて、第一立レ本、第二明二心術一、第三練レ徳全レ才、第四自省、第五詳二威儀一、第六愼二日用一の六篇となし、更らに各〻細目を設けて、士道の大本より日用坐臥の細節に至るまで詳説し、附錄として自警、子弟、及び御僕警戒の三篇を掲載してあり、文體は門人の筆記體となつて居る。

曾て井上哲次郎博士は「山鹿素行は武士道の祖師といつて宜しい、彼は武士道の權化といふべき人で、當時伊藤仁齋、荻生徂徠等の有名な學者が多數あつたけれども、素行の如く兵法に精通

した者なく、又如何なる兵法家も、素行程學識あるものなく、其の上に武士道の淵源とも云ふべき神儒佛の三教に精通して居つたものはない。素行は最も合一し難い處の兵法と學問と兩者を合一したもので、素行の如きは素行以前になく、また以後にもなく素行は武士道の祖師といつて宜い」と述べられて居るが、眞に至言である。儒者にして兵學家たりし素行（詳傳は中朝事實にあり）が後世に與へし感化影響は蓋し鮮少ならざるものがあつた。中にも赤穂義士の復讐は最も著名である。先哲叢談に、素行曾て淺野侯に向ひ「臣は經義と韜略とを以て侯の諸臣に教ふ、臣が精力の盡ふる所皆此に在り、故に能く臣の旨を達す、若し倫常の變に遭はゞ、萬一服勤の償ふ所なからんや」と語つたとあるが、彼が死後約三十年の元祿十五年大石良雄等四十七氏を出すに至つたのは、まことに其言の空しからざるを證するもので、當時の學者佐藤直方、荻生徂徠、太宰春臺等が是を素行軍學の影響と斷じたのは當然である。また安政の疑獄に犧牲となつた勤王の志士吉田松陰は、實に山鹿流軍學師範家の相續者であつて、深く素行の人格と學風を崇拜した人である。其の著「武教講錄」は素行の「武教小學」の講義である。そして明治維新の洪業に偉功最も多かつた長藩勤王の士が、松陰の經營した松下村塾にて薫陶せられた人々の多かつたことは周知の事實である。

軍人の龜鑑、武士道の典型として、その名一世に高かつた乃木大將も、亦素行の崇拜者で、素

行の事蹟については最も盡力せられた。將軍が薨去前三日即ち大正元年九月十日、東宮御所へ最後の御告別に參候せられて、特に自費を以て出版せられた「中朝事實」二冊を、皇太子殿下に献上せられたといふことである。また明治四十年十二月素行祭に於て朗讀せられた將軍の祭文は左の如くであるが、これを以て見るも、如何に素行を尊崇せられたかといふことが知られる。

明治四十年十二月二十九日、陸軍大將乃木希典謹み誠を致して、贈正四位素行山鹿先生の靈を祭る。先生德一世に高く、識古今に踰え、學問該博、議論卓拔、夙に國體の精華を發揮し、中外の別を明かにして名分を正し士道を説き、志經綸に存し、才文武を兼ね、而して不幸世に遇はず、轗軻困躓、終に偉大の抱負を實用に施す能はずして逝けり、惜むべきかな。然れども先生の學德當世を籠罩し、業を受け益を請ふ者、前後數千人の多き上り、且つ先生既に歿して、其の兵學盛に行はれ、遺著永く存し、風を聞きて興起するもの亦少しとせず、曩きに先生の遺著畏くも乙夜の覽に達し、今又殊に正四位を贈らせ給へり。嗚呼聖慮宏大其の學德の世道人心に裨益あるを叡聞あらせられ、優恩先哲に及ぶ、洵に昭代の盛時と稱し奉るべし。希典幼時師父の教に從ひ、先生の遺著を讀み窃に高風を欽し、仰ぎ以て武士の典型となさんことを期せしに、不肖猥りに聖明に遭遇し、涓埃の勞なくして叨りに寵眷を荷ふもの、實に先生の遺訓を服膺するの賜と謂はざるを得ず。今昔を俯仰して感慨殊に切なり。玆に花一朶香一炷を奠し先生の靈を祭る。希くは之を饗けよ。

中興鑑言

一　観瀾の生涯

本書は三宅観瀾の著である。観瀾名は緝明、字は用晦、通稱を九十郎といひ、また端山と號し、延寶二年京都に生れた。父を道悦といひ、兄は名を正名、字を實文といひ、石庵又は萬年と號し、大坂懐徳堂[註1]の祭酒であつた。観瀾初め淺見絅齋に學んだ。絅齋は山崎闇齋門下の三傑と稱せられた人で、勤王家の先覺者として、また有名なる靖献遺言の著者として知られた京都の儒者である。後、兄と共に江戸に出でゝ木下順庵の門に入り、新井白石、室鳩巣、雨森芳洲等と共に木門の十哲と稱せられた。

幼にして親を喪ひ、家兄石庵學に耽つて家道を顧みなかつたので、家産蕩盡して、貧困を極め或は傭書し、或は教授し、以つて僅かに資を得て苦學した。彼は天資聰明にして、書を讀み五行倶に下つたといはれた程の俊敏であり、しかも旦夕講習して倦まなかつたので、學大にすゝみ、就中文章を以て尤も世に聞えた。嘗て拜楠子墓[2]の文を作るや、友人鵜飼金平（名は眞昌、錬齋と號す、山崎闇齋門下の秀才で、後、水戸彰考館の編修となる。）之を水戸義公（光圀）に献じたが、公見て甚だ感稱し、遂に辟して其の史館の編修に列し、祿二百石を賜はつた。時に年二十六であつた。此の時自ら又栗山潛鋒を推選せり。後ち累進

して總裁となつた。「禮儀類典」註四進献の時は、甫公編修に代りて其の序を作り、また特に南山の史實に精通せしを以て、大日本史中、新田、楠、名和氏等の諸傳多くその手になる。又將軍傳を設けて頼朝以下を記載せるが如きも、彼の發議に出でたといふことである。そして大日本史の論賛は、觀瀾その任に當るべきことゝなつてゐたが、幕府に召されたので、安積澹泊が命ぜられ、その稿成るや、之れが是正を觀瀾に託したが、その駁語一冊は彰考館に存せりといふ。水戸の修史事業は當代の大事業であつて、其の史館は天下人材の集合所たる觀があつた。中でも安積澹泊、栗山潛鋒、三宅觀瀾の三人は尤も傑出してゐた人々で、その絶倫の史才は、大日本史編成上に偉大なる功績を與へた。

正德元年三月、三十七歳の時、新井白石の薦によりて、室鳩巢と同じく擢んでられて幕府の博士となつた。此の年朝鮮來聘したが、命を承けて其の客館について唱和し、高玄岱、室鳩巢、祇園南海等は多く詩を以てしたが、獨り觀瀾は文によつて經義を論じ、古今を商摧して學力の宏博を示した。南聖重その韻に和して「觀ㇾ水必觀ㇾ瀾。君應ㇾ取二於是一非二徒汪々波一更歎二洋々美一」と歎賞した。その詩文を輯めたのが「支機閑談」である。この外、烈士復讐録、觀瀾集、萍水集等の著書がある。享保三年八月二十六日病を以て歿した。享年四十五。潛鋒と同じく駒込龍光寺に葬らる。明治四十一年十一月、從四位を贈られた。

註1 大坂懷德堂――中井甃庵、享保十一年幕府の許可を得、社友五人と議して之を設け、三宅正名を教授に、五井純禎を助教に任じた。

註2 禮儀類典、五百十卷、附圖二卷、序、凡例、總目、書目一卷あり。朝廷の禮法儀式に關する事を類聚したもので、德川光圀が大日本史編輯の傍、彰考館にて編纂を始め、二十年を費して功成り、右大臣今出川公規によつて、靈元上皇に奏覽し、公規の撰書を請ふた。上皇叡感淺からず、辱くも禮儀類典の題號を賜ひ、且つ祕記珍書を貸下げられたので、光圀の孫綱條之によりて增補し、寶永七年八月に至りて功成つた。

二　觀瀾の文名

觀瀾年譜を得ざりしを以て、著書多く世に布かざりしも、東都に於ける文名は頗る籍甚した。物徂徠は伊藤東涯と併稱し、雨森芳洲は鳩巢、東涯、徂徠と併列し。殊に梁田蛻巖は推賞措かず、桂山彩巖に贈る書に

物徂徠亡矣。蓍衣不レ能レ入レ縞。天文奇二渾天圖一如レ示二左右手一。宰相樂器乎古先生。澹泊自守。無二闘志一也。三宅觀瀾。堅二鑛駿臺一。堂々正々之旗。亦使二牛門生一レ闘不二敢東飲一レ馬矣。不幸星殞可レ歎也。

といつて居る。藤煥圖は安藤東野で、徂徠の門人である。澹泊は水戶の儒臣安積覺で、牛門は徂徠をいつたのである。また其の祭文には

文章典雅。賞以二藻火黼黻一書。楠子碑陰。雖レ出二於少時之作一旣足三以見二所レ養之深粹一。而志氣楠釆之髣髴二矣。宜

乎丞有レ譽二于水府一。而司二史筆之冕鉞一也。館僚安積栗山二子。有二材識一而博物。且尙退含。使三英華擅二發一焉。
とあるが、之れを見ても、其の性格の醇厚にして、材識の秀拔なりしを知ることが出來る。

三　本書の內容と神器論

本書は、後醍醐天皇建武中興の完成せざりしを慨嘆し、其の政事の成敗興廢の跡について得失原委を詳論し、嚴正なる批評を下したもので、その著作の趣旨は跋文に

……仰惟。列聖承レ化。政與レ俗簡。時稱二無爲一。自二中世多一レ故。治亂相踵。逮レ至二後醍醐帝一。圖レ濟二恢興一。成而復顚。則其處厝之方。馭攬之術。與二夫閶闔之邃一。貨利之細一。嫐惡得失。卒然並集。陳而論レ之。大有下以爲二世戒一者上。今乃敷暢條次。總二之三節一。以造二斯編一。冀以儆下漢廷之授二秦暴一。而唐人之述中隋奢上也。嗟以二予言之拙一。而議之陋一也。苟有二願レ治之君以自照一。則雖レ過二千歲一。其明亦將レ有二不レ蔽者一歟。

とあるによつて知られる。そして帝王經營の道を說き、我が國體及び國民道德の精華を論じて大義名分を闡明し、時弊を痛刻して餘す處がない。著者熱血の迸る處往々矯激に過ぐるの文字なきにしもあらざれども、正氣全篇に旺溢し、至誠紙上に躍動して居る。

本書に於て最も注目すべき點は、南朝正統論に於ける神器論である。彼が從事してゐた水戶の大日本史は、皇統を正し、大義名分を明かにするを主張としたもので、その中最も有名なるは、所謂三大特筆である。卽ち神功皇后を一代とせずして皇妃傳に入れしこと、大友皇子を天皇と認

めて大友紀を立てたこと、そして南朝を正統としたことである。南北正閏問題については從來多く北朝を正統として居たのを、神器の所在によつて南朝を正統とした。そして彼の同僚にして莫逆の友たりし栗山潛鋒も神器のある所乃ち正統天子となした、それは彼の著、保建大記上卷に

古昔三器、通謂二之璽一。璽信也。皇祖授レ尊、持二寶鏡一曰、吾兒視レ此。當レ猶レ視レ吾。又曰。莫レ思三爾祖吾在二鏡中一。又曰。如二八坂瓊之妙一、如二白銅鏡之明一、且提二神劍一平二天下一。神武繼二都橿原一奉二安三物一、親祭匪レ懈。以爲二祖先之神一、以爲二天位之信一、又以爲三傳レ世之具一、又以爲三馭二天下一之器一。崇神別模二鏡劍一爲二護身璽一、世々相承而莫二之改一也。如二天德長久之火、神鏡、壽永之失二寶劍一、世變固匪レ人。而至二元曆無レ璽而卽一レ位。則其變不レ可二勝言一。當時藤原兼實、區々恐レ聞二萬錄一、而其奮良甚。至レ有下以レ國爲二神璽一、以二某氏一爲二寶劍一之言上焉。雖レ然、護身之靈器。鎭守之神物。萬世公認。終不レ容三僞主盜レ竊閏位亂二正。則世道賴レ焉。王室雖レ降、而三璽之尊自若矣。若下夫秦以二帝印一爲レ璽、漢因爲二傳國之物一、則與二周鼎之重一前。左氏之言曰、固無レ異。而至レ秦、僭天子稱レ璽。而臣下不レ得レ稱耳。豈可下與二吾邦百王受授、三種統一之神器一、同レ年而語上哉。故至下以二躬擁二三器一爲中我眞主上、則臣要二質鬼神一而無レ疑。百世以俟二其人一而不レ惑。

と論じて居る。之れに對して觀瀾は本書正統の章に於て

或問。正統之弁。無下以レ爲二以二神器所一レ歸上レ之耳。曰。固也。而末也。若二此器一也。祖考精爽。所二憑以護レ祚而鎭一レ國。不レ與二秦隋僞製一。蓋開二承天受命之此一。神人以レ之不レ離。民物以レ之不レ移。上嘗有二崇畏弗レ隊之心一。下亦無二覬覦不レ逞之萌一。而器之所レ臨。亦必在二統當レ續而德足レ稱者一焉。統器之分弗レ判矣。而淳朴之易レ散。

人僞之日開。及姦猾之徒起以謂世享富貴者何人。可取而代之。乃倖世之亂政之弊肆其詐力一掌土地大利而去。則我之所有。黃袍袞冕。岌々徒成虛貴器之德。於是不能不輕也。彼又以謂。此前代遺物耳。雖存與不存庸傷。南朝有之。斥而滅之。北廷無之。推而奉之。廢立自由。顯言。尊氏劍也。良基璽也。或有擁傳國寶臨以制之者恝然已莫之郵而其勢遂將兵刼威迫。奪諸正嫡之家而與諸庶孽之裔扶以令天下而後止焉。當是時也。我又惡以得聲而討之。統之歸。於是不得不辨也。余故曰。正統在義。不在器。夫周成康全盛之時。誰分德之與鼎也。及政衰楚人來問乃答之曰。在德不在鼎。是亦季世之言耳。後之觀余言者。將益歎世道之降云。

と論じて、正統は器にあらずして義にありとなした。卽ち南朝を正統とするは、器あるが故にあらずして、義に於て正統であると主張した。文中の「或謂」は潜鋒をさしたのである。

迪彝篇

一　本書の內容

本書は水戸の儒者會澤安（正志齋と號す）（詳傳は新論に記せり）の著である。序文に天保壬寅（十三年）とあるから、彼が六十一歲の時の著作である。その書名及び著述の趣旨は、總叙中に「上古天祖天孫皇極を建て給ひしより、今日の今に至るまで、皇子神孫天日嗣を受け繼がせ給ひ、天と神と

を典り、萬民に照臨ましく\て、彝の教を迪かせ給ふ。その道は人倫の大道なれば、天下に人民あらん限りは、此道も盡くることあるべからず。自然の節文によりて、典禮を設けて教へ導く事天のものいはずして四時行はれ、百物の生ずるが如し。されど古聖賢の語にも能く往來して茲に彝教を迪びく事なからんには、王者の德も國民に降ることあるべからずといへば、神聖の彝教を開き給ひし深意も、こゝかしこに往來して、是を迪びく人なくしては、神聖の盛德も國人に降らざらんことを、杞人の憂とやいへる如く、區々の愚忠默止すべきに非ざれば、往來に代へて、紙筆を以て四方の民に語り、國恩の萬一に報い奉らん」とあるによつて明らかである。即ち我が建國の大義は彝倫道德を明かにするにあり、そして皇祖皇宗の御遺訓の本旨は、君臣父子の大倫で、忠孝の二字に歸着することを闡明し、其の國體が萬國に冠絕せる所以を述べ、また尙武の德を說きて、皇道の大義と國體の精華を宇內に發揚せんことを唱道したものである。

飜つて當時の世相を顧みるに、國運日に非にして、內にあつては奢侈華麗の弊風上下に浸潤し、士氣頹廢秩序紊亂し、幕府は財政愈々窮乏して、威令行はれず、物價は騰貴し、細民塗炭の苦あり、而して天保八年の饑饉は遂に大鹽平八郎の亂を見るに至つた。外にしては露國の北邊を窺ふあり、浦賀に於ける米船モリソン事件あり、また隣邦支那には、所謂英國との阿片戰爭ありて上下の視聽を驚かすなど、內外頗る多事の時であつた。本書卷首の藤田東湖の序文に

寰宇之廣。仁厚威靈莫レ尙二於神州一。人類之衆。大義鴻恩莫レ隆二於君父一。此愚夫愚婦之所レ易レ知。奚俟二多言一。抑至三於逞二狡謀詭計一。則夷蠻之邪氣。或足三以間二神州之威靈一。亂賊之詐術。亦或足三以奪二君父之恩義一。此愚夫愚婦之所レ易レ惑。而臨二利害得失喪死生禍福之變一。則世所謂才臣智士亦或持二首鼠兩端一。不測之禍由以搆焉。豈可レ不二深慮一哉。我友會澤伯民。有レ憂二於斯一。嘗著二新論若干卷一。以述二天下大計一……恭惟神州以レ武建レ基。若夫文物之盛。則資二於西土周孔之敎一者不レ尠。今也西土既沒二於胡元一。又陷二於滿淸一。所謂膺懲之訓。尊攘之義。徒爾付二諸空言一。加之。堅昆丁零之類。古人一小夷視者。往々傲然跋二扈於坤輿之半一。宇內之變亦大矣。云々。

とあるが、これによつて見るも當時の世態と著述の動機を知ることが出來る。曩には尊皇攘夷を主張して「新論」を著はし、內政の改革と國防の大策を論じて時人の覺醒奮起を促がしたが、今また時勢を憂へて此書を著はし、以て一般國民の精神作興を叫んだのである。後ち此の書、宸闕に達し、聖上の御嘉賞を蒙り、無上の光榮に浴したといふ。

二　著者の思想と其の著書

幕末に於ける水戶の思想を知らんとするものは、藤田東湖の著者と同時に、會澤正志齋の著書を讀まざるべからず。東湖は實際的方面に活動し、正志齋は學問的方面に於て其の主義精神を筆にして宣傳した。實に正志齋は當時に於ける水戶學者中尤も傑出した博學達識の士であつて、世人をして水戶學の何たるかを知らしめた偉大なる功績者である。世に水戶學を稱して會澤學とい

うたのも、固に所以ありといふべしである。著書頗る多く、今「及門遺範」卷尾に掲載せられたる書名を擧ぐれば左の如し。

思問篇

孝經考一卷、中庸釋義一卷、刪詩義一卷、典謨述義並附錄五卷、論讀日札四卷、讀書日札三卷、讀易日札未成、讀周官三卷、正志齋雜錄一卷、

閑聖篇

新論二卷、廸彝篇一卷、草偃和言一卷、學制略說一卷、退食閒話一卷、洙泗教學解一卷、及門遺範一卷、下學邇言七卷、責難解一卷、泰否炳鑒四卷、江湖負暄二卷、讀直毘靈、讀葛花幷級戸風、讀萬我能比禮一卷、閑聖漫錄初篇一卷、

息邪篇

豈好辯一卷、千島異聞一卷、兩眼考二卷、三眼餘考一卷、息邪漫錄初篇二卷、

三篇之餘

正志齋文稿、正志齋詩艸、

新論

一 本書の内容

新論を讀まざれば共に時勢を談ずるの資格なしとは、幕末當時憂國の志士間に於て稱せられた語であつた。斯の如く重んぜられた此の書は、尊王攘夷の發祥地たる水戸の思想を代表した、一代の碩學會澤正志齋の著である。そして彼の著書中尤も權威あり、またその隨一の書と稱せられた。文政八年に稿成りて、藩公に獻つたもので、後、安政四年梓にのぼして一般に流布し愛讀せられ、其の正々堂々たる論策は天下を風靡するに至つた。

尊王敬神忠孝を主義とする水戸學は之を三期に區劃して考ふるを便利とする。第一期は義公(光圀)中心の創業時代で、朱舜水、安積澹泊、栗山潜鋒、三宅觀瀾等の諸儒最も力を致し、第二期は文公(治保)中心時代で、立原翠軒、藤田幽谷、長久保赤水、小宮山楓軒、高山雲龍の如き人々が文公を扶けて稍々衰微せる修史事業の復興に努力し、第三期時代は、卽ち烈公(齊昭)中心時代で、青山佩弦、藤田東湖、會澤正志齋、豐田天功、栗田栗里等の諸學者輩出し、義公以來の修史の大事業を完成したのである。そして此の三期時代は所謂大成時代であつて、單に前代の事業を繼承完成したのみならず、更に進んで其の主義精神を大に政治上に活用して、一世の歸向する所を知らしめ

た所謂水戸學の實行時代ともいふべきであつた。而して正志齋は實に此の三期時代を代表した傑出せる學者であつた。されば當時の水戸の思想を知らんとするには、必ず彼の書を一讀するの要がある。左に本書の内容について述べやう。

本書は上下の二卷であつて、丘論七篇に分たれてゐる。第一、國體論を三篇とし、神聖忠孝を以て國を建つるの論より、武を尙び民命を重んずることを說き、第二、形勢論には萬國の大勢を論じ、第三、虜情論に於ては戎狄覬覦の情を論じ、第四、守禦論にて富國强兵の要務を論じ、第五、長計論に、民を化し俗をなすの遠圖を論じて居る。先づ國體論に於て、

天胤之尊。嚴乎其不レ可レ犯。君臣之分定。而大義明矣。天祖之傳ニ神聖一、特執ニ寶鏡一祝曰。視レ此猶レ視レ吾焉。而萬世奉祀。以爲ニ天祖之神一、聖子神孫。仰ニ寶鏡一而見ニ影於其中一、所レ見者卽天祖之遺體。而猶レ視ニ天祖一。於レ是盥薦之間。神人相感。不レ可ニ以已一。則其追レ遠申レ孝。敬レ身修レ德。亦得レ已哉。父子之親敦。而至恩以隆矣。天祖既以ニ此二者一而建ニ人紀一、垂ニ訓萬世一。夫君臣也。父子也。天倫之最大者。而至恩何隆ニ於内一、大義明ニ於外一。忠孝立。天人之大道昭々乎其著矣。

と述べて、忠孝の二大道は天倫の最大なるもので、實に建國の大本であり、そして天祖の御遺訓による所以を明かにし、また

孝以レ移ニ忠於君一、忠以レ奉ニ其先志一。忠孝出ニ於一一、教訓正レ俗。不レ言而化。祭以爲レ政。政以爲レ教。教之與レ政

未ニ嘗分爲ㇾ二。故民唯知下敬ニ天祖一奉中天胤上。所ㇾ鄕一定。不ㇾ見ニ異物一。是以民心一而天人合矣。此帝王所ニ恃以保ニ四海一。而祖宗所ニ以建ㇾ國開ㇾ基之大體也。

と說いて、忠孝一に出で、而して祭政一致、天日の胤天壤と共に窮まりなきは、卽ち茲に基因するものとした。そして近世陋儒俗學の徒が、經義を牽强附會して、新を競ひ博を衒ひ、國體を汚辱して天朝を視ろ寓公の如し、故に名を亂り、義を忘れ、祖宗の訓、巫覡に亂れ、佛に變じ、民心を蠱毒し、而して君臣の義、父子の親、漠然として之を度外に置く、天人の大道果して何處にかあると慨歎して、崇外の思想を排斥し、尊王の大義と國體の萬國に冠絕せる所以を唱道して國民の自覺を求め、進んで世界の形勢を論じ、そして虜情篇に於て彼の對外政策を述べて居る。卽ち

及ニ升平已久一、海內無事。而夷復窺ニ中國一。暗厄利亞重乞ニ通商一、而邏馬亦遣ㇾ僧潛入。竊唱ニ夷敎一、亦皆未ㇾ能ㇾ得ニ其志一也。至ニ近時一、則鄂羅殊張。誘ニ蝦夷一以ニ邪敎一、蠶ニ食諸島一、遂伺ニ內地一、而暗厄利亦頻來。潛誘ニ邊氓一、然則奉ニ胡神一以覬ニ覦中國一者。豈獨波爾林瓦而止哉。夫西夷並立爲ニ戰國一。同奉ニ一神一。見ㇾ利則連和。以濟ニ其欲一、分ニ其利一、

とて、英露二國の勢力が漸く我が國に迫れるよしを述べて、外國が常に宗敎と貿易とを以て國を奪ふの先驅となすは、その常套手段なりと斷じ、また彼等は共同連衡して事に當り、以て其の利

を分つもの也とし、而して近時露國が志を支那に得ざりしより、其の鋒を轉じて遂に略し易き我が北邊を窺ひ、しかも英國を誘ひて先驅となし、自らは其の影に潛む、其の眞意知るべしとて、

夫鄂羅之懷ニ禍心一。百方窺伺。殆將ニ百年一。而飈去電滅。不レ見ニ影響一。暗厄利亞先レ是其來甚疎。而忽與ニ鄂羅一相代。偪ニ人之側一。搜ニ人之懷一。不ニ亦甚可一レ怪乎。鷙鳥之撃也。必匿ニ其形一。則將安知レ非下鄂羅自潛伏。誘ニ暗厄利一爲ニ先驅一。深ニ其機一。不上レ見ニ形迹一也。

と戒め、もし彼等にして、東南諸島に據るを得て、次第に八丈、披玖、種子の諸島に及び、盤踞して巢窟と爲さしめば、其の禍眞に恐るべしとて、攘夷令の機宜に適せるを說き、そして當時世に行はれたる姑息說を排斥して、

然而傭俗之論。猶未レ曉ニ廟堂有ニ深遠之慮一。乃謂黠虜者撫レ之以レ恩。則恭順馴服。畏レ之以レ威。則忿恚生レ變。甚矣。執レ頑守レ迷者。雖ニ曉以ニ幕府之令一。其卒不レ可ニ得喩一乎。夫虜之假ニ妖教一以顚ニ覆諸國一。其欲下呑ニ宇內一而盡上レ之。爲レ日久矣。則其喜怒既已定ニ於數百年之前一。而豈以ニ一恩一威之故一俄易ニ其素謀一哉。

とて、外國の侵略は一朝一夕の計畫にあらずして、一恩一威の故を以て其の意圖を變ずるものに非らず、姑息の仁惠を停め、直ちに掃攘すべしとなした。また神州の兵、精銳萬國に冠たり、夷狄は小醜、憂ふるに足らずとの說に對しては、

神州士勇兵銳。雖ニ風土使ニ之然一。然世有ニ汙隆一。時有ニ變革一。戰國之世。士卒習レ戰。進退疾徐。自合ニ機宜一。故

搴レ旗斬レ將。其勇可ニ得施一也。今士卒不レ見ニ兵革ニ二百年。一旦臨レ事。虛實之變。奇兵之用。誰能素練熟ニ習之一。而怯者先走亂レ陣。勇者徒死傷レ勇。所謂精銳者。未レ可レ恃也。

と論じて、我が兵の精銳は昔時の事實にして今日に於ては、未だ以て直ちに恃むに足らずといひ、そして遠來寡少の兵恐るゝに足らずとの說については

虜絕レ海遠來。其兵不レ得ニ甚衆一。自試ニ螳臂一。不レ足レ憂焉。夫衆寡在レ勢。善用レ勢者。能因ニ敵衆一以爲ニ吾勢一。法曰。全レ國爲レ上。破レ國次レ之。不ニ善用一レ勢者。以ニ吾勢一助ニ敵勢一。其衆不レ足レ恃也。

と述べて、明國を侵せし倭冦の例を擧げて、之れ迂愚の論となした。そして國民を必死の境地に置きて守禦の策を講ずべしとて、

凡守ニ國家一修ニ兵備一。和戰之策。不レ可レ不ニ先定一。二者未レ決。則天下汎々然莫レ知レ所レ向。紀綱廢弛。上下偸安。而智者不レ能レ爲レ謀。勇者不レ能レ爲レ怒。日又一日。坐便ニ虜謀稔熟。拱レ手待レ敗者。是皆坐ニ於內陰有レ懼而不ニ敢斷一故也。……故曰。和戰之策。先決ニ於內一。斷然置ニ天下於必死之地一。然後防禦之策可ニ得而施一也。

と論じた。斯の如く尊王の大義と攘夷の論を說くと共に、政治の改新の必要あるを唱へ、內政を修め、軍政を調へ、邦國を富まし、守禦を頒つの四事は最も急務なりと主張した。

要するに本書の所說が、對外關係より幕府をして尊王攘夷の實を擧げしむることを說いたものであるけれども、文中に迸る尊王の至誠より見るときは、その眞意は寧ろ王政復古にあつたこと

は充分に認むることが出來る。

二　正志齋の略歴

正志齋、諱は安、字は伯民、通稱を恒藏といひ、正志齋また欣賞と號した。憩齋は晩年の號である。天明二年正月十五日、江戸下谷にて生れた、父は名を恭敬といひ、廉潔を以て一藩に聞えた。享和文化の交、水戸藩は人物輩出の時であつた、而して藤田幽谷（名一正）を以て翹楚とする。正志齋は實に其の高弟である。幼より穎敏、學を好み、寛政中、彰考館寫字生となり、後ち留守に斑して江戸に赴き、幾許もなく歸任して歩士に斑し、尋で諸公子の侍讀となり、更に進物番に進んだ。文政九年幽谷歿するや、一時彰考館總裁の職を攝せしも、病を以て之を辭し教授となつた。天保元年郡奉行に擢用せられ、尋で通事又調後に補せられ、翌年冬遂に彰考館總裁に轉じ天保十一年更に弘道館總教に轉じ、小姓頭となり、祿二百五十石を食む。烈公屢々その居宅に臨まれ、諮詢容納する所多かつた。天保十三年烈公謹愼を命ぜられ、天下の形勢一變した。正志齋亦譴を得て仲町に屏居し殆んど四年に及んだ。後ち幕議一變して近海防備策を講じ、烈公召されて之れに參畫するや、特に正志齋の忠誠なるを思ひ祿百五十石を賜へり。安政二年將軍家定諸藩の老儒を召見す。正志齋も亦之れに與かつた。時に年七十四。藩公大に喜ばれ、小姓頭總裁に任じ、新番頭に斑せられた。烈公名刀を賜ひ且つ手書を與へて「今日光榮。比ニ之前日幽囚ニ一何懸隔。卿

其唱二道實學一勿レ負二今日之恩一」といはれた。同四年藩公鹿島神及び孔子を祀り、弘道館々制を制定するや、正志齋の功多きを賞して銀及び絹を賜うた。後ち老を以て職を辭せしも優遇許さず、親ら「仁者壽」の三字を磁盃に書して賜はつた。文久三年病を以て歿す。享年八十二。明治二十四年正四位を贈られた。

柳子新論

一　山縣大貳の生涯

山縣大貳名は昌貞、字は士明、柳莊と號し、大貳は其の通稱である。幼字三之助、享保十年甲斐國巨摩郡篠原村に生る。もと甲州武田の勇將山縣昌景の末裔である。昌景六世の孫、五左衛門昌志、甲府綱豐に仕へ、後隱棲して鄕士となる。昌志の子を昌孝といひ、二子あり長を昌樹、次は卽ち大貳である。

大貳長じて加賀美櫻塢に學ぶ、櫻塢名は光章、甲州山梨郡下河原村の人、山王權現の禰宜である。後京都に遊び經學を三宅尙齋に學び、最も此の人に私淑し、學業日に進み、其の餘風に感化せられたのである。尙齋は淺見絅齋、佐藤直方と相並んで、山崎闇齋門下の三傑と稱せられ、最も經義に深く、師友を超越したとの事である。後年大貳の事に連坐して捕吏の其の邸に向ひし

時、櫻塢即ち白衣を着け、山王權現を默禱禮拜し、悠々縛に就く。家人涕泣して檻輿の中を窺へば、和歌を推敲して、危難の其の身邊に迫つて居るを知らざる樣であつたとの事である。

かくて大貳は、皇學、儒佛等、學和漢を兼ね、渉獵せざるものはないとのことである。けれどもこれに滿足せずして、寛保二年兄昌樹と手を携へて京に上り、花山院、高倉、日野、白川、綾小路等の諸家に就いて有職故實の學を修めた。當時竹內式部は、既に十數年前上京し、德大寺家に仕へて、學業大に進んだ頃である。大貳は滯京中、帝室の衰微、公家の窮乏の狀を目覩し、心中期する所があつて東上した。

竹內式部が、京都追放の刑に處せられた前二年、大貳は江戶四谷坂町に私塾を開きて諸生を教授し、後幾何もなくして八丁堀長澤町に移つた。其の學徒に教授する所は、經學、神道、有職故實、天文、地理等、多方面の學術に亙つて居る。けれども最も專心に講述したのは韜略の學である。依つて上は侯伯より、下は庶民に至るまで、門に來つて束修を納るゝものが數百人であつた。

上州小幡藩の老臣吉田玄蕃が、藩主織田信邦を輔佐し、弊政を改革し、賦課を輕くし、大に人民の信用を得た。用人相原某これを嫉み、陰に玄蕃を傾けんと企畫して居た。玄蕃は大貳に心折し、日々往來したりしが、大貳が兵學を講じ、箱根山の圖につき、攻守の策を指示せるを聽き、其の明確に服し、親しく門生を倚託するやうになつた。これが大貳をして破滅に至らしめた基因

であるが、神ならぬ身の固より知るべくもなかつた。然るに相原某はこれを偵知し、其の異圖あるよしを、藩主及び藩主の生父織田信榮に密告して、玄蕃を黜罰した。

これより先き竹內式部の同志に、藤井右門といふ人があつた。正親町三條家の家臣と稱して居た。豪放にして膽力あり、寶暦の頃江戸に來り、深く大貳を尊信して其の說に敬服し、遂に幕府の專橫を誹議して居た。右門嘗つて町醫宮澤準曹、桃井久馬と酒を汲み、大に大貳の人と爲りを推賞し尊王排幕の議を唱へた。準曹、久馬等固より大義名分を解する人物ではない。斯くて玄蕃等の獄起るに及び、奇貨措くべしとなし、平素大貳、右門等と相往來する者の姓名を錄し、謀反の隱謀ありと幕府に告訴した。實に明和三年十二月の事である。

幕府は大に愕き町奉行依田豐前守に命じて、大貳右門を捕縛した。爲めに連坐して獄に下るもの、吉田玄蕃、加賀美櫻塢父子、竹內式部等二十餘人である。江戸幕府は開府以來、言論を壓迫し、處士を處罰した事は無數であるが、死刑に處した事は、大貳及び右門を以て最初とする。明年八月二十二日、大貳は斬首せられ、右門は更に極刑たる獄門に處せられて居る。今其の判決文を揭げて參考に供する事とする。

永澤町安兵衛店浪人

山縣大貳

四十三

其方儀常に弟子共へ、渡世又は藝術の勵にも候之間、門弟共外入魂致候へば、兵亂或は變事有レ之節、何れの用にも相立、事に寄立身等可レ致旨、申聞候段、兵亂好み候道理に相當、且又甲府御城附御武器員數之儀、覺候にまかせ申散、熒惑星心の宿りに掛り候。右は兵亂の萠に候由、古書有レ之候處、其後上州邊百姓共騷立候間、少は其騷有レ之事の由相咄、當時は禁裡行幸も無レ之、とらはれ同前の雜談致、堂上方之古實に背け候趣を草紙に認、或は兵學の講釋に付、地理へ不二引當一候而難二相分一品は、甲州其外及二見聞一候國々之地利、城々へ引當て要害の場所を譬取用、講釋候儀共、旁恐多不敬之至、不屆至極に付、死罪申二付之一。

大貳の死刑宣告文は右の通りである。江戸四谷全勝寺に葬る。年四十三。然しながら大勢の決する所は、江戸幕府が、いかに言論を抑壓しても、此等名士を處罰しても、如何ともすべからず、勤王論は一段の進展を顯して來たので、大貳の刑死は決して犬死ではないのである。明治二十四年十二月、朝廷大貳の忠節を嘉みして正四位を贈らる。

二　大貳と竹內式部

竹內式部名は敬持、式部と稱し、宗詮の子、正德二年、越後新潟に生る。家世々醫を業とす。享保十三四年の頃京都に上り、德大寺家の僕となり、松岡仲良に學び、後には仲良の紹介にて、其の師玉木葦齋に師事し、神學軍學を學んだ。式部は博覽强記にして、御典儒籍に至るまで窺は

ざる所はなかつた。特に神典有職に精しく、學成る後徒を集めて敎授す。而して其の徒に敎ふるや、晝夜孜々講說して懈らず、其の說く所大義名分を明にし、皇室の衰運を挽回し、幕府の專橫を抑うるにあつた。さうして其の學說の系統は、山崎闇齋、淺見絅齋、玉木葦齋等に加ふるに、若林强齋等であつて、其の資性、端正謹嚴周到緻密であつた。

江戸幕府は朝廷に對して、家康以來敬遠主義の政策を取つた。けれども元祿以後に至りては、所謂勤王思想は、學問の奬勵と共に鼓吹せられた。家重、家治の寶曆、明和時代に於て、竹內式部、山縣大貳事件の如く、勤王思想の具體化したものがあつたのである。此の時竹內式部は、如何なる學說を持して居たか、「廣橋兼胤卿記」に、

式部教方の儀、神書儒書共、天子を至て尊敬之儀强に申請、右之通於二日本一天子程貴き御身柄無レ之候に、將軍を貴と申儀は人々も存知、天子の貴を不レ存候子細は、如何之儀にて可レ有レ之哉。是は天子御代々不足御學問、御不德、臣下關白以下何れも非器無才故之儀に候。天子より諸臣一等に學問を勵み、五常之道備候へば、天下之萬民皆服二其德一、而天子に心を寄せ、自然と將軍も天下之政統を被二返上一候樣に相成儀は必定云々（寶曆三年七月十五日條）。

實に大義名分を明にしたる堂々たる主張である。

然し彼が所言は、江戸幕府に取つては一大痛事であるに相違ない。彼が名聲はやがて京中に高

まり、殊に堂上の中に尊信せられ、桃園天皇は英明におはして、式部の學説を側聞あらせられ、且つ彼が門弟として、徳大寺大納言實憲、公城父子、正親町三條公積、烏丸光胤、今出川公言、東久世通積、岩倉恒具、久我通兄父子等の縉紳四十餘人、地下にも弟子が可なり多かつた。

其の所説は熱心のあまり、幕府の忌諱に觸れるものが多かつた。かくて寶暦六年十二月、第一回の糺問を受けるやうになつた。

寛保二年山縣大貳が兄昌樹と手を携へ上京した時は、式部は上京後十數年後で、彼の學業識見は、大に進んだ時であつた。けれども此の兩士は、恐らく京都で面語する機會は、無かつたものであらう。

後年山縣大貳が幕府に檢擧せられた直接間接の動機は、竹内式部の同志藤井右門との交渉である。式部が寶暦六年、京都追放の刑に處せられてから、伊勢宇治に幽居後八年、明和四年十一月大貳の罪に連坐して、父子共に江戸に召喚せられ、種々糺明の結果、大貳との關係は、明瞭でないが、追放中濫に上京徘徊したとの罪科により、遠流の刑に處せられ、同十二月五日、式部は三宅島に於て病死した。

此の寶暦、明和の疑獄は、式部、大貳、右門等の間に於て、脈絡相通じて居た事は、言ふまでもないことであらう。然し大貳、右門の二人は極刑に、式部は此等の人々とは全然無關係であると

の申開きより、斯かる輕罪に處せられたものであらうが、式部の糺明が、累を皇室其の他に及ぼすを憚つて、斯かる處置に出でたものであらうか。要するに式部と大貳との關係は、甚だ不明瞭となつて居るけれども、矢張暗々裏中に、關係のあつたと見るを至當とすべきであらう。さうして式部と大貳とは、固より申合せた意見ではないが、現代の將軍專制を破壞して、天皇親政となさむとする精神に至つては、其の結論が同一である。

三　大貳と柳子新論

大貳の學識と意見とは、其の畢生の心血をそゝぎたる柳子新論に就いて見ることが出來る。此の著は勿論彼の自著であるが、彼は古人の作に假託して、「駒嶽の陽韮水の曲、吾家之に居る六世、享保の初、數ば水患を被る。修築及ばず、因て其の宅を移し、故地に種うるに韮麥を以てす。畝間偶ま一石函を獲たり、中に錢刀を藏む。皆元明以上鑄る所のもの、函底に一古書有り、題して柳子新論といふ。腐爛の餘披閱に便ならず、先人乃ち一本を謄寫す。凡そ十三篇、當時既に校定を歷たる者ありといふ。後二十餘歲先人歿す。余得て之を讀むに、其の言政體の可否を論ず。まゝ取る可き者有り。亦憤勵の語多し。意ふに中葉以後の作か。其の耶蘇幾何の類を斥くるを觀るに、蓋し亦織田氏の時に在るか。原漢文」といひ、頗るとぼけた書樣である。

本書は寶暦九年三月に脫稿したもので、京都に於て竹內式部事件が勃發した最中である。元來

自己の著作を他人の著作に假託したのは、從來可なり例の多い事で、固より怪むには足らない。處士の言論を籍口して居た江戸時代に於て、時事を論じ、政治を批判する事が、當代の忌諱に觸るべきはいふまでもない事である。

柳子新論は十三篇より成立つて居る。或は彼が兵學者であつた立場より、孫子十三篇に倣つたものであらう。立派な漢文であつて、史論の的確、修辭の妙、漢文に於て多大の修養を積まねば出來ぬ、達意の名文である。

柳子新論中正名は其の首章で、

我東方之爲レ國也、神皇肇レ基緝熙穆々、力作二利用厚生之道一、明々其德光二被于四表一者一千有餘年、(中略)室町氏繼興、武威益盛、名稱二將相一實借二南面之位一、雖レ然先王之明德、深浹二洽乎民心一、則强暴之臣尚不レ能レ無二忌憚一、是以神器不レ移、皇統綫存、逮二乎數世之後一、豪傑交起各據二一方一、龍驤虎奔、相奪相害、無レ有二窮色一、姦賊謀レ事或纘是篡、首無二巾帽一衣無二領袖一、驕傲稱德、暴逆伐功云々。

かの國史の蹤を論じ、又室町以下を云々するは、江戸幕府に對して、當てつけて居るものと見られる。又其の得一篇に於て、

夫天得レ一以淸、地得レ一以寧、王侯得レ一以爲二天下之貞一、(中略)故天無二一日一民無二一王一、忠臣不レ事二二君一、烈女不レ觸二二夫一云々。

彼は現代の將軍政治に不平不滿である。さうして新論中各所に論ずる所を綜合すれば、名分上の主權者たる朝廷の外に、實力上の主權者たる幕府の存立は、實に僭越である。且つ國體に反背するものであるといふ結論を、正々堂々と隱約の間に顯したもので、或は更に一歩を進めて、朝廷の親政を當然の歸趨としたものであつた。

常陸帶
回天詩史
弘道館記述義

一　天保の改革の前後

今、常陸帶、回天詩史、弘道館記述義の解題を述ぶるに當り、三書皆藤田東湖の著述であるから一括して茲に執筆する事とする。

江戸幕府も德川の中期元祿頃までは、さしたる問題もなかつた。少くも幕府の基礎をゆすぶるやうな事情は無かつた。然かも元祿以後に至りては、幕府自身の問題以外に、他動的に二個の重要問題が發生して來た。さうしてます〳〵江戸幕府の影を薄からしめたのである。卽ち一は幕府

對京都の問題である。二は外交の問題である。然かも所謂勤王思想は、學問の奬勵と共に鼓吹せられ、寶暦明和事件に於ける竹内式部、山縣大貳の如き輩出して、勤王思想は、露骨に具體化しつゝあつたのである。また寛政の初年には、幕府は光格天皇に對して、御生父閑院宮典仁親王への孝養を遂げしめず、所謂尊號事件の折衝を惹起したのである。

表面より見たる江戸幕府は、天下泰平、基礎極めて鞏固である。九代家重の晩年から、十代家治にかけて、所謂田沼時代で、此のまゝを持續せば幕府の瓦解は、目睫に迫つて來たのであるが、家齊一橋より入つて十一代將軍となるや、松平定信出でゝ寛政の改革あり、幕府の位置もやや鞏固となつた。然かも家齊の晩年――文化文政時代は、社會一般の風俗紊亂し、天保の初年にはかの明和、安永、天明の時代を再びこゝに現はし來つたの觀があつた。さうして士氣は衰へ、生活は不健全になり、又精神的にも極めて不完全な時代となつて、幕府は一髪千鈞を引くの危機に迫つて居た。即ち江戸幕府の病が、既に内臓を犯しつゝある時、奮然蹶起して、これに對して大手術を加へやうとしたのが、水野越前守忠邦の天保改革である。

文政十年九月、家齊の第四子家慶、軍職を嗣ぎ第十二代將軍となる。家慶は暗弱の質であつたから、就職の初は大御所たる父家齊の裁決であつた。從つて天保の改革は突然起つたのではなく此の大御所時代から、少しづゝ着手して居たのであつた。

天保十二年正月三十日、家齊は六十九歳を以て突然薨去した。病氣の經過も危篤のことも、一切不明の裡に急に不幸のことがあつたので、種々の流言が行はるゝ程であつた。前將軍在世中は所謂大御所時代であつて、さすがの忠邦も、十分驥足をのばす事が出來ず。家齊薨去後（天保十二年）、家慶は老中水野忠邦を任用し、奢侈を抑へ、文武を奬勵する事があつた。これを天保改革といふのである。

水野忠邦は德川氏の譜代の家柄の出で、忠光の子である。初め肥前國唐津にて六萬石を領し、後内願して遠州濱松に移つたのである。けだし濱松は中央政府に近く、後年老中として天下に期待した彼は、其の燃ゆるが如き野心に基くものであらう。忠邦は性質賢明で、學問も非常にあり且つ寬政の宿老松平定信を慕ひ、屢々就て質問し、又阿部備中守正精、酒井修理大夫忠進等と親昵して居た。其の後京都所司代、大坂城代を經て老中となり、官吏として十二分の經驗を得て居たのである。

天保十二年五月、政治改革の令を發し、思ふまゝに其の手腕を振つた。其の發表された將軍の上意なるものは極めて簡單であるが、享保、寬政の政治に復して、綱紀を振肅し、諸事儉約質素を旨とすべしといふにある。

今天保改革の要點を摘記すれば、

(1) 奢侈及び風俗の矯正に關する取締
(2) 女髪結劇場に關する取締
(3) 問屋組合制度の廢止
(4) 直轄地を江戸、大坂附近に集める策

等である。

老中水野忠邦の改革に先だち、改革の先鞭を着けたのは、水戸に於ける徳川齊昭の國政改革である。少くとも忠邦は、齊昭を倣ひ、其の刺激によつた事は言ふまでもない。されば忠邦の天保の大改革は、上は松平定信の寛政の改革を復興し、他は水戸齊昭の改革を參取したものといはれるのである。換言すれば水戸齊昭は一藩に行ひ、忠邦はこれを天下に行ふたに過ぎなかつた。

二　水戸齊昭と藤田東湖

齊昭は治紀の三子で幼名を敬三郎といひ、夙に英邁の譽が高かつた。これより先き齊修(哀公)の死せんとするや、其の繼嗣問題に就いて騷動が持ち上つた。文政十二年十月の事である。此の繼嗣子問題に就いては、兩派に分れて來た。家老たちの中には、家齊の庶子を養子とするに傾き且つ等しく東照公の胤であると論じて居る。東湖等は之を聞いて、これ國家の大事である。志士たるもの命を捨てゝ國に報ずべきは此の秋であると覺悟し、山野邊兵庫等數人と、其の日の中に

江戸に上つた。上司の許可なくして國を出づる事は、固より嚴禁である。かゝる行爲を敢てした東湖等の決心は知るべきである。

東湖等の東西に奔走したる苦心は容しからず、同十月八日幕府は敬三郎を以て繼嗣とすべきことを允許した。同十一月三日哀公の葬儀あり、同十八日敬三郎は元服し、從三位中將に任ぜられ齊昭と申したのである。文政十二年十一月、齊昭は三十歳にして水戸九代の藩主となつた。後謚して烈公といひ、初代賴房（威公）二代光圀（義公）と併稱せらるゝ明君であつた。藤田東湖が此の事を記して、

> 朔日の夜より晝夜ひきもきらず、各江戸に驅登り、或は小石川の屋形に至り、執權職の人々を詰り、或は守山の君見えて志を述べ、或は彼方此方に潛り居て、事の様をぞ窺ひける。四日の夜より仰ぎ戴くべき君なければ人々いよ〳〵心を苦しめ思を焦しけるに、かしこくも哀公世にましませし時、自ら志を記し給ひて、朶雲片々と號け給へる御書あり。執政職の人々等是を披き見るに、敬三郎君を以て嗣となし給はん事を記し給ひ、久御葬の事厚くすべからず。いとよき謚を捧ぐべからずなど、其の外ありがたき仰言のみ遺し給ふ。是に依て家老中山守信もて、敬三郎君を養ひ給ひて、世子となし給はむことを幕府に請ひ給ふ。將軍家速に許し給ひ、同八日の日に其の旨諸士に諭しければ、人皆哀み且つ喜び、うば玉の暗の夜明けて、あかね差し出づる日を拜める心地せしこそ理なれ。（常陸帶）。

と記して居る。彼は三十歳まで部屋住みであつたが、固よりさるべき心掛けがあつたのであらう。英明の資性に加ふるに聰明、人情の表裏、社會の明暗等、あらゆるものに通曉して居た苦勞人であつた。さうして今錐は嚢中に包まれて居るのである。

齊昭は襲封第一に、齊修時代權威をほしいまゝにして居た吏僚を淘汰した。其の模樣は東湖の常陸帶に詳しいけれども、當時罷免せられた人々は榊原淡路守、岡崎平兵衛、御庭奉行關十兵衛御勘定奉行茅根幸右衛門、同太田要八、其の他國家老赤林八郎左衛門、其の外吉村傳右衛門等悉く斥けられた。

さうして新に登用せられた人材は、藤田、立原兩派から拔擢せられたのである。此の兩派は繼嗣問題につき、彼を擁立した人々で、可なりな人士が多かつたから、彼としては必然の結果であらう。新に登用せられた人々中、藤田派からは山野邊兵庫を執政に、藤田虎之助、武田彦九郎、山國喜八郎等、立原派からは藤田主書を執政に、小宮山次左衛門を御側用人に、立原甚太郎を小姓頭に、それ〳〵任用した。

齊昭の政治については、主要の官吏を任免するばかりでなく、其の他にても東湖の常陸帶が雄辯に物語つて居る。

一　文武を勵まし言路を開き給ふ事

一　儉素を守り給ふ事

一　奢侈を抑へ給ふ事　（常陸帶）

等の項目にそれぐ〳〵詳記してあるのである。

中納言の君いたく奢侈を惡み給ひて、聊も衣服飲食の美を好み給はず、黑木綿の御上召、棧留の御袴、麻の御肩衣にて、御褥も夏は必ず麻を用ひ給ひ、御羽織は夏冬共に麁布を召され、日々の御膳も是に准じ、粗食を用ゐ、御儀式事又は佳日などの御菜の數多き事あれば、御側の者に分ち賜はりなどして、是彼の御好みましまさず。三家の身として、いたく世にかはれるさまなどしては、幕府に憚りありと仰せられ、登營し給ふ時は、御衣服も必ず御先格を守り給ふと雖も、別して華美の品を用ゐ給ふ事なく、諸大名の富める人々登營の度毎に、くさぐ〳〵の印籠などかへ用ゐるを見給ひ、君はいつも黑く塗りたる普通の御印籠に、朱にて戸の字三つ書たるをのみさけ給ふ。されども御腰の物は必ず正宗の大小を帶し給へり云々（常陸帶）。

かくの如く齊昭は、自ら行ふ所は極めて質素である。其の一藩に儉約令を勵行することは當然である。

天保十一年正月、齊昭は藩に就き、兵備、田制、學制等、あらゆる方面に藩の政務を革新した。卽ち弘道館を建て、神儒一致、文武合一を主義とする教育を施し、又田畑の境界を正し、兵馬の調練を行ひ、海邊の防備を嚴にし、惡僧を淘汰し、おびたゞしく寺院を廢合した。此の改革

に與つて献身の努力を盡したものは東湖である。惟ふに光圀の理想は、齊昭に至つて一半は具體化したるものである。

天保十四年五月幕府に召され、家慶將軍に謁見あり、饗應の上黄金百枚、及び鞍、鐙、太刀を賜はつた。永年の治績を賞し、其の忠誠を嘉納されたものである。東湖が、

天保十四年癸卯の四月、大將軍の君、日光山なる神廟に詣で給ふにぞ、我が中納言の君も、尾張、紀伊の君諸共に豫參し給ふ。同じ年の五月の中つかた水戸に歸り給はむとする時、殊更に御使もて登營し給ふべき旨仰せありしかば、君も臣もいかなる御事やあらむと思ひしに、大將軍の君臺顏殊に怡ばしく、君を御側近く進め給ひて、君年つ頃政事務め給ふことを深く感じたまへる由仰せありて、御手づから黄金作りの御佩刀を參らせしのみならず、金梨の地に群鶴を蒔繪にしたる御鞍鐙に、黄金數多添へて參らせ、老中濱松の侍從、臺慮の旨を手づから記して君に捧ぐ。(常陸帶)

と記して居る。齊昭及び東湖等の得意は其の絶頂であらう。

藤田東湖名は彪、字は斌卿、誠之進と稱し、東湖は其の號である。藤田幽谷の第二子で、文化三年三月十六日に生れた。生來あまり文字を好まないで、馬術劍術を修業して居た。或日史を讀み讎然悟る所あり、夫れよりして刻苦して勉學した。

文政九年の冬、父幽谷の死に遭ひ、父の後を嗣ぎて彰考館の編修となり、總裁の事を攝した。

やがて書を史館總裁靑山量介に與へて、館中の五事を論ず。議論剴切。文辭雄健。人始めて其の力を文學に專らにせし事を知つたのである。哀公逝去、烈公繼立の際、同志と江戸に至り、大事を定めたるは前に述べた通りである。

東湖の父幽谷は、忠孝節義の士が好きであつたので、適切なる敎育を其の子にほどこし、文武兼備の俊傑たらしめた。言論風發、處事果決、東湖は實に口舌の人であると共に、又實行の俊豪であつた。且つ其の事を論じ、己を處する事は、平生の學問に取り、處世學問の一致を實現せしめ居り、之を貫くに一片の正義を以てして居たのである。

齊昭其の俊才を知り、擢んでゝ郡奉行となし、三遷して御側用人となる。時に一國の人才を網羅して内外布列し、皆職に稱へりと號して居た。東湖は齊昭を輔けて、紛擾を收め、序々に新政の實効を收め、天下の耳目を一新するに至つた。然し小人輩の奸策はうるさくつき纏つて居た。

弘化元年四月江戸幕府は、齊昭の異志あるを疑ひ出府を命じた。依つて齊昭は東湖等を從へ、五月二日水戸を發足した。時に東湖は病氣で、惡寒頭痛可なり烈しかつた。醫者も家人も頗る氣遣うて引留めたが、東湖は死を決して立ち、四日の旅行中、絶食の有樣で五日漸く小石川の邸に着いた。彼は自ら此の事を記して、

公曰臺命至嚴不レ可ニ依違一。其遽辦ニ行裝一。有司請下以ニ五月二日一發上レ。公許焉。執政結城寅壽番頭雜賀孫市。側

用人彪等從焉。彪自二四月二十八日一臥レ病。至レ是惡寒頭痛殊甚。衆醫爲難二其行一。彪心謂斯行死且不レ辭。區々猜痾奚足レ經レ意。慨然自奮告二別於萱堂及妻孥一。心誓二永訣一云々（回天詩文）。

というて居る。其の決心の度知るべきである。

本來三藩の主が出府すると、其の日將軍が閣老に命じて、藩邸に就いて賀せしめるが例であるのに、

故事三藩之君參府。卽日大將軍使三閣老就レ邸賀二之。而是日闕焉。邸中失レ望皆曰公必獲二嚴譴一。彪竊謂事既發。則噬レ臍無レ及。不レ如下及二其未發一早爲中之計上。然臣子之處レ變也。殺レ身以訴レ冤則人或憐二其志一而信二其言一。徒以二口舌一爭則愈來二猜疑一而受二寄辱一云々。（回天詩文）。

と東湖が記してある通り、此の度は將軍の使者として、老中も見えない。藩中皆色を失つてしまつた。東湖は卽ち「君公罪を獲れば萬事休す。臣子たるものは身を殺して、哀情を訴ふる外はない」として、親戚朋友に訣別の意を示し「君辱めらるれば臣當に死すべし。死豈毫も辭すべけむや」の二句を作つて其の決心を示した。

時に近侍の者が君の御召であるとて東湖を呼んだ。東湖が齊昭の前に出ると、元老中山守信や執政の戶田忠敬などが座に居た。中山等退出せむとする時、齊昭の仰せには「自分は不肖の身で藩內を十分治める事が出來なかつた。他事を以て罪されるなら是非も無いが、たゞ自分が異志を

懐き、禍心を藏する疑ひを受けるとなると、單に自分一己の恥辱であるばかりでなく、威公（頼房）以來歴代の思召も全く仇となる譯である。若し自分が不幸壽命が無ければ憾みを呑んで此の儘死なう。苟くも天餘年を假さば、則ち寃罪を明白にし、恥辱を雪ぎたいと思ふから、汝等どうぞ此の意を體してくれ」と容を正し聲色共に勵しかつた。三人の臣だちは感慨無量、仰ぎ見る事が出來ずに退去した。東湖は此の君公の言を聽いて豁然感悟し、遂に自殺を思ひ止まつた。齊昭は果して駒込の藩邸に致仕謹愼を命ぜられ、家督は嫡子鶴千代に賜ふ事となり、又東湖も幽閉さるゝに至つた。

　齊昭が幕府から「御國政向格別被㆓行届㆒」の褒賞を蒙つたのは、天保十四年で、既に前に記した通りである。其の後僅に一年、かく掌を反すやうに幕府の意嚮の一變したには、夫々謂があるのである。

　當時水戸藩に於ては革新者と、保守主義と兩派に分れて居た。保守主義者は、藤田、戸田等の如き小身者が擧用せられ無人の如く權勢を振ふのを喜ばなかつた。殊に齊昭が儒教を尙ぶあまりに佛寺を破壞し、梵鐘を鑄潰し、鐵砲を鑄造する等の所爲があつたので、保守者はこれを以て不穩の事とし、又齊昭を怨んで居た僧徒もこれに加はり、遂に、水藩に騷動が勃發するに至つたのである。かくて齊昭は「齊昭事近年驕慢にして、我意に任せ施政を改革し、往々幕府の施政に違ふ

事あるは、三親藩として諸藩の模範たるべき心得に反く」との廉で、斯く處罰されたものである。

天保改革の立役者水野忠邦も、あまりに其の功を急ぎ、又其の方法を誤つたので、益々人望を失し、天保十四年九月、遂に其の職を罷めた。かくて土井利信が老中首班として事を處理したが弘化元年失脚し、同年七月忠邦はまた起用せられて再び老中首班を命ぜられた。けれども前日の勢もなく、翌年二月罷免せられ、在職中不正の事があつたといふので蟄居謹愼を命ぜられ、子忠精家を繼ぎ、出羽山形に轉封せられた。忠邦は弘化四年二月十六日、六十九歳で卒去した。

斯樣な次第で天保改革は四方怨嗟の的となり、水野忠邦は全く失脚すると同時に、水藩の保守主義者は、是に呼應する所があつたので、遂に齊昭處罰となつたのであるが、齊昭は親藩中では固より、海内第一流の人物であつたから、阿部伊勢守正弘が、幕府の要路に立つに至つて、又齊昭の出廬を請ふに至つたのである。

嘉永六年米國の軍艦浦賀に來り、外國との交渉急に複雜になつて來た。幕府は齊昭を起して海防の衝に當らしめた。其所で、齊昭はまた東湖をして種々畫策せしめた。けれども其の主張は攘夷論に傾いて、閣老達とは意見が合はなかつた。然し此の攘夷論はまた天下を風靡したもので、四方有志の士其の門を敲くもの非常に多かつた。寛政二年十月二日夜、江戸に大地震があつた。東湖は母を救はうとして家に入り、梁棟が落ち其の下敷となつて遂に命を殞した。時に年五十。天

下の惜む所であつた。

三　常　陸　帶

弘化元年五月、水戸齊昭の罪を得て隱居謹愼を命ぜらるゝ時、東湖も亦罪を蒙り幽閉されたのである。東湖が、

日旣暮公命レ駕徒二駒籠一。彪與二同班諸子一送二諸中奥廊下一。公戴二烏帽一着二黑衣一風姿蕭然。諸臣莫レ不レ流レ涕。是夜四更執政肥田傳レ命。中山與津二氏蒙レ責所謂差控。戸田與レ彪奪レ職禁錮所謂蟄居。五更歸レ舍戒レ僮鎖二門戸一(回天詩史)。

と當時の事を記して居る。

齊昭の罪を幕府に得たる原因は前に記した通りである。けれども齊昭を輔けて革新の政を斷行し、新政の實行を修め、天下の耳目を一新したのは、全く東湖其の人である。されば東湖は齊昭に對し、天下に對し、萬死もなほ輕いとして心中實に憂慮して居るのである。

嗚呼彪浴二公之殊遇一。非二他人比一而不レ能レ察二禍於未萠一。尸位素餐以致二我公今日之辱一。死有二餘罪一而幕府寬仁。使三彪獲二生路一。有レ所二悔悟一抑亦幸矣。(回天詩史)。

というて居るのは、眞に彼が胸中である。翌年更に小梅村の別邸に幽閉された。東湖は以來一日も君寃を雪ぐことを忘れず、文天祥の正氣歌に和して、自ら其志を述べて、

和二文天祥正氣歌一

天地正大氣粹然鍾神州秀爲不二嶽巍巍聳千秋注爲大瀛水洋洋環八洲。發爲萬朶櫻衆芳難與儔凝爲百錬鐵鋭利可斷鍪。藎臣皆熊羆武夫盡好仇。神州誰君臨。萬古仰天皇皇風洽六合明德侔大陽不世無汚隆正氣時放光。乃參大連議侃侃排瞿曇乃助明主斷燄燄焚伽藍中郎嘗用之。宗社磐石安。清丸嘗用之。妖僧肝膽寒。忽揮龍口劍虜使頭足分。忽起西海颶怒濤殲妖氛志賀月明夜陽爲鳳輦巡芳野戰酣日。又代帝子屯或投鎌倉窟憂憤正憤々。或作櫻井驛遺訓何慇懃。或殉天目山幽囚不忘君或守伏見城一身當萬軍承平二百歲。斯氣常獲伸。然當其鬱屈生四十七人乃知人雖亡。英靈未嘗泯長在天地間凛然敍彝倫誰能扶持之卓立東海濱。忠誠尊皇室孝敬事天神修文兼奮武。誓欲清胡塵一朝天步艱。邦君身先淪。頑鈍不知機。罪戾及孤臣孤臣困葛藟君冤向誰陳孤子違墳墓何以報先親荏苒二周星。獨有斯氣隨嗟予雖萬死豈忍與汝離屈伸付天地生死又何疑。生當雪君冤復見張四維死爲忠義鬼極天護皇基

冒頭に我が神州は。天地の正氣が集つて居る所であると起し居る。これは國體や、國史を述べて最後に、小梅幽居の感想に及ぼして居る。

今日此の正氣を持して居るものは、我が水戸藩で光圀侯や齊昭公である。さうして皇室を尊び孝敬以て天神に仕へて居る。然るに一旦水戸藩の天運は惡く、齊昭公は先づ謹愼を命せられ、家臣共は途方に暮れて居るのである。爲めに獨り君公を罪に陷れしのみならず、自分も同じく罪に

處せられて居る爲めに君公の寃罪を雪ぐことも出來ず、又墳墓の地を去つて居るから、先親に報ずることも出來ず、ぐず〳〵二年間幽居して居る。然し正氣は常に我につき纏つて居る。生死天命にまかせ、決して疑惑を懷く事はない。苟くも死したならば、忠義の鬼となつて永久に我が皇室を護り奉らう。といふのが一篇の趣旨である。此の幽閉中執筆したのが、常陸帶と回天詩史とである。

常陸帶執筆の動機及び結構は、東湖自ら其の序文に明記して居る。さうして此の序文を敷衍し國を思ひ、君を思ふ至誠を綴りたるが常陸帶一篇である。

草枕旅の宿にはしゐして、つら〳〵いにし十年あまりの事を思ふに、或はとよさか登る朝日のかげに、かぶとの星をかゞやかし、若草萠ゆる春の野に駒の足を並べて治れる世に亂を忘れざるためしを開き、夜は秋風にかかるくまなき月の夜は、樓船に棹さし出、詠もひろ浦の中に酒くみ交し、詩歌管絃の興を催し給ひ、或は消弘むてふ館に、若き男等を召して、文學び槍太刀つかふ技を試み給ひ、或は偕に樂てふ園に年高き人々を招ぎ、老を養ふ古事をしたひ給ひ、或は霜の夜雪のあした山野に鷹狩して、御身をならし、或は蓬の窓繩の戶ほそに至りて、民の情を知り給ふ類、其の折ごとに、必ず御馬の後に侍ひ、御供の中に連りて、かしこくも御樂をも苦しみをも、共にしまゐらせ朝な夕な、君にま見え奉らざることなかりしを、今は君も臣も、彼方此方に籠りひそまりゐて、思ふこと人づて以て申上むことだにかなはぬ世となりぬれば、去年の五月のことは夢にやありけ

む。今年の五月の事は夢にはよもあるまじなど、賤がをたまきくり返し、昔をしのび出づるまに〳〵、一つ二つ書きつゞり口ずさみて、君に見えぬる心地をなし、徒然を慰むるほどに、水莖の跡つもりて、机にみちぬれば、分ちて上下二卷となし、名づけて常陸帯といふ（常陸帯序）。

とあるにて明白である。

常陸帯は上下二卷に分れ、主公齊昭の施政及び東湖との關係を詳記したもので、

上卷

中納言の君世を嗣がせ給ふ事
奥右筆の舊弊を破り給ふ事
御代の初執政其外職々賞罰し給ふ事
文武を勵まし言路を開き給ふ事
儉素を守り給ふ事
奢侈を抑へ給ふ事
　外五項目

下卷

弘道館を建て給ふ事

朝廷を尊び幕府を敬ひ給ふ事
夷狄の禍を慮り給ふ事
神社を尊崇し給ふ事

外四項目

に就いて記述して居り、最後に「幕府の褒賞を蒙り給ふ事」を縷々記述して卷末に、「常陸帶の書こゝに書き果てつる事、心無きにあらず。見ん人心してかな」と擱筆して居るは、大に東湖の意のある所である。

右上下二卷中、東湖の最も力を盡して居る所は、冒頭の齊昭の繼嗣問題で、これは筆を極めて詳細に記して居る。やがて東湖等君臣の密接なる關係の生ずる所である。次ぎには下卷の「弘道館を建て給ふ」の項である。「夫れ政と敎と其名二つにして二つにあらず。文と武と其道異にして異ならず」と卷頭に記して、諄々と弘道館設立の所以を記述して居る。

常陸帶の文體は、和漢混淆文の上乘なるものである。彼の平安朝に現はれた國文は、優雅であるけれども、時勢の進むにつれて人事は益々複雜となり、遂に平家物語、太平記の如き瑰麗な文章が生じたのである。其の後此の種の文體は、戰國亂離の際でも、僅に命脈を保つて居た。降つて元祿時代には、儒學は實に盛になり、節義を尙び、道義を重んずる學問で世を風靡して居て、

當時の五代將軍綱吉の功勞も、此の點に於て亦大なるものといふべしである。

當時の漢學者は皆國學を研究したものであつて、此等漢學者の手に成つた新文體は、和文漢文の粹を拔き長を取り、巧に融和したものであつて、和文の如く柔弱に陷らず、漢文の如く佶倔ならず、如何なる事柄でも自由に表現する事が出來たのである。常陸帶が卽ちこれである。遒勁な所に達意の所があつて、流暢謹嚴、獨特の妙味がある。實に常陸帶は白石の「折たく柴の記」「同藩翰譜」室鳩巢の「駿臺雜話」と並稱すべき名文章である。

四　回天詩史

回天詩史は、東湖が小梅幽閉中、常陸帶と共に執筆したものであつて、左の述懷の長詩の各句毎に、往事を追懷して、敷衍說明したものである。

述懷

三決レ死而不レ死。二十五回渡二刀水一。五乞二閒地一不レ得レ閒。三十九年七處徙。邦家隆替非二偶然一。人生得失豈徒爾。自驚塵垢盈二皮膚一。猶餘二忠義塡二骨髓一。嫖姚定遠不レ可レ期。丘明馬遷空自企。苟明二大義一正二人心一。皇道奚患レ不二興起一。斯心奮發誓二神明一。古人云斃而後已。

さうして其の執筆の次第は、自記の序文に明瞭である。

今之獲レ罪屛居也。偶得二三決レ死矣而不レ死之句一。既而又就二其韻一賡下二十五回渡二刀水一之句上。毎レ得二一句一追二

懐往事ニ感慨四集。乃就ニ其句ニ錄ニ事實於ニ左。如レ此者連日遂成ニ八韻十四句。其錄亦又爲ニ十一篇ニ云々（回天詩史）

東湖は三度も自殺を決心して遂に死ねずに居る。其の間二十五回も利根川を渡り、水戸と江戸とを往復して國事に奔走した。五度も職を辭して閑地に就かうとしたがそれも出來ず。三十九年間に住所も七遷して居る。其の間に君公罪を獲、已も亦同じく幽閉されて居る。個人の身上ですら斯樣である。我が水藩の盛衰し變化するのは當然である。人生の得意となり失意となるも、決して謂なき事でない。幽居數月塵垢皮膚に滿つには驚くけれども、一片の忠義心は、骨髓に泌入つてこれを塡めて居る。私の如き不敏の者は霍去病や班超の如き大業は、とても出來る柄でないが左丘明や司馬遷やが左傳や史記を作つた例に倣つて、國史を修めて大義名分を正さうとだけは心掛て居る。それで此の大義を明にし人心を正さば、皇室が興起しない事は無からう。東湖は天地神明に誓つて、忠義骨髓を埋むの精神を以て、斃れて後巳むの志を達せんとするものである。

前にも記したやうに、常陸帶は齊昭幕府の恩賞を蒙る所に擱筆して居るのは、東湖の大に意のある所である。本篇は徹頭徹尾、彼が幽閉中の作であるから、筆端自ら慷慨淋漓、畢生の心血を竭して、齊昭の至恩に報じ、自己の至誠を天下に向つて絶叫したのである。

五　弘道館記述義

水戸藩は第二代光圀の時に、彰考館の設けがあつたが、齊昭の時に至つて弘道館が設立され

た。齊昭の事業といふよりは水藩の事業として、天下に傳ふべき大業である。

天保亥の年始て其事を起し給ひぬ。水戸城の傍なる南三の丸の間は、國の中央なれば是を學校の地と定め給ひそこに住みし士大夫の宅十二區を移し、武甕槌の神を祝ひ奉り、孔子の廟を營み、文學・兵法・禮樂・書數・弓馬・槍刀の類、各々其學ぶ所を授け、又馬に乘りて弓を射、銃を放つ事を習ふ所より、士卒を集めて進退を習はしむる場に至る迄其中に設け、弘道館と名つけ給ひ、青山量助延于、會澤恒藏安、二人を擧げて小姓頭となし、弘道館教授の長を命ぜられ、其他文武の士あまた擧けて、各其の職を命ぜらる(常陸帶)。

とある通りで、天保十一年正月起工し、同十二年七月に至つて略ぼ落成した。さうして光圀の素志は齊昭に至つて、具體化したる觀がある。

弘道館は水藩の子弟を教養するばかりでなく、尊王攘夷論の總司令部の如き觀があつた。今齊昭の書いた弘道館記を左に擧げてみよう。

弘道館記

德川齊昭

弘道者何。人能弘レ道也。道者何。天地之大經而生民不レ可二須臾離一者也。弘道之館何爲而設也。恭惟上古神聖立レ極垂レ統。天地位焉。萬物育焉。其所下以照二臨六合一統中御寓內上者。未二嘗不一レ由二斯道一也。寶祚以レ之無レ窮。國體以レ之尊嚴。蒼生以レ之安寧。蠻夷戎狄以レ之率服。而聖子神孫尚不二肯自足一。樂下取二於人一以爲上レ善。乃若二西土唐虞三代之治教一。資以贊二皇猷一。於レ是斯道愈大愈明。而無二復尚一焉。中世以降。異端邪說。誣レ民惑レ世。

俗儒曲學。舍レ此從レ彼。皇化陵夷。禍亂相踵。大道之不レ明二於世一也蓋亦久矣。我東照宮撥レ亂反レ正。尊レ王攘レ夷。允武允文。以開二太平之基一。吾祖威公實受二封於東土一。夙慕二日本武尊之爲一レ人。尊二神道一繕二武備一。義公繼述。嘗發二感於夷齊一。更崇二儒教一。明レ倫正レ名。以藩二屛於國家一。爾來百數十年。世承二遺緒一。沐二浴恩澤一。以至二今日一。則苟爲二臣子一者。豈可レ弗レ思レ所下以推二弘斯道一。發中揚先德上乎。此則館之所二以爲設一也。抑夫祀二建御雷神一者何。以下其亮二天功於草昧一。留中威靈於茲土上。欲戊原二其始一報二其本一。使丁民知丙斯道之所乙繇來甲也。其營二孔子廟一者何。以下唐虞三代之道。折中衷於此上。欲己欽二其德一資二其教一。使戊人二知丁斯道之所丙以益大且明不乙偶然甲也。嗚嘑我國中士民。夙夜匪レ懈。出二入斯館一。奉二神州之道一。資二西土之教一。忠孝无レ二。文武不レ岐。學問事業。不レ殊二其效一。敬レ神崇レ儒。無レ有二偏黨一。集二衆思一宣二群刀一。以報二國家無窮之恩一。則豈徒祖宗之志弗レ墜。神皇在天之靈。亦將二降鑒一焉。設二斯館一以統二其治教一者誰。權中納言從三位源朝臣齊昭也。

弘道館記は所謂水戸學の精神であり、經典であり、神髓である。館記中に「忠孝无レ二文武不レ岐。學問事業不レ殊二其效一。敬レ神崇レ儒、無レ有二偏黨一」とあるは、東湖等の常に躬行して居る所である。さうして弘道館記述義は、東湖が詳細にこれを敷衍講述したものである。弘道館記は固より齊昭の撰であるけれども、其の實は東湖の結構に基くものであつて、齊昭の事業も、要するに東湖輔佐の功業が大いなるものである。

中朝事實

中朝事實自序

恒觀蒼海之無窮者。不知其大。常居原野之無畦者。不識其廣。是久而狃也。豈唯海野乎。愚生中華文明之土。未知其美。專嗜外朝之經典。嘐嘐慕其人物。何其放心乎。何其喪志乎。抑好奇乎。將尙異乎。夫中國之水土。卓爾於萬邦。而人物精秀于八紘。故神明之洋洋。聖治之緜緜。煥乎文物。赫乎武德。以可比天壤也。今歲冬十有一月。編皇統之事實。令兒童誦焉。不忘其本云爾。

龍集己酉

（寛文八年）

山鹿高興謹誌

〔草昧屯蒙〕易に「草謂草創、昧謂冥昧、言天造萬物於草創之始、如在冥昧之時也云云」とあり、天地草創の時を云ふ。
〔悠久〕中庸に「博厚所以載物也、高明所以覆物也、悠久所以成物也」とあり、はるかに久しき也。
〔神聖〕孟子に「大而化之、之謂聖、聖而不可知之、之謂神云々」とあり、即ち天皇を申す。
〔二神之迹〕國常立尊、天御中主尊二神の事蹟也。
〔休明〕大に明かなる意、左傳に「楚子問鼎之大小輕重焉、對曰、德之休明雖小重也云々」とあり。

中朝事實 上

皇統

天先章

天先成。而地後定。然後神明生其中焉。號國常立尊。
一書曰。高天原所生神名。曰天御中主尊。
謹按。天者氣也。故輕揚。地者形也。故重凝。人者二氣之精神也。故位其中。凡天地人之生。元無先後。形氣神不可獨立也。天地人之成。未嘗無先後。氣倡之。形和之。神制之也。蓋草昧屯蒙之間。聖神立其中。悠久而不變。是所以尊其神號國常天中也。夫天道無息而高明也。地道久遠而厚博也。人道恒久而無疆也。天得其中而日月明。地得其中而萬物載。人得其中而天地位。恒中之義。萬代之神聖所以正其祚也。二神之迹。今雖不可知焉。竊幸得聞常中之二尊號。是本朝治教休明之實也。天下之治恒久。而萬物之情可以觀之。至誠無息以制其中。禮乃明也。政恒則不變。禮行則不犯。神聖之知德。萬世之規範也。
凡神神相生。乾坤之道相參而化。所以成此男女。自國常立尊迄伊弉諾尊・伊弉冊尊。是謂神世七代者矣。

謹按、次第之天神生生悠久之間。因天地之質。以建此皇極也。此間不可容庸愚之舌頭。

伊弉諾尊・伊弉冊尊、巡國中之柱、定男女之禮、生大八洲及海川山草木鳥獸魚蟲。致蒼生可食而活、教養躋之道、生諸神定其分。功既至、德亦大、靈運當遷、寂然長隱者矣。

謹按、伊弉諾・伊弉冊者、陰陽唱和之發語也。二神者、陰陽之全集。故以奉此尊號也。蓋草昧悠久之間、天神生生之後、二神初立中國、而正男女之大倫。男女者陰陽之本、五倫之始也。有男女、而後夫婦・父子・君臣之道立。二神終制大八洲、奠山川、導河海、草木種藝、鳥獸得處。人始得平土、播五穀、植桑麻、而蒼生之衣食居足。既足則不無教戒。故命諸神聖、以有其境。二神之功業、萬世以兌左袵。豈不顯哉、不承哉。

以上、論天地生成之義。謹按、天地者陰陽之大極也。陰陽甚殊其用、而互交其根。遠而近、近而遠。所其形有五、所謂木火土金水也。木火者陽、而金水者陰也。土者兼其二、而位其中。陰必含陽、故水形柔也。陽必蔽陰、故火用烈也。水火者象也、金木者形也。火者氣也、純昇而不止。水者形也、專降而盈科。陽之昇陰必從之、陰之降陽必從之。故昇降亦無息矣。

夫積氣之間、其精秀爲日月星辰、其動靜爲河漢風雷、而有雲雨霜雷之用。夫地者形滓之凝以爲土。其積也不息、而山岳丘陵川河谷澤載之不辭。陰陽無窮、而有經緯、有四時、有日月之蝕、有日之長短、有時之寒暑、有一年一月、有一日一刻、有二十四節、有七十二候、有氣盈朔虛。是天地互交、以爲千態萬變也。人亦在萬物之一、而稟其精、得其中。其智

〔皇極〕帝王の建てたる準則也、書經に「皇極、皇建其有極」とあり。

〔蒼生〕萬民也。

〔左袵〕衣の襟を左前に合はすを云ふ夷狄の風俗也。

〔積氣〕天を云ふ、列子に「天積氣耳」云々。又「積氣成天、積形成地」とあり。

〔河漢〕天空に見ゆる河の如き無數の星の一帶、所謂天の河也。

〔二十四節〕一年の氣節を云ふ、十五日を一氣とし、二氣を一月とし、二十四氣を一年とす。

〔七十二候〕氣候に因つて一年を七十二に別つ、即ち五日を一候とし、三候を一氣とし、六候を一月、七十二候を一年とす。

〔乾坤〕天地也、王維の文に「放心望乾坤」とあり。

〔曆象〕曆を推し天體運行の象を見る也、書經に曆象日月星辰云々とあり。

〔循之〕統べ治むる也。

〔庶富〕肥え富む也韓愈の文に「四海日富庶云々」とあり。

〔沃壤〕肥えたる土也、温子昇の文に「考茲沃壤、建此精廬云々」とあり

〔開闢〕魯靈光殿賦に「上紀開闢遂古之初云々」とあり世の開けし初め也

〔億光〕數の多きに譬ふ。

之靈致之、則無不通。其德之明盡之、則無不感。故形容天地不言之妙、模樣乾坤幽微之誠。以造曆象。考時日。定人物之極。建萬世之敎。然乃天地者人倫之大原。而神聖者天地之性心也。人君仰觀俯察。以正上下。定尊卑。致其智。明其德。而後可參乎天地也。或疑。天地有心乎。愚謂。既有其形氣。則未嘗無其性心。天地以無息爲心。故消長往來。終而復初。神聖以常中爲心。故常彊明其德。是天地神聖所以一其原也。

中國章

天神謂伊奘諾尊伊奘冊尊曰。有豐葦原千五百秋瑞穗之地。宜汝往循之。廼賜天瓊戈。瓊玉也。此云努。

一書曰。豐葦原千五百秋之瑞穗國者。大八洲未生以前。已有此名。而無形相。強字其形爲天瓊矛者也。大八州國者。卽瓊矛之所成。其中心號曰大日本日高見。名大日本者。由大日靈貴降靈故有此名。

謹按。是謂本朝水土之始也。初既有此稱。則其水土之美不議而可知之。蓋豐者庶富之言也。葦原者草昧之稱也。千五百者衆多之義。秋瑞穗者百穀盛熟之意也。天神之靈無不通。故知水土之沃壤。人物之庶富。敎化可以施焉。夫知其機之謂乎。二神從之以遂其功。所其繫全在天神也。懿哉本朝開闢之義。悉因神聖之靈。是乃實天授之人與之也。故皇統有億

〔不倚〕左傳に「設机不倚云々」とあり、他に頼らざる義也。

〔無相對〕比較すべきもの無き也。

〔蒂〕花の蔕也。

〔星宿〕星のとまる所也、玉海に、引周禮疏、指星體、謂之星、日月所會、名宿、云々と出づ。

〔卓爾〕勝れたる貌也、論語に「如有所立卓爾云々」とあり。

〔野處〕原野に住する也、易に「上古穴居而野處云々」とあり。

〔營窟〕穴居也、孟子に「上者爲巢、下者爲營窟」とあり。

兆之系。終與天壤無窮矣。

伊弉諾尊伊弉冊尊、以磤馭盧島爲國中之柱、（柱此云美簸旨邏。）而生大日本（日本此云耶麻騰。）豐秋津洲。始起大八洲國之號焉。（耶麻止。又野馬臺。又耶麻堆。皆同。）

謹按、磤馭盧島者、自凝之島、言獨立而不倚之稱也。磤馭盧者自凝之辭也。二神立於天浮橋之上、以天之瓊矛指下而探之、是獲滄溟、其矛鋒滴瀝之潮凝成一島、是也。國中者中國也。柱者建而不拔之稱、恒久而不變也。大者無相對、日者陽之精明而不惑之稱、本者深根固蒂也。或曰、大日靈貴所降之地、故有此號。豐者盛大之稱、秋津者象其形也。（蜻蛉此曰秋津。）大八洲者、其始生八洲也。所謂土者陰之精、八者陰之極數。而統八方之義也。（後世分天下爲五畿七道。乃合八洲之義。）本朝生成之初也。凡地之有洲、猶天之有星。地乃一陰水之相積而其間有洲島之相顯、如天之積氣裏星宿（秀音）相著也。其洲或連續而異其域、或相獨立而異其洲。本朝唯卓爾于洋海裏、天地之精秀、四時不違、文明以降、皇統綿々不斷、其名實相應、可并考也。以日本號耶麻騰者、猶言山迹。上古人民、穴居野處、專凭山爲營窟、故人迹在山。神武帝東征之日、因其山迹之多、以建州設都邑、乃稱號耶麻騰。今之倭州是也。自此以耶麻止爲天下之通稱。（神武帝起自大倭州也。外國猶稱夏・殷・周也。）也。或曰倭國、或曰倭奴國、猶曰吾國。（吾此曰倭。曰倭奴。以倭音假用。外竊國不知之、以字義論說。尤差謬。）

按。其稱耶麻止者。神武帝朝已後。史書追稱呼也。神武帝紀曰。始有秋津洲之號也。然乃秋津亦追稱也。

皇祖高皇産靈尊。遂欲立皇孫天津彥彥火瓊瓊杵尊以爲葦原中國之主。

謹按。是以本朝爲中國之謂也。先是天照太神在於天上曰。聞葦原中國有保食神。然則中國之稱自往古既有此也。凡人物之生成。一日未嘗不襲水土。故生成平易之土者。稟平易之氣。而性情自平易也。生成險難之土者。稟險難之氣。而性情堪危險。豈唯人而已乎。鳥獸草木亦然。是所以五方之民皆有性而異其俗也。蓋中有天之中。有地之中。有水土人物之中。有時宜之中。故外朝有服于土中之說。迦維有天地之中也言。南人亦曰得天中。愚按天地之所運。四時之所交。得其中。則風雨寒暑之會不偏。故水土沃而人物精。是乃可稱中國。萬邦之衆。唯本朝及外朝得其中。而本朝神代既有天御中主尊。二神建國中柱。則本朝之爲中國。天地自然之勢也。神神相生。聖皇連綿。文武事物之精秀。實以相應。是豈誣稱之乎。

神武帝繼神代之迹。都日向國宮崎宮。曰。東有美地。青山四周。彼地必當足以恢弘天業光宅天下。蓋六合之中心乎。遂東征初平中州。觀大倭國畝傍山東南橿原地。經始帝宅。

謹按。運屬鴻荒。時鍾草昧。蛇龍鳥蟲得其處。異人分疆陵躒。唯此西邊可以治。故天孫先降此。多歷年。以養正。逮神武帝。王澤既霑。當足恢弘天業光宅天下。故有此東征。始擴

〔保食神〕食物の神也、日本書紀神代上に「一書曰、云々既而天照大神在於天上詔曰、聞葦原中國有保食神、宜爾月夜見尊就候之、月夜見尊受勅而降、已到于保食神許、保食神乃廻首嚮國則自口出飯云々」とあり。和名抄に「保食神、保猶保持也、宇氣者食之義也、言是保持食物之神也」とあり。

〔五方〕中央と東西南北をいふ。

〔迦維〕一本迦羅に作る、卽ち唐土也。

〔大倭國畝傍山〕大和國高市郡白橿村畝傍也。

〔分疆〕境界を立てる也。

〔躒〕一本轢に作る

中州之實、蓋西者金、東者木。自西及東者。征伐之相尅也。自東及西者。化育之相生也。左旋右行。乃天地日月五行之道、至誠無息也。聖皇之征治。乾坤可以法也。或疑。二神以醜馭盧島爲國中之柱。廼生大日本。然乃天孫之降、何在西偏乎。愚竊謂。是以末季之俗意。量上古之靈神。甚涉意見聽聞也。神聖之道、悠久而其功成。先因其易而建其極。考其過化而洪其業。故其成也久。其根本也固。實萬世不拔之大基。博厚配地。高明配天。悠久無疆也。二神爲國中之柱者。大日本所以可爲中州之言也。二神之聖。既鑑萬世。以此洲爲中國。以天孫主此洲。其天鑒巍巍乎哉。

神武帝三十有一年夏四月乙酉朔。皇輿巡幸。因登腋上嗛間丘。而廻望國狀曰。妍哉乎國之獲矣（妍哉此云鞅奈珥惠夜）。雖內木綿之眞迮國。猶如蜻蛉之臀呫焉。由是始有秋津洲之號也。昔伊弉諾尊目此國曰。日本者浦安國。細戈千足國。磯輪上秀眞國。（秀眞國此云袍圖莽句儞）復大己貴大神目之曰。玉牆內國。及至饒速日命乘天磐船。而翔行太虛也。睨是鄕而降之。故因目之曰虛空見日本國矣。

謹按。本朝之地形。長廣（曰廣）東西。短袤（曰袤）南北。西上東下皆豐大也。背艮位而嚮離明。象蜻蛉之臀呫。洋海廻四方。唯西方少可寄外域之船。而無襲來之畏。故稱浦安國。玉牆內國。是內木綿之眞迮國也。其形如戈。而品物無不備。尤秀精之地。故曰細戈千足國。磯輪上秀眞國。帝曰。妍哉乎國之獲矣。噫大哉。蓋國之在地。不可枚擧。而其文物古今。所稱以外邦爲宗。日

〔相尅〕五行の運行にて、木は土に、土は水に、水は火に、火は金に、金は木に勝つこと也、相生の對也。

〔相生〕木より火を、火より土、土より金、金より水、水より木を生ずることをいふ。

〔妍哉〕あゝ美し也　神代紀に「妍哉、可愛少男云々」とあり。

〔內木綿〕繭を云ふ、內の狹ければ、狹き國の意の眞迮國の枕詞に用ひし也。

〔眞迮國〕眞は賞詞也、迮國は狹き國の義也。

〔臀呫〕　和訓栞に「蜻蛉の雌雄互に尾を銜み輪になりて飛ぶを云ふ」とあり。

〔艮位〕東北也。

本朝鮮次焉。愚竊考惟。四海之間。唯本朝與外朝共得天地之精秀。神聖一其機。而外朝亦未如本朝之秀眞也。凡外朝其封疆太廣。連續四夷。無封域之要。故藩屛屯戍甚多。不得守其約。失是一也。近迫四夷。故長城要塞之固。世世勞人民。失是二也。守戍之徒。或通狄構難。或奔狄泄其情。失是三也。匈奴・契丹・北虜易窺其釁。數以劫奪。其失四也。終削其國。易其姓。而天下左衽。大失其五也。況河海之遠。而魚蝦之美運轉之利不給。故人物亦異其俗。如啖牛羊衣毳裘坐榻床。可以見之也。況朝鮮蕞爾乎。獨本朝中天之正道。得地之中國。正南面之位。背北陰之險。上西下東。前擁數洲而利河海。後據絕峭而望大洋。每州悉有運漕之用。故四海之廣猶一家之約。萬國之化育。同天地之正位。竟無長城之勞。無戎狄之膺。況鳥獸之美。林木之材。布縷之巧。金木之工無不備。聖神稱美之嘆豈虛哉。昔大元世祖奪外朝。乘其勢擊本朝。大兵悉敗。而歸彼地者僅三人。其後元主數窺而不得使我藩籬。況高麗・新羅百濟皆本朝之藩臣乎。聖神翔行太虛而睨是鄕而降之最宜哉。

後漢書曰。大倭王居邪麻堆。唐東夷傳曰。日本古倭奴也。是皆因商賈販人之言。記其事。故不足以證也。以上論本朝之水土。

崇神帝十年七月。選群卿遣四方。同年十月。命四道將軍。以平戎夷之狀。

謹按。是中國分四道之始也。此時王化未習。故有此命。

成務帝五年秋九月。隔山河而分國縣。隨阡陌以定邑里。因以東西爲日縱。南北爲日橫。山陽曰影面。山陰曰背面。是以百姓安居。天下無事焉。

〔封疆〕領分也。

〔四夷〕四方の夷也爾雅に「九夷八狄七戎六蠻謂之四夷」とあり。

〔藩屛〕藩籬となりて本家を屛蔽するを云ふ、左傳に「封建親戚以藩屛周」とあり。

〔魚蝦〕魚介也。

〔毳裘〕毛皮の衣也

〔蕞爾〕小さき貌也

〔布縷〕布と撚り糸也。

〔崇神帝〕人皇第十代の天皇、御諱御間城入彥尊、開化天皇の第二皇子也

〔成務帝〕人皇第十三代の天皇、御諱稚足彥尊、景行天皇の第四皇子、御母八坂入媛也。

〔阡陌〕田間の道也四書備考に「廢井田開阡陌云々」とあり。

謹按、是中國分國境、定諸道之始、蓋景行帝五十五年。以彦狹島王拜東山道十五國都督、則東山道等之名、既在前朝也。（崇峻帝二年、有東山北陸東海觀察使。此時或定七道乎。及孝德帝定新式、始有五畿七道制。）凡村里以統縣。縣以統郡。郡以統國。國以統道。是自一迄十、自十歸一、猶身使臂、臂使指。一元氣周遍四支百骸、故天下之大、四海之遠、王化無不通、正朔無不受也。王畿者、七道所以宗之。畿內者王室之小天下也。畿內之制明、則七道隨風而正。是乃北辰居其所、而衆星共之也。聖帝詳水土之制、百姓安居、天下無事、萬世因之以損益焉。帝之功不亦大乎哉。以上。論分（道境之始。）

神武帝東征己未年、下令曰、當披拂山林、經營宮室、而恭臨寶位、以鎭元元。上則答乾靈授國之德、下則弘皇孫養正之心。然後兼六合以開都、掩八紘而爲宇、不亦可乎。觀夫畝傍山（宇禰縻夜摩）東南橿原地者、蓋國之墺區乎。可治之。卽命有司經始帝都。

先人曰、帝繼神代之蹤、都日向國宮崎宮。

謹按、是中州營都之初也。墺區猶言最中。（墺、四方土可居也。區、物可止藏也。）蓋帝以平章於天下之蒼生、爲大任、深思切謀、守天帝授命之重、開天孫悠久之業。遂東征以制中州、始議都宮之地、建後世之規、以永祚於萬萬世也。此後國勢富庶、人物日盛、而代代有遷都。至元明帝、遷都於平城、以揚七代之聖風。終桓武帝、欲篤先聖之成烈、安億民之所止、敬天之休、致人之順、詔達視新都之地。惟土以中、惟卜以食。惟民以興、故大命庶官、以服于土中。遷都於山州平安

〔景行帝〕人皇第十二代の天皇、御諱大足彦尊、垂仁天皇の第三皇子、御母日葉酢媛也。

〔崇峻帝〕人皇第卅二代の天皇、御諱泊瀨部、欽明天皇の第十二皇子、御母蘇我小姉君也。

〔正朔〕天子の朔暦政令也。

〔平章〕書經に、平章百姓、とあり、庶民を明かに治むるを云ふ。

〔元明帝〕人皇第四十三代の天子、御諱阿閇、天智天皇の第四皇女、御母蘇我姪娘也。

〔桓武帝〕人皇第五十代の天皇、御諱山部、光仁天皇の第一皇子、御母高野新笠也。

城。振明德於萬億世。是乃神武帝㝢區之實也。古人云。遷都之君皆不復振。中州之遷都豈夫然乎。非違夷狄之害。非畏盜刧之難。唯富庶世充。土壤不給。故遷都日振。國勢彌張矣。夫京師爲四方之極。猶紫宮爲周天之極也。其選都邑。非其中。乃不得其實。所謂中者。精秀之氣。天地以位。四時不違。陰陽惟中。寒暑不過。人民以止。萬物以聚。禮義惟立。武德以行。而後可稱㝢區。可謂土中。本朝者。始有中柱中國之號。況神武帝制中州。都㝢區。其皆得其精秀。及平安城。選之極。中之至。一歸神聖立國之道。故時序正。而寒暑不過。土壤膏沃。而人物文章。中州中華之名實相齊。建都之制大備。是乃㝢區之生成也。以上。建都邑之始。

謹按。是天神宮殿之始也。今其制不可言。八者四方四隅之數。天者人物之所法也。能詳其實。則萬世之規制又始于此也。

伊弉諾尊伊弉冊尊。降居磤馭盧島。化作八尋之殿。又化竪天柱。

神武帝辛酉。於畝傍之橿原也。太立宮柱於底磐之根。峻峙搏風於高天之原。

一書曰。神武帝建都橿原。經營帝宅。仍令天富命。太玉命之孫。率手置帆負彦狹知二神之孫。以齋斧齋鉏。始採山材。構立正殿。所謂底都磐根宮柱。布都之利立高天乃原爾搏風高天之利。排皇孫命乃美豆乃御殿乎造奉仕也。故其裔今在紀伊國名草郡御木麁香二郷。古語正殿。謂之麁香。採材齋部所居。謂之御木。造殿齋部所居。謂之麁香。

〔紫宮〕紫微宮に同じ、北斗の地にある星座、古來天帝のゐます所といひ轉じて、王宮をいふ。晉書に「紫微大帝之座、天子之常居也」とあり。

〔文章〕論語に「大哉堯之爲君也、云々、煥乎有文章。云々」とあり、道德美しき也、又禮樂制度等一國の文明をなすものをいふ。

〔一書〕古語拾遺をさす。

〔搏風〕上代の家作りに、切棟作りの屋根の左右の端に用ふる長き材也。

〔排〕此の處脫字あり、「御戶排豆」也。

〔經始〕つくり始むるをいふ。
〔樸〕あら木也。
〔斲〕あら削り也。
〔泰〕甚しき也。
〔儀形〕則る也。詩經に「儀＝刑文王、萬邦作＝孚云々」とあり。
〔金榜〕西京雜記に「列＝榜書＝人姓名、將相金榜、其次銀榜云々」とあり、名札也。
〔路寢〕正殿也。
〔黼扆〕書經に「狄設＝黼扆綴衣＝云」とあり、天子の諸侯に對する時背後に立つる屛風也
〔丹墀〕宮殿の義也漢書に「以＝丹朱＝漆＝地、謂＝之丹墀＝云々」とあり。
〔青瑣〕成語考に、「禁門曰＝青瑣＝云」とあり。
〔法座〕正座也、漢書に「當＝戶牖之法座＝云々」とあり。

謹按、是人皇宮殿之始也。此時去荒濛之世未遠、唯構正殿、以象神代之天柱、始萬世之洪基也。凡宮者室也。殿者堂之高大、屋之嚴正也。人必有居、有居則未嘗無宮殿。況人君乎、況帝居乎。既有宮殿則不無制度、故經始之營、上正天時以象文明、下隨水土以量豐約、中考百世以模聖賢、且樸匪斲。去泰去甚、折中以儀形當時、垂示萬代。是乃天神天柱之實乎。蓋中州代代之經營、專簡樸而盡力於溝洫。唯有大極殿・大安殿之名。是乃宮殿也。大極殿以臨朝。大安殿以宴群臣。是宮與殿也。

桓武帝遷都於平安城、牢籠先王、鑒察異域。大張規模、造新門、營新宮、名其門題金榜。釋弘法、橘逸勢、野道風。藤行成、書其字。名其殿以蒞言。前殿曰紫宸、其制肖外朝之明堂。乃饗萬國朝諸侯之所。秦漢曰前殿、周曰明堂路寢。又曰南殿。天子負黼扆南嚮以聽政之義也。中殿曰清涼。常寢居所。又曰御殿。平生宴遊之所也。後殿曰貞觀。乃后宮也。此外宮殿・堂樓・院閣、丹墀青瑣、金鋪玉戺、音俟砌也。非欄綺窓、無不盡善盡美。圖以河洛賢聖、而法大舜視古人之象、像以乾坤儀形、而守聖皇立宮柱之太敞、九重之深邃、披九條之廣路、十二之通門迭洞。十七之寶殿珠聯、以宸儀仰彌高。法座則彌正。彼如事固陋、與愛紛奢、不可同日而語之也。以上制宮城之義。

崇神帝十年冬十月乙卯朔、詔群臣曰、今返者悉伏誅。畿內無事、唯海外荒俗、騷動未止。其四道將軍等今忽發之。丙子將軍等共發路。十一年夏四月壬子朔己卯、四

〔鴻蒙〕天地の未だ分れざる貌、混沌といふに同じ。

〔逸民〕世を逃がれたる人をいふ。

〔武內宿禰〕屋主忍男武雄心命の子、母は菟道彥の女影媛、成務天皇の時大臣となり、後神功皇后を輔けて三韓を征服す、景行、成務、仲哀、應仁、仁德の五朝に歷仕し、官に在る事二百四十四年、其年壽を詳かにせず。

〔多褹〕大隅國熊毛郡種子島を云ふ。

〔邊要〕國境の要害なる地をいふ。

道、將軍以平戎夷之狀奏焉。是歲異俗多歸。國內安寧。

謹按。二神定可守之境之後。鴻蒙草昧、而封疆未分。神武帝經綸天業。制中州之後。又未弘恢化德。帝識性聰敏。尤有雄謀。故大開四方以規邊要。下無逸民。教化流行。終正蒼生之課役。利船舶之運轉。天下大平也。

景行帝二十五年秋七月庚辰朔壬午。遣武內宿禰。令察北陸及東方諸國之地形且百姓之消息也。二十七年春二月辛酉朔壬子。武內宿禰自東國還之奏言。東夷之中有日高見國。其國人男女並椎結文身。爲人勇悍。是摠曰蝦夷。四十年夏六月東夷多叛。邊境騷動。冬十月。命日本武尊征之。蝦夷服罪。五十三年巡狩于東海。

謹按。帝自征西州。巡狩東方。封建七十餘子。各令如其國。是乃定四方之邊境。爲王室之藩屛也。

成務帝四年春二月丙寅。國郡立長。縣邑置首。取當國之幹了者。任其國郡之首長。是爲中區藩屛也。五年秋九月。隔山河而分國縣。隨阡陌以定邑里。因以東西爲日縱。南北爲日橫。山陽曰影面。山陰曰背面。

謹按。天下之邊要。逮帝其制相成。蓋邊要者天下之藩屛也。四邊唯以陸奧・出羽・佐渡・對馬・多褹爲邊要國。以太宰府・鎭守府爲藩鎭。所鎭西府者。備異域之襲來。鎭守府者。征蝦夷之跋扈。異域竟不得侵邊境。蝦夷數寇東藩。故有國守。有將軍。有兩國按察使府秋田城介。以

信夫郡以南租稅。充國府之公廨。以苅田以北稻穀。充鎭府之兵糧。常置五千人兵。運送許多兵器。是愼邊要也。凡承平之治。王化之澤。無下浴。而邊境之廣。遠人之俗。必異教殊風。故其弊或盜賊劫竊。入山據險。或因吏務之奸謀。邊民含恨之事。未嘗無之。故擇吏幹之才。詳巡察之使。以安邊疆。是上古之聖戒也。豈可忽乎。以上守邊要之備。

以上論水土之規制。謹按。地在天之中。中又不無四邊。而得其中。曰中國。言得天地之中也。天地之中何。四時行。寒暑順。水土人物甚美。而無過不及之差。是也。萬邦之衆。唯中州及外朝得天地之中。故人物事義大不異。其建極以致聖教。殆如合節也。朝鮮亦同水土。然朝鮮者與外朝同封域。唯在其東藩也。蓋有土地則有國郡。有國郡則有都鄙之分。而設王畿建都宮。制道路。四方以通之。四藩以屛之。故其規也。其制也。未嘗不盡其道。凡上法天象。下詳地勢。校人物之計會。察治亂之機。以致其禮用。以盡其至誠。則遠近都鄙內外。無不同其俗。通其利也。天下之大。國郡之區。雖不可一擧。自朝廷及邦畿。自王畿及四方。自四方至四疆。猶一元氣之周流營衞四支百骸。而以統諸於一胷臆。然乃朝廷王畿者。天下之規範而兆民所具瞻也。豈縱一人之私。伐當時之治。而不致其規制乎。

皇統章

伊弉諾尊伊弉冊尊共議曰。吾已生大八洲國及山川草木。何不生天下之主者歟。

〔公廨〕役所也。
〔承平〕太平の世を承け嗣ぐ也。
〔吏幹之才〕官吏の技能の才也。
〔建極〕崔融の文に「包混元而建極、體造化而開階云々」とあり、民の則とすべき道をたつるを云ふ。
〔王畿〕昔周代の土地區劃の法に王城を中心として四方千里以內の土地をいひしが、轉じて王城ある都附近の地をいふ。
〔胷臆〕胸中也。
〔規範〕孔安國の文に「所以恢弘至道示人主以規範也」とあり、手本也。
〔具瞻〕要路に立ちて衆人の仰ぎ見る所となる也。

〔六合〕東、西、南、北、上、下の六方の稱、易傳の序に「遠在六合之外、近在一身之中」云々とあり。

〔天柱〕八尋殿の心の御柱也といふ、又一説には、風神祭詞に「我御名者天御柱の命云々」とあるが如く風神をいふとあり。

〔夭折〕若死するを云ふ。

〔無道〕道理に外れたる者を云ふ、論語に「如殺無道、以就有道何如」云々とあり。

〔殘害〕傷ひ殺す也、後漢書に「聖朝曾無赦宥、而并被殘害」云々とあり。

〔倭姬命世記〕垂仁天皇第四皇女倭姬命の御一世を記せる書也。

於是生日神。號大日孁貴。（大日孁貴。此云於保比屢咩能武智。孁音力丁反。一書云天照大神。一書云天照大日孁尊。）此子光華明彩。照徹六合之內。故二神喜曰。吾息雖多。未有若此靈異之兒。不宜久留此國。自當早送于天而授以天上之事。是時天地相去未遠。故以天柱舉於天上也。次生月神。（一書云。月弓尊。月夜見尊。月讀尊）其光彩亞日。可以配日而治。故亦送之于天。次生蛭兒。雖已三歲。脚猶不立。故載之於天磐櫲樟船而順風放棄。次生素戔嗚尊。（一書云。神素戔嗚尊。速素戔嗚尊。）此神有勇悍以安忍。且常以哭泣爲行。故令國內人民多以夭折。復使青山變枯。故其父母二神勅素戔嗚尊。汝甚無道。不可以君臨宇宙。固當遠適之於根國矣。遂逐之。

一書曰。伊弉諾尊曰。吾欲生御宙之珍子。乃以左手持白銅鏡。則有化生之神。是謂大日孁尊。右手持白銅鏡。則有化生之神。是謂月弓尊。又廻首顧眄之間。則有化神。是謂素戔嗚尊。卽大日孁尊及月弓尊。並是質性明麗。故使照臨天地。素戔嗚尊。是性好殘害。故令下治根國。

謹按。是中國定其主之始也。大日孁（字書曰。郎丁反。女也。）貴者卽日神。鎭坐伊勢州之大神宮。宗廟之嚴神。本朝之元祖也。月弓尊者月神。是又爲伊勢別宮（倭姬命世記云。月夜見命二座。一書曰。御形馬乘男帶太刀。）也。

蛭兒者攝津州西宮社夷三郎是也。素戔嗚尊者出雲州大社是也。或曰。大社者。天神爲大巳貴所造供也。素戔嗚行於根國。故於中國無降迹。後世祭大巳貴。故合祭素戔嗚者也。世號一女三男是也。凡氣聚形生。則必有其精謂之心。謂之性。是其主也。天地相成而陰陽之精懸象著明之謂日月。日月者天地之主也。四時之運行。寒暑之去來。云一日。云一月。云一歲。皆以日月爲綱紀。天地之氣候不正。則懸象又不著明。人民之有君長亦然。人民之精可以主之。不以其精。則人物不能盡其性也。蓋二神共議者。不容易其事也。以神鏡者。明而不倚也。雖天神之靈欲生天下之主。而難精惟一。可以見之也。故所其生爲日爲月。而天地茲位。爲蛭兒。爲素戔嗚。河海猛惡亦有其長。夫所共生皆天神之子。而因其量命其分。噫神之德大哉公哉。竊按。天神欲生天下之主。而日神以生。故以日神爲地神之太祖。朝廷宗廟之第一。然乃歷代之聖主。不守二神之精一致懸象著明之實。則豈承神明之統乎。或疑。二神之聖何生此二不肖乎。愚謂。噫是何言乎。二氣五行之變。未嘗無過不及。天地之大。其精爲日月星辰爲名山大川。其粗爲風雲雷雨爲潢汙丘陵。精粗相因。而後萬物遂天其覆之。地其載之。是其至大也。至公也。人物在天地亦然。故明暗曲直。柔剛弱強並行。各盡其性。是神聖贊其化也。二神者是天地也。生此明暗柔猛。以主萬物。萬物各盡其性。其道不亦偉乎。因子之說。則取上而遺下。貴桑麻而棄菅蒯也。生此四神而天下始安。萬民得所。二神所共議。無俗學可以疑焉。以上定本朝之主。

天照太神之子。正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊。娶高皇產靈尊之女栲幡千千姬。生

〔綱紀〕後漢書に、「巍々乎若道天地之綱紀、帝王之壯事」とあり、大綱と小綱にて、轉じて法則をいふ。

〔太祖〕始祖也。

〔宗廟〕祖宗の靈廟を云ふ、書經に「社稷宗廟、罔不祇肅」とあり。

〔二氣〕陰と陽と也

〔五行〕支那古代の學說にて天地萬物を組成せる元素、卽ち木、火、土、金、水の稱也、書經に「在昔、鯀堙洪水、汨陳五行云々」とあり。

〔菅蒯〕茅と油茅にて、賤物の意に譬へいふ。

〔正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊〕素戔嗚尊の子也。

〔天穗日命〕素戔嗚尊の子、正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊の次に生まれし也、日本書紀に「復含右髻之瓊、著於右手掌中、化生天穗日命」云々」とあり。

〔寶鏡〕八咫鏡也、拾遺に「卽以八咫鏡及草薙劒二種神寶、授賜皇孫、永爲天璽、矛玉自從、卽勅曰、吾兒視此寶鏡、當猶視吾」云々」とあり。

〔所御齋庭之穗〕所謂大嘗祭の本也、齋庭は天照大神の大嘗聞こし食す爲めに齋ひ淨めたる庭にて、中臣壽詞の文の齋場とあるに同じ、穗は拾遺に「是稻穗也云々」とあり。

天津彦彦火瓊瓊杵尊。故皇祖高皇產靈尊、遂欲立皇孫以爲葦原中國之主。召集八十諸神而問之曰。吾欲令撥平葦原中國之邪鬼。當遣誰者宜也。惟爾諸神勿隱所知。僉曰。天穗日命是神之傑也。可不試歟。於是俯順衆言。卽以天穗日命往平之。然此神佞媚於大巳貴神。比及三年。尚不報聞。是後高皇產靈尊更會諸神。選當遣於葦原中國者。經津主神・武甕槌神誅諸不順鬼神等。果以復命。于時高皇產靈尊。以眞床追衾覆於皇孫使降之。天降日向襲之高千穗峯矣。到於吾田長屋笠狹之碕矣。

一書云。天照太神乃賜天津彦彦火瓊瓊杵尊八坂瓊曲玉及八咫鏡・草薙劒三種寶物。又以中臣上祖天兒屋命。忌部上祖太玉命。猿女上祖天鈿女命。鏡作上祖石凝姥命。玉作上祖玉屋命。凡五部神使配侍焉。因勅皇孫曰。葦原千五百秋之瑞穗國。是吾子孫可王之地也。宜爾皇孫就者治焉。行矣。寶祚之隆。當與天壤無窮者矣。

一書曰。天兒屋命。太玉命。陪從天忍穗耳尊以降之。是時天照太神手持寶鏡授天忍穗耳尊而祝之曰。吾兒視此寶鏡。當猶視吾。可與同床共殿以爲齋鏡。復勅天兒屋命・太玉命。惟爾二神亦同侍殿內。善爲防護。又勅曰。以吾高天原所御齋庭之穗。亦當御於吾兒。則以高皇產靈尊之女號萬幡姬配天忍穗耳尊爲

〔彦火瓊々杵尊〕古事記に「天津日高日子番能邇々藝命、御合高木神之女、萬幡豐秋津師比賣命、生子天火明命、次日子番能邇々藝命也云々」とあり、天津日高子番能邇々藝命の第二子也。

〔大國主神〕天之冬衣神の子也、古事記に「天之冬衣神娶刺國大神之女、名刺國若比賣、生子大國主神、亦名謂大穴牟遲神、亦名謂葦原色許男神、亦名謂八千矛神、亦名宇都志國玉神并有五名」とあり。

〔兼容之量〕親疎の別無く人言を平等に容るゝ度量也。

妃降之。故時居於虛天而生兒。號天津彥火瓊瓊杵尊。因欲以此皇孫代親而降。故以天兒屋命・太玉命及諸部神等。悉皆相授。且服御之物一依前授。然後天忍穗耳尊復還於天。故天津彥火瓊瓊杵尊降到於日向槵日高千穗之峯。

一書曰。天祖天照太神・高皇產靈尊乃相語曰。夫葦原瑞穗國者。吾子孫之可王之地。即以八咫鏡及草薙劍二種神寶。授賜皇孫。永爲天璽。所謂神璽劍鏡。

謹按。是天孫降臨之始也。一書云。大國主神亦名大物主神。亦號國作大巳貴命。亦曰葦原醜男。亦曰八千戈神。亦曰大國玉神。亦曰顯國玉神。其子凡有一百八十一神。夫大巳貴命與少彥名命。戮力一心。經營天下。蓋二神寂然長隱之後。大巳貴命素戔嗚尊子。少彥名命高皇產靈尊子。平此國建大造之績。大巳貴命及其子事代主神。及合八十萬神於天高市。帥以昇天。陳其誠款之至。而后天孫天降此國也。凡天神者。生知之聖神。而每事問之。俯順衆言。其兼容之量。噫至哉。使配侍五神者。共有大功於此國也。寶祚之隆當與天壤無窮。十字祝天孫永祚合天地之德也。眞床追衾者。表覆無外之義。蒙澤於蒼生之名也。三種寶物者。乃天神之靈器。傳國之表物。其寄甚重矣。神武帝謂饒速日命曰。是實天神之子者。必正有表物。可相示之。蓋言傳國之表物。天照太神手持寶鏡祝之。神勅至矣盡矣。聖主萬萬世之嚴鑑也。此時雖未有教學授受之名。謹讀此一章以詳其義。則帝者爲治之學。唯在用力於此乎。異域堯・舜・禹・受授之說。亦豈外乎此矣。以上天孫降臨。

神日本磐余彦天皇。　諱彦火火出見。彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊第四子也。及年四十五歲。謂諸兄及子等曰。昔我天神高皇產靈尊・大日孁尊。擧此豐葦原瑞穗國。而授我天祖彥火瓊々杵尊。於是火瓊々杵尊闢天　開披雲路。駈山蹕以戾止。是時運屬鴻荒。時鍾草昧。故蒙以養正。治此西偏。皇祖・皇考。乃神乃聖。積慶重暉多歷年所。自天祖降跡以逮。于今一百七十九萬二千四百七十餘歲。而遼邈之地。猶未霑於王澤。遂使邑有君村有長。各自分疆用相凌躒。抑又聞於鹽土老翁。曰。東有美地。青山四周。其中亦有乘天磐船飛降者。余謂。彼地必當足以恢弘天業光宅天下。蓋六合之中心乎。遂東征　定中州。

謹按。是人皇平於中州。續天祖之降跡始也。

辛酉春正月庚辰朔。天皇卽帝位於大倭州橿原宮。是歲爲天皇元年。尊正妃爲皇后。立皇子神渟名川耳尊爲皇太子。

謹按。是天皇卽位之始也。初天神以磤馭盧島爲國中之柱。分巡國柱。天孫立於浮渚在平處。立宮殿。皆後世卽位之意也。洪濛之間悠久以養正。帝明達大雄。善繼乾靈之志。善述皇孫之事。一戎衣而東方服。故建人皇之洪基。開卽位之大禮。蓋卽位者何。天子卽大寶之位也。人君纔天建極。萬國以朝。元元以仰。四海始知天子之可以崇明明德於中州之義也。卽位之大禮。人君正綱紀於其始。豈可忽乎。自是代代聖主各行此儀於正殿。大極殿。是大臣謂朝堂殿。

〔遼邈之地〕陸游の文に「山川遼邈傲衣裘に云々」とあり遥に隔たりし地也

〔鹽土老翁〕伊弉諾尊の子、事勝國勝長狹、又鹽椎神と云ふ、日本書紀に「有二一神一、名事勝國勝長狹（中略）是伊弉諾尊之子」とあり。

〔橿原宮〕大和國高市郡白橿村大字畝傍にあり。

〔戎衣〕戰時の軍服、轉じて征戰の義、書經に「一戎衣天下大定」とあり。

〔元々〕人民を云ふ、戰國策に「制二海内一子二元々一」とあり。

〔四海〕書經に「敷二于四海一」云云」とあり、天下をいふ。

扶翼於左右。亦太神勅天兒屋命・太玉命。惟爾二神亦同侍殿內、善爲防護。是其義也。百官圍護以奉拜天儀。外國所謂正月元日舜格于文祖是也。元者始也本也。元年者即位之初年。深其根本於此、而不傾不拔之謂也。此時既有曆數紀年。唐曆本者。百濟釋觀勒推古十年獻之。立皇后者。正男女之別。明嫡庶之辨。懲廢奪之失。建太子者。在神武帝四十二年。著父子之親。嚴嫡庶之分。固宗廟之統也。故人君嚴即位之禮、而後天下之君臣其分定。重后妃之道、而後天下之男女其別正。崇建立之法、而後天下之父子親。三者人之大倫也。三綱立行。則身修家齊治平之功、坐可以俟之。帝建皇極於人皇之始、定規模於萬世之上、而中國明知三綱之不可遺。故皇統一立、而億萬世襲之不變。天下皆受正朔而不貳其時。萬國稟王命而不異其俗。三綱終不沈淪、德化不陷塗炭。異域之外國豈可企望乎。夫外朝易姓殆三十姓、戎狄入王者數世。春秋二百四十餘年、臣子弑其國君者二十又五。況其先後之亂臣賊子不可枚擧也。朝鮮箕子受命以後、易姓四氏、滅其國而或爲郡縣、或高氏滅絕凡二世、彼李氏二十八年之間、弑王者四。況其先後之亂逆不異禽獸之相殘。唯中國自開闢至人皇、垂二百萬歲。自人皇迄于今日、過二千三百歲、而天神之皇統竟不違。其間弑逆之亂不可屈指數之。況外國之賊竟不得窺吾邊藩乎。後白河帝後、武家執權。既五百又餘年。其間未嘗無利觜長距以得擅場冠猴封家縱火秋蓬之類。而猶貴王室存君臣之儀。是天神人皇之知德縣象著明、沒世不可忘也。其過化之功、綱紀之分、然

〔三綱〕君臣、父子、夫婦を云ふ。禮記に「君爲臣之綱、父爲子之綱、夫爲婦之綱」とあり。
〔利觜〕孫楚の文に「利觜入人肉」云とあり、鋭き嘴也、强慾なる者の義に云へり。
〔長距〕長き爪也、强慾なる者を云ふ也。
〔冠猴〕猿の冠を着けしを云ふ、史記に「楚人沐猴而冠耳云々」とあるより出で、猿衣冠を著くるも、其心人にあらざるを云ひ、躁暴なる人を嘲ける語也。
〔封家〕左傳に「申包胥如秦乞師曰、吳爲封豕長蛇以荐食上國」とあり、殘忍貪慾の惡人をいふ。

悠久然無窮者。流出于至誠也。三綱既立。則條目之著。在治政之極致。凡八紘之大。外國之汎。無如中州。皇綱之化。文武之功。其至德豈不大乎哉。（以上人皇之卽位。）

以上論皇統之無窮。謹按。天下者神器。而人君者繫人物之命。其與授之間。豈存一人之私乎。皇統之初。天神以授之。天孫以受之。然乃其知德不愧天地。而後可請神器之與授。凡天不言。人代言之。天下之人仰歸。則天命之也。天下所歸仰。更不他。唯在天祖眷眷之命而已。

神器章

伊弉諾尊・伊弉冊尊。立於天浮橋之上。共計曰。底下豈無國歟。廼以天之瓊（瓊玉也。此云努。）矛指下而探之。是獲滄溟。其矛鋒滴瀝之潮凝成一島。名之曰磤馭盧島。（瓊矛或作瓊戈。）

一書云。天祖詔伊弉諾・伊弉冊二尊曰。有葦原千五百秋瑞穗之地。宜汝往脩之。則賜天瓊戈。（舊事記。）

一書云。天照太神・高皇產靈尊。仍相謂。以三種神寶。授賜皇孫。永爲天璽。矛玉自從。（忌部廣成記。）

一書云。豐葦原千五百秋之瑞穗國者。大八洲未生以前已有其名。雖有名字而無形相。强字其形。爲天瓊矛者也。大八洲國者。卽瓊矛之所成。其中心。號曰大日

〔眷々〕勤厚なる貌、北史に「豈得眷々守尾生之信」云々」とあり。

〔滄溟〕趙嘏の文に「萬里有雲歸碧落、百川無浪到滄溟」云々」とあり、大洋を云ふ。

〔大日本日高見〕日高見は廣く平らなる土地の汎稱、公望私記に「四方望高遠之地、可謂日高見國」歟、指似不可言一所之稱謂」云々」とあり。

本日高見房記。

謹按。神代之靈器不一。而天祖授二神以瓊矛。任以開基。瓊者玉也。矛者兵器也。矛以玉者。聖武而不殺也。蓋草昧之時。撥平於暴邪。驅去殘賊。非武威終不可得也。故天孫之降臨。亦矛玉自從是也。凡中國之威武。外朝及諸夷竟不可企望之。尤有由也。以上神戈。

天孫天降時。天照太神乃賜八坂瓊曲玉・及八咫鏡・草薙劍三種寶物。

一書云。天祖天照太神・高皇產靈尊。乃相語曰。夫葦原瑞穗國者。吾子孫可王之地。卽以八咫鏡及草薙劍二種神寶。授賜皇孫。永爲天璽。所謂神璽・劍・鏡是也。矛玉自從。

謹按。是皇代受授之三種神器也。蓋八坂瓊曲玉者。櫛明玉命所造之瑞玉也。櫛明玉。又名羽明玉。又名天明玉。八咫鏡者。石凝姥神所鑄之靈鏡也。石凝姥。天糠戶命之子。作鏡遠祖也。草薙劍者。在大蛇尾之寶劍也。其有大功於此國。而玉可以表溫仁之德。鏡可以表致格之知。劍可以表決斷之勇。其所象。其所形。皆天神之至誠也。此時未嘗有三德之名。而自非存其名義而已。又有此靈器之相備。唯非有此靈器而已。又有此靈器之成功。最可畏之甚也。竊按。三器者天神之功器。三德之全備也。聖主用此而內鑒其睿心。外制其治教。是乃神代之遺勅乎。若專擁三器而不正內。則虛器而無靈用。若唯率性心而不知外。則雖容而無神器也。凡外朝。夏有九鼎。殷周相傳。秦刻卞玉以爲國璽。漢以斬蛇劍爲傳國寶。後世以坐明堂執傳國璽列

〔在大蛇尾之寶劍也〕日本書紀に「素戔嗚尊乃拔所帶十握劍。寸斬其蛇。至尾劍刃少缺。故割裂其尾視、中有一劍。此所謂草薙劍也」とあり。

〔致格〕致知格物の約。大學に「欲誠其意者、先致其知。致知在格物云々」とあり。

〔九鼎〕夏の禹王の時鑄たる九つの鼎也。國の寶とす。左傳に、「昔夏之方有德也、遠方圖物、貢金九枚、鑄鼎象物、百物而爲之備、使民知神姦」とあり。

〔卞玉〕卞和の玉也、韓非子に、「楚人和氏得玉璞楚山中（中略）命曰和氏之璧」とあり。名玉の稱也。

〔弘璧〕玉の名也、書經に「赤刀大訓弘璧琬琰」とあり

〔唯宗器而已〕唯尊き器物なるに過ぎずと也。

〔寶祚〕天子の御位を申す、隋書に「光臨寶祚、展禮郊丘」云々」とあり。

〔綿邈〕時代の遠き也、晉書に「年代綿邈、文籍靡傳云云」とあり。

〔從思兼神議〕日本書紀に「思兼神、深謀遠慮、遂聚常世之長鳴鳥、使互鳴」云々」とあり、此時鏡を鑄て掛けし事あるを指せり。

〔其寄重哉〕その寄り所重大なりと也

九鼎爲天下之三器。比中州之神器。則不同日而可語之也。況赤刀・大訓・弘璧・琬琰之屬。唯宗器而已。蓋皇統之受授。必以三神器而期寶祚之永久。表傳國之信誠。聖主必同殿共床。以崇治平之道。中州之渾厚。系連綿邈之無窮。皆神聖之所致也。以上三種神器。

天照太神。手持寶鏡。授天忍穗耳尊而祝之曰。吾兒視此寶鏡。當猶視吾。可與同床共殿以爲齋鏡。

一書曰。日神入于天石窟之時。從思兼神議。令石凝姥神鑄日像鏡。初度所鑄。少不合意。是紀伊國日前神也。次度所鑄。其狀美麗。是伊勢太神也。

一書云。乃使鏡作部遠祖天糠戶者造鏡。日神開磐戶而出焉。是時以鏡入其石窟者。觸戶小瑕。其瑕於今猶存。此卽伊勢崇祕之大神也。

謹按。神代之靈器不一。而天祖唯以三種神寶爲天孫之表物。大神唯以寶鏡詳神勅。如此。蓋鏡者本有可明之象。琢之磨之而不息。則日新不暗。襲藏深祕以不顧。則日暗不新。猶人君有可明之質。致之盡之而不止。則其知日新。高威遠下以不規。則其德不正也。夫人君之道。要在明其知。其知不明。則云寬仁。云果斷。共不中其節。知至而后云德云勇。可以行之。振古稱人君以明暗。其寄重哉。大神手持寶鏡。別示神勅。以同床共殿。是乃日新日彊以無息之實也。治敎之義大哉。凡二神既以白銅鏡。大神鎭坐於伊勢州。亦鏡劍惟從。則乾靈大神之神慮唯寶鏡而已。其重非劍璽之類。故代代之聖主。旦暮敬拜賢所爲事。是乃因

〔磯城瑞垣朝〕崇神天皇の御宇を云ふ、磯城瑞垣宮は大和國城上郡金屋村にあり、崇神天皇三年に爰に都し給ひ、同六十八年に天皇崩御に至る迄、即ち六十六年間の皇居たり。

〔石凝姥神〕思兼神の命によりて日像の鏡を鑄し神也、日本書紀に「卽以石凝姥爲冶工」とあり、天拔戸兒石凝戸邊とも云ふ

〔天目一箇神〕日本書紀に「時高皇產靈尊、勅大物主神、汝若以國神爲妻（中略）彥狹知神爲作盾者、天目一箇神爲作金者云々」とあり。

神勅也。以上神鏡。

崇神帝六年。百姓流離。或有背叛。其勢難以德治之。是以晨興夕惕。請罪神祇。先是天照太神和大國魂二神。並祭於天皇大殿之內。然畏其神勢。共住不安。故以天照太神託豐鍬入姬命。祭於倭笠縫邑。仍立磯堅城神籬。神籬此云比莽呂岐。亦以日本大國魂神託渟名城入姬命祭。然渟名城入姬髮落體瘦而不能祭。

一書曰。神武帝時。天富命率諸齋部。捧持天璽鏡劍。奉安正殿。當此之時。帝之與神其際未遠。同殿共床。以此爲常。故神物宮物亦未分別。宮內立藏。號齋藏。令齋部氏永任其職。至于磯城瑞垣朝。漸畏神威。同殿不安。故更令齋部氏率石凝姥神裔天目一神裔二氏。更鑄鏡造劍。以爲護身御璽。是今踐祚之日所獻神璽鏡劍也。仍就於倭笠縫邑。殊立磯城神籬。奉遷天照太神及草薙劍。令皇女豐鍬入姬命奉齋焉。

一書曰。神武天皇定都於大和國橿原時。以天照太神御靈八咫鏡及草薙劍。安置大殿。同床而坐。如往古神勅。皇居神宮無差別。宮中立庫藏。此云齋藏。官物神物無分。

一書曰。崇神帝漸畏神威。勅鏡作石凝姥神之孫。改鑄鏡。天目一箇神之孫改造

〔纏向日代朝〕景行天皇の御宇を云ふ纏向日代宮は大和國城上郡穴師村の北部にあり，景行天皇の四年に爰に都し給ひ、同五十八年近江の志賀に遷り給ふ迄五十五年間の皇居たり。

〔日本武尊〕景行天皇の皇子、御名小碓尊、御母は稻日大郎姫也。

〔淹留踰月〕留まりて一月の餘となれる也．杜甫の文に「毎過得酒傾、二宅可淹留云」とあり。

〔寛仁〕心廣く憐み深きを云ふ、唐書に「太宗以英武定天下、以寛仁治天下云々」とあり。

〔淹滯〕左傳に「詰姦慝、擧淹滯云」とあり、滯る也

劒。移此二種寶於大和宇陀郡。以爲護身而置同殿。其自上古所傳神鏡及靈劒。即附皇女豐鋤入姫立神籬于大和笠縫邑。以祭之。由茲神宮皇居有差別。

一書曰。至於纏向日代朝。令日本武尊征討東夷。仍枉道詣伊勢神宮辭見倭姫命。以草薙劒授日本武命。而敎曰。愼莫怠也。日本武命既平東虜。還至尾張國。納宮簀媛淹留踰月。解劒置宅。徒行登膽吹山。中毒而薨。其草薙劒。今在尾張國熱田宮。神書云。草薙劒。在尾張國吾湯市村。即熱田祝部所掌之神是也。吾湯市村者今愛智郡是也。

謹按。是置神器於別所之始也。自天孫至今。任神勅同床共殿。天下之承平久。而萬機之政令繁。神人之間數則瀆。帝敬而遠之。故模於靈様。安置諸溫明殿。奉崇神器於別處。亦時宜之節。而神人相去之機也。蓋帝改模於鏡劒而留璽。神以劒與日本武尊而留鏡。然乃寶鏡者神之全體也。神璽者人君之所體。寶劒者人臣之所司。三般之神器其德明哉。凡神者鏡也。倭訓以神訓加美。爲加加美之中略。愚按。鏡音居慶反。唐音加武也。武與美叶音。故神其訓鏡也。故天孫後稱天照太神者皆寶鏡也。是因吾兒視此寶鏡。當猶視吾之神勅也。然乃人君日彊而不息。君子之道長。小人之道消。是善敬神常視神之實也。而體寬仁之量。親親賢賢。則靈璽之德日以厚矣。人臣執四海之柄。善通人情。明淹滯。立禮正政。則寶劒之靈威無所不中。而後君臣相因。天下之化行。而三器之用不虛也。以上。置神器於別處。

以上論寶器之實。謹按。有事則有物。物乃器也。以利其用。以通其誠。故有物必有則。衣食

之爲物、家宅用器之爲制。金玉之財、文武之器、各有其禮。行器而其用不通。其制不正。君子不與焉。況寶器乎。夫一人之私器。一事之利物。非寶。曰神曰寶則天下之大器也。萬民之利用也。神聖之靈器也。古今之法器也。而後天子可以敬。天下可由治也。三器之神也寶也可併案矣。蓋上古賀其人稱其德示其威。必以玉劍鏡。仲哀帝征西之時。筑紫伊覩縣主五十迹手。掛賢木於三器。參迎于穴門引島。因奏言。天皇如八尺瓊之勾以曲妙御宇。且如白銅鏡以分明看行山川海原。乃提是十握劍平天下矣。又日本武尊征東懸大鏡於王船。是乃往古之遺則也。景行十二年征西。神夏磯媛賢木挂三器以迎啓。亦然。

神教章

伊弉諾尊・伊弉冊尊。以磤馭盧島爲國中之柱。而陽神左旋。陰神右旋。分巡國柱。同會一面。時陰神先唱曰。喜哉遇可美少男焉。少男。此云烏等孤。陽神不悅曰。吾是男子。理當先唱。如何婦人反先言乎。事既不祥。宜以改旋。於是二神却更相遇。

謹按。是天神教學之義也。陰陽唱和之道。天地至誠之實也。凡天有中道。是爲天之經。日左旋於此。月右旋於此。二十有九日有奇。而日月相會。以爲一月。月不及日。常十有二度有奇。是陰陽之道也。陰神先唱。而陽神以教之。陰神改過。其教學之義甚明矣。天地之間。不外於陰陽。人倫之大綱。造端於夫婦。陰陽和而萬物育。夫婦別而五典秩。萬化之本。一原諸此。陽

〔大器〕公器の義也、左傳に「重之以大器」云々」とあり。
〔利用〕易經に、「利用安神、以崇神也」とあり、利益する所ある如く物を用ふる也、轉じて其事を云ふ。
〔仲哀帝〕人皇第十四代の天皇、御諱足仲彥尊、日本武尊の第二皇子、御母兩道入姬皇女也
〔伊覩縣主〕怡土の縣の長官也。
〔不祥〕孟子に「離則不祥莫大焉」とあり、目出度からざる也。
〔五典〕父義、母慈、兄友、弟恭、子孝をいふ、書經に「愼徽五典」とあり。後代は、父子有親、君臣有義、夫婦有別、長幼有序、朋友有信をいふ。又五教、五常、五倫に同じ。

〔宮闈〕王宮の奥向の門、轉じて後宮を云ふ、晉書に「陰教洽二于宮闈一」とあり。

〔外家〕外戚也。

〔正始〕正しき始め也、詩經の序に「周南召南、正始之道王化之基」とあり。

〔社稷〕孝經に「保二其社稷一、而和二其民一」とあり、社は土の神、稷は穀の神、國は土穀に資りて以て人を養ふ、故に立てゝ之を祀る也。

〔世子〕諸侯の家をつぐべき子、もと天子のよつぎをいひしも、後世、天子には太子といひ諸侯には世子といひて區別するに至れり。

德合乎天。陰靜配乎地。而後神子生。可以主宇宙。可以承宗廟。夫二神正此禮。教示萬福之原。猶失選立之道。蕩狡媚之寵。失適媵之辨。而宮闈預政。外家擅權。正始之道。王化之基。所其繫大哉。以上。天神教學之義。

二神勅素戔嗚尊曰。汝甚無道。不可以君臨宇宙。固當遠適之於根國矣。遂逐之。

一書曰。日月既生。次生蛭兒。此兒年滿三歲。脚尚不立。初二神巡柱之時。陰神先發喜言。既違陰陽之理。所以今生蛭兒。

謹按。二神嚴建立之謀。正諭教之法。如此。無道不可以君臨宇宙。九字。萬世建太子之教戒也。宇宙之洪。人物之衆。因人君得盡其性。人君不正。則政禮不中。政禮不中。則人民無所措手足。品物夭折。災害並臻。所謂道者人物所由行之名也。人物不可由行。則雖善無徵。不徵不尊。人君不由此道御宇宙。則不人君。故今言無道。戒此神。以垂後世也。蓋建太子所以重宗廟社稷。天下之大義也。唯思子孫。愛寵。而忘天下。謀天下大寶。而失教諭。則非二神公天下之心。以此戒之。猶有失嫡庶之分。逞廢奪之用。從好惡之私。噫神之一言至矣盡矣。外朝聖賢世子建諭之原。千差萬別。亦在有道與無道而已。至此言此道。是乃聖神教學之實。後世所由行之也。況違陰陽之理以生蛭兒。是天神胎教之戒乎。以上。建立論教之義。

天照太神入于天石窟。閉磐戶而幽居焉。故六合之内常闇。而不知晝夜之相代。于時八十萬神會合於天安河邊。計其可禱之方。故思兼神深謀遠慮。遂聚常世之

長鳴鳥、使互長鳴、亦以手力雄命、立磐戸之側、而中臣連遠祖天兒屋命、忌部遠祖太玉命、掘天香山之五百箇眞坂樹、而上枝懸八坂瓊之五百箇御統、中枝懸八咫鏡。一云、眞經津鏡。下枝懸青和幣、和幣此云尼枳底。白和幣、相與致其祈禱焉、又猿女君遠祖天鈿女命、則手持茅纏之矟、立於天石窟戸前、巧作俳優。

謹按。是神代思學之義也。初雖有二神共議。立於天浮橋之上。共計曰。又二柱及然詳凡
神共議曰。不生天下之主者歟。
學者成于思、思者審于學、蓋思兼神者神代思學容聖之神乎。思在兼、不兼則思在臆說、然乃思者内致其知慮、兼者外盡其事物也、宜哉天安河邊之謀得其道、而大神復其初。萬億世之被其惠。此斯民直道乎。一在思兼神也。噫深哉此謀。遠哉此慮。天兒屋命・太玉命之寛仁也。手力雄神・天鈿女命之勇略也。其所懸之靈璽寶鏡、其所持之茅纏矟、其嚱樂之悠然、事物玆善盡美盡、神何不復其初乎。今竊因神代之記、以演聖學之道、亦不外之。夫人之爲人、不思不學、則不異于禽獸。不思學以爲自足、則猶闇室求物、手足亦無所措。況事物乎。今欲修其道、先在思之、思之在兼之。思之兼之則學習自存。而尙不就有道不以正之。此間有力行、有積累、有近本、有遠徵、有建諸天地質諸鬼神、或以說或以樂、而後惺惺明明而無不通、教學竟不倦厭。是乃天行健縣象著明也、萬世之今讀此一章、以知聖學之淵源始終於此。神之道、其誠之不可揜如此矣。以上。神代思學之說。

高祖高皇産靈尊、欲皇孫爲葦原中國之主。故高皇産靈尊召集八十諸神、而問之

〔五百箇〕數の多きをいふ。
〔八坂瓊之云々〕八坂は借字にて八尺（ヤサカ）の意也、八は數の多きをいへるにて、數多の玉を貫きたる緒の長きをいふ。
〔容聖〕優れて賢きを云ふ、後漢書に「昔文王承積德之緒、加之以容聖、三分天下、尙服事殷云々」とあり。
〔嚱樂〕嚱は驚歎の貌、玆にては樂むを云ふ。
〔力行〕勤め行ふ也、中庸に「力行近乎仁云々」とあり。
〔惺々〕心慧き貌也、劉基の文に、昭昭生于惺々、憒々出于冥々とあり

曰。吾欲令撥平葦原中國之邪鬼。當遣誰者宜也。惟爾諸神勿隱所知。僉曰。天穗日命是神之傑也。可不試歟。於是俯順衆言。卽以天穗日命往平之。然此神佞媚於大巳貴神。比及三年尚不報聞。故高皇産靈尊更會諸神。問當遣者。僉曰。天國玉之子天稚彦是壯士也。宜試之。於是高皇産靈尊賜天稚彦天鹿兒弓及天羽羽矢以遣之。此神亦不忠誠也。是後高皇産靈尊更會諸神。選當遣於葦原中國者。僉曰。經津主神是將佳也。遂以武甕槌神配經津主神。令平葦原中國。

一書曰。天稚彦無以報命。故天照太神乃召思兼神。問其不來之狀。

謹按。是天神問學之義也。人必有長有短。問以盡其情。各止其至善。則天下之美歸之。若從己縱欲。護短塞言。或問而不盡其兩端。唯虚問而已。好問之道大哉。夫以乾神之靈。好問。遂得成大功。其問之審也。其俯順衆言也。後聖主求諫納直言之戒至矣。蓋人君位九重之深。立億兆之上。非特雷霆之威。非特萬鈞之勢。前有龍喉之鱗。後有鼎鑊之責。不言不威而人民先懼栗。況護短拒諫。以嚴肅威猛。則言路何通乎。抑冕旒之蔽目。黈纊之塞耳。出警而入蹕乎。故假人以顏色。導其諫。虚己以採納之。待其言。獎進激勸。來於天下之善者。人君之德也。外朝之聖主亦從事於斯矣。帝堯之咨。若帝舜之好問。而明四目。達四聰。禹拜昌言。湯坐以待旦。周思兼三王。而善經綸萬化。可并按也。凡草昧之始。軍機之要。雖君臣詳議。思慮之失。舉措之間。未嘗無其過。天神既然。後世豈容易之乎。所遣示其戒。又不明乎。以上。天神問學之義。

〔龍喉之鱗〕所謂逆鱗也、韓非子說難篇に、夫龍之爲蟲也、柔可狎而騎也、然其喉下有逆鱗徑尺、若人有嬰之者、必殺人、人主亦有逆鱗、說者能無嬰人主之逆鱗則幾矣と見えたり。

〔鼎鑊〕湯鑊の刑に用ふる鼎也。

〔冕旒云々〕淮南子に、冕而前旒、所以蔽明、黈纊塞耳、所以掩聰とあり、冕旒は冠の前後に、黈纊はその兩側に垂るゝ珠飾也。

〔明四目云々〕四方の物事をよく視察聽聞するを云ふ書經舜典篇に出づ。

〔三王〕三代の聖王、卽ち夏禹王、商湯王、周文王武王也。

天照太神、手持寶鏡、授天忍穗耳尊、而祝之曰、吾兒視此寶鏡、當猶視吾。可與同床共殿、以爲齋鏡。

先人曰。往古神勅也。北畠准后記。

謹按、是往古之神勅也。當猶視吾四字、乃天祖皇孫傳授之天敎、千萬世皇統謹守之顧命也。其言簡而其旨遠、雖堯舜禹之十六字、豈外乎此。蓋人子恆存如在之敬、則怠惰之氣終不可强。或克始而不保其終、或敬於此而慢於彼者、日遠忘之、從欲不愼也。祖其祖者下其下。未有遺其祖而親其民也。後聖人以三年無改於父之道爲孝、不亦可乎。凡思其人、猶愛其樹、愛其人猶及其烏、況杯圈乎、況其書乎、況此寶鏡乎。向視其形、則有明正無窮之象、切脩其道、則有日彊不息之誠。況與日月合其光、與天地明其道乎。況大神乃是寶鏡乎。蓋鏡之爲物也。採秋金之剛精、以力銀錫之淬磨、遂來光彩之明。是非三德惟成也、虛已以容物。未來不迎、既往不將、掩則藏、用則見、照之無藏、明之不私、磨涅又不磷緇、精錬而悠久也。用之有道。數拜則過乎明察、久襲則生乎鉎澁。出有時、入有節。日新而無息。大可得明鏡之實矣。凡天下之鏡皆然。故足以爲人君之存養、學者之省察。外朝之黃帝鑄神鏡、武王作鏡銘。太宗存三鑑之戒。玄宗異水心之鏡。可并按。而大神之寶鏡、豈此等之屬乎。聖主善愼以護神勅、崇寶鏡之德。則洋洋乎神恆在。德日新。唯非天威不違顏。食坐見於羹墻而已。以上。往古之神勅。

〔後聖人云々〕論語學而篇に、子曰、父在觀其志、父沒觀其行、三年無改於父之道、可謂孝矣とあり。

〔黃帝鑄神鏡〕軒轅內傳に、帝會王母、鑄鏡十二、隨日用之とあり。軒轅は卽ち黃帝也。

〔三鑑之戒〕唐書に、魏徵薨、太宗臨朝、歎曰、以銅爲鑑、可正衣冠、以古爲鑑、可知興替、以人爲鑑、可明得失、朕常保此三鑑、內防己過、今魏徵逝、一鑑亡矣とあり。

〔水心之鏡〕異聞集に、天寶中揚州進水心鏡云々、於揚子江心鑄之、後大旱祠龍乃雨と見えたり。

〔輕坂上廐〕大和國高市郡に在り。
〔眞道〕興津連にて從四位下民部大輔也、文學の才あり、桓武天皇の勅を奉じ續日本紀を撰す。
〔上表云々〕續日本紀延暦九年七月の條に見えたり。
〔貴須王〕肖古王の太子にて百濟第六代の王也、本文十六世は續日本紀にも見ゆれど誤也。
〔都慕大王〕高麗の始祖朱蒙也、朱蒙卒本扶餘に至り其王女を娶りて二子を生む、次子溫祚始めて百濟國を建つ。
〔肖古王〕百濟第五代の王也。
〔桓武朝云々〕續日本紀延暦十一年四月の條に見ゆ。
〔久素王〕貴須王也

譽田天皇十五年秋八月壬戌朔丁卯。百濟王遣阿直岐貢良馬二匹。卽養於輕坂上廐。因以阿直岐令掌飼。故號其養馬之處曰廐坂也。阿直岐亦能讀經典。卽太子菟道稚郎子師焉。於是天皇問阿直岐曰。如勝汝博士亦有耶。對曰。有王仁者是秀也。時遣上毛野君祖荒田別巫別百濟。仍徵王仁也。其阿直岐者阿直岐史之始祖也。十六年春二月。王仁來之。則太子菟道稚郎子師之。習諸典籍於王仁。莫不通達。故所謂王仁者。是書首等之始祖也。

百濟王眞道（後賜菅野姓。）上表（延暦朝。）曰。眞道等本系出自百濟國貴須王。貴須王者百濟始興第十六世王者。夫百濟太祖都慕大王者。日神降靈奄扶餘而開國。天帝授籙。惣諸韓而稱王。降及近肖古王。遙慕聖化。始聘貴國。是則神功攝政之年也。其年應神天皇命上毛野氏遠祖荒田別。使於百濟。搜聘有識者。國主貴須王恭奉使旨。採擇宗族。遣其孫辰孫王（一名智宗王。）隨使入朝。天皇嘉焉。特加寵命。以爲皇太子之師矣。於是始傳書籍。大闡儒風。文敎之興。誠在於是。仁德天皇以辰孫王長子阿郎王爲近侍。

桓武朝。武生連眞象等言。漢高祖之後曰鸞。鸞之後王狗。轉至百濟。久素王時。聖朝遣使徵召文人。久素王卽以狗孫王仁貢焉。是又武生等之祖也。

〔三皇〕支那太古の三皇帝也、孔安國書傳序に、太昊伏羲氏、炎帝神農氏、黃帝有熊氏を揭ぐるも異說あり。

〔五帝〕三皇に次ぐ五皇帝也、尚書序は少昊金天氏、顓頊高陽氏、帝嚳高辛氏、唐堯、虞舜を擧ぐ、其他異說多し。

〔毛詩〕詩經をいふ、初學記に、孔子刪詩云々、荀卿授漢人魯國毛亨、作詁訓傳、以授趙國毛萇、時人謂亨爲大毛公、萇爲小毛公、以二公所傳、故名其詩曰毛詩とあり。

〔難波津之詠〕王仁が仁德天皇に奉りし、難波津に咲くやこの花冬籠り今を春邊と咲くやこの花、とある歌をさす。

謹按。是中國學外國之經典之始也。學者以修己治人爲本。修己治人之道、不通人情事物、則不得其誠。夫天神之生知無不通、天祖之明敎無不盡。故神武帝建洪基、綏靖帝至孝、崇神帝日愼一日、垂仁帝無所矯飾、景行帝雄謀成務、帝兢惕、皆是從乾靈之正德、繹大神之明敎、以詳人物之情、施當世之急務、天秩以敘、人物得處。是乃中州神聖之學、原著明于往古而萬世足以法之也。及仲哀帝、住吉大神賜有寶國。神功帝親征三韓。三韓面縛服從、耀武德於外國。自是三韓每年朝聘、獻貢不乾船楫。故外國之諸器及經典無不具。百濟王懇欵之餘、貢博士女工等。於此中州始知漢字。應神帝聖武而聰達。博欲通外國之事、徵王仁、讀典籍。太子師之。以能通達漢籍也。凡外朝三皇・五帝・禹・湯・文・武・周公・孔子之大聖、亦與中州往古之神聖其揆一也。故讀其書、則其義通。無所間隔。其趣向猶合符節。採挹斟酌、則又以足補助王化矣。竊按、豐田帝虛己徵百濟博士。後中國廣通外朝之典籍、知聖賢之言行、是乃住吉大神之賚也。或疑外朝不通我而文物明。我因外朝而廣其用。則外朝優于我。愚按、否。自開闢神聖之德行、明敎無不兼備。雖不知漢籍、亦更無一介之闕。幸通外朝之事、取其所長、以輔王化、不亦寬容乎。何唯外朝而已。凡天下之間、詳知並畜、校短考長、待用無遺、從事是適、量之大也。內外相持、人物以成。若護短拒外、非君子所爲。況外朝與我一其致、而其歷世尤久也。其封域太廣也。其人物衆多。政事損益也。足以觀之乎。是所以中州之冠八紘也。後世勘合絕、不修鄰交之好、亦我無不足可非者也。或疑王仁德高、且善於毛詩。故爲難波津之詠、以成仁德帝之聖德。按古王仁者通漢籍之博士也。此時人未通漢字。

〔古語拾遺〕齋部廣成が其の氏族の衰微を慨し、舊事を錄して中臣、猿女、齋部諸姓の來歷を述べ齋部氏の功績を明にせる獻言書にして、大同二年の作也。

〔難波之帝〕仁德天皇を申す。

〔幼孩〕幼少に同じ孩は說文に小兒笑也とあり、小兒の笑を知る頃の意にて稚き意に用ふ。

〔堅其白〕堅き白石を以て白石に非ず堅石なりとなすの意、詭辯を弄するを云ふ。

〔刻氷水〕益なきに喩ふ、鹽鐵論に、內無其質、而外學其文、若畫脂鏤氷、徒費工耳とあり。

故遺端於彼而已。後令阿知使主與王仁記官物之出納。見古語拾遺。則其職掌可知也。難波帝者。謙德寛仁之明主。時無遺賢。朝無謬擧。古今以爲聖帝。王仁之才德不著于國史。食祿唯爲文首。則可恥之至也。俗學末儒蔑中國。以信外邦。是貴耳賤目之徒。附益助長之弊也。

以上。學外朝之文。

以上致教學之淵源。謹按。學者效也。效其不知不能也。近者見而知之。遠者聞而知之。人之生自幼孩至壯老。未嘗不由教學也。蓋人長萬物者。有知也。知之藏也。思無不通。致無不盡。故其爲小人也。其爲君子也。皆因學之所習。夫火有可然之質。而不用薪柴加以風。則不能長其威。水有可流之素。而不因卑下以疏導。則不得深其源。或暴之或鑿之。則其害及人物。豈水火而已乎。學之於人不愼哉。故天神之生知。如勤而感。言而通。猶有思慮議謀之詳。及天孫之臨降。有神勅之嚴。有神器常可守。有二神以輔養其脩身治人之道至矣盡矣。是後世非聖教之淵源乎。或疑。中朝乏書史。久絶學校進士之設。故人才未得成乎。愚謂。神聖者見而知之。後世聞而知之。恐其差謬。記錄相續。其筆削非聖人未免臆說。編簡日盛。人以書爲學。聖教漸隱。日用大晦。異其端。堅其白。而影容虛。刻氷水。況學校進士之設。不得其實。則競詐僞。趨利勢而已。夫以博識。則盡華夷之書。未可爲多。能通其道。則一言不可以爲少。況史編之不闕乎。

神治章

天照太神勅皇孫曰。葦原千五百秋之瑞穗國。是吾子孫可王之地也。宜爾皇孫就而治焉。行矣。寶祚之隆。當與天壤無窮者矣

一書曰。大巳貴命與少彥名命。戮力一心。經營天下。嘗大巳貴命謂少彥名命曰。吾等所造之國。豈謂善成之乎。少彥名命對曰。或有所成。或有不成。是談也。蓋有幽深之致焉。大巳貴神興言曰。夫葦原中國。本自荒芒。至及磐石草木。咸能強暴。然吾已摧伏。莫不和順。遂因言。今理此國。唯吾一身而已。其可與吾共理天下者。蓋有之乎。于時神光照海。忽然有浮來者曰。如吾不在者。汝何能平此國乎。由吾在。故汝得建其大造之績矣。是時大巳貴神問曰。然則汝是誰耶。對曰。吾是汝之幸魂奇魂也。大巳貴神曰。唯然。廼知汝是吾之幸魂奇魂。今欲何處住耶。對曰。吾欲住於日本國之三諸山。故卽營宮彼處。使就而居。此大三輪之神也。

謹按。是天神治道之始也。與天壤無窮五字。祝寶祚。以盡治平之道也。夫天地至誠無息。悠遠博厚。而覆物。載物。而得此無窮。君子以自彊。以厚德。則往無不利。人君體之而御四海。則萬國咸寧。是所以與天壤無窮也。天道虧盈。地道變盈。鬼神害盈。人道惡盈。故終必有所失。升而不已必困。亨則盡。是謙德所以保其終也。大巳貴命・少彥名命所共言。謙亨之謂乎。然

〔幸魂奇魂〕和魂の內其身を守りて幸あらしむる魂を幸魂と云ひ、奇しき德を以て物事を知り辨へ種々の事業を成さしむる魂を奇魂と云ふ。

〔三諸山〕古事記には、倭之青垣東山上とあり、三輪山の事也。日本は大和國をさす。

〔天道虧盈〕易經謙卦象傳に、天道虧盈而益謙、人道惡盈而好謙と見えたり。

〔鬼神害盈〕易經謙卦象傳に、鬼神害盈而福謙とあり

乃聖主法乾坤之德。以乘六龍。居下濟之謙。以御四海。則治教之道。應天壤無窮也。

神武帝己未年春三月辛酉朔丁卯下令曰。自我東征於是六年矣。賴以皇天之威。凶徒就戮。雖邊土未淸餘妖尙梗。而中洲之地無復風塵。誠宜恢廓皇都規摹大壯。而今運屬此屯蒙。民心朴素。巢棲穴住。習俗惟常。夫大人立制。義必隨時。苟有何妨聖造。且當披拂山林。經營宮室。而恭臨寶位。以鎭元元。上則答乾靈授國之德。利民。下則弘皇孫養正之心。然後兼六合以開都。掩八紘而爲宇。不亦可乎。

謹按。是人皇定中國。建極詔治道之始也。大人者聖人居位之稱也。制者禮樂刑政之制也。義者損益沿革品節其道也。利民者人民樂其樂利其利也。聖造者天祖皇孫所建之道也。蓋天下之治必有時。不知時。則非大人之道。天祖皇孫永悠之際。雖土中既定天下大造。運在洪荒。唯養正於西偏。以待皇系嗣興之時而已。帝勃起而經綸之。初制中州。當此時非義必隨時。不得急務之實。故下詔臨寶位。隨時之義大矣哉。帝恒拳拳授國養正之志。以民心爲心。是乃爲民之父母也。萬世以此聖詔立制。乃不謬天下之蒼生乎。

崇神帝四年冬十月庚申朔壬午。詔曰。惟我皇祖諸天皇等光臨宸極者。豈爲一身乎。蓋所以司牧人神經綸天下。故能世闡玄功。時流至德。今朕奉承大運。愛育黎元。何當聿遵皇祖之跡。永保無窮之祚。其群卿百僚竭爾忠貞。並安天下。不亦可乎。

謹按。人君私大寶。則天必不與。故災害幷起。帝公天下之詔。無窮之祚所以因成也。私大寶

〔大壯〕宮殿を云ふ易係辭に、上古穴居而野處、後世聖人易之以宮室、上棟下宇、以待風雨、蓋取諸大壯、とあり、注に、宮室壯大於穴居、と見えたり。

〔元元〕人民也、後漢書光武紀の注に元元黎庶也とあり

〔六合〕初學記に、天地四方、謂之六合、と見えたり。

〔八紘〕八方に同じ

〔民之父母〕孟子梁惠王篇に、爲民父母行政とあり、注に、君者、民之父母也と見ゆ。

〔司牧〕永享本、水戸本の日本紀は司牧に作れり。

故不議群臣。公天下。故其前忠貞大哉帝之道乎。宜哉外國之朝貢也。蓋人君之治道在公私之間。苟以富貴奉一身。則佞臣進而賢良日疏。貴爲天子。富有四海。宴安狂其心。聲色聾其耳目。當此不顧祖宗黎元之重。不因群臣諤諤之諫。殆難卓爾於茲間。故其謬在公私之毫釐。而其流至四海之困窮。天祿之安危。其機微哉。以上謂治道之要。

大物主神及事代主神。乃合八十萬神於天高市。帥以昇天。陳其誠款之至。高皇產靈尊勅大物主神。汝若以國神爲妻。吾猶謂汝有疏心。故今以吾女三穗津姫配汝爲妻。宜領八十萬神。永爲皇孫奉護。乃使還降之。

謹按。是命封建之義也。大物主神。其子凡有一百八十一神。以經營天下。百姓大蒙其恩賴。其功甚大也。天孫降臨之時。帥八十萬神。以昇天。明其懇欵。故天神特建之。永爲皇孫之藩屏。以奉護皇家也。自是大神（三輪神也）又曰大和之孫大盛此國也。事代主神生一男一女。天日方奇日方命。橿原朝爲食國政申大夫。媛蹈鞴五十鈴媛命爲正后。乃綏靖帝母也。

景行帝四年。七十餘子。皆封國郡。各如其國。故當今時。謂諸國之別者。即其別王之苗裔焉。（天皇之男女前後並八十子。然今七十子封建。）

五十五年春二月戊子朔壬戌。以彥狹島王。拜東山道十五國都督。是豐城命之孫也。然早世。五十六年秋八月。詔御諸別王曰。汝父彥狹島王。不得向任所而早薨。故

〔八十萬神〕爰は數多の國つ神をいふ

〔天高市〕天は天上の義、八十萬神の集り上れる地なる故云へるにて、天安河と同所ならむ

〔媛蹈鞴五十鈴媛命〕事代主神の御子也。

〔豐城命〕崇神天皇の皇長子也、書紀に豐城入彥命とも作る、崇神天皇四十八年勅により東國を治め給ふ。

〔然早世〕日本紀に然到春日穴咋邑、臥病而薨之。是時東國百姓、悲其王不至、竊盜王尸、葬於上野國とあり。

〔大足彦天皇〕景行天皇を申す。
〔覆燾〕小傳雅に、燾覆也とあり。
〔國郡〕當時は未だ郡の制なし、爰は國の意也。
〔中區〕中洲に同じ
〔造長〕一國を統治する者に云ふ尸にて、又た職名とも見るべし、神武天皇二年葛城國造を置きたるを初見となす。
〔稻置〕縣邑に在りて屯倉のことを掌る職也。
〔阡陌〕南北を阡、東西を陌と云ふ。
〔日縱云々〕日本紀集解に、於國則東山道東海道西海道等國則縱、南海道北陸道等國則横、山陽道國則影、山陰道國則背也と見えたり。

汝專領東國。是以御諸別王、承天皇命、且欲成父業。則行治之、早得善政。是以東久之無事焉。由是其子孫於今在東國。

謹按、是人皇封建之始也。封建宗子以護王室者、治道之要也。彦狹島王拜東山道都督者、乃東方之伯也。此時有封建方伯之制、以藩屏持維中國也。以上謂封建之制。

成務帝四年春二月丙寅朔、詔之曰、我先皇大足彦天皇、聰明神武、膺籙受圖、治天順人、撥賊反正、德侔覆燾、道協造化。是以普天率土、莫不王臣、稟氣懷靈、何非得處。今朕嗣踐寶祚、夙夜兢惕。然黎元蠢爾、不悛野心。是國郡無君長、縣邑無首渠者焉。自今以後、國郡立長、縣邑置首。卽取當國之幹了者、任其國郡之首長。是爲中區之蕃屏也。

五年秋九月、令諸國、以國郡立造長、縣邑置稻置、並賜楯矛以爲表。則隔山河而分國縣、隨阡陌以定邑里。因以東西爲日縱、南北爲日横。山陽曰影面、山陰曰背面。是以百姓安居、天下無事焉。

先人曰、國造乃國司、名後改云守也。聖武天皇天平寶字二年、勅諸國司以四箇年爲任限。寶龜十一年、勅太宰府任限爲五箇年。

謹按、是郡縣於天下之始也。至帝始定封境、制國郡、立造長、置稻置、是乃郡縣之制也。自是歷代因循、國有守・介・掾・目、及郡司・大領・少領・主帳等。邊要之地、有帥・大、少貳・監・典・將軍・軍

〔按察〕地方の政治の得失を視察する臨時の官也。

〔三王〕夏の禹王、殷の湯王、周の武王をいふ。

〔李斯〕楚の上蔡の人、荀卿に從ひて帝王の術を學び秦に仕へ丞相に至る二世帝の時趙高と爭ひ、讒せられて族滅せらる。

〔暴秦之所定〕始皇帝廿六年李斯の言を納れ、また諸侯を置かず、天下を三十六郡に分ち守尉監を置く。

〔陸士衡〕名は機、吳郡の人也。

〔李百藥〕德林の子唐太宗時代の人也

〔柳宗元〕字は子厚唐憲宗時代の學者なり。

監・軍曹・按察等。以任限考課。勘公文黜陟。終王室無封建之義。夫封建者。封侯王於天下以爲王家之藩屏。行巡狩述職之禮。爲朝覲會同之儀也。郡縣者不封侯公於邦國。立國郡之司。以任限交替。以租稅收公廩。分賜諸子功臣也。竊按。欲平天下者。先治其國。欲治其國者。先齊其家。家聚爲邑縣。邑縣聚爲郡。郡聚爲國。天下者郡之大集也。故封建郡縣者。天下之治法也。聖人治天下也。量其勢立其制。隨其義詳其禮。封建亦得之。郡縣亦得之。暗主於天下也反之。故封建亦失之。郡縣亦失之。然其法未嘗無可不可。愚謂。封建者。如公天下而私天下。如世王侯而害王位。如利百姓而毒百姓。如護王室而敵王室。上雖有政令之正。下必存跋扈之志。是悉不可得其人。一封之則天子速不得變之。執政直不得規之矣。如郡縣異是。有任限。有交替。有黜陟。有輔佐。有監察。易移其任。易規其過。上雖無政教之化。下無尾大不掉之失。故撰人以任。是公天下也。王公坐食其祿。自無據險之暴。是世王公也。恐罪不遑欲志邁勵吏務。是利百姓也。土地辟人民庶。是護王室也。二者可不可如此。而行之在天下之勢。中國草昧之時。民各聚結陵櫟。或恐其勇悍。或服其姦計。或懷其恵施。以屬之立其黨。自定封境相屯。既久天孫降臨。亦不易民而治。故封建八十萬神。是不得已之勢也。其後子孫漸微。而帝得行郡縣之制。是乃天下之勢也。凡封建一行。則雖爲郡縣。當時郡縣大行。王統連綿。公室不絶。可幷按。蓋考外朝之制。自上古至三王。皆以封建。郡縣者暴秦之所定。李斯之所奏也。魏曹元首。晉陸士衡。是於封建。唐李百藥・柳宗元。是於郡縣。二說之可否。諸儒不一決。然以封建爲公天下。以郡縣爲私天下。且以暴主定之二世而滅爲凶例。今按。如

郡縣非秦之暴强不可得挫一時之侯王。所其制雖非古法。尤得治道之要。李斯所奏。始皇所行。其實私天下也。故其制不明。其法不正。遂爲亂賊之基。是宗元所謂失在於政不在於制也。以上論郡縣之制。

天照太神在於天上曰。聞葦原中國有保食神。宜爾月夜見尊就候之。月夜見尊受勅而降。已到于保食神許。保食神乃廻首嚮國。則自口出飯。又嚮海。則鰭廣鰭狹亦自口出。又嚮山則毛麁毛柔亦自口出。夫品物悉備。貯之百机而饗之。是時月夜見尊忿然作色曰。穢矣鄙矣。寧可以口吐之物敢養我乎。廼拔劍擊殺。然後復命。具言其事。時天照太神怒甚之曰。汝是惡神。不須相見。乃與月夜見尊一日一夜隔離而住。是後天照太神復遣天熊人往看之。是時保食神實已死矣。唯有其神之頂化爲牛馬。顱上生粟。眉上生蠒。眼中生稗。腹中生稻。陰生麥及大豆小豆。天熊人悉取持去而奉進之。于時天照太神喜之曰。是物者則顯見蒼生可食而活之也。乃以粟稗麥豆爲陸田種子。以稻爲水田種子。又因定天邑君。卽以其稻種始殖于天狹田及長田。其秋垂穎八握莫々然甚快也。又口裏含蠒便得抽絲。自此始有養蠶之道焉。

謹按。是播百穀之始也。蓋中州本有秋瑞穗之稱。則水土之美。嘉禾之瑞。固有之地也。天神因保食神之敎。大成稼穡養蠶之道。自是天下之人民。食以給。衣以防。皆是神之洪德也。以上

〔保食神〕倉稻魂命を申す、食物膳厨の事を掌り給ふ女神也。

〔鰭廣〕魚の大なるを云ひ、次の鰭狹はその小なるを云へり。

〔毛麁毛柔〕毛麁は獸、毛柔は鳥を云ふ。

〔百机〕數多の机也

〔天邑君〕百姓を治むる邑村也。

〔天狹田及長田〕高天原なる大御神の御田の名也、狹き田と長き田の意と云ひ、或は狹、長は稱言に過ぎずとも云ふ。

播殖，利。

天照太神以天狹田長田爲御田。又方織神衣居齋服殿。

謹按、是天神重民之事也。夫天神之尊。非但可識之人也。而下以躬其事者。非但欲致其誠信以爲神衣而已。先之考之備織之艱難。甘盡中之辛苦。以帥天下之農桑也。蓋人君躬耕。后妃親蠶。以供上帝之粢盛[illegible]王業之本也。

繼體帝詔曰。帝王躬耕而勸農業。后妃親蠶而勉桑序。況厥百寮曁于萬族。廢棄農績而至殷富者乎。然乃上古有上后親耕蠶之事也。及後世有祈年祭 二月 八月　神衣祭 四月 九月　神今食 六月 月　新嘗會及大嘗會。皆以農事行勸政也。往古重其事甚。其誠可以嘆焉。

神武帝詔曰。恭臨寶位。以鎭元元。上則答乾靈授國之德。下則弘皇孫養正之心。

崇神帝六年。百姓流離。或有背叛。其勢難以德治之。是以晨興夕惕。請罪神祇。

謹按。因以民爲國體。則國興。民安則國與乾靈所授者。則此蒼生也。二帝所恭惕至哉。民惟國本。本固邦寧。故或朝市國家重民。貴其德大哉。以上民之事。

仁德帝四年春二月己未朔甲子。詔群臣曰。朕登高臺以遠望之。烟氣不起於域中。以爲百姓既貧。而家無炊者。朕聞古聖主之世。人人誦詠德之音。家家有康哉歌。今朕臨億兆於茲三年。頌音不聆。炊烟轉踈。即知五穀不登。百姓窮乏也。封畿之內尚有不給者。況乎畿外諸國耶。三月己丑朔己酉。詔曰。自今之後。至于三載。悉除

〔繼體詔〕繼體天皇即位元年正月九日の詔也。

〔祈年穀〕二十二社へ幣使を立てられ年穀の豐饒を祈る祭也、二月、七月の二度吉日を撰びて行はる、八月に定例に非ず。

〔神衣祭〕皇太神宮及び荒祭宮に神衣を織りて奉る祭也每年四月、九月の十四日行ふ。

〔神今食〕六月十二月、十一日、月次祭の夜、天照大神を神嘉殿に奉請して天皇御自から新飯を供へ、御自身も喫し給ふ儀也。

〔民惟國本〕尙書五子之歌に出づ。

〔登高臺〕古事記には、登高山、とあり。

〔天之立君云々〕荀子及び尙書に出づ

〔大兄去來穗別〕仁德天皇の第一皇子履中天皇也。

〔壬生部〕壬生は御產（ミブ）の義、皇子等御誕生の時產殿に奉仕する部也。

〔皇后〕葛城襲津彥の女磐之媛命也。

〔葛城部〕皇后の御名代として事を執る部、葛城は皇后の御本鄕也。

〔無告〕鰥寡孤獨等の如く其窮狀を訴へて助を求むる便なき者を云ふ、孟子梁惠王下篇に、老而無妻曰鰥、老而無夫曰寡、幼而無父曰孤、老而無子曰獨、此四者天下之窮民而無告者とあるに出づ。

課役。息百姓之苦。是日始之。黼衣鞋履不弊盡不更爲也。溫飯煖羹不酸餒不易也。削心約志。以從事乎無爲。是以宮垣崩而不造。茅茨壞以不葺。風雨入隙而沾衣被。星辰漏壞而露牀蓐。是後風雨順時。五穀豐穰。三稔之間。百姓富寬。頌德既滿。炊烟亦繁。

七年夏四月辛未朔。天皇居臺上而遠望之。烟氣多起。是日語皇后曰。朕既富矣。豈有愁乎。皇后對諮。何謂富焉。天皇曰。烟氣滿國。百姓自富歟。皇后且言。宮垣壞而不得修。殿屋破之衣被露。何謂富乎。天皇曰。其天之立君。是爲百姓。然則君以百姓爲本。是以古聖王者。一人飢寒。顧之責身。今百姓貧之則朕貧也。百姓富之則朕富也。未之有百姓富之君貧矣。秋八月己巳朔丁丑。爲大兄去來穗別皇子定壬生部。亦爲皇后定葛城部。九月。諸國悉請之曰。課役並免。既經三年。因此以宮殿朽壞。府庫已空。今黔首富饒而不拾遺。是以里無鰥寡。家有餘儲。若當此時。非貢稅調以脩理宮室者。懼之其獲罪于天乎。然猶忍之不聽矣。十年冬十月。甫科課役。以構造宮室。於是百姓之不領而扶老携幼。運材負簣。不問日夜。竭力爭作。是以未經幾時而宮室悉成。故於今稱聖帝也。

謹按。是豐民之產。寬民之力之極也。夫民之遂生盡性。繫天下之人君。以一人爲億兆之父母。君道厥惟艱哉。唯仁德帝勝其任乎。儉躬以賑民家。救無告以民之貧富爲天子之貧富。

曰、其天之立君、是爲百姓、然則君以百姓爲本。詔、實爲人君養民之至誠也。故宮室之造。庶民子來。百姓懼獲罪于天。可至哉大哉。蓋先有神哀帝之早崩、有神功帝之西征。後有天地不順、稔穀不登之患。君子儉德辟難之義不亦享乎。後世懼民與土木之功。唯以此帝德爲規則無大過而已。外朝聖主卑宮室、尚儉德、豈過乎此。以上、豐民之產。

崇神帝十二年春三月丁丑朔丁亥、詔、朕初承天位、獲保宗廟、明有所蔽、德不能綏。是以陰陽謬錯、寒暑失序、疫病多起、百姓蒙災。然今解罪改過、敦禮神祇、亦垂教而綏荒俗、舉兵以討不服。是以官無廢事、下無逸民、教化流行、衆庶樂業、異俗重譯來、海外既歸化。宜當此時、更校人民、令知長幼之次第、及課役之先後焉。秋九月甲辰朔己丑、始校人民、更科調役。此謂男之弭調、女之手末調也。是以天神地祇共和享、而風雨順時、百穀用成、家給人足、天下大平矣。故稱謂御肇國天皇也。

謹按、是制民之產也。既庶既富、未嘗不以教。人皆有欲。民者其蠢爾也。有情而不知節、有欲而不知制。故唯養之而不加制、則不可得保其身。專戒之而不以養、則不可得恒心。撫育教導互持、而後所以於家給知恥也。帝以養民爲心、以導民爲教。始制調賦之先後、教長幼之次序、其化大哉。以上、制民之產。

六十二年秋七月乙卯朔丙辰、詔曰、農天下之大本也。民所恃以生也。今河內狹山埴田水少。是以其國百姓怠於農事。其多開池溝、以寬民業。冬十月造依網池。十一

〔校二人民一〕戸別の人員を檢し、土地田數を量る也。

〔長幼之次第云々〕令制正丁次丁中男を分ちて調物の多少を分つ、此時は令の如く細密ならねど、年齡の多少に應じて調役の次第を立て給へる也

〔弭調〕古事記傳に弓以て射獲たる獸の肉又其皮などの類を貢るとあり。

〔手末調〕古事記傳に、女の手して造れる物にて絹布などの類を貢ると見えたり。

〔河內狹山〕和名抄に河內國丹比郡狹山郷あり、其地なるべし。

〔依網池〕河內國に在り、

月作苅坂池・反折池。一云。天皇居桑間宮。造是三池也。

謹按。是盡農之利也。利百穀者莫大乎水。今浚狹山及三池。盡力溝洫如此。自是歷代因循開水利備非常。垂仁帝作池於諸國。景行帝相續竭力。百姓大富。天下大平也。竊按外朝周以農爲國之後。重此莫如漢文景二帝。文帝曰。農天下之大本也。景帝曰。農天下之本也。先儒曰。文帝有此詔凡三。景帝武帝亦皆以是言冠於詔之先。漢人去古未遠。猶知所重也。今與帝詔更不異。國雖有中外。至惓惓于民事一也。以上。盡農之利。

仁德帝十一年夏四月戊寅朔甲午。詔群臣曰。今朕視是國者。郊澤曠遠。而田圃少乏。且河水橫逝。以流末不駃。聊逢霖雨。海潮逆上。而巷里乘船。道路亦泥。故群臣共視之。決橫源而通海。塞逆流以全田宅。冬十月掘宮北之郊原。引南水以入西海。因以號其水曰掘江。又將防北河之澇。以築茨田堤。是時有兩處之築。而乃壞之難塞。時天皇夢有神誨之。獲塞其堤且成。

謹按。是除民之害也。天地之間爲民害者。天有旱潦之災。地有河海之禁。人君有志於爲民者。豫備先謀。以爲之制。則其災殆可遏。是人心所精一。物無可以勝也。旣除其害。則民之利百倍也。帝甚以民生爲要。開河以疏之。築堤以塞之。民以子來。神以佑之。故無隄岸之崩。無泉源之涸。無沙土之淤。無畛域之失。吁其德大哉。其後大盡力於溝洫。百姓寬饒。而無凶年之患。況爲橋路以利人民。以氷室規改其政。大答乾靈授國之德也。以上。除民之害

〔作池於諸國〕垂仁天皇卅五年諸國に令して池溝八百餘を掘らしめ給ひし事書紀に見ゆ。

〔文帝〕漢第五世の帝也、二年正月勸農の詔を下す。

〔景帝〕漢第六世の帝也、漢書に、景帝三年春正月詔曰農天下之本也、云云と見ゆ。

〔宮北之郊原〕難波の東北小橋村の邊なるべし。

〔南水〕河内川、大和川の末流也。

〔掘江〕所謂難波掘江にて、今上町と天滿との間にある大阪の大河也。

〔北河〕山崎川也。

天照太神因定天邑君。即以其稻種始殖于天狹田及長田。其秋垂穎八握莫々然甚快也

成務帝五年秋九月令諸國以國郡立造長縣邑置稻置。百姓安居天下無事焉

謹按是天人建民之長之始也凡物相聚未嘗不有長以統之也鳥獸之群必有其先況其人乎民有其業乎業必有教人必有欲不制其欲則百穀遂荒稼穡失節而民不甘恒產不制其欲則爭鬥相起獄訟日繁而民以至死亡故雖國之富雖有邑君以播時百穀後世豈可忽焉乎成務帝始分國郡定封域建國造縣主稻置者司縣邑宜哉百姓安居天下無事矣夫天生烝民不能自治必有之君君統萬民不能獨理得之百官百官所理其撰惟萬而所其繫悉在民然乃百官之設亦爲民乎人君之重非資其民乎既知天爲民立己則莫不以重民爲先務重乎民必在重撰民之長也人則其人則官不明官不明則民情不可致民情塞則非民之長也後世得民安國豐者得其人也有民苦國窮者不得其人也故輕郡主縣令是輕民也輕民是輕天下國家也輕天下國家是背乾靈授國之德廢天孫重統之基乎矣四方嘉靖之作萬國咸寧之化其權端在乎此也以上建民之長

以上論治道之要愚謂天下之治道古今之論多矣人君臨之未嘗無亡羊之失夫天下之本在國家國家之本在民民之本在君君明則民安民安則國治家齊國家治齊則天下平也治國家之道在封建與郡縣矣封建於侯王則親親賢賢因其君命其卿建方伯

〔八握莫々然〕稻穂の長く垂れし也。

〔稼穡〕農業也、禾を植うるを稼と云ひ、禾を斂むるを穡と云ふ。

〔烝民〕衆民也。

〔亡羊〕學問の道多岐にて眞理を失ふに喩ふ、列子說符篇に、楊子之鄰人亡羊、既率其黨、又請楊子之竪追之、楊子曰、嘻亡一羊、何追者之衆、鄰人曰、多岐路、既反、問、獲羊乎、曰亡之矣、曰、奚亡之、曰、岐路之中又有岐焉、吾不知所之、所以反也、云々とあり。

〔方伯〕地方を管掌せる周の職名也、禮記王制篇に、千里之外設方伯、五國以爲屬とあり。

〔三監〕周代天子が方伯の國を監督せしむる三人づつの官を云ふ、禮記王制篇に、天子使其大夫爲三監、監方伯之國、國三人とあり。

〔正朔〕正は年の初朔は月の初也、總じて暦を云ひ、轉じて統治を受くるを正朔を受くと云へり。

〔宗子惟城〕詩經大雅板篇に出づ。

〔定經界〕孟子滕文公に、夫仁政必自經界始とあり

〔民免而無恥〕論語爲政篇に、子曰、道之以政、齊之以刑、民免而無恥、道之以德、齊之以禮、有恥且格、とあり。

立三監。天子巡狩。而規禮觀俗。明黜陟之政。諸侯朝聘而勤王室。受正朔。退存違顏咫尺之敬。故宗子惟城。侯王惟藩矣。以郡縣命守令。則定任限。察吏務。明考課。正賞罰。以按巡之察使。監其土地人民之實矣。然乃共維持於國家。大寶之祚竟不可傾。是國家治而後天下平也。凡人君之尊。下民之賤。九重之邃。市井之卑。若輕而遠焉。則其阻猶天壤之杳也。心誠求之。則猶天之覆地日月之照萬物。甚近而不可掩也。求之之道。以養爲先也。物必有養。草木鳥獸有水土羽毛枝葉。皆然。況民也。衣食不給。則無恆心。無恆心則陷刑罰。是人君非可忍之道也。養之道。在定經界。考產業。其農家而後正賦斂。旣庶旣富。則以教爲本。衣食足不教。則民又失恆心。教之道。在秩人倫。正風俗。抑揚其機。勸懲其志。以利利樂樂也。專愛則縱情逞欲。而不知廢業。專戒則民免而無恥。養教相持而民安矣。然又天地無常。人民必有幸否。故設其備於無事。以除其害。救窮民。周賑恤。否乃百姓必轉于溝壑。人君荒政之設。年穀之祈。是所以盡其誠也。養之教之。人君以一人之眇。豈及天下之衆乎。故建其長。建長之道。民間立保伍。以親察之。其爭訴論事皆先付焉。而規之。和之。防其諍獄之機。折背教之萌。及其不得止也。下吏計之。守令制之。伍必有長。村里必有老。總之郡縣。轄諸國司。是乃建長之道也。然不致其議。不盡其道。則唯虛名而無實。古來定年限。明黜陟。皆重民之長也。民安則國平。是所以民繫于國家也。而人君以天下爲大寶。拳拳服膺。恆致可守之道。顧可失之過。因神聖開端之誠。以擴充之。則與天壤無窮也。是治道之要。大都所以本人君之志也。

〔思兼神〕日本紀一書に、高皇産靈尊之息とあり。

〔太玉命〕高皇産靈尊の御子なる由古語拾遺に見ゆ。

〔五百箇〕枝の繁きを云ふ。

〔青和幣〕古事記傳に、麻は木綿に比ぶれば、稍青き故に、青和幣と云ふなりとあり、白和幣は即ち木綿也。

〔火處燒〕庭火を焚く也。

〔覆槽〕古事記傳に是は此物の上に立て舞ふに、踏て響あらせむ爲めに、中を空虛に設けたる台にて、形狀の筒の如くなる故に名義空筒(ウケ)なりと見えたり。

〔端出之繩〕注連繩なり。

神知章

天照太神乃入于天石窟、閉磐戸而幽居焉。故六合之内常闇。而不知晝夜之相代。于時八十萬神會合於天安河邊、計其可禱之方。故思兼神深謀遠慮。遂聚常世之長鳴鳥。使互長鳴。亦以手力雄命立磐戸之側。而中臣連遠祖天兒屋命。忌部遠祖太玉命、掘天香山之五百箇眞坂樹。而上枝懸八坂瓊之五百箇御統。中枝懸八咫鏡。一云眞經津鏡。下枝懸青和幣和幣此云尼枳底白和幣。相與致其祈禱焉。又猨女君遠祖天鈿女命、則手持茅纏之矟。立於天石窟戸之前。巧作俳優。亦以天香山之眞坂樹爲鬘、以蘿蘿此云比舸礙爲手繦手繦此云多須枳。而火處燒。覆槽置。覆槽此云于該。顯神明之憑談。顯神明之憑談此云歌牟鵝可梨。是時天照太神聞之而曰。吾比閉居石窟。謂當豐葦原中國必爲長夜。云何天鈿女命嘘樂如此者乎。乃以御手細開磐戸窺之。時手力雄神則奉承天照太神之手。引而奉出。於是中臣神・忌部神。則界以端出之繩。繩亦云左繩端出。此云斯梨俱梅儺波。乃請曰。勿復還幸。

謹按。此時人才最盛哉。凡事不得其人。其道不明。當天地常闇。非有非常之才。不可得非常之功。思慮以致其謀。大勇以遂其事。雄藝以盡其用。寛優以盡其道。而後可大成也。八十萬、

〔螢火光神云々〕日本紀纂疏に、螢乘夜間、蠅見晝日、表彼邪氣無止時也とあり。

〔天穗日命〕天照大神の御子、天忍穗耳尊の御弟也。

〔天鹿兒弓〕鹿猪などを射るに用ふる大弓也。

〔天羽羽矢〕羽羽は羽張の義にて、羽の廣く大なる矢なるべし。

〔稜威雄走神〕古事記傳に、伊都之尾羽張神は伊邪那岐大神の迦具土神を斬給ひし御刀の御靈にて云々、此は其御靈を云ふ故に神と云へりとあり

〔五十田狹之小汀〕神名帳に、出雲國出雲郡（今八束郡の內）因佐神社あり其の地也。

神之衆、唯得此數神。然乃才難、神代既爾。蓋才之要。知可以遠慮、思兼神中其任乎。仁可以力行。天兒屋命・太玉命是其人乎。勇可以果斷。手力雄神・天鈿女命是其得乎。三德在此。故復洪基、以及萬億世、才之美至哉。以上。論在得人。

皇祖高皇產靈尊、欲立皇孫為葦原中國之主。然彼地多有螢火光神及蠅聲邪神。復有草木咸能言語。故高皇產靈尊召集八十諸神、而問之曰。吾欲令撥平葦原中國之邪鬼。當遣誰者宜也。惟爾諸神勿隱所知。僉曰。天穗日命是神之傑也。可不試歟。於是俯順衆言。即以天穗日命往平之。然此神佞媚於大巳貴神。比及三年、尚不報聞。故高皇產靈尊更會諸神、問當遣者。僉曰。天國玉之子天稚彥是壯士也。宜試之。於是高皇產靈尊賜天稚彥天鹿兒弓及天羽羽矢以遣之。此神亦不忠誠也。是後高皇產靈尊更會諸神、選當遣於葦原中國者。僉曰。磐裂（磐裂此云以簸娑窶。）根裂神之子磐筒男・磐筒女所生以子。經津（經津此云賦都。）主神。是將佳也。時有天石窟所住神。稜威雄走神之子甕速日神。甕速日神之子熯速日神。熯速日神之子武甕槌神。此神進曰。豈唯經津主神獨為丈夫。而吾非丈夫者哉。其辭氣慷慨。故以即配經津主神。令平葦原中國。二神於是降到出雲國五十田狹之小汀。二神誅諸不順鬼神等。果以復命。

謹按。是天神登庸於人之愼也。天神之靈。如日中天、萬象畢照。片言乃通。此其所以為神。而

盡衆議。俯順其言。重學錯也。夫人之質雖有美才可以用之。不崇德辨惑。則不能卓立於富貴威武聲色之場。二子之或媚大巳貴。或娶下照姬是也。經津主神。武甕槌神。特有確乎不可拔之量。故建大業以復命。尚退東方以防護皇孫。經津主神。又云齋主神。又號齋之大人。香取神是也。健雷神。鹿島神是也。其敵王所愾。不忘天下之功。大哉。凡時在天造草昧。動乎險中。大亨貞者。非大丈夫不得之。人才之難。知人之艱。後世豈忽焉乎。外朝先儒曰。知人之難。堯舜以爲病。孔子亦有聽言觀行之戒。然乃知人。中外爲以重之宜哉。以上詳登庸之議。

天照太神及賜天津彥彥火瓊瓊杵尊八坂瓊曲玉及八咫鏡・草薙劍三種寶物。又以中臣上祖天兒屋命。忌部上祖太玉命。猿女上祖天鈿女命。鏡作上祖石凝姥命。玉作上祖玉屋命。凡五部神使配侍焉。

一書曰。天照太神手持寶鏡。授天忍穗耳尊而祝之曰。吾兒視此寶鏡。當猶視吾。可與同床共殿以爲齋鏡。復勅天兒屋命・太玉命。惟爾二神。亦同侍殿內。善爲防護。

一書曰。高皇產靈尊以眞床覆衾。裹天津彥國光彥火瓊瓊杵尊。則引開天磐戶。排分天八重雲以奉降之。于時大伴連遠祖天忍日命。帥來目部遠祖天槵津大來目。背負天磐靫。臂著稜威高鞆。手捉天梔弓・天羽羽矢。及副持八目鳴鏑。又帶

〔下照姬〕大巳貴神の御女也。

〔香取神〕今下總國香取郡香取町に祭る、香取神宮これ也、舊傳に神武天皇十八年創建といへど詳かならず。

〔鹿島神〕神武天皇元年社が建てゝ祭ると云ひ、又もと陸奧國鹽竈に在りしを、後ち今の常陸國鹿島郡鹿島町に遷すとも傳ふ。

〔鏡作〕鏡を作る部にて、天武天皇十二年より連の戸となれり。

〔天梔弓〕黄櫨（ハジ）にて作れる弓也。

〔八目鳴鏑〕鏑に多くの孔あるを云ふ

〔頭槌劒〕日本紀通證に、頭槌者劒首如槌也とあり。

〔日向襲〕襲は日向の地名也

〔槵日二上峯〕槵日は靈異の義、二上は二神の義にて、峰の二つ並べるによりて云へり、今の霧島山也。

〔菟狹津媛〕菟狹國造の祖菟狹津彦の妹也。

〔天種子命〕天兒屋命の御孫にて、天押雲命の御子也。

〔戊午年云々〕神武天皇大和國を征し給へる時の事也。

〔日臣命〕天押日命の玄孫也。

〔天皇卽位〕神武紀に、辛酉年春正月庚辰朔、天皇卽帝位於橿原宮、とあり。

頭槌劒。而立天孫之前。遊行降來。到於日向襲之高千穗槵日二上峯天浮橋。

一書曰。天孫降給時。天兒屋根命 中臣氏祖也。津速産靈神孫。天太玉命 齋部氏祖也。高皇産靈神子。奉天照太神勅。爲左右之扶翼。如今世左右相歟。記。親房

謹按。是撰臣才之始也。爲治之道。在於用人。況草昧屯難之時乎。凡此五神。既有功於中國。今又防護配侍。蓋世臣舊德功業已見於時。聞望已孚於世。如高山巨海。其風采足以其瞻。初無運動之勞。而功之及人也厚矣。天神得此才。而付皇孫依賴之任。以正皇統。以養其正。垂衣拱手。以仰其成。何強暴之不服。雅俗之不敦哉。凡臣有文武。有大小。有親疎。一闕焉不全。文武之大臣。經綸康濟。近親之侍臣。薰陶涵養。雖職重者有安危之寄。職親者有習染之移。其繫天下之本一也。此章有五神配侍之事。別有二神同殿之勅。是敬大臣也。又天忍日命立天孫之前。天鈿目命以近衛。是披雲路。斬山蹕之時。右武左文。而鳴威武之義也。呼得其人。正其禮。致其道之至。後世非可企望也。此時既有輔弼・大臣・近衛之職。以天工人其代之。後立官任人可忽乎。

神武帝甲寅年東征。以菟狹津媛賜妻之於侍臣天種子命。是種子命。是中臣氏之遠祖也。戊午年夏六月。大伴氏之遠祖日臣命。帥大來目督將元戎。踏山啓行。乃尋烏所向。于時勅譽日臣命曰。汝忠而且勇。加能有導之功。是以改汝名爲道臣。

辛酉年春正月。天皇卽位。道臣命帥大來目部。奉承密策。能以諷歌。二年春二月

〔宅地云々〕此時道臣命に大和高市郡筑坂邑を賜ふ。
〔虎賁〕勇士也。
〔三事〕正德，利用厚生等國家を治むるに必要なる三箇條を云ひ，又た三公の任を云ふ。
〔大彥命〕孝元天皇の皇子也。
〔武渟川別〕大彥命の子也。
〔東海〕今の東海道及び奧羽地方也。
〔吉備津彥〕孝靈天皇の皇子也
〔西道〕後の山陽道なり。
〔丹波道主命〕古事記に日子坐王の子とあり。
〔印授〕矛劔など標として賜はれるを漢風に云へる也。
〔稚足彥尊〕景行天皇の第四皇子にて成務天皇也。

甲辰朔乙巳、天皇定功行賞。賜道臣命宅地。以寵異之。

謹按。一書以天種子命・天富命。爲左右臣。又曰。宇麻志麻治命櫛日方命。爲食國政申大夫。是皆大臣執政之儀也。此時以文武臣相並也。凡文與武猶左右手。陰陽相對不可偏廢。唯以時宜爲先後也。天孫臨降。及神武帝之時。皆草昧屯蒙之難。非武臣不可得其創業。故所其先之賞之。可幷見也。至後世重文臣輕武臣。是殆異上古之神制也。外朝聖人立政。以虎賁並論三事。以樞密幷稱中書。況中州自往古以威武建皇統乎。以上重文武之大臣。

崇神帝十年秋九月丙戌朔甲午。以大彥命遣北陸。武渟川別遣東海。吉備津彥遣西道。丹波道主命遣丹波。因以詔之曰。若有不受教者。乃擧兵伐之。既而共授印綬爲將軍。

謹按。是武官之始也。神代既有將帥之任。神武帝時。有軍帥之將。然未及名號。今始以將軍授印綬。號四道將軍。其任尤重哉。以上撰軍帥之任。

景行帝五十一年春正月壬午朔戊子。招群卿而宴數日。時皇子稚足彥尊・武內宿禰不參赴于宴庭。天皇召之問其故。因以奏之曰。其宴樂之日。群卿百寮。必情在戲遊。不存國家。若有狂生而伺墻閤之隙乎。故侍門下備非常。時天皇謂之曰。灼然。灼然此云以耶知擧。則異寵焉。秋八月己酉朔壬子。立稚足彥尊爲皇太子。是日命武內

宿禰爲棟梁之臣。

謹按。是撰其人任其大職之義也。棟梁臣始成務帝號大臣。武内任之。此後連綿有大臣之號。終有三公稱也。蓋大臣者師範一人。儀形四海。無其人則闕。古來所其重如此。是以經邦論道。燮理陰陽也。其爲乎上也。必陳善閉邪。以爲乎君之德。其爲乎下也。必發政施仁。以爲乎人之俗。如此之人。而後任此職。俾其上輔人君之道。下濟四海之政也。帝因武内之篤行。授以大任。武内終輔導六世。風采凝峻。武儀巍焉。是此壽耇老成人歟。後世任大臣之道。蹈襲于往古。以精一其撰。又無大過乎。以上。重大臣之撰。

成務帝四年春二月丙寅朔。詔曰。自今以後。國郡立長。縣邑置首。即取當國之幹了者。任其國郡之首長。是爲中區之蕃屏也。

先人曰。國司者是當一方之重寄。察百姓之寒苦。非庸才之所可企望。故昔時固設格制。以勘治否。合格者蒙賞。違格者被黜。是所以擇良吏也。又曰。歷七箇國。受領。合格之吏勘公文畢。拜參議也。白河院仰。但可依其才。

謹按。是撰國郡之司也。蓋人君者民之父母也。以分言之如天壤。以情考之。如心體之相資。故雖居深宮之内。坐九重之上。恒存誠求之實。則守令之撰豈可忽乎。其撰一背。則億兆之民悉蒙其殃。人君可敢忍哉。故其精撰。往古既然。後世因之正年限。愼考課明賞罰。相續其制嚴矣。外朝先儒曰。郡守縣令。民之師帥。所使承流而宣化也。故師帥不賢。則主德不宣恩

〔大臣〕臣姓の諸氏の主帥たる者に賜ひし稱にて、官名に非す。

〔三公〕もと太政大臣、左大臣、右大臣を云ひ、後ち内大臣を加へ、太政大臣を除けり。

〔師範一人云々〕職員令太政大臣の條に出でし語也、一人は天皇を申す

〔輔導六世〕景行より仁德まで五朝に仕へたり。

〔受領〕國司の廳に在りて事務を執る上首を云ふ、普通國守なれど、國守遙授の場合は其部下にても受領と云へり、爰は國守の意に云ふ。

〔參議〕太政官にて國政に參與する令外の職、定員八人なり。

〔甘美內宿禰〕武內宿禰の異母弟也。

〔壹伎直眞根子〕姓氏錄に、天兒屋根命九世孫、雷大臣之後也とあり。

〔磯城川〕磯城は大和國磯城にて、河は泊瀨川なるべし。其邊に大神神社あるより、其神　盟ひて探湯せる也。

〔探湯〕正邪を判する爲め神明に盟ひて熱湯を探らしむるを云ふ。「クガタチ」の「クガ」は探攪（サグリ・カキ）の義、「タチ」は其事に赴く美ならむと云ふ。

〔紀伊直等之祖〕紀伊直は武內宿禰の母家也。其家の祭として賜へる也。

〔壽耉〕耉は考に同じ。

澤不流。思謂守令唯事租稅調賦、不以禮教、則非政化之實。故督財賦、理詞訟之間、禮教自敷、風化興行、而俗自移、民自敎而後可稱守令之賢也。以上正守令之任。

應神帝九年夏四月、遣武內宿禰於筑紫以監察百姓。時武內宿禰弟甘美內宿禰、廢兄、卽讒言于天皇、武內宿禰常有望天下之情、今聞在筑紫而密謀之曰、獨裂筑紫、招三韓令朝於己、遂將有天下。於是天皇則遣使以令殺武內宿禰。時武內宿禰歎之曰、吾無貳心以忠事君。今何禍矣、無罪而死耶。於是有壹伎直眞根子者、其爲人能似武內宿禰之形。獨惜武內宿禰無罪而空死、便語武內宿禰曰、今大臣以忠事君、既無黑心、天下共知。願密避之參赴于朝、親辨無罪、而後死不晚也。且時人每云、僕形似大臣、故今我代大臣而死之、以明大臣之丹心。則伏劍自死焉。時武內宿禰獨大悲之、竊避筑紫、浮海以從南海廻之、泊紀水門、僅得逮朝、乃辨無罪。天皇則推問武內宿禰與甘美內宿禰。於是二人各堅執而爭之、是非難決。天皇勅之令請神祇探湯。是以武內宿禰與甘美內宿禰共出于磯城川湄、爲探湯。武內宿禰勝之、便執橫刀以毆仆甘美內宿禰、遂欲殺矣。天皇勅之令釋、仍賜紀伊直等之祖也。

謹按、良臣與姦臣相對、君子與小人相敵、故何世無姦臣乎。蓋奸讒之行、未嘗無所其因。今謀其遠出、以蠱盡其心、以塗其耳目、以陰狡之質、構瀾翻之辨、況其親戚乎、況其兄弟乎。帝之過不亦宜乎。凡武內弼亮六世、師言嘉績多于當世、尤壽耆之老臣也。上閲世久而涉歷

〔狭穗彦王〕垂仁天皇皇后の御兄也、四年不軌を謀り、五年十月事顯はれて誅せらる。

〔平群眞鳥〕木菟宿禰の子、雄略天皇の御宇大臣となる仁賢天皇十一年八月帝崩ずるや位を簒はむとす、皇太子大伴金村と計り十一月これを誅伐し御位に卽き給ひ武烈天皇と申す。

〔刺領巾〕隼人也、仁德天皇の崩後瑞齒別皇子に命ぜられて仲皇子を弑す

〔眉輪王〕安康天皇の皇叔大草香皇子の子也、安康天皇元年父王の殺されしを恨み、二年遂に天皇を弑す。

〔住吉云々〕欽明天皇元年任那敗亡の責を引き隱退す。

深。先王之政。祖宗之典。古今興衰・治亂・文武之迹。當時沿革・廢擧之由。莫不知之行之。故嘆然於見聞之際。粲然於指畫之頃。可謂天下之具瞻也。因一朝之讒。望必死之地。可危哉。眞根子是何人乎。感其忠。激其讒。速死以充焉。天又佑善人也。帝尚不決。終有探湯之誓。以明寃讒口。所以顚倒於是非。混淆於邪正。如此。狭穗彦王因外親。欲危垂仁帝之社稷。平群眞鳥擅國政。欲簒武烈帝之寶祚。刺領巾殺王子。眉輪王弑天皇。皆非一朝一夕之事。借（與譖同。）始既涵也。故根使主之奸謀。歷十四年而後發覺。以受赤族誅。金村臣之大忠。輔六有世。亦恤衆口而蟄住吉宅矣。人君不錯志於此。姦雄簒國之慚。憸邪罔上之譖。佞幸擅權之私。聚斂媚諛之欲。剝床以膚之覺。小人得志。君子受屈。爲鬼爲蜮。營營靑蠅。可不愼乎。以上。戒奸臣之讒。

以上論知人之道。愚謂。天下之治道。莫大於得人。不得其人。則勞而無功。得其人。則垂拱仰成。猶耳目四支聰明健强。而心思使令之也。夫萬機之繁。人君臨決。則蘭膏以繼。亦竟不可得。天下之大。人君兼巡。則皸瘃以求。亦竟不可盡也。明君繼天建極。良臣代君分職。是至誠之道也矣。凡官惟百。職惟庶。而總在大臣・守司・近親之三。三者一不得。則不可謂治也。大臣不一。有文臣。有武臣。有舊老臣。有勳功臣。各得其道。則政體正。而衆備豫。禮樂興。而風俗厚矣。守司不一。有國主・郡縣司。人物事儀。各有其司。其撰得其人。則民人化。土地辟。事物得其處矣。近親不一。有侍衞。有給事。有左右親戚之分。非止一類。各得其撰。則左右之涵養。朝夕之恪勤。番直之衞儀正。而宗子惟城。親戚惟屛。故大明安枕於泰

山。拱手於北辰。四海以朝。一天皆共。非不勞而功成乎。蓋得人之道。在知人。知人太難。知之在內。主其知德。外察其言行。試之久之也。若純必知。貴敏以言。則利口喋喋。而其俗靡弊輕薄也。純必德。尙篤以行。則沈默唯唯。而其俗墨面理遣也。奸佞喩於利。無所不至。人君深居高坐。於事不自裁。淵默寡言。於人不可繫。不察功能之實。而信毀譽之偏。不規恆久之情。而取一旦之事。則竟不可得其實。故往古之人君。躬覽萬機。以察其事物。日接群臣以考其人材。大臣以下各奉職陳言。勤忠不隱。猶未嘗無其差。乾靈之神。每其登庸。必以衆議以試任。可倂鑒焉也。抑任使之道。又不易。親則有瀆之失。遠則有塞之過。既得大臣。則盡其禮。嚴其制。豐其祿。高其位。任事以不疑。是敬大臣也。如守令制。任限。明考課。正監巡之察。明其禮。則賢賢之道立矣。如近親。正風俗。避佞奸。重世臣。慰老臣。明親戚之分。是親親體群臣也。夫得其人而不用。則人才必屈。用其人而不致其制。則佞奸窺覬。魏者得閒也。臣士登庸。使令之艱。豈不偉哉。外朝。聖主堯舜。既以知人爲艱。其登用也。必咨若以試焉。皐陶歌而舜拜之。益進昌言而禹拜之。周公獻卜而成王拜之者。非敬大臣乎。唐虞之四岳・十二牧。三代之方伯連者。非撰守令乎。文武之聰明齊聖。小大之臣。咸懷忠良。則待漸染之補。不又切乎。況百官庶司之任。各無不盡其心。可并按也。或疑。知近臣易。而知遠臣之難。愚謂。近臣難知之。遠臣易知焉。夫遠臣者懼人君之威。而重大臣之命。故所其爲不大違也。近臣者褻君之親慢。己之近。以察大明之閒。阿大臣之意。以蠱其膚蠱其心。其害太深。人君之暴昏。振古無未繫近親之邪惡。是非近臣易知乎。近臣者君

〔皐陶〕帝舜の賢臣なり。

〔益〕禹の賢臣也。

〔昌言〕美言也、書經皐陶謨篇に、「禹拜昌言」とあり。

〔四岳〕堯舜時代四方の諸侯を掌る官名也、殊に帝堯の際の四岳義仲、義叔、和仲、和叔の四人を云ふ。

〔十二牧〕帝舜の時天下を十二州に分ち、其州の長を牧と云ふ、書經舜典篇に、「肇十有二州」、「咨十有二牧」と見えたり。

〔三代〕夏、殷、周を云ふ。

〔連〕方伯と共に諸侯の上に立ちて、一方を支配する官也、禮記王制篇に「十國爲連、連有帥」とあり。

〔黜陟〕黜は退くる也、陟は昇す也、明ある者を登用し明なき者を罷め退くるを云ふ、書經舜典篇に、三載考績、三考黜陟幽明とあり。

自試之。所其及最狹。如遠臣者。所其友。所其宗。所其學。所其爲。人人以毀譽之。而後黜陟焉。所其索太廣。故曰。近臣難。遠臣易。或疑。奸讒不行。愚謂。人君之使令。正其禮。其制。以致其道。恒致令。恒省察。則臣竟不可得顯其私。若一任不規。詳命而不省。從其譽而不試之。重其功而不察之。則猶新柱久而朽。清水塞而穢。夫彼之罪乎。

中朝事實上 終

〔甲申〕二十三日也
〔皇祖〕高皇産靈尊天照大神を申す。
〔降鑒云々〕日本紀通證に、謂二師靈劔、頭八咫烏、金色鵄等一とあり。
〔靈畤〕齋場也、時は止也、神靈の止まる所の義也。
〔鳥見山〕大和國宇陀郡榛原村に在り
〔上小野榛原云々〕日本紀通證に、榛原屬二宇陀郡一、今上云二南峠一、下云二萩原一とあり、今上下共に榛原村大字萩原に屬す。

中朝事實　下

皇統

聖政章

神武帝已未年春三月辛酉朔丁卯、下令曰、今運屬此屯蒙、民心朴素、巢棲穴住、習俗惟常、夫大人立制、義必隨時、苟有利民、何妨聖造。

謹按、是政令之始也、民心者天下之人心也、習俗者人皆習以爲俗也、言天下屯蒙、而人心不與詐僞、穴居野處、以爲習俗、今帝繼天建極、以欲正天下之禮、新其舊俗、故有此詔也、人心之朴素、如易染善政、而習俗之舊、乃又難變、時義是革之時又大也、非聖英之天縱、不可得之也、蓋政之要、在察民心與習俗、人心必與俗化、善惡以成、人君立政明教率之、則民心化、而風俗成、風俗成、在習熟之久、習熟久、則民不識其然、故曰、政之要在察民心與習俗、此章可謂盡政教之大體也、以上政教之大體

四年春二月壬戌朔甲申、詔曰、我皇祖之靈也、自天降鑒、光助朕躬、今諸虜已平、海內無事、可以郊祀天神、用申大孝者也、乃立靈畤於鳥見山中、其地號曰上小

野榛原・下小野榛原。用祭 皇祖天神焉。

先人曰。神武天皇定都於大和國橿原。時以三種神寶。安置大殿同床而坐給。蓋如往古神勅。由此皇居神宮無差別。宮中立庫藏。此云齋藏。官物神物無分。此時天兒屋根命孫天種子命。專主祭祀事。是乃執朝政之儀也。

謹按。天下之政事。莫大於郊社宗廟之祭祀。夫人君以天地爲父母。況帝承乾靈天孫之統。以臨於四海乎。蓋交神之道在誠。至誠以祭祀。則鬼神之幽冥亦可格思矣。蕞爾黎民。至誠以求之。則無不感。故往古神祇之祭祀。朝廷之政事。不二其義。深哉。俗政訓以祭事是也。凡主祭祀者。皆執朝政。如天種子命・神八井耳命。神八井耳命者。神武帝皇子。綏靖帝兄也。神八井耳命曰。吾是乃兄。而懦弱不能致果。今汝特挺神武。自誅元惡。宜哉乎。汝之光臨天位。以承皇祖之業。吾當爲汝輔之奉典神祇者。是即多臣之始祖也。是也。帝守神勅。以敬靈器。且郊祀天神。用申大孝。其兢兢業業而愼政教。萬世之規戒也。以上祭政之實。

崇神帝十年秋七月丙戌朔己酉。詔群卿曰。導民之本在於教化也。今既禮神祇。災害皆耗。然遠荒人等。猶不受正朔。是未習王化耳。其選群卿。遣于四方。令知朕憲。

謹按。是發行人以施教於四方之始也。導者啓迪也。教不至化則民與教別也。民情化適而

〔俗政訓以祭事〕日本釋名に、政、云々、朝廷にて天照大神の祭を掌れる人即ち天下の政務を行ひし故、政をまつりごとゝ訓すとあり、又た古事記傳は、奉仕事の義とせり。

〔誅元惡〕神武天皇崩御の後神八井耳命及び神渟名川耳命(綏靖天皇)の庶兄手研耳命竊かに二弟を害せんと圖らる、十一月兩皇子其異圖を知り給ひ、其居に入りて射殺せんとせられしに、神八井耳命戰慄遂に射ること能はず、神渟名川耳命即ち其の弓を請ひ取りてこれを射殺せらる・爰に懦弱云々と宣へるは此故也。

教成。之謂教化。正朔者王曆也。天下皆受正朔。同其事天也。正朔不受則民殊俗。王化者天下皆守其教令而正其三綱也。王化未習則民異意也。憲者法也。憲章以示人也。言民皆有此心。教化不明故不盡其性。啓迪之在教之化。敬鬼神與教化民。其本不出至誠。而鬼神者幽而信。人民者習而驕。故事鬼神在致敬。治人民在盡教。帝既晨興夕惕。齊明盛服。以敬鬼神。災害既耗。然天下未一軌。四方未均俗。今建憲章。以考時月。同禮樂制度。以節民性。一道德以同俗。及十二年。教化流行。衆庶樂業。富庶既滿。人民皆知長幼之序・課役之制。宜哉稱其至德乎。蓋迄後世有巡察・按察・宣撫之法。以正革風俗制度。及推古帝。聖德太子定憲法。孝德帝詳天下之政制。天武帝定律令法式。文武帝朝。淡海公奉勅撰律令。終爲萬世政令之準標。其本皆基于此。帝之功不亦大哉。以上憲章之教。

垂仁帝二十八年詔曰。夫以生所愛令殉亡者。甚傷矣。其雖古風之。非良何從。自今以後議之止殉。

謹按。殉者以人殉亡者也。夫人君者民之父母也。未有父母而不愛其子。殉亡者哀之過而愛之溢也。聖人之政豈用之乎。此時去古未遠。人民從情習俗。上下以行。帝建制改法。有止殉之詔。三十二年。野見宿禰作明器土梗易之。帝大稱其德。以賜土師姓。是所以擴充爲民之父母之誠也。自此朝廷殉亡之制不亦行。帝之德大哉。竊按外朝始有俑以至殉。其弊以及亂國。中國始有殉。以至作土物竟止殉。其風俗之渾厚可以見之也。以上禁殉。

〔三綱〕君臣、父子、夫婦の義を云ふ、禮記に、君爲臣之綱、父爲子之綱、夫爲婦之綱、とあるに出づ

〔定律令法式〕天武天皇十年諸臣を分ちて律令を定めらる、これ近江令を刊修せしなるべし、又た十三年十月詔して八色の姓を定め給へり。

〔淡海公〕藤原不比等を云ふ。

〔律令〕文武天皇四年刑部親王、不比等等に勅して撰定せしめ大寶元年成る、大寶令及大寶律これ也、養老二年に至り更に不比等等に勅して刊修せしむ、養老の律令これ也、今令として傳ふるはこの養老令也。

景行帝十二年秋八月乙未朔己酉、幸筑紫。

謹按、是巡狩之始也。此時熊襲反之不朝貢、故有此幸、而大觀西方之諸侯、以正風俗、明制度也。後又巡守東方、以定政事。此時天下大定、封域以建、迄成務帝、國・郡・縣・邑之制、造・長・首渠之法竟定。天下猶一家、教化同俗、巡守之道大哉。以上巡狩。

仁德帝十一年、武藏人强頸、河內人茨田連衫子、二人以禱于河神。

謹按、妖神殺人爲牲者、夷狄之習俗也。是天孫未降之前、惡鬼妖怪之餘政也。蓋爲堤設溝洫、愛人之道也。神之爲神、享非禮之祭乎。帝信夢寐之妖、以用人祭河伯。噫何是惑乎。夫帝之聰明儉德、天下之太平無事、後世非所企望。猶信鬼神、不如衫子之淺謀以知神之妖僞、此失爰處在乎。唯思辨之道不盡其誠而已。人君政教之要、豈不愼乎。今舉此一事、以爲帝之政弊。未嘗不懼隱惡之戒、然帝之爲仁德、天下無不知之、猶有習俗以瀆德。後世執政之道、最可以鑑焉矣。以上改弊。

履中帝四年秋八月辛卯朔戊戌、始之於諸國置國史、記言事、達四方志。

謹按、是置國史之始也。史者記事之官也。言於諸國立此官、上以記天子之教令、下以記國郡之事、是正國俗、達人情之政也。凡五方各有其俗、民又異其習、故人君不知其事物、則政令必乖。今置國史、記言事、正其制度、知國俗之化、以致其政也。後世國守之外、有目史等官、皆記國之事、以正其政、是也。以上國史。

〔幸筑紫〕十一月日向國に入り兒島郡高屋行宮に御座して軍事を攬し、翌年五月熊襲平定の後西國を監せらるゝこと數年、十九年都に還幸す。

〔熊襲〕日向、肥後、大隅、薩摩地方に住せし種族の稱にて、又た其の地方をも云ふ。

〔巡守東方〕景行天皇二十七年武内宿禰をして東北地方を視察せしめ、四十年日本武尊をして更に東國を征せしめ給ひ、五十三年此等の國々を巡幸せらる。

〔五方〕中央と四方とを云ふ。

〔翫物喪志〕書經旅獒篇に、玩人喪德、玩物喪志とあり。

〔人君所好云々〕孟子滕文公上篇に上有好者、下必有甚焉者矣と見えたり。

〔賜宴於群臣〕淸寧紀四年の條に夏閏五月、大酺五日とあり。

〔海表諸蕃云々〕淸寧紀三年十一月の條に、是月、海表諸蕃並遣使進調とあり。

淸寧帝三年秋九月壬子朔癸丑。遣臣連巡省風俗。冬十月壬午朔乙酉詔。犬馬器翫不得獻上。

謹按使臣之巡察者政之恒而以巡省風俗。是敎化所繫其俗之大也。且不得獻翫器犬馬。是乃正其風俗也。人君翫物則喪志。物者至微而志者至大也。不愼至微則至大不可制。人君所好天下歸焉。豈可忽乎。帝欲止其俗故有此詔而又欲寬人情。賜宴於群臣。大酺五日是儉而寬也。宜哉海表諸蕃進調。海内安康矣。以上正風俗。

繼體帝元年詔曰。朕聞士有當年而不耕者。則天下或受其飢矣。女有當年而不績者。天下或受其寒矣。故帝王躬耕而勸農業。后妃親蠶而勉桑序。況厥百寮暨于萬族。廢棄農績而至殷富者乎。有司普告天下。令識朕懷。

謹按凡天下之人物。未嘗無其事業。既有事業則其成敗必繫于勤怠。農以養天下之饑。桑以防天下之寒。人一日無之則苦。故聖主賢后親耜親蠶。備嘗稼穡之艱難。勉天下之黎元。是人君父母于民之養也。帝錯志於政敎。即位元年有此詔以告天下。可勤其事業。百寮有司豈可怠乎。以上致民政。

以上論政敎之道。謹按政者在以誠。敎者在致審。凡政敎之道。能察其時以沿革損益。能知其水土以考風俗。能通其人情以節過不及。能詳其事物以定制度。能明其大倫以序

〔以レ政爲レ正〕釋名にも、政正也、下所取レ正也とあり。

〔郊社〕天神地祇を祭れる社の義也、康熙字典に、冬至祀ニ天于南郊一、夏至祀ニ地于北郊一、故謂祀ニ天地一爲レ郊とあり。

〔祖述憲章〕其の道に本づきて是れを紹述し明かにするを云ふ、中庸第三十一章に、仲尼祖ニ述堯舜一、憲ニ章文武一とあり。

禮用而後數省以化之。可謂聖神功用之極也。否乃或煩碎而不厚。或不教而期化。竟不可得政教之實也。或疑外朝聖人以政爲正也。今所解多在以政爲誠何也。愚謂中國以祭祀郊社宗廟爲政之要。故以祭事訓政字。是祭祀政事一義也。蓋祭祀者主於誠。政事亦在人君之誠。政不以誠。則唯存條而無綱領。日煩月勞。而無教化之功。是所以民免而無恥也。惟誠之至。鬼神亦如在。況人民乎。所以治道。其如示諸掌乎。然乃正誠之二字更無間隔也。或疑政教法令者。德之末。而形之下乎。愚謂。否。有物必有則。有天下國家。必有政教法令。政教法令之外。豈有此德乎。明聖之主亦用之。愚昧之君亦用之。其利鈍煩簡而治亂相因。共在此四者。四者正明。猶權衡設而不可欺以輕重。繩墨設而不可欺以曲直。否則平直眞僞邪正何能辨乎。或疑政教法令者。猶器用。人君修德。則器用自利。否乃雖有器用不可乎。愚謂。雖良工無器用。則無施工之用。良工之爲良工。器用利而備也。如用鈍器也。勞筋苦骨。竟不遂功也。凡政教法令之備也。猶乘舟濟大川。能水與不能。共濟而逸安。專以脩德期其功。猶能水者恃己力以泅水濟。甚勞而少功。危而寡濟者。況不脩德不以政教法令。唯以私知妄作要治平之功。猶無舟之可乘。技之可泅。恃力構私。以入水。不溺而何待之乎。故治國平天下之要。不可出修身以正政教二者相持。而後可談功化之實。中華往古之聖主。政教之功所著于舊紀不乏。後世襲之律之。以祖述憲章。乃無爲過化之治。千萬世可蒙其澤也。

禮儀章

天先成而地後定。然後神聖生其中焉。

謹按、天先而居上。地後而居下。在上者高而文明也、在下者卑而厚順也。其中生萬品。而聖神長于此。以定其道。是乃天地有天地之形。聖人因以字之曰禮。禮者辨上下。以定天下之人心。分貴賤。以通天下之便用之道也。禮之行也、本天地之陰陽。因乎其自然。以立今日日用之制。天下襲之行之則終不奢不儉。上不遺於君父之尊親。下不超於臣子之分限。自此天下之廣。萬機之衆。悉有其禮。等級分明、不可相混亂。禮之義不亦大乎。凡治平之要。其本在禮。君臣定。貴賤位。小大守分。動靜有常。好作亂者未之有也。

伊弉諾尊・伊弉冊尊。以磤馭盧島。爲國中之柱。而陽神左旋。陰神右旋。分巡國柱。同會一面。時陰神先唱。陽神不悅曰。吾是男子。理當先唱。如何婦人反先言乎。事既不祥。宜以改旋。於是二神却更相遇。是行也陽神先唱陰神對。迺生大日本豐秋津洲。

謹按。是天神正禮之儀也。二神者乃天地也。陰陽也。男女也。萬物之宗源也。中國之大宗也。本朝所以爲中州。人物所以爲人物聖教。所以爲聖教也。蓋理者條理也。有條理不亂者禮也。此時雖未有禮名。既言理則禮以屬于此也。夫經營於宇宙。生成於人物之始。未嘗不以

〔天先成云々〕此文もと三五略記に出づ、神代卷に見ゆるは是れを借りたるにて、我國の古傳に非ず。

〔磤馭盧島〕神代卷に、二神立於天上浮橋、投戈求地、因畫滄海而引擧之、卽戈鋒垂落之潮結而爲島、名曰磤馭盧島、とあり、其所在につき異說多きも淡路の近海となすは通說也。

〔國中之柱〕神代卷に、二神降居彼島、化作八尋之殿、又化竪天柱、と見えたり。

〔素戔嗚尊云々〕神代卷に、天照大神以天狹田長田、爲御田時、素戔嗚尊春則重播種子且毀其畔、秋則放天斑駒、使伏田中、復見天照大神當新嘗之時、則陰放矢於新宮、又見天照大神方織神衣居齋服殿、則剝天斑駒、穿殿甍而投納、是時天照大神驚動、以梭傷身とあり。

〔天石窟〕古事記傳に、實の岩窟にはあらじ、石とはただ堅固きを云へるにて、尋常の殿をかく云へるなるべしとあり。

〔三才〕天地人也、易繫辭に、有天道焉、有人道焉、有地道焉、兼三才云々とあり。

此大禮。天下之禮、繫于人君。人君正禮。而後天下之條理可行之。故陰陽各自左旋右行。以循天地之序。正先後唱和之節。以定天下之事物。禮之時其用大哉乎。此禮一立。而後後世先後・上下・男女之道大明。萬民皆由之。二神之德可不仰乎。

素戔嗚尊之爲行也甚無狀。天照太神發慍。乃入于天石窟。閉磐戶而幽居焉。故六合之內常闇。而不知晝夜之相代。

謹按。無狀者無禮儀之言也。神者寬仁之聖明。而嚴正其無禮如此。蓋禮者安上治民之道也。無禮則上下混。尊卑不分。上下混則人人從其情直行。故君臣不正。尊卑不分。則強凌弱。富侮貧。大傾小。故邪正不明。是神深所以戒其無狀也。神乃入于天石窟。閉磐戶。而六合常闇。是示無禮則天下邪正混不可知。其慮不遠乎。後世臣僭上子蔑父。皆所以禮之不明也。然乃去神既遠。其靈驗雖無可速懼。若有亂臣賊子以縱志神必可入石窟而六合常闇。不知神今日在耶不在。禮之用可不愼乎。

允恭帝四年秋九年辛巳朔己丑。詔曰。上古之治。人民得所。姓名勿錯。今朕踐祚於茲四年矣。上下相爭。百姓不安。或誤失己姓。或故認高氏。其不至於治者。蓋由是也。朕雖不賢。豈非正其錯乎。群臣議定奏之。群臣皆言。陛下擧失正枉。而定氏姓者。臣等冒死奏可。戊申。詔曰。群卿百寮。及諸國造等。皆各言。或帝皇之裔。或異之天降。然三才顯分以來。多歷萬歲。是以一氏蕃息。更爲萬姓。難知其實。故諸氏

〔味橿丘〕大和國高市郡に在り。

〔探湯瓮〕探湯の湯を沸す釜也。

〔八色之姓〕眞人、朝臣、宿禰、忌寸、道師、臣、連、稲置の八姓也、天武天皇十三年制定す。

〔弘仁帝〕嵯峨天皇を申す。

〔萬多親王〕桓武天皇の第九皇子也、中務卿にて四品に御座せり。

〔姓氏錄〕具さには新撰姓氏錄と云ふ、神武天皇より嵯峨天皇弘仁年間までの姓氏凡そ千百八十二氏を收めし書にて、卅卷あり。

〔延喜帝云々〕延喜式卷第三十九正親司の所定を指す。

姓人等、沐浴齋戒、各爲盟神探湯、則於味橿丘之辭禍戸碑、坐探湯瓮、而引諸人令赴曰、得實則全、僞者必害。盟神探湯、此云區訶陀智。或泥納釜煑沸、攘手探湯泥、或燒斧火色、置于掌。於是諸人各著木綿手襁、而赴釜探湯、則得實者自全。不得實者皆傷。是以故詐者愕然之。豫退無進。自是之後、氏姓自定、更無詐人。

謹按、姓氏不明、故下僭上、卑踰尊、是禮不明分不正之由也、往古神聖因其功業、或賜姓氏。命名號、旌別淑慝、流芳遺臭、將傳百世而不泯。是令人民守禮、不混尊卑、不亂善惡之道也。姓氏之出一違、則人皆忘所其由出、失所已可宗、而悉不知其本。非章善癉惡之禮。故帝定姓氏以誓盟。諸人之眞僞相著。尊卑初定、是禮之大端也。此後作八色之姓、以混萬民、改其姓。近臣各賜朝臣・宿禰・諸歌男・歌女・笛吹・傳已子孫、令習其伎。及弘仁帝御宇、勅萬多親王・右大臣藤原園人等、撰姓氏錄。延喜帝朝、正親司勘皇親籍、以掌賜服改姓之事。皆紀姓苑之瓜瓞、明禮儀之分定之致、而否乃民情不厚、而詐僞日行也。

推古帝十二年夏四月丙寅朔戊辰、皇太子親肇作憲法十七條。其四曰、群卿百寮、以禮爲本。其治民之本、要在乎禮。上不禮而下非齊、下無禮以必有罪。是以君臣有禮、位次不亂。百姓有禮、國家自治。

謹按、禮之大、至此始著。諸憲章、以令天下之人民知之由之也。夫禮者天地之大經、而往古神聖以定中國。天神以非禮入石窟、所其繫太重。所其由行不以禮則無所措手足。既有天

〔冠位〕冠により其の高下を表章したる位階を云ふ、推古紀十一年の條に十二月戊辰朔壬申始行冠位、大德、小德、大仁、小仁、大禮、小禮、大信、小信、大義、小義、大智、小智、并十二階、並以當色絁縫之、とあり。

〔王正月〕春秋事を記するに每歲必ず春王正月云々と爲す、これに倣へるにて唯正月とあるに同じ。

〔北面云々〕禮記に君南嚮、答陽也、臣北面、答君也と見えたり。

下國家。則有其禮。不由禮。則無所謂治平。是所以治民之本。要在乎禮也。人君示不以禮。民之俗不易。紀下不以禮。民不心服。禮讓行。而後敎化之極可始著也。蓋人之爲人。本朝之爲中華。由此禮也。夷狄亦人。而其國亦治。禽獸亦物。而其群亦類。然所以爲其夷狄也爲其禽獸也。不由禮而行之也。人而無禮。則不異於禽獸。中華而無禮。則不異夷狄。故神聖建敎於初。天神懲戒於無狀。以正其禮矣。皇太子聰明美質。始定冠位。親選憲法。以禮爲治國之本。其敎可謂著明也。此後連綿。天下衆庶之禮。制度之法大定。終律令格式行于世。天下萬世皆知禮爲大本。皇太子之功大哉。以上惣論禮儀之用。

神武帝辛酉春正月庚辰朔。天皇卽帝位於橿原宮。是歲爲天皇元年。

謹按。卽位者人君之大禮也。天者人君之所宗。而人君者庶人之所天也。天高于上。而文明照於四海。人君位于大寶。而明德周於天下。故行卽位之禮。以始天下萬機之道也。帝東征之功大成。定中國。以始卽位之禮。以是歲爲元年。以王正月授時。一天地之氣候。著人君之大禮也。自是歷代因循有此儀。大臣北面以捧神器。天子南面以詔萬國。正上下尊卑之禮。布道德聖明之政。所其繫太重哉乎。蓋此時未知外朝之三統。而人統自立。四時以宜。是乃神聖之靈妙也。爾來正朔終不失。授時相正。而天下一其俗。中華之渾厚大哉。以上論卽位之禮。

神武帝庚申年秋八月癸丑朔戊辰。天皇當立正妃。改廣求華胄。九月壬午朔己巳。納媛蹈韛五十鈴媛命以爲正妃。辛酉春正月庚辰朔。天皇卽位。尊正妃爲皇

〔手白香皇女〕仁賢天皇の第三皇女也

〔九重〕楚辭九辯に君之門以二九重一、とあり、又た禮記月令篇の注に天子九門者、云々とありて、もと支那にて九天に擬へ、王城に九重の門を作りしに出で、轉じて宮中を云ふ。

〔萬乘〕天子の領土を云ふ、孟子に兵車萬乘、謂二天子一也とあり、注に、古之天子居二大國一爲二萬乘之國一云々通證曰、兵車一乘有二牛馬共三十六一計三十二家共出、云々、然則一千二百六十家爲二一乘一と見えたり。

〔宮闈臨レ朝云々〕後宮政に關與するを云ふ。

后。

謹按、是后妃選立之始也、蓋聖人得聖匹、則有聖子、聖子聖孫相續、則百代猶一日、是人君所以愛天下之至也、凡帝王之匹、風化之本、禮儀之大也。選立不以其道、則唯縱欲從情、雖克其始、不可保其終。帝當立正妃、廣議正族姓、詳女德。及即位乃爲皇后。其隆禮以序男女之別、辨媵妾之品、垂戒於萬世也、然猶後世未嘗無淫亂黷德、嫡妾相妄、廢奪相行之失矣、夫有男女而後有父子。然乃國家大事、福祚所繫、在妃匹之際、其禮豈可苟乎。

繼體帝元年三月庚申朔、詔曰、神祇不可乏主、宇宙不可無君、天生黎庶、樹以元首、使司助養、令全性命、大連憂朕無息、披誠款以國家世世盡忠、豈唯朕日歟、宜備禮儀、奉迎手白香皇女、爲皇后、修教于內。

謹按、是立皇后、備禮儀、修教于內之詳也、蓋人君恒居九重之深、御萬乘之富、近臣進媚、佞臣逆惡、少忽縱情則鴆毒無不根其衷、故外設諫議、置史官、正其言行、猶未嘗無其闕遺。妃匹之親、皇后之睦、興內助之益、賴規警之戒、以拾補於此、是良匹賢配、所以尙之也、此後立后之禮世世相續、以至皇統連綿也、凡女德之撰不以其道、則淫婦妖女必蠱其心。族姓之戒不嚴、則外戚專權竊威、必構天下之害。立后之禮不正、則男女之別不明、而內修之戒不行、皇妃之道不規之以其禮、則宮闈臨朝、垂簾預政、至使嗣主擁於虛位。故禮本夫婦、治亂因之、興亡繫焉。往古之令典、舊紀之所載、可不監乎。以上論立后之禮。

〔見子云々〕管子大匡篇に、知子莫若父とあり、又た左傳昭公十一年に、擇子莫如父と見ゆ。

〔活目尊〕崇神天皇の第二皇子、垂仁天皇也。

〔御諸山〕大和國磯城郡三輪山也。

〔八廻弄槍〕槍を八度突きやり給ふ也。

〔上毛野君〕國造本紀に、上毛野國造、瑞籬朝皇子豐城入彦命孫、彦狹島命初治平東方十二國爲封とあり。

〔下毛野君〕國造本紀に、下毛野國造、難波高津朝御世、元毛野國分爲上下、豐城命四世孫奈良別、初賜國造、とあり。

神武帝四十有二年春正月壬子朔甲寅。立皇子神渟名川耳尊爲皇太子。

謹按。是立皇太子之始也。蓋建太子者。定國之本。所以重宗廟社稷也。凡立子必以長。是禮之恒也。然時有治亂屯蒙承久。地有新故大小。人有賢知愚不肖。故愼思明辨。以致其道。在人君之德。帝始定中州。建皇極。其間未嘗無强悍不律之賊。信是屯難之時。其建立可不愼乎。太子者帝之第三子。而風姿岐嶷。少有雄拔之氣。見子不可如父。竟立以爲皇太子。建立之禮一行。天下之大本定。自是連綿。以建儲之儀成。於乎懿哉。

崇神帝四十八年春正月己卯朔戊子。天皇勅豐城命・活目尊曰。汝等二子慈愛共齊。不知曷爲嗣。各宜夢。朕以夢占之。二皇子於是被命。淨沐而祈寐。各得夢也。會明。兄豐城命以夢辭奏于天皇曰。自登御諸山。向東而八廻弄槍。八廻擊刀。弟活目尊以夢辭奏言。自登御諸山之嶺。繩絙四方。逐食粟雀。則天皇相夢。謂二子曰。兄則一片向東。當治東國。弟是悉臨四方。宜繼朕位。四月戊申朔丙寅。立活目尊爲皇太子。以豐城命令治東。是上毛野君・下毛野君之始祖也。

謹按。建儲之禮者。天下之大本也。今以所其夢定其計。後世未無疑擬。此時去古未遠。人心朴素而誠信感通。故有此議。二王子亦肯之。終永承帝詔。不貳。是帝之聖德也。王子之渾厚也。非後世所可似效之。蓋帝位者大寶也。人誰不欲。況皇子乎。故建立之禮貴蚤定。不蚤定則嫡庶之分不明。或以智求之。立功欲之。以力爭之。古今宗室之亂。天秩無不由焉。其禮蚤

〔百濟王〕百濟第七世古爾王也。

〔阿直岐〕古事記阿知吉師に作り、此阿知吉師者、阿直使等之祖とあり。

〔菟道稚郎子〕應神天皇の第六皇子也

〔王仁〕漢高祖の裔狗始めて百濟に來る、王仁は狗の孫也、我國に歸化し其の子孫書首、文忌寸等の諸姓を賜はる。

〔大寶云々〕應神天皇の崩後太子稚郎子位を皇兄大鷦鷯尊に讓り、尊また享け給はず、位を空うすること三年、太子遂に自盡し給へり。

〔昆〕兄を云ふ。

定、則業望絕。而天下之勢定。宗室分梅。而王家以固。人君豈可忽乎。

應神帝十五年秋八月壬戌朔丁卯。百濟王遣阿直岐貢良馬。阿直岐能讀經典。即太子菟道稚郎子師焉。於是天皇問阿直岐曰。如勝汝博士亦有耶。對曰。有王仁者。是秀也。時遣上毛野君祖荒田別巫別於百濟。仍徵王仁也。十六年春二月。王仁來之。則太子菟道稚郎子師之。習諸典籍於王仁。莫不通達。

謹按。是太子諭教之禮也。此時稚郎子未有皇太子之命。然帝既建儲之計定於衷。故有此諭教也。蓋諭教之禮豫定。則其薫陶正明。變化氣質。不由其師傅保。以不可得其實也。太子聰明天資謙讓。而又有雄武之俊才。能熟中國之事物。兼通外朝之經籍。其啓迪開悟。習貫如自然。故以長狀無禮。責高麗之使。讓大寶於仁德帝。存昆上而季下。聖君而愚臣之常典。其豪英也。其乾落也。皆繫教諭之得矣。萬世法之以立師。置傅保。爲太子家令之官。可不愼乎。竊按。教諭之道。多以外朝之書籍爲事。是後世之訛也。中國古今天下之興廢治亂。事物之制度。人民之禮儀。載在文獻。然乃日用言行。俗改之暇。詳致其道。鑒其古。而後及外朝之經傳。以廣其知識。證其事迹。斟酌用捨。就有道以正之。可謂得教諭之實也。以上論建儲之禮。

愚竊按。有父母必有子。子以嗣。孫以承。連綿引及萬世者。人倫之大綱也。子有嫡有長有賢愚。貴嫡者。正宗族姓氏之所由明。后妃嫡媵之所配也。用長者。順天倫之序。正長幼之道也。用賢者。其器堪以任之也。故以嫡庶則在嫡。以長幼則在長。其德其智可以覆之則用賢。是

立子之常禮也。國家之世子所其任既重。所其率既衆。況天下之太子乎。然乃建立之禮不可苟。是往古神聖或生或及。或措長或撰智。所以不必專常禮也。夫皇太子者。受天下之重職。爲億兆之君師。安危治亂一歸之。其高明也。其寬悠也。其博厚也。其畜而後可堪三器之任。抑欲撰其人。則無蚤建之定。欲蚤其計。則君父亦不可知其終。故蚤立嫡長之序。定國本而諭教相持。扶翼以正。可謂建儲之大禮也。凡上智與下愚不可移。而亦不易得。多唯中人而已。中人之才。必由所慣習薰陶變其氣質。建儲而不盡於諭教。則錯諸宴安。冊諸深窻。所以蕩其志愚其質。而非成君德之道。豈是子子之謂乎。未有如此而知治平之實者矣。教之諭之。在孩提有識之時。於此選左右。置師傅。言行日與之化。風俗月與之移。所其入既深。所其習既積。則其知其德大成。我不知所以其然。是諭教之實也。人皆知用天質之賢愚。不知諭教之變氣質也。故不致開悟啓迪之戒。知其惡可以懲之。不知幼孩漸治之訓。而見其惡始教戒切諫。譬如木之初生鳥之出卵。其養習全在此間。既可把。既可翔。則矯習竟無功。況人之有知而薰涵于惡習。何有容受於諭教之地乎。然乃建立諭教。各不致其道。則有名而無實。終至父子失天倫。陷危亡。其幾唯在其初而已矣。

雄略帝二十三年秋八月庚午朔丙。子天皇疾彌甚。與百寮辭訣。握手歔欷。崩于大殿。遺詔於大伴室屋大連與東漢掬直曰。方今區宇一家。烟火萬里。百姓乂安。四夷賓服。此又天意欲寧區夏。所以小心勵己。日愼一日。蓋爲百姓故也。臣連伴造。毎日朝參。國司郡司隨時朝集。何不罄竭心府。誡勅慇懃。義乃君臣。情兼父子。

〔上智云々〕論語陽貨篇に、惟上知與下愚不移とあり

〔大伴室屋大連〕大伴武持大連の子也

〔東漢掬直〕東漢直は後漢靈帝の裔にて應神天皇廿年來朝せる阿知使王より出づ、掬は其子孫ならむも系圖詳かならず。

〔方今區宇〕以下蓋爲百姓故也までの句は、隋書高祖紀仁壽三年七月及び四年七月の文により潤飾せる也。

〔四夷〕爾稚に、九夷八狄七戎六蠻、謂之四夷とありて、もと支那にて四方の外夷を呼べる稱也。

〔隨時朝集〕以下の文多く隋書高祖紀仁壽四年七月の文により潤飾せり。

庶藉臣連智力、內外歡心。欲令普天之下永保安樂。不謂、遘疾彌留至於大漸。此乃人生常分、何足言及。但朝野衣冠未得鮮麗。教化政刑猶未盡善。興言念此、唯以留恨。今年踰若干、不復稱夭。筋力精神一時勞竭。如此之事本非爲、止欲安養百姓、所以致此。生子孫、誰不屬念。既爲天下事、須割情。今星川王心懷悖惡、行闕友于。古人有言、知臣莫若君、知子莫若父。縱使星川得志、共治家國、必當戮辱遍於臣連、酷毒流於民庶。夫惡子孫已爲百姓所憚、好子孫足堪負荷大業。此雖朕家事、理不容隱。大連等民部廣大、充盈於國。皇太子地居上嗣、仁孝著聞、以其行業堪成朕志。以此共治天下、朕瞑目何所復恨。

謹按、是顧命之禮也。凡人君崩于正殿者、禮之正也。況切切顧命、專以天下爲任、以百姓爲心。以死生爲常、歸功於大臣、爲億兆發其子之惡、以垂戒以後嗣。其義深哉。蓋死生之際者人倫之所甚重也。故天神臨訣、以有拳拳之神勅。今帝垂絕之言、經遠保世之謀及此。以不崩於婦人女子之手。讀此章以至此、則未嘗不措卷歎之。吁、帝所以爲雄略宜哉。以上謂顧命之禮。

神武帝七十有六年春三月甲午朔甲辰、天皇崩于橿原宮。時皇太子孝性純深、悲慕無已。特留心於喪葬之事焉。其庶兄手研耳命、行年已長、久歷朝機。故亦委事而親之。然其王立操厝懷、本乖仁義。遂以諒闇之際、盛福自由、苞藏

〔大漸〕漸は進む也病勢の進みて危篤なるを云ふ。

〔朝野衣冠云々〕日本紀集解に、按天皇蓋意在レ改二服色一、制未二全備一、とあり。

〔星川王〕雄略天皇の第四皇子也、帝の崩後皇位を覬覦す、皇太子白髮尊依てこれを誅して御位に即かる、清寧天皇これ也。

〔知レ臣云々〕管子大匡篇に出づ。

〔大連等〕大伴室屋大連、平群眞鳥大臣等を指し給へるなるべし。

〔顧命〕遺言なり、周成王臨終の時左右を顧みて遺命せる故事による。

〔諒闇〕又た亮闇、諒陰に作る、論語集解に、孔安國云、諒信也、陰猶默也とあり、疏に、謂信任冢宰默而不言也と見ゆ、一說に、諒は梁、闇は廬にて、倚廬の義と云へり。

〔葬哀之禮云々〕孝德天皇二年二月詔して諸王諸臣墳墓の制を定め、又た殉死、藏寶等の舊俗を嚴禁し給へり

〔文武帝云々〕大寶制定の假寧令、喪葬令等を指す。

〔珍彦〕神武御東征の際速吸門にて從へる國神也。

〔弟猾〕大和菟田縣の魁帥なりしが戊午の年八月歸順す

禍心。圖害二弟。

謹按。是諒闇之禮也。夫父子者天性也。臨終者永訣也。以天性之親至永訣之期。是哀葬之情所以不得已也。以不得已之誠從其情。則無不至。故聖人立其制。中其過不及。是禮所以由行之也。此時未有喪哀之制。然神聖既建其極。則此禮亦可類推之。故史官以諒闇書之也。手研耳命爲其貪。忘父子之親。失兄弟之友。竟至亡其身。不孝不義之至。父既措之。天既顯之。可不鑒乎。此後至孝德帝。葬哀之禮始定。及文武帝大定。天下皆因焉。蓋喪服之禮者。愼終之道。子弟所可盡其實。悉在此。可盡而不盡之者。孰不可忍也。然俗不正。教不詳。則皆事於苟且。貴於異教。各任其意。遂不得其中。故往古神聖所建之法。亦混淆以不明。豈不歎乎。以上謂大喪之禮。

神武帝二年春二月甲辰朔乙巳。天皇定功。行賞。賜道臣命宅地。居于築坂邑。以寵異之。亦使大來目居于畝傍山以西川邊之地。今號來目邑。此其緣也。以珍彦爲倭國造。珍彦。此云于砮毘故。又給弟猾猛田邑。因爲猛田縣主。是菟田主水部遠祖也。弟磯城名黑速。爲磯城縣主。復以劔根者。爲葛城國造。

一書曰。此時天兒屋根命孫天種子命專主祭祀事。是乃執朝政之儀也。

謹按。是封功臣立官職之初也。

崇神帝十年秋九月。命四道將軍。

〔八省〕日本紀通證に、八省准唐六部。謂中務式部治部民部兵部刑部大藏宮內。とあり、又た集解に、按職員令。八省之上有太政官總焉。而此直謂八省。則疑不置所總之官。蓋既置左右大臣及內臣等。則既有總官。此時置八省。分其職也とあり。

〔百官〕集解に、謂百官者、職寮司臺之類所備之名也とあり。

謹按。是立武官之初也。

景行帝五十一年秋八月己酉朔壬子。命武內宿禰爲棟梁之臣。

謹按。是以大臣爲棟梁之臣也。成務帝朝初號大臣。仲哀帝朝有大連之號。大臣・大連相並知天下之政。

成務帝五年秋九月。令諸國以國郡立造長。縣邑置稻置。

謹按。是立國郡守司之始也。初有國造縣主之號。未致其職掌。及此撰其器以授其官也。

推古帝十一年冬十二月戊辰朔壬申。始行冠位十二階。孝德帝大化五年春正月。始置八省百官。

謹按。是立百官之始也。先是雖有群臣百寮諸卿有司之名。未致其職掌。至此置八省百官。始群臣之職分定。天下知其禮。及文武帝撰律令。大定官位職員。其後損益相續而萬世襲之。以爲準據也。蓋立官者治平之道。而有其事則不無其職。有其職則不無其官。有其官則不無其位。是有物必有則也。既立官設位。則其道其禮未嘗不正之也。竊按官惟百。而所其統在文武之二職。文以守禮。武以糾違。故草業乃以武臣立其功。守成乃以文臣正其禮。文武互根。先後以時。而輔佐於一人。是乃往古神聖。所以遺經津主神・建雷神。平諸不順者。命二神侍天孫。且先天忍日命也。故神武帝封賞道臣命・饒速日命。令天種子命・天富命以爲左右。歷代因循以重此二職也。夫有土地則立其司。有人民則建其長帥。有物則設其司。有

〔金蟬貂〕冠に插す飾也、埤雅に、貂亦鼠類、云々、其皮煖於狐貉、取以爲帽、云々、後代效之、因以金璫飾首、前插貂尾、至漢因焉、加以附蟬爲文とあり。

〔底磐之根云々〕地中に在る岩の邊まで深く柱を立てる意也。

〔榑風〕太古家屋の上に組み合せたる材を云ふ。

〔高天之原〕古事記傳に、深くと云はむとて、於底津石根と云ふに對へて、唯高きことを云ふ古言也とあり

〔倒語〕諷刺の語也

〔朝賀〕正月元日天皇群臣の賀を受け給ふ儀也、後ち廢絕し小朝拜の略儀行はる。

事則命其職。而置師以教其道。立監省其務。以糾其禮。記其事。垂法於萬世。期治平於天下。是乃立官之禮也。官立位定。則百寮有司及四民之制。其禮自正。因官位從尊卑。以制家宅衣服。設飲食器用。定交際言語之法。正冠婚喪祭之禮。擧三綱而明明德。立官之義。其用大哉。否乃官空設位虛名。非其人而貪其職。無其功而居其高。於茲百官大紊。職掌日違。猶桃梗土偶附金蟬貂。故天下之禮混于上。而四民僭紊于下。豈往古神聖之心乎。以上謂立官之禮。

神武帝辛酉年春正月庚辰朔。天皇卽帝位於橿原宮。是歲爲天皇元年。故古語稱之曰。於畝傍之橿原也。太立宮柱於底磐之根。峻峙榑風於高天之原。而始馭天下之天皇。號曰神日本磐余彥火火出見天皇焉。初天皇草創天基之日也。大伴氏之遠祖道臣命。帥大來目部奉承密策。能以諷歌倒語。掃蕩妖氣。倒語之用始起乎茲。

謹按。是朝儀賀正旦之始也。是歲卽位之元年。故有正月之賀。而雖不同後世歲首行朝賀之禮。賀正旦始于此。是乃朝儀之禮也。凡朝儀者朝廷之禮儀也。朝廷以天地立其基。天下以朝廷爲標準。朝廷之威儀在以嚴正也。凡王朝禮有年中行事。有恒例。有臨時。有每月禮。有公侯朝聘禮。有饗燕禮。有巡守田獵大射禮。有神社祭禮。而以歲首慶賀禮爲大儀。正月者一年之始。歲序更端萬物惟新之節。臣子畢朝會拜賀奉其慶。信義之當然也。蓋朝儀不一。代代聖主或追其例。慕其風。或新立其儀。斟酌其制。而後悉備。其間多有習俗之儀。以因循

來。又足存禮之大意也。竊惟。朝賀者臣子拜慶宸儀之禮。否乃臣子之情不可安。故一月有朔・望・晦之禮。其間又有大朝賀之節。群臣悉致敬於君上。以奉祝頌。是臣子之分定也。宴會者君上賜宴於群臣也。有饗焉。有食焉。有燕焉。此所以上下交君臣和德業成相親愛也。故以朝賀嚴尊卑之禮。以燕會和上下之情。故由朝賀正其威儀。因燕會作其風雅。外則以觀禮容。內則以廣恩惠。然乃非徒威之儀之。非徒飮之食之。皆所以訓恭儉示惠慈也。夫王朝之儀截粲然于舊紀。然能致其事物以正其儀。乃其禮大成。可啓朝儀之實。後世必外朝之例。以附會中國之禮。尤不正之至也。以上謂王朝之禮。

素戔嗚尊昇天之時。溟渤以之鼓盪。山岳爲之鳴呴。此則神性雄健使之然也。天照太神素知其神暴惡。徑詰問焉。素戔嗚尊對曰。吾元無黑心。于時天照太神復問曰。若然者。將何以明爾之赤心也。對曰請與姉共誓。夫誓約之中（誓約之中。此云宇氣譬能美難箇。）必當生子。如吾所生是女者。則可以爲有濁心。若是男者。則可以爲有清心。

謹按。是神代之誓約。乃後世誓盟之禮也。凡誓者所以明己之信。解人之疑也。事物之間。或未嘗無其疑。解疑之道。在誓約祈鬼神。期信於幽冥。故天神許誓以明其清濁之心也。後世因之。終有誓盟之禮。蓋誓者唯以言辭請神祇。而約其信也。盟者以物證其事。直決其信僞。遠請神明。瀝血載書之。其禮嚴於誓也。猶泥納釜煮沸。攘手探湯泥。燒斧火色。置于掌。是曰盟神探湯。（盟神探湯。此云區訶陀智。）及後世有作載書瀝血告神祇之禮也。孝德帝卽位。召集群臣。盟告天神地祇曰。天覆

〔昇天〕神代卷四神出生章に、父母二神敕素戔嗚尊、云々、當遠適之於根國矣、遂逐之とあり、瑞珠盟約章に是れを受けて、於是素戔嗚尊請曰、吾今奉敎、將就根國、故欲暫向高天原與姉相見而後永退矣、伊弉諾尊勅許之、乃昇詣之於天也とあり。

〔作載書云々〕起請文を作りて血判をなす風を云へり

〔召集群臣〕孝德天皇卽位元年六月のこと也。

〔徒杠云々〕孟子離婁下篇に、歲十一月．徒杠成、十二月輿梁成、民未病涉也とあるに因る、徒杠は小橋、輿梁は大橋也。

〔不如荑稗〕孟子告子上篇に、五穀者種之美者也、苟爲不熟、不如荑稗、とあるに因る、稗は「イヌビエ」なり。

〔小野妹子〕天帶彥國押人命六世の孫也、位大德冠に至れり。

〔大唐〕廣く支那を稱せるにて、隋朝に當る。

〔江口〕淀河の江口の意なるべし、中世の遊里江口村には非ず。

〔唐帝〕隋第二世煬帝也。

地載。帝道唯一。而末代澆薄。君臣失序。皇天假手於我。誅殄暴逆。今共瀝心血。　人

而自今以後。君無二政。臣無貳朝。若貳此盟。天災地妖。鬼誅人伐。皎如日月也。

皆非聖賢。有信有僞。有直有曲。有正不可疑。有奸不可無疑。是天下之通情也。神聖之敎。通人情事變。詳致其道。故起端於此。垂戒於後。言以結之。明神以要之。天下之疑惑忽解而事物之大義可決行之。否乃人人可存疑。戶戶可各辨。今襲誓盟之禮。信僞曲直。一擧而歸于道。其爲禮大哉。或疑。君子屢盟。亂是以長。作誓而民始畔。作會而民始疑。愚謂。聖人之道能從天下之人情。故無偏無倚。徒杠輿梁成。而後民不病涉水。盟誓以約。而後民可免其疑。每人而試之。日亦不足矣。然盟誓必有禮。用之不以禮。民畔而不恥。何必誓盟乎。凡知也仁也不致其道。猶不如荑稗。專要神屢盟。是用之不以禮也。如周豐言。過而無徵。何足取之乎。以上論誓盟禮。

推古帝十五年秋七月戊申朔。庚戌。大禮小野臣妹子遣於大唐。以鞍作福利爲通事。十六年夏四月。小野臣妹子至自大唐。唐國號妹子臣曰蘇因高。卽大唐使人裴世清。下客十二人。從妹子臣至於筑紫。遣難波吉師雄成。召大唐客裴世清等。爲唐客更造新館於難波高麗館之上。六月壬寅朔。丙辰。客等泊于難波津。是日以餝船三十艘。迎客等于江口。安置新館。於是以中臣宮地連麻呂。大河內直糠手。船史王平爲掌客。爰妹子臣奏之曰。臣參還之時。唐帝以書授臣。然經過百濟國之日。

〔探以掠取〕一説に隋の國書禮なかりしにより故らに失ひしならむと云ふ

〔海石榴市〕大和國城上郡（今磯城郡の内）の地也。

〔鴻臚寺〕鴻臚館とも云ふ、蕃使接待の館にて、太宰府にては博多、攝津にては難波、京都にては東西市に設く、爰に難波の鴻臚寺にて、前頁に新館とある是れ也

〔大伴囓連〕公卿補任に金村孫とあり

〔難波大郡〕後世の東成郡也。

百濟人探以掠取。是以不得上。於是群臣議之曰。夫使人雖死之不失旨。是使矣何怠之失大國之書哉。則坐流刑。時天皇勅之曰。妹子雖有失書之罪。輙不可罪。其大國客等聞之亦不良。乃赦之不坐也。秋八月辛丑朔癸卯。唐客入京。是日。遣餝騎七十五疋。而迎唐客於海石榴市衢。額田部連比羅夫以告禮辭焉。壬子。召唐客於朝廷。令奏使旨。時阿倍鳥臣・物部依網連抱二人爲客之導者也。於是大唐之國信物置於庭中。時使主裴世清親持書。兩度再拜。言上使旨而立之。其書曰。皇帝問倭皇。使人長吏大禮蘇因高等至具懷。朕欽承寶命。臨仰區宇。思弘德化。覃被含靈。愛育之情。無隔遐邇。知皇命居海表。撫寧民庶。境內安樂。風俗融和。深氣至誠。遠修朝貢。丹款之美。朕有嘉焉。稍暄。比如常也。故遣鴻臚寺掌客裴世清等。稱宜往意。幷送物如別。時阿倍臣出進。以受其書而進行。大伴囓連迎出承書。置於大門前机上而奏之。事畢而退焉。是時皇子諸王諸臣。悉以金髻華著頭。亦衣服皆用錦紫繡織及五色綾羅。（一云。服色皆用冠色。）丙辰。饗唐客等於朝。九月辛未朔。乙亥。饗客等於難波大郡。辛巳。唐客裴世清罷歸。則復以小野妹子臣爲大使。吉士雄成爲小使。福利爲通事。副于唐客而遣之。爰天皇聘唐帝。其辭曰。東天皇敬白西皇帝。使人鴻臚寺掌客裴世清等至。久憶方解。季秋薄冷。尊何如。想清念。此卽如常。今遣大禮蘇因高・大禮

乎那利（雄成）等往。謹白不具。

一書曰。群臣議曰。妹子懈怠。失蕃國表。罪合流刑。具状聞奏。天王聞聖德太子。太子奏曰。妹子之罪寔不可寛。然修好善隣。妹子之功也。加以隋國使共來。思復如何。天皇大悦免罪。又曰。隋帝書曰。皇帝問倭皇云云。天皇問太子曰。此書如何。太子奏曰。天子賜諸侯王書式也。然皇帝之字天下一耳。而用皇字。彼有其禮。天皇召太子以下。而議答書之辭。太子握筆書之曰。東天皇敬問西皇帝云云。帝謹白不具。通鑑綱目集覽曰。隋煬帝大業四季戊辰三月。倭國入貢。倭王遣書曰。日出處天子致書日沒處天子。無恙。

謹按。是修隣好之始也。隣者何。可以相對也。修好者何。氣候水土人物事義可以好之。可以通之也。同氣相求。同類相應。金終止于山。玉終入于水。各從其類。天之道也。大地之博。宇宙渺。泛泛乎此州島。唯外國一事義於中華。故修好善隣。猶石水相投。膠漆相入。千載之神聖。一日遇之。萬里之遠波。一葦航之。自是隣交之道大啓。互相聘禮。外朝之經典廣行于世。人人知聖賢之事迹。文字言語之用不乏。大補中國之治平。是風從虎。雲從龍。所以雲行雨施。品物大成也。善隣之時。其賚不懿乎。蓋以國之大小。則彼大也。以人治之遠近。則彼遜也。土地廣。故人物衆庶也。治平遼。故事義無疆。當時初制書。以東天皇敬問西皇帝。唯非太子大手筆。其志氣洪量。能知所以本朝爲中華也。夫外朝其地博而不約。治教盛則所盡惟泛。守文不明。則戎狄據之。吳越荊楚之僭。列諸侯。平王之東遷於洛。或割十六州以賂契丹。或

〔通鑑綱目〕周威烈王廿三年より後周世宗の顯德六年までの歴史にて、宋の朱熹の撰也。

〔同氣相求云々〕易經文言に、子曰、同聲相應、同氣相求、とあり、又た莊子漁夫篇に、同類相從、同聲同應と見えたり。

〔風從虎云々〕易經文言に出づ。

〔吳越荊楚〕何れも支那五代の頃自立せし國也。

〔平王〕周第十三世の王也、犬戎を避けて都を洛邑に遷す、これより後を東周と云ふ。

〔賂契丹〕熙寧八年宋の神宗河東を割きて契丹の國遼に與へしを云ふ。

〔退ニ臨安ニ〕宋十代高宗の時金の寇を避けて都を臨安（浙江省）に遷す、其後を南宋と云ふ

〔九州十二州云々〕支那太古より帝堯の時に至るまで全土を九州に分ちしが、帝舜の時十二州となし、禹に至りて再び九州に復し殷周亦これに據る、唐に至りて十道、宋代には廿三路に分てり。

〔住吉大神云々〕仲哀天皇の崩後住吉大神等神功皇后に神憑して、三韓は胎内なる御子の知らさむ國ぞと宣へるを云ふ。

〔若櫻宮〕神功皇后攝政三年定め給ひし大和の宮也、依て神功皇后を申す

退臨安。稱臣於鞬虜。皆是所逼於戎狄也。是一大土中畫地築城。以立封域。接境於四夷也。故天下之勢。或袤南北而東西蹙。或東西長而縮南北。或有九州十二州。或以十道二十三路。而經畫不一。王統數易姓。是博而不約之失也。人主治世之來久。治亂盈虛大變。人心悉澆訛。春秋之時去古未遠。而亂臣賊子弑君父。酋擁卓。大臣世臣行妖事。猶禽獸。是非治道變化。微言日隱之失乎。唯中國反之。卓立于巨海。封域自有天險。自神聖繼天立極爾來。四夷竟藩籬。亦不得窺。皇統連綿。與天壤無窮。況神代之治悠久。人皇之祥。永算。今日之澆季。亦尚優於周之末也。凡自帝堯至今四千有餘年。自神武帝至今。雖言若果澆訛當

二千三百餘年。自堯至周末殆二千餘年。

爲鬼魅。上古者人少而氣淳。治久人多。則氣漓而人澆者。天地之數也。後世誠不及古遠矣。然乃人物亦不厚乎。且往古之神化。人皇之聖治。神勅之明教。歷世之法令。知仁之行。威武之嚴。何重乏乎外朝。故與彼相對。自稱皇帝。修好善隣。更所以不恥之也。或疑。高麗・百濟・新羅之來朝。亦不修好善隣乎。愚謂。新羅王子來朝。任那來貢。既在崇神・垂仁帝之朝。其後住吉大神。賜高麗・百濟・新羅・任那等譽田天王。及若櫻宮。並戎衣而各面縛。輿櫬封圖籍降。從指阿利那禮河以誓。請神祇以盟。伏爲飼部。不乾船柂。每歲不絶朝貢。初每國置官家。爲海表之藩屏。自是歷代以子弟爲質。常朝貢。否乃征伐以懲不逞。然是海外之諸蕃。皆爲中國之屬。唯外朝可以通信而已。諸蕃不足稱隣。中華終不行聘禮於彼地。厚往薄來。以柔遠人懷外國耳。或疑。外朝亦來聘乎。愚按。推古朝。隋煬帝遣文林郎裴世淸來聘。天智朝唐

〔郭務悰〕唐の朝散大夫也、天智天皇三年及八年來朝す

〔天武朝云々〕弘文天皇元年也。

〔其後遣唐使云々〕遣唐使は孝德天皇白雉四年遣はせるを初めとす。

〔輕家雞云々〕晉中興書に、小兒翟厭家雞愛野雉、云々とあり。

〔憲法十七條〕仁義忠孝勤勉等日常人の守るべき、道及び佛敎を信ずべきこと等を述べ給へるにて法令には非ず。

容郭務悰等來聘。其書曰。大唐帝敬問日本國天皇。大武朝郭務悰又來聘。其後中朝置遣唐使。通信於外朝。然外朝之書簡。多以諸侯王。世襲人訛。以此爲足。其失何在乎。唯造端於記誦文字之俗儒。以至我國之不知爲我國。噫輕家雞愛野雉。何德之衰乎。以上論善隣之禮。

應神帝二十八年秋九月。高麗王遣使朝貢。因以上表。其表曰。高麗王敎日本國也。時太子莵道稚郎子讀其表。怒之。責高麗之使。以表狀無禮。則破其表。

謹按。是正表狀之禮也。凡太子讀外朝之典籍。在此十五年。然乃外朝之文字相通未遠。而太子之聰明。雖莫不通達。中州非同氣相應。如何速得弘文之盛乎。高麗者我屬國。而表狀之無禮。太子破表責使。其嚴如此。志氣德量可并按也。

履中帝四年秋八月辛卯戊朔。戊戌。始之於諸國置國史。記言事。達四方志。

謹按。是置國史之禮也。

推古帝十二年夏四月丙寅朔。戊辰。皇太子親肇憲法十七條。

謹按。是作憲章之書初也。

十六年聘唐帝。其辭曰。東天皇敬白西皇帝。詳見下論善隣之禮條上。

謹按是詔書之禮也。此後公式之禮大行。賜新羅王・渤海王於璽書。以天皇敬問某國王。是乃天子賜諸侯王書禮也。凡文辭命令者。國家之大禮也。因文字言辭之褒貶。以存尊卑親

〔天皇記云々〕これ今日存する舊事紀なりと傳へらる、然れど近世に至り舊事紀は後人の擬作に過ぎずとなす者多し。

〔詔二群臣一云々〕天武天皇皇室及び諸家に傳ふる帝紀、本辭を討覈撰錄し舍人稗田阿禮に勅して傳誦せしめ給ひしを云ふ。

〔新字一部云々〕天武天皇十一年三月のこと也、新字の體明かならず、一說に梵字に類すと云ふ。

〔嘷喁〕叫び呼ぶ也

〔稻田姬〕出雲の國神の女、素戔嗚尊の妃也。

〔豐玉姬〕海神の女彥火火出見尊の妃にて鸕鷀草葺不合尊の御母也。

疏之禮、爲後世國史之例。草創討論潤色之義、更不可忽也。

二十八年、皇太子島大臣共議之、錄天皇記及國記臣連伴造國造百八十部并公民等本記。蘇我稻目宿禰之馬子、家於飛鳥河之傍、乃庭中開小池、仍興小島於池中、故時人曰島大臣。

謹按、是爲皇記國記本記之始也。孝德帝四年、有鞍作之事。蘇我臣入鹿、父蘇我臣蝦夷、更名鞍作。臨誅悉燒天皇記國記、船史惠尺卽疾取所燒國記而奉中大兄。天智帝也。此時往古之典籍悉燒失之。其後天武帝詔群臣令記定帝紀及上古諸事。命境部連石積等更肇俾造新字一部四十四卷。自是連綿典籍日造、文書大行于世。然中國往古之實記入于火、舊紀不明。唯拾灰殘之編竹、以聞有此往事、亦足爲萬世之嘆。吁惜乎。或疑言語文字。愚謂、人既有口舌、則有音聲。故情之所發、自有言語、有言語則終有文字之象。其直出曰聲、有曲節曰音。其形象可以通曰字。其條理有節曰文。其是天地人物自然之勢也。豈唯中國外朝乎。四夷侏離、禽獸之嘷喁亦然。直不得其正而已。往古神聖旣有唱和嘖讓誓約之義。太巳命之稱讚天兒屋命之太諄辭、況天神之聖勅乎。至素戔嗚尊於稻田姬也、彥火火尊於豐玉姬也。神武帝之御謠、道臣命之諷歌。乃有章有句、有文有藻乎。夫文字之作也、因其言語音聲、象其事物之形氣、造端於其始、修飾楷模、備完於其後。蓋往古有假名字、俗曰伊呂波。是乃文字之父母、言語之音象也。以通其事、以表其情。後世因循增益、爲千變萬化之文字、爲天下之用。音聲之委曲婉轉也、人情之精微幽玄也、莫不籍寫而盡之。及應神帝、外朝之文字相通。字畫規

〔鳥迹〕黄帝の臣蒼頡が鳥の跡を見て作れる文字也、又た廣く文字を指しても云へり。

〔結繩〕支那太古繩を結びて記憶に供せしを云ふ、大事には大繩小事には小繩を結びし由也

〔科斗〕周宣王の頃まで行はれし古代文字也、起源詳ならず、或は顓頊の製する所と云ひ或は蒼頡の作れる鳥迹の別名と云ふ。

〔隷書〕秦の隷人程邈の作と傳ふ。

〔篆籀〕篆字也、周宣王の臣籀これを作る由書攷に見ゆ

〔草書〕太平廣記に按、草書曰、後漢徵士張伯英所レ造也とあり。

〔飛白〕後漢の蔡邕に始まると云ふ。

楷殆類中華之文字。五音之平上去入亦不異於此。和漢之字相通用。譯外國以漢字。詳言語以倭訓。然乃中華之文字。其實在倭字。以倭漢字互相用。以爲天下之利也。或疑。今所用之文字。皆外國之文字。不知上古之文字何有形象乎。愚謂。凡文字之制必與時變化。往古之文書。鞍作亂悉爲灰。其時既不可知之。況後世乎。且外朝之文字相通爾來。文學之史生。留學之博士。專好外書。所其記所其言悉用漢語。是倭漢之事義筆畫互相因也。鯛・鰤・年魚・堅魚・鮒魚爲魚也。椿・柀・梶・櫻・楓爲木也。或不同外朝之字義。或外書無其字之類甚多。皆國俗之制也。或疑。然乃何無中國之字編乎。愚謂。外國與中國。一天地之氣候。同神聖之撰。而人物事義殆不異。漢語之相襲猶水流濕火就燥。少頃天下之人人皆倭字漢字相用。不異外朝治平之遼遠。人物之敏其事。文書史編字畫悉致之。故中州乃因之以補益之假借之來。是措其短就其長之道也。竊按。往古之言語名字。其說其義。而今不可審之。強解之則似附會來。或有上古之辭。或有後世之訛言。或有漢字通用之語。或有方言。或有時俗之辭相襲。大抵中朝之言語者悉用訓故。言辭之間事物尤易通。不足盡文章辭令矣。外朝反之。言語盡用音。故雖一事不勝于文字。雜萌辨焉。於此文章及辭令日繁年累矣。夫外朝之古。鳥迹以代結繩。科斗以代鳥形。篆籀以代科斗。隸書以代篆籀而後草書飛白之類相續起。漢時去周未遠。而科斗之文字。人不得解之。然乃上古近代字畫之不同。外朝尚爾。況武后作圀字也。國字　昌黎作㕞字。晉敎上聲。收錢了訖。庵隋唐作奄。十唐音爲平聲。唐詩爲平聲。音當爲讀。謂之長安語音。否則詩不叶。

い字梵音詩人用之。（維詩三點成伊。猶有想。）い伊字。佛書用之。唐王綱字無之升庵用之。（帍有絹巾之義。）綱字書無之。楊升庵緇有字無音無義。如此之類尤多。故經史有不出之字。音義有不可知之字。或有奇字近作。或有釋梵俗字。或有叶韻假借。然外朝文字之祖、以易爲本。以奇偶爲畫、以形事意聲爲體。只日趨便簡。字楷失古意。豈字畫之爾乎。事物之修飾。不以其道、則其實泯沒而失其古。可併案也。或疑。因此則文學必以外朝爲長乎。愚謂漢語之文學者、不倚外朝不可知之。故推古帝修好善隣之後、外國通信不已。遣留學生以令講肄漢語。外朝之典籍無不來。至其如吉備眞備・阿倍仲滿、與盛唐文人詩仙相並不愧。其慕風繼塵相興者、世世不乏人。詩賦文章之集以爲冊。亦何異乎彼矣。抑文學者我文學、而不必彼。大寶朝廷之紀錄・史書・勅集、皆假借漢字訓倭語也。其間專有以漢語、有倭漢相襍、有以倭字。如日本書紀・萬葉集・古今集、及六條宮以眞字模擬伊勢物語。菅爲長訓倭語諺說貞觀政要是也。不知中朝之文學而學漢文。猶未能事人。問事鬼神矣。或問、書畫亦有中朝之法乎。愚謂、既有文字、則未嘗無模楷。上古之事迹、今不可知之。中古以來、眞行艸之精秀、或入于神。或入于聖。鬼神亦感之、木石亦動之。其勢飛於龍鳳、其機通於未然之萌。相續連綿、各興一家之風。又相並於外朝。故藤道長・藤佐理・及野人若愚之善書之稱、見彼國之書。況畫手之妙、更不愧于彼也。凡文字之形象日變。其壯于觀者、殆失古意。筆資之縱意、點楷之任手。凌雲垂露之遑、可是可。而字畫所繇參差俗字所由興起也。外朝善書者亦然。字變爲楷。大背古體。而鍾繇・王羲之以善

〔吉備眞備〕國勝の子、唐に赴くこと二回、官右大臣に至り寶龜六年薨ず。
〔阿倍仲滿〕船守の子、靈龜二年渡唐、唐朝に仕へて歸らず、寶龜二年卒す。
〔菅爲長〕菅原道眞十代の孫にて、長守の子也。
〔貞觀政要〕唐太宗が群臣と政事を論ぜし語を集めし書にて呉兢の撰也。
〔藤佐理〕藤原敦敏の子、宮皇后大夫兼太宰大貳に至る名筆を以て著はる
〔鍾繇〕三國時代の人、字は元常、武亭侯に封ぜらる、最も書道に達す。
〔王羲之〕字は逸少曠の子也、晉に仕へて右軍將軍會稽內史と爲る、書道を以て著はる。

〔八坂瓊之五百箇御統〕多くの珠を長き絲に連ねしを云ふ、八坂は八尺の義、日本紀通證に、「謂貫玉之糸長八尺」とあり、御統は總ぬる義、釋紀に、「是聯綴美玉而爲也、云云、統者總也、言聯綴五百箇之玉」云々とあり。

〔千座置戸〕多くの祓物を置きて解除するを云ふ、古へ解除と云ふに二あり、一は禊祓の類、一は罪過ある人に科して物を出し贖するを云ふ。

楷名家者。吁修飾之禮。非君子不可得其實也矣。以上論文書之禮。

素戔嗚尊之爲行也甚無狀。天照太神由此發慍。乃入于天石窟。閉磐戸而幽居焉。故六合之内常闇。而不知晝夜之相代。于時八十萬神會合於天安河邊。計其可禱之方。故思兼神深謀遠慮。遂聚常世之長鳴鳥使互長鳴。亦以手力雄神立磐戸之側。而中臣連遠祖天兒屋命・忌部遠祖太玉命。掘天香山之五百箇眞坂樹。而上枝懸八坂瓊之五百箇御統。中枝懸八咫鏡。一云眞經津鏡。下枝懸青和幣和幣此云尼枳底。白和幣。相與致其祈禱焉。又猨女君遠祖天鈿女命。則手持茅纏之矟。立於天石窟戸之前。巧作俳優。亦以天香山之眞坂樹爲鬘。以蘿蘿此云比舸礙。爲手繦手繦此云多須枳。而火處燒。覆槽置。覆槽此云于該。顯神明之憑談。顯神明之憑談此云歌牟鵝可梨。是時天照太神聞之。而曰。吾比閉居石窟。謂當豐葦原中國必爲長夜。云何天鈿女命嘘樂如此者乎。乃以御手細開磐戸窺之。時手力雄神則奉承天照太神之手。引而奉出。於是中臣神・忌部神則界以端出之繩。繩亦云左繩端出。此云斯梨倶梅儺波。乃請曰。勿復還幸。然後諸神歸罪過於素戔嗚尊。而科之以千座置戸。遂促徴矣。

〔火闌降命〕瓊瓊杵尊の御子にて、隼人の始祖と傳ふ、愛は彦火々出見尊に伏し給ひ、其の證としてわざをぎし給へるを云へり。

〔五聲〕宮、商、角、徵、羽等の五種の樂音を云ふ。

〔八音〕金、石（磬）、絲（琴瑟）、竹（簫笛）、匏（笙）、土（壎）、革（鼓）、木（柷敔）等の五樂器を云ふ。

〔六律六呂〕六律は黃鐘、大簇、姑洗、蕤賓、夷則、無射、六呂は大呂、夾鐘、仲呂、林鐘、南呂、應鐘を云ふ、律は陽の調子、呂は陰の調子也。

〔七情〕喜、怒、哀、懼、愛、惡、欲を云ふ、禮記禮運篇に出づ。

一書曰、其物既備、掘天香山之五百箇眞坂木（古語佐禰居自能禰居自）而上枝懸玉、中枝懸青和幣・白和幣、令太玉命捧持稱讃、亦令天兒屋命相副祈禱、又令天鈿女命以眞辟葛爲鬘、以蘿葛爲手繦（蘿葛者比可氣）、以竹葉飫憩木葉爲手草（今多久佐）、手持著鐸之矛、而於石窟戸前覆誓槽（古語宇氣布禰、約誓之意）、擧庭燎巧作俳優、相與歌舞。於是天照太神中心獨謂、此吾幽居、天下悉闇、群神何由如此之歌樂、聊開戸而窺之。云々。當此時上天初晴、衆俱相見、面皆明白、伸手歌舞、相與稱曰、阿波禮（言天晴也）。阿那於茂志呂（古語事之甚切皆稱阿那、言衆面明白也）。阿那多能志（言伸手而舞、今指樂事謂之多能志、此意也）。阿那佐夜憩（竹葉之聲也）。飫憩（木名也、振其葉之調也）。爾乃二神俱請曰、勿復還幸。

謹按、是聲樂歌舞之禮也、此後火闌降命爲俳優、道臣命奉承密策、能以諷歌、皆樂之一事、而竟定呂律、制樂器、立曲調、習舞節、各制作一代之樂也。蓋樂者人心之和悅也。中有和樂之實、則外有飾文之事。是爲情文之稱。既有飾文之事、則音聲以發、手舞足踏。於此考五聲、合八音、分六律六呂、節文其七情、以正其聲容。皆聖人發其端、待其人以令成其道也。凡禮者正而嚴也。樂者和而安也。禮者所以節於人情也。樂者所以樂神人也。故事神祇和上下、育人才養性情、莫大於樂。樂非獨喜衆相會以成其樂。其制不備則不得。是重其本

〔催馬樂〕雅樂の一種にて歌を主とす。もと路頭里巷の謳歌なりしを雅樂に取入れしものと云ふ、今呂の歌卅六、律の歌廿五を傳ふ

〔風俗〕雅樂に用ふる歌曲の一種、諸國の歌謠を採れるもの也、今廿五曲傳はる。

〔清地〕古事記傳に大原郡須賀山に近き熊野大神社はその宮地ならむと云へり。

〔夷曲〕天稚彥誅せられし後、其妃下照姫の味耜高彥神を唱へる歌也。

〔擧歌〕彥火火出見尊、其の妃豐玉姫と贈答し給へる歌を云ふ、擧歌は音振に因みし名也。

而未嘗遺其末。盡其實而未嘗舍其文也。徒有其物而無其道。則非成教化之實。徒言其德而無其制。則非感神人之至。聖人制樂。又思與四海共之百世傳之。豈本末偏廢乎。神代因思兼神之慮。其所制之道大備。故神亦感之。其功效廣大深切可以見之也。此後樂之制日備。風雅頌以正之。有神樂以事神祇。有樂舞以和上下。有催馬樂風俗以知天下之俗。或有四夷之樂。或有雜藝今樣。以示教化之德。以發和樂（音洛）之實。況呂律樂府之詳。樂器之名物珍奇。伶人之通音律。舞曲之感鬼神。更不乏其人也。

素戔嗚尊遂到出雲之清地焉。（清地此云素鵝。）乃言曰。吾心清清之。（此今呼此地曰清。）於彼處建宮。時素戔嗚尊歌之曰。夜句茂多菟。伊都毛夜覇餓岐。菟磨語昧爾。夜覇餓枳菟俱盧。贈廼夜覇餓岐廻。

謹按。是詠歌之始也。初二神既有唱和。爲憙哉之辭。是乃雖歌曲之父母。未及章句。至此三十一字相備。爲萬世詠歌之基。此後下照姫之夷曲。彥火火尊之擧歌。及人皇此道日隆。而以至動天地感鬼神和上下正人倫通事物之情。是乃樂律之其一也。蓋內因七情之蘊。外發其言辭以述其懷者。人情之道也。既有言辭。則有章有句。有章句。以言詠之。則有諷而託之。曰諷歌。乃外國之風也。有諫而直之。曰加增倍歌。乃外國之賦也。有喩而比之。曰準擬歌。乃外國之比也。有起而引之。曰譬歌。乃外國之興也。有正而平之。曰正言歌。乃外國之雅也。有祝而壽之。曰祝歌。乃外國之頌也。詞林言葉之繁。文海

筆藻之廣。千變萬態。亦不出此六義。波流分派。而天下皆詠歌。於此柿本人丸・山邊赤人。獨步於古今。神仙于當道。朝廷以之佐教化。以之試其賢愚。人臣以之諷諫。以之表衷。鬼神以感之。人民以和之。所其繫甚重。所其具太深。而制長歌・短歌・旋頭・混本之類。雜體又不少。況因二神之唱和。上問下答之連歌。日本武尊有筑波之詠。而秉燭者獻九夜十日之答。　洋洋乎盈耳。是中國之文物。而猶外國之詩。代代之勅選。家家之別集。五車亦可折轄。且集歌林之良材。聚詞海之浮藻。文人筆之書。女史著之冊。豈三萬軸耳乎。及後世漢語相通。外國之詩賦文章亦大行于世。凡李翰林・王右丞者。盛唐之詩人。天下稱之。而阿倍仲滿相並贈答唱和。陸龜蒙・皮日休者文人也。詩人也。有高致。有聰悟。而釋圓載交。擬金蘭。如仲麻呂者。中國之一書生也。唐肅宗上元中擢左散騎常侍安南都護。累遷北海郡開國公。食邑三千戶。遂卒於唐。是人才不愧於外國也。況吉備眞備博洽也。菅江之名其家。文藻詩集及國史家集之廣。布於世。以貴洛紙之價。豈立外國之下風乎。且詩文之入于禪。南禪信義堂。有空華集。　相國津絕海有蕉堅藁。　少林岩惟肖。有東海瓊華。　建仁派江西東福鍊虎關有濟北集。　巖東沼有流水集。　澤天隱。三横川有京華集。　及村庵月舟之等。各横行而並馳。又不可枚擧也。或疑。先人曰。中朝之文士。發名於外國。粟田・阿倍而已。然乃粟田・阿倍之才賢於吉備乎。愚謂粟田入唐。武后賜宴於麟德殿。見外國之史。粟田眞人養老三年卒。無遺行之可稱於今。仲滿雖播名於外國中朝又無可知其才。吉備眞備入唐而詳唐禮。博涉經史。以審思明辨。而大興儒風釋典之禮。通武義兵法。以籌平

〔筑波之詠〕「新治筑波を過ぎて幾夜か寢つる」の句也。

〔九夜十日之答〕「かがなへて夜には九夜日には十日を」の句也。

〔李翰林〕李白也、翰林は右丞と共に官名也。

〔王右丞〕王維也、書畫を以て名あり

〔陸龜蒙〕字は魯望、閑居して仕へず、吳興實錄、松陵集等の著顯はる。

〔皮日休〕字は襲美詩文を以て名あり

〔釋圓載〕仁明天皇御宇の僧也。

〔金蘭〕交の固く美しきを喩ふ、易經繫辭に、二人同心、其利斷金、同心之言、其臭如蘭とあるに起る。

〔菅江〕菅原及び大江氏也。

〔賻襚〕死者を弔ふ爲め贈る金品衣服を云ふ。
〔菟田血原〕大和國宇陀郡の地也。
〔多伽機〕高き城也
〔辭藝和奈〕鴫を捕らむ羂(ワナ)也、兄猾が城の中に押機を造り置きて帝を害し奉らむとせるに喩へし也。
〔伊殊區波辭〕磯魚細(イソナクハシ)にて鯨の枕詞也。
〔區旋羅〕鯨也、思ひ設けぬ大軍の掛りしよと兄猾の計の齟齬せしを云ふ
〔固奈瀰云々〕汝等の本妻には魚の身の少き所を取らせよ、後妻には肉多き所を與へよと戯れ給へる也、多智曾麼は立てる柧棱(ハツ)の樹の意、未と云は國序也。

賊。其功尤懿也。故自從八位下轉正二位右大臣。改下道賜吉備姓。凡入唐之輩無可立此上。竊按。仲麻呂者反之。夫雖信美而非吾土者。人之情也。仲麻呂放其還鄉不去。卒於唐。終不省父母。不輔王政。家乏。葬禮有闕。又賜其賻襚。眷遇如此。而忘其本。豈是才之實乎。唐帝賞之以美官大祿。外國之衰亦可并按也。

神武帝東征。於菟田血原。以酒宍班賜軍卒。乃爲御謠之曰。謠此云宇多預瀰。 宇儾能多伽機珥。辭藝和奈破蘆。和餓末菟夜。辭藝破佐夜羅孺。伊殊區波辭。區旋羅佐夜離。固奈瀰餓。那居波佐麼。多智曾麼能。未廼那雞句塢。居氣辭被惠瀰。宇破奈利餓。那居波佐麼。伊智佐介幾。未廼於朋雞句塢。居氣儾被惠瀰。是謂來目歌。今樂府奏此歌者。猶有手量大小及音聲巨細。此古之遺式也。

謹按。是謠歌之初也。夫謠者無章曲。而是又詠歌之一體也。凡神樂・催馬樂・風俗所歌皆是謠也。蓋外朝三百篇之詩者中國之謠歌也。中州三十一字之歌者。外朝之律詩也。五言七言之詩者起於漢。康哉之歌出于唐虞。中朝之歌謠。其造端於神代以隆風於後世。呼和上下。通人情事鬼神之道。太備哉。以上論樂之禮。

以上論禮儀之道。謹按。禮者則天地。順人情。考事物。致其至誠。省其始終之道也。儀者正威儀以修飾文章之謂也。禮立則儀行。故治平於國家不以禮則猶無衡無繩墨無規矩。其輕重曲直方圓終不可知。定禮不以道則猶衡之不正。繩墨規矩之不明。誣之以奸

詐。亦不須得其實。五倫之大經。事物之周通。莫善於禮。禮不因儀不行。儀不本禮無誠。禮儀相因而後本立文成矣。儀禮之經緯於天下。其品節甚多。其條目數繁。故制儀禮審修飾。非聖人不虛道。非天子不能盡其用也。人有親疎。有貴賤。有貧富。有男女。有長幼。有官位。有職掌。其事之吉也。凶也。軍也。賓也。嘉也。其物之云衣服。云飲食。云家宅。云用器。其威儀文章之隆殺。豈容易乎。故天之道。地之義。民之行。無不以禮。神聖垂其端。以戒萬世。其旨不亦大哉。或疑樂與禮相對。而今以樂屬禮何乎。愚謂。樂亦儀之禮也。禮立則樂行。猶天之在地。因天則地在其中也。

〔月神〕月夜見尊、月讀尊とも申す。

〔蛭兒〕西宮夷宮に祭るは此神なりと傳ふる者多し、神社啓蒙に、西宮社蛭子神也、俗號夷三郎非也、蛭子天照大神弟也とあり。

〔天磐櫲樟船〕樟にて造れる船也、天は美稱、磐はその堅固なるを稱へし添詞也。

〔根國〕私記に、根國謂黄泉也とあり、書紀に泉中（ヨミニツク）、古事記に根之堅洲國とあるも同じ。

賞罰章

二神共生日神。此子光華明彩。照徹六合之內。故二神喜曰。吾息雖多。未有若此靈異之兒。不宜久留此國。自當早送于天而授以天上之事。故以天柱舉於天上。次生月神。其光彩亞日。可以配日而治。故亦送之于天。次生蛭兒。雖已三歲。脚猶不立。故載之於天磐櫲樟船而順風放棄。次生素戔嗚尊。此神有勇悍以安忍。且常以哭泣為行。故令國內人民多以夭折。復使青山變枯。故其父母二神勅素戔嗚尊。汝甚無道。不可以君臨宇宙。固當遠適之於根國矣。遂逐之。

謹按。是二神賞善懲惡不私之義也。蓋人情必有喜怒。有喜怒則有好惡。好惡必偏。所其

〔岐神〕古事記船戸神に作る、伊弉諾尊黃泉國より遁れ給ふ折、黃泉平坂にて投げ給へる杖より成出でし神と傳ふ、「クナド」は來莫所の義、こゝより來るなと投げ給へるに因む、後世道饗祭に祀りて鬼魅の侵し入るを防ぐは此の故事に基く。

〔君子之道消云々〕易經否卦彖傳に出づ、尙ほ同泰卦彖傳には、君子道長、小人道消也と見ゆ

私而不得其至公。則善惡混而不正。故雖神聖、亦未嘗無取捨。取捨之道、其分始於親。親以不私。則所其及、可以知也。今欲命中州之主、而於其四子、其名分之嚴、其取捨之正、是乃

萬世賞罰之源也。

天神遣經津主神・武甕槌神、使平定葦原中國。於是大巳貴神薦岐神於二神。故經津主神以岐神爲鄕導、周流削平。有逆命者、卽加斬戮。歸順者仍加褒美。

謹按。是賞罰之始也。凡賞刑者齊其過不及之道、而勸導人於善、懲示惡於人之事也。人之氣質不同。俗之風敎不正。則或習惡而爲恒、或以暴逆爲業。故刑以威之、罰以懲之者。君子所以愛之、而非惡去以害焉。不刑賞以御之、則善惡不明。君子之道消、小人之道長。可不愼乎。以上賞罰之義。

大物主神及事代主神、乃合八十萬神於天高市、帥以昇天、陳其誠款之至。時高皇産靈尊勅大物主神、汝若以國神爲妻、吾猶謂汝有疏心。故今以吾女三穗津姬配汝爲妻。宜領八十萬神、永爲皇孫奉護。乃使還降之。

謹按。是天神行賞之始也。

神武帝卽位二年春二月甲辰朔乙巳、天皇定功行賞。賜道臣命宅地、居于築坂邑、以寵異之。亦使大來目居于畝傍山以西川邊之地、今號來目邑。此其緣也。

〔還投之矢云々〕神代紀に此神、天稚彥亦不忠誠也、云々、遂不復命、是時高皇産靈尊、恠其久不來報、乃遣無名雉伺之、云々、天稚彥乃云云、射雉斃死、其矢洞達雉胸、而至高皇産靈尊之座前也、時高皇産靈尊見其矢曰、是矢則昔我賜天稚彥之矢也、血染其矢、蓋與國神相戰而然歟、於是取矢還投下之、其矢落下則中天稚彥之胸上、云々、中矢立死とあり。

〔鈇鉞〕支那にて出征の將に賜ふ例也我國にては此風なし、景行紀に、天皇持鈇鉞、以授日本武尊、とあるに飾りて云へる也

以珍彥爲倭國造。珍彥此云于砮毗故。又給弟猾猛田邑。因爲猛田縣主。是菟田主水部遠祖也。弟磯城名黑速爲磯城縣主。復以劔根者爲葛城國造。又頭八咫烏亦入賞例。其苗裔葛野主殿縣主部是也。

謹按。是人皇行賞之始也。有功則有賞祿。君臣之禮也。然不定其功則大小輕重不正。而有賞失其道。故定功而後行賞是明世之事也。帝初東征之間。奉策荷戈自當難之功臣勇士。不可擧數今行賞之始。在道臣命而及頭八咫烏。其定功之道。大哉公哉。以上行賞之禮。

天神欲令撥平葦原中國之邪鬼賜天國玉之子天稚彥天鹿兒弓及天羽羽矢以遣之。

謹按。是賚其臣之始也。蓋樹其風聲以聳人之耳目。鼓舞其勸勤之意。興勤其善忠之實者。人君治平之要道也。故賞以厚之。待以深之。而後所其任甚重。所其責能通。天神賞此神如此。而此神不忠誠。忽中還投之矢隕命。其責速通。可以見也。後世立將賜鈇鉞。異其器服。皆賢賢。所以崇奬有德興起人心。造端於是乃外朝之旌淑也。

皇孫勑天鈿女命。汝宜以所顯神名爲姓氏焉。因賜猿女君之號。故猿女君等男女。皆呼爲君。此其緣也。

謹按。是因其功賜姓號之始也。神武帝東征之日。日臣命忠而且勇。加能有導之功。以賜道

〔靫部〕禁門の警衛を掌る部族也、甲斐酒折宮にて武日に其部を賜はれる事景行紀に見ゆ、尚ほ靫は和名抄に和名由岐とあり、「ユキヘ」と訓むを正しとす。

〔武日〕道臣命六世の裔にて、豐日命の子也。

〔中臣〕天兒屋命の裔也、神と君との中を取持つ義に出で、もと祭祀を掌る職の名なりしが、垂仁天皇の頃より姓となり、後ち大中臣と稱す。

〔忌部〕天太玉命より出づ、後ち其子孫忌部宿禰、忌部連等數姓を賜はり中臣氏と共に祭事を掌りしが、後ち衰微す、後世齋部に改む。

臣之名。蓋姓名之號者、所以流芳於百世而鼓動其善心也。故賜姓命氏必有道。人臣不稟諸時君、則不得爲其姓氏。其分嚴哉。凡物部・大伴之爲姓者、以其威武。饒速日命、物部氏之遠祖也。物部者武夫之訓也。道臣命、大伴氏之遠祖也。日本武尊以靫部賜武日、以爲大伴氏也。中臣・忌部之爲姓者、因其中直而主祭祀。況藤・橘・菅江之分、源・平・紀・清之派、未嘗不以其勳業也。夫名者實之著也。無實而有名、則竟爲虚名。虚名而傳之後世者、遺臭於子孫也。其所賜、其所受、不慎乎。以上賚賜之義。

神武帝辛酉年春正月庚辰朔、天皇即帝位於橿原宮。是歲爲天皇元年。故古語稱之曰、於畝傍之橿原也、太立宮柱於底磐之根、峻峙搏風於高天之原、而始馭天下之天皇。號曰神日本磐余彦火火出見天皇焉。

謹按、是人臣奉尊號之始也。神代既有尊命之説也。凡善惡之應、終不可掩。故臣有善惡、則君紀之。君之善惡、天必紀之。天不言而人代之。所謂尊號之善惡是也。至後世有諡贈之制。唯非人君賞黜於其臣、臣子亦議其君父。臣子非議焉、天下以議之。天下之議者、天之命也。君臣之道、可不慎乎。夫以一時之好惡、蒙百世之榮辱。未知其履歴、而一聞其號諡、則知其人。故所以勸化人心、興懲善惡者在此。然乃賞刑之實、本於人君、以流於天下。行之迹、功之表、出於己、成於人。是其終不可掩也。以上尊號之禮。

諸神歸罪過於素戔嗚尊、而科之以千座置戸、遂促徵矣。至使拔髮、以贖其罪、亦曰、

〔詳讞〕罪過を仔細に取調ぶるを云ふ。讞は廣韻に、議罪也、評獄也とあり、又た後漢書裴楷傳に、州郡覈置欲遂詳讞之科、とある注に、廣雅曰、讞疑也、謂罪有疑者、讞於廷尉也と見えたり。

〔錯四凶〕左傳文公十八年に、舜臣堯賓于四門、流四凶族渾敦、窮奇、檮杌、饕餮、投諸四裔、以禦魑魅、とあり。

拔其手足之爪贖之。已而竟遂降焉。

謹按。是行刑罪贖流之始也。凡刑者棄以惡之事以渉衆。其著不可掩。而後察之行其罰。尊之無狀。至六合常闇。所其繫最博大也。故衆議行之刑。又贖其科。可謂刑罪之公。自是至人皇刑法大定。律令周施。天下悉知刑之可懼矣。蓋罰以恥之。刑以害之。神聖豈欲之乎否。乃善終不長。道終不行也。故詳聽斷之法。謹詳讞之議。伸寃抑之屈。親死囚之決。以愼刑憲。正典獄之任。存欽恤之誠。戒濫縱者。歷代聖主之明戒也。人一死而不生。身一黥而不復。事一謬。則千悔亦不補。故至誠臨焉以至明致之。而可得其中其孚也。以上行罰之義。

以上公賞罰以省。謹按。賞則勸。罰則懲者。情之恆也。神聖因其人情以制政。正其道。是所以刑賞爲大柄也。凡賞罰之道。在建於其初而省效於其後也。其制不明于初則人不知守其準的。其效不糺於後則人不能守其終。法之明也。猶久則怠緩則褻。故有巡守巡察之省。以陟黜其政者。考覈於其時。是治平之大權也。唯欲人之歡。欲人之畏。而數賞刑。私一人之喜怒。逞一時之好惡。不以天下之公。則人狎之輕之。賞刑不得勸懲之實也。或疑明聖之君。刑賞錯不用。然則刑賞者衰世之政乎。愚謂。明聖之君。審賞刑而不惑。故稱諸明聖。凡登用黜退者。擧錯君子小人之道也。既有人則有喜怒好惡。既有君臣則有慶賞刑罰。何唯人而已乎。天地有春生秋殺。以一齊萬物乎。外朝唐虞之盛。擧十六相。錯四凶。大功二十爲天子。其天命天討是也。不知唐虞之外亦有聖明之君。然乃賞罰之

省。非レ所下以爲二治教之要一上乎矣。

武德章

伊弉諾尊・伊弉冊尊。立於天浮橋之上。共計曰。底下豈無國歟。廼以天之瓊矛（瓊、玉也、此曰努。）指下而探之。是獲滄溟。其矛鋒瀝滴之潮。凝成一島。名之曰磤馭盧島。

一書曰。天神謂伊弉諾尊・伊弉冊尊曰。有豐葦原千五百秋瑞穗之地。宜汝往循之。廼賜天瓊戈。於是二神立於天上浮橋。投戈求地。因畫滄海而引舉之。卽戈鋒垂落之潮結而爲島。名曰磤馭盧島。

一書曰。豐葦原千五百秋之瑞穗國者。大八洲未生以前。已有其名。雖有名字。而無形相。強字其形。爲天瓊矛者也。大八洲國者。卽瓊矛之所成也。

謹按。大八洲之成。出于天瓊矛。其形乃似瓊矛。故號細戈千足國。宜哉。中國之雄武哉。凡開闢以來。神器靈物甚多。而以天瓊矛爲初。是乃尊武德。以表雄義也。

素戔嗚尊昇天之時。溟渤以之鼓盪。山岳爲之鳴呴。此則神性雄健使之然也。天照太神素知其神暴惡。至聞來詣之狀。乃勃然而驚曰。吾弟之來。豈以善意乎。謂當有奪國之志歟。夫父母既任諸子。各有其境。如何棄置當就之國。而敢

〔千五百秋〕瑞穗の永く榮えむ意に掛けし詞也。

〔天瓊戈〕天は美稱瓊戈は玉桙と云ふに同じく、玉にて飾れる戈なるべし

〔大八洲〕神代卷八洲起原章に、於是陰陽云々、先以淡路洲爲胞、廼生大日本豐秋津洲、次生伊豫二名洲、次生筑紫洲、次雙生億岐洲與佐渡洲、云々、次生越洲、次生大洲、次生吉備子洲、由是始起大八洲國之號焉とあり。

〔似瓊矛故云々〕一說に精良なる武具の滿てる意なりとも云ふ、されど細戈は戈を道（チ）に垂る意にて掛けし枕詞、萬物の充てる國の意ならむ

窺欲此處乎、乃結髮爲髻、縛裳爲袴、便以八坂瓊之五百箇御統、御統此云美須磨屢。纏其髻鬘及腕、又背負千箭之靫、千箭此云知能梨。與五百箭之靫、臂著稜威之高鞆、稜威此云伊都。振起弓彇、急握劒柄、蹈堅庭而陷股、若沫雪以蹴散、蹴散此云俱穢簸邏邏箇須。奮稜威之雄誥、雄誥此云烏多稽眉。發稜威之嘖讓、嘖讓此云擧盧毗。而徑詰問焉、

一書曰。日神本知素戔嗚尊有武健凌物之意。及其上至、便謂。弟所以來者、非是善意。必當奪我天原。乃設丈夫武備。躬帶十握劒・九握劒・八握劒。又背上負靫、又臂著稜威高鞆、手握弓箭。親迎防禦。

一書曰。天照太神疑弟有惡心。起兵詰問。

一書曰、日神曰、吾弟所以上來。非復好意。必欲奪我之國者歟、吾雖婦女。何當避乎、乃躬裝武備云云。

謹按。是日神裝武備起兵之義也。日神之聖靈也。天下誰敵之、而猶設大丈夫之備以防禦。是令垂戒於萬世設備於未然之謂也、蓋備者豫爲之義也。有備則安。無備則敗。天下之事物皆然。況兵之爲用。必有不虞。有不意、故遠慮深思、以裝武備、則臨難而無患、素戔嗚尊者神之弟、而嚴其武德責之者。其以無狀臨天、思八洲爲之泯滅、黎元爲之沈淪。

〔千箭之靫〕次の五百箭之靫と同じく數多の矢を納れし靫也、靫は矢を盛りて背に負ふ武具なり。

〔稜威之高鞆〕稜威は勢の鋭き意、高は古事記傳に鞆の鳴る音高き意なりと云ふ、鞆は左手に結付け、弦にて腕を打つを防ぎ、又た弦に觸れて音高く鳴らす爲めに用ふる具也。

〔十握劒〕刄渡りの十握許りなる劒を云ふ。

〔泯滅〕滅び盡くる也、泯は爾雅釋詁に盡也と見ゆ。

〔眞床覆衾〕臥床に覆ふ衾の義、眞は美稱也。

〔趣龍田〕河內國草香邑より大和川を溯りて大和國龍田へ志し給へる也

〔中洲〕大和を云ふ

〔孔舍衞坂〕生駒山の續きなる草香嶺の坂にて、河內國中河內郡に屬し、今日根市村大字日下の東に當る。

〔井光〕吉野の國神にて、神武天皇兄猾を誅し給ひし後吉野御巡幸の際歸順す、吉野の首部の祖也。

〔土蜘蛛〕其名景行紀、神功紀にも見ゆ、蝦夷の一種族なるべし、長髓彥討伐の後大和にて四所の土蜘蛛を平げ給へり。

而裝武威懲其機。最可畏也。

高皇産靈尊。以眞床覆衾裹天津彥國光彥火瓊瓊杵尊。則引開天磐戶。排分天八重雲。以奉降之。于時大伴連遠祖天忍日命。帥來目部遠祖天槵津大來目。背負天磐靫。臂著稜威高鞆。手捉天梔弓・天羽羽矢。及副持八目鳴鏑。又帶頭槌劔。而立天孫之前。遊行降來。

謹按。草昧之際。非常之戒。不可忽之。故天忍日命備軍裝。以前驅敵其所。愼威武之道。設而不怠。克終之戒也。況天孫初降乎。

神武帝甲寅冬十月丁巳朔辛酉。天皇親帥諸皇子舟師東征。戊午年春二月丁酉朔丁未。皇師遂東。舳艫相接。方到難波之碕。夏四月丙申朔甲辰。皇師勒兵。步趣龍田。而其路狹嶮。人不得並行。乃還更欲東踰膽駒山而入中洲。時長髓彥聞之曰。夫天神子等所以來者。必將奪我國。則盡起屬兵。徼之於孔舍衞坂。與之會戰。

謹按。是人皇東征定中州之武威也。有舟師。有步兵。有會戰。有神策。有神瑞。有凱歌。有祭齋。戰勝而存戒。以從營於別處。聊以爲御謠。慰將卒之勞焉。練士卒。示誠信。建功於六年。其兵律之制。神謀之略。陳營器械之用法。元將偏師之撰任。無不備。故井光之有尾。土蜘蛛之手足長。不能著其術。況長髓彥之愎很。菟田兄猾之逆謀。竟戮殺。而區宇安定。中

〔草木咸言云々〕神代卷に、然彼地多有螢火光神及蠅聲邪神、復有草木咸能言語、とあるに因れり。

〔桀犬吠堯〕鄒陽の獄中上梁王書に桀之犬可使吠堯、而跖之客可使刺由とあり、又た史記淮陰侯傳に跖之狗吠堯、堯非不仁、狗固吠非其主、と見ゆ、爰は聖主も時に敵あるに喩へたり。

〔神武不殺〕武德高く多く刄を交へざるを云ふ、易經繋辭上傳に、古之聰明叡知、神武而不殺者夫とあり。

州初平。其策。其兵。皆出於神。神乃天也。天以授之。人以與之。是帝所以爲神武也。或疑。天授人與。神武而不殺者。聖人之兵也。然乃何有此許多誅戮乎。愚謂。草昧之間。草木咸言。邪鬼爲蠅聲。各自建封境。占其有。非神兵。終不可得速成之功。流血沒踝。僵屍枕臂者。會戰誅殺之制也。桀犬吠堯。何時無黨奸之賊徒。況屯蒙乎。其死神兵者。所天討之。其他不易民以治之。東征六年之間。鳴其兵僅一年。自戊午年春二月。至己未年春二月。而中國絕風塵。神武不殺之大兵。天授人與之至德。可併考也。以上神聖之武。

高皇産靈尊更會諸神。選當遣於葦原中國者。僉曰。磐裂根裂神之子。磐筒男・磐筒女所生之子。經津主神。是將佳也。時有天石窟所住神稜威雄走神之子甕速日神。甕速日神之子熯速日神。熯速日神之子武甕槌神。此神進曰。豈唯經津主神獨爲丈夫。而吾非丈夫者哉。其辭氣慷慨。故以即配經津主神。令平葦原中國。云云。故大巳貴神乃以平國時所杖之廣矛授二神曰。吾以此矛卒有治功。天孫若用此矛治國者。必當平安。

謹按。是天神撰將之義也。蓋用兵之要。一在軍將。將者軍之司命・勝敗之源也。天神三會群臣。以得此二將。終遂其功。所撰所任。共得其道也。二神平順。天孫臨降。以開萬億世之皇系。其武威。吁懋哉。懿哉矣。大巳貴所奉之廣矛亦靈器也。凡兵以律興。以策立。以器械爲用。兵武之字皆以其器。況中國初有瓊矛。以成此洲。天神以寶劒備神器乎。宜哉。二神有

不血刃之動乎。

神武帝東征。大伴氏之遠祖日臣命。帥大來目督將元戎。蹈山啓行。

先人曰。神武天皇東征之日。物部氏祖道臣命爲軍帥。物部氏者恐誤乎。大伴氏也。道臣命者。乃日臣命之名也。

謹按。是人皇撰將之始也。蓋將才足以將物之稱。帥智以帥人之名也。危急草屯之時。其用最在將帥。滔滔武夫。非好謀挫機之精。未中其任。故將帥之爲用。不必以攻戰。要折衝屈敵之智。本誠信撫敎之實。其任重。其撰豈易得乎。道臣命殆其斯也。上有神武之聖。下有賢才之應。其制區宇。弘功業。所以無所不利。無所不成也。以上撰將帥。

高皇產靈尊。賜天稚彥天鹿兒弓及天羽羽矢。以遣之。

謹按。是天神授將於節刀之義也。及人皇。景行帝以鈇鉞授日本武尊。自是連綿修飾。而有立將之禮。凡節度者所以示其信也。斧鉞者所以專刑戮也。軍旅之制不可以私。人臣又無專制之義。故樹風聲於四方。著天表於所嚮。將帥一受閫外之寄。適時中之宜。於是三軍之任歸于此。無二三其倚付也。蓋將相者天下之師也。其才其德不並行。則不得其實。天下安注意相。天下危注意將。然安常不安。一人有齟齬杌楻卽轉危矣。人君當無事之日。人才彙進之時。儲其器以備急難。令隆天寵之優。布懷綏之德。則凡事無不成也。將有將兵將將將相兼任。有知・信・仁・勇・忠。有禮將・嚴將。然其本在知仁勇之三。若舉兵討不逞。不精其撰將。則自招傾覆。以塞三軍也。古來重其任。不亦宜乎。以上賜節度。

〔節刀〕將軍出征の際天皇より賜はる刀を云ふ、凱旋の時は朝に返し奉る也、軍防令に、凡大將出征、皆授節刀、とあり、義解に、凡節者、以髦牛尾爲之、使者所擁也、今以刀劔代之、故曰節刀、とあり。

〔節度〕支那にて將軍出征の時與ふる證符也。

〔閫外之寄〕閫は門の閾也、都城の門の閫の義也、史記馮唐傳に、閫以內者、寡人制之、閫以外者、將軍制之とあるに出で、大將軍を閫外の臣と云へり、爰は將軍として征討の任務を寄託せらるゝ義なり。

神武帝即位二年春二月甲辰朔乙巳、天皇定功行賞。賜道臣命宅地。居于築坂邑、以寵異之。亦使大來目居畝傍山以西川邊之地、今號來目邑、此其緣也、以珍彥爲倭國造。珍彥此云于砮毗故。又給弟猾猛田邑、因爲猛田縣主。是菟田主水部遠祖也。弟磯城名黑速、爲磯城縣主。復以劍根者爲葛城國造。又頭八咫烏亦入賞例。其苗裔卽葛野主殿縣主部是也。

謹按、定功行賞者。軍國之盛事也。賞不當其功、則禮不明。無功而有賞、則小人進而佞奸行。故行賞必在定其功也。今大君有命、開國建業其時最可畏於。是賞不踰其實、而功臣保全。國家安靖矣。蓋賞罰者、人君之大柄也。更不可忽之。金帛器物・祿位・土地之與奪、不精其擇、則不得其實。定功行賞之一句、萬世行賞之模格也。以上行賞之格。

景行帝二十五年秋七月庚辰朔壬午、遣武內宿禰。令察北陸及東方諸國之地形、且百姓之消息也。二十七年春二月辛丑朔壬子、武內宿禰自東國還之奏言、東夷之中有日高見國。其國人男女並椎結文身。爲人勇悍。是總曰蝦夷。亦土地沃壤而曠之。擊可取也。四十年夏六月。東夷多叛。邊境騷動。秋七月癸未朔戊戌。天皇持斧鉞。以授日本武尊曰。朕聞、其東夷也、識性暴强。凌犯爲宗。村之無長。邑之勿首。各貪封堺。並相盜略。亦山有邪神。郊有姦鬼。遮衢塞徑。多令苦人。其東

〔葛野主殿縣主〕葛野主殿と葛野縣主との二氏也、主殿は世々主殿寮に奉仕せるよりの氏なるべし。

〔日高見國〕常陸風土記に、信太郡(今稲敷郡の内)云々、此地本日高見國也とあり。

〔天皇持斧鉞云々〕神功紀に、皇后親執斧鉞とあり、繼體紀、天武紀にも操斧鉞とあれども、共に漢風の潤飾也(八八頁參照)、古事記には、給比々羅木之八尋矛とあり、是れ節刀の權輿なるべし。

〔力能扛鼎〕史記項羽紀に、籍長八尺餘、力能扛鼎などあるに因れる文飾なり。

〔浹辰〕浹は周る意、辰は十二支也、左傳宣公九年に、浹辰之間楚克三都一とある注に、浹辰謂自子至亥、周匝十二日也とあり依て僅かの時日の意に用ふ。

〔玉浦〕仙臺封内名蹟志に、名取郡玉浦とある地ならむ其他葦浦、竹水門等は今詳かならず

〔面縛〕史記の注に索隱曰、面縛者、縛手於背、而面向前とあり、支那にて出降の時の禮となせるより藉りて云へり。

夷之中。蝦夷是尤强焉。男女交居。父子無別。冬則宿穴。夏則住樔。衣毛飮血。昆弟相疑。登山如飛禽。行草如走獸。承恩則忘。見怨必報。是以箭藏頭髻。刀佩衣中。或聚黨類而犯邊界。或伺農桑以略人民。擊則隱草。追則入山。故往古以來。未染王化。今朕察汝爲人也。身體長大。容姿端正。力能扛鼎。猛如雷電。所向無前。所攻必勝。卽知之。形則我子。實則神人。是寔天愍朕不叡且國不平。令經綸天業。不絶宗廟乎。亦是天下則汝天下也。是位則汝位也。願深謀遠慮。探姦伺變。示之以威。懷之以德。不煩兵甲。自令臣隸。卽巧言調暴神。振武以攘姦鬼。於是日本武尊乃受斧鉞。以再拜奏之曰。嘗西征之年。賴皇靈之威。提三尺劒。擊熊襲國。未經浹辰。賊首伏罪。今亦賴神祇之靈。借天皇之威。往臨其境。示以德敎。猶有不服。卽擧兵擊。仍重再拜之。冬十月壬子朔癸丑。日本武尊發路之。爰日本武尊則從上總轉入陸奥國。時大鏡懸於王船。從海路廻於葦浦。横渡玉浦。至蝦夷境。蝦夷賊首島津神・國津神等。屯於竹水門而欲距。然遙視王船。豫怖其威勢。而心裏知之不可勝。悉捨弓矢。望拜之曰。仰視君容。秀於人倫。若神之乎。欲知姓名。王對之曰。吾是現人神之子也。於是蝦夷等悉慄。則褰裳披浪。自扶王船而著岸。仍面縛服罪。故免其罪。因以俘其首帥。而令從身也。蝦夷既平。

謹按。是東夷征伐之始也。自是蝦夷朝貢不怠。敎化大行于東方。綿綿以至今日。武内宿禰

之知機也。日本武尊之雄武也。神劍之發威也。靈鏡之明光也。殆武德之盛矣。故帝終至錄其功名以定武部示諸後世也。凡少碓王之用兵也。于西于東。所向無寇。勤王而無怠。此時邊鄙之反人悉平。夷賊從服。四海大寧。皆是王之功也。惜哉。瘴之害而夭其命乎。以上征東夷。

神功帝。因住吉大神之教。便結分髮而爲髻。因以謂群臣曰。夫興師動衆。國之大事。安危成敗必在於斯。今有所征伐。以事付群臣。若事不成者。罪在於群臣。是甚傷焉。吾婦女之加以不肖。然暫假男貌。强起雄略。上蒙神祇之靈。下藉群臣之助。振兵甲而度嶮浪。整艫船以求財土。若事就者群臣共有功。事不就者獨有罪。既有此意。其共議之。群臣皆曰。皇后爲天下計。所以安宗廟社稷。且罪不及于臣下。頓首奉詔。秋九月庚午朔己卯。令諸國。集船舶。練兵甲。時軍衆自聚。爰卜吉日而臨發。有日。時皇后親執斧鉞。令三軍曰。金鼓無節。旌旗錯亂。則士卒不整。貪財多欲。懷私內顧。必爲敵所虜。其敵少而勿輕。敵强而無屈。則奸暴勿聽。自服勿殺。遂戰勝者必有賞。背走者自有罪。冬十月己亥朔辛丑。從和珥津發之。時飛廉起風。陽侯擧浪。海中大魚悉浮挾船。則大風順吹。帆船隨波。不勞艫楫。便到新羅。時隨船潮浪遠逮國中。卽知天神地祇悉助歟。新羅王於是戰戰栗栗。厝身無所。則集諸人曰。新羅之建國以來。未嘗聞海水凌國。若天運盡國爲

〔錄其功名云々〕景行天皇四十二年にて尊薨去の後也錄は功名を記錄せる意に非ず、景行紀には、欲錄（ツタヘムト）云々とありて、意よく通ず。

〔少碓王〕日本武尊の御名也。

〔便結分髮云々〕日本紀に、皇后還詣橿日浦、解髮臨海曰、吾被神祇之教、云々、躬欲西征、云々、若有驗者、髮自分爲兩、卽入海洗之、髮自分也、皇后便結分髮而爲髻とあり。

〔和珥津〕對馬郡上縣郡に在り。

〔飛廉云々〕文選注に、飛廉風師也、陽侯波神也とあり。

〔新羅王〕第十世奈解王也。

海乎。是言未訖之間。船師滿海。旌旗耀日。鼓吹起聲。山川悉振。新羅王遙望以爲。非常之兵。將滅己國。讐焉失志。乃今醒之曰。吾聞。東有神國。謂日本。亦有聖王。謂天皇。必其國之神兵也。豈可擧兵以距乎。卽素旆而自服。素組以面縛。封圖籍。降於王船之前。因以叩頭之曰。從今以後。長與乾坤。伏爲飼部。其不乾船柂。而春秋獻馬梳及馬鞭。復不煩海遠。以每年貢男女之調。則重誓之曰。非東日更出西。且除阿利那禮河返以之逆流。及河石昇爲星辰。而殊闕春秋之朝。怠廢梳鞭之貢。天神地祇共討焉。時或曰。欲誅新羅王。於是皇后曰。初承神教。將授金銀之國。又號令三軍曰。勿殺自服。今既獲財國。亦人自降服。殺之不祥。乃解其縛爲飼部。遂入其國中。封重寶府庫。收圖籍文書。卽以皇后所杖矛。樹於新羅王門。爲後葉之印。故其矛今猶樹于新羅王之門也。爰新羅王波沙寢錦。卽以微叱己知波珍干岐爲質。仍齎金銀彩色及綾羅縑絹。載于八十艘船。令從官軍。是以。新羅王常以八十艘之調。貢于日本國。其是之緣也。於是。高麗百濟二國王。聞新羅收圖籍降於日本國。密令伺其軍勢。則知不可勝。自來于營外。叩頭而歎曰。從今以後。永稱西蕃。不絕朝貢。故因以定內官家。皇后從新羅還之。

謹按。是西戎征伐之始也。仲哀帝朝。住吉大神以西戎之外夷賜之。帝不信而早崩。皇后

〔馬梳〕馬の毛を洗ふ刷子也。

〔阿利那禮河〕鴨綠江也、阿は鴨、利は綠、那禮は河の朝鮮語「ナイ」の轉なるべし。

〔波沙寢錦〕朴婆娑也、されどこは新羅第五世の王にて年代合はず（前頁新羅王參照）。

〔二國王云々〕高麗の王は山上、百濟の王は肖古也、されど百濟の服せるは皇后攝政の時、高麗の屬せるは更にその以後にて當時は唯新羅歸屬せるのみ也。

〔內官家〕三韓のことを掌る官舍也。

〔韓人池〕大和志に在城下郡唐古村、今呼柳田池、とあり、然れど眞僞詳かならず。

〔酒君〕仁德紀に、是時百濟王之族酒君无禮、由是紀角宿禰訶責百濟王、百濟王懼之、以鐵鎖縛酒君、附襲津彦而進上とあり。

〔辰斯王〕枕流王の子、百濟十五世也。

〔狹手彦〕大伴金村の子也。

〔若櫻朝〕神功皇后の朝を申す、七八頁若櫻宮參照。

〔比自炑云々〕神功皇后攝政四十九年のこと也、比自炑は文獻備考に、新羅火王郡とある地其他は所謂任那國十國の內也。

纖志述事。不血及而高麗・新羅・百濟皆從服。三韓爲官家之藩屏。應神帝生備聖武之形。産之宍生腕上。其形如鞆。故稱其名。奉諡八幡。爲天下之武神。以其祭祀之猶
謂譽田天皇。上古俗號鞆曰褒武多。
伊勢御神。武家殊崇敬之。噫靈德盛哉。自是三韓每年來朝奉貢。受正曆於朝廷。問政事於我國。四國來作池。應神七年秋九月。高麗・百濟・新羅・任那來朝。時命武內領諸韓人等作池。因以名池號韓人池。示其柔懷。質子弟。貢博士。以卯款誠。間有不庭之罪。發將帥討之。百濟殺王以謝其無禮。鐵鎖酒君以獻其虜。應神四年。百濟辰斯王無禮。國中殺之謝。酒君事在仁德四十一年。狹手彦討高麗人王宮。獲珍寶以奏其捷。在欽明二十一年。或高麗獻鐵盾及的。栗盾人之技。在仁德十二年。或慢表彰。奉羽表。抗禮索知。而以受責。高麗表無禮在應神二十八年。奉烏羽表在敏達元年。故西戎懼其武德。服其雄才。悉爲我屬國也。蓋垂仁帝既命田道間守。遣常世國求香菓。然乃此時有并呑西戎之機。以成其功於若櫻朝也。皇后又發軍師。以平定比自炑・南加羅・喙國・安羅・多羅・卓淳・加羅七國。居南蠻以賜百濟。處處置日本府。以布政令。中國之武德。至此大盛矣。吁中朝之文物。更不愧于外朝。如其威武。外朝亦不可比倫。故外朝之海防。唯要倭寇。倭寇者何。西州之邊民虜掠于彼也。非官兵之寇。而其落膽戰股然。明朝太祖。二遣使於我國。請寇疆之禁。欲修好眷眷。終垂祖訓。以絶倭爲其一。是恐其威武之餘風也。以上征西戎。

〔天生五材云々〕左傳に出づ、五材は金、木、水、火土を云ふ、金史五行志序に、五行之精氣在天爲五緯、在地爲五材、在人爲五常及五事、とあり。

〔乃武乃文云々〕書經大禹謨篇に、益曰、都、帝德廣運、乃聖乃神、乃武乃文とあり。

〔禮樂征伐並言〕論語季子篇に、孔子曰、天下有道、則禮樂征伐自天子出、天下無道、則禮樂征伐自諸侯出とある如きこの例也。

以上論武義之德。謹按。五行有金。七情有怒。陰陽相對。好惡相並。是乃武之用不亦大乎。然用之不以其道。則害及人物。而終自焚。所以聖人以興亂人以廢也。豈是兵之罪乎。蓋神代之兵武也。惟神惟聖。而天討也。天兵也。其將帥軍伍。皆靈神也。然猶存其道。備其禮。而示其大事。可以鑑也。凡內有好惡之情。以外興其狀。耳目視聽之。手足防護之。筋骨剛中之。爪齒把嚙之者。人之天險也。君子以內備宮禁之衞。外固國郡之護。密四邊之藩。練士卒。利兵器。撰將帥。制陣營。審戰策。常戒盜賊之機。奮威武之嚴。是所以警不虞昭文德也。夫征者正其不正也。彼不正。輙興師伐之。士卒無罪而入死地。故征伐者人君之大權也。豈容易之窮黷之乎。而遠之疎之。乃國勢日衰。天下大弱。是所以兵爲大事也。或疑。兵者覇主之業。而非聖人之道。愚謂。陰萠其根於陽。故火以有烈烈之威。陽交其元於陰。故水以有孄孄之柔。天生五材。民並用之。廢一不可。誰能去兵。乃武乃文。贊堯之德也。以聖武稱湯。以武功歆文王。以神武不殺贊周易。禮樂征伐並言者。孔夫子之聖戒也。國家常以武備與文教並行。先事而爲之備。無事而爲之防。所以過暴亂乎將萠。護治安乎長久也。外國之聖主未嘗不左右於文武。況中國者所其興在瓊矛。而天神以天征。賜天孫以寶劍。況神武帝之東征。天賜以韴靈。（韴靈此云赴屠能瀰哆磨。）其武威所及。無不服乎。故中華之武。四海之廣。宇內之區。終不可議之。武之德惟神。而文之教惟聖也。函陰陽生殺之機妙。致仁義生成之化矣。夫仁義者人之道。而或用之師敗。或因之國亡。然乃其

〔崇神帝云々〕この事紀記に見えず、垂仁紀に、三十九年十月、五十瓊敷命居於茅渟菟砥川上宮、作劍一千口」とあり、崇神帝は誤なるべし。

〔持統帝云々〕持統天皇七年十二月のこと也。

〔赤引〕未だ練らざる絲にて三河國の神戸より獻す、一説に三河の地名なりと云ふは非也。

〔令義解〕養老令を解釋せる書にて十卷也、清原夏野等淳和天皇の勅を奉じ編纂せるものにて、天長十年成る。

要在其人。兵亦如此。廢興存亡全在其人。非有聖人霸者之名也。皇統綿綿之後、大修飾其制。崇神帝作一千之兵器。持統帝置陳法之博士。令天下之民練習之。雖安更不忘戰。神尚戒之。兵器祭神祇。垂仁二十七年。令祠官卜兵器爲所其由來。渾厚乎哉。
神幣。吉之。故以弓矢横刀祭之。

祭祀章

天照太神方織神衣。居齋服殿。

謹按。是祭祀天神之義也。雖無祭祀之說。既曰神衣。既曰齋服殿。則神自織之。以供神明也。大神之靈。親營其機巧事於天神。其至誠可竊按也。朝廷終有神衣祭。以參河赤引神調糸織作神衣。以供伊勢太神宮。是乃往古以至誠事神之遺則也。孟夏季秋有神衣祭。謂伊勢神宮祭也。此神服部等齋戒潔清織成也。或疑神書所謂神衣者。大神之親服乎。愚謂。自服豈曰神衣乎。令義解云。以供神明。故曰神衣。是神織供天神之服。故素戔嗚尊之惡最可惡也。

以上祭天神。

高皇産靈尊因勅曰。吾則起樹天津神籬及天津磐境當爲吾孫奉齋矣。汝天兒屋命・太玉命。宜持天津神籬。降於葦原中國。亦爲吾孫奉齋焉。乃使二神陪從天忍穗耳尊以降之。是時天照太神手持寶鏡。授天忍穗耳尊。而祝之曰。吾兒視此寶鏡。當

猶見吾。可與同床共殿以爲齋鏡。復勅天兒屋命・太玉命。惟爾二神亦同侍殿內。善爲防護。又勅曰。以吾高天原所御齋庭之穗。亦當御於吾兒。

謹按。是建宗廟而祭祀於祖考之禮也。神籬者乃宗廟也。寶鏡者乃宗廟之主也。故曰齋鏡矣。夫天祖之靈體物而不遺。然無宗廟之設・神主之寄。汎乎不可一定。故宗廟以萃之。神主以寄之。而後神人之靈氣相集。至誠可通。齋戒可致。是天祖因勅起樹神籬。以爲齋鏡也。夫天子以天地爲父母。故祭祀天神地祇。以報其本。建立宗廟。以貴其始者。人君之大禮也。況中國之生成。直在天神地祇也乎。 令曰。凡天皇卽位。總祭天神地祇。散齋一月。致齋三日。義解云。天神。伊勢・山城鴨・住吉・出雲國造齋神等類是也。地祇。大神・大倭・葛木鴨・出雲大汝神等類是也。皆依常典祭之。 蓋人未嘗無思其父祖。既有念其父祖。則未嘗無念所其由出。故遠乃思其本始。近乃慕其父祖。而祭祀之禮起。況本始之有大功。父祖之有大敎乎。既有祭祀之禮。則其道不不致之。祭必有時。祭必有地。祭必有祠部。祭必有器用奉物。祭必有齋戒。祭必有其事。以糺其禮。以盡其誠。是祭祀之道也。祭祀不致其禮。則神不可享之。禮儀不以其誠。則神不可格焉。禮致誠至。而後可得祭祀之實。凡人之誠莫大於祭祀。祭祀之大莫如天地。萬物之生成歸於天地。子孫之綿續歸於祖宗。是所以天地祖宗一其本也。蓋人者萬物之長也。人君者爲億兆之長。人君祭祀於天地。合萬類之散氣。咸歸諸於天。報本反始。以親盡其至誠。莫大於祭祀也。齋者何。齊其不齊之謂也。祭祀之議。以齋戒可交

〔散齋〕神事に與る者、致齋の前後に行ふ物忌也、大寶令によれば、大祀は一ヶ月、中祀は三日也、小祀には此儀なし、散齋の間には六禁とて、不淨に携はり其他歌舞をなす事六事を禁ぜらる。

〔致齋〕祭祀の間の物忌也、此間は祭事の外、餘事をなすしを得ず。

〔大神〕大和國磯城郡三輪町に在り、大物主神を祭る。

〔大倭〕大和國山邊郡朝和村に在り、大國御魂神を祭る

〔葛城鴨〕大和國南葛城郡に在り、事代主神を祭る。

〔一書〕古語拾遺を指す、日本紀の一書に非ず。

〔今御巫云々〕神祇官西院の八神殿に祭・御巫これに奉仕す、御巫は廣くは御門巫等をも稱し、八神に奉仕するを特に大御巫とも稱す、何れも神祇官の女官也。

〔今御門巫云々〕以上二神を神祇官西院に八生に祀り御門巫これに奉仕す

〔今生島巫云々〕神名帳に、生島巫祭神二座、生島足島神と見ゆ、神祇官西院に祭る。

〔今坐摩巫云々〕神名帳に、座摩巫祭神五座、生井神、福井神、綱長井神、波比祇神、阿須波神とあり、神祇官西院に祭る。

之。故天神詳勑其禮也。以上宗廟祭祀之義。

神武帝四年春二月壬戌朔甲申詔曰、我皇祖之靈也、自天降鑒光助朕躬、今諸虜已平海内無事、可以郊祀天神用申大孝者也。乃立靈畤鳥見山中、其地號曰上小野榛原・下小野榛原、用祭皇祖天神焉。

一書曰、神武天皇從皇天二祖之詔、建樹神籬、所謂高皇産靈・神産靈・魂留産靈・生産靈・足産靈・大宮賣神・事代主神・御膳神、已上今御巫所奉齋。櫛磐間戸神・豐磐間戸神、已上今御門巫所奉齋。生島、是大八洲之靈、今生島巫所奉齋。坐摩、是大宮地之靈、今坐摩巫所奉齋也。日臣命帥來目部衞護宮門、掌其開闔。饒速日命帥内物部、造備矛盾。其物既備、天富命率諸齋部捧持天璽鏡劔、奉安正殿、幷懸瓊玉、陳其幣物、殿祭祝詞。次祭宮門。然後物部乃立矛盾、大伴來目建仗開門、令朝四方之國、以觀天位之貴。當此之時、帝之與神其際未遠、同殿共床、以此爲常。故神物官物亦未分明、宮内立藏號齋藏、令齋部氏永任其職。又令天富命率供作諸氏造作大幣訖、令天種子命天兒屋命之孫解除天罪國罪事。所謂天罪者上既說訖。國罪者國中人民所犯之罪。爾乃立靈畤於鳥見山中天富命陳幣祝詞禋祀皇天、徧秩群望、以答神祇之恩焉。是以中臣齋部二

〔豐鍬入姬命〕崇神天皇の第一皇女也

〔渟名城入姬命〕崇神天皇の第二皇女なり。

〔今踐祚之日云々〕神祇令に、凡踐祚之日、中臣奏天神壽詞、忌部上神璽之鏡劒、とあること也。

〔俗歌曰云々〕宮人の大裝衣膝通し往きの宜しも大裝衣の意にて、膝通しとは大裝衣の長く膝下まで垂れ通りたる也、大宮人の美裝して往く樣を稱へ云ふ、此の歌、古語拾遺及び神樂歌にあり。

氏。俱掌祠祀之職。猿女君氏。供神樂之事。自餘諸氏各有其職也。

謹按是祭祀社稷宗廟之始也。中州既平。先建社稷宗廟。以萃天地鬼神之靈。報其本追其遠。其禮之盡然矣。夫人君出于神。而又爲神人之主。有人民社稷之寄。故郊時以事天地宗廟。以祭鬼神。大臣司其禮。重臣相其事。至誠之道如此。以此臨天下。則人人豈有遺親後君薄濟乎。帝制天下先及此。其聖德之厚至哉。

崇神帝六年。百姓流離。或有背叛。其勢難以德治之。是以晨興夕惕。請罪神祇。先是天照太神・和大國魂二神。並祭於天皇大殿之內。然畏其神勢共住不安。故以天照太神託豐鍬入姬命。祭於倭笠縫邑。仍立磯堅城神籬。神籬此云比莽呂岐。亦以日本大國魂神。託渟名城入姬命祭。然渟名城入姬髮落體瘦而不能祭。

一書曰。崇神帝六年乙丑秋九月。倭國笠縫邑立磯城神籬。奉遷天照太神及草薙劒。令皇女豐鍬入姬奉齋。更令齋部氏率石凝姥神裔・天目一神裔二氏。更鑄鏡造劒。以爲護御璽。是今踐祚之日所獻神璽・鏡・劒也。仍其遷祭夕。宮人皆參。終夜宴樂。歌曰。美夜比登能。於保與須我良爾。伊佐登保志。由伎能與呂志茂。於保與須我良爾。今俗歌曰。美夜比止乃。於保與曾許呂茂。比佐止保志。由伎乃與保保志茂。於保與曾許侶茂。詞之轉也。

謹按是別建神籬之始也。神籬乃神社之義。宗廟之制也。以上祭祀天地宗廟。

七年冬十一月。別祭八十萬神。仍定天社國社及神地神戸。

謹按。是祭群臣之始也。天社者。祀稷宗廟之名。國社者。郡國之名山大川所由祭之神社也。神地神戸者。事神之祠官奉祭祠之田園也。國家有事。則徧告群神。以致其誠。是禮之恒也。以上祭群神。

垂仁帝二十五年春三月丁亥朔丙申。離天照太神於豐耜姬命。託于倭姬命。爰倭姬命求鎭坐大神之處而詣菟田筱幡。筱此云佐佐。更還之入近江國。東廻美濃。到伊勢國。時天照太神誨倭姬命曰。是神風伊勢國。則常世之浪重浪歸國也。傍國可怜國也。欲居是國。故隨太神教。其祠立於伊勢國。因興齋宮于五十鈴川上。是謂礒宮。則天照太神始自天降之處也。

一書曰。天皇以倭姬命爲御杖。貢奉於天照太神。是以倭姬命。以天照太神。鎭坐於磯城嚴橿之本而祠之。然後隨神誨。取丁巳年冬十月甲子。遷于伊勢國渡遇宮。

謹按。是伊勢國内宮鎭坐之始也。舊記云。内宮號者。内者宇遲鄕本名。因稱内宮。蓋神者以天下爲體。以黎元爲本。天之覆而明。地之載而厚。人物之爲人物。神皆體之不遺。移其靈於神鏡。以照皇統之化。垂其迹於渡遇。以存億世之敬。茅屋乎大廟。不鑿乎粢食。以示令德。仰彌高。崇彌靈。朝廷既

〔豐耜姬命〕豐鍬入姬命也、入字脫せるなるべし。

〔倭姬命〕垂仁天皇の第二皇女也。

〔菟田筱幡〕大和國風土記に、宇陀郡篠幡庄、御杖神宮、云々とあり、その地なるべしと云ふ。

〔爲御杖〕杖は行旅の要具なれば、皇大神の朝廷を離れて他國に行幸ましますに供奉するを斯く申せる也。

〔磯城嚴橿〕神社を云ふ、爰は倭笠縫邑にて皇太神を祭れる社を云へり。

〔粢食〕粢は黎也、支那にて神に供ふるより云へり、漢書に、給宗廟粢盛、とあり。

置内侍所。天子旦暮拜恭。不改往古之道矣。禁僧尼。絕梵釋。顯聖教之在人倫。縣象著明示其道之在知德。其洋洋乎彌綸于四海。巍巍乎經緯于萬物。是神之德也。然乃明人倫日用之道。五典惟秩。三德惟致。則當猶視吾之。神勅豈夫空乎。以上內宮鎮坐。

雄略帝二十一年丁巳冬十月。伊勢皇太神敎大倭姬命。令迎豐受大神於丹波國與佐眞井原。大倭姬命奏之。明年戊午秋九月。差勅使奉迎之。九月鎮坐于度會郡山田原新宮。

一書曰。外宮者。傳言。天祖天御中主神也。皇太神託宣。先祭此神。先拜此神。且皇孫瓊瓊杵尊。在此宮相殿。故天兒屋根命・天太玉命亦同在焉。因號曰二所大神宮。

謹按。是外宮遷坐之始也。以上外宮遷坐。

欽明天皇三十一年冬。肥後國菱形池邊民家兒甫三歲。神託曰。我是人皇第十六代譽田八幡麻呂也。諸州垂跡于神明。今又顯于此。其後差勅使。移而鎮坐於豐前國宇佐宮。譽田本名。而八幡爲神。後自所稱者也。

謹按。是八幡鎮坐之始也。蓋外宮八幡共後世所崇敬也。朝廷立神宮。以致旦暮之敬。唯在內侍所。是因往古之神勅也。蓋天祖乃宗廟也。天地也。聖主內嚴內侍所之設。外仰內宮之鎮坐。以崇尊社稷宗廟。其餘者在群祀之列。以上八幡鎮坐。

〔五典〕五常に同じ

〔三德〕書經洪範篇に、三德、一曰正直、二曰剛克、三曰柔克とあり、又た大戴禮大伐篇には、子曰、有天德、有地德、有人德、此謂三德、と見えたり。

〔欽明天皇云々〕これ宇佐託宣集に始めて出でし傳說にて、書紀を初め正史に見えず。

〔菱形池〕豐前國宇佐郡宇佐に在り、肥後は誤也。

〔內侍所〕禁中溫明殿にて神鏡を奉齋せる賢所の別稱也內侍司の女官此處に候し、神鏡を守護し奉るに因りて內侍所とも申す也

以上論祭祀之誠。謹按。延喜式所載。中朝大小神社。三千一百三十二座。其外石清水・吉田・祇園・北野號式外之神。後朱雀帝長曆三年秋八月。定二十二社之式。每歲勅神祇官。以奉幣帛。祈年穀。伊勢太神宮・八幡宮。謂之宗廟。賀茂・松尾・平野・春日・吉田・大和・龍田等。謂之社稷。又祖神之祠。謂之苗裔。蓋祭祀之禮。有郊祀天地。有宗廟饗祀。有國家常祀。有內外群祀。而祭祀之道。有祭告。有祈禱。有齋戒之敬。有奉幣之物。有神官。有神地。有神戶。夫禮莫大於祭。祭祀之道。非至誠。則不可致之。至誠之格。不以其道。則不可得。凡自天子以至庶人。祭祀必有分。人君爲天下。求福報功。天下之鬼神悉御之。故大祭祀天地。親饗宗廟。小徧告群神。疏及群靈。中朝者神國也。以天神地祇爲皇祖。天地乃宗廟之神也。後世別社稷宗廟。爲二矣。鬼神之幽。而無迹可視聽。亦設此社廟。萃其靈於此。則鬼神之精不分散。祭祀之誠有著。祭祀又有時。煩　乃褻、疏　乃忘、各致其道。而後如在之實明也。否則鬼神何享之乎。下可享而祭焉。所謂淫祀也。或疑。中朝所祭之神社甚多。殆淫祠之謂乎。愚謂。淫祠者不可祀而祀之也。凡祭祀之制。或有功於民。或有功於事。或始祖于其事物。或當難捍患。或致忠孝於君父。或其鬼無所歸而爲厲。皆祀之。是乃八十萬神也。如外朝。四方百物無不祭。猫虎昆蟲亦與焉。況吾神國之靈乎。或疑。外朝有七廟。而我國不然何也。愚謂。郊祀天神。祭祀內侍所。是乃祭祀社稷宗廟也。如七廟者外朝之禮也。中朝又有中朝之禮。況神祭之義。天子自盡其誠。重臣相其事。神官守往古之法。則更無可擬議之。或疑。社稷之祭祀得聞之。如祭其祖考。未與聞之。愚謂。伊弉冊尊神退去。葬於

〔二十二社〕伊勢、石清水、賀茂、松尾、平野、稻荷、春日、大原野、大神、石上、大和、廣瀨、龍田、住吉、日吉、梅宮、吉田、廣田、祇園、北野、丹生、貴船の諸社を云ふ

〔淫祠者云々〕禮記曲禮篇に、非其所祭而祭之、名曰淫祀、淫祀無福と見えたり。

〔七廟〕天子の宗廟の制也、太祖の廟を後方中央に設け其の前方左右に遠祖より交互に六廟を設く、左なるを昭、右なるを穆と稱す、禮記王制篇に、天子七廟、三昭三穆、與大祖之廟而七と見えたり。

紀伊國熊野之有馬村焉。土俗祭此神之魂。是上古祭魂之始也。天祖高皇産靈尊曰。吾當爲吾孫奉齋矣。是示祭祀宗廟之敎也。祭其祖考之禮。豈外于之乎。後世修飾其節文。明于舊紀。其不一於外朝者。因水土國俗之殊。是乃天地之勢也。近世雜浮屠之法。大變上古之制。尤可歎也矣。

化功章

崇神帝六十五年秋七月。任那國遣蘇那葛叱知。令朝貢也。任那者。去筑紫國二千餘里。北阻海。以在雞林之西南。

一書曰。崇神朝。額有角人乘一船。泊于越國笥飯浦。故號其處曰角鹿也。問之曰。何國人也。對曰。意富加羅國王之子。名都怒我阿羅斯等。亦名曰于斯岐阿利叱智于岐。傳聞日本國有聖皇。以歸化之到于穴門。時其國有人。名伊都都比古。謂臣曰。吾則是國王也。除吾復無二王。故勿往他處。然臣究見其爲人。必知非王也。卽更還之。不知道路。留連島浦。自北海廻之。經出雲國。至於此間也。是時遇天皇崩。便留之仕活目天皇。逮于三年。天皇問都怒我阿羅斯等曰。欲歸汝國耶。對諮。甚望也。天皇詔阿羅斯等曰。汝不迷道必速詣之。遇先皇而仕歟。是以改汝本國名。追負御間城天皇御名。便爲汝國名。仍以赤織絹給阿羅斯等。返于

〔有馬村云々〕古事記には、葬出雲國與伯伎國堺比婆之山也とあり。

〔土俗云々〕神代卷に、土俗祭此神之魂者、花時以花祭、又用鼓吹幡旗歌舞而祭矣とあり。

〔雞林〕新羅脫解王九年鷄鳴を聽きこれを尋ねて一子を得たり、依て是れを雞林と名づけ遂に國號となせる由東國通鑑に見ゆ。

〔角鹿〕今の敦賀也

〔意富加羅〕任那也

〔穴門〕長門國也。

〔活目天皇〕垂仁天皇を申す。

〔御間城天皇〕崇神天皇を申す。

本土。故號其國謂彌摩那國。其是之緣也。

謹按。是外夷投化之始也。帝小心明德。國內漸諭。五穀既熟。教化大行。天下稱謂御肇國天皇。故外夷亦投化。聖德之降。可以見之也。

垂仁帝三年春三月。新羅王子天日槍來歸焉。將來物。羽太玉一箇。足高玉一箇。鵜鹿鹿赤石玉一箇。出石小刀一口。出石桙一枝。日鏡一面。熊神籬一具。幷七物。則藏于但馬國。常爲神物也。

一書曰。初天日槍乘艇泊于播磨國。在於宍粟邑。時天皇遣三輪君祖大友主與倭直祖長尾市於播磨。而問天日槍曰。汝也誰人。且何國人也。天日槍對曰。僕新羅國主之子也。然聞日本國有聖皇。則以己國授弟知古。而化歸之。仍貢獻八物。

謹按。崇神・垂仁二帝之德化及外夷。遠人重譯來朝貢獻。聖德治教之餘。仁風遠揚之至。其柔懷懿哉。

應神帝十四年。弓月君自百濟來歸。因以奏之曰。臣領己國之人夫百二十縣而歸化。然因新羅人之拒。皆留加羅國。爰遣葛城襲津彥而召之。十六年。乃率弓月之人夫來。

二十年秋九月。倭漢直祖阿知使主。其子都加使主。並率己之黨類十七縣而來歸。

〔羽太玉〕羽は映にて玉の光ある義、太は美稱かと云ふ

〔鵜鹿鹿赤石玉〕鵜は意詳かならず、鹿鹿は耀く意なるべし、古事記傳には、窮明し玉にて闇中に窈に物と照し見る由にやと見えたり。

〔爲神物〕但馬國出石郡伊豆志坐神社に献ぜる也。

〔弓月君〕秦始皇帝十三世の裔孝武王の孫にて、大秦氏の祖也。

〔阿知使主〕漢靈帝の裔にて、阿知は名、使主は職名也。

〔輕島豐明朝〕應神天皇の御宇を申す。天皇元年大和國高市白橿村の輕島豐宮を皇居と定め給へるによる。

〔吳王朝貢〕吳は應神天皇十一年滅び當時は東晉廢帝奕の時也、馭戎慨言に、そのかみ吳と云ふ國は無かりし、かども、云々、彼の南朝を尙ほ吳と云ひしなり、昔の吳の地なればぞかしと見えたり。

〔武藝〕勃海の第二世也。

〔在神龜〕神龜四年武藝の使者渡來翌年正月國書貢物を献る。

〔唐睿宗〕唐第五世の帝也。

一書曰。至於輕島豐明朝。秦公祖弓月。率百二十縣民而歸化矣。漢直祖阿知使主。率十七縣民而來朝焉。秦・漢・百濟・內附之民各以萬計。

謹按。遠人之來化。於此最盛也。秦漢二氏者。外朝之封疆也。皆來歸之。況三韓之來服乎。故國國置其人。立其郡。以安之柔之。其後吳王朝貢。渤海武藝奉表獻土宜。皆中朝治敎休明之化也。吳王朝貢在仁德五十八年。渤海王武藝上表者在神龜。渤海者。本粟末靺鞨附高麗者。姓大氏。高麗滅。率衆保把屢之東牟山。築城以居。高麗逋殘稍歸之。地方五千里。戶十萬戶。唐睿宗先天中遣使爲渤海郡王。自是始去靺鞨號。武藝者祚榮之子。稱武王。武藝立朝貢。武藝死子欽茂立。稱文王。又上表朝貢。

以上論功化之極。謹按。地有內外。勢有遠近。人有華夷。故治敎之道。自內而及外。先近而後遠。親華而柔夷。夫朝廷之上。國都之內。何預四夷之遠疎乎。然內之和。近之治。華之洽。知之明也。德之充也。無不通。無不感者。道之精妙也。四夷不遠千里之險。萬頃之涉。歸仰投化。畢獻方物。不期其然而然者。中華之文明。聖王之治敎。天以授之。人以與之。實過化之極功也。

榊葉の香をかくはしみとめくれば
八十氏人ぞまとゐせりける

明治戊申五月
刷印以代謄寫

中朝事實　下　終

中朝事實跋文

此一編

仁德朝以下。擧其尤者。而餘姑舍是。蓋三韓來服之後。外朝之典籍相通。故嘉言善行。亦有蹈襲之嫌。況異敎之太熾。神聖之道。竟雜而不醇。今祖述往古之神勅。憲章人皇之聖敎。唯懸象中華之文物。與天地參。非萬邦可並比而已。

〔絪蘊〕天地の元氣相和し盛なる貌也

〔中華者云々〕晉書に、倭人云々、自謂太伯之後、とあるに出でし說にて漢土の書これに倣ふもの多く、我國林道春等また是れに阿從せり。

〔吳泰伯〕周の古公亶父の長子也、弟季歷に國を讓らむとし荊蠻に奔りて其志を示す、後ち吳に封ぜらる。

〔圓月〕建武の頃の人にて、東海一漚集の著者也。

〔修日本紀云々〕蕉了子の作れる史記抄の跋に見ゆ、

易經繫辭下篇に、天地絪蘊、萬物化醇とあり。

中朝事實附錄

或疑

或疑。天地開闢之始。萬物化生。太甚有可怪疑。

愚謂。萬物之始。未嘗不化生也。陽昇而爲天。陰降而爲地。天地既化生乎。夫天地之間。往來屈伸無息。其交蒸處。萬物自生。一生之後。種類連綿。以充塞於天下。人唯見連續底。以爲無氣化。凭其近而忘其遠也。土壤之蒸。必生菌栭。水草之腐。必有化蟲。何又蒸腐而已乎。物各化其靈。構精絪蘊。以生此人。亦非氣化哉。萬物雖襲種聯來。無不因氣以化。氣化之說。更無可疑焉也。大凡開草之運。萬物之資始。少造端於玆。以今挹古。猶桃李之春。言一陽之微。勿怪焉。俗學必因私臆。知所不知。故異端蜂起。微言漸隱。竟以上古之事。爲空渺之言。寓已眼之所見。附舊染之所泥。豈是造化之測乎。

或疑。中華者。吳泰伯之苗裔。故神廟揭三讓以爲額。嘗東山僧圓月。字中巖。號中正子。剏建妙喜庵。修日本紀。以爲泰伯之後。朝儀不協。而遂火其書。大概中華朝儀。襲外國之制例。否。

愚謂中華之始。舊紀所著無可疑。而以吳泰伯爲祖者。因吳越可一葦。吠俗書之虛聲。文字之禪。章句之儒。好奇彫空之所致也。夫中華精秀于萬邦。悉出神聖之知德。故國稱神國。祚稱

神位。器稱神器。其教曰神勅。其兵曰神兵。是神體物不遺也。後世叨傳其虛、爲無稽之言。皆記誦之信耳。而忘其所本也。竊按。人之壽夭。必繫世之渾漓。上古之人多壽。人之度量。必襲地之水土。中華之人多靈武。凡自人皇逮崇神帝十世年歷七百年。聖主壽算。各向百歲。外朝之王者。此間三十有餘世、若泰伯之苗末、何異外朝之壽。況帝之聖武雄才。果拱手長視之屬乎。蓋居我土而忘我土。食其國而忘其邦。生其天下而忘其天下者、猶生乎父母而忘父母。豈是人之道乎。唯非未知之而已。附會牽合。以我國爲他國者。亂臣也。賊子也。朝儀多襲外朝之制。亦必非效此。自然之勢也。且外國通好之後。多有留學生。以精外國之事儀。故摘其美。茹其嘉。是君子之知也。況彼此同氣之相通乎。如三讓之模。皆附益之弊。而非因證之也。

或疑。綏靖帝。以其姨五十鈴依姫。爲元妃。母之姊妹曰姨。於禮最可畏乎。

愚謂。禮者本天地之道。從人物之情。既數世之勢。以節其制。故草昧之始。禮之全備。不可求之。外朝伏羲女媧。兄妹以爲夫婦。堯舜同姓。以爲婚姻。可並按也。且禮。必有一代之制。有水土之差。故禮者。以其至誠品節之。以外朝之例不可準焉。

或疑。神聖之天縱。盍一擧而備萬目。待後世之修飾而後潤色哉。

愚謂。事物之生成。必有時有勢。機微之豫備。時勢未及。則不可著明乘行。能與時勢屈伸者。神聖也。凡卵仁既備時夜・棟梁之機。而向卵仁求之。太早計者。時勢之然也。卵仁未嘗無其機矣。蓋神聖之知也德也。既太極含蓄來。草昧未遠。時勢屯蒙。未可發微。皇統連綿之後。人情之恆。事物之感。不可掩。而品節修飾。此道無不致。紅藍染紅。線紅於藍。青藍染青。色青於藍者。在

〔五十鈴依姫〕事代主命の御女也、綏靖天皇二年皇后に立たる。

〔伏羲〕三皇の一、姓は姜、燧人氏に代りて王となる。

〔女媧〕伏羲の妹也伏羲崩ずるに及び位を嗣ぐ。

〔堯舜同姓云々〕堯その女蛾黄及び女黄を舜に配せしを云ふ、堯は黄帝の玄孫、舜は黄帝八世の孫にて同姓也後ち周代に至り同姓不娶の法興る。

〔紅藍染紅云々〕荀子勸學篇に、君子曰、學不可以已、青出於藍而青於藍、とあり。

〔汙尊〕汙は地を鑿つ義、尊は樽也、地を掘りて樽とせるを云ふ。

〔簠簋〕神に食を供ふる器、圓きを簠、方なるを簋と云ふ

〔罍爵〕罍は酒壺の一種、爵は銅製三脚の盃也。

〔結繩〕支那太古無文の時代に繩を結び證とせるを云ふ

〔鳥跡〕黄帝の臣蒼頡が鳥の跡を見て作りしと傳へらるる鳥迹篆を云ふ。

〔書厄〕皇極天皇四年入鹿等誅伐の時也、皇極紀に、蘇我臣蝦夷等臨レ誅、悉燒二天皇記國記珍寶一云々とあり。

〔伊訓〕商の伊尹が商二世太甲を敎導せる文也、書經商書に收められ、その篇名となる。

其染練之久。故穴居野處。至棟宇閣樓。汙尊杯飮。訖簠簋罍爵。結繩鳥跡。迺科斗篆隷。皆其初太疎。而經歷之漸。飾文潤色。竟及善盡美盡也。然乃太上者素樸以稱。若求修飾。則太早計而已。

或疑。後世修飾之禮。殆非神聖自然之誠乎。

愚謂。天地人物。皆自然當然。互相根。蓋陰陽積累詎多。而後有這天地。有此人物。是當然之則也。陰自降。陽自昇。天地萬物自然之道也。若必自然。本於虛無。薄於悲絲。若專當然。要於脩飾。投於驪黃。神聖之道。有自然當然。因其事物。致其道而已。故草業潤色相因。而後天上之禮行焉。

或疑。中華無典籍可證。而今以學教。庶幾乎附會。

愚謂。學者。授受效習之名也。既有人物。則未嘗無授受效習之義也。謹按。太古天神。有宜汝往循之敎。而二神受之傳業。乃有唱和之效。天孫又受神勅而繼其志。人皇同床共殿。以效習神靈之敎。惕若小心。以存如在之誠。皆是授受效習之義也。典籍者。史氏記其事而已。何必讀書執簡而已哉。況入鹿之亂。有書厄乎。夫外朝者優文之水土。而言學字。始出於伊訓。然乃五帝之盛。大夏之謨。爲無學乎。俗學未知學。故以竄於文書爲學。是章句之末也。

或疑。外朝及高麗。比中華之人材其優劣如何。

愚謂。地有東西之阻。世有前後之差。而中華之神聖。與外國之聖人。一其揆者。上知之不移。而同天地之秀氣也。夫往古神勅。可以比堯舜禹之授受。淸廟茅屋粢食不鑿。可以比神廟之制。

〔麟德〕唐の宮殿也

〔肅宗〕唐第七世也

〔鍈楯的並羽表〕一〇二頁本文を參照すべし、羽表云々は敏達天皇元年高麗の奉れる表疏、烏の羽に書かれ、共に黑くして讀むべからず、船史の祖辰爾これを蒸して帛に寫し取り解し得たるを云ふ。

〔對馬守親光云々〕東鑑元曆二年の條に、範賴云々、渡使者於高麗國之間、對馬守親光歸著彼島云々、去三月四日、令越渡高麗國之時、云云、于時猛虎窺來親光郎從射取之訖、高麗國主感此事、賜三箇國於親光、已向彼國臣之處、有此迎歸朝と見えたり。

春秋傳云。清廟茅屋。大路越席。大美不致。粢食不鑿。昭其儉也。人統之授時。可以比用夏時。故舍之不論。逮如其中人外朝之人材。更不可抗中華也。凡春秋傳所載亂臣賊子。及名家冑族之冒惡沈婬。中華未會有之屬不乏。況傳之前後乎。如詩賦章句。皆祖外國。而中華之文士鳴于此者。不可枚擧。仲滿。圓載。金蘭於盛唐之李・王・皮・陸。唯非鳴于此而已。不愧於彼。粟田阿倍者。中朝之微臣。而或陪宴於麟德。或稟寵於肅宗。唯非不愧文章而已。可幷按也。書畫百工之技。劍刀器械之藝。亦多不愧外國也。高麗者。本我屬國也。云文云武。又不可比於外朝。況於中華乎。故慢表而受愧。獻鍈楯的並羽表。共恐懼中朝之文武。後世橘正通少事硯席。對馬守親光射虎。而麗王各授美官厚祿之屬。其人物可不言而知之也。

或疑。儒與釋道。共異國之教。而異中國之道也。

愚謂。神聖之大道。唯一而不二。法天地之體。而本人物之情也。其教異端者。皆因水土之差。風俗之殊。五方之民。各有其性。以不同。唯中華得天地精秀之氣。一于外朝。故神授之聖受之。建極垂統。天下之人物。各得其處。殆幾于千年。而後住吉大神賜三韓於我。初外國之典籍相通。以知一其揆。其曰神教。其曰聖教。其皇極之受授。天下之治政。猶合符節。自是通信脩好。摘其經典。便其文字。以爲今日之補拾也。如佛教者。徹上徹下悉異教也。凡西域者。外朝之西藩也。其水土偏于西。天地寒暖燥濕甚殊。民生其間者。必有偏塞之俗。釋氏爲彼州之大聖。融通其水土人物。以設其教。其道可於西域。而不可施諸中國矣。夫信耳好奇者。人情之蔽。何時否乎。

釋教一通。而人皆歸之。天下終習染。不知其異教。牽合傅會。以神聖爲佛之垂迹。猶腐儒以太伯爲祖。吁是何謂哉乎。先天神嚴諱彼之戒。圓頂桑門不得進離前。僧尼獻物。不得上內侍所。是乃禁異教之明戒也。禁異教者。其教殊俗。以不可施諸天下國家也。到後世。岐路分派。人人縱其情。王道迷津。神亦遠靈。聖亦不興。各信其私說臆意。不規諸朝廷之正教。而微言日隱。異端競起。以薄忘其本也。道家不行于世之說。出明宋景濂之日東曲。日東曲曰。青牛不渡大洋海。莫怪人無識丁書。注云。國中無道士。凡仙道亦人之奇也。何國無之乎。中華之仙道。泛泛于舊紀口碑。宋濂何知哉。是非治教之補。唯養氣貪生之事。不足論之。姑舍是。

或疑。中華之教。修身崇德之審。未聞焉。

愚謂。神聖繼天建極。非不在修身崇德之道矣。知德之顯象著明也。立身揚名。而垂迹於日月者。修身崇德之義也。言行之暴惡橫邪也。祖父於天靈。亦不能免者。反之也。夫二神以白銅鏡天瓊矛。天祖以三器奉天孫。別以寶鏡嚴其勅。是乃萬世所以修身崇德之神教也。蓋神聖以靈鏡表其教。豈無其由乎。竊按。人物皆有此性心。而人爲萬物之長者。其知靈於萬物也。靈者何。明而不惑也。其知不明。則不異于禽獸。知而惑。則未致其實。故修道崇德。唯在致其知。其知不致。則所德所道。皆落在於私意。專德己所德。道己所道。而不得公共底。所謂公共者。與天地同其德。與人物共其道。古今以因。尊卑以共。乃神聖所建極之道德也。然夫所致。唯在此知。故以寶鏡。表神勅。是外國大聖。所以大學之道以致知格物也。

〔佛之垂迹云々〕本朝の諸神は皆佛陀の化現なりとの說にて奈良朝の末より盛に行はる。

〔桑門〕梵語室摩那拏の訛略也、淨志貧道などと譯す、出家者の總名也。

〔僧尼獻物云々〕禁祕賢所の條に、自僧尼及憚人許所進之物不奉之と見えたり。

〔宋景濂〕名は濂、潛溪と號す、元末翰林編修となり、明初聘せられて元史を撰す、洪武十三年卒す。

〔致知格物〕大學に八條目を述べ、欲誠其意者、先致其知、致知在格物とあり、格は至也、格物とは事物の理を窮至するを云ふ。

或疑。本朝稱中國者、直以稱美之乎。又有其所以之名歟。

愚謂、二神以磤馭盧島爲國中之柱。是乃本朝爲天地之中也。天照大神在於天上曰、聞葦原中國有保食神。又高皇產靈尊欲立天津彥火瓊瓊杵尊以爲葦原中國之主。是天神皆以此地爲中國。自是歷代稱中國。蓋地在天之中、而中國又得其中。是乃中之又中也。土得天地之中、則人物必精秀。而事義又無過不及之差。本朝、太祖天御中主尊、國常立尊、其尊號名義、既有常中之言。以建國中之柱。故所以其爲中國、乃天然之勢也。竊按、外朝之聖禮論諸此、則殆幾過厚。所謂衣之有裘毳、食之有牛羊、居之有榻牀、饗廟以牲、誓盟殺牛、喪有含斂、婚媵娣姪之類是也。西蕃之釋教論諸此、則太甚漓薄而不及也。其髠髮食菜、運水搬柴、以爲道、祭用蔬麵、喪有火葬、及其大終、薄無君蔑父亂倫之類是也。唯本朝神聖相續、大賢英才日興、挹其宜制其禮、是乃天地人物事義之中、至誠無息之道也。故皇統與天壤無窮、禮儀因循、天下由之。惜哉、舊紀之詳、厄入鹿之火。然世世不乏于人、若因其遺風餘烈、以斟酌禮樂之實、亦不難乎矣。是中國之稱、唯本朝所以不虛名也。

或疑。八耳王子號聖德、殆無其實歟。不能討馬子之弑逆、信西教而熾浮屠之法、其本大違聖德乎。

愚謂、馬子弑逆之罪、太子之聰明、未嘗不知其機。良史書太子八耳弑天王而不隱。太子又爲法可受其惡。太子因蘇我之勸引浹洽、以信異教、尤不可之大也。竊按、太子攝政於推古帝、而所其行、所其施、治道之休善、皆神聖之道、而非西域之教。其述作憲章也、以禮爲人民之本。其

〔裘毳〕裘は皮の衣、毳は毛織の衣也。

〔饗廟以牲〕禮記に祭禮供犧牲とあり、牲とは牛羊豕の類にて、卜して吉を得、未だ殺さざるを云ふ。

〔誓盟殺牛〕禮記注疏に、凡盟者既誼而割牲左耳、以珠盤玉敦盛血、爲載書、書成諸侯共歃血讀書、主盟者執牛耳、然後掘坎埋牲、加載書而埋之、言使後人盟者如此牛也とあり。

〔髠髮〕髠は剃る也。

〔八耳王子〕推古紀に、及壯、一聞十人訴、以勿失能辨、とある如く、其の性俊敏に座せしよりの稱也、一に豐聰耳太子と申すもその由同じ。

〔其薨也云々〕推古天皇二十九年也。

〔耕春云々〕書紀に耕夫止耜、舂女不杵とある意也。

〔三寶之說〕憲法の第二條に、篤敬三寶、三寶者佛法僧也、則四生之終歸、萬國之極宗、何世何人、非貴是法、人鮮尤惡、能從之、其不歸三寶、何以直枉とあり。

〔楚穆王〕成王の子名を商臣と云ふ、太子たりし時成王これを廢せんとす道に父を弑して位を嗣ぐ。

〔九合〕齊の桓公が九度諸臣を會せしを云ふ、論語憲問篇に、子曰、桓公九合諸侯、不以兵車、管仲之力也、如其仁、如其仁、とあり。

通好外國也。以天皇抗稱而不屈。其聰明度量。可謂睿知寬仁。故天下大化。其薨也。少壯若喪考妣。哭泣之聲。盈于道路。耕春釋耒杵。然乃其功化。以聖德。不亦宜乎哉。蓋此時釋氏之敎雖專熾。未至弄心性彫空虛之太甚。唯專信篤敬。以祈福尙奇而已。故太子所建之憲章。以禮制道。可幷按也。俗儒皆疑。憲章有三寶之說。然乃不足信之。愚謂。憲法之內。一條有三寶之敬篤。以一非掩十六條之是者。非太子之志。其建寺度僧者。皆西敎之染習也。如憲章者。尤治世之要戒。豈可不信乎。後世尊信於太子之過誇。悉銷其實。以附會牽合其私記臆說。更不足言論。唯據日本紀。可證見之也。

或疑。太子先有弑逆之過。奚以後善掩其大罪乎。今所論。最似護其短也。

愚謂。天地之道。寬大克容。故高明厚博而無息。神聖法焉。故悠久而無疆。嘗聞。伯夷之惡惡。與惡人言。如以朝衣朝冠坐於塗炭。然夫子以不念舊惡稱之矣。春秋爲書也。爲懲亂臣賊子。而楚穆王弑其君父。夫子嚴書其罪。及修好。其臣書名稱使。書其爵。管仲相其讎。及九合。以仁與焉。若所問之說。乃弑君相讎之罪。豈掩修好九合之後乎。而夫子之筆言如此。蓋馬子之弑逆。太子不討。猶晏嬰蘧瑗與聞弑君之謀。而其建禮刱章。以化天下之人心。豈修好九合之屬乎哉。如護其短者。一家之私言。而非公議也。

或疑。中華禮儀之制。無一定之事。代代變易。何乎。

愚謂。禮有一定之則。而無一定之事。是乃禮之實也。時有治亂。地有豐凶。人有長幼。交代。事有

儉奢物有始終新舊有餘不足豈以一定之事乎故以一定之則制其宜通天地人物之性情是神聖之禮也豈唯中華乎外國之聖聖亦然故或尚賢或尚文或文質並行周以農興天子后妃必親耕蠶而導農桑漢始行元旦賀禮以君臣相和之屬皆一代之制也周禮者萬代之模範而夫子告顏子以行夏之時然乃事者在今日時物之通慣而已代代之變易不可怪焉。

蓋當時中朝事實之上梓也。先以上下之二卷將刻於跋文及附錄焉。有故而止矣。此書乃其板下之筆工書也而今亡附錄之二枚故從寫本而書以補焉且寫本者附跋文於附錄之尾今也隨板本之丁數而寘諸附錄前于時安政乙卯仲冬。長島元長謹誌。

〔行夏之時〕論語衞靈公篇に、顏淵問爲邦、子曰行夏之時、乘殷之輅、服周之冕、とあり、夏にては寅月を以て正月となし暦を立つ、陔餘叢考に、夏正建寅、商正建丑、周正建子、此三正也とあり。

原本松浦伯爵家之藏書也

明治己酉五月學習院總寮部

源　希　典　謹　寫

賢　木

榊葉のかをかくはしみとめくれは八十氏人そまとゐせりける。　本歌

神垣の三室の山の賢木葉はかみの御前にしけりあひにけり。　末歌

安名尊

あなたふとけふのたふとさいにしへもかくやありけむけふのたふとさ。

士道

士道

立レ本

知二己職分一

師嘗曰、凡天地の間、二氣の妙合を以人物の生々を遂ぐ。人は萬物の靈にして、萬物人に至て盡く。こゝに生々無息の人、或は耕して食をいとなみ、或はたくみて器物を作り、或は互に交易利潤せしめて、天下の用をたらしむ。是農・工・商不レ得レ已して相起れり。而して士は不レ耕してくらひ、不レ造して用ひ、不二賣買一して利する、その故何事ぞや。我、今日此身を顧るに、父祖代々弓馬の家に生れ、朝廷奉公の身たり。彼の不レ耕、不レ造、不レ賈して士たり。士として其職分なくんば不レ可レ有。職分あらずして食用足しめんことは、遊民と可レ云。一向心を付て、我身に付て詳に省りみ考ふべし。されば、天下の間、人間は云に不レ及、鳥獸のたぐひ、魚虫のいやしき、草木非情なる、何れかいたづらにして天性を全くするや。鳥獸は自飛走して食を求、魚虫は昆游して其食を尋、草木は土に根ざしを深からんことをなせり。各唯、食を求むる事不レ暇。一年の間、一日一時も飛走・游昆を忘るゝ事なし。物皆然り。而して人の上に農・工・商又如レ此。士若しつとめずして、一生を全く可レ終ば、天の賊民といふべし。しかれば、士、何ぞ職業なからんと、自省みて、士の職分を究明いたさんには、士の職業初めてあらはるべき也。此思入の立ざる内

〔二氣〕陰陽の二氣を云ふ。

〔萬物の靈〕書經泰誓上篇に、惟天地萬物父母、惟人萬物之靈とあり。

〔弓馬の家〕武士の家を云ふ、弓矢を持し、騎馬征戰に從ふ故也、吾妻鏡に、出二累葉弓馬之家一とあれば、鎌倉時代より此稱起りしなるべし。

〔祿〕その義につき白虎通に、祿、錄也、上以收錄接レ下、下以レ名錄、謹以事レ上、是也とあり。

〔抱關〕關は說文に以レ木横持二門戶一也とあり、貫木（クワンヌキ）也、門の貫木を執る者の義にて門衞を云ふ。

〔撃柝〕夜警を云ふ。柝は說文に、夜行所レ撃者とあり。

は、或は人の云にまかせ、或は書冊にしるせるまゝを以てして、實に腹心に體認せざるを以て、志の立處甚薄し。志の立處甚薄きときは、以前より因循して所二久染一の悪習、内にかくるゝを以て、輕薄にして、道志何を以てか長ぜんや。是士の立レ本第一とすべし。人の教にしたがひ、當坐の心にまかせんことは、譬ば暫く其事をなすといへども、實と難レ成。今云らるゝ處に深く立レ志て、自我職分を糾明し得んには、士たるの職こゝに明なるべきなり。凡そ士の職と云は、其身を顧み、主人を得て奉公の忠を盡し、朋輩に交て信を厚くし、身の獨りを愼て義を專とするにあり。而して、已れが身に父子・兄弟・夫婦の不レ得レ已交接あり。是又、天下の萬民、各なくんば不レ可レ有の人倫也といへども、農・工・商は其職業に暇あらざるを以て、常住相從て其道を不レ得レ盡。士は農・工・商の業をさしおきて、此道を專らつとめ、三民の間、苟くも人倫をみだらん輩をば速に罰して、以て天下に天倫の正しきを待つ。是士に文武之德の不レ備ばあるべからず。されば形には劒戟・弓馬の用をたらしめ、内には君臣・父子・兄弟・夫婦・朋友の道をつとめて、文道心にたり、武備外に調て、三民自ら是を師とし、是を貴んで、其教にしたがひ、其本末をしるにたれり。ここにおいて、士の道たつて、衣・食・居のつくのひ、以て心易かるべく、主君の恩、父母の惠、しばらく報するにたりぬべし。此つとめあらざらんには、父母のめぐみを盜、主君の祿を貪て、一生の間、唯、盜賊の命を全くするに同じ。甚以て歎息するにたへたり。故に、先づ身の職分を詳に究理可レ仕と云也。此わきまへあらざらん輩は、速に三民に入て、或は耕して食ひ、或は工みして世をわたり、或は商賣して身を過して可レ然。是天のとがめ可レ少。若し、しひて奉公をのぞみ、士たらんことを求めば、奴隷雜人の役をつとめて、所レ得の祿をすくなくし、主の恩を薄くして、抱關・撃柝のつとめ、やすきつとめを

なして身を終ふべし。是則職分也。士として祿を得、祿を求むるの輩、身の職分をば聊しらずして、祿を貪らん事は、心に耻る處なくんば不ㇾ可ㇾ有也。故に士の本とするは、在ㇾ知ニ職分ヲ一とは云へる也。

志ニ於道一

師曰、人既に我職分を究明するに及んでは、其職分をつとむるに、道なくんばあるべからざれば、ここに於て、道といふものに志出來るべき事也。たとへば、京へ行べきと思ふに及んでは、其道をしらざれば不ㇾ可ニ能行一。不ㇾ知して、しひて行ば、皆邪路に可ㇾ入也。士の身を修め、君につかへ、父に孝行し、兄弟・夫婦・朋友に相交て、其快く相和するごとくに致さんことを知は、其道を尋て、其用をしるに在べき也。而して、道あらんやと志出來ば、我より先だつて、志あつて能く行ひ得たらん人を求め、是に案內を賴んで、その引導に任せつべし。其師たる人の行跡、所ㇾ違あるか、言は似て、其事物に應ずる處不ㇾ明には、速に去て勿ㇾ從。邪師の敎に久しくそまるときは、不ㇾ覺其人に荷擔あつて、誠の道に彌とをざかるべし。如ㇾ此して外を尋ね學ぶといへども、外に聖人の師なくんば、自ら立歸て內に省るべし。內に省ると云は、聖人の道、聊しひて致す處なく、唯、天德の自然にまかせて至る敎のみなれば、我に志の立處あらんには、事は習知て至るべく、其本意は推して自得するに在るべき也。況や古の聖人、人を道びくのために格言を垂れ玉へり。我是を以てつゝしみ勤めんには、聖人の大道こゝにおいて可ㇾ得也。人々各五倫のついであることを知り、士の道のあらんずる事を知といへども、或自ら是としてたれりとし、或は邪師を信じて、勞して無ㇾ功が如し。是併道に志す所の輕薄なるより事おこたりぬべし。孔子曰、志ニ於

〔五倫〕父子、君臣、夫婦、長幼、朋友の道を云ふ、孟子滕文公上篇に、敎以ニ人倫一、父子有ㇾ親、君臣有ㇾ義、夫婦有ㇾ別、朋友有ㇾ信とあるに因り、我國にて云ひ出でし稱也。

〔勞して無ㇾ功〕莊子天運篇に出づ。

〔孔子曰云々〕論語述而篇に、子曰、志ニ於道一、據ニ於德一、依ニ於仁一、游ニ於藝一とあり。

道とは、此心にや。道と云ふものゝ可ㇾ有、私を以ては論ぜられざる事也と。其の志の立ことあらされば、道に可ㇾ至様なし。故に、道に志と云へる也。世に少しなれて賢がほなる輩は、推して道を定め、この外に、別に相ことなることは非すと、私の意見を立るを以て、道こゝに遠ざかりて、遂に大道に不ㇾ得ㇾ入也。されば士の職分を知ると云とも、道に志す處あらざれば、知あつて行なければ不ㇾ全也。尤詳に可ㇾ究ㇾ理也。

在ㇾ勤ㇾ行其所ㇾ志

師曰。曾子曰。士不ㇾ可ㇾ以不ㇾ弘毅。任重而道遠。仁以爲ㇾ己任。不ㇾ亦重乎。死而後已。不ㇾ亦遠乎といへり。士は其器尤廣く、能く忍ぶ所あらずしては、重きにたへ、遠をいたすこと不ㇾ可ㇾ叶也。職分を知り、其道に志すと云とも、つとめて其志す處を行ふにあらずしては、言計にして其實あらざるなり。行ふと云ふとも、一生是をつとめて、而後に已むにあらざれば、中道にして廢す、道のとぐべき所なし。故に勤行を以て士の勇とする也。孔子曰。君子欲ㇾ訥ㇾ於ㇾ言而敏ㇾ於ㇾ行といへり。言ふことは是安く、行ふことは是難しと云へり。職分を知て志を立、道に志有て其道の次第をきくことを得ると云とも、勤め行ふ所を專とす。而して勤行ふ事、大方の志にては遂ること難し。今少の不ㇾ入事を致し、ならへるわざすら是を改んとするには、甚力を不ㇾ入しては安じがたし。殊に利害の間、色欲の妄動、名根の所ㇾ萠、因循すること久しきを以て、更に間斷する所なく、其意妄りに先ず。こゝに於て、我に大力量あらずしては、必ず引おとされて、其誠を盡す事不ㇾ可ㇾ叶。我に大力量を出さしむるは、志の淺深によることなり。志所

〔曾子曰云々〕論語泰伯篇に出づ、曾子は孔子の弟子にて孝を以て顯はる名は參、字は子輿、南武城の人也、弘毅とは心大にして志强きを云ふ。

〔孔子〕名は丘、字は仲尼、魯の昌平郷の人也、始めて儒教を唱へ、天下に遊說して諸侯に說きしも用ひられず、退いて書傳禮記を叙し、詩樂を正し、易を補し、周敬王卅九年春秋を作る、同四十一年卒す。

〔君子云々〕論語里仁篇に出づ。

（中庸）孔子の孫子思の著也、孔子の學の中庸にして偏倚せざるを說けるもの、もと大學と同じく禮記の中に在りしが、後ちこれを分つ、今傳ふるは中庸章句一卷なり。

（好レ學云々）中庸第廿章に出づ、續きて、知二斯三者一、則知レ所二以修一レ身とあり。

（富貴不能淫云々）孟子滕文公下篇に出づ。

（鳳凰云々）山海經に、五采而文、名曰二鳳皇一とあり。

（六翮）翮は羽也。

淺くしては、勤むる所深かる不レ可也。志は自省みて、人の人たらざる所をたしかに辱る處深からざれば、此志不レ出也。故に中庸に、子曰。好レ學近レ乎レ知。力行近レ乎レ仁。知レ恥近レ乎レ勇と出せり。孟子曰。富貴不レ能レ淫。貧賤不レ能レ移。威武不レ能レ屈。此之謂二大丈夫一と云へり。富貴は人の大に所レ好にして、貧賤は人の大に所レ惡、威武は人の大に所レ恐にして、此間に聊か心を付る處なきに不レ有ば、大丈夫と云可らず。大丈夫と云は、是士の道に志して、其志す所をたしかに行ひつとめたるものゝ事也。其厚く正しき所如レ此つとめずしては、士の本の立と云べからざる也。

明二心術一

養レ氣存レ心

論レ養レ氣

師嘗曰、人の氣質に天姿あり。云心は、天然と生れ付て、其質宜しく、又其質暗あり。是を天姿と云也。されば虎は生れながらにして表をあらはし、鳳凰は自然に五色の色取あり。驥は不レ習して千里をかけり、鶴は雛にして六翮をそなふ。白玉は不レ琢して光りあり。黄金は自ら瓦石より炳る。是各、天然の質にして、聊造作する所なし。人、又、如レ此生れ付て、其宜しき所あるもの也。然れども、養ひ存する處あらざるの輩は、一方は明月白日の如くなれども、又、一方に黒闇無差別の處出來るものなり。故に、人々、我得る所を遣て、其くらき所を養て、氣稟を今日に變化せしめずしては、人の人たらざる也。孟

子、我善養浩然之氣と論ぜり。浩然の氣と云ものは、孟子も難言と述べられたるが故に、今以て如此と云に處なし。唯、心は氣に因て或は動搖し、或は困苦する者なれば、此處を能く心得て、常に道義を以て是を養し、氣の不餒が如くならしむるにありと可知。此の氣を養ひ得るときは、至大至剛にして、能く萬物の上に伸びて、物に屈する處あるべからざる也。心は氣に因るがゆゑに、氣能靜なる時は、心則靜也。氣動ずるときは、心こゝに動ず。是心氣不兩樣を以て、更にへだたる所なし。心は內にして、氣は外に動ずるものなれば、先づ氣を養ひ得るを、修身存心の本とすべき也。養と云は、我天質の氣の過不及を考へはかつて、其過ぎたるを損し、其不及をそだて、事物の間において、動靜宜きに相かなふが如く可仕也。是日用之工たる也。人の一身五行を以て相成る。其きわまる處は水火の二義に落。水は血にして重く、火は氣にして輕し。是氣血の二を以て、營衞として身體全し。水は火に因てめぐり、火は水に因て或は消し、或は激す。而して水は常に濕に付、火は常に燥に付て、其本體昇降差別あり。故に、人の氣必ずあがりやすく、輕く動きやすし。此處を了簡して、氣を養て、其めぐる處を順和せしめ、其動く處を妄りならしめざれば、動靜處を得て、氣に虛妄なきを以て、心これがために妄動放心する事不可有也。

度量

師哲曰、士は其至れる天下の大事をうけて、その大任を自由にいたす心あらざれば、度量不寛してせばせばしきになりぬべし。されば長江大河の、更に其かぎりを不可知が如く、泰山喬嶽の草木鳥獸をか

〔孟子我善云々〕孟子孫丑上篇に、孟子曰、我善養浩然之氣、敢問、何謂浩然之氣、曰、難言也、其爲氣也、至大至剛、以直養而無害、則塞于天地之間、と見えたり。

〔五行〕萬物を創成すと傳へらるゝ水火木金土を云ふ、書經洪範篇に、五行、一曰水、二曰火、三曰木、四曰金、五曰土、水曰潤下、火曰炎上、木曰曲直、金曰從革、土爰稼穡、潤下作鹹、炎上作苦、曲直作酸、從革作辛、稼穡作甘とあり。

〔泰山〕山東省に在る五嶽の一也、山の大なるに喩ふ。

くすが如にして、其胸中には天下の萬事を容て、自由ならしむべき、是を度量といへり。天空任鳥飛。海濶委魚躍。大丈夫不可有無此度量と云は、此心を云へるにや。後漢の黄憲がことを郭林宗がいへる言に、叔度（憲字）汪々若萬頃波。澄之不淸。撓之不濁。不可量と云へり。晉周顗が此中空洞無物。足容卿輩數百人と王導に答へし、是各、其人の度量と云べし。器如此に寬廣にあらざれば、力量又逞しからず。力量と云は、從容として萬物をとゝのへ、談笑して四海をしたがへ、地の重きを負、海の廣きをひたし、天の大にして無外、日月の光の無不通、これ皆自然の力量也。されば天下に中して立ち、四海の民を定むるとも、是を以てほこらず、大事を一胸襟に定め、大節を萬民の上にほどこせども、是を以て大なりとせず。如此に氣の力量を養得ずしては、物々にせばまり困んで、浩然の大なるを不可得なり。故に、度量を以てすべしといへり。我に氣を養所うすくして、大丈夫の本意不立時は、利害好惡に付て、心こゝに妄作して、眞を失べし。人皆、物にあたつてせく處出來る事は、氣妄動して處を失を以て也。妄動するときは、知これがためにかくれて、所爲皆妄作也。更に寬廣の處なし。大丈夫生死一大事の地に臨み、白刄を蹈、劍戟をほとばしらしめて、剛操の節をあらはし、臨大事決大議。垂紳正笏。不動聲色而措天下於泰山之安と云へる文武の大用は、度量の間に可存也。

志　氣

師嘗曰、志氣と云は、大丈夫の志す處の氣節を云へり。大丈夫たらんもの、少しき處に志を置くときは、其所爲其所學、皆至て微にして、大なる器にあらざるなり。道に志すときは、管仲・晏子が輩の功

〔天空云々〕古今詩話に出づ。
〔黄憲〕愼陽の人、高德を以て知らる
〔郭林宗〕名は泰、介林の學者也。
〔周顗〕浚の子、字は伯仁、東晉の元帝に仕へて官、右僕射に至る。
〔此中空洞云々〕王導嘗て其腹を指して曰く、此中何かあると、依て此言を以て答へし也。
〔王導〕字は茂弘、裁の子、元帝を助けて東晉を興す、位太傅に至り、始興公に封ぜらる。
〔管仲〕名は夷吾、齊の桓公鮑叔の薦によりこれを宰相に擧げ天下に覇たるを得たり。
〔晏子〕字は平仲、齊の靈公以下三代に仕へ相となる。

烈、猶不足爲と思ふは、曾子・孟子の志氣也。若し小成に安んじて、氣節の全き處を不得ときは、器常に瑣細にして、器識の大用を不知也。後漢の趙溫は、大丈夫當雄飛、安能雌伏と云。陳蕃は、大丈夫處世、當掃除天下、安事一室と云へり。梁竦は、大丈夫生當封侯、死當廟食と云。班超は大丈夫立功異域、以取封侯、安能久事筆硯間と云。唐の李靖常に曰、大丈夫遭遇要當以功名取富貴、何至作章句儒。馬燧云。天下有事。丈夫當以功濟四海、渠老一儒哉。北朝の高昂は毎に云へり、男兒當横行天下自取富貴、誰能端坐讀書作老博士也。是等の言、各其趣向に弊あつて、格言と云べからざれども、大丈夫の氣節、其高尚ならんことは、如此にすゝぎあげたる如くあらざれば、必ず小事に屈して、一大事をなすことを、不得也。古の臣たる人は、君を堯・舜に致さんことを敢てし、一夫も不得其所を以て己れが恥とし、父に事へては如曾子して可なりと、未だあきたらざるの志を置。是皆志氣の高尚にして、小成小利を不事がゆゑ也。彼許由が天下の讓りをきいて耳を洗潁川流ば、巣父、その水を牛にだも不可飲と云て下流を不渉。范蠡が五湖に浮んで、越を覇たらしめたる功を不受。莊周が鳳凰の飛を見て、くされたる鼠をつかめる鳶の嚇といへるたとへ、嚴子陵が三公に不易江山趣といへる、いづれも聖人の道より云ば、其弊なきに非ずといへども、利害において、聊志をとゞめず。天下の大器といへども、我自適する處に不可易と、氣節を立たらん處は、まことに大丈夫不可無此氣節といへるは、誠に大丈夫の氣象と云べし。衣振千仞岡、足濯萬里流、大丈夫不可無此氣節と云へるは、如此の心にもありぬべし。但、聖人の道より不至して、一向其氣節の高尚を貴ぶときは、異端の虚無空寂を貴び、世間を以て塵芥とし、天下を以て糠粃と思て、唯自適するを可也とす。故に、格致すること詳かならしむべきなり。

〔陳蕃〕漢代の人、字は仲擧、幼くして志を立て、後ち仕官し太傅に至る
〔班超〕字は仲升、後漢の明帝の時西域に使して功を修め、後ち西域都護に任ぜらる。
〔功異域云々〕班超もと家貧しく筆耕を業とせし際也。
〔李靖〕字は藥師、唐太宗の名將也、衞國公に封ぜらる
〔馬燧〕唐の代宗德宗の頃の將也。
〔高昂〕字は敖曹、北齊に仕へて西南道大都督となる。
〔天下の讓り〕帝堯許由に位を讓らむとせしを云ふ。
〔嚴子陵〕名は光、後漢光武帝の時の隱士也
〔衣振千仞岡云々〕左思の詠史に出づ

温藉

師曰、大丈夫の、度量寛に、氣節大なるは、自然に溫潤の處ありぬべきなり。溫藉と云は、有含蓄包容之意也。內に德をふくみ光をつゝみて、外に圭角あらはれざるのこと也。小智短才なる輩は、器せばきを以て我知を立て、人にほこり、世にてらふ。度量氣象よく萬物の上に卓爾たるがゆゑに、さらに功を立、名にほこる處あらず。而して更に忿鬪の氣あらず。溫和自發顏色。仁人君子のすがたあらはれ、物に交り、人に友なふときは、陽春のうらゝかにして、能物を利するが如くなるべし。是大丈夫の溫藉あるときは、能く惠愛して、人を救ひ、物を助、天下の困究離析するを見ては、我身の苦しみあるが如くす。故に、倉廩をひらき、櫃を倒にし、寶を出し、財を傾けて、其救を全くして、爰に於て快しとす。是溫藉の所致也。碧藏澤自媢。玉收山韜光。大丈夫不可有無此溫藉とは、此心なるべし。古人の云、接物如虛舟といへるも、溫潤の處深からずしては不可有こと也。

風度

師曰、大丈夫は一向剛操を立て、其風俗いやしかるべきに似たり。是又、大丈夫の本意に非る也。されば月至梧桐上。風來楊柳邊。大丈夫不可有無此風流といへるは、風度の世俗にあらず。明珠の側に在て、自然に人をてらすが如き風情を云へり。周茂叔の人品を山谷が論じて、胸中洒落。如霽月光風と云しは、其風情のつたなからずして、健骨の相あるを云へるなり。物皆自然のすがたあり。いやしきには

〔溫藉〕心裕かにして穩かなるを云ふ

〔接物如虛舟〕莊子に、方舟而濟於河、有虛船來觸舟、雖有惼心之人不怒、とあり、又た志林に、參寥子獨好面折人過、然人知其無心如虛舟之觸物、蓋未嘗有怒之者、と見ゆ。

〔周茂叔〕名は敦頤宋の大儒にて性理の學を說く、熈寧六年卒す、通書、太極圖說等を著す

〔山谷〕宋の詩人黃庭堅の號也、江西の詩派の祖又た能書を以て名あり。

〔胸中洒落云々〕宋史周敦頤傳に、庭堅稱、其人品甚高胸懷洒落、如光風霽月、とあるこれ也。

〔鳶飛て云々〕詩經大雅旱麓篇に、鳶飛戾レ天、魚躍二于淵一とあり。

〔王道覇者〕仁義の德を以て國を治むるを王道と云ひ、表に仁を粧ひ、制を以て國を治むる者を覇者と云ふ、孟子公孫丑上篇に以レ力假レ仁者覇、覇必有二大國一、以レ德行レ仁者王、王不レ待レ大、湯以二七十里一、文王以二百里一と見えたり。

いやしきすがたを表し、貴きには貴き形をあらはす。野鶴には無俗質、青松には棟梁の氣をふくめり。孟子、梁の襄王にまみえて、出て人に語て曰、望レ之不レ似二人君一、就レ之而不レ見レ所レ畏といへるは、襄王に人君の風度あらざるをいへる也。大丈夫の養不レ正ときは、唯剛強なるを專として、衣服より飲食居宅の體、言語動容に至るまで、專らすねこはりて、木のはしの如く取まはし、是則大丈夫の法なりと思ふの輩あり。甚以てあやまれり。大丈夫、婉にやさしく臈たけたらんは、柔弱に溺れて風度と云にはあらず。少しもつたなくいやしき質あらず、水精の瓶に秋水をたくはへ、白玉の盃に水をのせたらん如く、聊もかくれたる處なき風情、是を大丈夫の風度といふべき也。是内にへつらふ處なく、外に屈すべき物なく、何くに行といへども、其氣常に萬物の上に伸びて、鳶飛で天にいたり、魚躍て淵に入り、月の梧桐にきたり、風の楊柳をさゝふに不レ殊。如レ此の風度を養ひ得ずしては、一塵にも不レ染の如ならんや。尤可レ愼也。

辨二義利一

師嘗曰、大丈夫存心の工夫、唯在下辨二義利之間一而已上。君子小人の差別、王道覇者之異論、すべて義と利との間に有レ之也。いかなるをか義と云はんとならば、内に省りみて有レ所二希畏一處レ事而後自慊。是を義といふべし。いかなるをか利と云はんとならば、内縱レ欲而外從二其安逸一、これを利と云ふべし。古今の間、學者道に入の始末、唯義利の辨を詳にするにあるべき也。其ゆゑに利は人の甚所レ好にして、人々皆所レ陷溺也。されば生死について云ば、生を好み死をにくみ、利害について云ば、利にはしりて害をさけ、勞

〔七情〕禮記禮運篇に、何謂二人情一、喜怒哀懼愛惡欲、七者不レ學而能とありこの七つの情也

〔君子〕辨名に、君子者、在レ上之稱也、子男子美稱、而尙レ之以レ君君、者治レ下者也とありてもと位高きものの尊稱なるが、下位に在る者と雖も其德人の上となすに足る者はまた呼ぶに君子を以てす普通云ふは此義也

〔刹那〕梵語也、念頃又は念と譯す、極めて短き時間を云ふ、探玄記に、刹那者此云二念頃一、於二一彈指頃一有二六十刹那一とあり。

逸について云ときは、勞を嫌て逸に付、飲食・居宅・衣服の用、視聽言動の間、凡そ七情の發する處、各此情なくんばあるべからず。聖人君子の敎、生を嫌て死につき、害にはしりて利をさけ、勞して逸せざれと云には非ず。聖人君子の好み惡む處も、亦、凡人に不レ可レ異して、其間惑を辨ずるにあるのみ也。いかなるをか惑と云べきとならば、唯自の身を利して外を不レ顧、是を惑と云也。自身を利することを好むは、是又、天下同情にして、聖人君子は輕重を能く辨ず。輕重と云は、君・父・兄・師・夫は我ために重し。臣・子・弟・幼・婦は我がために輕し。天下國家は身よりも重し。視聽言動は心より輕し。此輕重を詳に究理するときは、惑こゝに止むべし。其故は生死の場此一刹那にありと云ふとき、君のため、父のため、其外重きものゝために害あらんに於ては、速に死して不レ可レ顧。我重きものゝために害なきにおいては、能く保ち能く養て命を全くするに在ぬべし。利害勞逸各然り。萬事において如レ此究二事物之理一、則義理の行長じて、利害による所則消滅す。而利害の間宜く立て、利まことに利あり、害まことに害ある也。是聖人君子に敎ゆる所なく、唯自體認せしめて不レ得レ止のゆゑんを推して、萬事に用ゆるのみ也。此惑辨じがたきを知つて、古人さまぐ\の敎を立たり。大丈夫として己れが利害によつて、天性に恥ぢ恐るゝ處、明白なる義を棄ん事は、甚可レ歎也。されば小利を得て傲り、功をとげてほこり、財に臨んで求め、難を見て遁れ、爭て勝つことを求め、わかつては多からんことを欲し、欲をたんぬせず、志を滿しめんことを思ひ、樂を盡さんことをねがふ。如レ此無量の情欲出來する時、輕重を辨ずる事あらざるが故に、重き方を忘れて輕きを重んじ、つひに君臣・父子・兄弟・師友・夫婦の義かけて、其事をねがひのまゝに致して、そのあとに快からぬ處生ず。是義のかくる處は、天則にそむく處あれば也。今生死の一事を以て云に、

後藤兵衛守長、主人の平重衡を見棄て、重衡の乗替に乘て命を助かり、重衡は生捕れぬ。是命のをしさに主人の重き處を忘れたり。守長は生きたれども、重代の主人を見棄、尤心に耻て京にも不レ居、熊野法師の後家の後見してありしと云は、主人をすつるばかりのくせものにて、物の耻と云ことも不レ可レ知ことなれども、彼の天則を知る處あるを以て、善悪の心こゝに萠して、更に不レ快也。若辨へなき者より云ば、剛臆も、賢愚も、世を治むるはかりごと也。弓矢取身にこそ不覺とも云べけれ、命を全くせんための奉公なり、つとめ也。世の人のそしるは、見る所の高かげとかや云にありとも、守長がことを評すべし。如レ此云ときは、以前の輕重の論も、不レ入ことになりぬべきに似たり。聖人の教は全く不レ然。世の人々、皆、守長が振舞の如くあらんには、君臣も不レ立、父子もわきまへなく、各其利を利として、誰か主人の苦勞にかはり、父兄のいたはりに代るものあらん。左云ふ人も下人をもたざることもある不レ可。子なきこともあらじ。我下人は主人をすてゝ身をかまへよ、子は父をすてゝ自ら退くせよと云ば、世間一時に禽獸夷狄に可レ落。人として禽獸夷狄に落入ば、天地こゝに倒覆すべし。是たとへ行へと云ても、内にはぢて不レ被レ行處の感通あるを以て也。聖人は不レ得レ止の天則のまゝに順て、道を道と立玉へり。情欲のまゝにいたさば、天下の間更に不レ可レ立をしれば也。生死の事にかぎらず、凡そ利害のまじはる處、各此思ひ入を味て、その宜を制すべき也。而して大丈夫今日所レ言所レ行、甚理に中るがごとしと云ども、聊さきにあてゝ爲る所あるときは、是則利心也。あてゝすると云は、今日の言行は此ためになる處ありと利をふくみて致すは、是財寶名色の利にあらずとも、則ち伯術に落て、聖人の教にたがふべし。たとへば我行跡をたしなむは、人に能くいはれんと思ふは名欲也。人の能く云ためにはあらず。唯家中の手本とな

〔平重衡〕清盛の第五子也、治承四年以仁王擧兵の際奈良を攻めて興福寺大二寺を焼き、壽永二年備中水島戰に大勝せしが、同三年一の谷の戰に敗走し、須磨にて捕へられ鎌倉に送らる、壽永三年六月東大興福二寺の請によりて是れを南都に送り刑す。

〔重衡の乗替云々〕重衡須磨に沒落の際乗馬を射らる乳母子守長已が乗れる重衡の乗換を召されむことを恐れて遁れ去りしを云ふ。

〔熊野法師〕平家物語に、熊野法師尾中の法橋とあり。

〔伯術〕伯は覇に通す、覇道に同じ。

りて、下々の作法行儀を糾明し、家をとゝのふるの爲なりと云、是則利也。勿論家をとゝのへんとならば、身を修むるにありと云へども、家の爲めに身を修むると心え行はんはあやまり也。天性我身はをさむべきことわりあり。我身をさまりて家とゝのはずとも、少も其處に心とゞむべからず。人としては此道を修むるゆゑんの身也。外にみる處なし。是王道の大にして萬物にさはること非ざることわざなり。董仲舒曰。仁人者正其誼不謀其利。明其道不計其功と云は、今云處にも近からんや。朱子曰。正義未嘗不利。明道豈必無功。但不先以功利爲心耳と云へり。身をさまれば、家齊は定れることにして、家齊をあてゝせんとならば、是其功をあつる也。聖學の究理にあらざる也。義利の辨を詳にする時は、存心して不放、義利の辨を不知時は、情欲一たび動くとき、我好惡にうばはれて、心爰に不存也。さるによつて、存心の工夫は敬の一字にありと、古人これを論ず。敬は聖人の禮を制する本にして、毋不敬といへり。今云處は人々の必ず所惑此間にあれば、此辨を詳にせば、心は常に存すべきなり。敬計り存すと云とも、其わきまへ詳ならず、究理分明にあらざれば、是は義とせんや。是は利とせんや。兩般の間、つひに不分して、道こゝにくらし。故に、以辨義利間爲存心之要にありぬべしと也。孔子曰。君子喩於義。小人喩於利。孟子曰。鷄鳴而起。孳々爲善者。舜之徒也。鷄鳴而起。孳々爲利者。跖之徒也。欲知舜與跖之分。無他。利與善之閒也。

安命

師曰、人の苦しむ所は、死亡・禍難・貧賤・孤獨也。人の樂む所は此うら也。苦しむときは、是が爲めに

〔董仲舒〕廣川の人、漢武帝時代の學者にて、春秋繁露の著世に著はる。

〔朱子〕松の子、名は熹、字は元晦、宋代の大儒にして朱子學の祖也、慶元六年卒す、通鑑綱目、小學、楚辭、四書注等の著あり

〔君子喩於義云々〕論語里仁篇に出づ

〔孟子曰云々〕孟子盡心上篇に出づ。

〔舜〕支那太古の聖君にて五帝の一也帝堯を輔けて政に努め、次で其禪を受け、禹、稷、契、皐陶等の名臣を擧げて制度を定め巡狩朝覲の禮を制す

〔跖〕孔子時代の大盜にして、柳下惠の弟、天下を横行し諸侯を侵す、世に盜跖と呼ぶ。

〔天生蒸民〕詩經に出づ。
〔朱子註〕朱熹の著本義の註也。
〔五十而云々〕論語爲政篇に出づ。
〔不知命云々〕論語堯曰篇に出づ。
〔姜里云々〕周の文王殷紂の苛政を嘆じ姜里に囚へられしを云ふ、姜里は殷代の獄名也。
〔陳蔡云々〕孔子陳蔡の間に在る時楚侯これを聘す，陳蔡の大夫是れを憂ひ，野を圍みて行を遮り，爲めに食絶え從者病み困厄甚しかりしを云ふ
〔螽斯の化〕螽斯（イナゴ）は一度に九十九子を生むより夫婦和合して子の多きに喩ふ，詩經に出づ。

心不安、樂むときは是がために又心變ず。故に憂喜に當つて其所志變じ、心こゝに不存は尋常の情也。大丈夫此時において心を存する、是富貴貧賤にうつらざるの謂也。易曰。澤無水困也。君子以致命遂志。又曰。山上有水蹇也。君子以反身修德といへる、是困究の時にあたり、艱難之事に遇て、君子安命の心得也。凡そ命と指處は、人の造爲して不叶、天然自然に其形をなし、其理其事あらしむる、是を命と云へり。天生蒸民。有物有則と云は、是物々各其命ある事を云へるにも可叶也。されば命は朱子註して天命と號す。命は猶令と云へり。程子曰。君子當困究之時。既盡其防慮之道。而不得免。則命也といへる、各天の所爲にして、人の不能のゆゑん也。孔子曰。五十而知天命。又曰。不知命。無以爲君子也。孟子曰。莫非命也。順受其正とある事、人として天命に安んずる處あらざれば、此妄動妄作して、實地を蹈む事不能と云へる也。されば養生を盡して、命こゝに縮まり、義まさに死に當るの場至る。是則命也。時至り地こゝにはさまり、勢つひに衰へて、知者・賢者ありと云へども、之を支ふるに益なくして滅亡に及ぶ、是命也。其身に失あらず、義をたがへざれども、時の災難にかゝるは、是則ち命にして、文王も姜里にとらはれ、孔子も陳蔡の間に厄せらる。是則ち命也。時に不遇、地又遼鄙にして、人又是を助けざれば、つひに時に不遇して、一簞の食一瓢の飲もすなをならず。時にあひ世に用られては、盜跖も九千の人をしたがへて、天下に横行し、諸侯を使しかすめり。子孫螽斯の化行なはるゝもあり。孤獨にして子少なく、孫廣からざるあり。各いづれか求めて謂へることあるや。中にも富貴貧賤においては、人各相惑て、或は好言令色して其媚を入れ、或は追從便佞してしきりにへつらひを事とす。爰において、大丈夫の卓爾たる志こと〴〵く去て、彼の賤丈夫が壟斷の利を事とするに不異。甚放心の至

り、尤可レ笑也。凡そ人の世に立事は、第一に時をうるにあるべし。第二に其秀でつべき家に生るゝにあり。第三に其人其時に相應の氣質あるもの也。此三段相叶うて、初めて時をうるになれり。此三つ一つとして我作爲しつべき處なし。唯天然自然のことわり也。その間少の才覺を以て、少しの富をうることありと云へども、五十歩百歩のたがひ計りにて、貧富所をかゆるに至る不レ可也。孔子曰。富而可レ求也。雖二執レ鞭之士一。吾亦爲レ之。如不レ可レ求。從二吾所一レ好との玉へるは、富求めて可レ得んば、身に不二似合一役義なりと云とも、不レ辭してつとめつべし。左つとめても不レ叶ものとならば、天の命の有ることなれば、唯我好む所の義理に可レ安との心也。されば松は同じく松にして、高砂の松、住の江の松と、高下山河はるかに隔たる地に生ず。而して或は高きによつて賞せられ、或はひくきにかくれて人にしられず。其所レ定天の命にして、人のわざにあらず。大丈夫常に此天命に安んじて、富貴と云どもはこる不レ可。是天の命也。己れが作爲にあらざれば也。貧賤と云ども、耻にくむ不レ可。是天の命にして、己が不レ得レ已所也。しかるときは、貧富貴賤はともに心の付く所にあらず。年寒して初めて青松の澗壑に獨りひさしき時、其存心する所の剛操もあらはれつべき也。命に安んぜずしては、しひて妄動し妄作せん事、大丈夫の甚可レ愼處也。人各好惡によつて此心を放亡して、惑日に益すべし。今安レ命を以て存心の工夫と致すは、このゆゑにや。

清廉

師曰、大丈夫內淸廉を守らざれば、公につかへ、父兄にしたがつて、利害此に崩して、天性の心を放

〔五十歩百歩〕孟子梁惠王上篇に、或百歩而後止、或五十歩而後止、以二五十歩一笑二百歩一、則何如、曰不可、直不二百歩一、是亦可也とあるに出づ。

〔富而可求也云々〕論語述而篇に出づ執鞭とは人の役となり鞭を執り、馬を馭するを云ふ。

〔高砂の松〕播磨國加古郡高砂に在る名松也。

〔住の江の松〕攝津國住吉神社の社頭に在る神木也。

〔年寒して云々〕論語子罕篇に、子曰、歳寒然後知二松柏之後一レ凋也とあるに擬へり。

失しつべし。清廉と云は、外の賄賂、内の財貨、さらに心に不付して、世人の難行所に卓爾と立て更に不屈、これを清廉と云へり。内に清廉なる處あらざれば、外少しの利害に奪はれて、其守りを失ひ、心こゝに放失すべし。されば孔子忍渇於盗泉之水。曾參は回車於勝母之閭と云へる、是清廉の云に非ずや。さしも萬鍾の祿を辭するばかり、高尙なる行跡ある人も、一紙半錢の事の至てわづかなる處に、內に鄙吝の情生ずるは、清廉の心薄くして、鄙吝の情こゝに生ずれば也。古人云。彼清廉之士。一榻白雲。半窓明月。金穴百丈。而不探。銅山萬仭而不睨と云へり。若し清廉の志あらざれば、人の不知不見、取ても害あらざらん處においては、自然に吝嗇の心生じつべし。昔し延陵の季子出てあそぶ。道において人の遺せる金あり。是を見て傍に柴を負へる人あるに云けるは、是をひろつて利せよと。此人大に怒て曰、何ぞ汝位高く其詞いやしきや。我薪を負ふの雜人たりと云へども、人のおとせる金を拾て利するの心なしといへり。季子大に驚て、其姓名を問けれども、つひに不答と也。負薪はわづかの利にして、おとしてある處の黃金は甚重しといへども、清廉の志あらん大丈夫は、不可得ものをうる處なし。此間自然に義を存する味あり。人の氣質に因つて、天性清廉にして、聊の貪なきものなり。是又、其質人にすぐるゝ處ありといへども、學びつとめて此氣質を清廉に至るが如く致して、此に存心あらざれば、廣く推して物に及ぼす事能はざる也。清廉の器あらんには、利害において、更に放心することあるべからされば、大丈夫のつとめ、尤も爰にありぬべし。古の伯夷・叔齊が言行、殆んど清廉の至極と云べし。孟子曰、伯夷目不視惡色。耳不聽惡聲。非其君不事。非其民不使。治則進。亂則退。橫政之所出。橫民之所止。不忍居也。思與鄕人處。如以朝衣朝冠坐於塗炭也。當紂之時。居北海之濱。以待天下之

〔盗泉〕山東省泗水縣に在る泉の名也其名の正しからざるを忌みて孔子これを飲まずと云ふ

〔勝母〕縣名也、曾參母に勝つと云ふ名を惡める也。

〔伯夷叔齊〕孤竹君の二子、伯夷は名を元、字を公信、叔齊は名を致、字を公達と云ふ、周文王殷を征せんとす、二子諫めて納れられず、殷亡ぶに及び、周の粟を食ふを恥ぢ首陽山に隱れて餓死す。

〔伯夷目云々〕孟子萬章下篇に出づ。

〔伯夷は云々〕孟子萬章下篇に、伯夷聖之淸者也、伊尹聖之任者也、柳下惠、聖之和者也、孔子、聖之時者也とあり。

〔豪傑之士云々〕孟子盡心上篇に出づ同書起を猶興に作れり、爰に豪傑とは才德衆に傑出せる者を云ふ。

〔文王〕姓は姬、名は昌、古公亶父の孫也、仁慈を以て民を治め、又た大公望を師として四方を征し領土を擴む、其子武王國を立つるに及び文王と諡す。

淸也。故聞二伯夷之風一者。頑夫廉。懦夫有レ立レ志といへり。されば伯夷は聖之淸なる者とは、無レ所レ雜謂なれば也。

正直

師曰、大丈夫の世に立、正直ならずんば不レ可レ有也。正は義の有處は守つて更に不レ變の謂也。直は親疎貴賤に不レ因、其可レ改所を改め、可レ糾事をただして、不レ諛レ人、不レ從レ世の謂也。世間に身を立つることは、世にまかせ、人に不レ從しては、理のまゝに立こと有がたしと云へる輩、俸祿を得ながら、君の非を不レ糾、父兄の惡を不レ諫して、時とともに追從し、大祿大官に預て、當世にへつらひ、時節を以て君を諫むべきと云の內に、光陰つひに空しくして、一生一事をなすことなし。尤可レ耻、尤可レ笑。豈大丈夫の心存せるならんや。唯祿により官にさへられて、本心こゝに放失し、世の弄臣となれるなるべし。孟子曰。豪傑之士。雖レ無二文王一起也。人のたすけをまち、人のうくるを喜て、諫を入非をたゞす事は、正直の士に非ずといへども、猶これをなすべし。彼大丈夫に至ては、一毫の助をまつ處有らざるべし。松到レ天而不レ屈。蘭無レ人而亦香。是則大丈夫正直の立處と云べし。直方大は易の重んずる言なれば、君父につかへて世に立つことは、つとによはに、唯正大直方を本とし、世俗の名譽にかゝはらず、仁義に非らずしては君の前に不レ陳、大節に臨で凜然として四海にまたがる。是正直の心を存する所以也。

剛操

師嘗曰、大丈夫の世に在る、剛操の志あらざれば、心を存すること不レ能也。剛はよく剛毅にして物に不レ屈の謂也。操は我義とする志を守て、聊不レ變の心なり。大丈夫此心を存せざれば、我好惡する處において必屈しやすく、義を守る處たしかならざるなり。故に、剛操を以て信を立、義を堅くするの行とする也。清廉正直も、剛操を以てせざれば不レ立。況や士たるの道、常に剛毅を以て質とし、其守る所を不レ變を以て行とす。人誰か生死・利害・好惡あらざらんや。内に剛操を以て究理するがゆゑに、死の至て可レ惡、猶安じて就レ死、害の至て可レ避、猶安んじて害をうく。財寶酒色の必可レ好、猶安んじて是をさくるに至るは、剛毅節操の高く守るに不レ有ば、誰か此行をなさんや。孟子曰。志士不レ忘レ在二溝壑一、勇士不レ忘レ喪二其元一曰。士窮不レ失レ義、達不レ離レ道と。是皆剛操を立て、心こゝに存するがゆゑ也。しばらくも此志あらざるときは、利に屈し、酒におぼれ、色に惑て、つひに義を忘れ、生死の大事をたがへ、大節に臨んで約を變ずべし。豈之を大丈夫の立レ志所と云べけんや。能く義利の分を辨じて、安んじてこれを行は君子也。君子は世に不レ易レ得、勉強して其惑を去ること學者の困て知る處也。學者大丈夫に至らんことを思はん輩は、常に剛操を守て、好惡において心の存亡を詳にし、萬物の下に不レ屈が如く可二心得一也。古人生質に困て自然に剛操の徒ありといへども（衍カ）、是又、一方に秀で一方にくらし。學人古人の生質に秀でたる處あるを、今日身上に取用て、彌其究理をきはめ、能事物の間に推し移るが如く可レ仕也。士として大丈夫のきたいに不二練得一、學も亦碌々たる小書生の志のみ也。何ぞ天下の大器識たらん。尤可レ味也。

練レ徳全レ才

（孟子）名は軻、字は子車、鄒の人也業を子思の門人に受け、孔子の道を祖述して、諸侯に說きしも用ひられず、退きて萬章の徒と詩書を序し又た孟子七篇を作る生死の年詳かならず、一說に周烈王四年に生れ、赧王廿六年に卒すと云へり。

（志士云々）孟子滕文公下篇に、孟子曰、昔齊景公田、招二虞人一以レ旌、不レ至、將レ殺レ之、志士不レ忘レ在二溝壑一、勇士不レ忘レ喪二其元一、孔子奚取焉、取下非二其招一不上レ往也とあり、溝壑云云とは溝壑に陥りて死すると覺悟する義、元は頭首也。

勵忠孝

師嘗曰、大丈夫の世に在る、出ては君に仕へ、朝廷に交り、入ては父兄につかへ、家を齊ふ。故に、天下の政事を助け、萬民の憂を救ふ。不順の逆臣あるときは、自將として閫外の任をうけ、籌を帷幄の裏に廻して、功を萬代の上に立、或は使を奉じて大事を決し、君命をはづかしめず、或は死を致し、命を輕くして百年の壽を一刄の下に棄。是君につかへて忠を勵む也。而して父母において力を竭し、色のまゝに養ひ永く慕て、死を致して不顧は、是內において盡す處の孝にあらずや。大丈夫の責め、甚以て重し。此において論ずる時は、常に養氣て安靜ならしめ、心を存して義理を味へ、是を君父に移して忠孝の實を詳ならしむる、是士の勤也。出て君に仕ふるに德を不以、入て父兄に仕へて其孝弟に誠あらざらんには、養氣存心の用更にあらはれず。抑德と云は、內に養ひ存する處を外に用ひて、其誠を盡して無不究理。是をなづけて德とす。養氣存心すと云とも、君父において其誠たらずんば、何ぞ其下に及ばん。然れば所養所存、唯空談にして實なし。凡そ聖人の道は普く天下に施し、大小精粗ともに其用足りて、四海其化に及ぶにおいて、初めて道々たり。わづかに一己をてらし一身を淸くせんことは、碌々たる小人、言、必信じ、行、必果すの輩也。されば君父につかへ、其可致のつとめ聊不忘して、しかも其理にかなひ、四海安寧に、家內無事にして、常に變に更に滯る處なきときは、天地の覆て無外、のせて無棄にことならず。是大德に非ずや。故に、德を練る事は、先づ忠孝を勵まして其誠を盡し、君父に事ふまつるの間、天性にしたがひ守て、更に不違を以て本とすべきなり。されば古來、伯禹の洪水を導き、皐陶の爲に

〔閫外の任〕閫は門の橛（シキミ）也、城郭の門外の任の義、將軍の任務を云ふ、史記馮唐傳に、閫以內者、寡人制之、閫以外者、將軍制之とあり、注に此郭門之閫也、門中橛曰閫とあり。

〔籌を云々〕幕營にて軍謀を運らす也史記太史公自序に運籌帷幄之中とあり。

〔伯禹〕姓は姒、顓頊の孫也、父鯀治水の任に當りて効なし、禹これに代りて洪水を治むること十三年、功成りて夏縣伯となり次で舜の禪を受く

〔皐陶〕帝舜の賢臣なり。

士宜、道こゝに正しく、伊尹・傅說が商に勳猷を立、周公旦・召公奭の、周の世に政道を補佐せしより、歷代の大臣、忠を盡して世をまつりごち、民を救て其大功を治世に立、周の太公望、漢の張良、蜀の諸葛孔明が、戰伐の功を以て、亂世に道義を存し、關龍逢が、夏の桀を諫めて就炮烙之刑、比干が殷の紂を諫て逢七竅之害、衞史魚が、己れが屍を牖下にすてしめて、靈公を諫、周舍が願爲諤々之臣て、趙簡子が過を諫、漢汲黯が武帝を面折し、朱雲が成帝のために、折檻の諫を行、各人主の怒を犯して己が死を不顧。齊書邑の王蠋、燕の軍にやぶられて、燕王、是を萬戶侯に封ぜんと有けれども、忠臣不事二君、貞女不更二夫と云て、つひにくびれ死す。唐顏杲卿が祿山を罵て、其舌をたゝれて死す。是皆忠立て其道を盡すに至れり。君につかへて其德をねるに非ずや。德こゝに不正ば、何を以てか如此に可至。

而して大舜・曾子の孝、董永・王祥が力を盡し、老萊子・黃香が色のまゝに養、仲由・王裒が永く慕、郭巨・孟宗が誠感、羊伯奇・申生が死を致は、是各父母につかへて其誠を盡す。練德にあらずしては、如何してか如此に及ばんや。されば君父は人倫の大綱にして、我つかふる處、誠を不盡ば、君臣・父子の道不明。誠を盡さんとならば、德を練ずしては、其實必薄して、或は害にあたつて變じ、死に臨んで變ず。凡の事、大節にのぞみ、大事に逢ひ、大事を決するに至らずしては、其德發見する事あらず。世間平生底といへども、德を本にして其事に處する雖は、其根ざしかはれり。然れども事々たらざれば、その効しあらはれず。非常の變こゝに來て、臣とし、子として、明白に其誠をつくさんことは、德以て正しからずしては不可叶事也。

〔傅說〕殷〔商〕廿代武丁の時の相也。
〔召公奭〕周の支族にて燕の祖也。
〔炮烙之刑〕銅柱に罪人を渡し炭火の中に轉落せしむる酷刑也。
〔七竅之害〕聖人の心に七竅ありと聞く、そを試みむとて、諫臣比干の胸を剖き見しと云ふ。
〔汲黯〕字は長儒、武帝の時諤者たり剛直を以て名あり
〔折檻〕朱雲君側の奸を除かむ爲め成王を諫む、左右これを殿下に下す、朱雲強ひて殿檻に攀ぢて昇殿し、爲めに檻の折れしと云ふ。
〔大舜〕以下孟宗迄二十四孝に列す。
〔申生〕晉獻公の子讒を受け自殺す。

據二仁義一

師嘗曰、人心の德、仁義を不レ出。是卽天の命ずる處の性、その情に從て、更に造作する處なきときは、唯滿腔子仁義のみ也。故に大丈夫、自ら身を守るの間、仁義を以て所レ據とすべし。所レ謂仁は天地生生の心にして、惻隱の情發而中レ節、愛之用也。義は事に處して羞惡の情あつて、內に耻る處あるを推して中レ節の名なり。然れば仁の心あらざれば、寬容大度のかたちあらはれずして、其好惡に陷溺す。是仁を以て聖人の源とするゆゑん也。義の心あらざれば、物に處するに節あらざるを以て、截斷果敢することなし。仁をつとむるときは禮こゝに立、義をつとむれば智こゝに明也。是仁義は禮智の源也。水火を以て五行の本とするにことならず。聖人の人に敎ゆる處、仁義の二に不レ出。仁を以て德の本とし、義を以て事をいたすの用とす。大丈夫の志ざす道、仁義を據として、內の德を不レ練ば、何を以てか其實を可レ得や。而して大丈夫日用の間、外君父につかへ、內自ら修るにすぎず。君父につかふるの道、こゝに立ときは、臣子の行明にして、朋友の交り、兄弟のついで、夫婦の別、自然にとゝのふべし。君父は人倫の大綱也とは、こゝを以ていへり。內自をさむること仁義を以て本とするときは、日用萬差の用、こゝに明にして、本體にくらむ處有るべからざる也。古來の學者、自修レ身の要法、書々に品多く出たりといへども、唯末學の異見を不レ可レ用。聖人明に其敎を論ず。其說仁義の間のみ也。仁義の用において能自體認して、天地不レ得レ已のゆゑんを味得ば、聖學の淵源此に於て明なるべし。更に言說に不レ可レ渡して、言說又仁義のみ也。しかれども古今の儒者、蛇の足をゑがき、身に贅疣を出して、心にとめざることを口に說くが

〔滿腔子〕滿身に同じ、腔子は軀殼の意の俗語也、程子全書に、滿腔子是惻隱之心とあり。

〔蛇の足をゑがき〕無用の贅物を添ふるに喩ふ、戰國策に、數人飮レ之不レ足、一人飮レ之有レ余、請畫レ地爲レ蛇、先成者飮レ酒、一人蛇先成、引レ酒且飮、乃左手持レ巵、右手畫レ地、曰、吾能爲二之足一、未成、一人之蛇成、奪二其巵一曰、蛇固無レ足、子安能爲二之足一、遂飮二其酒一、爲二蛇足一者終亡二其酒一、とある譬喩による。

ゆゑに、仁義の註解萬卷に滿て、而して仁にあらず、義にあらず。殆可歎息也。大丈夫卓爾として、ここに心を不措ず。

詳事物

師嘗曰、事物の用、各天地の一太極を具して、而其所發見さま〴〵の用こゝにあらはる。草は同く草にして、蘭に秀でたる有。菊に隱逸の形有。牡丹に富貴の相有。蓮に君子の德あり。木は同く木にして、松柏は棟梁の器あり。梧桐は潔淨の質有り。梅に清香有。櫻に艷容有。柳は綠なれば、花は紅をあらはす。其品々擧て云べからずして、各其材あり。君子仰で天を視、伏して地を觀、中にして人物を察すと云。是天地人物の間の事わざを詳に究明して、而後に聖人の才こゝに逞しく、衆理そなはりて、萬物に應ずるゆゑん也。德は本天德、仁義は人の道なれば、誰か是に不由ものあらん。德をねり、仁義に據と云とも、事物の品々にして、天文のあらはれ、地理の形すること、二氣妙合の間より變じて、千差萬別たる處をつくさゞれば、事に處するの道不自由にして、其才能三才に不通也。君父につかへ自ら修むるの間、皆如此。大丈夫一世の民を救ひ、功を萬代に立て、天地の德をたすけ、聖人の誠を盡す處、唯此德を立て、才を全くするに有べし。さればいみじき天子の無上位と云へども、賤しきしづ山がつの業まで、具にしろしめし不給しては、天が下の政に怠ありぬべし。唐堯虞舜の聖帝も、羲和・羲仲・羲叔・和中・和叔に命じて、天の時を詳ならしめ、禹に命じて水土を平、稷に命じて百穀を播施さしめて、地の利を具にし、伯禹を司空たらしめ、契を司徒たらしめ、皐陶士となり、垂に命じて共工たらしめ、益を

〔菊に隱逸云々〕周茂叔の愛蓮說に、菊花之隱逸者也、牡丹花之富貴者也、蓮花之君子者也とあるに因る。

〔柳は綠云々〕禪林類聚經教章に、花紅柳綠、白雲出沒本無心、云々とあり、物の天然なる樣を喩ふ。

〔三才〕天地人の三を云ふ。

〔司空〕土地民事を掌る官也、書經舜典篇に、司空掌邦土、居四民、時地利、とあり。

〔司徒〕文教を掌る名也、書經舜典篇に、帝曰、契、云云、汝作司徒、敬敷五教、在寬とあり。

〔共工〕百工を掌る官也。

〔虞夏の書〕書經の中虞舜の時の記錄十六篇を虞書と云ひ、夏の時の記錄四篇を夏書と云ふ

〔無逸の篇〕成王の初政に當り、逸の戒むべきを知らしめむ爲め周公旦の成れる書、後ち書經周書の内に入る

〔秦伯〕秦の繆公也

〔晉侯〕惠公也。

〔富弼〕字は彥國、河南の人也、仁宗英宗に歷仕し、至和二年相となる、嘗て契丹に使して歲幣のことを折衝し、樽俎の内よく宋の國威を保たしめたり。

以て虞官たらしめて、草木鳥獸をしたがはしむ。如ㇾ此の事物、詳に究めすんば不ㇾ可ㇾ有也。況や臣として君につかへ、子としては父に孝有こと、事物の上を具にせずんば、每事必ゆきあたること有ぬべし。されば、虞夏の書に所ㇾ出の皐陶謨・大禹謨・益稷・禹貢等の篇、可ㇾ珍ㇾ味也。周に至て、周公旦は文王の子武王の弟にして、王子王孫たりといへども、七月の詩を作て民のことわざを詳にし、無逸の篇を以て成王を諫め、稼穡の艱難をしらしめ、周禮の法を定めて、至らぬくまもなく、人情の禮節を定む。是詳ㇾ事物ㇾして、其才の美なるゆゑ也。治世に政をたすけ、君を輔佐して天下の儀刑を立、動猷を萬代にてらさん事、詳ㇾ事物ㇾにするにありぬべし。況や戰國に生れ、大義の變に處し、仁義の兵を擧て、湯武の一擧に比し、不ㇾ戰して彼が兵を屈せしめ、謀を好んで、人なきの地に入なん事、事物の理を詳にせずしては、何を以て其自由を可ㇾ得や。彼の晉陰飴生が、秦伯に王城に盟て、秦伯の問に答をよくして、晉侯を國にかへし、吳の蹶由が、楚に執はれて、借ㇾ凶爲ㇾ吉、宋の富弼公が契丹に使して、北朝の兵をなやめしめし類、各其才に逞からずしては、君命を辱かしむるに可ㇾ至也。子の父母につかふるも亦如ㇾ此。事物の理を詳にせざらんには、其孝に於て全かるべからざる也。然れども廣く事物にわたらんとせば、博文にして約禮をかくべし。此間學者尤も意味深長なる處也。具に其理を不ㇾ盡しては、一向才に走て其本大にたがひ、利口辯佞を專にするにも可ㇾ至也。大丈夫志を立て、才を逞し、君に仕へ、父に仕へて、事物の間無ㇾ不ㇾ通に至らんは、尤度量の廣大にして、器識せばからずと可ㇾ云也。

博學ㇾ文

師嘗曰、古今の人物甚かはり、異域本朝のことわざ、尤異也。德、天地にひとしきあり。才、萬物に及ぶ有り。其用捨は我に有て、其の事跡は書にのこれり。故に、博く古今の書を閲して、事物の用を詳に辨ずべし。學者或は記誦して、古今の事を覺えそらんじ、是を以て世にほこらんことをなし、或は詩文を弄で詩章を必とし、これを以て學とするあり。各大丈夫の學に非ず。一ヶの老博士、三尺の書生が、筆硯を事として、舌耕傭書して口を糊人の脚下にうづくまるは、大丈夫の本意と云ふべからず。されば、如何なるかを學文と云ば、古の聖人の道を以て本と仕り、賢人・君子の行跡をたすけとし、古今時代の變化、人物の理をわきまへ、其の見聞を博くして、其才をまし、知をみがくためなり。後世に至て、書を利口の便りとし、記誦詩章を翫んで、しきりに當世の人物を蔑如し、己を高ぶり、人を嘲けるの媒とす。豈大丈夫の學問と云べきや。人古今に暗く、變化に通ぜざれば、孤陋にして、其質偏辟して、其才かたつかた也。是古人、文を學を以て教とするゆゑん也。然れども、學んで我に工夫致す處薄き時は、用法爰に暗きを以て、文才皆害となる事あり。我今日の上を詳に究明して、而して古今の時義を考ふるときは、學皆才を增すべし。書は數千百年の間の事物をしるせるのみなり。我今日に生れて、上數千百年の事をしり、遠く異域の風を考ふる事、書によらずしては、何を以て得んや。故に、博く學文を以て、才を逞くするの用とすべき也。顏氏家訓曰。夫所以讀書學問、本欲開心明目利於行也。世人讀書。但能言之。不能行之。武人俗吏所共嗤詆。嗤笑也。詆毀也。良由是耳。又有讀數千卷書。便自高大。凌忽長者。輕慢同列。人疾之如讎敵。惡之如鴟梟。如此以學求益。今反自損。不如無學也。云々。是學者讀書を以て心とするのあやまりを論ぜり。内に德を練て自ら修め、心を正しうすべきを思惟すくなくして、外、唯

〔舌耕〕學問を以て糊口の資となす者を云ふ、漢書賈逵傳に逵非力耕、乃舌耕也とあり。

〔傭書〕人に傭はれて寫字するを云ふ

〔顏氏家訓〕立身治家の法を述べ、世俗の失を正し、以て子孫を戒めし書北齊の顏之の著にして二卷二十篇あり。

〔鴟梟〕共に惡鳥とせらる。

に學文讀書に志あるときは、博文ことぐ〵く今日の害と成て、不學にはおとれるべし。然るときは、人自省て身を正しうするを以て本とすべし。正心修身ことは、學文によるべかさざる也。學は是才を明にして、古今に通ずるの用のみ也。學者行有餘力ときは、必文書に因て、其才を博からしむべき也。

自省

自戒

師曰、大丈夫常に自省て、其氣質のおくれたる處を考へ、我好惡の癖する處をはかつて、自戒めて其後るゝに鞭うつべき也。曾子は孔門の高弟にして、一貫を唯すといへども、猶日に三省の戒あり。仲由は己が過ちを聞ことを喜ぶ。各自戒しむるの謂也。後儒家訓をしるして、其戒たゞすべき處をしるす。是則自省の謂也。凡天下の事、其なる處堅く、其起る處詳也と云へども、久しうしてたゞさず、省ること不明ときは、必ず弊あつて、これを賴むときは、失乃ち生ず。是時をへて破るゝことあり。つひゆることあり。故に、其事物を致し初むるの節、詳に究理して、其事物を全からしむると云とも、時を考へ、節をつもりて、度々是を省りみ察して、其弊を改、其時にあはざることを、つくろひ變せしむるが如くに不仕しては、終りを全くすること不可有也。孔子曰。學而時習之。不亦說乎と。時に習と云は、時として不習と云事あらざるといへる也。是時々刻々に學べる處をならはし省みるの謂に非ずや。されば、心術の要、養氣存心練德全才して、其用たるといへども、爰において時々自省み、己が過ちを改、氣質の偏をただし、時と處とをはかつて、其事物の用、相叶ふべきことわりを了簡し、而して不流不蕩

〔曾子は云々〕論語里仁篇に、子曰、參乎、吾道一以貫之とあり、參は曾子の名也。

〔三省の戒〕論語學而篇に、曾子曰、吾日三省吾身、爲人謀而不忠乎、與朋友交而不信乎、傳不習乎とあり。

〔仲由〕字は子路、孔子の弟子、剛直を以て聞ゆ、後ち衞に仕へて其難に死す。

〔己が過ちを云々〕通書に、仲由喜聞過、令名無窮焉とあり。

〔學而時云々〕論語學而篇に出づ。

〔小學〕日常の禮法修身の格言、忠臣孝子の事迹を集めし書、宋儒朱熹の篇と傳ふ

〔嘉言〕小學の編名なり。

〔許文正公〕名は衡字は仲平、文正はその追謚也、元初の學者にして、屢上書政事を切論せり、至元十八年卒す。

〔曲禮〕禮記の篇名也、曲は委曲の義、掃除、給事、衣食等委曲の禮を記す

が如く、平生内を省るときは、たゞす事詳なるを以て、己がつとむる事の是非邪正、自然に明白にして、其つかへる處あらんには、工夫して師により、其關を透り得るが如く仕るべし。是心術を修するの要也。宋儒專持敬の工夫を立て、放心を戒しむ。是則ち自戒、自省みるの心得にちかし。小學の嘉言に所レ出、宋の張思叔が座右の銘、宋の范益謙が座右の戒と云へるも、自省るの謂也。宋の朱子、家訓をつくり、并に自警るの詩あり。是各自戒めて、我あやまりたゞす也。

詳二威儀一

毋レ不レ敬

師嘗て曰、格致を明にし、天地の大德に比し、聖學の源流を正さんとならば、敬レ身ざるときは、何を以て其要を可レ得。身を敬するの術、先威儀の則を正しくするにありぬべし。許文正公曰。威儀正二于外一。則敬身之大體得矣といへり。爰に威儀の則、何をか先にせんとならば、身において視聽言動を非禮のために感動せしめざる、是威儀の要と可レ謂也。而威儀いかんしては正しきとならば、曲禮曰。毋レ不レ敬と云、此三字を能く工夫するに可レ有也。凡そ、禮は其本、人心の不レ得レ止の處より出生して、事物の上に自然の節あつて、其文章嚴然としてをかすべからず、斐然としてあやあるべき、是を禮といふ。身上の動靜、悉く禮の用たれば、一動・一靜・一語・一默、各禮節あり。禮節の本、毋レ不レ敬の三字にきはまれり。其ゆゑいかんとなれば、語默動靜の間に、詳に思て、其節にあたらん事を計らば、不レ中と云ども、不レ遠のことわり也。何の思ひかはる處なく、唯、當座にまかせて是をいたし、情欲に從て發せしむるを以て、非

〔毋レ不レ敬云々〕禮記典禮上篇に、曲禮曰、毋レ不レ敬、儼若レ思、安二定辭一、安レ民哉とあり。

〔師尙父〕大公望呂尙の尊稱也。

〔程伊川〕名は頤、字は正叔、兄顥と共に周敦頤の門に學び、共に宋の大儒として朱熹と併び稱せらる、晩年易春秋傳の著あり大觀元年卒す、後ち正公と追謚せられ、伊陽伯に封ぜらる。

禮の用多く、威儀こゝに廢し、こゝに絕す。事物の間において、常に思を深くし、詳に慮らば、各、當然の則りに近かるべし。是を毋レ不レ敬と教ゆる也。されば、毋レ不レ敬。儼若レ思といへり。若レ思と云は、事物の上をおろそかに不レ仕、常につゝしみおごそかにして、輕忽ならしめず、詳に慮り、具に思ふべし。是禮に叶の本也と云へる心也。敬と云は、默して不レ云、形をちゞめて不レ動を云にあらず。事事において、疎んぜず、輕んぜず、能く其理を究めはかるの謂也。疎にし輕んずるときは、怠り出來て、心こゝに放失し、唯、情欲にまかするのみ也。師尙父が武王に告げ奉りし册書の言に曰、敬勝レ怠者吉。怠勝レ敬者滅と云へり。敬と怠とは相敵して、敬あるときは怠滅し、怠あるときは敬滅す。怠滅するときは事物の理明に、威儀こゝに正し。故に吉也。敬滅する時は怠のみになりて、皆、輕忽墮落のわざのみなれば、不レ待レ時して、滅するに至りぬべし。ことに、大丈夫君父につかへ、身を修むるの道、ともに敬せずと云ことなかるべし。聊も敬せざれば、數年のつとめ一時に棄て、父祖を耻しめ、君に耻を與ふ。是敬のゆるむ所より起りぬべし。程伊川曰。只整齊嚴肅。則心便一。便一則自無二非辟之干一といへり。整齊嚴肅の字は敬の一字を注せり。而して、いかなるをか整齊嚴肅と云とならば、威儀を正しくして、視聽言動・非禮のはたらきあらざる也。故に、如下正二衣冠一尊中瞻視上類と注す。すべて心性は內にして、身體の動靜視聽の物にまじはるは、是外也。內外は、本、一致にして不レ別。外、其威儀正しきときは、內、其德正し。外にみだるゝ處あれば、內、必ず是に應ず。唯、外の威儀を詳に究明して、其天則に相かなふが如く守らんには、心術の要、自然に明なるべし。威儀は禮の形也。禮は毋レ不レ敬を以て本とす。威儀に志あらん輩、平生毋レ不レ敬の工夫あらんには、道更に遠かるべからざる也。程伊川。甚愛二表記君子莊敬日彊一。安

肆日偸之語。蓋常人之情。縱放肆。則日就㆓曠蕩㆒。自檢束。則日就㆓規矩㆒といへり。是威儀の心也。詩の大雅抑の篇に、敬㆓愼威儀㆒。維民之則。又衞の詩曰、威儀棣々。不㆑可㆑選也といへり。衞の北宮文子、是を釋して、有㆑威而可㆑畏。謂㆓之威㆒。有㆑儀而可㆑象。謂㆓之儀㆒。君有㆓君之威儀㆒、其臣畏而愛㆑之。則而象㆑之。故能有㆓其國家㆒。令聞長㆓世㆒。臣有㆓臣之威儀㆒。其下畏而愛㆑之。故能守㆓其官職㆒。保㆑族。宜㆑家。順㆑是。以下皆如㆑是。是以上下能相固也といへること、左傳に出たり。威は其容貌より言語に至るまで、かるぐ〵しからず、甚おごそかにして、人以て可㆑畏の形也。儀は容貌の物にまじはり、言語の事に及ぶまで、詳に究明するを以て、其すがた、人々、皆のつとり手本と可㆑仕に宜しき、是を儀と云へり。是内に敬を思て、常に容貌言語を究理するがゆゑに、及㆑此也。上、天子より、下、庶民に至るまで、一皆、身を修むるを本として、身を修むるの要は、威儀を詳にするにあり。威儀は毋㆑不㆑敬にとゞまれり。學者、尤可㆓翫味㆒也。

愼㆓視聽㆒

師曰、人の身に四支百骸、其品多しといへども、外をしると、内を通ずると、唯、兩條に究れり。耳・目・鼻の類は、皆、外を知るの用あつて、而して、内のはたらきを能く感じて、外に發するにたれるなり。孔子、顏淵に克㆑己復㆑禮の條目を告玉ふとき、非禮勿㆑視、非禮勿㆑聽との玉へり。如何なるをか非禮と云べきならば、事物見聞するの形威儀を失て、已れが私にまかする、是を非禮と云へり。彼の邪色をみ、彼の邪聲をきくのみ非禮といふには非ず。邪色邪聲は外より來るもの、我、是を不㆑欲といへども、不㆑得㆑已して見聞せば、これを非禮の視聽と云べからず。正色正聲は非禮の色聲に非ずといへども、見聞

〔威儀棣々〕詩經邶風柏舟篇に、威儀棣々云々とあり、棣々は態度のゆるやかなる貌也。

〔北宮文子云々〕左傳襄公三十一年に出づ。

〔左傳〕具さには左氏傳と云ふ、春秋三傳の一にて、魯の史官左丘明の撰なり。

〔顏淵〕名は回、字は子淵、孔子十大弟子の一にて、德行を以て顯はる。

〔克己復禮云々〕論語顏淵篇に、顏淵問㆑仁、子曰、克㆑己復㆑禮爲㆑仁、云々　顏淵曰、請問㆓其目㆒、子曰、非禮勿㆑視、非禮勿㆑聽、非禮勿㆑言、非禮勿㆑動、顏淵曰、回雖㆓不敏㆒、請事㆓斯語㆒矣とあり。

するに威儀を失て、唯、情欲にまかせば、是非禮の視聽也。故に、君父の臣子を見る、臣子の君父を見ること、事物によつて、各視るの禮あり。君父の臣子の言をきく、臣子として君父の命をきく、すべて聲の可レ聞、各聽くの禮あり。一つも其節にたがへば、是禮にあらず。大丈夫の世に立て、身を正しくし、萬人ののつとるべき規範たること、先づ視聽の威儀をつゝしむにあり。曲禮に毋二側聽一。毋二淫視一。將レ入レ戸。視必下。視瞻毋レ回。凡視上レ於レ面則敖。下レ於レ帶則憂。傾則姦といへり。又曰、目容端ともいへり。樂記曰。使二耳目鼻口心知百體。皆繇二順正一以行二其義一と云へる、各耳目の非禮あらしめざらんが爲め也。若し内に忌りあるときは、視レ之不レ視。聞レ之不レ聞にいたり、耳目の形、自から傾側して、非禮の用、甚あらはる。彼の毋レ不レ敬の戒を存するときは、聽二於無一レ聲。視二於無一レ形の戒あり。視思レ明。聽思レ聰の思あり。與二大人一言。始視レ面。中視レ抱。卒視レ面。若レ父則遊レ目。毋レ上二於面一。毋レ下二於帶一。若不レ言立。則視レ足。坐則視レ膝のつゝしみあり。しかれば、事物の用について、視聽の禮、ことごとく詳に糾し知るにあるべし。すべて是を云ば視・覲・察の三の法あり。君臣・父子・五倫の交あり。七情の用あり。各、其事物の品品するに因て、しかも其威儀の宜しき所ありぬべし。賈誼が容經曰。視有二四則一。朝廷之視。端流平衡。祭祀之視。視如レ有レ將。軍旅之視。固植虎張。喪紀之視。下流垂綱といへり。宋程正叔。視箴聽箴を作て、自これを戒しむ。尤可二併案一也。必竟、視聽は耳目の用なれば、先、耳目の威儀を正し、而して、其交接の人物事變に因て、視聽の法をたゞし、理を究め、視聽ともに、詳に心符に入れて、視・覲・察を以て究二其至一。これ視聽の非禮に不レ及して、大丈夫の威儀たるべし。

〔視レ之不レ視云々〕大學に、心不レ在レ焉、視而不レ見、聽而不レ聞、食而不レ知二其味一とあり。

〔聽於無聲云々〕禮記曲禮上篇に、爲二人子一者、聽二於無一レ聲、視二於無一レ形とあり。

〔視思明云々〕論語季氏篇に出づ。

〔賈誼〕雒陽の人、漢文帝に擧げられ、廷尉、博士、太中大夫を歷仕し、懷王の太傅となる。

〔程正叔〕程伊川也

〔似二不レ能レ言者一〕論語鄕黨篇に孔子於二鄕黨一、恂恂如也似二不レ能レ言者一とあり。

〔禮記〕古人論禮の遺言と其の儀節の書とを纂集せる書なり。孔子門人の作と傳ふ、漢の戴聖これを傳へたるより一に小戴禮又は戴禮と名づく、十三經に列するものは後漢の鄭玄の注、唐の孔穎達の疏にして六十三卷あり、五經に列するは元の陳澔の注にして十卷あり。

〔鸚鵡能言云々〕禮記曲禮上篇に出づ

愼二言語一

師曰、言語は内を通ずるの用也。戲言なれども思より出といへり。言語は内動て外に發するがゆゑ、必ず妄動すれば妄言あり。やゝもすればさわがしく輕忽にして、節をすぎて言を發し、多く語て、或は當座の僞言をなし、或は過言して人をいからしむ。書の箴に、所レ謂興レ戎出レ好。吉凶榮辱。惟其所レ召。傷レ易則誕。傷レ煩則支とは、この心なるべし。古來の聖賢、各言の出やすくして、行のこれに不レ及ことを戒めたり。凡そ、口は開て云に易しといへども、言に節を不レ以ときは、多言饒舌にして、更に無レ益。行、その言を踐むこと不レ能を以て、多くは虛言食言に及ぶ。甚可レ耻也。故に、言、必有レ節と云て、此方より云出さんには、時宜を詳に計り、其節を考へて可レ云。是言唯謹耳。似二不レ能レ言者一と云へる心也。言は行をかへりみ、行は言をかへりみて云出す言の如くに、諸事の行跡をつゝしまんと欲すること、君子大丈夫の所レ貴なれば、聊節を不レ違して其言を出し、人の云に應諾をなさんにも、節を詳にして其時宜の不レ欠、其言之不レ違が如く勘辨可レ仕也。若輕忽にして口にまかせば、多言にして言に失多く、我大に勞役して、威儀こゝに不レ正。人きいて更に益なし。禮記曰。鸚鵡能言。不レ離二飛鳥一。猩猩能言。不レ離二禽獸一。今人而無レ禮。雖二能言一。亦不二禽獸之心一乎と出たり。次に欲レ言之禮あり。我言んと思ふときは、下レ氣して氣をおちつけ、輕く疎草ならしめず、卑レ聲して調子をちがへず、其言をしづかにおとしつけて云べき也。古人曰、下レ氣怡レ聲といへり。曲禮曰、安二定辭一と云、皆欲レ言之禮也。疾言するときは、威儀かけて、傍人これをきゝわけず、聲たかきときは、事なくして人を驚す。その上辭の詳に說くことの多きは、聲、

初めより高くしては、終に至り難し。禮曰。口容止。聲容靜。氣容肅と云は、如レ此のことなるべし。而して、人の問事、尋事、應諾の節、尤其時宜を詳にして、安定ならしむべし。若其云言、答ふる言に知慮の可レ入儀、評論講談、或は私の用事、或は世上人生のうはさに及ぶときは、必左右に色退辭讓して、不レ得レ已ときは、其言を詳にすべし。已れさかしらして、疾言卒爾として答るは、禮讓のかくる處、威儀のとゝのふらざる也。古人言及則揖二左右一而云と云々。すべて、人の云所を詳に不二聞屆一して、我ものがほにうけこたへをいたせば、輕忽の失あるを以て、應諾必違て、不レ知ことを知たりと云、不レ覺事を覺えたりと云て、あとに首尾不レ合、一言出ては駟馬も難レ追と云古へのためし、こゝにあり。故に、然諾は必重く應ずと云へることあり。たとへ、きゝわけ寡なき如くに、傍より見ゆると云とも、共に其尋を心得て、其返答を詳にすべし。世人、皆、利口辯舌を貴んで、物ごとに早合點なることを多きを以て、人の云所を半にして、答を速にす。尤君子の道に非ず。但し、軍戰の地は、間に不レ容レ髮の事多きを以て、平生に不レ可レ准。是軍旅之言なれば也。次に言語の品、其所、其時、其交接の人物に從て、甚其禮多し。朝廷之言あり、平居之言あり、喪祭之言あり、冠婚の言あり、賓客之言あり、軍旅の言あり、君臣・父子・兄弟・朋友・夫婦の言あり、平生の言あり、變に處するの言あり。此品々を詳に不二究明一ときは、言、皆、違を以て、禮、こゝにみだる。威儀、大にそむくべし。

されば、朝廷の言は、君の朝に出仕して、其位に居るの時の言なるを以て、敢て、其言不レ出レ位、私の物語なく、私の用を不二相通一、下レ氣和レ聲。詳に老者の言を聞て、可レ云の節あらば、明に辯じて、違ふことなからしむ。孔子在二宗廟朝廷一。便々言。唯謹爾。（便々辯也）朝與二下大夫一言。侃々如也。（侃々剛直也）與二上大夫一言。誾々

〔不レ容レ髮〕一髮を容るゝ程の間もなき義、事の甚だ急なるに喩ふ。

〔孔子云々〕論語鄕黨篇に出づ。

〔下大夫〕三卿に隷し定員五人也、孔子當時魯にて此官に在り、卽ち孔子と同等の官人也。

〔剛直也〕朱註に從へり、然れど同等の下大夫に對して剛直なるは必ずしも難からず、孔註に和樂の貌とせるに從ふべきが如し

〔上大夫〕卿也、大國には三人あり、當時魯國にては三桓これを分掌せり

〔少儀〕儀禮の篇名なり。

〔弘安に云々〕弘安八年六項を分ちて書札の禮、院中の禮、路頭の禮等のことを定めしを云ふ、弘安禮節と云ふもの是れ也、但勢貞丈は後世の僞作となす。

〔公方家〕將軍家也公方は公家の方の義にて、もと朝廷の稱なりしを、後世武家にて借稱せる也。

〔申々如云々〕論語述而篇に、子之燕居、申申如也、夭夭如也とあり、朱註に、申々、其容舒也、とあり、又た正韻に、夭、妖色愉貌と見えたり

如也。和悦而諍也是聖人朝廷において、自ら言を愼、朋友の上下の輩と言の禮、殆んど可見也。少儀曰。在朝言禮。問禮對以禮。在官言官。在府言府。在庫言庫。在朝言朝。朝君臣謀政事之處朝言不及犬馬。非公庭不言婦女。非其時也朝廷曰退。近君曰進。散還曰退。是等皆古來の禮言也。而して、朝廷には、其さして云べき言にも、其品あるべし。出るを出仕と云、退くを退出と云ふが如し。是又、時代其家によつて、言にかはることも多きを、古を以て今を議すべからず。弘安に書禮を定め、其格式を立るといへども、公方家代々に因て、しば／＼變易す。唯、時宜を詳にして、其格物を專とするにあるべき也。朝廷に於いて言をつゝしみ、言に出あるべし。言にいひやうあるべしと、深く心得るときは、本を推して末をはかり、其事に詳ならん人を尋ねて、而も究理するに在也。

平居の言ありと云は、平生私宅に居る時の言あるべし。朝廷の禮を移して私に用ひんことは、其氣借上にありぬべし。聊も其言を一に不可仕也。されば家の名所出入の口、侍臣の名、詰番の次第、更に公の言を不用。其議論言語、公を不議、公用を私に不語。少儀曰。公事不私議。嫌若姦也といへり。范益謙座右戒に、不言朝廷利害邊報差除。邊報は邊の報也、差は使也、授官曰除。不言州縣官員長短得失。不言衆人所作過惡。不言仕進官職趨時附勢。不言財利多少厭貧求富。不言淫媟戲慢評論女色。不言求覓人物干索酒食。と云へる、平居の戒と云べし。平居の間、言をつゝしみて朝廷の如くならんには、其和かけて道こゝに不調。夫子も申々如たり、夭々如たりとにや。しかるときは、平居の言は和順するにあり。

次に喪祭の言あり。少儀に曰く、望柩不歌。入臨不翔。無容適墓不歌。執紼不笑。臨祭不惰。居喪不言樂。祭事不言凶と云へる、是喪祭の言也。うれへある所にのぞみては、心に憂を不忘を以て、

言辭にも喜びの事あるべからざる也。況や、其身憂に居ては、猶以て然り。祭は愼まざるときは、唯形計りにして、或は戲事にひとしく、或は人の見物になるものなり。豈神を祭るの本意ならんや。故に、其言尤愼むなり。すべて喪祭に付て、其器物、其言辭、其書文、各其言に禮あり。詳に究㆓其理㆒而、己が私を以て論ずべからざる也。

次に冠昏の言あり。冠は元服ういかうぶりの禮にして、成人の儀也。昏は二姓のよしみを合す。尤も大義也。故に、其言をみだりにせず、詳に尋ね、具に問うて、其宜きに可㆑從也。冠禮昏禮を委細に心得て、其禮をただすときは、則其言明也。次に賓客之言あり。是は賓客往來の時、賓主互に辭讓し、色體するの禮也。凡そ與㆑客入者。毎㆑門讓㆑於㆑客といへるが如し。賓客招請の時は、前に應㆓招請㆒の禮詞あり。後に謝㆓來遊㆒禮詞あり。賓、至るときは、主、迎へて禮詞を述べ、互に辭し、互に讓る。賓、退くときは、主、送て是を謝す。賓、又招請の辱きを謝するに、前後の禮あり。送迎に禮あり。饗應のさかんなるを謝し、飮食の美を感じ、家宅・庭前・山水・樹木を言立て、禮のさかんなるに不㆑中を謝し、其志を感ず。是客賓主の位をはかり、其時をつもりて、或自謝し、或は使价を以てし、或は文書を發す。而して、禮讓の輕重あり。

次に軍旅の言あり。賈誼が容經に、屏㆑氣折㆑聲軍旅之言也と云へり。軍旅は武の用なれば、平生の言に不㆑准して、敗北の言を不㆑云。懦弱の言を不㆑云。各其禮あり。

次に君臣父子の言あり。君父の臣子に命ぜるには、言を和にして、其詳に聞わきまふべきが如く、具に教へ明に示すにあり。言寡して理深ときは、臣子是を速に理會仕りがたし。すべて人の上に立なん人

〔元服〕貞丈雜記に元はハジメ、服はキモノとよみ、幼き者成長して始めておとなの衣服を着るを云ふとあり一説に元は首、頭に冠する義と云ふ

〔ういかうぶり〕初冠也、元服に同じ。

〔色體〕又た色代、式體、式退に作る挨拶也、禮法を正し辭退して人を先に立て我は後に退く意なる故、式退の字をよしとすと貞丈雜記に見ゆ。

〔使价〕使者也、价は小使、走り使を云ふ。

〔曲禮曰云々〕曲禮下篇に見ゆ。

〔負薪之憂〕孟子公孫丑下篇に、采薪之憂とあると同じく、病みて薪を負ふ能はざる意にて病の謙稱也。

〔士〕大夫の下に位する官人也。

〔棧〕竹木にて作れる飾無き車也、說文に、竹木之車曰棧とあり、又た周禮に、士乘棧車、と見えたり。

〔邦君之妻云々〕論語季子篇に出づ。

は、下の人を視て愚に暗きと知て、こまやかに教戒せしめ、而して後に是を用ひ、是を可使也。故に、言は和順にして、下の情の能く通じやすからんが如くならしむべし。臣子の君命を承るには、謹で其應諾を詳にし、必ず己れが知を先だてず、能く君父の詞を聞屆、其志を委くして、而して後に其事を可爲也。君父の命をおろそかにして、唯、己れが意見を先に致すときは、皆、自のさかしらにして、忠孝の思入に非ず。曲禮曰。父召無諾。先生召無諾。唯而起。又曰。凡爲君使者。已受命。君言不宿於家。君言至。則主人出。拜君言之辱。士相見禮曰。與君言。言使臣。與大人言。言事君。少儀曰。儗人。儗比也。必於其倫。問天子之年。對曰。聞之。始服衣。若干尺矣。問國君之年。長曰。能從宗廟社稷之事矣。幼曰。未能從宗廟社稷之事也。問大夫之子。長曰。能御矣。幼曰。未能御也。問士之子。長曰。能典謁矣。幼曰。未能典謁。問庶人之子。長曰。能負薪矣。幼曰。未能負薪矣。君使士射。不能則辭以疾。言曰。某有負薪之憂。問國君之富。數地以對。山澤之所出。問大夫之富。曰。有宰。邑土也食力。謂民之賦稅也祭器衣服不假。問士之富。以車數對。上士三命。謂車馬。中士乘棧。車無副車。對。問庶人之富。數畜以對。國君去其國。止之曰。奈何去社稷也。大夫曰。奈何去宗廟也。士曰。奈何去墳墓也。論語曰。邦君之妻。君稱之曰夫人。夫人自稱曰小童。邦人稱之曰君夫人。稱諸異邦曰寡小君。異邦人稱之亦曰君夫人といへり。凡そ如此の詞、其品一樣にあらず。唯、詳に究明するにあるべし。君父臣子の言、こゝに正しき時は、兄弟・夫婦・朋友の言、皆順なるべし。自我父兄を云ときは、君に比して是を尊敬し、人に對して云ときは、謙て、是愚父愚兄と云。父兄の子弟を稱するにも皆同じ。唯、毋不敬と云の心を本として、其地を考、其時をはかり、相對するの人物事宜を以て、輕重せしむべし。況や男女の詞、其禮を以てせざれば、男にして女の詞を

まなび、女にして男の詞をなす。各不レ得二其處一也。故に、男は不レ言レ內、女は不レ言レ外の戒を守るべし。我言と云へども、思より出でざることなし。尤可レ愼也。

次に平生の言あり。處レ變の言あり。云心は、無事安全の時、疾言あつて云ときは、必ず人を驚す。天災・地災・人災おこるの時は、疾言して人をおどろかし、速に言ひ、早くはからしむべきの時也。靜にゆるやかに可レ致の地にあらず。事にあらず。こゝを以て、變に處しては變を以てすべし。是常變各理にあたるの時也。一に疾言あはてゝ云處あるは、內輕忽にして、詳に不レ盡のゆゑなり。非常の變あつて、天災・地災・人災おこるの時は、疾言して人をおどろかし、速に言ひ、早くはからしむべきの時也。

次に言語之戒あり。是は君父臣子の間、兄弟・夫婦・朋友の內、常に相言語するに、戒しめ守るべきの事なり。それとは時をはかるべし。云心は言て宜き時節をはかり、物語可レ仕時をしること也。たとへば理のつまれることにても、其云出して可レ然處を不レ考して云ば、其こと不レ可レ如レ理也。四時朝昼暮、其所の云出して能時分、我年齢むかひの年比、各考へしるは、是時をはかる也。食不レ語。寢不レ言と云へるは、時の戒也。卒爾として云は、時を失也。恒言不レ稱レ老は、子の父母の年老を憚るべきの戒也。而して云に以二其處一と云へり。云心は云て可レ成のことゝいへども、不レ可レ云の地あり。その所あしきときは、云て皆害あり。故に、朝廷私居に因て、其言相たがふは、是所を云へり。而して、其人によつて云べきこ

〔非禮勿言〕論語顏淵篇に、子曰、非禮勿レ視、非禮勿レ聽、非禮勿レ言、非禮勿レ動とあり。

〔卒爾〕又た率爾に作る、あわたゞしき貌也、論語先進篇に、子路率爾對曰、云々とある注に、輕遽貌と見えたり。

と、不可語のわざあり。君父の前にすゝんで仁義を說くが如し。五倫の交りを考へ、是に從て其言語を可戒也。孔子曰。待君子有三愆。言未及之而言。謂之躁。言及之而不言。謂之隱。未見顏色而言。謂之瞽。すべて可戒の言語は、男女之色、利害之沙汰、過奢驕慢の器物、幷遊興佚樂のねがひ、各不可談。理において云は、性心虛無の淸談、自讃高慢の談を不可爲。言は卑劣の言、懦弱悠艶の言を用ゆべからず。是皆、其可戒の言語也。

次に言語の用あり。孔子曰。言思忠。又曰。言必忠信ありと也。禮曰。與衆言。言忠信慈祥。與幼者言。言孝弟于父兄。與居官者言。言忠信と出せり。すべて人と語るには、人のために可成のわざを以てすべし。人を益するの道也。己れが利方になる如く言んことは、君子の道に非ず。己を利して人のためを不謀は、皆小人のわざ也。曾子曰。爲人謀而不忠乎と云は、この心なり。終日談論して言をつひやすとも、己れが利口を立て、頻りに口をてらふは、君子の甚にくむ處にして、無用の辯と可謂也。小人は云ほどの言、皆取まはして、己れが身を利するになれり。言語の非禮、これより甚しきは非ず。尤可愼也。張思叔が座右の銘に、凡そ語は必忠信といへり。まことに常に戒しめ守るべきこと也。而して忠信は、忠は爲人に謀てまことを盡すの心也。信は僞りを不致、正しく詳なるのいひ也。是言語の所因なれば、人々可愼戒也。

愼容貌之動

師嘗曰、容貌は天命の性心を入るゝ處の器地、內の思ひ不正ときは、容貌こゝに傾て、其表外にいち

〔待君子云々〕論語季子篇に出づ。

〔淸談〕老莊虛無の說を談ずるを云ふ。魏晉の際盛に行はれたり。廿二史劄記に、淸談起於魏正始中、何晏王弼祖述老莊、此時阮籍亦素有高名、口談浮虛、云々、其後王衍樂廣慕之、俱宅心事外、名重於時、天下言風流者、以王樂爲稱首、後進莫不競爲浮誕、遂成風俗、とあり。

〔言思忠〕論語季子篇に、君子有九思、視思明、聽思聰、色思溫、貌思恭、言思忠、事思敬、疑思問、忿思難、見得思義とあり。

〔曾子曰、云々〕論語學而篇に出づ。

〔禮曰云々〕禮記玉藻篇に出づ、但し遲舒は舒遲に作る

〔師々然〕則に順ひ倣ふ貌也、書經に百僚師々とあり。

〔遂々然〕躊躇せる貌也。

〔粥然〕愼み畏るる貌也。

〔湢々然〕整肅なる樣を云ふ。

〔惕々然〕憂ふる貌を云ふ。

〔君在云々〕論語鄕黨篇に出づ、君在は君在せばと訓むべし、君主朝に出でて政を聞く時也

〔子之燕居云々〕論語述而篇に出づ。

じるし。容貌をたゞさんとならば、内に思ふ所を可₂糾明₁也。思、内にあつて、色、表にあらはれ、内外・表裏本末一貫の天然なれは、更に差別を不ㇾ可ㇾ存也。古の君子容貌をつゝしみて、威儀の則りをつまびらかにすること、尤可ㇾ案。禮曰、君子の容、遲舒といへり。遲舒はいそがはしからず、閑にをもむろなるの謂也。少儀曰。賓客主ㇾ恭。祭祀主ㇾ敬。喪事主ㇾ哀。會同主ㇾ詡。言語敏大而有ㇾ勇也。軍旅思ㇾ險。隱ㇾ情以虞といへり。是外の容貌、其あらはるゝ處、各内の思を主とするを以て、内の思を其事物に因て糾明して、正しからしむる時は、容貌こゝに相叶べき也。單襄公曰。君子目以定ㇾ體。足以從ㇾ之。是以觀₂其容₁而知₂其心₁と也。容をはなれて心を置くべき處あらざれば也。而して、容貌各其時をはかり、其處により、其事物において相變ず。賈誼が容經に、容有₂四起₁。朝廷之容。師々然。翼々然。整以敬。祭祀之容。遂々然。粥々然。敬以婉。軍旅之容。湢然。肅然。固以猛。喪紀之容。怮然。慯然。若ㇾ不ㇾ還といへり。是古來容貌を詳にするの謂なり。

案ずるに、容貌に朝廷の容あり。朝廷出仕の容は、恒に敬して、心に君所を不ㇾ忘、進退周還ともに心やすからず、唯うや／＼しく敬て、威儀を不ㇾ失を以てす。孔子の容色をうつして、君在踧踖如也。恭敬不ㇾ寧之貌。與々如也。威儀中適之貌。といへるが如き、是朝廷の容也。詳出₂臣禮篇₁。燕居の容あり。云ㇾ心は外家に不ㇾ出して、私に居するときは、容貌をゆるやかにして、閑暇無事の時に其氣を可ㇾ養。然れども、怠慢無禮の形をなしなんことは、尤も君子の道に非ず。唯顏色をのびやかに、和順ならしむるにあり。子之燕居するとき申申如也。夭々如也と云は、此心なるべし。申々は其容舒也。夭々は其色愉也と注せり。而して、喪祭の容、冠昏の容、賓客の容あり。各其事を詳にして、其品に應ずべし。唯、敬、以て其容をたゞしくする

〔介胄〕甲胄に同じ
〔[illegible]〕說文に[illegible]傳也とあり。
〔韔〕弓袋也
〔素服〕白き服也、多く喪服を云ふ。
〔司馬法〕周の威王其の臣穰苴等に命じ古の司馬の兵法を追論せしめし書なり。
〔曾子曰云々〕論語泰伯篇に、曾子曰、君子所貴乎道者三、動容貌斯遠暴慢矣、正顏色斯近信矣、出辭氣斯遠鄙倍矣とあり。
〔四曰振動云々〕周禮春官の注に、振動、戰慄變動也、吉事則拜而後稽顙也、內事則稽顙而後拜也、奇、一拜、褒、再拜也とあり。

に在る耳也。玉藻曰。凡祭。容貌顏色。如見所祭者。喪容纍々。色容顛々。視容瞿々梅々。微々。吉容簡々。少儀曰。吉事尙尊。喪事尙親。賓客主恭といへり。況や冠禮昏禮各其禮容あつて、儀禮に詳なることを示す。これを考へて其時宜を委しくして、容貌をならはすべし。

次に軍旅の容あり。玉藻曰。戎容暨々。言容諮々。色容厲肅。視容清明也。孔叢子曰。將居軍中之禮。介胄在身。執鋭在列。雖君父不拜。若不幸軍敗。則即騎赴告。不載櫜韔。天子素服。哭于庫門之外。少儀曰乘兵車。出先刃。入後刃。軍尙左。卒尙右。主生。卒之行伍尙右。司馬法曰。古者國容不入軍。軍容不入國。軍容入國則民德廢。國容入軍。則民德弱。故在國。言文而語溫。在朝恭以遜。修己以待人。不召不至。不問不言。難進易退。在軍抗而立。在行遂而果。介者不拜。兵車不式。城上不趨。危事不齒。禮與法表裏也。文與武左右也と云へるは、軍旅の容を論ずる也。而して、五倫の交にる也、皆以て其禮容あり。然れども、容貌は正して恭に不如。曾子曰。動容貌斯遠暴慢と云は、此心なるべし。樂記曰。惰慢邪辟之氣。不設於身體。是又容貌の正しきを云へる也。凡そ容貌一身を舉て論ず。其間、頭頸。手足。顏色。辭氣の差別あり。頭頸は頭の貌の正しからしむるの謂也。頭に付て髮あり、鬚あり。頭に上下あり。漱、櫛、縰、笄、總、拂髦と云へるは、是頭頸の用也。玉藻頭頸必中と云へるは、立ときの法也。然れば、容貌先其面を直にして、其容傾むくべからざる也。目の見る所、耳のきく所、口の云處、皆頭頸の正しきによるべし。故に、九揲。を云時、一曰稽首。二曰頓首。三曰空首。四曰振動。五曰吉揲。六曰凶揲。七曰奇揲。八曰褒揲。九曰肅揲と云。皆頭の高下を以て拜禮の尊卑を云へる也。九拜之中四種。是正拜。一曰稽首。二曰頓首。三曰空首。四

曰肅揖。空首者先以兩手拱至地。乃頭至手也。頓首者。是空首之時。引頭至地。少時卽擧也。疏曰。頓首。拜頭叩地也。至地卽擧。故以叩地爲別。謂若以首叩物也。稽首者。稽是稽留之義。頭至地多時方擧也。稽首拜中最重。臣拜君之拜。若頓首。則平敵自相拜之拜也。若空首者。君答臣下之拜也。其有敬事。則亦稽首也。肅拜於拜中最輕。唯軍中有之。婦人亦以肅拜爲正。肅拜者。但俯下手也。餘五拜。附此四種。云々。是皆、禮の品々にして、其頭頸の高下に因て、禮の上下を定むるのゆゑ也。故に面の貌をつゝしむ也。玉藻曰。頭容直と云へるは是也。

次に手足の容あり。禮曰。足容重。手容恭といへり。云心は足を擧ぐること高きときは、必地席を蹈に共音あり。況や高く擧けては、物をふみけつまづくの失あり。各足を用ゆることの輕く忽なるに因れり。爰を以て、足の容は遲く靜ならんことを欲する也。故に、君父尊貴の的にして、近くは膝行して足を不用、遠き時は行步、皆、安靜にして、足席を不離を禮とす。尊貴に足をみせしめず。危座して足を後にす。是朝廷幷に高貴に相接するの禮なり。軍旅においては、ひざまづかず不拜。是足を自由にして、速に立て其の用をなさんがため也。手の容は恭しくして、手を高貴の人にあらはしみせしめず。古來、禮服、各手をかくすまで長からしめ、手を拱して外に不出。今、其禮あらずと云ども、君父の前に進まんには手を不出。或は衣の下にをさめ、或は相拱してみだりに不動、君父の前に侍るとき猶然り。手を以て席に付き、拜するの貌をなし、手を不可動搖也。而して軍旅の變に臨むときは、衣服を短くして劍戟を握ることを利し、手を席につかず、衣服の下にかくさず、速に手の用所のたるを以て其貌とす。是手足の禮、各其事物時處に因て相變るの禮たり。容經曰。跪以微磬之容。揄右而下。進左而起。手

〔平敵〕對等の者を云ふ、但し後世は君に對しても頓首を行ふ。

〔玉藻〕禮記の篇名なり。

〔膝行〕膝を地に接して行くを云ふ。

〔危座〕正しく坐するを云ふ、危はあやふき意より轉じて、高し、正し又は厲しの義あり。

〔微磬〕少しく體を傴むるを云ふ、磬はもと樂記の名なるが、其の形の如く體を折り曲ぐる意に轉用す、禮記曲禮篇に、磬折とある疏に、傴折如磬之背、故云磬折、と見えたり。

〔君召使擯〕以下論語郷黨篇に出づ、擯は賓客を應待するを云ふ。

〔勃如〕顔色を變じて敬愼の意を表する樣也。

〔過位云々〕位は魯の朝廷にて雉門路門の間に在る人君の坐位也。

〔一等云々〕堂より罷り先づ一階段を下る也。

〔色斯擧矣〕論語郷黨篇に出づ、雉子の夫子等の顔色を見、先づ懼れて空に舞ひ上がれる也

〔色厲云々〕論語陽貨篇に出づ、荏は柔弱なるを云ふ、穿は壁を穿ち、窬は墻を穿つ也。

〔下氣怡聲〕禮記内則篇に出で、問衣燠寒疾痛苛癢、云々と續く。

有抑揚。各尊其紀容。跪拜以磬折之容。吉事上左。凶事上右。隨前以擧。項衡以下。寧速無遲。背項之狀。如屋之玄。拜容。

次に、顔色辭氣の用は、志に從て其顔色あらはれ、辭氣たがふものなれば、志を正しくするを以て教へとす。容貌は各内の思によるといへども、中にも顔色は五臟の發見する處、辭氣は血氣の動靜によるとなれば、是を正しうすること志にありぬべし。容經曰。志有四興。朝廷之志、淵然、清以嚴。祭祀之志。諭然。思以和。軍旅之志。怫然。慍然、清以厲。喪紀之志。漻然。憖然、憂以愀。四志形中。四色發外。維如志色之經。少儀曰。優游善樂者、鐘鼓之色。愀然清靜者、縗経之色。勃然充滿者。兵革之色。臨喪則必有哀色。介冑則有不可犯之色。故君子戒愼不失色於人と出たり。又、玉藻に、玉色ありと云へるは、すべて、人の顔色和順なることを論じたる也。君召使擯。色勃如。過位色勃如。出降一等。逞顔色。怡々如也と云は、孔子の君命を敬するの色也。色斯擧矣。翔而後集と云は、君子の見幾而作つことをいへり。色厲而内荏。譬諸小人。其猶穿窬之盜と孔子の宣は、内外の相違するを云也。曾子曰。正顔色斯近信とあり。各顔色をつゝしむゆゑん也。但内その志を不改して、好言令色するの小人あり。色荏の姦人あつて、色を以て君子の形をなすあり。是甚佞姦邪欲のものゝ致す處にして、しばらく人を僞るにたれりといへども、つひには其あやまりを發見すべし。況や君子の小人をみることは、肺肝を如見なれば、かくさんとするに無由。不善を掩ふにかくるゝ處あるべからず。而して、辭氣は言語氣息のあらはるゝ處なり。玉藻曰。氣容肅。似不息也。容經曰。妄咳唾・疾言。嗟氣。不順。皆禁也といへり。屛氣似不息者と云は、夫子の至尊に近つき玉ふの辭氣也。下氣怡聲と云は、孝子の父につかふるの禮容

也。樂記曰。樂者音之所由生也。其本在人心之感於物也。是故其哀心感者。其聲。噍以殺。其樂心感者。其聲。嘽以緩。其喜心感者。其聲。發以散。其怒心感者。其聲。粗以厲。其敬心感者。其聲。直以廉。其愛心感者。其聲。和以柔。六者非性也。感於物而後動とあり。樂に出る處の音聲も、物に感じて其辭氣の發する處也。こゝを以みれば、辭氣のあらはるゝ、尤可愼也。呂榮公曰。氣象者。辭令容止。輕重疾徐。足以見之矣といへり。是各辭氣を所重也。而て、容貌の品、大槩こゝに所記也。容貌之動あり。動各有禮。所謂非禮勿動とは、此心なるべし。而て、動かすの法、平生居處の節あり。是坐するの法也。容經曰。坐以經立之容。財不差而足不跌。視平衡曰經坐。微俯視尊者之膝。曰共坐。仰首視不出尋常之內。曰肅坐。廢首低肘。曰卑坐。坐容也といへり。曲禮曰。坐毋箕。坐如尸と云は、坐の法なり。居不容と云は、孔子の事をのべたり。こゝを以て云ときは、朝廷・燕居・吉凶・軍・賓・嘉ともに、皆坐するの法ありぬべし。尤五倫の交り、其貴敬の坐、平敵の坐、心易き時の坐、各其心得あるべし。大丈夫、居處、常に變を不忘して、而して、恭敬の心を存すべし。燕居閑暇にして無事なりと云とも、聊忽にし怠て、禮を不可亂也。しかれば、坐しては立ことを思、閑にしては動くの利を思ふ。是君子のつとめなり。曲禮に並坐不橫肱と云へり。是人と並て坐するの法也。與人同處。不可自擇便利と云は、夏はすゞしからん處を擇、冬は暖かならん處を擇、すべて我に利するの坐を不可好の制也。漢の管寧一の木榻に坐して、五十餘年つひに未箕股。其榻上當膝處。皆穿たりと云へり。宋の程明道。終日端坐如泥塑人と云。各獨坐して其形を不亂。其平處を養のいひ也。無事にしては、靜坐して其氣象を養立て、敖惰の形を不見。人と接しては、坐、爰に恭敬して、和氣を以てす。是大丈夫の坐法也。坐して箕のひ

〔坐毋箕〕曲禮の孔疏に、箕謂舒展兩足狀如箕舌也とあり、箕舌は星の名也。

〔管寧〕字は幼安、朱虛の人、德行を以て顯はる、蜀の延熙四年卒す。

〔程明道〕名は顥、字は伯淳、弟の伊川(頤)と共に宋の大儒にして經術を以て名あり、共に程子と稱せらる、元豐八年卒す、著書定性書最も世に名あり。

〔終日端坐云々〕近思錄卷に程氏外書を引きて、謝顯道云、明道先生坐如泥塑人、接人則渾是一團和氣とあり葉氏注に、所謂望之儼然、卽之也溫と見えたり。

ろがるが如く、手足の容を不收、怠慢のすがたあらはれ、坐するかとすれば則立、立ときは、又坐して躁妄ならんには、心こゝに一定不爲也。豈大丈夫の道ならんや。玉藻曰。燕居告溫々といへり。燕居は、是居處のしづかなる也。又曰。君子之居。恒當戸と云は、明に向ふこと也。

次に立容あり。是容貌の既に動也。玉藻に曰、立容辨卑毋讇。自貶卑謂磬折。爲傾身以下。頭頸必中山立。不動搖也。時行といへり。容經に、固頤正視。平肩正背。臂如抱鼓。足閒二寸。端面攝纓。端股整足。體不搖肘。曰經立。因以微磬曰共立。因以磬折曰肅立。因以垂佩曰卑立。と出せり。曲禮曰。立如齊。又曰。立容德とあり。是、立の禮を不違の謂也。然れば、坐を立んと欲せば、手足をくつろげ、前後左右を顧、其可立の節を考へて、爰に立べし。立ざる前に、立べきの心得をなす、これ立の威儀也。思にまかせ、氣に從て立ときは、或は立んとして、手足堅牢、或は傾倒して、左右に無禮をなし、立といへども、其禮不正也。立て其禮不正ときは、久しく居がたし。物を捧げ持て、必ず傾曲す。立もいは行走るべし。立こと不端ば、行步不正べし。是、立の容を正しくするの謂也。進退周旋、先づ立容をあらため、腰をすゑ、元氣を張り、臍を固くし、肩を平にし、背を正しからしむ。是皆立の容也。

次に行步の容あり。庠席堂上の行步あり。朝廷燕居その節あり。道路の行步其容あり。玉藻曰。步中武象。佩玉象韓綏。趨中韶濩。遠則中之。凡行容惕々。直疾貌。廟中齊々。嚴正。朝廷濟々翔々。有威儀也。堂上接武。每移足。羊騶之中。人之迹尺二寸。堂下布武。不足也。室中不翔。張拱曰翔。容經曰。行以微磬之容。臂不搖掉。肩不上下。身似不則。從然而往。行容。といへり。然れば、立て座席を歩むには、必ず前を具に見て、人物を不可蹈渣。故に足を重くして、席を不可離。人の不在處にゆくとも、聲をいだして、內に人あらば、これをしらしむべ

〔纓〕説文に冠系也とあり、又た釋名に、纓、頸也、とも見ゆ、卽ち冠の緒の事にて、我國燕尾卽ち冠の後方に垂るゝ飾の羅を纓と云ふと異れり。

〔韶濩〕韶は虞舜の樂、濩は商湯王の樂也。

〔張拱〕臂を張り伸す也。

し。密に行くべからず。禮曰。將上堂。聲必揚。戸外有二屨。言聞則入。言不聞則不入。將入戸。視必下。入戸奉扃。扃關木也。兩手當心。如奉扃也。云々。視瞻毋回。戸開亦開。戸闔亦闔。有後入者。闔而勿遂。毋踐屨。毋踏席。摳衣趨隅。必愼唯諾とあり。我このむことありと云て、火急に不行もの也。心にかなはざると云て、急に不可去。是少儀所出。毋拔來。毋報往と云の心也。朱子曰。拔報皆疾也。しかるときは、常に行歩をつゝしみ、其容をみだらず、敬を存すべし。たとひ急事ありと云て、あはてゝものせんは、大丈夫の心にあらず。少儀曰。入虛如有人と云へる心、不可忘也。但君父の間に事あらんには、足不躡實地の思入あるべし。道路の歩行は、恒に非常を戒しめ、供給の行列を糾して、身の備を全くし、往來の路をあけて、路人に暴惡を不施、道を讓りて不廣行。小徑捷徑を不求、前後の供奉のものを戒め、往來の人を不妨、或は推倒し、或は不避路、商賈の物を狼藉せしむべからず。雨雪曉暮、尤遠く候て、速に道をさけしむ。道路泥土にして道あしきときは、我、是によつて、彼をしてよき所をとほし、暫く待て、彼を行しめて、我可行。若下人無禮にして、路人に事あらんには、主人、速に來て、謹で謝禮を述べし。不知躰にて通り過ぐべからず。人の所に至らんには、門前の傍より下馬して、容貌をかいつくろひ、案内を窺ふべし。從者にあらかじめ戒めて、漫に往來し、門前に坐し、高談笑話あらしむべからず。饑渴に因て、押して人家に入て湯水を飲、店屋に入て酒食をなすこと、甚だ戒しめて、其制を可定。夜陰に往來せんには、燈を前後にして路人をさけしめ、非常を禁ず。暗きときは、聲を以て人をさけしむ。家宅に至らんにも、先つ、人を發して、案内をしらしめて可歸。俄に往來するときは、内外、必ず不調の失あり。是、各、道路往來の容也。唯、恭敬を存し、其用法を詳にして、共に其制を定むべし。

〔禮曰云々〕禮記曲禮に出づ。

〔屨〕說文に、履也とあり。

〔闔〕說文に閉也とあり。

〔狼藉〕和爾雅に、狼藉、出于史記淳于髡傳、蘇鶚通鑑演義云、狼藉草而臥、去則雜亂、故凡物之縱橫散亂者、謂之狼藉、とあり。

〔案内をしらしめ〕訪問を知らしむること也、安齋隨筆に、人の家へ行きて外にて物もうと云ふ事を案内を請ふと云ふ也、是れも其の内より家人出でて家の内へ道引き入るゝ故、案内を請ふとは云ふなりとあり。

〔出門云々〕論語顏淵篇に出づ。

〔子游云々〕論語雍也篇に出づ、子游姓は言、名は偃、孔門十哲の一にて文學を以て顯はる

〔澹臺滅明〕魯の人孔子の弟子となる

〔高柴〕字は子羔、孔子の弟子也。

〔舜の井を云々〕虞舜若き時父母に仕へて至孝なりしが父瞽瞍これを惡み舜の弟象と謀り、これを井に入れ石を投じて殺さんとす、舜横穴に入りて辛じて免る。

〔孔子の微服云々〕孟子萬章上篇に、孔子不レ悅二於魯衛一、遭二宋桓司馬將一レ要而殺一レ之、微服而過レ宋とあり、微服は變裝に同じ

不レ然ときは、必ず、非常の變あらんには、威儀こゝに失して、大丈夫のまことを可レ失。出レ門如レ見二大賓一と云、出レ門如レ見レ敵と云、各是、敬を存して、みだりなる不レ可の戒也。子游爲二武城宰一。子曰。女得レ人焉爾乎。曰。有二澹臺滅明者一。行不レ由レ徑。非二公事一未三嘗至二於偃之室一也。高柴自レ見二孔子一。足不レ履レ影。啓蟄不レ殺。方長不レ折。衛輙之難。出而門閉。或曰。此有レ徑。子羔曰。吾聞レ之君子不レ徑。曰。此有レ竇。子羔曰。吾聞レ之君子不レ竇。有レ間使者至。門啓而出と也。是皆、聖門の學、其動容をしるせる也。但。行不レ由レ徑。不レ徑不レ竇と云は、聖人の戒にあらず。唯、滅明・子羔が得たる處の正しき也。聖人は徑より行くこともあり、竇より出るともあるべし。舜の井を掘て、ひそかにぬけあなを致し、孔子の微服して、宋を過ぎ玉ふを以て可レ考也。故に、朱子曰。不レ徑不レ竇。無事時可。若有二寇盜患難一。如何守レ之以殘二其軀一。觀二聖人微服過一レ宋可レ見と注せり。而趨走の容あり。是、行くことの速にして、はしりはしるの禮也。玉藻曰。疾趨則欲レ發。而手足勿レ移。（不二邪低搖一動一也。）端行（疾趨也。）頤霤如レ矢。（頭直而臨レ前。頤如二屋霤之垂一也。）曲禮曰。帷薄之外不レ趨。（帷幔薄簾不レ見二尊者一。行自由不レ容。）堂上不レ趨。城上不レ趨。（迫狹也。）執レ玉不レ趨。（志重レ玉也。）といへり。容經曰。趨以二微磬之容一。飄然翼然。肩狀若レ流。足如二射箭一。（趨容。）旋以二微磬之容一。其始動也。穆如二驚倏一。其固復也。濯如レ濯レ絲。（跘旋之容也。）といへり。是各趨走の禮なり。異朝には尊貴の前には、速に通りて不レ止を禮とす。故に、趨の禮容あり。すべて無用あらんには、趨り走るを以て禮とす。然れども、或は人を驚かしめ、或は物に失あらんには、必ず趨ることを不レ用。曲禮曰。入レ國不レ馳と云へるの心なり。

次に捧持の容あり。曲禮曰。授レ立不レ跪。授レ坐不レ立。凡奉者當レ心。提者當レ帶といへり。少儀曰。執レ虛如レ執レ盈。惣じて、手に持つ所のもの、笏扇子の類と云ども、更に傾曲すべからず。況や、君父に奉る

所の文書器物、聊も、腰より下へさぐべからざる也。手の形傾側するときは、所棒持不正して、或はこれがために、身、傾側し、或は棒持のものに、足、あたる。是、甚無禮の至なり。大丈夫、戰場にのぞんで、劒戟を持し、弓矢を携、皆捧持の形に非ずや。尤可愼也。

次に起臥之容あり。云心は、人、平生の用、つとにおきて、夜に寢るを以て節とす。內則曰。子事父母。鷄初鳴起とあり。是、夙興の禮也。案ずるに、つとに起るの節、唯、夜明にして、燈を消して、人面こゝに明に、用事可辨のときを以て節とす。是、公私皆興て、用こゝに可足の時也。出仕して、この節によろしからしめんとならば、鷄初て鳴の比より、用意せしめずしては、此時に宜しかるべからず。故に、古來、夙に起るの節、各、鷄初鳴の時を以てす。夜に寢るの制、大凡、天、既に暗くして、用事辨じがたき時、外の事を止めて、內に入るべし。而して、從者下人を安居せしめ、我又、四支を伸舒し、氣をゆるやかにして、屈伸を時なふべし。是、夙興夜寢の制也。玉藻曰。寢恒東首すといへり。東方は生氣の方なれば、是を以て、首にする也。曲禮曰。寢毋伏。論語寢不尸といへり。是皆、寢臥の形に、怠慢のすがたを不見也。起臥は四支百躰屈伸也。天地に時なひ、今日の事物、交換、勞逸に從て、其節を守るべし。不然ときは、情欲にまかせて、必ず放逸懶惰におち入、夙に興るの禮やみ、夜に寢るの法すたれて、夜を以晝とし、晝を以夜とす。政事こゝに廢し、身躰の養こゝに失す。尤も可愼也。

次に游藝の事あり。云心は禮・樂・射・御・書・數、すべて文武の藝、或は身躰の進退揖讓を習はしめ、或は手足の自由をかなへ、或は耳目の見聞を正し、或は音聲の所出を節にす。是、內の思を正しくして、威儀をとゝのへ、大丈夫君父につかへ、身を奉ずるの理をつくせり。されば、弓馬の家に生れて、其身、

〔內則〕禮記の篇名也、鄭目錄に、名曰內則者、以其記男女居室事父母舅姑之法、此於別錄屬子法、以閨門之內軌儀可則、故曰內則、とあり。

〔寢不尸〕論語鄕黨篇に、寢不尸、居不容とあり、尸とは四體を偃臥して手足を伸し、恰も死尸に似たるを云ふ。

〔禮樂云々〕周禮地官大司徒に云ふ六藝也。

〔揖讓〕揖禮を施して謙退する也、揖は六書故に、拱手上下左右之、以相禮也とあり。

〔八音〕支那の古代に行はれし八つの樂器也、五經通義に、八音、金、石、絲、竹、匏、土、革、木、金爲ㇾ鐘、石爲ㇾ磬、絲爲ㇾ絃、竹爲ㇾ管、匏爲ㇾ笙、土爲ㇾ壎、革爲ㇾ鼓、木爲二祝敔一とあり。

〔猿樂〕起原詳かならざるも奈良朝以前既に存せるもの如し、もと諧謔を主とせる雜藝の總稱なりしが、後嵯峨天皇の御宇より猿樂能行はれ、室町時代益發達して新曲續出するに至り、古來の諧謔を宗とするものは狂言と呼びて區別するに至れり、義政の頃觀世、今春、寶生、金剛の四座あり、江戸時代喜多流また興る。

既に大丈夫の志あらんには、禮を以て進退を節し、樂を以て其用を和順ならしめ、射御を以て士のつとめとす。是各、今日用のわざにして、其用法常につゝしみ習て、其容貌を練るべし。書は、必ず、物を書までを云にあらず。讀書して文字を讀覺え、古今の事をしる、是書也。數は天地の數、事物多少をはかる也。數を詳にせざれば度量を不ㇾ知。此皆、容貌の動にして、威儀のよる處也。されば、禮を云ときは、吉凶軍賓嘉に付て各、其禮容あり。飲食の禮あり、衣服の禮あり、家宅の禮あり。すべて、遣問贈答の禮、其器物の取あつかひ、身の進退、言の品あり。曲禮を詳に考へ、本朝古今の制を具にして、時義を以て用捨して、其宜きに可ㇾ叶也。犬馬・金玉・刀劍・酒食、各、曲禮に、其法を出して、今日、これを用ひがたきが故に、こゝに不ㇾ書也。樂は、本朝又八音の樂ありといへども、其制不ㇾ詳。近來、猿樂を翫んで、武家の樂とす。其事、甚捷徑にして、其所ㇾ歌虛妄異端の說多。其所ㇾ舞異樣過奢にして、非ㇾ所ㇾ實。其所ㇾ操、唯、笛鼓を以てして、わづかに、竹革の音あり。尤古樂と不ㇾ可二同ㇾ年語一といへども、世俗、これを以て習はしとす。下として變易すべからず。其歌曲の間又有二事實一の猿樂は、野曲淫聲の及ぶ處に非ず。故に、以ㇾ之爲二伎樂一も、亦たれり。射御の制は、儀禮に射儀の法を詳にす。御法は絕て不ㇾ見。本朝射御の制、尤詳也。具に習練して、其禮を糾明し、君子の道に可ㇾ至。射義に曰、射者進退周旋。必中ㇾ禮。內志正。外體直。然後。持弓矢審固。持二弓矢一審固、然後。可二以言一ㇾ中。此可三以觀二德行一矣と出せり。弓馬は大丈夫の業とする處也。少らくも暇あらには、平生、手習足習て、聊も不ㇾ可ㇾ怠也。而して、弓馬についての禮、さま〴〵品多し。詳に可二究ㇾ理一也。

字書を習、文字讀書の事、是、閑暇の間、可ㇾ付ㇾ心の用也。程明道。作ㇾ字甚敬。嘗謂ㇾ人曰。非ㇾ欲ㇾ字

〔徵〕宮、商、角、羽と共に樂音の名、併せて五音と云ふ。樂書に、五音配夏とあり。
〔角〕禮記月令に、孟春之月、其音角とあり。
〔宮〕康熙字典に、五音中聲曰宮とあり。
〔羽〕大司樂の注に凡五聲宮之所生濁者爲角と見えたり。
〔鸞和之聲云々〕禮記經解篇にも、燕處則聽雅頌之音、行步則有環珮之聲、升車則有鸞和之聲、居處有禮、進退有度とあり、鸞和に又た鑾和に作る、天子の車に附する二個の鈴にて、鸞は衡、和は軾に在り、共に金を以て飾る。

好。卽此是學といへり。手足の用、皆、威儀の所具にして、是をゆるがせに仕るときは、放心の本也。かりそめの手ずさみといへども、傾曲して不正には、其内の所養可知。故に、字畫を習はすにも、放心を以て戒とす。張思叔が座右の銘に、字畫必楷正と云へり。況や、讀書の法、漫なるべからず。其讀所の威儀、放埒にして或は枕を高くして書をひらき、或は寢臥してこれを讀ときは、心こゝに不正を以て、内に記識する所あらず。ことに、古今の聖賢天子高貴の人の行跡名氏、その内にのれり。聊これをゆるがせにせんことは、大丈夫の意ならんや。顏氏家訓に、人の書籍を借ては、愛護をつゝしむ。是を士大丈夫百行の一也といへり。有狼藉几案。分散部帙。多爲童幼婢妾所點汚。風雨蟲鼠所毀傷。實爲累德と論ず。是可愼のゆゑ也。分數は度量の用也。天地人物、此數を不出。つゝしみて、詳に考、今日の營を正しからしむべし。分數不明ば、過不及あつて、皆たがふべし。次に佩玉の事、禮記に曰、古之君子必佩玉。右徵角。左宮羽。玉聲所中也。趨以采薺。行以肆夏。周旋中規。折旋中矩。進則揖之。退則揚之。然後。玉鏘鳴也。故君子在車則聞鸞和之聲。行則鳴佩玉。是以非辟之心。無自入也といへり。是は、立にも、居にも、行步せしむるにも、左右の玉の音の響を合せて、聊おこたらず、肆ならしめざらんための制也。若し、動靜、禮に違ふときは、佩玉の音、其響不和。腰に佩玉あるは、容貌威儀をたゞし、德をこれに可比用也。車には鸞和の鈴を付て、其響を和せしめて、御者の禮をたゞし、内の志を戒しめ、其心を靜ならしむ。すべて、左右佩ものを以て、自其威儀の正しからんことを欲す。是、君子の日用也。如此に容貌をとゝのへて、而して後に、威儀の則、明なるべし。大丈夫の身をとゝのふること如此につゝしみて、初めて君子の道に可入也。動靜所を失、威儀こゝに紛亂するときは、自然に、内の

志放埒にして、其德正しからず。容貌の威儀、悉く內の德にかゝる。其の重きこと可レ知也。

節ニ飲食之用一

師常て曰、凡そ天地の間の生物、飲食せざるときは、身を養ふこと不レ能。是、五行相生の說也。木は水の養を以て長じ、金は土の養に因て生ず。人は萬物の靈なるを以て、五行の養を、ともに全く得て、而して、其天年を全す。一日も飲食かくる時は、この生損す。是、人の飲食を以て、要とするゆゑんなり。子貢問レ政。子曰。足レ食足レ兵民信レ之といへり。洪範の八政に、第一に食を以てす。各、其本とする所あればなり。而ば、飲は水に付、食は五穀によれり。渴し饑て水を求め、食をなさんには、飲食、節を過す。常に飽滿して、飲食をなさんも、又、節をこゆることあり。故に、聖人、初めて飲食を節ならしめて、人の天年を終へしむるに至る也。是、天地生物、必ず飲食あるのゆゑん也。其節、如何してか計らんとならば、唯、至て饑渴せざるを以て節とすべし。今、推して是を論ずるに、人の飲食過不及なき時は、食は三時を以て一囘とす。飲は其半にして一囘す。云心は、朝に起て、辰の刻に食し飲し、而して、三時を隔、未の刻に、又飲食す。是、朝夕の飲食、其節に中る也。天地の變、皆、三數にあたれり。人の腹中、又三時にして、其飲食を消す。飲は其半にして、一囘すべき也。古人、此制を詳にして、初めて、朝夕の食を定めて、饑渴を養はしむ。是、不レ得レ已の天節也。是を過ぐるときは、脾胃損じ、肉、こゝに餘て、氣血、却て弱し。是に不レ及ときは、脾胃うゑて、肉、こゝに損じ、氣血不レ全。各、天然の節をたがふるゆゑなり。此節たがへるの人は、氣質、必ず變あるべし。唯、是を以て節とすべし。

〔子貢〕姓は端木名は賜、衞の人、孔門十哲の一、言語を以て稱せらる、魯衞に相となり後ち齊に終る。

〔問レ政云々〕論語顏淵篇に、子貢問レ政、子曰、足レ食、足レ兵、民信レ之矣、子貢曰、必不レ得レ已而去レ於ニ斯三者一何先、曰去レ兵、云々とあり。

〔洪範〕書經周書の篇名にて、その目九あるより洪範九疇とも稱す、禹の時洛にて神龜これを負ひ禹に與へしと傳ふ。

〔八政云々〕八政は九疇の一、その目に、食、貨、祀、司空、司徒、司寇、賓、師あり、食を第一位に置けり。

〔王制〕禮記の篇名なり。

〔周禮〕周の官制を天地四方に象りて制し、その職掌を詳記せる者にて、周公旦攝政六年の撰也。

〔唐堯の藜藿〕韓非子に、堯之王天下也、茅茨不翦、采椽不斲、糲粢之食、藜藿之羹、云云とあり、藜は「アカザ」、藿は豆の葉也。

〔夏禹の云々〕論語泰伯篇に、子曰、禹吾無間然矣、菲飲食而致孝乎鬼神とあり。

〔八珍〕周禮冢宰膳夫篇に、珍用八物、とあり、注に珍謂淳熬、淳母、炮豚、炮牂、擣珍、漬、熬、肝膋也とあり。

日長ときは晝食し、夜長ときは夜食す。是、二時の食に不足あるときの制也。不足あらずして是を好まんは、節を失に可至也。凡そ、天は地によつてめぐる。人は脾胃の食を以て地とす。食たゆれば、氣不廻。地なければ、天不立が如し。

次に飲食の制あり。其人の俸祿官位に從て、各、相定まる處の飲食を制すべし。位高く祿厚き人は、上品の食を以て養とす。中下、各、これにしたがふべし。其間、分限より儉するにあるべし。過奢は限りなきものにして、多くの費あれば也。王制曰。諸侯無故不殺牛。大夫無故不殺羊。士無故不殺犬豕。庶人無故不食珍。謂敬祭饗。と云。是、人の位によつて、其飲食の制あつて、その間、儉を用る也。周禮に、天子羞用百二十品と云へり。又、公卿大夫禮、燕禮、皆、以て可考。世俗の學者、此わきまへを不知して、しきりに儉約を事とし、つひに利害に陷りて、財寶を山の如くつむに至れり。而して、唐堯の藜藿のあつもの、夏禹の菲飲食を以て證とす。尤可笑。唐堯は少昊・顓頊の末に出で、末世の草昧に業を立て玉うて、飲食の制も詳なるべからず。夏禹は洪水を始め、天下、いまだ其功をはらざることあるを以て、身を奉ずること薄くして、其費を天下の大功に省けり。各、輕重因る所、甚だ其理あり。周に至て、文質ともに相とゝのひ、衣食居の制、尤處を得、食膳の法、八珍の制、ともにそなはれり。是、歷代の損益に非ずや。其わきまへを不知して、天下國家に事なく、財產府庫に充て、位祿相應の飲食を不用は、是、身をいためて庫を富ます也。君子の不用處也。士、その位なく、其祿微にして、又、食の味をこのまんことは、是、大丈夫の質にあらず。飲食においても、猶、忍ぶことを不得ば、何を以てか、忍ぶことを可得や。孔子、士の志於道して惡衣惡食を恥るをば、ともに議るに不足との玉ひ、

顏淵は一簞の食、一瓢の飲にして、不改其樂を歎美し玉ふこと、是各、其分にやすんずれば也。宋の汪信民。嘗言。人常咬得菜根、則百事可做。胡文定公聞之。擊節嘆賞すと云へるは、其分なくしては、其求を重からせまじきため也。世衰へ、風俗すたれて、人皆、飲食を好むこと分に過ぎて、しきりに奇味をなす。こゝにおいて、口味に耽り、躰、常にゆるやかにして、大丈夫の志、日を逐てむなし。是、飲食に節を失て、俸祿豐大なる輩、即て陳食し、微官貧乏の輩は、好味を貪ぶりあやまりあれば也。孟子曰、飲食之人、則人賤之矣。爲其養小以失大也とは、此心なるべし。

又、年老の節あり。人の年に、少・壯・老ありて、幼弱の間は、美食を以て養なはざるときは、氣血全くとゝのほらず。老年の後は、魚肉を以て、老衰の氣血をたすけしむ。七十非肉不飽と云へる是也。年に三段のたがひ有之が如く、人々の氣質に其差別あり。尤可愼其養。又、天の時あり、寒溫燥濕を考へて、寒天には溫物を食とし、溫天には冷物を主とす。燥濕、皆、是に准ず。此節たがふときは、必ず內に病を生ず。而して、飲食、亦不宜。又、土地に付て、其飲食の味たがひ、其物の厚薄善惡あり。是を考へて、飲食を制すべし。況や、祭祀・饗應・飲酒の禮節、古人、既に其制を定む。是を計て時宜に從ふある也。祭祀・饗應・飲酒、各、上中下の差あり。上より下への禮あり。下より上への禮あり。五倫の交接、專これを用ゆ。吉凶軍賓嘉に付て、其制、相こと也。詳に可究理也。

次に飲食之用あり。米は精げたるを不好。米の性を考へ、土地をはかつて飯と可爲。濕地の米は水おほく、燥地の米は水すくなし。眞土の米は性堅くして、味あり。野土の米は性弱にして、性はらゝく。沙地・小石地各別也。如此處を計るべし。鹽は新に煮る所の鹽、口あたりきつくして、性そこぬ。古鹽

〔顏淵云々〕論語雍也篇に、子曰、賢哉回也、一簞食一瓢飲、在陋巷、人不堪其憂、回也不改其樂、賢哉回也とあり、簞は食を盛る竹篋、瓢は瓢果を半折して作れる柄杓の如き飲器なり。

〔汪信民〕名は革、臨川の學者也、青谿類稿、論語直解等の著あり。

〔人常云々〕呂氏師友雜誌に出づ、朱子此語を賞し、此一章を以て小學外篇の末尾に置けり

〔胡文定公〕名は安國、字は康侯、淵の子也、宋高宗の時中書舍人兼侍講となり、累官して給事中に至る、著書春秋傳、通鑑擧要補遺等あり。

の鹽は、やわらかにして不レ損。是を以て、大豆に加へて、俗に味噌と號す。大豆の制法、煮レ之の法、鹽を加る法、或麴米を交ふる制、可レ舂の制、可二積蓄一器の考あり。本朝皆鹽噌を以て汁として、飲のそなへものとす。米噌は脾胃を養に司どる所甚大なり。詳に制法の用を考へて、其味をたらしむべし。而して、酢・醬油・酒、此三の飲水を以て、野菜魚肉の味をとゝのふ。故に、此三味を可レ糾也。酢は血を生じ、酒は氣を益し、醬油は飲ものを能下膈に通じ、收藏せしむるの用あり。茶は味淺くして、脾胃を平にす。魚肉は血氣を損するあり、益するあり。味に五味の品あつて、其質に好惡あり。臭に善惡あつて、氣を損益す。尤詳に其用法を制して、冷物には溫物を加へ、溫物には冷物を入て、其毒を制すべし。是皆、飲食の用たり。珍物奇味、みだりに飲食すべからず。珍物と云は、時に先だつて世に出るもの也。奇味と云は、此國の物にあらざる也。珍物は初めくらふこと多きときは、必あたることあり。故に少しくくらつて、次第に多からしむべし。奇味は必不レ可レ用也。すべて、珍物奇物を貴ぶことは、是味に耽るのゆゑ也。或は脾胃の藥也、或は腎水を增の用ありと云て是を好む。大丈夫の本意に非ず。平生の食味を以て、身を奉じて、生を貪る不レ可。酒色を節にして、腎水をまさんことを不レ可レ好也。しかりと云て、同じく喰所の味を、なり次第にして、出來不出來を、手にまかさしめんことは、又君子の道に非ず。飲食の制則威儀の所レ因也。きりめを正しくし、味を調へんは、鹽梅のこと也。是を疎にすべからず。論語曰。食不レ厭レ精。膾不レ厭レ細。食饐而餲。魚餒而肉敗不レ食。色惡不レ食。臭惡不レ食。失レ飪不レ食。不レ時不レ食。割不レ正不レ食。不レ得二其醬一不レ食。肉雖レ多不レ使レ勝二食氣一。唯酒無レ量。不レ及レ亂。沽酒市脯不レ食と云は、夫子の飲食の用を云へり。禮儀に飯の品、膳の品、飯もの〻品、酒の淸白、すべて飲食の品々、これを詳にし、是を調の制、

〔五味〕鹹、苦、酸、辛、甘を云ふ。

〔論語曰云々〕論語鄉黨篇に出づ。

〔食不レ厭レ精〕厭の義異説あるも、劉寶楠、極の義とせるに從ふべし、飯は必ずしも精白を極めず、惡しきものにて可との意也

〔割不レ正〕周禮天官內饗及び儀禮少牢饋食禮によれば當時肉を割つに一定の數あり、例へば羊豕の如きは必ず十一體に割つ、不正とは妄にこれを割ける也、或は殺すに道を以てせざるものを云ふとの說あり。

〔沽酒市脯〕沽は買、脯は乾肉也、市中にて購へる酒肉の類を云ふ。

〔食齊〕齊は調理せる食物を云ふ。

〔梅〕梅酢也、本草綱目に、或云、梅者媒也、媒二合衆味一とある如く、古へ調味の料として多く用ひらる。

〔鴽釀之蓼〕禮記內則篇に出づ、其の注に、鴽不レ爲レ羹、惟蒸煮切レ之、蓼とあり、鴽は鳩の一種なり。

〔鹽梅〕古へ羹を和するに鹽と梅とを以てす、依て後ち廣く調味をなすを云へり、尙書說命篇に、若作二酒醴一、爾惟麴糵、若作二和羹一、爾惟鹽梅とあり。

〔胾〕切肉を云ふ。

凡食齊視二春時一、羹齊視二夏時一、醬齊視二秋時一、飮齊視二冬時一。凡和、春多レ酸、夏多レ苦、秋多レ辛、冬多レ鹹。調以二滑甘一。其時味、以養氣也。羹用レ梅。鶉羹。鷄羹。鴽釀之蓼と云へる、是、鹽梅の制也。肉曰レ脫レ之、魚曰レ作レ之と云へる類、皆、魚肉の制也。大夫燕食、有レ膾無レ脯、有レ脯無レ膾。士不レ貳二羹胾一と云は、尊卑の禮を云へり。異朝の制、我國法に可レ合にあらざれば、こゝには、其證のために、一端をあらはせり。飮食の制用を不レ具しては、近くは、身を養ことにあやまりあり、遠くは、君父に奉するの禮なし。尤可レ究レ理也。

次に飮食を用ゐるの法あり。曲禮曰。共食不レ飽。共飯不レ澤レ手。毋レ摶レ飯。毋レ放レ飯。毋二流歠一。毋二咤食一。毋レ齧レ骨。毋レ反二魚肉一。毋レ投二與狗骨一。毋二固獲一。濡肉齒決、乾肉不二齒決一。毋レ嘬レ炙。是、古人飮食するの禮也。凡そ當二飮食一て、其禮不レ正は、威儀こゝにかけぬべし。されば、飮食の席に臨んでは、先づ容貌を正し、左右を考へ、長者箸を取て、而して、我これに從ふ。各、長者の禮をうけて可レ用レ之。食することも大口になく、食ときに四方を不レ見、顏色を正しからしむ。箸を持つ處の於、肩背の容、心を可レ付。美品なりと云ども、も、其一色を嗜むべからず。或は多くのそへものを、悉くくらひ散し、或は魚肉をかみて、汁をこぼし、骨をちらし、盤を汚すこと、甚無禮也。舌うちを高く仕り、すう音遠くきこゆる、皆、小人のわざ也。古來は、箸を濡すこと六寸に及を以て、下品の人とす。飮食の間、世事を談じ、口を開き、笑かたること、禮に非ず。是、其大槩也。猶、心を付て、其制法を究明仕るべし。君父の前に侍て、食に預る事あらば、萬の君父の禮をうけて、已、先だつて不レ可二飮食一。祖先嘗めて、こゝろむべき食物等は、皆自先

〔士相見禮〕儀禮の篇名也。

〔君祭先飯〕論語鄕黨篇に、侍二食於君一、君祭先飯とあり、又た禮記曲禮上篇に主人延レ客祭食、祭所先進とある集注に、古人不レ忘レ本、每食必每品出二少許一置二於豆間之地一、以報下先代始爲二飲食一之人上、謂二之祭一、と見えたり。

〔君賜レ食云々〕論語鄕黨篇に出づ、腥は生肉、薦レ之とは祖先の靈に獻ずる也。

〔葱渫〕葱の蒸したるを云ふ。

〔烹飪〕飪は食を煮るを云ふ。

んじて飲食すべし。度々君父の方を向て、左右に色體し、禮容を恭敬すべし。顏色を正し、口容をなくし、口中の音あらしめず。一品一品、恭しく受て、或は拜し、或は揖し、盤を不レ汚、椀を大にけがさず。骨あるもの、核あるものは、皆、是を懷にす。酒は己れ先なむ。すべて其禮多と云へども、毋レ不レ敬の三字を以て、是を守るべし。玉藻曰。君未レ覆レ手不二敢飱一。(覆レ手以循レ咡已レ食之也。)君既徹執二飯與醬一乃出授二從者一。(食レ於二尊者之前一。當二親徹一。)士相見禮曰。若君賜二之食一。則君祭先飯。徧嘗二(臣先嘗也)膳一飲而俟。君命二之食一。然後食。曲禮曰。賜二菓於君前一。其有レ核者懷二其核一。御二食於君一。君賜レ餘。器之溉者不レ寫。其餘皆寫。(寫傳二已器中一。乃食レ之也。)論語曰。君賜レ食。必正レ席先嘗レ之。君賜レ腥。必熟而薦レ之。君賜レ生。必畜レ之といへり。是君父に侍食するの禮也。曲禮曰。侍二食於長者一。主人親饋。則拜而食。主人不二親饋一。則不レ拜而食。玉藻曰。凡食二菓實一者。後二君子一。火食者先二君子一。曲禮曰。侍二飲於長者一。酒進則起拜。受二於尊所一。(近レ尊罇二長者一也。)長者辭。少者反レ席而飲。長者擧未レ釂。少者不二敢飲一と出たり。是長者に侍食するの禮也。曲禮曰。凡進レ食之禮。左レ殽右レ胾。食居二人之左一。羹居二人之右一。膾炙處レ外。醯醬處レ内。葱渫處レ末。酒漿處レ右。卒レ食客自レ前跪。撤二飯齊一。以授二相者一。主人起辭二於客一。然後客坐。玉藻曰。客祭。主人辭曰。不レ足レ祭也。客飱。(美食也。)主人辭以レ疏。云々。是、賓主の禮也。此外、飲食を用ひ、或は給仕配膳の法、或は飲酒の儀、品々多しといへども、本朝の式に異也。其進退禮讓は、よく究理するの輩に學んで、時宜に隨ふべし。

次に、君子は庖厨を遠ざくると云へることあり。庖は宰殺の所と注して、鳥獸を殺し、料理せしむるの場也。厨は烹之飪所と注して、料理のものをあつものし、煮る所の地也。君子是を近づけては、必ず利心きざして、或は吝情の心も生じ、魚鳥を殺生するにつけて、憐心も出、又忍ぶ心も生ず。ともに心

よからず。或は煮炙の臭あり。其こしらへを見て、不レ忍レ食のゆゑんあり。然れば、君子の近つき可レ居所に非ず。故に、これを遠ざくべし。禮記曰、君子遠二庖廚一。凡有二血氣一之類。弗二自殘一也といへり。君子平生、天然の性を養を以て道とす。故に、其心入れ如レ此也。

明二衣服之制一

師曾曰、衣服は人の身を覆て、寒暑を節にするゆゑん也。是不レ得レ已して、其制あるゆゑん也。凡天地の生物、各、羽毛鱗介あつて、身をかくし、其禮容をあらはす。人は倮にして、身に自身の羽毛鱗介なし。これ萬物の靈にして、其知、生物に秀たるを以て、知を以て物を巧み、才を以て其制を宜して、自然に寒暑を時なひ、其禮容を正しくするの本をなはれり。されば、上代は木の葉をあつめて是をつゞり・鳥獸の羽毛を集て・衣服の制として、唯寒暑を時なへり。是、天下創業にして、民のわざ未レ定、其制衣服までに不レ及を以て也。而して、五帝に及で、黃帝、始めて衣と裳との品を定めて、衣裳の制こゝになれり。本朝の往古、又、これに異なることあるべからざる也。然れば、衣服の用、人々皆、不レ可レ無の器にして、其制、又、威儀の設備はるゆゑん也。若衣服は寒をおほふためなりと云て、衣服の威儀を不レ正は、是、黃帝以前の民にして、唯、其天然のまゝ也。今日の民に非ず。黃帝已後においては、天下に其制あり。今、其制を棄んと云は、是、天下の賊民と可レ云也。故に、威儀を正すこと、是又、衣服の制にあるゆゑん也。次に衣服の制のこと、聖人、其衣服に因て德を正し、其身を平直ならしめ、其威儀を正しからしめんことを欲して、こゝに其制を定む。更に、私の便利を以て本とする處なし。天地の大

〔禮記曰云々〕禮記玉藻篇に出づ。

〔五帝〕太古三皇に次ぎて支那を治めし五君主也、數說あり、尙書序及び帝王世紀は、少昊金天氏、顓頊高陽氏、帝嚳高辛氏、唐堯、虞舜を擧げ、史記、大戴禮、孔子家語は、黃帝、顓頊、帝嚳、帝堯、帝舜を數ふ。

〔黃帝〕少典の子、神農氏の季世、炎帝を阪泉の野に破り、遂に推されて神農に代り天子となる、治世の間四方を征して領土を擴め、又た舟車、貨幣、音樂、文字等を制すと傳ふ。

〔林氏曰云々〕文獻通考に出づ。
〔宗彝〕常に宗廟に供へ置く禮器也。
〔黼黻〕黼と黻とを合せて縫取りせるもの、古の天子の禮服也、黼は半黑半白の斧を背合せにせる文、黻は半黑半青の弓形を背合せにせる文也。
〔三辰〕日月星也。
〔致堂胡氏〕名は寅胡安國の弟子也。
〔紞〕冠の兩旁に垂るゝ飾也。
〔綖〕冕の上を覆ひ左右に垂るゝ飾也
〔鞞鞛〕鞞は皮にて製り衣服の上に垂るゝもの、鞛は飾を云ふ。
〔鞶〕革製の大帶也
〔晏平仲〕名は嬰、齊の靈莊景三公に歷仕し相となる。

公を基として、其制法を定む。林氏曰。黄帝始備衣裳之制。舜觀古人之象。繪日月辰星山龍華蟲於衣。繡宗彝藻火粉米黼黻於裳。以象乾坤。以昭衆物。所以彰天子之盛德。能備此十二物者也。便服者。當須有是其服盛德焉。繪以三辰、所以則天之明。尤爲君德之光。自黄帝以來。歷代之制莫不然也と云へり。こゝに、其制其人の位によつて差別をなす。是上下の差別を定め、君臣父子の品を明にして、自然に其分をしらしむるの制也。貴賤尊卑若亂るゝ時は、則過奢に下だり、吝嗇に落て、ともに君子大丈夫の法にあらず。然れば、位を考へ、其祿の多少を計て、相應ずる處の制を究め、其間に儉約をなすべき也。可着用位祿にして不着服ものは、或は公儀に對してその費えを省き、或は私について不得已のゆゑんあらんともがらは、其重に可從也。不然して、衣服分をこえて、見苦しからんには、必ず吝惜に陷りて、其弊ありぬべし。尤可謹也。故に、古來天子より庶人に至るまで、悉く其制法を定め、服章の品を周禮に詳にす。聖人、其思を深くすればなり。致堂胡氏曰。服章之設。所以辨上下定民志也。莫卑乎民。莫尊乎天子。而服同一色。上下無所辨。民志何由定。僭亂由此而生矣。古之聖王自奉儉約。惡衣非食。而事天地宗廟。臨朝廷百官。則等級分明。故其十有二章。黻珽・幅舃・衡紞・紘綖。以昭其度。藻率・鞞鞛・鞶厲・游纓。以昭其數。威嚴尊重。禮無與二。然後人主之勢隆。非廣己以造大。理當然也。故晏平仲爲大國之卿。一狐裘三十年。澣衣濯冠以朝。君子譏其隘曰。難乎其爲下也。隋文儉約。施之宮闈之中燕私之用。可也。與庶人同服。而坐乎廟朝。儉不中禮。不足以爲法矣。是上下の差別をかへては、形こゝに禮を犯すを以て、自然に上を犯すの志生ずべきを以て也。末學の書生此わきまへを不知。堯の鹿裘禦寒。布衣弊形。禹の惡衣服といへるを以て、證して、天子諸侯も民間の服をな

さんことを云、甚あやまれり。其制上に究まり、下其掟を守ては、威儀こゝに立ぬべし。漢の文帝の時、賈誼上疏曰。今民賣僮者（僮謂隷妾。）爲之繡衣絲履偏諸緣、內之閑中。（閑賣奴婢。）是古天子后服。所以廟而不宴者也。而庶人得以衣婢妾。白縠之表。薄紈之裏。緁以偏諸。美者黼繡。是古天子之服。今富人大賈。嘉會召客者以被牆。古者以奉一帝一后而節適。今庶人屋壁。得爲帝服。倡優下賤。得爲后飾と論ず。是等に至て、聖人の禮法悉く廢し、前漢二百餘年は、未だ衣服の制定まらず、後漢の顯宗、其制を改め、唐宋に及んで、殆んど品を定む。爵祿に從て、其衣服不正しては、分必ずみだれ、上は倹にすぎ、下は奢を倹にするに可宜也、上可通。是、君臣の制也。而して、父子・兄弟・夫婦・朋友の間、其衣服の品、是又、其別あるべし。曲禮曰、爲人子者。父母存、冠衣不純素。（冠飾衣緣皆曰純。）孤子當室。而幼無父曰孤。當室、謂爲父後者。冠衣不純采。（素喪色。采畫色。）とみへるが如し。庶子の服は、其紋をたに不出、或其品をかへしむるが如き、是兄弟の服也。男女には其制別也。朋友の會には燕居の服あり、賓主の禮服あり。すべて、其品差別あるべければ、必爵祿計りに不拘、五倫の次第を明にして、其衣服を制せしめ、其分を定むべき也。本朝衣服令を撰して、君臣男女の禮著し。往古の制甚重し。豈、疎にすべけんや。而して一年の間、寒暑によりて更衣の沙汰あり。一月の間、神事・俗節・禮日の制あり。當暑袗絺綌必表而出之。吉日必朝服而朝といへり。又、晝夜の服あり。必有寢衣。長一身有半と云が如し。又、老弱に因て其制あり。五十非帛不暖。童子不裘不帛。不屨絇と出たり。是、專時分を可考也。又、朝廷・燕居・外出、各其服あるべし。朝廷は天下の禮義相定まり、君臣敬み守るの地也。分を守て亂るべからず。燕居して人に不交時は、褻の衣と號して、私居の服あり。是は人に對面せぬ內宮に入ての服也。又、朋友に會しては

〔漢の文帝〕名は恒、高帝の子、漢第三世の帝也、在位廿三年恭倹よく民利を計りき。

〔後漢の顯宗〕明帝と稱す、名は陽、光武帝の第四子、後漢第二世の帝也。

〔衣服令〕大寶令の一、大寶元年の制定也、集解に古記云、衣服、謂禮服也とある如く、王臣諸種の衣服を定めしもの凡そ十四條あり。

〔更衣〕四月及び十月この事あり。

〔絺綌〕絺は葛布の織目細きもの、綌はその粗なるものを云ふ、詩經周南に爲レ絺爲レ綌とある傳に、精曰レ絺、麤曰レ綌とあり。

別なるべし。度々に衣服改めんことも、ことわづらはしきに似たりといへども、禮服を常に着せんは、禮を輕んずるの失あり。褻の衣を着て人に交らんは、彼を侮るに同じ。且、已れが威儀を以て、下の情をも制して、法とらしむること、上下の道也。是、利害を以て云にあらず。褻裘長。短右袂。非衣裳必殺之と云へる、各、その服に品々多きを以て也。

次に冠婚・喪祭・賓客・饗應・軍旅のことに因て、其服其制あるべし。士冠禮に三加の品を出せり、本朝又其禮あり。婚禮に婿婦服の法を出す。尤喪に斬齊・衰齊・大功・緦麻等の制あり。祭に明衣・淨衣等あり。賓客饗應に從て、其服の品あるべし。軍旅の容貌或衣甲冑あり。幷に弓馬に宜しき衣服あり。其服の制、一畢不可仕、共に究明して、其宜に可從也。

次に衣服の用法あり。衣裳は上下の用にして、上は以て心腹手背をおほひ、下は以て腰脚前後を蔽ふ。上を衣と云、下を裳と云。これ衣裳の法也。衣者上躰の服、古者朝服有玄衮。有襦衣。有緇衣。有錦衣。有深衣。其制多相似と也。下躰之服。古者綉裳五色備。前五幅。後四幅。以纁爲之。刺綉於其上と也。而して其制作法、歷代不同也。本朝衣服令に所出尤詳也。而して本朝には、男女皆上に衣を用て、下に袴を用、袴の上に加ふるに有褶之制。令曰。加袴上也。云々。異朝には衣裳あつて、本朝には衣袴あり。其用、本朝の制、甚相叶て腰脚の利多し。而して、衣服の上に袍を着す。袖口濶五位已上一尺爲限、六位已下八寸。女亦準此といへり。其後長保の制、袖濶一尺八寸以下。袴廣不及三幅。或衣袖。袴廣以二尺六寸爲限ともいへり。是定れる制也。猶舊記に從て、其制を可考。近代は便用を專として、衣服の制、甚捷徑になれり。凡そ、衣は腹背を蔽て、寒暑を時なふ。是、不得已のゆゑんにして、其間、

〔斬齊〕次の衰齊と共に意明かならず凡そ喪服には、斬衰、齊衰、大功、小功、緦麻の五別あり、斬衰は三年の喪服にて其織目最も粗く、裁ちしまゝにて裾を縫ふことなし、齊衰は二年の喪服にて裾を縫へるもの也。

〔大功〕九箇月の喪服也、織目齊衰より精也。

〔緦麻〕三ケ月の喪服にて織目最細し

〔袍〕束帶の表衣也文官の着するを縫腋、武官の着するを襖と云ひて各その制を異にす。

〔長保〕一條天皇御宇の年號也。

是を制するに禮を以て節す。故に、身の肉を外にあらはさず。形の見苦きを外に不レ出。能くつゝましめ、袖を長くして、手の形を不レ見。手は必動きやすし。動く時は、非禮のわざありやすきを以て、其形をかくし、手の動くを自然にやめしむ。然れども、手は動くを以て要とするがゆゑに、袖の口を闊して、急に出すに又利あらしむ。是、衣の制作也。袴は前後兩足をおほふ。是又、足の形を不レ出、前後をおほふに、貴人の前に動靜することを利す。足又動て非禮の行ありやすし。故に、其袴の長くして、急に歩むべからず、非禮の行成がたからしむ。然れども、是は動き歩むを以て用とするがゆゑに、上括下括等の制あつて、歩行するに利あらしむ。されば、袍の袖長くして手を蔽、袴のたけ長して足をかくす。手足に非禮の動なからしむるを以て、臣は君の前において、非禮非義の行、自然に不レ能。子又、父之前においても然り。すべて五倫の間、衣裳の制に因て、不レ得レ止して、非禮非義をなすこと不レ能しむ。若し、袍の袖をくゝり擧、袴を上にくゝり、赤脚ならんには、必ず非常の相ありと知るに足れり。古の聖人、其制する處、尤ゆゑあることゝも也。是、禮服の法也。私に於て着用せんには、小袖と號して、ゆきを短くし、袖の下をつゞめ、袖口をせばくして、風寒をのぞき便用を利す。是を褻の衣と云へり。袴はすそを短くし、往來を利せしむ。是唯、私に所レ用にして、聊公事に服するに非ず。孔子、私の小袖は、右の袖を短くし玉へりと、論語に出たり。近代に及んで、專ら便用を事として、褻時ともに、皆、小袖を着用す。近比迄、袖のゆきを短くして、猶、袖の口を闊くして、廣袖と號し、下に袖口せばき下衣を着せりと也。今皆、上下公私とも小袖になれり。專其便用能く、其所レ見捷徑にして、風寒をよく拒ぐを以て也。而して袍のかはりに肩衣を着し、下に袴を着して、其たけを短くし、是が出入を利す。是古來、

〔上括下括〕袴の下の緒を脛の上にて括るを上括、踵の上にて括るを下括と云ふ、又た上代は後世の下括を上括と云ひ、足を全部覆ひて括るを下括と云ひし如し。

〔私の小袖云々〕論語鄕黨篇に、褻裘長、短右袂、と見えたり。

〔肩衣〕肩より背のみに被ひ、前は襟のみにて袖なき表衣也、室町時代より起りしものなるべく、足利義滿内野合戰の時正月元日出仕の諸臣素襖の袖を裾に縛りて出陣せしに起ると傳ふ、室町時代には内々の服なりしが、江戸時代に至りて禮服となれり。

凡下のもの、皆、手足の便用を利して、人の奴隷たるに宜しきを以て、此あつて着之。今、高貴の人も又着之。是、戰國戎衣の便用を受けて、平生の衣服とすれば也。武は專便用を利して、武の要用を必とす。今用ふる處の制、是武の戎衣のすがた也。本朝衣服令、皆唐の制に准ぜり。故に袴の制、又是にしたがへり。文獻通考一百十二に曰、唐德宗貞元十五年。膳部郎中歸崇敬以百官朔望朝服袴非古禮。上疏云。按三代典禮。兩漢史籍。並無袴褶之制。亦未詳所起之由。由隋代以來。始有服者。請罷之。詔可。馬端臨曰。袴褶魏晉以來。以爲車駕親戎中外戒嚴之服。晉制雖有其說。而不言其制。然既曰戒嚴服之。必戎服也。至隋煬帝時。巡遊無度。詔百官從行服褶袴。軍旅間不便。遂令改服戎衣。爲紫緋綠青之服。則所謂袴褶者。又似是褻衣。長袴非鞍馬征行所便者。與戒嚴之說不類。韻書訓褶爲袴。又爲袷也。然袴褻也。袷衣之交領也。則不知所謂袴褶者一物乎二物乎。唐戎服志。群臣服條內有緋褶大口袴。則似是二物。然不知所謂緋褶者衣乎裳乎。云々。然れば袴褶ともに、隋唐の制にして三代の制に非ず。本朝、唐の法にのつとりて、比制あつて、褶をひらみと訓じて、袴の上に加ふと注解せり。表袴は禮服束帶の時用之、下袴は下結の時用ゆと、左府の名目に出たり。本朝の衣服も、古を變じて定制分明ならずして、頗りに、身に宜を以て此用とす。すべて袴計りにかぎらず、諸の衣服、唯、便用をことゝして、禮容を學ぶこと非るを以て、其形、自夷狄のごとくなりて、威儀更に不明。威儀如此時は心氣これにつれて、其本を失て、皆、捷徑を事とす。故に、古人、衣服の制において、其禮を詳にして、若し非服を着するものあれば、次にこれを改めて、其威儀の過不及を論ぜる也。しかれども、世ことに、時ことなるを以て、衣服に不限、皆、今を用ること、專利己の輩は、古の制は甚迂闊也、不足用。今の制、是相應也

〔文獻通考〕杜佑の通典を增補せる書元の馬端臨の撰也

〔德宗〕代宗の長子唐第九世の帝也。

〔歸崇敬〕字は正禮、禮家の學を治め、官、翰林學士に至る。

〔禮服〕即位、大嘗元日節會等の重儀に用ふる正裝也。

〔束帶〕朝廷公事の時用ふる朝服也、禮服と共に、官位文武により其制各異れり。

〔左府〕藤原實熙也滿季の子、從一位左大臣に至り、長祿元年致仕す、拾芥抄、名目抄、行類抄等の著あり、世に東山左府と稱す。

〔名目〕名目抄也、諸公事、禁中名所衣服其他を解義せる書也。

と思ふこと多し。故に、古人衣服の制においても、自身非禮を改ためしめ、亂臣賊子の心をひるがへしめんがため、仁心を能く躰認して、而して、今の制の宜に可從也。古の制宜しと云へども、風俗、皆如此なるに、今に居て、古の形をなさんことは、是又、聖人の變に處するゆゑんにあらず。禮樂の制は天子の所出也。下として、これを改たむ不可也。人に不從、我は我にてたゝんと云は、是又、身を利する也。況や、武士の衣服は、又其制かはれり。本朝の今、武を以て天下の政令を令ければ、下皆、其禮を學んで、本に聖人の心あつて、形に時の宜を守て、君父へ忠孝の形をあらはし、朋友へ禮儀の交をなさんこと、眞の大丈夫と可云也。宋の朱子家禮において、深衣の制を詳にし、甚好て、私居の時服之。其制は、本大戴禮詳に出之。其說に曰、古者深衣。蓋有制度。以應規矩・準繩・權衡。短毋見膚。長毋被土。制十有二幅。以應十有二月。袂圓以應規。曲袷如矩。以應方。云々。其制法甚詳にして、古來の服制、これのみのこれり。故に、時に不叶といへども、溫公朱子は、私に着之と也。是古を慕ふの志深ければ也。後人又これを必として、儒服とせんことは不可也。藍田呂氏曰。深衣之用。上下不嫌同名。吉凶不嫌同制。男女不嫌同服。諸侯朝朝服。夕深衣。大夫士朝玄端。夕深衣。庶人衣吉服深衣而已。此上下之同也。有虞氏深衣而養老。諸侯大夫。夕皆深衣。將軍文子除喪而受越人弔。練冠深衣。親迎女在塗。壻之父母死。深衣縞總以趍喪。此吉凶男女之同也。蓋深衣者。簡便之服。雖不經見。推其義類。則非朝祭。皆可服之。故曰。可以爲文。可以爲武。可以擯相。可以治軍旅也。馬端臨曰。三代時。衣服之制。其可致見者。雖不一。然除冕服之外。惟玄端深衣二者。其用最廣。玄端則自天子至士。皆可服之。深衣則自天子至庶人。皆可服之。蓋玄端者國家之命服也。深衣者聖賢之法服也。然玄端雖曰命

〔大戴禮〕前漢戴德が從來の禮に關する諸書を删除合記せる書にて、八十五篇あり。

〔朝玄端夕深衣〕此語禮記に出づ、玄端は赤黑色の麻にて作れる禮服、端は正の義、袖の形正方たるより云ふ。深衣は衣と裳とを連ねて作れる服にて貴人の常服也。

〔有虞氏〕帝舜也。

〔馬端臨〕字は貴子、樂平の人、宋に仕へ承事郎に至りしが、宋滅びし後隱れて鄕里に教授す。大學集傳、多識錄、文獻通考等の著書あり。

〔三代〕夏、殷〔商〕周を云ふ。

服。而本無等級。非若冕辨之服、上下截然者之比。故天子服之而不卑。士服之而不為僭。至於深衣。則裁制縫衽。動合禮法。故賤者可服。貴者亦可服。朝廷可服。燕私亦可服。天子服之以養老。諸侯服之以祭膳。卿大夫士服之以視私朝。庶人服之以賓祭。蓋亦未嘗有等級也。古人衣服之制不復存。獨深衣則戴記言之甚備。然其制雖具存。而後世苟有服之者。非以詭異。貽譏。則以儒緩取哂。雖康節大賢。亦有今人不敢服古衣之說。司馬溫公、必居獨樂園而後服之。呂榮陽・朱文公。必休致而後服之。然則三君子。當居官涖職見用於世之時。亦不敢。此以取駭於俗觀也といへり。深衣の制のみ、今に其說詳にして、ことに、聖賢の法服、各天地の用に相叶へりといへども、時に於て不相應を服せんは、唯私の服の心に叶へるまゝに、朝服にも着するに同じ。其所習好惡あれども、心にまかせんことは、聖人の道にあらず。理を立て己を利する也。されば孔子曰、丘、少居魯。衣逢掖之衣（深衣也）長居宋。冠章甫之冠（章甫商之冠名、宋殷後。故用此冠）とあり。是其國俗に從ひ玉ふのゆゑ也。中庸曰。仲尼祖述堯舜。憲章文武。上律天時。下襲水土とは、如此の心なるべし。子曰。愚而好自用。賤而好自專。生乎今之世。反古之道。如此者。裁及其身者也との玉へり。孔子雖不欲拘時俗之弊、而も亦不敢不循時世之制れば也。衣服は、威儀かゝる處也といへども、又人身を修むるには、一端の小事なれば、唯水土風俗によつて、其大本を改めしめて、自然に衣服の制までも、古にかへる所あるべし。末に心を盡さんことは、君子の志に不有也。

次に冠のことは、上古衣毛冒皮。後代聖人見鳥獸冠角。乃作冠纓。黃帝造旒冕。始用布帛といへり。案ずるに、人の身、各其あらはるゝ所なからしめて、頭に至ては其服なし。こゝを以て其服を制して、

〔戴記〕禮記の別稱なり。

〔司馬溫公〕名は光字は君實、宋の仁宗以降四代に歷仕し官宰相に至る、元祐元年卒す、資治通鑑の外著書頗る多し。

〔朱文公〕朱熹也、文はその諡也。

〔丘少居魯云々〕禮記儒行篇に出づ、逢掖は腋下即ち袖の大なる衣、儒者これを用ふ、逢は大の意也。

〔旒冕〕旒は冠の前後に垂れ下れる飾の珠、冕は冠の一種也。

〔三才圖會〕天文地理人物草木禽獸等書實の事物を圖解せる者、明の王圻の著、百六卷也。

〔弁〕釋名に、弁、如兩手相合抃時也、以韋爲之、謂之爵弁、以鹿皮爲之、謂之皮弁、とあり。

〔周弁殷冔夏收〕禮記士冠篇に出づ。

〔冠の品云々〕冠位これ也、推古天皇十一年十二月始めて是れを制し、十二階となし、大化三年十三階に改め同五年再び十九階となし、天智天皇三年二月更に二十六階に改めしが、同十年位階を制定して是れに代へ冠位の制廢る。

其生質の稟をかくし、禮を節す。而して冠に品を定め、上下貴賤をわかてる也。凡そ天子の冠を冕といふ。公卿大夫に至るまで、其品をわけて大禮の時用之。漢制度曰。冕制長尺六寸。廣八寸。前圓後方。其旒皆以五采絲繩貫五采玉。毎旒各十二。垂於冕。有六冕。裘冕無旒　大裘而冕也。祭天上帝之服也。袞冕十二章。袞衣時冕。十二旒享先王。鷩冕九旒　祀先公。毳冕七旒　祀山川。絺冕五旒　祭社稷。玄冕三旒　祀群小。以上これを六冕と云。冠の制歷代に相かはれり。其に文獻通考に出之。三才圖會に其制を圖せり。士は皮弁を服す。冕の制にこと也。馬端臨曰。周以前冠冕之制不詳。然冠之制有三。曰冕。曰弁。曰冠。冕者朝祭之服。惟有位者得服之。弁亞於冕。所謂周弁・殷冔・夏收是也。冠亞於弁。所謂委貌・章甫・毋追是也。弁與冠、自天子至于士。皆得服之。至周而等級始嚴。故大夫雖可以服冕。而私家之祭不得用之。天子不妨服弁。而雖小祀必以冕。蓋冕弁之尊卑。始分矣。上得以兼下。下不得以兼上。然弁有二。曰皮弁。以白鹿皮爲之。其制最古。曰爵弁。則其制下圓上方。如冕而無旒。古者冠禮三加。始緇布冠。次爵弁。皆士服也。大夫則服冕矣。古者雖重冠禮。而於服章之際。視之彌重。故雖天子之元子。始冠亦服士之服。至爵弁而止。而不敢僭用冕。所謂天下無生而貴者。其嚴如此といへり。本朝の冠亦各其位に因て其制あり。往古は冠の品を以て官位の名を定む。凡そ冠のこと其本人の頭の威儀を正くするにあり。されば頭の容傾倒する時は、冠の形かたぶいて、前後の旒則面にあたりぬべし。是不得已して、頭の容い正しきゆゑん也。頭の形正きときは、視聴の動、自然に非禮なることなし。聖人豈是を以て、其粧りとするのみならんや。其所因甚深し。近代に至ては其制相のこるといへども、皆便利を專とするがゆゑに、今の士大夫、唯頭をあらはして首服なし。爰において元服の禮やみ、士冠禮の義絕す。成人の禮不行こと、殆可歎息也。故

に、公庭出仕の輩、自から身の傾側して、威儀のそこぬるを不レ知。或は矮屋によぢ入、或は屏障にもたれ、或は俯仰、時を失て、禮容みだるゝに至りぬ。

次に帶之事、古來は其制品多し。玉藻に革帶大帶のこと出たり。いづれも、衣冠の時の制也。帶以レ素。天子朱裏終紕。羽帶。與二紐及紳一。皆飾二其側一也。大夫裨二其紐及末一。士裨二其末一帶袂絹爲レ之。廣四寸。裨用二黑繒一。廣一寸と也。古來帶を前にて結び、そのあまりをむすびさぐる、此を紳と云。紳垂る三尺と也。紳の外に、紐、ひろさ三寸、長三尺なるを垂るゝ。是又、帶のさがりを考へて、衣服の高低をはかり、威儀を正さしむ。革帶と云は、つくり皮の帶也。是にはかこと號して、金のわなをいたして、屈伸せしめて自由ならしむ。ゆゑに鉤帶とも云也。陳氏禮書曰。內則曰。男鞶革。莊子曰。帶二死牛之脇一。玉藻曰。革帶博二寸。士喪禮曰。韐帶用レ革。笏搢レ於二帶之右旁一。然則革帶其博二寸。其用以繫二佩韍後一。加以二大帶一。而佩繫レ於二革帶一。笏挿レ於二二帶之間一矣。革帶有レ鉤以拘レ之。後世謂二之鉤䚢一。阮諶云。䚢螳螂相以相拘レ帶。謂二之拘䚢一。云々。今世に用ゆる所、專便用を利す。尤心得あるべし。帶は前にむすぶを以て、古法とすといへども、近代袴を着するの制に宜を以て、後にむすぶを用ゆ。武容猶レ用二前紳一也。

次に履の制あり。周禮。屨人所レ掌。有レ舃。有レ屨。鄭氏謂。複レ下曰レ舃。單レ下曰レ屨。唯服冕舃。其餘皆屨といへり。又扉と云あり。草履也と注す。今のわらぐつの如し。ともに足を入て、其形をあらはさしめざるの器也。步行すること輕忽ならしめざらんために、貴人のくつは、皆下にうらをつけ、指の入處の先にかざりを致し、更に足をあらはさず。若し輕くはしらんに、利あらしめんとならば、今の草履の如く、下を一重にして足をあらはし、鼻緒を用て、步に利あらしむべき也。その內履は草を以て致し、

〔莊子〕名は周、蒙の人、老子の學を祖述し莊子五十三篇を著す。

〔士喪禮〕儀禮の篇名也。

〔韐帶〕韐は韋製の前掛にて是れに附せる帶也、儀禮の注に、韐帶、韎韐緇帶、不レ言二韎緇一者省文、亦欲レ見レ韐自有レ帶、韐帶用レ革とあり、韎は晒染の採皮也。

〔鄭氏〕名は玄、字は康成、高密の人、東漢末葉の碩學にて馬融の弟子也、諸經に注すること百餘萬言、著書頗る多し。

履は靴履也と注す。後世に至て金銀の飾を用ひ、尤あやまりと云べし。

次に佩のこと、古之君子必佩玉と云へり。陳氏禮書曰。古之君子必佩玉。其制上有折衡、下有双璜。中有琚瑀、下有衝牙。貫之以組綬、納之以蠙珠。而其色有白・蒼・赤之弁、其聲有角・徵・宮・羽之應。其象有仁・智・禮・樂・忠・信・道德之備。此所以非僻之心無自入也といへり。君子佩玉は、其佩玉を見て己れが德を致し、温潤を玉に可比と云へるの心なるべし。ことに往來ともに、佩玉の聲合ときは、其威儀あたり、玉たがふときは、威儀こゝにそむくを考へて、身躰の威儀不得已して正しからんことを欲するが故に、必佩玉也。而して、天子より士に至るまで其制あり。士は佩瓀玫而縕組綬と玉藻に出たり。內則に子事父母ことを以左右佩用といへり。謂身之兩旁佩帨巾小刀之類以備用と注せり。玉のみにあらず、自ら便用を利するのものを佩る也。孔子去喪無所不佩となれば、便用は云に不足。すべて佩を以て身の威儀を正すによつて也。唐宋に及んで、官人、皆金銀の魚袋を佩す、各其官位に隨へり。魚袋古之算袋。魏文帝易以龜袋。取其先知歸順之義。又唐改以魚袋。取其合魚符之義。自一品至六品以下皆佩と云へり。本朝衣服令に、玉佩の說あり、袋のことあり、專唐の制にひとし。武士橫刀をおび、並に火打袋を佩て、便用を利すといへども、威儀則あることを不知、尤可歎也。

次に笏の制あり。天子より士に至るまで、各其用、詳に禮記に出たり。天子の持玉ふをば珽といへり。天子搢珽。方正於天下也と云、是也。諸侯荼と云、前詘後直。讓於天子也。荼讀爲舒。謂笏爲荼。大夫前屈後詘無所不讓也。將適公所。史進象笏。書思對命といへり。荀卿曰。天子御珽。諸侯御荼。大夫服笏と云、皆同じ儀也。されば天子より士まで、各笏を用て其威儀とす。天子はこれを用て、自事をしる

〔魚袋云々〕以下事文類聚の文也。

〔算袋〕孔子談苑に三代以韋爲算袋、盛算子及小刀磨石等とあり。

〔文帝〕曹操の子丕也、東漢を滅して魏國を建つ。

〔唐改以魚袋〕事物紀原に、唐高祖給隨身魚、云々、天后改爲龜、後復曰魚とあり。

〔火打袋〕其名早く古事記景行天皇の條に見ゆ、燧鎌・燧石等を納むる外、藥・錢等をも入れしこと諸書に散見す、武士はこれを鞘卷に付く、後世の印籠はこれより變ぜるもの也。

〔荀卿〕名は況、齊に仕ふ、性惡說を唱へ荀子卅二篇を著す。

〔釋名〕釋天、釋地等の廿七類に分ちて事物を訓釋せる書、後漢の劉熙の撰にて八卷あり。

〔張九齡〕字は子壽唐玄宗時代の學者也、官、中書侍郎に至る。

〔しやくと云々〕笏の音骨と通ずるを忌みて也。

〔朱子語錄〕朱熹の門人と問答せる語を集錄せる書也、是等の語は門人各これを錄し池錄、饒錄等世に行はるもの五六種に及べり、宋の黎靖德是等の類本につき重復を刪除し、分ちて廿六門となせるもの即ち此書也

〔晦庵〕朱熹を云ふ

して、身を省み、事を指示す。諸臣は君命をしるし、我所可述をしるし、世事をのせて、君命に應じ、不可忘ことを以て、つとめとし、且、君に指示し奉るの便用とす。管子曰。天子執玉笏以朝日。釋名曰笏忽也。君有命則書其上備忽忘也といへり。有事則書之。故常簪筆。令之白筆。是其遺象也。手版則古笏矣。頭復有白筆。以紫皮囊之。名曰笏とあり。挺の長尺二寸。方而不折。以球玉爲之。笏度二尺有六寸。中博二寸。其殺六分而去一。晉宋以來謂之手版。此乃不經也。五品已上通用象牙。六品以下兼用竹木。唐張九齡。常使人持之。因設笏囊。自九齡始。歷代とも此制あり。本朝衣服令に其事を出して、唐の例に准ぜり。牙の笏、慶賀の笏等あり。笏をしやくと云習せり。朱子語錄曰。今官員執笏。最無義理。笏者唯在君前記事恐事多。須以紙粘笏上。記其頭緒。或在君前不可以手指人物。便用笏指之。此笏常只插在腰間。不執在手中。天子攝齊升堂。何曾手中有笏。攝者是畏謹。恐上階時踏着裳。有顚仆之患。執圭者自是贄見之物。唯是捧至君前。不是如執笏。所以天子執圭時。便足縮々如有循緣。手中有圭。不得攝齊防顚仆。馬端臨曰。圭鎭玉也。笏服飾也。圭則執之以爲信。笏則執之以爲飾。晦庵言。笏只是君前記事指畫之具。不當執之於手。然古者天子亦有笏。豈又藉此以記事指畫乎。蓋朝章之服飾也。但天子之笏以玉爲之。其制似圭。而天子與公侯伯之圭。上銳下方。其形類笏。故後人或誤以圭爲笏。然笏者非執則搢。不可須臾去身者也。若圭則天子以禮神。諸侯以朝見。天子不過當事之時。暫捧之而卽奠之。不常執也。嘗見繪禮圖者。繪上公袞冕執桓圭。左手如取笏之狀。是矣。至卿大夫無圭璧。則端冕盛服而執。所謂搢者在手。殊爲可笑。蓋誤以圭爲笏。誤以鎭信之具爲服飾之具故也。今案ずるに、馬端臨、笏を以て服飾之具とするは又誤れり。聖人何ぞ不入の物を制して、服飾とせんや。天

〔檜扇〕檜の薄板にて作れる扇にて束帶、衣冠、直衣などの時使用す、後世は專ら冬の料となれり、板の枚數は位階により、面の繪樣は年齡により異れり。

〔唐の制に准ず〕大寶の衣服令は唐制に准ずる所多かりしが、其の以後次第に唐風を取り入れ、聖武天皇の御宇始めて冕服を召さるゝに至り、下りて承和九年には天下の儀式男女の衣服は皆唐法によるべしとの詔書を下さるゝに至れり

〔燧人氏〕支那太古三皇以前の君主也始めて燧を打ちて火食の道を教へ、又た結繩の法を定むと傳ふ。

子又記事指畫のことあるべからずと云もあやまれり。笏常に身を不離は、天子も又其可忘失之事、今叡慮におもむく處は、則しるし付けたまふべし。又指畫して侍臣に示し玉ふべし。手指を出さんは、君臣ともに禮に非ざれば也。故に、天子より士に至るまで、笏あるべき也。本朝又笏檜扇の類これ也。俗下れるに及んで、上公より士大夫まで、皆扇を用ふ。是禮の失するゆゑん也。そのゆゑは、扇は暑を除するの器也。臣子君父の前においては、あつしと云とも、みだりに扇をつかふべからざる也。若し是を腰間にさしはさまば、不思に扇をぬいで風をまうけ、失禮に至ることもあるべし。故に、公庭には笏檜扇を用て書思對命、指示して禮を以てして、更に身を利するの用とせず。唯君父に對して、忠孝の思入計り也。身を利し、便用を事として、此扇挿になれり。是又、時のならはしなれば尤不可變。扇を用ゆること、古の笏に相比して、身の便用を先にすることなかれ。

次に男女の服制のことあり。女の服、王后より士庶人の妻に至るまで、尤其制あり。周禮に追師の官あつて、王公の首服を司どり、内司服あつて王后の六服を司る。其制詳に周禮に出で、歷代の制法、皆文獻通考に出せり。其形三才圖會にのす。是を以可考。本朝の制衣服令に出で、唐の制に准ず。是又、德を表し、威儀をしめして・色容の飾とすべからず。二儀實錄曰。爰自黃帝爲冠冕。而婦人之首飾無文。至周亦不過副笄而已。漢宮掖承恩者、始賜碧或緋芙容冠子。則其物自漢始也。又曰。燧人氏。婦人始束髮爲髻。至周王后首飾爲副編。鄭公云。三輔謂之假髮。又曰。燧人始爲髻女以荊杖及竹爲笄。以貫髮。至堯以銅爲之。且橫貫之。舜雜以象牙玳瑁。郭憲洞冥記曰。漢武帝元鼎元年。有神女。留玉釵與帝。故宮人作玉釵と也。女の髮の飾さま〴〵多く、容色に白粉紅臙をぬること、皆、古來三代の制

にあらず。燕脂起レ自レ紂。以二紅藍花汁一凝作レ之。調レ脂飾二女面一。產二於燕地一。故曰二燕脂一といへり。白土粉水銀粉を用て、面に抹すること、猶古の制にあらず。唯、色に耽るがゆゑに、其かざりを專とするになれり。尤可二歎息一也。

次に衣服色采制法のことあり。古來は、皆布を用て其制とす。其後、綿帛のあたゝかなるあつて、こゝにたれり。而して、貴賤、皆、或は表文をゑがき、或はぬひものして、是を以て品をわかちて差別せしむ。其後、色を染分け、そめもの〻ことを詳にす。唐に至て、初めて、士人、皆、織もの〻巧なるを以て上服とす。是貴二女功一之始也といへり。然れば、衣服、皆、布帛を以て本とし、衣之背或はゑがき、或はぬひものして、其家々をわかち、其貴賤を定めて事たれり。凡そ表文を出すには、前後の付所付樣、各以て可レ詳。不レ然時は、是を着して威儀不レ正、自身の傾側をたゞすこと不レ叶もの也。故に、前に付ては、自見て威儀をたゞし、後に付ては、人にみせて、其威儀を改ためしめ、向ときは、君父にその姓名をしらしめ、後よりは、あとに來る人に、其姓名をしらしめんためなれば、自の威儀を正し、人の非禮をうけず、相互に表文して合符とす。是更にかざりに非る也。天子諸侯より士庶人まで、各如レ此ときは、其衣服を見て、其官位を知、表文を見て、其德行姓氏をしり、其出しやうを見て、嫡庶を辨じ、非僻之行をはかる。聖人の制、尤ゆゑありと可レ知也。唐の武德年中に、衣服令を定め、天子之服は十四の品を分け、群臣の服は二十有一品に定め、其制をまちまちに究む。然れども、上世を去ること甚遠して、其采色綿帛、皆以て甚奢れり。豈君子の制ならんや。況や後世に至て、蕃國の珍產多くして、これを以て衣服とす。この國の制法、こと〴〵く失するに至れり。彼夷狄は、唯己れが身を利するを以

〔燕脂起自紂云々〕本草綱目に出づ、事物起原には、古今註曰、燕脂草出二西方一云々、土人以染レ粉爲二婦人面色一、故名二燕脂一、後人効レ之、云々、秦宮中悉紅粧、當二是其物自レ秦始一也とあり、又た廣志には、面脂、魏興以來、始有レ之と見えたり。

〔白土粉云々〕博物志には、紂燒二鉛錫一作レ粉とあり、墨子は禹作レ粉と云ひ、又た事物紀原には、實錄曰、蕭史與二秦穆公一錬二飛雲丹一云々、名曰レ粉、卽輕粉也、此蓋其始也とあり。

〔女功〕女子の手業を云ふ。

〔武德〕唐第十八世信宗の時の年號也

て專とし、國又夷部にして、四時不宜を以て、麻とり桑とること不叶がゆゑに、鳥獸の毛をあつめ、其皮を制して、これが衣服とす。豈、中國の寒暑を時にふが如くならんや。然に、中國に居て、麻布綿帛の寒暑に宜きを棄て、或はにこげの衣を着し、或は木綿のあらきを用ば、中國の人に可稱のことなし。たとへ見にふごとなり、着て宜しと云とも、聖人の法服にあらず。是を用ゆるに不足也。而して、染色のこと、色の正色を以て、高下の品を定むべし。間雜はるの雜物、間色でまことなる色を用ひんは、君子の大に戒むる處也。童子女子は用ゆといへども其養を詳にせんには、童子と云ども、如此の色ある服をなさしむべからざる也。唐人猶然り。朱子曰。自隋煬帝。令百官以戎服從。一品賜紫。次朱。次綠。後世遂爲常服。馬端臨曰。用紫緋綠青爲命服。始於隋煬帝。而其制遂定於唐。然漢夏侯勝傳曰。士明經。取青紫如拾芥。揚子雲亦言。紆青施紫。西漢服章無所考見。史言。祭服用玄纁色。東漢則百官之服。皆袀玄而青紫。乃其時。貴官燕居之服。非朝賀時可服者。丘文莊曰。孔子曰。紅紫不以爲褻服。朱子謂。紅紫間色不正。嗚呼。五胡亂華以來。至於元魏之世。凡中國之衣冠禮服。皆爲所變。一切惡於胡俗。是雖華夏之君。其得以爲身之章者。無復上衣下裳之制。豈但其服色之不正而已哉。自隋以來。以紫緋爲大臣之服。我朝治復古制。品服一以赤。云々。

凡そ間色は四方の色、相交てなるの色にして、純粹なる色にあらず。衣服は威儀のよる處なれば、君子大丈夫の所貴也。然るに、好むにまかせて色をなし、風流によつて婉色を用、利害によつて穢汚のあらはれざるを尊とす。是古制の心に非ず、小人のわざ也。本朝准唐制して、紫色を禁じて、卑賤のものに不令着。其因循する故也。而して、表文を染め出すこと、古來、其制尤も嚴也。其德あらずして、其

〔にこげ〕和毛也、鳥獸の羽毛の細く柔きをいふ。

〔夏侯勝〕字は長公、始昌の子也、歐陽氏に學ぶ、昭帝及び宣帝に仕へ、諫議大夫、光祿大夫、諫大夫、及び太子大傅を歴任す。

〔士明經云々〕漢書夏侯勝傳に、勝毎講授、常謂諸生曰、士病不明經術、經術苟明、其取青紫、如俛拾地芥耳とあり。

〔楊子雲〕名は雄、漢の學者にて詩文に長ず、揚子法言、太玄等の著あり。

〔孔子曰云々〕論語郷黨篇に出づ。

〔虞書云々〕同書益稷篇に見えたり。

〔日月〕衮衣の左肩に日、右肩に月を配し其下に各星辰を畫く。

〔山龍〕左右兩袖の上部に龍を畫き其下に山形を置く。

〔華蟲〕雉子の異稱也、衮衣の前方に一對を畫き、各その下に火の象及び宗彝を畫く。

〔藻〕繡裳の前方に左右一對を畫き其下に各々粉米、黼及び黻を畫く。

〔非帷裳云々〕論語鄕黨篇に出づ、帷裳は朝祭の服也殺は削り去るの意裳の下部を腰部より廣からしむる爲め、兩方より斜に裁つを云ふ。

表文を盛にせんことは、上下の品にあらず。丘文莊曰、我朝凡官品常服、用雜色紵絲綾羅綵繡。庶民止用紬絹紗布。並不許玄黄紫三色。並織繡龍鳳文。違者罪。及染造之人といへり。是等のことを詳にして、其に究明いたすべし。而して、衣裳の幅襞積、裁縫の制を正しくして、疎にすべからず。是古來の法也。不可忽。黄帝作冕。垂旒。目不邪視也。充纊不聽讒言也。虞書。帝曰。予欲觀古人之象。日月星辰山龍華蟲作會。宗彝藻火粉米黼黻絺繡以五采。彰施于五色。作服。女明と出たり。衣冠の間、一つとして、盛德を表し、身を修むるの便りとせずと云ことなし。故に、衣裳の幅、皆天地の數をかたどり、其衣服を着すれば、自非禮の動なきが如くならしむ。深衣制、應規矩繩權衡。制十有二幅。以應十有二月。袂圜以應規。曲袷如矩以應方。下齊如權衡以應平と云へるがごとし。たとへば、帳のはゞ廣くして、一幅を以て二幅にかはらしむるにたれりと云ども、禮服は、必ず天地陰陽の制に從て、其制を正しくすべし。襞積を折ることも又然り。褻の衣、私の處にては便用を利して、或は幅をちゞめ、或はひだを略して、其宜に從ふこと、是又、古の法也。帷裳は禮服にして、其四角に正しきを用て、幅に十二の數を用、襞是褶、積是疊といへども、孔子非帷裳必殺之と出たり。凡裳前三幅。後四幅。象陰陽也。非帷裳則斜裁倒合腰半。下齊倍要。無襞積。而有殺縫也といへり。禮服にはひだをとりて置て、私の襞は、ひだの所をそぎとりて、縫め計りを用ゆるとのこと也。本朝の今、衣裳の制あらざれども、士の所着、唯便用とのみ心付は、是身を利するの一事なるを以て、ひだをたたみ置くべきをも、其たゝみめを略して殺取、不入所に、紵布の不費をよしとして、幅を略し、ひだを去て、捷徑をことゝす。古は下の袴の幅、尤廣して、襞積を多くし、其禮服とす。今は上下ともに幅をつめて、襞積を少くす。ある所

〔車戰法〕支那古代兵車は戰爭の要具にして、一卒即ち百人をして戰車一乘、重車一乘に分ち配する等、部隊の編成も兵車を基とせし也。

〔井地法〕井田法に同じ、方三百步の地を九分して其周圍の百畝づつを八家に與へ、中央の百畝を公田となし八家をして耕せしめ租稅として徵する法也、殷周時代に行はる。

〔簠席〕簠は黍稷を盛り神に供ふる器なり。

〔宣帝〕前漢第七世の帝也。

のひだも、不得已して是をおく。唯、古人の是を以て禮服とし、威儀をたゞし、德行をかへりみ、非禮の動あらしめざらんの爲也と云心、聊も無之。如此なりもて行ば、彼の南蠻北狄の、紅毛を以て身をまとひ、人の膚をつゝみて、袖のあまりなく、裔のとゝのほるあらず、はだかなる身を紅毛にくるみまとうて、餘分なきが如く、つひには獸禽の皮毛戴角して、專己を利するのみに至りぬべし。其機微不戒んや。裁縫の用不正ときは、着用して身に不宜もの也。身に不宜時は、威儀自傾側すべし。故に、衣服のたちめを正しくし、其ぬひめをろくに致すべき也。君子大丈夫の身に着する衣服なれば、其形は疎草にして、たとへ破れたらんに近くとも、其制法は聖賢の法服を用ば、着して、心自快く、威儀こゝに調りぬべし。況や武士の服、其用、又常にひとしからずといへども、本を王道に推して、末を今日の宜に可從也。聊私の便用を事とすべからず。致堂胡氏曰。君子之復古非泥於古也。以生人之具。古之聖人因時制宜。各有法象意義。不可以私智更改之也。用步卒而車戰法亡。開阡陌而井地法亡。建郡縣而封建法亡。以月易日而通喪之禮廢。從事鞍馬而縛軾之義絕。參以胡變而冕黻不復用。尙以盃按而簠席不復施。大抵視便利爲安。日趨於苟簡。而聖人所作法象意義。不復可見。有天下者以智力得之。凡所施設。是今而非古。如宣帝所謂漢家自有制度者。豈不可歎之甚哉。以周家紗幞一事論之。此後世巾幞朝冠之所自始也。古者賓祭喪燕戎事冠。各有宜。紗幞既行。諸冠由此漸廢。紗而用漆爲兩帶上結而後垂。唐以來然矣。稽之法象。果何所則。求之意義。果何所據。然而行之數百年。而莫有以爲非也。治天下者。莫大於禮。禮莫明於服。服莫重於冠。必欲盡善。其必考古而立制。夫亦何獨冠爲然哉。

次に着服之用あり。すべて衣冠より履に至り、佩玉笏に及ぶまで、常に着用することは不レ得レ已を本として、聖人其禮節を定め、服用する時は、則威儀を正而非禮之動自止。是着用の制也。この間において、君子大丈夫心を付る所あらば、服に因て自省に宜しく、服に因て自ら分を安んじ、服によつて視聽容顏の非僻自やむ。聖人の仁心尤可レ歎也。されば、衣冠を着服せんこと、聊も輕疎すべからず。袖のゆきを正し、表紋を合せ、齊をそろへ、帶の緩急を節にして、紳をたれ、佩をさげ、横刀をわきばさみ、首を正しく、視聽容貌を正して、而して坐作動靜を節にあたらしむべし。着用不レ正しては、衣服の宜と云にあらず。たとへ衣服甚正しと云ども、着用すること禮にあたらざれば、君子の本意に非ず。古の服は着用すること不レ正ば、其服ならざるを以て、非僻之情、自やましむ。今は其制あたらざれば、着用の法を以て詳にす。故に、輕疎の生質には、衣服のゆきたけを長くして、手足妄動をやめしめ、重勤の質には、衣服を薄短にして、其動靜を節せしむ。是平生所レ養の法也といへり。而して悪衣悪食をはづる、士の道に志すに非ず。子路衣二敝緼袍一與下衣二狐貉一者上立不レ耻を、孔子稱美し玉へり。學者此心を不レ會して、天下の人、皆、如レ此ならんことを欲す、尤あやまれり。士は微官微祿にして、衣服を逞しくすべきの身に非ず。子路が身、又然り。故に、悪衣において志なし。道に志すのみ也。今大官大祿を得、財寶充滿して、衣服其節を不レ知、しきりに悪衣を着して、是を不レ耻を道と思ふは、是唯、身を利して、聖人之心を不レ知也。所レ謂身を利すると云は、衣服を着かへぬぎかへて、褻晴あるをむつかしく存じて、晴のまゝに私に侍べり、褻のまゝに、公庭賓客祭祀に至る。是身の安佚を好むがゆゑ也。衣服に財を費すことを嫌て、分より遙にきたなびるゝは、是其利害にして、禮にかなはざる也。聖人の教を、意見を以

〔齊〕裳裾也、論語に攝レ齊升レ堂とある注に、衣下曰レ齊とあり、又た禮記曲禮篇の注に、齊謂二裳下緝一也と見えたり。

〔横刀〕太刀に同じ

〔悪衣悪食云々〕論語里仁篇に、子曰、士志二於道一、而恥二悪衣悪食一者、未レ足二與議一也とあり。

〔子路云々〕論語子罕篇に、子曰、衣二敝緼袍一、與下衣二狐貉一者上、立而不レ耻者、其由也與とあり、敝緼袍は古びたる綿袍也、古綿入と云ふが如し、邢疏に緼袍、衣之賤者とあり、狐貉は狐、貉等にて作れる裘也、邢疏に、狐貉衣之貴者とあり。

安んじて樂しむ處たりぬべき也。いづかたに居、何樣にかまへても、家宅に心はあらざると云人は、是上古穴居野處の民にして、今の文質彬々たるを用ゆるのゆゑにあらざる也。案ずるに、居宅之制辨貴賤といへり。其人の官位俸祿を考へ、扶助せしむるの人をつもり、往來の賓客公用會禮のことを詳にして、其階級を守るにありぬべし。而して、其人の年齡、老壯弱によつてかはりあり。尤も時代の考へ風雪の有無をはかり、其制を共にす。其家宅の有る所、都城の遠近、都鄙山のうけやう、川のありさまに因て、各其制作ありぬべし。このゆゑに、士・農・工・商の品、其身の貧福を詳にして、富めりといへども、分をこえて不レ制、貧といへども、あるべき所はあらしめて、初めて家居の法、明なるべき也。此法を本として、宮室の大小内外のわきまへを共にすべし。家宅輕きを貴ぶといへども、其分限に從て、大に致すあり、小に致すあり。一家の内にも、其制大小なくんばあるべからず。室を内外に分て、男女の別を正し、内より外を不レ云、外より内を不レ令レ窺。門を別にし、井をことにし、容地を内外に設て、男女一所にあつまらしめざる、是古來の制也。如レ此詳に其理を究めて、高下大小、皆其位を守て、聊不レ放埒時は、人々自然に其分を守り、職を知て外を願ふことあらず。是居宅の制也。

次に宮室の品を論ずる時は、先づ人を置く所を構ふ。人の内には父母を安置するの室をさきとすべし。父母いまさゞる時は、廟を先んじて、而して家人の居をまうく。是今の屋を長して、人を置くの宅是也。次に我居るの所あり。我平居するの宅を廣からしめ、その内をかまへて、小殿を設けて、親しく心易きものに對面の所とす。其間に寢所を構ふ。是私居において差別して、居間・寢所・對面所あり。次に客殿を設く。大中小は各其人によるべし。爰に又三段をかまへ、親疎尊卑の來客を饗應す。是に

〔文質彬々〕形體と實質と兼ね備はりよく調和せるを云ふ、論語雍也篇に、質勝レ文則野、文勝レ質則史、文質彬々然後君子とあり、彬は說文に、文質備也とあり、廣韻に、文質雜半と見えたり。

〔三段をかまへ〕所謂書院造の制也、古の寢殿造にては母屋、廣廂、簀子の三段自から分たれしも、書院造にては母屋と廣緣との間に高低なきより、上段、中段、下段の制起り、家中の上方の一室に床を更に一段高く設けたる所を上段となし貴客を招ずる場所となせり。

ついて寄り付の宅をまうけ、或は武器をそなへ、或は番兵を置て、内外の非常を禁じ、申し次ぎ給仕するの便用を利す。

次に炊飯の宅あり。これに三段をまうけて、魚鳥を調へ、庖丁を致すの所あり。火を盛にして、これを煮炙り、あつものし、飯かしぐの所あり。水を設け薪を蓄へ、魚鳥・雑菜・果物・酒醬を置の所あり。各其用法を詳にせざれば、其制不レ正也。

次に諸色を貯ひ置くの宅あり。珍器重器文武の器をば、府庫をかまへ、土瓦を厚くして、盗賊を防ぎ、火難をさく。平生出納すべき用器衣服財貨は、所々に納戸をかまへ、あかりをまうけ、鼠穴をさけ、盗賊を防がしめ、不浄捨てまうけて、不浄を一所にいだす。是家宅の式也。内女を置の所も准レ之じて可レ知也。

次に廊をまうけ、庇をかまへ、大宅小宅のつなぎを致し、所々の椽をまうけ、風雨をのぞき、一所一所に詰間をこしらへて、其所の詰番をたゝさしめ、庭上庭下に空地を置。如レ此時は居宅の制こゝに全し。されば、身を以て是を考ふるに、身を置あり、是平生の居間也。来客に對するの用あり、飲食をなすの所あり、身につける器用をおく所あり、又僕を置の所あるべし。たとへ一室の間、方丈のせばきと云ども、此ことはりは更に不レ得レ止のゆゑん也。これを推して、大厦高屋のかまへ、宮殿樓閣に至ると云とも、方丈の居宅を以てわり出して、客殿、雲にそびえ、露臺、天を覆ふにも至るべし。是、内のかまへにして、此外に築地をかまへ、屛をまうけ、或は壘を高くし、或は湟を深くする時は、城郭の制ともなりぬべし。此本を基として、居宅の品を制する、是聖人の立レ法建レ式て、其理をきはめしむるのゆゑ也。

〔庖丁〕もと莊子養生主篇に出でし料理人の名なるが、轉じて料理を云ふに至れり。

〔諸色〕種々の品物の意也。

〔露台〕土を築きて作れる高き臺にて屋根なきを云ふ、卓氏藻林に、露台、台累レ土爲レ之、將以承レ露とあり、漢書文帝紀の注には、以二台上不レ屋顯露一爲レ名、非二謂承露一也と見えたり、我國の露台は廊の一種にて其の制全く異れり。

〔築地〕柱を立て板を添へ、泥土にて其間を塡めて築きたる垣也。「ツイヂ」と訓むは「ツイヒヂ」（築泥）の約にて、地は借字也。

次に宮室の用法あり。宮室を制するに、能く時をはかつて、民の勞をしり、農の時を不ㇾ妨、竹木を截り取るに宜しき時、土石を運送するに利あるの時、すべて諸色、時を以てせざれば、勞而無ㇾ益。緩急、節をはかつて、專天の時を考ふべし。詩序曰。定之方中。美衞文公也。文公徙居楚丘。始建城市。而營宮室。得其時制。百姓悅之。國家殷富焉と出せり。定は北方之宿、營室星也。此星昏而正中するは、今の十月也。是宮室營作の時なれば、民の暇あつて天の時に順也。若其事不ㇾ得ㇾ已時は、唯重に可ㇾ從。されば、門戸之制、道橋の脩造、城郭牆塹は、不ㇾ可一日無焉者也。時を待てつくるべからずといへり。

次に所を計りて、其營作をなさゞれば、必ず營作不ㇾ宜也。水土によつて風寒の甚あり。炎暑のさかんなるあり。雪の多くして、屋にひとしきあり。北をうけて寒く、南をうけて暖なるは、平生なりといへども、國によつて、其たがひあり。東西南北を考へ、山川海陸をつもり、土の品をはかり、水の用を考へて、其水土によるべし。

次に營作の功、人力をつもり、奉行を置、其頭を定め、土石の普請、竹木の作營、大工手傳の用を具にして、其分配組ことに詳にし、營作の制、聊もおこたらず、威儀爰に存すべし。而して、監人を立て、日々に往來して、其勞逸を正し、其賞罰を明にす。如ㇾ此時は、營作自正しくして、其功速になりぬべし。丘文莊曰。古人作ㇾ事。必順天時。察地勢。審土宜。不徒盡夫人事也。而又質之鬼神焉。蓋宮室之建。不ㇾ免ㇾ於勞ㇾ民傷ㇾ財。可ㇾ已未嘗不ㇾ已也。萬一不ㇾ得ㇾ已而爲ㇾ之。必升ㇾ高以望。而審其向勢之可否。降ㇾ下以觀。而察其土地之宜否。考其日景。而觀其方向之正否。稽之卜筮。而考其龜兆之吉凶。無一而不ㇾ善。然後興ㇾ工動ㇾ衆といへり。

〔定之方中云々〕詩經鄘風篇にも、定之方中作于楚宮、とあり、注に、定星昏而正中、於是時、可以營制宮室、故謂之營室、とあり。

〔普請〕もと普く請ふ義也、正名緒言に、本朝中古寵樹浮屠、因挾朝旨、以募建堂塔、此、後來不ㇾ問緇素、通爲工作之目也とあり。

〔龜兆〕龜卜の時龜甲に表はれし割目即ち卜食（ウラバミ）也。

〔榻〕腰掛の一種也。說文に、牀也とあり、玉篇に、牀狹而長謂ニ之榻一と見えたり。

〔地形〕家を建つる際、床の地を平にし築き固むるを云ふ。

〔障子〕もと家屋內の間を仕切る爲め設けし調度の總稱に用ひ、明障子、衝立、襖、格子等を籠めて云ひしが後世は專ら明障子のみを云へり、嬉遊笑覽に、古への障子といへるは多くは衾障子のことにて、今いふ障子はあかり障子なりと見えたり。

凡そ營作の要は貴レ輕にあり。異朝には床榻のことあつて、室中皆板布なり。人の可レ座の處には、床を置榻をまうけて、その間、往來の處は、皆、或は土上を歩行し、或は石瓦をたゝんで歩行せしむ。本朝は、皆、板布をまうけて、便用を制す。是即、人己の利にして、國土の費をかへりみざれば也。しかれば、念を入れ、重く厚く可レ仕の處は、柱に念を入れ、地形を堅くし、棟梁をよくして、上葺を密ならしむべし。不レ入所に入りをついやし、財をすてんことは、皆遊惰のことになりて、專ら人の目を悦ばしめ、奢をきはむるに可レ至也。故に貴レ輕といへり。而して、高下を以て貴賤の分を制すといへり。云心は、家に上段中下段をかまへ、內椽外椽をめぐらして、高貴の人は高床に居し、卑賤のものは位を守て座をへだて、或は中段、或は內外の椽に座して、禮を行がゆゑに、卑賤のもの、自から非常の變あらしめず、非禮を働くことなりがたし。是居宅に高下のへだてあるを以て、自然の分を守り、威儀をたゞすにたれり。況や高に坐しては、非禮の働ある時は、自ら下にあらはれやすし。故に、貴賤自威儀を正すべし。

次に無二隱處一、內外相隔而自令レ正二非僻一といへり。云心は、居所かくるゝ所あれば、必これによつて非禮の働おこりぬべし。居所、人のみる處よりかくれず、內外を堅く隔て、男女不二出入一、仕官各己れが居る所を守り、老壯、若しことなく相阻て、其間、其坐にかくるゝ處なくんば、人誰か非僻のことをなすべきや。是居宅の制によつて、自威儀たゞしかるべし。不レ然時は、閑居の席をまうけて、仕官のものにも隔をなし、彼我のへだて好惡のことあつて、臣、更に內をうかゞはず、常に戶障子を立て、我が居る所をみせしめざる、皆、非僻の行ある輩の居宅と可レ知也。君子大丈夫、更に恥る所なし。內に省みてやましからず。悉く內外通用の隱すべき所あらず。休息すべきには寢所に入るべし。寢所に入には必ず時

〔たいまつ〕「タキマツ（燒松）」の音便、炬火也、和漢三才圖會に、今多用レ松故名二太比未豆一、云々とあり。

〔短兵長兵〕短兵は普通の刀劍の類、長兵は槍などの長き道具を云ふ、又た飛道具なども籠むることあり、西漢書匈奴傳に、其長兵則弓矢、短兵則刀鋋とあり。

〔油突〕油坏（アブラツキ）の義にや。

あり。時をたがへば非禮と云べき也。されば、君子は居安すからんことを不レ求といへり。居の安きを求むると云は、隱居所をかまへ、休息がちにして、身を利し、つとめを失ふことを戒め玉へる也。

次に戒二非常之變一といへり。云心は、唯便用を思て、堅固の用を不レ知時は、文にして武を忘れ、陽にして陰をすつる也。故に、門戶には關鑰のとざしを設け、番の兵を置、非常の變を戒しむるの器用をたくはへ、たいまつ挑灯をかまへて、夜の守りを堅くし、人の可二來寄付一往來の廊には、番兵詰番して、短兵長兵をまうけ、內外より變あらんを防ぐことを利す。凡そ人の可レ出の口、人の往來の道、人の相會する處、皆以て、番人を置て、變を守らしむべし。是人變を防ぐの戒しめ也。故に居宅の制、此變を心得て、內外の防を專とす。さるによつて、門外に辻番所を立て、外の防をなし、門戶の左右に番所を立、往來の地、皆番屋を輕うし、所々に小口をいたし、出入をさへぎり、家宅の中には戶障を立、其開闔の音を高からしめ、番人の居所は、四方をとり拂て、外をうかゞふに利あらしむ。爰において、其制全きが故に、人其番所にあれば、自から外に非常のものなく、盜賊自然に來らざるべし。

次に火難の事。家宅の制、右に隨て、用其理を究めば、內外の火災、殆んどのがれつべし。其の爲は、人の火を專とすることは、四時にて云ば、冬春の二時に風盛なるの時、朝夕にて云ば、二時の食を炊ぐ時、夜明て起くる時也。火をさかんにする處は、食をかしぎ、湯をわかし、あつものするの處、炭薪の集まる處、燭臺油突を置處、圍爐埋火の處也。火を盛にするは、賓客の節、病人あるの節、吉凶について、人多く來るの節也。此品を究理して、火を炊ぐべき竈をば、土を厚くして、水に近からしめ、下に土石をかため、上に火の付よからん物を不レ置、火を多くたくべき家をば、遠くまうけ、空地を置、非水

〔兀然〕動かざる貌なり。

〔史記〕黃帝より漢武帝まで三千餘年間の歷史を編次せる書、總じて百卅篇あり、漢武帝の時司馬談太史公となりて史を編し未だ成らずして卒す其子遷遺意を繼ぐ左傳、國語、世本戰國策等を涉漁して編せるもの本書也、當時は太史公書と云ふ、史記と名づけしは後世のこと也。

〔采椽〕山より採り來りしまゝの椽(タルキ)也。

〔論語曰云々〕論語泰伯篇に出づ、間は罅隙也、無間然とは其の罅隙を指して非議すべき處なきを云ふ。

をたくはへ、火さかんならん時には、監人を以て、火の色、烟の臭をたゞし、火を多く燒たらん時には、監者を廻して、其場を閲せしめ、衆賓客來會の時は、供奉のものゝ火を散らすを改め、內外をめぐりて是をけみす。如此を戒約の制とす。若、火、外に起らば、家上にのぼりてふせぐの輩、財器を運ぶの輩、妻室に從の輩、我に從ふ郞從、各究明して、其宜を制し、火をふせぐの器を多くして、約を定めて其用をなす。如此時は、火災を守禦して理にかなふべし。不得止して燒失すと云とも、其威儀、更に不可亂と云べし。

爰を以て、非常のことに逢とも、居宅の制正しからんには、己れが威儀、更にたがふべからず。家宅其制をみだり、用法、理を不究して、其情のまゝにことをかまへ、用をなすがゆゑに、變起て、心みだれ、威儀を失ふに至りぬべし。たまたま兀然として、世事を輕んじ、變にあひ、火難にあうても、是命也といはん輩ありて、威儀を不失といへども、是唯不格致して、口に天命を云異端の空見也。威儀を不失と云へども、强ひて其說をなす也。不足用。君子大丈夫は、始より終りに至るまで、皆、天地の準繩によるを以て、宮室を營作すれば、水土をかんがへ、空地をはかり、天の時、人事の用、相ならべて、爰に其制を全くするなれば、命を不云して、其家宅を詳にし、其守禦を詳にす。守禦詳にして不得已の時、以て命に歸す。故に、居宅の制を嚴にして、平生の威儀正しく、處變して、其理こまやか也。是、居宅において威儀の說ある故也。學者、此わきまへを不知して、古の聖世、皆、儉約を用ゆ、史記曰。堯之有天下也。堂高三尺。采椽不斲。茅茨不剪。論語曰。子曰。禹吾無間然矣。卑宮室而盡力乎溝洫と出たり、是、居宅を不用、唯、德をつとむるにあり、居宅はあるにまかすべし、と云へり。甚

〔泰山の安〕泰山は山東省泰安府の北に在る山、古より五嶽の第一と稱せらる、依てその大にして動かざる樣を引きて平安の貌に喩ふ、潜夫論に、居累卵之危、而圖泰山之安、とあり。

〔秦の阿房〕秦始皇帝卅五年建てし宮殿にて、秦都咸陽に近し、東西五百歩、南北五十丈と傳ふ。

〔隋の離宮〕隋の煬帝遊覽を好み所在に離宮を設け、其數極めて多かりき

不究其理して、文に泥むゆゑ也。身、いかんしてか修まり、德、いかんしてか發すべきとならば、衣食居の用において、其効し明白也。居宅に心を入て、身ををさめ、德をすつべきと云にあらず。德行は五倫に交はり、身の動靜にあり。五倫に交るに衣食居かくる處なし。身の動靜、又これを不離。故に、よく分をはかりて、其制を聖人の心にまかせ、過不及の失なからしめて、爰に威儀立ぬべし。堯の時に中て、世の草昧未遠。其制作未及家宅。家宅をすつるにあらず。未だ其重き方に制作すべきこと多ければ也。禹又しかり。水ををさめ、民にいとまなきを以て、宮室の美に不及也。今、天下、既に泰山の安きにあり。百工不及處なく、國に溝洫の力をつくすべきあらずして、天子諸侯、皆、堯の行跡を學ばんとならば、時こゝにたがへり。何ぞ用るに足らん。堯禹を今に出さしめば、各宮室の制をいよやかにして、天子諸侯の威儀を明かにすべし。しかりと云て、居宅の分に過ぎて、財をつひやし、民を苦しめなんことは、彼の秦の阿房、隋の離宮にして、不亡ばあらず。故に、聖人、其奢を戒しむ。其言を不心得、口にまかせて辯をなさんことは、腐儒末學のさたにして、君子の貴ぶ所にあらず。居宅の制、尤可愼也。本朝營繕令を選んで、唐の例に准じ、天下の營作を糾明す。而して後、世々に制法を立て、其式を定むといへども、やゝもすれば、過奢にいたり、吝情に過て、其制道に中らず。君子大丈夫、唯聖人所定の本を心とし、時の制に准じて、自氣をうつし、其非僻の心をさるべき也。すべて、家宅につれて所用の諸器、ともに、其制たがふもの也。聊ゆるがせに不可仕也。或は人の目を悦ばしめ、或は遊宴をことゝせんことは、皆、聖人の心にあらざるなり。

詳器物之用

師曰、衣服飯食居宅は身を存するの物にして、一日もなくんば不レ可レ有也。而して、衣服あるときは是を制するの具あり、是をかくるの器あり。をさめかくすの櫃あり。飲食手を以てすること不レ能。爰において簠簋・籩豆・罍爵之飾も出來れり。されば、古は汙尊而抔飲。蕢桴而土鼓といへり。云心は地をほりて樽とし、手を以て掬レ之、土をうつて桴とし、土をきづいて鼓とせり。是、上古の制也。居宅あれば、家宅に相應の品々の器物これあるべし。其上、身の便用を利するの器、几杖筆硯より初め、其品多し。吉・凶・軍・賓・嘉、禮・樂・射・御・書・數について器物あり。軍用には甲冑より刀鎗弓鐵砲の用、馬具の品、皆其法擧て云べからず。而して、其本便用を利し、堅固を要する文武の器物に不レ過也。爰に器物の制、表文ありて、古今に其制作疎密甚多し。然れども、貴賤をはかつて、高下大小をきはめ、疎密をなし、表文に相じるしを出し、德をかへりみ、事をしらしむるの物を表出すべし。唯、目を驚かし、奢をなし、無用の費をいたして、其器物をかざることを不レ用也。されば、飲食の器は、高して、下のけがれを除き、奴僕の手を以て、口にあつる處に不レ令レ中が如き、是也。況や、貴人の前にすゝむるの器は、高衡にのせて、其盛物を高くす。卑賤の蒲匐伏して、手を出して取るに利ならざらしむ。是、不レ得レ已して、人に非禮の形あらしめざるの制也。諸色如レ此と可二心得一。たとへ玩物たりと云ども、銘を記し、語をちりばめて、人、是を汚さしめず。見るときは則語をさとり、久しく持するときは、則戒るに至らしむ。故に、一切の器物、みだりに紛失して狼藉たらしめず。殊に、聖人の名ある文書反古等は、一紙と云ども、聖

〔簠簋〕黍稷を盛りて神に供ふる器也その形につき、說文に簠、黍稷圓器也とあり、又た簋黍稷方器也と見ゆ其他異說頗る多し

〔籩豆〕高き台ある食器也、籩は竹にて作り果物その他乾物を盛り、豆は木にて作り、韲、醢その他の液を納む、共にその量四升也。

〔罍爵〕罍は樽の一種、爵は銅製三脚の盃也。

〔汙尊而云々〕禮記禮運篇に出づ、汙は集韻に、鑿地也とあり、蕢は土塊也。

〔高衡〕高坏也、もと土器の下に輪を添へしを云ひしが後世木にて全體を作附けに製す。

〔先覺〕常人に先んじて道を覺れる者の義也、爰は其の道の先輩と云ふ程の意也。

〔安に居て云々〕易經繫辭下傳に、君子安而不レ忘レ危、存而不レ忘レ亡とあり又た左傳に、書曰、居レ安思レ危、思則有レ備、有レ備無レ患と見えたり。

〔孟子謂云々〕孟子盡心下篇に出づ、仭は周尺の長さ也孔安國は八尺となし、包咸、鄭玄は七尺となし、と云ひ、小爾雅は四尺と云ひ、應劭は五尺六寸と云へり。

に交へて汚さしめず。況や、書籍文筆、聊是をみだりならしむべからざるなり。大丈夫、武器に於て、平生心を盡し、其得たらん方に尋て、其利不利を考へはかるべし。人の身體肥瘦、時にかはり、輕重、年々に違ふもの也。然ば、武具の度量は常に考へはからざれば不レ可レ知。古來の士大夫は、皆、坐席に設け置て、其用を先覺に究理せり。是、大丈夫、安に居て不レ忘レ危の故也。武具馬具、すべて、我用器足にあたらんことを憚るが故に、往來せんには、傍によせて可レ置也。馬は大丈夫の足也。馬あらざらんには、長途を經、險阻を越ることを不レ可レ得。豈、ゆるがせに可レ爲乎。尤可二撫育一。而して、其制法ありて、詳に可レ究二理一也。次に、器物之利。各有レ用。所レ謂制レ之必以レ時べき也。以レ時せざれば、其制其用、疎にして不レ詳。器物。各有二其時一也。又所を考て、其宜き土地をはかり、而して、其地に於て、是を制せしめ、是を置に、其宜き所を以すべし。置に所あらざれば、其物狼藉として早く破れ損ず。是を預けしむるの人あり。預からざれば、詳に不二糾明一を以て、事物あやまり有り。預りの奉行有りと云ども、猶、是をたゞすの監者をおいて、是を巡察してたゞすべし。久しく蓄るときは、濕にあたり、燥によつて、器、必ず損ず。中にも、武器は切々たゞさゞれば、或は外よりして、内むしかみ、或は腐朽して、用たらざるもの也。文器は、唯便用を利す。武具は非常の變を守る器なれば、急に當て損失すれば、大に敗亡するの基たり。監人おこたることなく、能くたゞして、奉行の非を改め、賞罰をなすべし。是、各器物の制法也。

すべて、世上の用器、貴二輕疎一而有レ禮べし。是に心を費さんことは、君子の心に非る也。胡文定公曰。人須是一切世味。淡薄方好。不レ要レ有二富貴相一。孟子謂。堂高數仭。食前方丈。侍妾數百人。我得レ志不レ爲

〔鳳凰〕麒麟と共に國に道行はるゝ時は顯れ、道廢るゝ時は隱ると傳ふる鳥也、雄を鳳と云ひ雌を凰と呼ぶ。

〔溫潤〕溫和なるを云ふ、禮記聘義篇に、孔子曰、昔者君子、比₂德于玉₁焉、溫潤而澤、仁也とあり。

〔卓爾〕傑出せる貌也、論語子罕篇に、如₂有ㇾ所ㇾ立卓爾₁とあり。

といへり。一切世味とは、飲食・衣服・居室のたぐひ也。器物の用、猶以てしかり。然れども其制法に禮を不ㇾ以ときは、威儀こゝにかくべきなれば、疎に輕くすと云ども、專禮の式を守て、上下の義をみだるべからざる也。

次に寶器之用あり。凡そ、世に寶と號する器は、德を天地に比して、氣節・度量・溫潤・風流ともにそなはり、人々、是を以て、自省み、自たゞしつべきの器あるときは、初めて寶器と可ㇾ號也。人、是を全くする時は、聖人と號し、鳥獸に此粧あれば、鳳凰麒麟と號す。器にこれある時は、瑞玉寶器と號す。上古より萬世まで、ともに是を崇敬す。人々、是を以て準則としつべければ也。然れども、寶器幷に麟鳳の類は、世の名物也と云へるも、唯、其德の溫潤風度を云ふ也。聖人に於ては、天地の德にかくる所なく、德、こゝに正しく、知、こゝにあまねく、勇、こゝに卓爾たり。故に、數千歲の間、世に出ること希有にして、寶玉は世々に乏しからざるゆゑん也。而して、是に次では、世をあまねく利して、人の用をたらしむるものを以て寶とすなれば、木火土金水の生々して、米穀・衣服・草木・魚鳥・鹽茶を生じ、器物名劍を出さしむ。皆是、天下の寶にして、一日もなくんばあるべからず。而して、是を交易せしむるに、金銀銅錢の利あつて、有無互にかへて是を利す。こゝにおいて、初めて財を以て寶とするの說あり。

爰に案ずるに、便用の利を本として云時は、一器一物の微も、時に至て寶たらずと云ことなし。殺罰の利劍、ころすものゝためには寶にして、被ㇾ殺ものゝ爲には、甚凶器なるが如し。然れども、一用一事に足つて、萬端に不ㇾ及ものをば寶と不ㇾ號。此財、能く交易利潤す。故に、是を以て財寶と號す。世をわたり、便用をなすに、是に過たる財あらず。是、世々相貴ぶのゆゑん也。玉は君子の寶とする處にして、

便用の利、更にたらず。交易利潤の福なし。故に、小人は是を寶とせず。世以て玉を重寶することあざるは、人皆、利を貴んで、德を不貴がゆゑなるべし。たま〳〵玉を貴ぶの輩は、是を以て金銀にかへんことを思へば也。古は、天子・諸侯・大夫・士・庶人に至るまで、各、玉を身に不離。天子は佩玉とするに至れり。書輯五瑞。既月乃日覲四岳群牧。班瑞于群后と出たり。是は天子より、群々の諸侯にそれぞれの玉をわかち玉はりて、人々、此玉を質の如く、德の溫潤をまなび、玉の光の如く、知の正直を可究のことを示し玉へり。諸侯來朝せんには、拜領の玉をさゝげ、常に不忘不怠、此德行知覺をつくすことを示し奉ること也。然れども、世澆季に及に從て、是を列侯に對し玉ふの證玉として、彼德知を糾明するのゆゑんを失すること、是寶と云ものを不知ゆゑなり。周禮に以玉作六瑞。以等邦國。王執鎭圭。公執桓圭。侯執信圭。伯執躬圭。子執穀璧。男執蒲璧。以玉作六器。以禮天地四方。云々。又。天府掌祖廟之守藏。與其禁令。凡國之玉鎭大寶器藏焉と出たり。中庸に陳其宗器と云ひ、顧命に其宗器と云へる、皆、國の玉鎭大寶器にして。先代所傳の玉どもをつゝしみをさめて、傳世之寶とし、國家を安鎭するの德を比せり。丘文莊曰。先儒謂。玉者純陽之精氣。而聖人之至寶也。將禮於天地四方。而無以歸其誠。乃以玉作六器云々。玉之爲物。自古中國所在有之。觀諸山海經可見矣。在堯舜之世。已用爲圭璧。禹貢之時。楊・梁・雍三州所貢。已有玉石。在戰國時。卞和所獻之玉。出於荊山。漢之時。關中之藍田。幽州之玉田。皆有玉焉。此時。西域未通於中國也。今中國。未聞有出玉之處。而所用之玉。皆自于闐國來。于闐之玉。有白・玄・緑三種。皆出於河。亦與古人所謂玉蘊石而山輝者異。是則中國之玉出於石。而必用撈。外夷之玉生於水。而必用撈也。豈。古今土地生物有不同歟。

〔輯五瑞云々〕書經舜典篇に出づ、五瑞は一に五器或は五器と云へり。

〔顧命〕書經周書の篇名也。

〔山海經〕地理書の一種にて多く神經のことを錄す、司馬遷以前の古書なるも、著書詳かならず、十八卷也。

〔禹貢之時〕禹貢は禹の治水の記錄にして書經夏書に收めらる、爰はその當時の意也。

〔卞和云々〕卞和の楚王に献ぜし玉にて和氏の璧と云ひ後ち趙に傳はる。

〔藍田〕漢書地理志に、京兆藍田縣出美玉、とあり。

〔于闐〕大明一統志は撒馬兒罕國を云ふとなせり。

抑玉乃玉石之精粹者。其生也有限、而取之也有盡耶。況古人以玉比德。無故不去其身。用以爲器用。雜佩之類、不一而足。是以。制字者。如瓊瑶琨璟之類。踰一百。則玉在古多。而爲用類可知矣。今世閭閻小民、有不識玉者。何古如彼之多。而今如此之少耶といへり。而して、世人、皆、玉の寶たることを不知は、便用を專として、情欲をほしいまゝにするの故に、頻りに貨財を以て寶とす。是より、目を喜こばせ、耳を樂ましめ、口の味をよくするの器物を貴、或は古畫墨跡、或は玩器の奇物、世にまれに、俗の乏きを以て、皆重寶として、目、是を視、耳、これをきゝ、手、これを翫び、身、これをまとうて、是を以寶とす。其價を尋ぬるときは、皆、貨財を出して賣買するに、高直のものを大寶とす。甚小人のわざにして、君子の云所にあらず。大丈夫、武器において、劍戟は、其用尤大なれば、是れを貴で寶とするに足れりと云へども、わづか一人を殺し、一身を守護して、身を奉ずるにたれるものは、寶と云ふにあらず。漢の高祖の三尺の劍は、四海を平均するの用廣し。本朝の十握の劍は、外夷拱手の冷光あり。皆以て寶とするに足れり。されども、父祖の手澤の所存、其家について其用あらんには、是一家の寶たり。古人曰、人君於先代所蓄之重器。手澤之所存、心神之所寓、有事於宗廟。則陳之以示其能守。臨終而顧命。即列之以見其全歸。非細故小事。中庸以此表繼述之能。周書以此見傳守之不失。爲人子孫。踐祖宗之位。守祖宗之業。而不能守祖宗之遺物。豈得爲孝乎といへり。こゝを以て云ば、先祖相傳る處は、家の寶として、つゝしみ守らんこと、尤もなりといへども、不入器物を多くたくはへて、是を先祖の重寶と云はんは、却て先祖に辱を與へ、子孫に利欲を教戒するにも至るべし。世に名ある大丈夫と云へども、道に志あらず、聖人の本意を不知がゆゑに、平生、聊か利害の心なき輩

〔瓊璟〕瓊は說文に璧六寸也とあり、又た前漢郊祀志の注に、璧大六寸、謂之瓊、と見ゆ、璟は璧の光あるを云ふ。

〔漢の高祖云々〕漢書高帝紀に、吾以布衣提三尺取天下、とあるに因れり。

〔十握の劍〕十握は刀刄の長さ十握なるを云ふ、書紀神代卷に其名散見す

〔手澤〕俗に手垢と云ふ程の意也。

〔顧命〕君主臨終の際遺言して後事を托するを云ふ、成王崩御の際群臣を顧み命を發せしに出づ。

〔周書〕書經の一部にて周代の記錄也、泰誓三篇以下全部四十篇あり。

も、如ㇾ此、ことに理不ㇾ究して、器物を以て寳とするの輩多し。尤可ㇾ戒也。凡そ寳は、天下の萬民に推及して、其理不ㇾ足と云ことなきを以て寳とす。彼の財貨は乏しきもの〻爲めに甚利あり。大福分の者は用なし。彼の玩器は、もたざる者の爲めに寳とす。多蓄餘分あらんものは、是を不ㇾ屑。然れば、淮して天下の寳と云べからず。學者可二心付一也。

惣論二禮用之威儀一

師の曰、凡そ禮の用は威儀のか〻る所也。禮は一事一物の動靜にか〻らずと云ことあらず。故に身體より器物に至るまで、各法則を明にするは、君子大丈夫の所ㇾ貴也。其間大禮を云ときは、其制に冠・婚・喪・祭の禮あり。賓客・軍旅・相見・嘉禮あり。冠禮と云は、人既に成人して加冠の節に及ぶの時、其禮を行のことなり。儀禮に士冠禮あり。本朝亦重ㇾ之。其制江次第等の記に詳也。武將歴代是を行はる。近くは衣冠の制名すたれたるを以て、士庶人是を不二糾明一して、冠禮の儀こ〻にすたり、成人の禮不ㇾ明也。禮曰。男子十五至二二十一。皆可ㇾ冠。必父母無二期以上喪一。始可ㇾ行ㇾ之といへり。其制甚詳なりといへども、當時不ㇾ用ことなれば、略ㇾ之。司馬溫公曰。古者二十而冠。皆所三以責二成人禮一。蓋將ㇾ責ㇾ爲二人子一爲二人弟一爲二人臣一爲二人少者之行於其人一。故其禮不ㇾ可三以不二重一也。近世以來人情輕薄。過二十歳一而總角者鮮矣。彼責以二四者之行一。豈知ㇾ之哉。往々自ㇾ幼至ㇾ長。愚騃若ㇾ一。由ㇾ不ㇾ知二成人之道一故也。今雖ㇾ不ㇾ能二遽改一。且自二十五一。俟三其能通二孝經論語一粗知二禮義一。然後冠ㇾ之。其亦可也といへり。今の俗冠せずといへども、十五歳以上二十迄の間に、前髪をおとして、是より成人の禮とし、而して幼名を去て字つく。則是冠禮也。

〔江次第〕年中恒例臨時の政事、大小の儀式等を記述せる書にて、具さには江家次第と云ふ。大江匡房の著也。

〔總角〕頭髪を頭の兩端に分ち聚めて角の形に束ぬるを云ふ、童子の髮風なり。

〔論語〕孔子が其弟子及び時人と應答し、又は弟子の相與に問答せる語を錄せる書にて、孔子沒後の編纂に係る、四書に列するは朱熹注にて十卷あり、十三經に列するは何晏の解にて廿卷也。

〔前髪をおとし云云〕此風俗足利時代末より起る。

〔字〕支那にては男女とも成人の禮を行ふと共に字を附す、禮記曲禮篇に男子二十、冠而字、とあり、儀禮士冠篇に、冠而字レ之敬二其名一也とあり、又た同篇に、女子許嫁、笄而字と見えたり、帝王世紀に、少皡帝、名摯、字青陽とあれば、三皇時代より行はれるものなるべし。

〔襄公〕名は午、成公の子也。

〔北方の勇士〕徒に强勇なる者を云ふ中庸第十章に、子路問レ强、子曰、南方之强與、北方之强與、寬柔以敎、不レ報二無道一、南方之强也、君子居レ之、衽二金革一、死而不レ厭、北方之强也、而强者居レ之とあり。

豈ゆるがせにすべけんや。然れば、元服冠禮の前に、其童子成人の敎を詳にして、而して其日に至り、父母に謁して、其禮を行て、字を可レ付也。賓字二冠者一と云是也。賓は擇二朋友賢而有レ禮者一人一用レ之といへり。字は成人の名也。而して冠者謁二父母祠堂一見二尊長一、嘉禮を行て其威儀を正す。禮賓以二三獻之禮一其酹賓。則束帛乘馬。其詳見二于儀禮經傳通解一。程子曰、冠禮廢天下無二成人一。或欲レ如二魯襄公十二而冠一此不可也。冠所二以責一成人之事一。十二年非レ可レ責之時一といへり。女子亦十五にして笄す。是成人の禮也。人既に成人の禮あつては、衣服飮食居宅よりはじめ、身體動靜人の人たる道あり、豈可レ忽乎。是冠禮を重んずる故也。婚禮は二家の好みを合せ、子孫の設をなし、父母に代りて事を行の道爰に究まる。男女の大禮なれば、聊便用を利すべからず。喪祭は子として親々追遠の禮なり。詳に究二其用法一時宜を可レ考。（婚禮者出二夫婦之別一。喪祭者出二子禮之篇一。）而賓客の禮饗應の次第、飮酒の禮、尤可レ愼二其威儀一。（出二朋友章一。）軍旅は士の用にして、死生存亡のかゝる處甚重し。一擧して不レ可レ論。詳に尋、審に思て、其事物の用をたゞし、戰略軍法を可二心得一。唯以二王者之兵一可レ爲レ期也。相見は臣として初めて君にまみえ、或は師友或は長者に謁する、是を相見と云。儀禮に士相見の禮を出す。（出二臣禮一。）具さに其品をたゞし、其用を委くすべき也。嘉禮はすべて吉禮を行住居禮日の制也。以上是等の儀、皆禮の大なるわざなり。大丈夫として禮容を不レ知、唯剛強を專らとせんは、甚鄙劣にして、まことに北方の勇士と可レ云也。大丈夫は勇武剛操を本とすといへども、禮容を放埓にいたし、情欲に從はゞ、文武の器識あるべからず。文武の器識あらずんば、唯伎倆を本とするがゆゑに、彼の眞勇如何してか可レ得や。すべて禮は人の本にして、人倫の交際器物の制皆禮を不レ出。禮こゝに違ふときは、節こゝに失す。節あらざれば、動靜云爲、皆過不及に陷り、天理の宜に不レ可レ合。古の

〔中庸曰云々〕中庸第一章に出づ、須臾は暫時也。

〔彝倫〕は彝は常也人の常に守るべき道を云ふ。

〔百體〕身體諸部分の次第を云ふ、禮記樂記篇に、使耳目鼻口、心知百體、皆由順正、とあり、又た釋名釋形體に、體、第也、骨肉毛血、表裏大小、相次第也と見えたり。

聖人禮を重んじて、品々の制法をたて、人の悪に陥らざるを戒とす。故に大丈夫の事物における、毋不敬を以て心にあてゝ、一生の品節を禮用に合せ、其究理を共さにせば、初めて威儀の則りにあたるべき也。

慎日用

惣論日用之事

師嘗曰。易云。百姓日用而不知。中庸曰。道也者須臾不可離也。可離非道と云へり。人の世に在る、一動一靜、皆是を不出。我これを名けて道とす。知らずと云へども、天地我に形を與て、是に理をそなへ、其用をたらしめ、聖人上代に在て、其彝倫の制を定め、不得止の則りを立てぬ。聖人委に不出といへども、世々是により、人々自是を守る。ゆゑに日々の用る處、悉く道の存する處也。世遠く道次第におとろへて、人物事變あることは、是道の離るゝゆゑ也。しかれども、事變道によらざれば不成。こゝを以て云時は、治亂盛衰の大より、一事一物の變動に至るまで、天地の法則をはなるゝことさらになし。君子大丈夫、能此心を體認して、初めて道をかたるべし。されば身を顧るに、形に耳・目・鼻・口・四支・百體あり。其内に性心・情・意・血氣の差別あり。此一身を用に、行・住・座・臥・視・聽・言・動の用あり。此身を奉ずるに、衣服・居宅・用器・用物あり。飲食・情欲のわかちあり。此身の相接る處に、君臣・父子・夫婦・長幼・朋友の交際あり。其間に吉・凶・軍・賓・嘉の禮出來る。是我一身を顧りみるに、悉く此事物はなるべからず。身に貴賤貧福の差別ありといへども、右の品々は、一つとして缺ることを不可有也。此身を持ち、此心を得て、此事を去りなんと云は、死して而して後に止みぬべし。此間、其理を

〔人壽百歲云々〕莊子盜跖篇に、盜跖曰、人上壽百歲、中壽八十、下壽六十云々とあり、又た九十歲、百二十歲を以て上壽となす說あり。

〔大禹の云々〕晉書陶侃傳に、侃曰、大禹聖人、乃惜寸陰、至於衆人、當惜分陰とあり。

〔孔子の云々〕論語子罕篇に、子在川上曰、逝者如斯夫、不舍晝夜、とあるを云へり。

〔德之流行云々〕孟子公孫丑上篇に出づ、置は驛、郵は早馬也、驛の早馬にて傳ふるよりも速かなりとの意也

〔身體髮膚云々〕孝經に出づ。

詳に究めて、一事をなし、一物を制し、一人と交接し、獨坐すと云へども、皆天地の準則を守て、不可離の道に相叶ひ、天地を仁の躰として、萬物を制せんこと、是君子日用の工夫と云べし。我所說の理、更に不違不可離、因人々皆日用之間。而其心に快きを號して道と云、其内にやましきを人欲と云、唯此兩般のみ也。日用の事、豈に可忽乎。

正一日之用

師嘗曰、人壽百歲に至るを以て上壽とす。大丈夫、唯以今日一日用可為極也。一日を積て一月に至り、一月を積て一年に至り、一年を積て十年とす。十年果て百年たり。一日猶遠し、一時にあり。一時猶長し、一刻にあり。一刻猶あまれり、一分にあり。要を以て云時は、千萬歲のつもりも、一分より出て、一日に究まれり。一分の間をゆるがせにすれば、つひに一日に到、終りには一生の懈怠ともなれり。天地の生々一分の間も止まらず。人間の血氣、一分もつかふることなし。如此して、其天長地久を得、如此して壽命の永昌をなす。德知の流行如此して聖人たり。大禹の寸陰を惜、孔子の水觀をなし玉ひ、德之流行。速於置郵而傳命とは此心なるべし。こゝに案一日之用。先夙起而盥漱櫛。正衣服。佩用具。正其容貌威儀。而靜坐拱手。能養平旦之氣。可看天地生々無已之理。而體認君父之恩義。思量今日之家業。謹在觀。身躰髮膚受之父母。不敢毀傷。孝之始也。立身行道。揚名於後世。以顯父母。孝之終也。事君委其身。為人謀而忠也矣。此間意味深長。而尤可察幾微之動也。既向明則開門戶。清道洒掃。而天氣乎入。地脉乎長。有家事則示諭而詳其敎。其間賓客之來。使价之待。速謁速答。而

無令之遲滯。事君。則夙出仕之。事父母。則察其安否矣。出而事。則其所居其所言全愼。而謀不出其位。侍長者則正禮敬。奉如父兄。能謙退而不爭。凡仕官之途。朝出則先人。夕退則後人。歸宅則謁父母。下氣怡聲安席。而問留守之事。計其急緩。而爲其事。閑則改朝服。靜坐審思省今日之行跡。暇則披書傳。而考古人之言行。知聖賢之趣向。日既沒。則示夜戒。堅約束。而入寢所。寛體休氣、時侍者之勞佚。是夙興夜寐。而仕官省晨之用也。

師又曰。士有燕居之戒。不可不愼。傳曰。仕官之途。以四十爲强仕之年。是出而仕謀而合之節也。然考子孫之量。因君父之命。雖爲弱冠之間。可使之經官途也。士雖仕官。其職務少。而常多閒暇。或賜休暇而燕居。不幸而未仕君。或父母早沒。及遠離。而不得朝夕之恪勤。燕居閑暇之日多。則其志怠。而到放辟邪侈。自稱天地一閑人。不愼家業。殆遂陷禽獸。曾子曰。小人閑居而爲不善。無所不至是也。故閑居之間。不可無教戒。凡大丈夫不爲昭々信節。不爲冥々惰行。故先夙興而潔身。養省認觀。出席諸士。待來賓。或見射御馬速飲食。不饗應招請。而食時有來客。則不改蔬食。共簞醪。徹則盥漱。正容貌。莊威儀。無用事。則握劍控弓。或鐵炮。或長槍。各游其藝。矯骨節。正進退招先覺。到彼許。而更不可怠。久懈。則手足不自由。骨節不相應。身不剛。體不輕。而業闕。古人以運甓致力。其勵志勤力。可併察也。猶暇則閱書。論講兵法武義。窮其事物之理。詳其器用之制。唯宗聖人之所言矣。日既酉。則暮食復禮。復朝食之禮也、朝暮之食、貴疏而速。日云昏、早立燭。而辨物色。去嫌疑。有事則進恪之。無事則靜安氣。凡大丈夫燕居之間。其愼獨如此。則內不疚。不以明暗廢禮。心于廣。體于胖。氣于專一。志有所定向。而放僻邪侈之意無所發。是燕居之戒也。

〔以四十云々〕禮記曲禮上篇に、四十曰强而仕とあり。

〔弱冠〕二十歳を云ふ、禮記曲禮上篇に、人生十年曰幼學、二十曰弱冠とあるに出づ。

〔小人閑居云々〕大學に出づ。

〔共簞醪〕共に約まやかに飲食するを云ふ、簞は食を盛る今の笊の如き粗末なる器、醪は濁酒也。

〔洗耳於潁川〕帝堯の時の高士許由堯の天下を己れに讓らむとするを聞き、我が耳汚れたりとて是れを潁水にて洗ひしを云ふ

〔採蕨於首陽〕伯夷、叔齊の故事也首陽山は山西省永濟縣の南に在り。

〔爾來之食〕禮記檀弓下篇に、齊大饑、黔敖爲食於路以待餓者而食之、黔敖左奉食右執飲曰、嗟來食、揚其目而視之、曰予唯不食嗟來之食以至於斯也、從而謝焉、終不食而死とあり、嗟來之食は嗟（ア）來れとて投與せし食物の意、これを爾（ナンヂ）來れに換へて云へるなるべし。

辨財用受與之節

師曰。有財而不得用。則財皆非財。有用而不重財。則用皆非用。財者以用爲財。用者以財爲用。財用之間更不兩。而財有量用有得也。夫貨財者。給之者。救貧者。省不給。招賢者。聚士之禮用也。交易・有無・利潤・賣買之通物也。用有得則爲貴。用不得。則鄙吝之情日萌。過吝之禍時起。共非君子之道。大丈夫所存唯義而已。若吝財寶。惜器物。則武義自闕如。望大節。而殆不可忘家。思家之切。棄義而遁死。受謗於指頭。及汚於父祖。人面獸心之事。何樂有焉乎。金銀財器有餘之輩。或失國滅家。或易身積財。古今不可枚擧也。夫豪傑之士者。不屑天下國家。或洗耳於潁川。或採蕨於首陽。其氣節高尚。可併也。然有財貨。則棄之山。沈之海。而非欲同土石。此間詳糾其量用耳。又曰。天下之財寶者。天下之財寶。而非一人之財寶。能交易利潤。能通用萬物。故是曰財寶。有財之人。皆言獻費。不知費。金玉盈堂。財器在府。而不知施用。則天下之財。各滯其府庫。而不通天下之用。費蔽何事如之乎。人好財。則大槩吝嗇之。故聖人以財貨不爲寶。不貴難得之財。況藏土器・書畫・銅鐵之器。而寶之。以千金易之。其惑甚乎。

師嘗曰。凡施受之道。君臣上下之義。朋友相接之禮。士之所可愼守也。物無輕重大小。其間皆有義。而或與或受。故與施不以道義則人不喜。士不來。傳曰。使義士不可以財。爾來之食。乞食之賤。不受之。豈可不愼乎。受之道有其義。則不依物之輕重。受之可也。闕一義去一道。則雖千鍾之祿天下之重。不可受矣。故與則考其物之輕重。詳其制法。而用之。以使書言辭。假令雖一个之微一掬之少。

皆志之所寓。義之所存也。彼所受。不感乎。受之之道。送迎辭讓之用。豈可忽乎。不得其道。則與而不感。受而不喜。施與受之間。專可愼也。或曰。士與吝惜而積財。寧施之有餘。

愼游會之節

師嘗曰。士明暗共不怠。而勵志勤行。是其職也。賢賢親親。而設游宴之席。飲酒之禮既行。音樂之和數整。是賓主燕樂之節也。春服而浴風。避暑而艤舟。嘯月而棧山。山間明月。江上淸風、洒々落々。夭々申々。傍花隨柳。是大丈夫之游會也。何唯事讀書字畫。硜々然小人乎。度量于廣。風流于潔。然飯酒必有戒。游宴必有節。一遊一豫。爲諸侯度者。無流連之樂荒亡之行也。文王之靈囿。麀鹿濯々。白鳥鶴々。於牣魚躍。是古之人與民偕樂之戒也。大丈夫于放鷹。于狩漁。豈忘節荒綦乎。尤可愼。

附錄

先生自警

夙興夜寐。事父母。誨子弟。睦親族。養僕從。接賓客。貴志士。矜無能。行有餘力。則學文。各我所志。而其實不厚。只在名聞。故所其爲。不致盡其極。是我尤所可着力自省也。

吾事父母。未能嘗竭力。非口唯言之。心不思之。然其實不厚。昏定晨省之勤亦易缺。父母高年。其所事之日短。不自省乎。

吾於子弟。薄誨而待功。身不厚而責彼重。身不正而欲彼之正。子弟之不化者。身之責薄也。

〔夭々申々〕夭々は顏色和ぎて、寬げる貌、申々は延々せる貌也、論語述而篇に、子之燕居、申々如也、夭々如也とあり。

〔硜々〕廣韻に小人貌とあり、論語に硜々然小人哉を見えたり。

〔文王之靈囿云々〕詩經大雅靈臺篇に王在靈囿、麀鹿攸伏、麀鹿濯々、白鳥鶴鶴、王在靈沼、於牣魚躍、とあるによれり、囿は禽獸を放ち畜へる處なり、鹿は雌鹿、牣は充滿するを云ふ。

〔求備於一人〕論語微子篇に、無求備於一人、とあり、書經君陳篇に、爾無忿疾于頑、無求備于一夫、と見えたり。

〔玩好者喪志〕書經旅獒篇に、玩人喪德、玩物喪志とあり。

〔見義而云々〕論語爲政篇に、子曰、非其鬼而祭之諂也、見義不爲無勇也とあり。

吾御僕從。欲彼能勞役而不休。求備於一人。待彼以君子。是皆逸我四支。專利身。而不致知也。內無德知之化。外無刑賞之具。彼小人何盡其忠乎。強求盡忠。乃怨竟及。且我多利心。故僕從之言利我富家、我私喜之。甚可恥也。

吾於朋友多以不知己。代知慢彼。故半日之交際過和。而以禮不節。不莊以蒞之。不敬以嚴之。竟到慢易浮躁。

吾所毀譽皆辭其所好。而不有所誠。尤可自省也。然諾太輕應。是我代知。而求人之譽也。故詳不盡。其事多乖戾。

吾元不玩好器物。故武之器物之外。其制其用太疎也。凡玩好者喪志也。太疎者不及也。器物亦人間之應用也。

吾生質元太簡。而乏禮容。衣服居宅飲食皆過儉。是居簡而行簡。豈不思宅盡禮容其中節而企望乎。

吾甚計利害。故所言涉利口。所行貴捷便。切欲立己。而不思立人。吾薄德如此。而欲得志。是傷人貽辱。天地之罪人也。天命不與。亦不宜乎。何不思。

吾日老衰。事多懈惰。武教軍容之勤數々怠。且治教日篤。居安必忘危者古之戒也。何不錯志於茲乎。

欲潔己。而亂大倫者。異端也。欲立己。而不顧衆人者。不仁也。欲達己名聞。而背舊官者。不忠也。欲先己之孝。而不與親族者。不孝也。行一善。而伐之者。不知也。見義而不爲者。無勇也。

言之出。行之發。一字之畫。一器之制。皆有其全體相表。豈不自警乎。

吾常忘身。尤可自警。寒族鄙夫。而思同貴族高客。欲長此生。而忘死。惟招欲利身。而忘害其身。

〔裁〕災也。

〔子思〕名は伋、孔子の孫也、父伯魚早く卒せる故曾子の門に入りて學ぶ周の烈公十七年魯繆公の師となり、衞文た衞に仕ふ、衞侯子思の諫を入れざる事あり、依て退きて中庸を作り孔子の道を明にす卒後沂國述聖公に追封せられ、孔子の廟に配祀せらる

〔孟子曰云々〕孟子公孫丑上篇に出づ鎡は鍬、基に鋤にして鎡基は總じて農具を云ふ。

年高而忘血氣之衰。欲得志。而忘知寡德薄。

吾唯恥外人之所見聞。而不自警閭門僕從之所知。恥閭門僕從之所知。而不思皇天后土所鑒。

凡外事者。以慣其事之輩可致之。內事者以閭門僕從可爲鑒。其才德也。以聖敎可致之。意情之機。燕居獨座之愼。以天地可爲鑒。

凡時有勢。不可强爲之。夫子曰。愚而好自用。賤而好自專。生乎今之世。反古之道。如此者。裁及其身者也。子思曰。有其禮。有其財。無其時。君子弗行。孟子曰。雖有知慧。不如乘勢。雖有鎡基。不如待時。

先生子弟警戒

爾子弟。人之輔養。在衣食居日用之間。衣服者。備寒暑。節禮容。隨其職業。設其制裁。疎密染飾。各有用。而着用之法不正。則心亦因之不正。服褻衣。乃心從而佚。着禮服。乃心檢而正。故疎密制裁。表紋着服之法以禮。則自輔養其心氣也。飲食者。時飽饑。養身體。其厚薄各有禮。志士不恥惡食。飽滿暖衣。勤必怠。飲食之間。輕忽放僻。乃失禮容。飲食不以時。從好惡。則飽饑失節矣。居宅避滋風雨露。會衆安人置物守儉應禮。居移氣。古之戒也。水元一。而其所因。或泥沙。或流止。或遠近。各異其性。身之所居。豈可忽乎。日用之事。物心氣惟寓。如器物之輕。能究理盡禮盡形具用則足輔養心氣。

爾子弟檢身。專在愼視聽。視聽者。心之所先動也。故正容貌顏色。而不可輕視傾聽。眼睛數轉。

〔周旋〕取り廻し也　禮記內則篇に、進退周旋愼齊と見えたり。

〔危坐〕正坐に同じ

〔閉寒凍〕寒さの氷いて閉ぢ塞がれる意也。

〔龜手〕手に皸を切らす也。

〔非禮勿視云々〕論語顏淵篇に出づ

〔崇其宗子〕禮記內則篇に、適子庶子祇事宗子宗婦、とあり、宗子は嫡子也。

〔寒族〕輕き家柄也

〔昆弟〕兄弟也。

而所視不正。聽形傾側。而所聽非禮。則心爲之動。

言語者。以寡爲箴。以顧爲愼。可言而言。可答而答。其間存辭讓。色容左右。而後發之。色容亦不以實、則人之所受虛也。凡辭之易發、先利口事辯才。是立己輕卒之失也。平生愼卑劣・懦弱・悠艶・利害・賣買・色欲・淫樂・政之非。人之惡。不須談笑也。凡書札往來。不可必古案。不可用奇文異字。詳時宜厚禮樣。依己之文才。不可容易改俗禮。是禮樂不私議之謂也。常自省。而認我生質之輕重。所長所短。退其所過。進其所不及。凡佚事則先人、勞事則自先。且武之所義。尤在此一事。急警戰事不可讓他。

平生之動容周旋、各道之所存也。不可忽。士唯思軍戰之進退。而不詳於平日之禮容。是非君子之勇也。

久危坐、則足痿痺。而急難奔走。憚寒凍而懷手。閉寒凍而龜手。其難急用。手足之擧動于不仁。則武之用卒缺。然手足之擧動放逸。則背禮容。此間專在練手足肆身躰也。

凡身者。心之所寓居也。行住座臥。顏色辭氣。面之所向。足之所蹈。思其禮容。而漫不擧動。則心茲正也。非禮勿視。非禮勿聽。非禮勿言。非禮勿動。

爾子弟。君臣父子夫婦者。人倫之大綱也。大綱紊。則其才雖括四海。其實不須容天地之間。三綱惟擧。則其本正。其俗厚。而仁道惟存。

親親者。以孝悌爲本。父子于親。兄弟于友。夫婦于別。崇其宗子。矜其寒族。揚善名。祐不能。會族以時。交談以禮。數諫其非。共患難喜樂。人間其父母昆弟之言。則不慝怨。而速改過。討論遷善。

〔不肖〕不才に同じ、漢書刑法志に、人肖天地之貌、とある注に、庸妄之人謂之不肖、言其狀貌無所象似也とあり、又た論衡自然篇に、至德純渥之人、稟天氣多、故能則天自然無爲、稟氣薄少、不遵道德、不似天地、故曰不肖、不肖者不似也、と見えたり。

〔天壤〕天地也、甚しく相隔るに喩ふ

〔毫釐之差云々〕易經に、差以毫釐、謬以千里、とあり釐は厘に同じ。

是親親也。賢賢者。君臣師友之謂也。君臣之義。出父子之親也。事君盡忠。究義詳事。彼身守其位。不辱君命。臣之職分也。於其僕從。能養能敎。節己嗜欲。顧彼勞役。其老衰。其病患。思義而不可放利。是爲上之親也。責師以實事之。傳而習。習而說。人不學者。不知道也。朋友之交。久而敬。以信以和。而後輔以仁。人皆不賢。切惡愚不肖。朋友數疏。

爾子弟。在慎思天地是明也。萬物是安也。唯常畏天地。可循物。則之自然。

平生慎思我所業我所職。家既列武門。生茲長士手。所思在守此義。

冠婚喪祭之大禮。不可以私。能通古今聖賢之法。隨時代之風俗。在不失其大要。

凡事物之用。各究其理。詳其實。以天地之常經。可糾明焉。致知之極。在學問。唯學問。而不致知。則文是害而已矣。

凡可明君子小人之機。君子因天地之大道而少不喩己之利害。小人以成敗利鈍。而衒其才。賣其知。才知之所及。雖同其所根。如天壤。毫釐之差。千里之謬。唯在義利之辨也。慎思茲誡。則智其判然矣。

爾子弟戒哉。勿求四支安佚。勿慢耳目視聽。勿談無用之事。勿必樂人毀譽。勿慢知利己。勿過儉究奢。勿專好樂荒業。戒哉子弟。

先生御僕之警戒

同是人。而其爲上下主從也。天之命也。天下皆主也。彼來爲家僕。其命尤可畏。非我所能。皆天也。僕隷豈可慢褻乎。

彼亦行性情、唯其所習。皆從氣專利。今待彼以君子之道、亦急不可通。在以愚使愚利其利。

家僕之戒、示公禁次家禮天下之大禁者、定契狀、質證人。因他止彼之暴惡。契狀證人詳可致之。不然則有奸曲之患。

僕隷之所樂在飲食。能計其勞。時飲食、詳冷暖、美食太飽則彼苦。太厚則彼慢。自省時可試之。不然、必有司有私。悍強之徒使專之。又專以飽滿、則彼慣而慢易。有無用之費。在考其時。節其勞。奴僕尤好酒、飲之有時。

家僕居宅不詳。則生疾病。考寒暑之節、時其冷暖、其居唯以足容膝。寛乃會聚招他。催逸樂。其地選司長。乃奸曲生。故或以人人便窺之地、或以監士時々改之。速在知其機也。男僕之居、不可近女家。有夫妻之宅。夫不居、則雖親緣、不可令壯夫漫往來。有用事、則兩人相共。凡人飲食既足、則有淫佚之機。尤可戒之。奴隷閑居獨座、則行奸曲。不然則久寢。慢易而生疾。故令設伍雜居其間、屬篤實之者。令爲監士察其機也。

衣服之制、示家禮、正其制裁、不可用異樣。令別褻服禮服。可禁過奢。

爲僕隷設井泉、利其勞役、潔其邊、勿令飲惡水。汲水之家交巡察。可糾其制、改其破損。廁及不淨舍、考遠近、時其掃灑。

其使役也、以時其計彼勞佚、好行小惠、則彼慣而求逸。守休必有時、唯實其腹、而勞其躰、則無他之求。

僕從之病、不可疎。速招醫。備湯藥。巡察詳之。令其伍代看病。及嚴凍則設綿被紙帳。病愈則復其初。巡省而不可令私之。因其病或遣親戚之宅。然猶發監士而察之。且察其實、凡僕從之疾病、多在勞役。故盛暑極寒風濕之節、在時其使役。

僕隷暇日群居而放言。樂其樂、一切不可禁之。唯在戒犯大禁。博奕逸樂之禁。皆邇制也。世或因往

〔容膝〕居室の狹きに喩ふ、高士傳に、結駟連騎、所安不過容膝、食方丈於前、所甘不過一肉、と見えたり。

〔紙帳〕紙にて作れる蚊帳の如き形のもの、夏はこれにて蚊を防ぎ、冬は被りて寒氣を防ぐに用ふ。

〔助長〕ものを助けて却つて事を害するを云ふ、宋の人苗の生長を助けむとて是れを揠き遂に枯槁せしめしと云ふ孟子所載の寓話による。

〔小人〕君子に對し小德の人を云ふ、又た庶民、奴僕等の意或は謙稱に用ふることあり。

〔可使由之云々〕論語泰伯篇に出づ。

辰令節。其日相許而令行之。是令彼不義機以助長也。彼機一動。則相續而不能止。尤在慎其初。其飲食若犴。亦因其時放之。亦可也。一張一弛之道也。

家僕禁與他僕相往行。彼必慣。而放僻之心生。竟陷不義。僕隷者以愚爲貴也。世知數生。則害相成。凡禁夜行。夜久不寢。皆有奸曲。故正于其伍。察其顏色辨氣。速戒機其。

家僕或得年給。或得賞賜之時。必放飲食專逸樂會衆。考此節。令監士不費其財。凡小人者。財豐則有放僻邪侈。失身害人。故其與奪。尤在慎之。

僕隷太乏。則必無常心。其乏必有時。監士早察。或令伍糾之。具其由而在爲其設。

家僕之司事。其職有利。則奸曲生。而家禮以違。風俗竟陷。其徹到犯上爲盜。故詳盡其事。糾其所司。令財勿費。彼所行正。則厚其祿。而不可吝。犯令以盜公財。費公財。勿爲彼之利。

凡依一人之所悕。而不可改令行惠。廣可及衆。而後改令行惠。則其所及正也。

僕隷之使役疾病。詳識日簿。考其功績。厚其祿。

家僕久而篤實。則改其職。厚其祿。其才過則抑之。令彼預應接辨用之事。數以義正之。出納詳。則令彼司出納。以利已幹家事不可重其人。家僕其志勤職利衆爲上。以利主爲下。唯以所其長命其職也。

勞家僕。而專菜園。與民爭利。以之爲利者。非君子之志。彼小人也。我詳其情。節其欲。而令他不陷不義之地。是主之教導也。可使由之。不可使知之。

不可求彼之學已。彼小人也。小人之學人也。皆以從已逸樂。專已之怠慢。不省參較戒。爲安爲

中興鑑言

中興鑑言

論勢

勢猶レ水也。治二乎涓々一。而積二乎漸々一。以至二汗漫澎湃一決而去一。則雖三防以二千里堤一。亦不レ可レ禦也。勢之去二王室一也久矣。原二其所一レ由。亦將何在邪。蓋土地兵甲。勢之實也。本也。禮度名數。勢之文也。末也。二者不レ可二相無一之術。而其能審二輕重一。以制二低昂一者。必先厚二其本一積二其實一。豐大盛强。有三自弸二於其中一。而以レ此而行。無レ所レ不レ可。

さて勢と云ものは、水の樣なるものにて、涓々とするより、始て漸々と積み重て、大河成て、汗漫澎湃て、一方へ決て去になりては、いか程長大なる堤をつきて防ぐといへども、中々禦がれぬものなり。國天下を治むるにも、箇樣の勢なければ、ならぬことなるに、其勢が、天子の御家を去たることが久きこと也。然るに、其去たる由緒を原てみるに、何ぞなれば、土地兵甲の權柄が武家へ移たる故也。先づ一つ根本より申てみれば、蓋し土地兵甲は、勢の正味根本にして、かのもろ〳〵の禮度名數は勢の文なり、枝葉なり。かくしたるもの故、此二つの者は、なくて叶はぬものにて、其よく事の輕重を審かに明らめ、低昂を制人と云ものは、必先づ其正味根本となるものを、丈夫に積み厚くして、自然と豐大盛强になつて、中より弸り立樣にする也。此仕道を以て事を行へば、宜しからぬことはなき也。

〔涓々〕小さき水の流るゝ貌也、涓は說文に、小流也と見えたり。

〔汗漫〕水の廣き貌也、康熙字典に、汗漫は、渺茫貌とあり。

〔兵甲〕兵は武器、甲は鎧也、又兵士をいふ、兵は增韻に、戎器也とあり。

〔弸〕滿つ、みなぎるの意也。

禮度は禮式節度なり。名數は、天下を治る大事、名と云は、中納言・大納言・内大臣・右大臣・左大臣・太政大臣などと、名を以て人を尊卑する作法なり。數は、數かぎりあるに本ノよカりて云。○唐韓愈。方屋漫汗合。註大水也○司馬相如。沸乎暴怒。洶湧澎湃。註水相激也。

自凡正朔之頒、爵位之等、條教法象、冠裳書軌之制、上下達通。唯恐奉行不及。而勢斯張矣。

是一節は、其しるしをあげて、勢の張る形容を云。正朔之頒は、暦を頒ち下さるゝなり。爵位之等は、それぞ〳〵の叙爵なり。條教とは、一ヶ條々々の下への云つけ、法象とは、それぞ〳〵の作法にて、象と云は、かの天地四時にかたどりて、官名を立るやうのことにて、物にかたどりて法を立るによりて云ふなるべし。冠裳とは、冠や衣服なり。書軌とは、書法なり。天子は綸旨、親王は令旨、將軍は御教書と云などと云様なることなり。書は御上の諸事御作法が、天下一つぱいに行渡て、上下遠近の者が、唯其れを奉行ふことの及ばざらんかと、氣づかう様にありて、勢がそこで張たるものなり。

譬之殖粱嚙稃、有以實其腹。而後風采氣色、外溢而旁達也。不食則神羸矣、失實則勢去矣。

此一節は、本を厚くすべきの訣を立たかへりて云。譬へば、丁度、人の肥肉美澤を食ふ様なるものにて、よく腹に足りぬれば、元氣つよくなりて、ほつとりとしたる色つやが、外に溢れ出て、一體に旁く達するもの也。食はざれば神氣も羸れ、體も瘠けるなり。眞に其如く天下を治むるも、其實を失へば、勢が去るなり。

我前神聖王灼知其故也、其仁如天、其明如日。欽畏儉勤、以定所止、以創天下於跋涉討伐

〔韓愈〕字は退之、南陽昌黎の人、唐の德宗、憲宗、穆宗に歷仕し、屡直言して左遷せらる、最も詩文に長ず。〔司馬相如〕字は長卿、成都の人、漢の孝景帝、武帝時代の學者也。〔正朔〕正は年の初め、朔は月の初め也、依て暦を云ひ、轉じて政令をいふ史記に「王者易姓受命、必愼始初、改正朔、易服色」とあり。〔令旨〕もと皇太子三后より出づる公文書を云ひしが、後には親王、法親王、女院より出づるものをも云へり〔御教書〕三位以上の公家并に武家の棟梁たる者より出だす公文書の一也武家の御教書は源

之餘。嗣皇繩々、仰遵貽謀。民籍戎政、柄常在上。亙百千祀。莫有敢違越者。而昇平之久、生爲帝王者。坐億兆之上。長宮帷之中。亢而不降。日就逸樂。爲政則比例。用材則品流。倭歌伶樂。以爲化俗之具。賽神佞佛、寵僧崇巫、以爲祈永命之者。至夫軍國機樞之務。與征行暴露之勞。舉而委之賤有司者。置乎不問。不知天之立君。將以愛斯民。而民之戴我。亦皆前王遺德所致。乃昂然以謂、天上之人、足不踐土。固吾職矣。

此一節は、勢が天子の御家に存して居るわけ、夫たるわけを云。前神聖王は、神武天皇を申奉るか。欽畏儉勤とは、物毎をよくつゝしみ恐れ、質素儉約をよく勤ることなり。以定所止とは、人たるの止り所を定るなり。跋渉討伐とは、諸國をはせまはり、不屆ものなどを討亡しなされたる、御艱難なることなり。卽神武天皇日向國より中ッ國に討ち入り、遂に天下を治め玉ふことなどを云。詳に日本紀に見えたり。繩々は繩の如く引つゞくなり。貽謀は御先祖の殘しおかれたる御掟なり。民籍は民の人數帳にて民を治る上を云。戎政は軍をする政なり。逸樂とは淫逸なる樂み事なり。比例に打任するなり。品流とは、誰は攝政の家筋、誰は參議の家筋と云て、其人の才不才を見ずに人を用るなり。昔は右の通の勢と云訣を、御先祖がよく知し召し玉ひて、天下の業を艱難の際に創め玉ひ、それより代々の天子が、彼御掟によく遵ひ、民人戎兵を治る御權柄が、常に上に在て、幾百萬歲を亙ても、妄に分を飛越えて我まゝをするものもなく、帝德甚盛にて、大磐石の如くなりしに、然るを太平の御代が久くつゞくから、御生れながらすぐに天子の位を踐で、宮帷とばかりの中にて、長ならせ玉ひて、只うへ高くして御座なされ、下情のことは夢にも知玉はぬ。日に淫くなる樂み事が始り、政をするといへば、

賴朝以來行はる。

〔億兆〕萬民と云ふに同じ、國民也。

〔日本紀〕神代より持統天皇までの史實を編年體に記述せる正史、三十卷也、元正天皇養老四年一品舍人親王及び太安麿等勅を奉じて撰す。

〔攝政〕天皇御幼冲の時天皇に代りて萬機の政を總攬する人を云ふ、應神天皇の御宇神功皇后政を攝行し給へるを初めとし、淸和天皇の御宇外祖藤原良房政を攝せるを人臣攝政の初めとす。

〔參議〕太政官にて大臣納言につぐ令外の官也、定員八人、正四位下相當なるが、後には多く三位となる。

只先例に任せ、人を用れば、家筋にまかせ、倭歌や伶樂で國は治り、風俗は直るものと思玉ひて、それより神のつき佛のつきが付て、巫覡山伏や僧などを寵愛し果れて、永命を祈らせて、かの軍國機樞の務や、雨露に暴て、征討に行く樣なる苦勞なることをば、賤き小役人に任せて、打くつろぎて閒玉はぬ也。天から君と云ものを立るは、下々の萬民を愛させん爲め、又民が我を戴き尊むは、御先祖の御遺德と云ことを知り玉はずして、吾は天上の人、黑地蹈ぬが持ち前なりと思し召す也。かくしたること故、いつとなく權勢が下へ移りたり。

呼英傑之人。何代無之。不在上。必在下。藤氏之干政。盤據專迫。已不下咽。因循之際。上下日遠。文武日離。海內控弦之士。隱然歸心於源平二氏。畏其威。懷其恩。甘爲之奴。故時征討勅源平二氏。調發州郡。事則散遣。毋得永有統屬。而二家由此日久。各有部伍。海內武人。往々私相率附如臣僕然。不復知有朝廷。鳥羽帝以下倚賴之。不得已。王室之衰。實由此焉。（文義明カナラズ。）而保元平治閒。淫蕩委惰彌甚。終至自棄三綱。只遺骨肉之亂焉。則我常指爲武人宰吏。不可共齒殿陛之上者。如源義朝也。平清盛也。既已假其手以濟其私。則又不得不答其功以塡其欲。子弟淸要。盈於朝班。食入郡縣。跨於寰內。上皇元相。且遭呵斥幽廢。萎縮以止。由是時也。雖一旅卒。靡得而制其命。兵甲之權移矣。

藤氏とは今の攝家藤原氏なり。盤據專迫已不下咽とは、天子にわだかまり、よりすがり、しきりに迫りかゝると云ことにて、即兒屋命、瓊々杵尊を輔けしより、藤氏代々王朝に勤勞せられ、攝政良房幼君の淸和天皇を弼けて、天下の政を專にせしより、權益盛になり、攝政基經陽成天皇を押しおろし奉て、光孝天皇を立るになりては、權威甚盛になりきはまり、天子は只孤りものになりて何事にも手を

〔伶樂〕音樂也、伶は黃帝の時始めて樂律を制せる伶倫の名に因る。

〔山伏〕もと僧などの山野に起臥して苦行する者を云ひしが、後には專ら修驗者の稱となる。

〔鳥羽帝以下云々〕神皇正統記に、「鳥羽院の御代にや、諸國の武士の源平の家に屬するを止むべしといふ制符度々ありき」とあり。

〔三綱〕君臣、父子、夫婦を云ふ、禮記に、君爲臣之綱、云々とあるに因る。

〔良房〕藤原冬嗣の第二子、天安元年太政大臣、貞觀八年攝政となる。

〔基經〕藤原長良の子、良房の養子、仁壽十八年攝政となる。

かけ玉ふことはならぬを云。因循とはそれなりになりてくるなり。淫蕩はじだらくなり。骨肉は親子兄弟なり。清要とはかなめのよき役よき位なり。食入とは藏納れなり。寰内は海内なり。萎縮はちゞまりこむことなり。一旅卒は五百人なり。其命とは朝廷からの言ひ付けなり。言は、さて／＼歎かしきことは、何の代にても、英傑の人が上になければ下にあらんに、上の如く品流によりて、藤氏ばかりを御用になされたる故、其藤氏の政をするをみるに、無理なることを、天子へしかけて、諸事御胸につかへることのみ也。かくしたることが、それくるみになりてくる中に、上下日々にふさがりて、上が遠くなり、文臣も武臣も、日々心を離つやうになりて、海内弦を控く士共も、隱然と心を源氏や平氏に倚せて、彼が臣奴となることをうれしく思やうになりて、王朝の命令行はれず、それより保元平治の頃になりて、じだらくなることが甚しうして、終に後白河帝崇德帝御兄弟爭亂し玉へば、彼の平常賤き者として殿上へもあげぬ樣なる源義朝や、平清盛などが手を假て、さもしき私し事をすれば、又其功をほめて、恩賞をしたゝかあたへねばならざるなり。さて其子弟が極位顯職になりて、朝廷に滿ち／＼、天下半すぎは彼が知行となりたり。それより王家を輕しめ蔑しろにし、終に法皇を鳥羽の離宮へ幽居、高倉上皇を廢し、關白基房太政大臣師長以下の數々の歷々の位を引奪うて、呵め斥る樣になりて、朝廷の政勢はちゞまりこみて止たり。此時よりしては、僅五百人位の士卒だに、朝廷から言ひ付けすることが、ならずになりて、兵甲の權柄が武家へ移たる也。哀むべきのありさまなり。

尋源頼朝之起。廟謨所幸。賴其盜而除我寇。延其虎而驅我狼。跌足義仲。褫魂義經。惟悖姑息。方逃其哮嚙呑噬之不暇。而關左之地。全然既爲其所有。開府頒邑。置吏命將。攻擊

〔一旅卒〕周禮注に旅五百人とあり。

〔法皇を云々〕治承三年重盛薨ずるに及び、後白河法皇其領國を收め給ひしかば、清盛大に怒り遂に法皇を鳥羽の城南離宮に幽し奉れり。

〔高倉上皇を廢し〕治承四年清盛、天皇に迫りて位を皇太子〔安德天皇〕に讓らしめ奉れるを指す。

〔基房〕藤原忠通の子也、承安二年關白となりしが、事を以て清盛に忌まれ、職を停めて太宰權帥に遷さる。

〔師長〕賴長の子、治承元年太政大臣となる、同三年清盛公卿を配流する數十人、師長亦尾張に謫せらる。

〔追討宣旨云々〕文治元年十月十三日義經密かに仙洞に參りて頼朝追討の宣旨を奏請す、當時義經の外に京を護る者なし、依て其濫行を慮り、同十八日やむなく宣旨を下され、由、東鑑に見えたり。

〔大江廣元〕惟光の子、早く頼朝に屬し、壽永中公文所別當、建久元年政所別當となる、嘉祿元年卒す。

〔[illegible]云々〕文治元年十一月のこと也 但し守護地頭とも此時に始まれるに非ず、此時全國均一に置かむことを奏請せる也。

〔領家〕莊園の所有主を領主と云ひ、領主の三位以上なるを領家と云ふ。

門出。唯其所爲。踞中國、鎭山陽、撞南海、攀西紫、兵之所加、蓋無不徧。而後恫疑虛喝、劫以威虐、幸出總守護之請。一擧取之、源義經居京師、將起兵攻兄頼朝。恐四方不附己、乃請下追討宣旨。聽之。頼朝聞之大怒。既而義經西奔。朝廷惟惧不知所爲。遂命近京諸郡、搜捕義經。頼朝因與大江廣元、謀專擅郡國之制、遣北條時政、諷言。諸國不設兵備、則叛亡如義經者、難時捕誅。宜下國置守護、莊園置地頭、以武人爲之。自爲總守護職、而官私並課支粮、段別五升。朝廷冀得其怒、所言皆聽。或云。賞頼朝功、以爲總追捕使。誤也。

諷言とは、それとなしに云ふこと也。即ち諸國不設兵備云々なり。國と云は即國衙のこと、國衙とは、國の府にある其國の仕置をする役所なり。莊園は地方の知行所なり。古より國衙には、朝廷より人を下して、國政をさせらる、これを國司と云、所謂受領なり。親王公家など、地方の知行を取玉ふは、代官を莊園に下して、其裁制をさせらるゝ、是を領家と云。頼朝廣元が所存は、國衙に守護を置て、國司におしならべて、其國中の盜賊兵亂をしづめさせ、莊園には地頭を置て、領家におしならべて、其所の盜賊を追捕させんと也。實に頼朝總追捕使とならんとの所爲也。官は朝廷の田、私は自分の田なり。支粮とはえだ貢物なり。段別五升とは、田一段毎に五升づつの課役をかけるなり。

由此時也。雖一莊邑、莫不責其課、土地之權移矣。

國の大事は、宗廟にて謀るもの故、廟謨と云。恫疑とは、事が思はくの通にならずして、疑うて居ることなり。虛喝とは、がらくとをらかみをしておどしふすべる意なり。課とは課役とて、百姓への負せもの、田銀などのこと也。右の通、後白河帝朝廷の權柄を淸盛如き者に取られ、おち恐れて居玉ふ折節故、頼朝が起たるは、廟謨の幸としたる也。それが則盜を賴て寇を除き、虎を延て狼を驅る樣なるものにて、あとにては必禍をなするもの也。さて義仲に危ぶめられ、義經におどされ、あたふたと

恠れ悸き、何事も只先其分よとして、哮はすまじきか、否はすまじきかと、逃けまはる暇なくて、其間にいつの間にやらん、關東の地は、全然と頼朝のものとなりたり。さて鎌倉へ役所を建て、邑を分ちて、存分一つばいに四方を攻め撃て、海内諸道の地、殘らず吾物として、終に後白河法皇をふすべおどして、さて總追捕使の請を出して、造作もなく取りたり。此時よりしては、僅一莊一邑といへども、課役をかけぬさきはなき樣になりて、土地の權柄が移たり。哀べきのありさまなり。○史記蘇秦傳云。恫疑虛喝。驕矜而不敢進。註云。虛作恐喝之辭。

爾後天子所食。提封有限。如侯國然。而職田采地。神封僧業。日就剝蝕。如蠶食葉。朝廷不知。雖知不能問。或懷寃者。亦往訴鎌倉。取其聽斷。而上之所出。正朔而已矣。爵位而已矣。其烏足以振乾綱而威民志乎哉。

職田は役領の田なり。采地は知行地なり。神封は神田なり。僧業は寺領なり。懷寃は無失の罪を蒙て居るものなり。聽斷は聽て決するなり。上とは朝廷なり。右の通に在て、それより後は、天子の御藏納れとては、堺ひ限りが有て、丁度一國大名の樣になりたり。其上又公家衆などの職田采地などをも、じりじりと剝り取らるゝことが、丁度蠶の桑を食ふ樣に有也。而るにそれを朝廷には知ず、よしや又知といへども、いかゞしたることぞと、罪を問ふことがならぬ也。かくしたること故、或は寃をいだくものなどがあれば、兎角鎌倉へ行て、頼朝の決斷を受る樣になりて、朝廷より出るものとては、正朔や爵までなり。是にて何と政の大綱を振ひあけて、天下の民人を威すに足るべけんや。存もよらぬことなり。

〔蘇秦〕洛陽の人、鬼谷子の師、合從の利を六國に說き遂にその盟長となる。
〔提封〕知行地也。
〔職田〕又た職分田とも云ふ、王朝時代大納言以上及び外官に授くる田地也、其の廣さは官の高下により同じからず、何れも不輸租田也。
〔神田〕神社の用途に充つる田地也、不輸租田にして賣買を禁ず、仲哀天皇九年四月神田を定めて作らしめたるを始めとす、平安朝の末期より多く神領と呼べり。
〔寺領〕寺院の造營佛事の供料に充つる爲めの田地にて、もと寺田と云ひしが、武家時代より此稱を用ふ。

〔後鳥羽帝云々〕即ち承久の亂也、承久三年五月廿四日後鳥羽上皇御擧兵官軍利あらず、六月十五日上皇より和議の御申出であり、八月七日亂全く平ぐ。

〔隱岐の國へ遷幸〕元弘二年三月後醍醐天皇隱岐へ遷幸せられしを申す。

〔平高時〕貞時の子北條氏第十四代の執權也。

〔手下の云々〕高時暗愚なりしに乘じ高臣長崎高資專横を極め、諸政みな其の欲するところに出でたり、爰は高資などの事を指せるなるべし。

後鳥羽帝、以兒戲之拳、試虎口之呀。一敗遂竄、祇足以煽其虐燄。而後醍醐帝、天資英毅。自即位初、思建明中興。以雪國恥。攘王澤未斬之餘、而乘賊運垂亡之會。始焉勤勵。韜而不發。終焉艱難、挫而不撓。遂得天人合應。而豪俊爭附。義旗所指。摧枯振朽。以殲元兇。勦宿猾。而舉天下之民。載其版籍。稽顙于廷焉、功德之盛、未前聞也。

以兒戲之拳試虎口之牙とは、兒共のたはむれに、にぎりこぶしを虎の口へあてがひてみることにて、至て危きことなり。これ即後鳥羽帝が少勢にて、のさばりかへりたる義時を討んとなされしに譬るなり。英毅は、人に勝れたるしぶとき御生付なり。攘王澤未斬之餘とは、御先代樣の御餘澤が、また民百姓に殘て居て、王朝をあかぬと云ふ所によりてなり。乘賊運垂亡之會とは、賊徒高時の暴逆至極故、北條氏代々の運命が、亡びくちになりたる機會に乘て、中興の御謀を思召し立たせられたると云ことなり。韜而不發とは、よく心に愼て、うかつに軍を起さぬと云ことなり。挫而不撓とは、隱岐の國へ遷幸なりて、御味方が盡たれども、それなりに止めはなされぬと云ことなり。元兇は平高時を指す。宿猾とは、高時が手下の年へたるひすらこき惡人どもなり。其版籍とは、朝廷の人數帳なり。稽顙は額を地に付るなり、朝廷へ事へまつること。右の通、朝廷の威勢が衰へてくるを、後鳥羽天皇が深く憤らせ玉ひて、少の兵を以て、楚忽に北條氏を討ぜんとなされたり。然るに高が少勢楚忽の事故、一戰に打破られて、遠國行幸の辱にあひ玉ひたり。固より御志においては申分なけれども、御功業が遂げざりし故、却て此ケから北條氏虐燄の如威勢を煽きこされたると云もの也。然るに其後、後醍醐天皇と云英主が出玉ひて、御位に即きなさるれば、奮然として國恥を雪めんことを、王澤はまだたえ

ず、賊運はもはや垂亡のよき時節に思召し立たせられたり。其御謀が、始にはよく勤勵し、終の離闕によくこたへ玉ひ、遂に天人の合應を得、義貞高德などの豪傑が、われも／＼と御味方に附き奉て、枯木朽木をたほす如、彼强借の高時を無造作に、粉もなく亡して、天下の民をこと／＼く朝廷へ出て御奉公する樣になされたり。實に功德の盛なること、古も聞ぬことなり。

雖然土地大利。兵甲大臧。小人之所畏。而大人之所爭也。假之之久。人心風習。背此向彼。難可復返。是以彼馴豢養。徼功利。慣爲悍驁。以嗤笑衣冠者。其心固怏々。有如易業喪産。而深姦大志。竊懷觖望。以兒視朝廷者。亦鷹窺狼顧。將待以發於其間焉、一時爲之上者。自非固聰明神武。豁如大度。驅策牢落。大出人意表。有以屈服之。則孰能弭未萌之亂。而完再造之功也。

假之之久とは、賴朝以來天下の權柄を武家へ御假しなされたるが、久しきと云ふことなり。背此向彼とは、民百姓が假し主に背き、借り主に思ひ付なり。朝廷あることを忘れて、北條氏に思ひ付類。彼馴豢養とは、右の借り主の手蟲を食て養はれ馴るゝと云ことなり。徼功利とは、利得功業の專ら事とするひすらこきことなり。悍驁（カンガウ）とは、姦惡驁盜なる人柄なり。怏々は、心に快く思はぬなり。懷觖望とは、當時用ひられんと思ふ望を失て、不足に思うて居るものなり。鷹窺狼顧とは、たか狼の如く日もひかすねらふと云ふことなり。豁（カツ）如大度とは、てびろく大器量なることなり。驅策は、策で驅り立追ひ立てすることなり。牢落は、てがたく隅から隅へ迄手つめ、諸事の作法を嚴重にすることなり。右の通り、後醍醐天皇の功德は、兎角申されぬ也。去ながら、土地兵甲と云ものは、下々の小人ども

〔義貞〕新田朝氏の子、大塔宮の令旨を奉じて義兵を上野に起し、元弘三年五月遂に北條氏を滅す、尊氏叛するに及び各地に轉戰王事に竭しゝが延元三年七月越前國藤島の地に戰ひて死す。

〔高德〕三宅範長の子、兒島を氏とし備後三郎と稱す、父範長と共に北條氏追討に功あり、南北朝の頃多く新田氏の族と事を共にせり、後年の事績詳かならず。

〔觖望〕玉篇に、觖望猶怨望也とあり、又た史記荊燕世家に、獨此尚觖望とある注に、觖者缺也、觖望、不滿所望而怨耳と見えたり。

〔公家衆〕公家に仕ふる衆の義、堂上縉紳家を云ふ、略して公家とも云へり。

〔中興〕中は當る也興るべき理に當りて興るの義也、詩經序に、周宣王成ニ中興之名ー、とある注に、中、當也と見えたり。

〔錢鈔〕鈔は正字通に、楮貨名と見ゆ、紙幣也、爰は建武元年二月始めて楮幣を作り、天下に通用せしめしを云ふ、太平記卷十二に、大内裏作らるべしとて、昔より今に至るまで我朝には未だ用ゐざる紙錢を作り、云々、とあり。

は畏るゝものにて、上に立つ大人大名などの爭ひ欲しがるものなれば、それを人に久しく假しておけば、人心が風習して、其假の主に從ひ、假したる本主には背く樣になりて、假の主も亦返しにくゝなる也。然るにそれを此方より俄に收返せば、彼久く武家の手蟲を食て、ひすらこすくなりて、常に公家衆の衣冠して居るを嘲り笑ひ、やつらが心に渡世產業を奪ふが如く不快に思ひ、さて又かの姦計の深き、志の大なる、天下をも奪ひかねぬ者の欲望を懷きて朝廷を見こなして居るもの等も、何がなすき間あらばと、禍の根をかみしめてねらひ、あはよくば打出んとする也。是によりて此高位たる人は、智慧を明かに武威を張り、大器量にありて、いか樣の强大なるものをも、吾手に入れて、驅り立て追ひ立して、何であれ仕出すことが、人の思ひよらぬ所へ、ひし／＼と了簡が出て、人をおし屈、歸服さすると云にてなくては、何としてもまだ見えぬ所の亂逆なしつゝ、中興の功業が持ち遂げられんや。人君たる人深く察すべき處也。

而如帝、恬不所得、遺古所喪。輩競志汰、益恣宴安。土木珍異。內謁濫賞。競與縉紳、取寵一朝。意欲日廣。國計告匱。乃加徵租稅、作爲錢鈔、紛々不自支持。雖有一諫臣藤宗、而言不納也。死不知也。蕭牆之侮、處置乖錯、以縱夫姦雄於關外之野。則黨萌蘖類、四面齊起。眞均土崩而瓦解、不可收矣。卒之、東竄南苦、將士日以賞隆、境土日以削蹙。僅擁虛器於窮山幽谷之間、力竭勢迫。聽助和而入舊都、南朝滅焉。而天下永爲足利氏之有矣。嗚呼事使之至不可爲者、一由人主不自爲之、而不可爲之至、雖欲爲之、亦不可得也。然則後之爲之如何、曰勢也、依而導之耳

業就とは、天下還復のことを云。土木珍異とは、普請に物好きをし、珍物を玩ぶことなり。内謁は、女中の申上げ、准后が口をたゝきたる類。濫賞は、與へまじきものに恩賞をあたふるを云。縉紳は縉笏垂紳卿士大夫なり。國計告匱は、御勝手向き匱く行きつかせられたると申上るなり。加徴租稅と は、貢物を定りより多く取るなり。錢鈔は、銀札なり。一諫臣藩宗は、後醍醐天皇第三の皇子護良親王なり。姦雄は、足利尊氏なり。南幸は、吉野へ還幸なり。言は久く廢れたるを中興したる時なれば（中略）日に意欲廣り御物入りが夥敷なりて、さて御勝手向が匱く行きつかせられたると申上れば、俄に貢物を取增し、或は銀札をこしらへ、紛々としても御物入りが重りて、中々支へ持たれぬ也。さて此を護良親王の氣の毒に思召して、諫爭めされたれ共、其言をも聞入れなされず、親王は終に鎌倉にて直義が爲に殺害に逢て死去めされたれ共、知し召し玉はぬ樣にありたるなり。如此の上下ふさがりのつまり、屹度したる上の御作配に乖錯たること有て、尊氏が如き者を關東へ遣さるれば、元來舊巣のことなれば、其舊き同類、同じ山の狐が四方八方より齊く起り、眞に土崩れ瓦解る如くにて、收んとても中々收められぬなり。さて卒に吉野へ遷幸なり玉ひて、諸將士も日々に實墜、境土も日々に削り蹙められ、やう〳〵僅に神器のみを擁きて、吉野山の山奧にまし〳〵て、力も竭き勢も迫り迫りて、南朝と云名ばかりにて、御一代はすみたり。其後、後龜山帝の時に、北朝より無理に和熟せんと云たるを聞入れさせ玉ひ、やう〳〵舊都へ還幸ならせ玉ひたり。さて南朝は滅びて、天下は永く足利氏の有となりたり。さて歎べきことなり。如此事をして、爲道のなきと云迄に至らすると云ものは、如何ぞなれば、只人主が手を打うだきてせぬと云に由てのことにて、又其爲道のなきと云ふものが至

〔准后〕藤原公賢の養女廉子也、元應元年入內、後醍醐天皇の妃となり、建武二年准三宮、正平六年新待賢門院の院號宣下、同十四年崩す。

〔縉紳は云々〕漢書郊祀志の顏注には李奇曰、縉、插也、插二笏於紳一紳、大帶也、とあり。

〔足利尊氏〕貞氏の子、もと北條氏に從ひしが元弘三年官軍に歸順、六波羅を亡す、建武二年鎌倉にて叛旗を擧げ、遂に京都を占めて北朝を立つ正平十三年死す。

〔直義〕尊氏の弟、常に尊氏を介けて南朝を苦めしが、正平四年後兄と隙あり、屢相戰ふ、正平七年鎌倉に死す

極したる時には、いか程人主が力を盡し智を盡してももはやならぬ也。或曰、然らば後のものが右の通りならぬ樣にいたす時は、何が仕るものぞ。觀瀾答曰、右の通りなるもならぬも勢なれば、其勢を右の通りならぬ樣にと導が肝要なり。〇太平記十二卷曰、其昔を忍し人も、皆怨敵の心を改て、足利相公に屬し奉らずと云ものなかりき。さてこそ威勢自然に重くなりて、武運忽に開けば、天下又武家の世とはなりにき。〇保曆間記曰、尊氏征夷將軍になつて關東へ下向す。海道所々の合戰に打勝て、諸人尊氏に降參す。

論　義

興　復　二　條

天下が亂れ衰へたりとて、當時人君たるもの、其儘に捨ておくべきことにあらず。何分興復すべきことなれども、あだおろそかなることにては、なることにてなきを云。

後鳥羽院患北條氏强專朝權日替圖徵兵討之土御門院諫止不聽終有西海之幸。

後鳥羽院は高倉帝第四子、諱尊成。土御門院は御鳥羽帝第一子、諱爲仁、建久九年正月十一日受禪于閑院。言は、後鳥羽帝、賴朝以來武家の權柄をとりひしがんとなされ、いかにもよき思召しなれども、麁忽なること故、承久の亂出來て、北條義時が爲に、隱岐の國へ流れなされたり。〇土御門院の諫言保曆間記に見えたり。

〔太平記〕文保二年より正平二十二年に至る間の戰記にて、四十卷あり。

〔足利相公〕足利尊氏也、相公は宰相の別稱なれば、從つて參議の意に云へり、尊氏は建武論功の際參議に任ぜらる。

〔保曆間記〕保元元年より曆應元年までの歷史也。

〔征夷將軍云々〕建武二年七月北條高時の子時行鎌倉に叛す、尊氏その征討を奏上し、且つ征夷將軍、總追捕使に任ぜられんことを奏請す、朝これを許さず、八月一日却て成良親王を征夷大將軍に任ぜしより、尊氏憤怒翌二日勅許を待たず東下せし也。

及四條帝崩。無嗣。北條泰時。乃立土御門院子邦仁。是爲後嵯峨帝。帝及獲位。更懷滅北條氏。以雪國恥。以時未可。不能有發。遂讓於長子久仁。是爲後深艸帝。在位十三年。

四條帝は後堀河院の第一子、諱秀仁。貞永元年十月四日受禪於閑院。北條泰時は右京權太夫義時長子也。幼名金剛、稱江馬太郎。後深艸帝は寬元四年正月廿九日受禪於前右大臣藤原實氏冷泉富小路第。

帝性柔多疾。而皇弟恒仁生英穎。多材力。有雄武之資。後嵯峨院意冀藉其體胤有以濟志。乃命代後深艸帝。是爲龜山帝。

體胤は御血脈の後胤なり。言は後嵯峨院の思召には、雄武の生質故、興復の志成就すべしとて、恒仁親王を立て、後深艸帝に代らせ玉ふ。龜山帝は後深艸帝同母弟なり。正元元年十一月二十六日受禪於冷泉富小路殿。

帝生子世仁。後深艸院亦先有子凞仁。而後後嵯峨院特取世仁。養在左右。立之爲皇太子。臨崩。賜手詔北條時宗曰。朕固卿家所援立。自今而往。繼代之事。一依策定。別留密勅于中。言。朕有所懷。其以當主之裔世承寶祚。新院特賜長講堂領百八十所。以給子孫食沐。

北條時宗は、小名聖壽、稱相模太郎。時賴が子なり。一依策定とは、一々其方が了簡にまかするぞとのことなり。かく北條氏へは仰せ遣はれて、格別に密勅の御遺言を禁中に留め置れたり。

〔閑院〕京都二條西洞院の西に在りし高倉天皇以後數代の里內裏也。

〔藤原實氏〕西園寺公經の長子、土御門以降六朝に仕へ官太政大臣に至る

〔冷泉富小路第〕京都二條の南、富小路の西に在りし里內裏也。

〔長講堂領〕長講堂は壽永二年後白河法皇御建立の寺にして、もと京都六條西洞院、今は下寺町通五條下に在り、建久三年後白河法皇莊園御寄進を始めとし寺領を寄する者多く、其數百八十餘箇所の多きに達せる由梅松論に見ゆ、後ち持明院派に傳ふ。

何分上の如く、體胤につがするを思召也。當主は龜山帝。食沐は知行なり。夫後嵯峨帝の思召餘義なき事ながら、此時から皇統が二つに分れて、北條氏足利氏の狡計も設られたり。實に萬世の禍端と云べし。

後深艸院以位事故、與帝不媾、遣告時宗。言。己嫡嗣也。子孫當得迭立。先帝遺意、本非專屬當主。時宗密遣人啓問太宮院。（後嵯峨帝之后。後深艸龜山二帝之生母也）太宮院答以先帝遺命實屬今上。由是時宗始亦信之。帝讓位皇太子。是爲後宇多帝。立十三年。時宗更計設建兩統。以制廢立之權。請以熈仁爲太子。稱謂本院（後深艸院）嫡長、無它過失。其裔不宜永廢也。（或云。龜山帝以嫡裔不宜絕。子養熈仁。以代後宇多帝者。誤也。）

此云ひ分わけもなきこと也。龜山帝何しにさほど深切になされんや。熈仁の立、これ時宗が所爲也。

龜山院及帝。大以爲憤。而熈仁遂立。是爲伏見帝。帝讓於子胤仁。是爲後伏見帝。

後深艸帝嫡嗣のことなれば、御立腹も無理にてはなき也。時宗了簡をしかねて、太宮院に問たり。太宮院彼密勅のまゝを答たる故に、世仁が先へ御立なされたり。されども、とかく後深艸帝より、御賴もありつらんからに、つひに熈仁を太子として、後深艸帝の方を本院と云ひ、嫡長格別の過なければ廢せぬと、極めて出たり。是北條氏持明院家に依賴する基也。伏見帝は弘安十年二月十一日踐祚於富小路殿。後伏見帝は永仁三年。

〔時宗〕北條時賴の長子也、文永五年北條氏第八代の執權となる、弘安七年卒す。

〔太宮院〕西園寺實氏の女、名は姞子、仁治三年立后、寶治二年院號宣下、正應五年崩す。

〔持明院家〕持明院は京都上立賣の北新町の西に在り、初め藤原基家の第なりしが、後深草院及び御子伏見院此所を仙洞となし給へり、依て後深草天皇の御子孫を持明院家、持明院流などと申す。

〔二月十一日〕皇代略記、十月廿一日に作る。

〔永仁三年〕意詳かならず、後伏見天皇の踐祚は永仁六年七月のこと也。

〔北條貞時〕時宗の子、弘安八年第九代の執權となる。

〔檀林寺〕建長中後嵯峨上皇檀林寺の廢墟に龜山殿を作り仙洞とせられ、龜山上皇亦愛を御所とせらる、依て龜山天皇の御子孫即ち大覺寺派を申す。

〔冷泉萬里小路殿〕京都冷泉の北、萬里小路の西に在りもと藤原隆衡の第也、後嵯峨後深草兩院の仙洞となり大覺寺派に傳はる

〔竊徵兵士云々〕後醍醐天皇日野資朝、同俊基等の朝臣と窃に北條氏の追討を策し給ひしが、正中二年謀漏れ、資朝俊基等捕へられて其事成らざりしを指す。

帝之時。伏見院遺言北條貞時曰。自龜山帝欲雪承久之恥。不肯一日忘懷。其裔在位。亂其至矣。若朕家。永與關東圖無事耳。貞時因策定。兩宗迭嗣。限以十年。於是後二條（後宇多帝子）花園（後伏見帝弟）二帝。相承以立。凡後深艸帝之裔。稱爲持明院。而龜山帝之後。稱爲檀林寺矣。

（上略）後鳥羽帝承久の恥辱、何ぞ唯龜山帝家の恥のみならんや。伏見院已私徹言後代の詆笑と云べし。〇後二條帝在位七年にて花園帝に讓る。花園帝在位十年。後醍醐帝立。

初後宇多院生次子尊治。龜山院愛其穎悟。亦取養之。心常祈其獲位。及花園帝之立。議以後二條帝子邦良爲太子。後宇多帝不可。而言。朕有所慮。宜先立尊治。次及邦良。尊治已立。是爲後醍醐帝。

尊治は龜山帝の御孫也。文保二年二月二十六日踐祚于冷泉萬里小路殿。兩宗迭嗣の定なれば、尊治の立せ玉ふが當然なるべし。

則夙圖興復。以繼後鳥羽之憤。而畢後嵯峨之志焉。竊徵兵士。不諧而止。及皇太子邦良薨。北條高時請立後伏見院子量仁爲太子。帝乃遣權中納言藤原定房。後伏見院遣權大納言藤原俊光于鎌倉。對辨其事。定房陳言。持明院家在位。併有長講堂領。當帝家去位。何所得給。長講堂領既付彼。則皇統當歸我。然以關東請屢見易置。設建兩宗。限以十年。並非先帝遺意也。高時不肯奉詔。帝怒。遂又擧兵。而北條氏就誅滅云。

竊徵兵士不諧而止。及皇太子邦良薨云云とありて、下に又兵を擧るとあれば、初は事ならずして、止みて後に、皇太子の事に付て、又兵を御擧げなされたるやうに見ゆれども、本書を考ふるに、左樣にはあらず、必竟興復の思召は勿論初からのことにて、皇太子の事などが、仰せ立られの第一とみえて、此に如此事跡があげてある也。〇量仁は後に光嚴院と申す〇北條高時は幼名成壽丸、相模守貞時之子也〇藤原定房は權大納言經長子也、家號吉田〇俊光は藤原資朝之父也、家號日野〇定房俊光鎌倉對辨の事、何書に出るや未考、

中興之事、其可已哉。自源氏乘時亂創姦計、竊有我祖宗之土地、挾威强而肆沮抑、使其名爲天子、拱手不能有爲。若贅旒然。後鳥羽帝不勝之憤、倉卒有擧、倍隷之徒、則益猖獗、抗旌指闕。取而幽之窮海、終天不歸。當時衣纓、横罹流投屠戮之慘者、亦不知其幾。辱已甚也、至後嵯峨帝、常懷有以報雪、時非勢乖、隱忍終身、幾貽其意於孫子百年之後。庶幾有濟、而後醍醐帝乃赫然奮怒、糾合四方、嬰壁一戰、破而不摧、遂殄渠魁、夷支黨、幾無噍類。凡日月所照、漸海極陸、莫不奔走歸命。則列聖二帝在天之靈、於以得慰矣、其豈可已而不爲哉。

贅旒は、糸を以て玉を貫き、冠の前後に垂るものなり、危きことに譬ふ。倍隷は北條義時を指す。鎌倉將軍の臣故に倍と云。猖獗は異國の獸の名にて、勢つよく起てくる意なり。窮海は隱岐國のこと。終天不歸とは、御一生歸り玉ぬなり。衣纓は衣冠を著する公卿のこと。流投屠戮とは、遠流に逢たり、首をはねられたりすること　隱忍はこらへることなり。赫然は顏を赤めて怒る貌。嬰壁一戰とは笠置

〔藤原定房〕藤原經房の後也、元亨二年權大納言に任ぜられ、建武の際內大臣に進み民部卿を兼ぬ、延元二年吉野に至り、年を踰えて薨ず。

〔俊光〕大納言也。

〔藤原資朝〕文章博士、藏人頭を經て元亨元年參議となり、次で權中納言に進む、後ち北條氏の追討を計りて事顯はれ、佐渡に流され、居ること七年元弘二年斬に處せらる。

〔贅旒は糸を云々〕贅は屬也、繫屬せる旒は下の爲めに執りて動かさるゝより、君主が臣下の爲めに動かされて危きに喩ふ、公羊傳に「君如贅旒然」とあり。

の軍のことか。渠魁は北條高時を指す。支黨は高時が手下のものゝこと。列聖は御祖より代々の天子なり。去程に中興の事を已めてよきものか。子細は源頼朝が時の亂を幸として、姦計を創め、御先祖御代々持傳の土地を竊んで、威强を挾で沮抑(サシクサビ)を肆にせしより、只天子は名ばかりにて手をうちうだかせ、何事をもいろはせぬ樣にしくみたり。それを後鳥羽帝が深く憤らせ玉ひて、卒然と兵を擧て、北條氏を討ぜんとし玉ひたれども、高が楚忽なること故、倍隷の徒(トモガラ)が此彼に猖獗の如く勢强く起て、多く軍兵を率ゐて、旌旗をさゝげ、禁廷の四門へ攻かけ、帝を執へて隱岐の國へ遷し奉り、御一生歸り玉はざりし也。其時分、公家衆などの流されたり、殺されたりするの慘しきに罹ものも、亦幾らと云ことなし、莫大なる辱め也。さて後嵯峨天皇になりて、其辱を報い雪んと思召たれども、時節至らず、時勢乖きて、思召のまゝにならず。こらへて、纔に其思召を御子孫に貽して、何とぞ報い雪んと念願なされて崩じ玉ひ、去によりて後醍醐天皇と云英君が出玉ひて、赫然として奮ひ怒り、四方の諸將士を糾(シメ)し合せ、御自身にも戰をなされ、御陣破れても思召し込の所は少も摧ず。笠置の軍の樣子や、隱岐の國より脫出のことなどを見よ、破ても摧ずと云もの也。此を以遂に北條高時家族家臣悉く殄滅して、幾ど噍類も無き樣になされたり。去によりて、凡日月の照す所、海の絕陸(ハテ)の極(キハ)み迄も、後醍醐天皇の命令に歸服し奉て走り廻らぬと云ことはなかりし也。さて代々の天子、後鳥羽後嵯峨の二帝の神靈も慰ることがなりたる也。さすれば、いかにいつとても、中興の事がやめらるべきものか、全くやめられぬこと也。○高祖紀云。項羽嘗攻二襄城一。襄城無二噍類一。

賊之再起。彊圉失レ守。則復抱二負神器一。徒步南行。披二荊萊一以居。擁二手掌之地一。而敵二滔天之寇一。

〔公家衆云々〕承久亂後、藤原其朝、宗行、光親、平有範、源廣綱、大江能範等を斬り、雅成賴仁兩親王を流し奉れり。

〔笠置の軍〕元弘亂の當初、後醍醐天皇鷲峰山より臨幸あり、元弘元年九月二十八日賊火を放つて一山焚燬し城遂に陷る。

〔隱岐の國云々〕元弘三年閏二月廿四日同國知夫港より竊に御乘船、出雲の美保浦を經て、翌廿五日伯耆名和庄に著御せらる。

〔噍類〕人畜の類をいふ。

〔長慶帝〕後村上天皇第一皇子、御名は寛成、第九十八代の天皇也。

〔小倉殿〕御龜山天皇の皇子となすを通說とす、御名異說ありて詳ならず

〔源滿雅〕北畠顯泰の子、應永二十一年及び正長元年の兩度小倉皇子を奉じて兵を伊勢に舉げしが、戰敗れて和を講ず。

〔藤原有光〕日野資教の子、權大納言從一位に至り、應永三十二年辭職す

〔山名宗全〕時熈の子、名を持豐と云ふ、應仁元年事を以て細川勝元と爭ひ、足利義尙を擁して相戰ふ事十一年、應仁亂これ也。

寧以討滅之爲期。其氣之所激。及乎三世。扶疲支倒。紹述不殄。能一乘敵虛。復神京。而亡之已久。遠裔遺孽。或招募舉兵者。長慶帝之子小倉殿。從後龜山帝于嵯峨。會稱光帝崩。乃奔伊勢。與大納言源滿雅舉兵。不克而降。終于京師。文安中。後村上帝子僧圓胤。糾兵。與北畠氏兵。戰于紀伊。敗死。（文義明ナリ。）或驚闕奪璽者。僧金藏主。南帝之裔。嘉吉三年。權大納言藤原有光。擁之稱太上帝。侵禁內。奪劍璽而去。據延曆寺中堂。爲官兵所攻。敗死。○文義明ナリ。或稱王山中者。後醍醐帝四世之孫。長自天親王。次忠義親王。據吉野。至長祿中。爲赤松氏家士所襲而弑之。○文義明ナリ。雖山谷樵蘇之民。猶能貢其橡栗。以奉庇之。芟戮銷散。塵斷灰滅。而後已。至應仁間。蓋有南朝王子者存焉。應仁之亂。山名宗全。欲奉立南朝王子。不諧而止。（文義明ナリ。）要之。不知天命所歸。應稱爲頑。而其爲志亦可悲也。如其帝之德不終。功不成。祗以速王室陵替。而五十年間。百萬生靈。致肝腦塗地者。豈足之邺也。夫義其烈哉。

彊圉は國境のふせぎなり。滔天之寇は足利尊氏を云。紹述不殄とは、興復の思召をうけ紹殄さぬなり。亡已久とは、南朝が亡びて已に久しけれども、と云ことなり。橡栗は、とちの實なり。樵蘇は、木こり艸かり共なり。芟戮銷散塵斷灰滅而後已とは、彼興復志氣が、遠裔遺孽のあるうちは盡ねども、なくなりて仕廻ひて後、やう／＼盡て止たると云ことなり。不知天命所歸とは、西土で、殷の世を周の武王が伐取た時に、殷の民共の歸服せぬものを、周の方から天命は周へ歸したるを、それを知らぬ頑ものと呼たると云ことなり。南朝の民人に比して云。生靈は萬民なり。言は逆賊の尊氏が再び起て、諸國の彊圉守を失ひ、敗北に及べば、復神器を負ひ玉ひ、徒歩にて吉野へ遷幸なりて、やう／＼艸や萊を刈り披いて、掌程の地にまし／＼て、尊氏が大軍に抗ひて、討滅を目あてにして合戰をなされたり。去によりて、此の志氣が激して、後龜山帝の時迄、疲たるを扶け、倒るゝを支へ、彼後醍醐帝の御志を

紹ぎ述て、殞し玉はずして、能一度敵の虛に乘て都を取復しなされたり。その後南朝方が亡て、年久しくなる迄、此彼の御子孫が、舊き南朝の家臣を招き集めて、兵を起し、或は南帝の御子孫の僧が禁內を襲うて、神器を奪はんとし、或は又山中より南朝の王子と稱て出るものなどが有て、山奧の木こり艸かりなども思ひ付て、深切に木の實を捧て庇ひ奉りたり。注に見えたる通り也。その後南帝の裔盡て、後やう〳〵其志氣が止りたり。しかるにまだ其後應仁の頃までも、南朝の王子と云ものが存して有たり。是をすべて考てみるに、丁度西土の周の時の事の樣に、北朝へ天命が歸したると云ことを知らぬ頑ものといはれはすれども、即其志は悲きことゝ存ず。これは實に後醍醐帝の深く思召込れたる故也。さすれば、其帝の御德義が終らず、御功業がとげずして、王室がます〳〵替へたるの、或は五十年の間、萬民が肝腦を地に塗て、死だるなどと云ことは、何も邺ましきことなき也。さて〳〵烈き義氣なる哉。○虞書堯典に云、象恭滔天。

世傳。帝在吉野。手造合子。葛根爲之。或云。松根爲之。至今以其器行茶者。賓主之禮有加云。夫南朝之事微矣。當時壤土僻狹。四方梗絶。供御且不能給。前者紛奢繁華之娛。一無所有。而徒爲雕刻器玩。以效衙方細作之事。用以過日。其無聊亦可知。然至其複讎反正之爲念。則雖日夕飮酣之次。戲劇歌詠之餘。每寓其意。懍乎不忘。嘗宴至天明。藤原隆資作歌曰。玖和牟古宇斗。奈玖夜余志能々。夜麻加羅須加志羅毛志呂志。於毛志呂能余夜。蓋按其音。亦能振而不衰焉。其能建偏安之業於至危之際。餘燼炎々。隨撲隨起。延數世以歸乎盡。豈不以此歟。雖不能終。君子哀其志。而予其義。

〔都を取復云々〕正平八年六月楠正儀和田正成京都を復せしが、七月に至りて賊手に奪還せらる、正平十年正月官軍桃井直常等再び都を復せしが同三月戰敗れて男山に退く。

〔虞書〕書經の內、堯典、舜典、汨作、九共（九篇）、槀飫、大禹謨、皐陶謨、益稷等、堯舜時代の記錄十六篇を云ふ。

〔藤原隆資〕四條隆實の子、元弘の當初より、終始王事に努め、各地に轉戰す、正平七年男山の軍利あらず、後村上天皇御退却の際賊兵の追擊を防ぎて戰死す、贈左大臣也。

世上の言傳に、後醍醐帝吉野に在す時、手づから小細工などをなされて、樂みなされたると云が、萬事徴なことなれば、さもありつらん。壞土僻狹とは、片田舍の狹き土地と云ことなり。倘方細作とは、御手許にての小細工なり。無聊は味なくさしたる面白からぬこと。戯劇歌詠は、今云おどけの類、狂歌の類。そも／＼當時後醍醐帝吉野に在す時の有様を見るに、皇居と申せば、四方深山にて塞りたる谷あひのことなれば、御膳などもしか／＼となく不自由なる事也。實に前かた奢りがましき華美なる娛み事はかつてなく、只切刻みの小細工などをなされて日を暮し玉ふ。萬事味なくさしたる面白からぬ御暮し、推て知るべし。然にかの讎を復し北に反すと云を一念とし玉ふことは、酒盛の次、たはむれの口、業作の狂歌の類といへども、毎に其意味が有て、憀乎とおぞましく、身の毛よだちて忘れ玉はぬ也。されば藤原の隆資卿の歌などもよく振うて忘れ衰へぬが見ゆるにあらずや。夜麻加羅須加志羅毛志呂志とは、燕の太子丹が、秦へとらはれし時、鳥の頭が白くなり、馬に角が生えたらば、燕へ還さんと、始皇が云たる時、馬にも角生ひ、鳥の頭も白くなりて、遂に燕へ還たると云故事を、是に引合せて、云心は、吉野の山の鳥が還幸と鳴て、面白の世の中やと云意なり。其能危き至極の場際に、王業を吉野山の谷奥に偏に安じ健て不動、上の段に申す如く、餘燼の燃え上るを打消んとすれば、いよ／＼起て燃え上り、やう／＼數年をへて、其氣が盡てしまひたりと云は、右の如く思召しこまれたる故にあらずや。終がよくなかりしといへども、君子たるものは、其志を哀で、いかにも義なりと云て、同心するなり。（藤原隆資左近衛中將隆實之子也、家稱四條。）餘燼、左傳成公に云、收二拾餘燼一、背レ城借レ一。（吉野拾遺云、先帝の御時、辨の内侍、ある夜御前に、中納言隆資卿、洞院の左衛門督實

〔燕の太子丹云々〕事文類聚に、燕太子丹、質二于秦一、秦不レ禮、乃求レ歸、秦王曰、待二烏頭白、馬生一レ角、當レ放レ子歸一、太子仰レ天哭、感得二烏頭白、馬生一レ角、秦王大驚、遣二歸於丹一、とあり

〔左傳〕春秋三傳の一、具さには左氏傳と云ふ、魯の史官左丘明の撰也。

〔吉野拾遺〕延元元年より正平十三年まで、吉野の假宮に奉仕せる者の記錄也。

〔辨内侍〕右少辨俊基の女にして、後醍醐天皇の官女也辨は父の官名に因みし女房の呼名、實名詳かならず。

世卿、宗房卿、其外あまた侍ひけるに、御酒給せんと、此内侍御かわらけもて出給ひけるに、いかゞはしたりけん取おとし、ふたつばかりにわれてければ、御氣色のいとあしく見えさせ給ひければ、取あへず、

　　さかづきのわれてぞ出る雲の上

とのたまひければ、御心よげに誰かつぎ給へかしと、秀句にとりなさせ給ひければ、宗房卿

　　星の位の光りそへばや

といひ給へるに、けうぜさせ給ひて、夜もあけなんとするまで、御酒まゐりける。山がらすの聲の聞えければ、隆資卿

　　くわんこうとなくやよしのゝやまがらすかしらもしろしおもしろのよや

との給ひければ、いといたう、御心よげにわたらせ給ひけり。

兩統

大一統謂之王。王所有之位。得之於天。承之於祖。至其推長擇賢。一已之由。不容它人得擬議也。北條氏遙握朝政。斬刈公卿。竄數天子於絕海陬島也。（陬隅）所爲自極虐戾。而顧人心之未厭、而大義之難誣也。乃深懼巧計。建兩統之義。以謂期待代遷之間、未得者必藉己力。而我每享擁援之功。彼亦懷扶翊之恩。既得者或背己令。而我每憑皇胤分爭之名。彼亦受貪位渝約之咎。此可以永持廢立之權。弑逆幽斥。得有所諉也。自茲厥後。宸極之上如逆旅。

〔實世卿〕太政大臣藤原公賢の子、後醍醐、後村上二朝に仕へ、從一位左大臣に至る、正平十三年薨ず。

〔宗房卿〕藤原定房の子、正二位大納言也。

〔さかづき云々〕片割月など云ふより言ひ掛けし也。

〔おもしろ云々〕尾も白に掛けたり。

〔數天子云々〕承久亂後、後鳥羽上皇を隱岐に、土御門上皇を阿波に、順德天皇を佐渡に移し奉れるを云ふ。

〔逆旅〕逆は說文に迎也、とあり、旅客を迎ふる義にて旅亭を云ふ。

授受之際如更番。雖有所生、不得與以其有、其人而爲子者、固有所迫。而尊以爲父者、亦有所挾、父子之親、唯勢之狥、而天統岐而分立矣、豈理哉、元弘之時、持明院主、果漏朝廷密計、蕢其遜位。北條高時、亦得廢黜公行、更有所立、而至足利氏、一遵遺轍、規以迷天下耳目、而分背罪之責。計可謂狡矣

王と申は、大一統のものなり。其王の有つ所の位は、天よりくだされ、先祖に承たる者なれば、其賢者は者を擇し計て、位を讓るになりては、天子御自身一己の由にて、他人の彼是と擬議することはならぬなり。然に北條氏遂に關東より朝廷の政を握て、我まゝをはたらき、公家衆を斬刈し、數々の天子を絶海の隱島へ流したり。其所爲悖戻至極なこと、とかく申されぬ也。しかれども、まだ人心が王朝をあかず、又天子はしかならぬと云大義がある故、其所を顧て深く懼れ巧に計て、兩統と云義を建たり。期待代遷とは、兩統と分れたる上にて、此次の天位は此方より立管と待を期待と云、代遷は御位の代り目のこと也。北條氏が思ふに、兩統の義を建たれば、其御代がはりの時に、本位を得ぬものは、此方の力を藉むにてあらんすれば、毎に此方は擁援たると云功を享けぬべし。彼も亦此方に扶翊られたりと云恩を懷きぬべし。さて又既に位を得て居るものが、若或は此方の令に背くぞならば、我等は毎に皇胤どし分爭なさるゝと申べし。さすれば彼も亦位を貪り約を渝ると云咎を受ぬべし。しかる時はそれを云だてにして、流しなりともおしこめなりともいたさん。さあるときは此れ永く廢立の權柄をも持ちとけ、又殺逆幽斥も謨することがならるゝなり。是が北條氏兩統にしたるおもわくなり。宸は北宸極のことにて、帝居を云へり。かくしたること故、それより後は宸極の上、逆旅の如く、御位

〔廢黜公行云々〕元弘元年九月北條氏は皇太子量仁親王踐祚の儀を計らしめ、花園上皇の院宣にて同廿日踐祚の式あり、光嚴天皇これ也、越えて十月六日に至り強いて後醍醐天皇より神器を光嚴帝に讓らしめたり

〔一遵遺轍〕延元元年六月尊氏京都を占むるに及び、光嚴院に奏請して八月十五日豐仁親王を踐祚せしめしを指す。

〔宸は北宸極云々〕品字箋に、帝居曰宸、取北辰之義、加宀象宮室也、とあり、北宸は北辰の誤也。

〔關東〕もと三關以東一帶の地を云ひしが、鎌倉時代よりは坂東と混じ、相模以來八ヶ國の地を云ふに至れり

〔侃々〕剛直の貌なり。

〔中院公〕師重の子親房也、家を北畠又は中院と云ふ、伏見以降數朝に仕へ後醍醐天皇元亨三年大納言、建武中興の際准大臣に進み、正平五年准三后宣下、同九年薨ず、養性誠忠、縉紳の身を以て常に諸方に戰ひて撓まず、後年吉野に在りて專ら新帝の輔弼、軍事の大東に當れり。

〔春秋〕魯の隱公より哀公までの事實を記錄せる著、孔子の著也。

の請取り渡しは丁度番更りの様なり。かくの通りなるからは、よし御子有と云たりとても、位をゆづり玉ふことならず、御養子へ譲りなされねばならぬ也。去によりて、其入て子となるものは固より迫にする處ありてのことなれば、父に親くなし。其子が尊んで父とする人も、亦心に挟む處ありて、子に愛情なし。父子の親きが、只時の勢におしつけられて、さて天統が屹度二つに分れ立たり。いかに是が道理といはるべきや、實に萬世の禍端、笑止千萬也。右の通のこと故、元弘の時、持明院殿より果して朝廷の密々の計を關東へ漏して、當今御謀叛の企、近日事已に急なりなどと云て、後醍醐天皇の御位をすべらせんとなされたり。さて北條高時廢黜を誰れ憚る所なく、公然と行ひ、我まゝをはたらき、更に持明院家を位に卽け奉ることがなられたり。其後足利氏も亦其爲道に遵ひて、天下の人の耳目を迷して、朝敵の名を取らぬ様にし、首罪の責を天子へ分ちはねかけんと規りたり。計狡なりと云ても餘あることなり。

正統　二條

統之歸與不歸。朝廷之名分已定矣。固非臣子之所可敢言。而後村上帝之時。有一侃々中院公。懼王迹衰極。民之將迷其所仰嚮。乃著神皇正統記。本于肇國。至于時主。以推神器之有歸。而揭皇緒於將絕。論者或謂其顯微扶正。幾得春秋之遺意云。

元來天子正統のことは、朝廷にて天照太神より以來、きつと名分已に定てあるからは、どちのこちのと歸して事へられぬと、臣子たるものゝかつて申すべき事にあらず。然るに後村上帝の時に、一侃々

〔准后〕三后に准ずるの義、もと三后に等しき年官年爵を賜はりしが、後世は唯榮稱となる

〔神皇正統記〕延元四年親房が常陸に戰へる頃、新帝後村上天皇の爲めに著し、職原抄と共に吉野に獻ぜるもの、全部六卷也。

〔宋太宗〕宋第二世の皇帝、姓趙、諱炅、太祖の弟也。

〔奝然〕高僧也、永觀元年入宋し、太宗皇帝これに紫方袍を賜ふ、長和五年寂す。

〔宋書ニ出ルカ〕宋史卷第四百九十一列傳第二百五十に出でたり。

い公卿北畠准后親房と云人あり、王跡の衰微極り〳〵て、南朝北朝とたて分れて、南方に天子ましまし、有司民人等が、さらは仰て嚮ふ天子はどちらぞと、迷んことを氣遣ひて、さて神皇正統記と云書をあらはされた。其書柄は神祖國常立尊より、時主後村上天皇迄の事跡を書つらね、天皇を尊び、僞統を抑へ、三種の神器の歸して居る所を推し察して、正統とせられたり。實に天子正統の絕んとする所を揭げとりつながれたる、極めて正き議論也。さて世間の議論者も云、顯微扶正たること、實に孔子の春秋の遺意を得られたり。顯微扶正とは、南朝と分れて、畢義構亂分れがたきを、のつかりと論じ分られたりと云こと也。

恭惟百王之傳。嫡々相承。子以授孫。兄或及弟。神功之擅朝。亦有應神之正儲。武烈之絕嗣。則得繼體之人立。未嘗容餘閏簒僞。汨其次而瀆其曆。而如平將門之梗命。不旋踵就梟夷。平氏之暴。源氏之驕。取之易如反掌。猶能奉位號效臣節。非有所戴則不可。豈不以前王威德之烈。與我邦人心之正。實有以軼虞夏商周。而足起宋主之歎愧者哉。（宋太宗召見日本來朝僧奝然。聞其國王一姓傳繼臣下皆世官。因歎息曰。此古之道也。○此事跡宋書ニ出ルカ、未考。）

此一節、日本萬國にすぐれたる國風を論ぜり。○餘閏とは、當分てきの閏天子のこと。簒僞とは、奪ひ取たる僞せ天子と云ことなり。梟夷とは、首を獄門にかけるなり。恭惟れば、天照太神よりこのかた、天位授受のことは、正嫡うちつぎ、子より孫に授け、或は父兄より弟に讓ることもありき。仲哀天皇崩じ玉ひて後數年が間天子なく、神功皇后朝廷の政を取りて、思召のまゝになされたるも、已に御誕生なされたる正嫡の應神天皇を、皇太子に立て、程なく天位をふませ玉ふ。武烈天皇御子一人もな

く崩じ玉ひて皇胤絶え、二年が間天位空くありしを、群臣うれひなげきて、近き皇胤を求め、應神五世の孫大迹王（オホトノオホキミ）を越前の國より迎へ奉て、位に卽け奉る。是を繼體天皇とす。如此きことあれども、この場會に乘じて閏天子僞天子などの分にては、中々正統の次第を汨め、年暦を瀆し亂さるゝものにてはなき也。さて又平將門が天子の命令を梗ひで、東國に兵を擧て鴟張、已に帝號を僣ひたるが如き不屆者あれば、踐たる踵をふみなほさず、速に討ち亡され、首を軍門にかけてさらされたり。平淸盛が如き暴惡擅彊、源頼朝の如き姦惡天狗にて、天子の位をひきたくり、吾がまゝをするぞならば、掌を反が如く、何の苦はなけれども、其れも亦猶よく天子〳〵とあがめ奉りて、臣たるの忠節をつくすは、とかく天子と戴く所がなくては、物每宜しからぬと思ひてのこと也。世が幾千年しても、此に氣遣ひは毛頭なき也。有難き國にあらずや。さすれば、いかに祖宗の御威靈德義の烈き、我國人心の正きことが、實にかの虞の世・夏の世・商の世・周の世などと云ひ立てたる媺き風俗といへども、中々同日に語らるゝものにあらず。註にある通り、宋の太宗が日本の風俗を聞て、さて〳〵と云て、はぢたるも尤なること也。有難き日本の御國體也。

特至二延元搶攘之際一。南北瓜分。各建二正朔一。使二蒼生戴二兩日一者。凡幾十年。正統之論作焉。余觀二公此書一。大以歎二世道之降一云。

右の段々の通り故、餘閏簒僞の紛れものはかつてなかりしに、特に延元年中、天下搶攘の際に至て、南北朝と二つに分れたり。さて各々暦を別別にこしらへ建、萬民に二人の君を戴しめたること、凡十年計りなり。是に於て正統の說義できたり、實に皇道の衰へ也。去によりて、我等が此正統記を見て、

〔越前の國云々〕日本紀繼體紀元年正月の條に、丙寅、遣二臣連等一、持レ節以備二法駕一奉レ迎二三國一云々とあり、三國は越前の地名也、又た古事記には、袁本杼命（大迹王）を近淡海國より上り坐さしめて、云々とあり。

〔平將門云々〕將門は葛原親王の玄孫也、撿非違使たらむことを求めて許されず、憤然東に去り攻剽を事とせしが、天慶二年遂に自から新皇と稱し、僞宮を下總國猿島郡に築く。

〔虞〕五帝の一、帝舜也。

〔夏の世〕禹の建てし國、十三世桀王に至り、商の湯王に滅さる。

大に世道がなり降りたり、歎かしきことゝ申す也。○蒼生は萬民のこと。爾日は南北朝の君を指す。

公の此書とは、親房公の神皇正統記のことなり。

或謂。正統之辨。無以為。以神器所歸卜之耳。曰固也。而未也。若此器也。祖考精爽。所憑以護祚而鎭國。不與秦隋僞製。所謂承天受命之比。（後周有神璽。有傳國璽。神璽明受之于天。傳國璽明受之于運。並寶而不用。隋亦有神璽寶而不用。受命璽封而用之。○事ハ隋書周書ニコソ出ラメ、未考。文義明也。）神人以之不離。民物以之不移。上常有崇畏弗墜之心。下永無覬覦不逞之萌。而器之所臨。亦必在統當積而德足稱者焉。統器之分弗判矣。而淳朴之易散。人僞之日開。及姦猾之徒起。以謂世享富貴者何人。可取而代之。乃倖世之亂政之弊。肆其詐力。一擧土地人利而去。則我之所有。黄袍袞冕。芟々徒成虛貴。器之德。於是不能不輕也。

或人申すに、正統のことを煩しく辨ずることはなし、只三種の神器の歸く所を正統とする耳。亦何ぞ疏んや。此或人の謂なは、推量するに栗山氏なるべし。○精爽とは、先祖の精神なり。黄袍袞冕は天子公卿達の衣冠なり。覬覦は、じろりと下からうかゞひのぞむことなり。觀瀾右の謂に答て曰、申すにや及ぶ圖りなり。去ながらまだ左樣にてあるまじ。其子細を申ん。抑も此神器と申者は、御先祖の精神のりうつらせ玉ひて、天祚を護り國土を鎭むる者にして、勿論かの秦隋等の僞製承天受命の神璽などと謂の比とは、雲泥萬里也。神も人も此器をたよりてそむきはなれず、萬民も此器に思ひ付て、移りかはる心なし。上樣には常に崇畏して麁末にあつかはぬと云御心あり、下々からも亦萬々世此器に望をかけて不屆をする思ひ立はさら〳〵なくして、右の器の臨む所には亦必皇統を續べき人ありて、

〔後周云々〕事類全書に、周廣順中詔造二寶、曰、皇帝承天受命之寶、皇帝神寶、宋祖受命、傳其二寶とあり、廣順は後周太祖の時の年號也

〔隋書〕梁より隋に至る五代の正史也唐の魏徴等勅を奉じて撰す。

〔周書〕一に北周書と云ふ、唐の令狐德棻等の撰也。

〔栗山氏〕長澤眞郎の子、名を愿、號を潜鋒と云ふ、桑名松雲に就きて學び、後ち水戸の儒官となる、寶永三年歿す、保建大記、敝帚集等の著あり

〔黄袍〕隋制、黄袍を天子の服とし、士庶これを用ふるを禁ず、唐以降これに傚ふ。

〔良基〕二條道平の長子也、後醍醐天皇の朝、權中納言に至り、次で北朝五帝に仕へ關白太政大臣に至り、嘉慶二年薨ず。

〔周成康〕周第二世成王及び第三世康王也、此間約六十年を周の極盛時代とす。

〔楚人來問云々〕左傳宣公三年に、楚子伐二陸渾之戎一、遂至二于洛一、觀二兵于周疆一、定王使三王孫滿勞二楚子一、楚子問二鼎之大小輕重一、對曰、在レ德不レ在レ鼎云々、周德雖レ衰、天命未レ改、鼎之輕重、未レ可レ問也と見えたり。

隨分德義も亦神器をたもたるゝに稱ふ也。是にてみれば、統と器とは判れしものにあらず、是上代皇道の盛にして統器惟一に行れたることを云。しかるに後世になりて、かの淳朴の風俗が漸と散りかはりて、人心に僞が日々に出來、世々不屆者が數出來て、其者の心に思ふに、世々富貴を享け、天子となつて居る人は、何ぞ取るにとられぬことはあるまじ、我れ取てこれに代りなんと、少も憚らず、世の亂世の弊を倖として、詐力を肆にして、土地の大利を推し取りて、我物としてみたらんには、此方に在る黃袍袞冕は徒に虛器となるべし。然る時は、器の德もこゝにては輕からぬ詣合はなるまじきなり。

彼又以謂。此前代遺物耳。存與レ不レ存庸傷。南朝有レ之。斥而滅レ之。北廷無レ之。推而奉レ之。廢立自出。顯言。尊氏劍也。良基璽也。雖下或有中擁二傳國寶一。臨以制レ之者上。翹然已莫二之䘏一。而其勢遂將下兵劫威迫。奪二諸正嫡之家一。而與二諸庶孽之裔一。扶以令二天下一而後止上焉。當二是時一也。我又誰以得二聲而討一レ之。統之歸。於レ是不レ得レ不レ辨也。余故曰。正統在レ義。不レ在レ器。夫周成康全盛之時。誰分二德之與一レ鼎也。及二政衰楚人來問一。乃答レ之曰。在レ德不レ在レ鼎。其亦季世之言耳。後之觀二余言一者。將三益數二世道之降一云。

さて彼が又思ふには、此神器と申す者は、前代の遺物なれば、存したとて存ぜぬとて、庸にも傷しきことはなし。子細は、此神器が南朝にありたれども、皇統を斥て滅、北廷になけれども、天子を推て奉じたりと、憚る所なく申也。さて廢立が自由になる時は、尊氏を劍となされよ、良基を璽となされよ、何か苦しかるべきなど、顯はに言ふ樣になる也。或は又此神器を擁奉じて、彼の姦猾な制る正嫡あれども、翹然誰れ一人も此を䘏むものはなき也。其勢から遂に軍兵を以て劫し、威虐以て迫り、其

正嫡の家筋より引奪ひきて、末家の庶孽に與へ、挾て天下に命令を布き渡し、我まゝをはたらかんも計られぬ樣になるべし。已に平族が安德天皇を挾んで、西國へ走りたることあり。此時に當て、吾子が云通り、器に在るとのみいはゞ、正嫡の家筋より詎の名を聲にして此の盜を討ぜんや。然る時は皇統の歸所を辨ぜずしては叶はぬなり。去により余等が常々正統と云ものは其時の皇統の義に在ることにて、必しも器に在るとのみいはれぬと申也。丁度周の成康全盛の時には、誰も德に在るの、鼎に在るのとは分けざりしに、政が衰へ楚人が來て、鼎の輕重はいか程あるぞと問ふになりて、德に在て鼎にはなしと答へたり。然れば此言も季の世の言にて、余等が申す、義に在て器にあらずと云も、是と同じこと也。上に申す通り、正統記の出來たるをだに、余等が歎きたることとなるが、又後世余が此言葉を觀んもの、益世道がなり降りたりと歎くにてあらん、哀むべきのありさまなり。

予已言統器之事矣。及退而考其終始。蓋𢥞然祇感。不知汗之浹背云。夫神器之傳。百王親相授受。以至後醍醐帝。北條氏幽帝。迫傳新主。不與。再請。乃授以鏡及僞劒璽。其眞自隨于海上。尋光嚴帝攜僞劒璽東奔。遺鏡宮中。車駕歸闕。三種復全。而僞劒璽亦爲護良親王奪之。駕之自延曆寺歸。足利尊氏又迫取之。時鏡劒璽皆豫僞造。出以授之。其眞又自隨如吉野。後村上帝攻京師。悉收僞寶。及後龜山帝之講和。器終入洛矣。由是觀之。其器之所臨。實在其統之當續者。而爰及南北混一。器歸統正。萬々世下。不復容姦臣賊子。染顧其間焉。神之德昭哉。可不畏哉。後花園帝正長三年。南朝之裔僧金藏主。以兵入禁中。奪劒璽。劒棄之路。而璽入吉野。至長祿中。赤松氏家士。誘殺朝王子。收璽上之。○事跡ハ後太平記ニ出ルカ、未考。文義明ナリ。

〔正長三年〕二四四頁（本文割註）嘉吉三年に作るをよしとす。

〔南朝の裔云々〕後太平記に、其比南方の官軍討泄されたる殘黨芳野に馳せ集り、先帝の王子圓滿院還俗の宮を招寄せ、云々、宗徒の勇士二百餘騎、云々、襄中に忍び居て、九月廿三日の夜半計りに禁門に推込み云々と見えたり。

〔至長祿中云々〕文安元年八月南朝の二王子兵を八幡山又吉野に擧ぐ、八幡にて御擧兵の王子は文安四年戰死、吉野にて御擧兵の王子は長祿二年六月赤松滿祐の遺臣石見小太郎に討たる、石見は赤松家の斷絕を憂ひ

其復興を計りし也茲に於て赤松家再び興る。

〔守良親王〕尊良親王の王子也、太平記には先帝第五宮同金勝院本には、五辻兵部卿親王宮とあり。

〔光嚴帝云々〕元弘三年五月七日六波羅沒落、探題以下上皇及光嚴帝を奉じて近江に奔りしが、四圍皆官軍、退路悉く絶たる、依て同九日探題仲時以下番場宿に自殺、十日上皇、光嚴帝は官軍に奉ぜられ、太平護國寺に入御せらる。

〔參考太平記〕太平記諸異本を校定し諸記錄を抄出對照せし書、水戸光圀、今井弘濟等に命じて撰せしむ。

予已に統器の事を辨論したるが、退て其始終を考へ見るに、かくまでは申まじきことを申したりと存じ、ぞつとして覺えず汗が背にしつぼりといたしたり。伏て惟れば、三種の神器の傳はりしこと、神代より百王親く授け玉ひ受け玉ひ、後醍醐帝に至て、武臣相模守北條高時强借し、帝を宇治の平等院へ幽居て、何分神器を持明院の方へ渡し玉へと迫り奏したれども、勿論渡し玉はず、纔で又六波羅へおしこめて、再び授け玉へと申上たれば、鏡は其まゝ、劒璽をば僞物を造へて授け玉ひたり。さて眞の劒璽は御身に隨へて隱岐の國へ遷幸なりたり。尋で六波羅敗北して、光嚴帝東國へ落させ玉ふ時、かの僞劒璽をば御身に隨へ玉ひたれ共、眞の鏡は宮中に遺し玉ひし也。それ故後醍醐帝隱岐國より、都へ還幸ありし時に、眞の鏡劒璽、ひとつに又全くなりて、しかもかの僞劒璽は、守良親王の官軍共、光嚴帝を伊吹山の麓太平寺にとらへて奪ひ取り、なくなりて仕廻ひたり。其後又後醍醐帝延曆寺より吉野へ遷幸なる時、足利尊氏が又帝を花山院へおしこみて、新帝の方へ渡し玉へと責め奏したる時に、豫め又鏡劒璽の僞器を造へおきて授け玉ひたり。さて又眞の鏡劒璽は吉野へ隨身し玉ひたり。其後、後村上帝が北朝を攻め玉ひて、悉くかの僞寶をば取り收め玉ひたり。又其後、後龜山帝の南北和熟に及で、眞の三種神器舊都に入りたり。右段々の事によりて考見れば、器の臨む所は、誠に皇統の續べき者にある筈のことにて、爰に南北混一になりて、器も歸し、統も正くなりたり。さるほどに、萬々世の何迄も、姦臣賊子などが顧をたれてなめんとはせぬ也。神祖の德たる、昭哉。可レ不レ畏哉。○按に、爲護良親王奪ヒレ之とあるは、恐らくは筆者の誤謬にて守良ならん。今參考太平記を以て改レ之。

論　德

天下を興復すること、とかく人君たる人の德にあること故に、此篇を立るなり。

修　身　二條

久矣、帝王之學之廢也。而其緒之未至墜地者、洵以前聖遺德洽在人心、不可磨焉耳。雖然所謂學者、豈喩諸語言、布諸方策、而質諸事爲文禮之末焉哉。蓋天地之化如是行、祖考之靈如是明、而卽璽〔併日鏡謂之璽〕。亦其攸愚人心其攸神、爲之視子孫者、惟愼惟肅。弗忘弗邪、以體貽訓、而奉遺器於同床共殿之上〔語見神代卷〕。與之語、與之默、與之游衍、與之出往、與之坐內臨廷。以統億姓而理群黎、造次且不能容以私焉、則我俊德之所楙昭者、永與太陽並懸。而所以主乎身極於民者、亦皆協帝之中。而率天之常、神人祖孫、於焉混合無有間隔。宜其祚之窮穹壤而不移也〔語見神代卷〕。此謂天子之學、而純古之教、其爲淵源。豈不穆乎深哉。

天子の御學問が廢れたることが、はや久しきこと也。然れ共其御學問のすぢ端が、まだ地に墜ちきらぬと申は、御先祖聖王の御遺德が、洽く天下の人の心に在て、磨きのけられぬと云樣にある也。すれば今とても隨分御學文はなる也。されど其學問と申すことが、只言論喩し方策に布き載せ、事爲文禮の末を質しなどし、とやかく申す者にてあらんや、左樣にてはあるまじき也。蓋天地の

〔同床共殿云々〕二五八頁「吾を視る如く」を參照すべし。

〔造次〕倉卒の轉音也、咄嗟の間、苟且等の意に用ふ、論語里仁篇に、君子無終食之間違仁、造次必於是、顚沛必於是と見えたり。

〔楙照〕盛に明かなるを云ふ、楙は說文に木盛也とあり。

〔其祚之云々〕神代卷天孫降臨章に、因勅皇孫曰、豐葦原千五百秋之瑞穗國、是吾子孫可王之地、宜爾皇孫就而治焉、行矣、寶祚之隆、當與天壤無窮者矣とあり。

〔五十迹手云々〕仲哀天皇八年熊襲御親征の際、筑紫の伊覩縣主の祖五十迹手と云へる者、八尺瓊、白銅鏡、十握劔を献じて祝詞を述べしを指す その詞は仲哀紀に天皇如二八尺瓊之勾一以曲妙御宇、且如二白銅鏡一以分明看二行山川海原一、乃提二是十握劔一、平二天下一矣とあり。

〔天口事書〕神代の記錄也、末記に、廣捺（舒明）天皇御宇四年云々、度會大神主謂書寫之とあり。

〔神皇系圖〕天神七代地神五代その他の神皇の系圖を載せし書、聖德太子の御撰と傳へらる

造化のかくのごとく萬々世かはらず行はれ、祖考（センソ）の神靈かくのごとくに明らかなると申す處が、則神璽の憑る所、人心の今が今に歸して居る所なれば、此親子孫たるものゝ學文と云ものは、惟心を愼み玉ふより外なし。惟心を直くもち玉ふより外なく、少も心に怠り玉はぬ様にし、少も心を邪にもち玉はぬ様にして、御先祖の貽訓を體任し、さて彼遺器と御同席し玉ひて、ものを言にも、だまるにも、この器と共々にし、平常ゆたかにござなさるゝ時にも、時々立ち居ふるまひの節にも、この器と共々にし、奥向に坐し玉ふにも、廷上に臨み玉ふにも、この器と共々にして、天下の萬民をすべ治め、もろもろのことを治め玉ひ、そのうへかりそめにも私心を用ひ玉はぬならば、俊（スグレ）たる御德義が永く天地と共に存し、御身に取て主となる所、民の頭となるとゞまりの所も、亦皆天子たるの中正に叶ひて、天地自然の道に率ゐ、神人祖孫も混合し、一となりて間隔（ヘダテ）なき様になりぬべし。さあるぞならば、日本國に王たるの位が、天地あらんかぎりは、移りかはらぬにてあるべし、尤なること也。此をこそ天子の御學文とは申せ、まじりなき昔の時の敎の淵源たる、誠に深いかな、仰で信ずべきこと也。穴かしこ。

世有二所レ謂神道者流一。或云。瓊以妙二治天下一。鏡以明二照山川一。劔以斷二征不順一。按此言。本五十迹手一時所二比レ物稱賀一之詞。神皇實錄。天口事書。神皇系圖。援以爲二皇祖遺勅一。誣謬可レ見已。不レ然作二日本紀一者。安不レ載二之神代卷一。而收二之仲哀紀一耶。或云。瓊慈悲也。鏡正直也。劔決斷也。或云。瓊以修レ身。鏡以正レ心。劔以致レ知。或云。配二知仁勇一。或云。象二日月星一。或云。則二天地人一。或云。以レ鏡爲レ主。或云。以レ瓊爲レ本。或云。心有二三種一。或云。三種分二十種一。嘗考二其說一。不レ勝二縷擧一。而殊不レ知二祖訓之所一レ在。劔亦可。瓊亦可。鏡亦可。一レ之亦可。二レ之亦可。特此三者。佩服寶重。

〔黎民〕庶民也、書經堯典蔡傳に、黎黑也、黎民黑髮之人とあり、庶民は冠を着けず、黑髮を顯すによる。一說に黎は衆庶の義に依て庶民を云ふとなす。

〔瓊々杵尊〕具さには天津彥火瓊々杵尊と申す、正勝吾勝勝速日天忍穗耳命の第二子也。

〔吾を視る如く〕古語拾遺に、即以二八咫鏡及二種神寶一、授二賜皇孫一、永爲二天璽一、矛玉自從、即勅曰、吾兒視二此寶鏡一、當レ猶レ視レ吾、與同レ床共レ殿、以爲二齋鏡一、と見えたり。

日常臨視。以照二其容一。其身之所レ親。心之所レ愛。莫レ如レ焉。是以手而授レ之曰。猶レ視レ吾也。語見二神代卷一。則受而奉者。惕然誠發。聲響感通。隨二身與一レ器之所レ在。而祖考精神。昭二左右一。盈二上下一。不レ可二得而蔽一矣。是乃器即人。人即天。國脉由レ之而傳。皇道由レ之而生。所下以使二聖子神孫。臣工黎民。畏保欽仰。不レ能二自墜一。而貴賤上下之位。禮樂政刑之施。遵二其叙一。正二其度一。不上レ能二自紊一也。厥豈須二喩レ言論レ理而爲者哉。

さて叉神道者か、此神器のことを申すに、瓊は天下を妙治し、鏡は山川を明照し、劍は不順を斷征するのと、色々樣々にいへ共、ことぐ〵く擧てかぞへられぬこと也。祖訓のある所は、殊てしらぬ也。劍と申てもよかるべく、瓊と申しても、鏡と申ても、一つとしても、二つとしても、よくもあるべけれども、余等が存ずるには、特此三器と申は、御先祖天照太神の日夜朝暮御身をはなたず、御秘藏あそばされ、身に親き物としては、これにこすものなし。心に愛するものとしては、これにこすものなし。故に御手づから瓊々杵尊へ授るに、吾を視る如くせよと仰せられたり。さて安奉る者が惕然として、誠心を發して、聲や響の如く感通する故、身と器との有る所には、何でも御先祖の精神が左右に昭にあり、上下に盈て、聊も私事を以蔽ふことはならぬなり。此が器も人も天も一枚と云所、國脈の長久傳はると云も此所也。皇道の生ると云も此の所なり。子孫臣民がよく畏保欽仰して、自から得もちくづさぬと云所なり。さて叉貴賤上下の位・禮樂政刑の施も、よく其次第に遵うて、其度を正しくして違へず、自から得紊らぬと云所もこゝの分故なり。いかで一朝の言葉に喩し、道理にて論ずる者にてあらんや。

說者適以二其至易至簡無一レ施二口舌一而爲レ憂。依レ象假レ類。援レ釋混レ儒。紛紜支離。畢使二王敎精微之

〔浮屠〕又た浮頭、浮圖に作る、佛と云ふに同じ。

〔梵典〕梵土より傳來せし典籍の義、佛教の經典を云ふ

〔性命之説〕宋儒ことに程朱等の説きし哲理、理氣の説と併せ性理學と云ふ。

〔張皇〕皇は說文に大也とあり。

〔瓊といへば云々〕神代卷鹽土傳に、玉者温潤仁惠之德、鏡者清明正直之體、劍者剛利智慧之事とある類也

〔西土の呉云々〕晉書四夷列傳に、倭人在帶方東南大海中云々、自謂太伯之後とあり。

旨、鑿然日失。豈不足歎也。其他不流爲巫祝資糈之術。則雜爲浮屠賣妖之媒。讀梵典者、指上世神明。以爲金狄所化。講漢書者、推國系源派。以爲斑呉出。侮聖之罪。爲罪何如。至近世。又取宋儒性命之說。以張皇文飾之。陽忌牽合。陰事剽竊。誘曰。理準四海。不期而同。則言誠似矣。而眞益亂矣。帝王之學之廢也。固久矣哉。

右の通り、我日本の道はあることなるに、説者が其至て簡にして口舌にて彼是と云ことのなきを氣の毒を思ひて、瓊といへば仁にたとへ、鏡といへば智にたとへなどと、色々と象に依て類を假りては附會し、又儒佛の教を混じ、紛々支離、大事の王教精微の旨を鑿然日に失ひたり。いかになげかしきことにあらずや。其他は巫祝山伏の糈を資の術とならざれば、浮屠が妖け／＼しきことを申て金銀を取る媒となる也。いづれの道此比ひのことにならぬことはなし。梵典を讀む者は、上世の神明を指て、金狄が化てかくなりたりと申す。金狄は釋迦を云。漢書を講じて事とするものは、大事の日本の御系圖を推し索て、西土の呉から出たる者なりなど申す。我神聖を侮るの罪いかばかりぞや。其上又近世になりては、宋儒性命の説を取雜せて、此方の神道のことを張皇文飾し、陽ては儒道を以牽合することは忌ふりをして、陰ては儒道の本意をまる／＼と剽竊神道に附會する也。さて誘して云には、道理は四海一つなるものなる故、儒道も神道も道理は期せずして同じきもの也と申す。なるほど左様に申言は似たる樣なることなれども、日本の神道の大事の眞なる所はます／＼亂るゝなり。右の通りのあや故、帝王の御學問の廢れたることが、固より久しき也。噫。

後醍醐帝之所以爲學者果而何耶。曰。倭歌也。古之聲何其希。而後之詠何其繁。在昔之時、

乘純實不雜之德。施恭默無爲之化。內之所存常足。外之所發必節。而其値事物之感。溢以爲聲。音響節奏。至可歌者。蓋時乃有之。有之亦必樂不淫。哀不傷。以諧中和。而歸敦厚矣。宜其皇化之淸。而民欲之淡也。世之漸遷。習尚澆浮。內焉若搖。外焉若熾。每男女之交。悲愉之感。駢集而互攻。不能不藉其噍殺滌濫之音與綺艷促切之詞。以泄吾欝。意至言隨。不知制止。而玩爲流風。每世必有所編撰。以爲一代大典。廟廊之上。傾絕支挺。俛焉吟哦。過日凝思。而費神於時花遊景閨房帷幕之間。抑雖太平之餘華有可足觀。而誘淫泆。貴文弱。弊亦多矣。宜其欲以經夫婦而益亂。而欲以美風俗而彌靡也。

有の通、神道の衰へたる時節に後醍醐帝の如き天子が出なされ、中興の御志有からは、上古の通御學文をなさるべき筈なるに、さはなくして御學問となさるゝ所は何ぞと思へば歌學なり。其歌からが古の歌とはちがひたり。古の歌はたゞに故少きぞなれば、昔は純實不雜の德を秉り守り、恭默無爲の化が行はれて、內心に常に不足なし。わざとなくて外へ發る所が必ず程よく節に中り、其心が事物の感ずる事に値て溢て歌となり、音も響も節奏歌ふべきに至るもあり、時としてありて、甚樂しけれども淫ることなし。甚哀しけれども傷るにいたらず、中和に諧うて敦厚の風に歸するなり。なるほど天皇の德化が淸くありて、民欲の淡々しかりしは、尤なることなり。如此き故、むさくさとある筈にあらず。後の歌はたゞに故繁く多きぞならば、世がじりじりと遷りかはり、恭默無爲の時とは違ひて、世人の趣き向ふ所が澆浮になりて、內心はさわがしく搖ぐ様に有、外は繁雜に熾なる様にありて、男女の交り悲きや愉ばしきの感が駢集して、互に打相ひ攻めあひ、每に噍殺滌濫の音、綺艶促切の詞とを藉て、

〔樂不レ淫云々〕論語八佾篇に、子曰、關雎樂而不レ淫、哀而不レ傷とあるに因れり。

〔中和〕中庸第一章に、喜怒哀樂之未レ發謂二之中一、發而皆中レ節、謂二之和一と見えたり。

〔澆浮〕人心の浮薄なるを云ふ、澆は說文に薄也とあり。

〔每世必云々〕和歌撰集の最も古きは萬葉集なるも、編修の年代は異說ありて詳かならず、中古以後和歌の流行につれ撰集少からず、其內勅集に係るは醍醐天皇延喜五年の古今和歌集を初めとし、廿一集あり。

鬱積を散し泄さぬと云ことはなき也。噍殺とは、思ひこがるゝこと、滌濫ははてしなく思ひみだるゝこと也。綺艷はうつくしてつやつやしきことば也。促切は命にかけて思ひつめしことば也。さて意至り、言葉が隨て出來、制して止めることをしらずして、玩で風俗となり、世々毎に必和歌の編撰が出來て、一代のおし立たる大典籍となる也。かくしたること故、代々の天子を始め、公卿達なども、只歌をよむことを吾事として、廟廊や御殿の上にて冕を傾け、挺(ヤク)を支へ、俛焉吟哦(ウツムキテギンガ)、徒に日を過し思を凝して、神氣を時の花鳥風月閨房帷幕に費す也。此はなるほど太平の世の餘の華やかなることがみえはすれども、淫佚を誘(オビ)き、文にすぎたる弱き習はせを資くる弊も又多にあらずや。その夫婦を經めんと思ひても、ますますみだれ、風俗を美せんと思ひても、彌靡るゝことは尤なること也。如此きからは、むさくさとある筈なり。

帝尤嗜二其藝一。專レ精刻レ意。寢食不レ置。所レ著不レ下二幾千首一。雖レ當時專門之流一。難二與爭一レ巧。信二其安一レ時之力一。不レ勝二作レ歌之巧一。陳後主工レ詩。降レ隋。從二文帝一飮賦レ詩。及レ出。帝曰レ之曰。以二作レ詩之巧一。何如レ思二安レ時之事一乎。而優游玩惕之態。柔情曼容之娛。因以潜滋暗長致レ使二妾嬖多言一。上下偸安。亂階レ自レ此。終二乎不一レ振。則是學也。與二梁文之創一宮様一。而陳主之制二新聲一奚異。梁簡文帝爲レ詩。謂二之宮様一。陳後主與二妃嬪狎客一賦レ詩。采二其艷麗者一。被二之新聲一。

此通りの和歌を、帝が尤嗜み玩ひなされ、神氣をつひやし、ねてもおきても忘れず、一生の中よみあらはしなされたる歌が幾千首ぞや、數しれぬこと也。其時分和歌を家業とする人といへども、巧を爭ふに中々及ばぬ也。吁時(さて)を安じて、四海に德義を布きわたすからが、信に歌をよむの巧ほどになき也。さて柔弱惰(ダ)弱なる娛み事が、これに付て潜に(本ノ)のまへにてしけりはびこり、暗の中で長じ、奥向御氣に

〔斑〕博雅に、斑、笏也とあり。

〔陳後主〕陳主第五世、名は叔寶宣帝の長子也、開皇六年隋に降る。

〔文帝〕北周の外戚にて名を楊堅と云ふ、陳の太建十三年後周を簒ひて帝位に卽き、遂に陳を滅し天下を平ぐ

〔梁簡文帝〕梁の第二世の主也、名は綱、武帝の第三子、在位二年執政侯景に弑せらる。

入りの妾嬖などに妄に口をたゝかせ、上も下も安を偸みて事をつとめず、らちもなきてい也。さて禍亂がこれより階となりて起て、つひに振治ずして終たるにてみれば、帝の是御學問と云も、丁度かの梁の文帝が宮様を創め、陳主が新聲を制したると申すことに、奚もかはりなきなり。只の慰み事なり。噫。

曰佛致也。爲君之職。唯天是事。承以布德行政。祈以勵精致誠。或遇災異以被譴告。又益恐懼修省匪懈。蓋其乾々乎終々之頃。而孜々乎一息之存。務在此日。遑求其心。此古之所以能使穹玄降豫。群靈致和。下免札瘥之患。而上斂壽康之福也。自君心之非。邪說由興。其忘故。上下神祇。威臨日遠。其暇故。求雜出之欲。旁趨不經。而咒詛之於災命。願離之於死生。來乘吾虛。信而且罔。背讀朝廷典禮。一歲行事。半在修法。雖乃聖體。或至徒跣練行。周歷山林。使夫精明之運。將以經綸天下者。一由梏橋誕慢。唯恐不灰滅蟬蛻。而機政之務。將以鎭暴亂塞告咎者。亦專委於祈禳厭蠱之小數矣。此後之所以治暗治荒。野多金革。而國懷危蹙之憂也。帝夙悟禪旨。精密法。招僧入以訊鎌倉。親修金輪法。祈六波羅平。而足利氏之强。不知所以勝服。延外國僧。與之問喝。行宮臨絕。乃唱妻子珍寶及王位。臨命終時不隨者。以爲要義。而耽色崇財。宮室狗馬。且不能屏。則是學也。與宮中誦仁王經。（用唐代宗事。）而臺城爲荷々泣者（用梁武帝事。）奚異。

又一つの御學問となさるゝ所は何ぞと思へば、佛道釋氏の教なり。しかるに人に君たるの職分と申すは、唯天へ一心不亂につかへ、天の意を承て德化を四海に布きわたして、よき政を行ひて、天下の民

〔札瘥〕札は疫死又は大死の義、瘥は小疫の義也。

〔仁王經〕佛當時の諸王に對し、其の國土を安穩ならしむる爲めに、般若波羅蜜多の深法を說きし經文にて、羅什譯及び不空譯の舊新二本あり。

〔唐代宗〕唐第八世の皇帝にて、名は豫、肅宗の長子也、爰は其の朝に不空三藏をして新譯仁王經を修し雨を祈りしを指す。

〔荷々泣〕資治通鑑に、梁武帝口苦索蜜不得、毎曰荷々へとあり。

〔梁武帝〕名は衍、齊の疏族なりしが後梁公に封ぜられ遂に禪を受けて梁國を立つ。

〔密法〕眞言秘密の法也。

〔諸所の坊主云々〕嘉暦元年六月の頃より中宮禧子御平産の爲めと稱し、種々の大法秘法を修せらるゝこと二ヶ年餘に亙れり、就中法勝寺圓觀上人、小野文觀僧正は別勅を承け、祈禱に精進せり。

〔金輪法〕具さには一字金輪佛頂法と云ふ、金輪佛頂法と云ふ、金輪王を尊體として用ふる修法にて、息災を祈る時に修す、秘法にて東寺長者の外修せず、當時淨經僧正これを修せる由增鏡に見ゆ、爰に「御自身に云々」とある根據詳かならず。

を安穩に治め、精神を勵し、心を誠に致んと祈るより外の事はなき也。さて若或は禍亂や地震など云恠異なることある時は、又いよ〳〵ます〳〵恐懼し、我身にあやまちはなきか、政に不道はなきかと、倚省し懈らず、其朝夕の頃も乾々としてをこたらず務め、一息の存する間も孜々として忘れず、くる日も〳〵務ぬと云ことはなし。何しに其心を二つにして、佛道を學ぶの哥をよむのと、餘の事へ豫る暇のあらんや。此古の時の穹玄より豫を降し、もろ〳〵の神靈和を致し、下々の萬民亂世にあはず、わかじにの患を免れ、上様には長壽の福をうけなされて、天下家國家目できたきは此所の義故なり。これより外に天子の御身分に信仰なさるることはなし。然るに君の御心が漸々非なるから、邪道邪說がそれに付ておこり、其御心に意がある故に、御身を守てござる上下の神様も、日々に遠さかりうとくなり、其御心に暇ある故に、欲心ます〳〵起り、あまねく經ならぬ方へ趣き行て、兕詛事の、災をするの、命をとるの、又は此世を厭離て、死ぬの生るのと、邪事魔法が、其虛なる御心に乘じ來て、信仰なされ、固くなる也。余等が日頃朝廷の典禮を讀でみれば、一歲の行事が、半分は佛經をよみ祈ること也。さて尊き聖體といへども、或は徒はだしにて山林を周歷し、かの大事の天下を經綸る精明の時節をば、打忘れて、身を枯槁、心を誕慢、只灰の如く滅、蟬の如く蛻けまじきかと、氣遣なされて、機政の務、綦亂を鎭め、眚咎を塞べきものは、又專ら祈りごと、まじないごとの小數なる事に打委せなされたるなり。此れ後の治暗く法荒みて、亂世になりて、軍事が多くなり、國危蹙の憂懷も、このわけ故なり。後醍醐帝も、夙く禪旨を悟りなされ、密法に精く、諸所の坊主を招いて、鎌倉を詛ひ、御自身に金輪法を修して、六波羅の平ぎを祈る。其後足利氏がつよくなりて、とりひしぎて、歸

服さすることを得なされねば、外國の僧などをよびよせて問喝しなされたり、わけもなきこと。又行在にて崩御の時、妻子珍寶及王位臨命終時不隨者の經文を唱へて、要義となされたり。しかるに其御平常の色に耽り財を祟ぶするの御心持、宮室狗馬の御樂を昇ることを得なされねば、帝の是の御學問と云は、おほかた推量申されたり。彼宮中仁王經を誦し、臺城にて荷々の泣をしたるものと、奚もかはりはあるまじきなり。只一時の御迷也。

以帝之實聰也。使之退省。啇其聲以反節情之正。愼乃位以盡奉天之誠。絕淫蕩杜邪左。澄然有以定其本源。則既與同床共殿之器對越在前。無所不肖。而祖考所闢土地人類。亦將擧而付躬矣。惡不可以振蒙正之業。夷東諸國。而並烈于神武哉。（神武紀曰。是時運屬鴻荒。故蒙以養正。治此西偏。）欲建帝王之圖。而不講帝王之學。惜哉。

實に後醍醐天皇の聰明なる御生付にて、右段々のわけを退省なされ、其聲を啇て、節情の正に反り、その位を愼で、天へ奉へるの誠を盡し、淫蕩を絕ち、邪左を杜ぎ、澄然に其本源を定めて、御合點なされたらば、既かの同床共殿の器と在前對越しても少もかはらず。御先祖の闢く所の土地人類も、亦皆御躬に付にてあるべし。さあるぞならば、又惡ぞかの蒙正の業を振ひあげ、東諸國を夷げて、功烈を神武天皇に並べられまじきや。帝王の御圖をば建んとなされたれども、帝王の御學問の御講なされざりし故、事が成就せざりし也。殘念なる事なり。

帝王之學。其果絕於今邪。曰否。余每讀帝顧命詔。未嘗不毛髮竦起。凜々若視其容於前。何其烈也。荷列聖之緒業。而懷一帝之深讐。唯報雪之不忘。始之圖北條氏。左右文臣。南

〔外國の僧〕元亨元年春、元僧楚俊來朝、後醍醐天皇紫宸殿に出御、御問答の儀あり、翌日禪師號を賜はる。

〔行在にて崩御〕時に延元四年八月十六日、寶壽五十二なり。

〔妻子珍寶云々〕大集經十六に、妻子珍寶及王位、臨命終時、無隨者、唯戒及施不放逸、今世後世爲伴侶、とある一節也。

〔蒙以養正〕日本紀通證に、隨屯蒙之世淳素之俗、養其正直之道、而不敢傷害也とあり。

〔治此西偏〕西端なる日向に御座して、高千穗宮に政を知ろしめすを申す。

北僧徒、加以一二武人。贊其謀畫、後之拒足利氏。人心重搖、兵鋒仍挫、率衣冠子弟敗亡餘卒。以棲南山。蓋其濟與否、不可萬而倖一。其間闘貔貅、投乎魑魅、衝煙燄、踐波濤、親以玉體試水火、而堪凍餓。及既得復失、叛服忽變、悼肉骨之罹慘。而愕爪牙之並斃。播遷狼狽、幽迫窮蹙、僅與鳥巢獸窟、相爲鄰伍。可謂危至。而帝特斷然必行固守。不肯爲成敗終始之所移。至彌留、勵嗣主以討賊曰、是吾志也。汝等不遵、子匪孝。臣匪忠。言訖。按劍而崩焉。是其一念之明。至斃不熄、蔽而愈熙。抑而愈躋。帝之所以復有大物一旦之頃、而奉持神器於五十祀之久者。豈不在茲邪。擴焉則無所不至也。帝王之學。豈特行乎古哉。

或人問て曰、君子が云通なれば、帝王の御學問は、只今は絶てしまひたるか。觀瀾答曰、左様にてはなし、余嘗て後醍醐天皇の顧命の詔を讀でみるに、毛髮竦（フル）へ起り、背に水をかくるごとく、凛々（リンリン）として、其顏色をぢき／＼前に見奉る様に有る也。いかでこの様に烈しきぞや、けしからぬこと也。列聖代々の諸業を荷うて、後鳥羽後嵯峨二帝の深き讐を懷ひて、唯報雪を一念として忘れず、始に北條氏を圖て討亡さんとなさるゝ時、僅に左右に侍べる弱げなる公卿達や、山門奈良などの坊主がだけの兵、やう／＼一兩人の武士どもがよりて御謀を贊けたり。さて又後の尊氏を拒ぐ時には、人心も又重り搖ぎ、兵鋒も仍（ミキ）りに挫けて、弱々しき衣冠の子弟や、敗亡の餘卒をひきゐて、討ち滅すと云期（メアテ）として南山に棲みまし／＼たる、其事の濟るとならざるとを考てみれば、萬にして一もならんとは思はれず、其間艱難なることは、笠置の城にて東國勢に圍れ、又陶山藤三義高・小見山次郎正俊等、夜不意に軍を起して皇居を燒く、危きこととかく申されず。さて煙の中燄の中をしのぎて、山城の多賀の郡有王山

〔貔貅〕猛獸の名、虎狗の屬、一說に熊の一種にて、雄を貔、雌を貅と云ふと云へり、もと支那にて是れを戰に用ひしより、轉じて勇猛なる軍隊の意に用ふ。

〔山門奈良云々〕元弘亂の當初延暦寺の衆徒これに應じ又た笠置御潜幸の際には東大寺東南院の聖尋僧正以下の僧徒扈從せり。

〔笠置の城〕山城國相樂郡木津川の南岸笠置山上にあり後醍醐天皇は奈良より鷲峯山を經て元弘元年八月廿七日山上笠置寺に行幸あり、九月二十七日行在陷る。

〔有王山〕山城國綴喜郡井平村の附近に在り。

〔卒に囚れ〕楠の館に幸せらるゝ途次賊手に捕はれ給ひし也、光明寺殘篇に、山城國住人深栖三郎入道參ニ向有王山ニ告ニ申陸奥殿ニ奉ニ生捕ニ了とあり、光嚴帝御宸記十月一日辰刻のことゝなす。

〔隱岐の國云々〕元弘元年十二月廿七日承久の例に傚ひ隱岐に流し奉ることに決定、二年三月七日六波羅第出御、美作を經て出雲國安來より御乘船、四月一日隱岐島御着、國分寺へ入御せらる。

〔御子後村上天皇〕延元四年八月十五日卽ち後醍醐帝崩御の前日義良親王受禪の儀あり、後村上天皇これ也。

の麓まで落させ玉ひて、卒に囚れ、六波羅に在り、終に荒々しき波濤を踐で、隱岐の國へ遷されさせ玉ひにし。かくのごとく親しく玉體を以、水の底、火の中を試て、凍餓の難行苦行によくこたへなされたり。既に天下を得るかと思へば、又失ひ、將士なども叛たり、服したりすることが、忽變するになりては、親しき御子達の、慘ましきに罹るの、いたいたしきことかぎりなし。さて又、爪とも牙とも思召諸將が、此所にてはたをれ、其所にてはたをる、御心愕々してすべき業なし。播遷狼狽、諸方流浪なされ、幽迫窮蹙と、絶體絶命に至り、僅に鳥の巣や、獸の窟を隣としてましましたり。危の至極と云べし。然るに帝すこしもたゆまず、斷然として必行固守して不動。少しも御心が成敗終始の爲に移されず、崩ずるに至て、御子後村上天皇を勵すに、賊を討ぜよ、是吾等が志也。汝等吾が此言葉にしたがはずば、子として孝にあらず、臣として忠にあらずと仰せられて、寶劍をにぎりて崩御なりたまひたり。是其御一念の明らかなることが、斃るるになりてもやまず、蔽うても愈照に、抑へてもいよいよ躋ると云ものなり。實に帝の大物を一旦の頃に有て、神器を五十年の久しきに奉指なされたることは、いかに此にてはあるまじきや。此御心をおしひろめてみれば、行つかぬ所はあるまじ。しかる時は、帝王の御學問は、只古に行はれたりと云迄にてはなく、乃今も有ることよと云なり。穴賢。

治家　三條

天德之純。所以王道之不息也。

〔伏レ薪嘗レ膽〕讎を報いん爲めに苦心するを云ふ、吳越春秋に、越勾踐臥レ薪嘗レ膽欲レ報レ吳とあり。

〔膚愬〕我が肌膚を使す如く、身に痛切に感ずる訴也、論語顏淵篇に、浸潤之譖、膚受之愬、不レ行焉、可レ謂レ明也已矣とあり。

〔骨鯁〕鯁は魚骨也剛直の士を云ふ、史記刺客傳に、無二骨鯁之臣一とあり。

〔藤原卿〕宣房の長子藤房也、後醍醐天皇に仕へて中納言に進む、元弘亂に終始天皇に供奉し遂に捕へられて常陸に流さる、建武の中興、秕政百出、藤房その諫む可からざるを知り官を捨て出家す。

天地が、かくのごとく、萬古不易にありて、四時度を違へず行はるゝ、まじりなき所の生實を指て、天德の純と申。此が乃天皇の天下を治め玉ふ大道の、萬々世、今が今に不レ息、行はれて居る所の本なり。

帝固有二多々之欲一。雜二乎念慮一。而云々之事。吾已卜二其不一レ終。何也。曰内寵盛。而女謁行也。

上の通、天と一枚の御德義にて治め玉ふべき筈なるに、帝はもとより多欲雜慮有たる御生れつきなり。しかるに其段々のなされ樣、いかにも終をよくなされぬ所みゆる也。其終らぬを吾等がとく卜ひ知りたると申は、何ぞなれば、おくむきの行儀をさまらず、后妃釆女を甚寵愛し玉ひ、女中の申あげを聞入なさるゝ故也。いか樣始の仕道がよくても、こゝに御合點なくては、終のよくなかりしも道理なり。

夫妖冶之態。長舌之厲。速二其本心蠹荒一。神鑑昏蔽。而讒斯行。賢斯隱。忠斯害。雖レ屬二奠安一。階以創レ亂。自レ古而是。況以二恢復一爲二己責一。將二伏レ薪嘗一レ膽之不レ及。而女德之累。先聲不レ美。逮二既濟之後一。自倒二維城一。亦由二淮后之膚愬一也。終逸二巨寇一。亦由二淮后之援助一也。乃至二百度繆濫一。骨鯁避レ跡。而將卒離レ心。亦皆莫レ不二昏荒之由一也。成而復敗。豈待二異日一而知哉。

妖冶之態は、婦人のばけ〲しきかたちなり。長舌之厲とは、婦人のもの云やかましきことなり。厲は害なり。奠安は治世なり。骨鯁とは藤原卿の類なり。言は、婦人の妖け〲しき樣子にて、やかましく云ことは、とかく人の本心をむしばみすさまし、鬼神や鑑の如き智慧にても、昏み蔽はさるゝもの故、讒言も行れ、賢者も隱れ、忠臣も害せらるゝ也。いかに治りたる世といへども、これが階となりて、亂になることは、昔からためし多きこと也。かくのごとく、治世でさへ亂になるためし多きこ

〔大塔の宮〕皇族にて天台座主となれる方を申す、座主には皆叡山大塔に住するが故也、護良親王は嘉曆二年天台座主に補せられ給ひしより、世に大塔宮と申す。

〔乾坤〕乾は天にして陽、坤は地にして陰、男女を表す、易經繫辭上傳に、乾道成男、坤道成女とあり。

〔關雎〕詩經の首章にある詩にして、雎鳩の雌雄摯にして別あるに興し、文王の后妃の德を述べしもの也。

〔詩經〕殷周二代の詩凡そ三千餘篇の内正調世に傳ふべきもの三百五篇を拔萃せるものにて孔子の撰也。

となるに、況や天下を取り復さんと思召し立つ折節なれば、薪に伏し、膽を嘗るほどに苦辛なされても、まだたらぬ〳〵と、氣つかひ思召給なるに、先色欲と申す名からがよろしからぬ也。夫によりて、已に天下を取得たる後に、御子大塔の宮の切害に御逢ひなされたるも、御寵愛の准后が、口入いたしたる故也。終に巨寇の尊氏を取ぬがしたるも、又准后が口をたゝきたる故なり。さて數々の法度も、繆れくづるゝを見て、股肱藤房が遁世せられて、そこの大將が心を離て謀叛するの、此所の士卒が降參するのと云になるも、又皆帝の御心が荒み、御智慧が昏みたる故也。如此きからは取得なされても、はや手の下に敗れて、本のもくあんになることが、豈に異日を待に及ばんや、今直に知れてあるなり。

聖人所云終始惟一者、謂其能立於始而不動、以要於終而不變也。所云靡不有初。鮮克有終者、戒其終於始也。至易之乾坤。詩之關雎。又將以陰陽夫婦爲垂訓之首。則可見王業之克終。在於愼始。而始之所愼。正在於色。治亂之機。造端微焉。

右の通のこと故、古への聖人が、始め終りは一つ也、つゝしめ〳〵といはれたるは、能始にしかとふまへて、うごかぬ樣にし、終にもよく要て、したゝかにふみつけて變せぬが肝要也との意なり。されば詩經にも初のなきことはなし。克終にうごかぬと云ことぞ鮮きもの也と云てあり。是も又其終をよくせよと戒しめられたる意なり。さて又易の乾坤、詩經の關雎も、陰陽夫婦の事を云て、訓の首としてある也。しかれば、王業の終をよくするは、始を愼み、始を愼とは、正く色欲に有がみえたり。治る亂るゝの機は、甚微細なことなる程に、これを戒よとの論なり。

不知而爲之。謂之愚。知而爲之。謂之迷。色之禍人國尙矣。而聰察之主。材智之臣。每爲其

耽溺。蕩不復返。以至喪身覆邦。其不知而爲之歟。抑知而爲之歟。帝亦千載英主已。然人之所愛莫若子。而況護良功烈識謀。一時無比。政之所虞。莫若姦賊。而況足利尊氏巨勢詭計。一時又無之比。而卒受厥詒。執兒付讎。任之屠割。慘不可言。其處心顚倒。以至乎茲。豈非有艷妻中夜之泣。由內促之而然哉。可謂迷甚矣。由是觀之。未有夫婦不正。而父子得親者也。

凡そ何事にもせよ、事をあやまつに、ゆめにもしらずしてするものは、おろかなると云もの、さて又隨分知て後に、うか／＼としてするものは、迷ひと云もの也。其中に、色欲のまよひにて國を禍することは、今にはじまらぬことなり。さるによりて、聰察英才ともいはるゝ主人や、材者智者ともいはるゝ臣下どもが、毎々かの色欲に耽溺（フケリオボレ）、いかにとしても又再び本心に返ることはなくて、身を喪し國を覆すに至る也。此はいかにしらずしてするにてあるべきか、又は知てするにてあるべきか、いづれぞや。定て知てするにてあるべし。後醍醐天皇も、千載にまれなる御英君なり。しかるに、凡そ人の愛する者とては、子にこすものなし。況や護良親王の如き、御功業と云ひ、御智慧と云ひ、此時比類なき御人也。帝の御心にはかぎりなく、御寵愛し玉ふべき筈也。又此時の政に肝要なる慮（オモンバカ）りは、姦賊なる要人を退るにこすことなし。況尊氏が如き、威勢と云ひ、詭計と云ひ、此時又比類もなき大惡人、首を切てもまだたらぬ不屆者也。しかるに其尊氏が詒を受て、かの御寵愛なさるべき御子護良を執（トラ）へて、おつだしなされて、東國へ下し玉ひ、卒に切害に御逢ひなされたるは、いた／＼しきこと、兎角申されぬこと也。如此（カク）迄帝の御心が倒に有りたると申は、いかでかのかほよき御氣に入りの后妃など

〔尊氏が詒を云々〕護良親王尊氏を除かんとする御志あり、尊氏これを畏れて天皇に讒し、遂に建武元年十月廿二日親王を武者所に拘し、次で十一月十五日鎌倉に流し奉る。

〔東國〕もと京畿以東の諸國の汎稱にて、その地域は後の東海東山兩道を指せるが如し、鎌倉時代よりは概して坂東の地を指す

〔卒に切害に云々〕建武二年七月北條時行兵を擧げ鎌倉に迫る、直義の軍利あらず、西奔するに及び、同二十二日淵部伊賀守義博に命じ、藥師堂谷に幽閉中の護良親王を弑し奉る。

が、夜る夜中泣かゝりくどきたてたる、奥向からのことにてあるまじきや、誠に左様にて有りぬべし。御英君にして、如此きていなれば、迷ひの甚しと云べきこと也。此れにて考へみれば、夫婦あひが正うなくては、父子の間が親きと云ふことはなきこと也。

邦之所以能治且久、要在養其主之幼以正人。而所以至亂且短、要亦在養其主以小人也。三代隆盛。莫不由斯。治道之係切焉。帝所生凡十有五人。或早沒。或爲僧不顯。餘唯七子矣。幼皆擇有德望文學者輔之。講古道習倭歌之爲務。而有事輙撤綺紈。冑霧露。以臨邊遠。蹈行間。未嘗以從前驕貴軟靡而待之。是以首得護良之建勳。義良之紹志。而尊良則扞禦方面。伏節白刄。宗良懷良。則横身戰陣。終始勤瘁。恒良成良。則年甫童幼。遇酖賊手。從容不辭。又其溫雅風流。皆可觀矣。則帝蓋亦識斯道者矣。

凡そ邦の能治りて、萬々世無事につゞくと云所の肝要は、唯とにもかくにも、主人のをさなきとき、正しき人が御守りに付き奉て居て、養ひ立るに有こと也。さて又、らちもなく亂れ、御代短きと云ものは、御近習に付き奉て居る人が小人故也。西土の夏殷周の三代の盛なりしことも、斯道によらずと云ことなし。天下國家を治るの道のかゝることは、こゝが切用也。後醍醐天皇の御子、凡ては十四五人ましましたるが、其中に早世なるも、或は出家になり玉ひて、世間に聞えのなかりしもある也。其餘の御子七人は皆をさなき時より、徳望文學ある賢者を撰で付け置、古の聖人の道を講じ、倭歌を習ふことを成就（常時カ）務となされ、さて又何ぞ皇家に急難ある時は、かのやさしき御衣をば引ぬきて、甲冑を帶し、雲霧をしのぎ、遠國邊鄙へ迄自から臨、行間をも御ふみなされて、すべて從前の高ぶりや

〔義良〕後醍醐天皇の第八皇子也（神皇正統記に據る）後ち後村上天皇として御位に立たる二六六頁參照。

〔宗良〕初め天台座主として尊澄と號せらる、元弘の當初より軍に從ふ、正平四年還俗して征東將軍となり諸國に轉戰せらる、後年の御事蹟詳かならず。

〔懷良〕初め式部卿たり、延元三年征西大將軍に任ぜられ、菊池武時を卒ひて九州を平定す後年の御事不詳也

〔成良〕建武元年征夷大將軍となり直義を從へて關東を鎭す、建武三年光嚴天皇の皇太子に立ち給ひしが、後醍醐帝南狩の後弑せらる。

〔八箇國の管領〕建武二年十一月尊氏征討の爲め上將軍として關東に下り給へるを申す。

〔金ヶ崎にて云々〕延元元年十月後醍醐天皇京都還幸の際、親王は恒良親王と共に新田義貞に奉ぜられ越前に下り、敦賀金崎城に入り給ひしが、翌年三月六日終に落城、御自害あらせらる。

〔賊徒尊氏云々〕恒良親王は金崎落城の際杣山城に落ちさせ給ひしが、途中捕へられて京都に送られ、後ち尊氏の爲めに鴆殺せらる。

〔足利基氏〕尊氏の第四子、正平四年始めて關東管領に任ぜらる。

はらかなるおあしらひにはなされぬ也。去によりて、護良親王は夥敷御功業を建てなされ、義良親王は帝の御志を紹で、吉野の奥にまし〳〵て、天下興復の思召有たり。尊良親王は八箇國の管領となりて東國へ下り玉ひ、其後つひに越前金ヶ崎にて御自害めされたり。即中務卿親王也。事太平記十七卷に見えたり。護良親王懐良親王は、始終戰場に立て、少もたゆまず勤めなされたり。恒良親王は御年もゆかせられぬ。賊徒尊氏が酖毒を進め申たるに、少もおどろかず、從容に受て、少も辭退はなされざりし也。事太平記十九卷に見えたり。又温雅風流も稱美し奉るに堪たり。しかれば帝もかの養育様(そだて)の道を御識りなされたると云者也。恒良は將軍の宮なり。成良は東宮に立ち玉ひし皇子なり。

余因謂世多以二足利義詮一爲二庸劣之輩一。不レ知二其深慮遠識一。實以興二二百年霸基一也。將レ死。擢二細川頼之於諸將中一。委以二天下一。指謂二子義滿一曰。汝事レ之如レ父。義滿自臨レ政。克奉二遺教一。而頼之亦能盡レ心輔導。多引二老成博練之人一。布二在左右一。俾二其朝夕聞見一。毎取二師範一。識日開。而志日定。以致二戡レ亂立一レ威。併二呑南北一。如二源頼朝驕二養其子一。一再轉而亡一。豈足二與偉一哉。有レ邦者勿レ忽レ諸。或謂。足利基氏薦二頼之于義詮一用レ之。

これに付て余等が申す。世俗足利義詮を只の庸劣の人と思ひて、其思慮深き遠き智慧ありて、霸者の基を興し、二百餘年の治世をつゞかせたるをしらぬ也。義詮が死せんとする時に、細川頼之を數々の大將の中より、只一人召し出し、今よりはそなたに天下を打任する程にと、くれ〴〵頼で、又子の義滿に云ふ樣、此人に事ること父に事るごとくにせよと遺言ありたり。其後義滿が年たけて、政に預りより、かの遺言を克く守り奉じ、頼之も又心を盡して輔け導き、博く物なれたる老人達を、數々集め

て、御側に付置き、朝夕見たり聞たりの師匠にしたり。深切なること也。去によりて智慧も日々に開け、志も日々に定りて、剛に裁ち威光を立、南朝北朝を併せて吾物としたる、大なる功業也。源頼朝などの樣に、無法に手をおごらしめ、一代二代にて影も形もなく亡びたるとは、けしからぬ違ひ也。邦を有つ者これを忽にすべからず、こゝが肝要なりとの論なり。

勤政

帝自踐レ阼。親二御記錄所一。聽レ訟而通レ寃。出レ糴而救レ飢。除二關稅一而利二行旅一。其始初清明。善政纍々可レ記。以改二民觀一萃二人心一。而兆二中興之謀一也廣矣。惜其不レ終也。

後醍醐帝位に即せ玉ふより、記錄所に出御なりて、直々訟をも聽、理非を決斷し、寃は寃と上へ通じ、飢人窮民には糴を出して救ひ玉ひ、諸州の新關は、とかく商賈往來のつひえ、年貢運送の煩ひありとありて、悉く停止なされたり。如レ此、始には何事も清く明らかにて、纍々と引も切らず、善き御政が出、隨分覺えらるゝなり。如レ此こと故民共が、御上の御政此度はいかにもよきなされよう也と、目を付けかへて思ひ付たり。中興の御謀の兆し出ることが、一はいに手廣くありし、誠に御器量なること也。しかるに惜きことは、終りはさんぐ\、兎角申されぬ也。人君たるもの、この所に吟味なくては叶はぬこと也。深く察すべしとの論なり。

嘗考二源氏設計一。以二天下之權一、未レ易二一朝而奪一也。請以二其人一爲二諸州守護一。俾二我土地兵甲之威日張一、而彼號令制度之施日縮一。蓋圖漸以呑レ之耳。未二始顯然定制一。使三朝廷無二所レ參預專斷一也。

〔記錄所〕もと莊園の券契の理非を勘決して記錄することを掌りしが、後ちには諸司諸國並に諸人の訟訴を裁斷し、年中式日の公事用途の式數をも勘申せしむ、爰は元亨元年院政以來廢れたる記錄所を再興せられ、御自から出御ありしを申す。

〔出レ糴云々〕元亨元年夏大旱の際富豪の貯米を點檢し二條町に假屋を設け窮民に廉賣せしめしを云ふ。

〔關稅云々〕當時諸豪族恣に各所に新關を起し通行稅を徵し交通を障げしより、大津葛葉兩關を除く外悉く新關を停めしむ。

不レ然。當二二帝西狩。朝綱壞弛之季一。時君親臨二民事一。錢穀租稅。斷二之宸衷一。而播二之時政一。此正北條氏之所二大忌一。豈可三以傍觀熟視。不レ得二沮抑一而止一邪。

年來余等が、つく〴〵と源賴朝が計を設けたる所を考てみるに、天下の權柄は中々一時(チヨツ)としたることにては奪はれぬと思ひて、我が臣下を國々の守護にいたしたきと、天子へ願ひて、すゑ置たり。さて我土地兵甲の威光を日々に張らして、彼朝廷の號令制度の施をば、日々に縮まらする樣にして、そろそろと吞んと圖る也。それ故始より朝廷へ向て、屹度顯(アラハ)に政に御預りなされなと、制度はせざりし也。こゝが賴朝が天狗の深き所也。さなければ、かの後鳥羽土御門の二帝西海へ行幸なされて、朝廷の御政の大綱も壞弛(ユルマリ)たる折節に、後醍醐天皇の樣に直々民事に臨みて、錢米貢物などを御手本(モト)にてさばき決斷し、直に時の政を播し玉ふは、誠に北條氏が大に忌ま〳〵しく思ふ筈なれば、それをなにとして傍より熟視(ツラ〳〵)ながら沮み抑へ止めずして居るべけんや。

蓋當時有志之君。猶得レ可レ爲。而前者數主。諰々然。唯恐レ逢二彼怒一。攝處偸過。以二安逸樂一而已。然則王室之不レ振。皆由レ不二自爲一レ之。復孰乎咎。

蓋考てみるに、如二此時二帝西海に行幸なりて、朝廷の衰へたる時さへ、猶志有る君後醍醐天皇の如き御方は、朝政を振ひ上げて、殆ど中興なされたり。前々の數々の天子達は、只諰々(オヂオソレ)然、彼が怒りはすまじきかときづかひて、攝處(ヲサマリヲリ)、くる日も〳〵も偸み過して逸樂に安ずるのみ。しかる時は王室の振ひ起らぬこと、皆人君がいでと憤發してせぬと云によりてのことなり。孰をとがむべき樣もなし、皆自分の咎なり。

〔北條氏〕姓は桓武平氏、貞盛の二子維將より出づ、維將八代の孫時政に至り賴朝の覇業を介け、建仁三年執權に任ぜられしより、世々其職を繼ぎ天下の實權を握れり。

〔源賴朝〕源義朝の第三子也、平治の亂に捕へられ伊豆に流さる、治承四年八月擧兵、遂に平氏を滅して天下兵馬の權を收む、建久元年權大納言兼右大將、建久三正征夷大將軍に任ぜられ、正治元年薨す。

〔諰々然〕諰は康熙字典に、懼貌と見えたり。

〔紀綱〕三章法度也小なるを紀、大なるを綱と云ふ、書經五子之歌篇に、今失其道、亂其紀綱、とあり。

〔節目〕細目と云ふに同じ、竹の節と綱の目の義に取る

〔陶鈞〕陶器を作るに用ふる轆轤也、その器を製するには是れを旋廻して大小意の如くす、依て王者が天下を制するに喩ふ。

〔矩矱〕物指し也。

所以多張禮樂敎化之術。而廣設刑法令之具。期以平天下者、要正人心。敎風俗。如是而已也。

多く禮樂敎化之術を張り、廣く刑法令の具を設け備へて、天下を平らかにする處に、一つ肝要あり。如何となれば、人心を正しき樣にとし、風俗を敦くするばかりのことなり。

故明主之於治、每常超然遠覽、顧天下之風俗如何。其弱也、吾將何以振之。其偸也。吾將何以警之。而有所刑也。則曰是以懲世之爲惡。有所賞也。則曰是以勸世之爲善。創一法。發一令。未嘗不視諸廣遠悠久而後行。而其所行之實、則躬恭勤。蹈節儉。施輯睦。而推仁慈于上、勵廉恥。張紀綱。講倫理。而申忠厚于下。其所施之序。則誘而導之、防而遏之。鼓而舞之。漸而摩之。雖節目之或疎也。歲月之或淹也。卒使朝近隣遠日遷不知。舉而在吾陶鈞矩矱之中焉。是以安與天下之人心共安。固與天下之風俗共固。傳至子孫。結而不解。雖不幸有亂起、隨就平夷、國固自若也。此謂治之至。

それ故、明らかなる人君たちの、天下を治るには、超然智慧にて、每常遠くみまはし、天下の風俗は如何ぞと顧みて、あの弱き所は、吾なにとして振ん、こゝなる薄情なることは、吾なにとして警んと、心を用る也。刑罰することあれば、世間の惡をするものを懲す爲也と云、賞めることある時は、世間の善きことをするものをすゝむる故也と云ひ、何にても一つ法度を創め、令を發すると云へば、

〔千載〕時の永きを云ふ、載は歳に同じ、康熙字典に、按、爾雅釋天、載歳也、註、載始也、取二物終一更始之義、蔡邕獨斷、載歳也、言一歳之中莫レ不二覆載一也とあり。

〔陬遠〕遠き田舍を云ふ。

〔刻薄〕苛酷にて思遣り無きを云ふ。

〔國脉〕國運の命脈を云ふ。

なにと廣く布き渡るべきか、遠く行き渡るべきか、千載の下までもくづれはすまじきか、よく〳〵行はれんかと視定て後に行ふ也。さて其行ふ所の實はといへば、恭勤を第一吾躬に行ひ、節儉を勤め、輯(ムツ)睦(マジキ)ことを施(シカケ)て、仁心慈惠の心を上から推及し、恥を知て、節義の廉をまはさぬ様にと勵し、紀綱を張らする様にし、倫理をとゝのへて、下々のものが、忠厚(アリテイネンゴロ)なる心を申(カサ)ぬる様にとし、又其施し行の次第はと云へば、善をすれば誘ひて導き、悪をすれば防いで過め、鼓うちて奮ひ、まだその上にも、そろそろ靡きつける様にする也。かくしたる仕道なれば、たとへ節目がおろそかにありても、歳月がいかに長きと云ひても、つひに朝廷も近國も、陬遠日々に吾仕道に歸服し遷て、いつのまにやらん、しらず〳〵にこと〴〵く、皆此方の陶鈞(イタカ)矩矱の中へ入る様になる也。かくしたるもの故、人君の心の安らかなることは、天下民人の心と共に安くなり、固きことは、天下の風俗と共にかたき様にあり、子々孫々に傳へても、結ぼれてとけず、たとへ不幸に何ぞ亂が起りても、直に治りて、國は固より自若とある也。此を指て治世の至極と申すなり。

而次者。往々好レ名傲レ察。任二吏治一狥二文末一。其迹如レ可レ觀。功如レ可レ喜。而率二天下之民一。柔靡刻薄。日喪二淳心一。以速二國脈之促一也。不レ如二不レ爲之愈一也。

又其次なる人君は、往々(ドレモ〳〵)吾てがらと云名を好み、物を克く氣を付け察すると云ことを、智慧として傲り、小役人の仕方に打任せ、文末(アヤツヤ)ぐれたる事、端はづれの事に狥ふ、其仕方がなんとやら見どころがある様にあり、功業も又ほめらるゝやうなれども、つひに天下の民を引つれて、柔靡刻薄になりて、日々に淳心(マコトナルコヽロ)は喪びて、國脉の促りを速く也。此様は中々にせぬがましなり。

又其次者、恣レ意無レ藝、不三因二循則一擾動。法且蕩然無レ所二持據一。遂使二天下之民。淫縱爭奪。窮怨交起一。而方レ時禍發。一敗不レ救。此又不レ足二以爲一レ論也。

又其次なる君は、意を恣にして、無藝、らちもなき也。古のあしき仕道によりしたがふにてなければ、新趣向を立て、色々擾動く作法だてをすれば、蕩然持據なくして、遂に天下の民共をして、淫縱爭奪窮怨交起らする也。さて或は時として何ぞ禍亂なること發ば、一敗れて救はれぬ也。此は又いつか、議論にかゝらぬことなり。

中古之風嘗竣矣、遵守之久、漸赴二陵弛一。以喪二邦國之有一、至レ帝。奮二用兵革一。有レ還二復之一。而不下嘗就二今日之所一レ得、以繹二往日之所一レ失。上下酣樂、無二復法揆一、當時有レ爲二匿名書一、以詆二詩風一者上。指斥歷々可レ見。而値二尊氏之一呼一。辛苦經營之業、不レ旋レ踵而墜矣。中興之主、猶且同轍共覆之不レ知レ慮。則後之治二天下一、誠能論二及人心風俗之本一者。宜乎鮮也。

さて古今を考てみるに、中古の風俗は竣はしかりし也。しかるに其うるはしき風俗を、遵ひ守るの久しきから、そろ〳〵と陵りおとろへて、邦國の有喪ひたり。さて後醍醐天皇になりて、軍兵を奮ひ用ひ、此衰へたる天下を還復しなされたり。それは甚御功業なれども、帝の御心に只今日取得たる所を就みにして、往日取失ひたる所を繹ね玉はず、上も下も安樂に暮して、法揆がなかりし也。去によりて又再び天下を失ひなされたり。其あやを其時分匿名書と云ものを爲て詆りたる者ありし。なるほど指斥つけて詆てあるが、歷々かにみえてある也。果して其後尊氏が一と呼に値て、日頃辛苦して經營玉ひたる御功業が、踵をふみ旋さずして、はやくつれ墜ちたる也。中興の主でさへ、猶前車のくつが

〔陵弛〕丘陵の次第に崩れ弛むが如くもの丶廢れ衰ふるを云ふ。

〔法揆〕法度に同じ揆は爾雅釋言に度也とあり。

〔匿名書〕建武年間記に出でし二條河原落書を指せるなるべし、此の落書は百七十餘句より成り、當時の政治風俗人情の裏面眞相を穿てるもの也

〔不レ旋レ踵〕時を遷さゞるを云ふ。

〔前車の云々〕漢書賈誼傳に、前車覆後車誡、秦世所二以亟絶一者、其轍迹可レ見、然而不レ避、是後車又將レ覆也、とあり。

〔黜陟〕書經舜典篇に、黜陟幽明、とありて、幽を退け明を擧ぐる義、任命罷免を云ふ。

〔今日舊例云々〕梅松論に、古の興廢を改めて、今の例は昔の新儀なり、朕が新儀は、未來の先例たるべしとて、新なる勅裁漸聞えけり、とあり。

〔式令之典〕式は延喜式、令は大寶令を指す。

へりたる轍を同くすれば、共に覆ると云戒を思慮なさるゝことを知召し玉はぬからは、後の天下を治るに、誠によく人心風俗の本を論ずる人君が鮮は尤なるかな。人君たるもの可下思哉。

帝之時。天命一革。其承而革之。將於法歟。於風歟。夫法者所以持風之具。而風者所以出法之源。古之聖人。能察其時勢人心之所移。因其趨而矯其偏。立之中制。有以定一世之歸於上。則自凡紀綱所維令號所施。以至賞刑黜陟文章器度。亦皆有所考。以創之。而有所遵以守之。至久不弊也。故歸定則法隨矣。未有徒革於法。而能還天下之歸者也。

後醍醐帝の御時に、天命が一とたび革りたり。其れを承て人事を革る時には、作法を革めたるものにてあらんか、風俗を革めたるものにてあらんか。夫作法と云ものは、風俗を持立る所の道具なり。風俗は又其作法を出す所の源なり。去によりて、古の聖人達はよく〳〵其時の勢其時の人の心の移り易くて行く所を察して、其趨き向ふ所に因て、其偏みを矯て、しかと中制を立て、一世の歸着する所を金鐵の如く上に定め、凡紀綱の維ぐ所令號の施し行ふ所より、賞刑黜陟文章器度までも、皆考へ思慮したる上にて創め、しかとふまへどころがありて守たるもの也。去によりて久しくもつひへぬ也。故に歸着することがよく上にしかと定りぬれば、作法は自然と隨て行はるゝもの也。しかるを只作法をのみ革めて、かの天下の歸し趨く所引還すと云ふことは、いまだ承り及ぬ事なり。

帝素有高世主之心。自復大業。多所變更。其言曰。今日舊例。乃往日新制。安知朕之新制不復爲後日之舊例。蓋或用式令之典。或剟源氏之政。或復古。或沿今。紛々並舉。而至夫君主所養。臣工所玩。奢佚靡弱。胥以淪滔者。則不啻回仍。方且扇熾。蔑講所以振刷更張

〔梅松論〕北野參籠の法師の談に作りなし、主として足利尊氏を本として記せる戰記也、梅松の名は、尊氏兄弟の榮を飛梅の開くに喩へ、子孫の長久を松に喩へしものにて、文中尊氏を敬せるより見るに、足利氏の家臣の著せるものなるべし。

〔九重〕楚辭九辯に君之門以二九重一、とあり、又た禮記月令篇の註に、天子九門者、路、應、雉、庫、皐、城、近郊、遠郊、關也、と見え、もと天子の門の樣を云ひしが、轉じて禁裏を云ふに至れり。

定爲二大歸一之道焉。法未ㇾ布而先潰。豈不ㇾ宜哉。雖ㇾ然欲ㇾ正二其風一者。必先正二其身一。是以難也。

後醍醐天皇には、素より世々の天子達よりは、高くぬきんでたる御心有。如何となれば、大業を復してより、もろ〳〵の事を變じ更なされたること多し。其言葉に、今日の舊例は、往日の新制なれば、安ぞ朕が只今の新制も、又後日の舊例とならぬことあらんや、と仰せられたり。梅松論に見えたり。すぐれたる御器量と云べし。去によりて、政をなさるゝに、或は式令の典を用ひ、又源氏の政を剗り、或は古の作法を用ひ、或は今の作法に沿ひ、紛々と並べ擧け、樣々御ん世話やかせられたり。しかるに夫人君たるものゝ常々所ㇾ養、臣工たるものゝ常々玩ぶ所の、奢りがましく、淫佚靡弱にて、君臣背に論滔樣なる樂み事になりては、かへり昔の仕道に因仍たると云のみならず、ますます扇き熾になされたることがありて、かの肝要の大歸を定ると云の道を、振刷更張る所を、御詮議なかりし。殘念なることも也。去によりて、作法がいまだ行きとゞかぬ中に、邦が先達て潰えたり。何にと尤にてあるまじきか。されども風俗を正さんと思へば、先づ其身を正くせねばならぬ故、中々難きことなり。

號令

不ㇾ知則不ㇾ信。不ㇾ信則不ㇾ服。此天下之常情也。天子乃深居二九重之邃一。眇臨二四海之廣一。居勢懸絶。不ㇾ可三以人喩二戸說一。則特其言之得ㇾ達ㇾ下。而下之仰以守ㇾ之者。賴有二號令一爾。其謀二之于始一也。誠發審慮。率二天理一副二民志一。無ㇾ所ㇾ不ㇾ用二其至順一。要二之于終一也。不下以二好惡之私一而中反上。不下以二貴賤之勢而作輟上。懸二一世一而亙二百年一。亦無ㇾ所ㇾ不ㇾ用二其至確一。則君上之意。洞如二日月一。徴如二四時一。自

〔維新〕新に國政を改むる義也、詩經大雅文王篇に、周雖二舊邦一、其命維新とあり。

〔家人〕又た御家人とも云ふ、武家の臣下也、太平記に諸國の御家人の稱號は賴朝卿の時より有りて、已に年久しき武名なるを云々、とあり、然れど平安朝の頃諸國に豪族起れる頃より生ぜるものなるべし。

〔闕廷〕朝廷に同じ古今注に、闕、觀(ミモノ)也、古每門樹二兩觀於其前所一、以標二表宮門一也、とあり、通じて宮門を云ひ、更に轉じて宮廷をも云ふ

レ遠レ自レ近。入レ耳入レ心。廣溥均浹。孰不二親而知一レ之。而又孰不二知而信一レ之。聖人之能服レ人。所レ執在レ斯焉。

凡そ物每何にもせよ知らざれば、いかにもと信ぜず、信ぜねばなるほどと歸服せぬと云が、此天下中の人情の常なり。天子と云ものは、九重の奧邃き宮中に深(フカク)居て、四海の廣きを眇臨(ナガメ)てござなさるゝものなれば、上と下との居勢(アリサマ)が懸絕とかけはなれたるもの故、何ぞ一事敎へを示んとても、一人一人に喩し聞せ、家每に行て說き聞せらるゝものにてなければ、特(タヾ)其御言葉が下々へよく〳〵達(トヾイ)て、下々の仰ぎ尊みて、守り奉ると云ものは、號令のみ也。去によりて、この號令を、さらば出すと云時は、大事の事故、誠に審なる慮を發して、天理自然の道に率ひ、萬氏の心によく〳〵より副ふ様にして、順道至極を用ひぬと云ことなく、又其終はと要(カンガ)ふるには、只兎にも角にも惡きの好(カハユキ)のと云さまに、えてかつてなる心を出て、中途にて引反て仕なをさず、貴きの賤きのと云の勢におしつけられて、乍ち輟ず、一世に懸て、百年を亙(ヘテ)もくづれず、確きの至極を用ひぬと云ことはなき樣にある時は、君たる人の意の洞なることが、日月の樣にあり、徵の有ること、丁度四時の度を違へぬ樣にあるべし。しかる時は、遠き所からも、近き所からも、耳に聽き心によく〳〵入て、廣溥均浹に、あまねく、孰か親て知らぬものはあるべからず。知たる時には又孰か信ぜぬものあるべからず。昔の聖人よく人を歸服さすると云處も、斯に在ことなり。

方二帝之維新一。海內之民。起而想二其德音一矣。若乃源氏以來守護家人。來二萃闕廷一者。如二矢レ林之鳥虛聲且驚一。思下以偵二政之向背一。而措中身之去就上。雖二一文書行下一。傾レ耳潛聽。而號令之發。朝

〔妄綸旨之譏〕二條河原落書の初旬に此頃都にはやるもの、夜討强盗謀（ニセ）綸旨とあるを云へるなるべし、然れどこは當時綸旨を僞作するもの多きを述べしにて綸旨の反覆恒なきを諷せるには非ざるべし。

〔決斷所〕具さには雜訴決斷所と云ふ諸人の所領等の訴訟を掌る役所、元弘三年頃に始まる始め三部に分ちしが、建武元年八月これを八部の組に分ち、公武の重臣を置きて畿內各道の訴訟を分掌せしめたり。

〔論人〕被告人を云ふ、鎌倉室町時代の用語也。

定暮改。彼奪此予。內批廷斷。每爲矛盾。論功主吏。依違沮閣。往々以數人爭一賞邑。所在僞之撓動。是將俾綸綍之言。反覆泛濫。不知適從。而究其所由。一不過出愛暱嬖幸之私。彼亦何苦坐受屈抑。容不待英雄創手以驗把也哉。當時已有妄綸旨之譏。（有下作匿名書。歷詆時政者。首曰妄綸旨。）而赤松圓心拒王師。亦以此爲詞。帝之心表於天下何如邪。

後醍醐帝の御時、世の中が新になりたる場合に、海內の萬民が目をさまし、我も／＼と起て、帝の御徳の音を想ひやりしたひて居たること也。さてかの源氏以來の守護人家人の、廷上御門下へ來り萃るものなどは、元來底から心服安堵したることでなき故、丁度失林たる鳥が、矢をはめぬ、からの弦音にさへ驚くが如くにて、廟廷の御政を向ひて事へらるべきか事へらるまじきかと偵ひ考てみて、吾身の去就を處置せんと思ひてをる也。去によりて、少しの御書付が下るといへども、はや耳を傾て、潛して聽て居る也。只無事の時にてさへ、右申す通、審慮を發し、至順を用ひねば、信じ歸服せぬと云ものなるに、まして如此御上の政は、どうであらうぞと偵うて居るものや（本ノ也カ）、御徳の音を想ひしたひて居るもの共もある。肝要な國のぬがされぬ時なれば、審慮の上に審慮を加へ、至順の上に至順を用ゆる筈なるに、帝の號令の出し樣が、朝は東へ行けと仰付らるゝかと思へば、暮にははや西へ行けと仰付らるゝ樣なる、らちもなきこと也。こちらへやりておきたるを、はやそちらへ奪ひ取て予る樣なる、とりしめもなきことにて、何ぞ一つ詮議事がありて、內奏より訴人勅許を蒙りければ、決斷所にて、論人に理を附られ、又決斷所にて、本主安堵を賜れば、內奏より別人の恩賞に行るゝなど云樣に、與向の批判と朝廷での決斷とが始終矛や盾の如くうしろあはせになる也。又功業を論じて、それ／＼恩賞をや

る役人實世・藤房・光經卿なども、依違汨閣(ソチコチニナリテ)、おほかた所領一所に四五人の給主附て爭ひあひ、いつにても、このことには大騒動になる也。此通にあるは、是大切なる天子の仰付られを、手のうらを反て、おしづめのなくして、下々のものに、しかと適從ふことをしらぬ様にすると云もの也。これは何故ぞと、其根本をたづね究てみるに、只とにもかくにも、かの愛し暱(ムツビ)なさるゝ准后などの言に蔽冒なさるゝ、私がちなる御心から起りたること也。如レ此きからは、かの林を失ひたる鳥の如きやつなどが、何ぞ只坐らおしつけられ、抑へとゞめられ、難義を受んや、英雄が手を創るを待て、蹶き起て謀叛するはみえてある也。其時分に、もはや已に妄綸旨妄綸旨と云て譏りたることがありたる也。赤松圓心が、白旗の城にて、官軍を拒ぐ時にも、妄綸旨を取り草にして詬きたり。帝の御心が天下の見付手本ともなるものなるにいかんぞや。

賞罰

徒賞雖レ厚。天下將レ有二不レ厭者一。徒罰雖レ嚴。天下將レ有二不レ懼者一。必有レ要焉。公而已矣。夫人孰無レ欲。力出二于一鄕一者。志奪二一鄕之食一。智出二于一國一者。志規二一國之有一。縱其意望不レ知レ所レ節。則雖レ授以二天子之貴。四海之富一。而不レ足也。是知天下皆私矣。

徒賞とは、何の事もなく、あたふべき筈にてもなきに、恩賞をあたふるを云ふ。徒罰も、あつべき筈にてもなきに、罰(トガ)をあつるを云。此の徒賞と云ものは、いか樣厚くあたへても、天下にもらひ足らずあかぬものあるべし。徒罰も又いか樣嚴敷あてたりとも、天下に少もの懼れぬものあるべし。此には必

〔光經卿〕九條定光の子、權大納言兼民部卿也。

〔赤松圓心〕茂則の子、名は則村、元弘二年義兵を播磨に擧げ、次で六波羅を攻む、建武論功に平かならず、尊氏叛するや即ちこれに從ふ。

〔白旗の城〕播磨國赤穗郡赤松村の東に在り、建武三年義貞の征西軍を防がむ爲め築く。

〔官軍を云々〕義貞の軍播磨に入るや城未だ完備せず、依て使して播磨守護補任の綸旨だに賜はらば降伏せむと、義貞これを京都に計る、其間城郭を整へ、即ち嘲りて曰く、反覆恒なき綸旨また何かせむと。

〔天子〕その名義につき種々の說あり說文に、古之神聖人、母感天而生子、故曰天子、とあり、禮記曲禮に君天下曰天子、と見え、又た公羊傳成公八年の注には聖人受命、皆天所生、故曰天子、と見えたり。

〔四海〕四方の海の內の義、天下也。

肝要なることあり、公と云ものなり。凡人間と云ものは、孰しも欲のなきものはなし。去によりて、自分の力量が、一郷を掌に入てまはさるゝと思へば、其一郷の食を奪はんとする志が出來るなり。自分の智慧が、一國を腕挾みて、伏るも起るも自由なりと思へば、一國の有に望をかけて覇んとする志が出來るなり。此意望を縱にして、節あひよく定ることをしらねば、上もなき天子の貴、四海の富を授ても、中々足らぬなり。是にてみれば、天下の者皆私欲の心甚きものと云ことがみゆる也。

而彼能首出庶物、以持宰群品者。以其至正無偏之心、而行乎至中不偏之道。其未發之頃。衡懸鑑空、不可得而窺其際、而已發之後、雷擊風靡、又不可得而問其當與否。及隨而跡其所施也、則勸必勸之、惰必警之、惡必懲之、淑必奬之、其所以折服鼓動、皆已指要竅而中節奏矣、雖乃大暴亂徒、焉得不首洗滌矜奮、從我所麾以奔走哉。

右の通、天下の者はどれもそれも、私欲なるもの故、あだおろそかなことにて治まらぬもの也。去によりて、彼のよく智慧も器量も、庶物庶民に首となり、ぬきんでて、もろもろの事を持ち宰むると云ものは、かたよらず、至正の心で、みだりならず、中正至極の道を行ふ也。其わざとなりて、いまだ發し出ぬ頃は、はかりのさほのごとく少もゆがまず、鑑の面の空きが如く、少もくもりなく、明にありて、直に惡は惡、善は善とうつりて、中々下々から其際を窺ひ計られぬ也。さて又そのわざとなりて已に發し出たる後は、雷の天にて鳴るが如く、風の草木をなびかすが如くありて、其仕道が當然にてなきかと問ふひまはなき也。其施す所の跡形は何ぞとおもへば、勤る者は尙すゝめ、隋ることあれば屹度警め、惡れば屹度正して懲らし、淑きことをすれば、なほ奬ますする樣にする也。其折りかゞめ歸服さ

し、鼓うつて動しすゝめたてゝ行く所が、ことごとく皆已に要の竅をほちほちと指て、ひしひしと節奏にあたる也。かくある時は、いかなる大暴亂の徒にても、眞一番に首となり出て、身をふり、洗滌事を務め、奮ひ立て、此方目やり手やりに從て、奔走らぬと云ことはなきなり。

帝自恢復。縱以田土散給内御諸司。若浮屠優伶之徒。其所私已可見。而至夫姦若足利尊氏者。則一切姑息。割土假器。冀安其意。不復遑問其心之忠邪與功之殿最。其亦賞之徒者耳。無厭之欲。豈能飽而不起邪。

後醍醐帝が、恢に天下を取復してより、吾が縱に土地を内御諸司浮屠優伶の徒などに散ち給ひたり。其坊主や樂人などの私する所のものにすら、此通なされたるがみえてあるからは、夫姦惡不屆ものゝ尊氏になりては、一切何もかも、先其分よとして、何の罪がありてもゆるして、土地を割て恩賞に遣され、位に付けて、衣冠を假し、只願ふ所は、其意を安樂にさして怒らせぬ樣にする計にて、其尊氏が心底は忠なるものか、武功は他の大將よりはまさりたるかおとりたるかと、問ひたづぬることは、一向得なされぬ也。此又かの恩賞の徒なるものと云べきもの也。なにとかの飽きたらぬ欲心が飽き足て起るまじきと云ふ請合がなるべきか。

御將 二條

有順而爲者。如始于春而終于冬也。有逆而爲者。如斂于陰發于陽也。故論教者。常以德爲本。而至其制下。亦必以威爲務。威不立。恩焉行。當無事日。上之所自持。苟非明睿剛斷。有

〔内御〕女御に同じ

〔諸司〕爰は倚時公家衆に多くの所領を與へしを指す、太平記に、其外五十餘箇國の守護、國司、國々の關所大庄をば、悉く公家被官の人々拜領しける間、云々と見えたり。

〔浮屠云々〕當時寺院にて祈禱又は兵僧兵粮を供せし恩賞を請ふもの少からず、建武元年五月松尾寺より六波羅滅亡の法驗を說き恩賞を請へる如き、御室戸等より祈禱の功を述べて賞を請ひ、建武元年十一月遂に料所を得し如き其の例也。

〔殿最〕功勞を計りて、其の上功を最と云ひ、下功を殿と云ふ。

〔平廣常〕常隆の子也、上總權介となり、介八郎と稱す、もと義朝に屬し保元平治の亂に十七騎の一として勇名あり、次で平氏に屬し後ち頼朝に從ふ、後年頼朝これを忌み、梶原景時をして斬らしむ。

〔其形勢云々〕頼朝擧兵の際和田義盛を使して廣常を召す、觀望して應ぜず、頼朝上總に奔り再びこれを召す、廣常託するに徴兵集まらざるを以てし復これに應ぜず、千葉常胤等頼朝に屬すと聞き始めて兵二萬を率ひ隅田川に會す、頼朝其晩きを怒りて引見せず、土肥實平をして是れを責めしめき。

以立其威、則固不可使天下之民、安分懷惠。以銷惡于未萌、而況分爭搶攘之際、狙詐競立、各欲爲之。而我盡驅集併包、不咎往、不迎來、規以收效於一時、方是時、苟非擇彼意狀難測、勢力最强者、取就拉折、以代倔强非望之意、則又安得使其來就羈攝、不忍叛去哉、源頼朝嘗用是術於平廣常矣。頼朝初起、關東將士應者尚少、上總介平廣常率兵一萬歸之、頼朝圖伺其形勢以決向背、至則頼朝責其來晩、列在陣後。廣常大畏曰、吾以大兵新至、謂其喜迎不暇。而遭怒、如是眞大將也。後終從之、

凡天下を治るに、順道にてすることあり、逆道にてすることもあり。其順道と云は、丁度天地の運行が、春始て冬に終る樣なるもの。其逆道と云は、又丁度冬より始りて春に終る樣なるもの、同く一年なれども、順逆のちがひ計也。かくしたるもの故、政を論ずるものは、とかく德義と云ことを本として、其下に萬民を制し治るになりては、威光でなければならず、故に此を第一務とする也。何となれば、威光が立たねば恩澤は行はれぬもの也。世間何のさわがしき事もなく、靜謐至極なる時にても、上たる人の心を持ことが、明察剛斷にて、かの威光を立るにてなければ、勿論天下の民共を、我々が分際に安じ、上の惠に懷き、惡のいまだ萠さぬ中に銷すと云ことはならぬもの也。況て天下がいくつにも分れて爭ひあひ、搶攘時節に狙の如詐の術をかまへて、各吾奪ん／＼と思ひてをるに、上たる人が盡く其者を驅り集め、併せ包み取こみ、まへかどの罪をとがめず、後に惡をすべきかと迎へず、何もかも取こみて、效を一時にせんと規る。是の時節には、苟もかの意狀の合點のゆかぬ、何の惡逆をせうも測られぬ、勢力の分て强きものを擇び出して、取て拉ぎ折つて、其倔强非望の意を代でなくては、何としてどれもそれも、御方に來てつなぎおさへられ、此方のひきゆるしに付て、得叛き去らぬ

〔倒戈〕裏切をなして敵に應ずるを云ふ、尙書武成篇に、前徒倒戈、攻于後以北と見えたり。

〔童牛之牿〕角なき牛羊の牿に繫がれたる意、自由にならざるに喩ふ、易經大畜卦に、童牛之牿、元吉とあり、康熙字典に、牛羊之無角者、曰童と見えたり。

〔豶豕之牙〕去勢せる猪の牙也、威を振ひ得ざるに喩ふ、易經大畜掛に、豶豕之牙、吉とあり、程傳に、豕之有牙、百方制之終不能使、改惟豶其勢、則性自調伏、雖有牙亦不能爲と見えたり。

様になるべきぞ。源頼朝がむかし、此術を平廣常に用ひ施したることあり、此でも其あやがよくみえてあるなり。

顧。帝之所擇而施之、正在足利尊氏。尊氏之觀望已久。自計我就朝廷。則朝廷重。我依關東。則關東重。持是歸順。不得不喜迎而寵待。事因可濟矣、帝於是若能窗然出其意表。下詔曰。汝降嘉矣、然來何遲也。前日兵圍震驚行在。罪亦莫大。其速建顯功。以圖補效。則片言之嚴。痛於針刺頂門。彼且色沮神愕、妥尾顒口。以仰我餔。而偶得一顏色之顧。受一爵祿之賜。亦將欣荷感戴不遑焉。大者如此。小者何足爲慮、然我勇之與智。非有大勝人者。則天下之姦。固不可得而挫折。而帝志專在速成偸安。見其望隆黨廣者。一時倒戈而至、驟然喜躍。信寵交加。寧我降而就彼。而不能使彼來而求我。處分所有。足可窺測。爲尊氏者。復何所憚而不爲矣、易云。童牛之牿。豶豕之牙。此道也、豈覇者之獨用。而聖人之不由。要顧其心若何耳。

考てみるに、後醍醐帝の時に、右の術を選みて用ひ施す所が、正く足利尊氏に在し也。子細は、尊氏が天下の事をじろり〳〵と觀望みてをることが、はや已に久きことも也。さて自ら胸算用をして思には、我等が朝廷へ就てみたる時には、朝廷へ勢が付て重くなるべし。又我等が關東方になりてみたる時は、關東が重くなるべし。是の勢を持て、歸し順(マツロ)ひたるならば、喜迎(ウレシガリ)寵愛に待(アヘ)ぬことはあるまじ。其所で吾が仕事が濟さるゝにてあらんと思ひたるもの也。去によりて、この所で、後醍醐帝が、若よく打てちがへて、窗然(ハルカ)に意(オモヒ)の外に出て、詔を下して仰せられんには、なるほど汝が降參をいたしたるは嘉(ヨ)きが、し

〔易〕卦爻の象によりて事物を變化を知る法を記せる書後世は易經又は周易とも云ふ、伏羲氏始めて八卦を作り、周文公、周公、孔子等これに補足して完成す、五經及び十三經の一也

〔鹽谷高貞〕隱岐守佐々木義清の玄孫にて、貞清の子也、元弘三年官軍に應じて船上山に至る建武二年尊良親王に從ひ尊氏と竹下に戰ひて利あらず遂に尊氏に降る、後ち尊氏の執事高師直高貞の妻を奪はむとし、高貞を讒す、高貞逃れて山崎に至り遂に殺さる。

かるに何と降參の仕樣甚遲し、さて又前日兵を以て我等が居る所を圍みて震ひ驚かしたる罪、髮を拔ても數へられぬ莫大なること也と、たましひのぬけるほどに御しかりなされて、片時も屹度したる功業を建て、前日の其罪を補ふ効を圖れとありたる時には、御一言の嚴敷ことが、針で頂門を刺よりも甚しくいたきことなるべし。かくあらんには、彼尊氏如き者も、びつくりと色沮み、神氣がぞつとして愕き、尾を妥れ、口を顧ぎて此方の餔を食んとしてくる也。さて偶御色うるはしき御一言を蒙るか、少しの爵祿賜ものを受ても、又欣びを荷ひ、感じ戴きてうち置ず、有難がる也。大なる尊氏如き者が、如此なりたならば、其下々の小き者は申すに及ぬ也。されどもかくは云つゝ、右の通の事が、只あだおろそかなることにてはいかぬ也。此方の智慧も勇氣も、大に人に勝りたる者にてなければ、勿論天下の姦惡なる者は挫き折つけらるゝものにてなき也。しかるに帝は只とにかく速に成就さしたきとばかり目をせゝりて、安逸を偸むと云御志也。去によりて、望降く同黨の廣き尊氏が如き者が、一時戈を倒にし、冑をぬぎて降參をしてくるをみれば、驟然と喜び躍ひて、信服し、御寵愛を交に加へなされ、寧ろ御身分が其者に降參して行くほどに思召て、其者をして此方を求めに來る樣になさるゝことが得なされぬなり。如此分際の中ち冑をみすかさるれば、尊氏たる者が、何ぞ憚りおそれ、悪逆をすまし樣はなし。易に童牛の梏、豶豕の牙と云てあるも、右の通りあたまをへしつけると云道なり。何と此術を覇者が只獨用ひて、聖人の用ひぬと云筈があるべきか。只其肝要は、其へしつける心は如何したるものぞと顧るばかりなり。

帝賜宮女於新田義貞。鹽谷高貞。其後高貞叛。附足利氏矣。古興業之主。皆躬殪勁敵於長

〔艾夷〕艾は乂に通ず、乂は爾雅釋詁に治也とあり。

〔新田義貞云々〕建武の頃義貞内裏を警衞して窃に勾當内侍を垣間見、戀戀の情に堪へず、後醍醐天皇これを憐み給ひ、宴を延いて酒杯と共に内侍を賜へる由太平記に見ゆ、内侍の名詳かならず、太平記には頭大夫行房の女とあり。

〔鹽冶高貞云々〕太平記鹽谷判官讒死の事の條に、出雲の鹽冶判官に、先帝より下されて云云とある女也、一說に、後醍醐天皇隱岐にて藤名義綱に官女を賜ひしを高貞これを奪へるなりと云ふ。

槍大劍之下矣。而方其肇造。反側之徒。猶爲旅拒者。素在吾計所策。與之執鋭被堅。馳騁暴露。不卽艾夷。未肯休息。此其餘勇之優。已有使人欲叛不能。卽叛不可得而逃者。然後渥之恩崇之禮。申之以土地爵秩。而啗之以子女玉帛。一時之遇。又有大出所望者。則雖驍悍凶勃之徒。則形沮機移。勢挫而氣泄。馴然已隨呼至矣。

後醍醐帝が諸將の心をとらんとて、新田義貞・鹽冶高貞に宮女を下されたり。しかるに其後高貞は謀叛して、尊氏方になりたり。すればたゞの機嫌とり餌などにて、高貞が如き者は從へらるゝものにてなきなり。昔天下の業を興したる人主と云ものは、皆躬ら勁き敵を槍につき殪し、太刀にて切り殪したり。しかるに其切つはりつして、事をはじむる時に方ては、味方の中にも猶順はぬ不屆者がありて、やゝもすれば叛くべしとして旅く拒ぐ者があれども、それは素より此方の胸算用に入ておきて、それと共々にまけをとらず、鋭を執り堅を破り、智を盡して馳騁まはり、力を盡し、露に暴れて、天下一統艾夷ねば、少も休息せぬなり。此が其勇氣の優と餘りたる所にて、右の反側の徒などが謀叛せんと思ひても得せず、よし又謀叛して、もはや手の下にあらはれて逃られぬと云樣にあるなり。如此ありて後にこそ恩澤をも渥ふし、禮義をも崇ふし、其上にもまだ申ねて遣はさるべきぞならば、土地爵秩又子女玉帛を餔に啗がひ、其一時の御あつかひも、又人の望をかけてをる所より、大に違ふにて、思ひの外なれば、驍悍凶勃の徒と云へども、形ち沮み、拍子はづれになり、機合ひちがひになりてうつりかはり、惡逆をせんと思ひてをる勢力も挫て、張りつめて居る氣も泄れうせ、馴然になりて、此方の呼に隨て、どこへでも至る也。かくありてこそ。

帝亦似知是道也。然原其意。徒惡干戈之倥偬。而恐彪武之難制。計飾美姝。以副至意。冀得內外款密而已。夫色豈天下所少。雖失奚此。可得於彼。彼其殘饕猾黠。功利之狗者。固無爲一蛾眉戀々不去之理。而況其去亦未嘗失所愛也。高貞叛。後仍以所賜宮女爲妻。誠使所施無不如謀。而其詭回尩弱。可鄙之甚。王者馭物之大體。而謂可然哉。

後醍醐帝も、右申す通の仕道を知りなされたるに似たり。しかるに其なされ樣の意根を原てみるに、只干戈倥偬、兵亂あることを惡、武き彪の制しがたきを恐れて、さて計に美き女をかざり立、餘念なき心に副て、內向も外がはも靜謐になることのみを冀ふ計也。夫美き女はなにと天下に少きものならんや、夥しきもの也。たとへこちらで失ひても、はやそちらで取得らるゝもの也。如此自由なるものなれば、彼高貞が如、殘饕猾黠功利を事とする者は、勿論只其一人の美人を戀ひしたひて、味方を去まじと云、道理はなきものなり。況や又其去て敵になる時にも、亦其美人を失まじと思へば失ひはせざりしからは、只其美人などをやりたると云計にて、いくことにてなきなり。去によりて美人をやりたり、玉帛を遣すことは、とかく右申す餘勇の優と云上にての事とみえたり。たとへ又誠に其御計が思召のまゝになりたりとも、其詭回（尩ノ脱カ）弱、仕道にては鄙の甚と云べきことなり。天下に王たるものゝ天下を治め人を使ひ玉ふ大體に於て、なるほど左樣なりとは申されまじきなり。人君のよく察すべきことならずや。

用人三條

〔干戈〕楯と矛也、依て戰爭の義に用ふ。

〔彪武〕彪は虎の一種也、猛き樣に喩へ云ふ。

〔美姝〕集韻に、女之美者、曰姝と見えたり。

〔殘饕〕殘忍貪慾なるを云ふ、饕は財を貪る也、左傳文公十八年に、天下之民、以比三凶、謂之饕餮とある注に、貪財爲饕、貪食爲餮とあり

〔蛾眉〕蠶蛾の鬚に似し眉の義にて美人の眉を云ひ、轉じて美人の意に用ふ、韻會に、蛾、云々、其眉句曲如畫とあり。

帝之初思有爲也。故能處心横慮。久察而潛試。一視而深任。以求可與共之人。往往靡失其明。尊良・宗良・護良等於子弟。藤原師賢・藤原資朝・藤原俊基・源親房・顯家等之於文臣。新田義貞・楠正成・那和長年・結城宗廣等之於武臣。良忠・聖尋・宗信等之於僧徒。智能謀。力能戰。信能守。誠惻奮慨。共濟艱難。死而不厭者。彙出而聯聘。爭爲之用。是其所以克勦數十百年不拔之寇。而獲復先王大業也。其明誠可謂邁前古矣。而逡巡之際。矜怠自恣。暱佞諛納讒謁。向之所以爲賢可任者。外其人拒其言。翻然如水火不相容。上下蔽塞。亂從而至。與昏庸主同歸以終。嘗以一人終始之相懸也若此。則用人之術。豈可徒恃其明而爲也。蓋思則悚。悚則明。

後醍醐帝が、初大事を思召し立たせられたるや、故によく心持をして、常々胸中に思慮を横へ、久しく人を推察して、潜に試て善惡を知り、一度視て深く任せなされたる事也。去によりて、共にすべき同志の人を求めなされたることがおほかりし。其御目がねをたがはせなされざりし子細は、御子にては尊良・宗良・護良、文臣にては藤原師賢・藤原資朝・藤原俊基・源親房・顯家、武臣にては新田義貞・楠正成・名和長年・結城宗廣、出家にては良忠・聖尋・宗信等が如きをみるべし。智慧はよく謀をめぐらしゝかば、よく奮て戰ひ、信實なることは、よく節義を守り、誠心から惻み奮ひ慨きて、共共に艱難苦勞して、死ても少も不厭と云様なる人が彙り出て、聯り聘せ、爭うて御用に立つ。これは年來思召立せられて、深く御工夫なされたる故、御智慧が明になり、御目がねが違はぬ也。此が、かの數十百年不拔の寇の、北條の一族を勦して、御先祖の大業を取復しなされたる所なり。御眼の明な

〔藤原師賢〕師信の子、笠置落城の後捕へられて上總に配流、其地に薨ず

〔藤原俊基〕種範の子、元弘亂の當初捕へられ鎌倉葛原岡にて斬らる。

〔結城宗廣〕祐廣の子、義貞擧兵の際義旗を揚げ爾來王事に努む、延元三年陸奧征討の途次伊勢に病みて卒す

〔良忠〕關白良實の孫、法印にて大塔宮の候人也、親王幽閉の際殺さる。

〔聖尋〕東大寺東南院の僧正也、笠置行幸の際供奉す。

〔宗信〕吉野吉水院の僧也、僧兵を率ひて行在を守護す

〔名和長年〕行高の子、延元元年六月京都にて戰死す。

〔龍馬進奏云々〕建武の頃鹽谷高貞龍馬を獻ず、洞院公賢以下寶祚長久の嘉瑞としてこれを祝ひしに、藤原藤房獨り是れを以て政道正しからざる故に房星の精化して馬となり人心を蕩さんとするものとなし、併せて時弊を痛說せる由太平記に見えたり。

〔毉扁〕毉は醫に同じ、醫師扁鵲也、姓は秦、名は越人と云ふ、甞て禁方を傳へられて醫となり、天下を歷游して病を治す、後ち秦の太醫令李醯これを妬みて害す

ることが、誠に古の天子達よりは邁ぎ勝りたりと云べきこと也。しかるに事が成就して、少し御逡巡のきたる際に、御心に矜りと忿り氣が出て、吾恣なることが出來たり。去によりて佞人諛ひ者を匿ひなされ、讒言を聞し召し納れられ、向賢人也として、大事をも打任せなされたる人をば、外のけて、其言葉をきらひ拒ぐことが、始とは翻然て、水と火との受けつけぬ樣にある也。龍馬進奏の時、藤房卿の諫言の類也。さて下情が通ぜず、上意が下へ達せずして、上下蔽塞、それに付て禍亂が起て、つひに昏庸の人君の樣になりて、御一生が終たり。殘念至極、とかく申されぬこと也。御一人の身にて、始めと終との思召の懸り違ひたることが、如此迄あるにてみたる時は、人を用ふるの術は、只其眼の明なると云ふのみが恃にはならず、治亂の係る所に合點なくては叶はぬこと也。蓋し人と云ふものは何ぞ事を思へば慄れてくる、慄れてくれば、眼も明かになるもので、只其眼の明なると云のみが尊くはなきなり。

病之能殰レ人者、謂二之痞一、禍之能滅レ邦者、謂二之蔽一、人唯知二寒暑疹癘之爲一レ祟矣。是猶可レ復也。而至二痞之漸深以成一レ痼、則毉扁無レ所レ用二其力一、人唯知二盜賊强僭之爲一レ害矣、是猶可レ克也、而至レ蔽之漸深以成レ風、則伊周無レ所レ用二其制一。夫蔽也者、必有レ物而然也。雖二中庸之主一、孰不レ欲二治且安一。唯其利之所レ萃、必有二闒茸貪寵之人一。不レ招而至、內也探二其所一レ好。投而中レ之、誘熾攪擾、蕩レ心眩レ視。又其藉二宮闈一。結二左右一。有二昏夜之獻一。以貨二聲譽一。則善唯日臘、焉違二覆實一。外也假レ威揚レ恩。據レ位持レ法。以箝二天下之口一。又其羽翼耳目。中外布滿。察二其異一レ己。輒圖二構害一。則惡唯日稔、焉由二敢露一。而群小相承。交結阿狗、喋默以爲レ守レ己。隱諱以爲レ效レ誠。庶二和贊歎于前一。腹誹曰

笑于後。其或反訾正言者。相與嗤誹沮斥。不得相容。於是乎隔戸之言。阻如胡越。斷然不相聞矣。毀譽亂而忠邪混。不知也。府庫竭而閭里窮。不知也。災眚起。盜賊起。亂起陛闥。而不知也。且其情塞怨咽。禍結毒釀。豈得不一旦決裂。以至疽發癰潰。而至是驚悟。噬臍乎己。而切齒乎人。亦何及矣。不加之辨明。早屛其人於四裔。而可哉。

病の中で第一、人を殪すものを、痞（腹内結病）の病と云。禍の中で第一、國を滅すものは、上下の蔽と云ものなり。しかるに諸人が、只寒暑にあたりたる、疹癘の祟りをなして、わづらふと云ことのみ知りてあるなり。是は隨分藥を呑みたれば、平愈するものなるが、其昇降の氣ふさがりたる、かの痞の病がそろ〱と深く痼疾になりてきては、かの頗醫術の上手扁鵲が來ても、はや療治の用ひ所なし。眞に其如く、諸人が盜賊强僭の害をなすことのみ知りてある也。是は隨分制度すれば、克らるゝものなるが、上下の情が蔽ひふさがりたると云ことが、そろ〱と深く風俗になりてきては、かの伊尹周公にても、はや制度の用ひ所がなき也。夫蔽と云ふものは、人君の心に、何ぞ一物すき好むことにてもありて、心がかたよりひがむからのこと也。それ中庸の人主にても、國を持てをるからは、たれか其國が治り安らかなるを不欲ものあるべきや。されども唯其所萃とは、其人主の心のかたよりたる所と云ふこと也。如何となれば、其人君のすき好むかたよりたる心へ、數々の邪人がつけこみて、利がたなることをする故、利の萃る所と云とみえたり。此の利の萃る所へは、必闘篡の寵愛を貪るものが、われもおれもと自然と至る也。去によりて、御近習まはり、奥向にては、其好む所のきはまりを探りて、ひつしりとそれに合ふ様なることを申上げて、その事を誘ひ熾にして、御氣を攪り擾したてゝ、御心志を

〔閭里〕村里と云ふに同じ、閭は說文に、里門也、周禮五家爲比、五比爲閭、閭侶也、二十五家相群侶也と見えたり。

〔災眚〕眚は釋文に子夏傳云、妖祥曰眚、馬云、災也、鄭云、過也とあり。

〔噬臍〕己れが臍を噬まむとするも能はず、依て悔ゆるも及ばざるに喩ふ。

〔伊尹〕名は摯、湯王を介けて桀を滅し海内を平定す。

〔周公〕周文王の第四子、姓は姫、名は旦也、兄武王を相けて紂を伐ち天下を定め 武王の子成王幼にして立つや政を攝すること十四年、善政よく周室の治を成す

蕩かし、御眼を眩し、又外樣のものも、其奥向の女中へ藉、左右に侍る小扈從共に結て、昏夜にて獻上ものなどをして、吾名の聲の譽れを貸ば、御上へは唯日々善ことのみがきこえる也。如此からは、何として虚か實かと、覆しせんぎするひまのあるべきや。又外樣のものは、御上の御威光を假り、御恩澤を揚て、祿位を據け、御作法と云ことを以て、天下の者にものをいはせぬ樣にして、萬事いろはせず、又其吾と同志の者を、内向へも外樣へも入れ合せて、吾が意に異なるものを察して、わるさまにいひなししなし、害を構ふることを圖れば、只其ものゝ悪事が日々に稔てくる也。如此からは、なにとして其仕道がやぶれあらはるゝよるべあらんや。さて小役人迄も其意を相承て交り結び、阿り狗て、上にわるきことが有りとも、とかくものないはず、だまりてをるが、身を守る第一也とし、いか樣なることと有ても、隱し諱と云ことを、誠心をつくす第一とするなり。去によりて、御前へ出ては、御意御尤、いかにも左樣也など歎、後へまはりては、おろかなる人君也など、心の中では誹り、目ひき鼻ひき笑ふ也。或は又其中に眦を反して正しきことを云て、其黨にまじらぬものは、兩方からそしりあひ、沮み斥けあふ也。去によりて、戸一つ隔たる、言葉の阻ることが、胡國と越との如く遠くて、一向たえてきこえぬ也。さて譽る事誠に譽べきことやらん、毀る事も誠に毀るべきことやらん、しるべからず。忠臣邪臣混雜しても、すべて上にはしらず。御藏の米穀が竭て、村々が困窮して、即餓あれども、すべてしらず。禍起り、盜賊がこゝかしこよりきて、亂逆が階闥のきはから起ても、一向知ぬ也。これが只知らぬと云のみにてをらず。つひに上下の情ふさがり通ぜず、下のものが怨咽び禍結れて、毒が醸かへれば、何として一旦やぶれて、疽瘡になりて發し、癰となりて潰え出てこぬと云、

〔外樣〕譜代の關係なくして臣禮を取る者の稱、多くは武門にて用ふる呼稱也、太平記に、一族大名御内外樣の人々とあるを初見とす、爰は從來の朝臣以外の人々を指せるならむ。

〔胡國と越云々〕胡は今の蒙古地方に在りし蠻族の名、越は支那南方の地也、依て甚だ懸隔せるに喩ふ。

請合ならんや。其疽瘫となりて出たる段に驚き悟て、心外なること也と、臍を已に噬み、口をしきことも也と、人に向て歯ぎしみをしても、もはや間にあはぬなり。去によりて、平常よく考へ辨へ、其根本となる人を見定て、片時も屏る筈也。人君たる者察すべき事なり。

帝聽尊氏之間。囚護良。護良上書乞伸理。朝士畏旨。莫敢以聞。後以附尊氏弟直義東去。不知其被戕殺。以逮於亂。蔽之患一至此哉。雖然物之蔽我。未嘗不由自蔽也。苟使帝無惑准后之色。則我之明。固足以燭彼姦。彼之智。何亦得窺我計。爲人主者。所戒果將焉在也。

しかるに後醍醐帝は、かの尊氏が護良親王を讒んとて、准后にとりいり、奏聞しけるは、護良親王は帝位を奪ひ奉ん爲に、諸國の兵を召させ玉ふなどと、間計仕たるを、みだりに聽納させ給ひて、護良親王を囚へて、馬場殿に押籠め、一間なる所の蜘手結びたる中へ置たり。此親王は御發明なる御人故、段々無罪の道理を伸んとて、御書をあそばし、傳奏前左大臣殿の方へ奏聞すべき由仰せ遣されたれども、傳奏御書の憤の趣を恐れて、終に奏聞せざりき。去によりて、遂に五月三日尊氏が弟直義に付て、鎌倉へ下し奉り、つひに切害に逢ひ玉ひて、それより亂になりたりと云ことを、すべて帝は知り玉はぬなり。蔽の患が、かく迄に至ると云、さて／＼けしからぬ事也。さは云つゝ、我心を物の蔽ふと云ものは、只めつたと蔽ふものにてもなし、とかく我心が蔽れてある故也。帝の如き御聰明にて、少も准后の色に惑ひ玉はざりせば、固より御智慧が隨分尊氏如きの姦惡は燭しみすかされて、尊氏なども又御心志を窺ひ計て吾まゝをば得すまじきに、殘念なることなり。人君たる者、戒め所はいづくぞや、こゝならでは。

〔以聞〕上奏を云ふ以は助辭也。

〔馬場殿云々〕太平記に據れり、梅松論には、十月二十二日の夜、親王御參内の次を以て、武者所に召籠め奉りて、翌朝に常磐井殿へ遷し奉り云云、とあり。

〔傳奏〕親王攝家諸社寺及び武家の奏請を天皇上皇に傳へ奏する職也、院の傳奏は院政以來起れるなるべく、天皇の傳奏は建武中興の際始めてこれを置き、二十人をして結番せしむ

〔五月三日云々〕太平記に據れり、梅松論は十一月のことゝなす。

如彼足利尊氏。術行志成。固可謂得計。而其他今古之間。希寵持祿。喜能機構。爲蔽上者。往々羅主一悟。危不可保。而幸而暫免。益以速邦家顚覆。首亂之咎。逃匿無地。及夫已交頭而不知。其亦自蔽之甚也。此又爲人臣者。所當深爲戒也。若夫士遇壅蔽之時。亦可哀哉。亦可哀哉。

彼足利尊氏と云ものは、誠に詐術の行れたる、志の成就したるものにて、得度計を得たるものにて、何の氣遣ひはなきが、其外古今の間、臣下たるものが、君の寵愛を希ひ、祿を持し、喜びて、からくりごと、くあひごとを構へて、人君の耳目を蔽ひぬらんとするもの、どれもそれも其人君の只一つの悟りにかゝりてをる、甚危きことが、とかく申されずして、幸に悟られず、免れてをるから、いよいよます／＼國家の顚覆を速て、とかく亂を首むる咎、いづくへ逃げ匿れても、をり所はなきなり。さて引出されて、首をはねらるゝになりても、何故ぞと云ことを知らぬ也。是も又臣下の、自ら蔽ひたることの甚しと云べし。此が又人臣たるもの、深く戒めとすべき所なり。是にて見れば、かの士たるもの、上下ふさがりたる時節に出合ひたりと云も、返すがへすも哀べき事也。

所以療病者藥石也。所以匡惡者諫諍也。人誰無病。藥則復故。人誰無過。諫則可改。此理之所最易知。而多欲之累。與好勝之私。相擊不勝。以至自欺而悱人。此又人情之所最難免。是以治朝之設官。賓延道德。禮敬大臣。左多聞。右廉節。處朝夕擧措。講觀維持。以抑盈溢之氣。不失畏勵之志。而又擇其方嚴直亮者。立爲司過。接以和顏情恕。誘以屈懷諮問。使之微諷廣陳。力爭必得而後已。亦冀其縋一旦之愆。不終迷沉而傾亡也。是時也。雖輿人之

〔藥石〕たゞ藥と云ふに同じ、左傳襄公二十三年に、藥石とある孔疏に、治病藥分用石、本草所云鍾乳、礬磁、石之類多矣、と見えたり。

〔擧措〕事を擧げ行ふと、措きて止むることを云ふ、擧止、擧動に同じ。

誦。猶在所栄。況居其職。進其道者。悉從聽納施行。無乎所吝。則自凡艷治之蠧心。憸諛之蔽聰。由以剗除開撤。令正而事熙。主心通而下情達。歡欣流布無不洽。如是夫言之有補於人主。而益於天下也。顧非其養士氣之有素也。則實難得使其下出身以言。

多欲之累とは、さま〴〵の物好、兎ありたし角ありたしと思ふ心なり。好勝之私とは、負をしみのえてがてなる心なり。相撃不勝とは、諫争をよきことゝ聞入る心が、かの多欲好勝の心とうちあひて、得勝ぬと云ことなり。賓延、道徳ある賢者を賓客あつかひにすること。大臣は三公卿大夫なり。司過は諫を云役なり。接以顔情恕とは、顔もちをにつとりと、情ぶかく思ひ知りをして、よくあつかふと云こと也。屈懐諦問とは、此方の了簡を屈めて、諦に問ふなり、無我の心なり。微諷廣陳は、ちく〴〵諫さして、段々廣くいはするなり。力爭必得は、腹一ばいに云ことなり。如此司過の役を立てしは、工のよき時は、輿人の誦歌にても用に立也。まして司過の役に居て、治道を進むる者は、申すに及んや、善言ある筈也。去によりて其司過の言葉を悉皆聽こみて施し行ひて、少もさかはぬ時は、かのかほよき婦人などが、人君の心を蠹とまよはし、諛ひ者が天狗をして、御耳目を蔽ひ塗りふさぐことは得すまじき也。剗除開撤はけづりのける意也。令正而事熙とは、天下へ布き渡す命令正くなりて、その事はそれ、この事はかくと、きつぱりと明白にありて、善惡邪正混雜せず行るゝと云ことなり。歡欣流布治無不洽とは、善き政が行るゝゆゑ、喜の聲が天下に布き流れて、治めかたにいさゝかかたよりひづみはないと云こと。此一節、言は、人の病を療治すると云ものは藥石なり。人の惡事を匡して善事に仕成と云ものは諫諍也。それ人誰しも病のなきものあらんや、藥だに呑めば本復する也。又誰

〔三公〕書經周官篇に、立太師、太傅、太保、茲惟三公とあり、後ち前漢にては丞相、大尉、御史大夫を云ひ、後ち大司徒、大司馬、大司空に改めまた後漢にては大尉、司徒、司空を云ふ、後世支那にては概ね後漢の制に倣ふ、我國にてはもと太政大臣、左大臣、右大臣と云ひしが、後ち太政大臣を除きて内大臣を加へたり。

〔卿〕支那にては公の下に置ける官にて漢代九人を置く我國は大納言以下參議以上、位は三位以上を云ふ。

〔大夫〕支那にては卿の下、士の上に位する官名、我國にては五位の稱也

〔扈從〕天子に隨行するを云ひ、又た廣く君側にて奉仕するをも云ふ、康熙字典に、後從曰レ扈とあり、又た封氏聞見記に、百官從レ駕、謂二之扈從一、蓋臣下侍二從至尊一、各供二所職一、猶二僕御扈養以從一レ上、故謂二之扈從一耳、と見ゆ。

〔俎肉〕俎上の肉也、俎は支那にては祭を行ふ時牲を載する台を云ふ。

〔獻替〕可を進め否を廢する義也、國語に、夫事レ君者、諫レ過而賞レ善、薦レ可替レ否、獻レ能而進レ賢とあり。

しも過のなきものはなし、諫を聞入れよく用れば、改めらるゝもの也。此道理は隨分知易ことなれども、かのさま〴〵物好の心とまけをしみの私心とが、右の諫言にせりあひて、善心に得ならずして、自分をも欺き、人にもさからふ樣になる也。此が又人情の甚免れがたきこと也。是から起て治たる世に、朝廷の官を設ると云ものは、道德ある賢者を賓延、三公大夫などと云樣なる大臣をば、禮義あつく敬ひ、多聞の聞えのある人や、恥を知て節義の廉をまはさぬ樣なる人を選で、左右に扈從させて、朝夕の擧措に物毎を謙し觀て、其心持をはなさず維ぎ持て、ばいとしたるとりしめもなき樣なる、盈溢の氣分のなき樣にと抑へて、畏れ懼むの志を失はぬ樣にして、さて又身持の嚴重なる、心の直亮なる人を選みて、諫を云役人にし、力爭はして、此方にもよく自得するまでにいはする也。かくするも亦其一時のちよとしたる慾をもたゞし、ものに迷ひ沈みて天下の傾き亡ぬ樣にと冀ひたるもの也。誠に諫と云もいがなくてはならぬ也。しかるに又顧てみるに、唯のことにてはゆかぬ、平常よく上からして士氣を養ひそだつるの素がなくては、實に下の者が身命を指上げて諫爭さする事はなりがたき也。

而偶而得レ之。人主或勃レ色飾レ辭。罪二廢之一至二乎死一。抑其以二主嚴之不一レ立邪。上之於レ下。拉而斃レ之。易如レ割二俎肉一。而彼其可否獻替。將二以正道一。何所レ施二我威一也。以爲二誹謗之不一レ可レ赦邪。下之於レ上。誰二喜揚レ惡以罹一レ怒。而彼其瀝レ誠抽レ懇。將二以誘一レ喜。何所レ用二我怒一也。帝亦有二一藤原藤房一。所レ諫皆中二當世要務一。一切不レ聽。以縱二其去一。可レ謂二愚而愎一矣。

しかるに偶上の如く、身命を指上て諫爭する樣なる人がありて、何ぞ一と事申上れば、人主が以の外顏色を勃て立腹し、いろ〳〵辯舌をかざり云譯をし、つひに其人を罪におとしてころすに至る也。そ

〔帝を諫め云々〕龍馬献上の際、大内裏造營の爲め諸國に重課せること、當時賞を得ず朝を怨みて本國に還るもの多きこと、守護國司に壓されて威を失ひ又た御家人の稱號を廢せる爲め朝を恨める者多きこと恩賞公正ならず、殊に赤松圓心を薄遇せること等を指摘して藤房の直諫せる由太平記に見ゆ。

〔遁世云々〕建武元年三月藤房諫言の用ひられざるを見窃に京を出でて岩藏に赴きて剃髮し何處ともなく立ち出でし由太平記に見ゆ、其後の消息詳かならず、吉野拾遺には越前鷹巣山に隱ると云へり

もそもこのしかたは、主人の威光が立ぬとてのことか。上から下をあつかふと云ものは、いざ一つ拉て斃んと思へば、其仕易きことは、俎の上の肉を割様なるものにて、何の苦もなこと也。しかるに彼が諫爭して可ことを獻じて、否ことを替るは、とにもかくにも天下を治る道を正くせんとてのこと也。それに何ぞ我威光を施す所にてあらんや。又上を誹りたるによりて、赦されぬとてのことが、下のものが上へたいして、誰か惡きことを申出て、主人の怒に罹ことを喜んや。しかるに彼が誠心をしぼり出し、愨心を抽ることは、とにかく君の心を善道へ誘んとてのことなり。それに何ぞ我が怒を用る所にてあらんや。後醍醐帝の時にも一人の藤房卿と云人ありて、帝を諫められたる所が、悉皆其時分の肝要なる事務に當たることにてありしなり。しかるに一つも御聽入れなされずして、遁世さしなされたり。いかにも帝はおろかに我慢なりと云べきことなり。

余又謂積威之下。可以死人。故順意者。勢有所易。雖中人以下。可以得冒鋒鏑而蹈湯火。至其逆旨者。則方禍亂未見。君臣娛樂之秋。正笏而進。觸諱犯顏。以極言人所不言。其爲勢難於死。自非有先見之明。發以忠慨。孰能與焉。且夫死者。將奮力於已亂。以敵一夫。諫者。將杜禍於未萠。以奠擧國百年之治。其功較亦何如哉。藤房其忠矣。

積威之下可以死人とは、人の君上として威光を積たる上にて、下のものへ下知するときは、如何様なるものにても、命を露塵とも思はず、仕へまつらねばならぬもの也。是が積威の下にては、人を死せらるゝと云もの也。去によりて、其意に順ひて死ぬると云は、勢に仕易きことがある也。これは中通りの人より下の者にても、戰場などにて鋒鏑をおかし、湯火を蹈むことはさせらるゝものなり。其

〔笏〕文武官束帶の時持つ具也、大寶令の制、天皇及び親王以下五位以上は牙笏、六位以下初位以上は木笏を用ひしむ、笏の音は「コツ」なるが骨に通ずるを忌みて「シヤク」と訓む。

〔顏を犯し〕主君の顏色を意とせず直諫するを云ふ、史記晏嬰傳に、「犯君之顏」とあり。

〔法度〕法規の義、書經に出づ、我國にては近世に至り禁制の意に用ふること多し。

意に逆ひて諫にても云と云ものになりては、禍亂のいまだみえぬ君も臣も娛樂最中へ、笏を正しくして進み出て、其上の諱みきらふ所へ觸れ、顏を犯して人の言ぬ所を極めて言なり。この勢と云ものは、死ぬるなどと云樣なることにては全くなし、甚難きこと也。先へ事の敗るゝを見るの明ありて、忠慨心の發るにてなくては、孰かよく此所に與んや。且かの死すると云ものは、已に亂逆になりて、後に力を奮ひて、一人に敵對んとするなり。かの又諫むると云ものは、禍亂のいまだ萠さぬ先き杜ぎ、擧國百年の治政を奠んとするにぞや。藤房は誠に其忠と云べし。

經國分職

自源氏之干政也。法度紛亂。載籍亦缺。豈以武人質略。恃其功力。朝士逐末。尙其儀文。並遺沿革大體之所係歟。抑其疽食浸淫無明制。故不顯言歟。建武之治。莫得而徵。所見者大略已。

源賴朝が政事を取てより、法度が紛亂れ、載籍も缺てなき也。是はいかさま武士の性質があらく、只其功力を恃みにし、朝廷の士共は端末の事にかゝり、只裝束などのあやつやを尙みて、かの天下を治るに付て、諸事沿たり革たりする、大體のあづかり係る所をば、打遺れてのことにてあらんか。さては又其源氏の朝廷の御政法を盜みたる其仕道が、疽瘡の如く、そろ〳〵と食ひこみて、いつとなく浸淫て明かなる制方がなかりし故、朝廷から顯にもんぎがならざりしか、いかにかありけん、先はしれぬこと也。去によりて、建武の時の治めかたにも、しかと證據とすることがなく見えたる所は、大む

〔廢關白〕元弘三年從來の關白を廢して諸政御親裁のことに定め、左大臣二條道平、右大臣一條經通をして政を總攝せしむ。

〔奥州評定衆〕元弘三年十月北畠顯家を陸奥に下し奥羽兩國を管せしめ、翌建武元年正月式評定衆八人以下の職員を置く。

〔關東廂番〕元弘三年十二月成良親王をして關東を鎭せしめ、翌正月其下に廂番を置き、番衆三十七人を六組に分つ。

〔武者所〕主として京師警備の任に當りしものならむ、部員六十四人也。

〔窪所〕番衆十三人あり、其職掌詳かならず。

ね計也。

蓋京官之制。遵依前代。特廢關白。武人改從直隷。番衛京師。其領郡食邑。一仍源氏舊。足利・新田・楠・名和諸將。領二州若三州。身掌禁衛。永仕闕下。置奥州評定衆。關東廂番。習知其方土之事者充之。武者所。以新田氏之族爲頭人。新決所。公卿爲頭人。以總諸道事務。而記祿(録カ)所。則大史・外記・判事。及楠正成。名和長年等參直。大事於此諸議取決。天子親臨焉。又有窪所。以武人參直。天子親臨。不詳何爲而設也。鎌倉。遣親王鎭之。輔以足利氏。陸奥。遣親王鎭之。輔以文臣北畠氏。武人結城氏。

一仍源氏舊とは、關白を廢するの、武士を直隷にするのと云こと計りにて、餘の年(事カ)は何も頼朝が仕道に仍たりと云ことなり。習知其方土之事者充之とは、關東奥州の地理風を、よく合點したる者を役人にするゝなり。建武の時、後醍醐帝官の御居ゑなされ様が、高は前方の仕道に遵ひ依りて、特(タヾ)關白を取てのけ給ひ、さて又武士を改て直隷をさせ、番京師を衛らしなされたる、其武士の領郡食邑は、一に頼朝以來の舊き仕道に仍り玉ひたり。足利・新田・楠・名和などの諸將には、二箇國三箇國ほどづつ下されて、禁中の衛り方を掌せなされたり。この外何もみえぬにてはなきや。

嘗讀帝送源顯家詔。蓋亦有意併一文武。以故州郡之制。或用國司。文臣爲之。或用守護。武人爲之。或國司守護並置。國司固兼兵備。而守護亦董吏務。又其遇文臣固厚。而於武人有中興大勳績者。雖其子弟族黨。頒爵割土。恩亦有加矣。然以其始之賞賜大濫。駕馭乖方。終之狗私偏納請謁也。是以文臣且聚議思返古。時武人多被寵遇。嘗賜濫冒。及論定軍功。邑土不給。或奪公卿舊封以充之。搢紳相怨言曰。天下

不レ復二公家一。更歸二武家一。按或謂下帝專厚二文臣一。而吝中賞武人上者。誤也。而武人已缺望無レ厭。欲レ起而用二源氏之制一焉。其它覬望竊降之徒。罔レ獲二霑及一。赴義從軍攻城斬級之輩。默遺二叙錄一。而除二勤王一外。悉停二家人之號一。失レ職縮レ跡。降均二編伍一。雖下嘗下レ詔云。自レ非二賊黨一。許レ因二家世一襲中封食上。然而有司奉行不レ明。往々隨被二削奪一。而衆怨交起。巨雄崛起。國以逮レ亂。

賞賜大濫とは、恩賞の下され樣が、大に濫れたること、尊氏等にめたと地をやり、位をやりたる類なり。羈馭乖方とは、治め方が大に違ふなり。納請謁とは、めたとしたる申上げ望みごとを聞入れると云ふこと、准后などが申あげの類。缺望無厭とは、どこやらん齒のぬけたる樣にて、不應なる樣子なり。覬望竊降之徒とは、天下を望み見て、兩端にかゝりて居る者が、せんかたなさに降參してきたる徒と云こと。霑及は恩澤のうるほひ及ぶこと。叙祿は位に叙し祿をやるなり。除勤王外とは、天子の御用を勤めたる者の外と云ことなり。失職縮跡とは、役目をも取あげ、名跡をも斷絶さするなり。編伍は親人士卒と云こと。襲封食とは、本封ぜられて居る所を、やはり其まゝにして襲すると云ことなり。右段々の官の居る樣、人の用ひ樣や、又帝の源顯家に遣はされし詔を讀で考てみれば、文臣も武臣も、一つにしたきと思召れたる意味がみゆる也。去によりて、州郡の制が國司までにて、文臣が爲ることもあり。或は守護までにて武士が爲ることもあり。或は國司守護一所に並べ置きなされたることもある也。國司は勿論軍の備をも兼帶して、守護も亦國司のする吏務をすることもありし。さて又其文臣の御あつかひは勿論厚きこと也。武士も亦中興の時に御味方をして、功業のありたるものは、子弟一族とても皆位に付け、知行をやり、御恩澤も厚かりし也。これは隨分よきなされ方也。しかるに間も

〔尊氏等に云々〕神皇正統記に、抑彼高氏云々、三箇國の吏務守護及び數多の郡莊を給はるとあり、又た千種忠顯の如きも、大國三箇國、闕所數十箇所を拜領せり

〔源顯家〕親房の長子也、元弘三年陸奧守、建武二年鎭守府將軍となる、屢戰功あり、延元三年京都を攻めむとして敗れ、男山に籠りしが、次で吉野に奔らむとし同五月和泉國石津原にて戰死す。

〔知行〕萬葉集に、所知行をシロシメスと訓みし如く、もと統治の義なるが、後には專ら土地を治め領するを云ひ、遂には領地を指して云へり。

なく又亂になりたると云は、其始にていへば、賞賜大濫、駑駁乖方、終にていへば、私心偏よりたる仕道に狗ひて、請謁を聽入玉ふによりて、文臣さへ褩り詮議して、古の源氏の政が結句よからんなどと思ひたり。武士は勿論大に望の違ひたること故、はや思ひ立て、源氏の作法を用ひんと思ひてをる也。是皆大事の所のなされ方がわるき故也。其外にもかのせんかたなさに降參したる徒は、明御恩澤にうるほひ、かの義に赴て御味方をしたる者をば、結局打わすれて御沙汰なし。さて王事を勤ぬものは、皆家人の號をのけられ、身上を取あげられて、雜人下郎の如くなり。尤此事は嘗て詔して、賊黨にてなければ、やはり家代々の格構でゐよ、知行も其まゝ遣はさるゝと仰せ出されたれども、役人の奉行ふことが明らかになき故、どれもけづり奪はれたり。去によりて方々から怨事がしきりに起り、わるものがそこゝより起て、つひに國が亂逆になりたり。殘念なることなり。

行軍置防 二條

將當四方未亂。無間可伺之時。欲以首事起兵者。必當入死地而後能尋生路耳。故帝之謀北條氏。招僧兵集烏合。以懸守窮山。濟則幸矣。不濟。任其幽囚流徙。而我忠義諸軍。所在互出。以擾中原。使彼多事奔命。兵疲民苦。自搖根本。則內訌反噬之禍。不得不發。因而可圖也。果得新田足利之歸附。則鎌倉六波羅一月而平矣。法曰。死者生之根。

天下靜謐にして、伺べきすき間のなき時に、大事を首め、兵を起んと思ふ者は、必定此事にて死するとたてゝの上にて、なるかなるまじきかと、生路を尋ぬる筈のこと也。去によりて、後醍醐帝の北條

〔烏合〕統一なき寄合ひ勢を云ふ。

〔忠義諸軍云々〕本文に例示せる楠、櫻山の外、元弘三年大塔宮の令旨により播磨の赤松則村、四國の土居得能、九州の菊池、阿蘇擧兵す、又た元弘三年には後醍醐天皇伯耆に遷幸名和長年これを奉じて賊徒を敗れり

〔鎌倉六波羅云々〕鎌倉は義貞の擧兵後十數日にして元弘三年五月廿二日陷り、六波羅は同月七日、一日の合戰を以て滅びたり

〔法曰云々〕孫氏九地篇に、投之亡地然後存、陷之死地然後生と見えたり。

氏を亡さんとし玉ふことが、坊主かたけの兵卒を招きて、僅に烏の集りたるが如き少勢にて、窮山の笠置寺にたてこもりて守り玉ふ。誠に其御樣子を考てみれば、此度の軍成就したらば、幸のことならねば、おしこめらるゝか流さるゝか、二つの内よと思ひ切り、なされたるにて、楠正成が赤坂の城にたてこもり防戰し、櫻山四郎入道が一宮城にたてこもりて防戰するのと、御味方の諸軍が、此彼より互に打て出で、天下を擾して、彼の高時方をして事多、そこへ討手こゝへ討手と大命令に走りまはらして、軍兵を疲し、萬民を苦しましめて、自ら根本を搖したるから起て、内々が訌れ、反り噬むの禍が發ねばならぬ也。其所によりて、圖られたるもの也。其によりて、果して新田義貞・足利尊氏等が内訌反噬して、御味方へ歸附したるによりて、鎌倉も六波羅も只一ヶ月の中に平治したり。軍法にも、死すると云は生ると云の根也、と云て有も、右のあやなり。

審主客而量勞佚。廣援翼而明期會。然後兵可以越境。尊氏之東還也。其地則舊窟。其人則親黨。其猶魚放湖而虎縱野。乃令新田義貞將四方懷貳之卒。副以京兵東山兩軍。約齋應失。緣道郡縣。並無以爲後拒退步之處。而孤軍深入。決勝一戰。敗必矣。法曰。知戰之地。知戰之日。則可千里而會戰。

審主客とは、敵味方軍勢の多少を審かに明め知ること。量勞佚とは、敵が勞してをるか、味方佚してをるかと考へ量るなり。廣援翼の兵を廣く方々へこしらへることなり。期會は出合ひぐちなり。緣道は軍をおして行く道なり。郡縣は諸郡諸邑なり。後拒は後づめの兵なり。退步は其場合により、軍を退步おくなり。言は主客を審にするより、諸事へ思慮して後にこそ、軍兵を引つれて、境を越え打て

〔笠置寺〕笠置山上に在る眞言宗新義派の寺也、笠置山記に白鳳十二年の創建とあり。

〔赤坂の城〕河内國南河内郡赤坂村大字水分に城址あり元弘元年後醍醐天皇の優詔を承け築けるところ、同十月十一日遂に落城せしが翌年恢復す

〔櫻山四郎入道〕名は慈俊、元弘元年義兵を備後に擧げ當國の一宮に楯籠りしが、事成らず遂に自刃す、尙ほ櫻山の事太平記の外所見なし。

〔軍勢催促云々〕建武二年十一月直義の名にて新田義貞討伐の檄文を送達せしを指せるなるべし。
〔節度使云々〕尊氏の逆意明かとなれるより十一月中旬尊良親王を上將軍義貞を大將軍として下向せしむ、節度使とは節度を賜はり征討に遣はさるゝ將を云ふ。
〔良岳〕京都東北方の山の義、叡山也。
〔山椒〕山頂也。
〔天與不レ取云々〕國語越語、史記越世家、同淮陰侯傳等に此語見ゆ。
〔老子經〕即ち老子也、老子の著と傳ふ、上下二篇也、爰は同書に、禍兮福所レ倚福兮禍所レ伏とあるを引けり。

出られたるものなれ。かの尊氏が朝敵退治の爲とて、勅許を蒙て、東國に還たるが、其東國と云は、自分の舊窩(フルアナ)なり。其人は自分の親き同類也。其中へ尊氏が如き者を遣はさるゝは、たとへば魚を湖水に放し、虎を野原へ縱したるが如くにて、吾がまゝをせずして叶んや。果して大塔の宮を切害し、諸國へ軍勢催促の御教書を出して、謀叛するになりて、新田義貞に節度使をいひつけて、四方の貳心を懐き、兩端にかゝりてをる士卒の大將として、京兵や東山道のがさ〳〵した軍を副へて、つかはされたり。去によりて約束がちがひて紊れ、應の心を失ひ、道筋の諸郡邑々に後攻めの兵や、しばらくしざりてなどと云虞がならられぬからして、孤軍むりに深(サヅ)(ヲフシ)り入りて、勝ことを只一戰に決んとせられたる故、敗北は必定なり。軍法に、戰は何地にていたさん、何日頃にはいたさんと、よく味方同志合點し知りたらば、千里の外にても、合戰はなると云てあり。不レ宜哉。

兵形倚伏。能乘レ之者常勝。而乘二於進一也易。乘二於退一也難。當二賊之聲レ捷西上一。震撞慄烈。猋集山壓。坐據二京城一。而仰攻二良岳一。勢方銳矣。而帝乃命レ駕鳥起。棲二保山椒一。終使下將士奮勵。戮レ力合レ謀。以成中掃勦上。此何其得二於難一也。賊之窘敗。東歸且不レ能。行戰累敗。飄二揚客土一。勢已折矣。而官兵十萬唱レ凱輙還。不レ肯下馳二偏師一躡中之海上上。及二其再來一。莫二復奈何一。此何其失二於易一也。法曰。避二其銳氣一。擊二其惰歸一。又曰。天與不レ取。還受二其咎一。

倚伏とは、福(サイハヒ)の倚る處、禍の伏す所と云、老子經の字なり。言は、合戰と云ものは、福の倚てをる禍の伏てをるものなれば、味方が負軍と見えても、又勝になることあり、勝軍と見えても又負になることもあり、其機(ブアヒ)が大事のこと也。去によりてよく此ぐあひに乘て、合戰をするものは、いつにても勝

也、しかるに其乘ることが、味方の勇み進たる所へ乘て合戰をするは易きことなり。氣のたるみたる退き口に乘ると云ことは中々難きこと也。是が定たる道理也。しかるに後醍醐帝の時に、尊氏が東國より數萬騎をひきゐて、捷(カチドキ)を擧(アゲ)て京都へ攻上る樣子、霞の如く擁き、煙の如く烈しく、辻風の如く集り、山の如く堅てきて、とてと坐て、京都を據にとりて、ふりむきて山門を攻る、其勢たる甚きびしきこと也。しかるに後醍醐帝が、あわたゞしく、車駕を命じて烏趣走、山椒の中にちゞまり居玉ひて、諸大將士卒を奮ひ勵し、力を合せ謀を盡せて、終に攻め勝てはらひのけ玉ふ。此はいかにといへば、退き口の仕難に得玉ふ也。さて又尊氏が軍窘み敗て、東國へ歸ること且(サヘ)ならず、行々戰ひ、累りに敗れて、丹波の國へにげたり、攝津へ走たり、只旅宿にぶらぶらしてゐていたらく、實に勢が折たり。しかるに官軍の兵十萬騎凱歌を唱へて攝津より都にやすやすと還りて、徧(カタク)の師なりとも馳て、海上を追ひつけ、攻め亡すことをせざりし。是がなる、朝廷の越度なり。さて又再び九州より百萬騎を引て攻め上るに及で、復いかんとも仕道がなかりし。此はいかにぞや、かの仕易き進に失ひ玉ひし也。軍法に其鋭き氣をばよけて惰る氣と歸る氣とをうてと云てあり。宜なる哉、歸る氣とは、進でをる氣が退くを云。又天から與へ玉ふをとらねば、還て咎を受るとも云てあり。帝の師は一切是に反したり。

捍于大者殺其衝。拒于敵者扼其喉。足利尊氏乘再燃之勢。水陸兩道、散漫而進。而拒者戢合殘敗、露次以守港津之荒。藉使善禦水軍於前。而陸軍臨背。固非楠正成孤兵之所能策應。及敵前鋒將就岸。拔軍赴之。歩者如走。舟者如追。而接戰已酣。顧視所陳之處。則闃乎無人。縱其軍徐上矣。是其地形之失要害。不待知者而後知。而朝議以謂。王師有大助。宜

〔京都へ攻上る〕尊氏足柄山戰勝の餘勢を以て十二月大擧西上、翌延元元年正月城南に戰ひて勝ち、十日その前鋒京都に亂入す依て同日主上には近江東坂本大宮彼岸所へ遷幸あり。

〔尊氏が軍云々〕正月廿七日より三十日までの四日間に官軍大勝して京都を恢復す、尊氏京を退きて桂川に陣せしが再敗、纔に丹波篠村に遁れ、播磨を經て攝津に至りしが二月十日官軍に敗られ遂に兵庫より乘船西奔せり。

〔九州より云々〕尊氏西奔の後九州を平定し、三月三日太宰府發、五月下旬播磨に着す。

〔後處ニ戰地ニ云々〕孫子に、凡先處ニ戰地一而待レ敵者佚、後處ニ戰地一而趨レ戰者勞、故善戰者、致レ人而不レ致ニ於人一、云々とあり。

〔陸道を上る云々〕足利軍は備後鞆津にて水陸二隊に分れ、直義は陸軍を率ひて備中福山城を拔き、義貞の軍を追ひて東上せり

〔兵庫島〕もと兵庫の地域は狹小なりしが古くより築島に努め、建久年中工漸く成る、依て兵庫を島と云へり

〔朝廷の詮議云々〕正成兵庫の合戰を不利となし、一旦尊氏を京に入れ、義貞と南北挾擊すべき策を獻じたるも納れられざりし由太平記に見ゆ。

レ拒ニ之外境一。遽發ニ援兵一。數不レ滿レ千。區々奮レ臂相當。其猶ニ十夫行レ堤。以遏ニ江河之決一。不レ沒何待。且夫兵者。豈恃ニ天命一而爲哉。法曰。無レ附ニ於水一而迎レ客。又曰。後處ニ戰地一而趨レ戰者勞。

水上より上てくる敵を扞ぐ者、其敵の衝きかゝる所の氣をたゆまし殺て扞ぐがよし。敵の中にて敵を拒ぐことは、其敵の喉となる肝要なる處を扼て拒ぐが第一也。尊氏が九州より再び燃え上るの勢に乗じて、水道陸道兩つに分て、散漫て攻め上る也。しかるを拒ぐものとては、敗れ殘のよろ／＼兵を撮め合して、兵庫の港の茫しておしつめもなきところに陣を取て守りたり。たとへよく水道より上る尊氏が軍を禦ても、陸道を上る直義が軍が後へまはり、中々正成などの少勢の策の應ぜらるゝものにあらず。敵の前陣が岸に就んとする處を、兵庫島に控へたる官軍船の敵をあけ立じと、漕行く船に隨ひて、汀を東へ打ける間、船路の勢は自ら進で懸る勢ひに見え、陸地の官軍は、偏に迯て引樣に見えたり。さて合戰最中に陣所を顧れば、さびしく、だれ一人も居らざりし也。此の勢ひを考てみれば、官軍の少勢の中々支へらるゝものにあらず。たとへ又賊軍が徐く上るにもせよ、兵庫の港にて守ると云樣なる、地形の要害を失したることとなれば、智者を待に及ばず、敗るゝは知れてある也。さて又此時朝廷の詮議のおもはくに、天子の御軍には、天の助があるなどと云て、片時も都外に拒げとて、正成へ仰せ下されて、遽に千にも足ぬ援兵を引て、兵庫へ下り、區々臂を奪ひて當たるは、たとへば十人の人夫にて、莫大なる江河のやぶれを遏むるが如く、沒せずして居らんや。且兵法と云ものは、豈に天命を恃でするものにてあらんや。軍法にも水のほとりにて、敵を迎へると云ことは、決してせぬがよきと云てあるなり。又後れて戰地へ行く者は勞すとも云てある也。宜ならずや。

守城之道二。急攻則利嚴禦以却之。持久則利招援以解之。尊氏頓大軍于京中。分遣將校。迭使行在。其計將緩戰遠圍漸以迫之。而初也幸藉奥兵入援。以得士氣百倍。故勝。終也不用正成夾攻之策。以致糧路梗斷。故敗。

城を守るの道二通りあり。若きびしく攻る時は、きびしく禦ぎて却るが利。ゆるく圍んで遠攻めに日をとる時は、援兵を招て圍を解が利。尊氏が兩度大軍を引ひて京中に頓して、諸大將を分ち遣はして、かはる〴〵山門の皇居を侵す。其計が皆ゆるく戰ひ、遠く圍みて、そろ〳〵と迫りかゝらんとしたるもの也。しかるに、初東國より上りて攻たる時は、幸に奥州より源顯家卿、兵を引ひて上られ援け玉ふによりて、官軍の士氣百倍したり。去によりて勝たり。終の九州より攻め上たる時は、正成が夾み攻に仕らんと申たる策を用ひぬによりて、兵粮の道がふさがりたり。去によりて敗れたり。

法曰。四鄰之援。避之勿疑。

此語は尊氏が方へかけ云て、初尊氏が奥州の援兵を用心せざりしから敗れたり。それが官軍の勝利を得るよき仕道也と、意をまはしたるものにて、さきが官軍の失策なり。

又曰。令遠邑別軍。疾擊其後。

此は官軍の方へかけて云。終に朝廷が正成の別軍にて夾攻させなされぬから敗れたり、これが官軍のわるき仕道なり。

帝之兵一勝而三敗。勝者在居困之初。敗者在得志之日。豈不以國之大事不愼輙失。而法所云戰勝而將驕者敗者。果信矣。

〔兩度大軍を云々〕湊川の敗報京都に達せるより五月廿七日後醍醐天皇近江の坂本に遷幸廿九日に至り直義入京す。

〔山門の皇居云々〕六月五日より賊軍叡山を攻む、戰利あらず、官軍も一時洛中に侵入せしが敗れて亦出でず一時小康を保ちしが、漸く粮食盡きて勢衰へ、十月に至り遂に尊氏の和議に應ず。

〔奥州より云々〕顯家は建武二年十二月廿二日義良親王を奉じて陸奥を出で、尊氏の西上を追ひて延元元年正月十三日坂本着、官軍亦勢を復す。

〔戰勝而云々〕史記項羽紀に見ゆ。

〔桓武遷都詔〕桓武天皇延曆十三年十月二十二日長岡京より山城の平安京に遷都、同十一月八日此詔を下し給ふ。

〔子來〕子の親に從ふ如く民の進みて君主の許に集り服するを云ふ、詩經大雅靈台篇に、經始勿亟、庶民子來とあり。

〔謳歌〕天子の德を稱詠するを云ふ、孟子萬章上篇に、謳歌者不謳歌堯之子、而謳歌舜、とあり。

〔續日本紀〕文武天皇より桓武天皇までの編年史にして四十卷あり、菅野眞道等勅を奉じて撰集し、延曆十六年二月完成す。

後醍醐帝の兵は一度勝て敗れたり。其勝と云ものは、困窮難の時なるによりてのこと也。其敗れたると云ものは、とくと志を得たる安堵のばあひのことゆゑ也。此にてみたる時は、なにと國の大事愼まねば失にてあるまじきや。軍法に、合戰に勝て大將が驕ると又敗ると云てあり。信ならずや。

自王迹之西創也。歷代遷建。不知其幾。至桓武帝。相攸山城。以奠神器。實占沖和之氣。而極民物之郁。山河之捧環。在當時。亦稱天險矣。盛哉。桓武遷都詔曰。今此山背。山河襟帶。自然作城。因斯形勝。可制宜號。宜改山背國爲山城國。子來之民。謳歌之輩。異口同辭。號曰平安京。今宜從之。「續日本紀」。時運日替。而地氣東開。往昔所云荒裔之服者。今日正爲用武之郊。其他臨天下之背。居高制卑。襟東洋控北奧。迤嶺一帶。限畫于前。而平原千里。斥落于內。其俗尙武斷懷桀黠。果殺輕死。喜騎射。它無能。驍姿大略間生。古稱舉天下之力。不能當武相二州。是以源氏首開府于鎌倉。而北條氏仍之。雖足利氏每懷左顧之憂。分子弟以管八州。欲西面以爭中原者。未嘗不據以爲根本也。

王迹が九州日向國に創てより、代々所々へ遷させ玉ふこと、幾度と云ことはなき也。桓武帝になりて、山城國を相て神器を安置し玉ふ也。實に沖和の氣をしめて、民物のさかんなることを極たるにて、山や河の捧環てをることが、實に天ねん自然の要害の地也と、其時分にも云たり、誠に盛なること也。しかるに世の中が日々にうつり替て、地氣が東方へ開けゆき、昔荒えびすと云たる處が、今は武を用ふる郊となりたり。其地臨天下之背とは、鎌倉と云所が、天子の治めなさるゝ繩ばりをはづれて、眞向になき所と云樣なることにて、天下の背後にあたりたる、かたほとりの地と云こと。さて其要害なることは、地高の所に居て卑き所の者を制するが如にて、東海を襟の如にし、北の奥州を控まはし、

大蛇の横はりたるが如き箱根山が、帯の如なりて前にさへぎりて、渺々たる野原が其内にある也。武藏野のことなり。其風俗と云ものは、武雄にさつぱりとしたることを尚び、桀黠を懐きて居る也。果殺は、人を殺すことを何とも思はぬこと。輕死は死ることを少もいとはず輕く死ること。騎射をすることを喜んで、其外は何も能はなき也。如此きの驍姿がおほかた生るゝ也。古も天下の力を集めても、武藏相模の兩國にたてあふことはならぬと云たることあり。夫によりて源頼朝が城府を鎌倉に開きて、暫く天下を有ちたり。北條氏も頼朝にならひて鎌倉に居たり。西へ向て天下を爭んと思ふ者は、何も此八州を據とし根本とせぬことはなきなり。

乃於今之時。眷夫王京。遠之舟陸通便。四當戰衝。近之層巘内迫。可以資寇。而一水前縈。殆可騎渡。且其所宅雖中。不足以扼關左。而人亦已弱矣。佃多則土瘠。坐久則席徹。使帝苟有深謀宏圖。足以回世。則其計一擧東遷。以處上游跨形勝。坐鎮豪傑。以葺金湯於億載。亦豈可知也邪。如其不能也。宜停繕宇之工。而給湟埤之備。節靡纓之食。而峙糧餉之儲。山如山門男山。水如宇治勢多。衝援地方。運輸衢路。並起屯衛。控制聯絡。以屛帝居。則中夜有警。堅臥不動。焉至一再縱敵平進。如踐無人之境。而倉皇奔越。救絕資殫。自取困蹶哉。修大内而不論守。其亦仍舊貫而已。

只今に至て、夫京都を眷るに、遠きことで云てみれば、舟も陸も通便よし、四方皆戰ひの衝にて、要害にあらず。近きことにてみたる時には、層巘が内に迫りて、反て寇の資になる也。賀茂川と云一水

〔桀黠〕狡智あるを云ふ。

〔東八州の管領〕尊氏東國に叛するや自から征夷將軍東國管領と稱せしが次で弟直義をして管領せしめ、次で長子義詮を以てこれに代へしが、正平四年十月義詮上洛するに及び、四子基氏を以て後任となす。

〔關左〕關東と云ふに同じ。

〔金湯〕金城湯池の略、城の破り難く堀の近づく可からざる意也、漢書蒯通傳に、皆爲金城湯池、不可攻也とあり、又た後漢書光武紀に、金湯失險と見えたり。

前にあれども、殆騎馬にて渡らるゝ也。且其宅る所が天下の眞中の土地也と云へども、關東を扼るに足らず、人も亦弱し。佃多ければ土瘠せ、坐て居ことが久しければ席が敝れると云が、後醍醐帝荷も深謀宏圖ありて、一世を引回らさしてみたる時は、其一とたび思ひ立て、東國へ遷り、上游に處り、形勝に跨り、ぢき／＼豪傑を鎭めて、城郭を億載にかたくすること、計りなされまじきものにてもなき也。如し又さなくとも、家つゞきの結構すきをやめて、屛堀をつくろひ、公卿達の知行をも省略して兵粮に峙へ、男山や山門宇治世多などの樣なる寇を拒るの地や、敵の兵粮をもちはこぶ通、屈のよき路などへ守りを置て、控まはして帝居をかこうべきこと。しかる時は、夜る夜中何事ありても、高まくらしてねて居て少もわぐことはなき也。かうある時は、焉ぞ一度も二度も敵を吾まゝに帝居へ平おしにおしこまし、無人の境へ蹊こむが如にて、さてあはてさわぎ、そこへ奔りこゝへうつりて、救米もたえ資兵もつきて、自困蹶を取るに至んや。大内裏をば造營ありたれども、守りのことにせんぎがなかりし。殘念なること也。守のことは只舊き仕道にしたがひたる計也。

驕奢

天下之本在レ身。身之主在レ心。而唯驕能害ニ其心一。唯奢能敗ニ其身一。困依凝結。終以至レ併ニ天下一而喪レ之。是世主所レ宜レ懸以爲レ鑑。而前者蹶。後者踵。累々接跡於青史之上。何其禍之難レ拔也。

天下國家の本となるものは、身を修るに在ることにて、身修るの主意となるものは一心なり。其身と心とをよく害るものは、唯驕と奢との二ツなり。此驕奢がそれなりになりて、こりむすぼれると云と、

〔上游〕上流に在る地を云ふ、史記項羽紀に、古之帝者、地方千里、必居ニ上游一とあり、又た樞要の地をも云ふ。

〔大内裏をば造營〕大内裏は後堀河天皇安貞元年の災上以後荒廢せしが、建武元年正月造營の議起り、同十月諸國に重課を命じてその資とせり。

〔青史〕歷史也、古代紙なかりし頃、殺青とて竹の青皮に事を記錄せしより稱す、後漢書吳祐傳の註に、殺青者以レ火炙レ簡令レ汗、取ニ其青易レ書復不レ蠹、謂ニ之殺青一、亦謂ニ汗簡一とあり。

つまり天下をも一つに喪ふになる也。是等の所はよく〳〵人君のかけて鑑すべき所也。前きの者が此の驕奢に躓きたふるゝを、おきもなをさず、あとの者がつぎ〳〵て、累々書物に書てある也。いかでか此樣に禍の拔がたきことならん。

夫二者無所不至。余嘗觀建武之政。舉其一端論之曰。爲人之上者。生以天下之富貴自享。自襁褓齠齔。輔以保姆媵御。濟其怡懌。縱其叱詈。莫或挫折違忤。及其既長知己所指命。可以生殺人也。則臣庶外內。孰不畏威而希惠者。順從趨走。候顏刺旨。爭奉其欲。使其目之所見。常狃側肩諂笑。而耳之所聞。每仰謝恩上壽。凶敗死亡。語且有禁。舉而有中焉。則贊以堯舜莫及。不中焉。則枉爲之辭。謂爲時宜。誘獎是務。玩樂日新。此將復以向嬰兒者遇之。而流風相承。以爲君臣之儀當然也。以是而養。焉得不驕。卽使目有所省。顧謂謙抑已甚。而亢倨侈慢之著心者。將有以倍乎他人焉。則禍之成根固久矣。

右の二の者は行きつかぬさきはなき也。余等が頃建武の政を觀て、只其一事をおさへて論じて曰ふ、元來人君と云ものは、生るゝとすぐに天下の富貴を享け、むつきにつゝまれ、七八歲の頃よりむばこしもとを付置て、只其機嫌のよき樣にあつかひ、吾まゝに人をしかりのらせて、少も御意に忤ひ違ひて、意見がましきことを申すことはならぬ也。さて年たけてきて、おれが指圖していひつくれば、人は生るも殺すも勝手次第と思ふになりては、朝廷の者も、外樣の者も、孰しも御威光を畏て、御惠を希はぬものはあるまじき也。さて御意ぞ〳〵と云て、あたまをくるぶけ走りまはり、御顏色を候ひ、思召を推察して、其私欲なることをもてはやし、其御目をば常に肩を側て諂ひ笑ふになれさし、御耳

〔襁褓〕もと強葆に作る、正義に、強闊八寸長八尺、用約小兒於背而行、葆小兒被也、とあり、依て轉じて嬰兒の頃を云ふ。

〔齠齔〕共に齒の拔け換はる義、七八歲頃を云ふ、齠は正韻に、始毀齒也とあり、韓詩外傳に、男子八月而生齒、八歲而齠齒と見え、齔は說文に、毀齒也、男八月生齒、八歲而齔、女七月生齒、七歲而齔と見えたり。

〔上壽〕もと高齡を云ふ、莊子に、人上壽百歲とあり、天老養生經には、人生上壽一百二十と見えたり。

〔堯舜〕支那太古の聖主帝堯陶唐氏及び帝舜有虞氏也。

をば毎に謝恩の上壽のと云様なることになれさして、敗れたの死んだのと云様なる、いま〳〵しきことは語にだも、しい〳〵と手をふりて禁ずる也。若又何ぞ思ひ立てなさるゝことにあたる事あれば、ほめ立るに堯舜も及ぬと云ひ、若中らぬことも枉て辭をかざり、これも亦時の宜に叶ひたりなどと云て、誘ひほめたてることを、ふだん務として、やちもなき玩樂が日々にかはりて新になる也。此は又やはり向こどもの時のあつかひ也。如此流風が相承て、どれもそれも、君臣の義と云ものは、かくしたるもの也と思ふ也。かくの如くにそだてあぐるほどに、何として驕らぬ筈あらんや。たとひ御目の省所ありて、是はあまりごと也、是はやめんと、仰せ出さるれば、はやかの諂ひものが指出て、いやいや何かくるしかるべき、それはあまりの御謙抑なされ様にて侍る、などと云なす也。去によりて、亢倨侈慢氣の心に染み著くことが、平人よりは百倍する也。誠に禍の根をなすことが久しき也。

帝得天馬。則有藤原公賢盛陳故事以讃時瑞。而後以其馬充急驛。召敗兵于尾張。發援師。則有藤原清忠誇張主威。歸之天祐。而殺將僨軍。危覆促至。其上喜侈大。下尚逢合。相得旦夕之間。以至併天下而喪之不知也者。吾不責之於其君與其臣。而將詰其素養之不訓。與世習之不正焉。

後醍醐帝へ、高貞が龍馬を獻上したる時、藤原公賢が盛に故事を引て時の目出度き瑞相也とほめし也。其後その馬が何の用に立しぞと思へば、急飛脚の傳馬にして、義貞が敗北にて、東國より走て、尾張にあるを召しにつかはされたり。又援師を發して、正成を兵庫へつかはさるゝ時に、藤原の清忠が、王師には天助あるなどと、主人の威光を誇り張りたてし也。しかるに、まこと天助があるかと思へば、正

〔藤原公賢〕實泰の子、元德二年内大臣、建武二年右大臣となり、後北朝に仕へて、貞和四年太政大臣に任ぜらる、延文五年薨ず、禮典に通じ、園太曆等の著あり

〔藤原清忠〕氏は坊門、俊輔の子、參議兼右大辨也、延元三年歿す。

〔誇張主威云々〕太平記正成兵庫に下向の事の段に、重ねて坊門宰相清忠申されけるは、云々、凡そ戰の始より敵軍敗北の時に至る迄、云々、毎度大敵を攻靡けずと云ふことなし是れ全く武略の勝れたる所には非ず唯聖運の天に叶へる也、云々」とあるによれる也。

〔軍はやぶれ〕延元元年五月廿五日正成討死の後尊氏直義軍を合して義貞を追撃す、義貞西宮より兵を旋して生田森に戰ひしが衆寡敵せずして退き、求女塚に苦鬪の後辛うじて廿六日京に歸れり。

〔山門〕天台宗は叡山（延暦寺）と三井寺の二門派あるより、叡山を山門三井寺を寺門と云へり、門は門派の義也。

成は討死し軍はやぶれて、天子は山門へ遷幸なりて、危きことが促（シキリ）にありたる也。とつけもなきことも也。さりながら、吾等は其處をば責め、上は驕りて高ぶることをよろこび、下は其逢合（キニイリ）だてをよくすることを尙んで、且々之間相得（タガヒ）をして、つひに天下を倂て喪ひてもしらぬ者多きこと也。さりながら吾等は其處をば責はいたさず、只其幼少の時に訓なく、世の習せが正しからぬと云ことをなじらんと存るなり。

土木

人主之欲固多端。然爲之也有漸。自小及大。自近及遠。聲色之娯已備。而營繕之巧必興焉。嘗以人家事觀之屋居之爲物。支上漏防下濕、幷容而兼覆、務慮寛深堅牢。傳之子孫。不傾且敗、及舉而爲之、必殫匱之生。而後可成。則其價之重。而費之廣。宜莫過焉。

人主たる者の欲と云のは、勿論色々さま／＼のことあるもの也。しかるに其欲の出て行く所が、そろそろとしたるものにて、小き事より大なる事になり、近きことより遠きこと迄に及也。色欲の娯が已に備れば、家づくりの巧が必興るもの也。嘗て吾等がつら／＼考てみるに、元來家と云ものは、雨のもらぬ樣に、濕氣の上らぬ樣に防ぎて、數々人が一所に這入られて、兼（ヒトツ）に覆て、務て内を寛かに深く、總體を堅く作りて、子々孫々迄傳ても、傾き敗れざる樣にするがよき也。しかるに思ひ立て如此くこしらへんとするになりては、必知行俸祿の半分は打こみて成就するにて、みたる時、其價の重きこと、費用の夥敷こと、これにこすことはなし。

〔椒房〕漢の皇后の居殿の名也、依て廣く后妃の居殿を云ふ、三輔黃圖に、椒房殿、在未央宮、以椒和泥塗、取其溫而芬芳也とあり。

〔掖庭〕王宮の傍に設けし後宮也、班固の西都賦に、後宮、則有掖庭椒房后妃之室、とあり。

〔女御〕大寶の制にては天子の召し給ふ宮人に、妃夫人嬪の三級ありしが中古より妃夫人に當る程なるを女御と云へり。

帝王之家。外有九門重城之固。內有椒房掖庭之設。朝宁寢燕。以至廟社臺省百司所湊。雖其常制不能無者。猶且每興一役。充以一州賦。幾乎不足。則其價之重。而費之廣。亦宜莫過焉。

さて又帝王の御家と云ふものは、平人の固めあり、內向は椒房掖庭とて、后妃女御の居る所あり。朝宁寢燕と云御殿や、廟社臺省などと云て、數々の役人の居る所まで、指し定りたる常制にてなくてならぬものなれども、其をさへこしらへんと思て、一役を興せば、いつにても一國の物成を打こみても、幾ど足らぬなどと云樣なることにて、みたる時は、其又價の重く費用の夥敷こと、又々此にこすことなし。

爲人主者。不察會要。不量出入。驟然一有以起心。則必以舊址爲窄。輙就恢斥。正殿可陋。別創構築。極意逞巧。盈花石而飾金珠。其爲費將不貲。而加之嚴督急期。照燭夜作。費故倍焉。吏胥蠹緣。乘時侵盜。費故又倍焉。終至以傾府庫竭貢賦。而民亦窮矣。奢之厲民而速者。莫此爲甚。豈可以忽而不省哉。

上の如く、無て叶はぬ所々をするさへ、夥しき物入なることあるに、もし人主たる人が、會要を察し玉はず、貢物がいかほど入たるの、諸遣用に何程出たるのと云ことをも量らず、にはかに風興（ト）思ひ立つことあれば、必はや前かどの家地を窄（セバシ）として、恢（オホキ）に斥け、あの正殿はいかにも陋きなどと云て、別の所へ構築を創めて、おもはく一つぱいに物好をなし、珍花珍石を集め、金銀珠玉を以てかざり立るなり。此の費用と云ものは何ほどのことやらん、はかられぬ也。其上また費用になることは、其通の物好きから思ひ立こと故、嚴敷役人をかけて、片時も仕あげよ、幾日頃には仕あげよなどと云付てさする

〔阿房〕秦始皇帝三十五年建てし宮殿にて、秦都咸陽に近し、東西五百歩、南北五十丈と傳ふ

〔楚炬云々〕楚の項羽が咸陽を屠り、降王子嬰を殺し、秦の宮室を燒きしを云ふ。

〔成輒云々〕大內裏の造營は未だ工に載するに至らず、延元の亂になれり

〔杜牧〕唐の詩人也字は牧之、樊川と號す。

〔秦の爲に云々〕杜牧の阿房宮賦を作りしを云ふ、其の一節に、楚人一炬、可憐焦土、嗚呼、滅六國者六國也非秦也、族秦者秦也、非天下也の句あり。

から、大工等もせりたてらるゝまゝに、火を付て、夜る夜中も木づくる也。去によりて費用十倍する也。さてこの所へ小役人などが乘じて、何にいかほど金が入增、何が何程入こみしなどと云て盗む也。去によりて費用が百倍する也。さて御府庫の金銀もつき、御貢物などもつきて、百姓なども亦いかい困窮に及也。實に民を厲ますするのきびしきことは、此の奢ほど甚きことはなきほどに、忽にして省りみずしては。

秦以天下之力作阿房。未成盜賊起。爲楚炬所焦。而帝甫歸闕。命廣大內。成輒爲賊火所燼。昔人已爲秦憐之。而我亦將爲帝悲之焉。

昔西土で、秦の始皇が天下の力を集めて、阿房宮を作りしに、未成就せぬ中に盗賊が起りて、楚國の人の炬の火にて焦れたり。後醍醐帝も、又隱岐の國より還幸なりたる時、安藝周防を料國に寄られ、日本國の地頭御家人の所領の得分二十分を驅召されて、大內裏を造營し玉ひたるに、おきもなをさず、賊徒尊氏が燼きあげたり。昔人の杜牧は秦の爲に憐みしが、吾等は又帝の爲に悲むなり。

聚斂　三條

窮而後作法者。雖巧益弊。亦盍反其本矣。夫欲猶漏巵也。不塞之釁。終日沃不見盈。今者以人主之求。求毋易給。而煽以小人。彼羅此起。雖資以奕世之業、連府之財、不得不至匱且盡。有司者乃蹙額握籌。百方取以奉副。而財利之議始起焉。誠其所計。有補乎國。而不傷於民也。

困窮してにつちんもさつちんもうごかぬになりて後に、作法だてをするは、いか程功者の仕道と云へども、益弊るゝもの也。本に反て德を治る筈也。凡そ人欲と云ものは尺のなきもの也。たとへば漏る巵の漏るあなをふさがぬが如し。一日沃ても一つぱいに盈ると云ことはなし。只今の人主の好み事求め事は随分紛れ易きことなれども、小人が侍に居て、それのこれのと煽ぎ立るによりて、彼の樂事がやまるかと思へば、はや此へ起りてくる也。去によりて、代々領分幾軒も並である、數々の藏の金銀財寶を打こみても、つひに金銀財寶も盡る也。さて役人共が額にしわをよせて籌を握り、百方として取集て御物入に足す也。さて金銀利かたの詮議が起りたるもの也。誠其計る所は國益にはなりて、民百姓には離義はかけぬとてするなり。

而利之染レ人。甚二乎油膩一。其竇一開。上下變レ指。教二主見一其可二智取一。無二心乎艾改一。而萠二欲於封殖一。害一矣。教二臣伺一其旨向一。以圖二恩獎一。掊尅之令。將二疊々起一。害一矣。教二貪吏黠民一。緣爲二隱漏欺罔一。事皆賄成。取二償於官一。有レ積二于此一。實闕二于彼一。勾覈靡レ爽。而消耗亦多。害一矣。

去ながら此に大なる害がある也。とかく利かたせんぎの、人の心に染みこむことは、油膩よりもまだ甚きこと也。その利かた詮議の竇が一たび開けば、乍ち上と下との指が違ひ來て、主人には只智慧をめぐらしさへすれば、下から財寶は随分取あげらるゝものとしらせて、少も改格に心はなくして、只少なりとも、金銀を封殖たきと思ふ欲心が萠す也。さて害が一つ出來る也。臣下には其上の思し召しの旨を伺はし、氣に入だてを申上けすゝめて、御褒美を圖らするからして、掊尅法令がかさねがさね起りて、只下のものを取あげる様になる也。さて害が又一つ出來上る也。物を貪る小役人や、ひすらこ

〔巵〕大なる盃也、玉篇に、巵酒器也、受二四升一とあり。

〔竇〕禮記注に、竇孔穴とあり、又た康熙字典に、鑿レ垣爲レ孔曰レ竇と見えたり。

〔掊尅〕嚴しく租税を取り立つるを云ふ、掊は康熙字典に聚斂とあり。

〔勾覈〕取調ぶるを云ふ。

すき民共をして、御上の金銀であれ、米穀であれ、こそ〳〵と漏らして、盜まし、あざむかする也。かくする事が、皆まひなひにてすることにて、其盜みたる、足りはずの價をば、役所から取る也。去によりて、こちらには積みつかへてをれども、そちらには足ずとある也。かくしたること故、算用前は一厘一毛違はねども、いつの間にやらん、消え耗ことが夥敷きこと也。こゝにて又害が出來るなり。

遂敎民心操競、逐末任僞、竊相傾奪。利權下移。物價不平、以致天下之財不知其滯聚之處。則雖峻法嚴刑。莫知所施。而仁君賢輔。扼腕欲釐革之。亦將有不勝焉者。害豈可勝擧哉、

遂民心をして、吾もおれも爭はし、商賣事の末を逐ひ、うそは言ひ次第にて、それ同志も又傾けあひ奪ひあひして、利權が下々の町人へうつり、物の直段をあぐるも下ぐるも、町人次第からして、物の直段が平かならずして、天下の金銀米穀が、何に聚てあるやらんしれず、何へどうぬけ行くやらんしれぬ也。如此ことが風俗になりて、少もかはりたることゝも思はねば、いかなるきつとしたる法、きびしき刑も、何へ施すべき樣がなき也。さて賢人君が出で、豪傑宰相が出でて、いざ憤發して腕を扼けて改格せんと思へども、らちもなきこと多て、得こたへぬ也。害勝てかぞへられんや、夥敷き事なり。

夠夫財也者。不自天降。不自地生。萬無有不取於下。而能足於上之理。則所謂巧也者。雖乃神算而鬼計。亦必不出張設名目。以欺刼之。或漁山澤之細利。謂之爲收遺。或爭市井之畸贏。謂之爲抑末。或縮庶司之經用。而減百官之食俸。謂之爲節用。及責之民。則立說謂。薄

〔豪傑〕孟子盡心上篇に、豪傑之士、雖無文王猶興とある如く、もと才德衆に秀出せる人を云ひしが、後轉じて專ら武勇ある人を云ふ。

〔宰相〕天子を輔けて政を爲す人を云ふ、事物紀原に、昔周公位冢宰、正百工、以相成王、故有宰相之稱、其事自秦漢始、陳平言宰相上佐天子是也とあり。

〔市井〕市を爲す處を云ふ、その義につき數說あり、白虎通は、井(井田)に因て市を成せる故に稱すとなし、市中留青日札は、道の四達井の如きより云ふとなせり。

取諸一人。而厚收諸四海。是可以使下無甚傷。而上有洪補也。

剝て又かの財寶と云ものは、天から降りわもくのにてなく、地から生るものにてなければ、何もかにも下から取あげねば、上に足ると云の道理なきものからは、かの所謂窮して後にする仕道、いか程功者なる鬼神の如き算用計にても、むりなる名目を張り設けて、下を欺き刼すと云におちぬことはなきもの也。去によりて、其仕道と云ものは、或は山や澤などの少々の口銀を取て、其云立て、これは全くむりにてはなし。遺るものゆゑ取上るなどと云、或は市町の町人等のうりかひをする所の、あまりの利合を口銀に立てなさして、上で取あげて、これは何とぞ商賣人の少くなる樣にとてする爲也と云ひ、或は諸役手の指定たる入用の引請銀などをつゞめ、諸奉公人の扶持切符をへして、これも全くむりにてはなし、かんりやくをする爲也と云ひ、これを又百姓などへ責めかけるになりては、一と理くつ立て云ふに、少しづつ一人より取て、夥敷く御上へは收ることにて、全く下々のものには難義はかゝらずして、御上には大なる御得益補ひになるにより、するなどと云てする也。にが〱しきことなり。

夫浚民之膏。猶刺人之血。刺一指血。見其無傷。遂以連肩及肩。無所不刺。則必將大損其軀。以至喪命。彼染指于民利者。見一施行後。天下未即困斃。以爲計之中。每有不足。仍發故智。自田之租。戶之賦。権于酒。改于幣。以至監場鐵冶。茶絹舟車。關津店鋪。閒架荷擔。追債而豫徵。倍舊而創新。又從率貸而助獻。將見其根括全剝。及膚露甚乎頭會箕斂焉。則其害之極。豈不至覆亡而後止哉。

〔扶持切符〕扶持米を金錢に切替へて受取る時證として納むる祿券を云ふ

〔頭會〕人數に應じて稅を取立つるを云ふ。

〔箕斂〕箕にて物を取集むる如く租稅を多く取立つるを云ふ、史記張耳陳餘傳に、外内騷動、百姓罷敝、頭會箕斂、以供軍費、とあり。

〔桑弘羊〕漢武帝の時大農丞となり、均輸平準法を定め又た鹽官を置きて鹽稅を取立てしめ舟車に課稅す、爰に於て民力疲弊し盜賊起るに至れり元封中爵左庶長を賜はる、次代昭帝の元鳳元年廢立を計り、與黨と共に誅せらる。

〔輪臺之詔〕武帝力の疲弊を歎じ、征和四年輪臺にて詔を下し、深く既往の悔を陳べたり。

〔武帝〕漢第五世の帝、名は徹、景帝の子也、儒教を興して賢才を用ひ又た匈奴南越朝鮮を征し國威を揚げしが、その外征と土木は遂に國帑を竭さしめ、盛に重稅を課するに至れり

凡そ民の膏を取りあぐると云ものは、たとへば人の血を針にて刺て取樣なるもの也。一つの指の血をとりて死なぬと思ひて、つひにひぢからかけて肩へまで、さて一體何もかも取らぬ所はなき樣になれば、大に軀を損して命を失ふ也。去によりて、ちよつと一度民百姓の金銀に目を付て染指たるものが、上の如き作法を一度天下へ施し行ひて後に、格段に天下のものも難義にせぬと思ひて、中々計が中りたりなどとして、さて每に不足なることあれば、又故智を出して、田の租云々迄追ひつけて、豫め何程出せと仰せ付けられ、前かどのかゝりものよりは十倍したる新趣向を創め、得出さぬと云へば、それなれば先づ此方より借る程になどと云て、とかく先づとりあぐる也。如此ある時は、根から葉からはぎむく樣なる情なきことが、頭會箕斂などよりは甚しきことを見るにてあるべし。さある時は、其害が至極して、天下國家が覆り亡びて仕舞にいたるまじきや。

古巧取民、莫桑弘羊。然終以致戸口衰耗、而盜賊滿山。及輪臺之詔下、恭主嗣立、則漢之事、且不可知。而帝亦巧其術、收守護地租二十分一、專行鈔、又專鑄錢。鈔之作俑此也。其法之行、前一間哉、而兵興國破、南遷不旋。想當時民間囊箱、盈貯印楮、抱以悲歎者。幾何矣。以後漢之事觀之、所謂巧而益弊者。其言皆可以監。而世之談經濟者、每以殖財爲務。雖學士大夫亦云、可謂暗哉。

古、民のものを上へ取あぐることが、漢の武帝の時、桑弘羊と云ものが、巧者にしたるとほめる也。

しかるにそれがよきかと思へば、終には民百姓が衰微して、盜賊か山中に滿々たり。若武帝の死る時の後悔せられたる輪臺にての詔り下らず、恭主が嗣ぎ立ぬ時は、漢の天下は何と行きつくやらん、し

〔錢を云々〕建武元年三月廿八日詔して、銅を以て新錢を鑄、乾坤通寶と稱して、紙幣と共に通用せしむることゝなし、八月十日中御門宣明を鑄錢長官に任ず。

〔俑〕死者と共に葬る偶人也、後者殉死の風を誘導すとて、孔子始めて俑を作りし者を貶りし故事により、惡例を開くを作俑と云ふ、此義により「ハジマリ」と訓ぜり。

〔吉野へ遷幸〕延元元年十月十日後醍醐天皇叡山より京都還幸の後花山院殿に囚はれ給ひしが、十二月廿一日の夜竊かに神器を奉じて吉野へ幸せらる。

れぬ也。後醍醐帝も亦民より取上るの術を巧者になされたり。守護人の貢物の上へ、まだ二十分一を取増し、引つゞきて銀札をこしらへて天下へ行ひ、又錢を鑄たり、色々さまざまのことをなされたり。銀札の出來たるは此時が俑（ハジマリ）也。此御作法が行はれて、僅一年立たずして、兵亂興り國破れて、吉野へ遷幸なり、つひに還幸なり玉はざりし也。其時分を思ひやりてみれば、さぞ民百姓どもの中に、かの銀札をふくろや箱にをさめて、抱へまはり、悲みなげきたる者も、夥しきことにてありつらん。なさけなきこと也。日本西土のことを合考てみるに、かの所謂巧にすればますます弊ると云の言葉が、皆驗（シルシ）とせらるゝ也。しかるに世間の經濟を論ずるものが、毎に貝金銀財寶を殖（フヤス）と云ことをのみ專務とする也。學問などをする士太夫と云へども、亦その沙汰を云ふ、さてさて嘆しと云べきこと也。

情原乎下。而制由於上。則政可以行。欲縱乎上。而禁加於下。則其政不可得而行。雖行不可保久。而民擾事沮。徒招愁怨以止。其於錢貨楮幣之事。最昭々可見焉。

凡そ天下國家を治め玉ふことは、とにかくに下の情に原て、作法は上からしてする時は、政は別して行るゝもの也。上には欲心を縱にして、法度禁制を下へ言ひつくるならば、政は決して行れぬもの也。たとひ少々行れても、久しきことはなくて、民心擾れ、何事も沮み、下から上を怨る樣になりて、つぶれて仕廻ふもの也。子細は其錢貨楮幣のことにて昭に見えてある也。情原乎下制由乎上の政を云ふとて、蓋穀粟布帛と云々。

蓋穀粟布帛。天下之實寶。凡有口體者之所必需而弗可闕。而五金之爲物。飢不可以飽。寒不可以禦。特以其精氣所萃。生稀而品尊。故天下之心。固已貴而珍之矣。

蓋穀粟布帛は天下の實の寶と云べし。夫によりて、凡口と體とあるものは、いづれのみち闕てならぬものにて、又五金と云ものゝ物がらは、飢ても食はるゝものにてなく、寒くても着かけて禦がれぬものの也。しかれども特此五金と云ものは、其精々の氣の萃り生る所が甚まれなるものにて、品がらが尊きによりて、天下中の人の心に、勿論貴で珍敷く思ふこと也。

當古之時。俗朴而事簡。日中成市、抱粟貿布、民之生亦自給。及至中世。智與文開。巧與僞生。治則繁其飾。而亂則周其備。苟非有移遠輸外、發滯通塞之術。以濟其不足。則家國之務將廢。而强暴之寇弗防。飲食器什之微、亦將失其所資。聖哲之君有憂之。取夫天地之所稀生。天下之所常珍者。爲之制而權其用。至其黃白子母。等而差之。亦皆據物性自然之所存。依人心自然之所赴。有以示轉輕致重之爲利。則蚩々之民。靡然從之。事立而生遂矣。

古の時は、風俗が朴にして、事簡にて、ちよつとひるの中、市が立て、粟を抱て、市町もなかりし也。中世になりて、智慧と文つやとが開けて、巧と僞とが出來たり。治世なれば、其文つやのかざりごとが、さま／＼繁くなり、亂世なれば、兵具をいろ／＼こしらへねばならぬ故、遠き所からも移し、夥敷く取寄、滯を發し、ふさがりたる所を通して、其足らぬ所を濟にてなければ、乍ち天下國家の事務が發れ、强暴の寇も防がれず、亦飮食器什のかすかなることまでも、其資くる所を失んとする也。去によりて、聖哲の人君が頗これを憂て、かの金銀と云、天地の中の稀に出來るものゝ、天下の人心の常に珍敷しがるものを取て、それへしかと作法を立て、其遣用をよきかげんに權て、其黃金を母とし、白銀を子として通用さする也。又それ／＼の物性の自然に存したる所をよりどころにし、人心の自然

〔五金〕金、銀、銅、鐵、錫を云ふ。

〔抱粟貿布〕未だ貨幣の制起らず、物々相換へし樣を云ふ、詩經衛風氓篇に、氓之蚩蚩、抱布貿絲とあるに倣へるならむ。

〔黃白子母〕錢神論に、黃金爲父、白銀爲母、鉛爲長男、錫爲適婦、とあり。

〔蚩々〕無知又は敦厚の貌也。

に趣く所によりてしたるもの也。さてかろきものをそちらへやりて、重き米穀などをこちらへ取よせる。と様なる利なることを示ししらしてみれば、何も知らぬ蚩々としたる民共、われもわれもと従ひ来て、萬の事が立て、皆生て居ることが遂らるゝなり。

此三幣九府之所以通四海施萬世。不可得而廢。而後世以楮易錢。其道亦與是同。楮之爲物。固不足以充啖食被服。而其品之賤。又非可與五金比。然自唐以來。有飛劵。有鹽鈔。有茶引。齎挈轉行。實便於錢。而天下之耳目。知夫方尺之楮。可以動萬金之貨。亦既久矣。

此三幣九府と云ふものは、天下一つぱいどこまでも通用して、萬世迄も施し行てやめることはならぬものなり。しかるにかの後世楮を以て錢に易へる、楮つがひの仕道も、亦右の道理と同じこと也。さて楮と云ものゝ物がらは、勿論著用食物になるものにてなく、其品がらの賤きことが、又五金などに比らるゝものにあらず。しかるに唐より以來、金銀の切手鹽切手など云ものが出たり。實に持ちはこび取くるめが、錢などよりは遥に便利なるもの也。去によりて、天下の人が、かの一尺四方の楮にて、萬金の貨がかへらるゝものと云ふことを知てをることが、はや已に久きこと也。

至如金州。則民苦鐵錢之重。私爲交子。以行市里。於是乎官因其情。以建其制。寄重錢于上。而通輕劵于下。一府千里之民。長以爲賴。而南宋北金。經元迄明。其法施及海内。與錢貨並行。無所復礙。錢實數。而楮虛名也。以故楮法姦弊易生。上下相欺。非四海萬世所能通行也。明季其法日替。亦物性人情之自然爾。故以物爲本。而錢權之。以錢爲本。而楮濟之。古之政。其豈不揆民情。不酌時勢。而妄行其私者哉。

金州は西のはてゆゑ、甚遠くて、そこの民はかの鐵錢の重きことを苦で、私に白銀を鐵に交て、市町

〔三幣〕史記平準書に、虞夏之幣金爲三品、或黄或白、或赤或錢、或布或刀、或龜或貝、及至秦中、一國之幣爲三等、とあり

〔九府〕事物紀原に至周太公、立九府圜法、始名以錢とあり、爰は三幣と共に貨幣の意に用ひし也。

〔飛劵〕唐憲宗にると云ふ。

〔南宋北金云々〕二十二史劄記に、交鈔之起、本南宋紹興初、云々、較銅錢易賚、民頗便之、云々、金章宗時、亦以交鈔與錢並行、云々、元太宗八年始造交鈔、世祖中統元年、又造中統元寶交鈔、云々と見えたり。

〔南宋〕宋第十代高宗の時金の寇を避けて都を臨安に遷す、其後これを南宋と稱す。

〔北金〕金國を南宋に對して云へり、金は女眞の會長阿骨打の建てし國、百二十年にして蒙古及び宋に滅さる

〔創二皮幣一〕白鹿皮にて造り、龍馬龜等の文を記したる紙幣也、然れども特に王侯宗室朝覲薦璧の需めとせるものにて民間には通用せず。

〔一當五十〕錢五十文を以て百文として通用せしむるを云ふ。

村里に行ふなり、是にてこそ、役人が其人情をはかりて作法を建て、重き錢をば御上へ取あげ、輕き便利なる切手をば、下々へ出て通用さしたれ。去によりて、遠方の民が甚ありがたがりて、長く頼もしく思ひたり。其後南宋も北金も元も明も、此作法が天下一つぱいに布き渡て、錢貨と共々に行れて、少も礙らざりし也。以物爲本とは、穀粟布帛の類を本とするなり。而錢權之とは、錢何ほどを以て米何ほどを買の、帛何ほどの代物は錢なにほど也と云樣に、はかり合せつり合することなり。楮濟之とは、錢を濟ひたすくるなり、錢へ楮をまぜて使ふことなり。右の古の政をみよ、何と民情を揆らず、時の勢を酌み計り考へずして、めたと利かたなること也と云まゝに、銀札をこしらへ、切手をこしらへるのと、私にしたるものにてあらんや。

若漢武之爲政、窮奢極侈、至不足而後創皮幣、其他歷代、或鑄小以多見數。劉宋鵞眼・綖環、以致商賈不行之類、是也、或造大以售虛聲、歷代大錢、如一當百、一當五十、所用料實減、當數亦假子母相權之名、以欲一時之利于上耳。及夫楮幣之爲弊、則折閱不換、廢棄無用、雖閭羅貫使用小錢、宋之時、既蹈而行之、元季終至以楮爲母、以錢爲子之議起、此皆苟且欺罔、搏利目前、而群下重困、物價騰湧。併國用以大窘矣、可哀哉。

漢の武帝が政をすると云ふが如きは、奢りたきほど十分奢りて、さて國用が足らぬ段になりて、後に皮幣を創めたり。其外代々、或は小錢を鑄て見分の數を多くし、或は大錢を造りて小錢何ほどに掛合のと、虛聲を售る也。今の四文錢十文錢の類なり。皆時の勢を酌ずしてのこと也。そのかの銀札が、さらば弊るになりては、すべて兩替屋にて易てくれず、すつるより外なし。去によりて、上からむりに米穀の價に抑配て、本の錢へ交てやる也。宋の時分に既に如此きことありたり。元の季になりては、

〔楮〕楮幣即ち紙幣を云ふ。

〔供御〕至尊の飯饌を云ふ。

〔調〕はかる也。

〔蕩播〕移る也、後醍醐帝の南狩を申す。

〔銀札〕江戸時代諸藩にて出せる札の一種也、寛文元年福井越前家にて出せしを初めとす、藩札には此の外金札、錢札、米札等ありしが、寶暦五年に至り、令して銀札以外のものを禁ず、爰は江戸時代の用語を籍りしに過ぎず。

つひに行れぬによりて、銀札を母とし本錢を子とするなどゝ云樣なる、詮議がはじまりし也。此仕道と云ものは、ちよつと民を欺きて、當分の利を博たるもの也。去によりて、萬民が困窮至極して、物の直段が上りたき程上りて、上の入用も一つになりて大に窘みし也。さて哀ましきことなり。

帝之時。天下孰知楮之可以易錢者。乃以供御缺乏。莫計可支。故驟然取遠外之法。施諸一世。以調上之所命。雖瓦礫可資用也。原其意之所由。而推其害之所究。當時雖使南幸之駕。未促乎歲月。而其斂利於上。加虐於下。以至忤物情。聚衆怨。官民並沮。而不可行焉者。必當與前世同乎敗轍。而況其傾覆蕩播之禍。最烈且速者哉。嗚呼後之行錢。其能原於民情邪。否邪。

後醍醐帝の時分に、天下に孰か銀札が錢に易らるゝものと云ことを知んや、知りてはなかりしならん。されど朝夕の供御が乏くして、計か支られぬ程御困窮になりたる故、俄に外國の作法を取りて、天下へ施したり。其おもはくに、上からして言ひつけさへすれば、瓦にても礫にても杭にても、下のものは重寶すべき筈也とて、銀札が始りし也。其根の由緒を原ねて、其害たる所の究りを推し案てみるに、よしや其時の帝の遷幸の歲月を長く延てみたりとても、其利を上へ取りあげ、下をしへたげ、物情に忤ひ、衆の怨ごとがあつまりて、役人も萬民も、ともに沮て、其法の行れぬ段は、必前かど敗れたる轍を同くするにてあらん。しかるをまして天下が傾き覆て、吉野へ遷幸なさるゝの禍が、烈く、そのうへ速なるものをや。猶更おこなはれざりし筈也。誠に後世錢を行ふ者は、何と民情に原がよきか、原かでもよきか。

財之耗也。始乎淫主之縱欲。而終於汚吏姦民之冐利。予前已悲而道之。而天下更有泄失之永患。人々不知其所始。與其所終。建武之時。僧兼好云者、嘗論而警之矣。何其識之卓。而見之遠也。其言曰。唐貨自非藥物。皆屬無用。古亦有言。不寳遠物。勿貴難得貨。

上の金銀米穀の耗えうせると云ものは、淫主の欲心を吾まゝにするより始て、汚れたる小役人、姦惡なる民共が、利がたなることを冐るに、仕廻になりたるもの也。予等が甚これを悲く存、段々申し述たり。しかるに天下に泄れ失ると云永々の患があると云ことを、孰しも其何（ドコ）から始る、何にて終と云ことを知らぬ也。建武の時に吉田の兼好と云坊主あり、嘗てこのことを論じて警めたり、いたく見識のとびぬけたること也。其言葉に、西土から取寄る貨ども、藥より外のものは皆無用の物也と云たり。古からも、又遠方の物をあながちに寶とすな、得がたき貨をあながちに貴ぶな、無益なること也と云たり。

夫我邦五金之旺。實盛乎萬國。發爲義氣。內肅外剛。懷廉知恥。決于取捨。而明于死生。雖自以華夏文明而處者。不能之若。故金者斯民所稟之秀。而我土所萃之精也。精之所萃。必待千年而後成。其生也稀。其用也貴。固非如艸木沙石之蕃且猥。而乃歲々發掘。在々拙採。以丘委于海次。而番輪于船底。大洋茫々、一去不返。蓋其所出之數。一年千。則十年萬。以至百年。則萬而萬。引之數世。算成不貲。勢卒不能不至乎盡。猶之好侈者。月入十金。而日費一金也。溺色者。竭膏枯髓。待斃于歲月。而不自知也。

夫我日本國は五金の旺することが、實に萬國よりすぐれて盛んなること也。去によりて此國に生るゝ

〔唐貨云々〕兼好の徒然草第百廿段に唐の物は藥の外は無くとも事缺くまじ、ふみ共は此の國に多く弘まりぬれば書きも寫してむ、唐土船のたやすからぬ道に無用の物どものみ取積みて所せく渡し持て來るいと愚か也、遠き物を寶とせずとも又得難き寶を尊まずとも、と書にも侍るとかやとあるを引けり。

〔不寳遠物〕尙書に、不寳遠物、則遠人格、とあり。

〔難得貨云々〕老子に、不貴難得之寶、使民不爲盜とあり。

民は、此金氣が發して義氣となり、内心は粛かに外剛く、恥を知て節義の廉をまはさず、取る場なれば取り、捨る場なればさつぱりと捨て、死生の場にのぞみて少も疑ひなく、其さつぱりとしたることは、華夏文明の世と云て居るものと云へども、中々得追つかぬ程にある也。去によりて、此五金と云ものは、斯國の民人の稟け得て居る五行の氣の中の、別て秀たるものにて、我土の萃る所の精神也。此精神の萃ると云ものは、必千年をへて後に出來るもの也。去によりて其出來ることが甚稀で、其用立つことが甚貴きこと也。勿論艸木沙石のむさくさとしげくある様なる猥なるものとは違ひたるもの也。しかるに如此大切なるものを、歳々諸國にて發掘挑採（ホリダシトリアゲ）て、金銀にふきて、彼西土の錦のあやのと云様なるものを取寄るとて、海の次へ山の如くにつみて、大船へ入れ、長崎より押出して、茫々たる大海へ出て、又再び返らぬ也。蓋如此、金銀の外國へ出ることが、一年に千づつ出るにてみたる時は、十年に萬なり、其が又百年になりては萬々と云もの也。これを又數千載にしてみたる時は、一向算用はならぬ也。しかれば此つひに盡るに至らぬと云ことはあるまじき也。たとへば、侈を好む者が、一月に十金の物成にて日に一金を費し、色欲に溺るゝものが、膏を竭し髓を枯して、はや斃るゝと云ことをしらぬと、をなじ事也。

及其間所以爲計也。則果能用宋人茶馬相易之利邪。蠻奴轉易之所得邪。漢和明款、通關互市。出不得已之謀。以中其欲、而緩其寇邪。彼此泛然。一無所當。而又問其所易以得者。則文綺細縠。染綵氁布。以至寶貝珠翠。髹硃鈿碾。奇香珍木。不可得而衣食之物。沓臻騈致。殆徧海宇。而有之不見何所益。無之亦不知何所損。要皆不過耳駭目眩、貪遂異以狗觀

〔五行〕萬物の因をなすと傳へられし水火木金土の五種を云ふ、書經洪範篇に、五行、一曰水、二曰火、三曰木、四曰金、五曰土とあり、これ五行始生の序也。

〔長崎〕元龜年間此港開かれ、文祿元年、始めて長崎奉行を置く、家康通商を奬勵せしより海外諸國の商船輻輳し殷盛を極めしが其後漸次通商の國を制限し、寛永年間遂に鎖國令を出し、和蘭支那兩國のみの來港を許す。

〔髹硃〕漆塗と朱塗也、髹は髤に同じ、史記貨殖傳に、木器髹者千枚とある注に、髹漆也とあり、又た硃は集韻に丹砂也と見ゆ。

〔宋人が云々〕簷曝雜記に、中國隨地産茶、無足異也、而西北游牧諸部、則恃以爲命、其所食膻酪甚肥膩、非此無以清榮衛也、自前明已設茶馬御史、以茶易馬、外蕃多款塞とあり。

〔南蠻〕禮記王制篇に、南方曰蠻、雕題交趾とありて、もと東夷、西戎、北狄に對し、支那南方の土民を云ひしが、我國にては足利時代の末より南洋諸國を總稱し、又た其地を經て我國に渡來する諸國人を呼べり。

美焉耳。唯其數百年來。相承相效。上下貴賤。用是成好。亦遂用是成俗。商賈奴婢之輩。莫不腰珊瑚而戴玳瑁。近聞一富商。筐珊瑚大小數十頭。以供觀玩。商莫之鬪。別索外國無名寶玉。以爲腰具。客問故。答曰　珊瑚易致　估價有限。若偏之者。必爲百貨所鄙矣。不可用也。珊瑚且鄙者不御。世之尙異極侈。亦甚矣哉。雖乃儉士達人之所浮費。薄祿賤吏之苦高價者。寧且擧貸典賖。負債逃道。而必收買以務誇鬪。實亦迫勢之所然。嗚呼民之惑亦尙矣。雖然觀之美。亦人情之所不能無。而先王之所因以修禮也。

右の通夥數西土へ金銀をやりて費すは、いかゞしたる計やらんと、たづね聞てみたる時に、果何なることやらん。宋人が茶と馬と易たると云樣なる、利かたなることに習ひてのことか、南蠻の凶奴等が、轉易して物を得ると云ことにならひてのことか、且は又日本と西土と中よくして、關所を通じあひ、互に市がしたきとて、已むことを得ざるの謀にて、彼が欲心に中て、攻め來はすまじきかとて、其寇をゆるくしたるものか。彼此ばいとして一つもあたらぬ也。さて又、其易て此方へ取寄たるものは何ぞと、問ひたづねてみる時に、文綺……迄一つも、衣食せられぬものにて、夥敷くかさなりくきて、おほかた天下一つはい也。是が有たりとて、何も益になることはなし。又なきぞとて、何も損たると云こともなし。さらばいかなるものぞと考てみるに、皆耳を駭し目をくらまし、遠方の珍物也と云て貪り、見めにかゝはりての奢計也。是は只何と云こともなしに、數百年風俗のならはせにて、上も下も是にて好をなし、つひに是にて諸禮式もする樣になり、商賈人や、奴婢の輩が、一人も珊瑚珠をきんちやくのをじめにして腰にさげ、玳瑁の櫛かうがひをつむりへさゝぬものはなき也。さて又かんりやく人の頗ひりん、家の浮た費えをきらふもの、小身なる小役人の諸物の高直を苦む者といへども、い

ろ／＼に才覺し、借錢を乞はるゝを逃まはりて、かひとゝのへて自滿をしあふ也。實に又これも勢のせまりてかくなるもの也。さて／＼民人の惑ひ亦尙矣。されども、又この見めにかゝはると云も、人情のなきことあたはざるものなり。去によりて、先王が禮と云ものをこしらへたるも、これゆゑなり。

苟有豪傑之主。超視遠圖。欲以移一世之觀者。出於其間。斷然不卹小害。不顧小利。屛夫珍異無用之物於萬里。而去之。然後因我所固有。而致其飾。就彼所嘗輸。而立其制。爲之章程等差。以施王朝侯國。而及士庶鄉閭之間。倡以踐履之力。示以得失之實。施以緩急之序。又有嚴令明刑以從之。則歲月之後。靡風頑習。漸就革哉。自凡衣服之章。燕饗之具。皆内足。不外求。而蜀錦齊紈。戎罽蠻琛。繼而日臻。無所復用。天下之觀。斯以移矣。觀移則尙殊。尙殊則俗成。俗成則化久。是其爲道。不止革弊于一時。而遂將嘗我邦之至寶於千萬斯年。而靡失焉。

苟豪傑の人主が出で、超視見識にて。遠を圖り、一世の見めを移し易んと思ふ者若あらば、斷然として小々の害をかまはず、小々の利得共には目をかけず、かの外國より取寄る無用の珍物を屛て、萬里へ去て、さて後に此國の產物にて、諸事の飾をもこしらへ、さて又外國より術來りし物には、それぞれの作法を立て、それをどのくらゐ、これはどのくらゐと、章程等差をして、王朝諸國へ施て、士諸奉公人や、諸鄉、諸閭、諸浦々迄、とゞかし倡るに、踐履の力を以し、示し開けるに得失の實を以し、其又施樣の、きびしくする、ゆるくすると云の次第をよくし、其上へ又嚴しき號令を出し、明白に刑罰を加へること有ぞならば、僅の歲月をへて後に、靡頑なる風習もそろ／＼と革るべし。しかる

〔蜀錦〕蜀の錦江にて織れる錦也、錦の最も秀れしものとせらる、丹陽記に、歷代尙未有錦、而成都獨稱妙、故三國時、魏則市於蜀、吳亦資西蜀、至是始乃有之と見ゆ。

〔齊紈〕紈は光澤ある白き練絹也、文選註に、范子曰、白紈素出齊と見えたり。

〔戎罽〕罽は毛氈の類、戎は支那西方の地にて其の主產地也、前漢書注に、師古曰、罽織毛也、とあり、和漢三才圖會に、按、氈云云、陝西山西之產爲上と見えたり。

〔蠻琛〕琛は寶也。

時は、衣服の章、燕饗の類、皆吾國內のものにて足り、外國から求るに及ばぬゆゑ、かの渡り物の蜀錦類が、日々にわたりきても、すべてこちらに用に立ぬ時は、かの天下の見めが移り易るにてあるべし。見めがうつりかはれば、人の尙ことも殊るにてあるべし。かくあらば風俗が成就するにてあらん、成就したらば、德化が久く行るゝにてあらん。かくする仕道は、此此金銀が外國へゆくが弊ると云を、ちよつと革るまでにてはなくて、我國の大切なる寶を蓄で、千萬年も今年の樣に失ふまじとしたるものなり。

若夫藥料水土之不可課種。而醫治之需。不可得闕者（我土所宜、課農播種。）宜及冊籍儀圖。可博考參取。以資我實用而知彼情僞之類。則宜貿以諸雜貨。可歲生。可力作之物。而及其不給也。乃棄黃白以副之。是亦理勢之所不容已。而翅金之歲出於海外者。若是之寡。則鑛之日息於地中者。自當相償。思。多寡相濟。天地之常理。苟能節而出之。則土之所生。豈不足供民用哉。苟不能然。精寶之生。生自有限。豈復得以貿無用之玩而無盡哉。予悪兼好之爲人矣。然是言之有裨乎裔世。實足可嘉。而其生適在後醍醐帝之時。故併而論之。

若かの藥にする物の、此方の土地にそだたぬものゝ、醫者の必需て、欠かれぬものや、書物儀圖など、古今代々の考にもなるべきものにて、此方の實用を資け、さて又あちらのものゝ情僞をもしらるゝものゝ類は、勿論取寄せねばならず。去によりて、それを貿るに、諸雜貨の歲々にそだち、民の精力で作りなさるゝ物を以用ひ、さて足らぬ段には、黃金白金をそへてやりてもよし。是も亦道理も勢も、已められぬことにて、あまり我國の金銀のへりになることもなし。まして歲々海外へ出る金銀が、こ

〔黃白〕黃は金、白は銀也、總じて金錢をも云ふ。

〔兼好〕卜部兼顯の第四子、其住地に因みて吉田を氏となす、もと後宇多天皇に仕へて左兵衞尉となりしが、正中元年帝崩ずるに及び、哀悼の餘出家して修學院に入り更に木曾に庵を結びしが、後ち京都に歸り歌詠自ら樂む、晚年伊賀に遷り、正平五年其地に寂す、兼好老莊の書を愛し、また文才あり、其著徒然草世に顯はる、また歌を能くし、頓阿、淨辨、慶運と共に四天王と稱せられき。

〔貿亂〕入り換り亂るゝ也。

〔無辜〕無罪に同じ辜は說文に罪也と見ゆ。

〔鋒鍔〕鋒は矛劍の總稱、鍔は刀刃也、兵器を云ふ。

〔塡溝壑〕慘死するを云ふ。

〔緜々〕絕えざるを云ふ、詩經王風篇に、緜々葛藟とある注に、長不絕之貌とあり。

〔萬機の政〕政事を云ふ。

の道に寡ければ、鑛の地中にそだつことが、海外へ出ると相償るゝ也。考てみるに、多きと寡きと相濟ひ合ふと云ものは、天地の指定たる道理也。去によりて、少にてもよく節して出すならば、國土に生ずるほどの物が、何しに移易して、民人の遣用に足らぬと云ことあるべけんや。苟又そのことを得せずば、精寶の生ずること限りあるもの故、何と無用の玩物に貿へて、盡まじきと云、諸人に立つものあらんや。予等は常々兼好が、高の人柄は悪く思ひたり。しかるに此言葉の後世へまで補ひ有ることが、實に嘉すべきこと也。其兼好と云ものが、ふしぎに後醍醐帝の時に、生れあひし人なるにより て、こゝに併て論じておくなり。

總論

帝之怠於德也多矣。志滿而欲縱。亂于本而忒于儀。其何以正朝廷與百姓。而法紀貿亂。總攬失當。佞人用。諫臣微。復何以綜郡國。而操機密。由是祖業再墜。不可振復。使許多忠義之士。無辜之民。委鋒鍔塡溝壑。禍緜々不熄焉。可不愼乎。歷叙其德。以利而終。孟軻氏之所戒。吾其無感哉。吾其無感哉。

後醍醐帝の徳義に怠り玉ふことが色々さまぐ\にある也。先づ御志が滿て、欲心縱にあり、德を治め玉ふ本を亂り、儀つやに惑なされたり。これにて何と朝廷を始て百姓に至る迄、正しすくひ玉はんや。さて又作法みだれ、治めかたの肝要をしそこなひ、佞人を盛に用ひ玉ひ、諫臣はあるかなしかの如くありたり。これにて又何以郡國を綜べて、萬機の政を操りて治め玉はんや。去によりて、祖宗の天下

が再びくづれて振ひ興らず、夥敷き忠臣義士や。寃もなき百姓などが、槍にてつかれ、矢にて射られて命をおとし、溝や壑などにうづもりて仕廻ひ、すべて禍が引もきらずつらなりきて、熄ぬ様になりたり。誠に愼まずしてよからんや。帝の御生付をのべて考みるに、始終利かたのことにて、御一生がすませられたり。孟軻氏が利方の事は、屹度戒められたることなり。吾等がこゝにさて〳〵と存ずまじきものか。

〔孟軻氏〕周代鄒の人、字は子輿、魯の公族孟孫の裔也業を子思の門人に受け孔子の道を祖述す、諸國を歷游せしも、戰國の諸侯は其說く所を迂なりとして用ひず退いて孟子七篇を作る。

中興鑑言終

跋中興鑑言

勢知不可。而義有不可已者。任義則事僨矣。義知不可而勢有不可止者。狥勢則道缺矣。當二者相雜之際。雖固權輕重。審終始。積慮殫智以發。雖得中其機完其功。而其能使勢默遷于暗々之中。義順行于昭々之上。若春陽融物。而疾風被草。舉天下之事。莫施而不如意者。則特在德焉。君子其可不豫以養之哉。

凡そ何事にもせよ、時の勢においてはならぬ事と知れども、義理において已められぬことあり。義理の通りにすれば其仕事が僨る也。さて又義理においてはそでなきことなれども、勢においてはやめられぬことあり。さて其勢の狥にすれば、道がかけるなり。如此の二者の相雜る時には、勿論そちらが重きか、こちらが輕きか、どちらぞと權り、始終をよく審にし、思慮を積みかさね、智慧あらんかぎりを殫してみても、其ぐあひへ、ほつちりと中て、其功業を完くすることはなりにくきもの也。其能勢と云ものを、まだ事のみえぬ暗の中にて、だまりて遷しかへて、義をばあかりにて順行さして、丁度春陽の物を融す如く、疾風の草に被るが如く、天下の事へことごとくしかけて、おもはく一つぱいにいかぬと云ことはなきと云ものは、特とにかく德義にあること也。さすれば君子たるもの、かねがねこの德義と云ものを養はずしてよからんや。

仰惟。列聖承化。政與俗簡。時稱無爲。自中世多故。治亂相踵。逮至後醍醐帝。圖濟恢興。成而復顚。則其處厝之方。馭攬之術。與夫閨闥之邃。貨利之細。孅惡得失。沓然並集。陳而

〔君子〕辨名に、君子者、在上之稱也、子男子美稱、而倂之以君、君者治下者也、とあり廣く在位者の通稱に用ひ、又た下位の者と雖も、其德人の上となすに足るべきものは亦これを君子と稱す。

〔處厝〕厝は措く也處置に同じ。

〔閨闥〕閨は女子の室、闥はしきみ也。

〔孅惡〕善惡に同じ孅は韻會に、同美善也とあり。

〔沓然〕重なり逮る貌也。

〔漢廷云々〕漢文帝の時、賈山上書して治亂の道を説き秦を借りて諭とせり、これを指せるならむ。
〔秦暴〕始皇帝外征土木に民力を疲弊せしめ、又た其法令甚だ苛酷なりしが、三十四年遂に焚書坑儒の暴を爲すに至り、二世帝胡亥立つに及び宦者趙高政を擅にし縱暴政を行ふ。
〔唐人云々〕唐の魏徴等の撰せる隋書を指せるか。
〔隋奢〕隋第二世煬帝盛に土木を興し所在に離宮を築き遊觀に備へ、又た江南と河北の間に水路を鑿ち國民を役使せり。

論之。大有以爲世戒者。今乃敢暢條攻。總之三節。以造斯編。冀以傚漢廷之援秦暴。而唐人之述隋奢也。嗟以予言之拙。而議之陋也。苟有願治之君以自照。則雖過千歲。其明亦將有不蔽者歟。

仰ぎ惟るに、代々の天子德化を示て、御政も風俗も、事すくなにて無爲と云たること也。しかるに中頃より事多なり、治亂が段々つゞきて、朝廷の威も衰へたり。後醍醐帝になりて、いざ天下を取復んと思召て圖らせ玉ひて、一度は事が成就したれども、又再び本の通りなりたり。これは何分帝のなされ樣がわるき故也。さるによりて、其所の事の處置樣や、下の駁攙樣、かの奧向の事、貨利の細などの、よきことあしきこと、さすれば得になる、かくすれば失になると云ことを、かさねならべ集め、陳べて論ずれば、大に世の戒となることあらんと存ずる也。去によりて、只今一事々々につき敷べ、个條々々を次第して、此論勢・論義・論德と三節を總て、斯論を造りたり。冀は、かの漢の朝廷にて秦の暴逆を援ごとにして、唐人が隋の奢をのべて戒にしたると申すことに、傚はんと存ずるなり。予等が言葉のかくの如く拙くして、論議の陋きながらも、苟に治を願ふ君ありて、自ら智慧を照すぞならば、千載をへても、又其人の智慧も蔽れざることありぬべきにや。

迪彝篇

迪彝篇序

寰宇之廣。仁厚威靈莫尚於神州。人類之衆。大義鴻恩莫隆於君父。此愚夫愚婦之所易知。奚俟多言。抑至於逞狡謀詭計。則夷蠻之邪氣。或足以間神州之威靈。亂賊之詐術。亦或足以奪君父之恩義。此愚夫愚婦之所易惑。而臨利害得喪死生禍福之變。則世所謂才臣智士。亦或持首鼠兩端。不測之禍由以構焉。豈可不深慮哉。我友會澤伯民。有憂於斯。嘗著新論若干卷。以述天下大計。若斯篇蓋其緒餘耳。然其所以推廣愚夫愚婦所易知。欲銷禍變於未萌者。可謂深切著明矣。恭惟神州以武建基。若夫文物之盛。則資於西土周孔之敎者不尠。今也西土既沒於胡元。又陷於滿淸。所謂膺懲之訓。尊攘之義。徒爾付諸空言。加之堅昆丁零之類。古人一小夷視者。往々傲然跋扈於坤輿之半。宇內之變亦大矣。獨赫々神州寶祚之隆。萬世自若。上下之分。內外之辨。嚴乎不可易。卽彼付諸空言者。我安得不擧而施諸實事。迪彝篇之作。其可已乎哉。天保壬寅至日。水戸藤田彪書梅巷東湖書屋。

迪彝篇

總敍

神州は日神の御國にして、太陽の光りを發する所なれば、上古より神聖の君、民を教へ給へる道も、自ら正大光明にして、天日の照臨ましますが如く、毫釐も暗きことなく、知り易く從ひ易き大道也。物あれば則ある事、天地の道なれば、君臣あれば自ら君臣の道あり、父子あれば父子のみちあり、夫婦には夫婦の道あり、長幼に長幼の道あり、朋友に朋友の道あり。皆民生日用の常道にして、賢愚となく身に離れざる所なれば、書に筆するにも及ばずして、其道自ら明也。大化の詔文に、惟神我子應治故寄と宣るを、舍人親王の注に、惟神者隨ニ神道一亦自有ニ神道一と云ひて、神の道のまゝにして、自ら神道は備れるとの義なれば、一毫も曖昧なる臆度を以て、造作せる道には非ずして、事につき物につきて、衆人といへども知り得べき天然の大道也。菅丞相の歌詞に、紅葉の錦神のまに〳〵といへるも、章を斷ちて其の義を取る時は、この自然の意に叶へるなるべし。されば西戎南蠻などの、隱れたるを索め、怪きを行ひて、目にも見ず耳にも聞かざる、幽陰の空理のみを以て、みちとするものとは、白黑氷炭の異なるが如くにして、誠に天地自然の大道なれば、これを天地に建てゝ悖らず、鬼神に質して疑ひなし。上古天祖天孫皇極を建て給ひしより、今日の今に至るまで、聖子神孫天日嗣を受繼がせ給ひ、天と神とを典り、

〔大化の詔文〕日本紀孝徳紀大化二年の條に、四月丁巳朔壬午、詔曰、惟神我子應レ治故寄、是以與ニ天地之初一君臨之國也、云々、とあり。

〔舍人親王〕天武天皇の第三皇子也、養老二年一品に叙せらる、文武天皇の勅を奉じ日本書紀を監修せらる、天平七年薨ず、淳仁天皇の御宇崇道盡敬皇帝と追尊す

〔惟神者云々〕日本紀の細注也、但し後人の書入れならむとの説多し。

〔彝敎〕彝は爾雅釋詁に常也とあり。

〔杞人の憂〕過ぎたる憂慮を云ふ、列子天瑞篇に、杞國有下人憂二天崩墜一、身亡レ所レ寄廢二寢食一者上、又有下憂二彼之所一レ憂者上云々とあり寓話に因る

〔管見〕晉書王獻之傳に、此郎亦管中窺レ豹、時見二一斑一とありて見解の狹き義、依て己が意見を遜りて云ふ。

〔三才〕天地人を云ふ、易經繫辭下傳に、有二天道一焉、有二人道一焉、有二地道一焉、兼二三才一而兩レ之云々とあり。

〔四體〕四肢に同じ

萬民に照臨ましまして、彝の敎を迪かせ給ふ。其道は人倫の大道なれば、天下に人民あらん限りは、此道も盡ることあるべからず。自然の節文によりて、典禮を設けて敎へ導く事、天のものいはずして、四時行はれ、百物の生ずるが如し。されども古の聖賢の語にも、能く往來して、茲に彝敎を迪く事なからんには、王者の德も國民に降ることあるべからずといへれば、神聖の寶敎を開らき給ひし深意も、こゝかしこに往來して、是を迪びく人なくしては、神聖の盛德も國人に降らざらん事を杞人の憂とやらんいへる如く、區々の愚忠默止すべきに非ざれば、往來に代へて紙筆を以て四方の民に語り、國恩の萬一に報い奉らんと、聊か管見を左に記し傳ふるなり。

三才第一

天は象を垂れて、日月星辰上に運行し、地は形を流きて、山嶽河海下に布列す。天は廣大にして、地の外を包む。大地は天氣につゝまれて、中間にあり。其自然に形をなす事、譬へば人の身に四體あるがごとく、前面あり背後あり。神州より清天竺等の地形、相接屬するものは、その前面なり。西夷は其地を分けて、亞細亞洲、歐羅巴洲、亞夫利加洲と稱すれども、夷狄の私に名づくる所にして、天朝にて定め給へる稱呼にも非ず、又上古より定りたる公名にも非ざるなり。今彼が私に稱する所の亞細亞等の名を以て、神州までをも總稱するは、悖慢の甚しきなり。依てこゝに彼が私稱を用ひず。他日皇化益々闢けたらんには、大地の形によりて、其名をも天朝より賜るべきなれば、今姑く其總稱の名を闕て、たゞ西蕃、北狄、南蠻、遠西、或は西荒等の字面を用るも可なるべし。海東にありて、地形斜に相接屬するものは、其背後なり。此地を西夷は稱して南亞墨利加洲、北亞墨利加洲と云ふ。是亦彼が私の稱呼なり。今姑く東方とか東南諸國とか、或は東荒東南荒などと稱するも可ならんか。前面後面の諸國、皆其一國々々の國名は、その國々の自ら稱する所を用て可なれども、總稱は西夷の私稱を用ゆべからず。東方はその首にして、西方は足なり。首は貴く足は賤きこと、自然の地形也。天道に在ては、東方は天日の照臨まします其初にして、

陽氣の發する所、萬物の生ずる所なり。其人民も朝氣の銳きが如く、春氣の發するがごとし。風俗勇猛にして、和樂愷悌（がいてい）の氣象あり。西方は天日の光りをかくし給ふ所にして、陰氣の凝るところ、萬物の滅する所也。其人民暮氣の衰ふるがごとく、秋冬の枯落するがごとし。風俗殘忍にして、陰險深刻の氣象あり。故に、東方のおしへは發生を主として、生前の倫理を本とす。西方の教は寂滅を主として、死後の禍福を說く。これみな天地の自然なり。人は天地の間に生れて、天地と並び立て三才と稱するものなれば、天道と地勢と人情とを合せて大觀するときは、大道と小道の差別、自ら分明也。古陰神伊弉冊尊、吾は日々に千頭（ちかうべ）を殺すべしとの給ひしかば、陽神伊弉諾尊、吾は日々に千五百頭（ちいほ）を生むべしとの給ひけり。よりて百姓をば天益人（あめのますひと）と稱すといへり。陰氣は寂滅に趣き、陽氣は生々を意とすること、其理天地の初よりして既に明かなり。然れば今、神明の國に生れ、天益人の數に備はれる蒼生（あをひとくさ）たらんものは、東方發生の仁を仰ぎ、春風和樂の氣をうけて、生前の倫理を明にし、君臣父子夫婦長幼朋友の道を盡し、勇猛の氣を養ひて、皇化を恢弘にし、天日の照し給はん限りは、神聖の餘光を仰ぎ奉らしめんと、其志を立てんことこそ、天然の大道なれば、實に天地鬼神の御心にも叶ふべきなり。

國體第二

天地の間に萬國あり。萬國に各君ありて、その國を治む。君あるものは、各其君を仰ぎて天とす。國々みな其內を貴びて、外を賤しとする事、同じき理（ことわり）なれば、互に己が國を尊び、他國を夷蠻戎狄とする事、是亦定れる習也。されども、萬國には皆易姓革命といふことありて、その國亂るゝ時は、或は其君

〔寂滅〕梵語涅槃の譯、その體寂靜にして一切の相を離るゝを云ふ。

〔古陰神云々〕日本紀神代卷伊弉諾尊黃泉國より遁れ給ふ條に、伊弉冊尊曰、愛也吾夫君、言二如此一者、吾則縊二殺汝所治國民日將千頭一、伊弉諾尊乃報之曰、愛也吾妹、言二如此一者、吾則當產二日將千五百頭一、とあり

〔天益人云々〕この語大祓祝詞に見ゆ中臣祓鹽土傳に右の書紀の文を引きて、以二此緣一、謂二生民一、曰二天益人一、生益二於死一之義也と云へり。

を弑し、或は是を放ち、或は寡婦孤兒を欺きて、其禪をうけ、或は世嗣絶ゆる時は、他姓のものを以て其位を嗣しむるの類にして、俄羅斯等の國にこの風俗あり。其君の種姓他に移る事、國として是なきものあらず。これは天とする所しば〳〵かはる習なれば、其天地といへるも、みな小天地にして、其君臣といへるも小朝廷なり。萬國の中に、只神州のみは天地開闢せしより以來、天日嗣無窮に傳へて、一姓綿々として、庶民の天と仰ぎ奉る所の皇統かはらせ給はず。是其天とする所の大なる事、宇內に比なし。今この萬民天地の間に雙びなき、貴き國に生れながら、吾國體を知らざるべけんや。國の體と云ふは、人の身に五體あるがごとし。我國の體を知らざるは、己が身に五體あるを知らざるが如し。是によりて、むかし北畠准后、世の亂を歎き、神皇正統記を著して、皇統の正しき事を論ず。其略に曰く、大日本は神國なり、天祖初て基をひらき、日神永く統を傳へ給ふ。我朝のみ此事あり、異國にはそのたぐひなし、此ゆゑに神國といふ也。神代には豐葦原の千五百秋の瑞穗の國と云ふ、天地開闢の初めよりこの名あり。又は大八洲の國といふ、また耶麻土と云ふ、是は大八洲の中つ國の名なり。中州たりし上に、神武天皇より代々の皇都なり。依て其名を取て、餘の七州をも總て耶麻土といふなるべし。漢字渡りて後、字をば大日本と定めて、しかも耶麻土と讀ませたる也。大日孁の正統記の本文に孁の字に作る。御國なれば、其義をもとれるか。推古より大日本とも、若は大の字を加へず日本とも書けり。又倭といふ事は、漢土より名づけたる也。推古天皇の御時、もろこしの隋國より使ありて、書を送れりしに、倭皇と書く、返牒には、東天皇敬白西皇帝と有りき。彼國よりは倭と書きたれど、返牒には日本とも倭とも載せられず。中比より日本と書きておくられけるにや。又上代には秋津といふ、此外にもあまた名あり。細戈千足國とも、磯輪上秀眞

〔千五百秋〕瑞穗の永く榮えむ意に掛けし祝辭也。

〔倭〕日本書紀纂疏に、舊說吾邦之人初入レ漢、漢人問謂、汝國名如何、吾答曰、謂ニ吾國ニ耶、漢人卽取ニ吾字之和訓ヽ、命レ之曰レ倭とあり。

〔隋國より使云々〕推古天皇十六年隋使裴世清等來れる時也。

〔秋津〕蜻蛉（アキツ）の義也、神武天皇卅一年大和嗛間丘にて國見し給ひ蜻蛉の臀呫の如しと宣へるに起る。

〔細戈千足國〕萬物足る國の義、細戈は千に掛る枕詞也

〔磯輪上秀眞國〕海中に磯を廻らし秀でし國の義也。

〔玉垣內國〕國號考に玉牆を造り廻らしたらむ如くに山の周れる內なる國といふ意なりと見えたり。

〔此二神日神云々〕日本紀に、既而伊弉諾尊伊弉册尊共議曰、吾已生二大八洲國及山川草木一、何不レ生二天下之主者一歟、於是共生二日神一、號二大日孁貴一、此子光華明彩、照二徹於六合之內一、と見えたり。

〔蘆原の中州〕太古四方の海邊多く葦原なりしより、蘆原の中に在る國の意にて斯く云へり。

國とも、玉垣內國(たまかきのうちつくに)ともいへり。秋津等の諸名は本、大和國を稱したる名にして、大八洲乃總稱にあらず、今姑く本書のまゝに書す。 天朝のはじめは、天神の種を受けて、天祖よりこのかた、繼體たがはずして唯一種まします事、外國に共たぐひなし、唯天朝のみ。天地開けし初より、いまの世の今日に至るまで、日嗣を受け給ふ事よこしまならず。一種姓の中におきては、自ら傍より傳へ給ひしすぢ、猶正しきに返る道ありてぞたもちまし〳〵ける。是しかしながら、神明の御誓あらたにして、餘國に異なるべきいはれなり。抑神道のことは、たやすく顯はさずと云ふ事あれど、根元を知らざれば、みだりがはしき端とも成りぬべし。其ついえを救はんため、聊しるし侍る。夫天地初めて開けし時の神を、國常立尊(くにとこたちのみこと)と申し、又は天御中主神(あめのみなかぬしの)とも號し奉る。此御名のことさま〳〵の說もあれども、上古のことなれば詳ならず。次に陽神を伊弉諾尊と申し、陰神を伊弉册尊と申す。此二神、日の神をうみます。この御子光りうるはしくして、國のうちにてりとほる。二神天皇の事をさづけ給ふ、これを大日孁尊(おほひるめのむち)と申す。自注云、孁の字は靈と通ずべきなり。又、天照太神とも申す。次に月の神を生みます、そのひかり日につけり、夜の政を授け給ふ。また、素戔嗚尊を生みます、勇み猛し、根の國にいねとのたまふ。天照太神の御子、正哉吾勝々速日天忍穗耳尊(まさかあかつかちのはやひあまのおしほみみの)と申す。また其御子を天津彥々火瓊々杵尊と申す。天照太神いつきめぐみまし〳〵て、蘆原の中州の主となして、天くだらしめ給ふ、三種の神寶を授けまします。先あらかじめ皇孫に勅して宣はく、蘆原の千五百秋の瑞穗の國は、我子孫可レ王之地也。宜爾皇孫就而治焉。行矣。寶祚之隆當下與二天壤一無上レ窮者矣。又、太神御手に寶鏡を持ち給ひ、皇孫に授けて祝きて、吾兒視二此寶鏡一當レ猶レ視レ我。可三與同レ殿共レ牀以爲二齋鏡一と宣ふ。八坂瓊の曲玉、天の叢雲の劍を加へて三種とす。この鏡のごとく、分明なるをもちて天下に照臨し給へ。八坂瓊のひろがれるがごとく、曲妙(たくみたるわざ)をもつて天下を知しめせ。神劍を提げて、不順(まつろはぬ)

ものを平けたまへと、勅りまし〳〵けるとぞ。この國の神寶にて、皇統一種正くまします事、誠にこれ等の勅に見えたり。抑彼寶鏡は、石凝姥命（いしこりとめのみこと）のつくり給へる八咫の御鏡にして、日神の御形也。八坂瓊の曲玉は玉屋命作り給へる也。劍は素戔嗚尊の、太神に奉られし叢雲の劍なり。この三種につきたる神勅は、まさしく國を手持（たもち）ますべきみちなるべし。鏡は萬象を照すに、是非善惡のすがたあらはれずといふ事なし。玉は柔和善順を德とす。劍は剛利決斷を德とす。詞約にして旨廣し。剰へ神器にあらはし給へり。最かたじけなき事にや。中にも鏡を本とし、宗廟の正體と仰がれ玉ふ。鏡は明（めい）をかたちとせり、またまさしく御影をうつし給ひしかば、深き御心をとゞめ給ひけんぞかし。天にあるもの、日月より明なるはなし。依て文字を制するに、日月を明とすといへり。我神大日の靈にましませば、明德を以て照臨し給ふ。君も臣も、神明の光胤をうけ、或はまさしく勅をうけし神達の苗裔也。誰かこれを仰ぎ奉らざるべき。此理をさとり、其道に違はず、學問も實に極るべきにこそ。道のひろまるべきことは、文籍流布の力なり。應神天皇の御代より、儒書を廣められ、神聖にましませば、天照太神の御心をうけて、我國の道を弘め深くし給ふなるべし。かくてこの瓊々杵尊、天降りましゝに、猿田彦といふ神參りて、筑紫日向高千穗の槵觸（くしふる）の峯にましますべし。我は伊勢の五十鈴の河上に至るべしと申す。彼神の申のまゝに、槵觸の峯に天降りて、遂に吾田（あた）の長狹（ながさ）の御崎（みさき）にすませ給ひけり。御子火々出見尊生れ給ふ。火々出見尊の御子、彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊（ひこなぎさたけうがやふきあへずのみこと）と申す。其御子磐余彦（いはれひこ）尊の御世より、人皇の代となれり。むかし皇祖天照太神、天孫に詔せし、寶祚の隆當與天壤無窮とあり。天地も昔にかはらず、日月も光も改めず。況や三種の神器世に現在し給へり、窮あるべからざるは、我國を傳る寶祚なり。仰ぎて尊み奉るべきは、日嗣を受

〔石凝姥命〕鏡作の上祖にて、天拔戸の子也、後ち五部神の一柱として玉屋命と共に天孫降臨に配侍せらる。

〔玉屋命〕古事記玉祖命に作る、玉作の上祖にて、伊弉諾尊の御子也。

〔猿田彦〕平田翁、須佐之男の命の御子、大歳神、其御子に大土之御祖神と申す、卽此猿田大神也と云へり。

〔高千穗云々〕後に云ふ霧島岡也、槵觸は靈聖（クシビ）ある義也。

〔吾田〕和名抄に、薩摩國阿多鄕とある是れ也。

けたまふ皇（すべらぎ）になんおはしますと見えたり。これ北畠殿の論ぜられし其大略也。誠に世の亂れを救ひ、人の心を正くすべき格言といふべし。三種の神器のことは前に見えしごとく、寳鏡は諸神相議りて、石凝姥の神をして、日神の御鏡を鑄せしめしなり。又曲玉は、日神を迎へ奉らんとて、天明玉（あまつあかるたま）の神をして造らしめし也。神劍は、素戔嗚尊越（こし）の八岐大蛇を斬りて得たりしなり。その上に、常に雲氣ありしかば、奇き劍なりとて、天照太神に奉り上らる。越は北方にて陰の方也、蛇は陰物の稱也。北方に盤據して、人民の害をなせし陰類の巨魁を誅戮して、其害を除き、武德の顯れしときに當りて得給ひし神劍なり。かくのごとく、三種ともに皆偶然のものに非ず。依て歷朝太御神の神物のまゝに、殿內にまつり給ひしを、崇神天皇の御時に至りて、神威を憚り給ひ、別に鏡劍を模造して、護身の御璽となし、神代の物をば大和の笠縫邑に移し奉らせ給ふ。垂仁天皇の御時、また移して伊勢の五十鈴の河上に鎭坐まし〳〵てより今にいたるまで、寳鏡は伊勢神宮にましします。神劍も伊勢にましましゝを、日本武尊東征のとき申請て、東夷を平げ、遂に尾張の熱田に鎭坐まします也。神璽は至尊御身を離たせ給はず、壽永の亂に海底に沈みしかども、とり上げて皇居に還し參らせたり。崇神天皇模造し給ひし護身の御璽の事、寳鏡は天德長久の火災に御形損じたまひ、神劍は壽永の亂に海に沈みてより、他の劍を以て是に換へさせ給ふといへども、神代より傳へたまひし神物は、歷然として世に現存まします。天胤と共に恙なく、無窮に傳へ給はん事、毫釐も天照太神の誓はせ給ひし御時に異なることなし。天地の間に萬國數多しといへども、かゝるめでたきためしある事、異域には曾て聞かざる也。されば神州の尊きこと、宇內に雙びなし。日嗣の君こそ、實に宇內の至尊と稱し奉るべし。天下の民、かゝる尊き邦に生れながら、我國の禮をも知

〔天明玉の神〕玉屋命に同じ。

〔崇神天皇云々〕崇神天皇六年也。

〔笠縫邑〕所在詳かならず、日本書紀通證に、今城上郡笠村云々、疑笠縫邑近レ之とあり。

〔垂仁天皇云々〕垂仁天皇廿五年也。

〔壽永の亂に云々〕文治元年三月壇浦合戰の際也、平家物語に、寳劍は失せにけり、神璽は海上に浮びけるを片岡の太郎經春が取上げ奉りたりけるとかやとあり。

〔天德〕同四年九月廿三日大內裏燒亡の際也。

〔長久〕同元年九月十日京極大裏燒亡の際也、但し此際は燒け給はざりし由禁祕抄に見ゆ。

らずして過ぎなんは、鳥獸蟲魚の無智なるに均しかるべし。故に北畠殿の論ぜられし大意を擧げて、聊か管見をも記し傳る也。

天神第三

寶祚の隆なること、天地とともに窮りなく、天照太神の勅のまゝに、永世までうけ傳へ給ひ、日神六合に照臨ましまして、靈明の德著しく、宇内に雙びなきこと、賤しき臣民の喙を容れんも憚るべき事なれども、古書に見えし大意を取りて、其萬一を稱揚し奉るべし。日神高天原にましまして、最も民命を重んじ給ひ、五穀の種を求め得て宣ひけるは、此物は顯見蒼生食ひて生くべしとて、これを御田に種ゑさせ給ふ。この後天位を皇孫に傳へ給ひしに及びて、御手つから齋庭穗を授け給ふ。かくのごとく嘉穀を貴び給ふことも、神州は瑞穗の國にして、萬民の食ひて生くべきものも五穀なり。戎狄などの如く、鳥獸蟲魚を以て食とすべき風土に非ざれば、萬民の飢に阻まん事を憂ひ給ひし深仁と申奉るべきなり。又日神初て繭を含せ給ひしより、蠶を養ふのみちあり。またこの時よりして布木綿などもありて、萬民身の寒えを免れし事とはなりし也。されば今日にいたるまで、日神の神靈天にましまして、蒼生を覆育したまひ、天孫永く天胤を傳へ、萬民に君臨なさせ給ふ。天孫は本より、日神と同一氣にましませば、千百世迄も其本を忘れさせ給はず。踐祚大嘗祭とて、天皇即位の御時、御代々々に一度の大祭ありて、新穀を天神地祇に薦め給ひ、また緝服荒服とて、幣帛をも薦めたまふ。又年々新嘗のまつりとて、新穀を太神宮及び天下の諸神にも薦め給ひ、神衣神嘗の祭ありて、別に神衣と新穀とを太神宮に進め給ふ。これ

〔五穀の種云々〕天照大神、天熊大人の獻ぜる粟稗麥豆稻の五穀及び繭を嘉納せられ、稻を天狹田及び長田に植ゑ給ひし由書紀に見えたり。

〔繭を含ませ云々〕神代卷に、又口裏含レ繭(ユマ)便得レ抽レ絲、自レ此始有二養蠶之道一焉とあり。

〔緝服〕和栲也、穀の木の皮にて作れる白き布也。

〔荒服〕荒栲也、麻の皮の絲にて織目粗く織れる布也。

〔神衣〕皇大神宮及び荒祭宮に和栲荒栲の御衣を奉る祭也、毎年四月及び九月の十四日にこれを行ふ、其の儀遠く神代に起因し大寶元年に至り其制定まる。

みな萬民のために、本に報い給はんとの深意なるべし。また祈年祭ありて、時令其序に順はん事を、天下の諸社に祈り給ひ、月次祭ありて、幣帛を諸社に奉け、國家の安穩ならん事を祈り給ふ。大忌祭は水澤を祈り、風神祭は沴風を禳ひ、鎭華祭は疫神を鎭め、鎭火祭は火患を防ぎ給ふ。かくの如きの類尙多し。みな本に報い福を祈り、災を禳ひ給ふ事、みな萬民を安からしめんとの深仁也。されば萬民のために、本に報ゆる事も、福を祈ることも、災を禳ふ事も、みな朝廷にて民を率ひて行はせ給ふなれば、萬民は何事を祈らずしても、只心を專らにして、朝廷を仰ぎ奉らば、自ら神意に叶ひ、天人の間和合して、諸神を守り給ふべき也。今日萬民の食ふ所の米穀は、即ち日神種ゑさせ給ひし嘉穀の繁衍せし也。衣る所の服は、即ち神代に始まりし絍織の業の廣まりしなり。其他の室屋器財百物りて、萬民の日用となるもの、みな神代よりして歷朝の拮据經營によりて生ずるものに非ざるはなし。今この民、日神より賜はりし穀を食ひ、天祖天孫の天業を弘め給ひし仁澤によりて、日用に事闕くることなくして世にありながら、其大德に報い奉らざるべけんや。これによりて、古より萬民新穀を獻り、布帛を供し、雜用の料を納めて、祭祀を助け奉るは、みな天神に報い奉らんとて、至誠の心より出でたるを、天孫萬民の爲めに神と天とを典り、萬民の誠心を天神に達し給ふ也。これ萬民は己が誠を天神に達せんとて、至尊に賴み奉る、至尊は萬民の心志を玉體に負せ給ひて、天神に敬事し給ふ。聖恩の大なる事、海よりも深く山よりも高しと申し奉らんも、猶おろかなるべし。故に天子は天地を祭りて、卑賤の者は天地を祭るべからざるは、其理ある事也。今平交の間にも、其人に一事を賴みたらんに、其人をさし置きて、己また其事をいろはんは、賴まれたる人を蔑如したるなり。況んや既に至尊に賴み奉りては、己より天地を祭るの理あるべ

〔祈年祭〕毎年二月四日神祇官及び諸國にて行ふ。

〔月次祭〕毎年六月及び十二月の十一日神祇官にて此儀あり、三百四座の神祇に奉幣す。

〔大忌祭〕大和國廣瀨神社に年穀の豐饒を祈願する祭也四月及び七月の四日に此儀あり、大忌は廣瀨社祭神倉稻魂神を申す。

〔風神祭〕大和國龍田神社の祭、大忌祭と同日也。

〔鎭華祭〕神祇官にて毎年三月吉日大神狹井二神を祭るを云ふ。

〔鎭火祭〕六月十二月の吉日宮城四方の外角にて行ふ。

〔天子は云々〕禮記に、天子祭二天地山川一とあり。

〔易〕卦爻の象により事物の變化を知る理を論ぜし書、後世易經又は周易とも云ふ、伏羲氏始めて八卦を作り周文王これを重ねて六十四卦とし、卦毎にその義理を論ず、彖辭これ也其後周公旦爻辭を作り、孔子更に注釋を加へて完成す

〔聖人以神道云々〕易經觀卦彖傳に出づ、次句に、而天下服矣とあり。

〔左道〕古今類書纂要に、左道、邪術也、人道尙レ右、以レ右爲レ尊、故非正之術、曰二左道一とあり。

からず。唯心を一にし、志を專らにして、至尊に事へ奉らば、己が誠は、自然に天に通ずべきなり。戎狄の國には、庶人といへども天を拜する類の風俗もあれども、是みな義に暗くして、その君を蔑如し、其君の天地を祭る事をもさしおきて、己より祭んとするは、其本を一にする事を知らざるより出でたる也。本を二つにして、民各々天を拜する時は、其心區々になりて專らならず。たとへば、大木を擧るに木やりなどいふ事もなく、衆力分散して動かし得ざるが如し。かくのごとく、衆心區々になりては、其誠の天地鬼神に通ずる事はあるまじきなり。人は父祖の體を受け、天地の氣をうけて生けるものなれば、天地と父祖とは人の本也。故に、至尊は天地と祖宗とを祭り給ひ、士民たるもの、外には大祭の用を供し奉りて、己が至誠を天地に通じ、內には父祖を祭りて、自ら其誠を盡すこと、是當然の道理にして、神聖の正しき訓也と知るべし。（道は生ける人のみちなれば、今日眼前の人道を盡さば、鬼神の理は不知しても、天地鬼神の意に叶ふべし。天地鬼神のことは別に論著せしものもあれば、こゝには眼前の人事を先として論じ傳る也。）天地は活物なれば、陰陽の消長を以て萬物を化生し、變動周流して測るべからず。故に、天の神道と云ふ。是天地の心性なり。人は天地の氣を受けて、其心性も天地の心性も同じければ、人の教も天の神道に本づくゆゑ、易にも聖人以二神道一設レ教とて、陰陽消長の道を以て人の教とす。是天地を論ずる事も、人事に益あるべきための也。西荒の蠻夷は小智にして、天地の神道を知る事あたはず、人巧を以て天地を測り、日月を圖畫し、徒に天地の形體を論じて、陰陽の妙心性の活動を知らず。譬へば、人の肌膚毛髮の微を論じて、性情ある事を知らざるが如く、其說細密なりとも、人事に益なし。天地を視て死物として是を翫ぶは、天を慢る也。天を慢るものは、聖人の誅を免れず。天地の心に背くなれば、假令いま眼前に天誅を発るゝとも、天定りたらんには、かゝる左道はかならず破滅すべきなり。

君道第四

古へ天祖はじめて四海に照臨ましくてより、歴代の聖帝天に代りて萬民を覆育したまひ、君道師道を一つにして、これを治め、且教へ給ふ。萬民の爲に災害を除き、生を厚くし、用を利し、百官を設け、紀綱を立て、賞罰を明にするは、君道也。器獲陷阱を設けて、猛獸鷙鳥の害を除き、川澤を通じ溝洫を開きて、水旱の患を防ぎ、兵刑を以て暴亂を禁じ、城郭關門を制して寇盜に備ふる類、みな民害を除くのみちなり。五穀を殖ゑ田疇を治め、經界を正くし、糶糴を平にし、貯蓄を多くし、本業を貴び、末作を賤んずるの類、みな生を厚くするの道なり。室屋を營み、衣服を制し、器財を生じ、有無を通ずるの類、皆用を利するの道也。是等の政令を施し給はんに、百官なくしてはなし得ざる事なる故、官を分ち職を設けて、これを治む。紀綱とは、網の大綱にして、卽政治を引興さんための大綱也。網の目ありとも、大綱なき時は衆目廢弛して用をなさゞるが如く、政事ありても、紀綱といふ事を以てその大體を振擧せざる時は、細大のこと混雜して萬事廢壞す。依て紀綱を立て、衆目を引擧ぐるなり。賞罰は人君の大柄也。賢者を擧けて高位に置き、能者を使ひて其職を治めしめ、不肖を黜け、姦慝を詰り、佞人を遠ざけ、風俗を勵し、君子のみち長じ、小人の道消するに至る事、盡く賞罰の用にあり。凡是等のこと、みな人君天に代りて萬民を治むるの道なれば、これを君道といふ。この君道なき時は、百官もなく、政事もなく、萬民のために衣食住の宜きを制するものもなく、盜賊を捕るものもなく、强きは弱きを凌ぎ、衆きは寡きを暴たけ、天下戰爭のみにして、萬民血に塗れ、鳥獸水旱等の害あるとも、除くべき人もなき世と

（陷阱）阱は穽に同じ、落し穴也。

（五穀）數說あり、孟子の注に、黍、稷、菽、麥、稻を擧げ、楚辭に稻、稷、麥、豆、麻を數ふ、我國にては稻、麥、豆、粟、稗を云へり。

（糶糴）米の賣買又は出入の意也、糶は說文に出穀也とあり、糴は廣韻に入米也とあり、又た左傳の疏に、買レ穀曰レ糴と見ゆ。

なりなば、萬民何を恃みてか其生を安んずべきや。されば、今萬民かやうの患害をも免れ、父母に事へ妻子を養ひて、其身を終るに至る事、君道ありて天に代りて世を治め給ふの故に非ずや。古へ天照太神諸神に命じて國土を平けしめ、萬民衣食の原を開き給ひしより、神武天皇中州の亂を平らげ、國造縣主を立て諸國を治め給ひ、崇神天皇の御とき、富國強兵の政大に行はれ、天智天皇制度を立て、中興の業を成し給ふ。これ皆、君道を以て萬民を安んじ治められしためし也。其後朝政衰へて、天下の亂久しく息まざりしに、東照宮、天朝を翼け、百戰して兵革を止められたり。今萬民眼前に歷朝の仁澤に潤ひ、東照宮の功烈を仰ぎ、日神の種ゑさせ給ひし米穀を食ひて、千百世子孫連綿したる深恩を一身に負ひ、二百餘年干戈の苦みを免れ、父母妻子を養ふ。千百世の深恩と、二百餘年の德澤とを、百年にも滿たざる身を以て報い奉らん事、終身心力を盡したりとも、其萬分の一にも至るべからず。然るを、今日何の故を以て生けるといふ事をも知らず、如何にして兵亂にあはざると云ふことをも知らざる事、たとへば魚の水中にありて、水中に居る事をしらざるに同じ。人と生れて萬物の靈たらんことの、一身を魚の如くになして世を終らんは恥かしき事に非ずや。

〔國造縣主云々〕神武天皇二年二月推根津彥を倭、劔根を葛城の國造となし、又た弟猾を猛田、弟磯城を磯城の縣主とせるを云ふ、國造は後ちの國守の如く國內を總管し、縣主は縣(後世の郡に當る)內の御料田を掌る何れも世襲也。

〔富國强兵云々〕崇神天皇銳意衆民の福利に盡し給ひ、或は人民を挍して課役の制を定め(十二年)、船舶を造りて運漕の道を開き(十七年)、諸國に池溝を穿ちて灌漑の便を計り給ひ(六十二年)、又た十年四道將軍を派して國內の統一に努め給へり。

師道五之一　總論正道之要

人の禽獸に異なる事、其故何ぞや。禽獸も其欲する物を食ひて、腹に充つる事を知る。人として飽まで食ひ、暖に衣て、人倫の道をも知らで、其身を終んは、正さしく禽獸の所爲なるべし。故に神聖天に代りて、君道を以て萬民を治め、衣食住に闕くる事なからしめ、且は師道を以て萬民を教へ導き、人倫を

明かにして、禽獸に異なる事を知らしめ給ひし也。敎といふは、天地自然の大道也。大道は道路のごとし。人の往來すべき所には、何人の敎ふることもなく、自然に一條の路を踏分け、便道にして往來繁ければ、自然に大道となる。人道もこれに同じ。億兆の人みな履み行ふべき道なるゆゑに、自然に一條の大道備はる也。人倫に君臣父子夫婦長幼朋友の五品あるは、天道の自然なり。五品ある時は、親義別序信の五典備はれる事、また自然の大道なり。天祖三種の神器を授け給ひ、君臣の分定りてより、忠の道著れ、是より皇統一姓にましまして、父子の恩厚く、孝の道著れたり。忠孝の敎立ちぬれば、夫婦長幼朋友のみちも隨つて惇き事、定れる道理なり。歷朝の聖帝、既にこの大道を以て萬民を敎へ給ふ。中にも應神天皇の御代に至りては、治道も既に備はりて、專ら敎化を崇め給ふべき時節に當れり。此時、幸に漢土の書、堯舜孔子のみち傳はりしかば、すなはちこれを以て萬民を導き給ふ。神州と漢土とは、いづれも東に向ひたる地勢にて、朝陽の正氣を受け、風土も宜しく、人心も正しければ、その五典の敎も自ら人情に適ひて、天祖忠孝の敎に符合す。依て人に取りて善をなすの意にて、この道を取行はせ給ひ、是よりして敎化も備はれり。天智天皇世を中興したまひ、制度一新して、治敎又再び興れり。されども幾月久しくして天下大にみだれ、異端邪說も一かたならず。また永祿の比よりして、遠西の左道中國に淫せり。東照宮禍亂を平げ、名節を勵まし、士風を振ひ、忠孝を以て天下の士民を磨礪し、遠西の左道を禁斷せられしより、大猷公の御時に至るまでに、邪徒を盡く平げられしかば、海外までも震慄きて、日本人に三眼ありと傳誦せり。又踏繪とて、邪徒の歸正せしものには、足を以て胡神の像を踏ましめらる。蠻夷の入津するもの、已もまた是を踏ましめられん事を恐れて、長崎を望見ては股慄きたる事、清人の書にも見

〔漢土の書云々〕應神天皇十五年入貢せる百濟の使阿直岐皇太子稚郎子に經典を敎へ奉り、十六年王仁又た來朝して論語及び千字文を獻ず。

〔永祿の比云々〕耶蘇敎の始めて我國に入れるは天文十八年也、永祿二年に至り宣敎師ウイレラ始めて京都に入り敎會を建つ。

〔大猷公〕德川家光なり。

〔踏繪云々〕寬政五年長崎奉行棄敎者の眞否を試みむ爲め耶蘇の畫像を踏ましめたるに起り爾來每年長崎奉行所及び江戶吉利支丹屋敷にて行ひしが、安政四年に至り和蘭の請を納れてこれを廢す。

えたり。かくの如く、國威海外に震ひ、戎狄覬覦の念を絕ちし事、外國にもその比なし。されば率土の民たらんもの、天祖よりして、歷朝の聖帝民を導きて、禽獸たる事を免れしめ給ひし仁風を仰ぎ、東照宮より以來嚴科を設けて、民をして被髮左衽を免れしめられし功烈を念ひ、邦君各々其民を教諭あらんをよく曉りて、古より師道あるによりて、萬民も夷狄禽獸の如くならず、人倫ありて、今日世に立ち得ることを自ら知りて、君臣に義あり、父子に親あり、夫婦に別あり、長幼に序あり、朋友に信あらん事、全く天神の御心に叶ふべきなり。然れば天神に事へ奉らん事は、全く人道を盡すにありと知るべきなり。

師道五之二　論君臣之義

君臣の道は義を主とす。君の臣を使ひ臣の君に事ふる事、上下各々其義あり。これ天然の大道にして、人の造作する所にあらず。天地の間に萬民あり、萬民相和樂して其群を樂み、禽獸と異なる事自然の人情なり。されども、其中に百事を裁斷すべき人を立て、是非を分ち曲直を辨じ、其治教を仰ぐ事なくしては、一日も過しがたきこと、これ又自然の情なり。百事を裁判するものは、自ら君長の道備はれるなり。其中に小なるを村君邑長とし、大なるを天子より以下諸邦の君とす。その裁判を受るものは、自ら臣民の道なり。其中に君を佐けて、民を治るものを士とす。農工商はみな君と士との日用に供給し、其治教を受く。力を勞するものは人を養ひて人に治められ、心を勞する者は人に養はれて人を治め、士農工商を通じ事を易て、互に相救濟す。是を四民といふ。四民の外に業をなすものを遊民と云有れども、

〔率土の民〕全國の民也、率は循也、詩經小雅に、率土之濱、莫レ非ニ王臣一とあり。

〔嚴科を設け〕家康初め貿易奬勵の爲め耶蘇教に對して寛大なりしが、慶長十七年に至りこれを禁止し、翌年更に禁令を重ね、全國の教會を破壞し宗徒の改宗に從はざる者を津輕に流せり。

〔被髮左衽〕夷狄の風俗を云ふ、被髮は髮を結ばざる也論語憲問篇に、微ニ管仲一、吾其被髮左衽矣とあり。

〔君臣に義云々〕孟子滕文公上篇に、父子有レ親、君臣有レ義、夫婦有レ別、長幼有レ序、朋友有レ信とあるに因る。

〔邦君〕大名を云ふ邦は釋名に、邦封也、封ニ有功于是ニ也とあり、諸侯の封土也。

〔譯官〕支那通事及び和蘭通詞を云ふ長崎に居て兩國の語を通譯す、夫々大通事（和蘭方は大通詞と云ふ、以下同じ）、小通事、同助、同並、同末席、稽古通事、內通事あり、何れも筆者ありて是れに屬す、尙ほ和蘭通詞は出島に役所を置きて其事を掌る

益なく、無けれども損なきものなれば、論ずるに及ばず。かくの如く君あり民あること、天地の自然なれば、君臣の義といふ事、一日もなくして過すべからず。是衆人の共に由り行ふ所にして、天地自然の大道也。況や神州は天祖三神器を傳へ給ひ、君臣の分定りて、天地開闢せしより一姓歴々として、天日嗣かはらせ給はず。今日に至るまで天祖の遺體を以て臣民に照臨ましませば、君臣の分、天地と共に易らず。臣民の祖先は、往時歴朝の仁澤に浴せしものなり。今日の至尊は、まさしく天祖の正胤にして、天祖と同體にまします。天地と共に始りたる大義なれば、天地あらんかぎりは易る事あるべからず。是を君臣義ありといふ。天子は天工に代りて天業を弘め給ふ。幕府は天朝を佐けて天下を統御せらる。邦君はみな天朝の藩屏にして、幕府の政令を其國々に布く、是が臣民たらん者、各々其邦君の命に從ふは、卽ち幕府の政令に從ふの理にて、天朝を仰ぎ、天祖に報い奉るの道なり。その理易簡にして、其道明白なり。易簡明白なるは大道也。戎狄の俗は、眼前に大道ある事をば知らず、幽陰暗昧の事を、人の知らざるに乘じて恣に邪說を唱へ、一種の木尊などいへるものを設けて、專らこれを尊奉し、其甚しきは尊奉するものを指して大なる君也とし、其眼前に事ふる所の君をば蔑視して、一時の假合なりとて、小なる君なりなどいへる陋習あるに至る。近世蘭學者流といふもの行はる。本は譯官より出て、蠻夷の言語を飜譯するのみなれば、國家の害ともならざりしが、中には戎狄の邪說を道聽途說するものありて、かゝる君臣の大義に背きたることをも信じて、人にも語り民心を迷はし、其實は國家の嚴禁をも犯すに至る事を自らしらず、惡むべきわざならずや。されども君父を敬ふ事人情の實なれば、邪徒といへども、外面には君父に忠孝を盡すべしと敎ふれども、其實は君父よりも尊きものありといふ事、其心腹にあれば、

孟子も、其心に生じて其事に害ありといへるが如く、一旦邪徒に濫行ありて、上より是を制せられん時に至りて、必君父に對して弓矢をも執るにいたる。土呂針崎島原等の逆亂を以て、後鑒とすべき事に非ずや。然れば五倫の外に人道なき事を知りて、人と生れては人道を明にし、天倫を失はずしてこそ、神明の福助も有べきに、眼前の主君をさしおきて、鬼神に媚びたりとも、天地鬼神是を悦び給はんや。今幸に神明の國に生れ、萬世一種の天日嗣を仰ぎ奉らん天下の公民は、假初にも易簡明白の大道を失ひ、詭譎險怪の曲塗傍徑に迷はざらん事こそ、天心に叶ひて神明も守り給ふべきなれ。

師道五之三　論父子之親

父子の道は親を主とす。人生れて父子あるは天地の自然なれば、孩提の童も親を愛み親むの心ありて、父母の膝下に抱き養はるゝ時よりして、其親愛の心自然に生じ、其年長ずるに隨ひて、父母を敬する心もまた自然に生ずる也。孝の道は、愛と敬との二つにあり。されども父子の間は恩を本とするものなれば、親愛の心を以て主とする事也。愛敬を以て其父母に事へん事は、人々みづから己が心を盡したらんには、おのづから孝の道にも叶ふべき事なれば、こゝに論ずるにも及ばず。自らその誠よりして明かなるべし。孝は德の本にして、愛と敬とを天下より達すれば、即ち是を仁義とす。故に德教四海に加はるを天子の孝とし、一國を治るを諸侯の孝とし、法を守るを卿大夫の孝とし、君長に忠順なるを士の孝とす。また生れける時はその志を養ひ、身まかりて後は其志を繼ぐ、是孝子の心其身を終るまで其親を忘るゝに忍びざる故也。中庸にも、孝者善繼㆓人之志㆒述㆓人之事㆒者也と云ひて、親に事へんには、目前にその口體

〔島原〕寛永十四年小西行長の遺臣等、天草時貞を奉じて兵を擧ぐ、異教禁令の爲め窮地に陥れる信徒多くこれに加擔し、肥前國南高來郡島原城を襲ひて、十二月有馬氏の古壘原城に據り、天草の教徒亦これに應呼擧兵し勢猖獗なりしが翌年二月に至り城遂に陥り時貞等誅に伏す。

〔孝は德の本〕孔子家語に、孝德之始也とあり。

〔中庸〕孔子の孫子思の著、孔子の學の中庸を得て寄るべきものなるを説ける書也。

〔詩〕後世詩經とも云ふ、殷周時代采詩官の錄せる詩三千餘篇の內、禮儀訓戒に資すべきもの三百五篇を拔萃せる書にて、孔子の撰、五經及び十三經の一也。

〔無念爾祖云々〕詩經大雅文王篇に出づ、聿は述ぶ也、一說に發語と云ふ

〔志士仁人云々〕論語衞靈公篇に、志士仁人無レ求レ生以害レ仁、有レ殺レ身以成レ仁とあり。

〔身は父母の遺體〕禮記祭義篇に、曾子曰、身也父母之遺體也、行二父母之遺體一、敢不レ敬乎とあり。

を養ふのみに非ず、父祖の業を繼ぎて、其志を達するを大孝といふ。孝經の首章にも詩を引きて、無レ念二爾祖一聿二脩其德一と云へり。其父祖小人ならば、口腹の養をのみ悅ぶべけれども、志士仁人は身を殺して仁をなす事有り。仁に志しては一身の養を顧みず。其父祖君子の人ならば、いかに口體を養ひたりとも、仁を成さんとする其志を傷りては、孝と云ひがたし。父祖の志をば繼がずして、口體をのみ養ふは、父祖を小人と思ふに近かるべし。故にその志を繼ぎて、其善を成就し、その德業を脩めん事こそ、父祖の心にも叶ひて、永き孝とは云ふべけれ。父子は本同一氣にして、身體の分れたるのみなり。たとへば、一水の流るゝが如し。上流濁るときは下流もまた濁り、下流塞る時は上流も止まる。水脉連綿して絕えざる故なり。人の身も血脉連綿して分流するなれば、子孫の血脉は父祖の血脉なり。父祖は上流にして子孫の前身なり、子孫は下流にして父祖の後身なり。故に聖賢の語にも、身は父母の遺體なりといへり。天地開闢し、初めて人民ありてより以來、一氣流通して、子孫あらん限りは相連綿す。故に父を親愛して疾痛痾痒も己が身と同じく、祖先を念ふ事父を慕ふがごとく、子孫を慈する事己が身に異ならず。これ皆永き孝慈なり。此故に生ける時は是を養ひ、死する時はこれを祭り、其志を繼ぎて永世まで忘れざるは、人道の盛なる也。禽獸は母ある事を知りて父ある事を知らず。衆庶は父ある事を知りて、祖先を敬することを知らず。みなその思念の久遠ならざる故也。近世養子といふ事盛になりてより、異姓の子を以て先祖の後とす。陽はに家名あれども、血脉は陰に絕えて他に移る時は、父子一氣なることを忘れて、家名をば重んずれども、祖先の神は、祭を受くべき所もなきに至る。子孫の身として、是を憂ともせざるの勢もまたなきに非ず。君子の道は久遠を忘れず。人々各々其父祖を祭ると云ふも、其遺體を

〔天堂〕佛教に云ふ諸天の上宮殿也。

〔大夫〕卿の下位に在る官人也、白虎通に、大夫之爲㆑言大扶、進㆑人者也、故傳云、進㆑賢達㆑能謂㆓之大夫㆒也とあり。

〔士〕大夫に次ぐ官人也。

〔祖禰〕祖先及親の靈也、公羊傳隱公元年の注に、生稱㆑父、死稱㆑考、入㆑廟稱㆑禰とあり。

〔古歌〕壬生忠岑の歌也。

以て前身を祭るなれば、本より一氣の相感ずるも理なり。死するものは其神遠く天堂地獄へ往くべきにも非ず、その後身の子孫に付き纏ひて、近く室堂中を離るべからず。依て遺體を以て孝敬を盡す時は、鬼神感格して其祭を享く。一氣の相應する事、譬へば弓銃を放ちて堅きものに當る時は、弓は手ごたへあり、銃は坐後勁きが如し。されば此父子分身一體の義を以て、久遠に推すときは、千百世といへども一身に異ならず。故に日嗣の君は天祖を祭りて、其德を率脩め給ひ、諸臣には氏宗ありて、各々其祖を祭る事、古の道也。漢土にも、王者はその祖の自りて出る所までを祭り、諸侯は其始祖より以下を祭り、大夫士各々降殺ありて祖禰を祭る。其禮明也。其德いよ〳〵隆なるものは、其孝を申ることいよ〳〵遠きに及ぶ事、本より其理り也。古へ天祖三種の神器を傳へ給ひし時に、寶鏡を授けて吾兒視㆓此寶鏡㆒當㆑猶㆑視㆑吾と宣へり。天孫は天祖の遺體なり。天祖を拜し給んとて寶鏡に向はせ給はん時、鏡中の御形は、即ち天祖の遺體にましませば、天胤の窮りなく昌え給んには、天祖永く鏡中にまします也。古歌に、人の子の親にいかなるものをとて戀しきときは鏡をぞ見る、といへるも、此意に叶へるなるべし。かくの如く、父祖と子孫と同一氣にして、天地と共に窮りなき事、自然の天倫なり。戎狄は大道を知らざれば、父祖の外に前身あり、子孫の外に後身ありと思ひ、父子の間をも、肉身の假合などいへる說ありて、其甚しきに至りては、我父をば小なる父なりといひ、其尊奉する所の夷狄の神を、大なる父と稱するの邪說もありて、蘭學者流なども、頗る是に迷ふもの有りと聞く。父母の遺體は同體の分枝なれば、近く己が身に取て、人々自ら知りたる道理なるに、是をばさしおきて、遠く目にも見ず耳にも聞かざる、天堂地獄の空論を信じ、實事を捨て、虛聲に吠るよりして、父母の外に己が身を生ずるもの別にありなどい

へる、自然の道を離れたる邪辭に迷ひ、眼前の我父をば、小なりと蔑視して、他人の造れる金人畫像に佞(ねい)したりとも、赫々たる神明の悅び給ふべきにも非ざれば、人々神明の大訓に從ひ、父子祖孫永世一氣なる事を知り、此心を推して、己が身もまた、天祖天孫の恩澤を蒙りし人々の子孫なることを知り、今の至尊も、天祖と同氣にましまます事を知りて、至尊を仰ぎ奉らんこと、己が祖先の、天祖天孫を仰ぎ奉りし昔に變る事なからんは、是祖先の志を繼ぐの大孝と云ふべし。この志を繼ぐの孝心を移して君に事ふるは、孝經にも、資二於事一父以事レ君といへる意にも叶ひて、卽ち孝者始二於事一親中二於事一君終二於立一身と云へる義なり。遠き祖先の志をも繼ぐべきほどならば、近き父母に孝養を盡さゞる理あらんや。されば、是を父子の親(しん)の大なるものといふべきなり。人誠にこの人倫の大道を盡さば、天神の御心にもいかでか是を悅び給はざらんや。

師道五之四　論夫婦之別

夫婦の道は別を主とす。人に男女あれば夫婦あり。されども男女の間に別といふ敎なき時は、必ず亂る事禽獸に異ならず。故に尊卑內外を分つこと、天地のごとくするは自然の天道なれば、夫婦の間にも別ありて、敬を失はず。この道を推て、凡男女の別を正くして、內外の分ちを嚴にする事、聖賢の書に詳なれば、今委く論ずるにも及ばず。是又天地の初より、自然に備りたる道なれば、上古陰陽二神ましませしとき、陰神歌の詞を陽神に先だちて唱へ給ひしを、固く戒めて、陽神先づ唱へ給へり。天地の開けし初より陰陽の義を正しくし給へるは、夫婦別あるの道の由りて起る所なり。戎狄は禽獸の如き國な

〔孝經〕曾子の門人が孝道に關する孔子の言を錄せる書なり。

〔孝者云々〕孝經第一章に、身體髮膚受二之父母一、不二敢毀傷一、孝之始也、立レ身行レ道、揚二名於後世一、以顯二父母一、孝之終也、夫孝始二於事一レ親、云云とあり。

〔陰神歌の詞云々〕日本紀神代卷に、一書曰、陰神先唱曰、美哉善少男、時以二陰神先言一故爲二不祥一、更復改巡、則陽神先唱曰、美哉善少女、云々と見えたり。

〔鄂羅斯〕江戸時代露西亞を呼べる稱也、又た俄羅斯、俄齊斯、鄂羅絲などとも書けり。

〔天一地二〕易經繋辭上篇に、天一、地二、天三、地四、天五、地六、天七、地八、天九、地十と見えたり。

〔卦〕易にて六個の算木に表はれし象を云ふ、もと伏羲氏の作れるは乾、兌、離、震、巽、坎、艮、坤の八卦なりしが、文王これを組合せて六十四卦を作る。

〔爻〕卦を形ちづくる基本也、六爻結合して一卦となる

れば、男女の別もなく、父子妻をともにする類の陋習、擧けて數へがたし。中には少しく機智の開けし國もあれども、自然の天倫と云ふ事は夢にも知らず、其道と思ふ事も、盡く道に背く事のみ多きなり。父子兄弟の妻を取て、己が妻とする事をも、牽強の說を設けて、種姓の失せん事を惡む故也などいへるは、本より種姓といふことも辨へざる陋說にして、且は聖賢妾媵を蓄へて、繼嗣を廣むる道をも知らざるなり。父子兄弟の妻の別もなきは、もとより禽獸の行なれば、論ずるにも及ぶべからず。鄂羅斯等の國々、其王死して子なき時は、其女を嗣とし、その女の男子をば、他姓なりとて女の生める女子を嫡嗣とする事、遠西戎狄の俗なり。女子を母の種と思はゞ、己が女も他種にして、其嗣ぎたる女の世よりして、種姓は易れりとす。又男女ともに父の種ならば、己が女の世には、種姓いまだ易らされども、其女子の子は他種なれば、祖先の種姓には非ざる也。是二つながら、種姓の易るに於ては異なる事なし。然るを、女子を嗣として、種姓の絕えざると思ふは、戎狄の陋習といふべし。是みな陽施し、陰受くるは天地の自然にして、男女ともにみな一種の變化なる事を知らず、天地陰陽の理に違へる邪說なり。また二色を禁ずるといふ事、西戎の俗にして、國王といへども一夫一婦に限りて、外に妾媵を蓄ふる事を許さず、大道を知らざるものよりして論ずる時は、男女ともに同じき人なれば、一夫一婦にして匹配するを其道と思ふべけれども、是又陰陽の理に暗き陋說也。凡天地の道、貴きものは其數少く、賤きものは數多し。天に在ても、太陽は只一輪まします。夜は陰なれば、月あり星あり。星は其數なほ多し。又天は只一つにして、地には萬國あり。是卽ち易にいへる天一地二の道理にして、一君にして二民なるを君子の道とする也。故に卦を畫するにも、陽爻は一畫、陰爻は兩畫なる事、天地自然の道也。陽は貴く、

〔億兆〕萬民を云ふ

〔孩提の童〕小兒を云ふ、孩は說文に小兒笑也とあり、又た孟子に孩提之童とある註に、小兒知ニ孩笑一可ニ提抱一者と見えたり。

〔郷黨に齒を云々〕莊子天道篇に、宗廟尚レ親、朝廷尚レ尊、郷黨尚レ齒、行事尚レ賢、大道之序也とあり、又た孟子公孫丑下篇に天下有ニ達尊三一、爵一、齒一、德一、朝廷莫レ如レ爵、郷黨莫レ如レ齒、輔レ世長レ民莫レ如レ德と見えたり。

陰は卑しければ、男女のみちも、億兆の臣民一君に事ふるがごとく、一家には一夫にして、妻あり妾あり、衆女共に一男に事ふる事、天地の道なり。妻を娶る事は、祖先の後を重んじて、子孫を絕たざらんとの義なれば、天地の道に隨ひ、妻妾を蓄へて繼嗣を廣くする事、聖賢の敎なり。西戎は日の沒する方に向ひて、陰氣の國なれば、その風俗陰を貴びて、婦人女子を悅ばしむる事を好み、かくの如き邪說を唱ふるも其理り也。されども、自然の大道に背きては、必其事に害あり。二色を禁ずるよりして繼嗣を絕ち、其國大に亂るゝこと、諸國に屢々これある也。今この太陽の生じ給ふ方に向へる貴き國に生れたらん人々は、露ばかりも戎狄の邪說に惑ひて、天地の大道に背くべからず。夫婦の道おのづから尊卑の別ある事、天地の初より定れる大道なれば、謹みて伊弉諾尊の神敎を守るべきなり。

師道五之五　論長幼之序

長幼の道は序を主とす。人民あれば兄弟あり、長幼ありて、其次序自ら備る事自然の道也。身は親の枝にして、兄弟は一木の兩枝の如く、一氣の分體なれば、恩愛の意一身のごとく相助け相救ふ事、左右の手のごとくなるべし。孩提の童も、其親を愛する事を知り、稍長ずるに及びて其兄を敬する事を知るは、自然の人情なれば、兄は弟を愛し、弟は兄を敬して、小枝の大枝につき從ふが如くなるは、自然の差等にして、卽ち長幼の序なり。此心を推して郷黨に達し、長者を敬す。故に其年一倍なるものには、父のごとくに事へ、十年も長じたるには、兄の如くに事ふ。五年も長じたるには、道路を並び行にも、少しく引退きて肩を以て長者に隨ふ。萬事につきて、其長幼の序ある事是に准して知るべし。是を郷黨に齒（よはひ）を貴

ぶといふなり。天下に達尊三つあり、三つとは爵と齒と德となり。朝廷には爵を以て齒德より尊しとす。鄕黨には爵德より齒を尊び、世を輔け民に長たるには、爵齒よりも德を尊ぶ、これを達尊と云ふ。周の制法には、一命せられて下士となる時は、他鄕に出ては爵を以て序すれども、鄕里に在ては齒を以て座次をなす。再命せられて中士となる時は、鄕里にも爵を以て序すれども、父族とて宗族の間に諸父の尊屬あれば、齒を以て座次とす。三命せられて上士となる時は、父族にも齒にかゝはらず。されども、父と兄とには先だたざる也。是みな爵と齒とを斟酌して設けたる制度なり。若父道を以て世をも輔け民の長となり、又は德行道藝を敎へんときに至りては、爵と齒とに拘らず、德ある人を上とすべき也」この爵齒德の三つは、時により所によりて、各々其尊ぶ所あり。其宜を斟酌して、一を擧げ二を廢る事なからしむるは、聖人の深意なり。此長幼の序といふ事、皆弟兄の道より擴めたる事なる故に、孝經にも、兄に事ふるに弟のみちあれば、其順なることを長に移すべしといへり。又兄弟に嫡庶の別あり、此義を推して親族の間に移し、古は氏宗といふ事ありて、また氏上ともいふ。族人各々其嫡家に敬事す。中世には是を氏長者といふ。武家の世となりても、猶嫡家各々家督となりて、家業を總領す。漢土にも大宗小宗と云ふ事有て、その始祖の正統を大宗とす。大宗の庶子各々分族あるものを小宗とす。小宗各々其族人を率ひて大宗に事ふる事、百世といへども庶子の嫡子に事るが如し。祖先を祭ることも、必宗子の家に於てす。是によりて子孫の恩意厚くして、分族多しといへども、一木の分枝の如く、恩意流通して、皆其一氣の分體なる事を知り、宗族和睦して世の風俗も淳美なること、其本は嫡庶の分を序でたるより出しなれば、卽ち長幼の序を推廣して、宗族までに及ぼせし也。かくの如くに推廣して、一事より萬事に及ぼすこと、

〔氏宗〕氏中の宗長にして、常に其同族を率ゐて朝廷に奉仕し、專ら祖神の祭祀氏人の叙爵等を掌る、欽明天皇の朝にその名見ゆ、天武天皇の朝に至り其制大に備はる。

〔氏長者〕日本後紀桓武天皇延暦十八年十二月の條に、宗中長者とあるを初見とす、もと宗家總領の稱呼に過ぎざりしが後世は必ず宣旨を賜はるを要せり、後ち次第に其數を減じ、足利時代より後は僅に藤原氏の攝關、源氏の征夷大將軍となれる者、是れを稱するに過ぎざりき。

本より一端ならざれども、悉く詳にせんは事繁ければ、これを略す。かくの如く、天地の間に人民あり兄弟あれば、其間に長幼ありて各々其序ある事、自然の節文なれば、よく古の道を學びて、長幼の序を失はず、家族をも睦ましくするは、卽ち天神に事へ奉るの一事也。然るに戎狄の國には、此義を知らずして、兄弟をも道路の人と同じく視て、世の人はみな友なりといひ、兄弟と世人とを分つを私なりといへる類の邪說もありと聞く。是墨子兼愛の說に似て、蠻夷の陋習、固より天倫の叙ある事を知らざるより出たる邪辭なりと知るべし。

師道五之六 論朋友之信

朋友の道は信を主とす。萬民あれば類聚群分して、其志同じきものを友とする事、自然の道なり。友とは道同じく志合ひて、相交るものなれば、自ら詐僞と云ふ事もなく、信を以て交る事、是又天然に備りたる道理也。夷蠻戎狄は偏氣の國なれば、此道理を知らず。弱きが肉は強きが食となり、人の國を侵掠しては、互にその利を爭ふの類にして、專ら利の爲に交るもあり、愚陋にして禽獸の群居するが如く、今日親みて明日忘るゝ類もあり。又世の人を皆友なりと云ひて、君臣父子夫婦兄弟をも混合し、一概に友を以て目する類の惡風俗もありて、蘭學の徒も、妄に其言を信ずと聞けり。利のために交るは僞りなり。相親みて忽ち忘るゝは薄情なり。世の人を皆友なりといふは、天地の間自然に五品備はりて、五典の教各々其宜き道ある事を知らず、君父をも蔑視して平交に異ならず、夫婦の間に別もなく、長幼の序もなく、交遊に賢否の分ちもなく、天地自然の大道に背きて、尊卑親疎混亂する時は、必爭端を生じ、

〔墨子〕名は翟、孔子より稍後れて出で宋の大夫となる墨子はその撰を傳ふるも、門人その教を聞きて記せる書なるべし。

〔兼愛の說〕平等に人を愛すべきを說けるもの也、孟子盡心上篇に、墨子兼愛、摩レ頂於レ踵利二天下一爲レ之とあり。

〔夷蠻戎狄〕禮記王制篇に、中國戎夷五方之民、云々、東方曰レ夷、被レ髮文レ文、云々、南方曰レ蠻、雕レ題交レ趾云々、西方曰レ戎、被レ髮衣レ皮、云々、北方曰レ狄云々とあり、もと支那四方の蠻族を云ひしが轉りて廣く外人を貶して云ふに用ひらる。

〔五倫〕君臣、父子、夫婦、長幼、朋友の道を云ふ、我國の稱にて漢土の書に見えず、孟子滕文公上篇に、使ニ契爲ニ司徒一、敎以ニ人倫一、父子有レ親、云々（三四八頁君臣に義云々參照）とあるに基き稱せるものなるべし。

〔益者三友云々〕論語季氏篇に、益者三友、損者三友、友レ直、友レ諒、友ニ多聞一、益矣、友ニ便辟一、友ニ善柔一、友ニ便佞一、損矣とあり。

〔無友不如己者〕論語學而篇及び子罕篇に見ゆ。

〔尚書〕後世書經と稱す、虞夏商周四代の政道の記錄を孔子の刪定せるもの也。

互に呑噬する事、禽獸の交りに異ならず。五倫ともに五つながら皆斁れて、天下大に亂るべきなり。是によりて、西戎南蠻には君臣の義輕く、父子の親薄くして、臣其君を弑し、父子相賊ひ、男女の尊卑もなく、一夫一婦の風俗となりて、祖先の後を絶ち、大亂となる類の事少からず。扨又朋友に信あるといふ事も、道同じく志合へるによりて、互に相信ずる事なれば、聖人も益者三友損者三友と云ひ、また無レ友ニ不レ如レ己者ニなど云へる類の事ありて、交友を擇ぶ事を愼み給ふ。其交を始めに愼むは、其終を全くして、永く相信ずるの道なり。戎狄は此道理に暗くして、善惡邪正の差別もなく、一概に皆友なりと思へるは、是面貌のみを以て相交る也。面貌同くして其心同じからざるは僞也。僞を以て交るは朋友に信なきなり。戎狄は古より禽獸に均しき風俗なれば、本より其道の邪正を論ずるにも足らざれども、朝陽に向へる尊き國に生れ、人倫正しき敎化に沐浴して、千百世を歷たる人々は、かりそめにもかゝる邪說に迷ふべからず。蠻夷の夏を猾ると云ふ事は、聖人の大戒なれば、蠻夷の左道熄まずして、愚婦の迷ともならん事を懼れて、聊かその大概を論ずるなり。

師道五之七　論人道之正大

人倫に五品（父子、君臣、夫婦、兄弟、朋友。）あれば、卽ち五典の敎序（親、義、別、序、信。）ある事自然の天叙にして（尚書に、五典は天より叙たるもの也、といふ）是なり。天下の達道なれば、（中庸に、君臣父子夫婦兄弟朋友を天下の達道といふこれなり。）片時も離るべきに非ず。戎狄などの隱たるを索め、怪きを行ひ、生時の實行を外にして、死後幽陰の空理を臆度したるが如く、これを離るれども日用に妨なきものとは、氷炭の差也。離るべからざるは天然の眞にして、離るべきは造設の僞なり。異端の徒と

いへども、天地の性を受けて生れたる人なれば、天然の道をはなれ得べきに非ず。是に依て、口には五倫を離れて空理を說くといへども、其身は常に五倫の中に在りて、片時も離れざる事を、己れも自ら知らざるなり。故に或は、人倫をはなれて形骸を土木にし、或は人倫を亂り、その己が奉ずる所の胡鬼のみを尊びて、君父を蔑視するの輩といへども、其實は一日も全く彝倫を離るゝ事あたはず。故に上には天子あり、幕府あり、邦君ありて、天下國家を治め給ふ。その德澤によりて寇亂をも免れ、其首領を保ち、檀越のものより寄附の財をも得て、暖衣飽食す。佛家には僧綱ありて、玄蕃に隸し、今も寺社の有司ありて、其治訟を聽斷す。寺領ありて租稅に食み、郡吏村長ありて寺領をも治むるの類、一として君の治を仰がざるはなし。本寺ありて末寺を統括し、道心中間等は使令に供し、騶徒には侍小者あり、儀仗には挾箱袋傘を持たするの類、其身も君臣の態をなす。是皆異端の徒といへども、君臣の道を離れ得ざる本心ある故也。父子兄弟の間には、肉緣の通路をもし、死する時は涕泣を垂れ、追善囘向をもするは、骨肉の親、一氣の血脈接屬して離るべからざるを、頑然として弃てよといふ事、人情に非れば、いかに形骸を土木にしたりとも、父子兄弟の道を離れ得ざる本心ある故なり。妻帶の宗門もあり、女犯の僧も有るは、男女の室に居るは人の大倫にして、是を捨てよといふは人情に背きたる道なれば、僧徒といへども、人と生れて男女の道を離れ得ざる故なり。師弟有り、法侶あり、檀越あり、懇意の俗家もありて相往來するは、人と生れては群を樂むは自然の情にて、禽獸の無情なるがごときに非ざれば、薙染の人といへども、朋友のみちを離れ得ざる也。かくの如く、その身は五倫の中に在て木石にあらず。其五戒と云ふ中に飮酒の戒はあれども酒を飮み、殺生の戒はあれども肉食の僧もあるは、飮食の道も人の大

〔檀越〕施主也、南海寄歸傳注に、梵云ニ陀那鉢底一、譯爲ニ施主一、陀那是施鉢底是主、而云ニ檀越一者、本非ニ正譯一、云々とあり。

〔僧綱〕僧正、僧都、律師等の僧官及び法印、法眼、法橋等の僧位を有せる僧の總稱也。

〔玄蕃〕治部省の被官にて僧侶、蕃使等のことを掌る寮也、玄は佛敎、蕃は外蕃を云ふ。

〔騶徒〕隨從を云ふ

〔薙染〕僧を云ふ、髮を薙き、衣を染めし人の義也。

〔五戒〕不殺生戒、不偸盜戒、不邪淫戒、不妄語戒、不飮酒戒等佛敎にて在家の人の守るべき五つの戒也。

〔幕府〕史記索隱注に、古者出征爲將帥、軍還則罷、理無常處、故以幕府爲府署、故曰幕府、とあり、我國にては將軍の府署又は將軍自身を云ふ外、古來近衞大將の唐名として用ひしが、建久元年頼朝右大將となり、鎌倉に政務を執るに及びて其の府を幕府と云へり、足利、德川兩氏またこれに倣ふ。

〔東照宮〕正保二年朝より賜はれる家康の神號也。

〔柱石〕柱は梁下の柱、石は柱を承くる礎也、共に家屋を負ふより、轉じて國家の重任を負ふ大臣大將等を喩へ云ふ。

欲なる故也。君と士との治を仰ぎ、農の米穀を食み、工の器械を用ひ、商の通財に資りて今日の用を辨ずるは、四民と功を通ぜざる事を得ざればなり。また西夷のごとき、君父を輕んじ五倫を議く亂るものといへども、其法堂に住し巨海に航し、己が法を弘め得る事も、みな其國王の威令を假らざれば、其事をなす事あたはず、父の生育に非ざれば人とならず、其他の事も皆五倫のみちをはなれ得ざる事、大抵前に論ぜしがごとし。是皆一日も人倫を離る事あたはず、其身は大道の中に在て自ら知らず、道は人道なれば、齊民皆踏行ふのみに非ず、異端の徒までもふみ行はずしては一日も世に立つべからず。口には人倫を捨て、又は是を亂るといへども、其身は五倫の道を離れ得ざる事、口と行と異なる也。異端の徒もみな其いふ所を捨て、其行ふ所に從ひ、口にも行ふ所を言て、口と行とを一にせば、自ら正しき道に返るべきなり。されば人倫の常に行ふ所といふは、前にいへる五の教に過ぎず。四海の廣き萬國の多きも、五品あらん國々には五の教自然に行れて、離れ得ざる道なれば、これを達道と云ふ。この五教は聖人も、五典五つながら惇くせよと宣ひて、其一を闕くべからざる事勿論なり。中にも君臣父子は、其最大なるものにして、忠孝の二つは百行の本也。古へ天祖三神器を傳へ給ひてより、君臣の分定りて、大義天下に明なり。寶鏡を持て吾を視るが如くせよと宣ひしより、父子同氣の深意著れて、至恩永世に伸ぶ。是によりて、忠孝のみち天地と共に開けて、天地と共に窮りなからん事、神明の詔勅宇内に昭々たるは、神州の萬國に勝れて尊きに非ずや。夫日月も光を改めず、天も墜ちず地も頽れず、人民蕃息して末光を仰ぎ奉る。今日四海に照臨まします神明は、儼然たる太初の天神也。天日嗣を受け繼がせ給ふ至尊は、歷然たる天祖の正胤なり。天下に號令し給ふ幕府は、禍亂を平げ給ひし東照宮の御末にして、天朝の柱

石なり。諸邦の君は天吏の分職にして、神州の藩屏なり。今この臣民は、天祖天孫の仁澤を蒙りしものの裔孫にして、幕府邦君の政令に從ふもの也。千萬世の間、世故は萬變すといへども、君臣の大義、父子の至恩に至りては、天地開闢せし初めよりいまに至るまで、一毫もかはる事なく、顯然として著し。人として五倫を離れ得べきに非れば、君臣の大義、父子の至親を知りて、忠孝のみちを盡し、夫婦の別、長幼の序、朋友の信を惇く行ひて、神明の大訓に從ひ、幕府の號令を畏れ、邦君の制法を守り、漸くに異俗の民までをも風化して、神聖の正しき教に歸順せしめ、天日の照し給はん限りは、人倫の五品に五典ある事を知り、口には行ふ所を云ひ、身には言ふ所を行はしめて、人の道に反らしめん事こそ、神明の大訓を垂れ給ひし深意にも叶ふべきなれ。

奮武　六

いにしへ神聖の君萬民を撫育し、内には文教を揆り、外には武衛を奮ひ給へり。文教のことは前に粗論ぜしが如くにて、中國の民は、久しく神聖の治教に沐浴して、もとより文德を仰ぎ奉りしかども、四裔の戎狄は、いまだ皇化に潤はずして、獷獰なる習俗多ければ、しば〱邊境を侵し、人民を惱ます事少からず。神聖の君、暴惡を懲さんために武衛を奮ひて、四夷を征伐し給ふ。依て神代の初より武を貴はずといふ事なく、三種の神器も、其一は天の叢雲の寶劍なり。天神天の瓊矛を伊弉諾尊に授けて、國土を開き給ひ、素戔嗚尊十握劍を以て暴亂を誅し、遂に新羅までも渡り給ふ。大巳貴命廣矛を以て諸國を平げ、經津主武甕槌の神十握の劍を以て下土を定め、神武天皇韴靈の劍を以て中州を平げ給ひ、日本武尊

〔武衛〕強き防備也書經禹貢篇に、二百里奮二武衛一とあり、後ち將軍をも云へり。

〔獷獰〕性質荒く惡しきを云ふ。

〔十握劍〕刄渡りの十握許りなる劔也爰は素戔嗚尊出雲にて八岐大蛇を征し給ひしを申す。

〔廣矛〕古事記に八尋矛とあり、廣矛もその義にて矛の長さを云へるなるべし、大巳貴命これを以て諸國を平げ給ひ、後ち經津主武甕槌二神に捧げ給へること書紀神代卷に見ゆ。

〔靈の劔〕神武天皇紀伊御親征の際武甕雷神の捧げ給へる劔也、後ち石上神宮を建てゝ祭る

〔髭切〕源家重代の寶劒也、次の膝丸も同じ。
〔小烏〕平家重代の寶劒也。
〔豐城命〕崇神天皇の第一皇子也、天皇四十八年東國に赴かる。
〔任那の國云々〕天皇六十八年任那の使發せしも道に迷ひて我國に來らず垂仁の朝に至りて始めて來貢す。
〔天皇親征〕天皇十二年御親征、十三年熊襲御平定の後西國を治め給ふこと數年十九年還幸せらる。
〔阿部比羅夫云々〕四年蝦夷を討ち五年再征して後方羊蹄政所を立つ。
〔後一條天皇云々〕寛仁三年三月のこと也。

東夷を征伐せられしにも、太神宮に詣でて叢雲の神劍を奉じ、遂に大功を建られたり。依て歷朝將帥を拜し給ふにも、節刀を授けらるゝ事とはなりし也。其流風推し移りて、武家にも髭切、膝丸、小烏の類の刀劍を寶とす。かくのごとく武を貴びたるは、おのづから中州を細戈千足國と稱せし意にも叶へるなり。これによりて、皇化の日々に開けし事神代に始まり、神武天皇に至りて、不順のものを征伐して大業を基し給ひ、崇神天皇の御時、道主を四道に遣し、四方を經營せしめ、世に四道將軍と云。皇子豐城命をして東國を治めしめ給ふ。此御時、任那の國朝貢す、任那の地は、今朝鮮に屬す。今これ三韓朝貢せし初めなり。景行天皇の御時熊襲叛きたれば、天皇親征ありて、西海を悉く討平げらる。其後再び叛きしとき、又、皇子日本武尊をしてこれを誅戮せしむ。東夷しば〳〵叛て、人民を鹵略しければ、日本武尊又これを伐ちて東方を平定す。これより御代々々に蝦夷を征伐ありて、渡島の北に逐平け、渡島は今の松前以北の蝦夷地なり。此以前には、蝦夷は羽の地に蔓延せしなり。人民の患を除き給ふ。又、神功皇后新羅を征伐して、國都まで攻平げ、この後、任那の地に宰府を置きて、諸韓を統治せらる。今の長崎奉行の如く、朝鮮の地に立てられしなり。齊明天皇の御時には、阿部比羅夫をして東夷を巡撫せしめ、後方羊蹄の地に政所を立て、松前の北、蝦夷の西北邊にシリヘツと云ふ地あり、古へのしりへしなりといふ。肅愼を征伐す。是より肅愼渤海等の國々、朝貢絕えざりけり。肅愼渤海は後世韃靼に屬す。今の滿洲の地なり。かくの如く天威四夷に被りしかども、天下亂るゝに及んで、四夷の朝貢も絕えはてたり。又外國のために侵寇せられし事も、新羅蝦夷等の寇害は邊民を侵掠せしのみにて、其國も小國なれば深害をばなし得ざりしかども、後一條天皇の御時には、女眞國の勢盛にして、渤海この地を併せ有ち、宋國を奪はんと志しけるが、筑紫に來寇し、壹岐對馬を攻破り、太宰府に攻近つく。賊徒筥崎の神宮を焚んとせしが、俄に風浪起りて、進退なりがたく、島陰に船をよせ居ける其ひま

に、宰府にも船艦を脩理して、賊船を逐退けたり。諸書に刀伊の賊と稱するものこれなり。此後女眞國號を金と改め、契丹を亡し、宋の半國を奪ひけれども、神州をば再び伺はざりけり。その後蒙古漠北より起りて、國を元と號し、金を滅し宋をも亡さんとせし勢に乘りて、龜山、後宇多兩朝の間に當りて、神州をも劫さんとて使を立てゝ、其辭無禮なりしかば、執權北條時宗立どころに其使を刎ね、天下に令して戰備を脩め、兵を擧て西戎を征伐せんとす。蒙古果して十萬の師を起して來寇し、西海の國々殆んど危かりければ、龜山上皇辱けなくも、玉體を以て國難に代り給はんと、伊勢大神宮に祈請し給ふ。幾程もなくして暴風起りて、賊船悉く覆沒す。是より後外寇絶えてなきのみならず、後陽成天皇の御時、關白秀吉公朝鮮を伐破り、威を明國に震へり。かくの如く細戈の餘光外國に輝き、かりそめにも國體を辱めざる事も、神聖の君、世世武衛を奮ひ給ひし餘烈なるべし。されども天地の間に萬國ありて、其國々の强弱は時の勢によれるものなれば、東照宮の御遺訓に明戒を垂れ給ひしも、後世の龜鑑なるべし。其詳なることは、世の知る所なれば是を漏しぬ。其後熊澤了介も亦北狄を論じて、昔蒙古漢土を奪んとせし時、神州に來寇す。後世北狄より漢土を窺んときは、又來寇する事あるべしとて、是を憂とせり。また西洋邪教の害を論じて、必財用の窮と人心の惑とに乘じて、國家を誤る事あるべしといへり。西洋の邪教は、本戎狄の陋習より起りて、小兒を欺くにも足らざる淺陋愚昧の妄說也。然るに、伊斯把爾亞、波爾杜瓦爾、佛郎察、諳西亞、漢乂利亞等の國々、これを尊奉し、二百餘年前より益々張大になりて、諸國を併呑し、萬里の波濤を淩ぎ、海外の國々に往來通商し、其國の形勢を伺ひ、弱きをば兵を擧けて是を襲ひ、强きをば通商によりて動靜を察し、奇器淫工を以て民の耳目を悅ばしめ、幻術を以て其奇怪を衒ひ、財利を以てこれに

〔其使を刎ね〕時宗は數度元使を御けしが、建治元年杜世忠等の使者を鎌倉に刎ね、弘安二年周福欒等來朝の際書辭禮無きを怒り、これを博多に斬る。

〔十萬の師を云々〕弘安四年五月范文虎、忻都、洪茶丘等兵十萬を率ひて入寇、高麗の將金芳慶等二萬余の兵を以てこれに和す

〔暴風云々〕閏七月一日の事也。

〔熊澤了介〕名は伯繼、蕃山と號す、中江藤樹の門人也池田光政これを聘して藩政を委ね治績頗る揚る、後ち致仕して下總古河に幽居し、元祿四年卒す。

〔漢乂利亞〕英國也

〔大友〕義鎭（宗麟）也、天文廿年耶蘇に歸依す。
〔小西〕行長也。
〔織田殿までも云々〕信長宣教師を優遇して永祿十二年には京都に地を與へて南蠻寺を立てしめ、又た自から安土に大成寺を作る
〔遂に邪徒を云々〕秀吉初めは布教を許しゝが、天正十五年に至り是れを禁止せり。
〔天の壁云々〕天地の極みと云ふ程の意、壁立は夫の壁の如く四方に立ち塞へる樣を云ふ。
〔履さくみ〕岩の凹凸ある上を踏み行く也。
〔荷前〕諸國より奉る調の初物也、伊勢神宮及び諸陵に獻す。

唱はしめ、邪教を以て漸々に人心を誘惑し、遂にその國を奪ひたる事、幾ばくといふ數を知らず。此術を以て西荒及び南海の諸島よりして、海東の諸國をも盡く呑併し、明國をも伺んとて、通商と號し邪教を弘め、民心を傾けんとせしをりなれば、神州までも來り、西海の國々に邪教を唱へ、多くの愚民を欺き、大名の中にも大友小西などの人々なびき從ひ、中國には織田殿までも頗る心を移されたり。されども、織田殿は聰明絶倫なれば、狡虜の强ひて民心を惑はしめんとせしを見て、其邪心ある事を悟り、盡く邪徒を禁斷せんとせしが、程なく下世せられければ、豐臣家興りて、遂に邪徒を海外へ逐斥けたり。東照宮天下を治め給ひては、益々嚴禁を設けて、邪法の源を絶ち、流れを塞ぎ給ふ。明正天皇の御時に至りて、肥前島原の邪徒蜂起しけれども、大猷公諸將を遣して征伐せしめ、數萬の邪徒會聚して一城に籠りしを、大軍を以て打圍み、一時に誅戮ありしかば、邪徒天誅を遁るゝものなく、一網に打盡されたり。これよりして天下の邪徒の種を絶ちし事、實に赫々たる神明の威靈にして、生民の大幸といふべし。是に依て國威海外に輝き、前にも擧し如く、日本人三眼ありとて、蠻夷も舌を震ひ、渡海し來るものも長崎を見ては股慄きしも、細戈千足の餘光に非ずや。かくの如く武衛を奮ひ、四夷の獷獰なる風俗をも變じ、皇化に嚮はしめん事、古より神聖の深意もまします事なる故に、祈年月次等の祭に、天照皇太神を祝ぎ奉る詞にも、皇神の見霽らします四方の國は、天の壁立極、國の退立限り、青雲の靄極、白雲の墜坐向伏限り、青海原は棹柁不干、舟艫の至り留らん極、大海に舟滿つゞけて、陸より往く道は、荷緒結堅て、磐根木根履さくみて、馬の爪の至り留らん限り、長き道の間なく、立つゞきて、狹國は廣く、峻國は平けく、遠國は八十綱打掛て引寄する事のごとく、皇太御神の寄奉ば、荷前は皇太御神の太前に、横山の如

く打積置て、殘をば平けく聞し召さんとあるも、皇化の廣く及びて、四表の國々までも被らん事は、天照太神の神意にも愜(かな)はせ給ふ故なるべし。神州の臣民たらんもの、今日歷朝の皇化に浴し、東照宮の德澤を被り、戎狄犬羊の徒に汚さるゝ事をも免れ、皇大神の末光を仰ぎて世に在ながら、神意の萬分の一をも知らで、武衛を奮ひ、皇化を廣くせんと思ふ心もなく、蟲魚と同じく世を過さん事、神罰も畏るべく、又己が心にも恥ぢざらんや。されば貴賤智愚不肖となく、此祝詞を朝暮口に誦し、心に念ひて、暫くも忘れず、神明の六合に照臨ましまして、群生を覆育し給ふ仁德を廣くし、鴻恩の萬一に報い奉らんと志すべきなり。

常陸　會澤安　述

〔四表〕四方に同じ書經堯典篇に、光ニ被四表一、格ニ于上下一とあり。

〔祝詞〕宣說言(ノリトキゴト)の義にて神に告げ奉る詞也、神代卷に、天兒屋命解除(ハラヘ)の太諄辭(フトノリト)を奏せること見えたれば其起原は極めて古きものにて、祭と共に起れるものなるべし、後ち弘仁貞觀兩式に收められ、延喜式に至りてこれを補ひ、二十七篇を載す、今日傳はるは此延喜式祝詞也。

〔六合〕天地及び四方を云ふ。

迪彝篇終

新論

新論 上

（宸極）帝位也、品字箋に、帝居曰宸取北辰之義、加宀象宮室也、又宸聽宸衷宸翰宸遊等、不敢直指至尊、稱其居也とあり。
（眇視跛履）眇者の視むとし、跛者の歩まむとする義、無力にして強ひて事を行はむとするに喩ふ。
（人衆則勝天）史記伍子胥傳に見ゆ。
（胡羯腥羶）蠻族を云ふ、胡は蒙古地方、羯は山西地方の夷、腥羶はなまぐさき義、腥肉を食ふ蠻族を云ふ。
（兵法曰云々）孫子九變篇に出づ。

謹按。神州者大陽之所出。元氣之所始。天日之嗣。世御宸極。終古不易。固大地之元首。而萬國之綱紀也。誠宜照臨宇內。皇化所曁。無有遠邇矣。而今西荒蠻夷。以脛足之賤。奔走四海。蹂躪諸國。眇視跛履。敢欲凌駕上國。何其驕也。地之在天中。渾然無端。宜如無方隅也。然凡物莫不有自然之形體而存焉。而神州居其首。故幅員不甚廣大。而其所以君臨萬方者。未嘗一易姓革位也。西洋諸蕃者。當其股脛。故奔舶走舸。莫遠而不至也。而至海中之地西夷名曰亞墨利加洲者。則其背後。故其民愚戇。而不能有所爲。是皆自然之形體也。是其理宜自隕越以取傾覆焉。然大地之氣不能無盛衰。而人衆則勝天者。亦其勢之所不得已也。苟自非有豪傑奮起以亮天功。則天地亦將爲胡羯腥羶所誣罔然後已矣。今爲天下論其大計。天下之人愕然相顧。莫不驚怪。溺舊聞而狃故見也。兵法曰。無恃其不來。恃吾有以待之。無恃其不攻。恃吾有所不可攻也。然則使吾治化洽浹。風俗淳美。上下守義民富兵足。雖強寇大敵應之無遺算則可也。若猶未。則其爲自逞自逸者。果何所恃也。而論者皆謂彼蠻夷也。商舶也。漁船也。非爲深患大禍者焉。是其所恃者不來也。不攻也。所恃在彼而不在我。如問吾所以恃之者與所不可攻者。則茫乎莫之能知也。嗟夫欲見天地之免於誣罔。將何時而期之乎。臣是以慷慨悲憤。不能自已。敢陳國家所宜恃者。一曰國體。以論神聖以忠孝建國。而遂及其尚武重民命之說。二曰形勢。以論四海萬國之大勢。三曰虜情。以論戎狄覬覦之情實。四曰守禦。以論富國強兵之要務。五曰長計。以論化民成俗之遠圖。是五論者。皆所以祈天之定而復勝人也。臣之自誓而以身殉天地者。大略如此矣。

國體　上

帝王之所恃以保四海而久安長治天下不動搖者。非是畏服萬民把持一世之謂。而億兆一心。皆親其上而不忍離之實誠可恃也。夫自天地剖判始有人民。而天胤君臨四海。一姓歷歷。未嘗有一人敢覬覦天位。以至於今日者。豈其偶然哉。夫君臣之義。天地之大義也。父子之親。天下之至恩也。義之大者。與恩之至者。並立天地之間。漸漬積累。洽浹人心。久遠而不變。此帝王所以經緯天地綱紀億兆之大資也。昔者天祖肇建鴻基。位即天位。德即天德。以經綸天業。細大之事。無一非天者。比德於玉。比明於鏡。比威於劍。體天之仁。則天之明。奮天之威。以照臨萬邦。迨以天下傳於皇孫。而手授三器。以爲天位之信。以象天德。而代天工治天職。然後傳之千萬世。天胤之尊。嚴乎其不可犯。君臣之分定。而大義以明矣。天祖之傳神器。特執寶鏡。視曰。視此猶視吾焉。而萬世奉祀。以爲天祖之神。聖子神孫。仰寶鏡而見影於其中。所見者即天祖之遺體。而視猶視天祖。於是乎盥薦之間。神人相感。不可以已。則其追遠申孝。敬身修德。亦豈得已哉。父子之親敦。而至恩以隆矣。天祖既以此二者而建人紀。垂訓萬世。夫君臣也。父子也。天倫之最大者。而至恩隆於內。大義明於外。忠孝立。而天人之大道昭昭乎其著矣。忠以貴貴。孝以親親。億兆之能一心。上下之能相親。良有以也。若夫至教之存於不言。百姓日用而不知者。此其故何也。天祖在天。照臨下土。天孫盡誠敬於下。以報天祖。祭政維一。所治之天職。所代之天工。無一非所以事天祖者。尊祖臨民。既與天一矣。故與天同悠久。亦其勢之宜然也。故列聖之申大孝也。秩山陵。崇祀典。其所以盡誠敬者。禮制大備。而其報本尊祖之義。至大嘗而極矣。夫嘗者始嘗新穀。而饗於天神也（古者專稱則曰天祖。汎稱羣神則亦曰天神。）天祖得嘉穀之種。以爲可以生活蒼生。乃種之御田。又口含繭。而始有養蠶

〔天祖云々〕古語拾遺天孫降臨の條に「即以八咫鏡及草薙劍二種神寶授賜皇孫、永爲天璽、矛玉自從、即勅曰、吾兒視此寶鏡當猶視吾、可與同床共殿以爲齋鏡」とあり

〔皇孫〕天照大神の御孫天津彦火瓊々杵尊を申す

〔盥薦〕盥して幣物を捧ぐるを云ふ。

〔大嘗〕天皇即位の後始めて新穀を以て天照大神及び天神地祇を奉祭し給ふ儀也。

〔種之御田云々〕天熊大人穀種及繭を天照大神に獻ず大神稻種を天狹田及び長田に播き、又た口裏繭を含まれて糸を抽くを得し由書紀神代卷に見ゆ。

〔嘗殿〕大嘗祭の正殿大嘗宮也、悠紀院、主基院の東西二院あり。
〔緇服〕所謂和栲(にぎたへ)也、絹布を云ふ。
〔荒服〕麻布の衣也
〔帛御衣〕天皇神事の際の御料なる白地無紋の袍を云ふ。
〔五部神〕天兒屋命太玉命、天鈿女命、石凝姥命、玉屋命の五神を云ふ。
〔祭大己貴〕大三輪太田田根子、崇神天皇七年遠祖大己貴尊を大和國磯城郡三輪に祭る、大神神社これ也。
〔祭思兼〕舊事記に、瑞籬朝御世、八意思兼命十世孫知知夫彥命定賜國造、拜祠大神、とあり、大神は思兼命也。

之道。是爲萬民衣食之原。及傳天下皇孫、特授之以齋庭之穗。所以重民命而貴嘉穀者、亦可見也。故大嘗之祭、烹熟新穀以殷薦之。(大嘗之歲。豫卜定悠紀主基國郡。遣稻實及禰宜卜部。臨田拔穗。以爲供御飯。自餘爲黑白酒。其飯則臨祭舂而炊之。天皇親就嘗殿。奉菜盛而薦之。皆所以致其孝敬。存其質。而不忘其本也。)其幣則緇服荒服。(太玉事於天祖。天日鷲爲之部屬。而造木綿。神武帝亦使其裔孫。倶往阿波殖穀麻。而每大嘗。阿波齋部進荒妙服。其奉祖先職。皆以其子孫。不失舊職也。)蓋皆所以報本也。御禊所以致潔也。天皇徒跣不警蹕。敬之至也。日蔭鬘帛御衣、至敬無文也。當天祖傳位之日、使天兒屋出納帝命、天太玉供奉百事、兒屋之後爲中臣氏、太玉之後爲齋部氏。故祭之日、中臣奏天神之壽詞、齋部奉神璽之鏡劍。累世奕葉。必仍當初之儀。猶新受命於天祖也。(天祖使兒屋・太玉等五部神侍皇孫。建神籬。以護衞皇孫。猶天上之儀。神武帝平天下。亦建神籬。令兒屋孫稚子太玉孫天富。奉鏡劍陳幣帛。而歷世所遞奉。莫非是儀也。及崇神帝祭天祖於笠縫。以石凝姥嘗事天祖而鑄鏡。目一箇爲作金者。故命齋部率二代之後。模造鏡劍。以奉安殿內。即踐祚日齋部所奉之物是也。其永存舊物。不敢失墜。如是矣。)其他供凡百之具、亦莫非齋部之所掌、而至百執事者、亦皆世其職、奕世不墜、駿奔承事。毫無異於天祖傳祚之日、而君臣皆不得忘其初也。(太玉統領日鷲手置帆負彥狹知櫛明玉目一箇等。以奉事天祖。天富亦悉率諸氏之後、造鏡及矛盾諸物。大嘗之日。日鷲手置帆負等之孫。供奉諸物。一如其先世之舊。而其細如伴之燧火。安曇之吹火。車持之執菅蓋之類。亦莫非世其職也。)夫以天祖之遺體、而膺天祖之事。肅然愛然、見當初儀容於今日、則君臣觀感。洋洋乎如在天祖之左右。而羣臣之視天孫、亦猶視天祖、其情之發於自然者。豈得已哉。而羣臣也者。亦皆神明之冑。其先世事天祖天孫、有功德於民、列在祀典、而宗子糾緝族人、以主其祭。(古者故家名族。爲國造縣主等者。各統其族人而祭其先。若大己貴之後爲三輪君。而世祭大己貴。思兼之後爲秩父國造。而世祭思兼之類。凡舊族莫不皆然。至天智帝。定氏上。即大寶令所稱氏宗者。而亦因舊俗而潤飾之也。後世鄕里所祭之神。稱氏神。其土人稱氏子。蓋亦其遺俗也。)入以追孝其祖、出以供奉大祭、亦各以其祖先之遺體、行祖先之事。(臣連伴造各領其所屬諸氏。皆不失舊職。茲所舉齋部率諸齋部供奉之類。而其諸國齋部者。即如日鷲之後爲粟國齋部之類是也。而亦莫不奉其舊職於祭祀之日也。)惻然悚然、念乃祖乃父所以敬

〔學記〕禮記の篇名なり。
〔禘嘗〕王者が祖先の靈に新穀を供ふるを云ふ。
〔大雅〕詩經の篇名なり。
〔郊祀〕天地を祀るを云ふ、郊は康熙字典に、祭名、冬至祀天于南郊、夏至祀地于北郊、故謂祀天地爲郊とあり。
〔明堂〕天子の天を祭る所也。
〔曾子曰云々〕論語學而篇に出づ。
〔盤庚〕殷第十九世の王也、都を亳より殷に遷す。
〔箕子云々〕周武王の時朝鮮の祖箕子が洪範九疇を推衍せるを云ふ。
〔康叔〕文王の第九子也、衞に封ぜらる。

事皇祖天神者。豈忍忘其祖。背其君哉。於是乎孝敬之心。父以傳子。子以傳孫。繼志述事。雖千百世猶如一日。孝以移忠於君。忠以奉其先志。忠孝出於一。敎訓正俗。不言而化。祭以爲政。政以爲敎。敎之與政未嘗分爲二。故民唯知敬天祖。奉天胤。所鄕一定。不見異物。是以民志一而天人合矣。此帝王所恃以保四海。而祖宗所以建國開基之大體也。夫萬物原於天。人本於祖。承體於父祖。稟氣於天地。故言苟及天地鬼神。雖愚夫愚婦。不能無悚動於其心。而政敎禁令一出於奉天報祖之義。則民心安得不一乎。人者天地之心。心專則氣壯。故億兆一心。則天地之心專。而其氣以壯。則人所以稟元氣者得其全。天下之人。生而皆稟全氣。則國之風氣頼以厚。是謂天人之合也。是以民不忘古。而其俗淳厚。能報其本。反其始。久而不變。易曰。觀盥而不薦。有孚顒若。下觀而化也。觀天之神道。而四時不忒。聖人以神道設敎。而天下服矣。又曰。風行地上觀。先王以省方觀民設敎。觀者上觀於下。下觀於上。上下交相觀也。學記云。相觀而善。之謂摩。而風有命令之象。其行地上。善撓萬物。去來無方。莫凝而不散。莫密而不入。有敎學之象。而其所以敎之道。則天之神道也。天之道。陰陽不測。而生物不忒。故四時不忒。不忒者孚也。不忒亦孚也。爲有孚顒若之象。覆幬持載。川流敎化。命從上入。而下順之者。天之神道。而下觀而化也。天地之間。莫誠於鬼神。而人神相感。在盥未薦之間最爲至。天下之誠莫以尙焉。故中庸論誠。亦先言鬼神之德。而及於舜與武王周公之孝。宗廟饗之。子孫保之。遂言修祖廟。以至於郊社禘嘗。乃曰治國如示諸掌。孝經首章。引大雅念祖之詩。而其論聖人之孝。亦以周公郊祀及明堂之祀爲大。其意亦可見也。陰陽合而生物。精者爲人。其體卽父祖之遺。其氣卽天地之精。同體一氣。交相感應。故鬼神之德。體物不遺。洋洋如在左右。人神至誠之相感。固自然之符也。聖人因以設敎。郊社禘嘗。以事帝祀先。而報本反始之義盡矣。祀文王則歌對越在天。朝會則歌文王。陟降在帝左右。用此以化導萬邦。而罔畏敬尊奉之。視王者猶視天。王者之德被兆民。而兆民一志。同崇奉之。亦其至誠之自然相感者。而後嗣王所以報本反始者如此。其孝敬之心達於上下。下觀而化之。出則事其上。入則事其先。惻然悚然。愛敬之心發於中。不能自已。故曾子曰。愼終追遠。民德歸厚。亦神道設敎之効也。蓋堯舜之師民。必本天愼祀。故堯之政。始於曆象授時。而其授受之間。皆以天之曆數爲言。陳謨則曰。天工人其代之。啓之征伐。則以其威侮五行。怠棄三正。而行天之罰。湯之伐桀。則曰。予畏上帝。不敢不正。盤庚之遷都。則曰。迓續乃命子天。殷人諫紂。則曰。天監下民。曰天棄我。武王討紂則曰。天視聽自我民。曰自絕于天。曰恭行天之罰。箕子陳洪範。則曰。天陰隲下民。周公自禱則曰。有丕子責于天。成王大誥則曰。予造天役。封康叔則曰。宅天命。曰畏天顯。

營新邑則曰。稽天。曰及天之基命定命。告多士則曰。天命無違。戒成王則曰。寅畏天命。告召公則曰。天棐忱。大命不易。告多方則曰。圖天之命。立政則曰。籲俊尊上帝。顧命則曰。無壞命。作刑則曰。作天牧。命管侯則曰。上帝集命。尙書毎篇。莫非所以奉天者如是也。舜受終則類禋望徧。巡狩則柴望。歸則用特於藝祖。陳謨則曰。祖考來格。治水土則九山刊旅。盤庚遷都則曰。大享于先王。爾祖其從與享之。諫紂則曰、天胤典祀。（舊以胤爲句。今改以祀爲句。）微子則曰。攘竊神祇之犧牲。伐紂則曰。謂祭無益。曰昏棄肆祀弗答。洪範則曰。三曰祀。自禱則曰。能事鬼神。誥康叔則曰。祀茲酒。營新邑則用牲于郊社。稱殷禮。記功宗。禋蒸于文武。告多士則曰。寅念于祀。則典神天。顧命則受之廟。尙書篇篇無非所以愼祀者如是也。故論語篇末。敍堯舜禹之授受。則言天之曆數。湯伐桀則曰。簡在帝心。周之所重民・食・喪・祭。亦皆奉天愼祀也。故禮記曰。凡在九天九州之民者。無不成獻其力。以共皇天上帝社稷寢廟山林名川之祀。古者所以使民敬鬼神奉祭祀者。亦可見矣。蓋神州之與漢土。風氣素同。而人情亦甚相類。故設教之意。甚相似。亦如此也。

昔也國造・伴造・世承祖業而不墜其祀。中也王族廷臣緝合宗族。以保其爵位。下及近古。武夫猛將。猶能重總領。以管轄家衆。夫旣自重血屬。孰敢不敬天胤。故擧一世皆知天位之不可犯。逆順旣明。則大逆者固世之所不與。將無容於天地。亦惡得鳩聚醜類以逞其姦也。故雖國步之時或有艱難。而天胤乃尊自若也。上之則乘輿或播遷。而未嘗有一人敢朶頤神器。下之則陪臣世擅天下之權。而亦不敢簒其主位。神聖以忠孝建國。而遺風餘烈之猶在人者如此。則天日之胤。與天壤終始而不易者。蓋有以致之而然也。夫神聖之建國也如此其固矣。流澤也如此其遠矣。然則善政之所施。聲教之所暨。其果無弊乎。凡天下之事。不能無弊。固其常理。今夫天下之弊。指不遑屈。然概而論之。其大端有二曰。時勢之變也。邪說之害也。欲矯枉擧廢。二端者得不審詳之乎。何謂時勢之變。昔者天祖肇基天業。愛養蒼生。定天邑君。以綏撫之。選勇武以經略下土。而民知奉戴天朝矣。然天造草昧。四方未底平。土豪邑傑。所在割據。歷數世而未相統一。大祖神武天皇旣定天下。封建國造。俾司牧人神。舊族世家。悉維之以名位。而土地人民悉歸於朝廷。天下大治。孟子曰。諸侯之寶三。土地・人民・政事。周官。天官首掌六典。治邦國者。於政事無所不統也。地官首掌土地之圖・人民之數者。土地人民無所不統也。二官經紀四時之官。而春秋二官所掌。多典禮政刑之事也。夏官制軍者。用人民也。冬官司空土者。治土地也。孟子以土地人民與政事並稱者。其旨甚深。而古者重土地人民。

〔召公〕名は奭、周の支族也、武王の時燕に封ぜらる。
〔柴望〕柴を焚きて天を祭る儀也、柴は書經舜典の傳に、祭時積柴其上、而燔之也とあり、望は遙に祭る義也。
〔陳謨〕書經君陳篇を云ふ。
〔論語篇末〕堯曰篇なり。
〔九天〕天を鈞、蒼、變、玄、幽、顥、朱、炎、陽の九野に分ち稱也。
〔九州〕太古より周代迄支那全土を九分し九州と呼べり其名時代により同じからず。
〔孟子曰云々〕孟子盡心篇に見ゆ。
〔六典〕治典、教典、禮典、政典、刑典、事典を云ふ。

〔校ニ人民ニ云々〕日本紀崇神紀十二年の條に、秋九月甲戌朔己丑、始校ニ人民ヲ、更科ニ調役ヲ、此謂ニ男之弓弭調、女之手末調ニ也とあり。

〔稱ニ臣於明ニ〕應永八年五月義滿始めて明に使を遣る、其書に、日本國准三后源道義、上ニ書大明皇帝陛下ニ、の句あり、明月明使來朝す、書中日本國王源道義の句あり、義滿大に悅ぶと云ふ。

〔熊澤伯繼〕蕃山也、中江藤樹に師事し後ち池田光政に仕へて令名あり、萬治元年致仕、後年綱吉の旨に忤ひ古河に幽せられ、元祿四年卒す。

〔了介〕蕃山の字也

其意亦可ㇾ見矣。及歷世既久、紀綱漸弛、或有背叛。崇神天皇四征不庭、大敷政教。校人民課調役、益封國造。以鎮撫邊陲、拮据經營、歷數朝不ㇾ懈。皇化日洽、土疆日廣、而土皆天子之地、人皆天子之民。民志一而天下又大治。爾後習安無事、廟堂無遠大之慮。大臣竊權、經營私門、歷朝所ㇾ置、既有官家及標代民。而臣連伴造國造、亦各置私田畜私民。土地人民漸分裂、各異所趨。自是至中宗天智天皇既誅夷亂賊、在儲闈輔政、革除舊弊、而布新制。因其封建之勢而一變之、以國司統治國郡、而遂成郡縣之制。除私地私民、盡歸之朝廷、天下無一非王土與王臣者。而天下又大治。及數世之後、藤氏專權、公卿大夫僭奢成風、爭置莊園、以私土地人民、弓馬家又依附權勢、割郡連邑、以爲己有、所在聚良民以爲奴隸。天下之地、與分瓜裂、而割據之勢成矣。及源賴朝爲天下總追捕使、則舉土地人民盡歸之鎌倉。鎌倉室町之爲將軍、雖時有盛衰治亂之不同、而概皆據土地人民之權、動輒有不能恭順、而舊姓豪族、亦各擁土地人民以相爭奪。弱肉強食、亂賊接武、天下鼎沸、萬姓靡爛。而民各異所適從。雖勇敢力戰能爲其主死、而名義之不ㇾ明、其忠非ㇾ忠、其孝非ㇾ孝。忠孝之教、日以消鑠。至如足利義滿、則屈膝稱臣於明。內爲王臣而稱臣於外、非人臣之節矣。而天下無之怪也。身操天下之權、而稱臣於異邦、使異邦視天朝如藩臣。虧國體也甚矣。而天下無之怪也。名節墜地、而君臣之義廢矣。民俗日趨薄惡。而遺報本反始之義、知家督之可ㇾ利、而不ㇾ知血胤之可ㇾ重。或養異姓子以爲己子。他人可以爲父子、則父子可以爲他人。夫誰復知天倫之不ㇾ可ㇾ易。其甚者、則雖皇子皇孫、悉爲緇染之流、使天胤不ㇾ絕如ㇾ綫。而天下無之怪也。彝倫以斁、而父子之恩廢矣。（皇子不ㇾ宜ㇾ爲緇徒。熊澤伯繼新井君美論之極詳矣。然議者或患歲月之久、瓜瓞蕃衍、供億難ㇾ給。而君美辨之曰、天地間自有大算數。消息盈虛、非知力之所ㇾ及。當ㇾ論其義之當否也。了介曰。宜ㇾ令諸國設學校。以皇子及公卿子弟爲之師長。則天胤之不ㇾ億。可ㇾ有以處ㇾ之。二子所ㇾ論極是矣。）**且古制皇子爲親王。親王子孫爲諸王。五世之後、賜ㇾ姓列爲庶臣。則亦何患其難供給。**

乎。（如其詳。別有所論述焉。）則臣將土地人民之不得統於一。政教不可以施。其極忠孝俱廢。而天人之大道委地矣。然而一亂一治天下之常勢也。故天既厭喪亂。英傑並作。豐臣氏起匹夫。平定禍亂。以關白號令天下。統土地人民於一。以翼戴帝室。東照宮踵興。專以忠孝立基。遂成二百年太平之業。孫謀既貽。遵守不墜。以時帥天下國主城主朝于京師。天皇褒賞。授官賜爵。當此之時也。天下之土地人民共治歸於一。海內一塗。皆仰天朝之仁。而服幕府之義。天下之勢。可謂治矣。然昇平已久則倦怠隨生。天下有土之君。生則逸。兇荒無備。而莫之恤。姦民橫行。而莫之禁。戎狄伺邊。而莫之虞。弃土地人民也。天下士民唯利是計。不肯盡忠竭慮以謀國家。怠傲放肆。以忝乃祖。遺君親也。上下交遺弃。土地人民何以統一焉。而國體其何以維持也。夫英雄之鼓舞天下。唯恐民之不動。庸人之糊塗一時。唯恐民之或動。故務粉飾昇平。使虜陸梁眼前。猶稱爲漁商。上下相蒙蔽。適足以玩寇畜禍。而高拱端旣。糊塗自智。將相率自趣不測之淵。亦可憫也。苟稍存心性知識者。誰不吞聲而竊嘆之乎。今幕府斷然明令天下。見虜必摧之。公然與天下同仇之。而令布一日。天下無智愚。莫不攘臂欲趨令。天下人心之不可磨滅如此。夫方今天下有封建之勢者。固太祖之所以制治也。東照宮以忠孝立基者。天祖之所以垂彜訓也。苟能因人心之不可磨滅者。而立之規制。原於神聖所以經綸天下之意。經土地制人民。正君臣之義。敦父子之親。範圍天下。以爲一身。豈甚難爲哉。此乃千載之一時。必不可失之機也。臣是以欲審弊之宜革者。不得不咨於時勢之變也。何謂邪說之害。昔者神聖既以神道設教。所以緝收民心者。專出於一。因有成規焉。而事天祀先之意。傳之後世。民知報本反始之義矣。太祖奉天神。以討不順。所至明禋。遂立靈畤。祭皇祖天神。以申大孝。崇神天皇崇重神祇。敬事天祖。班祀典天下。報本反始之義達於天下。天下仰朝廷如天神。以孝事君。同心一志。共輸其忠。風俗以惇矣。至應神天皇朝。得周人經籍。行之天下。其書言堯舜周孔之

〔國主〕國持とも云ふ、一國以上所領の大名也、國を領せざるも領地殊に大なるは是れを國持並と云へり。

〔城主〕國持又は國持並の外にて城を有する大名を云ふ

〔朝于京師〕慶長八年進官の御禮に入朝せし時の事ならむ。

〔陸梁〕亂走の貌也

〔所至明禋〕神武天皇紀伊大和御親征の際屢祝瓮を設けて神祇を祭り給へること書紀に見ゆ。

〔立靈畤〕神武天皇四年二月大和國鳥見山に齋場を設け、天照大神を祭り給へるを申す、靈時は齋場也、時は止まる義、神靈の依り止まる處の意なり。

道。其國隣神州。風氣相類。其教本於天命人心。明忠孝而以事帝祀先。與天祖之彝訓大同。中庸云。郊社之禮。所以事上帝也。宗廟之禮。所以祀乎其先也。明乎郊社之禮禘嘗之義。治國其如示諸掌乎。蓋治國示掌者。郊社禘嘗。而其禮與義。則曰事帝祀先是也。亦與神聖立教之意合矣。若能因而益修明祖宗政教。久而不倦。則其功烈將有不可勝言者焉。而異端邪說。相踵而作。有巫覡之流。有浮屠之法。有陋儒俗學。有西荒耶蘇之說。及他所以淆化傷俗者。不勝枚擧也。夫祖宗之秩祀典。所以與天下共事天祀先。其義達天下。莫有彼此。而故家舊族。或因襲家說。陋習未盡除。偏方下州。或私奉淫祠。知祈福徼幸。而不知事天祀先之義。世之守陋好奇者。付會以怪妄迂僻之說。民神雜揉。遂爲巫覡之流。至後世或剽竊儒佛。緣飾其言。以爲糊口之資。則其所事神者。既非祖宗所以報本反始之意。雖忠臣孝子。亦或無所適而致其孝敬。民志於是乎岐焉。佛法之入中國。朝議謂。國家有祀典。不宜拜蕃神。而逆臣馬子私奉之。與皇子廐戸等黨比。興造伽藍。自是僧徒日衆。爭鼓其說。民志於是乎離渙矣。大寶之制。列神祇於大政之上。隷僧尼於玄蕃。可謂知國體。然猶不免於分祭政爲二者。當時人情世態。既非如往日之純一也。而及聖武孝謙之朝。則佛事益盛。朝政廷議。無非所以奉佛者。遂置國分寺諸道。與國府並立。以布其法國郡。使佛事與政一。上之所好。用以爲政。爲之下者。孰不爭趨之。是以天下靡然。唯蕃神是敬。及本地之說作。而赫赫神明。冒以佛名。誣天欺人。擧吾民所瞻仰者。悉爲胡神之分支末屬。變神明之邦。以爲身毒之國。驅中原之赤子。以爲西戎之徒屬。內既自夷。國體安存也。故以後白河上皇之尊。而嘆山法師之難制。時勢亦可見也。至一向專念之說作。則雖名祠大社在祀典者。不許瞻禮之。以遏絕報本反始之心。而專奉胡神。民是以知有西戎。而不知有中原。知有僧尼。而不知有君父。及其叛亂。則指使義討賊者。以爲法敵。乃至於使一時忠烈之士挽弓揮戈而反仇君父。忠孝之廢。民志之散。可謂極矣。令云。凡僧尼上觀玄象。假說災祥。語及國家。妖惑百姓。并習讀兵書。殺人奸盜。及詐稱得聖道。並付官司科罪。別立道場。聚衆教化。妄說罪福。官司知而不禁止者。依律

〔大寶之制云々〕大寶令神祇官を諸官の上に載す、集解に、釋云、神祇者是人主之所重、云云、故以神祇官爲百官之首、と見えたり。

〔玄蕃〕令制、治部省に玄蕃寮を置き僧侶外蕃のことを掌らしめしを云ふ。

〔國分寺〕朝廷より諸國に分置せる僧尼の寺院を云ふ、廣く諸國に設けしは聖武天皇の御宇に始まる。

〔本地之說云々〕佛徒本地垂跡の說を稱へ、我朝の神は垂跡にて、其の本地は佛なりとなせるを指す。

〔身毒〕印度の古稱なり。

〔山法師〕延暦寺の衆僧也。

科罪。僧尼卜相吉凶。及小道巫術療病者。飲酒醉亂。及與人鬪打者。皆還俗。將三寶物餉道官人。若合稱朋黨擾亂徒衆。作音樂博戲者。服用綾羅錦綺者。僧房停婦女。尼房停男夫者。阿黨朋扇浪擧無德者。使俗人歷門敎化者。皆苦使有日數。凡僧尼不得私畜園宅財物。及興販出息。凡如是之類。其所以設禁防以使保身體免罪戾者。不一而足。如能使僧尼謹守律令。從佛家之法。則樹下石上。樂以沒齒亦可也。但其不奉邦憲。是以其害至此而已。夫聖賢敎人。莫非所以修己治人之道。近世陋儒俗學。不達大體。任意談說。其如牽強經義而競新衒博者。如舐毫鬪詞以釣名要利之流。紛紛擾擾固無足言焉。而或昧於名義稱明淸爲華夏中國。以汙辱國體。或逐時狗勢。亂名遺義。視天朝如寓公。上傷列聖之化。下害幕府之義。或毛擧細故。唯貨利是談。自稱爲經濟之學。或脩飾邊幅。口談性命。言似高妙。行似惇謹。其實則鄕原。忘國家安危。而不達時務。凡此皆非忠非孝。而非堯舜孔子之所謂道者也。故祖宗之訓。亂於巫覡。變於佛。微於陋儒俗學。左右言說。滅裂民心。而君臣之義父子之親者。則漠然置之於度外。天人之大道。果惡乎在也。然往時所亂民聽者。其極不過爲境內奇衺之民耳。至西荒戎虜。則各國奉邪蘇之法。以呑併諸國。所至焚燬祠宇。誣罔人民。以侵奪其國王。其志非盡臣人之君。從人之民。則不慊也。及其益猖桀。既傾覆呂宋・瓜哇。遂朶頤神州。嘗煽動西邊。欲以所以加呂宋瓜哇者而加之神州。其邪說之所以亂民聽者。豈特爲境內奇衺民而止哉。幸而明君賢佐洞察其姦。誅鋤夷滅。無復焦類。邪頑之徒。不得易種中土者。一二百年於此。使民免於妖夷之煽惑。其爲德澤也大矣。然神聖之大道未明。民心未有主。而內之奇衺猶尙依然也。其所適從者。非巫覡浮屠。則陋儒俗學也。譬如劇疾新除元氣未復。善後之計未設者。其內無主。外易遷於異物。而近時又有一蘭學者。其學本出譯官。不過讀阿蘭字以解其語耳。本無害於世者。而耳食之徒。謬聽西夷誇張之說。盛稱揚之。或至於有著書上梓欲以夷變夏者。及他珍玩奇藥。所以奪目蕩心者。其流弊亦至於使人反欣慕夷俗。異日使狡夷乘之以蠱惑愚民。則其復變於狗

〔小道〕令集解に、謂、厭符之類也、とあり。

〔三寶物〕法物（佛像殿堂香花等）、法物（經卷等）、僧物（衣鉢、穀菜等）の三を云ふ。

〔華夏中國〕支那の美稱也、夏は大の義也。

〔寓公〕諸侯の國を失ひ他國に寄寓する者を云ふ。

〔鄕原〕鄕人の氣を迎へて里俗に諂ふ似而非道德者を云ふ、論語陽貨篇に鄕原、德之賊也とあり。

〔耳食〕自から味はず、人の言を聞きて食味の甘辛を論ずる義、俗に云ふ聞噛り也。

竭蠻裘之俗、孰得禁之。履霜堅氷。漸不可長。其所以爲廣害深蠹者。可不熟察而豫爲之防哉。今夷虜包藏禍心。日窺何釁隙、而邪說之害稔於內、百端無窮如此、養夷狄於中國、天下嗷嗷、民有淫朋。人有比德、舉而大觀之。果爲中國耶、明淸耶、將身毒耶、抑西洋耶、國之爲體其何如也。夫四體不具不可以爲人。國而無體何以爲國也。而論者方言。富國强兵。守邊之要務、今虜乘民心之無主、陰誘邊民。暗移之心。民心一移。則未戰而天下既爲夷虜之有、所謂富强者。既非我有。而適足以借賊兵齎盜糧耳。勞心竭慮富强其國。一旦舉以資寇賊、亦可惜也。苟稍辨事體者、誰不扼腕切齒共憤之乎。今幕府斷然明令天下。嚴禁邊民接濟。不使黠虜得肆煽惑吾民、而令前一日天下無智愚。莫不知黠虜狡謀詭計可惡可醜。天下人心之不可磨滅如此。夫方今去古雖遠、而當今之至尊則儼然天祖之正胤也、所治之蒼生、則依然天祖所愛養之裔孫也、苟能因人心之不可磨滅者而奮之、致使原於神聖所以淬礪天下之意、事天祀先報本反始。因以正君臣之義、敦父子之親、率篇萬民、使爲一心、豈甚難爲哉、此乃千載之一時、必不可失之機也。臣是以欲審弊之所由生、不得不眷於邪說之害也、夫英雄通變神化、無不可爲之時、無不可爲之事。而帝王所恃以保四海者、天人之大道、其文可變、其義不可易、則神聖所以經緯天地、使億兆皆親其上而不忍離之意、雖今日亦無不可復行者焉。今時勢之變也、邪說之害也、雖天下不勝其弊、而欲更張作新之。顧所以處之方何如耳。

國體中

天朝以武建國、詰戎方行、由來舊矣、弧矢之利、戈矛之用、既見於神代、寶劍與居三器之一。故號曰細戈千足之國。天祖授中州於天孫、使押日帥來目兵從行、太祖征戰、亦專以來目爲折衝之用。遂平定中土。又遣物部、

〔四體〕四肢に同じ

〔率篇〕[illegible]子也、要は教化する義に云へり。

〔細戈千足之國〕日本紀神武紀に、昔伊弉諾尊目此國曰、日本者浦安國、細戈千足國、云々とあり、されど細戈は戈を突き歩む道（チ）の意にて、千足の枕詞とせるにて、寬劔に因めるには非ず。

〔押日云々〕神代卷に、大伴連遠祖天忍日命、帥來目部遠祖天槵津大來目、云々、而立天孫之前、遊行降來とあり。

〔太祖征戰云々〕神武紀に、大伴氏之遠祖日臣命、帥大來目、督將元戎、蹈山啓行、云々とあり。

（將軍云々）崇神天皇十年七月の事也

（豐城命）崇神天皇の皇長子也、同帝四十八年四月東國に下りて治め給ふ

（臨行營）天智天皇先帝の御遺意をつぎ筑前長津宮にて三韓の軍事を聞召されしを申す。

（終不能克）當時我將阿曇比羅夫の軍大敗、百濟滅ぶ。

（攘斥蝦夷）齊明天皇五年阿倍比羅夫をして討たしむ

（正肅愼）齊明天皇四年及び六年阿倍比羅夫今の滿洲に在りし（靺鞨古稱）肅愼を征す。

（桓武嵯峨云々）桓武帝延暦廿年坂上田村麿蝦夷に大勝し、嵯峨天皇弘仁年間文室綿麿亦蝦夷の亂を平げたり

與來目相參以衞宮城。鎭國土。崇神天皇遣將軍於四道。討平不庭。使皇子豐城命治東國。而令民農隙射獵。以貢其物。以從征役。規制一立。歷朝遵奉。土疆日以廣。東斥蝦夷。西靖筑紫。遂平三韓。建府任那以控制之。治強之實。於是乎見矣。至仁德朝。海內無事。兵革不試。履仲安康而後。漸趨乎衰弱。歷十餘世。而任那失守。三韓不朝。中宗中興。憤皇化之不振。躬臨行營。經略任那。而終不能克。然當時事東略。大攘斥蝦夷。建府於後方羊蹄。今西蝦夷地有止利別山。蓋古後方羊蹄地。嘗聞此山中本有路徑。蝦夷恒往來之。百餘年前。蝦夷叛亂。自是禁蝦夷不得由是路。路遂廢。蓋是地險要。叛虜易依阻以爲變。故禁其往來。而古者建府於此。亦據險要以制夷虜也。遂以正肅愼。其事則雖在齊明天皇世。而蓋中宗在儲宮佐英略。而餘威所震。渤海亦遣使貢獻。治強之實復見矣。爾後百餘年。雖世道漸汙。而迨桓武嵯峨朝。遂平陸奧賊。蝦夷屛跡海外。則猶未以爲衰弱也。夫攘除寇賊開拓土宇者。天祖之所以貽孫謀。而天孫之所以繼述天祖也。故祭皇太神祝詞有稱。神明之所照臨。窮天極地。狹者俾廣。險者俾平。遠者如以八十綱牽之。是所以禱皇化之日被四表。而天朝建國尙武之意亦可見也。然事逐時變革者。天下之常勢。而如兵制。其變不一。古者用來目・物部之兵。而參以民兵。國造縣主。亦各有兵。以保民社。國家立制之初。大約如之。而一變爲軍團。再變爲募兵。於是乎兵皆世業。號爲弓馬之家。而兵農之分。始起於此矣。及天下爲戰國。而英雄割據。遂成封建之勢。兵制亦隨而變。此其大略也。兵制屢變矣。如論其大勢。則亦其變者三。古者藏兵器於神社。每征戰必禮祭神祇。是雖天子不敢以自專。而必受命於天神也。是以民志一而其力不分。是天神之兵也。及身毒法入中國。而民志遂分。其敬戴天神也不專。而其所以受命於天之意不明。兵專爲人事。一變也。源賴朝而後。鎌倉・室町・相繼而管轄天下兵馬。再變也。自古兵皆地着。及四海鼎沸。而豪傑離其土。客遊四方。禍亂既平。天下之兵。各聚處都城。而土無兵。兵無土。三變也。此三者非特其制有變革。而其勢之大變者也。夫兵地着而天皇受命於天。是天地人合爲一也。苟能因而立

〔室町〕足利義滿京都北小路の北、室町の東に第宅を造りて室町殿と稱し、依て幕府を開く、足利幕府を室町幕府と呼び、その時代を室町時代と稱す。

〔胡元之賊船云々〕弘安四年五月元兵壹岐を侵し、翌月太宰府に迫る、閏七月一日颶風起りて敵艦覆沒、我兵掩擊して大勝す。

〔朝鮮之國都云々〕文祿元年秀吉諸將を遣して朝鮮を伐つ、我軍連勝四月國都京城陷る。

〔不聞金鼓〕戰役なきを云ふ、金鼓は軍の進退を制する樂器也。

之規制、訓練習、戰而時動、以光天地之威令。鼓鬼神之功用、則功烈之盛。可勝言乎、而大勢一變。人不奉天。天人懸隔、莫由以一億兆之心焉、鎌倉室町之統兵權也。豪族大姓。據有國郡、及其末年。東滅西起。交相攻伐。天下兵士各異所趨向。海內瓦解、而兵力益分、但其所可恃者兵猶未離地也、夫兵之地着、譬之地中有水、雖遐陬僻壤而無所之而非兵者、寸土尺地、莫不有守也、故朝廷雖衰乎。天下雖亂乎。而天下之勢猶未失其爲強。是以能卻胡元之賊船、扶朝鮮之國都。其威之震海外、猶尚如此也、豐臣氏患天下之太強、舉有土之君盡處之大坂。或役之土木。或用之戰伐、俾之不得一日養強於其國、東照宮之興。其務亦在強本而弱末。令武士各聚處都域。俾之不得一日養強於其邑。俾庶民耳不聞金鼓、目不見干戈、於是乎兵寡民愚。天下始弱。而一時人豪屛息聽命、莫敢倔強所以獨遂天下者、其効可謂速矣、夫天下之事、有斯利必有斯害、弱之弊必至於不振、然當時有弱勢而無弱形者何也、東照宮之立基、專以節義磨勵士衆、士有進死而無退生、兵之所加。雖大衆勁敵、莫敢當其鋒、天下既平、麾下將士、皆束名節、尙勇武、而世未忘干戈、知備不虞。故天下雖弱而通邑大都武士所聚處則亦未見其爲弱也、夫既盡天下膏血以養武士、武士所聚、貨財亦聚焉、貨財所聚。商賈亦聚焉、商賈趁時好逐花利、珍惟奇異莫不備、所以使猛將勇士忘戰伐樂升平者、雖固宜如是而至其流弊、則借奢侈成風、偸惰從欲、不知禮義、故富而無教。則驕淫蕩佚、無所不至。是以富溢生貧、貧與弱相依、貧而奢則慮營生、慮營生則顧貨財。顧貨財則見利忘義、是以上下交征利、無復廉恥、國無廉恥、則天下無生氣。而弱形見矣。進退疾徐、步伐止齊、因敵轉化。相地制度、臨陣之用也、武夫不出城市、所論則婦女酒食。俳優雜劇。種樹挿花。羅鳥釣魚之事。習擊刺者、不過以爲私鬪之用。學弓銃者。不過充演場之具。調馬徒以供儀容。甲冑槍槊、以爲觀美。衣糧器械。不辨其所以適用。遠近險易。廣狹死生。不知其爲何物。武夫

〔包桑〕根本を固むるを云ふ、易の否卦に見ゆ。

〔黔首〕庶民を云ふ黔は黑也、庶民は冠せずして黑髮を顯すによる。

〔任那〕今の慶尙道の西方に在りし國垂仁の朝始めて來朝す、神功皇后征韓の際此地に內官家を置き、後ち日本府を設けて韓國を統べしめしが、後ち屢新羅の爲めに侵され、欽明天皇二十二年遂に日本府滅ぶ。

〔渤海〕今の滿洲東蒙古地方に在りし國也、聖武天皇神龜四年始めて來朝以後二百餘年の間屢入貢せり。

以筋力為用。馳驅跳騰。輕險阻。冒風雪。菲衣惡食。忍飢堪渴。固武夫之事也。故兵家選兵。鄕野老實有土作之色者為第一。而城市游滑。形勤伶便者。其所切忌也。武夫與市人並長。風習偸薄。以靡麗相尙。飲醇茹鮮。身體豐滿。手足輭弱。可以周旋筵席間。而未可以臨危險堪艱苦。是兵家所切忌。而緩急不可用。凡此非所以養兵之道。古人所謂所養非所用者。而弱態備矣。祿兵士者。素所以養從卒。而驕奢淫佚。自致困弊。不得有所養。約皆雇市井之間民。以充騶從。一旦有事。則厚祿之士亦無異匹夫。而天下之兵幾何也。民既出過陪之稅。以養兵士。不可復點為兵。而其為民者亦畏懦自弃。不能或奮勵。不可以役之干戈。則通邑大都。世臣及公卒之外。天下無復有所謂兵者。而遐陬僻壤將何兵以守之。今夫兵皆聚處都城。日學擊刺。就都城中視之。則似衆似强。而自天下視之。地之有守者無幾。其為寡弱也極矣。夫兵者所以守地。地者所以養兵。兵之與地不得相離。離則地空虛。而兵寡弱。是自然之勢也。故休養生息。為日已久。戶口倍於古。而兵之寡如此其甚。其歸遂致本末共弱。則亦非東照宮所以立太平之基之意也。世徒有治强之名。而居衰弱之實。包桑之戒。將焉得不思也。今俗日赴驕淫。諸侯僭奢。其心未必皆恭順。而其無背叛者。狃修惜而苦貧弱也。細民怨咨。非無騷擾。而未至用兵者。志氣厖怯。而首唱者不知兵也。姦民横行閭閻。異化之徒充斥天下。禍端非不萌。而天下未動搖者。撫御務仁柔。事多姑息。未激之變也。夫既弱天下。而天下弱矣。愚黔首而黔首愚矣。弱且愚。則欲自動搖得乎。故天下所以無變者。可一言而盡。曰畏戰而已。歷代史傳所紀。有一語曰畏戰。則雖蠻子知其為弱國。擧堂堂用武之邦。反為狼顧畏戰之俗。不亦可羞乎。任那之不守。渤海之不貢。亦既久矣。而如蝦夷諸島。亦日就蠶食。雖內地。而一水之外。直為虜人巢窟。所謂先王日辟國百里。今也日蹙國百里者。不獨周人所嘆也。處日蹙之勢。而待日辟之虜。用畏戰之俗。以抗百戰之寇。惡得不寒心。論者徒見治强之跡。

〔文祿慶長云々〕文祿及び慶長の二回秀吉朝鮮を征して大に國威を揚げしを云ふ。

〔大礮〕大砲也、礮は廣韻に、俗作砲、機石也とありて、砲の本字、もと石弓を云へり。

〔東照宮〕正保二年十一月朝廷より賜はれる家康の神號なり。

〔尾大〕上弱くして下強きに喩ふ、淮南子泰族訓に、禽獸之性、大者爲首、而小者爲尾、末大於本則折、尾大於腰則不掉矣とあり。

〔桀驁〕品字箋に、桀驁、馬不馴名とあり、强惡の者に喩ふ。

而忘其孱弱之勢、頽然視滿文祿慶長之舊。何其惑也。今虜犬羊之性。雖不足與較長短、而其俗殘忍、日尋干戈。勢不得愚弱其民以自立國、故國內皆可籍爲兵、又徵役海外諸蠻、未可侮以爲寡也。各國戰爭。民習於兵未可侮以爲弱也。用妖教以誘其民。民心皆一、足以戰矣。巨艦大礮、用其長技。足以嚇人矣。由是每雄視海上、逞其吞噬。未可侮以爲愚也。而今欲懲之、豈可徒恃自愚自弱之餘謀、安坐高枕無所變通哉。愚民弱兵。雖爲治之奇策、而利之所在、弊亦隨之、不得不矯之。今幕府之議既決攘虜、則轉寡爲衆。更弱爲強。其勢之不可得已者也。夫以節義勵士衆、必倣傚東照宮當日之意。所以強本也。使邦君得養強於國。士大夫養強於邑、兵有土土有兵、所以強末也。本末其強、兵甲既衆、天下之民有勇知方、義氣溢海內。用海內全力。以興膺懲之師、使醜虜卑躓、形不敢近邊、庶幾不忝國體矣。或曰。使末養強、恐生尾大之患。臣謂英雄之用天下、相時弛張、雖解脫羈絆、從其所欲、而天下不敢動搖者。其襟胸恢廓、足處天下之變、紀綱振肅、足制天下之死命也、今天下既知幕府英斷感憤激勵。孰敢不俯伏奉命、於是大推赤心、與天下同其休戚。使天下得各自養其強、天下豈有不奔走趨令者哉、萬一有兇頑桀驁恃強拒命者。則率天下忠義士以征討之。可一指揮而定也、且夫所謂養強於國邑者、豈必盡革舊制、空都城、而皆遣歸之之謂哉、前賢往往論兵宜土着。其見雖卓。而以郡縣之制、論封建之勢。有未可施行者、臣別有所見。今未具其論焉。夫英雄之弛張用捨。其捨所以用之、其弛所以張之也、今將與天下更張。而其所以使竭膏血於都城者。不得不小有所弛。弛於此而張於彼。捨於此而用於彼、有權衡而存焉、凡物不可以一日不用。不用則腐敗隨之、庶邦冢君及大夫士。宜使生生。而不宜使腐敗、今乘擯虜之機。使各養其強、養強者、任之以事。用其強於今日。一時權宜不必爲永制。而用強者。責之以功。輸其實於國。天下公器、不得蓄以爲私有也、如其弛張之機。用捨之權、則處之

有レ方。發レ之有レ時。朝聘之疎數。去留之久近。職貢之輕重。征役之施舍。不レ可三執レ一而論二。通二其變一。使三民不二倦一。要在二於投二機會一耳。不レ然則欲下徒守二舊轍一以把中持天下上。而濱海寡弱之卒。或一致二敗衄一。勢固不レ得レ不下遣二其君一就上國也。均遣レ之不レ爲二先自斷一。至二乎情見勢屈一。然後不レ得レ已而遣レ之。適足三以取二侮天下一。故曰。先則制レ人。後則制二於人一。今欲レ制二御天下一。縱送磬控。其機在二斷與一レ不レ斷。古人曰。斷而行レ之。鬼神避レ之。況所レ行乃鬼神所レ祐乎。昔東照宮之備二武力一。所三以建二基業一。而其愚二弱天下一。所下以與二天下一休息上。張而弛レ之者也。今外夷日尋二干戈一。事二呑併一。遞出並至。以窺二人邊境一。其勢猶三尾甲相之隣二濱松一。固非下得二休息一之時上。則將安得二弛而不一レ張哉。故其所三以建二基業一之意可レ必法。而愚二弱之一之跡。不レ可二必泥一。時變之易レ見者也。尺蠖之屈。以求レ信。故弛者將二以有一レ所レ張。捨者將三以有二所一レ用。捨二今之所一レ用而用レ所レ捨。弛二今之所一レ張而張レ所レ弛。略二末節一而急二先務一。去二虛文一而責二實效一。以張二古之所一レ張。而用二古之所一レ用。行レ之存二於其人一。夫東照宮之興也。濱松之強鳴二於天下一。今將下以二天下一爲二濱松一。而鳴中於殊方絕域上。則亦足下以奉二東照宮厲二勵士衆一之遺意上焉。於レ是乎立レ政明レ教。兵必受二命於天神一。天人爲レ一。億兆同レ心。觀レ光揚レ烈。宣二國威海外一。攘二除夷狄一。開二拓土宇一。則天祖之貽謀。天孫之繼述。深意所レ存者。實於レ是乎在焉。

國體　下

天祖不レ重二民命一。肇開二蒼生衣食之原一。御田之稻。機殿之繭。遂遍二滿天下一。民至二於今一受二其賜一。是固天祖仁澤之所レ暨。而土亦宜二於穀一也。夫神州位二東方一。向二朝陽一。帝出二於震一。於二五行一爲レ木。所二以宜一レ穀。四時則爲レ春。所三以生二養萬物一。而元元之民。固非レ如下飮レ血茹レ毛之俗上。則自レ古號二稱瑞穗之國一。不二亦宜一乎。古者天子受二嘉穀於天神一。以生二養民物一。天神授二齋庭穗於皇孫一。皇孫用以饗二於天神一。其說粗見二上篇一。 其富也者卽因二天地之富一也。至二後世一則天下之富。稍稍分散。一轉而移二於武人一。

〔先則制人云々〕史記項羽紀に見ゆ。

〔斷而行之云々〕史記李斯傳に見ゆ。

〔尺蠖之屈云々〕易の繫辭に見ゆ、信は伸に同じ。

〔帝出二於震一〕易の說卦傳に、帝出二乎震一、齊二乎巽一、相二見乎離一、云々、震、東方也とあり。

〔爲レ木〕震は東方にて、東方を五行に配すれば木に當るによる、白虎通に木在二東方一、東方者陰陽氣始動、萬物始生、木之爲レ言觸也、陽氣動躍とあり。

〔齋庭穗云々〕日本紀神代卷天孫降臨章の大神の詔に以二吾高天原所御齋庭之穗一、亦當レ御二於吾兒一とあり。

之轉而歸於市人、而天下所以受其弊者。不勝枚擧。請試竟其說。古者大嘗之祭。與天下共其誠敬。新穀已熟、必用以報於天神、然後與天下嘗之、而天下皆知所食之粟即是天神所頒之種也、於是乎畏天命而盡地力。人心與天地一、而同受其富。所以與天地無間也、然創業之世、治化猶未洽、而朝政時有盛衰。人或自私其富、天智天皇革除積弊、令天下廢私地私儲、與天下同其富。至大寶而制度大備矣、古者百事簡易。四民勤勤。其所以營求者、不過通功易事。生之甚廣、而用途甚狹、及朝廷漸尙奢靡、而貶國家之用、以供婦女玩好。異化之徒橫肆、而傾天下之財、以造堂宇、蠹天下之穀、以食浮冗、藤氏專權、而權勢之家、營私儲蓄私人。莊園遍天下、其出正稅以供王事者無幾也、而權勢私人、所謂守護地頭者、又私儲財穀。富厚累世、擁有國郡。而天下之富遂移於武人焉、然兵也者所以鎭民社、天下武士各養私卒、亦未爲冗食。故古者天下雖亂、而未甚苦於貧也、今天下治平、而上下皇皇。唯貧是患者何也、理天下之財不得其道也、夫武人雖士。其勢不得多養卒、故罷閒民於市井、以充騶從供工役、閒民充斥都城、緩急不可用。坐飽粱肉。其爲冗也大矣。天下佛寺殆五十萬、通計僧尼及奴隷、不知其幾百萬、唐傅奕上書高祖言。令僧尼匹配、即十餘萬戶云云。武宗廢佛寺。其上都及東都留二寺、節鎭各留一寺。毀寺四千六百餘區、招提蘭若四萬餘區、歸俗僧尼二十六萬五百人、收良田數千萬頃、奴婢十五萬人。據之則唐國土地之大、而其佛寺之多、不及神州十分之一。然時人猶以爲彰、則神州佛寺亦可謂盛也。大厦崇閣、窮極靡麗。工商之徒、傭閒民及僧徒、以自衣食者。亦爲不尠矣、乞丐之類、世其業。以抱子長孫者、天下不知其幾何。博徒橫行閭閻、又不知其幾何。假巫覡卜筮、以誑民要財者、不知幾何。俳優雜劇、又不知幾何。其冗亦甚矣。而天下所以銷耗米穀者、若酒餠餌麪之類、已不可枚擧。米穀雜遝都會。四方運輸、火災所燬、波濤所沒。亦不勝枚擧。其所以妨農功者、若茶蔫、若紅藍蔗之屬。亦不可勝數、夫浮食之民如彼其衆。糜米穀妨農功如此其夥。

〔廢私地私儲〕大化二年屯田、田莊を廢し、班田收授の法を定む。
〔正稅〕田租の中より官倉に納め國內に充つる物を云ふ
〔守護〕鎌倉幕府以來警備の爲め諸國に置ける職也。
〔地頭〕莊園の管掌をなす職也、文治元年より守護と共に全國一般に置く
〔傅奕〕武德中大史令となり、同七年排佛の上書をなす
〔高祖〕李姓、名は淵、唐第一世也。
〔武宗〕唐第十五世の帝也、會昌五年八月佛寺を毀つ。
〔招提〕道場を云ふ
〔蘭若〕阿蘭若の略寺院也、又た寺と對する時は、寺は官寺、蘭若は私寺を云へり。

〔年穀〕穀物也、一年に一度熟成する故云ふ。

〔粒米狼戾〕豐年にて穀產多きを云ふ孟子滕文公篇に、樂歲粒米狼戾と見えたり。

〔慶長以來云々〕家康は貨幣鑄造の基礎として先づ全國の鑛山を多く直轄となし、佐渡、石見、伊豆等より盛に金銀を採掘せしむ、佐渡の金山は慶長六年より直轄となり、金の產額は同十八年頃の二三千兩より年々增加し、元和末には四萬五六千兩に達せりと云ふ、又た慶長六年金銀貨を鑄造せしめ、其後元祿、正德、享保等數回改鑄を行へり。

而年穀亦不甚豐。儻然天下常困於多穀。粒米狼戾。而天下困於貧者亦可異也。夫天下之米穀未嘗多也。而如甚多者。其勢使之然耳。凡物散而藏之各所。其數雖多。未有見其甚多。聚而陳之一所。雖寡亦猶多。是自然之勢也。故藏一石米於家。未足以爲多。萬家而鬻之陳萬石於市。未嘗不視以爲夥。而武士聚處都城。盡終歲之俸。以奉口腹悅婦女。不得繕甲兵養徒卒。故米穀不藏於家。擧而鬻之市。農民困乏而奢惰。亦擧歲收而鬻之。所鬻愈多則米價愈賤。賤則其鬻不得不多。鬻之愈多。而得直不從於舊。是以民流亡而地有餘。地有餘而租賦不減。其稅其鬻雖傾一家之產。猶且不足。故鬻之日多。而天下之穀日耗。天下之穀日耗。而都會之穀日盈。見都會之盈。則天下之虛可知也。且夫都會亦不能多儲無用之穀。故雖都會之穀。亦不過以食都會人而稍有餘已。其實不甚多也。凡盈縮之數。其實不甚相遠。而其勢有如相霄壤者。譬之啖而飽者。既充腹矣。而稍多一分則如甚有餘。未及飽矣。而少一分則如大不足。是其過不及之爲差眇少耳。然取其不足者。比之有餘者。盈虛之相去。如大相懸者勢也。故曰天下之穀未嘗多也。而都會之穀亦未甚多也。今夫天下患米穀之賤而貨幣之乏。非米穀乃賤也。非貨幣乃乏也。而百物之甚貴也。設使斗米價銀五錢。而一衣裘亦五錢。則斗米可以易一衣裘。今雖木綿之裘。而非鬻六七斗則不能償其直。是衣裘之貴而非穀之賤。穀也者取以充腹而已。銷之有限。百物者競新鬭奇。愈出而愈無窮。乃至一婦首飾而當中農一家之產。以銷之有限者而逐愈出無窮者。百物之所以皆貴。而米穀之所以獨賤也。貨幣者所以權輕重。物多則物輕而金重。金重則其數雖寡。亦不乏於用。故古者貨幣甚寡。而天下不甚患貧。慶長以來。產金極多。造幣亦夥。貨幣多則輕。輕則百物隨重。工商生活。所用之物既重。則必貴其所造作貿易者。以償衣食之費。故百物愈重。而貨幣愈輕。愈輕則雖多亦猶乏也。西夷亦謂。自西洋通東方諸國所謂亞墨利加者以來。歲歲交易。所獲金銀甚多。故西土金銀漸賤。而米穀用物漸貴。識者以爲後來當受多金之累。然獲利既厚。雖知不能絕。是戎狄之智。亦猶知多金

〔糴糶〕糴は米を入れ又は買ふを云ひ糶は米を出し又は賣るを云ふ。

〔瑞穗之國〕我國の美稱也、瑞（ミヅ）はみづ〳〵しき意穗は稻穗也。

〔犬羊〕夷族を貶りて云ふ。

〔天明〕光格天皇御宇の年號にて、十代將軍家治の時也

〔寶曆癸未〕寶曆は桃園天皇御宇の年號にて（將軍家重）癸未は其の十三年に當る。

〔安永庚子〕安永九年也、光格天皇の御宇也。

之爲果。〔今在中國。反求之知可乎。〕凡天下之物有偏重則其不輕者亦猶輕。故百物之偏重。而貨幣之偏輕。百物之偏貴。而米穀之偏賤。是其勢之尤易見者也。而武士聚處都會。終歲所用。雖一毫不得不資於市。以愈賤之穀。易愈輕之金。以愈輕之金。償愈貴之物。其費固不給。而其所養之陪卒。亦皆習奢侈。不可養以薄俸。罷陪卒而歲買奴隷。〔俚諺所謂年季者是也。〕奴隷亦奢。亦不得多蓄之。故臨時傭之市井。市井亦奢。雇錢日貴。亦患其難給。而其居家冗費。妻妾之奉。玩好之用。日厚一日。終歲之入。不償所出。就富人而乞貸。習以成俗。雖有邦有土。亦莫不仰給富民。豪姦大猾。操貨利之權。愚弄王公股掌之上。於是乎天下之富遂歸於市人矣。夫米穀也者帝王之所甚重。雖天子之尊。必報祭天神。然後敢用之。所以受之天以養民者。固宜如是矣。今舉天下糴糶之權。一委之賈豎。王公大人俯伏聽命。不得有所問。天下民命。專係市人之手。凶荒無備。兵行無糧。海内空虛。而不爲怪。拱手環視。徒患米穀之多。何其惑也。天祖之重民命也。遺澤所及。傳至今日。今其所食之粟。即天祖所頒之種也。而世不知重嗇之。方且患海内虛耗之未極。甚者或至欲舉而與蠻夷市。必弃之海外而後已。生而在於瑞穗之國。而不知瑞穗之爲重。投卑犬羊。而以爲得計。豈臣民所以報天祖之心哉。夫海内之穀。宜藏海内。而不當弃之海外。理之易知者也。今五畿七道。其田無慮二千五百萬石。通上農下農。大約受田家十石。則爲農二百五十萬家。一家儲糧於見今所藏之外。更藏一石米。爲米二百五十萬石。今大坂終歲所糴糶。大率不過二百萬石。〔天明初。大阪商賈記其所糴糶之數。從寶曆癸未。至安永庚子。所載糴糶之數。大約二百萬石以内也。而其見在大阪。寡者三四十萬石。多者亦不過百萬石。然商賈事秘。未知其詳。闕之商賈可也。〕其他都會之地。亦可推知也。而天下所糴。歲減二百五十萬石。且邦君及大夫士。亦各有所儲蓄。則欲穀之不貴可得乎。穀貴則民不多糶。而其用可給。糴之益寡。則都會之地。不至甚狼戾。天下適患穀之不多耳。輸穀愈寡。而天下之穀愈多者。盈虛之勢乃然也。天下之穀無多而人不困者。散而藏之民間也。故欲藏穀者。海内自有其所。何

必弃之海外。而後見天下之不困乎。今欲使民藏之。其措置之方。制度之宜。固不一而足。苟能知穀之宜藏海內。然後舉而行之。措置制度之所以適事機者。可得而施也。穀有所藏而民不困。則民有恒心。民有恒心。然後可以使之畏天命。盡地力。因天地之富。而受天祖之賜也。

形勢

變動不居天地之常道也。而萬國之在兩間。形勢之變。豈有窮乎哉。夫地之在大洋。其大者二。一則中國及海西諸國南海諸島是也。（其地東起京師以東二十五度地。西至京師以西七十五度地。或稱曰亞細亞・亞弗利加・歐羅巴者。西夷所私呼。而非宇內之公名。且非天朝所命之名。故今不言。）一則海東諸國是也。（西起京師以東五十度之地。東至九十五度之地。或稱曰南亞墨利加・北亞墨利加者。亦西夷之所名也。）而其中各分區域。自相保聚者。卽所謂萬國也。古者人文未開。夷蠻戎狄。若禽獸之相群。未足以論其沿革也。中國舊建國造縣主。各守土疆。中變爲郡縣。又變而英雄割據。沿而又成封建之勢矣。而如虞夏商周之爲國。亦嘗封建諸侯。秦漢以後爲郡縣之制。世代相襲。小有沿革。虞夏商周治統於一。如春秋。則交相爲盟主。戰國則七雄交相攻伐。爾後變革不一。其見史書。而古者其所稱戎狄者。禽舉獸走。不過時爲寇害。而玁狁之禍。虞夏之所無。若匈奴。商周之所未有。吐蕃回紇。則秦漢未有之。契丹・女眞・蒙古。則隋唐未有。而至如西洋諸蕃絕海萬里而相併呑。則亦宋元之所未嘗有也。人文漸開。則夷狄者亦漸知設條教立規制。其高城深池非古之穹廬。鉅礮大艦非古之騎射。回回邏馬之教法非古之威斷利誘靡至鳥散者。各雄據一方。合從連衡。欲舉宇內歸一教。非復逐水艸轉移之類也。故古者就一區中。而分爲戰國。今則各區並立。交爲戰國。是以除中國及滿淸之外。自號稱至尊者。曰莫臥兒。曰百兒西。曰度爾格。

〔舊建國造縣主〕遠く神武の朝に定めらる。

〔爲郡縣〕大化二年正月詔して國郡の制を定め給ひしを云ふ。

〔秦漢以後云々〕始皇帝二十六年天下を三十六郡に分ち守、尉、監を置く。

〔七雄〕燕、楚、魏、趙、韓、齊、秦也。

〔玁狁〕支那周代に寇せる北方の族也

〔吐蕃〕今の西藏也唐代屢西邊に寇す

〔回紇〕外蒙古に在り、韃族也、安祿山の亂後屢唐に入寇せり。

〔契丹〕滿洲族也、唐末國を建て遼と稱し女眞と共に宋を苦めたり。

〔女眞〕靺鞨族也、宋の時金國を建つ

曰熱馬、曰鄂羅。是擧宇內列爲七雄。非分雄於一區之比也。（蘭學家說。以上七國。西夷皆稱爲帝國。而其他如亞毘心域。馬邏古。暹羅及爪哇之瑪谷郎等。亦稱帝國。然亞毘心域特以其地員之廣大。馬羅古特以回子之正系。而自雄。然一則黑人愚陋之俗。一則衰亂削弱。而暹羅則其國雖富。而兵力寡弱。瑪谷郎則僅諸蕃要會。而國最弱小。皆不足以爭雄。故不含也。蘭學家謂前數國之王爲帝。卽西夷所稱綏怯爾者。原出於羅馬先祖之名。蘭學家譯爲帝者。特假漢字以分尊卑之等耳。其實則非其所謂帝之義。故今不用帝國等之字也。）夫古者夷狄爲邊患者。熊襲也。隼人也。蝦夷蝦狄也。及其馴服。而海外修貢者三韓也。肅愼勃海諸國也。其爲寇賊者女眞蒙古。（女眞旣破契丹。將使宋。寬仁中寇筑紫。世稱爲刀伊賊。後二百餘年。蒙古强盛。稱雄西北。將倂宋。亦寇筑紫。是其爲患害者。皆在彼圖南之時也。）而阻狂瀾怒濤。卒不能爲深患。當是之時。神州四面皆海。號爲天險。今西夷駕巨艦大舶。出奔數萬里。駛如風飇。視大洋爲坦路。數萬里之外。直爲鄰境。四面皆海。則無所不備。向者所謂天險者。乃今之所謂賊衝也。而保彊安邊者。豈得執疇昔之跡。以論今日之勢哉。方今戰國其挾回教以强其兵。廣其地者。莫臥兒・度爾格也。而度爾最張。然未嘗一窺中土者。其俗專務騎戰。而航海之術非其所長也。西洋皆奉邏馬法。佛郞察・伊斯把・雪際亞・諳厄利其尤者。而熱馬爲之祖。然熱馬旣衰弱。諸蕃特以名位而尊奉之已。若鄂羅斯。亦嘗與佛郞察等比肩役屬熱馬。至近時則猖獗特甚。新稱至尊之號。其地包諸國之東西。綿亘神州之東北。每與度爾爭雄。然猶僻在窮髮之北。未得志於南方。百兒西嘗衰亂。鄂羅爲興復之。合兵擊破度爾。百兒亞與鄂羅合。則度爾斷其左臂。鄂羅素彌亘大地之北。而爲之領襟。今又聲勢震南海。中斷大地。而扼其咽喉。使度爾不得與莫臥兒合。滿淸之威亦限乎此。而不得西被。撓隣國之權。而以嚇四方。假繼絕興滅之義。以鳴其盛。熾焰所煽。百蠻震恐。是其勢非席卷宇內而盡臣之則不止也。且自古病漢土者。西羗北胡。前有五胡之亂。後有沙陀契丹女眞蒙古。遂至踐其地而稱皇帝焉。今鄂羅旣兼挾羗胡之勢。其勢不得不圖淸。然淸猶强盛。未易問。故顧而涎於神州。彼其勢欲得志於神州。然後驅我民以擾閩

〔肅愼〕今の滿州東方に在りし國、齊明天皇の御宇阿部比羅夫これを征せる後時々來貢す。

〔寬仁中云々〕寬仁三年女眞壹岐對馬に寇して焚掠を極め次で筑前怡土郡に侵入せしが、太宰權帥藤原隆家の爲めに擊退せらる

〔莫臥兒〕明世宗の頃帖木兒五世の孫バベルの建てし國今の印度に當る。

〔佛郞察〕佛蘭西也

〔諳厄利〕英吉利也

〔鄂羅斯〕露西亞也

〔窮髮〕髮は草也、草木不毛の寒地を云ふ。

〔五胡〕西晉の末より百三十餘年に亘り支那江北の地に入寇攻爭せる胡族、匈奴、羯、鮮卑、氐、羌を云ふ。

〔得滿淸之地〕露國の波斯大帝は鋭意西比利亞の蠶食に努め、遂に滿洲北方に侵入し、我が元祿二年尼布楚條約によりて外興安嶺以北の地を得、文化二年には烏蘇江以東の地を占領し、虎視滿洲を覗へり。

〔襲莫臥兒〕英佛は我が慶長の頃より莫臥兒に侵入せしが、英遂に佛を驅逐して其地を占め、文政の當時は殆んど英國の領土に等しかりき、後ち安政四年全く滅亡す。

〔脣齒〕利害の關係密接なるを云ふ、左傳僖公五年に、諺所謂輔車相依、脣亡齒寒者、其虞之謂也とあり。

浙如往時海賊明人所稱倭寇者。而罷弊淸之東南。乘釁而取哈密滿州等地。直衝北京耳。如是則滿淸亦將不能支。虜能得滿淸之地。則覆莫臥兒提百兒。而殪度爾。如拉枯也。或東方未易間。而滿淸亦未可以遽克。則彼將先事西方。西方有釁。則與百兒圖度爾。若能克之。則南襲莫臥兒。與滿淸爭準噶爾故地。而長驅臨淸。既得克淸。則將連艦以偪神州。此二策者。或自東而西。或自西而東。虜將相時察變而用其一。一能有濟。則臣宇內之形成矣。是以於二策者。欲先其易者。故數窺伺神州。以嘗難易。而航海之術。固其所長。無忌於狂瀾怒濤。既挫度爾於陸戰。收諸島於海外。方與神州爲隣。由此觀之。其所以爲深患者。非復女眞蒙古之比也可知而已。保疆安邊者。豈得不審古今形勢之變。而求所以應之術哉。夫方今擧宇內列爲七雄。而與周末所謂七雄者。小大雖異。其勢亦有絕相似者焉。鄂羅・度爾。土廣兵强。接壤爭雄者。秦楚之勢也。滿淸富强在東方者齊也。莫臥兒及百兒亞在其中間者韓魏也。熱馬則雖以名位爲諸蕃所尊奉。其實則與佛郞察・伊斯把・諳厄利諸國相伯仲。大者韓魏。小者宋・衞・中山耳。熱馬自西洋諸蕃視之。則有似東周之勢者。然自宇內大觀之。則非有宗周之尊。故云爾。而神州在滿淸東。猶燕之蔽於齊趙。然今四邊皆賊衝。則亦不能如燕之獨不受兵。而有如周之在韓魏之郊者也。且如佛郞察・伊斯把・諳厄利諸國。其所奉法皆與鄂羅同。或云。諳厄利所奉。與伊斯把等異。然皆同宗別派。非有大異。而至其假法敎以逞呑倂則一矣。則其動與相合。必然之勢也。而各國皆既倂南海諸島。呑海東之地。大地之勢。日就傾側。則神州之介居其間。譬如獨保孤城隣敵築境日將偪之勢也。故其殊不得不擯者。莫若鄂羅。而若度爾能以勢聲與東方相爲犄角。則其力足以禁鄂羅之東侵。莫臥兒亦得與度爾勠力。同爭百兒西之地。則亦有足以制鄂羅者。若夫未嘗沾染於回回邏馬之法者。則神州之外。獨有滿淸。如朝鮮安南等諸國。亦頗能特立。未變於妖法。然其國弱小。本不足數。故不論也。是以與神州相爲脣齒者淸也。夫方今天下形勢。大略如此焉。至如於善處其勢應其變。內以設守禦之備。外以施伐謀伐

交之計者、則曰擇任將相而已。

虜情

西夷之跋扈海上、幾三百年矣。而土疆日廣、意欲日滿者。是其智勇有大過絕人者歟。仁恩甚洽於民歟。禮樂刑政莫不脩備歟。抑有神造鬼設非人力之所能爲者歟。而皆非然也。彼其所恃以逞伎倆者、獨有一耶蘇教而已。夫彼所謂教法者、邪僻淺陋、固無足論。然其辭易簡而其言猥瑣、易以誑誘愚民。巧言繁辭。誣天以爲敬天。滅裂人道以爲曉倫理。時行小惠。以市仁聞、因夸張其誕。鼓舌眩世。誕妄迂怪、足以濫耳。故世之好異者。道聽塗說。而雖士大夫、亦往往有不免於沾染者。心蠱志溺、至於頑乎其不可解。是狡夷之所用以售其術也。故欲傾人國家、則必先因通市而覘其虛實。見可乘則舉兵襲之、不可則唱夷教。以煽惑民心。民心一移。簞壺相迎、莫之得禁也。而民爲胡神致死、相欣羨以爲榮。其勇足以鬪、傾資產以奉胡神。其財足以行兵。以誘人之民、傾人之國。爲副胡神之心、假兼愛之言以逞其吞噬。其兵雖云貪、而足以衒義兵之名。其併國略地、莫不皆由此術也。及各國益強梁。乃始覬覦中國。其首入內地者波爾杜瓦。波爾杜瓦者伊斯把屬國。天文弘治間張甚。略南海諸島。新闢海東之地最多。以次來豐薩諸國、唱夷教。煽動蠢氓。而有土者亦往往爲所欺罔。大友小西之徒、首歸向之。織田氏亦嘗創寺京師。以延胡僧。其法漸浸淫中州。夷輩因而賑恤困窮。務收民心。織田氏曉其有異圖。欲毀胡寺逐胡僧。未果而即世。織田氏之創胡寺。其臣刑部正則諫不聽。蓋欲用以傾隣國。如遣邪徒離間荒木君臣是也。既自悔曰、凡信佛者。檀家奉財物。以布施僧侶。未聞僧奉於檀家也。且其初來。以貿易爲名。今不爲收利。而賑恤是務。必將傾元國家。正則之言果驗矣。至豐臣氏。斷胡僧及愚民汙夷

〔簞壺相迎〕簞は食を入るゝ竹器也、食器漿壺を携へてこれを犒ひ迎ふる義也。

〔波爾杜瓦〕葡萄牙なり。

〔伊斯把〕西班牙也

〔豐薩諸國云々〕葡萄牙は天文十二年種子島に來着、翌年薩摩、十七年豐前に來り貿易す。

〔大友〕宗麟也、天文二十年葡萄牙の宣教師サビエル豐後に來り、宗麟に說きて歸依せしむ

〔小西〕行長也。

〔創寺京師〕永祿十一年信長葡萄牙の宣教師ウルガンを安土城に引見し其の請を容れて京都四條坊門に南蠻寺を建立せしむ。

教者。盡出諸海外。東照宮興。設禁殊嚴。故雖有伊斯把・諳厄利諸蕃相踵至。而卒不能以夷教入。東照宮嘗遣西宗眞者於西洋。三年而還。台德公亦遣挕斐某至西洋。七年而還。皆所以探偵虜情。蓋由此而得審識異言云。所以痛禁絕之也。大猷公亦嘗遣譯官往天竺。視精舍。疑亦有深意也。寬永初。下令鑄胡神像。使愚民悔過歸正者足踏之。外夷亦自度不得悅。望長崎股栗。清人或欲毀胡神堂。亦引之以爲言。西湖志臺灣志等所載。大約如此。國家之興隆天亦保佑之。故時有島原賊起。而聚天下邪徒於一城。一掃殲之。餘燼不得再燃。實由之也。當是時也。而夷之唱妖教甚力。那勿蠟則以其王而自入。波羅泥則以王之姪而入。入輒皆就戮。於是乎夷輩膽落。相告曰日本人有三眼。國威之震海外。亦足稱快矣。明人以戊寅歲。筆是事於書。實寬永十五年也。本注云。再到日本開教。被其兩殺。故云。今按。此似指那勿蠟・波羅泥。而那勿蠟王以寬永丙子就戮者。其年曆正當戊寅前二年。如波羅泥王姪就戮。則已卯年事。後於戊寅一年。疑有一誤。又按島原賊伏誅。亦在戊寅年。是亦足寒虜膽。而明人所言。不及島原事者。蓋西夷既知而畏之。適明人未聞也。及升平已久。海內無事。而夷復窺中國。諳厄利重乞通商。長崎夜話載是事。大略云。諳厄利往年通市舶。至元和中。自罷其通舶者。蓋有深知時勢者也。及世移時改。而又欲有所徼幸。以延寶癸丑復乞通商。不許。今詳其語意。亦似非泛言者也。而邏馬亦遣僧潛入。竊唱夷教。亦皆未能得其志也。至近時。則鄂羅殊張。誘蝦夷以邪教。蠶食諸島。遂伺內地。而諳厄利亦頻來。潛誘邊氓。然則其奉胡神以覬覦中國者。豈獨波爾杜瓦而止哉。夫西夷並立爲戰國。同奉一神。見利則相連和。以濟其欲。分其利。害則各保疆埸。固是其常。故西方有難。則東方無事。難平則各略地四方。東方於是乎不得寧。如鄂羅。亦既平西荒。乃東收止百里。潛入黑龍江。而滿淸倘強。未能得志。轉而略蝦夷地。欲先取其易取者。然後爭其難者。是秦司馬錯取蜀之策也。及其喪師於控噶爾。控噶爾未詳其爲何國。疑熱馬之別名。余別有說。今不贅。當時熱馬不甚強大。蓋以其爲西夷祖國。故近旁諸國與共助之。同擯鄂羅。而清人傳聞。以爲強大國也。

講和既成而益事東略。豈非欲有所取償焉乎。而其窺中國於是乎益甚。元文中鄂羅舶抵陸奥安房。然是後亦未屢來。以明和七年與控噶

〔盡出諸海外〕秀吉初め宣教師を優遇せしが、後ち其害を認め、天正十五年耶蘇教を禁止し、文祿の末には京坂地方の宣教師を斬に處せり。

〔設禁殊嚴〕家康海外貿易を奬勵する爲め初めは耶蘇教に對し寬大なりしが、慶長十七年これを禁じ、改宗に應ぜざる者を津輕に謫せり。

〔台德公〕德川秀忠の謚號也。

〔大猷公〕德川家光の謚號也。

〔元文中云々〕元文四年陸前牡鹿郡、磐城亘理郡及び安房長狹郡の沖に出沒す、これ露國船舶の我が近海に顯はれし初め也。

信和。明年鄂羅斯伴罕者窺中國東南。測海深。造東洋圖。遣書荷蘭商夷。言其將收蝦夷諸島之意。又明年與蝦夷爭薩虎島。啗以物。遂役屬之。取失捫失利島。尋潛入諳加縻。唱夷教於月多賴。誘蝦夷日甚一日。於是幕府闢蝦夷之議興矣。其初也出沒洋中。以測吾地形。闚吾動靜。而又誘吾人民。尋而厚禮以乞通商。及黠計不行。乃劫蝦夷。焚吾官府。掠吾戎器。而又更要通市。是其闚何有漸。而其請求。或自飾以禮。或哄人以兵。百方兼施。其術莫不至。而其意亦可知也。而偸安之徒。動謂彼特欲米穀。不足深慮焉。何其不思之甚也。虜之肉而不粒。猶我民之粒而不肉。其無稻米。於彼何歉也。虜非無所用稻米。然其用之不過以爲餌餅而已。且使彼欲稻乎。則其國中。及他屬國。與其與國。產稻之地。亦爲不尠矣。而何必至懇請如此之甚也。如印度諸國。及南海諸島。其他皆產稻。他諸國在南方者。亦可推知。而近時大抵爲西夷所併有。其不乏稻米明矣。且彼欲因互市以窺間以傳妖教。而亡論已。而交易一開。則其東邊如東薩喝島把等地。由此而得致富庶。是其於增兵衆以圖東方勢爲甚便。則一擧而兩利存焉。以故浸淫漸漬。日甚一日。是其勢宜必得所求而後已也。而一旦絕聲息。闃無形迹。於是諳厄利突然而來擾長崎。闌入浦賀。常往來停泊洋中。夫鄂羅之懷禍心。百方窺伺。殆將百年。而變去電滅。不見影響。諳厄利者先是其來甚疎。而忽與鄂羅相代。偪人之側。搜人之懷。不亦甚可怪乎。鷙鳥之擊也必匿其形。則將安知非鄂羅內自潛伏。誘諳厄利爲先驅。深其機不見形迹也。尾張漂民嘗爲諳厄利所捺。薩摩漂民爲鄂羅所捺。洋中相遇。諳厄利託鄂羅同護送之。唐太月多賴成卒嘗爲鄂羅所捕。押送至東薩加訊鞫。時諳厄利亦在座。其迹好合謀可見矣。丁卯之虜變。適有撲斯勤商船。至長崎乞薪水。撲斯勤者海東新諳厄利地。而其府所在也。鄂羅擾東北邊。而新諳厄利窺西邊。其機深矣。昔諸葛亮將代魏。先征南蠻以足兵甲。而魏君臣寂然無聞。兵出而朝野震動。今虜亦將襲亮之故智歟。何虜之甚智而我未之察也。嚮者幕府嘗喩鄂羅以國法曰。番舶近邊。當擢之海上。今諳厄利常常停泊。而未之斷。雖其登陸者。亦慰撫遣之。使外夷聞之。將謂國法何也。而諳厄利者。亦循徉自肆。圖畫吾山川。妨害吾運輸。而誘吾人民。啗以貨利。眩以妖教。異日脫使姦闌愈多。

〔伴罕〕洪牙利の歸化人也、明和八年漂着を裝ひ窃かに阿波薩摩等の沿岸を測量して歸る。

〔劫蝦夷云々〕文化元年露使レザノフ長崎に來り通商を求む、許さず、依て文化三年軍艦を派して樺太の衞所を襲ひ、翌年二月再び千島に寇す

〔擾長崎云々〕文化五年八月商船長崎を侵し、文政元年五月浦賀に來る

〔丁卯〕文化四年也（前々項參照）。

〔諸葛亮云々〕蜀の後主建興三年孔明先づ南方四郡を平げ、兵甲足るに及んで同五年出師表を上り魏を征す。

而接濟不禁、則變之寓於不測者、可勝言乎。而偸安之徒、動謂彼爲漁爲商。固其常事。不足深慮焉。何其不思之甚也。虜航海萬里、而伺人國家。不得不因糧於敵。故所至或商或漁、莫非以爲屯田之用也。不然使彼徒欲獲鯨乎。則其近旁海中、捕鯨之處亦多、而何必遥遥度絶險。而捕之東洋也。臥兒狼德等地。與諸厄利隔一水耳。而海上鯨甚多。諸國人皆往而捕之云。而其爲船制、可以漁。可以商。亦可以戰。則惡知今日之漁船商舶果不爲異日之戰艦也。且彼停往往來我海上。其針路之難易。港碁之曲折、風土人情。莫不諳熟焉。使彼獲由而據東南諸島。東南諸島、接近小笠原島者極多。以次及八丈・拔玖・種子等島。盤踞以爲巢窟。則其於圖中國。勢甚爲便。是亦一擧而兩利存焉。故其與鄂羅合謀伺我邊徼。欲與濟其欲分其利。亦勢之可見者也。然則其漁商海上而不肯去。亦欲襲趙充國制氐羌之故智歟。何虜之甚智而我未之察也。夫天未弃神州。廟堂之議、幸洞察黠虜之狡謀。嚴禁接濟。塞禍源於未流。而蹈像之意可繼矣。令諸侯拉虜於海上。而嚮以國法喩鄂羅者、終不爲飾辭。威信立而三眼之威可宣矣。英略雄斷。所以奮士氣破虜膽者。豈不偉哉。然而庸俗之論。猶未曉廟堂有深遠之慮。乃謂黠虜者撫之以恩。則恭順馴服。畏之以威。則忿恚生變。甚矣執頑守迷者。雖曉以幕府之令。其卒不可得喩乎。夫虜之假妖教以顚滅諸國。其欲呑宇內而盡之、爲日久矣。則其喜怒既已定於數百年之前。而豈以一恩一威之故俄易其素謀哉。而其或出於忿恚者。足使人恇怯不敢拒。恭順者足使人怠惰失守。二者遞出交發。則所謂角之而知有餘不足之處者。亦可以爲彼之術也。窺人者之情。窺於人者固有所不知。故虜善形人。而我喜懼隨變。心悸眼眩。屢爲所誤而不自知。亦何以得知廟堂有深遠之慮也。而庸俗又謂。自昔神州之兵、精鋭冠萬國。夷狄小醜。不足憂焉。夫神州士勇兵鋭。雖風土使之然。然世有汙隆。時有變革。戰國之世、士卒習戰。進退疾徐、自合機宜。故搴旗斬將。其勇可得施也。今士卒不見兵革二百年。一旦臨事。虛實之變。奇正之用。誰能素練而

〔因糧於敵〕孫子作戰篇に、善用兵者、役不再籍、糧不三載、取用於國、因糧於敵、故軍食可足也と見えたり。

〔趙充國云々〕趙充國の屯田の策を云へり。

〔氐羌〕共に支那西域の西藏族也、五胡十六國の際、江北に侵入し、前秦後秦、後涼等の國を建つ。

〔三眼之威〕三韓の人我が將士の武威を懼れ三眼を有せりと云ひしに因る

〔汙隆〕盛衰也、汙は康熙字典に、降也、殺也とあり。

熟習之。而怯者先走亂陣。勇者徒死傷勇。所謂精鋭者。未可恃也。昔蒙古之寇邊。世未忘戰。然軍容戰法。皆我所未見。猛將勇士。素練之技無所施。豕突喪元。以致敗衄。故兵之勝敗在主將方略耳。今講兵法席上。所講者亦槩甲越陳迹。而海外之兵。日本之隣。耳未之聞。一旦接戰。得無有所扞格乎。而徒恃往昔之精鋭。不爲今日之計。未見其可也。庸俗又謂。虜絶海遠來。其兵不得甚衆。自試螳臂。不足憂焉。夫衆寡在勢。善用勢者。能因敵衆以爲吾勢。法曰。全國爲上。破國次之。不善用勢者。以吾衆助敵之勢。其衆不足恃也。昔西邊姦民。闌出爲盜。適明國喪亂。群盜相嘯聚者。引以爲援。號稱倭寇。陷沒州郡。略無寧歲。及其就戮。我邊民在黨中者。僅二十五人。用以助聲勢。亦足以蹙朱明之命脈。故兵固有先聲。而衆寡無定形。夫善用兵者。豈獨因糧於敵。而亦可以因衆於敵也。虜用妖教詭術。以誘人之民。萬一使彼引我民以援其勢。則彼之寡與我之衆。亦惡可恃也。明人言。西蕃機深謀巧。到一國必壞一國。昔即其國以攻其國。歷吞已有三十餘國。庸俗又謂。夷教淺陋可欺蠢愚。而不可罔君子。不足憂焉。夫天下之民。蠢愚甚衆。而君子甚鮮。蠢愚之心一傾。則天下固不可治。故聖人設造言亂民之刑。甚嚴。惡其惑愚民也。昔夷教之入西邊。誑惑愚民。所在蔓延。未百年。而詿誤陷戮者二十八萬人。其入民之速如此。萬一使愚夫愚婦爲所詿誤如往日。而或有巨姦大憝如大友小西之徒。引邪徒以自爲謀利。亦如往日。則逆焰之熾。誰得而遽撲滅之。而一二君子。端拱於横流中。未見其有益於世。則其不能罔君子亦惡可恃也。庸俗又謂。今日耶蘇之禁嚴甚。民不可得詿誤。其自衒小智。不足憂焉。夫夷虜之不得騁伎倆。以至今日者。實幕府嚴禁之所致。而億兆生靈之大幸也。然神姦之潛行。其名可變。其狀可更。而其所以蠱民心者自若也。則彼其爲術。豈必膠柱刻舷。以踐往日之轍哉。民之好利畏鬼。其情之所不能免。苟有所以潛移其心者。則雖嚴刑峻法。亦有不可得而法者焉。今如博奕及徒黨國有明禁。然無賴姦民。横行村里。夜聚曉散。飲博相煽

〔甲越陳迹〕武田上杉合戰の様を講ずるに過ぎずと也。

〔螳臂云々〕己れの微力を計らず大敵に當るを云ふ、莊子天地篇に、猶螳螂之怒臂以當車轍、則必不勝任矣とあり。

〔朱明〕明朝也、朱は明帝の姓也。

〔聖人云々〕周禮地官に、以郷八刑糾萬民、云々、七日造言之刑、八日亂民之刑とあり。

〔膠柱〕次句と共に變通を知らざる喩也、文子道德篇に猶膠柱調瑟とあり。

〔刻舷〕舷を刻みこれを標として水中に墜せる劍を搜りしと云ふ呂氏春秋察今篇に出でし譬喩に因る。

誘。莫之能息者。因其好利也。禱祠呪咀。假神姦以喚友聚黨。隨除隨生者。因其畏鬼也。如不受不施蓮花往生等徒。前既就戮。而近時或因淫祠或假佛說以相朋比者。不可勝計。如所謂富士講者。亦其聚黨。蓋既至七萬人云。亦皆因其畏鬼而相聚結者也。萬一使虜因利與鬼而變名更狀以蠱民心。其術每出於刑禁之所未及而民心暗移默傾。則亦惡可獨恃成法而不之慮也。夫小智曲慮齷齪不知大計者。心放眼眩。相率入黠虜術中而不自知。自古庸俗之徒。長舌巧辭終無窮極也。如此。孔子曰。惡利口之覆邦家者。正謂此也。夫西夷之窺中國者。前後接武。各國遞至。其國雖殊。而其所以敬事尊奉者。則同一胡神也。故耶蘇之闚中原三百年而不變。而中國所以待之者。則係時論之趨舍。或出雄斷。或出姑息。是其闚間者。始終一意而應之者。前後異論。以一意者。闚異論者。安保其能久而無間之可乘乎。然則欲使時論一定無可乘之間。在審虜情哉。在審虜情哉。

〔蓮花往生〕寛政の初年不受不施（日蓮宗の一派）の徒上總にて黨を結び愚人を誑して極樂往生を遂げしむと稱し、蓮華臺に信者を入れて竊にこれを刺殺し、信徒を攫め施物を貪りしを云ふ。

〔富士講〕永祿の頃角行眞人東覺と云ふ行者富士に登山して祈願せるに起り、德川時代に入りて漸く信者を增し元祿享保の頃二派に分れ、更に分派生じて俗に富士八百八講と云ふに至れり。

〔利口云々〕論語陽貨篇に出づ。

新論卷上終

新論　下

守禦

凡守國家。修兵備。和戰之策。不可不先定。二者未決。則天下汎汎然莫知所向。紀綱廢弛、上下偸安。而智者不能爲謀。勇者不能爲怒。日又一日。坐使虜謀稔熟。拱手待敗者。是皆坐於内陰有所懼而不敢斷故也。昔者蒙古嘗加無禮於我。北條時宗斷然立戮其使。令天下將發兵征之。龜山帝以萬乘之尊。而祈身代國難。當是之時。旣以犯難。民忘其死。天下孰敢不以必死自期。故億兆一心。精誠所感。能起風浪。殲虜海上。是所謂置之死地而後生者也。古人有言。使朝野常如虜兵之在境。乃國家之福也。臣故曰。和戰之策先決於内。斷然置天下於必死之地。然後防禦之策可得而施也。今虜但請通市。未至戰。和戰之策。似非所論。然世不知通市之害者。其心畏戰。其策必出於和者也。能痛拒絶通市者。雖其勢至於戰而不畏者也。凡事豫則立。二者得不豫決哉。今攘夷之令布天下。和戰旣決。天下知所向矣。臣請陳守禦之策。

夫天下宜釐革者有四。其一曰脩内政。其目四。興士風也。禁奢靡也。安萬民也。擧賢才也。

夫士風之敗。由國無廉恥。而所以勵廉恥者。則在賞罰之用也。故其制刑賞予奪。必厚父子之親。立君臣之義。以權之。苟可賞也。雖卿相之位・國郡之封不吝。可罰也。雖貴戚權勢不避。道之所存。義之所在。則雖無法之賞・無政之令。無行而不可。而其平居所以激勵士人者。雖一顰一笑。而未嘗不足興起惰頑。故其勸勉

〔戮其使〕建治元年元使杜世忠等を鎌倉に斬り、弘安二年再び周福等を博多に斬る。

〔龜山帝云々〕弘安四年五月元軍十餘萬來寇、壹岐對馬の戰利あらず、龜山上皇これを憂ひ給ひ、宸筆の願文を伊勢神宮に捧げ身を以て國難に代らむことを祈り給へり。

〔置之死地云々〕史記淮陰侯傳に出づ

〔攘夷之令〕文政八年下せる外國船打拂令を云ふ。

〔無法之賞云々〕規定外の勸賞及び臨機の政策也、孫子九地篇に出づ。

〔一顰一笑〕些細の喜憂也、韓非子に明主愛一顰一笑とあり。

懲戒之。必如東照宮及當時名賢磨勵士衆者。則士風有不興乎。奢靡之於國。士民不得不貧。風俗不得不壞。請謁以行。怨讟以興。故理財正辭。量入爲出。邦用有常。尊卑有分。身自率先群下。治宮壼。清府務。損冗官。除煩苛。省土木玩好無用之費。此古今之通論也。今如必欲息奢靡。則當使人去虛飾而尙至誠。欲人去虛飾。則當使人相憂恤如同舟遇風。欲人相恤。則當示以天下之大患。勵以嘗膽坐薪之誠也。簡練兵旅。脩備軍實。上下黽勉。常如臨戰陣之日。天下知所警戒。然後奉制度。尙勤儉。則奢靡之習有不革乎。建治初。既斬元使。將伐其國。下令省公事。行儉約。休民庶。以備軍費。其令民如是。則上下決意備豫。而後勤儉之政可待行也。農者民命之所係。故抑末貴本。制産頒職。時使薄斂。均田里。除兼併。去姦民。懲罷惰。通情好。恤患難。申其什伍。教之保任。富庶而孝弟。使老幼孤寡有所收養。皆所以安民。古人所論具矣。今欲必施行之。則當使上下知恤。則當勁民以實事。而不可喩之以空言。故修戰備。時軍實。其重儲糧。常如凶荒之後。相勸勉勤苦。如保聚避寇之日。同心一力。無或懈怠。然後發政施仁。萬民有不安乎。賢才之在國。古人譬之虎在山。其所在隱然人畏之。故舉而措之廊廟。則內重而外輕。逸而在艸野。則艸野重。在邦國則邦國重。外有重者。則天下將有輕視廊廟者焉。是以聖賢拔天下俊豪。收天下重望而措之廊廟。盡天下之謀議。使天下仰廊廟如赤子之慕父母。然後大業可得成也。古者舉賢才不限以門流。至大寶制令。亦使國學得入大學試用。且如虞夏商周。學制亦備矣。而諸侯亦有貢士之法。皆所以旁羅天下俊賢而不遺也。天下之事。固不一端。而取士止於一國一都。則其國都之間。俗所慣習。風尙素同。而其所謀議布陳。亦不甚相遠。言多雷同。其於天下之事偏舉一端。而不能兼天下之善。故舉賢於所以致天下賢俊者。尤盡心焉。故禹曰。萬邦黎獻。惟帝時舉。帝不時。敷同日奏罔功。苟能致思於此。則舜之所以取於人以爲善者。與其所以無爲而治者。亦可見也。今欲必致天下賢才。取士之法。不可不得其要。取士之法。曰敷納以言。明庶以功。車服以庸是而已。天下之士皆得有所敷納。以盡其所蘊。泄平生鬱勃之氣。誰敢不感激爭陳其言。明庶以功。則言可底行。而智愚

〔宮壼〕宮中を云ふ、壼は宮中の道也。

〔嘗膽坐薪〕艱苦を忍びて鋭意復仇に志すを云ふ、吳越春秋に、越勾踐臥薪嘗膽欲報吳とあり。

〔其什伍云々〕戶數を明にし、組合の制を敎ふる也。

〔古人譬云々〕孟子盡心下篇に、有衆逐虎、虎負嵎、莫之敢攖、とあり

〔國學云々〕大寶の學令に、若國學生雖通二經、猶情願學者、申送式部、考練得第者、進補大學生、と見えたり。

〔貢士〕諸侯より地方の才學ある士を朝に貢するを云ふ

〔萬邦黎獻云々〕書經益稷に出づ、黎獻は賢き庶民也。

賢不肖能否以判。空疎之士。不得冒濫。而謙讓廉退之風興矣。車服以庸。則賢才者立實功而受其榮。天下誰不敬庸於其大有爲之志。如此則天下之賢才畢集廟堂。舉天下之善。以布於天下。天下誰敢不知廟堂之重。而敬戴之也。其二曰。飾軍令。其目有三。汰驕兵也。增兵棠也。精訓練也。夫兵之貴精也固矣。而驕兵之於國。居則蠹民傷俗。戰則怯懦喧噪。動犯軍律。取敗之道也。故謹察其驕奢淫佚不可用者。盡沙汰之。使兵皆精鋭。然後可以守。可以戰也。兵皆聚都城。坐銷衣糧。所以不得多養。故善察古今兵制之沿革。兼用士着之制。使兵數衆多。用之不竭。則可以應無窮之變也。且夫外寇之與內患。必相因者。古今之常勢也。今無行之民。帶長刀。提銃槍。烏聚星散。飲博劫奪。以賊害良民者。充斥村野。流賊之形成矣。或有水旱疾疫。其變未可測。若使外虜乘機投間引以爲聲援。則變之又變。可爲寒心焉。今善通其變。土有兵地有守。則流賊之漸可息。外虜之應可絕。然後可以防不測之變也。訓練兵旅者。非花法兒戲之謂。而其可施於實用之宜也。故敎以陣營之法。習以旗鼓之節。悉除去無用之虛文。至易至簡。易知易從。而試之田獵。用之追捕。勞之工役。狃之險阻艱難風雨寒暑。負重走遠之事。使士卒習進退。輕險阻。不以軍旅爲難事。所以練其膽。膽練而後遇事不懾。得臨機應變。如此然後緩急可用也。其三曰。富邦國。天下人牧。率皆怠傲驕奢。誅求無常。用財無制。以自致貧困。是皆由其長宮披婦人之手。坐則逸。目唯令色。耳唯巧言。未嘗知艱難也。今列國各守封疆。大小相維。以藩屏國家。勢如百足之蟲。足以免土崩之態。如能因而勸勉激勵。分以天下之憂。責以方面之任。使之戒勅繕脩常如與虜兵對壘。而時視察其勤惰。以行黜陟。輕重有權。不拘以常格。要使邦國盡知所憂恤。乃使之亦興士風。禁奢靡。安百姓。舉賢才。而節以制度。不傷財。不害民。其國豈有不富且強乎。且邦國所困。糴糶之權在商賈。而不得不仰給焉。百需皆資於市。而每患物價之貴。歲時所獻幕府。除其國土所産外。魚蝦餌

〔車服以庸〕功を賞する也、書經舜典篇に、敷奏以言、明試以功、車服以庸とあり。

〔烏聚〕統一なく相集るを云ふ。

〔兵旅〕爰は兵事の意也、旅は說文に、軍之五百人爲旅とあり、轉じて廣く軍隊の意に用ふ。

〔花法〕實質なき法を云ふ。

〔田獵〕狩獵也。

〔人牧〕牧民の人卽ち地方の官人也。

〔誅求〕誅は責也、嚴責して租稅を取り立て、又は貨賄を貪り取るを云ふ。

〔騶徒〕貴人の供廻り也、爰は大名などの市中より人を傭ひて先供に使ふを云ふ。

〔刀匕〕爰は料理の意也。

〔大名役〕大名に同じ、大名は大なる名田の義にてもと名田を多く領せる者を云ひしが、其意次第に轉じ、江戶時代には幕府に直隷せる萬石以上の武家を云へり。

〔守備素設焉〕寬永中鎖國令と共に港口に許多の砲臺を築き、鍋島黑田をして、結番守衞に當らしめ、西國大名十七藩をして其の後詰となさしむ。

〔松前〕今の渡島國福山也。

餅之屬。多出市人手。其爲物。非如銅鐵鉛錫箭幹膠漆有益實事者之比。而必待賈豎印封。以驗其信。騶徒必羅於市井。置之前行。宴飮待市人刀匕。然後盡其歡。及他宮室衣服婦女玩好。凡奢侈之所以糜財者。視以爲故常。謂之大名役。雖其君相。謹守舊習。不或敢易之。而邦君皆空其國。以家江戶。鍾天下膏血於都下。則其民亦爭離鄕土。徙而家之。野荒民散。國得不貧乎。今欲轉貧爲富。固不得拘習俗。俗以爲不可廢。而有不可不廢者。以爲不必興。而有不可不興者。斟酌損益。去虛文而就實功。亦英雄所以相時弛張之權衡也。

其四曰。頒守備。天下大名聚會共守江戶。其重內輕外之意則有在焉。然兵常無事而食。驕奢淫佚。足以弱天下之力。而天下要害有所不守。則亦非所以待夷狄之備也。夫京師者天下之首領。而江戶者其胸膈也。大坂者其咽喉。而相模及房總者江戶之牙脣也。伊勢熱田者神器之所在而天下神氣之所寓也。皆宜嚴設守備焉。而守兵之規未盡立。救應之約未甚明。有有城壘者。有無城壘者。皆非所以聳動天下使知所警。守備之方。不可以不議定也。長崎者番舶所輻湊。守備素設焉。如今日則虜無所不可至。而擧海內皆爲長崎矣。其所以守之者。亦與長崎何異也。且如海外諸島及蝦夷地方。亦自非時遣官員率兵往來巡視。則無以察聲息。無以宣威信。無以固人心也。（蝦夷之地。自世俗視之。如得之無益。弃之無損者。然我弃則彼取。必然之勢也。異日使虜盤據以爲巢窟以逼松前。則奧羽必騷動。往來寇沿海。則天下亦騷動。）故我弃彼不取。特以爲弃地。則猶未爲大害。使虜有之。則彼有大利。而我有大害。所以不得不盡力而守之也。若能立之經制。使沿海諸國及諸島無所不守。則兵之坐食於江戶者有所分。而紛華奢淫之習可革。邦國君臣。往來守海上寥落之地。不得耽宴安於都下。兵卒亦日習勞苦於征役。庶幾緩急可用。而要害之地。守備始全也。夫內政脩。軍令飭。邦國富。守備班。則天下所宜釐革者。大綱擧矣。大綱擧。則其瑣瑣者亦將隨而振起焉。夫英雄相時處變。昔時所未設。而今日所宜創立

〔慶元以來云々〕戰國時代諸國の城郭極めて多かりしが秀吉の時一國一城の制を定めて、其餘を毀却せしめ、家康亦これに則り濫に修繕するをも禁ぜり、慶長廿年の武家法度に諸國居城雖爲修補必可言上、況新儀之構營堅令停止事とあり、慶元は慶長元和の意ならむ。

〔義解〕養老令の條項を注解せる書にして、清原夏野等淳和天皇の勅を奉じて作り、天長十年成る。

〔閒田〕無主の田地を云ふ。

者、亦安得不熟思而講明之也。以臣策之曰設屯兵。曰明斥候。曰繕水兵。曰練火器。曰峙資糧。是五者。不可以不創立也。所謂設屯兵者何也。方今濱海之地。無一區非虜衝。一日有事。發兵奔赴。徒自罷弊。固已靡及矣。故保障之設。屯戍之兵。不得不豫講其制也。慶元以來。令天下大名勿得國過一城。是所以抑強梗塞禍源。號令畫一。不可得變者也。然今欲備夷虜之變。而緣邊之民。無障塞以自保聚。則無恃以固其心。無保甲以管轄。則無恃以用其力。兵之爲道。進退有節。鼓舞有術。苟善用之。雖婦女可以助防守之用。可以赴水火。今則雖壯夫。而崩潰離散。莫得而用之。寇至則民迸散山谷。寇肆猖獗。誰能救之也。故古者邊郡有城堡之設。宜防令。凡緣邊諸郡人居。皆於城堡內安置。其營田之所。唯置莊舍。至農時。堪營作者。出就莊田。收斂訖勒還。其城堡崩頹者。役當處居戶。隨閑修理。義解云。堡者高土以爲保障防賊也。今其制雖不可盡用。而其斟酌商議。必將有適時宜者也。兵之不地著。所以弱天下。杜釁端。然緣邊無屯戍。非所以待外寇之道也。今分城邑之兵往守之。則兵卒罷弊。而沿邊騷擾。募民充兵。則民習奢惰。唯知貪厚俸。且特備寇而非臨陣。進無以博奇功。退無以畏重誅。故所得者。非老廢疲癃之卒。則惰遊無行之民。固不可用。欲以屯田。則田皆未墾。不可待彼而授此。且如要衝之地。其利亦隨而有爲。民亦未甚貧。而閒田亦不甚多。地不足給。養卒以俸米。則屯之於民。而又領之。取與之間。其費數倍於授田。不可以多養之。授田佃之。一夫除五六石之地稅。亦足以給兵役。今諸國其制或有如此者。如給以俸米。則其三五六石之稅。亦能給。五石之入以公四民六率之。所得不過二石。總田而食二三石。其不能給一家衆之衣糧固已論已。故二石之米。不足以給兵。五石之田。可以養卒。田與米之差如之。如此者。於議者之所困也。今因民之所利。而設之制。則其費可省。而民可收利。田之廢者。必稅重而地薄者也。地之空閒者。必土地而少利者也。二者無要衝。所不多有。而濱海地亦未不往往有之。使兵卒就而佃之。稅而重者除其稅。少利者或授之田器及他什器。如其土民應募入伍者。就其田量畝除其稅。如是則屯田

〔追胥〕周禮秋官士師に、追胥之事とある注に、追、追寇とあり、胥は助字也。

〔墩〕廣韻に、平地有堆曰墩とあり

〔烽〕乾草と松材を燒き火を擧ぐる也

〔狼烟〕草に生柴を交へて燒き烟を擧ぐる也。

〔戚繼光〕字は元敬嘉靖中都指揮僉事に擧げられ屢戰功あり、嘉靖四十二年大に倭寇を破る

〔宋應昌〕明の兵部侍郎也、文祿元年遼東副總兵祖承訓等平壤に小西行長と戰ひ大敗するや經略都督に任ぜられ、李如松と共に來りて我れと戰へり。

之意可用也。利之取而不竭者海也。爲之舟揖。給其綱罟之費。則水戰之用可得而寓也。是資利於海。以教吾兵。因糧於池。以食吾兵。苟得其人。而講其制度。莊強之夫。素練之卒。未必不可得也。然防海之備。不可獨責之防海之卒。欲兵之可用。則當均其勞佚也。屯戍之卒。耕田漁海。暇日則講武。寇至先鬪。豈不勞乎。而其在城邑者。飽食煖衣。驕樂終武。則誰獨樂於防海也。故磨勵士衆。訓練兵旅。習之以田獵追胥行役土功之勞。不得獨受奢淫之樂。使農工商賈亦皆知四方有事。勤儉趨令。如新罹兵禍之日。使防海之卒知天下莫不勞。攘臂奮身。如臨陣爭功之秋。然後兵可得而用也。故堡障之制。保甲之令。屯戍之兵。勞佚之用。皆防海之要務。不可不及間暇而審議之也。所謂明斥候者何也。今濱海之地。非無候望也。然其布置甚稀疎。而無列墩之以相應。無燧燧姓旗號砲之以相望相聽。器械不備。號令不明。雖有瞭卒。而不過用以望風帆遠洋。及虜近地方。則報告以脚力。虜船瞬息數十百里。而徒步報告。其不及事也固矣。古者邊郡置烽。號令明備。分丁守瞭。置長檢校。載在令條。軍防令。凡烽從便宜安置。但使得相照見。置長二人檢校。晝夜分時候望。晝狼烟。夜放火。前烽不應者。卽差脚力往告前烽。問知失候所由。申所在官司。其賊衆多寡。烽燧節級。具有式。放烽有參差者。告所在國司。勘當知實。發驛奏聞。明戚繼光。晝守哨法。每墩以軍五名守瞭。備碗口銃・小手銃・火箭・大白旗・草架等器械。每日分三人。巡邏極外海邊。遇有警。晝則搖旗放銃。夜則放起火放銃。墩上卽便應接。如天晴。則車起大白旗。鄰墩亦如之。一路只至總督所在之處止。一路至本衞所城地而止。如天陰。則將草架舉火。寇到之墩。一面差一人。徑到本衞所幷陸路官處。報敵多寡・登犯時日情由。而墩軍失候者。治以軍法。備錄條約事件。每墩一本。付軍讀誦。背記誦熟。限一月外考背。生一句打一棍。官司査點。或緻來査考。或沿途暗往親驗。治罪連坐其有法。什物軍器。補修有式。樣爲詳密。宋應昌亦議。緊要海口。每三里築一墩。以兵十名輪班瞭守。又每一里設轟雷砲二座。撥防口民兵守之。按明一里當今五町許。三里則十五町許。其置墩可謂密。此等皆異邦備豫大略。今觸類長之。則可以備參考矣。　今如仍而加修飾連墩足以相應。目有相望。耳有相聽。號火走報必有法。點檢必謹。賞罰必施。則庶得以無疎虞矣。夫事情之宜彼此相報告者。則驛遞之法。不可不精。凡置鋪甚疎。則役民雖少。而往反遐路。人馬多疲倦。甚密則役民稠。而百姓疾苦。

〔吳三桂〕遼東の人にて、もと明の將なりしが清に降りて平西王に封ぜらる聖祖の時藩鎭撤廢の議あり、三桂自から安ぜず、康熙十二年兵を擧げて一時其勢盛なりしが、漸く孤立して勢蹙まり、康熙十七年三桂歿するに及び、其孫世播代て立ちしが、廿年遂に討伐せらる。

〔不爽晷刻〕時刻を違へざる也。

〔有官船之處〕集解に、謂除攝津及大宰王舶司之外、諸國有官船之處也とあり。

〔長兵〕槍などの長道具を云ふ。

遞皆頻數。而事亦易遲緩。今置驛多密。而無用之人。不急之事。動役使百姓。甚者斯徒養卒釋器仗乘驛馬。而莫之訶。平居無事。其奪農時竭民力。不可勝言。而至於飛驛急遽之事。亦只跨耕馬乘肩輿。曾無健夫快馬以供迅速之用。緩急恐失事機。清人自謂我朝驛遞之設最美。西邊五千餘里。九日可到。荊州西安五日可到。吳三桂反。及聞驛報神速機謀深遠。乃仰天歎曰。休矣。未可與爭也。又謂宋時設急脚遞。金置急脚鋪。並日行三百里。自古郵傳無至五百里以上者。固由俗狃便安不習馳驟。亦在上者立法未善也。國家制度。超越千古。羽檄飛馳。驛遞六百里至八百里以上。絶域所至指授機宜。不爽晷刻。據此則驛遞之遲速。亦在立制之善否。可以見也。慶元以來。海禁極嚴而至近時。虜復漸潰誘邊氓。故盜賣隱欺之敝。狡黠接濟之姦發之甚難。自非保任連及備得其制。廉問司察悉得其人。恐難以審邊海事情。故墩臺之設。驛遞之法。破蒙蔽發隱匿之術。皆事之關斥候者。不可不及閒暇而審識之也。所謂講水兵者何也。水戰之於防海。猶陸戰之於守城。其不可以已也固矣。今虜以海濤爲家。於水技最熟。而其拒之者。船艦之制。不可不精。水操之法。不可不講。固亡論已。今欲講水兵。不必團聚一處口教戰法。要在使天下將士平居習於水。其操巨艦。如行短航。視狂瀾怒濤。如坐衽席上。然後乃可用也。故或漕運或捕鯨。宜常有事於水上。而其針路之迂直。港磯之曲折。潮候之逆順。日月星辰風雨晦明。凡占度之用。莫不暗熟。是皆所以使將士習於水也。今宜賦邦國興造巨艦。其工役以官令從事。賦邦國供工役。如今世所謂手傳者是也。其制堅緻精密。必使可當虜舶。配以邦國之卒。臨事可以戰。營繕令。凡有官船之處。量遣兵士看守。監以幕府之吏。重其選。厚其責。爵位足以御衆。祿秩足以養廉。無事則以運天下米穀及諸物。使羅驛之權在於上。邦國不仰給商賈。然後以歲時訓練教閱。使是以截虜海上。庶幾臨事不懾。虜者亦不得驕傲自肆。我之欲戰也。虜不敢避。不欲戰也。則不敢逼。如是然後操縱之權可由我而制也。今論者則止曰列巨銃於海岸。寇至擊却之。夫巨礮大銃。非不利器也。然長兵之利在短用。而用火之術。則在於擾敵乘

〔有馬氏云々〕有馬晴信嘗て己が船子亞碼港にて掩殺せられしを怒り、慶長十四年亞碼の商船長崎に來港せるを機とし、是れを襲ひて擊沈せしむ

〔鄭成功〕芝龍の子日本に生れ父と共に明に仕へしが其の滅ぶるに及び、順治十八年臺灣を襲ひて蘭人を驅逐し島内を平定す、康熙元年病沒す。

〔崇神天皇云々〕崇神紀に、十七年秋七月丙午朔、詔曰、船者天下之要用也云々、其令諸國俾造船舶、冬十月始造船舶とあり。

勢。苟無戰艦以相迫水上無銃兵以速應之、徒以遠勢而相持。則一發之銃足以陷堅陣拉勁敵乎。且船之在洋中。銃發不必中。而虜艦堅矣。雖能中之亦非一二彈丸所能摧破。今水戰之不講。乃欲逍遙居陸地安坐而摧之。非所聞也、故列銃海岸以爲固。則港嶴停泊之處、賊船必由之徑。正可設神器以使彼不得肆鼾睡耳。若夫沿海萬里。豈可悉恃列銃而以爲防海之至計哉。慶長中、有馬氏燒虜舶。用火船逼之。享保中。黑田氏之燒虜舶。蓋亦如之云。戚繼光水棠操法。發狼機火箭。以五十步爲準。猶謂此遠勢。非逼近勢。如臨敵。則自有一船過近・用標石火藥擲傾近攻。凡明人水兵戰法。大率是類也。而西夷水戰。亦大抵船船相觸。而發火砲。或用脚船而相過攻。至如鄭成功之摧紅夷船。則從銃窓突入船腹。而焚燬之。其逼近急攻如是、則遠勢之不足以決勝、亦可見也。 或曰水戰者虜之長技。非我所恃以制虜。必致之陸地。然後可戰也、其言固是矣、然虜亦習戰。不敢妄自捨長技而與人角其所短。則彼將停泊洋中妨害運輸以伺可乘之間。熟視虛實之處。風至電去。邀之無方。逐之無蹤。是虜外無所忌。內有所恃、東聲西擊、安坐制人、而我兵寸板不能下海。徒手奔走陸地。自取罷勞。縱虜眼前。不能發一矢。倉皇狼狽。致於人之不遑、何以能坐致敵於陸地也、且戰勝在氣。內有恃、而外無忌。則士卒膽氣自倍。若使我技有不與彼抗者、則未戰而氣先阻、猶何能從容挫虜氣於擊刺馳突之表乎。夫船舶之川。昉於神代。以弘化海外。而海運者。則崇神天皇之所新創以爲百姓省費興利。歷百餘世。未嘗患外虜妨害。今以洋夷之故。而一朝逡巡。雖列國所漕者。不得容易下海。而時論亦或至欲開渠東國以廢海運。人情亦皆安之。其畏懦恇怯。既已如此矣。古人有言。我退一步則彼進一步。而孤島之在海中。如壹岐對馬及種子・掖玖・八丈等。或使虜進而據之以爲巢窟而拱手不救。安然環視曰。吾長技不在於水戰。可乎。或曰。運用之妙存一心。雖小船亦莫不可用以制勝也。其言固是矣、然此使天下將校悉得曉妙處而其長技亦皆出一途則可也。不然則以脆小之船。而當堅實高大之舶。非所以使天下將校悉得制

勝、而人之才能、亦各殊所長。將安能保世無長於用巨艦者哉。且自古以小船制巨艦者、多在港嶴狹隘之處。若其在大洋、則如蟣蟻付鯨鯢、觧蠶旋轉。一碇輙沈沒。其張翼相圍、如羊兎之遇巨蟒、頭尾線繞。一嗑立盡。是皆非勇怯巧拙然殊。而船制使之然。則巨艦之利、其可廢乎。弘安之於蒙古、文祿之於朝鮮。其或失利者。不在陸戰而多在水軍。是其將士非不勇也。而所困者船制低小、不能以抗巨艦大舶耳。明呂仲律云。倭長於陸戰。短於水鬪。以船不敵。而火器不備也。兪大猷以水戰爲禦倭之急務。請修備巨船尤力。戚繼光亦云福船高大如城。倭舟矮小。故福船乘風下壓。如車碾螳螂。鬪船力而不鬪人力。是以每每取勝。設使倭船亦如福船。則吾未見其必濟之策也。此亦可以證水戰之利害在船制之得失也。故用小船以摧巨艦者、一時戰略。在主將方寸。可付之其人。而非所以畫防海規制也。且如鳥銃、原西夷所製。及中國採而用之。其制之精更倍之。明人畏之、號爲倭銃。其不稱番銃而稱倭銃、亦可以見我民之巧。則如船制亦善取於彼以爲己之用。製造之精。何獨在於他人之後哉。鄂羅汗伯得勒者、嘗微服爲船匠。間行到荷蘭。習造大舶。鄂羅汗善用大舶。精航海之術。蓋是爲始。實元祿年間之事云。夷虜用心。猶尙如之。況中國而反自弃不爲乎。故曰。用巨艦以壯軍容。使士卒有所恃而不懾。虜有所忌而不敢肆。此水兵之宜急者也。故水操之法、巨艦之制、皆海國之先務。不可不及閒暇而審議之也。

所謂練火器者何也。火器亦虜之長技、非我所恃以制虜也。然大礮之用、所以摧堅。在攻城守城。必不可闕。而水戰者以巨艦相當、猶兩壘相抵。大礮之制、不得不精。精者莫遠而不達。莫微而不中。固長兵之利。然長兵短用。決機在其人。夫大礮一發。所殺幾人。而其聲猛烈。震天裂地。若使敵獨善用之。我無以應之。則兵刃未接。三軍先讋。何能鬪乎。中國自始有火器。其用之止於鳥銃。至大礮則其法始傳。未幾而世屬升平。故鑄造之極尠。而銃家者流亦皆秘其法。發放之術。將卒不得知。以銃家有限之人。而奔走於東西百戰之地。其不給也明矣。今自非令邦國大鑄造巨礮、士卒能通曉用法。則莫以壯天下之氣。而所謂利器者。亦不足以爲

〔弘安云々〕弘安四年六月の海戰に我軍力戰せしも、敵軍巨舶を鐵鎖に連ねて大弩を設けたれば脆弱なる我船は多く機石に摧破せられ死傷極めて多かりき。

〔文祿云々〕征韓の初め我軍陸に連勝せしも、海軍は敵將李舜臣の爲めに巨濟島、見乃梁等にて破られたり。

〔兪大猷〕字は志輔、晉江の人也、嘉靖年中屢倭寇を破り後ち府僉書に至る

〔福船〕福州船也。

〔伯得勒〕ピートル大帝也。

〔三軍〕諸侯の大國の有せる軍にて、一軍は一萬二千五百人也、後世たゞ大軍の意に用ふ。

〔讋〕恐るゝ也。

〔干鹵〕楯也。

〔竹束〕竹にて作れる楯の一種也、古今要覽に、後世鐵炮といふはげしき兵器出來たれば、これを防ぐに便なりとて、甲斐の武田家にて竹束とて竹を編みて作れる楯おこれり（甲陽軍鑑）云々、西土にては竹榫楯（世説）云々といふ事あれば、皇國にて始まりしものにはあらざるべしと見えたり。

〔轒轀車〕匈奴の用ひし兵車也。

守國之用也。若其制作與架法放法。宜簡易便捷。而不宜繁巧遲重。如其奧秘妙訣・煩難不易曉者。不足恃也。且虜之駕大艦以逼人者。運城壘於水上也。以守爲攻者也。拒之之勢。可執一而無變乎。故攻銃以摧賊艦。守銃以扼港嶴。戰銃以備馳突。及他火箭噴筒火桶火磚之類。凡所以與銃相參用者。宜使衆人習熟。而至其臨時活用以盡長兵之利。則在其人也。若夫干鹵以輔甲冑。弓努以副銃砲。鐵石以佐鉛銅者。抑亦有說焉。戰國之世。士卒輕死。有不待干鹵者。然亦往往用之以相扞蔽。攻城者必束竹樹之城外。以遮銃丸。號曰竹束。朝鮮役。加藤清正等用龜甲者。其制如轒轀車。其他攻戰所以自遮蔽者。固不可枚擧也。銃丸之迅。雖莫不洞徹。而既洞一盾。其末力未必貫鐵甲。則士卒可恃以壯其膽。清正嘗遣兵攻宇土。將士撤民舍戶扇。以自遮蔽。猶得以立於飛丸之下而不懾。況干鹵之堅實。非戶扇之比乎。且虜銃一發裝數丸。比之單裝一丸者。其力稍微。未必一洞堅盾。而又更貫鐵甲。亦試之其物可也。然干鹵之用。不在其洞與不洞。而在使兵卒不見敵銃。曉兵機者。必能知之矣。今以習安脆弱之卒。一旦臨事。挺身於飛丸迸箭之間。無自遮蔽。而能無懾乎。則其既蔽以甲冑。又遮之以干鹵。以固士卒心。其制不可以不講也。虜周流海外諸國。鉛錫銅鐵硝黃之屬。資之諸國之產。其用固不窮。而我內自守。必發山嶽之秘以用之。則彼此多寡之數。其不較也亦審矣。明人防寇。招集屯駐。當時汪汝淳云。所苦人日衆。而衣甲器械不繼。火藥更不敷。則此火藥之易生者。亦猶患不敷。況今銅鐵鉛錫。其生有限者乎。故或參用弓弩。不必專恃火器。其用火器者。亦不專恃銅與鉛。其銃身或鐵或木。其彈或鐵或石或餅。或和以銅鐵之滓・海上砂鐵之類。而以爲餅。雖朽繩敗布爛網破罟。亦採以供鍊造。無不可補其乏者。收藏弃物。以待有用。試之平素。使士卒習知之。臨事百方參用。庶急遽以不致匱乏也。啻用其所希生者。將以有所大用。至其用以應機制勝。則自有將略而存焉。此特可爲曉兵機者論。而非所豫論於紙上也。如戚繼光水戰法。弓弩標石與火器相參。而如火器。亦其一船應備火藥五百斤。而鉛彈不過三百斤。火藥之用。不比錢鉛彈可見。而參以火箭噴筒藥桶諸器。不專用鉛彈。則火器之不必恃鉛彈亦可見。故大礮之制。干鹵之用。弓弩之技。與夫鐵石雜品可採以供用者。皆用火之術。不可以不及閒暇而審議之也。所謂時資

〔梵宮〕寺院を云ふ。

〔唐六典〕三師、三公、三省、九寺、五監、十二衞の六職に關する規定にして、玄宗皇帝の勅撰也。

〔命婦〕内外の別あり、九嬪廿七世婦を內命婦と云ひ、卿大夫の妻を外命婦と云ふ。

〔常平之倉〕米價調節の爲め官にて作れる米庫也、事物紀原に、漢宣帝時、數豐稔、耿壽昌奏諸邊郡以穀賤時增價糴入、貴則減價糶出、名曰常平、此其始也と見えたり。

〔平準之署〕物價の平準を調節する署也、其法常平倉に同じ、史記平準書に見ゆ。

糧者何也。凡軍之所需貯之府庫者、可以備守城之用、而不足待戰陣無窮之需。資之市廛者、可以供平居演習之用、而不足應一旦不虞之變。故硝黃膠漆皮革氂庶、凡水土所產、宜使諸國多生之、而不容仰之遠境也。甲冑干鹵、刀劍槍槊、弓矢銃礮、凡人工所作、宜及閒暇多講之。要在愈用愈不竭也。金銀銅鐵鉛錫玉石、凡山嶽所藏、宜愼其用、而禁其靡焉。今梵宮裝閣、及他玩好諸物、以至閭閻用器婦女之帶、莫不塗金抹銀。則銷金之禁、不可不嚴也。西土史書所載、有出其府中黃金銀物以供軍用者、有禁金銀薄者、有禁織成金者。古人所以用金銀者、在此而不在彼可見。唐六典有十四種金、曰、銷金・拍金・鍍金・織金・砑金・披金・泥金・鏤金・撚金・鎗金・圈金・貼金・嵌金・裹金。宋時禁以金飾服器。又禁金銀箔・線貼金・銷金・蹙金線・裝貼什器土木玩用之物、非命婦不得以爲首飾、治宋主所用悉造官、諸州寺觀以金箔飾像者。自齋金銀工價就思文院換給。又禁僧寺金銀珠玉錯末和泥以爲塔像。又禁內庭自中官以下、並不得銷金・貼金・間金・戧金・圈剔金・陷金・明金・泥金・楞金・背影金・盤金・織金・金線・撚絲、裝着衣服、並不得以金爲飾。其外庭臣庶家、悉皆斷禁。是他歷代申禁、無所不至。其重愛天地之藏之意、亦可見也。屢改貨幣、喪所撥損、不可不愛也。番舶交易、多屬無用、而奔金銅海外、不可不停也。其他由俗之奢麗、致銷鑠金石者、指不勝屈、不可不爲之限制也。上下尙奢。工商競便。室屋器財、以銅鐵代竹木之用者、爲不少。礪砥金石、中國必用之物、而細作纖巧、朝成夕毀。雖若刀鋸、徒致磨礪。眞銅之精者、礪砥之良者、殆將盡。俗貴磁器、不好漆器、硝子亦盛行於世、而燒石之佳者、爲之銷鑠亦不少。如是之類。其所以銷鑠金石者、不可勝計。宜及其未盡、而嚴求其所靡者、悉去之也。能擇其無益實用者而盡去之、山嶽之秘、庶不速竭、而海內之神氣、亦不甚耗也。至米穀則民命所係、在軍旅而糧食莫重焉。今其狼戾都會者、可以充浮冗佚樂之奉、而不可給兵行不貲之糧也。故欲峙糧食、其務本業、貴米穀、藏之民、儲之國、固亡論、說見國體篇。而浮冗之民、不可以不漸歸於農。酒餅餌麪之銷穀者、茶蔫紅茜之妨農者、不可以不稍制其節。如常平之倉・平準之署、其有可斟酌以行於今者、不可以不講其制也。輕重得其權、米價得其平、使姦商猾賈無專操利柄、販夫販婦無獨失其業、

〔義社之倉〕組合を作りて各その有する米穀を倉庫に蓄へ凶年に貸するを云ふ、義、社ともに衆と共にするの意也、通典に、隋文帝開皇五年、長孫平奏令諸州百姓勸課當社、共立義倉、唐太宗正觀中、載胄言、隋天下之人、節級輸粟、名爲社倉、とあり

〔怨讟〕讟は說文に痛怨也とあり。

〔君子云々〕論語里仁篇に出づ、喩は曉る也。

善導利而布之上下。則邦君以及士民。其穀可多藏。而經費亦可以給焉。士民俱富。則商賈亦隨受其利。糶糴有制。而上下俱便。所以導利者周也。官府及民間所取予貿易。多用米穀。而與金帛相參。則米穀流通人間。而不腐陳於一方也。本於義社之倉。因以爲取陳食農之制。則細民不乏。而其穀新舊可相換也。凡如是之類。古今經制。各有所宜。能擇其有益凶荒軍旅者。而盡行之。嘉穀盈溢海內。海內元氣。可以無餒也。凡理財穀。其術不一端。今欲行之。興一利則一害隨生。臨時制宜。不可執一論之。故如其詳。則將別有所論述。今特擧其一端。不詳載其說也。 故水土之產。人工之作。山嶽之秘。米穀之儲。息其糜。廣其生。害者除之。利者興之。深謀遠慮。相時弛張。設之權衡。立之制度。將待其人而後行。凡此皆資糧之峙。不可不及間暇而審議之也。夫屯戍設。斥候明。水兵繕。火器練。資糧峙。則其所宜創立者。大綱擧矣。大綱擧。則其瑣瑣者。亦將隨而作興焉。經制之昔存而今廢。紀綱之昔張而今弛者。盡釐革而振起之。規摸之宜立而未立。禁令之宜設而未設者。盡創立而作興之。臣所畫守禦之策。大略如此矣。然而智者之擧事其慮之也。必雜於利害。故謀議畫策。既知其利。亦不可以不知其害之所在也。請竟論之。夫天下之事。有是利必有是害。二者莫不相倚。易曰。利者義之和也。苟自非以義爲利。則所謂利者。未見其爲利也。今欲興士風而義利不辨。則忠邪混淆。其所以賞罰予奪者。皆失其當。可以擾世。而不可以勵俗。欲以禁奢靡。則上下怠慢。貨賂潛行。而勤儉之風難致。欲以安萬民。則物情壅蔽。上下相睽。而所以戒愼勤苦。非其實。欲擧賢才。則請託以行。汰驕兵。則怨讟以作。增兵衆。則冒進以開。訓練兵旅者。不過用以爲之具。富邦國者。適足以生驕心。班守備。則隨成尾大之患。設屯戍。則兵卒橫暴。蠹民傷俗。立墩臺謹驛遞。則徭役繁多。以擾百姓。製巨艦運諸物。則姦闌難詰。鑄大銃。製干鹵。教弓弩。則空疎衒技之徒進。生材備物。則欺罔釣利者衆。保嵩金石。則民或失其業。權輕重。平物價。則貿易生姦詐。夫若此。則事無一可爲者矣。語曰。君子喩於義。小人喩於利。苟使義

利不辨、小人而乘君子之器、則天下之利、未見其不變爲害也。臣故論守禦之策、必首於興士風、欲其以義而率天下也、欲以義率天下、則宜使天下公義以示其好惡也、今攘夷之令布天下。因天下羞惡之心、以明大義於天下、天下知所向矣、固宜感憤激勵。日夜直勸勉、智者獻謀、勇者致死、大有所振起作興、速驅除驕虜、以立大義於天地也、而偸惰之俗未改、其能以必死自期者。蓋無幾也、夫去佚樂而就憂苦、本非人情所欲、習安懷居、滔々皆是、攘夷之令雖布、而世未有實攘夷者、守禦之策。亦未聞大有所釐革創立、則民未知號令之必可信、其衆心未決於戰、而天下兵士未甚陷。不亦宜乎、兵法曰。兵士甚陷則不懼。故北條氏之刎元使、天下兵士一朝甚陷、其所以使之不得已者、出於率然也、今實一攘夷、則天下泄泄者、聳然知所警矣、然後使忨愒歲月者如登高去其梯。所以投之無所往、而其欲使兵士不懼、莫要焉、且古之人君欲大有爲。必赫然震怒、以身先天下、蚤夜坐外朝。日謀議天下大計、或巡視屯營、躬親撫循。或引布衣、庭陳謀猷。慨然瀝肝膽。示天下以大有爲之志、與天下共其憂戚。夫如是則天下智勇之士、亦皆奮然諭赤誠宣忠力。誓不與虜生。東西馳騁、爭自報效、萃天下之智勇於廟堂、廟堂一揮、令行如響、義氣溢天下。然後可以大有所振起作興也、

長計

英雄之擧事、必先大觀天下、通視萬世、而立一定不易之長策。規模先定於內、然後外應無窮之變。是以變生而不愕。事乖而不困。雖百折千挫、而終歸於成功者、其所由雖萬塗。而其所趨、始終一歸。而未嘗有間斷也、昔者神聖之所以攘斥夷狄開拓土宇者、莫不由此道、故中國常有一定之略。以制御夷狄。有不拔之業。以宜

〔小人而云々〕易經繫辭に出づ。

〔兵士甚陷云々〕孫子九地篇に出づ。

〔泄々〕興り顯はる貌也。

〔忨愒〕歲月を貪り費すを云ふ、左傳昭公元年に、忨歲而愒日とある註に、忨愒皆貪也とあり。

〔布衣〕官位なき庶人の服を云ひ、轉じて庶民を云ふ。

〔謀猷〕謀計也、爾雅釋詁に、猷謀也とあり。

布皇化。而夷狄者時大時小。一叛一服、遂以歸於版圖。彼無大計遠圖以自立基業。而固不能以抗於中國之據長策者也。夫善經略天下者。志氣恢廓、必先觀於大勢焉、而地形人情。兵謀戰略。了然如指掌。然後措置計畫。次第而施之。天下形勢、固我握中之物也。太祖之定中州。兵未發先知其地形足以恢弘天業。而所以經略天下者。固既了然。規畫先定、然後動。是以旌旆所向。束手聽命也。崇神天皇有志欲宣揚國威光被海外。（天皇夢神告曰、海外之國亦當歸化。天皇是夢。蓋亦有不偶然者也。）時近畿猶有未平定者。未及剿絶之。既制天下、爲四道。以經營四方。蓋有見於其大勢也。是以近者先平。遠者踵來。遂成中興之業也。從茲而後。列聖相承。據基業以服荒俗。土疆日廣。海外有截。降及元正朝。亦嘗遣使靺鞨。觀省風土。亦猶未忘遠略也。（養老中。遣度島津輕津司諸君鞍男。）神聖觀於大勢。以略天下。規模宏遠、奕世遵奉。餘烈猶存者如此。則神聖志氣可蓋者。可見也。（唐堯之開基業。先命羲和。居四方極遠之地。而歷象日月星辰。以授人時。既經緯天地。極其遠大。然後舜禹諸臣之功。次第而施之。非先審其大勢則不能也。周禮天官首以六典總制邦國官府萬民。天覆之也。地官首掌天下土地之圖人民之數。地載之也。周公之營洛邑。初至其地。用牲于郊者。最先於百事。所以天覆萬姓者。最宜先也。漢祖入秦。先收圖籍。遂得以審地形而覺項籍之勢。所以觀於大勢而決進取之策者。宜急也。）後屬中國多故。而遠人不至。廟堂無遠大之略。土疆日蹙。而神聖所以經營天下之意熄矣。至若近世。則夷狄強梁。亦有見於大勢。挾素定之略。以逞其吞噬。三百餘年。傲然敢舐糠於神州。欲倒用神聖所以御夷狄之略。反以謀中國。未嘗一定之策。朝野之論。一是一非。不免於因循苟且。以爲姑息之慮。以赫々神明之邦。而坐使腥羶異類陸梁我邊陲。可亦不羞乎。夫君師億兆。其氣足蓋世。胸臆足容四海。從容處天下之事而有餘者。制人者也。所見不過目前利害者。事多出於思慮之外。不能運天下於胸下。制於人者也。海外之事。目之所未嘗見。故黠虜得以吾思慮所未及者而侮弄之。亦不足怪也。今夫欲決一定之策。宜觀天下大勢。以審察彼此之虚實也。四海萬國形勢、臣既粗言之。今既觀

〔天皇夢神云々〕大物主命この神託を下し給へる事崇神紀七年の條に見ゆ

〔靺鞨〕周代の肅慎也、其後挹婁と稱し南北朝時代に至り靺鞨と云ふ、齊明紀肅慎に作るも當時既に靺鞨なりき（三七七頁參照）

〔養老中〕養老四年正月也。

〔羲和〕堯の時暦象を掌りし官人羲氏及び和氏也。

〔洛邑〕東漢以降洛陽と稱す、今の河南省洛陽縣に在り當時王都は鎬京なりしが、成王七年文王の遺志をつぎて周公爰に城を築き諸侯朝會の地とせり。

〔舐糠〕史記に舐糠入米とあり、將に呑噬せむとする也

於其大勢。則宜以八洲爲城、滄海爲池。因天下全形。以爲戰守之略也。欲察彼此虛實。則宜審主客之勢。以制操縱之權也。夫虜萬里而窺人者客也。我內自守者主也。然虜每出於長策。從容制人者、變客爲主也。彼客而無饋糧之勞者、或漁或商。活用因糧之術也。無破車罷馬之費者、乘巨艦駕長風也。其能坐使我民罷於奔走者、則不戰而屈人兵之謀、而以夷教誘我民者、則全國爲上之策也。且法曰。十則圍之。今虜絕海而來。縱令彼大擧奄至、其勢未至圍我、而我八面受敵。不免如在圍中者、彼專而我分也。我沿海無所不備。故分而爲十、虜獨往獨來、恣其所欲爲、知戰地知戰日、每在彼之掌握、故彼專而爲一。時分一兩船。往返海上。亦能得騷擾我民。如是者、其孰實孰虛、不待智者而後知之也。今誠欲去虛就實、則莫若乖其所之也。欲乖其所之。莫若使虜備我也。夫攻守一而已、古人有言、攻者守之機。我有攻之勢、則虜必備我。而權在於我也。今若守備已修。乘機而截虜外洋、則虜雖欲驚動邊境、而豈敢分少船寡卒、而公然睥睨海上哉。彼若群處衆行不敢分。則亦不能東西出沒以擾人、而我所備者約矣、彼久聚一處、則不能漁商以收其利。其勢亦不能常常停泊如今日。彼無恃以爲術、而恣睢無忌之心沮焉。且我居內地以待敵者散地。而虜入未深者輕地也、法曰、散地吾將一其志。今能決一定之策、使民知所向。以一吾衆心、而擊其居散地者。破之不甚難、何憚而不講所以摧折之之術也。且夫所謂攻之勢者。亦豈必頓兵覆軍以爭其城邑、而後乃謂之攻哉。要我自爲不可勝。以求敵之可勝而已、誠能恢廓志氣而觀於大勢。外以伐謀伐交。設形格勢禁之略。內以大修守禦之備。兵力足以制虜、政教足以變夷、彼其伺邊乎。奮擊殲滅、以揚威萬里。若其歸順乎。東漸西被。以弘化四裔、而使蝦夷諸島。山丹諸胡。相踵內屬。日斥夷狄拓土宇。所以爲不可勝。雖未戰。隱然必有足攻其心者焉、而後批亢擣虛、相機乘之。如從天而下、所以應乎其可勝。則虜不得不備我。而變客爲主之術窮矣、是所謂

〔因糧之術〕糧を敵地に求むる術也三九一頁參照すべし。

〔不戰而々〕孫子謀攻篇に、不戰而屈人之兵、善之善者也とあり。

〔散地云々〕孫子九地篇に、用兵之法有散地、有輕地、云々、諸侯自戰其地者爲散地、云云、是故散地則無戰云々、是故散地吾將一其志、とあり、自國の領土にて戰ふ時は士卒家を思ひて堅志なく動もすれば散じ易きより此名あり

〔韴靈劍〕神武天皇紀伊御征討の折、武甕雷神の授け給へる劔也、後ち石上神宮に祭る。

〔頭八咫烏〕神武天皇紀伊より大和國へ御國越えの際、天照大神嚮導として下し給へり。

〔丹生川〕延喜式に大和國宇陀郡丹生神社あり、その傍を流るゝ宇陀川なるべし。

〔靈時云々〕神武天皇四年二月也、靈時は齋場を云ふ。

〔即鳥見也云々〕鵄邑は後の大和添下郡鳥見莊、靈時を設け給へるは宇陀郡鳥見にて別地なりと云ふ。

〔笠縫云々〕崇神天皇六年のこと也、笠縫は其地詳かならず。

乘其所之者。而變實爲虛。轉虛爲實。如此則神聖所以御夷狄之略。彼不得倒用。而彼所以擾我之術。我將倒用之。然後操縱之權。自我制之。廟謨既定。上下同心。千塗萬轍。必由是道而不變。於是乎我所以御夷狄者。即神聖之所以御夷狄。內有一定之略。而外無可乘之虛。雖使黠虜千群窺我。將何以得陸梁我邊陲也。大猷公嘗遣譯官島野兼了者於天竺。兼了乘荷蘭賈舶。周流諸國。遂往東海。三千里。得一大國。以爲是國宜屬神州。因立碑題曰日本國中。當時規模之宏遠。亦可見也。海東三千里者。蓋即西夷所稱亞墨利加洲者也。夫我有一定之略。以御夷狄。既足以一民志矣。今若欲益振起而固結之。有可感激奮勵効功於一時者。有可漸磨積累期成於久遠者。非達觀長視千萬世。而立不拔之業。宜布皇化。則不能爲也。是故陟賞威罰。所以鼓動一時。而典禮教化。所以綱紀永世也。故曰。善政民畏之。善教民愛之。畏之者一時之威。愛之者永世之固。故又曰。善教得民心也。夫善維持萬世者。念慮永遠。必先立其大經焉。而天命人心。物則民彝。瞭然如觀火。然後教訓化導。循序而施之。萬世之典常。固我胸中之事也。昔者天祖以神道設教。明忠孝以立人紀。其所以維持萬世者。固既瞭然。始於太古。而垂於無窮。天孫奉承。以弘皇化。莫非天祖設教之遺意。太祖征戰、每仗神威。以成武功。太祖之平中土。先禮祭神祇。背負日神之威而進戰。其如提韴靈劍。及以頭八咫烏爲鄉導等事。皆奉天神之教者。而祭天神地祇於丹生川上。敕道臣祭高皇產靈尊之類。莫不皆仗神威也。及定中州。立靈時於鳥見。報祭皇祖天神。以申大孝。初擊長髓彥。得鵄瑞而遂克之。故號其地爲鵄邑。即鳥見也。則其立時於此。蓋有以也。崇神天皇即位之初。人或有背叛。時方襲上古風。祭天祖於殿內。天皇敬畏。不自安。乃移而奉安神器於笠縫。顯然祭於外。使天下有所瞻仰。其所以敬事尊奉之意。與天下共之。而天下皆知尊天祖以敬朝廷。祭於殿內者。可以盡誠敬於內。而未可以明所尊敬之義於天下。天皇乃祭之於外。公然與天下共敬事之。誠敬之意。著於天下。天下不言而喩焉。夫以一身而盡誠敬。猶可以感神明。況萃天下之誠敬。以奉一神乎。古人云。以天下養。養之至也。亦可以譬是義。故周人嚴親之至。亦以四海之內各以其職來祭爲大。是以宗祀文王於明堂。與其九州共敬事之。不獨享之廟中而止。蓋亦是意也。祭大物主倭國魂。因土人所敬尊秩其祀。而饑

〔共工氏〕支那太古女媧氏に次ぐ帝也

〔弓矢及横刀云々〕垂仁天皇廿六年也

〔崇神朝云々〕崇神天皇九年四月也、墨坂は大和國宇陀郡墨坂神社、大坂は神名帳に、大和國葛下郡大坂山口神社とある是れ也

〔埴安〕孝元天皇の第四皇子武埴安彦命也、崇神天皇十年叛して誅せらる

〔振根〕天穗日命の裔出雲大神宮にて神寶を掌る、崇神天皇六十年その弟朝命を奉じ神寶を貢せるを聞き相鬪ひて是れを殺す、朝依て吉備津彦、武渟河別二將を遣して振根を誅す。

〔相嘗祭〕毎年十一月上卯日新穀を神祇に献る祭也。

句民心有所繫屬。以同奉朝廷（大物主神始平國土有功。民尊奉之。故擧其孫主祭。而民知朝廷以民心爲心。屬望於朝廷。而其祭之之義。則與周人所謂大社者有相似。禮記云。王爲群姓立社。曰大社是也。社者祭土地神。而有功者配焉。即共工氏有子曰句龍。爲后土。后土爲社是也。倭國魂者。蓋鎭大和地者。當時釋大和。故特祭其神。其義與周人所謂王社者。亦頗相似。禮記云。王自立社。曰王社是也。土地者民之所依。土地之神。民之所敬。而天皇首祭之。則民心有所統屬。是其所以歸於一也。）擧是義達之四方。定天社國社。天下神祠莫不統。而天下民心有所繫屬。以同奉朝廷。（古者諸神之稱。其天祖之胤。及其輔佐朝政者。總謂之天神。舊族大姓。平國土者。稱之國神。即天社國社也。令義解云。天神者。伊勢。山城鴨。住吉。出雲國造祭神等類是也。地祇者。大神。大倭。葛木鴨。出雲大汝神等是也。即亦天社國社之謂也。）定神地神戶。而百神供奉各有常。民知朝廷敬神祇。用兵器而祭神。因以寓軍令。而險要有守。民知朝廷之不可犯。而益畏敬之。（按垂仁紀。納弓矢及橫刀於諸神社。兵器祭神祇始于此。然崇神朝。既以盾及矛。祠墨坂大坂神。蓋二坂皆險要地。而因祭備戎器。以暗寓固險之意。至垂仁朝。亦襲是意也。）民尊奉畏敬朝廷。而叛者自平。如埴安振根之徒。不旋踵就戮。神道既明。而列聖繼紹。崇祀典四方。咸秩無文。（延喜式所載神名。宮中及京師畿內七道。總三千一百餘座。大四百九十二座。其三百四座並預新年月次新嘗等祭案上官幣。就中七十一座預相嘗祭。其一百八十八座並預新年國幣。小二千六百四十座。其四百三十三座。並預新年案下官幣。二千二百七座。並預新年國幣。其秩祀概如是。天下群祀。莫不該也。）征討則記功案。以鎭其地。（古者有所征討。則祭其有功烈於地方者。使其子孫主祭。以鎭民物。如鹿島神以武功鎭東方。而常與地分祀其神最多。式所載。陸奧國中。以鹿島及鹿島御子。爲號者八社。格載鹿島苗裔神。在陸奧者三十八社。蓋建雷命及其子孫平其地而有功。故世祭之也。大巳貴命平出雲。豐城命平毛野。子孫皆鎭其地。而世主其祭。諸神如是之類。其在諸國者甚多。因民所瞻仰。以鎭土俗。所以使萬民生恭敬之心也。周人營洛邑。成秩無文。記功宗。以功作元祀。其意亦頗有與祖宗法相類者也。）以統民心。而斥夷狄。變廣俗。是以德化日洽。黎民時雍。其諸神百祀之在京畿及諸國。以鎭護地方者。民至於今瞻仰敬禮。有足因以復寓報本反始之義者。神聖立大經。以維持萬世。典禮既明。奕世遵奉。舊物猶存者如此。則神聖念慮之所暨。亦可見也。後及異端並起。而大道不明。廟堂無永久之慮。朝政陵夷。民心日漓。而神聖所以維持萬世之意乖戾。至若近世則戎虜狡黠。頗有似立大經者。執左道以蠱民心。雖非善教。亦以敎

〔精氣爲物云々〕易經繫辭上傳に、精氣爲物、游魂爲變、是故知鬼神之情狀、與天地相似とあるに因る

〔昭明焄蒿悽愴〕鬼神を形容する語也禮記祭義篇に、其氣發揚于上、爲昭明焄蒿悽愴、此百物之精也、神之著也とあり、注に焄謂香臭也と見えたり。

〔韃靼〕元の滅亡後その子孫は韃靼可汗の號を有せしが明の成化六年順帝七世の孫達也可汗となるに及び内外蒙古を統一して大元大可汗と號し、又た屢明に寇し勢盛なりしが、清聖祖の時に至り全く清朝に歸服せり、爰は其の故地を云ふ。

爲號。足以得民心。所至焚燬祠宇。瞻禮胡神。以傾民志。故逆焰所煽。殆遍六合。悍然敢試毒於神州。欲倒用神聖所以變夷俗之方。反以變中國。而中國未立不易之基。衆庶之心。離合聚散。不過於架漏牽補。以爲一日之計。以赫赫神明之邦。而坐使腥羶異類欺罔我人民。不亦可羞乎。夫物莫威於天。故聖人嚴敬欽奉。不使天爲死物。而使民有所畏敬悚服焉。物莫靈於人。其魂魄精強。不能與艸木禽獸澌滅。其於死生之際。亦不能漠然無念。故聖人明祀禮。以治幽明。使死者有所憑。以安其神。生者知死有所依。而不貳其志。民既畏敬悚服於天威。則不誑於誣天之邪說。無歉然於幽明。則不眩於身後禍福。報祭祈禱。上任其事。而民聽於上。則敬君如奉天。追遠申孝。人輯其族。而情盡於內。則念祖如慕父。民心純於下。而怪妄不經之說莫由而入焉。祀禮廢則天人隔絕。而民生易慢。游魂不得安。而生者憱於身後。民無固志。冥福陰禍之說。由此而入焉。徼幸於死後。忘義於生前。避政令如避寇。慕異言如慕慈母。心放於外。而無主於內也。身後禍福。目所未嘗覩。故邪徒得乘民心所憱而恐喝之。亦不足恠也。精氣爲物。游魂爲變。故其昭明焄蒿悽愴者。自非有祭祀以安之。則死者不能有憑焉。使死者無憑。則於生者心。亦不能無歉然焉。如衆人雖不自知其所以然。而有憾於冥冥者人情之所不能免也。且生者亦以其死之無所安。而內無恃以自強。則不能無惑於身後之說也。故有祭祀者以安之。父祖之與子孫固同一氣。父祖卽其前身。子孫卽其後身。則其游魂者。去子孫而奚乎往也。故以子孫祭父祖。莫不感應。而昭明焄蒿悽愴者。賴以安焉。天者昭昭之多。而人在天地間。天地之氣當潛行於全身。而以生活也。故人之與天地。亦同一氣。而其元氣固與天地通。以人而祭天地。亦莫不感應。而昭昭之多者。賴以著焉。是以聖人事天祀先。幽明無憾。而天下服矣。後世慮不深遠。事天祀先之事。祖以爲文具。民生而無所畏敬。亦不知死之有所憑依。而疑懼之心生焉。疑懼生而民心無主。於是西夷得以陰禍冥福怵之。是所謂自侮而後人侮之者也。　今夫欲開不拔之業。宜立其大經。而明夏夷之邪正也。神聖建國之大體。臣既粗言之。今既立大經。則當以四海爲一家。萬世爲一日。因列聖遺緒。以圖時措之宜也。欲明夏夷之邪正。則當闡天人之大道。以爲趣舍之準也。夫神州位於大地之首。朝氣也正氣也。神州本日神所開。而漢人稱東方爲日域。西夷亦稱神州及清天竺韃靼諸

〔鬼蜮〕鬼は爰にては人を害する妖怪の義、蜮は水中に隠れて人を害すと傳ふる怪蟲也、依て陰惡の人に喩ふ。子華子晏子篇に、極二其回邪一、如レ鬼如レ蜮とあり。

〔聲教云々〕書經禹貢篇に出づ、聲教は風教の義、神禹は禹王の美稱也。

〔伊尹〕商湯王の賢宰也。

〔洚水〕洪水也。

〔循大卞〕卞は法也、書經顧命篇に循大卞とある注に、大法也とあり。

〔周官〕周禮の別稱也、周の職官、職掌を定めし書にして、周公攝政六年に作る。

國。曰亞細亞。又曰朝國。皆朝氣正氣是爲陽。故其道正大光明。明人倫以奉天心。會天神以盡人事。發育萬因自然之形體而稱之也。物以體天地生養之德。其狄者屏居於四肢。陰氣也邪氣也暮氣邪氣是爲陰。故素隱行怪。滅裂人道。而幽冥之說是興。褻天媚鬼。而荒唐之語是倡。寂滅萬物。而專由陰晦不祥之塗。今誠能反其道。變寂滅以生養。化陰晦以光明。易荒唐幽冥之說。以天命人心昭昭乎不可易之大道。而揭太陽咸明。以照臨四海萬國。則爝火之耿耿。安得不熄。如此則彼所恃以吞併諸國之本謀乖矣。轉所以變於彼者。而由變彼之道。豈非所以立大經之先務哉。彼或欲而自道其道。自畜精[illegible]之。則措之勝外可也。而今大道非望。欲必以夷變夏。漸滅正道。汙穢神明。欺天罔人。傾人之民。奪人之國。而後已。[illegible]之眞正道。相反如氷炭。茫茫宇宙。戎狄之道不息。則神聖之道不明。神聖之道不明。則戎狄之道不息。不[illegible]則變於彼。勢不能相容。深謀遠慮者。將安得不揭正大之義。以除害於萬世乎。夫太陽咸光之所被。則仁人惻隱之所覃。覃四海萬國。亦莫非人類。而妖教之溢蔓。牿亂天倫。戕害人紀。使元元蠱惑沈溺。相率爲禽獸。[illegible]豈仁人之所忍視哉。故當時無外。以夏變夷。使天人免於胡羯羶腥之圖者。固仁人之志。而揆文奮武。光被四表。以覲耿光。揚大烈者。仁人之業也。古者聲教訖于四海者。神禹之功。而匹夫匹婦有不被堯舜之澤者。若己推而內之溝中者。伊尹之志也。故洚水不爲堯而至。而堯以爲警余者。堯之仁也。卒土之患不爲漢武而設之。而漢武以爲高帝遺我者。漢武之義也。舉此類。吾人所自任可見也。持其志而廣其業。務在於國體。循大卞。今古博厚悠久。以照臨夏夷。循干戈之名而實之。所以足兵也。循瑞穗之名而實之。所以足食也。明忠孝以洋溢天下。所以使民信之也。三者並舉。食足。兵足。民信之。忠孝以明。天人合一。幽明無憾。以正易簡。以夏變夷。萬世而不已者。不拔之業也。今欲施行之。宜使民由之。而不可使知之。若夫論所以使民由之者。則曰禮而已。禮之目五。而教民敬。莫大於祀。周官。以祀禮教敬。則民不苟。祀禮有

〔禘之說云々〕論語八佾篇の語に因る
〔罔象〕水神也。
〔少童〕海神也。
〔級長〕風神也。
〔埴山〕土神也。
〔艸野〕草の祖神也
〔句句廼馳〕木の祖神也。
〔大島〕和泉國泉北郡に在り、祭神は天兒屋命、一說に日本武尊と云ふ。
〔園韓神〕園神社は大物主神、韓神社は韓神及び少彦名命を祭る。
〔酒神〕大宮賣神にて四座あり。
〔鎭華〕每年三月吉日疫神鎭遏の爲め大神狹井二神を祭る儀也。
〔鎭火〕六月十二月の吉日宮城四方の外角にて防火の爲め火神を祭る儀也。
〔飌師〕風神也。

數有義。欲陳其數。當先明其義也。夫天子祭天神地祇。其敬祭天祖。所以報天尊祖也。祀地主保食神。鎭國土厚民生也。唐虞三代之秩祀典。所重則嘗禘郊社。嘗者嘗新穀。禘者禘其祖之所自出。以其祖配之。郊者祀天以其祖配之。社者祀后土有功者。又祀田正有功者曰稷。中庸曰。郊社之禮所以事上帝也。宗廟之禮。所以祀乎其先也。明乎郊社之禮禘嘗之義。治國其如示諸掌乎。論語稱。知禘之說者之於天下。如視諸掌。孝經。亦以周公郊祀后稷宗祀文王爲嚴父之至。其意皆相同。則亦可見其所最重在乎此也。而天朝大嘗之禮。祀乎天祖。而事天祀先之意並存焉。亦猶郊禘之義也。嘗新穀而薦之。即嘗之義也。故太神宮之祀是宗廟也。明堂也。郊也。一祀而數義存焉。而祭地主神猶社。保食神猶稷也。大神大倭等即社也。渡會稻荷等即稷也。郊廟社稷天地之祭。其大者如合符節。蓋亦以神州與漢土風氣相同而其事暗合者如此也。山嶽河海。風雨艸木。百物之神。山祇。罔象。少童。級長。埴山。艸野。句句廼馳等。皆其神也。而天下名山。多祭伊弉諾大汝大山祇等神。皆鎭國土者也。濱海祭住吉等神。海神也。及風神山口水分等神。皆列祀典者。皆所以爲民除災祈年穀也。如唐虞三代。亦有四海山川百神之祭。其義亦大抵相類。與皇子皇孫名賢功烈有益於世者。祭有功烈於民者。如大島二荒鹿島香取春日北野等是也。漢土之俗。亦如杜句龍舜禹稷契等是也。其祭法具有令典。莫德而不報。莫功而不擧。天地鬼神莫不該。遐陬僻壤莫不鎭也。宮中御巫祭神代供奉百事之神。座摩祭大宮地靈。井神亦與之。生島祭諸國諸島之靈。等祭。所以保護天孫。以治國家也。宮中祭神之外。又有宮內祭園韓神。大膳祭食神火神。造酒祭酒神。亦皆所以保護天孫。漢土亦有五祀。其義亦相類。祀典之日。踐祚大嘗爲大祀。天皇即位。大報天祖。最宜致敬也。祈年以禱時令順序於天下諸社。月次以奉幣帛於天社國社。如庶人宅神祭。蓋天子以四海爲一家。故雖如宅神。而頒幣諸國官社。且其所祭者。及生島足島等神。而其太神宮祝詞。亦以光被遐邇爲言。不特爲一家而祭也。新嘗義如大嘗而歲行之。以上諸祭。皆爲中祀。所以養萬民安國家報天神者亦宜敬也。太神宮則別有神衣。而夏秋供神衣。有神嘗。九月神衣祭日行之。蓋以報天祖頒嘉穀教養蠶之德。亦皆中祀也。其他如大忌風神。鎭華鎭火等。或祈水澤。或禳沴風。鎭疫神。防火患。如此之類。並爲小祀。亦皆所以爲國家禳災祈福也。周人亦有祈年。有五祀。有蒸嘗。有飌師雨師山林川澤之祭。其義亦與以上諸祭相類。有斯祭則有斯義。行之朝廷達之四方。報本反始之義。與其所以爲民祈禳之意。擧而皆與天下

〔顒顒〕敬順の貌也。
〔宮主〕卜部と共に神祇官の職員也。
〔卜食〕龜卜の折その甲に表はれし裂目を云ふ。
〔大祓使〕大嘗會の時諸國へ遣し大祓を爲さしむる使也。續日本紀文武紀二年の條にあるを初見とす。
〔有定國〕中世以後近江を悠紀、丹波備中を交番に主基と定め、郡のみを卜定す。
〔蜡〕十二月萬物を祭る儀也。
〔歛豳頌〕歛は吹の本字、豳頌は農事を詠へる詩にて詩經にあり。
〔孔子曰云々〕禮記雜記篇に出づ。

同之。上任其事、而民聽於上。顒顒然唯廟堂是仰。而神姦不得行。民志之所以純一也。古者大嘗之祭、臨時卜定悠紀主基國郡。遣宮主卜部、率國司以下及庶民、臨田拔其穗、以供粢盛。四國無不得供奉大神者、民皆冀得卜食出力以供大祭之用。而天皇事天祀先申大孝重民命之意、達於四方矣。國司率其下護送之。諸道無不可得役其事者。而其意又達於道路矣。因別以正税一萬束充雜用。諸國皆得輸其物。而天下莫不知其意矣。遣大祓使於諸道、而天下知潔淸以事神矣。頒幣帛於天下諸社、而天下知國土之神亦皆統於天祖。是天皇既舉所以事天祀先申孝愛民之實。而與天下同之。有斯意必有斯禮。是以民由之、不告而曉。不語而喩。各輸忠於其所事之君。以俱奉戴天朝。民志於是乎一矣。後世事從簡易、悠紀主基有定國、限以近畿、其儀獨行於京師、而四方之民不得知天皇之意與斯禮之義也。所遣達止數十里、而道路不知也。雜用不取之各國、而國郡不知也。大嘗供奉之使廢、而敬潔之意、與天祖統群神之義、世莫之知也。則其所以敬重之之意雖家喩戶告、而天下孰得而知之。其遺禮存其用者廢、可勝嘆乎。古者京畿及諸國名神大社所祭神。皆嘗佐天祖天孫、能成大功者。而山川百神、鎭民物、起風雨、莫非所以助天神之功者也。故其土民固不得不報其功德、而天朝亦不得不有所報答焉。是以有官幣、有國幣、每祈年月次新嘗、必班之。班官幣國幣諸社見上。其祭竝之於朝廷、而四方百神有所係屬焉。今諸國以仲冬祀稻魂等神。蓋古者及新嘗班幣、而諸國亦各祭其所在之神、而遺風有猶存者也。是日也、民家爲酒食以相慶、猶周人祭蜡之意也。蜡者所以息老物、歛豳頌、擊土鼓。存古也。以是日養老、正齒位、敎民孝弟也。八蜡以記四方年不順成、八蜡不通、以謹民財也。養老飮酒、而民醉飽相慶。一國如狂。孔子曰、百日之蜡、一日之澤。一張一弛。文武之道也。蓋古人所以使民歡欣和樂者如之。而此等之義亦可因祭而寓之也。神庫者所以藏神寶及兵器文書資糧百物、以待祭祀。因神威以制民事。利用厚生之意可以施、軍國不虞之備可以寓也。古者寓政敎於祭祀。藏兵器於神社。如前所言。而國造縣主等。祭其國土之神、有稻置以儲稻。今倣此設制。兇荒可

〔十二敎〕周代の敎目也、周禮地官に「掌邦敎」とある注に、「敎所以親百姓、訓五品、有虞氏五、而周十有二焉」とあり。

〔世稱賀茂社云々〕三才諸神本紀、和漢三才圖會等この說を傳ふ。

〔血食〕神として祭るを云ふ、類篇に「祭所薦牲血、从皿一象血形」とある如く、祭に毛血の牲を薦むる故也。

〔使民由之〕論語泰伯篇に、子曰、民可使由之、不可使知之とあるに因る。

以賑饑。軍旅可以助糧。其可因神威以便民事者甚多。臣別有所論著。今不具論焉。若夫周人亦因祭祀而屬民讀法。或糾戒之。或以正齒位。或以書賢能。皆於祭時爲之。而其鄕器有吉服祭器吉器之目。所以使民同力共事。神祀禮居於十二教之首。馭神亦居八則之首。所以使民不苟。其他所以使民從事祭祀者不勝枚擧。至後世有義社之倉。亦足以便於民。凡如是之類。苟能斟古今制度。因神威以便民事。則固民心所嚮。其從之。將猶水之就下焉。今世或因佛事以聚民作事。其應如響。亦可以見其效之速。況神威之可以動民非佛之比乎。是以祭政一致。治教同歸。而民有所屬望焉。天下神祇。皆天皇誠意之所及。有斯意必有斯禮。民由此亦知上意所嚮。感欣奉戴。忠孝之心有所係。而純於一矣。後世陳其數。而失其義。群臣百祀。無所統屬。而民所瞻仰者不專。禮之用既廢。亦可惜也。列聖山陵。奉祀素愼。其親盡則無廟。固其宜也。而如神武天皇平定天下。崇神天眼經營四方。天智天皇再造區宇。盛德大業。功垂無窮。民至於今涵泳仁澤。而無廟祀之以報功德。豈不大闕典乎。世稱。賀茂社祭神武天皇。然古書無明文。人或疑之。今宜一新典禮以大明祖功宗德之義也。佛法之行。葬祭皆據之。故歷朝祀禮。親屬未盡。亦且無廟。而山陵亦多屬荒廢。可不謂之闕典乎。自古皇子皇孫。名賢大德。其功烈垂後。忠孝顯世者。或未盡刑祀典。而其子孫亦或漂零沈淪。不得血食。亦闕典也。若能斟酌古今。廢者擧之。闕者補之。寓彝訓於祀典。使天下忠孝之心。與念祖追遠之誠。油然俱生。感戴之念。與畏鬼敬神之意。悚然俱萌。非所謂使民由之者乎。夫然後天下靡然咸相告曰。天祖治天職於上。群神勵翼。平定國土。今各禮國土之神。所以答其神之功德。而報天祖之仁澤也。則群神百祀皆有所統一焉。相告曰。天祖洋洋在上。皇孫紹述。愛育黎庶。大將軍翼戴帝室。以鎭護國家。邦君各經治疆內。使民皆安其生而免寇盜。今共邦君之令。奉幕府之法。所以戴天朝而報天祖也。則幕府及邦君之治。有所統一焉。宗族相糾緝。以祀其先。則父相告曰。敬宗所以尊祖。其相緝睦。以共邦君之令。奉幕府之法。戴天朝以報天祖。所以繼乃祖乃父之志也。則其念祖修德之心。有所統一焉。若夫如此則天祖天孫之仁覆於海內。幕府邦君之義著於天

下。慈父孝子之恩申於永世。報本反始之義明。而忠孝之教立矣。民日由之。而不見異物。周人以大司徒掌邦教。施十有二教。其第一日。以祀禮教敬。則民不苟。祀禮之於教。其重如此。君臣有義。父子有親。然後百禮乃興。於是乎謹夫婦之別。順長幼之序。信朋友之交。使民出入相友。守望相助。疾病相扶持。皆親其上。死其長。則雖有百異端。不能移其心。而黠虜之狡獪祠宇。矇蔽閭閻。媢惑蠱愚。以肆其逆焰者。莫不皆而施其術。所謂上兵伐謀者。實萬世之長策也。而往日濟化傷俗。如巫覡。如浮屠。如陋儒俗學之徒者。亦皆中原赤子。使之得皆安其堵。適其意。優遊於大化之中。以浴於天祖天孫之深仁厚澤。奉幕府邦君之政令刑禁。晏然樂以沒齒。亦何不可之有也。若夫繆聽西夷妄說。稱揚眩惑。以助長黠虜逆焰者。則宜痛禁絶之耳。或有犯禁者。宜以造言亂民之刑。而見寶貨靈藥及瑣屑之屬。必焚燬棄毀。不許服用。使民賤惡之如豺狼。天平中詔。百姓有學異端。蓄積幻術。壓魅咒咀。害傷百物者。首斬從流。如有停住山林。佯道佛法。自作教化。傳習授業。封印書符。合藥造毒。萬方作怪。違犯勅禁者。罪亦如此。古昔禁絶異左如是。所以使民一於方嚮固宜然也。今西夷挾邪教以蠱惑民心。臣奉貢然。民取其物而用之。亦未為不可也。告接濟之姦者。與得敵首同賞。匿而不發者。與舍賊盜同罪。邦國能披虜盜者。功與陷敵壘均。見虜不撃者。論以逗撓。此皆一時權術。亦足使臣民激發興起敬奉光訓矣。而大脩守禦之備。慨然示天下以大憂。推赤心開至誠。一憂一樂。必與天下同之。庶足以鼓動天下矣。政令刑禁。與典禮教化並陳兼施。而納民軌物。乘正氣而行正道。皇極既立。民心有主。民之所欲。則天之所從。民從天從。神聖所以變夷俗之方。彼不得倒用。而彼所以圖我之術。我將倒用之。教令之權。自我制之。廟謨既定。上下同心。千塗萬轍必由是道而不變。於是乎我所以布皇化。即神聖之所以布皇化。內有不拔之業。而外無可乘之間。雖使腥羶異類百方誤我。將何以得欺罔我人民也。夫天下大業。萬世長策。固非朝夕之可就。天祖之業。待武神而開。崇神而大。及聖子神孫繼述

〔君臣有義云々〕孟子滕文公上篇に出づ。

〔守望相助云々〕孟子滕文公上篇に、出入相友、守望相助、疾病相扶持とあり、守望は盜賊を防ぐ爲めの物見を云ひ、轉じて賊を防ぐをも云へり。

〔上兵伐謀〕孫子謀攻篇に出づ、敵の計謀を見破りて伐つを上兵となすの意也。

〔天平中詔〕天平元年四月の詔也。

〔首斬從流〕王犯は斬り、從犯は流すなり。

〔荒要〕堯舜の時天下を甸服、侯服、綏服、要服、荒服の五服に分つ、荒要二服は何れも遠方の僻地なれば、爰に遠方の意に用ひたり。

〔敵愾〕敵は當る也主君の恨み憤れる者に當りてこれを討つ義也、左傳文公四年に、諸侯敵王所愾云々と見えたり。

〔神武不殺之威〕易經繫辭上傳に、古之聰明叡知、神武而不殺者夫とあるに因る。

不怠。而皇化洽海內也。今畫一定之策。立不拔之基。必當內自中國。外暨百蠻。上原於太初。下要於無窮。遵神聖之彝訓。紹東照之大烈。貽謀孫子。繼繼承承。千萬世如一日。必拯四海萬國於塗炭。使天地間無復有西夷之妖教。中原赤子。永免於胡羯之欺罔。然後已。其規模立於內者如此。乃可以外應無窮之變矣。夫仁被四表。兒視荒要。所以使將來與今不懸也。久近之不相懸。所以永遠無變也。荒要賓服。永遠不變。而天下志士仁人。亦皆憤激自效。爭出死力。以從事於此。雖事故萬變。不肯易其志。雖累代歷世。不肯少間斷。然後大興敵愾之師。食天神之糧。揮天神之兵。仗天神之仁。而奮其威。以方行天下。狹者廣之。險者平之。神武不殺之威。震於殊方絕域。則正欲使海外諸蕃來觀德輝。亦何屑屑乎其伺邊誘民之患也。古人有言。國之大事在祀與戎。戎有一定之略。祀爲不拔之業。實國家之大事。所以大觀天下。通視萬世。立一定不易之長策者如此矣。夫明國體。審形勢。察虜情。脩守禦。而立長計。實聖子神孫所以報皇祖天神之大孝。而幕府邦君所以濟萬世施無窮之大忠。臣謹著五論。非臣私言也。天地鬼神將與聽之矣。

右五論併七篇。臣久藏之胸臆。未敢語人。非敢惜之也。謂天地者活物。人亦活物也。以活物而行於活物之間。其變不可勝窮。事逐時轉。機在瞬息。而世之人擧細故而遺大體。今擧大體。則難之以細故。欲言其所以解難處變者。則今日所言。明日未必可行。故一發之口則爲空言。一筆之書則爲死論。臣是以欲無言而止。然竊謂。人無貴賤。自太初而父子傳生。一氣相承。臣雖微賤。亦世浴神聖之澤。以至於今日。奉幕府之法。仰邦君之仁。幸而得養生喪死無憾。則亦何忍睨視天下之變故。而默默無言也。故特擧其遠大者粗言之。語曰。苟非其人道不虛行。至其所以臨時解難處變者。則當付之其人而已。

（文政乙酉）文政八年也。（季春）三月也。

文政乙酉季春

會澤安識

新論卷下終

柳子新論

〔名實之賓〕莊子逍遙遊篇に出づ。
〔周召〕周公旦及び召公奭也、召公奭は周の支族、武王の時燕に封ぜられ成王の時三公となりて、周公旦と共に政を輔く。
〔伊傅〕殷代の賢士伊尹及傅說也。
〔昭宣忠仁云々〕昭宣は藤原基經、忠仁は其の養父良房也、共に位人臣を極めたる人なるも爰に引用せる理詳かならず。
〔保平〕保元平治也
〔壽治〕壽永文治也
〔室町氏〕足利氏を云ふ、義滿の時京都室町に第宅を造り幕府を置きしに因る。

柳子新論

正名第一

柳子曰。物無形而有名者有矣。有形而無名者未之有也。名之不可以已也。聖人出之以寓教其中焉。昔者周公。正名百官。而萬國服其仁。仲尼正名禮樂。而天下稱其德。老聃乃謂有名萬物之母。莊周亦曰。名實之賓。儒家之所脩。法家之所習。不一而足焉。我東方之爲國也。神皇肇基。緝熙穆々。力作利用厚生之道。明々其德。光被于四表者。一千有餘年。立衣冠之制。設禮樂之教。有若周召。有若伊傅。民到于今無不被其化矣。自此厥後。昭宣忠仁諸公。繼武于聰王之制。從事于大寶之令。綿々洪祉。日盛月隆。郁々文物。幾乎不讓於三代之時。至于保平之後。朝政漸衰。壽治之亂。遂移東夷。萬機之事。一切武斷。陪臣專權。廢立出其私。當此時也。先王之禮樂。蔑焉掃地矣。室町氏繼興。武威益盛。名稱將相。實借南面之位。雖然先王之明德。深浹洽乎民心。則强暴之臣。尚不能無忌憚。是以神器不移。皇統綫存。逮乎數世之後。豪傑交起。各據一方。龍驤虎奔。相奪相害。無有窮已。姦賊謀事。或蠻弑簒。首無巾幘。衣無領袖。驕傲稱德。暴逆伐功。當此之時也。一二或憂其民者。亦惟承戰國之弊。苟且之政。荏苒逐日。奚知名教所由乎哉。卽民之蚩々者。將焉守其土。又將焉安其身。今且舉其大者。官制爲特甚焉。夫文以守常。武以處變者。古今通途。而天下達道也。如今官無文武之別。則以處變者守常。固非其所也。且夫諸侯者。國君也。各受方土。世襲其爵。有社稷焉。有民人焉。尚且以將校自處。專

〔八省〕中務、式部、治部、民部、兵部、刑部、大藏、宮內の諸省を云ふ。

〔尾大不掉〕下の上より強き爲めに尾掉はざるに喩ふ、左傳昭公十一年に末大必折、尾大不掉とあり。

〔薰蕕無別〕善惡を混同せるに喩ふ、薰は香草、蕕は臭草也。

〔簡髮而櫛云々〕髮細のことに屑々たるの喩にて、莊子庚桑楚篇に出づ。

〔名不立云々〕子路孔子に向ひて、衛君子を待ちて政を爲さば、何れを先ぜんとすると問ひしに對し斯く答へしにて、論語子路篇に出づ。

出無文之令。乃至如計吏宰官之類、終身不與武事者、亦皆以兵士自任。一致苛刻之政。其害乎治道者一也。且今之諸侯與士大夫、凡居五品以上者、咸受國守之號、若任八省諸官、亦皆有名無實。至六品以下、則圖乎無之或聞。吾不知其何故也。況承制於彼、從事於此、則雖欲無貳、其可得乎。是其無義無制者二也。將相爲君、納言爲臣。五品之賤、有四品之貴、非尾大不掉、則冠履倒置、唯權凌之、唯威乘之。是其失尊卑之序三也。且也古之人相呼必以名字。或稱兄弟之行、輓近以來、卿大夫一稱其官、不問其名、乃至士庶人無職者、亦皆妄犯內外官號、兵衛・衛門・助・丞之類、自農工商賈奚奴輿隸之卑、及戯子羅戸丐兒非人之賤、每々必於是。夫律之有法也、私官犯官者、皆明無赦。若今日法糾之、天下擧乎無遺民矣。是其淆亂不可如之何者四也。凡曰此之類、成俗成風、固非一朝一夕之故、殿・樣・御・候・仕・致之等、言語別成一家、文字別生一義、乃搢紳諸士之間、日用通意、亦未知其何義、事々皆爾、物々皆爾、豈不可笑可歎之甚邪。雖然今之人生長其間、慣以爲常、則自唱自和、似無不有者、若夫施之實事、則實礙窒塞不相通、於是更立一家之法、亦且顛倒條離之習。薰蕕無別、精粗無分、簡髮而櫛。數米而炊、言而無文者、動靜云爲、唯々是命、勦說雷同、復何條理之有。今夫草木之有區別也、以物以名。無不有條理者。人事而如此。嗚呼曾謂不如草木乎。孔夫子嘗謂、名不立則言不順、言不順則事不成、事不成則禮樂不興、禮樂不興、則刑罰不中、則民無所措手足。彼其衛國如此其甚矣哉。設使夫子寓目於此間乎、未知其謂之何也。政之末墮于地。蓋一千有餘年、可謂久矣。是以其化之被及于海內、可謂廣矣。其德之浹洽于民心、可謂深矣。及其衰也、白龍失水、受制小魚。跋涉千里、暴露冒雨。亦可謂難矣。當此之時也、一二忠臣、或能復其位、亦且富不若小國之君也。雖然如此尚能保其宗廟。百世不廢、到今四百有餘年矣。權乎雖移矣、道其不在于斯乎。先王之大經大法、自有律令可見焉。若能有憂民之

〔天無二日云々〕禮記曾子問篇に、孔子曰、天無二日、土無二王とあり

〔首鼠〕漢書灌夫傳に、首鼠兩端とある注に、顏師古曰、鼠行一前一卻也、陸佃云、鼠性疑、出穴多不果、故持兩端者、謂之首鼠とあり。

〔比翼〕一目一翼、雌雄相携へて飛ぶと傳へらるゝ鳥也三才圖會に、南方有比翼鳥、不比不飛、謂之鶼々、似鳧而青赤色、一目一翼相得乃飛、王者有孝德而幽遠則至とあり。

心。名其不可正乎、禮樂其不可興乎。刑罰其不可措乎、哀哉天下無有其人也。既不能盡復其古。亦不能盡變其舊。其有所不盡者何也、豈爲其知尙物而不知尙名、爲己而不知爲天下乎。抑亦學政不行。而術智有所不及也。

得一第二

柳子曰。夫天得一以淸。地得一以寧。王侯得一以爲天下之貞。豈特天地之與王侯爲然哉、大夫非得一、則不可以治其家。士非得一、則不可以養其妻孥。庶人非得一、則不可以安其身。父不可以教其子。子不可以事其父。故天無二日。民無二王。忠臣不事二君。烈女不觸二夫。弟子請曰。願聞其詳。曰今夫衰亂之國、君臣二其志。祿位二其本。故好名者從彼。好利者從是、名利不相爲而情欲分矣、卽我徒將安依、須富者不貴、貴者不富。富貴不相得。而威權別矣。卽我徒亦將安依。於是則爲君。於彼則爲臣、故出謀者。依違不能定其是非。臨事者。首鼠不能決其進退。茫乎如在中野。洋乎如在中流。仁何由乎施、忠何由乎致。公侯皆然。士庶皆然。卽我徒亦將安依。苟且之儀定、姑息之令出。一以爲是。一以爲非。民之言曰。令行一日。禁止三日。朝暮相變。日夕相戾。卽我徒亦將安依。夫獸有比肩。鳥有比翼。兩々相依、飛走始得。若其相離則病矣、是無爲性也、奚若夫燕雀與犬羊哉。且人見此二物。則必怪曰。支離矣。人而如此。將謂之何哉。今如夫二物、支離則固矣、然彼自有相依之性。飛走得其處以食其身。而上無可事之君長。下無可使之臣民。是以自足遂其生則已、人之有道。奚其能然乎、貳於事上、則不義。貳於使下則不仁。兆民不得從焉、且也今之人。聞婦有二心。則必曰淫矣、臣而有二心。其如之何。夫誠如此耶、婦而貞者則多矣、士而忠者。吾知其必無有也。況夫人

情無不有義。無不有欲。君子徇其義。小人徇其欲。故當喪亂之時。飄然高擧。避世於巖穴之中。縱意於山林之外者君子也。依然自安。屈志於臺閣之上。終身於市朝之間者小人也。昔者黃憲之齊、見隱於漁者。攜手論當世之事。乃曰。君子在野。齊其不久乎。彼唯見一君子之不得志。猶且知其政之衰也。若使其望此境乎。必將振衣而去。又奚得踏其地哉。方此時也。雖聖人復起。無若之何耳。爲國計者。亦惟不如復官制以正其名。興禮樂以示其實。君臣無貳。權勢歸一。令行禁止。而後君子在位。小人有所歸也。是之謂得一之道。

人文第三

柳子曰。人生而裸者。天之性也。無貴無賤。蠢々唯食之求。唯欲之遂。與禽獸無以異焉。惟鳥之與獸。飛走以異其能。羽毛以殊其文。大小以分其質。乃至鱗介諸蟲。亦各有其文。譬如草木之[illegible]以別焉。人則不然。無飛走之異。無羽毛之殊。鼻口同其體。手足同其形。言語同其文。聲色同其欲。夫然則無等無差。貴賤何別。故強淩弱。剛侮柔。相害相傷。相虐相殺。搶奪劫掠。固[illegible]疎之不論。亦何少長之間。是以穴居草處。與禽獸共死。與草木並朽者。鴻荒之時乃爾。惟人萬物之靈。聖則[illegible]。出於群萃之中。必有傑然者。能自遂其生。以及人生。能自養其身。以及人身。作食食之。作衣衣之。教之稼穡。教之紡績。利用厚生。無所不至焉。則人之歸之。如衆星之拱北辰矣。亦猶蚩々唯食之謀。唯利之圖。則何以知其貴賤與親疎哉。故名以分之。爲君臣。爲父子。爲夫婦。爲長幼。才以分之。爲智愚。爲賢不肖。業以分之。爲農工商賈。而後強不淩弱。剛不侮柔。而相害相傷。相虐相殺。搶奪劫掠之俗已矣。因制其禮。而差等分矣。因命其職。而官制立矣。因作其服。而衣冠成矣。作之者謂之聖。述之者謂之賢。率之者謂之君。從之者。謂之公卿大夫。由之者謂之士。化之者謂之民。故上自天子。下至庶人。無不有

〔市朝〕市中に同じ市中に家の並べる樣朝廷に官人の並べるに似たるより云ふとの說あり。

〔惟人萬物之靈〕書經泰誓上篇に、惟天地萬物父母、惟人萬物之靈とあり

〔稼穡〕稼は禾穀を植うる義、穡はこれを苅入るゝ義也通じて農業を云ふ

〔衆星之云々〕論語爲政篇に、子曰、爲政以德、譬如北辰居其所而衆星共之とあるに據れり。

〔蚩々〕無知の貌也

冠。無不有衣。而不與鳥獸爲群。是其天性無有所分。而有待夫制者也。故服者身之章也。冠者首之飾也。身無章。首無飾。謂之蠻夷之俗。以別聖人之民。今夫日月之所照。舟車之所通。無不有斯人。而唯其風化之所及。同斯文。同斯章。而後能承其制。能被其德也。故衣冠者、非特拒其寒。爲恥乎裸且跣與禽獸無別也。制冠以掩其首。制衣以掩其身。裳以掩其脛。履以掩其足。禮有之曰。不濟不揭。非敬事不敢袒裼。君子死不免冠。豈皆非爲恥乎其醜耶。且夫衣冠者。豈特爲恥乎其醜哉。亦豈特文其身首哉。位官職事。由此分焉。禮樂刑罰。由此行焉。風俗由此移焉。政令由此布焉。國家由此治焉。四夷由此服焉。而後謂之仁。而後謂之道。聖王之陶鑄天下。實如此耳。故曰堯舜垂衣裳。而天下治。不其然乎。若夫無道之君。則不然。以衣冠爲桎梏。以禮樂爲虛文。是以其爲政也。唯刑與法之任。遂結構亂階。豈不亦異乎。或承衰亂之後。不及稽古。則雖服之存乎。制非其制。文非其文。貴賤無等。尊卑無分。唯其有無之由耳。故當其在道路也。鹵簿之美。車徒之衆。人見而知其爲富爲貴矣。及其入廷升堂也。其衣其裳。裁制無異。文采隨意。何以能知其爲公・爲侯・爲伯・爲卿・爲大夫哉。若乃士庶人所服。亦唯有無之由。則富者以帛。貧者以布。富者常美。貧者常惡。貴賤於是乎亂矣。衣敝縕袍。與衣狐貉者。立而不恥。後世無有也爾。恥之之至求之。求之不止。則祿不足。而俸不給。士民於是乎貧矣。富固不屬皮毛。卽人之辨之。唯衣是務。服美則敬之。服惡則侮之。禦侮之意。競求其美。驕奢於是乎長矣。豈徒爲然哉。貴賤失其等。而禮俗壞矣。士民患其貧。而德義廢矣。驕奢縱其欲。而禍亂興矣。凡如此之類。其害不可勝計。是皆衣冠無制。而文物不足故爾。且也今之卿大夫。當祭祀典禮之時。或尙能冠其冠。服其服。而騶從輿隷之屬。褰裳揭衣。臂腰不掩。大掉其手。高踏其足。疾走示威。狂呼裝行。慣爲風。忸爲俗。我見其如此也。夏畦不足愧也。於乎足利氏之於天下也。末世已有斷髮之俗。亦猶武人戰士之徒僅々隨便耳。至其一變。則官

〔袒裼〕肌ぬぐ也。

〔堯舜垂衣裳云々〕易經繫辭下傳に出づ。

〔衣敝縕袍云々〕論語子罕篇に、衣敝縕袍、與衣狐貉者立、而不恥者、其由也與とあるに因ろ、縕袍は綿入れの綿服、狐貉は狐、貉などにて作れる裘衣也。

〔夏畦〕夏日田を耕すを云ふ。

〔斷髮之俗〕鎌倉時代の末より武士の間に額の髮際を脫ぐ風起りしが、室町時代より益盛となる、月代これ也。

〔趙宋〕宋國也、宋主の姓を趙と云ふによる。

〔舜選諸衆云々〕論語顏淵篇に出で子夏の語也、但し選諸衆を選於衆に作る。

〔皐陶〕舜に仕へ士となり五刑を掌る

〔伊尹〕名は摯、湯を佐けて桀を滅し海内を平定す、湯の子太甲位を嗣ぎて德なし、伊尹これを桐宮に放ち政を攝行すること三年、太甲過を悔ゆるに及びて政を還し、伊訓、太甲三篇を作りて是れに誨ふ。

〔叢脞〕脞は細碎の義、煩雜にて統一なきを云ふ。

任公卿。職補將相。亦皆斬髮露頂。方髮月額。加之以無制之服。則所謂衣冠之風。岂成戎蠻之俗矣。醜不亦甚乎。昔者漢高平治天下。登庸賢良。命作朝儀。始用之事。天子乃知其尊矣。夫人之欲其富者。以有其財也。人之欲其貴者。以其有威儀也。若其財之不存。何以爲富哉。卽威儀之無有。亦以爲貴哉。以今之人。着今之服。立今之朝。行今之政。其無威儀者固也。亦奚知夫陶鑄天下之道哉。夫知此也。寧以爲治平之術乎。將以爲衰亂之俗乎。寧以爲中國之敎乎。將以爲夷狄之風乎。吾未知其何以處之也。且金元之入寇趙宋也。以漸而天下爲蒙古之有。然猶能不易其俗。而衣冠有法。官職有制。先王之道。未掃地矣。明帝勃興。匈賊伏誅。則一洗盡復其舊矣。兆民到今無左衽被髮者也。卽知吾邦之俗。縱令有聖賢之君。行古禮。奏古樂。官政率舊。衣冠再擧。亦惟斷髮之俗。裸跣之習。非馴致之久。奚能似中土之人哉。士必不勝桎梏。而民心不勝鬱冒。矣。是其不可如之何者。澆季之弊。一至于此哉。雖欲無長歎。不可得也。

大體第四

柳子曰。治天下國家者。先治其大者。小者從之。故大利不可不興也。大害不可不除也。何謂大利。何謂大害。君仁臣賢。而善人爲政。天下之大利也。君暴臣愚。而小人用事。天下之大害也。大利興。則大害止。善人擧。則小人伏。古語有之曰。權衡誠懸。不可欺以輕重。繩墨誠陳。不可誣以曲直。規矩誠設。不可罔以方圓。夫聖人之道。權衡也。繩墨也。規矩也。懸之以正輕重。陳之以正曲直。設之以正方圓。何利不興。何害不除。故舜選諸衆。而擧皐陶。則不仁者遠矣。湯選諸衆。而擧伊尹。則不仁者遠矣。是之謂能治其大者。是之謂能興其利。是之謂能除其害。乃是之謂治國之道也。若夫衰世則不然。見其在位。孰能有其德者。見其在職。孰能有其才者。或叢

〔桀紂〕夏の桀王及び殷の紂王也、共に遊樂を事とし暴政を行ひて國を滅せり。

〔炮烙〕炭火の上に銅柱を出し、罪人をして其上を渡らしめ、是れを火中に墜落焚死せしむる慘刑也、史記殷紀に、於是紂乃重辟刑、有炮烙之法、とあり。

〔酒池肉林云々〕史記殷紀に、紂好酒淫樂、戯於沙丘、以酒爲池、懸肉爲林、云々、爲長夜之飲、百姓怨望とあるに因れり

〔殷因夏禮云々〕論語爲政篇に出づ

〔承戰戰亂之後〕上の戰字は恐く衍なるべし。

睉敗事。或倉卒失舉。道將何所從。法將何所由。乃國之不及亡者幸已。夫既然則今之從政者。不能自出其謀。不能自發其慮。率因循先世之事。無問可與不可。輙曰。故事爾。故事爾。無如事之不可窮何也。夫故事可因者。先王之所立。賢者之所定。而歷世無害於政教。行有益於事者。而後爲可矣。不可則觀其意。察其情。考之古而無悖。試之今而無戾。方可以施有政。何必拘々唯故之由哉。假令先世有如桀紂者。猶能不亡其國。而其子其孫。相嗣王于天下也。亦皆一切因循其事。刑必炮烙。樂必靡嫚。酒池肉林。以開長夜之宴。而後爲能爲政乎。苟有憂民之心者。雖五尺童子。必不爲也。是其害之大其可見故也。以其害之小不可見。而依然居之。豈不闇乎。且事有可行諸古。而不可行諸今者。有可施諸前而不可施諸後者。故仲尼之言曰。殷因夏禮。所損益可知也。周因殷禮。所損益可知也。禹湯古之聖人也。夏殷古之聖世也。猶且一切因之。則有所不行也。損益存其可。然後制作。有可由觀焉者。況今之世。承戰戰亂之後。距制作之時。千有餘年。世非其世也。國非其國也。無禮可因。無法可襲者乎。然則其所謂故事者。唯是割據之遺俗。戎蠻之餘風。以此御天下之民。非其敗事害物者幾希矣。偶有知其不可而改之。亦唯苟且之輩。見一事之利。而不圖後害。則朝之是。而夕之非。昨則得。而今則失。飜覆如波瀾。變態若風雨。群聚議事。雜駁立論。會一事之不能決。依違從之。荏苒過時。取譏群小者。滔々皆然。是以從其事者。見利而進。見害而退。唯欲免其罪。而不欲致其身。讒諛窺其間。便嬖乘其虛。出財成事。齎貨求私。賄賂之俗。公行于朝野矣。故貧者之萬善。不能勝富人之一非。而人不勝其誣罔矣。且士之志於青雲也。亡論才不才。善賂者得之。不善賂者失之。得失之際。憂懼交至。是以日走權貴之門。屑々乎唯幸之求。甚者至於破其產。傾其家。俸祿不給。而鬻妻孥。罪惡自買其禍者。何其不智耶。如是之輩。固不知經藝之一端。奚足以擧治安之策哉。縱使其得居一官。所志不過財利。以財利之人。執財利之

〔董仲舒〕漢武帝時代の學者にして春秋繁露の著あり。

〔濟々多士云々〕詩經大雅文王篇に出づ。

〔殺身成仁云々〕論語衞靈公篇に、志士仁人無求生以害仁、有殺身以成仁とあり。

〔竽〕竹笛の一種、もと卅九簧あり、後世十九簧となる

〔旐〕龜蛇の文ある旗也、周禮春官司常に、龜蛇爲旐とあり、又た說文に、旐、龜蛇四游、以象營室游游而長、と見えたり。

〔佾〕集韻に舞行列也、行數人數縱橫皆同故曰佾とあり、天子の用ふる舞は八佾、諸侯は六佾、大夫は四佾士は二佾也。

權、財利財利何時已、是皆其害大且可見者。而無一人知其非也。豈非惑之甚耶。董仲舒曰。爲政之用、譬之琴瑟不調。甚必解絃。而更張之、乃可鼓也。今也天下之琴瑟不調亦甚矣、是宜更張之秋也、機且不可失也。擢士爲相、拔卒爲將、則無不可也。不若以義興禮、以禮制人。擧賢良之士、誅諂諛之徒、塞賄賂之途、開廉恥之端。而後始可謂治也。而後始可語道也。是之謂天下之大政。

文武第五

柳子曰。政之移于關東也、鄙人奪其威。陪臣專其權。爾來五百有餘年矣。人唯知尙武。不知尙文。不尙文之弊、禮樂並壞。士不勝其鄙俗。尙武之弊、刑罰孤行。民不勝其苛刻。俗吏乃謂、用文之迂、不如任武之急。爲禮之難、不如爲刑之易。古何足以稽、道何足以學也。是特鑿吏之言耳。殊不知有文備者、必有武備。禮樂之教。強禦無當、率古之簡、而由道之易也。且夫文武譬猶權衡也、一昂一低。治亂乃知。一重一輕、盛衰乃見。奚可以偏廢哉。是故文武之於天下也、一張一弛、剛柔迭擧、一動一靜。強弱並行。而後能平均四海。民樂其樂。利其利。人到于今。無不稱德也。詩云、濟々多士。文王以寧。文王所以爲文也。糾々武夫。公侯干城。武王所以爲武也、若夫有武王之武。而無文王之文、則何以見夫郁々乎哉。有文王之文。而無武王之武。則何以見夫赫々乎哉。文武之不可以偏廢。豈不昭々乎。卽今之人。生一執一經者、寐思寤思、焉知其然哉。不知而言之、非妄則狂。固不足掛齒牙也、雖然、天下之民、懵々不勝其鄙。恂々不勝其刻者。吾奚忍坐而視之哉。殺身成仁。君子之所不辭也。今夫文之昭々者。禮樂無斯爲盛。而輓近鄙陋之俗、乃謂不近人情也。冠昏喪祭。或不知其目。琴瑟竽笙、或不見其器。國無養老之禮。鄉無飮酒之法。綴旐舞佾。且不知其爲何物。則先王之衣冠文物。亦曷知

其爲何設哉。蒙昧至此。再復艸莽。唯入不可無別。亦不可無儀也。則私智妄作。不能不以此易彼。而夷禮於是乎起矣。横臂脅肩。驕敖之容。以跋扈乎朝廷之間。姪娃殺伐靡嫚之伎。以踊躍乎廟堂之上。彼所謂淫樂濆禮。不容於先王之朝者。公然爲天下之經矣。卽小民生其間。而目不知一丁者。以此爲美觀。固不足怪已。若夫稍知事情。而與國家之議者。宛然見其如此乎。爲恥莫甚焉。不尙文之弊。寧至于此哉。且其爲尙武者。吾又未爲然也。夫官之分文武。以其不可相兼也。譬如牛與馬也。馬能致遠。牛能任重。性蓋爲爾。若使馬也任事。牛也致遠乎。皆其所不堪也。今夫任文者。所學詩書禮樂。故其爲人也。溫柔敦厚。慣以爲德。大之則卿相。小之則府吏。蓋其能也。假令其被堅執銳在師旅之間。亦焉見賁育之功哉。若其任武者。所執矛楯鈇鉞。故爲其人也。威猛精烈。習以爲性。大之則將帥。小之則騎卒。蓋其當也。假令其結纓垂紳行俎豆之事。亦焉見游夏之容哉。是其不可相攝也。可以見已。今也天下之爲士者。列位已廣。冗員倍多。亦唯便宜執事。非文非武。彼將以何爲任乎。籩豆之事。則不知也。軍旅之事。能出其謀者。蓋鮮矣。甚其終身不執一兵。而手如柔荑。顏如蕣花。俟駕而後行。俟茵而後坐。假使其騎駿執良。任折衝之事。則股已不勝鞍。而指亦不勝弦矣。若其兵士。則或能取長短之兵。數經險難之地者。間亦有之。然其爲長爲正者。素不聞韜鈴之教。而管轄無制。調練無法。則鼓不進。金不退。旗幟之不辨。號令之不聽。以此當敵乎。吾知其適取敗之道也。奚見夫所謂節制者乎哉。勝國以降。其能不然者。僅々可指數已。昔者將門割據于關東。純友救應于南海。强借尊號。暴逆傾數州。秀鄕奮然率師。則兇賊遁逃。叛臣授首。惡路稱王。劫略東夷。窺窬及神器。坂君提兵。遽然向東海。則群盜伏竄。頑寇失魂。夫此二人者。生在山野海島之間。日養其勇。月長其智。完聚得其道。指麾由其法。故能制大敵。功無比於海內。千歲稱威猛。百世稱驍勇。是古之能任武者也。況當此二人之時。尙武之俗未起。如軍團諸將。上

〔淫樂濆禮〕禮記樂記篇に出づ。

〔賁育〕支那春秋戰國時代の勇士孟賁及び夏育也。

〔結纓〕纓は我國にては冠の後に垂るる羅を云ふも、支那にては冠の緒を稱せり。

〔垂紳〕紳は論語に子張書諸紳、とある疏に、以帶束腰、垂其餘以爲飾、謂之紳、と見えたり。

〔俎豆之事〕祭事也 俎は牲を載する台豆は供物を獻ずる木製の高坏也。

〔籩豆之事〕同項に同じ、籩は竹製の高坏也。

〔道之以政云々〕論語爲政篇に出づ。

〔賈豎〕豎は竪の誤なるべし、賈竪は賤しき商人の意也

〔烏獲〕秦武王時代の力士也、武王力士を愛せしより、任鄙、孟說等と共に擧用せられ高官に至れり。

〔莫邪〕呉人干將が其妻莫邪と作りし劍と傳へらる、名劍也、呉越春秋闔閭内傳に、請干將鑄作名劍二枚、干將者呉人也、莫邪干將之妻也、云々、遂以成劍、陽曰干將、陰曰莫邪、陽作龜文、陰作縵理、干將匿其陽、出其陰、而獻之闔閭、と見えたり。

奉兵部之制、下承部伍之令。尚且勇悍精銳、有紀律。有節制、使之赴征伐之事。則一舉而如振枯矣。豈非以其有文事者必有武備、禮樂之敎。強禦無當耶、由是觀之、今之所謂尙武者。亦特虛語妄說耳、文武之不可以相無也、不其然乎。不其然乎。仲尼之言曰、道之以政。齊之以刑。民免而無恥。而今之於天下、豈特民爲然乎、乃至卿大夫士。亦惟免之求、而曲從阿諛。一爲海內之俗、廉恥之心薾然、又安齒之君子之朝、嗟夫如此乎。要之皆尙武不尙文之弊爾。

天民第六

柳子曰、古昔所謂天民者、其數四焉。曰士。曰農、曰工、曰商。士善服官政。以勸天下之義。農善務稼穡、以足天下之食。工善制器物、以濟天下之用。商善爲貿易。以通天下之財。此四者、上奉天職、下濟人事、相憂相養。相輔相成、不可以一日相無者也。先王視民。如視其子。民視先王、如視其父母。父母善敎子、子善養父母。而道存其中焉、是以上下和睦。無有怨惡。國以治。人以安。猶且有所憂慮、立官命職、禮樂以導之。號令以敎之、秩祿以富之、爵位以貴之、衣冠以文之、干戈以威之、量之以才、命之以事、率之以義。使之以時、賞罰有信、黜陟有典、而後兆民懷之。四國化之。是故士者。長四民。其天職者也。士者奉君命、令天下者也。士者行仁義、輔庶政者也、士者體忠信。布德敎者也。當今之時。士氣大衰、內無廉恥之心、外無匡救之功。上廢天職、下誤人事。蚩々與商賈爭利、妨農傷工。殘害以稱威。飽食煖衣、逸居以稱德。日食其粟。日用其器。不知所以報之。驕奢成俗。身貧家乏、秩祿不贍、而取給商賈。假而不還、爭論並起、賈豎之黠於利。少成如故。習慣如自然。先爲不可勝、而待敵之可勝。彈唇鼓舌、智巧百出。烏獲爲之怯、莫邪爲之鈍。況彼固是。而此固非。雖欲勝其可

（亹々）倦まざる貌なり。

（儋石）儋は二石也僅かの儲蓄を云ふ史記淮陰侯傳に、守儋石之祿者、闕卿相之位と見えたり。

（負郭二頃之田）史記蘇秦傳に、使我有雒陽負郭田二頃云々とあるに因れるにて、爰はさまでの意なし、負郭は城郭に近き地の義、頃は百畝に當る。

（窪窳）器物の形整はざるを云ふ、窳は歪みある也。

（譸張）欺く也。

（上之所好云々）孟子滕文公上篇に、上有好者、下心有甚焉者矣とあるに因る。

得乎。且大商之於富也。居貲萬計。奴婢千數。居廬器用。錦繡珠玉。皆我所不足。而彼則有餘。是以封君俛首。敬如父兄。先王之所命。爵位安在哉。德義之教輟矣。是無它。官無其制也。夫農者能播百穀。春耕秋穫。草處露宿。手足胼胝。作役以奉上。餘力以養父母及妻子。亹々不怠者。農夫之事也。夫人無食。則不生。貴爲王公。富有四海。而爲司命者非農乎。故先王命司農之職。勸男稼穡。教女紡績。薄稅斂以富之。省力役以安之。親之愛之。嬛寡咸被其德。後世則不然。磽确之地。斥鹵之田。日竭其力。月加其功。才得儋石。則姦吏爭其利。所稅什六七。與調庸併收。不盡不已。偶有肥壤。所入可以當食者。則畫而計之。按而止之。與課役並賦。不竭不置。窮之至死。曾無回顧。夫如此則土無肥瘠。歲無豐儉。凍餒相依。遂廢其業。計盡術窮。則有販鬻逐末者。有棄走乞食者。有散轉溝壑者。有亡命竊盜者。有劫略相殺者。人愈少。地愈荒矣。負郭一頃之田。所收不過斗筲。加以水旱之災。則有束手而俟斃者矣。故民之在閭巷。善鬻者富。善耕者饑。視之先王之典。豈不異乎。且其爲吏者。不學無術。唯知錢貨可貴。而見利廢義。則商夫之權。上侮王公。下凌朝士。使工如奴隸。視農如臧獲。厚生之道亡矣。是無它。官無其制也。若夫工者。能製器物。以利天下之用者也。而亦皆與商賈爭利。錐刀是競。則材皆麁惡。器皆窪窳。不日而成。不時而毀。唯欲其易售。不欲其堅緻也。要非不能爲也。爲此則富。爲彼則貧故也。況在官局者。多養奴隸。稱爲弟子。彫琢刻鏤。一出他人之手。而已不能正一規矩。服美食旨。亢顏自稱大匠。實是一賈竪媒財者已。是亦有實者無名。有名者無實。而利逐名而入。背實而出。夫誠如此乎。刺猴瓊葉。亦何益於養其身哉。故今之百工。卽商賈之庸奴耳。何足以論工拙也。利用之道壞矣。是無它。官無其制也。故今之民。身日勞。財日窒。是以斷然乃謂耕無益於食。織無益於衣。士亦曰。學無益於身。業無益於家。乃廢其事。而奇邪之從。譸張之務。於乎世之逐末者。何其多。而務本者何其寡耶。古者有言曰。上之所好。下有甚

焉者。先王察其如此、故貴德賤財、以禁民邪慝。所以教令明於上。而風俗美於下也、今且須置官立職、抑末復本。奪商賈之權。興農工之業。而後士氣漸復。各樂其所爲生、則四民得其處。而天下居安矣。

編民第七

柳子曰。古者治民之法、必有編伍。編伍無法、則民不安土。民不安土、則國多亡命。國多亡命。則盜賊並起。治民之害。莫大於盜賊。近世承喪亂之後。編伍失法、戶籍不明、十室之邑。尙有不相識者。況通邑大都。無賴之民。亡命破家者。歲以千數。然去此居彼、則不知也。故潛匿在都下者。或終身免追捕。還爲安逸之人。僥倖起業、能致千金者、亦不爲不多。而一旦編其籍、則與鄉黨土著之民。終無相別焉。若乃窮民不能爲生者。奔走乞食道路、至於轉死于溝瀆者。曾不爲隣里所憐。或薙髮爲僧尼。糊口四方。或竊盜傷人、受刑佗邦。患難不救。疾苦不問。無貴賤。無親疎。唯其冷煖之察。則名同門井。而實不啻仇視。囂々乎豕交於里巷之間。嗷々乎狗爭於閭閻之中者。豈不亦悲乎。雖然。如僻邑寒鄉之俗。猶或存古質之風。怖官畏法。則尙未爲甚矣、至于都下群聚之民。則輕蔑王公。威侮士人。視之如嬰兒。以竊其貨財。以掠其妻孥。詿誤以稱智。劫略以稱勇。爲徒爲黨、以至于自樹名號焉。官所不能制。法所不能罰。遁假之力。追捕佗盜賊。用之謀。制佗桀逆。則彼自誇其爲官。愈益伎侮天下之民者。奚知其非借賊兵齎盜糧之比哉。可歎之甚矣。又有名稱處士。僑居乎市井之間、以技爲生、以財自售、而榮其身者。又有名稱浮居。假廓開場、賃房設席。誘導龢娶。以治其生者。又有名稱巫祝。構屋爲祠。設壇代廟。咒咀納賽。賣卜求糈。以成其家者。此數者。治世必有之人。而鄉里所崇。小民所尙、固不爲無益也。然彼自處其身。一以爲士。一以爲僧。爲巫祝。出無受令長之教。處無列編戶之籍。則

〔十室之邑〕十戶の村の意にて、狹小なる地を云ふ、論語公冶長篇に、子曰、十室之邑、必有忠信如丘者焉、云々と見ゆ。

〔亡命〕亡は逃亡、命は名也、名籍を脫して逃亡するを云ふ。

〔假廓〕廓は廛に同じ。

〔求糈〕山海經に糈用稌米、とある注に、糈祀神之米とあり。

陋戾庸愚。亡命無頼之徒。濫吹其間。而挾奇邪之術。欺人誣民。放蕩縦恣。大開賭場。竊匿罪人。誑誘子弟。眩惑良民者。蓋居其半矣。且也近世之處刑。其罪不至死者。或黥。或髠。或加笞杖。而後籍沒其財。放逐其身。則星散無所歸者。不可勝計焉。而其暴悪。固非輕刑所能懲。則不能或自改其過。以就其業。是以欲寄親戚。則擯而斥之。欲託僚友。則禁而錮之。使之無衣食之計。無容身之地。則窮困莫甚焉。小人窮斯濫矣。況其性之所固有。死灰寧不復燃乎。遂群聚郷黨閭里之間。竊盜攘奪。以妨人產。剪徑騙局。以害人生。如此者。亦不爲少。是皆蟊賊蒼生。禍及國家者。不可見以爲常態也。宜復編伍之制。明戶籍之法。令戴毛含齒之屬。上有所管。下有所由。綱舉目張。不容掛漏之謗。而後土著之俗成。刑措之化行矣。其於治國之道。庶乎可以爲一變也。

勸士第八

柳子曰。農工商賈之謂民之良。所謂良者。利用厚生。相輔相養。以有益於國家者也。故先王立師以敎之。立官以治之。愛之親之。視之如子。編伍有制。使役有法。推以與士相齒。謂之四民。所以爲良也。若夫倡優戲子。則由人之利。受人之財。以悅人耳目。徒養其口腹。不能爲人衣食。存之無益於國家。不存無害於國家。故先王斥之。不與四民伍。戶籍相別。婚姻不通。是其視民。愛有等。親有差。類分群聚。使之各事其業。以遂其生者。仁之道在焉。後世則不然。薰蕕同器。淄澠一流。良雜相混。戚族無分。編戶之法壞矣。先王之政歇矣。甚焉則倡優或受士祿。無功而富。無德而貴。卒至其業立服官政者。原其所由。無非佞幸嬖寵之輩者。汲々乎求之。戚々乎去之。故其行也。逞私智以欺王公。縱利欲以虐庶民。讒慝諂諛。暴戾誣罔。適賊夫良家之子。豈可不

〔髠〕髮を剃落す古代の刑也。
〔小人窮斯濫矣〕論語衛靈公篇に、子路慍見曰、君子亦有窮乎、子曰、君子固窮。小人窮斯濫矣とあり。
〔蟊賊〕蟊は螯（ネキリムシ）也、轉じて物を傷ふを云ふ。
〔薰蕕同器〕善惡混じ居るを云ふ、孔子家語に、顔回曰、回聞薰蕕不同器而藏、堯桀不共國而治、以其類異也とあり（四一八頁薰蕕無別參照）。
〔淄澠一流〕淄澠は齊の二川也、異物の混ぜるに喩ふ。
〔卒至其業云々〕至字の下有變の二字脱せるにて、卒至有變其業、立服官政者ならむ。

〔韶舞〕舞樂の名也舜帝の作と傳ふ。

〔宮商無序〕音律の調はざるを云ふ宮は五音の內の中聲、商は金に屬する音也、

〔中冓之言〕中冓は宮中の奥まりし室也、隱秘猥雜の言を云ふ、詩經鄘風牆有茨篇に、中冓之言不可道也、所可道也、言之醜也とあり。

〔置郵云々〕孟子公孫丑上篇に、孔子曰、德之流行、速於置郵而傳命とあり。

〔屠龍之術〕世に用ふる處なき伎に喩ふ。

〔冀北〕今の直隸省の地にて、良馬の產地也、下の伯樂に對す。

悲乎。且士之輕薄者、每與倡伎之徒居。數入雜戲之場。日見其冶容。而聞其婉言。則謂人材無彼若者。歆羨歎慕、遂失廉潔之心。便佞口給、唯優之傚。壯强者爲比老、幼弱者爲蕪去。久而化之。則士氣爲之萎爾、鄙俚猥雜、以釀成乎宣淫之俗矣。況優伎之操音。非淫哇則殺伐、奪人心志、蕩人情性。其傷中和之德。不特燕與斧斤乎。卽今之士大夫。亦不徒聽其音。視其容。動學其伎。習其曲。甚者至於郊廟朝廷祭祀典禮用之、以易韶舞。王侯舞之。卿相奏之。稱美善盡于此也。觀夫其爲音也、無節無制、聲律不帳。宮商無序。非和非應。相喚相叫。會鳥啼猿嘯之不若也。舞則不文不武、進退無法、周旋無度。歌則侏離鴃舌、無興無趣、無景無情、託夢託妖。亦何意義之有。若其絲竹可和者。則緊手數節、靡々褻慢、中冓之言、尙可聞也、斯言之鄙、不可聞也、亦唯上之所好。下必有甚焉者。則其移風易俗。莫疾於置郵傳命。諸如此之類、可恥而不愧、可惡而不憎。士氣之萎窮矣。夫士非忠信則不可以與政。非廉恥則不可以處事。此四者、志以固之。氣以達之。若志氣兩衰、則皮之不存、毛將何屬、果如此耶。假令其有才有藝。文以衣冠、而唯是優孟耳。何以爲君子。何以爲士大夫。是豈非編伍無法、而雜猾良之弊耶。唯如巫醫百工。與藝苑棐拔之流、則有異焉者。何則以其爲國家之用也。夫人之於技藝、有好惡。斯有能不。其好而能焉、則妙年或稱奇異。不好而能焉、則薰習日粉矣。可以誣乎。故先王之立教。有師有官。選而擧之。登而庸之。而後天下無有遺才矣。叔世則不然。凡名一才一藝者。幸一蒙擢拔。則無問能與不能。子孫奕葉。相嗣爲一家之業。欲已而不能。是以强治其事。則不以此爲桎梏者。蓋鮮矣。亦奚得能窮其蘊而成其名者乎哉。後世官家寥々乎無出奇才。而素餐居多者、職此之由。且也技藝之有嗜好。不徒如酒色。則布衣韋帶之士、破產學屠龍之術。殺身習彫蟲之事者。比肩接武于宇宙之間。則其在今日。蓽門圭竇、寧無倜儻豪邁之才哉。而唯是冀北之群、未曾遇伯樂一顧。則慷慨悲歌。徒慣死于巖穴草莽之中者、亦幾許人也。

〔燕王云々〕燕昭王賢者を招き齊を伐たむとし是れを郭隗に委ぬ、隗曰く古へ千金を以て千里の馬を求むる者あり、使者五百金を以て其馬の既に死せるを買ひて還る、世人その價よきを見、良馬を齎す者多く、朞年ならずして千里の馬來るもの三に及べり、王士を招かむと欲せば先づ隗より始めよ、天下の賢士自から來らむと、王依てこれに師事す、幾ならずして士の燕に來る者多く、遂に樂毅を得て齊を破る。

〔樊籠〕鳥籠也。

〔愷悌〕樂み和ぐを云ふ。

昔燕王聽郭隗之言。而能信駿骨値千金。則天下之賢士無不應其徵矣。可見好賢之至驗。疾於影響焉。雖今之時。苟有能好之如燕王者。士亦豈不願造其門哉。唯夫科擧之無法。而使能者屈而不伸。不能者強爲不欲之事。而責以無其人者何耶。是特揚無益于國家者。而抑有用于天下者。曷以爲勸士之道。亦曷以爲安民之道也。

安民第九

柳子曰。魚之在池也。無不思淵藪。鳥之在樊籠也。無不思山林。無它。皆其所自安也。卽民之於天下。豈不亦然乎。先王知其必然。觀之如子。愛之如手足。故爲其可安。而民安之。爲其可樂。而民樂之。其既安矣。又既樂矣。是以民之視先王。亦猶視其父母。孰不歸其仁者也。詩云。愷悌君子。民之父母。今夫浮屠之爲教也。曰。生爲善者。死入樂地。百福並臻。其爲惡者。則墮地獄。苦惱無窮。苟聽其說者。無不跂々乎勸其善矣。無不愀々乎懲其惡矣。是亦無它。欲其所安也。夫天堂與地獄者非親見處。而非必到地也。尚且聞其安樂。則喜之。聞其苦惱。則懼之。徒喜懼之已哉。甚焉則棄妻子。舍貲財。不患饑寒。不怖斧鑕。視死如歸。唯其不遑之憂。是亦無它。生不如此。則死不安也。以不必可得之安。斷不可忍之欲。比諸魚鳥之思淵林。豈不亦甚乎。且人有不可免之患。與不可雪之恥。則必曰不若死也。凶年饑歲。走而赴溝壑者。避不可免之患也。敗軍之將。引刀而自決者。愧不可雪之恥也。以此觀之。安危苦樂之切於身。甚於死生也。今天下之諸侯。國不同其政。人不同其俗。而不學無術之徒。徇目前之近利。而忘經久之遠圖。賦斂不省。刑獄不措。法令無常。賞罰失中。則民之不遑寧處。去此就彼。出彼入此。恂々唯其免之求。是以四方之國。亡命滅跡者不少。而土著之風變。

〔君子懷德云々〕論語里仁篇に出づ。

〔族滅〕罪人の三族を戮すを云ふ、陔余叢考に、夷三族、本秦之酷法、漢文帝始除收帑相坐律、然景帝於鼂錯、武帝於郭解、主父偃等、猶皆族誅、沿及三國六朝、此刑不廢、而元魏尤最慘、云云とあり。

〔殺一禽云々〕禽は擒に同じ、赤は絶ゆるを云ふ。

〔火就燥云々〕易經文言に、水流濕、火就燥、雲從龍、風從虎とあり。

群聚之俗興矣。仲尼之言曰。道之以德。齊之以禮。有恥且格。道之以政。齊之以刑。民免無恥。又曰。君子懷德。小人懷土。君子懷刑。小人懷惠。苟有憂民之心。亦盍爲之處耶。嗟夫今之用刑。雖不由先王之法。而其處事論罪。不必爲不當也。至如磔梟火刑。則蠻夷之所爲。加之以族滅。而酷極矣。故燔一家。則身既灰。殺一禽則族頓赤。彼若盜長陵一抔之土。吾未知其以何加之也。雖然。死一而已。日滅其口。月損其戶。而國受其弊則已。若夫放逐削跡籍沒滅死一等。則似寬立實太酷。是唯承割據之道。而立苟且之策者。要非統一之制也。卽重罪過惡者。逐於左。入於右。放於前。居於後。雖則憖之乎。無產無業。不可如其身何。則竊盜劫掠。一出于不得已。是奚在除其禍哉。假令其禁網無所處身。則不若絞斬卽死之如忘矣。夫然則窮者日多。而仁不及。賊者日衆。而刑不及。旣不安其可安。又不懼其可懼。必至有窺窬之徒矣。且今天下之士與民。固非不愛其君也。又非不懷其土也。然苟不安其職。則勞爲奇邪之行。不安其業。則變爲末利之計。彼皆厭此不安。而見彼可安。譬諸火就燥水就濕。其曷可拒乎。若以彼可安。易此不安。則必不然也。安之之道何如。曰。今之爲政者。概皆聚斂附益之徒。蒙其禍者。獨農爲甚。若能用循廉之吏。無奪農桑之利。則天下食足矣。天下食足。而後民安其業也。又用循廉之吏。無縱商賈之利。則天下財足矣。天下財足。而後士安其職也。士安則國强。民安則國富。國强且富。天下之福也。夫然後禮樂可興也。賞罰可明也。是之謂安民之道。是之謂長久之策。

守業第十

柳子曰。夫民之居業也。父子相承。世々不變。各安其土。各治其事者。先王之治也。是以上古之民。能知其道。而力其業。食以此足。器以此堅。財以此通。用之者無損。爲之者不乏。季世則不然。士之祿不如農之利。農之利。

〔鷸冠之士〕隱者を云ふ、鷸冠は鷸（ヤマドリ）の羽を飾とせる冠にて、武士隱者等の料也。

〔轂擊肩摩〕往來の雜沓せる樣也、次句も同じ。

〔侲子〕童子也。

〔羶〕腥肉也。

〔益多而土益狹〕この上恐くは人字脱せるならむ。

不如工商之富。工商不如巫醫。巫醫不如浮屠。而俳優倡伎。別得一封疆。幾何外道。更開一乾坤。即民之汲々乎。孰能脩其業。而守其事者。逐利而走。隨欲而變。昨荷耒耜。今則販鬻。朝執鑪鎛。夕則呪咀。鷸冠之士。忽羨倡優之態。息心之侶。或奉耶蘇之教。彼其庸夫。固不知是非之辨。亦奚遑問其邪正哉。居此則危。入彼則安。爲此則窮。爲彼則達。見利而進。見害而退。衆人之情也。即今之俗吏。何以能禁焉。且也如大邑通都。邸第官舍。連甍繞城。飛閣接天。卿相居焉。侯伯朝焉。結駟連騎。絡繹不斷。轂擊肩摩。襟袂爲幕。自俳優雜劇舞伎侲子之屬。至使熊狙工支離盲聾之徒。視者如堵墻。巫覡符章。浮屠念誦。乞者接踵。求者累趾。積稱如山。賽錢如土。居之者不貢。賣之者不征。異服之不譏。異言之不察。市縱波斯之觀。府積金帛之美。茶肆酒肆接簷。地無青艸者。方數十里。是以天下之民。去鄕去國。競而歸之者。猶蟻之著羶。日不知其數。則益多而土益狹。城闕之外。率步不容一人。是皆逐末倖利之徒。至耕織務本之民。則掃然無聞矣。是故都下之給衣食。日盡鉅萬。餐金薪玉。猶且以爲慊焉。乃關外四野之民。輸運千里。盡力竭財。行役數歲。田蕪野荒。夫廢其鋤。婦罷其機。唯末之逐。唯利之求。亦何暇恤其妻孥哉。古人有言曰。一夫不耕。則天下有受其饑者。一婦不織。則天下有受其寒者。乃窮民之無聊者。或挾異術。眩惑愚人。或憤怒激發。劫掠正長。甚則有踰壘登城逼訴其主者。亦皆爲之則得。不爲則失故耳。如今之俗吏。生在輦轂之下。唯見此富足。而未知彼窮乏。輙曰。古今之盛世也。天下之美土也。殊不知陰陽泰否。變易不居。益乎此。則損乎彼。天地之至理爾。一旦有不測之難。旌旗掩日。金皷駭耳。矛戟當前。矢石接後。騎卒並奮。而水火乘之乎。不知其將出何謀也。拒之者吏士。禦之者卒徒。亦皆群聚瓦合之兵。進退唯見厥利。則揮鞭而走。負旗而遁。固可以前知也。況士人之所使。奴隷輿夫之賤者。亡命無賴。無勇無義。或出刀鋸之餘。餔力糊口。寄寓爲生者。尙何望其爲曲制哉。以此爲緩急可使者。不亦愚之甚耶。是皆

見一時之小利、不慮後患、人窮民憂、而培養禍根者爾。故古之治天下者、務平其利、務贍其窮、廣及四國、推達四表、而後民安其土、人專其業。是以世長清平、而國日富庶。書曰、無偏無黨、王道蕩々。無黨無偏、王道平々、治民之謂蕩、治國之謂平、豈非無偏無黨之謂耶。今之爲政者、其爲蕩々乎。其爲平々乎。

通貨第十一

柳子曰。足食之道。莫先於勸農事、通貨之計、莫先於平物價。不厚稅斂則農勸矣、不縱商利則價平矣、古之時帝王能勸其農、故夏五十而貢、殷七十而助、周百畝而徹、制乎雖異。而實皆什一而已、後世乃有租調之法、率亦什稅一二、賢人君子尙且以不若古道也、其平價者、周官有司市・質劑・賈師・泉府之職、鹽鐵茶燕之政、奕世莫不置議矣、輓近以來邦國之租、或什收五六、加以調與庸、則稼穡之力、卒不能償其費、是以田野日荒、農事日怠、怠斯窮、窮斯濫、濫斯軼、軼而不復。則年穀不登、而食不足矣。唯夫商賈則不然。價賤則居、價貴則廢、廢居在己、而利如掇矣、且大商之食人、動至千百。奴隸臧獲、衣帛食肉、徒手居肆。擧正亦何勞之有、況其所用。凡百器玩、鏤金彫玉。無貳無雙者、實府充庫。娥眉皎齒、有容有姿者。滿座盈席、其餘金帛藏而不發。納而不出。倚疊如山。委積如丘。買地買宅。一夫或私千戶、賃房貨舍。一人或占鉅萬。居之者不厭。而道之者無損。故一商廢居。輒傾一國之入。狡猾之才。揣摩之術。無禁無制。唯其所欲。則其富幾與封君相抗。故天下之異樹珍禽。絕世奇怪之物皆歸之。錦繡綺縠。華美輕軟之物皆歸之。珠玉歸之。金鐵歸之。膏粱肥肉歸之。美果旨酒歸之。巫醫工匠歸之、俳優雜伎百爾技藝者亦歸之。夫然則天下之貨爲之不足。而財爲之不通矣。是以當世古錦之美者、方寸或値千金。刀鑲之精者。一枚或當萬石。故士之有秩祿者。終身不能服其美。而累世不能用其精。

〔書〕虞夏商周四代の政道の記錄につき孔子の删定せる書、五經に列せるは宋の蔡沈の注書經集傳六卷、十三經の一なるは、唐の孔穎達の疏尙書正義廿卷也。

〔無偏云々〕書經洪範篇に出づ。

〔泉府〕泉は錢に通ず、貨幣を貯藏する所也。

〔如掇〕掇は掠め取る也。

〔輕輭〕輕軟也。

〔旨酒〕美酒也。

焉。豈翅衣服器玩爲然哉。薪芻魚鹽五土之利。至於鍛冶陶鑄百工之事。一爲商旅所占。則物價騰躍。不可端倪。而天下之弊。悉集于市廓之間矣。故今之世公侯百里之國。不足恤其孤獨。卿相萬戶之封。不足以憐其矜寡。大夫不足以治其家事。士不足以養其妻孥。農工皆不足以償其債。不足則假之商賈。一歲之息。或倍蓰其母。賒衣典財。以及妻孥爲質者。天下之不利孰大焉。當此之時。俗吏之爲政。群議終日。卒不能得一策。徒務聚斂附益。取此忘彼。忽々奔走于東西。曾不能制一賈豎。亦何益於一朝之食哉。然則如之何。曰。商者天下之賤民也。天下之賤民。而居天下之豪富。食肥衣輕。固非其所也。而縱廢居天下之財。出納天下之貨。罪不亦大乎。何不建其官立其法。使之與農共食與工共居。凡百玩好。一切禁之。高閣重門。一切止之。不從者刑之。不改者罰之。賣之者多。而買之者少。則所居者必廢。而所聚者必散。散者多則不售。不售則必減其價。而後能辨其眞贋。能明其精粗。多利者征之。多畜者賦之。如此則物價自平。而貨財自通矣。且其治農者。豈田必百畝。稅必什一。而後爲薄乎。叔世立之法。上石稅四斗。中石稅三斗五升。下石稅三斗。率以爲常。若計豐儉而收之。其於今之時不爲甚厚焉。然如數十年來。窮民或不給培養。而田蕪野荒。其所得什已減二三。而吏之所檢。剔抉幾盡焉。則比諸勝國之時。所損既過其半矣。且地之肥瘠。如有常者。亦未必不由人力。而加以水旱之災。則有古之所謂膏腴不若磽确之地者。況民力之所加。專於薄賦之田。而租稅之所增。偏在豐穰之地。則今之賣田。上者直不如下者。乃其買之者。亦唯擇其下者。而不求其上者。夫田之有上下。以分其所入多少。而今或反之。吾未知其何故也。若今更正其溝洫。改定上下之等。因計數歲之入。以爲租調之法。令計吏不得逞私智。則民業必安。而農事必擧矣。是其足食通財之道爾。然則天下之大利。豈止此而已耶。曰否不然。今天下之士大夫。託請得官。納賂取貴。則饕餮之族。盤桓于廟堂之上。貪賺之俗。雜織于輦轂之下。故士庶人之

〔五土〕山林、川澤、丘陵、墳衍(平地)原濕を云ふ。

〔商旅〕旅商人也。

〔不可端倪〕端は山嶺、倪は水涯也、本末終始を測知し難き意也。

〔倍蓰其母〕元金に倍するを云ふ、蓰は四倍也。

〔叔世〕叔は季の義末世を云ふ。

〔饕餮之族〕貪欲なる徒也、左傳文公十八年に、縉雲氏有不才子、貪於飲食、冒於貨賄、天下之民謂之饕餮、とあり、その杜注に、貪財爲饕、貪食爲餮と見えたり。

〔雀羅可設矣〕訪ふ人絕えしを云ふ、史記汲鄭傳の論贊に、始翟公爲廷尉、賓客闐門、及廢門外可設雀羅とあり。

〔餓莩〕餓死する者を云ふ、孟子梁惠王上篇に、民有饑色、野有餓莩とあり。

〔有軒輊〕高低優劣あるを云ふ、軒は車の前の高きを云ひ、輊は車の前の低きを云へり。

〔錢鈔〕鈔は紙幣也

〔紅腐之米〕米の古くなりて赤味を帶べるを云ふ。

贄、或破一家之產。卿大夫之贈、率傾一歲之俸。贈之者多。而酬之者寡。則貨皆聚威權之門矣。乃士大夫之欲立其身者。十室之邑、儋石之俸、奚足以養其妻孥哉、是以其志仕進者。唯欲其富。羨其利。貪慕之情一萌、而廉恥之心罷矣、其害乎敎化者一也、以其居權貴者、不必無慾、而贈之者、不必無辭、則不得已而受之、及數賄數受。則不能必無回護而薦之、擧之不必問其賢愚、是名稱選人。而實爲賣官者矣。其害乎政事者二也。且士大夫之在官者。已以賂得之。則其於人亦不能必不然也、故善賂者好之。不善賂者惡之、宦官宮妾、乘之以貪其利。以達其欲。忠信之士退、而貪戾之俗進矣、其害乎風俗者三也、求事者唯乘彼欲。啖之以濟己事。則權勢之家、轍跡不絕。而罷官之門、雀羅可設矣、是其害乎人情者四也、權勢之家、其臣妾之有寵者、固亡論已。至於僮僕奴婢之屬、亦皆受其私。而富其財。食肉衣帛、逸居終歲、奢侈過其分矣、是其害乎制令者五也、五者皆害乎天下之事。而財爲之不通、貨爲之不足、豈可不禁乎。敢望立公侯以下常制、聘幣有數。問遺以禮。却饕餮之族。移貪贓之俗。犯者刑之、違者罰之、則高貴者必廉、而卑賤者必直矣。夫然後公侯能守其社稷。卿大夫能保其祿位。士與庶人能安其身。以及其妻子。是誠天下之大利也、俗吏之計不出此。一切行打算費用法。汚朝逸士。妄與民爭利。上附勢利之人、下受制於賈豎、使天下之財日不通食日不足、而身自窮者。可謂至愚矣。客有議政事者曰、通財足食之道。既得聞命矣。敢不敬從、唯夫物之有貴賤。如不必由多寡然。古者米石二兩、尙且不以爲大貴焉、今也價不過其半、而饑乏倍之。民有菜色。野有餓莩。敢問其故何也。曰。是亦易知已、夫食貨之有軒輊、猶權與衡乎、多則賤。寡則貴、理之所必然。而且反之者。抑亦有說焉。今年穀之不登。將倍於古。是以死者如亂麻。而錢貨之不通。亦且三倍於古。雖則食之不足。其數實多於貨。是非物重而權輕乃使然也。況乎吏之貪戾。力竊民之膄脂。強約國家之用。貴貨賤食。日畜積錢鈔。歲減鉅萬。則紅腐之米。

〔常平〕米穀を倉に蓄へ米價の高低に應じて賣買し、これを調節せしむるを云ふ、支那にては漢宣帝の時に始まる由事物紀原に見ゆ、我國にては淳仁天皇天平寶字三年始めて是れを置く。

〔義倉〕窮民を賑救する爲め米を蓄へ置く倉也、賦役令の義解に、分富賑貧、其情合義、故曰義倉とあり

〔有苗〕南方蠻族の名也。

〔湯〕帝嚳の裔にして、子姓、名は履、夏の桀王を滅ぼして商（殷）國を建つ在位十二年也。

徒爲富商驕傲之資。委積之財。曾不給窮民一朝之食。當此時也。雖有常平義倉之良法。何以得而行之哉。居然待其斃焉者。可歎可慨莫斯爲甚矣。是豈特民爲然。士之受俸祿者。亦唯糶於賤。糴於貴。出入枉費。徒爲商賈之利。則一歲之入。卒爲他人之有矣。是豈天地之自然哉。財貨之不通。抑亦人爲之使然也。久之不變。至於聚斂云盡。則石不直一錢。亦猶以爲饑歲。是其不關豐儉者。是其不繫貴賤者。食貨之政。所以不可無也。

利害第十二

柳子曰。爲政之要。不過務興其利。務除其害也。利也者。非利己之謂。使天下之人咸被其德。由其利。而食足財富。無所憂患。無所疾苦。中和之教。衆庶可安。仁孝之俗。比屋可封。是之謂大利。其反之則害。害不除則利不興。故古之善治國者。務興之。務除之。而後民由之。興之之道何如。曰。禮樂也。文物也。除之之道如何。曰。政令也。刑罰也。夫此二者。惟君自率。惟君自戒。而後民從之。不啻君自率。實奉天之職。昔者禹自率諸軍。以征有苗曰。非惟小子敢行稱亂。蠢茲有苗。用天之罰。湯既克於桀。有其位。方其天大旱。則曰。萬方有罪。即當朕身。朕身有罪。無及萬方。不憚以身爲犧牲。是皆非以求其富貴。干其福祿。安其心志。樂其耳目也。務興天下之利。務除天下之害耳。古之聖君賢主。孰其不然哉。雖然。務興其利者。非其道則不興也。除其害者。非其道則不除也。可由之謂道。禮以教中。樂以教和。中和之至天地位焉。萬物育焉。豈非利之道乎。惟民之蠢々。或失所其由。而過亂自取。則從而罪之。除其害之道也。夫然後懲其惡。勸其善。爲善者多。爲惡者寡。則天下之利興矣。禮樂文之具也。刑罰武之事也。文以守常。武以制變。文以致治。武以撥亂。是故文順。而武逆。順而興利。逆而除害。順逆互用。以能陶鑄天下。善任此道者。謂之德。不善任此道者。謂之不德。善知此道者。謂之賢。

〔武〕名は發、文王の子也、殷紂王を滅して天下を統一し、鎬京に都す。

〔於戲〕嘆美の辭也

〔荊靈云々〕韓非子に、楚靈王好細腰、而國中多餓人、とあり、戰國楚策に、昔者先君靈王好小腰、楚士約食馮而能立、式而能起と見ゆ、其の外伊文子は、莊王となし、劉禹錫の踏歌行は襄王に作る。

不善知此道者。謂之不肖。善行此道者。謂之仁。不善行此道者。謂之不仁。故所謂仁者。亦謂能興其利。能除其害也。若夫世降國衰、上無聖賢之君。下無忠良之臣。則禮瀆樂淫。而刑罰不可勝用焉。徒知除害之道。而不知興利之道。徒知制變。而不知守常。徒知撥亂。而不知致治。又何仁之有。又何德之有。是奚爲能爲政哉。且夫刑罰者。豈特禁民之爲非而已耶。苟爲害乎天下者。雖國君必罰之。不克則擧兵討之。故湯之伐夏。武之伐殷。亦皆其大者也。唯其出於天子。則爲有道。出於諸侯。則爲無道。況其出於群下者乎。故善用之則爲君。不善用之則爲賊。向者使湯武志徒在除其害而無心於興其利乎。此亦爭奪利己耳。其何以爲仁也。是故湯武放伐。在無道之世。尚能爲有道之事。則此以爲仁、彼以爲賊。假令其在群下。善用文以除其害。而志在興其利。則放伐亦且可以爲仁矣。無他。與民同志也。由是觀之。長天下國家者、有文而後武可言也。有禮樂而後刑罰可行也。不然徒刑之與罰之任。則非戕賊夫人而何也。哀哉。衰世之爲政者、無文無武。禮刑並廢。不止無心於興其利。又無心於除其害也。夫無心於興其利者。必以自利。無心於除其害者。必以害人。害人自利。虐孰大焉。是以亂國之君。力利其國。以害人國。大夫力利其家。以害人家。士力利其身。以害其僚友。甚則君亦自利其身。以害其民。大夫自利其身。以害其家。是之謂自賊其躬。必至滅身已。故我東方之政。壽治之後。吾無取也。聖人憂其如此。制禮作樂。立中道和。務興其利。務除其害。衆庶可保。比屋可封。以永致天下之福。詩曰。於戲前王不忘。其唯以此乎。嗚呼夫如今之時。依然承軍國之制。滔々乎不知反者。雖欲不歎息。其可得乎。然則如之何。曰。是唯在得人。得人非難。獲於人爲難。昔荊靈好細腰。民有約食而死者。越王好勇力、皷而士不避焚舟。夫約食而死。與赴焚舟者。天下之至難者也。然上之所好。不令而爲之。無它。爲獲於人之難。而欲之之甚也。況其非至難者乎。苟能好之。重趾而至焉耳。不爲此而爲彼。要無心於興利也夫。

〔菲飲食云々〕論語泰伯篇に、子曰、禹吾無間然矣、菲飲食而致孝乎鬼神、惡衣服而致美乎黻冕、卑宮室而盡力乎溝洫、禹吾無間然矣とあるに因る。

〔九年之蓄云々〕禮記王制篇に、國無九年之蓄曰不足、無六年之蓄曰急、無三年之蓄曰國非其國也とあるに因る。

〔三代〕夏、殷、周を云ふ。

富彊第十三

柳子曰。食足謂之富。兵足謂之彊。富且彊者。天下之大利也。食既足矣。兵既彊矣。而後國可以無虞也。是以先王不貴珠玉。而貴稻粱。不愛姬妾。而愛黎庶。不以無益害有益也。故盤石千里。不可謂富。衆人百萬。不可謂彊。盤石不生粟。衆人不拒敵也。地廣而乏食。民衆而不使。奚以異盤石與衆人哉。是不特天下爲然。諸侯之於國。大夫之於家。士之於妻孥。無不皆然也。故聖王不恤其寒。而能徹民之寒。不厭其饑。而能救民之饑。所以菲飲食。惡衣服。而人無之間然也。易有之。損上益下。益之象爲然。損下益上。損之象爲然。天地之至理。自有如此者。闇君庸主。務弱其國。務貧其民。故有天下。則天下爲之怨。有一國。則一國爲之怨。怨則叛。叛則濫。如此而難不及者。未之有也。古稱國無九年之蓄曰貧。無六年之蓄曰窮。無三年之蓄。曰國非其國。夫其蓄積豈特爲自養哉。亦將以救其民。備其難也。後世有國者。或無一年之食。甚者逆折數歲之入。尙且不足。而取之大夫。大夫不足。而取之士。士不足。而取之妻孥。豈啻國非其國耶。一旦奪之爵。使其盡償其債乎。雖易子折骨。吾知不能給一飯也。夫如此。則何以能藩屛于王室。而固其封疆耶。是以其士日窮。其民日叛。忿怨激發。自不能無陵犯之心。然國固貧。兵固弱。不能屈彊自奮。屛息避之。則天下實似無容慮者矣。闇愚之主。乃以爲彼貧而我富。彼卑而我尊。則以盤石之固。居泰山之安。治平之術莫以尙焉。姦臣賊吏。聚斂附益。以悅其心。阿諛逢迎。以順其旨。甚則比之唐虞三代之治。爲雅爲頌。曾無有箴規之言。而使其自誇其智。自伐其德。無知非情。無知時勢。則闇者益闇。愚者益愚。而亡在旦夕。而不自知之也。夫大木之折。必由通蠹。大堤之壞。必由通隙。而不加之疾風暴雨。則不折不壞。然以無風雨。不危其蠹隙者愚之至也。且夫渴馬而

馭之。非眞馭之也。得水草則益逸。饑虎而伏之。非眞伏之也。見肥肉則益猛。是不特馬之與虎也。鳥窮則啄、獸窮則攫。尺蠖之屈以求伸也。龍蛇之蟄以存身也。當是之時也、英雄豪傑。或殺身成仁。或率民徇義。忠信智勇之士、誘掖贊導、以扇動天下、則如饑者就食渇者就飲、奮然而起。靡然而從、勢自有不可禦焉。洗寃雪恥之心、感恩圖報之志、奮勇勵義、則放伐之易。可謂通蠧之木。通隙之堤。加之以疾風暴雨者矣。至此始知罹之所謂泰山之安、不特幕燕之危也。是其所以損益之理。蓋可見、而存亡之機關於此焉。故有國家者。不以無益害有益、則人君之事畢矣。昔衞懿公愛鶴、有乘軒者、及其有難也。民皆不從。而曰、君使鶴。今人君之所愛好。亦皆將然。夫如此而不自悟者、何也。聚斂之臣輔之欲、貪戾之吏飾之非。使道義之言不得入耳。知力無所益。德性無所養也。古之人目短於自見、故以鏡觀面。智短於自知。故以道正己。人君之學。不在身脩六藝之文、不在口誦百家之言。苟知道之可信、斯足矣。知道之可信、則知道者至焉。至焉而信之。姦賊將何自而興。國無姦賊、則天下之難已矣。

〔鳥窮則啄云々〕荀子哀公篇に出づ。
〔尺蠖之屈云々〕易繫辭下傳に出づ
〔衞公云々〕左傳閔公二年に、冬十二月、狄人伐衞。衞懿公好鶴、鶴有乘軒者。將戰、國人受甲者皆曰、使鶴、鶴實有祿位、余焉能戰とあり。
〔六藝〕六經に同じ詩、書、易、春秋、禮、樂の諸經也。
〔百家〕諸子百家也漢書藝文志の顏注に、諸子百六十九家、言百家、舉成數也とあり。

柳子新論終

柳子新論跋

駒嶽之陽。鏑水之曲。吾家居之。六世焉。享保之初。數被水患。修築不及。因移其宅。故地種以菽麥。畝間偶獲一石函。中藏錢刀。皆元明以上所鑄者。函底有一古書。題曰柳子新論。腐爛之餘。不便披閱。先人乃謄寫一本。凡十三篇。當時既有歷校定者云。後廿餘歲先人沒矣。余得而讀之。其言論政體可否。間有可取者焉。亦多憤勵之語意者中葉以降之作耶。觀其序耶蘇幾何之類。蓋亦在織田氏之時耶。按之國史傳記。勝國以上。姓柳者不一而足。則亦未可定何人所爲也。余且惜衰亂之際。尚能有斯人。亦有斯文。而湮滅至于此也。但以先人手澤存焉。憚示諸外人。於是更繕寫一本爲副共藏之巾笥。庶幾俟良友論定。以爲永世家藏也。

寶曆己卯春二月

峽中　山縣昌貞　識

常陸帯

常陸帶序

あづま路の、みちのはてなる、常陸帶、かことばかりも、逢はむとぞ思ふ、といへる古歌は、別れにし人を戀て、しばしだにあはまほしきといふこゝろを、帶のかなたこなたとわかれても、めぐりあひてむすぶことあるに、かけてよめるなるべし。男女の情、朋友の道、かくのごとし。臣として君をしたふ心、はたしからざらんや。文政の末つかた、わが中納言の君、世をつがせ給ひし時、彪年はたちあまりにて、皇國の史かんがへさだむるわざしてありけるを、明る年、青人草撫治る職を仰せられて、江戸の小石川なる屋形にめされ、はじめて君を拜み奉りけるに、彪が職のこと、いとねもごろに問せ給ひ、しかのみならず、忠孝の義を明らかにし、文武の道をはけまし、御先祖のおほん志をつぎ、東照宮の恩賚に報い給ひて、天祖の詔のまに〳〵、天日嗣を天地と共に仰ぎ奉り、豐葦原の中國を常磐に堅磐に守りなんと、朝暮志し給ふことまで仰せをかしこまり、種々の賜りものなどして、故郷にまかりぬ。これをはじめとして、かたじけなくも、しば〳〵御書下し賜りて、民をあはれび、惠を施し、足曳の山里にすめる賤が男までも、安て樂て世をわたるばかりのさまに、なしてんことをはかり給ふぞかしこき。三年ばかり過ぬれば、彪職かへて近侍てふ臣につらなり、御側近く仕へまゐらせ、四年ばかり過ぬれば、又職かへて政事の末にたづさはりぬれど、身のほどは猶近侍にひとしくありしを、又五年の後、仰を蒙り、おほけなくも、年寄若年寄などいへる職につゞきて、政事ものすることをつかさどり、いにし庚子の年の春、君に從ひて大城にまゐ上り、かしこくも大將軍の君と右大將の君を拜み奉り、君の御供して故郷に歸りぬ。去年の夏日光山に詣給ひ、五月の中つかた、大城に參りて暇を乞給ふ時も、再びまゐ上りて、大將軍の君と右大將の君を拜み奉りけるに、五日ばかり過ぬれば、將軍家こと

さらに君をよび給ひ、君年つごろ、政事に心をくだき、文武の道をはげまし給ふことを、感じ給へるよしにて、代々傳へ給へるこがね作りの御佩刀と、群鶴ゑがける御鞍鐙に、黄金あまたそへて、君にまゐらせ給ふ。君も臣もよろこびいさみ、錦きてひるゆく心地してぞ、故郷に歸りける。いまだ一年もすぎざる今年卯月の末つかた、君一たび江戸に參り給ふべきよし、老中の人々仰せを傳へしに、君もとより將軍家をうやまひ給へば、いそぎ出立んとありけるにぞ、彪らものもとりあへず、御供して小石川の屋形につきしは、五月五日の日の、巳の時ばかりになんありける。人みなうれしきためしをひきて、あやめ草、あやめづらしくもまちぬるに、思ひきや、明る日やがて、君は世をのがれ給ひて、駒込の屋形に籠り給はんとは。彪も何某らもろともに、罪を蒙り職はなたれて、ひそまりをるべき仰をかしこまりぬ。たけきらが身は、濱のまさご、陌のちりひぢにひとしければ、うきしづまんも、ちりうせむも、ものゝかずならねども、ひたすら忠孝文武の道にのみ、心をよせ給ひて、世にたぐひなく、明き君の、いかにしてかゝる禍ごとにはあひ給ふものぞ。花をまつ梅がえに、寒けき風吹すさび、久方の月はすみぬるを、夜半の浮雲立かくすためしにやありなん。とにかくに、理わかぬわざにて、悲憤とこそいはめ、慷慨とこそ思はめ。折しも五月雨いたくふりつゞきて、ことに哀をそへしが、月日經て、そらは晴ぬれど、涙の袂はかはきだにせず。いつしか御禊もすぎ、秋も半になりぬれば、世をうき雲のたえまなく、又しも霖雨ふり出し、板屋の軒端をめぐる雫のおと、荒庭の草葉にすだく蟲のね、きくもの見るものにつけ、君を戀る心いやまさりぬれば、草枕旅の宿にはしるして、つら／＼いにし十年あまりのことを思ふに、或はとよさかのぼる朝日の影に、かぶとの星をかゞやかし、若草もゆる春の野に、駒の足をならべて、治れる世に亂をわすれざるためしをひき、或は秋風にかゝるくまなき月の夜は、樓船に棹さし出、詠もひろ浦のも中に、酒くみかはし、詩歌管絃の興を催し給ひ、或は道弘むてふ館に、若きをのこらをめして文學び槍太刀つかふ技を試み給ひ、或は偕に樂てふ園に、年高き人々をまねぎ、老を養ふることをしたひ給ひ、或は霜の夜

雪のあした、山野に鷹狩して、御身をならはし、或は蓬の窓縄の戸ほそにいたりて、民の情をしり給ふたぐひ、その折ごとに、かならず御馬のしりへに侍ひ、御供の中につらなりて、かしこくも御樂をもくるしみをも、ともにしまゐらせ、朝な夕な、君にま見え奉らざることなかりしを、今は君も臣も、かなたこなたにこもりひそまりゐて、おもふこと人づてもて申上むことだに、かなはぬ世となりぬれば、去年の五月のことは、夢にやありけむ、ことしの五月のことは、現にはよもあるまじ、などしづがをだまきくりかへし、むかしをしのびいづるまに〳〵、一ッ二ッ書つゞり、口ずさみて、君にまみえぬる心地をなし、徒然をなぐさむるほどに、水茎の跡つもりて、机にみちぬれば、わかちて上下二巻となし、名づけて常陸帶といふ。たれこめて獨すめる身は、語り合せむ友もなく、かりそめの旅の宿には、考へ明すべき書もなく、全くたけきが見聞たることの、あらましをしるせるなれば、古言にいへる、細き管もて、大空をうかゞひ、鼎の中なる、一きれの肉をなむるに、ひとしといへども、方なる器の一隅もて、三ッの隅さとらんことは、見む人の心にありぬべし。そも〳〵むかしより、忠臣孝子といふべき人の、世の禍ごとにあひて、君父に罪うるもの、すくなからず。異邦のことは、あけてかぞへがたく、又近き世は憚あれば、えもいはず、菅原の大臣は、直なる道の一すじを、ふみもたがへず、心をくだきて、寛平の政をたすけまゐらせぬれども、はる〴〵遠き西のはてなる、筑紫の配所におもむかれ、大塔の皇子は、玉の緒に二ッなき命ををしみ給はず、力をつくして、元弘の亂を平け給ひぬれども、おもほえぬ東のひなゝる、相模土の牢にひそみ給ふ。いとあさましきわざにはあれど、年を經、世をかさぬるにしたがひて、その御名いやますかぐはしく、百千年の今日まで、稚き童子、賤き民草も尊びかしこみ奉るをもていふ時は、わが君一たびは、うき世の禍ごとにあひ給ふといへども、千年の後まで、萬代の鑑となり給はんこといちじるし。しかはあれど、現のこの世には、え明ならで、末遠き後の世を待なんこと、天が下みだれて、王鋒の道なき時は、さもこそあらめ、今四方にうちよする浪風ことにしづけく、九重にますみの鏡、光いよ〳〵明かに、大將軍の君

は、いその上、ふるき跡をしたひ給ひて、よろづの政、邪なるをのぞきて、正しきにつき、悪をこらして、善をすゝめんと、はかり給ふこと、諸人の仰ぎ奉る所なれば、一たびは五月蠅なすともがらにまかせ給ふとも、千早振神のみたまの幸ひ給て、ひろくたいらかに、見晴かし給はんには、寒き風やはらぎて、長閑なる春の日に、梅の花、たへなるが如く、立おほへるうき雲きえうせて、さはやかなる秋の夜に、月の光さやけきが如く、わが君もとより二ッなき御心、ことにいちじるしく、濁にそまぬ御身、さらにすがくしくなり給はむかし。さらば、板ひさし雨もるかりの宿に、むかしをしのびて、涙にしづめる賤が身も、くもれる眼おしぬぐひ、そほつる袂うちはらひ、ひたちおびのためしをひきて、ふたゝび君を拜み奉らむことのあらざらめやは。

常陸帶 上卷

中納言の君世を嗣がせ給ふ事

鳥が鳴く吾妻の常陸なる水戸をしろしめされ、御名を四方に轟し給へる我が中納言の君は、御父君を源武公と申奉る。御所生外山氏（實は烏丸大納言光祖卿の御弟中務藤原資輔てふ君の御女にて、外山修理權大夫光實卿に養はれ、武公の小上﨟となり於永の方と申し、今瑛想院と聞え給ふ。）寛政十二年庚申三月十一日、江戸小石川の邸に生れ給ふ。御幼名虎三郎と申せしが、程なく敬三郎君と申す。武公の簾中は恭穆夫人と申奉り、（紀伊中納言治貞卿の姫君なり。）世を早うし給ひければ御嫡子おはしまさず、庶公子四はしらましませり。長を榮之允君（御所生小池氏、保科家の臣小池某の女也。）次を祖之助君（御所生中山氏、幕府の小臣中山某の女なり。）次は敬三郎君にて、又其次を銈之允君（御所生、祖之介君に同じ。）と申す。榮之允君は後に鶴千代君と聞え給ひて世子に備はり給ふ。やがて源哀公の御事なり。祖之助君は讃岐なる高松の君に養はれ給ひ、（後に讃岐守賴恕朝臣と申す。）銈之允君も常陸なる宍戸の君に養はれ給ひ（後に大炊守賴筠朝臣と申す。）ぬれども、敬三郎君のみ小石川の屋形に留り給ふは、武公の御志とぞ承る。敬三郎君御年十七にて武公に後れ給ひけるが、御悲哀のいと切なる事たとへんかたなく、近侍の人々皆感じ奉りぬ。哀公世を繼せ給ふ後、敬三郎君には屋形の内なる龜の間といふ所に住み給ひける

〔鳥が鳴く〕吾妻の枕詞也、曉(ケ)に掛けし語と云ふ。

〔源武公〕治紀也。

〔光祖卿〕光胤の子なり。

〔小石川の邸〕今小石川區砲兵工廠の構内に當る。

〔紀伊中納言治貞〕重倫の子也、安永四年封を嗣ぎ寛政元年薨ず。

〔源哀公〕齊修也。

が、哀公御友道殊に深くましく〱て、何かれの事いと懇に物し給ふぞかしこき。敬三郎君御幼きより御心ばえ健く御才氣人に勝れ給ひ、文武の道を始め萬の事いと優にものし給ひつれども、御兄君を憚り給ひ、かの言に訥にして行に敏しと云ふ古語にひとしくぞおはしける。哀公の夫人峰姫君（今峯壽院夫人と申奉る。）は大將軍公（文恭）の姫君にて、文化の末つ方小石川の屋形にとつがせ給ひ、十年餘りになりぬれども、御子ましまさねば、御心安からず思ひ給ひ、官女を擇みて公に進め參らせしに、是又御子なければ、心ある人々は皆竊に眉をひそめける。かくて文政十二年己丑の正月、例の如く御弓始めの式行ひ給ふに、公の放ち玉ふ矢、卷藁に得たゝずして反りぬ。敬三郎君の放ち給ふ矢は、篦深く通りぬれども、弓の弦切れければ、公も御心よからず、人々もさがなき事と、竊にさゝやきけるを取敢へず、敬三郎君

弓取の弦はあがりて舞ひながら
　かへるや千代の君が春かな

と詠じ給ひて、公を祝ひ給ひしとかや。其年の秋の半ばより、公御心地例ならず、長月の末つかたには、御水氣いやましつのり、諸の醫藥も其驗なく、終に神無月四日の夜、御年僅に三十餘り三つを限りとして薨れ給ふぞはかなき。其頃、大將軍家には公子數多ましく〱ければ、尾張家紀伊家を始として越前家、國主城主に至るまで、其繼嗣なき家々には幕府の公子を賜はりて、代を嗣がしむるもの擧て數ふべからず。是が爲に其家格をすゝめ給ひ、祿をも增し給ふ類ありければ、大名の家老諸役人など其利を貪りて、

〔言に訥云々〕論語里仁篇に、子曰、君子欲㆘訥㆓於言㆒而敏㆗於行㆖とあり。

〔文恭公〕徳川家齊の謚號也。

〔御弓始めの式〕武家にて歳首射を試むる儀式也、また弓場始、弓始、的始とも云へり、吾妻鏡に、文治五年正月二日鎌倉幕府にて行へること載れるを初見とす、應仁後久しく其儀絶えしが、吉宗の時再興す。

〔篦〕矢柄（ヤガラ）也。

〔弦はあがりて〕弦に鶴を言ひ掛く。

〔國主城主〕大名の一國以上を領する者を國主と云ひ、國主又はこれに准ずる者の外にて城を有する大名を城主と云ふ。

〔清水殿〕家齊の第三子齊明也。

〔尾紀水の三家〕家康、第九子義直を尾張に、第十子頼宣を紀伊に、第十一子頼房を水戸に封ず。

〔石清水云々〕八幡は源家の氏神なるより云へり。

〔威公〕頼房の謚也

〔青山延于〕字は子世、通稱量助、雲龍と號す、文公武公の時大日本史の編纂に與り神祇禮義輿服の三志を修し、哀公の時東藩文献志（水戸藩史）卅六卷を撰す、烈公弘道館を立つるに及び小姓頭となし總裁を兼ねしむ、天保十四年卒す。

實は其家を嗣しむべき庶子庶弟のあるも、それをば癈疾などに事よせ、幕府の公子を養ひ奉らんと計る類、はたなきにしもあらず。上は幕府を欺き、下は先祖の血脈を失ひぬる事、いと惡むべき業と爪彈きして譏りたるが、いつか身の上に知らるゝ事となり、長月の中つかたより誰いふともなく、公の御病若しいふべからざる御事もあらんには、清水殿（文恭公の庶公子。）を養ひ參らせんとぞ聞えける。心あるもの相語らひけるは、かしこくも東照宮、尾紀水の三家を建給ひて、德川の御稱號を許し給ふゆゑんは、彌ます御血脈を弘めて、幕府の羽翼となし、石清水の源盡させず、德川の流末遠く四方の海に盈ぬる事を計り給ふなるべし。つら〳〵おもんみるに、天が下廣き中に、我が威公の御血胤產みの子のいやつぎつぎに榮え給ひ、高松守山長沼宍戸の四家は申すもさらなり、高須其外他姓の家に至る迄廣まり給へり。されば假初にも、水戸の本家にも、庶流の家々にも、威公の血脈絕えなん事もあらんには、已む事を得ず同姓の家より養ひ參らせん事いふ迄もあらず。然るに今庶流連枝の家々に、威公の血脈數多是あるのみならず、まのあたり御才德人に勝れ、御所生も卑しからぬ敬三郎君のましますに、清水殿を養ひ申す理やあるべき、是必心ねじけぬる有司原が、一つには敬三郎君の英明を忌み恐れ、二つには己が儘に權威を振ひ身の榮花を求めんとて、斯くこそ計るならめと、人皆憤を含み、世のさまを伺ひてありけるに、青山延于（此時史館の總裁にて小石川にあり。）安からず思ひて、時の執政職にてありし何某の許に行き、しか〴〵の事いよ〳〵其實あるにやと問ひしに、何某から〳〵と打笑ひ、學者にも似つかはしからぬ事いふものかな、水戸家清水家

〔家老〕其の家に於ける老臣の義、武家の家務を總理する職名にて、室町時代の末期よりその稱あり、江戶時代には諸大名皆世襲の家老を置く外三家の家には別に幕府より撰任して世襲せしむる家老あり、これを附家老と云ひ譜代家老の筆頭に置く、本文中山守信は此の附家老也。

〔烏羽玉の〕烏羽玉は射干（カラスアフギ）の實、黑く丸きより黑と云ふ語の枕詞に用ひ、轉じて夜、暗などにも冠す。

〔道に聞て云々〕論語陽貨篇に、道聽而塗說、德之棄也とあり。

何れか東照宮の神胤にあらざらん、さればいふべからざる事あらん時、淸水殿を養ひ參らせん事何の仔細あるべきと、事もなげにのゝしりたるよし。又此時屋形內にて專ら用ひらるゝ何某といへるもの、ひたぶるに幕府の權家に通ひぬるよし、十月朔日の日水戶に聞えしかば、兼て思ひ設けし人々何かは少しもためらふべき、朔日の夜より晝夜ひきもきらず、各江戶に驅せ登り、或は小石川の屋形に至り、執政職の人々を詰り、或は守山の君（大學頭賴寬朝臣。）にまみえて志を述べ、或はかなたこなたに潛り居て、事のさまをぞ窺ひける。四日の夜より仰ぎ戴くべき君なければ、人々いよ〳〵心を苦しめ思を焦しけるに、かしこくも哀公世にましませし時、自ら御志を記し給ひて、朶雲片々と號け給へる御書あり。（思召出づるまに〳〵一ひら二ひら記し給ふにぞ、かくは名付給ふらん。）執政職の人々等是を披き見るに、敬三郎君もて嗣となし給はん事を記し給ひ、又御葬の事厚くすべからず、いとよき諡を捧ぐべからずなど、其外ありがたき仰せごとのみ遺し給ふ。是に依て家老中山守信（備前守。）もて、敬三郎君を養ひたまひて、世子となし給はん事を幕府に請ひ給ふ。（此時哀公の喪は秘してありければ、公の御辭にて請し事申すもさらなり。）將軍家速に許し給ひ、同八日の日に、其旨諸士に諭しければ、人皆哀み且喜び、烏羽玉の暗の夜明けて、あかねさし出る日を拜める心地せし社（こそ）理りなれ。（此時の事別に回天詩史と號たる書に記しぬれば、こゝには其のあらましのみ記す。又龍宮物語など號て、此時の事を記せる書ども世の中に見ゆれども、いはゆる道に聞て塗に說くてふものにひとしく、實事と虛事と打交れり。是をもて思ふに、古の書もまさしく其事のさまを知りて記せし人の書こそたしかならめ。稗官小說抔いふものは、大方龍宮物語の類ひならん。今の世にありて今の事を記せるものすら斯の如し。まして後の世より昔の事を記せるをや。心すべきわざなり。）かくて霜月三日の日、哀公の御葬かたの如くものし給ひ、同十八日の日、敬三郎君元服し給ひ、從三位中將に任ぜられ、

御三家始て御任官の時、尾紀は中將、我水戸は少將に任じ給ふ御先例なるに、直に中將に任じ給ふは是を始めとす。但し尾張の御家にも、直に宰相になり給ふ御例一度ありしと承る。齊昭卿と（御字は子信、御號は景山、又潜龍閣と中奉る。）中奉る。程なく宰相を歴給ひ、中納言に任じ給ふ。抑清水殿を養ひ參らせんと謀りたる事、時の執政職素より竊に幕府の權家に望み申せしにや、はた、屋形内にて語らひ計りたる許りにてありしにや、たえて其謀なきを、世の中にていひはやしたるにや、其時政事にたづさはりぬる職にても、其密議に與からざる人は知らざるべし。まして外さまの人々は、是を知るべきいはれなし。假令たえてなき事にもせよ、世の中の人々專らいひはやせるのみならず、執政の職に備はれる者、かりそめにも是をいひ出せるよしを聞きては、心ある人々いかで安き心あるべき。長月の末より神無月の初めまで、十日許りは人々生きぬる心地なく、若し事調はざらんには、既にかくよとまで思ひ定めし人も有けん、いと危き事にてありけるが、中納言の君世を嗣ぎ給ひ、今年十六年の間に、鶴千代麻呂君より始め公子六はしら（五郎麻呂君、七郎麻呂君、八郎麻呂、九郎麻呂、十郎麻呂、余一麻呂君、是れなり。鶴千代麻呂君と七郎麻呂君は御正室有栖川親王の御妹、登美宮夫人の生み給ふ所なり。八郎君十郎君の御所生は小上﨟山野邊氏、五郎君九郎君は中﨟松波氏。余一君は中﨟立原氏の生み申せしなり。此外世を早ふし給ひし文姫君を初め、さはにましませども、こゝには全く現に在せる公子のみを數へ申せしなり。）まで設け給ひ、威公御血脈いやまし榮え給ふにぞ、十六年の昔は夢かと計り思ふ如くなりぬるは、いかに嬉しき例ならずや。

奥右筆の舊弊を破り給ふ事

司々の役國によりて、制度異りと雖も、大率家老ありて國君を輔け、其下に諸々の職ありて士民を治る

〔宰相〕參議の別稱也、もと大臣の唐名なるが、參議は禁中にて諸政を議し國治を觀察する故准じて宰相と稱する也。

〔長月〕舊九月の異稱也、夜長月の義なりと云ひ、又た賀茂眞淵は稻刈月(イナカリツキ)の約、本居宣長は稻熟月(イネアガリツキ)の約と云へり。

〔神無月〕舊十月の異稱也、十月は天下の諸神出雲へ集り他國には神なき故名づくと奧儀抄に見え、此說古來世に行はるも異說甚だ多し。

〔鶴千代麻呂〕慶篤なり。

習は、何れの國も同じかるべし。我が水戸の制度、家老年寄ありて共に政事を計らひ、若年寄ありて、〔在は奉行といひしを、中頃幕府にならひて若年寄と改め、其後又奉行といひしが、文政の初め若年寄と改めたれども、幕府の若年寄とは其職掌異なれば、奉行といひてこそ其實にかなふべけれと、古老の物語りなり。〕郡奉行勘定奉行等の諸職をすべ、其の事を聞て家老年寄に議り、〔斷くいひては奉行は家老にのみ謀り、郡奉行等は奉行にのみすべらるゝやうなれども、然るにはあらず、其事によりては奉行はさらなり、其下なる職たりとも直ちに君に申上げ家老に申す事もあいと知るべし。〕城代ありて國を守り、大寄合頭。番頭ありて諸士をすべ治め、〔今は大寄合頭其職を失ひて其名にかなはず、事長ければこゝにはいはず。〕物頭ありて歩卒をひきゐる、用人ありて内外の雜事を掌り、小姓頭ありて禮儀を司り、君の傍に昵近し、左右の善惡を議り、及び記錄の事を掖ふ。〔我が藩には儒者てふ職なければども、文學に携るものは此職に進み、或は此職に總べらるゝ事古き例なり。中頃より文學の臣を他の役人とひとしく若年寄にて總ぶることゝなりしを、中納言の君學校を建給ひ、此小姓頭にて教職の長を兼ぬる事に定め給ふは、祖宗の遺意に本づきし所にて、御深慮ある事なり。〕日附ありて上下の非法を糺彈し、其外其事につき其職ありて是を司る。古は年寄奉行の職其人を擇み、多くは兩番頭より年寄を兼ね、小番頭〔馬廻新番等の頭を俗に小番頭といふ。〕より奉行を兼ねたり。今より見る時は其位卑くして、人に侮らるべきやうなれども、其頃は重き評議ある每に、城代より番頭に至る迄列坐して、各意見を述べ事を計りぬるを、年寄奉行夫れ〴〵に請答へ、道理を以て人を服せしむる程の才德ある故、年寄奉行の位卑しと雖ども、諸人是を侮る事もなかりし〔三木左太夫之幹、義公の遇を得て小身より擢まれ、奉行の職を勤めし時、番頭數人伴て左太夫の宅に至る、左太夫座につきながら、貴殿等數人にて一人の左太夫を如何になさんとの事ぞや、抑又貴殿等ひとりふたりにては、此左太夫に物いふ事能はざるにやといひて、からからと打笑ひければ、番頭等是に膽を奪はれ、兼てより兎や角いひ合せて、左太夫を言ひ折かんとせし事をも得いはず歸りぬるとぞ。此一事にても當時のさま推量るべし。執政事にあづかる者は、自ら權威を振ひ、奢侈になり易きは、和漢同じ事なるに、其身位卑しければ常に道理をもて大身の人に勝たんと思ふ故、其患少し。たとひあしき事ありても、其人を退くる事も易し。祖宗舊制感ずるに餘りある御事なり。幕府の執政も必ず譜代小祿の諸侯に仰付らるゝを以て見る時は、我が藩の舊制

〔幕府の若年寄〕將軍に直隷して老中支配以外の諸役人を支配し、特に旗本を統轄する職也、その名室町時代の末葉より見ゆ、江戸幕府にては寛永十二年土井利隆、酒井忠朝を補したるを嚆矢とする由藩翰譜に見ゆ。

〔儒者〕江戸時代幕府及び多くの諸藩儒者を聘せり、幕府の儒者は若年寄支配にて、役高二百石、手當十五人扶持也。

〔新番〕警衞供奉を掌る職也。

〔義公〕光圀の謚也

〔東照宮〕正保二年家康に贈れる神號なり。

〔軍旅〕旅は說文に軍之五百人爲レ旅とあり、轉じて軍隊の意に用ひられ、或は軍事の意をも表はす。

〔六藝〕周禮地官大司徒に、六藝、禮學、射、御、書、數とある六種の學ぶべき藝目を云ふ

〔金鼓〕共に軍陣の進退を指揮する爲め鳴らす器也、爰は軍事の意に云ふ

〔台德〕秀忠の謚號なり。

〔大猷〕家光の謚號なり。

も東照宮の御遺意に本づき給ふらしと、殊に有難く覺え侍るなり。に、大夫の子は常に大夫となるといへる如く、其家にだに生るれば、其才德なき人も政をとり行ふ事に成行き、其位卑しうしては人に侮らるゝにぞ、年寄は必ず大寄合頭の上に列し、若年寄は兩番頭の上に列し、城代頭番頭列坐して事を議る古例も絕えてなき事となりぬ。されば政を執る者、日々に下情にうとく、何事をも辨へざる故。今の藤田主膳の先祖、菜奉行を命ぜられし時、算勘不案內の由をいひて、其職を辭しけるとぞ。今は算勘は小吏商人抔のものすべきわざと賤みて、是を學ぶ事を耻ぢ、九々の數五々の組立をも知らずして、經濟軍旅を掌る類はかたはらいたし。中納言の君も、數は六藝の一つなれば、士太夫たる者一とわたりは學ぶべし、寡人も亂の間にありし時、學びたりきと宣ひて、學校にも數學を立給へり。扨出しいるゝ事を吝にし、分厘の利を爭ふに至りては本より君子の惡む所なれば、さるわざを賤むるは聞えぬれど、ひたすら小吏商人のわざとのみいひて、其大綱をしめくゝる事を知らざる時は、經濟金鼓の權皆小吏商人の爲めに奪はるゝぞ淺間しき。政事の權自ら奥右筆にうつれり。此奥右筆は、古日帳役といひて、年寄奉行等評議して君に申上、政事を行ひたる日々の事を帳に記し、後の例に備る事を司る職なりしが、年寄奉行其才德なく、何事も此日帳役に聞て事を計らふさまになりたれば、日帳役の權いやましにつのり、其の役名の賤しきを嫌ひ、幕府になぞらへ奥右筆と改め、年寄等に使はるべき職にてありながら、年寄等を使ふ計りの勢にはなりぬ。さて其奥右筆にも政事の體を辨へ、古今の事をも心得たる人ありて、年寄等を助けなんには、良法美事も行はるべきに、大方吟味役徒目付などいへる役より、此の役に移り、年少き時より小吏のわざのみに携り、流俗舊弊を先格古例と心得て、惣じて先格古例といふ事は、幕府にては、東照宮並に台德大猷二公の建給へる制度。本藩にては威義二公の定め給へる典章をこそ先格古例と申すべけれ。其後中興の君の定め給へる法度は、祖宗の美意を變通し給ふものなれば、先格古例と申さんもさる事なれども、世の盛衰によりて、其制度典章も自ら時の弊に流れ行く事少からず。今は其流れたるさまを舊例と心得、祖宗の法に背く事いと多かるべし。中納言の君文武の道を勵まし、喪祭の禮を定め給ふたぐひ、皆祖宗の遺意を述べをさめ給ひし御事なるを、世の

人多くは舊弊に泥みぬれば、君の行ひ給ふ事はいと怪しき新法の樣に思ひて、遂に是彼と譏り奉るもいと淺ましきわざなり。山國にすめる人は、海の魚はその肉爛れて臭深き者とのみ思ひ、たま／＼新鮮なる海魚を見る時は、肉堅くして香淺し、毒や有んと疑ひて食はざるとぞ。古き諺にも夏蟲冰を疑ふといへり。されば君のなし給ふ事、流俗の眼にはいと怪しくのみ見ゆるもまた理りにや。和漢の事はいふもさらなり、祖宗の遺訓をも得知らぬ人々なれば、政事の評議人材の選擧など、かたはらいたき事のみ多かりけんこそ理りなれ。武公にはかしこくも其弊をさとり給ひ、御代の初、御用調役といふ職を設け玉ひ、其時の調役、專ら公の御側に伺候し、機密の文書を掌り、奧右筆の府に時々往來して事を謀りしのみにて、常に其府に在て萬の事に携はる事なかりしとぞ。文公の御代にも、此職を設け給ひぬれども、高橋廣備又一郎と稱す、是より先彰考館の學士なり。を其職に命ぜられけるにぞ、奧右筆の人々驚き恐れて、物もえいはずなりぬ。奧右筆の内にも頭取といへる者、專ら權を振ふ習ひなりしに、調役は頭取の上に立て事を計りぬれば、執政の人々是れを憚かり、種々の善政行はれんとせしかども、寡は衆に敵し難き例しにやありけん、はた高橋も過ちやありけん、其年の内に職を免され、調役も廢れぬれば、奧右筆の舊弊ます／＼堅くなりにけり。中納言の君つら／＼是を慮り給ひ、御代の初に御側右筆といふ職を設け給ひ、近侍又は老吏の中より、實貞なる者を擇みて是を命ぜらる。小山田軍平、市川市平、幡鎌與右衞門、多田傳右衞門是なり。君には年久しく龜の間に住み給ひ、執政をはじめ、下々小吏の不正非政の事ども、又諸人賢愚善惡まで詳に知ろし召したるを、御側右筆をして是を記るさしめ、其外何くれと御自らものし給ひければ、執政の人々、例の奧右筆に計りて申上る事は、容易く用ひ給はず、年寄ども何某は正しき人の由申し上るに、君其人しか／＼の不正あるはいかゞと問ひ給ひ、又何某は邪なる人の由申上るに、其の人はしか／＼の正しき事あれば、それは讒者の說ならんと

〔夏蟲冰を疑ふ〕莊子秋水篇に、井蛙不ㇾ可ㇾ以語ニ於海一者、拘ニ於虛一也、夏蟲不ㇾ可ㇾ以語ニ於氷一者、篤ニ於時一也とあり。

〔文公〕宗翰也。

〔高橋廣備〕字は子大、天明六年彰考館に入り後ち總裁に進み、武公の時出でて藩政に參與し治績大に揚る、資性狷介面折して讓らず、爲めに諸臣に忌まれて再び彰考館に入り、後ち使番となる。

〔彰考館〕光圀の設けし修史の館也、明曆中駒込下屋敷に史館を設けしが寬文十二年に至りこれを小石川邸に遷し彰考館と名づく。

〔友部正助〕名を好正と云ふ。

〔會澤恒藏〕名は安字は伯民、正志齋と號す、藤田幽谷の高弟にして幽谷の沒後彰考館總裁の職を繼ぎ、烈公の時藩政に參與す文久三年歿す。

〔山口頼母〕郡奉行目附等を歷任し祿二百石の士也。

〔白石又右衛門〕一如の長子也。

〔鈴木庄藏〕名を宜尊、字を子賢と云ふ、幽谷の門生也。

詰り給ふ類ひにて、執政の人々、我が身の上の事さへ思ひやられ、薄き氷を踏める心地しければ、御側右筆の職ありては、己が輩有て甲斐なきのみならず、いかなる禍に遇んも計り難し、いざ其職を廢せん事を申上んとて、かはる〴〵君の御前に出で、しば〳〵申上げしが、初は聊か聞給はざりしが、後に仰ありけるは、國君執政と心を合せざれば、善政行はれ難き事、誰も知る所なり、然るに汝等少も舊弊を改むる心なく、我が云ふ事を驚き怪みてうけかはざる故、已む事を得ず側右筆を申付たり、されど政事内外と二つに分るゝ患なきにしもあらず、汝等だに心を改めて善政をうけ行はんには、我が悦び何かこれにすぐべき、さらば側右筆を汝等に任せんとありて、四人の側右筆一人軍平は目附を命ぜられ、一人與右衛門は近侍、一人市平は御用調役、一人傳右衛門は、奥右筆頭取を仰せ付けらる。是まで君の御側に昵近せし者なれば、いかなる密命をも蒙りて有らんも測り難ければ、執政の人々も憚り恐れ、時しあらんには是を除かんと思へども、君ます〳〵撓み給はず、かはるがはるさま〴〵の人を擧て調役を命ぜられ、友部正助、會澤恒藏、山口頼母、白石又右衛門、鈴木庄藏、谷佐野右衛門是れなり。彪も五年許り此職を務む。此人々は或は郡奉行、或は近侍、或は目附、或は番士抔より命ぜられければ、思ひもよらぬことゝ人皆怪みけるが、後にに調役はかくありし者と思ひて、人々もさばかり怪しまずなりける。ひたすらに舊弊を改め、奢侈賄賂を禁じ、質素儉約に導き、文武を勵し給ふにぞ、二年許りの中に、執政より始め諸役舊弊に染みたる人々は皆罷められ、新に仰を蒙れる者は、皆一筋に正しき道に志し、奥右筆府の風俗も大に改り、塵介許りも非義の賄賂抔受る事なく、執政を蔑にし、文法を舞はして權威を振ふ事は絶えて、若し聊も正道に叶はざる事あれば、新參の者も古參に向ひ意見

をのべ、或は執政の人々に向ても、いとせちに議論抔するさまになりけるこそ心地よけれ。政府の舊弊年久しき事にて、腹心の病ともいふべき勢なれば、なまなかひに是を破らんとする時は、小人の氣を激し大なる禍ともなりぬべきに、君深遠の御思慮、剛明の御徳義もて、斯の如く舊弊を破り風俗を改め給ふは、實に感じ奉るべき御事なり。僅に政府の弊をやぶらん事、何程の事かあるべきと思ふ人もあるべけれども、其實地に臨で是を破らんとせば、其安からざる事を悟りなん。

御代の初執政其外職々賞罰し給ふ事

治れる世久しければ、皆人亂を忘れ、或は奢り、或は惰る習ひなるに、わきて文政の初めつかたより、天下の風俗奢りにすさみ、家業を怠り逸樂にのみ流れければ、心ある者竊に歎きあへり。哀公世を嗣給ふ頃は、くさ〴〵禁令御政施し給ひ、國中の人貴賤となく御徳義を仰ぎ奉りけるが、天下なべて斯の如きさまなれば、一國のみ正しき政行はるべき理なしとや思召しけん、はた御志いと廣くおはしければ、僅かに一國の事是救と物し給ふ事、御ものうどくやありけん、文政三四年の頃より、萬の事皆執政有司にのみ任せ給ひければ、上の惠下にくだらず、下の歎き上に聞えず、富める者貴き者は、酒宴遊興に耽り、貧く賤き者は何とかして榮華安樂を求めんと思ひ、耻を忍びて人に諂らひ、賂を贈て望みをとげ、其中に正しき道をふみ行はんと志せる人あれば、邪なる者の爲に妨げられ、思ひもよらぬ禍事に遇ふ者なき

〔腹心の病〕病の腹心に入れる如く容易に矯め難き惡弊を云ふ。

〔執政〕もと攝政を云ひしが、江戸時代には私稱して幕府の老中、藩政の家老を指して云へり、爰は藩の年寄を云へるが如し。

〔文政の初め云々〕寛政年間松平定信出でて諸政を改革し風俗頗る革りしが、其退職後幕政漸く亂れ、文政元年水野忠成老中となるに及び苞苴盛に行はれて幕政全く混亂し、士庶またた太平無爲に慣れて奢侈遊藝を事とし風俗頽廢せり。

にしもあらず。中納言の君兼て此さまを知ろし召され、國中の人々是れは正しく、彼れは邪なるといふ事、御心にしろし召し給ふにぞ、世を嗣せ給ひて未だ一つの仰せ事もなきに、邪なる者は自ら恐れをのきける。斯くて其年十二月十四日の日、水戸の執政一人を退け給ひ、同廿四日の日、江戸の邸なる執政二人を始め、勘定奉行與右筆頭取勘定吟味役等其外賄賂を貪り私利にのみたづさはり、風俗を害せし者ども、盡く退け給ひ、其罪の輕重によりて、或は隱居を命ぜられ、其祿を削りて其子に賜はり、或は其金銀を沒收し、聊の俸米を賜り禁錮せられければ、國中の人々、且つは恐れ且つは喜び、旱りに苦める夏の夕に、雷はためき渡りて大雨ふりしける心地ぞしける。さて其罪蒙むれる者は、年久しく權威を振ひ、時の役人みな心を合せ力を同くせし者なれば、誰有て指だにさす者なく、君には御代嗣せ給ひて未だ一月許りの事なれば、御志を助け奉る人もなく、全く剛明の御德義をもて、數名の小人を退け給ひし事、いか許りか御心を碎き給ひけん。其頃多田傳右衛門御側右筆にてありしが、執政何某御前に罷出、左右を遠ざけ時刻移りても退かざれば、いかなる御用にて斯く時刻を移すにやと、物陰にて竊に伺ひけるに、折しも十二月の中つかた、人々手足も凍ゆる許りの寒さに、君笑はせ給ひながら、御袖口をひらき給ひて、傳右衛門我が背を見よとありければ、かしこくも御袖に手さし入れ御背を撫づるに、御汗御下召を絞る許に濕ひぬ。君宣ふ樣、執政何某と議論時を移せし事他事にあらず、彼の奸人共を退けんとせしに、何某智力を盡してこばみぬるを、彼是と議論したる故、かく迄汗も出しぬ。されど小石川の塵

〔隱居〕江戸時代公卿及び士人に課せる閏刑、致仕退隱を命じ、食邑をその子孫に給するを云ふ、罪狀によりて其の食邑を削り或は蟄居隱居、隱居差控などと稱するあり、蟄居隱居は隱居の上、其家祿を子孫に給し一室に寵め置くを云ひ、隱居差控は隱居の上謹愼して控へ居らしむるを云ふ。

〔はためく〕鳴り響く也。

あくた殘りなく拂ひ盡しぬ、やがて昔の淸き流れになりなんとありけるが、程なく奸人等悉く罪を蒙りしと、後に傳右衛門些に語りき。かくて其年も暮て明る年の春、水戸なる郡奉行七人、其罪の科によりて夫々退けられ、其外勘定奉行、奥右筆の類ひに至るまで、是を沙汰せらる。さて新に擢でられ用ひられし人々は、山野邊兵庫（主水の嫡子にて、別に祿を賜ひ執政の數に列す。）渡邊半助（小姓頭より側用人に進み、後執政を命ぜらる。）鵜殿平七（大方渡邊に同じ、今年五月君世を遁れ給ひし時、幕府の命にて職を放たれ逼塞せり。）戸田銀次郎（文政の末目附にて罪を蒙り、職を放たれけるが、程なく小姓頭取を命ぜられ、用人側用人若年寄を歴、執政を命ぜられ、今年五月幕府の命にて職を放たれて蟄居を仰せ付らる。）武田彦九郎（文政の末使番にて罪を蒙り職を放たれけるが、程なく目附に進み、小性頭用人を歴て若年寄となり、今は大番頭を勤む。）小宮山次郎左衛門（文公武公の御代年久しく郡奉行を務め、文政の初より閑散の職にありしを、町奉行に進め給ひ、後側用人を仰せ付られ、博聞強記ともいふべき人にて、文化の初より立原翠軒と共に、東照宮の御事蹟を纂述すべき命を蒙り、半にして翠軒身まかりぬれば、次郎左衛門専ら是を勤め、天保の中つかた功を畢へ、中納言の君に獻りぬ。垂統大記と云ふ書是れなり。致仕せし後は楓軒と稱す、今は身まかりぬ。）青山量助（江戸の邸なる史館の總裁にてありしが、史館を水戸に移し給ふ時、閑散の職に移り、程なく小姓頭取を命ぜられ、後に小姓頭に擢て給ひ、弘道館教職の長を兼ね、此人史學文章に長じ、其著述する所皇朝史略、明徵錄、文苑遺談等あり、詩文の稿もいと澤にありとぞ、今は身まかりぬれども、又其子量太郎を小姓頭にあげ給ひ、教職の長を命ぜらる。）會澤恒藏（水戸の史館編修にて、總裁の事をかねたるが、文政の末、職を辭して閑散の職にありしが、郡奉行にあげ給ひ、後御用調役史館總裁を歴て小姓頭となり、弘道館教職の長をかね、其著述する所新論、豈好辨、迪彝篇、[illegible]等の書あり。）立原甚太郎（先手物頭御城付を歴て小姓頭に進む、此人書畫をもて其名高けれども、其心ばへいと清明にて、謂はゆる光風霽月にも譬ふべく、政事にたづさはらざれども、御代の初より其功いと少からず、ゆめゆめ尋常の書家畫家をもて見るべき人にあらず、今は身まかりぬ。）友部正助（文政の初郡奉行より小納戸に移りてありしを、此時郡奉行に復し給ひ、御用調役目附を歴て、今公の傅を命ぜられ、小姓頭の格を賜ふ。）酒井市之允（文公武公の御代より、勘定奉行を勤め、文政の初め郡奉行となり、罪を蒙り小普請に入る、程なく番士となりてありしを、此時物頭の格を賜りて勘定奉行に復し、後先手物頭となり、年老て仕を致す、御代の初内外の費を省きたるは此人の力多し。）田丸稻之衛門（文化の頃酒井と同じく勘定奉行を勤め、文政の初郡奉行となり、又退けられて番士となりてありしを、此時郡奉行に復し給ひ、後勘定奉行に移り、留守居物頭となり、年老て仕を致す。）山口頼母（武公の御時より郡奉行にて、文政の初め小宮山友部田丸等と共に職免されて小納戸に移りてありしが、此時郡奉行に復し給ひ、目附御用調

〔逼塞〕閉門に似てやゝ輕き士人及び僧侶の閏刑也。

〔戸田銀次郎〕名は忠敬、蓬軒と號す齊修齊昭に歷仕して政務に携はりしが安政二年震死す。

〔武田彦九郎〕名を正生、字を伯道と云ふ、耕雲齊の號を以て世人に周知せらる。

〔小宮山〕名は昌秀子實と字す。

〔立原翠軒〕名は萬、甚五郎と稱す、宗翰、治紀に歷仕す。

〔皇朝史略〕神武天皇より後小松天皇までの歷史也。

〔明徵錄〕主として家康以下三將軍の言行を錄せし書也

〔文苑遺談〕水戸學者の小傳逸事等を錄せる書也。

〔川瀨七郎右衛門〕名は教徳、川瀨教確の養子也、郡奉行を經て、天保七年勘定奉行となる

〔杉山千太郎〕名は忠亮、字は子元、致遠齋と號す、古賀精里、藤田幽谷に學び、文政四年彰考館に入り、天保二年總裁代役、同十一年弘道館助教となり、同十四年彰考館總裁を兼れ弘化二年卒す。

〔吉成又右衛門〕名は信貞、愼亭と號す、文政六年馬廻り、十一年進物番となり、此時郡奉行に舉げらる、郡を治むること十五年、秋成新田の開墾等功少からず、嘉永元年卒す。

役を歴て今公の抱傳となる、今は身まかりぬ。多田傳右衛門御側右筆より奥右筆頭取に移りし事前にいへるが如し、に小姓頭取を歴て、今公の抱傳となる、今は仕を致す。後川瀨七郎右衛門武公の御時より郡奉行を勤め、文政の後退けられ馬廻となり、又大に罪を蒙りて蟄居を命ぜられ、七年過て許されたれども、猶小普請にてありしを、此時郡奉行を仰せられ、役も祿も昔に復し給へば、人皆驚きぬ、後職を辭して京師に行き、君の姉君にませる政所夫人に仕へ、程なく勘定奉行となり、水戸に歸り、今は身まかりぬ、郡政を四郡に復せしは此の人の建議せし事にて、國中檢地の事も君よりも勵し給ひ、君をもすゝめ參らせしとぞ。杉山千太郎史館編修より寺社役を命ぜられ、後弘道館教授となり、今公の抱傳に移り、又教職となり、國史總裁を兼ぬ。吉成又右衛門進物番より郡奉行に舉げらる、此時新に郡奉行七人を命ぜらる、山口、友部、田丸、川瀨、會澤、及彪是なり、程なく七郡を四郡に改め給ひ、川瀨吉成及び彪三人に石川を加へて四人、此職を務む、後檢地の事仰せ出されける時に至りては、同僚皆移り更りて、唯此吉成のみ此職に在り。山國喜八郎小納戸より目附を命ぜられ、小姓頭取に移り、後軍用の事を司る。原田兵助奥右筆に舉げられ、程なく出て馬廻となりけるが、又寺社役奥右筆を歴て、公事奉行となる。鈴木庄藏史館編修より奥右筆となり、原田等と同じく出て馬廻となりけるが、程なく郡奉行となり、吉成と共に檢地の功を畢へて御用調役となる。今年君世を遁れ給ひ、一月許り過ぎぬれば、退けられて書院番となる。彪罪を得て潜まりし後なれば其由を知らず。深澤甚五兵衛奥右筆を勤む、調役、會澤同僚原田鈴木等一時に政府を出しかば、此人病によりて職を辭して小普請に入り、程なく寺社役となる、又勘定奉行に移る。石河德五郎書院番より物頭となり、直に郡奉行を命ぜらる、又勘定奉行となり、再び郡奉行となる、金子孫一郎小普請より徒目附行となり、吟味役奥史筆を歴て郡奉行となり、吉成鈴木と共に檢地の事を取り行ふ。今井金右衛門馬廻より奥右筆、小納戸勘定奉行用人を歴て若年寄に進み、後寺社奉行となる、今年五月六日の日、幕府の命により蟄居す。及び彪進物番史館編修より、會澤吉成と共に郡奉行を命ぜられ、小姓頭取御用調役を歴て、側用人となる、戸田今井と同じく幕府の命にて蟄居す。等これなり。其外進め用ひ給ふ人猶多かれども、こゝには御代の初二年三年の間に舉げ給ふ人のみかぞへ、心に覺えし儘を記しぬれば、御世の初めに舉らるゝ人々もれたるもあるべし。しかも大夫の子にて大夫になりし類ひは記さず、唯人才を用ひ給へるあらましを述るなり。

文武を勵まし言路を開き給ふ事

〔易〕卦爻の象によりて事物の變化する理を說ける書也後世は易經又は周易とも云ふ、五經及び十三經の一也伏羲氏八卦を作り文王これを六十四卦となし、彖辭を作りて卦毎にその義理を總說し、周公爻辭を作りて三百六十四爻につき各その象と義とを說き、孔子更に注解を加へて大成す

〔卦〕易にて六箇の算木の面に顯はれし象也、伏羲氏の作れるは乾、兌、離、震、巽、坎、艮、坤の八卦なりしが文王これを組合せて上經三十卦下經三十四卦の六十四卦となせり。

凡士農工商の四民各其業あり、士の業は文武の道なり、然るに行跡だに愼みなば、文武は左のみ勵まずともさ苦しかるまじといふ人は遁辭てふものにて、かゝる人は必ず忠孝の道にもうとかるべし。夫れ身を修め行跡を愼むは、農工商もしかあるべき事にて、士に限れる事にあらず。農工商は、夙に興き夜に寢て、其活計を營むに、士のみ肌寒の患なきとて、何事をもなさず、飽まで食ひ、暖に衣て、唯あしき事を行はざるを事足れりと思ふは、農工商にも耻づべき心なり。されば文武だに勵みなば、行跡はあしくとも苦しかるまじといへるは、大なる僻が事なれども、行跡のみ愼みて文武に怠るも亦僻が事なり。世治れる時、己を修め人を修め、君命を請て他國に使ひするの類ひ、文道に暗くして是を能くせんや。世亂るゝ時、謀を廻らし敵に克ち、勇を振ひて君の難に代る類ひ、武道にうとくして是を能くせんや。いかに忠孝の志切なりとも、其事を知らざれば、其志を行ふ事能はず。譬へば農夫の心さま美しくとも、耕作の業を知らざる時は、父母を養ふ事あたはざる如く、忠孝は士の本とする所なれども、文武の道もて是を助けざれば、忠孝の道も明かなる事を得ず。是人の臣たる者尤心すべき事なり。又人君の職は一人の智力を用ひず、衆人の智力を合せ用ひて、民を安んじ國を治むるにあり。衆人の智力を用ゐるは、言路を開くにあり、言路を開く時は、下の情上に聞え、上の惠下に降りて民安く國治る。言路塞がる時は是に引かはる事古今の例し、鏡に寫して見るが如し。易に地天泰の卦を道ある世に譬へ、天地否の卦を道なき世に譬ふ。天は上に在て地は下にあれば、天地の卦こそ道ある世に譬ふべけれど、思ふにひきかへて天地の卦を貴ぶ故は、天高くして上にありと雖も、日月の光、雨露の潤ひ、日夜朝暮に下に降り、

〔五穀〕五種類の穀物を云ひ、轉じて穀類の總稱に用ふその名目數說あり孟子の注は、稻、黍、稷、麥、菽を掲げ、楚辭大招五穀注は、稻、稷、麥、豆、麻を載せ我國にては古來米麥、粟、黍、豆を云へり。

〔中納言〕太政官にて大納言に次ぐ令外の官、相當正四位上、後世從三位となる、江戸時代には固より官ありて職なく一種の榮稱に過ぎざること他の官と同じ。

地卑くして下にありと雖も、雲霧を起し草木を長じ、其氣常に登り、天地の氣交りて萬物其中に生ずる事を得たり。然るを天は高きがゆゑに上にのみ登り、地は卑きがゆゑに下にのみ降りなば、萬物一日も其中にある事を得べからず、是地天泰地否の差別なり。天地の氣少く隔りぬれば、五穀みのらずして、飢饉の患あり。言路塞る時は、上下の情通ぜずして危亂の禍あり。天地の道は人道の本づく所なれば、人君たる者、尤も仰ぎて則をとるべき所なるべし。中納言の君世を嗣がせ給ひて、明年の正月御親ら筆を染め給ひて、國中に示し給ふにぞ、諸士各其長官の宅に參りて是を試み見るに、其御文に曰

一文武は武士の大道人々出精可致事、是に依て時々申聞けざれども出精不出精は追て可及沙汰候事

一存寄有之者は、何役にても無遠慮何れよりなりとも封書可差出事

とぞありける。文道の道に怠るまじき事は、いつの御代にもしば〳〵仰せ事ありけれども、其時々に勵みたるのみにて、程ふるに隨ひ怠りぬる習ひなるに、此度は行々いかなる御沙汰やあらんと、人々舌をふるひ我劣らじと其道をはげみぬ。言路を開き給ふ事を、政府又は監察府抔にのみ封書を出すべきに限りなば、人々おのづから物憂きわざに思ひて、意見を奉る者もまゝなき習ひなるに、此度は何れの道より奉りても苦しからずとの仰せを畏りぬれば、君と臣との間さも近き心地して、賤しき者までも聊か上を疑ふ心なく、又いかなる人より如何なる事を申上んも測り難ければ、政事をとる有司も我まゝの振舞抔する事なかりき。君には人々の封書もて下の情を知り給ふのみならず、政事にたゞさはらざる人々をも

折にふれ御側近く召させられ、左右の臣を遠ざけて、何くれの事を問はせ給ふにぞ、外さまの人を容易く召給はん事いかゞ抔と政府より申し上げけるに、人君たる者我が家臣を呼て事を尋ぬる事、何の子細かあるべき、尋ぬる事だにあらば、足輕をも召して聞くべきぞと仰ありけるにぞ、有司も口をとぢて止みぬ。彪、郡奉行にて同僚と共に水戸より召されし時、郡方の小吏なる元締をもつれ參れとの御事にて、元締等も御側近くまひのぼり、農民艱難のさま抔悉く申上げし事ありき。外樣の職さへ斯くの如く親み給ひぬれば、まして政事にたづさはる人々をや。彪、政府にありし事前後十年許りの間、執政參政を初め、目附或は郡奉行勘定奉行奥右筆の類ひ迄、御前に居並びて評議せしこと舉て數へ難し。言路を開くといふこと、古き書にこそ見えたれども、我が君の如く實に斯く道開けぬる事、今の世に類ひあるまじくと思へり。

儉素を守り給ふ事

奢侈と儉素とは國家の治亂にかゝはる所なり。されど賤き身にすら少しく心弛るみぬれば、美衣良食を願ふ、まして高貴の人は何足らはぬ事なければ、自ら奢りにつのり、或は華奢風流を好み、或は酒宴遊興にふけり、遂に國家の政事に怠り、人心ますます怨み、財用日々にちゞまりて國を危くするに至る、其例し少からず、戒めざるべけんや。されば孝經にも、上に居て驕らざると、節を制し度を謹むをもて

〔足輕〕足輕くして能く驅走し得るの意にてもと軍陣の間に使役し、射手物見等を勤めし步卒をいひ、其名旣に源平盛衰記に見ゆ、江戸時代には侍の下位にありて衛門警使雜役を勤むる職名となり、諸藩にこれを置き足輕頭ありて統率せり。

〔孝經〕曾子の門人が孔子曾子の孝道に關する問答を錄せる書、一卷也。

〔上に居て云々〕孝經諸侯章に、在レ上不レ驕、高而不レ危、制レ節謹レ度、滿而不レ溢とあり。

諸侯の孝とせり。其驕奢を戒むるゆゑん深切なりと云ふべし。中もかしこけれども、東照宮には専ら倹素を守り給ひ、うへなみぞ、と云ふ五文字、身のほどを知れ、といふ七文字をもて、常に人々を戒め給ひ、御近侍の若き者茶宇の袴を用ひしさへいたく怒らせ給ひ、又尾紀の二公に、新らしき御下帯を参らせし時、我が威公未だ御幼くして御側にましませしが、東照宮阿鶴も羨やましう思はんと仰せられ、御自ら御下帯を解き給ひて、威公に賜はりし御事抔、今の世より見る時は御倹素にすぎ給ふ程に覺ゆれども、勳功ある人々に恩賞宛て行はるゝに至りては、そこばくの國郡をも、聊か惜み給ふ事なく分ち給ふをもて見る時は、無用の費はいかにも省き給ひて、有用の備となし給ふ御心著るし。斯くありてこそ人君の倹素とは申奉るべけれ。中納言の君いたく奢侈を悪み給ひて、聊かも衣服飲食の美を好み給はず、黒木綿の御上召、棧留めの御袴君常に彪等に語り給ふは、寡人部屋住にてありし時、日々必袴を用ひし故、袴のすそいたく破れて、庭を行くに杉の落葉ひきからまりて歩み難き程の事ありき。今も倹素を守れども、其時にくらぶれば奢やすらんと、自ら戒るぞと仰せありき、難有御事なり。麻の御肩衣にて、御袴も夏は必ず麻を用ひたまひ、御羽織は夏冬ともに麁布を召され、日々の御膳も是に准じ、粗食を用ひ、御儀式事又は佳日など御菜の數多き事あれば、御側の者に分ち賜はり抔して、是彼れの御好みましまさず。三家の身として、いたく世にかはれるさま抔しては、幕府に憚りありと仰せられ、登營し給ふ時は御衣服も必ず御先格を守り給ふと雖も、別して華美の品は用ひ給ふ事なく、諸大名の富める人々登營の度ごとに、くさ〴〵の印籠抔かへ用ゆるを見給ひ、君はいつも黒くぬりたる普通の御印籠に、朱にて戸の字三ッ蒔たるをのみさけ給ふ。されども

〔茶宇〕舶來の絹布也、印度の刹兀兒(チャウル)國の名に起る琥珀に似て輕く甚だ精美、縞茶宇、紋茶宇等あり、多く袴に用ふ。

〔尾紀の二公〕尾張公義直及び紀伊公頼宣也。

〔阿鶴〕頼房の幼名を鶴千代丸と云ひしよりの親稱也。

〔棧留め〕後に云ふ唐棧也、印度の聖多默(サントメ)より始めて渡來せしより此名あり。

〔肩衣〕肩より背のみ被ひ、袖なき裘衣也、室町時代に起り、江戸時代には禮服となれり。

御腰の物は必ず正宗の御大小を帶し給へり。御幼より文雅の道をも好み給ひ、殊に哀公專ら風流を好み給ひしかば、和漢の書畫いと珍らかなる御懸物數多ありけれども、君には皆是をひめおき給ひ、御代十六年の間御座所の御床には、普通の繪師の物せる龍の二幅のみかけ給ふ。哀公の御時には、君にも御ともどもに御茶事を學び給ひしが、（朴素閑雅を旨とし、奢侈華麗を戒め給ふ事、君の著はし給へる茶對の御文にて知るべし。）御家督の後は催し給はず。されど、貴き賤きの隔なく、心靜かに打とけて物語りするは、茶の湯にしくものなしと仰せられ、大名又は幕下の人々にて志ある者、屋形に參りし時は、平常の御座所を屛風などもて假りに茶席の形をなし給ひ、いつも大根の汁かけ飯に、鷄卵の白身を月の輪の如くきり、野菜を加へたる御吸物にて饗應し給ひ、（かくいひては、昔には無造作のことのみなし給ふやうなれども、しかにあらず、彪左右の職に侍りし時、日光御門主智恩院宮など、屋形に入り給ふ時に、御饗應杯すべて形の如くものし給ひ、聊も不敬失禮の振舞なきやうにと、近侍の臣をも戒め給へり。すべてこれかれの差別を正し給ふも、是になぞらへてしるべし。）御相伴にも茶道に達せる人々はめさずして、水戶より新たに參りし不調法にて文武の談のみ好める者を召し給ひて、君自ら茶を點し給ひても、御相伴の者は其作法をもしらず、無雅のことのみ多ければ、君笑ひ給ひながら御客に向ひ給ひて、我が家の茶人は皆かくの如く侍りぬ、抔と御戲れありし類なり。中にも松平肥州（肥前佐賀城主）伊達遠州（豫州宇和島城主）眞田信州（信州松代城主）羽倉外記、江川太郎左衞門などいへる人々參らせし折には、御客も痛く議論を好めるに、主の方は君を初めとして、御側に伺候の輩には藤田主書、鵜殿平七、戶田銀次郎、立原甚太郎、靑山量助、酒井市之允、川瀨七郎右衞門及び彪が如き一癖ある者共なれど、和漢の談、文武の論抔、各居たけ高になりて語らひぬるありさま、

〔松平肥州〕鍋島直正也、齊直の子、閑叟と號す、倘ほ鍋島家は慶安以來松平を許されたり

〔伊達遠州〕宗紀の養子宗城也。

〔羽倉外記〕名は用九、字は士乾、簡堂と號す、水野忠邦に拔擢せられ納戶頭に任ぜらる、後ち職を罷められて閑居し、文久二年卒す。

〔江川太郎左衞門〕名は英龍、字は九淵、坦庵と號す、夙に蘭學を修め洋莫淵量砲術等に通ず、天保六年父職韮山代官を嗣ぎ、天保八年警備策を獻言して認められ鐵砲方兼勤、勘定吟味格等に進む、又た鑄砲に功あり安政二年卒す。

今も猶目に見ゆる如く覺えて勇ましかりき。さて衣服飲食抔の如きは、かく儉素を守り給ひけれども、飢饉を救ひ、武備を調へ、領分の田野を修め、城下に學校を設け給ふ事抔に至りては、聊も財を惜み給はず、內帑の金銀を夥く出し給へり。されば、學校の廣大なるさま、銃砲のさはに出來ぬるよしを見聞て、君はこよなく財を費し給ふとのみ思ふは、其外を知て其內をしらずといふべし。

奢侈を抑へ給ふ事

我が君すでに儉素を守り給ひ、又國中に命を下し、いたく奢侈を禁じ給ふ其あらましをいはんに、家中の諸士、慶事ある每に數多の人々寄集り、夜を日に繼て宴樂するを禁じ、衣服の華美なるを止め、其他淫聲を放ち、又端午上巳の節童男少女の祝とてくさ〴〵無益の費えありしを除き給ふ類ひ、事につけ折にふれて、其條あげて數へ難し。今其命令の一ツ二ツを左に記しぬ。

文政十二年（此年の冬天保と改元）九月水戸にて　　諸向へ

一近頃風俗奢侈甚しく都て華麗を好儉素を失ひ候段達御聽此度御家中一統綿服着用可仕旨被仰出候尤官服並熨斗目着用の儀は是迄之通相心得可申候

一諸士以上絹紬下着不苦候妻女の儀も右に准じ着用可致候且男女共七十以上太織紬着不苦候

〔端午〕端は初、午は五に通じ、月初めの五日の義なるが、五月の節重んじらるゝに及び專らその日を稱す。

〔上巳〕三月の節日也、もと三月上の巳の日に祓を行ふを云ひしが、中古以後和漢とも同三日にこれを行ふに至れり。

〔此年の冬云々〕天保と改元せしは文政十三年十二月十日也、上の十二年は十三年の誤にや。

一諸士以下輕き者都て綿服着用帶之儀は太織紬不苦候且男女七十以上太織紬下着御免被遊候
一官服之儀も右に準し麁服相用可申候
右之通り被仰出來る卯正月より御改に相成候條心得違無之樣支配末々迄可被相達事
同年同月江戸にて
一近頃風俗奢侈甚敷都て華麗を好儉素を失ひ候に付此度御家中一統綿服着用候樣被仰出候得共御國と違ひ綿服と限り候而は却而差支候向も可有之候得は御定には右不被仰出候乍然上にも御內輪に而は御麁服被爲召候御事故厚思召之處を恐察官服並熨斗目の外は御規式の節たり共綿服着用不苦候間妻女等に至迄可成丈輕き品相用可申候
但召遣の下男下女も可成丈麁服着用可爲致候
一御客有之御席に拘り候族は勿論御共御使等他へ參り候儀にても公邊へ拘り不申候節は綿服着用不苦候
一官服の儀も右に准じ如何樣の麁服に而も御用捨被遊候
右之通被仰出候條儉約專相守武器之備可成丈手厚出來候樣心掛此上心得違無之樣支配末々迄可被相達事
文政十二年十二月　江戸水戸共同じ

諸向へ

〔熨斗目〕經生糸、緯練糸にて織れる絹を云ひ、轉じて其の地にて製せる衣服を稱す、大紋、直垂、布衣、素袍、長上下等の下に着用する例也、室町時代にも正儀の時に用ひし事あるも定まれる禮服には非ざりしが、江戸時代に至り禮服と定め、士以上の格式を有する者に非ざれば着するを得ざる事とせり。

〔汁講〕客人互に飯を持寄り、主人は汁のみ出し、互に會食するを云ふ、親長卿記文明十八年の條に見ゆ、光圀宴會の華美を歎き此の講を起さむとせしが、未だ行ふに及ばず逝去せりと云ふ。

〔桃源遺事〕又た西山遺事とも云ふ、光圀の盛德事績を記述せる書、安積覺、中村顧言、栗山成信、酒泉弘の共撰にて五卷也。

〔淫聲〕卑雜なる音樂を云ふ。

〔俗箏〕胡弓を云へるならむ。

一御家中之族御用召又は祝儀事有之節親類共打寄盃事等致し候儀は不苦候得共酒宴ヶ間敷義令停止候同席並同役共祝儀に參り候族は取次へ可申述候親類而已打寄之席へ加候に付自他之人情不得止事酒宴ヶ間敷相成風儀を亂し候間懇意の者たり共申置候樣可致候

一音信贈答之儀先年より相達候族も有之候得共是以相弛み候趣に相聞候に付以來可爲無用近親又は心友たりとも相互に專ら質素を心懸不失信義而已可致候

一親類緣者へ無據振舞致し候節も膳部は一汁一菜吸物並肴一種に可限候

一平日同役一席參會之節は汁講〇彪云、汁講とは義公の語り給ふ事にて桃源遺事に詳なり。にて互に親み可申候

右之趣此度改而被仰出候違背於有之は糺の上急度可被仰付候條支配々々之末々迄無洩樣可被相達事

天保元寅正月

諸向へ

一御家中之娘等病身等の故を以箏彈候義願之上是迄相濟候得共右願濟之者たり共以來一圓不相成候條共旨相心得支配之末々迄可被相達事

但し御殿並上平馬宅に而樂之箏彈候義は不苦候り。彪云、上平馬は世々雅樂を司る家にて、今の上平兵衞是なり。さて家中の婦女にも、盲人抔は音樂ならでは心を慰むる事なきものなるに、此の如く停止し給ふは、甚き樣なれども、これを許し給ふ時は、其音樂に紛らして、三味線てふ者の淫聲を防ぐべからざるにぞ、箏をも禁じ給ふなるべし。此命令ありてより、今年迄二十九年になりぬれども、誰ありて背く者なければ、今若き男女二十歲前後の人は、俗箏三絃抔いふもの、武家には本よりなきもののやうに覺え、農商の賤しき者も、三絃など彈ずる事は耻ぬる風俗になりたるは、實に有難き事にぞありける。

〔松飾り〕正月の祝に門松を立つるは、本朝無題詩惟宗孝言の詩にあるを初見とす、後三條天皇の頃には此風既に行はれし也、室町時代に入りて竹を添ふる習生ず。

〔雛飾〕雛遊はもと上巳には限らざりしが、後ち上巳の祓の人形(ヒトガタ)と混同し、專ら此節日の飾物となれり、飛鳥井榮雅の歌によりて、後土御門天皇の頃には既に上巳に用ひしこと知らる。

〔西丸〕江戸城本丸の西南に在る一廓にて、前將軍及び世子の居所也。

同年正月松飾り等の冗費を省き給ひ○彪云、此時迄正月の飾といへるもの、いとこと〴〵敷ものにて、大なる竹に藁をもて飾り、くさ〴〵の物を結付たるを門にかけ、又門松とて、柱にもなるべき許りの松の幹を、枝ながら切りたるを、はる〴〵山林より運びて、門の左右に植る習ひなりしを、此年より門口には細きしめ繩一筋をかけ、左右には松のいと細き枝を差しこみ、其根に聊か砂を盛れるのみに改め給ふ。江戸の邸又水戸城其他所々の別館等を數ふれば、御門の數も夥しと雖も、公侯の富にては、是等の事は瑣細の費なれば、其旨有司より申し上しかども聞入給はずとぞ。都て太平の習にて御目出度とのみいふ事、高貴の方後宮などは最も甚しく、斯の如く無益の事は年々いやが上に募りぬる事を憂へ給ひ、何くれの事にも響かせん爲め、かくは改め給ふよし。同二月稻荷祭の繁華を禁じ給ひ、昔は定府の諸士少かりしかば、子弟もいと少し。されば邸中二所の稻荷も、聊か太鼓のみ打ならして祭りしを、定府の子弟多くなりしに隨ひ、いつとなく市井の祭に習ひ、其の淺間しきさまいふべくもあらずなりにければ、此年より停止し給ふ。同四月端午幟の制を立給ひ、翌年卯三月上巳雛飾りの侈を停止し給ふ。同九年戌の三月西の丸災ありければ、同閏四月に幕府より節儉の命令有けるにぞ、君大に悅び給ひ、文政の頃より此時に至る迄、世の中の奢侈甚しかりけれども、幕府より是を禁じ給ふ事なき故、君には國中の人のみ苦しめ給ふやうに、小人婦女の類ひはなきげしに、此年幕府よりも節儉の命令ありければ、初め嘆きし者も漸くに君の難有事を感じ奉りぬ。家中の諸士綿服にて營中に登る事を許し給ひ、此事幕府に聞え上しに、君と御供の家老の外は綿服を許し給へり。いよ〳〵平常無用の費を省て、武備の心懸怠るべからざる旨を被仰出、此外にも儉約を守り奢侈を止むべき由を觸給ふ事猶多けれども、煩しければもらしつ。或人曰く、服は身の章なり、されば卿太夫は卿太夫、士庶人は士庶人、各其位により貴き人は美服を用ひ、賤き者ほど麁服を用ゆるさまにてこそ、中庸の道に叶ふべけれ、然るに、君三家の貴きに備はり給ひながら、木綿の御服、麻の御羽織を用ひ給ふは、いはゆる逼下とも申奉るべき御事ならずやと、此說一とわたりは聞えたれども、猶奢侈の風に染たる心より出ぬる說なり。唐土聖人も、衣服を惡うし宮室を卑うすといふ事あり。君官服をも脫ぎすて給ひて、士庶人にひとしき衣服を召さんには、下に逼るとも申奉るべ

し。官服には先格を守り給ひて、全く平常の衣服を惡うし給ふは、聖人の敎にも叶ひ給ふべし。しかのみならず國侈る時は、是に示すに儉を以てすと云ふ古語あり。文政の末つかた、奢侈の風いと甚しかりければ、此の時に當りてなまじひの儉をもて示し給ふとも、多くの民草なびくべきにあらず。さればかく迄にも御身を苦め給ひて、昔に復さんとし給ふは、却て中庸とも申し奉るべし。或人の說は、彼の子莫の忠ともいへる如く、時を知らずといふべし。諸侯も士庶人も同じ服といへるは、今の世麻上下をもて專ら平常の禮服とすれども、後光明帝の宣ふ如く、袖なき服といふは之あるまじき事にして、かしこくも大將軍の君を始め奉り、賤き商人迄も、同じく用ゆる事いかなる故由にや、是等こそ或人のあげつらふべき事になんあるべけれ。

〔聖人の敎云々〕論語泰伯篇に、子曰、禹吾無二間然一矣、云々、惡二衣服一而致二美乎黻冕一と見えたり。

〔國侈る時は云々〕禮記に、曾子曰、國奢則示レ之以レ儉、國儉則示レ之以レ禮とあり。

〔麻上下〕諸麻にて作れる上下にて、長上下、半上下の別あり、長上下は目見以上半上下は目見以下の士庶人の通常禮服也。

婚姻養子の義を正しくし給ふ事

婚姻は萬世の爲めとありて、子孫を廣め、先祖に報ゆるゆゑよしなれば、尤も愼み重んずべき事なるに、其面貌の美惡貨財の多少によりて、嫁娶を決する類ひなきにあらず。養子といふ事は、古聞かざる所にてえあるまじきわざなれども、今の世となりては是を止むべからず。されども、其家に世を嗣ぐべき庶子弟抔あるを、癈疾抔に誣ひなし、權勢ある家又は富貴の人の子を養ひて、先祖の血脈を絕ちぬるは、淺ましきわざならずや。君御世の初貨財をもて婚姻を定むる（俗に持參金といふ。）事を禁じ、筋目人柄を擇みて嫁娶する事を諭し給ひ、諸士の嫡子なき者は、其庶子弟を立て、子弟なき者は同姓の子弟を養ひ、同姓なき

〔寡人〕寡は少也、徳少き人の意、古へ支那にて諸侯の謙稱に用ひしより擬へて云へり、禮記曲禮下篇に、其與民言、自稱曰寡人、とあり、漢の時などにも此稱行はれ、隋唐の頃にもこれを稱するもののありき、

〔順養子〕弟を嗣子として、兄の子をその嗣子とし、或は養父の末子を養子の嗣子とするなどを云ふ。

〔野田道意〕名は政徳、知足庵と號す水戸の藩士なり、傍ら茶道を片岡勘助に學びて其技を能くせり。

ものは其家の血脈他家にあるを養ひ、いづこにも先祖の血脈絶てなき者のみ、他人の子を養ふ事を許し給ふ。いにし年宍戸侯頼雄朝臣身まからせ給ひし時、其家の有司等、我が君の庶公子を養ひ參らせて、頼雄朝臣の後を嗣んと願ひしに、君宣ふやふは、寡人男子數多あれども皆幼し、殊に水戸の長倉なる松平將監は、故靱負佐頼敬朝臣の血脈にして、年も三十にこえ、文武を好みて家事よくとゝのへり、此の將監を置て我が稚き子をもて嗣がしめん事道にあらず。且幕府に對して恐ある事なりとの御事にて許し給はず。將監と宣ひしは、即ち今の主税頭君にして、其時は長倉なる松平家のぬしにてましませしを、幕府に請ひ給ひて、宍戸侯となし給ひ、さて長倉の松平家をば、其時まで庶弟にて潜まり給ひし中之助といふ人をもて嗣がしめ給ふ。先つ年、靱負佐の君身まかり給ひし時、今の主税頭の君嗣せ給ふべきを、如何なる故にや、頼雄朝臣養はれ給ひて、主税頭の君は水戸の松平家に養はれ、又松平家の源太郎てふ人身まかりし時、中之助もて嗣ぐべきを、今の主税頭の君嗣ぎ給ひて、中之助は空しく潜みたりしを、此時君の御計ひにて、何れも其の本に復し給ふぞ難有き。其外少身の中にも、野田某といふ者男子ありけれども、幼ければ他家の子を養ひて、いはゆる順養子てふものにせんと志しけるに、養子身持惡き故、公より暇を賜りて家絶するにぞ、幼き子は空しく浪人となりて、同姓なる野田道意御茶道頭といふ者の家にかゝりて有しを、君外に出給ふ途にて見給ひ、誰が子ぞと問はせ給ふに、近侍の人々ありのまゝに申し上げければ、君又道意は子ありやと問はせ給ふに、女子一人あるのみにて、男子なきよし申上る。

〔浪人〕鎌倉時代までは住地を離れて他國に浮浪せる者を云ひしが、室町時代以後は專ら秩祿を失ひて主家を去りたる士人の稱となれり。

〔文質彬々〕體裁と實質とよく調和せるを云ふ、論語雍也篇に、質勝レ文則野、文勝レ質則史、文質彬々、然後君子とあり。

〔大名〕名は名田の義、もと名田を多く領せし者の稱なりしが、武家時代には轉じて土地を多く領有し士卒を蓄へし武士の棟梁を稱し、江戸時代に入りては更に轉じて幕府に直屬せる萬石以上の武家を云ふに至れり。

君速に道意を召し、此子を養ひて世嗣にせよとありければ、道意はさらなり、御側の人々まで皆感涙をしぼりける。道意年老いぬれども世嗣なく、同姓の子は浪人なれば養ふこと能はず、心を苦しむる折から、君の御一言にて先祖の血脈もて家をつぎ、其女子に娶せて子孫榮えぬるこそ本意なれ。やがて今の野田又左是なり。浪人を養って世を嗣しむること、容易きわざに成行てはあしかりなんと思召し、かくはものし給ふよし。

定府の士を減じ給ふ事

古は武士皆山林田野の間に家居して、或は自ら耕し樵る業をなし、或は家の子などして是をなさしめ、山に狩し川に釣して、寒暑風雨を厭はず、心も猛く身も健かなりしが、中古より武士皆其國々の城下に集りしかば、なまめきたる士は上臈の如く成行て、下の情をもしらず、飽まで食ひ暖に衣て風雨にも當らず、古の武士にくらぶれば其さま弱し。されども今是を返さんこと難きのみならず、今の制度古にまさりぬること多ければ、政をする人よく古今の勢をさとり、其良法美意を施しなば、いはゆる文質彬々たる風俗となりぬべし。唯古をのみ慕ひて、今の士をひたぶるに田野に移さんと思ふは、其一を知りて其二を知らずとこそいはめ。されど今の世に、いといはれなきは、大名の家中に定府といふ者ありて、江戸の邸なる長屋てふ所に住み、寢屋の中に神棚を設け、竈の側に廁を造り、或は男女席を同うし、或

〔定府〕大名又は大名の臣下の常に江戸に在府するを云ふ、大名にては水戸家の如きこれにて、參勤交代の事なく、特に賜暇ある外は常に江戸に滯在す、また藩士には江戸詰と國詰とあり、江戸詰は即ち定府にて代々江戸に住し藩の江戸屋敷に常住す。

〔天保丙申〕天保七年也。

は壁を隔て隣人と物語りなどし、手のひらばかりなる庭に、聊かの草木をめで、生るゝより死ぬるまで其中に起臥して、自らも事足れりと思ひて世を送るぞ淺ましき。凡そ人は其すみぬる所によりて、姿も心も移りぬることは、古人も言傳へし如くにて、淺き瀬に大なる魚を生ぜず、假初の叢に猛き獸はすまざるが如し。いと狹き長屋に生れ、軒を並べ竈を連ねたる中に人となりては、自ら其心さま狡黠にのみなりゆき、物言ひ立振舞こそかしこくも見ゆらめ、剛毅朴訥ともいふべき風俗は失せぬるも理りなり。我が藩の制度、昔は諸士皆水戸に在て、一年づつ交るがはる江戸の邸に參りたることとなるに、君多く江戸にましましけるにて、自ら定府の士多くなりけれども、文公の御代までは、其職により一年の交代てふもの未だ數多ありしかば、江戸水戸の風俗猶通ひてありしを、其交代てふもの殘りなく止みにし後は、江戸の邸と水戸と他國の如くなりて、定府の人は水戸の人を田舍者と嘲り、水戸の人は定府の士を輕薄者と謗り、政事の妨げにもなりぬれば、我が君是を憂へ給ひ、いかにもして定府の士を減じ給はんと思召、折にふれ事につけ、一人二人づつ水戸に移し給ふに、其妻子の歎きかなしむ有樣、罪を得て配所に赴くが如し。天保丙申の春、君十年の中をかぎり、萬の事專ら省き約め給ふべき旨仰せ出されしとき、有司の人々を召て宣ひけるは、三家を始め諸大名江戸の邸に參りてあるは、將軍家を守護し奉り、非常を戒めんが爲なり。されば家中の士も出陣せし心得（邸中の長屋を小屋と唱へ、僕從の住所を下陣と云をもて見る時は、いかにも君の御のごとく、昔江戸の邸に交代せし者は、出陣に均き心得なるべし、今も倘小家下陣の名は殘れり。）にて、少しも忘るべからざるに、今は其かりの宿りを己が住家と思ひ、其本を忘

〔關東〕もと三關以東の諸國を稱して云へり、續日本紀天平十一年十月己卯の條に、今月之末暫往二關東一云云、壬午行二幸伊勢國一とある如き、吾妻鏡延仁二年の條に關東二十八箇とあるが如き是れ也、鎌倉時代に入りて坂東と混じ、足柄以東の地を指して云ふこと頗る多く、また伊豆を加へし例あり、江戸時代には普通坂東八ヶ國の意に用ひらる。

〔玉を炊ぐ〕物價の高きに喩ふ、戰國楚策に、蘇秦曰、楚國之食貴二于玉一、薪貴二于桂一、今臣食レ玉炊レ桂、不二亦難一乎とあり。

れぬれば、若し事有し時は女童啼き叫び家財器物など持運び、諸士の手足纒となりて忠勤を妨ぐべし。されども定府の者一人二人づつ國に移さんとする時は、人の心動き立て穏かならず。いざ一度に數多の諸士を國に移さんと仰せありけるにぞ、有司も是彼と評議に日を移しけれども、君しきりに催ふし給ひて、三月下の八日に、執政職を始め目附方勘定方奥右筆方等政事に携る職々は、殘りなく水戸に移りて交代すべき由を命ぜらる。明くる日に、頭職を始め諸士以上の人々、水戸に移るべきよしを命ぜられ、其後諸士以下なる者を移し給ひ、江戸の邸に殘りてある者も、皆定府といふ名を止め、長詰と改め（定府といへるものは、其父死するも其子江戸にありし例なれども、長詰は父死すれば子は必水戸に移り、又其職更りても國に移る習なり。）給ふ。幾年か邸中にすめる女童等は、いかなる深山の中に移るにやと思ひて、家々の歎き大方ならず。是彼の障など言ひて、一日づつも止りなんとせしが、止むべきにあらざれば、其年の夏秋の頃までに皆移りにけり。君其人々の程により、夫々黄金など賜り、又水戸の郭の西の方に當りて新に小路（櫻の小路、梅の小路、柳の小路、花の小路、紅葉の小路、常盤の小路など皆此時新に設け給ふ所なり。）を設け、屋敷を賜り、其用途そこばくの事にてありけるが、折しも其年穀物實のらず、關東の國々特に甚しく、貧き民飢を凌んとて、いやが上に江戸に寄り集りぬるにぞ、穀の價いやまし貴くなりて、彼の玉を炊ぐてふ譬に均しく、諸大名是が爲に大に苦しめり。我が邸中も先の如く、男女夥しく住たらんには、いか許りか苦しむべかりしに、さばかりの嘆きもなくて過ぎにしは、是偏に君の御決斷にて、定府の人人を減じ給へる故にぞありける。此事後より見れば、大なる業にもあらざれども、其時にありてはたや

すからぬ事にてありき。

饑饉を救ひ給ふ事

治れる世にも免かれ難きは、饑饉の憂になんありける。其患いつ來ぬべきとも計り難けれども、二三十年より四五十年の間には、必其例しあるよし識者のいへる所なり。天明の饑饉より以來、五十年許りを經て、天保癸巳丙申丁酉と打つゞき五穀實のらず、天下の青人草數萬人失せにし事、人の見聞する所なり。癸巳の事は、君初めて水戸に至り給ひし折なれば、御親ら其職々に仰せられ、貧き民を賑はし給ふ。此年八月朔日大風吹きて、領中の民家一萬二千軒餘り（其中八千三百軒は殘りなく倒れ、三千七百軒は半ば潰れぬるよし、幕府に聞え上げたりき。）或は倒れ或は破れ、目も當てられぬ樣なれば、君殊に若干の財を出して救ひ給ふ。されども五穀實のりしかば大凶年といふ許りにあらず。申の年は五月六月の頃日々空かき曇り、艮の方より冷かなる風吹來りて、其氣候二月頃のごとくありければ、五穀實のらず、天下なべて飢に惱める中にも、關東の國々いと切なりける。或日、君登營し給ふ時、御駕籠中より飢たる民の斃れ居たるを御覽じて、（三家の君出給ふ時は、其前日に其職の人々君の過給ふべき道をめぐりて、穢れたる物などありなば、巷々の辻番てふ者に其由をいひてはらひ去しむ。飢にさりがたき時は道をかへて過ぎ給ふに、人の屍はさらなり、犬猫のかばねたりとも御目にふれぬる事なき例しなるに、此年はこゝにもかしこにも、飢民斃れ居て道をかへ給ふ事もなし得ざれば、御駕籠の中より御覽ぜられたるなり、其時餓莩の多き事を知るべし。）御屋形に歸り給ひ、有司を召して宣ふやう、貴きも賤きも人は同じ人なるに、いかで飢に惱みて斃れぬるさまを見るに忍んや、我が領中の民一人た

〔天明の饑饉〕天明二年より七年まで此災あり、同二年大雨ありて關西殊に烈しく、三年は霖雨大雨打續き不作甚しく殊に關東北國に最も悲慘を極む、全國救荒の備ありて飢民を出さゞりしは水戸紀伊熊本米澤の諸藩に過ぎざりき、四年より六年までも引續き不作にて六年には關東大洪水あり、七年に至りて遂に所謂打毀の暴動起るに至れり

〔天保癸巳〕天保四年也、

〔青人草〕民と云ふに同じ、世の人の生れ出づるを草の彌益々生ひ茂るに喩へし語也。

りとも、ゆめ／＼飢すべからず。國中に米穀盡きて飢ぬるは、止む事なけれども、かたへには富める者若干の穀を蓄へながら、かたへには貧き者飢て死んとするは、政事の惡きによれりと勵し給ひ、郡奉行に御書下し賜はりて、其由を仰せ給ふにぞ、郡奉行も殊に力を盡して是を救ひ、或は稗倉（稗倉は、昔義公の始め給ふ所にて、代々の君是をつぎ給ひ、中納言の君に至り殊に夥くなりぬ。凶年の備へくさ／＼ありと雖も、米穀を蓄れば五年七年に一度舊きを出して新しきにかへざる事を得ず。人々凶年の患を忘るゝに随ひ、自ら利欲の説起り、徒に米を積み蓄へんよりは、是を人に貸し出して其利を納めなばいよ／＼米穀多くなりて、凶年の備も足りぬべきなどと言ひ出し、一いとわたりはさる事のやうなれども、後には證文の形などいふものゝみ重りて、實の米穀は乏くなりぬる類ひ、又いと拙きに至りては、凶荒の備よりもまのあたり財用乏く堪へ難く、米穀を賣て金錢となし、徒に費しすつる類ひなきにしもあらず。然るに此稗倉の法は、年々定れる額ありて、是を倉に充てぬる事にて、舊きと新きとをかゆることもなく、又平年には稗の價はいと賤きものなれば、人々利欲の説をも企てず、凶年に出して用ゆれば、能く飢を凌ぎて毒なく、百年の久きを經ても其味去らず、實に凶年に備ふる良法といふべし。此稗倉領分三里を隔てゝ、所々に數多あり。是迄幾度か飢饉の患ありしに、貧き民食を得て死を免るゝは、義公の御惠ぞかし。）を開て是を賑はし、或は富める者の貧き民を救ひたらん者には、其多少に從て恩賞を行ふべきよしを諭し、或は邪なる民、大利を貪んとて竊に穀を隱し蓄るをば是を罪し、其の穀を出し、或は貴く糶し賤く糴する類ひ、或は入穀を許し、出穀を禁ずる類ひ（我が藩には入穀の禁ありて、其法尤嚴なり。是は穀の價賤しければ、士民の難儀となる故、平年には一粒たりとも他邦の穀を境内に入るゝことを禁じ、境内より出すことは禁ぜず。さて領中穀價の貴きを患ふる時は、他邦へ出す事を禁じ、また凶年に至ては、平年に引かへ、入穀を許し出穀を禁す。其開閉によりて自ら古の謂はゆる常平の意に叶へり。是かしこくも始祖威公の定め給ふ所にして、不易の良法とすべし。すべて古の人は大體を知て制度を定むる事、後人の及ばざる事多し。政をなす人仰ぎ慕ふべき所なり。）に至る迄、殘る處なく施し給ひけるにぞ、申の年、酉の年、世の中飢て死する者多き中に、我が水戸の領内のみ一人の餓莩なきは、あり難き事ならずや。此時、君是彼れと御心をも御身をも苦しめ給ふこと大方ならず。戌の年の六月五日の日家中に示し給へる御染筆の寫、かしこくも左に記す。

〔稗倉云々〕元祿三年始めて設く。

〔貴く糶し云々〕糶は穀を出す意、糴は穀を入る意也。

〔常平〕米穀を備へ置き年の豐凶に應じてこれを賣買し米價を調節する法也、事物紀原に、漢宣帝時、數豐稔、耿壽昌奏、請邊郡以二穀賤時一增レ價糴入、貴則減レ價糶出、名曰二常平一、此其始也とあり、我國にては淳仁天皇天平寶字三年始めてこれを置き、光仁天皇寶龜四年また此法を行ふ、爾來屢々常平倉の穀を賑救せり。

〔餓莩〕餓死せる者也、孟子に、野有二餓莩一とある疏に、郊野之間有二餓而死者一と見ゆ。

〔君主は民の父母〕孟子梁惠王篇に、爲二民父母一行レ政とあり、注に、君者、民之父母也と見えたり。

〔鹿島〕常陸國鹿島郡鹿島町に在り、武甕槌命、經津主命、天兒屋命を祭神とす。

〔靜〕常陸國久慈郡靜村靜山に在り、健葉槌命を主神とし、天手力雄命、高皇產靈尊及び八意思兼命を配祀す。

〔吉田〕水戸下市に在り、日本武尊を祭る。

巳年申年兩度之凶作にて米穀も乏敷、然る處此氣候にては、此上何共難計、萬々一今年も凶作にては、國中士民の扶助如何にせんと、日夜思を苦め候。天地の變災は人の力に及び兼候得共、人は萬物の靈と有之候得ば、上下一致して人事を盡し候はゞ、其志天地に通じ、變災も甚敷に至らずして止ぬべし。假令變災止まずとも、人力を盡したる上にて、上下諸共に飢に及ぶは、天命也。君主は民の父母と有之候、假初にも國中數十萬人の父母と仰がれぬる身にて、いかで子の飢にせまるを見るに忍んや。是によりて今日より七日の間、潔齋して鹿島靜吉田等へ五穀成就、萬民安堵の大願を立候得共、日々平常の食を用候ては、恐懼の事故、我等並簾中初一同今日より日々粥を食し、上は天怒を愼み、下は民の患を救ひ度心得にて、此上何程凶年にても、國中の米穀にて我等の食物には差支無之、又粥を用候とて、其餘りたる米穀にて國中の潤にもならず候得共、重役よりはじめ國中の人我等の心を推察致し吳候て、人々心次第に米穀を餘し候はゞ、國中に饑饉の民はあるまじき道理なり。譬へば爰に兄弟十人あり、一人は富貴にて珍味美食を用ひ、二人は相應の勝手にて十分に飲食し、二人は平常の食を用ゆるに、其餘の五人は飢て死んとする時、はじめの五人は各の食を分ち、平常より少しく麁食を用ひなば、十人の命は全かるべし。我等愚なる身にても、國中士民の父母なれば、國中の士民互に兄弟同樣に思ひ、貧き者はいよ／＼儉約して、富める者の救ひを受けざる樣に心掛、富める者は我獨り富まず、一粒つゝにても餘して、世の中の人の潤になる樣心懸候はゞ、國中に飢民は有之間敷候。貴賤上下によらず、心あらんものは、夫々其所の鎭守氏神に實意を以て五穀成就の祈誓を籠め、一粒つゝも食を餘

〔花押〕名乘の字を草に略して自署の記に用ふるもの、又た押字と云ひ、後世印判に對して書判とも云ふ。

〔連枝〕千字文に、同氣連枝とあり、新注に、父母如レ樹兄弟如レ枝、同受ニ父母之氣一、故曰ニ連枝一也とあり、我國にては高家の兄弟を云ふ。

〔庚子の年云々〕天保十一年正月也。

して、一人づつも人を助んと志し候樣致し度事に候。

六月三日　　御花押

斯く告げ諭し給ひければ、家中の諸士農氏に至るまで、後に承るに、此時庶流連枝の方々も、君の誠を感じ給ひ御書の寫を其領中にしき給へるよしなれば、君の餘澤に潤ひぬる者、本藩の士民のみならずと知るべし。思ひ〳〵に麁食を用ひ、餘りある者は足らざる者を助けなどして、饑饉の患を免れぬるぞあり難き。我が封内の民、假初にも君の深き御惠を忘れず、耕し作る業な怠りそ。

國中に貸出せし金穀を棄て入るを量りて出す事をなし給ふ事

夫れ富且貴き者あれば、貧く且つ賤き者あり。されば財を借り貸しする業も自らあるべき理にて、和漢古今の同しき所なり。然れども富める者は少く、貧き者は多く、國中にて代々俸祿を知行せる人々も、十人に九人は貧きを患ふ。其故由を尋ぬるに、知行若干を領しぬれども、父祖の世にしか〳〵の事ありて、公より若干の金を借り侍り、父の代にも亦若干の穀を借り侍り、近頃何其より若干の財を借りぬるを、年々納め返しぬれば、今のあたり領する知行は、僅に若干になりぬと歎きぬる類ひ、十人が中には六七人もありぬべし。君庚子の年再び水戸に下り給ひ、偏に諸士の武備を勵し給ふに、諸士の貧きゆゑんをしろし召し、先つ年より其年に至る迄、おほやけより貸してありし金銀米穀多き寡きをいはず、

古き新きの差別なく、悉く棄て給ひて賜はりぬる由を仰せられ、扨其年諸士の知行する祿の半をば、年久しく財かりてありし人に返さしめ、猶借りたる財の殘れるは、明る年より聊かづつ年々返しぬべきことに定め給ひ、郡官市尹の役所にても是になぞらへて、國中に申下せしかば、貧き者は新に金穀賜はりぬる心地して、大に悦び、富る者はつれなきわざにも思ひけれども、公けの金穀はのこりなくすて給へるを聞て、己れのみ利を失へるにあらずと思ひて止みぬ。

天保十一年子十一月十一日年寄より

諸向へ

御家中の族勝手向相傷み非常の手當は勿論父母孝養等にも差支へ候向も有之趣入御聽御勝手向の儀も御不如意には候得共御家中の儀は御一體に被思召一統拜借の金穀多少新古に不拘此度出格の尊慮を以て一圓に被下流に相成尚又來丑年より三ケ年之間祿高に應じた々御世話被成下旨被仰出候條年限中勝手向嚴重致改正非常之手當等心掛候樣可仕旨被仰出者也

同月同日若年寄より

諸向へ

此度出格之尊慮を以一統拜借の金穀被下流に相成尚又御家中向改正の儀被仰出候に付右之通相達候條其旨可被相心得候

〔家中〕諸大名の家來の總稱也、室町時代より此の稱行はる。

〔勝手向〕生計向也、碩鼠漫筆に、粮を既くより、かつてと訛りて其のかつてを炊ぐ料なる竈の名にも轉りたるが、それより又轉りて、其竈を置く厨舍の名にさへ呼ぶ事とはなれるなるべし、粮は經濟第一の儲なれば、かつてよし、かつてわろしなど云へる、自から理にかなへりとあり。

一御勝手向御不如意の砌莫大の拜借金等被下流に相成候上は御家中借財之儀も一切棄捐に可被仰出哉に候得共相對借用之儀は次第も相違致し候條無利足永年賦被仰付候事

一貸借利分之の儀近年猥りに相成格外高利の取引有之趣相聞不相濟事に付向後一割以上の利分は御禁制被仰出候事

但町人共商用金利分之儀御構無之候

一武器引當を以て金子借貸の儀御禁制に候處近頃心得違之族も有之趣相聞不相濟事に候已後右樣の儀於有之は屹度御沙汰可有之事

此外命令ありたれども、其大要のみ記しぬ。さて此時、公の財も殘りなく捨て給ふならば、下々にて互に借貨ぬる財をもすつべき旨、仰せあらまほしきと申上し人ありしに、人の臣たる者君の賜物を受るはさる事なれども、朋友又は商人抔にかりぬる財を貰ひて悦ぶ士は、我が家中にはえあるまじ、速にこそ返し得ずとも、末長く償ひて信義を失ふべからずと宣ひて、斯くは仰せ出されぬ。斯くてもとより國用乏しきが上、莫大の金穀を棄て給ひければ、其職とも心を苦しめけるに、君兼て紀伊の南龍公國用の圖を作り玉ひ、碁盤の目をもりたり如くなるを、五色其外さま〴〵の色もて分ち、此の用度、彼の用度と定額を記し、譬へば甲の用度多き年は、乙の用度を減じぬる如くにして、領中より納めぬる金穀の中にて事足りぬるやうに定め給ふ事を深く感じ給ひ、諸々の職に仰せて年々領中より納むる所の米穀金銀の

〔沙汰〕裁斷の意也杜甫に、沙ニ汰河濁ヲ、とある注に、沙汰、以レ飾貯レ沙、去ニ其細ヲ、而存ニ其大ヲ、曰レ汰とあり、轉じて理非を斷ずるを云ふ、或は「サタ」は定(サタ)の意、沙汰は借字なりと云ふ。

〔南龍公〕徳川賴宣の謚號也、家康の第十子、慶長八年水戸廿萬石を賜ひ次第に加增し、元和五年紀伊五十五萬石を食み、和歌山城に住す、寛文十一年薨す。

〔水戶の封內云々〕水戶家は常陸三十五萬石、尾張家は尾張國及び三河美濃信濃の一部併せて六十一萬九千五百石、紀伊家は紀伊國及び伊勢の一部併せて五十五萬五千石を領す。

〔入る事を云々〕禮記王制篇に、以㆓三十年之通㆒制㆓國用㆒、量ㇾ入以爲ㇾ出とあり、又た食貨志論に、量㆓其入㆒、而出ㇾ之と見えたり。

〔世祿〕世襲の祿を云ふ。

數、山海の貢など詳に記さしめ、扨天朝幕府に捧げ給ふものを始め、諸士に賜ふ所の祿、或は宮室衣服賓客軍旅に至るまで、是れをかぞへしむるに、納りぬる金穀は少くして、出ぬる用度は多し。其故由を尋ね給ふに、水戶の封內、尾張家紀伊家にくらぶれば、其半にも足らず。されども三家並び給ひて、何事も同じさまになしつる事、これ國用の足らざる根源なり。しかのみならず、土地惡くして米穀少く、古にくらぶれば民力衰へ、田野も荒れて、貢納いよ〳〵少し。宮室衣服飮食は昔よりも質素にましませども、世の中何くれの物の價、古より一倍二倍も增しぬれば、其費多し。諸士の祿も罪ありて削らるゝ者は少く、勤勞ありて新に賜はりぬる者は多し。其他財用の足らざる故を共に申上げれば、君聞給ひて、用金の日々に多きことといかにも其理りなきにあらず。されば兎に角入る事を計りて出すことをなすにありと宣ひて、萬の事約め給ふ上にも、又一入儉約を用ひ給ひ、諸有司のさばかり勤勞はなけれども、年だに滿ぬれば祿を增し賜り、其子孫にも傳へしを改め給ひて、祿はいかばかりも賜ひぬれども、子孫に傳る事は容易からぬわざに定め、さればとて、世祿を止め給ふにはあらず、持傳へし本祿の外、加增し給ふ知行をいふなり。諸士に賜る所の俸祿何十何萬石と限り、其中にて餘れる祿あれば、必諸士の中にて功勞ある者に賜はり、一石たりとも上の用度に混じ給はず、其限れる祿みちぬる中は、有司の年を經たる者ありても、世々の祿にする事を得ず。さて醫師馬乘鷹師其他鐵砲師弓師など諸士の方技を以て仕ふる者、其初は皆人にすぐれし故、若干の祿賜はりたるが、其子孫に至ては家業をもえしらずして、徒に父祖の祿を傳る者少からず。斯の如き

類ひは悉く沙汰し給ひて、今まのあたりすぐれぬる者に賜はりぬ。辛丑の夏の頃、方技の人を沙汰し給ふこと夥しかりき。總て辭を正しく財を理し物事を改めぬる事は、古も今も好まざる處にて、いはゆる小人甚便なりとせずといふさまにて、かしこくも議り奉る者亦多かりき。七年も十年も過ぎたらんには、量入爲出の規格も定りぬべかりしを、俄に世を遁れ給ひて、御志遂げ給はぬこそ口惜しけれ。

逐鳥狩によせて武備を整へ給ふ事

君世を繼給ひしより、已に八年許を過ぎぬれば、國中奢侈の習ひも止て、專ら儉素の俗に移りぬれども、人の情やゝもすれば衣食住抔の華美を慕ふ心なき事能はず。君宣ふやう、凡そ事を省きて財を集め、家を富さんとのみ思ふは、商賣の心なり。武士の儉約は財を集る爲にあらず、無用の費を省きて有用の事に備へんが爲なり。いかに奢侈の風止みぬるとて、人馬武具の備乏しくては其甲斐なし。今天下泰平にて上下安穩なりと雖も、武邊衰へぬれば夷狄の患はかるべからず。又近年氣候惡しくて米穀乏しければ、流賊奸臣の患なしといふべからず。治まる世にも亂を忘れざるは古の明訓なり、されども泰平の御代ひたぶるに武備を整ふるは、平地に波を起すの憚りあり。我が家に傳ふる所の東照宮御遺物に、關ヶ原の戰に用ひ給ふ御品あり。二百餘年の御恩澤ゆめ〳〵忘るべからざる業なれば、いざ是より年々物具して御遺物を拜し、家中の諸士も皆物具して、寡人にまみえ、諸共に泰平を祝し奉らんこそよからめと仰せ

〔辛丑〕天保十二年なり。

〔治まる世云々〕易經繋辭下傳に、君子安而不レ忘レ危、存而不レ忘レ亡、治而不レ忘レ亂、是以身安而國家可レ保とあり。

〔關ヶ原の戰〕秀吉薨去の後石田三成等徳川家康と隙あり、慶長五年上杉景勝先づ兵を會津に擧げ、次で三成等擧兵伏見城を陷る、家康時に上杉追討の途上に在りしが變を聞きて軍を還し大阪に向はむとす、三成等これを美濃國不破郡關ヶ原に邀へ撃ち九月十九日決戰あり偶小早川秀秋東軍に内應するに及び西軍遂に混亂大敗せり。

ありける。

天保八年丁酉正月廿九日　　　　　諸向へ

御治世已來上下一統安穩に罷在候處何も其本を奉想像彌增太平を御悅し被遊度且人馬兵具等分限に應じ心掛候儀御定も有之事に候得共尙又無怠慢相嗜候樣にとの御事にて已來年々二月十二日御着具被爲召神君御遺物御拜被遊其節一同著具にて御目見得等被仰付候條其旨可奉承知事

と諸士等に申下し、其年二月十二日此日は、東照宮大將軍に任じ給ふ日にて、しかも氣候寒からず熱からず、調練抔せんにも宜き時故、この日を用ひ給ひぬ。小石川の邸の後樂園なる御庭の惣名也。琴畫亭に御遺物を飾りて、君自ら是を拜し給ひ、家中の諸士は亭の右なる芝野に屯し居て、亭の前に進み、君に見え奉る。階下に陣鍋を設け、酒を溫めたるを、近侍紅白母衣の者・長柄の銚子もて是を酌み、御肴は打鮑勝栗なり。其身柄によりて、或は御盃を賜り、或は御流を賜はりて退く。君より始め諸士步卒に至るまで、此場に出る者は皆物具して軍禮を行ひぬ。さて此日より僅に七八日許を過ぬれば、大鹽平八郎といへる者、徒黨を催し飢民を救ふ事を名として、大銃を放ち、火矢をもて大阪の市中を燒き、十九日の卯の時より二十日戌の刻一說に廿一日の丑の刻迄といふ。廣き市中に火分れて、四方八面に燒し由なれば、殘りなく鎭りしは、實に廿一日の丑の刻にもあらんか。迄黑煙天に漲り、銃聲雷の如くなりしかば、畿內是が爲に心ひしめき、關東も自ら安き心なく、大名小名俄に武器を用意ありけるに、我屋形のみ人々既に用意して、旗指物に至る迄備り、

〔此日は云々〕慶長八年二月十二日也

〔大鹽平八郎〕名は後素、中齋と號す、大阪の與力なるが王陽明の學を奉じ職を辭して諸生に敎ふ、天保七年の飢饉に庶民困苦せるを憂ひ、翌二月上書して賑給を請ひしも納れられず憤激の餘民兵を擧げ、二月十九日火を市中に放ち城代の家を攻む、民兵利あらず、竊に遁れて京都に隱れしが三月廿六日捕吏に圍まれ自刄す。

〔小名〕大名の內祿少きを云ふ。

〔指物〕旗、輪貫、吹流等凡て戰場の標幟に用ふる物を總稱す、大永の頃より此稱起る。

蓑笠をもてる者の雨を恐れざるが如き心地しければ、初めは君はあやしき事を好み給ふ抔、窃にさゝやきし者も此時に至りて君の先見の明かにまし〳〵ぬるを感じ奉りぬ。後年々に此式を行ひ給ひければ、二年三年の内に、江戸の邸なる諸士は、小祿の者に至る迄、夫々武器備れり。斯くて庚子の年、水戸に至り給ひて、家中の武備を見給はんと思召けるに、江戸の邸の式の如くなるのみにては、人々の物具身廻りの器械を見給ふ許にて、人馬軍役の用意又將長士卒指麾進退のさまを試るに足らざれば、物具したる士卒を野外に出して、進退を調練せん事を幕府に請ひ給ひけるに、やがて許し給ひければ、其年三月廿一日の日に、始て千束原といへる處にて、逐鳥狩を催ほし給ひける。治れる世に亂を忘れざるはさる事なれども、全く武備調練抔いひてはもの〳〵し、古田獵によりて兵を習はすといふ義こそよけれと宣ひ、逐鳥狩と名け、鷹狩がてらに武事を習はし給ひけり。明る辛丑の年の春は、文恭公薨じ給ひければ、其秋の長月に堀原といへる處にて催ほし給ひ、又明る年の春は千波原といへる處にて催ほし給ひしに、此原何くれの便り宜き地なれば、是より後は年々同じ原にて催ほし給ひ、御鷹を以て捉り飼ひたる雉を、年々幕府に捧け給ふ。武事を講じて御代長久を祝し給ふ御心なるべし。斯くて狩を催ほすべき日の前夜、戌亥の時の頃、各々出立て郭門の内なる屯場に至り、寅の刻許に、先鋒より押出し、巳の刻許に原に着きて陣を布きぬる樣をし、金鼓の音、砲礮の響、千軍萬馬の進退馳驅しぬるありさま、實に勇ましく、昔の物語りに旌旗翩翻として風にひるがへり、鎧の袖を連ね、兜の星を耀かし、鬨の聲矢さけび

（庚子）天保十一年なり。

（田獵）狩獵に同じ

（千波原）水戸の南郊に在り。

（兜の星）兜の鉢に設けし凸起を云ふ太刀除その他に便あり、又た勇猛の勢を添ふる爲めこれを作る、大星、中星、小星、椎形小星、いが星あり、又た白く磨きたるを白星と云ふ。

（鬨の聲）戰の初に全軍三回に亙り合圖の聲を擧ぐるを云ふ。

（矢さけび）矢を射て手答ありし時叫ぶを云ふ。

（兵八）兵器也。（物具）甲冑を云ふ。又た廣く武器をも總めて云ふことあり、本朝軍器考に又物の具といひし事は、戎具といへる義なるべし、又古にさつ物、四つ物、七つ物など云ふ事も聞えたりとあり、又た倭訓栞には、ものゝぐ、云々、物部の武具といふが約しと見えたり。

の音、山嶽も崩るゝ許り拵いへる、文をかざりたる虚言のみと思ひしに、此逐鳥狩を見ては、其勇ましき様、言葉にも述べ難く、筆にも盡し難き事、人皆まのあたり知る所なれば、委しき事は記さず。兵馬の多少、操練の作法は、國の大事なれば漏らしつ。初め一年二年許が内は家中大小の諸士、何くれと用意し聞がしかりけるが、今は物靜かになりて、譬へば農夫の鍬鎌もちて小山田に耕し、漁夫の釣竿携へて川邊に赴くが如く、各人馬引具し、兵仗整ひて、いと安かに出立ぬる事にはなりにき。大平久しければ、軍用軍法家などいふ者出來て、家々に其法を操し、物事こちたく教へなどすれども、逐鳥狩を以て是を試むるに、軍用家の説を用ひては、いたく便利惡き事少からず、物具の着用、馬の扱ひ方、器械の製作抔へにより時によい、自ら悟り明らむるぞよかりぬ。諺にいはゆる畠水練は無益の空言多かるごとし。逐鳥狩すら斯くの如し、まして勝敗死生の實地に臨むものをや。

常陸帶上卷終

弘道館を建て給ふ事

夫れ政と教と共名二つにして二つにあらず、文と武と其道異にして異ならず、譬へば水と火の如し、其冷熱の質はいたく異なれども、二つを合せざれば用をなし難し。されば、五倫の教を以て、能く人々を導き、所謂賞罰などいふ政を以て、是を勸懲し、文武を勵まし、己を治め、國を守り、亂を防ぐの道を知らしむるを、人君の急務とぞいふべき。我藩の始祖威公には、御幼きより勇威人にすぐれ給ひ、日本武尊のいさをしを慕はせられ、萩原兼從といへる人より、神道の傳を受け給ひ、義を重んじ恥を知る事を主とし給ひしかば、其時の諸士、其風に靡き、柔情卑弱の俗を嫌ひて、剛毅正直の風を慕ひしとぞ。義公尊ら威公の御志を繼ぎ給ひしのみならず、文道を重んじ給ひ、國々より文學にすぐれたるもの數名召寄せられ、世にあらゆる書ども集め、皇朝の史記（後に大日本史と云。）を作り給ひて、豐葦原の中つ國は、海外なる異國にすぐれて貴き事を初め、千早振神の御代より、天ツ日嗣、いやつぎ〳〵に幾久しく、天が下しろしめし、天地のあらん限りは、君と臣との名分、動かす可からざる故よしを明かにし、世の治亂盛衰よ

〔五倫〕君臣、父子、夫婦、長幼、朋友の間の道を云ふ、孟子滕文公上篇に使ニ契爲ニ司徒一、教以ニ人倫一、父子有レ親、君臣有レ義、夫婦有レ別、長幼有レ序、朋友有レ信とあるに因り、我國にて云ひ出でし語也、漢土の書に此稱見えず。

〔萩原兼從〕卜部兼治の第二子也、慶長十三年叙爵して豐國大明神の社務となる。

り、人の正邪善惡に至るまで、詳に著述し給ひしは、かの孔子春秋を作りて、亂臣賊子畏るといふためしに均しく、こよなき御勳と申も愚かなり。公かくまで文道を好み給へども、儒者といふ名を、いたく嫌ひ給ひ、道を學ぶものを儒者といはんには、寡人も亦儒者なりと宣ひしにぞ、我藩には、今に至るまで儒者といへる職あることなし。佐々助三郎宗淳、栗山源助愿、三宅九十郎緝明、その他文學の臣あまた他國より召したるもの、皆初大番、並物番などの組に入て、文學の職に出役せしなり。又此時まで儒者てふものは、幕府の林家をはじめ、僧體にて士大夫に齒せざりしを、君には早くこれを改め給ふ。今の世かくの如き事をなし給はんには、幕府の制度にふれ給ふなど議し奉るべきに、幕府にても我藩にならひて、儒者の薙髮を止め給ふ。いはゆる人に取て善をなすとも申奉るべし。治教文武を一つにし給ふ御志いちじるし。公朱舜水に仰せて、明國學校の規模を工人に傳へ、いと具さに小形を作り此小形、今も水戸城なる庫中にありて、文學の職これを司る。文恭公、江戸昌平の孔廟を改め造り給ふ時、舜水の傳へし小形を捧ぐべき由、文公に仰せ有りしかば、やがて是をさゝげ給ひしに、文恭公大に感じ給ひ、其小形のまゝに造らせ給ふ。享保年中のことにて、今の大成殿これなり。さて此時さゝげ給ふは、孔廟の小形のみにて、其他學校に屬せる小形猶夥し。て、時を待ち給ひしが、當時彰考館を設け給ひ、專ら國史に力を用ひ給ひしかば、學校を建つるに、御暇無くして過ぎ給ひけんと、推量り奉りし者あれども、其頃文武に名高き人出來て、百餘年の今日まで語りつぎぬるを以て見れば、學校こそなけれ、文武の教は殘る所なく施し給ふらし。其後代々の君も、文武を勵し給ひぬれども、威義二公の御時より、學校なくて過にし事故、其設絕て無かりしを、中納言の君には、御代の始よりいとせちに思召し立ちける。有司の評議まち〳〵にて、或は是を助け參らせ、或は是を諫め奉り、又助け參らする中にも、くさ〴〵の說ありけるを、君具さに聞こし召し給ひ、其善し惡しを論ひ定め給ひ、天保亥の年始て其事を起し給ひぬ。水戸城の傍なる南三の丸の間は、國の中央

〔孔子春秋を云々〕孟子滕文公下篇に孔子成春秋而亂臣賊子懼とあり。

〔佐々助三郎宗淳〕もと僧なりしが、後ち儒學を學び光圀に仕ふ、元祿十二年歿す。

〔栗山源助愿〕潜鋒と號す、もと八條親王の侍讀なりしが、後ち光圀に仕へ彰考館總裁となる、保健大記等の著あり、寶永三年歿す。

〔三宅九十郎緝明〕觀瀾と號す、光圀に仕へて彰考館總裁となり、正德二年幕府の儒者となる、享保三年歿す。

〔朱舜水〕名は之瑜明の遺臣也、萬治二年來朝、寬文五年光圀に聘せらる天和二年歿す。

なれば是を學校の地と定め給ひ、そこに住みし士大夫の宅十二區（山野邊兵庫頭、太田丹波守、石原主馬、横山甚左衛門、鳥井瀨兵衛、杉浦羔二郎、佐藤圖書、藤田繁藏、蘆澤惣兵衛、谷鏗五郎、小山齋宮、宇都宮權太郎、已上十二人に替地を賜りて移し給ふ。其替地の爲に、又地を移すもの多し。山野邊より始宅を移すもの、其人々によりて各々移徙の料を給ふ。此用度ばかりも少からざりき。）を移し、武甕槌の神を祀ひ奉り、孔子の廟を營み、文學・兵法・禮樂・書數・弓馬・槍刀の類ひ、各々其學ぶ所を授け、又馬に乘りて弓を射、銃を放つ事を習ふ所より、士卒を集めて、進退を習はしむる場に至る迄、其中に設け、弘道館と名け給ひ、（國史を修むる彰考館をも、この中に移し給ひ、又醫學天文學の寮を設け、又文武の藝試み給ふ所に、遊於藝といふ額を扁し、御座所には至善堂と扁し給ふたぐひにて、其所によりて名を命じ給ひけれども、其總名は弘道館と云ふ。）青山量助延于、會澤恒藏安、二人を擧て、小姓頭（小姓頭は、小姓頭取、並小姓、小納戸等の頭なり。國中にて布衣以上の職なり。此時有司は、此の二人に、布衣以上の格を賜て、教職を命ぜらるべき旨申上しを、君宜ふやう、治と教と有司と學者とは、動もすれば二つに分るゝ患あり、格のみ授くれば後には醫師などのやうに成行くべし。されば二人に小姓頭を申付、有司と事を共にし、學校の事を兼れる樣になしてこそ、義公儒者を設け給はざる遺志にもかなふらめと宣ひて、二人共に小姓頭を仰せたもふ。）となし、弘道館教授の長を命ぜられ、其他文武の士あまた擧て、各々その職を命ぜらる。斯くて辛丑の秋、文武の教場粗出來ぬれば、假りに是を開き給ふ。今の世にては、見る人聞く人、皆知る所なれども、百千年の後を慮りて、其あらましを左に記す。

天保十二年辛丑七月十五日年寄より

諸向へ

御家之儀は公邊の御羽翼天朝の御藩屛に被爲在候間隨て御家中の族も一通に心得候而は不相濟候處面

〔武甕槌の神〕又た建御雷神に作る、天尾羽張神の御子也、天孫降臨に先んじ天照大神の詔を奉じて出雲に下り、大國主尊及び事代主神に說きて國土を献せしめ次で諸族を平定して還り給へり。

〔至善堂〕館の西北に在り、國主の燕息、諸公子會讀の場に充つ。

〔辛丑の秋〕天保十二年八月也。

〔天朝〕朝廷を云ふ　唾餘漫筆には、天朝とは屬國の君臣己が國の朝廷に分たむ爲め宗主國の朝廷と呼ぶ尊稱也　今日我が朝廷を天朝と稱するは不祥の語なりと見ゆ。

〔舍人親王〕天武天皇の第三皇子也、文武の朝親王となり、養老二年一品に進まる、天平七年薨御、淳仁天皇の朝崇道盡敬皇帝の追尊を贈らる。

〔書紀〕日本書紀也神代より持統天皇までの正史にて全部三十卷、元正天皇養老四年舍人親王及び太安麿等敕を奉じて撰す。

〔大直日の神云々〕神代卷に、伊弉諾尊、云々、至筑紫日向小戸橘之檍原而祓除焉、云云、因以生神號曰八十枉津日神、次將矯其枉而生神號曰神直日神、次大直日神とあり

五行などに附會し、或は陰に儒佛の意を取りて設けたる神道にあらず。天地の始より、明宮（應神天皇）御代まで、異邦の教未だ渡り來たらぬ時のさまこそ全く皇朝の道なるべければ、其御代々のさまを、神道と見給ふなり。異邦の道だに渡り來らずば、神道と名くる迄もなき事、（されば御記文の始には斯道とのみ記し給へり。）なれども、漢天竺の道渡り來り紛らしき故、止事を得ず神道の名は起りけん。（舍人親王書紀にも、用明天皇以前には、神道の文字なきにていちじるし。）されば、神道といはんにも限るべからず、或は皇朝の道、或は大和の道、又皇道大道などいはんもさる事なるべし。近頃世に古學者てふものいできて、是等の事は明かに成りぬれども、古學者はいたく漢土をそしり、孔子の教など露計りも用ひず、唯神代の道のまに〳〵ものするを宗とし、善事は大直日の神、惡事は八十禍津日の神のしわざと定めつゝ、己が私智を用ゆる事をいたく嫌ひぬれども、其弊に至りては、神の道のまに〳〵といひながら、皆己れ〳〵が私智のみ用ゆるわざに陷るぞ歎かはしき。皇朝の風俗萬國にすぐれて貴しと雖も、文學を初め萬事の開けぬるは、漢の勝れぬる所なり。其勝れたる處を取りて、皇朝の助とせん事何の耻ることやあるべき。銃砲は西北の夷狄より渡りぬるものなれども、是を取りて用ゆる時は、夷狄を防ぐべき良器なり。漢土の教を取りて用ゆる事これに同じと我が君常に宣ふは、御卓識と申すべし。されば漢土に限らず、よき教だに有らば、南蠻北狄の道をも用ゆべきやといはば、是又大なる僻事なり。夷狄の人は其智巧深くして、天文の考、銃砲の製など、甚だすぐれたり。譬へば蠶の糸を吐きて繭を造るさま、其細かにて美しき事人智の及ぶべきにあらず。鵜鷹の魚鳥をとる勢

（一向宗の亂）一向宗は長享二年一揆を起せるを初めとし、爾來屢北陸に烽起し諸侯を惱ませり、永祿六年九月に至り三河に一向宗徒擧兵、其勢猖獗なりしが、翌年二月に至り遂に勢屈して家康に降れり。

（本地垂跡）奈良朝時代より僧侶によりて說かれ、同時代の末葉より平安朝時代には益々行はれ、延曆の頃宇佐八幡大神に大自在菩薩の號を奉りしを始め諸神に菩薩號を贈ること多く、又た神前にて讀經する風をも生ずるに至れり。

（佛法渡り云々）佛法の渡來は欽明天皇十三年十月也。

人力のなすべきにあらず。されども是を使ひ用ひて、衣食を營むは、人の勝れたる所以なり。然るを人の智力、鳥蟲に及ばずといひて、鳥蟲の行を成さんは、愚かなる事ならずや。夷狄の人、智巧はすぐれぬれど、其の教に至りては禽獸の道、人に用ゆ可からざるが如く、皇國に用ゆ可からず。唯漢土のみ土地も近く風氣も似よりたれば、其道適はし用ゆべし。漢土にて忠孝といふ事を、皇國の人用ゆれば、我君我父母に忠孝を盡す事に成りぬべし。其他彼邦にて先王といへば、我は神皇といひ、彼國にて昊天上帝といへば、我は正しく天照大御神とかしこみ奉る類以て知るべし。然るに南蠻北夷の教は專ら其本尊を貴び、其の道を弘むる國々の人にも、必ず其本尊を拜み敬まはしむ。されば其道に迷ひぬる人は、我君父よりも本尊を貴び、宗門の爲には君父にも弓を彎に至るもの少からず。其禍參河の一向宗の亂にてもしるべし。しかのみならず、皇朝は神を尊む風俗なれば、ひたすらに佛をのみ尊びては、人の心を攬り難きことを悟りて、穢はしくも本地垂跡といふ說を設け、何神の本は何佛なり、何佛は跡を垂れて何神となり給ふなど、大虛言を言ひ出して、天竺を本とし皇朝を末とし、又漢土の教も捨て難きことをさとり、聖人の道記せる書を外典と名け、佛書をば內典と名けて天竺を內とし漢土を外とす。いと惡むべき事のみたくめるを、千年餘の今日迄佛法渡りてこのかた、今年天保十五甲辰の年まで、千二百九十三年になりぬ。已がまゝにはびこらせぬるぞうたてき。さて、斯く邪なる教のはびこれる故由を思ふに、神の道衰へて大和魂失せぬればなり。譬へば人の元氣衰へぬれば外邪是に入て病をなすが如し。神の道は大和魂の本にて、皇國の元氣なり。されば其元氣を本とし、風土

〔敷島の〕大和の枕詞也、崇神欽明二帝の都し給へる大和國磯城郡磯城島（シキシマ）の地名に起り、大和國の枕詞となり、轉じて我國の枕詞ともなれる也。

〔科戸の風〕唯風と云ふに同じ、風神級長戸邊（シナトベ）命に因みて云ふ、神代卷に、一書曰、伊弉諾尊與二伊弉冊尊一共生二大八洲國一、然後伊弉諾尊曰、我所レ生之國、唯有二朝霧一而薫滿之哉、乃吹撥之氣化爲神號曰二級長戸邊命一、亦曰二級長津彥命一、是風神也とあり。

の似よりたる漢土の教をとりて、大和魂を助け、忠孝の大節明かならしむれば、彼の夷狄を本とし神國を末とし、如來菩薩などいへる異國人を尊びて、まのあたり大恩を受けたる君父を忘るゝが如き不忠不孝の邪教は、攻めずして自ら衰へぬべし。古學者は漢土を惡み、世の儒者も本を捨て末に隨ひ、内外の差別を失へるを矯んとの心より起りし業なれども、神皇の道と漢土の道とは、雪と墨との色を異にするが如くならんにはさもあらめ。其色濃きと淡きの違へるのみにて、色は同じ事ならんには、漢土の道を護ると思ひながら、神皇の道を護りぬる事もいで來て、いとゞさへ衰へぬる神の道も、更に廢りぬ可し。されば神皇の道に背きて、漢土の道に隨ひぬると、漢土の道を取りて、神皇の道を助けぬるとの差別知らずんば有る可からず。世にもてはやす讀み人知らずの歌に、敷島の大和錦に織てこそ、から紅の色もはえあれ、ある人の曰、此御歌はかしこくも、光格天皇の御製にて、儒道を讀み給ふ所なり。此外に神道をよみ給ひしは、雲霧を科戸の風にはらはせて、高天の原の月ぞさやけき、と承ると語りき、誰のよみしにもせよ、いと目出度ことゝ覺えしに、或人の物がたりの如くならんには、あり難きと申さんも餘りある御事なり。といへるは、實にいみじう詠まれたり。此等の事我君常に厚く志し給ひ、いにし年家中に諭し給ふ告志篇にも、其荒增を述べ給ひ、彪等もしば〳〵仰を蒙りぬれば、詳にいはんには猶種々の論あれども、事長ければ漏しつ。武甕槌の神は武神にてまします、文武の學校に武神をのみ祭り給ふはいかゞと疑ふ人もあらん。是は深き思召あることにて、親く仰を蒙むれるものにあらざれば、其由を知る可からず。君の仰に漢土の學校は、必ず孔子を祭る、孔子は聖人にて人の標準とする所なれば誠にさる事なり。されども神國にて孔子をのみ祭らんには、神皇の道を捨て漢土に從ふ

〔吉備公〕國勝の子眞備也、靈龜二年遣唐留學生となり天平七年歸朝、諸官を歷任し、天平神護中正二位右大臣に至る、寳龜六年薨ず。

〔延喜式〕朝廷年中の儀式、百官臨時の作法、諸官の事務其他國々の恒式を記せる書也、延喜五年藤原時平等醍醐天皇の勅を奉じて撰を始め、延長五年完成す。

〔大夫〕卿の下、士の上なる官名、上下の二別あり。

〔大成など云々〕資治通鑑綱目元成宗大德十一年の條に制加二孔子號一曰二大成一とあり。

に均し。神は斯道の本にて、孔子の教は斯道を助け弘むる爲なれば、先に神を祭りて道の本を崇め、次に孔子を敬ひて此道のいやまし盛になりぬる由を示すべし。ある諸侯の國にて、學校に吉備公と菅公とを祭りしと聞く。一とわたりは聞えぬれども、何れも漢學を弘めたるのみにて、道の根本とはいひ難し。殊に菅公は忠誠の人なれども、吉備公は識者の譏りを免れ難き人なれば、かた〴〵事足らぬわざなり。斯道の源はかしこくも、天祖皇孫より起りて代々の帝を歷て、ます〳〵明かになりぬれば、神國の學校にて、神皇を崇め奉らんこそ孔子の道にも叶ふらめ。されどそれは天朝にて學校を修め給はん時の事なり。人臣としては天子を祭る可からざる事、聖人の禮にて、延喜式にも其事あり。神皇の大業を助けまゐらせし神を祭りなば、源に遡り本に報ゆる道にも叶ふべし。我常陸なる鹿島の神は、皇孫降臨し給ふ時、大功ありし神なれば、いざ此神の御靈を鎮座しめ侍らんとの仰にて、武甕槌神をば祭り給ひぬ。さて孔子の廟を營み給ひけるに、先聖至聖大成至聖文宣王などいへる文字をかきてあらまほしき由、申上し人有りけるに、魯國の大夫にて、千百年の後まで世に貴ばるゝは、聖德ましませし故なり、何ぞ後人の稱號を用ひん。大成などいへるは蒙古の主の捧げし號なれば、孔子の心にもかなふまじと仰られ、その職の人々に計り給ふに、いかにも孔子とのみ有りて、孔子の德は尊く有りなんと申上しかば、御自ら神牌に孔子神位と記し給ひぬ。君の御心知らざるものは、いとあやしく猛き事のみ好み給ひて、御心のまゝに物仕給ふと疑ひ奉り、種々の流言など行れて、禍に逢ひ給ひぬれども、是等の事にて、君の物

事深く愼み給ひて、道を重んじ禮を守り給ふ一端を知り奉るべし。君幼きより諸々の武技を好み給ひ、強弓を彎き、悍馬に乘りなど仕給ふ中に、わきて銃砲に勝れ給ふ事人皆稱し奉る所なり。しかのみならず、大銃の製造より、車架火藥彈丸の便利、發放の遲速、遠近の法則に至る迄、悉く心を潜め考へ明め給ひしかば、其職なるものも、君の御工夫に感じ奉り、人君の御身には、いと巧に過ぎさせ給ふ許りにませしが、學校の武技は、專に刀槍の二つを本とし給ひて、武士の勇氣を養ひたまへり。されば刀槍に勝れたる者は、他より新に召寄せられたれども、其他の技藝を以て新に仕ふるもの無かりき。學校出來て後、諸士の子弟文武の藝能進みぬる者は、年々に物賜りて是を賞し給ふも、多くは刀槍を勵みぬる人なりき。又怠りて學校に出る事稀なる人々を、年々擇びて過詰といふ事を仰せ給ふ。是は去年怠れる日數を、今年償はしむる事なり。此過詰の人々は、學問と刀槍のわざのみ學ばしめけるにぞ、惰弱なるものは其苦みに堪へ難く、罪蒙むれるより恐懼りて怠る人少かりし。抑神國の武勇萬國に勝れ、中にも槍刀の術の強く銳きこと、蠻夷戎狄等の企て及ぶべき所にあらず。千早振神の御代より、十握の劍、八尋の矛もて、あらぶる敵を平げ給ひ、近き戰國の世にも、何本槍幾振太刀などいひて、武功を顯はしせが、治れる世となりて、其術大に衰へたれども、近き頃いと盛になりきて、今の世の如く、刀槍の藝盛なる事昔よりためしある可からず。是試合といふもの始り、實用をはげみ勤むるに因て、人の膽氣定り、筋骨堅く賴母敷、其技精絕なるゆゑんなり。古戰場にて槍太刀もて功名せし人、舉て數へ難しと雖も、大方は其術を得たる人について、其あらましを學びたるのみにて、戰場に臨む

〔神國〕神の創造し統治し給ふ意也、大日本は神國なり、天祖始て基を開き日神長く統を傳へ給ふ、我國のみ此の事あり、異朝には其の類なし、此の故に神國といふなりと見えたり。神皇正統記に、

〔十握の劍〕刀身の十握り許りなる劍を云ふ、書紀神代卷に多く見ゆ。

〔八尋の矛〕矛の長さ八尋なるを云ふ大國主尊これを以て天下を平げ給ひ景行天皇の御宇日本武尊御東征の際この矛を與へ給へる由古事記に見ゆ

〔眞陰流〕天野傳七郎忠久の創めたる劔術の流派也、忠久は水戸藩士眞野文左衞門につきて愛洲陰流の劍法を學び妙旨を得、後ち眞陰流を興す。

〔種田某〕通稱は平馬、大島高賢につきて槍術を學び別に種田流を立つ。

〔大島流〕大島吉綱及び其子高賢の創めたる槍術也、吉綱、加藤清正及び德川頼宣に仕へ槍を以て名あり、其の子高賢父業を傳へ門人多かりき。

度毎に、自ら其業を鍛錬せしなるべし。太平の世となりては、戰場に向ふ事なしと雖も、元和寛永の頃は、人の心猶荒敷、やゝもすれば眞劔の勝負を試みぬれば、其術に勝れし人ありしも理りなり。其後世間士風日々に弱くなりしのみならず、君のために敵に勝つ事を習ふわざのために、身を捨るは人臣の道に非ざれば、眞劔以て勝負を試る事絶えて止みにけり。かくて家々に其流派を定め、同じ流派の中にて試るも、十分に戰ふ事あたはざる故、先づは格法のみ學びて、兒童の戯の如く成り行きて、刀槍の術衰へぬ。百年餘りこのかた、面に胴といへるもの出て來てより、其わざ日々に强く成りぬ。此面小手を劍術に用ひしは、眞陰流より始れりとぞ。さて面小手などもて身を防ぐは怯き事なり、素肌にて木刀刃引もて勝負を試るこそ勇ましけれといふは、皆格法修業に泥める故なり。木刀刃引もて試るは、猛きやうなれども、十分に打出せし太刀に中りなば、立所に命を失ふべし。七八分に打出したりとも、大疵を得させ片輪ものとなるべし。實の敵ならばよからめ、朋友の間には仕得ざるわざなり。されば互に疵を蒙らせじと、二三分の力をもて輕く打出事になりたり。初學の人、手あらき事あるをば、斯く打てば無理なり、突出すは流法の禁制なり抔戒む。是あたら力のありながら、婦人小兒の如きわざとなる、淺ましき事なり。それ十分の力もて打出す勢と、二三分の勢とは、譬へば忘るゝばかり引き絞りて放てる矢と、二三寸彎きて放てる矢の如し。二三寸引て放てる矢も、一反二反にとゞきて、中りになるもあるべけれども、日々に是れを習ひ、百發百中の妙に至りしとも、何の益かあらん。されば木太刀刃引の勝負は、其名のみ强くして其實は弱し。是に由て、竹を削て皮袋に入れたるしなひといふものを用ゆ、このしなひも、堅剛に製すれば木刀に均しき故、いやが上に竹を細かにわり、柔皮又毛皮にていかにも柔脆に製する故、七八分の力を以て持出ても、疵は蒙らせざれども、其しなひ輕き故、打出す太刀も心に任せず、とめぬる太刀も打こし抔して、眞劔には似つかはしからず、譬へば麻がらを矢として弓を學ぶが如し、これ又何の益か有ん。抑面小手胴を用ふれば、堅剛に作れるしなひもて頭目手腹を嫌はず十分の力にて打出し突出しする故に、其わざ鋭く、手足身體も鍛ひたる如く堅まり、雪霜の中に汗を絞れる許に戰ひぬれば、氣息も長くなりて、終日戰ても疲れざるに至る。初學の者は、徒らに飛び踊り、みだりに打たゝくやうなれども、其中に自らさとりて妄りに身體をも動さず、動かせば必敵に勝ちたやすく打出し突出す事をせず、打出せば必敵に當り、明に勝負を決する如くなりてこそ其術に勝れりといふべけれ、かの格法に泥める者は、始めより名人上手の藝を敎へ、人を死者になし、古人のいはゆる合圖の兵法にて、人に勝んと思ふは危き事なり、槍術も都て是に同じ。種田某といふ者、大島流を學び、一派を開きしより、其技精絶になれりときく。我藩にも、昔は刀槍の上手もありしが、格法のみに成行て、人々是を守り、見識ある人すら試合の術を忌み嫌ひける、故に文化の頃より志ある者二人三人、世の譏りを顧みず、試合劔術を學び、文政の末に至ては漸く弘りたれども、兎に角に妨ぐる者多かりし。君の御代に至りて、試合のみまなぶことになりぬ。年々に試合行はれて、今弘道館の劔術三流、槍術三流、專ら試合のみ學ぶ事になりし。格法と試合の得失など今は三尺の童子といへども是を知れる如くなりぬれども、衰へるは易く始むるは難きわざ故、其本を思ひて勵み務むる事を心して記るしぬ。

つら／＼世の樣を見るに、小家には大方試合弘りたれども、大藩には弘り難し。こは國々に舊き劍槍の

家ありて、門人も多く、殊に大國は舊格を守りぬる故、惡しき事にも移られざれども、又よき事にも移り難き勢あるべし。されど近頃大藩にも試合日々に行はれ、奥州の槍術者を九州に招き、家中の諸士をして弟子たらしむる諸侯ありと聞く、いと感ずべき事なり。物盛なれば衰ふる習ひにて、今の世試合盛んになりたるは喜ぶべき事なれども、其試合にも又弊なき事能はず。是に由て試合に勝ぐれたるものは、その弊を見て後には格法のみ教ふるに至る。其人は既に試合に勝れたるにて、いよ／＼理を究むる故よけれども、其弟子よりは又格法のみに泥みて實用を失ふ類ひ無きにあらず。近頃は試合に勝ん事のみ工夫して、四尺五尺に餘るしなひを用ゆるものあり。是れ等やがて劍術の衰ふる始めといふべし。實用を事とする者は心せずんばある可からず。我藩も今は專ら刀槍の試合行はれ、殊に弘道館出來ぬる後、鬼の子の如き少年むれ／＼出でくるぞ心地よき。おほよそ神國に生れし人々は、一人づつも大和魂を礪き、一人づつも猛きわざを學び、邪なる敎へもて誑かさるゝとも、露だに心を動かさず、おほけなくも穢はしき夷狄の寄せ來らん事有らんには、煙の下より一さんに馳せ入り、八尋の矛、十握の劍、思ふまゝに打振りて、彼の鼻高く眼入たる奴ッ原、一人も殘さぬ許りに憂き目見せたらんには、いかに心地よきわざならずや。少年の人々、假初にも君の御志を忘れず、大和魂をみがきて槍太刀のわざをな怠たりぞ。

朝廷を尊び幕府を敬ひ給ふ事

かけまくもかしこき朝廷は、千早振神の御代、天祖天照大御神の言依し給へるまに／＼、皇孫命天降まして、豐葦原の中つ國しろしめし給ひてよりこのかた、三種の神器傳へ給ひ、天日嗣いやつぎ／＼に

〔おほけなく〕身の分に過ぎたる意也

〔かけまくも〕言葉に掛けて申さむもの意也。

〔千早振〕神の枕詞也、逸速（イチハヤ）ぶるの義にて、神の勢あるを云ふ。

〔天祖云々〕神代卷に、因勅皇孫曰、豐葦原千五百秋之瑞穗國、是吾子孫可王之地、宜爾皇孫就而治焉、行矣、寶祚之隆、當與天壤無窮者矣とあり、皇孫は天津彦々火瓊々杵尊を申す。

〔呉竹の〕世の枕詞也、呉竹の節（ヨ）と云ふ意にて掛く

〔吹く風云々〕太平の樣に喩ふ、論衡に、太平之世、五日一風、十日一雨、風不レ鳴レ枝、雨不レ破レ塊とあり。

〔楠子の墓云々〕元祿四年佐々宗淳を湊川に遣しこの碑を建てしむ、碑面に光圀の筆にて嗚呼忠臣楠子之墓の八字を刻し、碑陰には朱舜水の撰文を刻す。

〔齊明盛服〕齊明とは物忌して心身を淨め愼むを云ひ、盛服とは嚴かに衣裳するを云ふ、中庸に、齊明盛服、非レ禮不レ動とあり。

つぎ給ひ、久方の天あらがねの地と諸共に、幾久しくさかえ給ふべきためしにましませしは、およそ神國に生れぬる人々仰ぎ奉りて、我々が遠つ祖より初め、幾千年か朝廷の恩賚蒙りし事を思はずんばあるべからず。しかはあれど、明けき日の光をも浮雲立蔽へるが如く、奸賊起りて一天の君を蔑如し奉る例し無きにしもあらず。呉竹の世には、さま〴〵の禍事ありて、幾度か治り幾度か亂れ、應永の後に至りて、天下の亂いと極りぬるを、東照宮起らせ給ひ、萬の青人草の水火に苦しめるばかりなりしを救ひ給ひしかも、朝廷を尊み奉りて、御身はいたく謙遜し給ひ、二百年餘り今日迄、四海波靜にして、吹く風枝を鳴らさず、人々安く樂みて世を渡りぬる事、偏に幕府の德澤なれば、今の世に生れし人、幕府を敬ひて東照宮の恩澤に報い奉らずんばあるべからず。我義公深く此理りを明かにし給ひ、常に宗室を敬ひて朝廷を尊びぬることを宗とし給ひけるにぞ、大日本史を述べ、禮義類典を纂め、又楠子の墓に石ぶみ建て、忠臣の心を慰め給へるなど、人皆仰ぎ奉る所なり。我屋形に天拜といふ式ありて、そは年々正月元日の晨、殿の前なる廣庭に敷物設け、齊明盛服して、遙に京師の方に向ひて遙拜し給ふなり。（されば俗に御遙拜とも稱ふ。）又勅使を三家の屋形に下し給ふ時、我君のみ時刻を移さず、御自ら、勅使の旅館に至りて、その辱き事を述べ給ふ。是皆義公の始め給ふ所にして、代々の例しとなれり。中納言の君深く其遺志を心し給ひ、幕府を敬ひ、天朝を尊みて、忠孝の義を明かにせん事を人々にも語り給ふ。（告志篇、弘道館の記などにてしるべし。）抑神武天皇より始め奉り、代々の山陵其地だにさだかならず、或は深山の苔に埋れ、或は荒野の叢にまじり

〔古事記〕神代より推古天皇までの正史也、天武天皇修史の御志あり、稗田阿禮をして撰し給へる舊事を誦習せしめらる元明天皇和銅四年に至り博士太朝臣安麻呂阿禮より聞き取りて本書を作る、三卷あり。

〔先帝崩じ云々〕天保十一年十一月十五日光格上皇崩御せられしを申す。

〔辛丑の夏云々〕天保十二年五月政治革新の令を出せしを云ふ、文化文政以來弊政百出し風俗頽廢せり、老中水野忠邦夙に改新の志ありしが此年家齊薨去を機とし新令を發して諸弊を矯む、天保の改革これ也。

て、拜む人さへ絶えて無き事をいたく歎き給ひ、怪き賤が男だに其先祖の墓とあれば、草取り苔拂ひ杯して敬ひ祭るわざなるを、一天の君の山陵かくまでに成りぬる事、明時の耻なりと宣ひて、古事記より初め、諸々の書籍を考へ給ひて、御自ら物に記し給へるさまを見奉りぬ。其事幕府に申給へるならんと測り奉れども、幕府も其儀に同じ給ひて、時を待ち給ふにや、はた障りもありて始め給はぬにや。庚子の年、先帝崩じ給ひしにも何事やらん書き綴り給ひて、殿下にも幕府にも御書おこし給ふ。都て國中の事は有司に謀り給ふ故、思召も顯はれぬれども、天下の事、幕府に申し給ふ類ひ、御自らものし給ひて、露だに人にもらし給はねば、其悉き事を知る可きやうなし。唯是彼と推測り奉るになんありき。さて江戸にませし時は月々登營し給ひて、將軍家に見え給ひ、日々御守殿（御養母峯壽院夫人の住み給ふ所。）に參り給ひて、何くれと孝養を盡し給ひけるが、庚子の年より水戸におはしまして見給ふことなし得給はねば、朝な朝な必禮服し給ひて、遙か江戸の方に向ひて將軍家を拜み給ひ、又御守殿を拜み給ふ事一日も怠らせ給はず、辛丑の夏より、將軍家くさ〴〵正しき政被仰出しを聞き給ひて、深く悦び給ひ、江戸の邸より幕府の命令告げ來る度毎に、諸有司を召して、且喜び且勵し給ひ、又卿か幕府の政弛みぬるなどいふ風說を聞き給へば、いたくうしろめたく思召して、御心を惱まし給ふ事、國中の事を憂へ給ふに異ならず。かくまで忠孝の御心厚くましますを、昔には幕府を憚り給はざるやうに譏し奉る人もありしなんかし。そは義公よりこのかた、朝廷を尊び給ふ御家風のみ聞えて、幕府を敬ひ給ふ事を知らざる故ならん。忠孝は其本一なり、（忠孝不兩全などいふは、後の世に言出せることにて、不孝の子は忠臣といふべからず、不忠の臣は孝子といふべからず、事長ければ爰にいはず。）幕府を敬ひ給ふは孝

を東照宮に竭し給ふ所以、天朝を尊び給ふは忠を天祖に竭し給ふ所以なり。然るに世の書讀める人さへ、この理りを明にせず、國學に泥みぬるものは、やゝもすれば關東を輕んじ、漢學に迷へるものは、朝廷を尊ばず、甚しきに至ては、代々の將軍家を指して王と稱し奉るものあるに至る。是幕府を誣奉るにひとしく、大なる僻言なり。柴野彥助畝傍山の山陵に詣て作りし詩を、文恭公の御覽に備へしに、陪臣無位柴邦彥と書たるを、公怪み給ひし時、白河の少將（松平越中守定信朝臣。）御側に在りて、朝廷に向ひ奉りては定信等皆陪臣なり、まして彥助如き無位のものをやと申上しかば、公悅び給ひけるとぞ、かくありてこそ、幕府の盛德ますく天下に弘まりぬべき事になん。

夷狄の禍を慮り給ふ事

かしこくも橿原の天皇、あらぶる敵を平け給ひ、神武の御威德を以て天が下しろしめされしよりこのかた、皇朝の威、世に類ひなく、礒城島宮の御代には任那國より貢をさゝげ、豐浦宮の御代には韓國まで打平け給ひ、皇子には豐城入彥命、日本武尊ましまし、將軍には坂上田村麻呂、阿部比羅夫などいへる人々ありて、四方の隅々まで靡かぬ草木も無く、まつろはぬ夷狄も無かりしが、弘安の年に至りて忽必烈といへるもの蒙古より起りて、漢土を奪ひぬる勢につのりて、おほけなくも神國を攻めんと計りしを、鎌倉の執權北條時宗が計らひにて、蒙古より捧げし使の首を刎ね、まさしく忽必烈を敵になしぬるさま

〔柴野彥助〕名は邦彥、栗山と號す、程朱の學を說へて阿波侯に仕へ、天明八年幕府に聘せらる、文化四年歿す。

〔定信朝臣〕松平定邦の養子也、天明三年襲封、七年老中となり弊政を改革す、寛政の改革これ也、文政十二年卒す。

〔礒城島宮の御代〕宮は崇神天皇三年定め給へる大和國城上郡の皇居也、依て同帝の御宇を申す。

〔任那國云々〕崇神天皇六十五年也。

〔豐浦宮の御代〕推古天皇の御宇也。

〔豐城入彥命〕崇神天皇の第一皇子也天皇四十八年東國に下られその地を治め給ふ。

〔時の帝〕龜山上皇なり。

〔十萬人云々〕弘安四年閏七月一日也

〔朝鮮の貢物云々〕朝鮮は秀吉の征伐以後我國と國交を絕ちしが、家康天下の權を握るや宗義智をして和を議せしめ、慶長十二年和議漸く成る、爾來德川將軍の就職每に使を遣はして國書方物を獻ずる例なりき。

〔天文の頃云々〕天文十八年葡萄牙宣教師「ザキエル」鹿兒島に來り傳道に從ふこと一年、更に平戶に至りて教會を建て、次で大內、大友の諸侯に說き歸依せしむ、これ我國に耶蘇教の渡來せる初め也

を世に示し、防禦の備怠る間敷よしを觸れぬれば、天下の人々すはや蒙古寄せ來んと待ち設け、（此時蒙古の攻め來るを待てのみありしと思ひしに、國々の軍兵催して、彼國に攻め入るべきことを計りしとなり。當時の勢いと盛なること思ふべし。其事水戶の彰考館に藏する所の文書にて故なく見たりしが、今旅の宿にひそまり居、其古文書寫すことも難ければ、重ねて記すべし。）又かしこくも時の帝石清水の神に祈り給ひ、御身もて神國の禍に代り給はんとまで誓をかけ給ふぞあり難き。上も下も斯くの如くなりければ、其誠天地を動かし、神の御心に叶ひけん、蒙古攻め來りし時は、科戶の風はげしく吹出して荒浪を起し、十萬人の賊船も海の藻となりはてゝ、僅に三人ならでは本國にえ歸らざりしは、實に心地よき事なりき。其後豐臣氏軍を出して朝鮮に渡り、彼の王城に攻め入り、王子まで擒にし、其稜威明國までも恐れ怯き、二百年餘りの今日まで、朝鮮の貢物絕る事なく、まつろひぬるぞゆゝしき。抑はるばる遠き西北の夷狄、其國は澤にあれども、皆邪教を尊み、世にあらゆる國といふ國を奪ひ取ん事をのみたくみ、世をかへ人をつぎ、其志を遂げんとする奴原なり。天文の頃より神國に來りて、其邪教を弘めぬるを、（此頃南蠻人といふは南蠻人にあらず、西洋の夷人南蠻に渡りて、そこより神國に渡りしゆゑ南蠻人といひたれども、實は西洋の夷人なり。）織田氏豐臣氏さすがに其禍を悟り、是を除かん事を謀りけれども、未だ其根を絕つに至らず、東照宮深く是を惡み給ひ、邪教に迷へる者を殘りなく罪し給ふは、こよなき御功績と申し奉るも愚かなり。しかはあれど其教素より邪法なる故、一と度迷ひぬる者はさとし難し。陽には改めぬるさまして、陰かに其教を尊び、人にも勸めたりけん、寬永の年に至て島原の賊徒亂を作せり。幕府の威靈にて程なく賊徒平けぬれども、凡そ此の邪教の爲に、死罪に行るゝ者、此時まで二十八萬人に及びしと

ぞ。此一條を以ても、邪教の惡むべく夷狄の近付可からざる事知りつべし。折しも三代將軍家聰明絶倫におはしまし、東照宮の御志を繼せ給ひ、嚴重に邪教を禁じ給ひ、淸國、阿蘭陀の外は、夷狄の船神國に近付事を免し給はず。其後も顚ひぬる夷人、たま〳〵神國に近付きぬるをば、船を焚き人を鏖にして、是を懲しめ給ひしとぞ。それより已來西洋の夷人も、神國の威武明斷を恐れ憚て、帆影だに見する事無く、邪宗とだにいへば、稚き童、賤き民等に至る迄、御當家御法度の第一と思ふ許りになりしは、難有御事なり。

近頃世に蘭學といふもの行はれ、天文の考、醫藥の事などものする中に、かの西洋の邪説を信じ用ひて、切支丹は邪なる教なれども、今西洋に行はるゝは正しき教なるを、西洋の教とだにいへば邪教と思ふは、かたはらいたし抔といふものあるは、實に惡むべきことなり。其教の名は違ひぬれども、其實は邪なること鏡にかけたるが如し。彼の夷狄の主の佩ぶる所の印の文字、漢字に充れば、世界一渾といへる義なるよし、又其實に婦人五兒を育てぬる様を畫く、五兒はいはゆる五世界の人にたとへぬるよし、されば其教を五世界に弘めて、渾一せんと志すこと疑ひなし。いと惡むべき奴原ならずや。佛道もにくむべき中にも、わきて一向門徒といへる者禍甚しく、東照宮の御靈威にてすら、一向門徒は容易くかたむけがたし。其故は宗門の事に至りては、君父よりも如來を尊び、如來の爲には君父にも射向ふに至ればなり。薩摩の國にては、此一向宗を嚴く禁じ、且宗門の僧徒一人たりとも國中に入る事を得ざるはゆゝしきことなり。さて西洋邪教の害は、一向宗に勝れぬること幾倍なるを知らず。天地の有ん限り神國に近付可からざること也。されば、東照、大猷、二公遺志に本づきて蘭學の弊も所謂未然に防ぐ良法あらまほしきこと、我君しば〳〵彪等に仰ありし。

然るに近頃魯西亞、莫斯科未亞ともいふ、又鄂羅斯其外くさ〳〵の文字にあてゝ書けり、蝦夷にては是を赤人とも云ふとぞ。といへる夷、我蝦夷地を伺ひ、又諳厄利亞イギリス、エケレス、抔なまりてはいへども皆同じことなり。といへる夷、屢海上を乘り廻り、折にふれて陸に上り、或は海上にて漁民に物抔與へてなづけん事を計り、或は大銃を放ちて駭かし抔する様、憤りても猶餘りあることなり。我君常に是を憂へ給ひけるに、癸巳の年水戸に下り給ひて、つら〳〵海邊の形勢抔見給ひ、夷狄を防ぐべき術を考へ、ます〳〵東照、大猷二公の舊典のゆゝしき事を感じ給ひ、兎に角

〔淸國阿蘭陀云々〕元和年間西班牙の貿易を禁じ、英國は利益少き故を以て元和七年自から長崎より商館を引拂ひ、爾後蘭、葡、淸の三國のみ渡來せしが、寛永十六年七月の鎖國令により、葡萄牙の通商を禁ず。

〔蘭學云々〕寛永年間洋書の輸入を禁ぜしより、和蘭との貿易行はると雖も蘭學の研究は甚だ振はざりしが、吉宗西洋學理の精緻なるを感じ、享保五年洋書解禁の令を下してより蘭學勃興するに至る

〔一向宗〕僧親鸞の開きし佛教の一派淨土眞宗也。

〔天主教〕耶蘇教を云ふ、天主はその教神デウスの譯也

〔又我國より云々〕寛永十年二月朱印船の外海外渡航を禁ぜしが、同十二年に至り異國渡海の禁令を發す、その一條に、異國へ日本之船遣之儀堅停止之事、二條に、日本人異國へ遣し申間敷候、若忍候て乘り渡りたるもの於レ有レ之者、其者は死罪、其船並船主共に留置、言上可レ仕事、第三條に、異國へ渡り住宅仕有レ之日本人來り候はゞ死罪に可ニ申付一事とあり、即ち朱印の有無に關せず、一切の渡航禁ぜらるゝに至れり。

西北の夷狄は一切近付べからず、若し近づき來らば、船をも人をも打碎きて、神國の威を振ひ給はん事のみ志し給ふ。さて、夷狄を防ぐべき術も、近頃種々議論ありて其說まち／＼なれども、其論を約むれば、大方三つにすぎず。天主教の害毒に懲むべきことなれば、東照、大猷二公の舊典を守りて、ゆめゆめきたなき夷狄を近づくべからず。若し近づき來らんには、無二無三に打碎きて憂き目を見せ、皇國の武勇を海外に輝かすべし。譬へいかばかり夷狄あらびぬるとも、聊か親みて貨物抔交易する事を許すべからず。上も下も諸共に大和魂を磨き、天が下の蒼生一人も殘りなく失せぬるまでは、皇國の地は夷人に踏ませじと思ひ定め、さて其防ぐべき術はいかばかりにも厚く心を用ひ、銃砲船艦の備抔ゆるがせにすべからず。兎に角萬人心を一にし力を合せて神國を守るべし。是我君朝な夕な、男健して言聞せ給ふ所にして、我藩の夷狄を禦ふる皆是れに同じ。これ一つの說なり。東照宮の制度を定め給ふ頃は、西洋の事情未だ詳かならざればこそ夷狄を近付給はず、又我國より夷狄に渡ることをもいたく停止し給ふならん。西北夷狄ははる／＼遠き國々を從へて貢を納めしめ、或は人も住ぬ國々を新に開て其地に住み、あらゆる國々に往來して有無を交易し、或は海上に鯨釣などして、軍用兵粮の資を儲けがてらに人の國を伺ふなれば、彼は財を費さずして海上に漂ひぬるに、我は是が爲に殊更に海邊に出陣して、空しく日を送り、徒に財貨粮米を費しぬる類ひ愚なる事なり。又我國の漁民抔荒き風波に漂はされ、辛ふじて命のみ助り、夷狄の地に着きぬるを、彼夷人はる／＼是を送り來ん時は、いかに穢しき夷人なりと

〔蒙古の使云々〕建治元年九月北條時宗元使杜世忠等を鎌倉龍口に斬り、越えて弘安二年再び元使周福欒等を博多に刑す。

〔船を燒き〕正保元年長崎へ侵入せる異船を撃沈せしことあり、これを指せるにや。

て、我國の漁民諸共に打碎んはつれなきわざなり。されば、祖宗の制度を改め、交易てふ事を許し、我國にてもいと大なる船を造り、大銃抔備へて、外國に打渡り交易をなし、諸々の國を懐けまつろはせ、神國に屬する國々數多にならんには、神國の威靈いよ／＼廣がりぬべし。徒に神國の中にありて、海に乘り出す事能はずしては、譬へば籠城しぬるさまにて、詮ずるところ危きわざなりといふ、是二つの説なの。我國は金・銀・銅・鐵・米穀・布帛何足ぬ者なし、是彼が交易を望む所以なり。交易だに許しなば、まのあたり寇をなす事有るべからず。然るに、ひたぶるに彼が望を絶んとせば、いかなる寇をなさんも測り難し。我武備整ひたらんには、恐るゝに足らざれども、今泰平の御代久しければ、防禦の備へ俄に整ふべきにあらず。されば先交易を許し、彼が心を慰め、其間に我國の武備を整へ、彼寄來りぬとも恐るゝに足らざる時に至て、交易を停止するは安き事なるべしといふ、是三つの説なり。君是を聞き給ひて宣ふは、交易を許して其間に武備を整んといふは、臆病者の口實にて、我一代に事なきやうにと願ふ心より出たる説なるべし。北條は蒙古の使を斬り、三代將軍は船を燒き人を磔にし給ふ。皆我國の人をして覺悟を定めしむる所以なり。人々覺悟定りぬれば、武備整はずとも敵を防ぐに足れり。況して武備整ふるをや。然るに夷狄を近付け交易を許さんには、人の心いよ／＼弛み、いつとて武備の整ふ時や有べき。門外に佇める盜人を引入て、親みながら盜人を防ぐ事を心せよといふに均し。しかのみならず、彼大膽狡黠なる夷人、是彼と術を盡し、邪教をもて人を懐けん事、鏡に懸けたるが如し。人心は弛み、武備

〔臍を嚙む云々〕悔ゆとも及び難き意也、左傳莊公六年に、若不二早圖一、後君噬レ臍とある杜預注に、喩レ噬二腹臍一、喩レ不レ及と見えたり。

〔阿蘭陀〕阿蘭陀は慶長十四年始めて通商を許され、元和七年平戶に和蘭館を建てゝ甲比丹を派駐し、鎖國令發布後は長崎に移りて貿易せり。

は意り、邪教は廣りたらんには、臍を嚙むとも及ぶまじきわざならずや。又大なる船を造て外國に渡り、諸々の國を切從へんといふ事、いと勇しきに似たれども、我はいと危き事に思ふなり。我國の人は輕慓にして、其心物に移り易し。欲情薄くして思慮淺し。なまじひに夷狄の業に習て國々に渡りなば、謠にいはゆる鵜のまねする鳥に均しく、害のみ有て利なかるべし。交易といふは是彼と取交し、互に利あればこそよけれ、今我國は何一つとして事足らぬものなく、彼國々より持渡る物、多くは奢を勸る無用の品也。阿蘭陀一國と交易するさへ、識者の憂る所なるに、內には諸蠻を引入て交易し、外には大船を出して外國に交らんには、必夷狄の風俗に移され、神國の大害をなさん事、まのあたりなるべし。唯彼は大船に乘て寄來るに、我國にては陸地にのみ在て、徒に彼を待ち、彼は逃れども我は堅き舟なれば、逐打事もかなはざるは口惜きわざなれば、大艦を造る事を許し、鯨を捕り米穀を送るなどに事よせて、常に舟軍を習はしむるはさる事なるべし。されども外國へ渡る事は、必ず停止し給ふべき事なり。漁民の外國に漂着したる者を救はざるは、情なきやうなれども、國の安危にはかへ難ければ、兼て漁民等にも告諭し、外國に漂ひたる者は死するに齊く思はすべし。彼夷人が漁民抔送來る事は、仁愛の心より起れるのみにあらず、是を口實にして、神國に因を求め、年頃の望を遂げんとする術なり。そは寬永の頃より寬政の頃迄に、我國より外國に漂ひし民も、幾ばくか數多あるべきに、我國の武威盛なる時は、一度も送り來りぬる事なきにて明けし。されば神國の人、貴きも賤しきも、大和魂滿ち溢りて、天照大御神の恩賚

〔遠き國は云々〕祈年祭祝詞辭別の語なり。

〔久奈尻〕千島の國後島也。

〔惠登呂府〕千島の擇捉島也。

〔宇留都府島〕擇捉島の東なる得撫島也。

〔近藤重藏守重〕江戸の人也、寛政七年長崎奉行手附となり、十年中川勘定奉行の支配に屬し擇捉に渡る、後ち書物奉行、大阪弓矢奉行を歴任せしが、文政九年罪を得て大名預となり、十二年歿す。

〔木村謙次〕名は謙子虚と號す、常陸久慈郡の人也、寛政五年蝦夷を視察し、十年また重藏と行を共にす。

を一筋に仰ぎ奉り、かの古語にいへる、遠き國は八十綱かけて引き寄する事の如くなりたらんには、海外の國々に打從ん事もさる事なれども、なまじひに遠大なる略を施しなば、近き禍のみ引出すべしと宣ひて、君は兎に角に、東照、大猷二公の遺訓を守り給ふ事のみ志し給ひき。君又常に御側近く侍る人々に仰せ給ふは、神國は四方の國々皆海なれば、いづくの浦に夷狄の舟寄來んも測り難し。されども初は夷狄の艦海上に在り、大砲抔放ちて駭しぬるとも、後には陸地に上りぬべし。我國の武備だに整て銃砲もて打碎き。或は黑煙の下より猛き兵共馳せ入て、槍太刀を振ひ、思ふ儘に戰ひなば、必大なる勝を得べし。たとひ一度は夷狄等あらびぬるとも、長く陸地に留りて、要害の地を保ちなどする事は得させじ。されば浦々に寄來るは其患あさし。さて蝦夷の千島は正しく神國の地にて、古より歌にも詠めるばかりの名所なりしを、魯西亞の夷人漸々に強大になるにつれ、千島に渡り來て漁獵をなし、廬舍まで造り住みぬるこそ、是うれたきわざならずや。

千島の内は、今久奈尻、惠登呂府の二島のみ、松前氏より人を渡して戍らしむ。近頃までは宇留都府島とて、又名獵虎島といふ所までは、蝦夷人往て獵虎を捕りしが、今は赤人來り居て蝦夷の往く事能はざる由、扨惠登呂府にも赤人來て、其邪教の驗しとせる十文字の形の柱を建てありしを、幕府の士近藤重藏守重、仰を蒙りて彼の島に渡りし時、其十文字の柱を抜き捨て、大日本惠登呂府と書きたる木標を建たり。其文字は我水戸の木村謙次近藤に從ひ往て是を書せり。寛政の末の事にて、今を去ること四十年餘りなり。赤人の悪むべきこと此事のみにて知るべし。

飽く迄大膽なる夷狄等なれば、我國の怠れる隙を伺ひ、年々に南の方に志し、東西蝦夷抔いふ所迄寄來りなば、大なる患をなすべし。四方の浦々に寄來んよりは其禍深し。此事切に考ぬれば、寢ても安からず、物食ひても うまからぬばかりに思ふぞ。三代將軍の仰に、神國の地一寸たりとも、夷狄の爲に取らるゝは神國の恥

〔丙申の年〕天保七年五月也。

〔同心〕武家の輕き卒を云ふ。元龜天正の頃より此の稱あり、江戸時代には諸奉行の下にて大小の事務を執らしむ。

〔船大將〕船頭水主等を指揮して軍船等のことを掌る武家の職名也、船奉行、船方頭など藩により名稱同じからず、江戸幕府にては船手頭と云へり、品秩はもと物頭に相當し、與力同心などをも支配せしが、世治まり水軍の用なきにより、船頭水手のみを指揮する者多くなれり。

〔水主〕舟子也。

なる由宣へり。千島の事は天下の爲に患ふべきことなりと宣ひて、夷狄の事記せる書籍數多讀考へ給ひ、御自ら書き記し給ひ、深く御心を用ひ給ふ。されば、そのあたり我領中の海防忽せにすべからずと宣ひて、屡海邊に至り形勢を見給ふに、領中の海濱南北二十里に渡れり。寛政の頃より文政の頃まで、海防の備へ様々評議ありけれども、二十里の海濱いづこに夷人寄來んも測り難ければ、常に城下に備へ置て、事有ん時其海邊に出しぬる事に定てありしを、丙申の年、幕府に請ひ給ひて、多賀郡介川といふ所に要害を築き、家老山野邊兵庫頭に仰せて、其家臣諸共に其地に住しめ、專ら夷狄防禦のこと心得べき旨を命ぜらる。（中山備前守の采邑に多賀郡松岡といふ所にありて、介川を距ること五里許りなり。是は本より北の海邊の備へを兼たれども、中山は多く江戸に在て松岡には其家臣住めり。介川には山野邊主從住居て、いはゆる土着の姿なり。）丁酉の年、また友部村大沼村に、それぞれ物頭並に同心を住ましめ、專ら海防に備へらる。那珂の湊には、本より船大將有て海防を兼ねたり。壬寅の年、又磯濱村に物頭同心を住しむる事、友部大沼にひとし。其他所々に臺場を設け大砲を備ふ。（大砲の放ち方も、近き頃迄は其術を年久しく習へる人ならでは、なし得ぬことに思ひてありしを、君水戸に至り給ふ後は、折にふれて是を試み習し給ふにぞ、今は怪き同心水主抔さへ、巨砲に放ちぬるは、いと容易くものする事になりぬ。）しかはあれど、二十里の海邊に萬人を備へたりとも、僅に一里に百人の備へなり。されば城下の士卒盡く海邊に移りぬるとも、海防全く備りしといふべからず。況んや此處彼處に物頭同心住たりとて、事あらん時は徒に討死やせんと識者の憂ふる所なり。君も深く是を憂ひ給ひける。國中の士卒を海防にのみ傾ん事、本よりえある間敷わざなり。さればとて夷船は南北を飛が如くに漕ぎめぐるを、陸地に在て此に移り彼こに走りて備へんこと、か

〔松平伊豆守〕名は信綱、松平正綱の養子也、幼くして家光の近侍たり、家光將軍となるに及び信任淺からず寛永十年老中となり、屢加增せられ正保四年七萬五千石に至る、寛文二年卒す。

〔佛を鑄潰し云々〕寛永二年京都方廣寺の大佛地震の時に破壞す、信綱命じてこれを鎔かし寛永通寶を鑄らしめたり。

〔天文年中銃砲云云〕天文十二年八月薩摩の屬島種子島に葡萄牙船漂着す、島主種子島時堯船人携ふる處の鐵砲を購入し、家臣に命じて製藥の法を學ばしむ、これ鐵砲渡來の初め也。

たはらいたきわざなれば、堅牢の船艦を造りて水戰をならはしなば、敵を追打事も、又廿里の海邊互に救ひ應ぜん事も便利宜しかるべしとて、其事幕府に請はせ給ふと雖も、許し給はざりければ、今は力なし、さらば海邊の壯丁を擇て、今の世に火消てふものゝ如く隊伍を定め、すは夷人來らば取敢へず集りて是を防ぎ、手痛く働きなしたらん者には、恩賞與ふべき由を諭しなば、海邊に住める物頭同心の助となりて、城下より軍兵押出す間の一と支へにはなるべきと謀り給ひて、其事是彼と評議しけるが、君世を遁れ給ひぬれば、今はいかゞなりぬるにや。さて我藩には、東照宮より始祖威公に、銃砲數多讓り給ひしが上に、鐵砲の工人を附け給はりしかば、大小の銃砲少からずと雖も、君世を繼ぎ給ふ後は、年々に內帑の貨を出して、年々大砲を造らしめ給ふ。壬寅の年に至りぬれば、幕府より命令ありて、夷狄防禦のこと忽せにすべからず、大砲の備へ用意あるべしとありければ、君宣ふやう、我水戶は土地瘠せて民貧く、常に財用の足らざるを憂ふ。されども幕府の命誠に難有き御事なれば、ゆめ／＼忽せにすべからず。昔松平伊豆守は佛を鑄潰して錢とせしが、我は銅佛銅鐘を以て大砲を造らん、海防の爲に士民の膏血を絞るには勝りなんとありて、國中の寺々に申下し、銅佛と鐘とを納めしめ、火災など告ぐる爲の半鐘は殘し、又[illegible]へる村々には時の鐘をも殘し給ふ。いはゆる守銃攻銃の類ひ、さはに鑄させて武庫に備へぬ。天文年中銃砲渡りぬれども、鳥銃のみ行はれ、其後大砲も行はれたれども、程なく太平になりぬれば、神國にては專ら大砲を用ゆるに至らずして止みぬ。今西北の夷國、銃法いよいよ巧みになりぬれば、是を防ぐの術も亦心を用ひずんばあるべからずと、君常に仰せありき。

〔西山の君〕光圀也。元祿四年五月常陸國久慈郡太田鄕西山に退隱せる故に此の名あり。

〔寬文の頃云々〕寬文五年十二月藩内の淫祠三千八十八を毀つ。

〔佛寺一千許云々〕寬文六年新建の寺剎九百九十七を毀ち、破戒僧三百四十八人を還俗せしむ。

〔神宮寺〕奈良朝の頃より本地垂迹說の影響を受け、神社に寺院を附屬せしむる風生じ、これを神宮寺と云へり、鹿島神宮寺は類聚三代格に、去天平勝寶年中始、建二件寺一、承和四年預二定額寺一、とあり。

神社を尊崇し給ふ事

附破戒の僧徒を沙汰し佛寺を滅じ給ふ事

世の中の人、神佛とだにいへば、其故由をもしらで、ひたぶるに拜み祈りなどして、禍を遁れ福を求めんとするにぞ、民の心さまぐ\になりて純一ならず。亂れたる世に權威を振ひぬる人多き時は、其人々に媚び諂ひぬる事のみ專になりて、君在す事を忘るゝが如し。凡そ神國に生れぬる人は、天祖を仰ぎ奉るべき事なれども、賤しき身として天祖を祈るなどするは、譬へば己が領主國主を差し置て、直に朝廷に訴へ奉るにひとしく、非禮不禮の甚しきなり。一國の人は一國の神を祈り、一村の民は一村の神を祈る事、卽ち天祖に事へ奉る所以なり。此の理りだに明かになりたらんには、諸々の邪教人の心をまどはしぬる事も、自ら止みぬべし。昔西山の君此義を明にし給ひ、寬文の頃より國中の淫祠三千許りを毀ち、又僧徒の戒を破り、風俗の害になれるものを沙汰し給ひ、佛寺一千許りを毀ち給ひ、吉田神社、（日本武尊の神を祭る、延喜式に載たる名神なり）靜神社（手力男命を祭る、延喜式に載たる名神なり）などいへる名神にも、いつの頃よりか佛をつきまぜてありしを、寺を遠ざけ僧をはらひ、宮社すがすがしく建給ひて、正しき神の道もて齋ひ祭り、（鹿島の神宮にも中古より神宮寺といふも出て來て、宮近き地にありしを、今の地に移せしは延寶年中のことなれば、是等も義公の建議し給ふならんと思へども、未だ其たしかなることをしらず。）一鄕一社といふ事を定め、正しき謂れある神を崇めて、一村の鎭守とし、國中の民、一と筋に神を尊びて、直ぐなる道に從は

しめん事を計り給ふ。威公薨れ給ひし時、新に瑞龍山を擇びて、儒法をもて葬り給ひ、城中に廟を營む、是又儒禮をもて祭り給ひ、此瑞龍にも廟中にも僧徒など一切入る事を許さず。或人曰く、天竺の佛法を用ひ給はざるは、さることなれども、唐人の法にて祭り給ふはいかゞ、答て曰、佛法は先つ其本尊を崇め、次に先祖を祭る、其他天竺の衣を着て天竺の樂器を用ひ、魚肉をすゝめざる類ひ皆天竺の道なり、我大廟の祭は、儒法を用ひ給ふと雖も、衣服膳部等皆神國の禮を用ゆ。いはゆる簠簋籩豆或は牛羊の肉などを備へることなし。都て漢土の風俗、神國に通ひぬれば、是を取て用る時は、神國の道を助くること學校の條にいへるが如し、あながち儒法に泥み給ふにあらず。家中の諸士にも、城下に近き原を擇びて墓地を賜はり、葬祭の事を敎へ給ひしかば、國中其風化になびきけるが、正しきは衰へ易く、邪なるははびこり易き習なれば、百年餘りの間に、正しき神を尊む人よりも、故なき淫祠など祈るもの多く、僧徒の行は日々に惡しくなり行て、政の妨げになりければ、中納言の君に至りて、又西山の君の志をつがせ給ひ、破戒不如法の僧徒等それ〴〵是を沙汰し給ひ、古寺の破れて造り修むべき便りなきをば是を毀ち、或は同じ宗門の寺、所々にあるを合せて一つになし、一向門徒の妻子有りて、民に歸らんと願ふものをば、それ〴〵許し給ひ、正しき神社の衰へぬるをば、是彼と其故由を正して、是を助け起し給ふ。中にも常磐山なる東照宮の原廟は、國中の人最尊敬し奉るべき理りなるに、其別當といへる法師、いつも江戶にありて、賤しき僧徒等仕へ奉りければ、不如法の事のみありて、神威を汚し奉り、自ら人の崇敬薄くなり行きし事を歎き給ひ、其別當職を止め、賤き僧徒宮廟のあたりに住みしを殘りなく拂ひ、領中にて諸人の貴びぬる社家二人を擇みて、奉仕職を命ぜられ、其他數多の社人に命じて、遷宮の式遷宮の時は、君齋明盛服し給ひて、日蔭の蔓をかけ、忌衣を襲ひ、宮前に詣て、御自ら神事を行ひ、神官祝詞を讀み、伶人樂を奏し、其樣古雅清潔にし

〔瑞龍山〕常陸國久慈郡誉田村大字瑞龍に在り、寛文元年頼房埋葬の後代代水戶家の墓所となれり。

〔簠簋籩豆〕簠は黍稷を盛る圓器、簋は黍稷を盛る方器籩は竹製、豆は木製の高坏也、何れも儒禮にて神に供物を献ずるに用ふ

〔日蔭の蔓〕禮服着用の際冠の巾子に結び垂るゝ組を云ふ、古へは女蘿（かげ）と云ふ蔓草を用ひしも、中古以後は細き圓組又は分組の糸を代用す。

〔伶人〕樂人也、黃帝の臣伶倫と云ふ者始めて樂を制せるによる。

〔正宗〕岡崎五郎入道と號す、相模鎌倉の刀匠にして初代行光の子、正應嘉曆年間の人也、諸國を遍歷して斯道の蘊奧を極め刀冶中興の祖神と稱せらる、其名正宗と稱する名匠十數人あり。

〔扶持〕もと扶助の意なるが、其人に祿を與へて扶助するの意より、轉じて祿を給はるを云ひ、又た特に米を以て給する祿をも云へり。

御床几廻百人を設け給ふ事

附寒暑風雨に御身を習はし給ふ事

一家は一家の分限あり、一國は一國の分限ありて、其國中の諸士に分ち與ふる穀祿も、大抵定格あるべき事なれば、諸士の子弟たる者、文武の道などはるかに人にすぐれたらんには、別に祿を與へて、是を勸め勵ましむべき事なれども、其父兄に代々祿を與へぬるが上に、其子弟をも人々に惠まん事は、なし得ざるならひなり。世亂るゝ時は、槍太刀打ふりて功名を顯はしぬれば、やがて恩賞に預り、武邊拙ければ、速に追拂はれなどすれども、治れる世には、強きも弱きも勤るも怠るも、いと惡しきわざだにせざれば、家をつぎ、祿を世々にするさまにしあれば、諸士の子弟、自ら怠りて文武の道をも勵まず、其子弟やがて家をつぎぬる故、君に事ふる職を守るも、唯人なみに備りたるのみにて、其道に暗きは淺ましきわざなり。是其父兄たる者の心すべき事なれども、又人君の憂へ慮るべき所なり。今こゝに正宗の造りたる名刀あらんには、人々爭ひて若干の金銀を出して是れを求むべし。さて、其料をもて、名もなき鍛冶の作る鈍刀求めよといはゞ、誰か是に從ふべき。昔功勞ありし先祖に與へたる祿もて、今の不文不武の子孫を扶持する事、正宗の名刀買ふべき料もて、鈍刀をかひたるに異ならず。昔と今と世こそかはらめ、人は皆先祖の血脈にて、同じ人なれば、君たらんもの能く諸士の子弟を勵まし、武道を以て打

毀ひ、文武なくして高き禄をむさぼらんには、國中の人々皆正宗の刀に均しかるべし。我君既に奢侈の風を押へ、義勇なる諸士を憐ませ給ひければ、華奢風流酒宴遊興に流れぬべきものも、質朴の風を慕ひ、文武の道踏みぬるやうになりしにぞ、君深く悦び給ひけれども、一同分限定りあれば、人毎に賞美しぬる事もなし得給はず、是によりて御床几組を設け給ひ、諸士の長子行跡正しく、文武人にこえぬるもの百人を擇びて是を備せらる。此御床几廻りの人々、平常には日々十人づつ城中に伺候し、君外に出給ふ時は、御側近く守り奉るのみにて、忙しき職もなければ、思ふ儘に文武の道勤る事を得。年々白銀を賜りて其勞を賞せられ、父世を遁れ、又は身まかりぬれば、速に職を命ぜられ、寄合小普請などいへる所に長く滞る事なく、一度命ぜらるゝものも、行跡正しからず、文武怠りぬれば、本の長子に返し給ふことに定め給ひしかば、長子共はいふもさらなり、二男三男の類ひも、人に養はるれば長子となる事故、其に行を磨き業を勤め、其父兄も外様又は禄位共に卑しけれども、其子弟は君の近侍につらなり、御側近く仕へまつる事を辱なく思ひて、子弟を勸め勵ましけるにぞ、僅に百人を仰ぬるのみにて、國中の子弟勵みぬる事大方ならず。いにし年日光山に詣で給ひし折は、其百人の中より擇びて若干御供を命ぜられ、逐鳥狩などには残りなく引具し給ひ、其人大方年二十より三十前後にて、弘道館出來ぬる後は、殊更に筋骨もたくましくなりて、一人當千ともいふべきさまなれば、君殊に惠をかけ給ひ、事にふれ折につけて、非常の恩遇をぞ蒙りける。さて昔は近習の臣も專ら言語擧動などのやさしきを宗とし、婦女子の

〔寄合小普請〕江戸幕府にて非役の旗本の内三千石以上なるを寄合、三千石以下なるを小普請と云ふ、何れも高百石につき小判二兩の役金を納む、水戸藩にても是れに準ぜしなるべし

〔外様〕譜代の關係なくして臣禮を取る者の稱、多くは武門の呼稱也、太平記にあるを初見とす。

〔日光山〕下野國日光の東照宮也、元和三年二月廟を創建して家康を祭る

〔鷹狩〕放鷹の技は仁德天皇の御宇に始まり、平安朝時代大に發達せり、江戶時代にも士人間に流行し、幕府には鷹狩始の年中行事ありき。

〔庚子の年〕天保十一年也。

〔水戶城〕水戶の中央に其城址殘る、中古常陸大掾家の築く所と傳ふるも年代詳かならず、後ち江戶氏、佐竹氏傳領せしが、關原の役後佐竹氏を秋田に移して此地に留守職を置き、次で慶長十四年十二月賴房を本城に封す。

〔未の刻〕今の午前十時也。

如き風俗なりしが、御床几廻設け給ふ後は、いつとなく自ら勇武の風を慕ひぬることになりぬ。されども小姓などいへるもの、多くは大祿を世々にするもの丶子たれば、君常に是を勵まし給ひ、かしこくも御自ら寒暑風雨などに習はし給ひて、近侍の柔弱なる者を振ひ起したまふぞあり難き。然るに、君は鷹狩を好み給ふ故に、御身は寒暑をも忘れ給ひて、人々の艱難はしろしめさずやあらんなど、竊にさゝやく者あるは、皆柔弱なる者の口實にて、いと惡むべき事なり。實に鷹狩を好み給ふ事は、尋常にこえ給へり。されども艱難を試み給ふことは、一つには御身を習はし、二つには近侍より始め柔弱の俗を矯め給はんとの御事なり。いにし庚子の年の秋、大雨いたく降りぬる日に、俄に思召立て、水戶城より西北の方なる野口村に至り給ふ。旅程八里許りあるを、未の刻許りに出給ひければ、日は暮れ泥は深し。漸く其村に着き給ひて、御旅館になりぬべきものを問はせ給ふに、大澤某といふもの古き家にて、西山の君の時より御旅館となりし例しあれども、今は貧くなりて、家居も壞れ目もあてられぬさまなれば、何某といへる富める民の家に、御旅館仰せ給はんこそ宜しからめと、近侍の臣申上るを聞し召て、其貧き家に宿らんと宣ひて、俄に入給ふに、素より壞れぬる上に、拂ひ清むる間もなければ、其矮陋汚穢なること、近習の人々すら堪へ難く覺えけるに、君は聊も厭ひ給はざるのみならず、其日は御衣食の具も續かざりしかば、鮎魚を燒て飢を凌ぎ給ひ、御嚢召して夜を過させ給ふ。折柄雨頻りに降り續きければ、空しく徒然と日を送り給ふ中に、今日は郡奉行など田畠の經界正しぬることを初て試るよし、我も行て見るべ

き由兼ていひ遣はせしなれば、いざ行て見んと仰あり。さて此野口村は、那珂川の北にありて、郡奉行の縄打を試る所は、成澤村といひて、那珂川の南にあり。然るに此頃の霖雨に水かさまりて、流れの早きこと矢の如し。渡し守等、今日は賤き人だに渡し難し、いかでやんごとなき君を渡し奉るべきといなみける。近侍の人々、此あたりに易く渡りぬべき所やあると尋ねしに、此あたりは地勢嶮しければ、波あらく、五六里許りも川下に至りなば、地平かにして、流れも遲く波も靜かなるべしといふ。されど川下の渡に往給はんには、遙に陸路を廻りて道も惡しければ、今日はこゝに宿り給ひて、水かさ落ちぬる時渡り給はんこそよからめと申上しに、君やがて御馬の鼻を陸に向て乘出し給へば、御供の面々、兎角の評議に及ばず、或は馬に乘り、或は步行立にて續き奉りし。四日許り大雨降りし後なれば、暖の泥いと深く、所々に水滿ちて步み得ず。君いよ〳〵御馬を早めて、中河内といふ渡に着き給ふに、果して流れ遲く波靜なれば、易らかに渡り給ひて、成澤村に至り給ふ。此時野口村にて武田彦九郎を召し、汝は我より先に成澤村に至り、郡奉行等に告知らすべしとありしかば、畏りて馬に鞭打出立けれども、君野口村を立給ふ時刻遲かりければ、いかに急ぎ給ふとも、さばかり早く越し給ふまじと思ひしに、君の御馬見えしかば、間道より馬の足のかぎりに乘りたて、小船に棹さして辛ふじて君より少し御先に參りぬと吾に語たりける。郡奉行縄奉行より始め、百人餘りも集り居たれども、水增りぬれば、君はよも見え給ふまじと思ひの外に、君を拜み奉りければ、人皆勇み悅びて、田畠に縄打はえて、是彼と議論などするさまを御覽じ給ひき。此日君のこし給ふ道程は七里許りもありしを、巳の時に出給ひて、午の時の半に着せ給ひければ、御供僅々五六騎ならでは續かざりし。又明くる年彌生の頃、大能牧の舊跡を見給ひ

〔やんごとなき〕止む事無きの義、極めて貴きをいふ、倭訓栞別記に、やんごとなき、云々、按に不得已といふ事也、云々、さて夫より轉じて凡て貴人をやんごとなき方などいふは、貴人の事も疎略になしにくしと云ふ心より轉ぜし物也云々、貴人は憂なきものなれば、無病事の義也などいふは、いみじき誤也と見えたり。

〔彌生〕舊三月の別稱也、草の彌生ひ茂る月なるより名づくと云ふ。

〔高鈴の山〕常陸國多賀郡の海岸に在りて、久慈郡の眞弓山と併立す、郡内第一の高山也。

〔介川〕今多賀郡高野村の大字助川也

〔那珂の湊〕常陸國那珂郡那珂河の河口に在り。

〔夤賓閣〕烈公の設けし館也、湊の御殿山に在り。

て、小管村に宿らせ給ふ時、御歸るさに入四間と高鈴の山を越えて、海邊に至らんと仰あり。高鈴は此あたりにて最も高き山なれば、是れを越ゆる事いと易からねども、其山のあなたに介川といふ所ありて、山野邊兵庫頭の館あれば、そこに宿り給ふならんと推し量り奉りて御供せしに、入四間山の麓に到り給へば、是より先は路最も峻し、我馬も供の馬も、山をかひ廻りて海邊にやりぬべし。我も人も徒歩より往んと仰せて、山に登り給ふ。此の入四間といふは、こよなき深山にて、路けはしく、鐵の鎖など攀て登るほどなるを、君は飛ぶが如くに登り給ひて、其峰を越え、高鈴山の頂に登り給ふ。御供の人々息切れ咽喉乾きて、いかゞはせんと思ふ所に、郡奉行桑原幾太郎、此あたりに檢地のわざしてありけるが、君俄に山越え給ふと聞て、大なる桶に冷水湛えたるを、あやしき男に荷せて畏りぬ。君其水きこしめして暫し休らひ給ふにぞ、人々も始て蘇りぬる心地して、介川の館には道の程いかばかりあらんと問ひしに、桑原答て二里許りなるべしといふに力を得て、御供せしに、介川の館に至り給ひても、御草鞋を脱ぎ給はず。兵庫頭其子包丸諸共に罷出て、御旅館仕り侍らん事を近侍の人もてねぎ奉りしに、君笑はせ給ふのみにて應へ給はず。暫くありて其館を出給ひて、海邊なる會瀨村に至り給ふ。日は既に高鈴山に入らんとするに、君は南の方を指して歩み給ひ、河原子水木などの濱々を經て、久慈の渡りに至り給ひぬる頃、はや日も暮るゝ許りになりければ、此所にて御馬召され、砂河原を一さんに走せ給ひ、其の夜の戌の時許りに、那珂の湊なる夤賓閣に着き給ふ。元より俄なる事なれば、小納言御膳所などい

〔金子孫二郞〕名を教孝と云ふ、夙に水戸藩中攘夷論の先鋒たり、安政五年烈公幽せらるゝに及び高野多一郞等と計り、窃に決死の士を糾合して萬延元年三月三日大老井伊直弼を櫻田門外に刺し、衆に分れて京都に奔りしが、捕へられ文久元年斬らる。

〔福地政次郞〕名を廣延と云ふ、烈公神勢館を設くるに及び、その教授となりて專ら砲術を敎ふ、元治元年水戸甲子の亂に際し硬論に組みして戰ひしが、遂に敗れて古河藩に預けられ、同二年斬らる。

へる民々も、遙に後れ、此時も御衣食の其なかりければ、其夜は御腰なる粮きこしめして、御旅裝のまゝ御鞍の上に休み給ひき。此時御に、村松あたりにて日もくれはてぬれば、所々の民思ひ〳〵に松明を焚き、御馬の前後を照しけるに、一人の童子僅に十歳許りなるが、松明持て御馬の先に立ちしかば、其童子に宣ふやう、今往く路は人も多し、淋しき事もあるまじ、後に歸らん時はいかゞはするとありしに、其童子此路は夜な〳〵通ひぬれば、獨行くとも物さみしきとは覺え侍らずと答へ奉りし、されば人に習はしによれり、武士の子育つるは心得べき事と諭り給へり。さて此日の道程十餘り七八里にもこえぬべし。しかのみならず、高き山を二つまでこえ、海邊の砂河原を過ぎければ、二十里餘りも歩みぬる許りに疲れたりき。其中にも、目附にて御供せし村上源左郞は、常に物言ひ歩きしが、其日は殊に物もえ言はず、あきれたるさまにて、足もすゝまず見えければ、君顧み給ひて、源左郞心地そこなへるかと問はせ給ひし事など、今思ひ出せばをかしけれども、其時は笑ふものさへなかりき。この外炎天に御笠をも召し給はず、長き日に粮をきこしめさずして、御身を習はし給ふ類ひ、兎に角に柔弱なる習を矯めて、昔の健き風俗に返し給はん御心と量り奉れり。野口村に御供せしは、近侍にて三浦贇男、吉野英臣、名越小十郞、菊池善左衞門、醫師松延道圓、若年寄武田彦九郞、側用人慧、目附加治左馬助、當年は金子孫二郞等なり、其他猶多けれども忘れぬ。高鈴山越し給ふ時も、近侍は野口村の時に粗同じ、若年寄結城寅壽、側用人彪、目附村上源五郞、介川より兵庫頭父子御供せり。此外に御供して懼みある事屢ありけれどももらしつ。近侍に福地政次郞兩度とも御供す。

諸書を著述して後に傳へ給ふ事

君天性敏捷にましまして、何事にも博く渉り給ひければ、人を使ひ給ふに至ては、其器によりて其長ずる所を用ひ給へり。世の人學問とだにいへば、漢土の事のみ心を用ひ、皇朝の事おろそかにする事を歎き給ひて、千早振神の御代より始め、代々の宣命祝詞の類ひ、其外いはゆる和文といふものは、殘す所なく集め給ひて、八洲文藻と名づけ、朝廷に獻じ給ふ。又義公述べ給へる大日本史本紀列傳は、舊くより出來て近頃その誤りなど正し、板にもちりばめぬるに、其志類と云ふもの備らず、代々の君是を志し給ひて、其時々の史臣に仰せぬれども、いと易からぬわざといひ、且は是彼れ障ある事などありて、徒に年月を過ぎにしを、君弘道館を開き給ふ後、史臣に仰せて是を撰ばしめ給ふに、其史臣も力を盡してものせしかば、三年許りが内に半に過ぎぬる許り出來ぬ。又皇國にあらゆる草木の花實枝葉抔を眞寫せしめ、悉しく其品を記し、八洲文藻は、小山田外記といふものな、江戸の邸にまねきて、是を仰せらる。志類は、豐田彦次郎を水戸の學校に擧げ給ひて、專ら是を命ぜられ、本草學は、佐藤平三郎に仰せ給ふ。其外衆醫に仰せて、諸々くさ〴〵の藥方を纂めさせ給ひ、又柳營の規式廟參の次第など、すべて三藩の君の携はらせ給ふ事を委細に記したるを、不忒雜纂淑人君子其儀不忒てふ古語を取給ふ。と名づけ給ひ、或はあらゆる事ども見聞給ひて、後の例にならん事は、夫々に類を分ちて記したるを潜龍閣雜錄と名け給ふ。凡そ是等の事、皆其人々の器によりて仰せられしかば、大なる事も小なる事も遺る所なし。我藩にて昔述べ給へる書に、神道集成と云ふ

〔本紀列傳〕本紀七十三卷、列傳百七十卷あり、寛永元年完成す。

〔志類〕神祇、氏族、職官、國郡、食貨、禮樂、兵、刑、陰陽、佛事の十志也寛永の頃より編纂に着手す、その完成せしは明治三十九年也。

〔小山田外記〕名は與淸、六郎左衞門と稱す、村田春海に和學を學び又た漢籍に通ず、弘化四年卒す。

〔豐田彦次郎〕名は亮、松岡と號す、烈公に擧げられて佛事、氏族、食貨兵、刑の五志を撰す、元治元年歿す。

書あれども、其考正しからず。又もるゝ事も少なからざるを歎き給ひ、此書によりて殊に神道の大典を一部の書に述べ給はんとて、彪近侍にありし時仰せを蒙り、佐々木某菊池某など諸共に、其事をものせしが、彪元より聞見る事の淺ければ、いくばかりの功をもなさで過ぬるのみならず、程なく政府の吏となりて其事をはたさず。されども佐々木抔怠らず書を集めしよしなれば、其事は粗備りたらん。其眼の人、君の志を空しくし奉らず、其書を述べ著して、神聖の大道を明になし度事也。御自らも常々筆を取り給ひて、種々の事書き記し給ひしかば、いかばかりか御机に滿ちぬらん。折にふれ唐歌をも漢文をも見給ひけれども、最も大和歌を好み給ひ、御少き時より世を遁れ給ふまで、よみ給ふ所百千うたにもなん。御齡未だ五十にもなり給はねば、さゞれ石の巖となりて苔の蒸すまでには、著し給ふ書も詠み給ふ歌も、いはゆる車にみちぬる例しにもなりぬべし。是は殊に集め傳ふべきわざにしあれば、此書には載せ侍らず。君又武技を好み給ふ中にも、銃砲に勝れ給ひて、其事考へ明にし給へる御書數多ありと承はれども、是は銃砲家の傳ふべき事なれば、是又其精き事を言はず。騎射てふもの世に行はるれども、馬に乗て銃を放つ事習ふ者いと少し。弓矢の道は神代より傳へ來りし業にて、武士の專ら學ふべき事なれば、君にも射術を勵み給ひて、御少き時より、いと強き弓をも引給ひけれども、其わざの猛烈に至ては銃砲に如くものなしと宣ひて、深く其術を究め給ひ、馬上にて銃を放つ事を試み給ひて、其利害等盡く明にし、又銃術に携れる事、何くれと考へ定め給ひ、諸流の奥義を抜き集めて是を神發流と名づけ給ふ。我藩の大小銃、君に至て其の道大に開けぬると承る。書畫音樂猿樂等のことに至るまで、それ〴〵その道に達し給ふ。彪その道にくらければ、其悉しき事を言ふこと能はざるのみならず、是等の事は、君の御身に取りては、傳ふべきにも足らずとて書きもらしつ。襄公ませし時、連枝の君などまねき給ひて、猿樂催はし給ひし折に、君熊坂を舞ひ給ひけるが、如何したりけん、御長刀の身ぬけて飛びければ、近習の人々こはいかゞすべきと汗を握て物影にさゝやきけるに、君すこしも驚き給はず、打物業にて叶ふまじと、高らかに謳出し給へば、さすが島内吉兵衛といへる役者、手取りにせんと、長刀なげすてゝと謡ふ辭諸共に、長刀すて給ひければ、其さま一としほゆゝしく見えて、實に熊坂の勢ひ斯くや有んと思ふ許りに見え奉りしとぞ。藝道の役者抔、かゝる過ちにあひたらんには、いかばかりあはてゝ、見苦しき事なるべきに、名將の御振舞感じ奉るに餘りありと、吉兵衛屢吾に語りき。

〔猿樂〕もと諧謔を旨とせる雜藝の總稱なりしが、鎌倉時代に至り猿樂能と云ふもの起り、足利時代には觀阿彌父子更に田樂能等を折衷して舞態を定め、幾多の新曲を作りて謠曲を興す、これより其伎盛に行はれ特に義滿以後は猿樂を以て武家の式樂と定めしより堪能なる者續出し、義政の頃には觀世、今春、寶生、金剛の四座行はれ、江戸時代には更に喜多流興れり。

〔熊坂〕熊坂長範が牛若丸に討たるゝ顚末を長範の亡靈の懺悔物語に作れるもの、謠は氏信の作也。

〔民は國の本〕尙書五子之歌に、民惟邦本、本固邦寧とあり。

〔上田云々〕田地を分ちて上田、中田下田となし課税の準據となせるは鎌倉時代に起り、室町時代亦これに據る、豐臣時代にはこの外上品、中品下品あり、德川幕府の檢地には、この外下々田及び下下品を設く。

田畠の經界を正し穀祿を平にし給ふ事

民は國の本にしあれば、是を安んずるを政事の第一とする事、古も今も人の言ふ所なれば、治れる世久しき時は、民の竈日々衰へ、貢賦年々に少くなりて、國の用度足らず。用度足らざれば、止む事を得ずまた之を民に取る。初めは十人して捧げし金穀も、後には僅に五人三人して償ふ事となりぬれば、民いよいよ苦しみ、國いよ／＼貧くなり行く事、是亦古も今も同じ事なり。民の苦しめる故由は一筋ならざれども、田畠の經界正しからざるは、最も其盛衰にあづかれり。水戸の封内、寛永の末つかた、威公の仰にて、田畠の界改めしより以來二百年許りになりぬれば、其時上田と名けしも、今は下田となりぬれども、止むことを得ず上田の租を納め、或は畠に水せき入て田となしたるを隱し置て、畠の税を納むる類ひ擧げて數ふべからず。しかのみならず、貧しき民の田畠を富める民に賣んとする時、富める者は米十石を得べきの實地を取て、其名は三四石と定めて、僅に其租税を出す。殘れる六七石は名のみありて、實の地はなけれども、貧しき民より其租税を納む。土地の肥饒町段の廣狹も是に同じく、いと淺間敷わざなれども、貧しき民の飢寒迫れる者は、まのあたりの苦みに堪へ難ければ、後の憂を計るに暇あらず、實の土地を賣て空敷石高を殘し、下田と名つけて上田を賣り、己は下田を耕して上田の租税を納る類ひ多ければ、古人の所謂富める者はます／＼富み、貧き者はます／＼貧き様にぞなりにける。天明寛政の

頃、文公專ら民を恤へ給ひ、文化の初め、武公にも政事に心を盡し給ひしかば、其頃より田畠の界を改め正さずしては、貧き民蘇息する事難かるべしと、其職に備れる識者、より〳〵議論ありけれども、是を行ふ時は、富める民は僅に利を失ふ事を歎きて上を怨むべし。貧しき民は喜ぶべき理なれども、多くは愚かなれば、富める者に欺れて上を疑ふべし。凡民は富めるも貧しきも上を疑ひ、やゝもすれば下を損じ上を益せん事をのみ計ると思ふ事なれば、田畠の界を改めん事容易からずとて、其事行はれ難くして過にしが、中納言の君には、公子にておはせし時より、農政の書籍數多考へ給ひ、事情を明かにし給ふにぞ、御代の初、早くも經界改むべき事を郡奉行に計り給ふ。郡奉行も君の御心非常にましますを感じ奉りけれども、容易く行ふべきわざにはあらざれば、一同僉議して、先輩の識者議論杯共に申上させ、君の仰の如く、いかにもして經界は改正すべき事に覺え侍りぬれども、君はいかばかり仁政を施し給ふ御心にても、民未だ御惠みを蒙らざれば、上を疑ふ心なしといふべからず。いざかく迄に思召のましまさんには、先づ奢侈を抑へ儉約を教へ、御怠りなく仁政を施し給ふべし。國中の民、君を仰ぎ奉る事父母の如く、我君は露許りも疑ひ奉るべからずと人々懷き奉りし時に至て、經界を正しうせん事、何の子細あるべきと申上ければ、君實にもと同じ給ひて、專ら政事を勵み給ふ折しも、小石川の屋形新に土木の事ありて、儀式行ひ給ふべき殿は、合天井に營むべきに定りしを、彼の宮室を卑ふして力を溝洫に盡すてふ古語や思召けん、俄に其事を止給ひ、昔唐土にて酒を川上にしたみ、諸人に飲しめぬる事を、御自ら筆

〔合天井〕格天井の當字也、太き方材を格子の如く組みて上に板を張れる天井を云ふ。

〔宮室を云々〕論語泰伯篇に、子曰、禹吾無ニ間然一矣、菲ニ飲食一而致ニ孝乎鬼神一、惡ニ衣服一而致ニ美乎黻冕一、卑ニ宮室一而盡ニ力乎溝洫一、禹吾無ニ間然一矣とあり。

〔酒を川上に云々〕黄石公記に、昔者良將用ニ兵人一、有下饋ニ一簞醪一者上、使レ投ニ之於河一、令ニ將士迎レ流而飲一レ之、夫一簞醪不レ能レ味ニ一河水一、三軍思レ爲レ之、非ニ滋味及一レ之也とあり、斯る喩をいへるにや。

〔鄕士〕浪人にして田畠を有し其地に土着せる者を云ふ起原詳かならざるも戰國時代の末年には既に其の稱ありき。

〔庄屋〕部落を支配しその公務を總ぶる村役人也、又た名主とも云ふ、村内にて威望由緒ある者を稱したれども、土地の慣例により世襲せるあり一代限なるあり、又た年番にて一年限に勤むるもありて一樣ならず。

〔組頭〕庄屋を輔けて事務を行ふ村役人也、又た關西にては年寄とも云ふ。

を染給ひて、合天井造るべき料の金子を添へて、郡奉行に下し賜りて、國中の鰥寡孤獨の類を賑し給ふぞ難有き。其後癸巳の年より丙申戊戌の年、三度の饑饉には、日夜御心を苦め給ひ、或は簾中の宮諸共に粥をきこしめし、或は朝夕の御膳のみきこしめして、晝の御膳は止め給ふ類ひ、深き御惠普ねかりければ、國中擧て明君と仰ぎ奉りける。かくて己丑の年、世を嗣給ひしより以來、戊戌の年に至て十年になりぬれば、領中土地改正（漢さまにいふ時は、經界均田又は丈量抔いふにより、國中にても色々に稱へたれども、幕府に請ひ給ふ辭令には、土地方改正といひ、民間にては御檢地又は御繩入抔と稱へり。）を幕府に請ひ給ひしに、許し給ひければ、執政職より初め其職々に仰せられ、其事を始め給ふ。其あらましは、封内東西南北（此名は昔よりの名にあらず、近頃改め名づけ給ふところなり、但昔南北中と三郡に分ち給ひしことはあり。）とて郡奉行四人にて治む。其一郡を又かりに四つに分ちて十六となし、兩番の士を始め、其わざに堪へぬべき者三十二人（成功まで五年を經ぬる内に、其人移り更りぬれば、前後にては五十人許りにもなりぬ。）を擇みて、繩奉行を仰せられ、二人して其事を共にし、郡方勤る役人二人三人つつ是に副へ、村々の鄕士庄屋組頭抔いへる者、正直なるを擇び、其他竿取繩取抔いふ者に至るまで、それぞれ配り分ちて、是を一組と稱ふ。さて一組毎に田畠に臨て繩打渡して、其廣狹長短を計りたるを帳に記し、土地の美惡などまで粗論じたるを、郡奉行に出しぬれば、郡奉行勘定奉行諸共に其下なる職々を引具し、田畠上中下抔の位を定むるを年寄若年寄其事に携れる人々より〳〵見巡りて是を勵し、衆議の決し難くてありしを是を裁判などし、其職々心を合せ力を盡す事凡五年を經て、其功畢りぬれば、諸士の元より知行賜りたるは村をかへ、是迄藏米賜りしも百石已上に當りぬるをば、新に知行を賜りし。

今年甲辰の年彌生の初めつかた、其人々の祿、村々の民の竈まで記さしめ、御朱印付て御手づから賜りぬ。いはゆる布衣以上の人には白書院、物頭以上は黒書院、其以下大廣間にて賜りしが、山野邊兵庫頭より初め、百石以上多き人なれば、悉く御手づから賜らんは倦み給ふべければ、小祿の人には年寄共渡し侍んと申上しに、君宣ふやう、人の君として士に祿與ふるに勝れる業やあるべき、倦む許りに與へて見まほしけれとありて、悉く御手づから賜り、中山備前守より初め、江戸に在る者は其世子に御自ら給はりぬ。　其御朱印狀のさま左の如し。

一祿何千何百石

一農何百何十戸

右常陸國或は下總國何郡何村某郡某村に而令知行兵馬無油斷可相嗜もの也

天保十五年甲辰三月　　　　御朱印

何　某　實　名江

斯くて其農民の名記るせる書は、別に郡奉行より人々に分ち配りぬ。抑右諸士に田畠祿賜りし時は、千石は千石、百石は百石の貢賦、大方平かに均しかりしを、前にいへる如く、土地の善惡、農民の盛衰によりて諸士の知行する所も均しからず。其名は千石にて、僅に六七百石の貢賦を得、或は二百石三百石の名にて、四五百石の實を得る類ひなきにあらず。又大祿の知行はさもあらねども、小祿の知行所といふは、一村の中にて此處彼處に離れ、一人の民、數多の地頭に年貢捧るわざなれば、地頭と民の情も通

〔白書院云々〕白書院、黒書院の名、室町家日記、椿葉記等に見え、江戸幕府にも此の兩書院ありて、白書院は削りたる木にて作り、黒書院は荒木にて作れるより名づくと云ふ、爰も同じ制なるべし

〔世子〕支那にても太子と通じて用ひしが後には諸侯の嗣子を云ふ、爰は其の準用也。

〔知行〕續日本紀、萬葉集に、所知行を「シロシメス」と訓める如く、もと統治の義なるが、後ちには專ら土地を支配するを云ひ、更に轉じて領地を指すに至れり、江戸時代に知行と云ふは、卽ち領地の意なるが、時には、領地と分ち、旗本御家人及び諸藩士の所領をのみ知行と稱し、大名の所領を領地と云ふことあり。

はず、又地頭の代官など、村々を巡り民を苦むる類ひ其患少からず。此度は改め給ひて、何百石に農何戸と定め、其民は必一人の地頭を仰ぎ、年貢收納は盡く公けの役人是れを掌りぬる事になりたれば、地頭も穀祿の平ならざるを憂へずして、長く數多の民を懷くる事を得、農民も數多の地頭代官抔に苦めらるゝ事を免かる。一わたりに限りては、知行の本意に非ざるに似たれども、勢ひにより時を濟ふの良法といふべし。後の人、能く君の御志を繼て是を修めなば、兵を強くする一助ともなりぬべし。さて此經界を正くし給ふ事、御代の初より十年の間評議まち〳〵にして、定め難くありけれども、實事にかゝりぬれば、其評議せしとは思ひの外に易かなる事も亦難き事も出來ぬ。其事擧げて數へ難けれども、其一つをいはんに、富める民の歎かんとは誰も分りたる事なれども、貧き民は喜ばんとのみ計りしに、まのあたり其驗し見え難し。其故は、富める者十石と名づけし田より、僅に米四石を納めてありしを、今改めぬれば百石となりて、米四十石を納むる事になりぬれば、年頃三十六石の米を潛かに掠め居ぬる幸をば言はずして、今年より貢米十倍せる事を歎く。さて其富める民の貢米十倍せし如くに、貧き民の貢米を十分の一に減じたらんには、さこそ喜ぶべけれども、富める民は少く、貧しき民はいと多ければ、一人の富める者より增納むる三十六石もて、貧民百人の租税を緩むる時は、僅に米三斗六升許りの救なり。（此に數へし米穀の數はすべて其大凡をいふのみ。）又年頃荒にし畠に、草木生茂りぬるも、猶畠の名にてありしを、皆改すてゝ山野となしぬれば、封内の畠地大に減じけれども、斯の如き地は年久しく荒てありければ、此度廢りぬるとても、一

〔仁政は必云々〕孟子滕文公上篇に、夫仁政必自二經界一始、經界不レ正、井地不レ均、穀祿不レ平、是故暴君汚吏必慢二其經界一、經界既正、分レ田制レ祿、可二坐而定一也と見えたり。

〔文祿慶長の檢地〕檢地とは土地の經界を釐正し、段別を測り、收獲高を査定するを云ふ、豐臣氏は天正十七年檢地に着手し文祿四年に至りて略完成す、世に文祿檢見又は太閤檢見と稱す、次で慶長、元和に亙り檢地あり、慶長の檢地は大久保石見守、伊奈備前守の奉行にて、石見檢地、備前檢地の名あり。

人の民に向ては、さばかりの惠にもあらず。されば富める民は歎き、貧き民も大に喜びもせず、領中の石高は減じぬれば、經界正しぬるわざは謂れなき事と思ふ人もありつべし。そはいはゆる姑息を喜ぶ小人の言にて、聞くもいまはしき事なり。孔子も寡きを患へずして均しからざるを患ふと宣ひ、孟子は仁政は必經界より始ると言ひ、其他識者の論みな是に同じ。然るを名のみありて其實なき土地より年貢を取り、草木生茂りたる山野を指して畠といひ、一段に足らぬ田畠を二段といひて、其租税を責る類ひ、民の父母たる者いかで是を見るに忍んや。かくなりたるを其儘に捨置けば、後の世にはいかばかり亂れん事計るべからず。仁政といへる者は、まのあたり其驗し見えずとも、日を重ね年を經るに隨ひて、其澤大なるを宗とせり。二百年已來紛はしく亂れたる田畠、封内の隅々まで繩打渡し、土地の美惡を論じ定めて、民の産を均しく、士の祿を平かにし給ふ事、誠にこよなき仁政と申奉るべし。其實地を踏ずして、其事業の跡をのみ見聞なば、繩の打樣位の定めぶり、租税の納め方抔、かしこは斯く當て、こゝは斯くなし度き者を抔といふべけれども、昔世の中の人、兵亂を厭ひ、いかにもして田畠作らんと思ふさまなる時には、經界正しぬる事もなし易かるべし。（文祿慶長の檢地是なり。）今は泰平の御代年久しく、上下こも〴〵利を取るといふにも似よりたる世の中に、土地を改むる事はいとなし難きわざなり。水戸の封内狹しと雖も、幾萬人の民草、露許りも心を動さずして、大業を畢りぬる事、君の仁德民の心に感じぬる事の深きを知るべし。されば何れの國にもあれ、今の世に當りて易らかに、經界正しぬるよしだに聞かば、其手振の善し

あしは兎もあれ、其君こよなき仁德ありと思ひやるべき事になん。

幕府の褒賞を蒙り給ふ事

天保十四年癸卯の四月、大將軍の君、日光山なる神廟に詣で給ふにぞ、我中納言の君も、尾張紀伊の君諸共に豫參し給ふ。同じ年の五月の中つかた、水戶に歸り給はんとする時、殊更に御使もて登營し給ふべき旨仰ありしかば、君も臣もいかなる仰せ事やあらんと思ひしに、大將軍の君臺顏殊に怡はしく、君を御側近く進め給ひて、君年つ頃政事務め給ふことを深く感じたまへる由仰せありて、御手づから黃金作りの御佩刀を參らせ、しかのみならず、金梨子地に群鶴を蒔繪にしたる御鞍鐙に、黃金數多添て參らせ、老中濱松の侍從（水野越前守忠邦朝臣）。臺慮の旨を手づから記して君に捧ぐ。其御文に曰

御意

一昨年來國政向格別被行届文武共不絕研究被在之趣一段之事に被思召候倘此上御在邑中御領中末々迄公儀御德化相靡被遊御安心候樣厚御世話可被成候依て御傳來之御太刀被遣候永々可被成御秘藏候且御領中巡見等之節被用候樣御鞍鐙被遣候並に何角之爲御用度黃金被遣候源義殿之遺志被爲繼益被勵誠忠候樣可被成候（此御意書の初に一昨年とあるは辛丑の年にて、幕府にては此年より萬の事改正し給ひ、享保、寛政の政にかへし給ふべき旨被仰出我君世をつぎ給ひしは己丑の年にて、十年餘り五年迄國政に力を盡したまひしを、一昨年辛丑の年已來とせしは、美を幕府に歸する所以にて、流石濱松侍從の筆とこそ知らるゝ。後の人疑を生ぜんことやあらんと、聊か其の由を記しぬ。）

〔大將軍〕家慶也。

〔神廟に詣で云々〕毎年四月は東照宮の大祭にて將軍又は名代の參拜あり將軍自身の參拜は元和三年に始まり此時を最後とす。

〔水野越前守忠邦〕忠光の第二子也、文化九年襲封、文政元年唐津より濱松に移封、天保五年老中となる、忠邦夙に弊政改革の意ありしが、時の將軍家齊と相容れざる爲蟄伏する多年、天保十二年家齊薨ずるに及び、所謂天保の改革を斷行し、弊政を一掃せしが、施政往々過激に流れし爲め士庶の恨を買ひ、十三年遂に致仕す、弘化四年卒す。

〔備文兼武云々〕天和三年二月靈元天皇より、光圀に下し給へる宸翰中この御言葉あり。

〔黃門〕中納言の唐名也、光圀は元祿三年十月十四日致仕、翌十五日權中納言に任ぜらる。

〔壬辰の年〕天保三年也。

〔亞相〕亞相に亞ぐの意、大納言の唐名也。

仕退きて小石川の屋形に歸り給ひ、執政等に仰ありけるは、寡人不肖の身にして、圖らずもかゝる惠に逢ひぬる事、是偏に家中の諸士能く文武の道を勵みて、寡人が志を助けぬるによれり。是より後は、いやまし心を固くし力を一つにして、將軍家の厚き仰言にかなひぬる事を心得べし。家中の諸士にしかじか仰を傳へよと宣ひければ、則ち年寄より左の如く申渡す、

昨日以上使被仰進之通今日御登城被遊候處於御座間御對顏被爲在別紙御意之通御直に被仰含御太刀並に御鞍鐙等御拜受被遊候御國政向之儀兼々御世話被爲在候御事に候得共畢竟御家中末々迄御改正の御趣意相守り候故右樣出格之御褒賞被爲在候儀と思召候依ては此上御國政向益御勉勵被爲遊候に付追々被仰出候文教武備御領民御撫育等之儀其職々は勿論一統相勵別紙上意之趣御相當被遊候樣可仕旨被仰出もの也。

斯て其佩刀等を拜見する事を許し給ひければ、家中の人々貴きも賤きも、眉を開きて悦び勇みぬる事大方ならず。抑も義公には、忠孝の義を明かにし、文武の道を勵まし給ひ、時の御帝より備文兼武絕代名士と敕褒ありしかども、いかなる故にや幕府よりは褒賞し給はず、六十の御齡を過させ給ふ迄參議におはし、世を遁れ給ひて明る日に黃門に拜し給ふ抔、時に逢ひ給ふとはいふべからず。されども百年の後に至りて、御志いよ〳〵著しく、御名ます〳〵輝きて、明君とだにいへば必西山公と申奉ることになりければ、大將軍家京師の詔を傳へ給ひて、亞相從二位の官位を賜り給ふにぞ、義公の

〔享保寛政云々〕吉宗將軍となるや努めて前代華美の風を矯めむとし、享保中風紀を革新し文武を奬勵する等鋭意治を圖り、治績見るべきもの多し、世に享保の治と稱す、其後家重家治相次ぎしも將軍の器なく、殊に家治の時は田沼意次專横を極め、幕政全く頽廢せしが、家齊嗣ぐに及び、松平定信を登用して寛政の改革を行ひ、綱紀一新、天下また享保の治に復す。

德義彌後世に顯れける。然るに今大將軍の君は、萬の政邪なるを去り正しきに就き、奢れるを惡み約なるを敎へ、享保寛政の跡を慕ひ給ひて、文武の道を振ひ起さん事を計り給ふにぞ、我中納言の君、まのあたりかゝる惠に逢ひ給ふのみならず、義公の遺志繼ぎ給ふべき仰迄蒙り給ふは、いかに嬉き例しならずや。かしこくも義公の御靈、此事を聞き給はゞ、一つには我君のまのあたり時に逢ひ給ふ事を喜び給ひ、二つには御身其時には逢ひ給はねども、百年の後に遺志をつぎ給ふ事をや喜び給ふらん。常陸帶の書こゝに書き果てつる事、心なきにあらず、見ん人心してかな。

常陸帶下卷終

回天詩史

〔賡〕歌ひ續くるを云ふ。
〔刀水〕利根河也。
〔嫖姚〕漢の武官の名也、漢　票姚に作る、爰は霍去病を指せり、下の定遠と共に五五二頁を參照すべし。
〔丘明〕姓は左、魯の史官にて、左氏傳の撰者也、年代につき異說あるも孔子と同時代の人にて春秋を傳授せりとする者多し。
〔馬遷〕司馬遷也、字は子長、龍門の人、漢武帝の時の學者にして、父司馬談の志を繼ぎ史記を完成す。
〔古人有云斃而已〕禮記表記篇に、志身之老也、不知年致不足也、俛焉日有孶孶、斃而后已とあり。

回天詩史　卷之上

述懷有序

余之獲罪屏居也。偶得三決死矣而不死之句。既而又就其韻。賡二十五回渡刀水之句。毎得一句追懷往事。感慨四集。乃就其句。錄事實於左。如此者連日。遂成八韻十四句。其錄亦又爲十一篇。其叙事。或觸類而長之。或託物而發之。雖固出於遣悶泄欝之餘。亦可以觀世變矣。因命曰詩史。其冠以回天二字者。蓋竊有微意在焉。然言頗觸忌諱事亦多機密。非敢示諸佗人。聊遺於子孫云。

三決死矣而不死。二十五回渡刀水。五乞閒地不得閒。三十九年七處徙。邦家隆替非偶然。人生得失豈徒爾。自驚塵垢盈皮膚。猶餘忠義塡骨髓。嫖姚定遠不可期。丘明馬遷空自企。苟明大義正人心。皇道奚患不興起。斯心奮發誓神明。古人有云斃而已。

三決死矣而不死　（第一句）

彪頑鈍獲罪於幕府、禁錮默處。因徐憶從前之事。決死矣而不死者。至是凡三矣。文政甲申。彪年十有九。會諳厄利亞夷舶、屢出沒東海。遂下輕舸來、於常北大津村。村人捕獲以告。大津村係元老中山氏采地。廻發本藩騎士屬中山氏者。（所謂組附者。及今納言公襲封、廢而不置。）赴急。又發隊長及歩卒。副以監察（所謂目附。）下倣之。行人（所謂使番。）等之職。以備非常。事聞於幕府。幕府使代官古山某（稱善吉。）譯者吉雄某（稱忠次郎。）等、按驗事由。當時輿論皆謂。幕府必修舊典、火夷船、戮夷人。以耀威於海外。及古山等至。詰問甚寬。待以漂泊投陸之例。我先子聞之、竊謂彪曰。頃年醜虜、窺窬邊海。時或鳴大礮。震驚我人民。傲慢無禮。其謂之何。而擧世姑息、喜無事。吾恐其或出於放還之策。以苟一日之安。果然。則堂堂神州、無一具眼人也。吾甚愧焉。汝速赴大津、竊伺動靜。若審其放還之議決、則直入夷人之舍。揮臂力。鏖夷虜然後、從容就官請裁。雖出於一時之權宜、庶乎以少伸神州之正氣矣。吾不幸多女子。唯有汝一男耳。汝而死、則吾祀絕矣。是吾與汝、命窮之時也。汝勿顧慮。彪慨然曰、謹奉教矣。蓋義見於色。先子泣然曰、眞吾兒也。因速辦行裝。適伯舅丹子正（名就道。稱市郎兵衞。爲人慷慨有奇節。尤長於和歌。）來。先子因命杯杓。陰寓餞彪之意。酒未酣、俄有飛使。自大津來。曰、古山某等、詰問夷奴。以爲其上陸所以乞薪水。且有他賜、乃給以薪水及米菓。許其歸巨艦。時風波頗惡。不審巨艦在何方位。而夷奴不以爲意、欣然乘一輕舸而去。不知其所之。一坐恍然。是彪決死矣而不死之一也。文政己丑。彪年二十四。哀公疾病。人心洶洶。初武公早喪恭穆夫人。以故不有適嗣。有庶公子四人。曰榮之

〔文政甲申〕文政七年也、同五月英船常陸に來る。
〔納言公〕中納言水戸齊昭（烈公）也。
〔目附〕諸臣の非違を監察する職也、幕府及び諸藩に置かる。
〔使番〕各地を巡廻して諸臣の治績動靜を視察する職也
〔代官〕もと主君に代りて執務する者の總稱なりしが、江戸時代には幕府の直轄地を支配する者を云へり。
〔文政己丑〕文政十二年也。
〔哀公〕名は齊修、文化十三年封を繼ぎ、文政八年權中納言に任ぜらる。
〔武公〕徳川治紀也
〔恭穆夫人〕紀伊中納言治貞の女也。

〔敬三郎〕齊昭の幼名也。
〔文恭公〕德川家齊なり。
〔三藩〕尾張、紀伊水戸の三家を云ふ尾張は家康の第九子義直、紀伊は第十子賴宣、水戸は第十一子賴房より出づ。
〔台德〕德川秀忠也
〔大猷〕德川家光也
〔尾敬公〕義直也。
〔南龍公〕賴宣也。
〔威公〕賴房也。
〔有德公〕吉宗也。
〔彰考館〕小石川の水戸藩邸に在りし修史の館也、光圀明暦年中駒込下屋敷に史館を設けしが、寛文十二年小石川に遷して彰考館と改名す。

允君。曰禔之介君。曰敬三郎君。曰銈之允君。榮之允君立爲世子。卽哀公也。禔之介君爲高松侯所養。銈之允君亦爲宍戸侯所養。獨敬三郎君。留在藩邸。蓋武公之志也。當是時。大將軍（諡文恭公。）子姓振振自尾紀二藩。旁至於越前家。國主城主。苟無嫡嗣者。皆降幕府公子爲嗣。其國老有司等。或迎合希旨。至於其甚。則不復問其庶子庶弟有無也。我先子常慨之。齎志以沒。至是有飛語。曰。萬一公病有不可諱。則將請清水侯以爲嗣。侯亦大將軍庶子。一國愕然。夫東照宮之所以建三藩。將以廣其血胤。共輔翼幕府。以保宗社磐石之安也。不幸台德大猷二公。及尾敬公之胤。既不可見。則東照宮之統。僅係於紀南龍公與我威公之胤。萬一又不幸。失威公之統。則奉南龍公之胤。（有德公以來。幕府亦爲南龍公之統。）以爲嗣。固也。今面有敬三郎君在焉。而有司若奉清水侯。則將措敬三郎君於何地耶。於是日夜企首。俟江邸之報。十月朔壬戌。彪以例登彰考館。（時彪擢總裁之職。）陪執政（所謂年寄。下做之。）參政（所謂若年寄。下做之。）試諸生講經。適獲江邸親朋根本仲德（名敬義。稱三十郎。更稱五六郎。爲人容貌羸弱。若不勝衣。而中實沈毅。尤重節義。）書。曰。青山子世（名延于。稱量介。時爲江邸史館總裁。閱見該博。尤長於史學。嘗於著述。○館名彰考館。義公之所命。而書史館者。從官府及通俗之稱呼也。下做之。）憂儲嗣不定。詣執政榊原淡州。責以大義。淡州哂曰。子何不通事理之甚也。幕府三藩。均是東照宮之胤。萬一有不可諱。則奉幕府公子繼統。何不可之有。子世怫然而出去。又曰。邸中用事者。日夜出入於閣老（所謂老中。下做之。）沼津侯（水野出羽守。）之第。事情不測。倘使山野邊氏（名義觀。稱兵庫。當時以門子。別賜俸祿。列國老之班。雖不預政事。而愛賢下士。研究文武。屹爲一國之望。）在江邸。則足以破有司之姦謀。辭甚激切。而寄彪及杉山

士元名忠亮。稱千太郎。身長六尺。豪爽有大志。初從古賀彌助而學、後遊於先子之門。之書也、彪謂、此國家大事、志士授命報國之秋、直詣山野邊氏、諭示仲德書。且謂曰、事急矣、夫子蓋與士元謀、士元。大夫所信。大夫頷焉、彪歸家。祭先子於庭。毎月朔望、登城則遙拜公之後、祭於庭。是日亦然。且告以實、筮南上赴急、不吉、彪投策曰、見吉而行、見不吉而止者、尋常人事耳。至於大事、則固不可以吉凶變其節。今既決死、則不吉既兆、又復何筮、乃謝神主。急裁書、會二三同志於梅巷之宅。川瀨、名教德。稱七郎右衛門。其人雖不讀書、而剛毅有膽略。與先子交最深。嘗以剛腸獲罪、禁錮者七年。當時遇赦而出、爲小普請組。會澤、名安、字伯民、稱恒藏。爲人篤實純孝、而有大志。於先子之門稱高弟。所著有新論・迪彝篇等之諸書。吉成、名信貞、字優善、稱又右衛門。爲人忠愨、尤重名節。有幹事之才。初從大竹子虛而學、後遊先子之門。杉山、名寄、字子健、稱幸太郎。以文章才學稱。嘗從太田才佐而學、後出入於先子之門。鈴木宜章。字子賢。稱莊藏。幼從先子而學、爲人溫醇而有氣骨。子健・子賢・士元當時皆爲史館編修。伯民方出爲郡奉行。諸子往往來集。士元則在山野邊氏宅、亦時往來於彪廬、議南上之策、蓋不乞而出境者、國有刑典、以故其議紛紜不決、川瀨翁長於決斷、慨然曰、使吾輩幸不死而蒙出境之罪、則社稷之福孰大焉。議遂決矣。時山野邊氏父義質、稱主水正。良公庶子、在藩君之子、出嗣山野邊氏。方以亞卿執國政。告以實、則不獲發也、乃陽爲禱公病於靜神社、乘夜跨馬而出。途過梅巷、川瀨・會澤・杉山・吉成及彪、褰裳而俱出矣。時既五更。至長岡驛、則吉成後矣。蓋歸而激監察戸田忠敞。稱銀次郎。戸田固沈深有義氣、振袂俱上。途云、彪等與山野邊氏、以二日申子之夕抵江戸。皆謂、執政有司、既不足與責、所可倚頼、唯有守山侯耳。是夜山野邊氏詣小石川邸。候公病狀。彪等四人、則至吹上第、請謁守山侯。侯蓋難之、其臣遲塚九二八、周旋尤力、侯遂延

〔古賀彌助〕名は樸、精里と號す、朱子學を修め、寛政七年幕府の儒官となる。

〔先子〕亡父の意、藤田一正（幽谷）也、文公の時水戸藩に仕へ修史を掌り武公に至りて總裁となる、文政九年十二月歿す。

〔大竹子虛〕名は親從と云ふ、世々水戸の藩士也、寛政五年史館に入り、後ち館主となる。

〔靜神社〕常陸國久慈郡靜村に在る式内の社也。

〔守山侯〕水戸の支藩なる大學頭松平賴愼也。

〔小石川邸〕今小石川區砲兵工廠の構内に當る。

〔齋藤彌九郎〕名は善道、岡田十松に劍道を學び、江戶に練兵館を設け子弟を敎導す、又た經義兵法に通じ勤王の志厚かりき、木戶孝允、渡邊昇等亦其門に遊べり

〔韜鈐〕韜は弓袋、鈐は矛の柄也、總じて武術兵法の意に用ふ。

〔吉田〕尙典の子、活堂と號す、齊昭の時弘道館の助敎となり歌學局の事を掌る。

〔翠軒〕立原萬也、甚五郎と稱す、文公の時侍讀となり史館總裁に進み、又た政事に參與す武公の時致仕す。

四人於燕室而見之。四人共陳飛語紛紜。事倩不測之狀。因請立敬三郎君為世子。侯謙遜持重。不肯為果斷之言。徐曰。本宗大事。寡人敢不竭力。然若其成否。則非寡人所可豫言也。辭意懇懃。慰諭具至。四人感激而退。然猶竊憾其自任之或不厚也。夜既過三更。無由就逆旅。乃投劍客齋藤彌九郎於飯田街。彌九郎與彪及士元有舊。且驚且喜。延入擊劍場。供以鹽豉粥。四人鼓腹就寢。四日乙丑黎明。俱入小石川邸。叩監察今村某之門。達所以不請而南上之狀。會於仲德之舍。初有岡井翁（名與。稱富五郎。侍講經筵。）者。憂哀公無儲嗣。屢諷公。請立敬三郎君為世子。公諾焉。而以其異母弟。慮其所生相軋生隙。未決。親裁其由。以賜翁。及翁病將死。以為仲德可託大事。竊示仲德以公書。謂曰。吾老病交至。而豚兒幼稚。儲嗣之議。子其有以紹吾志矣。仲德感激許諾。至是。仲德日夜憂苦。雖在下僚。（時仲德以下士。為史館生員。）以身自任。至誠動人。桑原（名信毅。稱幾太郎。為人寡默而有智略。博涉群書。尤長於韜鈐。）吉田（名令世。字平坦。稱平太郎。少以才學。補水館生員。後徙江邸。為史館編脩。侍講於敬三郎君。尤長於國學。兼妙和歌。）岡崎（名正忠。字子衛。稱次郎兵衛。少從先子而學。精敏強記。有常陸稽古祕書等之著述云。）高須（名榮清。稱欽之允。後更源太夫。節義之士也。）吉村（名彰常。稱榮藏。好善之士也。）諸子。往往見訪。皆江戶有志之士。適吉成亦來。忠義慷慨。議論奮發。又訪立原氏。（名任。字子遠。稱甚太郎。翠軒先生之長子。為人胸襟灑落。不修威儀。頗有知人之鑒。聞見該博。尤長於書。）頗得聞事情曲折。主人大聲罵有司用事者。家人遽止之。主人曰。光明正大之論。唯憾聽者之少耳。四人為之釋然。大泄憤懣。是夜投春日街之逆旅。水戶同志之士。不期而南上者。絡繹相踵。巨室則將監松平氏。（今宍戶侯。）世家則三水。（名之則。稱庸之介。）跡部。（名正生。字伯道。稱彥九郎。後復舊氏武田。）

〔未牌〕午後二時也
〔殺身成仁〕論語衞靈公篇に出づ。
〔辛卯〕天保二年也
〔鶴千代麻呂〕慶篤（順公）也。
〔天保甲辰〕天保十五年（弘化元年）也
〔土井大炊頭〕老中土井利位也。
〔阿部伊勢守〕老中阿部正弘也。
〔庚子歲〕天保十一年也。
〔文恭公薨〕天保十二年正月也。
〔幕府大云々〕文化文政の頃上下奢侈に奔り風俗頗る頹廢せしが、天保十二年に至り、時の老中水野忠邦享保寬政の遺策を學びて諸政を刷新し、同五月全國に令して奢侈を嚴禁せり所謂天保の改革これ也。

稍稍北歸。同行之士、亦或欲引去。彪不可、曰、以先公之遺言、有元老之請、則事既就緒、乃俟其命允、不亦善乎。忽有浮說曰、小斂儀節、未載主喪者。事情難測。人心復騷然。向之北歸者聞之、或途反南上。至八日己巳、始有幕府允立敬三郞君爲嗣之令、敬三郞君卽今納言公也。藩邸之士、爭寫其令、到逆旅而相示、悲歡交至。不覺涕泗横流也。時既過未牌、皆欲以明日上途、彪又曰、既不請而出境。又相牽震駭府下。其罪不細也、然信宿至今者、以其無君也、今既有君、不宜暫躊躇、川瀨翁深是彪言。卽刻相從、與同志之士三十人許、既北歸者、十人許。發春日街、至葛西新宿而投焉、以十日辛未還家。當是時、堂堂大藩、無君者、三日三夜。疏外小臣不知廟謨、而浮說滿巷、事情不測、其間日夕會議、反覆論難、非殺身成仁之說、則高蹈遠引之計。不圖納言公得立、而又見有世子及公子振振、如此之盛矣。公以辛卯夏、娶有栖川親王之妹。是爲登美宮夫人。生鶴千代麻呂君。二郞君。七郞君。山野邊氏生二二郞君。八郞君。十郞君。松並氏生三郞君。五郞君。九郞君。某氏生六郞君。立原氏生余一君。不幸二郞君、三郞君、二二郞君。六郞君。早夭。而鶴千代麻呂君。及六公子強健。咸公之胤。於是乎益盛矣。此彪決死而不死之二也。今茲天保甲辰、彪年三十有九、公在國。四月二十日、幕府閣老連署、土井大炊頭、阿部伊勢守。牧野備前守。其不署眞田信濃守者。蓋以其移病也。傳宣參府凡諸侯到江戶、皆謂之參府。下傚之。之命。所謂奉書者、而本月十八日所發也。前是一二日、閣老阿部勢州、招我元老中山備州、詰以七事。其目頗類疑公或挾異志者。公在貴賓閣、聞之速還城、謂有司曰、寡人以庚子歲就國、例當以翌年參府、而正經界建學校、事頗繁雜、因更乞一年暇。適文恭公薨。寡人請奔其喪、幕府有旨。遂不果、亡幾、幕府大張紀綱、庶政

〔太田備州〕老中太田資始也。

〔備州免職〕天保十二年六月也。

〔水野越州〕忠光の第二子、遠江濱名の城主也、天保五年本丸の老中となり、家齊の薨後天保の改革を斷行せしが、施政峻嚴に過ぎて漸く士庶の反抗を招き同十三年職を免ぜらる、弘化元年再び老中に起用、翌年罷免せられ四年卒す。

〔義公〕光圀也。

〔毀淫祠云々〕寛文五年十二月光圀領内の淫祠三千八十八を毀ち、六年に至りて新建の寺刹九百九十七を毀ち、破戒の僧三百四十八人を還俗せしめき。

一新、翕然有中興之勢、越一二月、閣老太田備州。寄書。慫慂寡人參府。寡人心謂。使幕府用寡人耶。宜閣老連署傳召命、俾使其忌寡人耶。寡人既不奔故將軍之喪、而因備州一人之言。自請參府耶。恐招躁進之譏、不如恬退自守以俟命也。迺以實報備州。何圖旬日之間、備州免職致仕、而寡人賜五六年之暇。時閣老水野越州等寄書曰。寡人不欲參府。故有是命。嗚呼。寡人雖無似。以懿親備員於三藩、而際會中興之運、豈無速參府以補涓埃之志耶。自顧唐突進取。徒爲小人所譏、斯其所以持重。而閣老誣以寡人不欲參府、不亦戻乎。寡人嘗上中興之議、首論日光神廟不可不拜也、亡幾。有外夷之警、幕府令諸侯。嚴繕兵備。承平日久、金革鏽腐。兵銃不全。一旦補脩、其費不貲。寡人因又議。上自幕府、下至諸侯及麾下士林。悉傾拜神廟之費。以充金革兵銃之用。俟數年之後風俗儉素、財用富足、然後有日光之行。則奮武追孝。兩得其宜矣。閣老又寄書曰。日光之行既決矣。君若不能預參。則宜備以窮乏。嗚呼。水戸雖貧。豈欠數十里行旅之資耶。且寡人所議、固非一國一家之事。而閣老疑寡人託正議以營私、不亦異乎。去歲四月。還自日光。越一月。誤蒙褒賞。加以雄刀鞍鐙黃金之賜、使寡人繼義公遺志、以效葵公之誠。寡人感激。自顧。經界既改。學校粗就。器械甲兵。頗得繕備。國中子弟亦漸知方。而佛教蠹民心者未除。僧徒害風俗者未沙汰。神祇荒廢者亦未興復。昔者義公。定一村一祠之制。毀淫祠者。不可枚擧。沙汰無賴之僧徒。遂毀佛寺者蓋以千數矣。百歲之久。其弊復生。豈可不脩公之遺緒。以對幕府之盛意乎。乃發命下令。

其於神祇興廢繼絕。以致尊崇之誠。其於浮屠。所謂如法也賞之。破戒也罰之。伽藍傾頽。無由補葺者。因毀之。沙門壯强。請爲氓者。因髮之。凡有害於俗。無益於民者。務除其弊。今未能行義公十分之一。曰十分之一者。公謙遜之辭。而彪直記其言。觀者不以辭害意。可也。而群議鼎沸。僧徒獲罪者。極口誹謗。至於其甚。則以寡人。爲懷異志。凡寡人之所爲。動渉群疑者。如此。而寡人不以經意。自信愈厚。常謂愼形迹避嫌疑。陰講武備。戒不虞者。所謂國主及外諸侯之事耳。至於親藩。則固宜公然張皇。以示治不忘亂。效忠於宗室之意於天下。乃鑄銃於郊。閱兵於野。責臣庶以實用實效。毫無有所隱諱也。讒人因以間之。抑亦危矣。然大將軍英明絕倫。豈信讒而疑骨肉之親。使破戒不如法之僧甘心於寡人哉。汝等以爲何如。有司惶懼。不知所措對。公曰。台命至嚴。不可依違。其遽辨行裝。有司請以五月二日發軔。公許焉。執政結城寅壽番頭雜賀孫市。側用人彪等從焉。彪自四月二十八日。臥病。至是。惡寒頭痛殊甚。衆醫爲難其行。彪心謂斯行死且不辭。區區病痾。奚足經意。慨然自奮。告別於萱堂及妻孥。心誓永訣。適姻好武田彦九郎來餞。揣知彪心事。不忍把杯杓而去。彪慮家人怪之。故呼親戚數人。强飲酒。亦不能醉也。遂以二日黎明辭家。蓋行程四日間。粒食僅不過二三椀。其苦可知也。五日巳牌。從公入小石川邸。故事。三藩之君參府。卽日大將軍。使閣老就第賀之。而是日闕焉。邸中失望。皆曰。公必獲嚴譴。彪竊謂事既發。則噬臍無及。不如及其未發。早爲之計。然臣子之處變也。殺身以訴哀。則人或憐其志。而信其言。徒以口舌爭。則愈來猜疑。而受奇辱。嘗聞幕

〔氓〕衆民也。

〔張皇〕皇は大也、擴張に同じ。

〔治不忘亂〕易經繫辭下傳に、君子安而不忘危、存而不忘亡、治而不忘亂とあり。

〔大將軍〕家慶也。

〔發軔〕軔は車の止木也、出發するを云ふ。

〔側用人〕將軍又は諸侯に侍し、下臣の上申等を上聞し可否を獻替する職也、天保十一年彪この職に任ぜらる

〔噬臍無及〕悔ゆとも及び難きを云ふ左傳に、若不早圖、後君噬臍とある杜預の注に、噬臍、喩不及とあり。

〔君辱臣當死〕國語越語に、范蠡曰、爲人臣者、君憂臣勞、君辱臣死と見えたり。

〔元老中山〕家老職備前守信也。

〔戶田〕名は忠敞、蓬軒と號す、忠之の子也、齊修に仕へ大番、目付となり、齊昭に至り通事に擢でられ、次で用人、側用人を歷仕し、天保十年年寄に任ぜらる、弘化元年齊昭幽せらるゝや、これに坐して祿を褫はれしが、嘉永六年齊昭の擧用と共に再び政事に携はり、安政元年年寄に復せしが、同二年の震災に死す、忠敞誠忠常に東湖と志を同うす、世に二田氏と併稱す。

府監察。有櫻井莊兵衛者。其人好善有氣慨。適欲從容就死。遣一書訴公之寃。終之以彪篤疾臨絕。無復一點自求之念。因莊兵衛達諸台聽。則庶乎可以挽回頹瀾也。意既決矣。然屢從公駕者。有謁見兩君之便。事頗畏密。不若賴時香默坐參政府。與聞用人之局。下在中近來與參政同局。以俟焉。將留一詩訣。親朋獲君辱臣當死死豈毫可辭之二句。會近臣傳命。還召彪。彪趨而至公所。則元老中山·執政戶田在廡。公反復譬諭。大率如曰與水戶有司書者。中山等皆與公改容。曰寡人不肖不能撫育士民。以他事獲罪於幕府。固所不辭。但以懷異志藏禍心受疑。則不啻寡人之辱。威公以來相傳之意荒矣。使寡人不幸無壽。則徒呑憾懷恨而死。苟天假餘年。則必洗寃雪辱然後已。汝等其體寡人之意。聲色俱厲。三人感憤。不能仰視而退。彪歸參政府。喟然謂。吾過矣吾過矣。幕府所以疑公者。既深。其處分蓋既定。假令公萬一有不良之跡。則彪寸裂肢體。以代公之罪。固其分也。今公之精忠。日月爭光。不幸爲讒人所圍。而彪以死訴之。則彼將謂水藩無辭可以自明。乃其臣某等自盡。以贖其罪。是彪欲明公之寃。反實讒者之言。殺身害於國。不忠不孝孰大焉。忽有報閣老傳命。以明朝召高松松平讚岐守。守山松平大學君長沼松平播州君、皆本藩之支封。其不召松平大炊君者、以當時移病不出也。三侯。政府爲之愕然。會議至夜分。遂不能詳其故也。六日平旦。閣老傳命於中山備州。曰。今日幕府使就第傳旨於高君。於是舉邸皆卜公之致仕。與世子之襲封。而未詳何人來而傳旨也。過已牌。閣老又傳命於備州。曰。使於水戶殿者。則松平讚岐守·松平大學頭·松平播磨守。使於鶴千代麻呂殿者。

〔差控〕江戸時代公卿及び士人に課せる刑名也、職務に過失あり又は親族家來などの處刑せられし時、自家に屛居して官衙に出づるを差控へしむるを云ふ。

〔蟄居〕江戸時代公卿及び士人に課せる閏刑也、閉門の上一室に蟄伏謹愼せしるむるを云ふ

〔逼塞〕江戸時代士人及び僧侶に課せる閏刑也、門戸を鎖して謹愼せしむること閉門に同じ唯夜中潜門より出入するを默許す。

〔今井〕金右衛門と稱す、馬廻、奥右筆、小納戸、若年寄等を歷仕し寺社奉行となる。

則阿部伊勢守。牧野備前守。且曰。公不須見讃州等。又勿煩送迎。家老中山備州・興津能州等。受命。告諸公。以公言。傳諸讃州等。可也。午牌三侯倶來。元老執政延之於對面所。受命。則曰。公近年政事不肅。且驕慢自用。不憚嫌疑。大將軍不懌。公其致仕。移駒籠邸。堅閉門戸。而勿有不謹。若其襲封。則命諸世子云。俄頃而勢州備州亦倶來。世子送迎如禮。備州班在勢州之下。是日以其直月。先勢州而坐。傳旨於世子。其辭命與所命公。大同小異。二人畢使事而去。時世子年僅十三。坐作進退。綽然可觀。群臣悲喜交至。一邸肅然。既而公召彪於燕室曰。寡人既受命矣。有司用事者得無譴責耶。彪對曰。有司亦蒙譴也必矣。他人則不知也。彪叨竊虚名。決知不免。假使幕府網泄呑舟。彪何面目。復碌碌立於世乎。公曰。然則汝將奈何。彪曰。誠獲脱然致仕。以從老公於寂寞之濱。則志願足矣。公曰。寡人亦了汝心事。寡人將以今夕命汝致仕。汝其待焉。彪拜謝而退。是日公裁親書。授中山備州。有彪致仕之事云。適閣老土井氏。招執政肥田大助。授罰中山氏以下有司之狀。彪聞之。不復入政府。日既暮。公命駕徒駒籠。彪與同班諸子。送諸中奥廊下。公戴烏帽。着黑衣。風姿蕭然。諸臣莫不流涕。是夜四更。執政肥田傳命。中山興津二氏蒙責。（所謂差控。）戸田與彪。奪職禁錮（所謂蟄居。）五更歸舍。戒僮鎖門戸。後數日獲鄕書。始詳亞卿山野邊氏。與中山興津同科。執政鷄殿（名廣生。稱平七。）奪職蒙譴（所謂逼塞。）而寺社奉行今井。則與戸田及彪同科。嗚呼。彪沾公之殊遇。非他人比。而不能禦禍於未萠。尸位素餐。以致我公今日之辱。死有餘罪。而幕府寬仁。使彪獲生路。有所

〔強仕〕四十歲を云ふ、禮記曲禮に、「四十曰強而仕」とあるに因る。
〔文政己卯〕文政二年也。
〔志類〕大日本史の内なる神祇志以下の諸志類を云ふ、大日本史中その編纂最も遅れ、明治三十九年に至り始めて完成す。
〔龜田鵬齋〕名は長興、江戸の儒者也、文政九年歿す。
〔太田錦城〕名は元貞、玄齡の子、其學頗る廣く、所謂折衷學派を立つ、文政八年歿す。
〔伊能一雲齋〕江戸の寶藏院流槍術の大家也、牛込築土町の洞院出張所にて教授す、廣く十七藝に達すと稱せらる。

悔悟抑亦幸矣。此彪決死矣而不死之三也。古人有言、死生亦大矣。彪生於平世、齡未盈強仕、而[illegible]出生入死之間、豈天[illegible]彪生無益於世、[illegible]而後之漠漠之鄉耶、抑人惡彪其頑不畏必擠之死地然後已耶。抑亦彪愚昧[illegible]偶當[illegible]自不信[illegible]至是彪無復意於人間之事矣。苟獲保餘齡、閉戸幽居、日尚友古人、時或著作洩憤、至首領以從先子於九原、則雖死不朽也。感慨之餘、援筆錄之、不覺敘事冗長、而亦不忍刪者、蓋臣子之至情也。時五月十六日、梅雨濛濛、黯雲慘澹、杜鵑悲鳴於其間、投筆悵然者良久。

二十五回渡刀水（第二句）

彪夙有四方之志、不幸早丁大艱、忽就仕途、不能復償宿志、然其往來武常之路者、可謂頻矣。文政己卯、彪年十有四、會先子祇役於江戸、彪負豐田天功（名亮。當時以神童稱。今稱彥次郎。見寄彰考館編修與纂述志類。才學精敏、不見其比云）往而寓先子之舍、因始獲見當時碩學龜田鵬齋太田錦城諸子、亦時遊岡田十松之門、試劍術、數十日而歸鄉、乙酉之冬、外舅原氏（名雅言。丹子正之弟）祇役於江邸、時彪方專力於武技、請先子往而寓原氏之舍、每夜半而出至擊劍館（岡田氏教場）切磋磨勵於祁寒霜雪之中者月餘。明年丙戌之春、先子又祇役於江邸、彪復從焉。初彪學十字槍法於鄉先生、獲所謂免許者。自知其法不適用也、至是從伊能一雲齋而學其槍法。及先子將竣事而歸、留彪寓於吉田愚谷翁（名翁

〔天保庚寅〕天保元年也。
〔堯典〕書經の第一篇にて、虞書の內なり。
〔克明俊德〕同篇に、克明俊德、以親九族、とあり。
〔壬辰之夏〕天保三年五月也。
〔學校〕所謂弘道館也、天保九年これを創め、十二年八月假に館を開き諸士をして文武を講ぜしむ、後ち安政四年に至り開館の式を擧げたり、館舍は水戶城西第三廓に設く。
〔戊戌己亥云々〕天保九年土地方改整を命ぜられ、翌年また命に依りて水戶に赴き、經界及學校のことに就き有司と議す。

（尙典。稱不介。平坦之父也。）之舍。戒曰。文武之道。相待而爲用。不可偏廢。汝勿效腐儒迂生之爲。勿混武人劍客之流。於是。彪慨然發憤。命所居之舍曰不息。取諸乾象辭。今納言公。以哀公之介弟。在藩邸。聞之。親書不息二大字。附之翁之子平坦。以賜彪。彪自信愈厚。入則讀書講學。出則弄槍揮劍。未嘗一日廢業。至於十月下澣。聞伯父嬰病危篤。驚而歸鄉。伯父見彪頗慰病苦。先子大喜。與侍病蓐。居二三日。伯父捐舍。彪在鄉二旬餘。先子曰。文武研精。不可失時。使彪復往而寓吉田翁之舍。居四五日。急足來告。先子亦嬰篤疾。時彪在擊劍場。狼狽憂苦。日夜兼行歸家。則先子不可復見矣。數日前受教於膝下者。忽爲遺訓。悲哀號慟。昊天罔極。既過五旬。仍就仕途。乃私持心喪者三年。己丑之冬。哀公疾病。彪與今亞卿山野邊氏等。間行。赴小石川邸。居數日而歸。天保庚寅之冬。彪以郡宰。與同僚川瀨會澤吉成三子。應召到江邸。屢賜召對。（初同召四人。後或分召二人。或召一人。每召對。未嘗不移晷也。）時公方銳意圖治。唯恐失時。召對之暇。自安民固本之說。以至脩文奮武之論。往往及職事之外。而公不少以爲意。四人亦感激盡言。無有所避。將竣事而歸。公手賜親筆。（分堯典克明俊德章三十字。爲四幅。各見藏於家。）勸勉具至。拜恩而退。壬辰之夏。彪轉通事。（今之小姓頭取。）徙家於江戶。既而爲政府吏。公將正經界。以制民產。又建學校。以化士風。而兩地政府。依違不決。徙費文移往復。乃使彪就水戶政府。達公之盛意。且與館職及郡宰。相會協議。於是。戊戌己亥。抵水戶者再矣。皆閱月而歸。庚子之春。擢爲側用人。會公就藩。彪從焉。公嘗憂北虜猖獗。有開拓蝦夷之志。屢建議於幕府。及就藩。亦與閣

〔庚子辛丑云々〕天保十一年蝦夷地開拓願のことに就き江戶に出で、翌年蝦夷下國願の事に就き再び上京す。

〔眞田信州〕名は幸貫、天保十二年老中に任ぜられ、弘化元年免ぜらる。

〔矢部駿州〕名は定謙、天保中諸所の町奉行を勤め治績頗る揚り、同十二年江戶町奉行となりしが、翌年罪を得て幽せられ次で歿す。

〔岡本江州〕名は成、水野忠邦に擢でられ勘定吟味役、勘定奉行を歷任す。

〔羽倉外記〕名は用九、古賀精里の門に學び頗る見識あり、水野忠邦に拔擢せられ納戶頭となる。

老往復簡牘、而事情不通、乃託於他事、遣庄於江戶、以通其情、於是庚子辛丑抵江戶者再矣、因是始獲見閣老濱松侯（水野越州）松代侯（眞田信州）信州嘗屢到小石川邸、與公會當世之務、與二三同志相會、皆一時名流俊之人、而其務圖老之後、執謁、是始。二侍又與一時有名之吏矢部駿州（時爲町奉行）岡本江州（時爲勘定吟味役）羽倉外記等相識也。或一閏月、或數閏月而歸。其在邸之日、公在府將有日光之行、適彪墮馬傷足、就醫於下總扇島。不得從焉。月餘復常。會公召諸公子（五郎君。七郎君。八郎君。九郎君。十郎君。）於藩邸。命彪俱就途。公既拜日光廟。六月就國。艤舟於邸門之前、沿江戶川而下。過釜水。抵行德、捨船從陸、館於大森。明日發抵木下。風水手隊長佐野勘兵衛艤所謂君臣丸而待。風帆如飛、刀水南岸及十六洲之民爭出小艇請牽纜、纜短艇多、纜渲喧譁、殆不可制。公命水手捷纜以數百丈之纜、比至潮來、小艇蓋三百餘、民亦以千數。公命郡吏具大樽於岸撒置、酒盛諸巨椀、賜民之牽纜者。民喜而傾之、猶長鯨之吸百川也。明日亦舟行、適風波險惡、乃陸行抵小川而館焉。又明日抵海老澤。乘輕颶丸。（君臣艦名。）過森湖、泝涸沼到水而歸城。是行也、彪與執政戶田・番頭中村等陪從其侍舟中也、近臣吹管而奏樂、舟子扣舷而發歌、既賜酒肴之賜、又觀覽江山之勝。時方盛夏、而清風四至、眼界豁然、不復知炎熱之爲何物。眞一時之壯遊也。今茲甲辰、幕府命公參府、彪又從焉、公遂致仕。幽居駒籠邸、彪等則禁錮於小石川邸舍。屈指而數之、凡往來渡刀根之水者、至是既二十五回矣。蘇東坡詩云、便令與官充水手、此生何啻略知津、今東湖居士諳熟於武常之路、亦不在尋常驛使

之下也。屛處默坐。仰望駒邸。憂老公之幽鬱或致病。俯憶故鄕。察慈母之痛心日倚門。雖以彪頑鈍。血淚沾臆者數矣。嗚呼。天定勝人。老公之寃。一旦氷釋。飃然就閒於仙湖之上。彪雖亦少緩其禁。去而歸舊廬。奉萱堂膝下之歡者。不知其在何日也。刀水而有靈。則心俟彪之渡江。更添一回。

五月十八日錄。

五乞間地不得間（第三句）

文政年間。我先子與青山子世。爲史館總裁。子世在江戶。先子居水戶。及先子沒。水館不復置總裁。以大竹子虛名親從。稱與五兵衛。會澤伯民。權攝其職。彪以丁亥之春。襲先子之後。以進物番補館職。而先輩鈴子賢・杉士元・飛子健等。班皆在彪之下。意頗不安也。先是。川口嬰卿名長孺。稱介九郎。爲江館總裁。以汚行獲罪。禁錮於水戶。子世代焉。未數年。哀公惜嬰卿之才。起之於廢黜之餘。以大番補編脩。徙於江戶。亡幾復總裁之職。兩館之士。議論喧然。伯民嘗與嬰卿絕交。謂義不可受其指揮。因頭陳情辭館職。遂出爲教授當時文柄。悉在史館。其曰教授者。有名無實。一間散之職。大非今弘道館教授之比。以彪同子虛。攝總裁之職。時子虛齡既垂七十。沈痾家居。彪則年僅二十四。一旦先於先輩諸子之上。統紀館務。愈益不安也。年少氣銳。不能自抑。乃裁一書。寄子世。陳奉身自退之意。且附館局大弊五事。其目曰。心術不正者。不宜居館職。曰。正人實學。不宜廢棄。曰攝職之選。不宜在彪。曰。史業督課。不宜迫蹙。

〔天定勝人〕史記伍子胥傳に、人衆者勝天、天定亦能勝人とあり。

〔萱堂〕母を云ふ。

〔青山子世〕名は延于、雲龍と號す、文公武公の時大日本史の編纂に與り神祇禮義輿服の三志を修し、哀公の時藩史三十六卷を撰す、東藩文献志これ也、烈公弘道館を立つるに及び小姓頭となし總裁を兼ねしむ、天保十四年歿す。

〔丁亥之春〕文政十年正月にて、彪年廿二歲也。

〔川口嬰卿〕もと醫を以て水戶藩に仕へ寬政中史館に入り、武公の時國史を總裁す、後年書院番、小納戶を勤め天保五年歿す。

〔後樂園〕小石川水戶邸の庭園也、德川賴房これを創め光圀の時に至り完成す、後樂の名は宋の范文正公の語「後天下之樂而樂」に因れるものにて朱舜水の撰也。

〔奧右筆〕年寄の下に在りて文書を掌る職也。

〔無告〕己が窮狀を告げて助を請ふべき緣故なき者の意也、孟子梁惠王下篇に、老而無妻曰鰥、老而無夫曰寡、幼而無父曰孤、老無子曰獨、此四者天下之窮民而無告者、云々とあるによる。

曰、虛文粉飾、不宜助長、反復辨論、蓋數千言。彪謂、嬰卿亦先子所嘗共事。今致書於子世、論嬰卿不宜居館職而無一言責嬰卿。豈不愧於心乎、乃又裁一書、勸嬰卿、以引過之圖、議論剴切、頗憂一時。當是時。江邸罹災之後。新建史館於後樂園之傍。土木之美、輪奐可觀、公方銳意於文事、子世・嬰卿、邁奉不遑。屢寄書於水館、責以校史怠惰、而不問人心之服否也。水館之士、感有解體之勢。至是。子世等、以爲兩館隔絕、正議之士、皆群居水館、所以動生波瀾、不如移二三館僚於江戶。以殺其勢、蓋以聞於公、而公從之、於是、子世等、又寄書於水館、令彪及子賢・士元・子健等、各探鬮、其中者、皆徙於江戶、蓋示其公平無愛憎也、彪與諸子議、皆謂無命咫尺左右事體不輕、安傚兒童遊嬉、探鬮而博之哉、乃答子世等以實、因子虛固請辭職、政府未有處分也。會公薨、今納言公立、時勢一變、子世・嬰卿相踵免職、子賢轉奧右筆、士元爲寺社役、伯民與彪任郡宰。宰之爲職、事極紛冗、非復日假簡裁之比。是彪在閒地、不得聞之一也、公勵精圖治、尤用心於民事。悉變易七郡之宰。山口（名正德。稱賴母。）治大里部。友部・（見於上）石神部。田丸・（名直諒。稱右衛門。）濱田部。川瀨・江葉部。會澤・常盤部。吉成・大子部。彪・八田部。既受命徙治處、當時務革正舊弊、依奢致儉、扶弱抑強、洗冤枉、恤無告。其他沙汰僚吏、賞罰村老之類、事尤多端、每有一疑議。七郡互馳遞諮詢、文移如織、而遂不能盡其情於是。四郡之議起、川瀨尤主張其說、其略曰、昔者威公、分封內爲南北中、置郡宰三人。寬永年間、大丈量田野、亦以三人爲之、爾來沿革不一、然未有郡宰出居各所者。蓋以封內狹

〔川瀨〕名は敎德、七郎右衞門と稱す郡奉行を勤むること二回、天保七年勘定奉行となる。
〔辛卯〕天保二年也
〔高橋又一郎〕名は廣備、もと彰考館の學士也。
〔天保己丑〕文政己丑（十二年）の誤か
〔石河幹忠〕字は公恕、操齋と號す、文武に通じ、東湖、忠敬と志を同うす齊昭再起の際奥右筆頭取となる、安政四年卒す。
〔吉成〕名は信貞、愼亭と號す、馬廻進物番、郡奉行を歷任す、東湖の父幽谷に學び經濟武藝に至るまで達せざるなしと云ふ、嘉永元年卒す。
〔東藩文獻志〕五四一頁青山子世參照

少可坐治也。近來分封內。爲十一。既而爲九。爲七。以至今。其制本摸倣肥之熊本。以爲郡宰。親祭民間疾苦。其撫字庶民。猶慈母之於赤子。則戶口可殖。風俗可變。殊不知。庶民狎而不畏吏。村老怠而廢其職。訟獄日滋。廳務日繁。且郡宰會議。不過年一再。七郡處置。或多矛盾。齟齬守尋常則善矣。若欲大有爲。非減郡廳。省冗事。率吏皆居城下。協力一心。而後從事。則決不見成功矣。時七郡僚吏。久居各處。懷土狃安。不欲變更。百計沮之。公斷然用川瀨之說。辛卯之春。復四郡之制。以友部・會澤。爲政府吏。幹奥右筆局要務。所謂御用調役者。文公時。始置。以菊池平八郎任之。然菊池大抵出入中奥。掌公親書草案。不嘗在政府。及菊池沒。廢其職。文化初。武公又置。以高橋又一郎爲之。始常居政府。蓋奥右筆之職。本不過掌政府書記。及執政之人。擧樞要之務。委諸書記。於是奥右筆局。遂然爲親密之地。而其局長稱頭取者。尤執權柄。舊弊浸淫。牢固不拔。武公有見於此。欲置調役於書記之上。一洗其舊弊。而流言誹謗。一時騷然。高橋遂出爲史館總裁。其職亦廢。天保己丑之冬。今納言公新置側右筆。以掌座右機密文書。欲以殺奥右筆之權。不果。乃廢其職。又置調役。小人尤忌之。而公斷然不惑。居四五年。奥右筆往往轉除。無復曩時之舊弊矣。彪亦嘗在其職者五年。嘗有言曰。調役之職。君子居之。則足以維持國家之紀綱。而不能大有爲。苟發大有爲之念。則忽取禍敗。小人居之。則不啻可壞國家之紀綱。亦可以大逞其姦矣。嗚呼其選豈容易哉。山口爲目附。田丸爲勘定奉行。其留在郡宰者三人。川瀨治南。彪治大田。今改稱北。吉成治松岡。今稱東。

新以石河幹忠爲宰治武茂。今稱西。有志之士。皆企首望中興之化。而政府任事者。猶執舊弊不欲更張也。初哀公季年。命史臣。脩東藩文獻志。公薨不果。至是會澤鈴木等以爲欲成中興之業則宜先脩祖宗典刑。斟酌增損。以歸於至當。乃建議復脩文獻志。設局於城中。政府有志之徒。

時往來其局。小人因讒會澤鈴木等以朋黨。遂出會澤爲史館總裁。以鈴木原田（名成祐。稱兵介。）荻爲馬廻。於是政府正議。一網打盡。無復孑遺。深澤（名敦忠。稱莊兵衞。）亦與四人同局相親。至是移病不出。彪與同僚議。以爲郡宰本疏外之職。而頃爲樞要之地者。以公事信任吾儕也。今政府變革如此。凡吾儕建議者皆從中制之。隔絶上下之情。則公之盛意孤矣。因上書屢陳所以退小人進君子。挽回正氣之說。凡驛使往來於江戶者。每月六次。未嘗一次無郡宰上書也。公亦時下親書慰焉。而讒譖先入。無可奈何也。明年壬辰之春。深澤亦坐廢。（所謂小普請組。）彪料不可以口舌爭。即日亦移病不出。朋黨之論益熾。公赫然震怒。遂召川瀨石河二人於江邸。問以事情。二人侃然正議。不遺餘力。公釋然悟。轉彪爲通事。徙於江戶。鈴木子賢代焉。進會澤伯民之資格。而原田深澤荻之徒。亦往往見任用。通事頭（今小姓頭取。）之爲職。宿直中奧。（稱後宮爲大奧。而正寢近臣所宿直。稱中奧。）及日晩近左右。非生長於近臣之間。則坐作言動。或不能如法。而彪以野人任其職。又掌常扈從公駕（所謂御供定。）之命。吏掌衣紋綵縈等之事。其用心尤苦。是彪乞閒地不得閒之二也。乙未之夏。轉爲政府吏。己亥之歲。公發令。將以明年庚子就藩。時公方務修武備。又戒士大夫因田祿多寡備兵馬器械。而巨室世家。皆乏軍用。竊恐其或獲罪。乃結黨密議。欲妨公之就藩也。以爲去歲年穀不登。減士人俸祿。一國皆不聊生。而公就藩。則士大夫職事繁劇。冗費不貲。皆怨嗟嘆息。離心解體。恐大損公之盛德。宜全賜俸祿。以慰人心。若不能然。則不如無就藩之爲愈也。因激所謂小番頭及物頭之職。各書割子。

〔鈴木〕庄藏と稱す、史館編修、奥右筆、馬廻、郡奉行、御用調役等を歴任す

〔原田〕後ち寺社役、奥右筆、公事奉行等を歴任す。

〔孑遺〕遺漏也、

〔讒譖〕譖は苦み誘る也。

〔正寢〕正殿也。

〔年穀不登〕天保七八年諸國の年穀登らず庶民難澁す、世に天保の飢饉と云ふはこれ也。

〔小番頭〕馬廻組、新番等の頭を云ふ新番は警衛、供奉を掌る職也

〔割子〕上書の一體也、正字通に、「牍劄用以奏事、非表非狀者、謂之劄子」、とあり、爰は唯上書の意に用ふ。

（比周）悪しき事につき親み交はるを云ふ。

（免職）天保十年十一月也。

（先手物頭）先手組（弓鐵砲等の係り）の頭也。

（槍奉行）天保九年十二月この格式となれり。

（未盈二月云々）天保十一年正月也。

（宵旰）朝夕に同じ、旰は朝也。

（便嬖）近侍して嬖寵せらるゝ者、孟子梁惠王篇に、便嬖不足使令於前與と見ゆ。

達之於政府。政府不能制。以狀聞。公大怒。謂。姦人比周要君。而政府無一人制之。取其剳子。以聞於寡人。奉職無狀。遂按問事情。將罰巨室某某等。及水戸執政有司與其事者。彪謂執政曰。公之所以赫怒。既聞命矣。抑其聞於公者。非江戸有司耶。今水戸有司蒙罪。而吾儕免於譴。則何面目復見水戸有司耶。執政慰以本末輕重之別。彪不能自安。乃引罪移病。懇請辭職。未一旬。免職。以先手物頭之班。（先是。彪班槍奉行。）充史館編脩。彪在劇職前後十年。始獲閒地。殆有超然於物外之思。何圖未盈二月。忽擢爲側用人。復出入政府。從事獻替。時彪非不得閒。而忽失之。則要之不得閒之三也。公之就藩。宵旰勵精。督責有司。不二三年。經界略改。學校漸就。文教武備。頗執端緒。而公方獲五六年之暇於幕府。於是小人日進。佞媚之說。以迎合公意。公以其易制。或命以事。小人竭力贊成。勢殆類於勇於敢爲者。以故便嬖少年。或遽獲顯官。彪從容屢言於公。以君子小人之辨。而公不省也。彪因懇請辭職。適有讒彪者。謂。彪以今井（名惟典。稱金右衞門。）擢爲參政。心懷不平。又謂。彪家計窘急。勢不能居職。乃託正議。請閒地。人或以告彪。公亦賜手書曰。寡人信汝。而汝疑寡人。汝而去。則寡人亦將致仕矣。彪竊恐。跡甚涉嫌疑。或連及今井。乃勉强視事。適執政傳公命。賜以黃金。曰。子屢苦於行役。察其或乏資用。所以有斯賜。彪心竊慍之。嘿口受賜而退。直入見右筆局。以金託其局長。且謂曰。彪貧固徹骨。向者行役之日。有斯賜。則彪何辭之。抑今日又有行役之命。則亦何辭斯賜。今無故而受之。古人所謂貨之也。幸謝執政。彪雖飢餓。不拜如此之賜。局長不能對。

執政亦不能強而止。當時有司。非皆不知彪者而有是事。彪於是有知浸潤膚受之可畏也。明年癸卯之秋。今井出爲寺社奉行。前一日。彪入奧右筆局。始聞今井以明日轉職。將直入執政府辨之。而執政退。乃趨而至公所。既屏左右。公大聲曰。無乃今井外補之事耶。對曰。誠如尊言。公曰。事已決矣。勿復紛紜。彪曰。既命惟典。則可謂決矣。今未命也。進退唯在公之處分耳。公曰。去歲寡人排衆言。擢今井於不次。既而諸有司屢告寡人。以今井不容人言。寡人保護至今日。而近來執政亦以爲宜外補。參政任重。而今井既失人望。寡人將以今井爲寺社奉行。使從事於敬神排佛。不亦善乎。彪曰。惟典峭直氷清。疾惡之心有餘。而乏容物之量。斯其所以取議。而至於面折敢言。執政憚之。監察畏之。佞邪小人尤忌之。則彪決知無出於惟典之右者。閣下不擢之可也。既擢之。而又遠之。臣恐小人竊拍手相慶。其損國家之元氣不細也。且惟典在政府。則正議抗論。大有益於廟謨。使其處獨任之地。則峻急迫切。其取敗也必矣。公曰。汝盍與執政議焉。彪流涕而退。見結城執政曰。今井不能救耶。結城赧然曰。不能矣。彪謝而去。遂上書。其陳平生欲言而不能言者。杜門移病。使姻戚武田伯道請辭職於政府。居二日。今井來傳公命。勸出視事。且謂曰。吾罷參政。而猶聞勉視事。子何苦。而逡巡至是。彪曰。子之出而視事。猶吾之退而移病。理不得不然。復何怪焉。今井笑而去。又一日島村志摩（小姓頭取）來。傳公命。又使彪勉強從事。彪拜謝曰。病瘳則雖無公命。固將出也。而彪之病。恐非小故。又一日。安島彌次郎（小姓頭取）亦盛服而來。傳公命曰。曩日奏議深感於寡人

〔浸潤膚受〕水の浸潤する如く漸を以てする讒謗及び肌膚の受くる如く我身に切なる訴を云ふ、論語顏淵篇に浸潤之譖、膚受之愬、不行焉、不謂明也已矣とあり。

〔武田伯道〕名は正生、通稱は彥九郎、耕雲齋と號す、諸役を歷任し天保十年若年寄に進み後ち齊昭の事に坐し罷免せられしが、安政二年復職、三年家老職に陞む、正生尊攘の志厚く常に國事を慨す、偶元治元年水戶の志士筑波山に兵を擧ぐるや卽ちこれに應じ所謂天狗黨を率ひて越前に奔りしが遂に勢屈して金澤藩に降り、慶應元年刑せらる

之心。寡人將思之、而汝移病家居。則浮言沸騰、寡人甚憂焉。請爲寡人暫出而視事、彪心謂公之優待至是、而猶固執前議。不敬已甚。且公之悔悟如此。則國家之事。未忍袖手旁觀也、頓首曰謹奉命矣。安島大喜而去。明日起視事。此彪乞間地不得間之四五也。距今僅半歲餘、而公有今日之禍。彪等亦蒙譴責。彪嘗讀史傳。常憾潔身自重之士。知退而不知進。當路用事之臣。知進而不知退。因又疑。其退者固處貧賤。以故恬於勢利。其進者漸慣富貴。所以有顧望之念。今而思之、君臣之情義。固有不得已者。存乎其間。非獨富貴貧賤使之然也、夫人臣之事君。苟志於道義者。孰不欲進而行其道。又孰不欲退而全其義。而其在疏外之職也、一事一議。勤苦於有司掣肘。而見君亦罕。無由吐肝膽。以故其心常憂懣憤激。每有一政一事失體者。謂國事殆去。建議於有司。有司不可。則以爲拒己。溫顏容之、則疑其或見欺。其上書於君。亦多不免有矯激過實之辭。是其所以難進。至於處親密之地、則其如意也、君臣和樂。固不勝其喜、其不如意也、相與歎息於政府。又相與覆議於君前。諷議論辯。無復遺憾。而君臣之間顏情稔熟。自非大事、不忍面折廷爭。其或直言抗議。君視以爲其常。君怒則臣謝。臣激則君諭。昨者爭而今日和、是其所以難退、若夫居無道之世。立於暗君之朝。阿諛迎合、徒貪戀富貴。而不能退者。固不足論也、嗚呼、使十年前之彪見今日之彪。則將笑其見機而不能去。然使今日之彪處十年前之地、則亦將知退而不知進。非彪之操心有二。所處使之然也。抑向者使彪辭職得間地。而公獨遭今日之禍、則彪亦豈得恬然高枕耶。然則屢請間地而不得間者、安知非天賜彪以今日大閒散之兆、世道之變可勝慨哉。 五月十九

〔寡人〕寡は少也、德少き人の意にて諸侯の謙稱に用ひらる、禮記曲禮下篇に、其與民言、自稱曰寡人、と見えたり。

〔移病〕移書して病を言ひ立つるを云ふ、漢書楊敞傳に、移病臥とあり。

〔面折〕まのあたり人の過を責むるを云ふ。

〔先子新云々〕文化五年也。

〔梅巷之廬〕水戸上町梅香の邸也。

〔孝經〕曾子の門人が孔子曾子の孝道に關する問答を錄せる書、一卷也。

〔既歸梅巷〕文化九年父幽谷郡奉行を罷めしによる。

〔徒於八田〕天保元年四月にて、東湖二十五歲の時なり。

〔胥吏〕市町の小役人を云ふ、周禮の鄭注に、胥吏肆長、市中給繇役者とあり。

日二十日條。

三十九年七處徒（第四句）

初彪生而三歲、先子新爲濱田郡宰。徒民巷官舍。同年武公莅國、或肩輿、或跨馬。屢過民巷。蓋當時彪與小兒輩拜觀於路傍。又明年、公將參府。彪嘗謁見於大廣間。後二年從先子歸梅巷之廬。距今三十餘年。恍如夢中。雖公之容貌、不能道其詳也。是年六歲、先子授以孝經。受句讀於堀川潛藏（名潛、字文淵、那珂港人。見爲木村教業館主事。）彪能記、又能忘、潛藏諄諄、教而不倦。宮本吾一（名虎孝、稱左一郎。彪擊劍師。）屢往來寓居、削竹爲刀、使彪擊僮僕。出於其不意以爲戲。木村子虛（名謙、號巽齋、野村人。以奇行稱。）每至城下來投官舍。其人六十餘、貌厚氣完、登城則必汲井浴水而出、歸則與先子把杯談論、酒酣或大聲叫呼、或拔劍稱快。今而思之、僅記此數事耳。既歸梅巷。居十九年、而彪以郡宰徒於八田。八田在水戸城之西六里、那珂久慈二水之間、地僻瘠、民亦貧。寛政年間、文公廢四郡之制、分封內爲十一部、置郡廳於各處。曰濱田。曰常磐。曰紅葉。曰增井。曰八田。曰大里。曰小菅。曰鷲子。曰太子。曰石神。曰安良川。已幾廢安良川。以其爲中山氏采地也。既而又廢小菅・鷲子・增井。爲七郡。至天保辛卯。復四郡之制。高野子穩（名世龍、稱丈介。）擢自書員、新爲宰於此。後白石（名意隆、稱又衞門。致仕、號一如。）石川儀兵衞（名清秋、稱二翁。）友部（見於上。）井阪、相踵任焉。及彪。高野、石川皆有才學、尤長於詞章。白石以忠誠稱、友部以才學敏捷聞。獨井阪舉自胥吏、謹飭自守。然七郡之宰、皆以奉職無狀、奪祿貶斥。而

井阪則外補就閒耳。先輩皆如此。以故僚屬子弟頗存忠愨之俗。又粗有文雅風流之趣。彪口坐廳事。與老吏論議。唯革其近來弊事數件。餘皆循白石友部之舊。而不變更也。廳務少閒。則會僚吏子弟。吟咏風月。談論古今。亦足慰素居之情。數月而郡制一變。於是彪又徙民巷。民巷本良公所嘗營別館。所謂田見御殿。當時四郡之宰。皆設廳於其私宅。及別館廢。建郡廳於其趾。而宰猶居宅。口臨廳視事。寛政中四郡廢。以其東廳爲濱田部官舍。西廳則常磐部官舍。宰始徙居焉。至是濱田入南部。常磐入武茂。乃以東廳爲松岡部官舍。西廳爲太田部官舍。彪居焉。更設南部及武茂之官舍於梅巷。彪至民巷。熟視其官舍及園林。猶逢故友。所謂恍然如夢者。亦或得繹一二端緒。愴然有感舊之情。太田部者。其界起於久慈郡太田。經稻木藤田等諸村。泝久慈川而上。南至太子及關田金澤。西北限八溝山。廻而東過生瀨高倉。至所謂天下野洞諸村。方言。山間稱洞。地頗肥良。民亦不甚貧。又富於名山水。其巡視部下。時或登臨跋涉。足以盪滌郡宰之俗腸。但憾父老導焉。僚吏從焉。農夫輟耕。拜伏於道左耳。四郡之制。皆與同僚相議。施設如約。以故其於部下。無別出意見。布新政者。嘗欲設常平倉於太田部垂今改大宮。太子三所。太田部垂則粗成。未遑及太子而止。後人善知彪之意而修之。則庶乎民不患米價之甚上下。而姦商無所逞其欲矣。公亦嘗有設常平倉之志。命參政及倉奉行。務儲蓄米穀。以爲其資。今茲甲辰之春。見有米四千苞。粟七萬苞。金千六百兩餘。常平之爲設。以貴糴賤糶。爲主。其術如疎。而善視時應變。則民大被其澤。公宝亦不爲不利。而俗吏不知大體。動欲糴於賤而糶於貴。何以異於姦商之爲。苟非其人。則道不虛行。信哉。居歲餘。徙家於江戸之邸。居所謂臺之

〔忠愨〕愨は愨の俗字、誠あるを云ふ。

〔又徙民巷〕天保二年正月也、民巷は田見小路を云ふ

〔常平倉〕米穀を蓄へ置き年の豐凶に應じて出納し米價を調節せしむる倉也、事物紀原に、漢宣帝時、數豐稔、耿壽昌奏、諸邊郡以穀賤時增價糴入、貴則減價糶出、名曰常平、此其始也とあり、我國にては淳仁天皇寶字三年始めてこれを置き、爾後屢この設ありき。

〔甲辰〕弘化元年也

〔貴糴賤糶〕糴は穀を入るゝ義、糶はこれを出す義也。

〔居歲餘徙云々〕天保三年五月定江戸通事に任ぜられ七月江戸に徙る。

〔庚子之春〕天保十一年正月也。

〔孟母擇レ隣〕烈女傳に、鄒孟軻母、其舍近レ墓、孟子少好レ遊、爲二墓間之事一、孟母曰、此非下吾所二以居一レ處子上也、乃去舍二市傍一、其嬉戲、乃賈人衒賣之事、孟母又曰、此非下吾所二以居一レ處子上也、復徙二舍學官之旁一、其嬉戲乃設二俎豆一、揖讓進退、孟母曰、眞可三以居二吾子一矣、遂居と見えたり。

〔里仁爲美〕論語里仁篇に、子曰、里仁爲レ美、擇不レ處レ仁、焉得レ知とあり、居里に仁厚の風ある美とする意也。

西偏、墻外數步、則常泉西岸二寺當二其西一。朝夕唯聞二念レ佛誦レ經之聲一。出レ戶數十步。則後樂園之深樹蔽二其東一。日出三竿、窓猶暗、其稱二南北隣一者、僅隔二一壁一耳。我梅巷之廬、比二之他第宅一、尤爲二狹隘一。而邸舍之地、不レ過二徽廬八分之一一。適夏秋之交、炎熱偪レ人、殆不レ可レ堪。彪自舊曰。昔者寓二吉田翁之舍一也、其室不レ過二方九尺一、四面皆壁、僅取二明於小窓一。而猶能刻二苦於其間一。大丈夫苟居二天下之廣居一。則室之廣狹於レ我何哉。蓋涉レ旬經レ月、習以爲レ常、至二於二三年之久一則不三復覺二舍之狹隘一也。丙申歲、公大發レ令、移二江邸之士於水戶一。昔者祖宗之時、士皆居二水戶一。祇二役於江戶一以二一年一爲レ期、後者來而先者去、名曰二交代一。或曰二在番一。其移二家累於江戶一者、蓋亦甚少。肅公以來、公就レ藩既稀、士之移二于江戶一亦頗多。而若二諸有司及物頭步卒之徒一、則猶依二舊交代一。文公慈惠、憐二士之苦二於行役一、始使下諸有司及諸職移二家於江戶一、名曰中定府上。爾來藩邸官舍稠密、風俗浮薄。而江戶水戶。事情不レ通、文書往復動相疑難、至レ是邸中士庶、移二於水戶一者、二百餘人、僮僕奴婢。不レ可レ勝レ數、咨嗟怨歎。猶二流人之赴一レ謫也。邸舍爲レ之頓空、公乃使二水戶諸有司交代一焉、將三擴而及二諸職一、又令下步卒每二一隊一授二一舍一居常相親睦上。彪之舍當レ授二步卒一、乃移而居二臺之東隅一。其地踞二富阪之上一、東北望二駒籠白山一、眼界頗濶、大非二他舍之比一。庚子之春、公就レ藩、彪又徙二於水戶一。南北奔走者十餘年。而獲レ歸二舊廬一、彪之移二家累一者、至レ是凡七矣。傳曰、士而懷レ居不レ足二以爲一レ士、又曰、小人懷レ土。夫士之志レ道、其居與レ土、不レ足レ思。固也。然孟母擇レ隣、而夫子亦有二里仁爲美之語一、則生二長子弟一、教二育人材一者、未三嘗不二由二風土鄉里之美一也。姑

以彪所目撃論之、八田之俗。其人非不質、其地非不靜。而其民鄙猥偏陋。乏超邁俊偉之氣象。江戸之俗。其人非不勤。其見聞非不廣。而其君子生於深宮之中。不知稼穡之艱難。其小人長於伶利油滑之習。絕無質直樸茂之風。水戸之俗、慷慨好義。勇於敢爲、雖時有汙隆。要之大非江戸及八田間之比。獨不免聞見寡陋。與言動粗俗也。由是觀之。士苟欲教育子弟。則其幼也、居之城下。講武學文。以立其志。或逍遙田野。跋涉山川。以諳艱難。以養士氣、及其心術士操不可奪。則出之於江戸。汎愛親仁。以廣其固陋。周旋士君子之間、以醫其粗俗。則天之所以與我者、自陶冶練熟。庶乎可以無大過不及矣。今夫絲之在繭。不熟而練之、麻之在野、不漚而曝之、徒視其如絮如遂者。曰絲麻不如菅蒯、不亦寃乎。斯論非獨爲我水戸發也。近來論者、動建土著之說。以彪觀之、使農爲士以居其地、則勢易爲。而義不可爲也。使士離城就田畝。則義易爲、而勢不可爲也。假令斷然果決。驅而著之於土。能立其制度。無士農雜居之憂。則或可也。若夫不然。則滿城士林。變爲農夫。可弗思哉。五月廿一日。廿二日未。

〔稼穡〕稼は禾を種く義、穡はこれを收むる義也、總じて農業を云ふ。

〔汙隆〕盛衰也、汙は低きを云ふ。

〔絲麻云々〕徒に美物を恃みて賤物を捨つ可からざるに喩ふ、蒯は菅の一種「アブラガヤ」也 左傳成公九年に、雖有絲麻、無棄菅蒯、雖有姬姜、無棄蕉萃、と見えたり。

回天詩史巻之上終

回天詩史　卷之下

邦家隆替非偶然（第五句）

恭惟。我東藩威公建基、以廉恥節義鼓舞士氣、義公纘述、申以孝悌忠信之教、其盛德大業、雖樵夫牧童、猶俺聞而厭道、固不俟臣彪贊美也、義公既老、肅公襲封、大將軍常憲公、使隨性院夫人稱八重姬、歸我恭伯世子、一國相賀、獨義公以為國家不幸、事見於公所賜村松權右衞門手書。蓋恐其或長奢侈之風也、既而風俗日衰、財用不足、義公薨未數年、至於寶永年間、有松並勘十郎之禍、勘十郎京師人。長於功利、以處士進江戶、公聘而用之。專任顓擅、大變更制度。所謂寶永改革者。士民憤怒、遂以寶永六年見放逐、當時執政有司、及松並之爪牙腹心。被罪者頗衆。其壞紀綱害風俗、蔑如典章、以貽邦家之害者、臣子實不忍言焉、成公夙以聰明之姿、懷有為之志、享保之政、翕然可觀。不幸享年不長、公年十四襲封、享保庚戌四月六日薨、享年僅二十有六。中興不遂、惜哉、良公幼沖襲封、公時年僅三歲。政出於巨室、以故元老以下、頗營其私門、寬保寬延之餘毒、今猶或存焉。公既親政、其聰明英武、蓋不出於成公之下。今拜觀其手錄筆記。公之手錄。藏在秘書府。小姓頭取及奧右筆掌焉。其奉公之誠、圖治之志、可謂勤矣、昔者唐主李隆基、勤於開元、惰於天寶、論者憾焉、公亦有始而不能有終。或曰。當

〔肅公〕光圀の兄高松侯綱重の子綱條也、元祿三年封を襲ふ。
〔常憲公〕綱吉也。
〔成公〕綱條の養子吉孚也。
〔良公〕宗堯也。
〔李隆基〕玄宗皇帝也、睿宗の第三子、唐第六世の王也。
〔勤於開元云々〕玄宗初め志を民治に用ひしかば、天下泰平戶口增加せり後世當時の年號に因みこれを開元の治と呼ぶ、斯くて玄宗は在位四十五年に亙りしが晩年に至りて楊貴妃を愛し國政を顧みず遂に天寶十四年安祿山の亂を見るに至れり。

〔大日本史〕神武天皇より後小松天皇に至る間の歷史にて本紀、列傳、志、表の四部三百九十卷あり、光圀主裁の下に編輯を創め寬永六年紀傳全く成り、爾後志表の編輯、紀傳の再訂あり、明治卅五年大成す。

〔長久保玄珠〕字は子玉、赤水と號す、最も地理に通じ文公の時侍讀となる享保元年卒す。

〔文化年間〕文化七年也。

〔關白藤公〕鷹司政凞也。

〔白河源侯〕田安宗武の第三子にて松平定邦の養子、陸奧白川城主也、寬政の際幕政を改め民俗を矯治す、文政十二年卒す。

時大臣。憚公之英明。佞媚迎合。遂以宴安逸樂。蕩公之心。理其或然。悲夫。文公恭儉自率。慈仁撫下。兩野常陸間之俗。貧民或不擧子。拉殺之産蓐。慘毒尤甚。而民習以爲常。恬然不怪。公深慨之。命郡官市司等之職。務矯其弊。若民極窮乏。不能育子者。給以資用。封內赤子。賴以活者。不可勝數。其法制今猶准云。其讀書右文。義公以來不有其比。初義公。脩大日本史。補千歲之缺典。然以其書屬私撰。不得公諸世。其傳寫行於世者。謬誤甚多。而正德以後。文學陵夷。其任館職。曰總裁。曰編脩。實不足副名。文公好文。一國嚮風。長久保玄珠。立原萬之徒。唱於其前。高橋廣備。先臣一正之倫。和於其後。公遂委廣備一正等。以刊脩之事。校訂補脩。率無虛日。文化年間。因關白藤公。取九重之進止。獲俾書名公行。乃上其先成者於木。獻於天朝。進於幕府者。皆文公之志。而武公繼述之力也。當時大將軍文恭公。富於春秋。公年十四即位。白河源侯松平越中守。名定信。致仕號樂翁。及今侯移封桑名。居宰輔之任。拔三藩之君。以倚賴焉。今恭觀公親筆祕錄。亦藏於祕書府。以囊分部。納諸桐匣。匣竪橫可三尺。深可一尺。而祕錄盈焉。其有裨益於天下者。不可勝數矣。其於國政。亦不乏美事。而公承奢侈之後。財用不足。功利之徒。或乘之而起。遂累公之德者或有焉。然在位三十餘年。未嘗忽愛士撫民之政。其德澤浹洽於闔境者。至今猶深。武公寬裕而果斷。志存大體。大開言路。脩明庶政。丙寅丁卯間。慨然有大有爲之志。先是。國用窮乏。仰給於浪華富商。歲月之久。子錢陪蓰。國不勝其弊。風俗紀綱。爲之頹敗。公有見於此。命有司推其顚末。窮其源委。或損其子錢。或與其母金。或限以歲月。斷然與浪華富商絕。於是。有量入爲出。豫備不虞之志云。巨室束手。中山氏。以幕府命卿爲元老。然專聽事關幕府及他邦者。若士大夫轉除注擬。唯知所謂物頭以上。與田祿之與奪。至於財用伸縮損益。及小吏進退。俸米多寡之類。世不與聞。以爲恒例。及備前守信敬。以良公庶子。出嗣中山氏。政府之謀議。事無大小。必咨決於信敬。不能無强借之患。公襲封之明年。命信敬。其聽政條件。悉復舊例。自是其權稍衰矣。俗吏破膽。而任事之臣。不能推廣盛意。矯直刻深。頗來物議。於是。公韜光持重。蓋有待於他日。而天不假年。公年三十三襲封。四十四而薨。在位者十二年。遺憾曷已。哀公夙以高

〔文恭公之女〕家齊の第一女也。

〔介弟〕弟の敬稱也。介は大の意也。

〔陵遲〕陵は丘陵、遲は緩也、丘陵の次第に下りて低くなるが如く衰頹するを云ふ。

〔上巳〕三月の節日也、もと三月上の巳の日に祓を行ふを云ひしが、中古以後和漢とも同三日にこれを行ふに至れり。

〔端午〕端は初、午は五に通ず、卽ちもと月初めの五日の義なるが、五月五日の節重んぜらるゝに至り專ら其日を云ふに至れり。

〔嚆矢〕古代軍陣には、最初に嚆矢を發し、後ち戰爭を始む、依て凡て事の初めを云ふ。

明之姿、負文雅之才。其襲封也、慈惠愛物、衆庶歸心。（故事國君卽世。則其左右近臣。一時皆罷。悉以其事世子者代焉。武公之薨。有司以例聞。哀公不忍先公左右。乃亦命爲公之近臣。以爲恒例云。）嘗與幕府執政水野羽州（見上。）談於營中。一見察其姦。又憤元老或張私門、欲刪萬典以紹大綱。（其存於所賜先臣一正之親書。）公嘗迎峰壽院夫人（稱峯姬君。文恭公之女。）於幕府。後宮閫門之間、勢不得甚儉。而節嗇其財用。蓋公稟性虛弱。不能宵旰黽勉。以爲本藩地狹民少。右之左之、於國事不有大損益。不如委之有司。自是漠然不復可否事也。耽風流樂之墨。以終其世。文政之政。是以委靡衰頹。殆與寶永同轍。可勝慨哉。今納言公。以哀公介弟。潛於藩邸。（當時稱其所居曰鶴之間。）竊憤天之勢日趨衰弱。而邦家之事亦就陵遲。其剛明果敢之氣。宏濶遠大之志。抑而不發者。蓋亦有年。（公年十七。喪武公。三十喪哀公。）一旦以哀公遺言。入纘其統。未發一號令。而小人破膽。數月之間。奸臣贓吏。廢黜無餘。佞幸便嬖。驅除既遠。耆舊故老。伸於文化。而屈於文政者。往往再擧。忠直方正。文武材能之臣。稍稍撰用。不一年。奢侈頓止。儉素質朴之風。被於朝野。先是。（請託相通。賄賂盛行。至是有司不敢受一介。國中士女。飾美服者一切禁之。雖大夫不得尚帛。士民准之。第年踰七十者。不在制限。凡冠婚葬祭轉除慶賀之類。張盛宴。設賓客。歌舞飲食。或涉數日者。親戚之外。不得相會。上人之家。絕無俗箏三絃之音。其他上巳端午。無用玩物。務從簡略之類。不暇枚擧。今暫記其一二。使後人有所因以考也。）公以爲大將軍春秋既高。諳熟世故。而水野（見上。）林（肥後守。起自所謂御側衆。新列爲諸侯。任若年寄。）之徒。威權赫灼。則天下之事。不易遽挽回也。無已則變一國之俗。脩文教。奮武衞。捍蔽幕府。以爲中興之嚆矢。於是。日夜孜孜。從事於此者。十六年一日也。而群臣材器德量。副公之盛意者不衆。以故。其施設之間。雖不能無緩急違序。

〔不恤緯〕露艦の來寇を慨し邊防の事を議せる書也。

〔山陵志〕歴代御陵のことを考證記述せる書にて二卷あり、所謂九志の第一、第二に當る。

〔職官志〕唐六典に倣ひて本朝の官職を記述せる書、六卷あり。

〔革弊賦役〕金穀篇等六篇と共に今書に收む。

〔貝原篤信〕字は子誠、益軒と號す、京に學び、後ち福岡藩三侯に歷仕す、正德四年歿す。

〔松下見林〕名は慶攝、京都の儒醫、兼て國學に通ず、前王廟陵記、異稱日本傳等著書頗多し元祿十六年卒す。

〔太上天皇崩〕天保十一年十一月崩ず

寛猛失用之類。而至於其脩文奮武。盡忠於天下。則三百諸侯。恐未有及公之用心者。此非臣彪諛言。識者苟因其事業。而察其情實。則灼然可知也。而蒼蠅集藩。萋斐成錦。忽然羅織今日之禍。威義二公而有靈。則臣彪見其怒髮上衝瑞龍之巔也。每一念及此。歎息痛恨。不能自已。因徐繹公之所以蒙禍幕府。諸臣忌公之大志者。蓋非一朝一夕之故也。公嘗慨山陵之荒廢。圖其脩復。而欲先脩畝傍陵。以序及他陵。因下野處士蒲生君藏（名秀實。一世之奇士。文化中沒於江戶。所著有不恤緯・山陵志・職官志・及革弊賦役等諸論。）所著山陵志。辨其方位及遠近高低。適桑原信敬（見於上。）祇役於京師。躬至畝傍陵。或詢之於土人。或參諸舊記。以貝原篤信之說。（詳於篤信所著大和廻。松下見林之說亦同。）爲可據。始辨山陵志之謬。蓋篤信之時。山陵雖廢。其趾猶存。至於君藏之時。其趾亦亡。所以有謬。信敬筆其說爲一卷。因彪上之。時。公既建議於幕府。至是屢促之。其說以爲自神武天皇辛酉元年。至今二千四百九十餘年。近年庚子之歲。將盈二千五百。宜及斯時脩其山陵。以明忠孝於天下。今議者或謂。尊天朝。則幕府失威。惡是何言也。山陵荒廢日久。天下忠義。孰不欲培一抔報國恩。而不能爲者。憚幕府也。萬一不軌之民。或唱禍難。首脩山陵。以義倡於天下。則豈非幕府之大耻耶。然則尊天朝者。所以明忠孝。以絕非望之念。天下人民。將益服幕府之義。而何失威之有。幕府遂不能用公之說。居數年。太上天皇崩。公聞之。又建葬祭之議於幕府。又寄書謀於關白藤公。藤公深感公之忠誠。蓋入乙夜之覽云。藤公以爲葬祭之禮。難遽復古。至於謚號。則不可不奉也。乃議之於關東。又使公贊成之。

幕府不敢違。遂奉諡曰光格天皇。（按諡號之議。必有京師公卿慨然倡之者。而藤公用之也。然其顚末。未可得而詳。）亡幾泉涌寺災。公欲因以廢其佛刹清其地。又謀於閣老與藤公事竟不果。公之斯擧。皆出於忠孝之誠。而自其忌者而觀之則益忌焉。乙酉正月。公發令。脩武庫器械。又閱藩邸士大夫戎衣二月十二日。（是爲東照宮拜征夷大將軍月日。公欲不忘其本。祝太平於無窮。故用是日也。）公親擐甲冑。拜東照宮遺物於後樂園之學書亭。元老以下。皆戎服謁見。或賜盃。或賜餘瀝而退。每歲以爲恆例。居數日。賊大鹽平八郎結黨擧亂於大阪。近畿騷擾。關左亦爲之紛然。戎衣兵革之價驟相倍蓰。於是人皆服公之先見。而自其憚者而觀之則益憚焉。丙申歲大飢。戊戌亦飢。關左尤甚。（江戶米價騰貴。至於錢千僅買米三升。）奧羽兩野之民扶老携幼。爭赴江戶者。陸續不已。米穀愈乏。餓莩盈路。一日公登城。自轎中親之。（公駕有所出。前一日。步士巡視其所當過之路。有不潔之物。則命去之。若其不可遽去。則易所過之路。公駕既出。有泣死者。適當其前。則命避之旁徑。俟駕過而後得出。以故藩之僕雖犬馬之屍。不得留一日。太平習俗然也。是歲爲其多餓死。公駕屢易其定路。既而死屍盈衢。無處無之。不得已破格過不潔之地。由是公始親之。其慘可知也。）歸邸之後。猶悽然不樂。召有司曰。封內之民得無餓死乎。對曰。未也。然米粟日乏。臣等日夜憂之。公曰。食盡而餓。寡人無如之何。苟食未盡。而有餓莩。罪在於爲民父母也。乃賜手書於部宰。勵以至誠。部宰亦竭力賑恤。既而大開稷倉。（世稱稷倉。義公所剏。衛米[illegible]遣。見在各部諸村。備凶荒之害。世多其議。而蓄米則苦於以新易舊。其積粟亦不過十年。且射利之臣。或見以爲無術。必生貸人收息之說。及數年之後。則逋負日多。儲蓄日減。至其甚。則發米粟爲金錢。以濟一時之急。豫備之政是以不遂。若我稷倉。則年年取定額於民。實之於倉耳。其術似拙。而稷之爲物。經百歲之久而不變。欲糶之於年穀豐穰之日。則其價甚賤而無利。用之於飢饉凶歉之時。則味淡而善飽。自義公創建至今百數十年。而闔國免飢餓之患者。稷倉之力居多。則其似拙者。可謂甚巧。爲政者。設常

〔泉涌寺〕京都今熊野町に在る眞言宗の大本寺、弘法大師の開山也、四條天皇を此地に奉葬せしより時々至尊の御陵となり、後土御門天皇以後は歷代の陵寢となる

〔征夷大將軍云々〕慶長八年二月十二日也。

〔大鹽平八郎〕名は後素、中齋と號す、大阪の與力なりしが、王陽明の學を奉じ職を辭して專ら諸生に敎ふ、天保七年凶作にて庶民困窮を極む、平八郎これを憂ひ翌年二月上書賑給を請ひて容れられず、遂に擧兵を計り事顯はるゝや同十九日火を放ちて城代の家を攻めしが勝たず遂に自刄す。

〔松平豆州〕武藏河越の城主正綱の養子信綱也、幼にして家光の近侍たり依て家光襲封の後登庸せられて寛永十年老中に進み、正保四年には七萬五千石に加增せらる寛文二年卒す。

〔大佛〕京都茶屋町方廣寺の本尊也、もと木像なりしが慶長再興の際銅に改鑄す、寛永二年震災にて破壞するや老中松平信綱命じてこれを鎔かし寛永通寶を鑄造せしめ、改めて木像を納む。

〔萩原兼從〕卜部兼治の第二子にて萩原氏の祖也、慶長十三年敍爵、豐國大明神の社務となれり。

平之倉。以均平年之米價。又置以備凶歲之患。則庶乎民被其澤矣。賑之。又豫設賞科。令富民救貧窮。又散好商竊藏穀者。以頒遠近。於是二歲凶荒。闔境無一人餓死者。其餘澤波及境外傍近之民者。亦不尠。於是人皆懷公之慈仁。而自其妬者而觀之。則益妬焉。庚子歲。公就藩。請介冑講兵於野。幕府允之。以每年三月。大蒐於城南仙波原。四方來觀。不知其幾萬人。巨礮之聲。或震於北總。聞之於北總扇島譬生及香取祠官云。人皆駭其壯觀。以爲天下無比。而自其嫉者而觀之。則益嫉焉。壬寅歲。幕府發令。使濱海之國嚴其海防。公嘗毀封内銅佛。及梵鐘。鑄以造熕銃。議者或難之。公曰。昔者大猷公。使松平豆州毀大佛。以鑄錢。無他。變無益爲有用也。且夫佛能濟度衆生。鐘能戒怠惰。今變而用諸海防。塞腥膻之夷賊。濟神州之生靈。以振起天下之怠惰。其用不亦大且廣乎。於是人皆服公之識。而自其慣者而觀之。則益憤焉。公夙有興隆神道神道非所謂神道者流之見。其大意見於公所著弘道館記。之志。蓋威公公嘗受神道於萩原兼從。每有慕日本武尊之爲人。之遺志。而義公之所述也。至是神祇祭儀。混於浮屠者。務歸清潔。遂破戒之僧者若干人。其畏罪自逃者。亦若干人。毀佛寺者前後二百數十區。其所謂脩驗之徒。或轉爲祠官。或降爲農夫之類。不暇枚擧。葬祭之禮。殆布於都鄙。於是人皆服公之果斷。而自其怒者而觀之。則益怒焉。其他正二百年紛淆之經界。建三千載未嘗有之學校。公之於國事。經界學校尤爲大業。而經界殊難處。不省。其在政府也。明奉公命。從事於二大業。以故頗詳其本末曲折。而非百千言所能盡也。請別論述二事。使後人有所考。今不復贅。凡公之所爲。皆出人意表。其所謂忌憚妬嫉憤怒者。環而譏之。則公之遭奇禍。亦非偶然也。雖然。今日之事。豈公一身之禍

哉。抑獨木藩之不幸哉。噫。五月二十三日二十四日二十五日錄。

人生得失豈徒爾（第六旬）

公之致仕幽居也。元老以下獲罪於幕府者七人。見於上。而戸田今井與彪就禁錮。蓋亦有以也。初文政季年。戸田爲大番轉目付。以其不請而赴江戸。落職家居。亡幾爲近臣事通。遂歷用人・側用人・參政。擢爲執政。班上大夫。今井初以遊佐給事公於邸閒。及公立。爲馬廻轉奥右筆。入爲近臣番。次及小納戸。歷勘定奉行・用人。遂爲參政。班中大夫之上。出爲寺社奉行。班猶仍舊。彪初以進物番補史館編脩。轉郡宰。爲近臣事通。任政府吏。年免職。又年擢爲側用人。遂班下大夫之上。封建之制。世貴門地。人重閥閲。官職轉除。率有定格。蓋中大夫家。或得爲上大夫。而下大夫之家。亦或得爲中大夫。餘皆視之。戸田之先與信州松本侯松平丹波守。同族。以太田備州之薦。始事威公。頗稱閥閲。而家世不過上士。今井之宗。以醫事義公。今井之祖。以其餘子別賜俸祿。家世中士。而間亦有爲上士者。彪則先子解褐。以文學始事文公。以其職類近臣。班通事耳。通事之班。在持筒頭小十人頭之間。以故自稱上士。而其實與上士。大有逕庭。三人之職事。班次雖不同。因其門地論定格。則其寵榮。可謂皆極矣。一國愕然。不嘲則罵焉。環而譏之者。非一朝一夕。則平居無事。猶恐不知所稅駕。況時勢一變。我公猶且有今日之禍。則三人之免死。固爲大幸。其就禁錮豈徒爾哉。有客難之曰。子之說不爲亡謂也。然公之用人。不

〔戸田之先云々〕戸田は藤原公時の裔康光に出づ、その曾孫有信始めて威公に仕へ祿三百石を給せらる。

〔解褐〕褐は賤者の服也、これを解きて官服を著る義、始めて仕途に就くを云ふ、正字通に士初入仕、謂之釋褐、とあり。

〔逕庭〕懸隔あるを云ふ、逕は門前の路、庭は堂外の地にて其間隔たれるより云ふとなし、或は逕は狹く庭は廣きによるとなす

〔稅駕〕稅は脫也、車の馬を解きて休息するの義、依て落付く處を云ふ、史記李斯傳に、物極則衰、吾未知所稅駕也と見えたり。

必拘門地、其起自士。超遷至大夫者。不止子等三人。而未聞其人獲罪於幕府。亦有說乎。主人應之曰。子不見彼卉木乎。方大風雨雪之時。其枝幹軟弱者、東西披靡、縱横低垂。無復折傷破碎之患。至其剛强者。屹然不屈、確乎不動。其不摧幹拔根者。殆希。居吾語子。沈深寬弘。擧止嫺雅、愛人容物。則今井・藤田不如戸田也。風岸孤峭。直言抗議。清潔無私。則戸田・藤田不如今井也。粗通古今。頗達事體。立志不變。則戸田今井恐不如藤田也。要之皆屹然確乎之士。假使敵國伺我、不除斯三人。則水藩之事、不易遽圖也。至於彼便嬖阿諛之臣。則東西披靡者耳。縱横低垂者耳。昔者菅公起自文章生。致位三公。而忠憤剛正、遂以取禍。設使菅公少自貶、阿藤氏之黨。則豈有西海之謫哉。而公不遭貶竄之禍。則安能得使其盛名千載傳誦不已哉。由是言之。我公之遭譴、未可必弔。而三人者之就禁錮。亦不爲甚不幸矣。客罵曰。戸田・今井吾未知其人。觀子之戇愚。自信愈篤。則子之不免於禍也、信非徒爾。主人爲之默然。五月廿五日錄。

自驚塵垢盈皮膚（第七句）

余甞讀柳宗元文。至於其叙謫居之苦。曰一搔皮膚塵垢盈爪。愛其文之極奇、而疑其言之浮實也。今處實地。始信其言之不妄矣。余之被禁錮也、既自閉戸默處。亡幾、監察府僚吏、率工而來。捡視舍之東西。及南北隣之境。凡有寸隙者、皆以板塞之、最後又以板掩門戸。固釘而去、雖奴僕理

〔文章生〕大學寮の學生中最も初等の者を擬文章生と云ひ、擬文章生作詩の試驗（省試）に及第する時はこれを文章生と云ひ、或は文人、進士とも云ふ、文章生更に試問に及第する時は文章得業生となるを得。

〔西海之謫〕延喜元年藤原時平等の讒により太宰府に左遷せられしを云ふ

〔柳宗元〕字は子厚鎭の子也、唐の貞元十九年監察御史となり、次で禮部員外郎に進みしが王叔文の事に坐し永州の司馬に貶せられ、元和十年柳州の刺史に遷り十四年其地に卒す、學博く又た詩文を能くせり。

不能出入。然米鹽不繼。春亦不通、飢渴而死、則亦恐非所禁錮之意。於是請北隣主人鱸氏寓家其牆潤可横身、余家素貧、至是益窮、衣服器物、皆已賣、有自鬻者、沽却殆盡、猶有一轎、傷剌賣於一賈人、而無門戸可適、乃止。一番吏與余狎者、聞之謂余曰、甚哉先生之迂也、苟欲得金、則作一書以當債、何必沽却之爲。余從其言、賈人不可曰、凡取物於己、貸金於彼、所以爲質。今轎在夫子之舍、又貸金於夫子矣、在其爲質、僕安恃一紙券書而待夫子之酒錢、熟視轎白失耳、亦可憫笑。門戸閉哉。余取其理、不能復詰。自是奴僕、得因鱸氏之門而出入、然監察僚屬時時巡視舍外。以故家奴汲井、率不過一日一再、僅供朝夕饔飧之用耳。余以本月二日發家、而前數日獲病以故不浴者殆三旬、今既瘦矣、爲水之乏、僅盥漱洗面而止。當是夏日、蒸熱逼人、發汗淋漓、衣服日汚、臭氣衝鼻。因一搔皮膚、則蝨亦入爪、不啻子厚所謂塵垢也。古諺云、湯沐具而蟣蝨相弔、余之具湯沐、不知在何日、則蟣蝨相賀、而業車豐於衣之間也必矣、亦可一笑。因忽憶前月念七訪武田伯道於簑川、伯道固與余友善、而以余小妹歸於其長子正勝、今爲嗣成、其宅本在黑羽根街簑川本妙寺之地、及去歲癸卯、與妙雲寺陽其趾於伯道。伯道遂移而居焉。伯道携酒肴而出餞余於森岡之傍、適原田在坐、蓋二人竊患余之行、離情尤切、殆有易水之趣、而余亦不能無怒髮衝冠之態、酒酣耳熱、原田出一大紙、乞余書。余爲書文天祥正氣歌、寓余心事、以爲留別。當時余唯取於天祥正氣凛凛、殺身成仁、今而思之、其所謂夏日諸氣萃然四集者、亦似爲余今日之兆、可謂奇矣。抑余之舍雖陋、比之天祥土室、猶玉堂華屋、則塵垢之盈爪、蟣蝨之侵膚、未足以吾正氣敵之也。五月二十六日錄。

〔易水之趣云々〕燕太子丹が刺客荊軻を易水の邊に餞せる故事による、史記刺客傳に、至易水、云々、荊軻和而歌、云々、又前而歌曰、風蕭々兮易水寒、壯士一去兮不復還、云々、士皆瞋目、髮盡上指冠、於是荊軻就車而去とあり。

〔文天祥〕字は履善、吉州廬陵の人、恭宗德祐年中勤王の兵を起し屢元軍を破りしが端宗景炎二年江廣に大敗して軍卒四散し、翌年（衛王祥興元年）潮陽に敗れて遂に擒へられ至元十九年斬らる。

〔正氣歌〕文天祥元の獄中にて作れる七言の古詩也。

〔蘇軾〕字は子瞻、東坡と號す、英宗以降數代に仕へ徽宗の時卒す、博く經史に通じ易傳、論語說等數著あり又た詩才を以て後世に稱せらる。

〔心廣體胖〕大學に富潤屋德潤身、心廣體胖、故君子必誠其意、とあり胖は豐か也。

〔不愧屋漏〕屋漏は室の西北隅の暗き個所を云ふ、暗き人なき處にても獨を愼み鬼神に愧ぢざるを云ふ。

〔內省不疚〕論語顏淵篇に、內省不疚夫何憂何懼とあり

〔王安石〕宋神宗の時の相也、富國強兵の策を建て新法を行ふ、蘇軾等これを難ずる者多し

〔熊澤伯繼〕蕃山也

猶餘忠義塡骨髓（第八句）

蘇軾有言。道義貫心肝。忠義塡骨髓。直須談笑於死生之間。余深服斯語。亦擧以勵子弟。以爲蘇氏斯語。可以注孟子浩然之氣也。夫浩然之氣。孟子既曰以直養。又曰集義所生。又曰配義與道。其所以示人。反覆丁寧。不一而足。推其說。則大學所謂心廣體胖。中庸不愧屋漏。論語內省不疚者。皆浩然之地。而非胸中別有一箇盛大之物也。後世黄吻耳學之徒。或以豪放磊落。跌蕩不羈者。爲浩然之氣。大非孟子之本意。何者。豪放跌蕩之人。固愈於小廉曲謹稱鄉愿者萬萬。而苟欠愼獨內省之工夫。則不能無行不慊於心者。小不慊。則斯氣欿然餒於中。安在於其爲浩然哉。夫浩然之說以下。先子之所持論。今擧其大略。必道義貫心肝。忠義塡骨髓。然後正氣充實於中。及其至則可塞於天地之間矣。余嘗讀蘇子之書。尤愛其策略之論。謂苟使其說行。則趙宋豈有他日播遷之禍哉。既不能用其人。又併廢其言者。獨非蘇氏不幸也。抑方王安石用事。一觸其邪燄者。無有噍類。蘇氏兄弟。奉其家學。確乎不變。屢貶竄於瘴厲魑魅之鄉。而心腸鐵石。胸襟風月。超然於事物之表。其所謂談笑於死生之間者。不爲夸也。而世之稱蘇子者。或取於其風流。或取於其文辭。至於其甚。則徒愛其書畫。以爲玩好。昔時先輩。聰明若熊澤伯繼。猶曰蘇子一詩人。蓋伯繼不讀其策略等之書也。以是奚異於取皮膚。而捨骨髓。夫士有大策略大節義。然後可以與言文采風流矣。不然。則與彼俳優者奚擇焉。此彪平日所持

〔文化初年云々〕文化三年露艦樺太を襲ひて番所を侵し翌年二月擇捉に寇して會所を燒き更に樺太利尻二島を抄掠せり。

〔班定遠〕班超也、漢明帝の時西域に使し留ること卅年西域悉く漢に服す爰はもと家貧にて筆耕を業とせし時筆を投じて志を立てし逸事を引けり

〔霍嫖姚〕霍去病也漢武帝の時匈奴を征すること六度、內蒙古の地漢に歸せり、武帝嘗て去病の爲めに第を作る、去病曰く匈奴未だ滅びず何ぞ家を要せんと、依て忘家と云へる也。

〔乙酉之春云々〕文政八年二月外國船打拂令を發す。

論。客舍兀坐。無書可讀。杜門屏居。無友可談。朝夕所追隨。唯一片耿耿之氣耳。聊學以相發培養浩然之地云。五月廿六日錄。

嫖姚定遠不可期（第九句）

文化初年。鄂羅斯屢到蝦夷地方。北邊騷擾。先子嘗有歲旦之詩。曰。春來一夜斗迴杓。北顧還憂胡虜驕。投筆自憐班定遠。忘家誰擬霍嫖姚。長蛇應憶神兵利。粒食曾資瑞穗饒。宇內至尊天日嗣。須令萬國仰皇朝。先子夙憤北虜圖南之志。寬政年間。上書於文公極陳備豫之計。至是夷虜猖獗日甚。先子憾慨自奮。齎書裝甲。沽衣買鞍。竊有馳驅朔漠。一掃胡塵之志。其詩中所謂。以嫖姚定遠自期者。非偶然也。亡幾。北陲有丁卯之變。西邊有戊辰之警。其後十餘年。文政初。黠厄利亞航海。再抵相之浦賀。亡幾。又上我常北大津之陸。又上薩之寶島。掠牛而去。其他誘漁民於海上。啗以珍異之物。或授以邪教之書。或鳴巨砲。震驚內地者。無歲無之。乙酉之春。幕府大發攘夷之令。凡外夷之船。近於海濱者。一切發砲碎之。且嚴禁漁民竊貿易於洋中。自是虜舶不復近海岸。但時見帆影於遠洋窈冥之中耳。夫西北虜情之可惡。非一朝一夕之故也。天文以來洋夷。天文十二年。癸卯八月。南蠻人航海。抵大隅國種子島。始傳鳥銃。蓋是爲洋夷竄窬我之始。當時稱南蠻者。蓋伊斯把爾亞・波留杜瓦留之類。幷南蠻諸國。其針路皆自南方。故通稱南蠻。其實洋夷也。乘戰國擾亂。屢航海而來。漸布其邪教。至弘治永祿之間。若大友宗麟・小西攝津守。亦奉其法。而布

諸國中。織田氏亦嘗試其法。而其聰明忽察其姦邪。欲禁其教而不果。豐臣氏始設其禁。務驅除邪教之徒。而洋夷狡黠。潛匿各所者。未盡除也。東照宮深察其害。大令於天下。搜索追捕。命板倉伊賀守・山崎長門守。按撿畿內及諸國。苟奉其法者。皆執而斬之於五條河原。既而又毀其教寺在長崎及各所者。破碎其佛像及什物。而邪教之蠱惑民心者。牢固不拔。至於寬永年間。遂有島原之變。內地之民。以奉邪教。遭刑戮者。至是前後二十八萬人云。其禍毒可勝言哉。大猷公脩東照宮舊典。益明邪教之禁。又始設外夷之禁。凡蟹文之國。一切拒絶。不得復窺窬。獨以和蘭教法。與西洋諸夷異其宗。特許往來長崎。通有無。以爲洋夷間諜。使其歲書西洋事情。以上於府。然虜之桀驁冥頑者。猶或犯禁而來者。不啻一再。當時國威方熾。必火其船。磔其人。無有噍類。洋夷寒膽。不窺邊陲者。百數十年。承平日久。武備稍弛。於是鄂諳二夷。復垂涎於我。苟我苟一日之安。或諭而還之。至於其甚。則給薪水米菓而遣之。徵乙酉之令。則東照大猷二公之貽謀殆荒矣。我納言公。夙慨然有攘夷之志。深體祖宗之意。又洞察洋夷之謀。以爲夷之出沒海上。禍心不測。其守備不可不嚴也。然假令彼侵沿海之地。燒我廬舍。害我人民。勢不得久住內地。又假使彼據內地守要害。我人民憤怒激昂。勇氣百倍。苟爲將帥者。善蓄其鋒。用機制變。以我所長。衝彼所短。則我可以得大捷矣。抑又使彼口往來海上數十里之間。連艦鳴砲。張虛聲以震驚內地。其始也。瀕海騷擾。不堪奔命。其終也。不過肅然不動。使彼自疲於往來。要之彼勢不得不上陸地決勝敗。則我

〔織田氏云々〕信長宣教師を優遇し永祿十二年京都に南蠻寺を建てしめ其布教を助く。

〔豐臣氏云々〕天正十五年耶蘇教禁止天正文祿に亘りて數多の宣教師を斬罪に處せり。

〔東照宮云々〕家康貿易奬勵の策として布教禁止の方針もや、寬大なりしが慶長十七年以降嚴禁す。

〔板倉伊賀守〕京都所司代板倉勝重也

〔島原之變〕寬永十四年小西の遺臣等耶蘇教徒を煽動して兵を擧げ同十二月肥前國南高來郡島原の原城に據り勢猖獗を極めしが翌年二月平定す。

〔桀驁〕猛惡也。

〔鄂諳〕露英兩國也

亦可以逞志矣、由是言之、虜之出沒海上。非不可惡、而其禍不甚大也。今夫蝦夷地方者。神州北門之鎖鑰、而委之於一小諸侯。而諸侯又委之於商賈、以貪互市權場之利。今鄂羅。既開府於加模沙徒加。又進據宇留都府。其先鋒既逼我惠登呂府之北。宇留都府之地、蝦夷人嘗爲漁獵之場。既而鄂夷亦來互相漁獵、今鄂夷作廬舍。專據其地、蝦夷人不得復往云。寛政戊午幕府吏近藤十藏守重、按蝦夷。北到惠士呂府。鄂夷既建其十字柱於是地。時我水戸木村謙從守重而往。守重命謙。拔十字柱。易以木標。謙執筆大書大日本惠登呂府。距今四十七年。而鄂夷用心既已如此。嗚呼孰謂北虜無圖南之志耶。萬一彼稍稍蠶食、併呑蝦夷。則松前既失其府庫矣、松前不守。則御寇之外、皆爲敵國。此其禍豈可與規窺遼海者同日而語哉。因竊講其策者日久。初哀公季年。國用不足、有司謂、本藩封内幅員、比之尾紀二國。廣狹懸隔。而儀仗鹵簿。及諸事、與二國頡頏成鼎立之勢、所以常苦於窮乏。元和建櫜。威公猶幼、備使東照宮追見威公之成長、則其增封也必矣、因有請增封之議、而哀公薨。至是國用告急、有司復爲以請。公曰、土地人民、所以賞有功夫三百諸侯之浴恩澤者、皆非其祖先蹈鋒鏑冒矢石、則有勳勞於社稷也、今寡人以父祖餘澤備員三藩、無毫髮報幕府、而徒以窮乏望增封、何以示訓於諸侯。無已則蝦夷地方乎、有司愕然、公曰、居吾語汝、昔者大猷公、戒長崎奉行曰、內地戰爭。彼是勝負。皆夫一家之幸不幸耳、至於沒土地人民於夷狄、則日本之辱孰大焉、雖一寸一尺、以死守之可也、夫蝦夷千島。本我神州之地、其加模沙徒加者、既出於蝦夷方言。則其地亦安知非源豫州所經略。世傳。源豫州實不死於奧州。竊逃於蝦夷。今蝦夷之俗極愚痴。而曰義經。則尊崇不啻。世之所傳、亦不偶然。所以公有斯言。而今鄂虜、傲然據其地。千島之多。

〔加模沙徒加〕カムサツカ也。

〔宇留都府〕得撫島（千島の内）也。

〔近藤十藏守重〕寛政六年幕府に仕へ七年長崎奉行手附となり、十年中川勘定奉行の支配に屬して擇捉に渡る後ち書物奉行、大阪弓矢奉行に任ぜられしが、文政九年罪を得て大名領となり十二年卒す

〔木村謙〕字は子虛昌倚の子、早く醫を學ぶ、寛政五年蝦夷を視察し、十年また守重と行を同うす。

〔建櫜〕建は鍵に通じ鎖す義、櫜は兵器を納むる囊を云ふ、依て戰亂やみ天下平安になれる意に用ひらる。

〔大久保加賀守〕名は忠眞、文政元年老中となり、天保八年卒す。

〔松前奉行云々〕幕府は享和二年箱館奉行を置き東蝦夷地を管せしめしが文化四年三月西蝦夷地を松前家より收め、十月官衙を松前奉行と改め蝦夷全體を管せしむ

〔還之松前家〕文政四年十二月奉行を廢し蝦夷地を松前家に還付す。

〔間宮林藏〕名は倫宗、常陸の人也、享和元年松平信濃守北地巡檢するに隨從し蝦夷に留ること數年、同五年單身樺太に到り、更に間宮海峽を渡りて東韃、滿洲地を踏査して歸る、弘化元年歿す。

我僅守久奈志利。惠士呂府二島。所失之地。何啻一寸一尺。豈非千古之憤哉。然則鎭撫之術。不可不講。開拓之策。不可不書。而議者皆謂蝦夷之地。瘠鹵不可耕。氣候極寒。陰霧四塞。僅有沿海諸港之可居。而其人愚暗柔弱。不知禮義。得其地不能生殖財。得其人不能施教爲治。此信尋常迂腐之論耳。誠使偉略雄算如神禹者。隨山伐木。泝水得源。直踞其中央。大移內地之民。糞其田。耨其野。以銷其陰霧。變其氣候。則愚者漸智。弱者日强。不出十數年。而宛然爲一大國也必矣。而自非櫛風沐雨。凌寒冒雪。辛楚艱難。從事於萬死。則其大業不易致也。則雖請之於幕府。無愧於心矣。因出所營講之策。及地圖一匣。示有司。有司愈益恐怖。公遂書其由。以謀於閣老故小田原侯。（大久保加賀守。）實天保五年也。侯得公書亦大驚。（大久保忠臣。嘗語余。時忠臣以側用人。持公之書。詣小田原侯。侯每讀五六行。且驚且感。遂謂忠臣曰。有君如此。其於國事。何事不可成。忠臣侯之同族。以故屢蒙獎勵云。）然侯近來名宰相也。常慨洋夷之跋扈。乙酉之令。蓋出於侯決斷。以故。亦深感公之用心。出人意表。適往復辨難者數矣。其大要以爲。往年幕府。以松前家微弱。不能當折衝之任。徙之於梁川。新置松前奉行。從事於鎭撫開拓。既而又還之於松前家。今欲嚴其鎖鑰。則有循往年故事耳。然長崎奉行二員。每難其撰。而更置松前奉行。恐乏其人。公又難曰。昔者東北海路未通。故外夷之患。常在長崎。方今蝦夷。直與鄂夷爲隣。則今日之患。在松前。而不在長崎也。幕府復置松前奉行。鎭之。則社稷之福何加焉。今姑息偸安。既不能置奉行。徒以之拒寡人。不亦異乎。其相見於城中。亦屢以爲言。侯持重。未有以遽對也。亡幾侯病卒。（間宮林藏者。幕

府小臣、奉命到蝦夷及唐太・滿州。其後往來邊陲、從事於間諜。侯之卒也、竊語余曰、小田原侯往矣。我輩無可依致力也。川路聖謨亦謂余曰、自今以往、才智用事之人、或有之。若實要重若小田原侯者、不可復見也。公又謀於濱松侯、其上侯大是公之說。蓋侯沈毅有智略、慮公之銳氣不可當。曾遊其等也。而公自信愈厚、有暇則按地圖、審形勢、時或寓鷹獵、習身於祁寒霜雪。彪雖孱弱、嘗服先子之遺訓、挫之以公之鼓舞作興。於是與二三同志之士、上下其議、慨然有投身忘家之志者、十餘年一日也。四五年來、訛言流行、以爲諳夷將護送我民漂泊夷地者。又清國爲諳夷所使。大取敗衄、其說蓋出於蘭夷。壬寅歲、幕府廢乙酉攘夷之令、用寬政文化之令。於是濱海之國不得輙碎虜舶。天下有志之士、索然而解體矣。公歎曰、天下之事不可爲也。若一國則不可不盡力。廼陳於幕府、謂封內民俗愚戇、而漁父鰥丁尤甚。且布攘夷之令、猶恐或昵夷人於洋中。今廢其令、則貿易之害、決不可防。請暫沿乙酉之令、以全愚戇之民。幕府不能制也。公益脩武備、鑄器械、皆鑄大砲者若干。議者或諫以銃數過多。公哂而不應。蓋公之志、在極北千島之外。不啻封內二十里之海港也。國中之人、猶不能察公之遠略、則讒間之所由生、不爲亡謂矣。前月中、閣老阿部勢州、詰我元老中山氏以七事。其一則曰、公未絕蝦夷之念耶。由是觀之、公之大忠、所以來幕府之大疑、而蝦夷之事、尤爲有司所惡、可知也。嗚呼公、屈萬里飛揚之志、幽處別邸小室之中。彪等亦不得探虎穴、而僵蹇於蝸廬之下。夫天未欲驅除醜虜乎。然則諳夷竄略邊要者、何日而攘、鄂虜蠶食北陲者、曷時而遏。東照大猷二公之靈、其謂之何。杞人嫠婦之憂、其可已哉。五月廿七日。廿八日

〔川路聖謨〕三左衞門と稱す、甚官に仕へ[illegible]を斷じて名あり、後ち水野閣老に用ひられ諸奉行を歷仕し嘉永以後多く外使折衝の事に從ひしが戊午黨人の變に坐して褫職、明治元年自刄す。

〔爲諳夷所使〕所謂鴉片戰役也、清宣宗の道光十九年（天保十年）英國鴉片の輸入禁止を憤し、諸港を封鎖して南京に迫る、清廷遂に和を請ひ、道光廿二年南京條約を結び[illegible]京を割與す。

〔杞人嫠婦之憂〕俗に云ふ取越苦勞也　杞人天の墜ちむことを憂ひしと云ふ列子の寓話による　嫠婦は寡婦也。

錄。

丘明馬遷空自企（第十句）

鳴呼。嫖姚定遠。既不可期。則此筆豈易投哉。司馬子長有言曰。昔西伯拘羑里。演周易。孔子阨陳蔡。作春秋。屈原放逐著離騷。左丘失明。厥有國語。孫子臏脚。而論兵法。不韋遷蜀。世傳呂覽。韓非囚秦。有說難孤憤。詩三百篇。大抵聖賢發憤之所作爲也。此人皆有所鬱結。不得通其道也。當是時。子長亦遭禍。幽於縲紲。所以有此感。而其史記五十餘萬言。永傳於後世。子長豈欺我哉。夫人之業。惰於安樂。勤於危苦。志立於寡欲。廢於多念。故困厄作知命之端。不遇爲發憤之地。尋常行路之人。猶或然。況於純明剛毅之士乎。故曰天將降大任於斯人也。必先苦其心志。勞其筋骨。餓其體膚。空乏其身。行拂亂其所爲。子輿亦豈欺我哉。後世脩史述作。不及左丘明司馬遷者。非脊其才學之高下深淺使之然。蓋其苦心發憤。有所不足。而其鬱結於胸中者。或有所泄於外也。昔者蘇子美讀漢書。至於張良狙擊秦政。則曰。惜哉擊之不中也。因滿引一太白。至於感君臣相遇之難。則亦復滿引一太白。蓋讀史者。如此而後爲善讀史。余謂讀史猶然。況於脩史乎。大之。神聖經綸之業。明良輔弼之蹟。小之。風土民俗之美惡。錢穀布帛之消長。自忠義孝烈。賢良方正之言行。至亂臣賊子。讒佞姦邪之心術。凡事之關治亂盛衰者。必如身處其間。親視其曲折。或籌其謀

〔司馬子長〕漢の學者司馬遷也。
〔西伯云々〕文王殷紂王に忌まれ姜里の獄に囚へられしを云ふ。
〔孔子云々〕孔子陳蔡兩國の間にて諸大夫の爲めに行を阻まれ糧盡きて困窮に陷りしを云ふ
〔屈原〕名は平、楚の臣也、屢讒せられ遂に世を慨して汨羅に投死す。
〔不韋〕姓は呂、秦の相國也、始皇帝の時罪を得て蜀に謫せられ自殺す。
〔子輿〕孟軻の字也
〔張良云々〕張良は韓の亡臣也、仇を始皇帝に報ぜんとし力士を得て博浪に狙撃せしも遂に逸せり、政は始皇帝の名也。

略。或書其形勢、尚友其人。尙論其世。一言不輕發。一事不妄叙。則文辭雖不甚巧。可以傳於不朽。而無愧矣。若其不然、則痴人之說夢也。俳優之奏技也。何足以觀世變明時勢。垂勸懲於將來也。恭惟。神州質勝其文。其正史足取信者、寥寥固希。而六史以下、炳焉如日星者。未有及我大日本史者也。其曰鈔、曰記、其他家乘日錄、汗牛充棟、而巍然如山嶽者。莫神皇正統記若焉。正統記作。明國體正名分。實爲神州龜鑑。而不能無佞佛之累。嗚呼卑識如准后。猶尚如此。邪說之惑世、習俗之移人。可畏哉。　源准后素懷忠貞之節。遭世之喪亂。間關流寓。千里漂泊。仰歎皇道之陵夷、伏慣奸兒之驕恣。想其痛心發憤。果何如也。我贈亞相公。天錫勇智。兼文備武。雖身在外、乃心王室、而九重深遠、不能效節於本朝。群小側目、不能展力於霸府。遠大之略。抑而不發、有爲之志。屈而不伸。嗚呼二公所鬱結。既已如此。則忠憤之所發、懸而爲日星。峙而爲山嶽者。非偶然也。彪雖鹵莽、然胸中所鬱結。勢不得不發諸刪述。苟得附驥尾。鞭駑馬。仰炳焉之餘光。託巍然之末塵。則志願足矣。非所敢望也。五月二十五日錄。

苟明大義正人心（第十一句）　皇道奚患不興起（第十二句）

斯心奮發誓神明（第十三句）　古人有云斃而已（第十四句）

嗚呼。我公之所以遭禍者。彪既粗言之矣。然則王室陵夷者、不可復尊乎。蠻夷猖獗者。不可復攘乎。幕府之政、讒慝日行。異端之說。淩淫益甚。而神皇所以經綸天地控御宇內之道。湮晦否塞。不

〔六史〕日本書紀、續日本紀、日本後紀、續日本後紀、文德實錄、三代實錄の六國史を云ふ。

〔神皇正統記〕神代より後村上天皇踐祚までの史實を記し皇統の依て來る處を明にせる書也

〔源准后〕北畠親房也、准后は三后に准ぜらるゝ者の稱號、親房正平五年此の宣下を賜はる

〔間關〕行動の不如意なるを云ふ。

〔贈亞相公〕光圀也亞相は大納言の唐名にて、光圀天保三年此官を贈らる

〔奠都秩祀〕神武天皇橿原宮を定め給へる後（卽位四年）、鳥見山に齋場を設けて皇祖を祀り給へるを申す。

〔厚生利用〕書經大禹謨篇に出でし語也、爰は崇神天皇民治に御志を竭し給ひ、始めて人民を接して課役の法を制し、或は舟を作り池を穿ちて運輸漑灌の便を計り給へるを申す。

〔佛敎西來〕欽明天皇十三年十月百濟聖明王始めて佛像經論等を獻ず。

〔物部中臣〕物部尾輿及び中臣鎌子也

〔周孔〕周公旦及び孔子を云ふ。

可復闡明開通乎。曰奚其然。物有本末。事有終始。天尊地卑。日月昭明。彝倫猶存。苟能反其本。通其末。厚其始。要其終。允執其中。以明大義於天下。則王室可尊。蠻夷可攘。幕府益昌。異端自衰。而皇道之隆。可企首而望也。請言其略。謹惟。天祖天孫之盛德大業。八百萬神之鴻勳偉績。今不可得而詳。然載在古典者。照然不可誣也。神武天皇。敬神奮武。恢弘天業。奠都秩祀。開萬世之基。崇神天皇。加之以厚生利用之政。黎庶樂業。蠻夷率服。應神天皇。取於人爲善。始闡儒敎。仁德天皇。謙讓慈仁。四海悅服。當是時。大義明。人心正。德澤中洽。威武外振。豈不盛且美歟。及欽明天皇之時。佛敎西來。使我人民。奉其胡敎。拜其胡鬼。幾何其不率爲夷狄也。是物部中臣二氏之所以憤激諫爭。天皇明斷。撻其僧徒。燒其伽藍。毀其佛像。而奸臣蘇我。俟其敎。一意尊崇。遂以瀰漫。遺永世之禍。而子孫罪惡貫盈。遂搆天地以來未曾有之禍。佛敎之害。可勝言哉。天智天皇。慨然懷廓清之志。中臣鎌子。輔翼贊成。攘除奸兇。大張皇綱。爾來明良相踵。世濟其美。大化大寶之治。冠絕古今。當是之際。在上之人。能明其本末。原神皇之道。翼之以周孔之敎。明國體。叙彝倫。以定其典章制度。則佛敎雖狡。自委靡潰敗。無所施其能矣。而當時徒眩西土之文華。捨此取彼。模倣是務。譬諸山林之人。羨市井之繁盛。衣服居室。凡百器用。悉倣商賈風俗。以爲得計。特不知子孫捨本趨末。利口捷給。泯然失淳厚質朴之故態。豈不大可憾乎。且夫物美者易消。而惡者易長。天地之常理。正直者憚而疎之。邪曲者狃而親之。亦人常情也。然則明皇道。資儒敎。以臨天下。猶恐惡者

〔國分寺云々〕聖武天皇天平十三年詔して諸國に國分僧寺及び國分尼寺を建立せしめ給へり

〔織田右府云々〕信長僧侶の兵を用ふるを怒り、元龜二年叡山を攻めて堂塔を燒盡し、後ちまた本願寺を攻む

〔燒伽藍云々〕欽明天皇物部中臣の獻言を納れ佛を禮し給はず佛像を蘇我稻目に賜ふ、稻目寺を作りて是れを祭りしが、其後疫病流行するに及び、佛像を難波堀江に投じ、伽藍を燒かしめ給へり。

〔彈丸之地〕彈丸は鳥を取るに用ふる彈き丸也、土地の狹きに喩ふ。

之長而邪曲之不禁也、而當時未聞有其擧、其於佛教、則既營寺觀於畿內。又建國分寺於各國。擧兆民之衆、納之於釋氏之軌物。宜乎其浸淫人心。牢固不拔、至今日而不悟也、夫神皇之道、聖賢之教。尤重祭祀、配之於政教。而釋氏既奪祭祀之權。用之於朝野。施之於政教。神皇之道。僅委諸祠官。周孔之教、降而爲博士之業。皇風之不振、大道之不明、職是之由。中葉以降。皇綱解紐、權歸藤氏。藤氏衰而平氏盛、平氏滅而源氏興、而兵馬之權、遂歸武人。後醍醐天皇、惜倍臣跋扈奮英偉之略。藉忠義之力。天下翕然。再仰望太平之隆而中興不遂、併其政柄兵權、爲霸府之有。其間政體萬變、運有汚隆、而皇室之所以衰。未嘗不由大義不明、人心不正、異端邪說、蠱惑風俗之故也、應仁以來。海內靡亂、豪傑並爭。民之苦於塗炭、亦甚矣、織田右府、雄斷果決、深惡佛氏之害。燒伽藍殺僧徒、天台淨土、膽奪氣索。我東照宮聰明英武、救民於水火、以開太平之基。洞察西洋邪教之害。嚴其禁令、大猷公脩其遺緒。一切拒絕狡黠夷類。二公之於邪教也、芟夷驅除、夷戮殄滅、永絕其根本、不令遺種於神州。其功烈豈不大哉。我義公亦惡異端之傷風俗、大廢淫祠。遂奸僧。其毀佛寺。以千數矣。今納言公、脩其緒。又逐僧毀寺者若干、蓋自欽明帝燒伽藍毀佛像。千百餘年、而始有織田氏。尋有東照大猷二公。又尋有義公。又百數十年。而有納言公。東照大猷二公之功烈、非敢所贊也。而納言公與義公。非有霸府之權、將軍之威。僅守東藩彈丸之地。欲除千餘年之宿弊於一國一郡之間。其勢實難矣。織田氏雖有其權威。然不察禍毒之所由來。欲徒以兵

力勦之。抑亦難矣。至於欽明帝。則其禍猶小。其毒猶淺。苟使當時芟夷驅除。若慶長寬永之於洋教。則蘇我雖驕。僧徒雖狡。將垂頭就戮之不遑。而隱忍姑息。遂養成滔天之禍。豈非千古一大遺憾哉。所恃者。神皇在天之靈。赫赫照臨。敬神之俗未全喪。奮武之風未必沮。仁厚勇猛。忠義孝烈之士。往往出其間。天地之正氣。亡於彼。存於此。廢於前。興於後。以維持神州之紀綱。何也者。夫夏之尙忠。殷之尙質。周之尙文。皆至其末世而不可變者。苟變之也。不變則亡。神州尊神尙武之政。萬世不可變者也。極天不可易者也。今皇道雖衰。天祖之訓。萬世罔墜。民之仰勢廟與天日無間。名神大祠之在各國者。威靈如在。上自朝廷大嘗諸祭。下至於閭巷所謂神事祭禮。上古之風。猶或可徵。天皇卽天祖之胤。臣民皆群神之裔。故尊神之義明。則皇室自尊。異端自衰。忠孝之教立。而神皇之道興矣。抑古者。尙武之俗。冠絶宇內。亡論也。而釋氏柔和忍辱之教。或折其鋒。和歌者流。浮靡淫情之習。又從而移其氣。公卿百官。手不知兵。尙武之俗。一變移於武家。然猶亡於室。而存於堂也。故胡元之窺我也。先斬其使。以明示與彼絶。戒諸國。嚴兵備。遂殲十萬之衆於西海。朝鮮之無禮也。航海遠征。八道驚潰。餘威震明國。洋夷之藏禍心也。火其船。戮其人。醜虜破膽。今者承平日久。風俗偸惡。尙武之俗。或讓古焉。而因循不察。萬一失其存於堂者。則姦民狡夷。將有起而拾之者。豈可不寒心哉。孔子曰。必也正名乎。今曰武家。則尙武之風。不可以不振。曰弓馬之道。則將帥之術。不可以不講。當奬學之任。則五典之教。不可以不明。奉征夷之職。則膺懲之典。不可

〔名神〕社格の一種也、延喜式名神三百九座を載す、鎭座の年代古く神統正しきものを云へるが如し。

〔亡於室云々〕尙武の風未だ全く亡びざるに喩ふ、室は宮殿の奥座敷、堂は表座敷也。

〔孔子曰云々〕論語子路篇に、子路曰、衞君待子而爲政、子將奚先、子曰、必也正名乎と見えたり。

〔五典〕五常、五倫と云ふに同じ、仁義禮智信を云ふ。

〔鬼神〕たゞ神と云ふに同じ、中庸章句に、程子曰、鬼神、天地之功用、而造化之迹也、張子曰、鬼神者、二氣之良能也、愚謂以二氣言、則至而伸者爲神、反而歸者爲鬼、其實一物而已と見えたり〔雖駑〕駑は凡馬の義、依て不才なるを云ふ。

以不備也。故尙武之風振。則幕府自昌。夷狄自遠。天地之正氣充。而神州之紀綱張矣。此其大較也。若夫施設之緩急。與運用之巧拙。固存乎其人。唯至於其以尊神尙武。爲政敎之根本。以明尊攘之大義。則臣彪質諸鬼神。而不謬。百世以俟其人。而不惑。資質雖駑。竭畢生之心。極終身之力。從事於斯。將上以報國家之鴻恩。下以述先臣之遺志也。所謂斯心一發誓神明。甕而已者。豈徒乎哉。豈徒乎哉。五月二十九日。六月朔錄畢。

回天詩史卷之下終

序後

東湖先生遺書。曰回天詩史者二卷。先生沒之明年。予得之於其家。粗加校讐。初先生之獲罪於幕府。窮愁無聊、無所自訴。於是、取其平生出處之大節。君臣遭遇之際。及國家所以盛衰變故不一者。論次成此書。時予猶幼。當世之事。皆未及識也、後三年。先生遇赦還鄉。就而叩之、先生曰。時事吾不欲言矣、欲詳吾行與志。則有詩史者、乃取二三篇讀之慷慨扼腕。繼以流涕。且曰。此書未可以出。出則得奇禍矣。顧今已十年。國事方泰。此書可以出矣。而先生亡。悲夫。嗚呼甲辰之難。臣子所實不忍言。予於此書。觀國家盛衰。氣運、所以消長。然後有知人情反覆之無常。眞可懼也、以予所見。此書所稱。感恩仗義之士。如某某數人。猶或不能保其晩節。況固號爲小人姦徒者。一爲名流之所不容。詭變百出、以求不平其意者。而排擊構陷。必擠之死地。勢之所至。禍延社稷而不顧。國家二百年涵養之德。如此其篤也、明君賢佐。宵旰圖治、欲無一物不得其所。鞠育之恩。如此其至也。而曾不能少入其心。咆然囂囂、遂激成不測之變。此我太公所以躬英明之德。而不免於禍毒之慘。又惡可不咨嗟歎慣。而爲後之爲國家。關盛衰消長之理者慮哉。先生以文政丁亥初仕、後十有八年、而有甲辰之難。其間否泰通塞。既如此書所紀。而其後未數年。太公之寃昭白於天下。遂至入而參幕務。而先生與二三名臣。亦皆再起用事。一國翕然。仰其盛事。而先生獲病以

沒。嗟呼古今盛衰之理。常如此也。然先生獨以明大義正人心自任。所謂斃而後已者。蓋其所誓於心。以是至流離困阨屢瀕死。而其志未嘗少衰也。當時誤國諸臣。雖一旦逞其姦回。而其逮今悉就刑典。竄極無遺矣。予於是見此書之爲回天。果不誣也。世之事君者。見此亦可以少知人臣所以致節之方。而毋因一摧折而變其道也矣。

安政丙辰夏五月　　晩生　原忠敬

故側用人兼學校奉行藤田君墓碑

安政二年十月二日。我水戸側用人。兼學校奉行。藤田君歿於江戸藩邸。兩公悼惜。命歸葬鄉里。明年景山公。親題其碑。曰表誠。命臣延光爲之文。延光謹案。藤田氏之先。蓋出自參議小野篁。考諱一正。始仕我文公。終於彰考館總裁。妣丹氏。君諱彪。字斌卿。稱虎之助。後更誠之進。號東湖。君幼而奇穎。稍長嗜武藝。不甚喜讀書。年踰弱冠。慨然自奮曰。絳灌無文。隨陸無武。古人所笑。丈夫奈何不學。遂刻苦讀書。尋喪父。襲二百石。補進物番。爲彰考館編修。攝總裁事。君致書總裁論館中五事。議論剴切。文辭雄健。人始知其專力家學。哀公病篤。繼嗣未定。當路頗有異論。物議沸騰。一國寒心。君憤激將赴江戸。筮之不吉。投策曰。臣子赴難。何問吉凶。遂與諸同志。馳至江戸。謁支藩守山侯。論繼嗣事。言甚切至。侯許諾。數日公薨。有遺命。傳國景山公。君聞之。卽時上途。還水戸。景山公。既襲封。知君有異才。擢爲郡奉行。三遷。至側用人。班馬廻番頭。公方網羅一國人才。布列內外。皆號爲稱職。而至於通古今達事體。則君蓋爲之冠。故公眷遇尤渥。入則參預機密。出則應對四方。議論風生。事無留滯。公每出新令。君一秉筆。頃刻而成。辭理明暢。他人精思不能及。當時謀議之臣。不爲之人。而至於氣魄之大。智慮之明。過盤錯而不挫。處紛擾而不亂。則不得不推君爲全才。凡公之施。爲光明正大。一新天下之耳目者。君尤有力焉。君容貌魁岸。眼光射人。人一見

服其聰明、而愛士容衆、人有寸長。推奬不措、雖劇職、常延異能之士、酣暢談論。盡其忻歡。時或詞賦唱酬。詞采煥發、其餘事亦能使人屈服、當時此海內之士、論人才者、必屈指於君。而聲名震天下矣、弘化元年。幕府俄命公、傳國世子南山公、君亦獲罪、屛居小梅別墅。是後再攻家學。綜覽群書。數歲聽還鄕里、尋亦得與親故往來、通近乞教者日塡門、嘉永六年、公受命幕府。議防海之政。乃召君至江戶。復原職。天下想望風裁。而君夙憤夷狄之猖獗。計畫甚熟、然所持論、或與時牴牾。君慨然賦詩。有寶刀難染洋夷血、却憶常陽舊草廬之句。讀者扼腕。而其報國之誠。則確然不撓、南山公、親書誠之進三字賜之、以爲通稱云、公又以君才兼文武、命總督學政。無幾江戶地大震。君以是日沒、享年五十、葬於水戶城南、常磐原。先人墓側、所著有回天詩史、常陸帶、館記述義。君娶山口氏。子四人、長小野太郎夭、次健嗣家、次信、女五人、長適原田成德。餘尙幼。君先人講究實學。涵畜淵邃、未及施而歿、君天資豪爽。夙有大志。一旦遭遇。以明大義正人心爲己任。以敬神奮武爲政敎根本、蓋無不本於家學者、恐衛防、故施之事業、猶取諸筐筒、而慷慨激烈。每遇大事以死自誓。無所畏避、亦皆遵遺訓也、嘉永中夷舶屢來、邊境繹騷、天子深憂之、而嘉景山公、留意邊備。繇此君亦名嘗得上聞。訃至京師。天子震悼有失人之歎云。聞者感動。蓋爲天下惜焉。銘曰名家之後。實生魁雄。謂天果無意耶。何以能遭吾公。謂天果有意耶。何爲不畢其功。天固不可知也。人孰不知其誠忠。忠精凜々。震動宸聰。孰謂臣子之誠不達九重乎。

弘道館記述義

弘道館記述義序

自國家平治天下。二百有餘年。太平至治之澤。浹洽羣生。稱爲前古之所未有。於是藩侯各奉宣德意。惟恐弗及。學校之建。蓋遍于海內。嗚呼可謂勤矣。上之有意於樂育人材者。曷嘗不以督厲文武爲務哉。下之有志於盡忠報國者。亦曷嘗不以研究文武爲念哉。然世之所謂文武之士。其效斷可睹耳。其所謂文士。講論經義。闡明道德。自謂獲不傳之絕學。雖孔孟復生。不能易也。其援筆。數千言立就。燦然如春林之葩。使觀者眷眷愛慕。留連久之。不忍釋去。是其經術文章。眞若可取者。然省其科。則色莊象恭。口是而心非。至死生存亡之間。委靡不能有立。甚之至有行操不若庸衆人者。其所謂武士。執技從事。超逸卓絕。迅如流星。勁如奔電。如天降而地出。使人無測其所從來。而不及敵應抗拒。以取勝著名。稱雄於萬人。是其技藝。則眞可尙矣。然其人或狡譎以爲智。暴厲以爲勇。恣情逞欲。以爲才幹。猖狂妄作。無所不至。甚之至有爲夷狄盜賊之歸而止者。夫世之所謂文武之士。其當初之用心盡力。豈不大美乎。阿徇權貴。奔走名利。流弊之極。至于如此。終身營營。爲黠胥俗吏所籠絡顚倒。致使庸人爭言文武果不可用於當世。凡是皆不知神聖一源大道故耳。夫不知神聖一源大道者。文士必流於俗學。武士必陷於詐術。終日矻々。疲勞精神。自以爲是。而不知爲詖淫邪遁之歸。世風之不淳。人心之不正。禮樂敎化之不能復上古之隆盛。是由其故也。何謂神聖一源之大道。

蓋自天祖之以鏡劍傳天孫、降臨下土、神明之象見焉、君臣之分定焉。父子之倫立焉。統御萬方之道行焉、卽聖訓所謂寶祚之隆當與天壤而無窮者其言亘千萬世而無忒則可以想見一源大道之所自來矣、至神武崇神、神明威靈尊嚴淳素之道愈彰焉、及應神天智、資周孔之教。以黼黻皇猷。禮樂典章、燦然大備矣、夫以神明威靈之道而文之以周孔之禮樂、故我之爲道盡善盡美。無復可加。其將臣世效其武以戡定禍亂。其相臣世修其職以經綸密勿其國造縣主世率其民。以服皇家之事。世風以是淳朴人心以是敦龐皇靈赫赫、遠被于八洲之表。自蠻夷戎狄莫敢不來王。及世有隆汚道有興廢將臣相臣整頓振攝之則大陽之光仍舊無復有虧損。是謂神聖一源之大道焉、若我東照公平數百年之大亂興數千載之廢典建天下萬世不拔之基蓋深知神聖一源大道。而斟酌損益之者。其盛德大業巍巍乎可謂至矣哉唯承平二百年、上下逸樂文恬武熙其流弊之極。如前所言者、固不容不滌蕩振刷因時宜而變通之是祖宗之所以望于後人幕府之所當督厲諸侯。而我老公所以經始弘道館之意也、老公拳拳一心以尊天朝敬幕府爲念。旣已作記、言建學育材陶冶風俗之方、東湖藤君又奉命作述義以推衍盛意、君固文武全才。如著述其緒餘而彌中彪外。信乎有德者必有言也頃者屬余以序文余與君相識最舊義不得辭今而後君毋以其旣至而自喜毋以衆望所歸而自足。則其庶幾乎若夫述義議論博辯俊偉往往多前人所未發者。是人人而知之則茲不復云。時嘉永五年春閏月淸明日、孱友豐田亮謹書。

弘道館記述義　卷之上

〔人能弘道〕論語に人能弘道、非道弘人、とあり。

〔書契〕木を刻み、其の側に書し、以て事を約する者也易に、上古結繩而治、後世聖人易之以書契、とあり。

〔天尊而云々〕易に天尊地卑、乾坤定矣と見ゆ。

〔熙熙〕和らぎ樂しむ意也、老子に、衆人熙熙、如享大牢、とあり。

〔皞々〕孟子に、王者之民、皞々如也とありて、廣大自得の貌を云ふ。

〔吉師〕百濟の博士王仁をさす、古事記には、「和邇吉師」に作る。

弘道者何。人能弘道也。道者何。天地之大經。而生民不可須臾離者也。

臣彪謹案。上古世質人朴。未有書契。所謂道者亦漠然靡聞焉。然則道固不原於上古乎。曰奚其然。當時特無其名耳。乃若其實。則未始不原於天神焉。何以言之。夫父子君臣夫婦。人道之最大者。上古父子君臣夫婦之分。嚴乎一定。猶天尊而地卑焉。上令下從。男唱女和。亦猶天施而地生。萬物各遂其性焉。神代雖邈矣。古典所載。彰明較著。不復容疑。所謂其實則原於天神者。不其然乎。蓋道猶大路。人人遵大路而行。率由踐履。莫非斯路。則孰復知路之爲路。其路維一。無有他岐。則亦安命路以名之爲。自有天地以來。斯道之外。不復有道。君臣上下。熙熙皞々。遵之行之。絕無異端邪說間之。則斯道之無名。不亦宜乎。及百濟貢吉師。始有儒教。而儒之爲教。尤重五典。所謂親義別序信者。皆我所固有。特資彼文物。以推弘之。施諸我父子君臣。用諸我夫婦長幼朋友。則斯道純一者自若也。至於佛法西來。則不然。其爲教。先奉三寶者。曰佛。曰法。曰僧。皆蠻夷之物。非神州所固有。於是斯道不得不設名以分於彼。理勢然也。故或稱神道。書紀用明紀。神道字面。始見於此。或稱古道。皇極紀。或稱上古聖王之迹。孝德紀、皆所以分於異邦之教。後之談古者。不知徵於其實。而徒求於其名。名不可見。則曰上世未嘗有道。特不知道之純一乃所以無名也。詩曰。天生蒸民。有物有則。蓋有天地則有天地之道。有人則有人之道。天神生民之本。天地萬物之始。然則生民之道。原於天地。而本於天神。

也亦明矣。我公夙潛心於古典、其於道之大原、默識意會、乃一筆斷之。曰天地之大經。而生民不可須臾離者。嗚呼亦至矣。

弘道之館。何爲而設也。恭惟上古神聖。立極垂統。

臣彪謹案、天神地祇、見於古史、列於紀典者亦傳多矣、而我公槩以神聖二字。蓋亦有說焉。請嘗論之。天地之初、神聖挺生、其先後次序、猶難得而詳也、舍人親王撰書紀、以國常立尊爲始生之神。天神相踵而生。以至伊弉諾尊伊弉冊尊。稱曰七代。而又揭諸說於其下。互有詳略異同。先是太安麻呂撰古事記。其七代。與書紀正文。大同小異。而有特稱別天神者、以天御中主神爲始生之神。高皇產靈神。神皇產靈神等四神次之。列之於七代之前。於是後之言古者、或據書紀、或從古事記、或混兩說、以天御中主、國常立、爲同體異名之神。其先後同異之辨、猶且如此、乃至其功德事迹、則諸說紛紜。牽强附會。無所不至焉、夫上世之事。年代悠遠。固不可執一而論。書紀於神代。必皆舉諸說。以存異同。則在親王之時。既難得詳也。親王嚴密愼重。不敢輕決。而後人生於千百載之下。穿鑿臆斷。欲以取信。抑亦惑矣。昔者孔子信而好古。然其所祖述。止於堯舜。言或及包犧。則必曰蓋者。愼之至也、至於後世。老莊之流、或假軒轅。許行之徒。或託神農。以逞其私說。孔子用心之遠、於是可知也。伏惟赫赫神祇。固非夫西土牛首蛇身者之比。而皇統之所自出。神器之所由傳。凡神州之民。不可不詳其淵源。然以今測古。張皇幽眇。則其弊不涉荒唐不經者殆希。故我義公之修史。始於橿原朝。揭神代大要於卷首。以明皇統之所本。蓋亦欲矯夫牽强附會之弊也。世間所流傳。大日本史紀傳。頗有脫誤。宜以本藩所刻印本爲正。抑紀傳始於橿原朝。然神祇。氏族。職官。兵刑之類。凡原本於太古者。悉收諸志類。則神代事實。亦自見於其中。可謂盡矣。今公論述道之大原。欲悉擧神祇以辨異同。則非斯記之所能盡。僅揭其一二。則恐有挂漏之失。於是不委曲詳說。唯擧其立極垂統之迹。昭然

〔舍人親王〕崇道盡敬皇帝と追尊す、天武天皇の第三皇子、天平七年十一月薨す、詔して太政大臣を贈り、淳仁天皇の時また帝號を贈らる、日本書紀の編纂に當りその總裁たり。

〔七代〕國常立尊、國狹槌尊、豐斟渟尊、泥土煮尊及び沙土瓊尊、大戶之道尊及び大戶間邊尊、面垂尊及び惶根尊、伊弉諾尊及び伊弉冊尊御七代を稱する也。

〔包犧〕太昊伏羲氏のこと也。

〔牛首蛇身〕伏羲氏は蛇身人首にして神農氏は人身牛首なりしを以て也。

〔挂漏〕挂は揭也、此を記して彼を漏らすを云ふ。

〔洙泗〕魯國の二河の名、轉じて孔子の學を指す、史記に、「孔子設二敎洙泗之上一、修二詩書禮樂一」とあり。

〔瘦辭〕隱語也。

〔齋部廣成〕平城天皇の頃の神官也、正六位上に叙す、齋部氏は中臣氏と共に上古より代々祭祀を家職とせしが、中頃衰微して朝廷の大祀に與るを得ず、廣道これを慨し、大同二年古語拾遺一卷を著し、中臣、猿女、齋部諸姓の來歷を述べ、齋部氏亦大祀に與らむことを獻言せり。

〔子思〕孔子の孫、名は伋、業を曾子に受け、中庸を著はして孔子の道を明にす。

明白者。而歸諸上古神聖之功化。其所以繼述義公之志。斟酌洙泗之流者。於是乎在矣。

天地位焉。萬物育焉。

臣彪謹案。天神之盛德大業。載在古典者。大抵神異不測。固難以常理論然蓋皆天地以來相傳之說。決不容疑。亦不可附會依託以淆眞也。中世以降。信古不篤。妄以私智測神代。以爲古典所載。非皆實有其事。因以寓言解之。其所附會。非陰陽五行之術。則荒唐不經虛無寂滅之說。動稱秘訣。掩其淺陋。遂使神聖經綸之迹。與瘦辭隱語同類。可勝慨哉。近世有古學者流。能辨其失。彼此考證。參互錯綜。以釋千載之惑。其有功於典籍也亦大矣。然至於其弊。則其論說鴻荒。猶身處其世目視其事。引喩推類。喋喋辯析。欲以屈向之疑古典者。噫是亦以私智測神代也。無乃矯枉過直乎。始唱古學者。猶頗有闕疑之意。然既粗開夸誕之端。至其徒。則出入老莊。知質而不知文。甚則陰挾西洋之學。以論述神代。其無忌憚已甚。可不愼哉。齋部廣成曰。上古之事。說似盤古疑氷之意。取信實難。然國家神物靈蹤。今皆見存。不可謂虛。源親房曰。伊弉諾尊伊弉冊尊。生大八洲及山海草木。而其物皆有神名。豈神先降而生其物歟。抑物先成而神依之歟。神代之事固不易測也。有味乎其言之。昔者子思作中庸。至於論其極致。則曰。天地位焉。萬物育焉。公假斯語。以讚神聖經綸之迹。其信古固邁廣成。而其卓識亦不在親房之下也。讀者徒視以爲形容功化之辭。則不可也。抑亦穿鑿臆度。謂天地何如而剖判。萬物何如而生育。則又恐非公之意也。

其所以照臨六合。統御寓內者。未嘗不由斯道也。

臣彪謹案。天祖之御高天原也。光華明彩。照徹六合。盛德大業。至矣盡矣。今欲悉贊之。多見其不知量也。乃敢竊就古典。論其一端曰。祭祀之道。孝敬之義。蓋起於天祖矣。書紀古事記。皆載天祖新嘗及製神衣之事。但古史太簡。不能知其奉何神供何神。

〔天孫〕天照大神の皇孫天津彦火瓊々杵尊也。

〔汙隆〕汙は降也、盛衰に同じ。

〔書紀〕日本書紀也神代より持統天皇までの史實を編年體に記述せる正史にして、舍人親王等元正天皇の勅を奉じて撰し、養老四年成る。

〔古事記〕神代より推古天皇までの正史也、天武天皇の御宇稗田阿禮の誦習せる舊事を天明天皇和銅四年博士太朝臣安麻呂が阿禮より聞取り筆記せるもの也。

後人因質之言。一切不足據信也。何以徵之。天孫之降臨下土也。天祖手持寶鏡授之。因祝曰。吾兒視此寶鏡。當猶視吾。可與同殿共床以爲齋鏡。昭昭明訓。實聖子神孫所宜存。而祭祀之道。孝敬之義。豈復有踰於是者乎。夫有父母。然後有子孫。則子孫之於父祖。生也事之。死也祭之。固自然之道。而子子孫孫。歷世相承。雖至於千萬年乎。其所以本於始祖者自若。則其追遠報本之義。亦雖至於千萬年乎。不可以忽也。海外諸邦文物尤備者。莫西土若焉。西土之教。亦一以孝爲本。自[illegible]王。以達於庶人。但若[illegible]王。以又有所謂敬天事上帝者。神州祭祀之道。遠起於神代。而云天云上帝者。上古嘗聞。蓋亦有以也。中世以降。專倣異邦之制。遂有祀上帝之禮。似失古意。其他下文所引據此説彼者。不遑枚擧。可爲深嘆。恭惟天祖上同於天日。下留靈於寶鏡。然則赫赫太陽。巍巍勢廟。實天祖精靈之所在。歷代天皇尊之奉之。而敬天事祖之義。儼存焉。固非彼異邦之比。求皇天上帝於蒼蒼漠漠之中者之比也。嗚呼聖子神孫。克紹其明德。公卿士庶。皆體其渥恩。維孝維敬。以推廣威靈。則豈啻大八洲之民。浴無彊之化而已。絶海遠洋之外。蠻夷戎狄之鄉。亦將無不蒙我德輝。仰我餘光者。豈不盛哉。

寶祚以之無窮

臣彪謹案。天祖之垂統。天孫之建基。事皆屬神代。其在位及年壽之數。今不可得詳。然其歲月蓋悠久矣。神武天皇壽一百二十七歲。而皇祖火遠理尊。壽五百八十歲。蓋世愈古。則壽愈長。然其詳今不可考。正史紀年。始於神武天皇辛酉元年。自辛酉至今。又二千五百有餘歲。通神代算之。不知凡幾千萬年也。歷世之久。雖時有汙隆。而天皇之尊。萬世自若。猶太陽之懸於天。草野卑賤之臣。又何敢論焉。然幸生於神明之域。世浴於煦育之恩。則亦豈可不知其所本原乎。初天孫之降臨下土也。天祖賜以三種神器。曰玉。曰鏡。曰劍。神器次序。書紀古事記皆同。而古語拾遺曰。即以八咫鏡及草薙劍二種神寶。授賜皇孫。永爲天璽。矛玉自從。又自註於天璽下曰。所謂神璽之劍鏡是也。神祇令曰。凡踐祚之日。中臣奏天神之壽詞。忌部上神璽之鏡劍。據此則似以鏡劍爲神璽。而玉不與者。於是説者或就神器。論其輕重。其言非無謂。而三器之名。所由來尚矣。書紀古事記共合。則其

先後輕重、非所可擅議也、姑存疑以俟後考。因勅曰、葦原千五百秋之瑞穗國、是吾子孫可王之地。宜汝皇孫就而治焉。行矣。寶祚之隆、當與天壤無窮者矣。當時高皇產靈尊、每參天上之議。案書紀、皇孫之降臨、似其策皆出於高皇產靈尊。而天祖不與者。高皇產靈尊、古事記所謂別天神之一。其尊嚴固非群神之比。則當時大議、宜必參焉。然云一皆出於其意、則不能無疑。且書紀一說及古事記、則皇孫之降臨、皆出於天祖意。而高皇產靈尊、每參其議也。故今從之。思兼神竭其智。手力雄神效其勇。天兒屋命、太玉命、掌祭祀之事。建御雷神當征討之任。案書紀、有經津主命。先建御雷神。受征討之詔。近世講古學者、以爲書紀蓋謬傳建御雷神事迹、而爲二神也。姑存疑以俟後考。天忍日命。天津久米命。帶仗前行。其他群神、各奉其職。以贊成天業。古者、稱天皇曰須明良美古登。須明良之爲言統御也。美古登之爲言尊稱也。蓋猶統御寓內之至尊云爾。又稱天業曰阿麻都斐都岐。阿麻都斐者天日也。都岐者繼嗣也。蓋謂必日神之胤然後可繼皇緒也。及後世有文字。訓天皇。以須明良美古登。又訓踐祚及寶極。以斐都岐。皆取於其義耳。但若以阿麻都斐都岐爲天日嗣。訓義共通。上世設名義。其不苟如此。嗚呼孰謂書契以前未嘗有道耶。爾來天日之嗣、世奉神器。以君臨萬姓。群神之胤、亦世其職。以翊戴皇室。此蓋神州建基之大端也。嗚呼天祖天孫所以垂統創業。巍巍乎其大矣。乃寶祚之隆、與天壤無窮者、豈偶然乎哉。

國體以之尊嚴。

臣彪謹案。赫赫大八洲、基於磤馭盧島。磤馭盧之島、實成於天瓊矛。國威之所由來遠矣。嘉穀豐饒、於是有千五百秋瑞穗之稱。武備充足。於是有細戈千足之名。細戈千足。舊說皆爲戈矛充足之義。近世古學者流、或謂千足者富足之約語。細戈者富足之冠辭。非有屬於武備也。今案後紀。人名有五百足者。由是考之。千足五百足、皆古言而謂物之充足也。如以千爲富之約語、則不知五百足者何等約語。且稱大巳貴命曰八千矛神者。非取於其威武。則亦取於兵備充足。可與細戈千足之義相發也。故今從舊說。而進焉。至若曰浦安國。曰玉垣內國。曰儀輪上秀眞國。未始不由土壤靈秀、風氣淳美之故也。案瑞穗國者。中國之總稱。其他或指今大和。後世遂通用之於總稱。猶謂日本爲夜麻登。皇都之稱與國號相通。理固然也。日本之大號。起於中世。而其所由來。蓋亦尚矣。何以知之。惟昔天孫降臨下土也、相朝暾夕暉之所照曜、以爲此地甚佳。乃始營皇居。景行帝幸子湯縣也、以

〔千五百秋〕瑞穗の永く榮えむ意にて掛けし語也。

〔天瓊矛云々〕神代卷に、伊弉諾尊伊弉册尊、云々、迺以天瓊矛指下而探之、是獲滄溟、其矛鋒滴瀝之潮凝成一島、名之曰磤馭盧島、とあり。

〔浦安國〕浦は裏にて、心安の義なるべし。

〔玉垣內國〕國號考に、玉牆を造りめぐらしたらむ如くに山の周れる內なる國といふ意ありとあり。

〔磯輪上秀眞國〕磯を廻せる上に高く秀でし國の意なるべし。

〔子湯縣〕倭名抄に日向國兒湯郡古由とある地也。

〔成務帝云々〕成務紀五年九月の條に則隔山河而分國縣、隨阡陌以定邑里、因以東西爲日縱、南北爲日横、山陽曰影面、山陰曰背面、とあり。

〔五瀨命〕神武天皇の皇兄也、孔舍衞坂の戰に流矢を受け、紀伊國竈山にて薨ぜらる。

〔發情於歌詞〕日本武尊近江にて病を得給ひ、伊勢に入り給へる時尾津濱にて、尾張にたゞに向へる一松あはれ一松人にありせば衣きせましを太刀はけましをと詠み給へるを申す

〔太占〕上古鹿の肩骨を燒きて其の龜裂を見吉凶を判ぜしを云ふ。

爲是國直向日所出。因命之曰日向。成務帝定國郡也、東西爲日縱、南北爲日横。神皇愛純陽光明之域。既已如此、且夫以天日經緯國郡、而我建其根本。凡四夷自發、皆仰我末光、則日本之大號、實胚胎於此矣。本案也者對末之稱。當時夷狄朝貢者猶少、故未建國號。或稱日出處天子、遂建日本之號。以存內外本末之分。亦可舉往時胚胎者而發之耳。夫日出之鄉。陽氣所發。地靈人傑、食饒兵足。上之人以好生愛民爲德、下之人以一意奉上爲心。至於其勇武、則皆根諸天性。此國體之所以尊嚴也。抑所謂勇武者。非惟勁悍猛烈以逞其威、蓋亦必發於忠愛之誠。請論其畧。素戔嗚尊斬蛇獲劍、以爲是神劍也、不可宜私之、乃獻之天。大巳貴命獻其平國之矛曰、天孫若以此治國、必當平安。方是時、素戔嗚尊獲罪於天祖、大巳貴命將避國於天孫、而不曾不怨朝廷、乃獻其寶器、以輸奉上之誠、其忠愛之厚何如也。若夫五瀨命臨薨、慨撫劍、以遺恨未滅。日本武尊疾篤、寓懷於雄刀、發情於歌詞、其感憤悲壯、從容嫺雅、又復何如也。及至後世、士猶重廉恥、卑怯懦以汚名辱先爲戒。忠義孝烈、不乏其人。丹心血誠、誓天日、貫金石、而其跡不泯、流風如響、餘情可掬者、皆上世遺俗所使然、要之自有一種藹然氣象、非海外異邦所企及者。蓋國俗之尊嚴、必有資於天地正大之氣、天地正大之氣亦必有參於仁厚義勇之風。然則風俗之淳漓、國體汚隆繫焉、在上君子、豈可弗留心哉。

蒼生以之安寧。

臣彪謹案。民之爲道也、憂莫切於饑寒。天祖始開種穀養蠶之道。民於是乎衣食焉。患莫甚於疾病災害。大巳貴命、少名彥命、始定療病厭災之方。民於是乎全活焉。居莫安於宮室。哀莫慘於死喪。素戔嗚尊子五十猛命、殖山林足材木。民於是乎養其生。而愼其終焉。有太占。以卜其吉凶。有盟神探湯。以決其嫌疑。有禊祓。以除其不祥。有歌詠。以逹其情思。若其統氏族。則有伴造。其任治敎。則有國造縣主稻置之屬。藏兵

〔崇神帝云々〕崇神は垂仁の誤也。

〔石上神宮〕大和國山邊郡丹波市町布留に在り、布都御魂の神劒を祀る。

〔楚書云々〕大學章句に、楚書曰、楚國無以爲寶、惟善以爲寶と見えたり。

〔諸侯之寶三云々〕孟子盡心下篇に出づ。

〔任那國云々〕崇神天皇六十五年也。

〔丁卯歳云々〕神功皇后攝政四十七年四月百濟の使者久氐、彌州流、莫古及び新羅の調使來朝す。

器於神祠。所以備不虞戒非常。崇神帝二十七年。納弓矢刀於諸社。三十九年。作劍一千口。藏于石上神宮。史不詳其故。桓武帝延曆中。遷都於山城葛野。既而朝議以爲石上去都差遠。可愼非常。乃遷石上社器仗於葛野。由是觀之。崇神帝之藏兵器於神祠。其備不虞也明矣。因竊案兵器散在民間。適足以生禍。是故無事則藏諸神庫。及有事。奉其兵仗以臨敵。則神靈所寓。可以大張我軍威。其所以謀慮。可謂深遠。日本武尊之征東夷。拜伊勢神宮。奉其神劍而出。蓋亦此意。然史無明文。敢書鄙見以備考。置屯倉於各所。所以足糧食賑凶荒。其他禮神祇。禳疾疫。開池溝。築堤防之類。無一不出於恤民厚生之誠者。此神皇發政施仁之大略也。是以天下乂安。四海無虞。年穀豐饒。家給人足。所謂蒼生以之安寧者。豈不信然乎。上古指人民。曰於保美多訶良。於保者大也。美者御也。多訶良者寶也。其所以重生靈。可謂至矣。夫農者天下之本。本固則邦寧。國家之寶。孰大焉。然則天下人牧。欲安其民者。苟無失其所以爲大寶之意。則蓋庶乎不違神皇之道矣。案周易云。聖人之大寶曰位。楚書云。惟善以爲寶。未有以民爲寶者。但孟軻所謂諸侯之寶三。土地人民政事者。適暗合。而土地所以養人。政事所以治民。未如神皇專指人民爲大寶之得其根本也。

蠻夷戎狄以之率服。

臣彪謹案。素戔嗚尊之獲罪於天祖也。與其子五十猛命。降臨於海外。書紀云。到於新羅國。又云韓地。蓋追稱之辭。少名彦命。亦適於常世國。案古稱常世。其義不一。而其云常世國者。多指海外絕遠之地。則鴻荒之時。明神威靈。蓋既被於異邦。然載籍簡約。其詳不可得言也。近時古學者流。爲之說曰。外國諸蕃。蓋皆少名彦神之所經營。又有廣其說者曰。西土草昧之世。有大乙少昊。大乙即大巳貴神。而少昊即少名彦神。其意蓋皆欲尊大皇朝。而不自知其言涉怪誕也。好古之士可不鑒哉。崇神帝崇重神祇。經綸天業。於是任那國。遣蘇那曷叱知朝貢。外夷向化。見於史者。蓋是爲始。垂仁景行二帝。相踵撻伐不服。奮其威武。仲哀帝親征熊襲。中道而崩。神功皇后。因神祇之教。奉帝之遺意。案書紀。仲哀帝西征條。有神憑皇后曰。征新羅。則熊襲亦自服矣。帝疑焉。便登岳遙望曰。有海無國。神何誘我。據此則帝不啻不欲遠征。併不信海外有國也。然先是外夷朝貢及投化者。不一而足。帝豈有不知海外有國之理耶。況以眼界論有無者。眞兒童之見。以帝之明。豈合有斯語耶。且丁卯歲。百濟遣使與新羅使朝貢。皇太后太子曰。先帝所欲國人今來朝。痛哉不及見也。群臣皆爲掩涕。據此則征韓之役。出於帝之遺志也明矣。蓋書紀所載前後矛盾。前說頗涉怪誕。後說著實近情。而後世皆據前說。不知取諸後說。可乎哉。此實大義所關係。故敢辨焉。決意遠征。神兵所向。虜酋懾伏。三韓稱藩而朝貢。

〔秦王嬴政云々〕嬴政は始皇帝也、應神天皇の朝帝五世の裔弓月王百廿餘縣の民を率ひて來朝歸化す、秦氏はその子孫也。

〔菟道皇子〕應神天皇の第六皇子菟道稚郎子也。

〔續紀〕續日本紀也文武天皇元年より桓武天皇延曆十年までの正史にして延曆十六年成る。

〔百濟貢縫衣女〕應神紀に、十四年春二月、百濟王貢縫衣工女、曰眞毛津、是今來目衣縫之始祖也とあり。

當是際、因威赫赫日隆一日。若新羅國王之子、若秦王嬴政之裔、萬里航海、望風歸化、東夷西戎。奔走執役、金銀綾羅。調貢不絶、視諸蕃猶外府、豈不盛哉。記文自上古神聖立極垂統、至鎭夷戎狄以之率服。皆言未有儒教之時。故臣亦專就應神帝以上述其大略。不敢說及中世云。蓋蒼生安寧。是以寶祚無窮。寶祚無窮、是以國體尊嚴。國體尊嚴、是以蠻夷戎狄率服。四者循環如一、各相須濟美。而其所以然者、未嘗不在斯道之所致也。其爲道光明正大。固不易一一數。然嘗竊瞻仰神皇經綸之迹、以後世之名述之、則其要有三焉。曰敬神、曰愛民、曰尙武。古史雖簡、而其大體彰明較著、不可誣也。夫赫赫之威、莫盛於天日。煦育之恩、亦莫大於太陽。恩者仁之施也、威者義之發也。天皇既承天日之嗣、撫育蒼生、又象太陽之所出、君臨萬方、恩威兼施、仁厚勇武、並行而不相悖者、蓋神皇立極之大體、而神州之所以冠絶宇內者、其亦在斯歟。

而聖子神孫、尙不肯自足、樂取於人以爲善

臣彪謹案、神代尙矣、神武帝以還十有四世。九百有餘年、其間未有書契。其有之、則實始於應神帝云。當帝之時、三韓稱藩朝貢。阿直岐之來、自百濟也。菟道皇子師之、習經典。帝特遣使徵賢人於百濟。於是王仁及辰孫王、隨使人朝。帝嘉之、以爲皇子之師。辰孫王擧續紀。先是百濟貢縫衣女。王仁等之來・又貢冶工卓素呉服西素釀酒仁番等。方是時天下乂安。四海肅靜、無有一物不得其所者。自常情而觀之、則尙何外求之爲。獨聖主之心則不然也。衣食既饒、兵甲既足、而更召織縫釀冶之工於海外。厚生利用之政、於是乎益廣矣。風俗既美。綱紀既張、而更求文獻於異域。正德之敎。於是乎大備矣。苟非光明正大視宇內爲一家者、則其孰能與於此。厥後列聖相承、崇尙儒敎、以培養斯道者、蓋皆本於帝之美意也。昔者孟軻述虞舜之德曰、樂取於人以爲善。自耕稼陶漁、以至於爲帝、無非取於人者。嗚呼神州之與西土。絶海殊域。帝之於虞舜、隔世

異代。而其取於人爲善之美。若合符節。抑亦所謂先聖後聖其揆一也者。其斯之謂歟。帝之廟祀。往往遍於海内。而世徒稱贊其武德。不知其大有功於文教。是以弓馬之上。皆致崇敬。縉紳之家。或闕欽仰。豈可乎哉。

乃若西土唐虞三代之治教。資以贊皇猷。

臣彪謹案。克明俊德。以親九族。平章百姓。協和萬邦。黎民於變時雍者。唐之治教也。明四目。達四聰。敷五教。明五刑。二十有二人。惟時亮天功。無爲而正南面者。虞之治教也。知人安民。哲而惠。卑宮室。菲飲食。盡力於溝洫。致孝乎鬼神者。夏之所以受禪。明德恤祀。立賢無方。曰帝心不敝。簡在帝心。萬方有罪。在予一人者。殷之所以興。視民如傷。不泄邇。不忘遠。設官制禮。法天地。象四時。郁郁乎文者。周之所以盛。合而言之。三代之治教也。自唐至周。易姓既五。厥後廢興不一。國號隨變。故槩之云西土。蓋循大化詔文也。夫天地之生。人爲貴。而人之爲生。待食而飽。待衣而暖。待宮室而安處。殆若不如鳥獸魚蟲遂其生於飛游奔走之間者。然而飛者翔之。游者綸之。走者罔之。收其羽毛齒角鱗介。而用之者。人之所以靈也。神州之尊。冠絕萬國。固也。然質有餘。而文或不足。實既完。而名或有闕。西土之爲邦。智巧夙開。制度典章。煥乎可觀。則資彼有餘。以補我不足者。亦天地之常理。而聖知之用心也。及至後世。聞見日廣。人漸忘本。不啻溺於西土之文。乃或信南蠻北狄之教。以華變於夷。噫是奚異於以人而羨羽毛鱗介也。於是慕古之士。慨然以爲。胡教之入神州。儒者啓之。乃斥周孔。欲併廢孝弟仁義之名。噫是亦猶廢衣服宮室。曰奚不從裸裎野處之簡易也。抑亦惑矣。然則唐虞三代之道。可悉用於神州乎。曰否。治教之可資者。既粗陳於前。而有決不可用者二焉。曰禪讓也。曰放伐也。虞夏禪讓。殷周放伐。而秦漢以降。欺孤兒寡婦。以簒其位者。必藉口於舜禹。滅宗國而弑其主。以奪天下者。必託名於湯武。歷代之史。既過二十。不啻上下易位。或併内外之分而失之。所

〔克明俊德云々〕書經堯典篇に出づ、九族は高祖より玄孫に至る親族を云ふとなし、或は父族、母族、妻族中の九親族を云ふともなせり。

〔唐〕帝堯也。

〔明四目達四聰〕書經舜典篇に出づ、四方の事柄をよく視察聽聞する也。

〔五教〕五常の教を云ふ。

〔五刑〕時代により其目一ならず、舜代には、墨、劓、剕、宮、大辟の五を云へり。

〔二十有二人〕舜の名臣の數也、一説に四岳（一人）、九官、十二牧の總稱と云へり。

〔周孔〕周公及び孔子也。

〔拓拔〕代王也、晉愍帝の時拓拔猗盧と云へる者王に封ぜられ數世に至る

〔耶律〕遼の皇帝の姓也。

〔完顏〕金の皇帝の姓也。

〔奇渥溫〕元の皇帝の姓也。

〔愛新覺羅〕清帝の姓也。

〔高麗朝貢云々〕應神紀に、二十八年秋九月、高麗王遣使朝貢、因以上表、其表曰、高麗王教日本國也、時太子菟道稚郎子、讀其表怒之、責高麗之使、以表狀無禮、則破其表、とあり。

〔龍潜〕天子未だ位を踐まざる時を稱す。

謂拓拔・耶律・完顏・奇渥溫・愛新覺羅者。何等種類。何等功德。而九州臣民。若崩其角。又從而贊揚其美。動比諸唐虞。不亦可憫笑乎。赫赫神州。自天祖之命天孫。皇統綿綿。傳諸無窮。天位之尊。猶日月之不可踰。則萬世之下。雖有德匹舜禹。智侔湯武者。亦唯有一意奉上以亮天功而已。萬一有唱其禪讓之說者。凡大八洲臣民。鳴鼓攻之可也。況藉口託名之徒。豈可使遺種於神州乎。又況腥膻犬羊之類。豈可使垂涎於邊海乎。故曰。貴以贊皇猷。若貴彼之所長。併及其所短。遂失我所以冠絕萬國者。安在乎其爲贊猷也。

於是斯道愈大愈明。而無復尙焉

臣彪謹案。斯道者。即天地之大經。而神皇所遵行也。聖子神孫。既法其大經。君臨億兆。而更資西土之治教。以扶綱常。以叙彜倫。譬諸草木。既有萌孽暢茂之性。而培養有方。則根柢益固。枝幹益長。譬諸劍鏡。固有剛銳澄明之質。而磨礪不懈。則鋒鋩愈利。光輝愈新。然此特言其理耳。臣請嘗論其實。王仁之來也。始獻論語。亡幾。高麗朝貢。表文無禮。菟道皇子怒詰其使。壞其表文。應神帝愛菟道皇子。立爲太子。時仁德帝賢而長。及應神帝崩。太子避位。相讓者三年。遂殞躬以成其志。其跡蓋過中行。然其美不可沒也。仁德帝躬儉素。恤民隱。海內庶富。稱爲聖帝。太子之聰明謙讓。帝之慈仁恭儉。雖皆出乎天性。而非藉學問之力。則其效焉能至此。魯論之教。於是乎可觀矣。厥後自五經博士。以至醫卜曆日之學。往來如織。邦家之治。日趨文明。而大臣蘇我入鹿。世竊權柄。罪惡貫盈。天智帝龍潜。與中臣鎌子。學周孔之道於南淵氏。明良遭遇。水魚不啻。同心戮力。果決雄斷。殪兇賊於瞬息。措宗社於磐石。以帝之英武。鎌子之偉略。遽升天位。直列大臣。其執曰不然。而帝能久守儲位。輔佐大政。鎌子亦爲內臣。屈於左右大臣之下。大化中興。宇內一新。當是時。東宮與內臣。其薰陶啓沃獎順匡救何如也。此其神聖英武。忠義謀略。雖亦皆根乎天資。而非資切磋磨礪之

〔九州〕支那全土也堯及び三代の頃天下を九ヶ州に分ちしに因る。

〔漢書〕前漢の歷史也、後漢班固の撰、百廿卷あり。

〔霍去病〕平陽の人武帝の朝驃姚校尉となり、屢匈奴を伐ちて大功を立つ

〔劉秀〕後漢第一世光武帝也。

〔元壽〕哀帝の時也

〔後漢書〕後漢の歷史、范曄の撰也。

〔韓愈〕字は退之、唐の學者也、長慶四年卒す。

〔朱熹〕字は元晦、松の子、所謂朱子學の祖にして諸經傳解、四書註、通鑑綱目、小學、楚辭等の著あり、慶元六年卒す。

〔姚興〕後秦の第二世也。

功。則其效又焉能至此。周孔之道。於是乎大可觀矣。抑其資於周孔者。固在培養斯道。而不在捨此從彼也。何以知之。大化元年之詔曰。當遵上古聖王之迹而治天下。右大臣之奏曰。先祭神祇。而後議政事。夫皇朝治教之隆。莫過於大化。而遵古道先祭祀者。實爲大化中興之第一義。乃若大寶之令。延喜之式。掲神祇於卷首。隷浮圖於玄蕃。其所以重國體明名分者。豈不詳且備乎。所謂斯道愈大愈明。而無復尙焉者。信有以也夫。

中世以降。異端邪說。誣民惑世。

臣彪謹案。異端邪說。誣民惑世者。其流非一。而西戎浮圖之教。爲尤甚。西北洋夷之敎。其害又浮於佛。而祖宗明斷。一切驅除。故不復論。夫物先腐。然後蟲生焉。道先廢。然後異端入焉。西土三代之治衰。而老莊楊墨之說起。壞亂之極。嬴政稱帝。焚書坑儒。儒敎之厄。亦已甚矣。劉邦起布衣。一定九州。其治雖不甚純。而寬厚愛人。子孫相承。亦頗崇儒術。當是時。休屠之金人。猶未獲逞其伎倆也。漢書云。霍去病出隴西。過焉耆山。得休屠王祭天金人。顏師古註云。今佛像是其遺法也。王莽簒立。漢祚幾絕。劉秀崛起。恢復舊業。功亦偉矣。然深崇信讖緯。當時學者。皆務迎合其意。不然則往往見擯斥。儒亦可謂窮也。至於其子莊。遂始迎佛於天竺。或謂西漢元壽中。既有佛法。其說本於魏略西戎傳。然後漢書云。明帝夢金人。長丈餘。頭有光明。以問群臣。或曰西方有神。名曰佛。其形丈六尺。而黃金色。據此則先是未有佛也。故韓愈朱熹等。皆以爲佛始於後漢明帝時。明帝卽劉莊也。夫華夷內外者。天下之大閑。詩書所載。周孔所言。丁寧反覆。不一而足。今莊身承漢家正統。乃反迎胡鬼於異域。而群臣唯唯諾諾。不聞一言半辭。匡救其非。蓋其曰儒曰學者。徒章句訓詁是守。不能闡明周孔之本意。而讖緯符命之說。亦有以蠱心術蔽識見故也。然漢魏間。佛法猶未遍於世。東晉之末。淸談熾行。五胡內侵。佛法亦漸蔓延。晉書云。姚興立浮圖於永貴里。立般若臺於中宮。州郡化之。事佛者。十室而九矣。宋齊梁陳元魏之間。奉佛供僧。唯恐後時。隋氏一幷南北。而民間佛書。多於五經數十百倍。其盛可推知也。當時九州糜

〔蘇軾〕字は子瞻、東坡と號す、宋の英宗以下四代に歷仕し、建中靖國元年卒す、經史に通じ最も詩文を能くせり。

〔物部尾輿〕荒山大連の子にて大連也。

〔中臣鎌子〕眞人大連の子にて連也。

〔中宗〕天智天皇を申す。

〔法王〕天平神護二年佛舍利出現のことあり、稱德天皇これを以て太政大臣禪師道鏡の功德高きによるとなし給ひ、これに法王の位を授け、その封大納言に准ぜしむ。後ち道鏡左遷せらるゝに及びこれを停め、爾後この稱を設けず。

亂、政敎廢缺。其僧儒者、皆以虛無爲宗、以雕琢爲文。舉其宗、合諸寂滅之敎、騁其文、潤飾夸誕之說。故朱熹謂、晉宋間佛氏文字、亦只以老莊之說鋪張。蘇軾言、佛經之譯、必託于儒之能言者。然後傳遠。然則佛法之所以大行於世者、文人學士與有力焉。其罪可勝誅哉。神州之有佛、昔於欽明敏達之朝。瀰漫於用明推古之間。蓋神皇之道、正大簡易、仲哀以上、幸出不忽。應神以降、始資儒敎、而當時群臣、未能推弘叡旨、以培養斯道。又不幸國家多故、雄略武烈之間、皇統幾危、民不聊生。列聖敬神愛民之道、至是大荒矣。亡幾。蘇我稻目任大臣、實始啓浮圖之端。然而神皇德澤入人之深、若物部尾輿、若中臣鎌子、侃侃正議、不遺餘力。當時天皇亦能鑒斷、屢投諸於水火、固非夫東漢君臣無識之比也。獨奈蘇我包藏禍心、非一朝一夕之故。且挾祖先之勳（蘇我氏、爲武內宿禰之後）、又藉外戚之親、擅大臣之權、而又有上宮一意奉佛、爲之內應。則奸謀之稔熟、邪敎之瀰漫、不足怪也。終之用明歸佛（至尊歸佛、帝爲始）。崇峻見崩（大臣弑逆、蘇我馬子一人而已）。推古創立寺觀。大弘其法。雖以中宗之英明、大織冠之智略、不能洞察其禍、以絕其根本。至於聖武、自稱三寶奴、孝謙爵妖僧以法王。而橫流極矣。所謂道先廢然後異端入焉者。神州西土、彼此一轍、惑世誣民、永爲道之大蠹。不亦可深慨乎。抑浮圖之害、古人論之詳矣。其怪妄虛誕、固不足道。而其熾若彼者、其故何也。曰愚冥之民、信而奉之。智巧之士、利而使之。純明剛毅之人、惡而排之。姦詐狡黠之賊、資而用之。排之者、未必得其道。用之者、或能成其私。佛法之熾、職是之由。何謂信而奉之。富貴者、恐死後之貧賤。患難者、倖身後之安樂。其爲善者、欲到彼岸。爲惡者、祈免呵責。是不亦信而奉之乎。何謂利而使之。曰、皆信佛、我獨違之不智也。且其說雖妄、足以勸懲愚俗。苟有補於我治、何嫌於夷狄之法。是不亦利而使之乎。異端之害民、猶疾病之於人。善治疾病者、先養其元氣。善排異端者、先脩其大道。若徒攻擊驅除、取快一時、則禍變所激、將有不可勝救者。是不亦排之

者未必得其道乎。愚俗之信佛。皆狥其欲也。今我奉佛以率之。則衆之尊我。猶尊佛。夫然後彼寧背其君父。不背佛與我。我之大欲。於是可逞也。是不亦用之者。或能成其私乎。嗚呼天下之廣。愚冥之民。十居七八。智巧之士。又居其一二。則其奉佛者。滔滔日滋。至於純明剛毅之人。僅存十一於千百。而又或不免禍敗。則其所以明大道養元氣。躋斯民於仁壽之域者。寥寥甚少。萬一姦詐狡黠之賊。資胡教以結民心。鼓滔滔日滋之衆。殲寥寥甚少之人。以逞其大欲。則茫茫宇宙。幾何其不相率而爲西戎也。當路之人。豈可不深謀遠慮。思所以應不虞之變於異日乎哉。

俗儒曲學。舍此從彼

臣彪謹案。神聖之建基。仁厚威武。固既冠絶宇内。若其文物之盛。則倣傚李唐。於是遣唐留學。史不絶筆。博物詞藻。世不乏其人。然利之所在。弊亦隨之。俗儒曲學。阿其所好。舍此從彼。而先聖取於人爲善之美意荒矣。世之談古者。於博物。必稱吉備眞備。於詞藻。必稱安倍仲麻呂。以臣觀之。俗儒曲學。舍此從彼者。未必不二人者爲之倡焉。則其才學雖多。亦奚以爲。夫儒教所以培斯道。苟讀其書者。誠宜體周孔之本意。資明倫正名之大義。以光隆神皇之道。二人者則不然。當僧玄昉瀆宮闈。眞備職任中宮。隱默不言。當禪道鏡稱法王。眞備身列台輔。又號帝師。不齎袖手觀望。乃率百寮。拜賀於其前。若仲麻呂。則莫若視廢彝倫。北面稱臣於李唐。嗚呼妖僧覬覦神器。天地之大變。眞備處之而不怪也。失節於異域。臣子之至辱。仲麻呂處之而不耻也。其失德玷行。在不學無術者。猶不容於名教。況於二人之碩學宏才耶。抑以不學無術爲之。則罪止其身。以二人之學與才爲之。則人將相謂曰。大臣猶尊敬禪師。兆卿尙臣事西士。吾輩何人。豈合悖法王之意。豈合不慕大唐之化。此其所以播惡於衆。貽害於後者。二人者。不得辭其責也。及至後世。虛文

〔李唐〕唐を云ふ、李は唐の皇帝の姓なり。

〔吉備眞備〕國勝の子、靈龜二年遣唐留學生となり、經史を研究して天平七年歸朝、爾後諸官を歷任し天平神護二年正二位右大臣に至る、寶龜六年薨す。

〔安倍仲麻呂〕船守の人、靈龜二年遣唐留學生となりて渡唐、その朝に仕へて官光祿大夫に至り寶龜元年唐土に卒す

〔僧玄昉〕俗姓阿刀氏、養老元年入唐して法相を學び天平七年歸朝、九年僧正となりしが漸く政務に干與し世人に指彈せらる、天平十七年太宰府に左遷、翌年その地に寂す。

浮華。日盛一日。神聖之流風遺俗。蕩焉殆盡。世之言道者。不佞佛則阿儒。佛者曰。梵經爲內典。儒書爲外典。某佛者某神之本地。某神者某佛之垂跡也。而學者不嘗不辨其妄。乃或奉其說。顚倒本末。混淆內外。使神聖之舊典。淪於浮圖之狂瀾者。其學雖究九經。通百家。皆眞備之流亞也。儒者曰。漢土爲中國。其外爲四夷。禮樂刑政。皆中國所設。三綱五常。非四夷所有。而學者耳目習熟。不悟其非。甚則以夷自處。使儒敎與斯道背馳者。其文雖凌韓柳駕李杜。皆仲麻呂之流亞也。雖然二人亦生於神明之域。讀聖賢之書。縱其身不能全名節。豈有意於爲後世倡哉。蓋察其用心。一則恐失之。一則貪榮利。而不知其弊之至此也。不亦可惜乎。孔子曰。苟患失之。無所不至。孟軻曰。苟爲後義而先利。不奪不饜。世之舍此從彼者。其亦可以鑒矣。

皇化陵夷。

臣彪謹案。大一統之業。成於橿原。弘於磯城島。隆於輕島。若夫典章制度。大備於豐崎。而葛城實贊焉。上世淳樸。君臣稱名而亦奉尊號。曰神日本磐余彥。曰御肇國。曰胎中。曰天萬豐日。曰天命開別。或頌其德。或述其靈。蓋皆當時贊美之稱。中世文物漸盛。乃追奉諡號。曰神武。曰崇神。曰應神。曰孝德。曰天智。皆切中其實。其他纒向之爲垂仁。高津之爲仁德。亦不敢苟一字。今悉本當時尊號。又因其諡號。以想像列聖之德業。則稽古之義。思過半矣。由是言之。尙武敬神。仁以愛民。智以明物者。蓋列聖經綸之大端。遵之則天業恢弘。違之則皇化陵夷。汙隆之機。捷於影響。古者祭神也。天皇親焉。皇女侍焉。明神之齋主焉。其征不服也。亦親臨之。或遣皇子。或命重臣。其治民也。薄稅斂。寬徭役。損上而益下。其理庶務也。明名分。愼國體。布公道。勵實效。此天業之所以恢弘。中葉以降。上下佞佛。而敬神之道岐焉。王公大人。手不知兵。而尙武之俗移

〔九經〕小學紺珠に易、書、詩、周禮、儀禮、禮記、春秋、孝經、論語を舉ぐ其他異說多し。
〔百家〕諸子の總稱なり。
〔韓柳〕唐の學者韓退之及び柳宗元也
〔李杜〕唐の詩人李白及び杜甫也。
〔磯城島〕大和國城上郡金屋村の地、崇神天皇の皇都也
〔輕島〕大和國高市郡に在り、應神天皇の皇都也。
〔豐崎〕今の大阪の內也、孝德天皇ここに都せらる。
〔御肇國〕崇神天皇を申す。
〔胎中〕應神天皇也
〔天萬豐日〕孝德天皇也。
〔天命開別〕天智天皇也。

焉、奢侈日長、聚斂掊克、而愛民之仁衰矣、淫風相競、宮壼不肅。名實錯亂、官失其守。拘格例。脩邊幅、而明物之智蔽矣、皇化陵夷、職是之由。可悲也夫。雖然、舊章故貫。未全頽敗、流風遺俗、未盡淪喪。故英明之君、一出能脩其緒、則法度紀綱。翕然復擧。若光仁、桓武。宇多。後三條。後醍醐諸帝、或總攬乾綱。或殄滅兇賊。其功或成。或不終。而其成者。必能遵神皇之道也。其不終者、必反之者也。豈惟中興之君爲然哉、藤原也、平也、源也。鎌倉也、室町也。人臣之把持大權。其故非一。而原其祖先之所以盛且興。未嘗不假仁厚勇武儉素忠誠之道也。觀其子孫之所以衰廢。亦未嘗有不與此相反者也。蓋曰大臣。曰攝政。曰關白。曰將軍。名位雖殊。其實皆所以代天工弘皇化。故奉神聖之謨訓則榮。從一己之私心則辱。可不戒乎。

禍亂相踵。

臣彪謹案。敎莫大於彝倫。治莫先於名分。二者不明。則變故百出。天下之禍。有不可勝言者。保平以降之事。可以鑑焉。請論其畧。鳥羽帝之於崇德帝。藤原忠實之於忠通。皆父子也。而不相協。崇德帝之於後白河帝。忠通之於賴長。皆兄弟也。而視若仇讐。若平清盛殺叔父乃從弟四人。源義朝弑其父。又害其弟九人。殘忍已甚。而不特朝廷不罪。乃令其相戕。源爲朝之關弓於其兄。崇德帝使之。源義經之請討其兄。後白河帝允之。源賴朝之請討伯父及弟。帝又許之。足利直義足利直冬之歸順也。朝廷納之。使討其父兄。其後足利氏。父子兄弟。世相簒奪。而朝廷之授官命職。唯其强而勝者是視。不復問其是非。孝弟之道、幾乎熄矣、平清盛之跋扈、遂免刑戮。源賴朝之巧詐。又倍於清盛。然竊大權。以天年終。至於北條義時。以陪臣之賤。旣傾其主家。又敢差兵犯闕。遂遷三聖於孤島。悖逆無道。神人所憤。而不啻免夷戮。能保九世之業。足利尊氏。又作禍亂。敢抗至尊。屢戕皇子。而亦終其天年。傳業十餘世。此皆變故之大者。若其家族陪臣。朝向夕背、互相夷

〔乾綱〕君主の大權を云ふ。

〔藤原忠實〕師通の長子也、堀河鳥羽二朝に關白となり官太政大臣に至る應保二年薨ず。

〔忠通〕忠實の長子也、關白を以て崇德以降四朝に仕へ長寬二年薨ず、忠通性寬厚なりしが父忠實第二子賴長を愛し忠通を疎ぜしより屢紛糾を生ぜり。

〔伯父及弟〕源行家及義經也。

〔足利直義云々〕直義は尊氏の弟也、尊氏師直と爭ひ正平五年一時南朝に歸順す、直冬は尊氏の庶長子、直義の猶子也、常に直義と事を共にせしが直義の死後南朝に降れり。

滅者、紛紛擾擾、不遑枚擧。君臣之義、亦幾乎廢矣、稗官野史、或書曰天皇謀叛、或稱曰流親王於京師。其謬妄亡論已、然亦可以見皇室衰替。武人驕橫之狀也。其稱異邦、曰大唐、曰大宋大明。甚則指新羅之酋爲帝、其無識固不足論、然亦可以知當時顚倒本末之甚也、其間名分錯亂非一。而足利義滿之罪、爲尤大、其請太政大臣、要君也、稱臣於朱明、辱國也、出遊或擬行幸、僭上也、尊卑內外之分、亦幾乎不辨矣。嗚呼君臣父子、彝倫之尤大者、尊卑內外、名分之至重者、而其頹敗紛淆、既已如此、所謂禍亂相踵者、固不足怪、海內塗炭、民無所措手足、至應永以後而極矣、

大道之不明於世也蓋亦久矣

臣彪謹案、不明者晦暗之謂、夫彝倫名分、既已頹敗錯亂、則謂大道滅絕可也、豈特暗晦不明而已哉、曰不然、道之在世、猶太陽之懸於天、保平已降、彝倫雖敗、名分雖亂、而太陽未墜於地、則斯道存於人者、亦猶自若也、故當其衰亂者踵、禍變百出、天又必生英偉絕特之人於其間。以扶植天常民彝。使斯道有所寓、而不至於滅絕蕩盡矣、是以藤原信頼之作亂也、獨有藤原光頼之剛毅不屈、平清盛之跋扈也、內有其子重盛之諫諍。外有藤原長方之讜議、佐藤憲清遁跡於佛、非中行、而義不背阿新府、源義經失寵於兄、非無憾、而忠克效節於皇家、北條園門之罪、固不容天誅、雖然、微泰時時宗之撫民攘夷、則蒼々赤子、何由息肩、而赫赫神州、或不免於忽必烈之蹂躪矣、後醍醐帝以英武之姿、掃除姦兇、恢復鴻業、海內之民、再見天日。蓋自天智帝殪逆賊以來、數百年間、未有此痛快也、天未悔禍、帝亦不能有終、然其所以慷慨按劍遺詔勉恢復者。長使志士仁人、毛髮竦然、感動不已、後村上帝崎嶇間關、僅守神器於南山之界。今恭觀御製歌詞。其使後嗣想函關踏雪之艱。以存無逸之戒者、亦信足以激發懦夫之心。二帝之皷舞士氣。其切如此。以故當時忠

〔朱明〕明朝也、朱は明帝の姓也。

〔藤原信頼〕忠隆の第三子也、藤原通憲と權を爭ひ、源義朝と結びて平治元年兵を擧げしが敗北して捉へられ六條に刑せらる。

〔藤原光頼〕顯頼の長子、信頼の伯父也・信頼兵を擧げて大内に據り詔を矯めて群卿を召すや光頼その狂悖を惡みて從はず、後ち正二位權大納言に至り、承安三年薨す。

〔藤原長方〕顯長の長子也・累官して從一位權中納言に至る、性剛毅直言して憚らず、却て清盛の畏敬する處となる、建久二年薨す。

〔佐藤憲清〕西行也

〔藤原師賢〕師信の子也、花園、後醍醐二帝に歴仕し正二位大納言に至る元弘の亂後醍醐天皇に供奉し笠置山に至りしが、城陥りし後捉へられて二年上總に流され同年其の地に薨ず

〔結城〕名は宗廣、祐廣の子也、新田義貞擧兵の際これに應じて鎌倉を攻め、爾後王事に竭しゝが、延元三年陸奥に赴かむとし途中伊勢に病死す

〔村上父子〕村上義光及びその子義隆也、元弘の亂共に護良親王に從ひ奮戰して死す。

義輩出。儲貳則有皇太子恒良。皇子則有尊良。護良。宗良。懷良諸王。公卿則有藤原藤房。藤原師賢。源親房父子之倫。闔族殉難。則有楠氏。一門勤王。則有新田氏。若兒島。名和。菊池。結城。村上父子之徒。雖器有大小。而要之英風義氣。凛凛磅礴乎宇宙。所謂天生英偉絕特之人。以扶植天常民彜者。不其然乎。且夫太陽失光。則宇宙長夜。大道滅絕。則人皆禽獸。天地間。豈容有斯理。然則太陽之不見。雲霧障焉。而赫赫炎炎者自若也。大道之不行。亂賊晦焉。而光明正大者。未嘗滅絕也。故曰大道之不明於世也。蓋亦久矣。

弘道館記述義巻之上 終

弘道館記述義　卷之下

臣彪謹案。建武中興不レ終。而天下之權。竟歸二足利一。當時以レ身殉二芳野一者。皆忠義之士也。靦然面目。仰二足利之鼻息一者。皆貪婪無恥之徒也。既殲二忠義之士一。以孤二皇家一。又聚二貪婪無恥之徒一。以成二其私一。甚矣哉足利之無道。而天之與二不仁一。其亦至レ此乎。足利既以二不仁一得レ之。親戚倣レ之。陪臣倣レ之。天下靡然。唯利是求。不三復知二忠孝仁義爲二何物一。終レ之將軍管領。有レ名無レ實。群雄並爭。跨レ州連レ郡。西滅東起。互相呑噬。生民之禍亦慘矣。昔者源平二氏。其派別出レ自二天潢一。然降爲二人臣一。久混二武士一。則公卿視如二奴隸一。至二於足利之衰一。則織田起レ自二陪臣之臣一。而豐臣又起二自織田之臣一。三台之座。則闕之官。一蹴超遷。如レ拾二地芥一。天下之變亦甚矣。然織田之權數智謀。固非二當時群雄之比一。豐臣之雄才大器。又壓二服海之内外一。乃其所三以鞭二撻一世一。蓋二條八洲一則可也。至下於所三以培二養扶桑之根柢一。措中天下於富嶽之安上。則未可也。我東照宮則不レ然。蓋彼以二詐術一。我以二至誠一。彼以二威彊一。我以二義勇一。彼以二土地財利一。籠二絡人心一。我以二禮義廉恥一。磨二礪士氣一。彼之奏レ功甚速。而其敗也土崩瓦解。我之剏レ基若レ迂。而其成也牢固不レ拔。凡其言行。必本二於忠孝仁義一。其政教施設。暗二合於聖賢之道一。足三以養二神州之元氣一者。往往有焉。此其所三以覇業之烈。卓二越前人一。所レ謂撥レ亂反レ正者。不二其然一乎。古人有レ言曰。人衆勝レ天。天定亦能勝レ人。足利既以二貪婪無恥一。風二靡一世一。貪婪無恥之俗極。而室町之業忽諸。既殲二忠義之士一。而忠義之種。不レ可二泯滅一。維天

我東照宮。撥レ亂反レ正。

〔管領〕室町時代將軍を補佐し内外の機務を統ぶる要職にして鎌倉時代の執權に當る、貞治元年斯波義將管領と稱せしを初めとなす。

〔三台〕もと上台中台下台の三星を云ひ、轉じて三公の意に用ふ。

〔則闕之官〕太政大臣也、職員令太政大臣の條に、師二範一人一、儀二形四海一、云々、無二其人一則闕とあるに出づ。

〔人衆云々〕史記伍子胥傳に出づ。

〔陰隲〕隲は定也、天が冥々の中に人を安定するを云ふ
〔池田〕姓は源氏、教依の時楠正行の遺腹正實を養子とし其家を傳へたり
〔大久保〕姓は藤原氏、もと宇都宮と稱し泰藤の時南朝に從へり。
〔大永年間云々〕後柏原天皇踐祚の後皇室式微の爲め久しく即位の大禮を擧行せざりしが大永元年三月大阪本願寺の僧光兼其費を奉り漸く大禮を行ひ給へり。
〔營皇居〕元龜二年工成る。
〔修神廟〕天正十年也。
〔戮驕僧〕信長僧侶い兵を弄ぶを惡み元龜二年延暦寺を屠り僧兵を盡す

陰隲新田之族。流離間關。幾絶而僅存。累世植德。至於東照宮。大發其光。而池田。井伊・奥平。大久保。鳥居。天野。栗生諸氏。蓋亦皆以忠義之遺蘖。傳芳野之餘馨。際會風雲。戡定禍亂。以致今日之盛。則天之終勝不仁也。亦明矣。嗚呼亦可畏也夫。

尊王攘夷。

臣彪謹案。堂堂神州。天日之嗣。世奉神器。君臨萬方。上下内外之分。猶天地之不可易焉。然則尊王攘夷者。實志士仁人盡忠報國之大義也。臣嘗讀史。至於大永年間天皇即位。本願寺僧獻資以成禮。喟然大息曰。足利氏雖衰。而猶任將軍。居輦轂之下。不能獻片金匹帛。以助大禮。乃委諸方外之徒。上辱皇家之大體。下長異端之邪焰。宜哉室町覇業之不振也。又至於永祿天正間。織田氏屢入朝。營皇居。修神廟。戮驕僧。豐臣氏又頗纉其緒。蹶然曰。當時人牧。唯知率土地而食人。獨二氏卓然能有斯擧。其駕馭群雄。籠絡一世。非僥倖也。夫二氏之爲政。固非有忠愛惻怛入民之深。而其擧動或有一二合於大義者。猶足以風動人心。況以仁厚勇武之姿。從事於尊攘者、其豐功偉烈豈可勝讃乎。我東照宮既捷於關原也。上奏奉供御之地。又增廷臣食邑。其爲大將軍也。咫尺天顏。服膺叡旨。蹇蹇竭力。唯恐不堪其任。後水尾帝之即位也。初豐臣秀吉。奏立皇庶子良仁。爲皇太子。非天皇之意也。及秀吉薨。天皇謀立皇適子於東照宮。對曰唯在叡斷耳。臣何敢議焉。於是立皇適子。爲皇太子。是爲後水尾帝。東照宮命諸侯。營上皇宮。多置供御之地。既而又大修皇居。增廣規制。又嘗招求伶官。以復雅樂。朝廷嘉其功。嘗擬以相國。而不敢當也。賜以菊桐御章。而不敢受也。其恭敬抑損。翼戴皇室者。蓋如此。戰國搶攘之間。外夷覬覦。乘我政教廢弛。乃敢布其妖教。豐臣氏嘗禁之。至於東照宮。更大設憲令。搜索天下。悉毀其寺。戮其徒。後嗣繼述不懈。於是外夷之防。妖敎之禁。永爲憲法第一義。其果決明斷。攘除夷狄者。蓋又如此。今恭觀其遺訓。於仁政武備之要。

〔戎狄是膺云々〕詩經魯頌閟宮篇に出づ。
〔王正月〕周王の春正月の義也。
〔左丘明〕魯の史官也。春秋三傳の一左氏傳を撰す。
〔大高饋糧〕永祿二年今川義元の爲めに重圍を冒して大高城に兵糧を入れしを指す。
〔浪華二役〕慶長十九年の冬の陣及び元和元年の夏の陣を云ふ。
〔今川義元云々〕當時義元の威東海を壓し徳川氏は其附庸たるに過ぎず、家康また其の命により駿河に質となり、留まること十四年、永祿三年漸く岡崎に歸るを得たり。
〔彈丸之地〕狭小なる地を云ふ。

尤深垂訓戒。其所以慮內憂防外患者、不一而足。詩曰、戎狄是膺、荊舒是懲。孟軻廣之曰、無父無君、是周公所膺也。春秋曰、元年春王正月。左丘明傳之曰、元年春王周正月。今皇朝雖異、其尊嚴固非東周之比。然履霜之漸、聖人戒之。則春秋之義、不可不講。外夷妖教之毒、不翅戎狄荊舒。則膺懲之典、尤不可不明。而無識之徒、或指幕府曰朝廷、甚則以王稱之。近時又有蘭學者流。世之倚西洋學、非天文醫術之徒、則譯者舌人之流。大抵皆無識、不達國體、舍此從彼、蔑天慢神。其爲害不可勝言。臣欲別有所論著、故不具論。或唱說曰、西洋教法、其流非一。今彼之所奉、與國家所禁不同。嗚呼是不惟皇家之罪人、亦幕府之罪人也。抑亦周孔之罪人也。

允武允文、以開太平之基。

臣彪謹案、東照宮覇業之隆、固卓絶前人。而二百數十年、太平之盛、亦中世以降之所未有也。世之贊美德業者、語其武、則始於大高饋糧、終於浪華之役。語其文、則曰、崇儒術聘學士、譯經籍於兵戈之間。臣竊謂是皆公之偉烈美談。臣子所宜稱述。然所謂允武允文者、豈止此而已哉。夫尊皇室、攘夷狄、文武之最大者。而已言之矣。請敢陳其餘論。蓋所貴於文武者、以其能不偏於一而用之於仁義也。初公爲今川義元所育。後毎過其墓、必下拜。又善遇其孱弱之子、至分邑給之。公之拓地、頗藉織田氏之援。及織田氏敗、豐臣氏日益強大。遂圖除織田之後。而公不敢忽舊誼。決然援其孤、構怨於強敵而不顧也。武田勝頼之敗死。織田氏見其首。極口罵之。公則爲下胡床而禮之。且當織田氏之逞威也、公孤立於彈丸之地、不肯苟附、至彼之求和、始從之。方豐臣氏之強大也、公僅以五州之地與之抗衡。及和議說起、人或勸公以大小難敵不如許之。公怒曰、顧義何如耳。奚論勝敗。及其連乞和求婚、然後徐從之。其忠厚義勇、大率如此。故將士浴其化者、亦皆勉忠義、勵名節。參河士風、蔚乎冠絶當世、涵蓄充溢、抑而不發者數十年。及關原一舉、天下畏服。

如水之歸壑。此蓋公之武也。而文亦寓焉。公之治參河。置奉行三員。其人或剛或柔。或剛柔不偏。蓋欲其寬猛並施得其宜也。其鎭甲斐信濃。務因武田氏之舊。唯除厚斂酷刑。弔勝賴之墓。錄小宮山内膳之後。其撫關東也。亦循北條氏之制。除其煩苛者。又索中山家範等之後而錄之。及其爲政於天下。因襲豐臣氏之規摸。而檃栝其弊。天下人牧。拱手就約束。綱紀振肅。秩然成封建之治矣。在職二年。身老於駿河。以歸望於嗣君。禮適孫以定人心。貽孫謀垂遺訓。以開今日之盛。此蓋公之文也。而武亦寓焉。然則公之所以允武允文。固不外乎仁義。而文之與武。未始不相須濟美也。嗚呼在上君子。苟欲脩其遺業以保太平於無窮。則在勵文武哉。在務仁義哉。

吾祖威公。實受封於東土。

臣彪謹案。初威公之生也。島津義久。請養爲子。東照宮不許。及年甫三歲。封之於常陸下妻。則當時蓋既有以公鎭東陲之意。年七歲。改封水戶。水戶者常陸之巨鎭。東臨大海。西連東野。南接北總。北通陸奥。佐竹氏世據之。稱雄關左。及東照宮。徙佐竹氏於出羽。浄鑑公子。（東照宮第五子。諱信吉。冒武田氏。）南龍公相踵封於茲。至是威公代焉。時敬公既封於尾張。南龍公徙遠江。遂封於紀伊。而所謂三家之形成矣。抑敬公於東照宮。爲第八子。南龍公及威公。爲最少公子。而皆膺大藩。歷世相承。任亞相黄門之官。名望之隆。天下諸侯。無敢抗禮者。其故何哉。臣嘗聞之先臣。曰慶長庚子。關原之役。我軍大捷。東照宮之覇業。蓋成於此。而敬公實生於是歳。越二年壬寅。南龍公生焉。明年癸卯。東照宮始任大將軍。而我威公生焉。（公以是歳八月十日。生於伏見城。母正木氏。左近太夫賴忠女。與南龍公同出。時太田氏有寵於東照宮。而無子。乃命爲威公之慈母。太田氏者所謂英勝院也。）先是台德公既立爲世子。其他公子非一。然戰國亂離之際。或出冒他姓。或不幸隕命。至於關原奏功之後。東照宮齡方耳順。而三公子振振生於四年之間。又皆岐嶷夙成。有英傑之姿者。

〔小宮山内膳〕昌友の子、武田氏に仕へ屢武功あり、奸臣に間せられ浪人せしが、天正十年勝頼、信長家康と戰ひて敗北せしを聞き奮然難に赴き天目山に戰死す。

〔中山家範〕家勝の子、北條氏輝の臣也、天正十八年秀吉小田原征代の時城を死守し、遂に自刄す。

〔威公〕水戶家の祖德川頼房也。

〔常陸下妻云々〕慶長十一年九月也。

〔佐竹氏云々〕佐竹義宣は天正十八年以後水戶城を領せしが、關原の役西軍に款を通ぜし爲め慶長七年秋田に移封せしめらる。

〔南龍公〕紀伊家の祖德川頼宣也。

〔台德公〕秀忠也。
〔川上梟帥〕熊襲の魁帥也。
〔吉田神社〕今水戸市下市字吉田の森に在り、創立の年代詳かならず。
〔萩原兼從〕卜部兼治の次子也、慶長十三年叙爵して豐國大明神の社務となり萩原氏を稱す。
〔平敦經〕敦盛の子也、射術に長じ膂力衆に超え、源平戰中屢功あり、最後詳かならず、吾妻鏡は一谷に戰死すとなし源平盛衰記平家物語は屋島に死すと傳ふ。
〔明曆中〕同三年也
〔鍋島氏云々〕寬永十五年二月二十七日平明鍋島勝茂の軍拔驅して原城を攻め、諸軍次で至り城を陷る。

不可謂非天意。則其眷遇固非他公子之比。故遺命台德公。以善視三公子。及病篤。又召三家傅相。面勗以輔導。乃其所以維城盟立。輔翼幕府。永爲皇家藩屛者。蓋非偶然云。

夙慕日本武尊之爲人。尊神道。繕武備。

臣彪謹案。景行帝時。熊襲屢叛。帝命皇子小碓尊討之。皇子年僅十六。奮其智勇。直殲渠魁。厥後又奉詔征蝦夷。其發也拜伊勢神宮。奉神劍而出。遂能驅除妖氛。平定遠陲。蓋當時蝦夷種類。雜處內地。叛服不常。大爲民害。至是遠近懾服。東北之地。始霑皇化。帝嘗目皇子以神人。而彊暴寘頑。若川上梟帥。恐怖畏縮。臨幾上日本武尊之號。千載之下。凜凜猶有生氣焉。我威公夙受東陲之重寄。其地皆皇子餘烈所存。而皇子之祠。適在水戶之南郊。尊吉田神社。延喜式所謂名神大者。古木蒼鬱。控輿府城相峙。則感懷之餘。慨然興欽慕之情者。信有以也。公嘗受神道於萩原兼從。尤重神事。寬永中大猷公罹疾。公憂之。禱於建御雷神。既而大猷公癒。公乃修鹿島祠以賽焉。又嘗出拜其祠。威儀甚肅。公素武勇於天性。傍及於技藝。嘗從大猷公獵於板橋。射殪野豬數頭。大猷公極稱曰。水戶殿今能州矣。能州者蓋謂平敦經也。其養士。與威並施。嘗就國。有吉本越中者。放銃獲鷺於城上之樹。公召詰之。對曰。臣善病。聞食鷺可癒。當時唯鷺是視。然臣之與鷺孰重。公笑曰。汝與法孰重。越中屈服。公竟舍而不問。明曆中。江戶大火。延及我邸。近臣向坂彌九郎。冒煙燄持公所愛書而出。有司請賞。公曰。寡人亦深嘉之。然賞之。則恐他日傷士於火也。不果賞。島原賊之伏誅也。鍋島氏犯律先登。法當國除。幕府議其罪。公曰。嚴法徵後。戰國之事也。今天下乂安。不復容有叛亂。而重罰輕賞。諸侯何賴焉。偉勳若此。而國除。某不肯奉命。大猷公深納焉。議遂寢。戰國以來。殉死盛行。諸侯或以其多相誇。公遺命禁之。亡幾。幕府大布其禁於天下。公實爲之倡也。東照宮遺命台德公。以公比腰刀。蓋取於其愛護可以

〔義公〕光圀也。
〔靜〕常陸國那珂郡靜村に在り、健葉槌命を主神とし、天手力雄命、高皇產靈尊及び八意思兼命を配祀す。
〔寛永寺〕東京上野に在る天台宗關東總本山、寛永四年の建立也。
〔瑞龍山〕常陸國久慈郡譽田村大字瑞龍に在り。
〔士人墓地云々〕寛文六年四月藩士の墳墓の地を常磐及び坂戸に賜ふ。
〔毀淫祠〕寛文五年也。
〔增上〕淨土宗關東總本山（もと眞言）也、空海の弟子宗叡の創立なるが、其後地を遷すこと數回、慶長三年に至りて今の處に移る。

防身。於是台徳公特加寵信。及大猷公時。亦屢延公與謀議。人莫知其故也。義公恒語諸侯臣云。

義公繼述。

臣彪謹案。義公實爲威公第三子。年六歳。立爲世子。公以寛永戊辰六月十日。生於三木之次宅。母靖定夫人谷氏。左馬介重則女。小字千代松。綿衣麁食。二婢一奴。奉養極儉。之次宅在水戸城古柵町。今所謂中御殿之地是也。塋公胞衣之處見存。公生而岐嶷。風神俊邁。其幼既勇於敢爲。公嘗從威公。觀斬囚於櫻馬場。至夜威公試公曰。能提所斬之首來乎。馬場在邸西南。樹木蒙密。闇夜難辨路。公直赴之。模索獲首。而不勝其重。挐髪曳來。無復難色。威公賜刀賞之。時年七歳。公善泅。威公試之於淺草川。公絶流而濟。時年十二。威公壯之。又賜宗近所造小刀。

深爲威公所鍾愛。及威公薨襲封。初威公學神道。然蓋止卜部家所傳。又好文學。排佛氏。常使侍臣讀經史而聽之。亦未暇施之於事業也。義公繼述。嘗修造吉田靜二祠。吉田者祀日本武尊。靜者祀手力雄命。列在延喜祀典。而往往爲浮圖所瀆。公悉徙僧徒。淸其地。命祠官脩其廢典。其他正祠在封內者。亦命修造。每一村必奉一祠。以一民心。先是威公建東照宮原廟於城外常磐山。使江戸寛永寺子院遙主之。名曰別當。至於公停之。命國中僧權攝其事。蓋有待也。及公薨。別當復舊。識者憾焉。公又慮太平日久。士或廢武備。乃每祭原廟。使騎士及卒伍戎衣扈從神輿。以爲永制。又深慨世俗委喪祭於浮圖。威公之薨。新相兆域於瑞龍山。葬儀一用儒法。建廟於城中。堂室之設。祭享之典。專遵古禮。公之於廟祭。雖用儒法。而祭服祭器儀注之類。皆遵皇朝之典。坐跪升趨之節。悉從當世之俗。其他若元旦獻佩刀一副以鞍馬之料。亦依宗室之舊章。固非世之拘儒舍此從彼者之比也。又賜士人墓地於近郊。毀淫祠者。三千八十八。廢佛寺者。九百九十七。髮破戒之僧爲編氓者。三百四十四人。新立供佛施僧之法。一國靡然。風俗大化。公勇於義。篤於行。居恒崇敬幕府。每大風地震。必馳書於日光。遣人於增上寛永二寺。問曰。朝廟無恙乎。及其疾篤。幕府差使於水戸訪之。公力疾入城待焉。不敢煩台使於菟裘也。其御衆仁恕。雖卑賤疎遠者。推以腹心。人皆感泣。願爲之用。斥奢靡。務儉素。不須臾忘警戒。雖老且病。每出不步則馬。或忍飢。或涉險。攜

風沐雨。以身率先士大夫。蓋公天姿英毅、加之以威公之教養、而公又以至孝、纉述其志業者、大略如此。

嘗發感於夷齊、更崇儒教。

臣彪謹案、義公有二兄。伯諱賴重。謚英侯。是爲高松侯之祖。仲曰龜丸、早夭。公超伯兄爲世子。當時尙幼。及年十八。始讀伯夷傳、慨然發感。遂欲傳位於英侯之子。又知輒爲之不可以已、乃有修史之志。寛文辛丑、威公薨。嚴有公使公紹封前一日、公會英侯及諸弟於威公神位前、謂英侯曰、某以弟踰兄。負心久矣。隱忍至今者、以先君在也。明日台使之來、意使某紹封也。願得松千代爲某嗣。不然則明日之事、不敢奉命。侯固辭。諸弟慮事將不測、力勸侯。然後可。松千代者靖伯之小字也。遂立爲世子。公又請侯之次子而養之。及靖伯蚤卒、立爲世子。人服公之志確而慮遠矣。公又請幕府、割封内墾田、願弟賴元、賴隆各二萬石。是爲守山長沼二侯之祖。其餘諸弟皆給食邑。（諸弟曰賴雄、曰賴泰、曰賴以、曰賴母、皆給采地千石。至天和中、賴雄別封於宍戸。今宍戸侯之祖。）癸卯歳、公就國。定大夫士二十七人職掌。威公薨、至是三年。公嘗曰、三年無改於父之道、不誣孝子不能忍。至三年之久、賢否得失、既能熟知。擧錯黜陟、可以無大過。大抵老成諳練於事。後輩欲輕變革之。其爲害大矣。公既銳志於修史、乃開彰考館。廣聘才俊。初藤原肅之徒、以儒爲業。見聘於幕府、然皆剃髮髡首、受法印官、習以成風。公深非之。使儒臣皆蓄髮。自是不復置儒員。其修史及侍講、皆以武士兼之、以爲永制。幕府嘗欲布新令、詢於三藩之君。公讀至於云儒者醫師許乘輿、乃曰。儒非嘗挾冊讀書之稱、凡學聖人之道者、謂之儒。某亦儒也。今與方伎之流並稱。恐貽笑於後世。幕府乃改爲醫陰一道。儒者復古。公之力爲多。公官不過參議。年六十三致仕。翌日拜中納言。作佐山歌、言其志。（久羅韋也奈、能煩流毛玖流志。於比乃美波、布母登乃左斗曾、須微與加理氣留。）又留一詩、戒嗣君。有曰。嗚呼汝欽哉。治國必依仁。禍始自閨門。愼勿亂五倫。歸國召諸臣、親諭曰。吾以弟紹封。久抱忸怩。今讓

〔賴重〕賴房の長子也、寛永十六年常陸下館五萬石を封み、同十九年讃岐高松十二萬石に移封せらる、性賢明民治に努め藩内よく治まる、元祿八年卒す。

〔松千代〕後ち綱方と云ふ、靖伯はその私謚也。

〔侯之次子〕采女也後ち綱條と云ふ。

〔彰考館〕明暦三年光圀修史の爲め館を駒込下屋敷に建てしが、寛文十二年これを小石川邸に移すに及び彰考館と名づく。

〔藤原肅〕字は斂夫惺窩と號す、冷泉爲純の子、江戸初代の大儒也、元和五年歿す。

〔致仕〕元祿三年十月十三日也。

〔君舟臣水云々〕荀子王制篇に、君者舟也、庶人者水也水則載舟、水則覆舟とあり。

〔泰伯〕周古公亶父の長子也、父の意を推し弟季歷に世を讓らむ爲め荊蠻に赴き斷髮文身して再び世に立たざるを示す、後ち吳に封ぜらる。

〔伯夷〕孤竹君の子名を允と云ふ、周武王殷を滅すや、また周粟を食はずと稱し首陽山に隱れて餓死す。

〔建櫜〕建は鍵に通ず、櫜は兵器を包む具也、兵器を藏して復用ひざるの義、戰去り世の太平となれるを云ふ

〔一妖僧〕東山の僧圓月也。

之於少將。吾志願畢矣。卿等能以所以事我者事少將。吾復何患。君舟臣水。水能浮舟。水能覆舟。勗哉。又諭國中子弟曰、汝輩年少。意當思奮勇而殞首。然臨危授命。士之常分。血氣之勇。盜賊尙能之。非死之難。處死爲難。然則何以處之。在學聖賢之道而已。夙夜孜孜。明倫理。勵實行。此所望於汝輩。不然則思亂樂禍者也。可不戒哉。遂營菟裘於久慈郡太田鄕之西山。相傳公相地至此郡。見一區山水極佳者。問名於里人。對曰稱逃山。公顰蹙曰。遁逃武家所尤忌。風景雖美、吾不欲居之。又過林泉幽邃可愛者。問名。曰西山。公喜曰。唯有其名。可以居焉。況兼有山水之祐乎。遂居之。 衡門茅屋。僅蔽風日。放懷詩酒。澹然自樂。稱曰西山隱士。又曰梅里先生。蓋皆取於泰伯伯夷之風云。

明倫正名。以藩屛於國家。

臣彪謹案。義公旣以孝弟事父兄。友愛諸弟。整肅閨門。其所以明倫理者至矣。其於正名之義。又深致意焉。蓋公生於建櫜之後。而大猷公方紹述先志。覇業益隆。天下之事、莫復足患者。但戰國餘習未盡除。尊王之道。正名之義。猶或闕焉。苟非明其道義以植風敎。則安知異日叛亂之徒。不復藉口於北條足利。此公之所深慮。而修史之業。所以篤自任也。公平生好學。其著作纂述。不可勝數。而大日本史之作。尤爲不朽大典。其體裁筆削。必親與史臣。反復商搉。歸諸至當。一生用心。半在此書。於是皇統之正閏。人臣之忠奸。昭然明白。不復容疑矣。公嘗與尾紀二公在幕府。適有撰一史請刊行者。公繙閱至於以吳太伯爲神州始祖。大駭曰。此說出於異邦附會之妄。我正史所無。昔後醍醐帝時。有一妖僧倡斯說。詔焚其書。方今文明之世。豈可使有此怪事。宜命速削之。二公左袒其議。遂停刊行。公又欽建武正平間忠義之士。與其支流餘裔有沈淪諸州者。往往招致。優其禮遇。又嘗爲楠子。建碑於攝之湊川。買田附之。永資香火。居常存心於忠敬。至老不懈。故事天使至於三藩之邸。則遣使謝之。公謂不敬莫大焉。乃親往旅館拜其辱。親王大臣臨邸。亦必如

〔大日本史〕神武天皇より後小松天皇までの歴史也、本紀、列傳、志、表の四部あり、紀傳は寛永六年完成、其他志表の編纂に着手し、明治卅九年に至り大成す。

〔肅公〕綱條也。

〔文公〕宗翰也。

〔武公〕治保也。

〔關白藤公〕鷹司輔平の子政煕也、寛政七年關白となり文化十一年辭す。

〔今上〕仁孝天皇也

〔寛永丙寅〕寛永三年也。

〔常憲公〕綱吉也。

之、每歲元日設席於地。宿齋戒夙朝服。西向遙拜天闕。其儀尤謹。至今皆爲恒例。初大日本史粗就緒。公憚朝廷不敢命名。史稿祕之。肅公以下。世繼其志。校訂不怠。文公恐其久或傳訛。欲上諸梓。更命史臣。刊誤補闕。至於武公。因關白藤公。請之朝。議允焉。大日本史之名。始公於世。乃命工鏤刻。先裝其成者。上表獻之。光格帝嘉歎不已。命藤公傳勅褒之。其後二十餘年。今上追錄公之功。詔贈從二位權大納言。實天保三年壬辰五月。而距公薨。百三十有三年矣。

爾來百數十年。世承遺緒。沐浴恩澤。以至今日。則苟爲臣子者。豈可弗思所以推弘斯道。發揚先德乎。

臣彪謹案。寬永丙寅。威公從台德大猷二公朝於京師。始任權中納言。敍三位。後又從大猷公入朝。厥後朝覲之禮不行。每有事。不過使人西上輸本上之誠而至於位階官銜。則世視祖先之例。無有沈滯。乃若家老。以陪臣之賤。亦敢辱爵命朝廷之所以待武家。可謂優渥矣。初威公之封於下妻。食邑不過十萬石。及移封水戶。食二十五萬石。東照宮嘗課諸侯。修名護屋城。又欲修水戶城。召我國老蘆澤信重謂曰。吾將以明年臨水戶親視其役。會其薨不果。台德公奉遺訓。優待本藩。加三萬石。所謂松岡及小川等是也。大猷公又欲修水戶城。既課伊豆國。采山取石。事亦不果。江戶隅田川東岸。有石場者數所。即當時置伊豆石之地。別封公子賴重於常陸下館。又改封於讃岐。義公嘗頒地於諸弟。及常憲公別賜邑於陸奥。其舊邑復歸於本藩。通算墾田。號三十五萬石。然而與尾紀二國。廣狹懸絕。其鹵簿禮數。則鼎立頡頏。以故每有災害事故。幕府大出財幣以助之者。無世無之。幕府之所以遇懿親。亦可謂至厚矣。今夫國中士大夫。沐浴太平之澤。儼然稱親藩麾下。而飽食暖衣。佚樂是耽。其常言曰。苟不爲惡。則可以保祿秩。甚則曰。租入甚減。何農夫之無狀也。廩米稅惡。何有司之鄙吝也。嗚

〔勿念爾祖云云〕詩經大雅文王篇に出づ。
〔慶元〕慶長元和也
〔鞬櫜〕弢櫜に同じ
〔朱之瑜〕字は魯璵舜水と號す、六經を究め殊に毛詩に通ず、明末國運日に塞まるを慨し一意恢復を計りしも成らず、萬治二年我國に來り、寛文五年光圀に聘せられて賓師となり頗る優遇せらる、天和二年卒す。
〔釋奠〕孔子及十哲を祭る儀也。
〔文恭公〕家齊也。
〔昌平坂黌舎〕江戸湯島に在りし江戸幕府の學校也、元祿三年の創立にして林家これを統轄す。

呼其租入孰賜之。廩米孰給之。若其不爲惡者。樵夫牧豎蚕戸鹺丁之所當然。樵牧蚕鹺。不收租入食廩米。而終身矻矻。從事於山海林野。巨室世家。則食而忘其事。僅以其不爲惡。比於蚕鹺樵牧之民。不亦可憫乎。抑亦盍思所以報其本。本者何。曰、父母也君也、祖宗也。然則爲臣子者。誠宜正其身行其道。以事君父。以報祖宗。爲邦君者。亦宜撫育其士民。輔翼幕府。以報列聖之鴻恩。詩曰。勿念爾祖。聿修其德。所謂推弘斯道。發揚先德者。其亦在斯歟。

此則館之所以爲設也。

臣彪謹案。慶元鞬櫜。文運日開。列國諸侯。設學於城邑。教育子弟者。不遑枚擧。我水藩前有威義二公建其基。後有文武二公修其緒。而學校之設獨無聞者。亦有以也。昔者朱之瑜來自明國也。義公聘之爲師。嘗使臣僚就之習釋奠等儀節。又命梓人。受其口授。摸闕里之制。凡自殿堂廊廡。以至門牆器物。皆約而刻其樣。享和中。文恭公大修昌平坂黌舎。而大成殿之制。專依我藩所藏木様云。當時公有大起國學之志。而不果。蓋其意謂。道者人之所當學。而世或視爲儒者私業。我之廢儒員。欲使人人爲儒也。國學之設。欲大其規制合之於政。則非朝夕所辦。若不然。則人遂以一精舎目之。無益於教。而有害於治。不如使家誦戸讀之爲愈也。此其所以有志而不果也。學問之道。尋常有司之所忌。財用之出。亦齷齪胥吏之所不欲。乃誘曰。以義公之尚文。猶不設學。後嗣何敢違之。況今各國既着先鞭。而我倣之。不亦晩乎。此後世之所以不設學也。然則義公之不設學。恐道之或廢也。後世之不設學。恐道之或興也。抑義公鋭意於修史。故當時文學之士。率萃於史館。然執政諸有司。亦皆讀書講道。其事蹟往往有足稱述者。及近世巨室世家。或曰不識一丁。其任吏職者。非寠人遊偉無由仕進者。則迂濶不才。不得推擇爲吏者。侍講伴讀。僅供故事。文學之衰已甚矣。文武二公。勵精圖治。於是行

名之士。渫然輩出。史館之盛。倚有復古之勢。然斯道業已爲史臣餘業。是以當吏俗士。遂視史館爲學校。目史臣以儒者。義公之志荒矣。其業武技者。皆華法兒戲。不適實用。流派日分。教師滋衆。區區比較短長於門戶之中。其弊亦已甚矣。我公始就國。痛文武之岐弊。乃慨然有興學之志。然衆議紛紜。意見各異。公亦不取輕發。深思熟慮者。凡六七年。施設之方。既具於胸中。及再就國。遂起其功。乃徙史館於學。又令國中武技流派相近者。合而一之。凡自皇朝典故。經史子集。詩歌雅樂。以至鍊兵教寄之法。弓馬劍槍之技。必皆統於學。其大要以合文武一。治教爲務。而歸諸忠孝之大義。蓋我公之修史。公之興學。易地則同矣。

抑夫祀建御雷神者何。以其亮天功於草昧。留威靈於茲土。欲原其始。報其本。使民知斯道之所繇來也。

臣彪謹案。鴻荒之時。邪神充滿中國。而大國主神尤強大。天祖嘗遣天穗日天若日子招之。而皆貳於大國主神。不復反命。及遣建御雷神。召平下土。大國主神不敢抗命。獻國遜遁。而所在邪神悉皆驅除。中國始定。蓋當時群臣有功德者。不可一二數。而至於威稜勇武。處大難。則其烈未有過建御雷神者。此所謂亮天功於草昧也。天下神祇列在祀典者。不啻千百。而東州神祠未有出鹿島之上者。古者民之來自他邦。必先拜鹿島神而後入焉。（古者云云、見於常陸風土記、案萬葉集。常陸防人歌。有祈鹿島神從皇軍之事。又古有鹿島立之語。蓋亦謂臨行拜鹿島。夫民之來自他邦。尙且拜斯神而後入。則本州之人出境。必亦拜斯神而後發也明矣。然古書無明文。姑附以備考。）千載之久。神威如在。此所謂留威靈於茲土也。抑館之爲設。合文武一治教。以推弘斯道。而以斯神爲之主。則斯道固淵源於鹿島乎。曰奚其然。道者天地之大經。而神皇所遵。神皇之道。本於天祖。若夫建御雷神。則贊成其鴻業而已。然則何唯祀建御雷神而不祭天祖也。曰惡是何言也。天祖上合體於太陽。下留靈於寶鏡。天皇之所祖。而朝廷所奉。豈人臣所宜私祭哉。我公之意。蓋謂神聖之道。淵

〔天穗日〕天忍穗耳尊の御弟にて、出雲臣、土師連等の祖也。

〔天若日子〕天國玉神の子也。

〔常陸風土記〕天明天皇和銅年間諸國に敕して其國の風土を記載せしめしものゝ內也。

〔萬葉集〕雄略天皇の御宇より淳仁天皇の御宇に至るまでの和歌を蒐錄せるものにて廿卷也

〔常陸防人歌〕那賀郡上丁大舍人部千文の歌、霰降り鹿島の神を祈りつゝ皇御軍に我れは來にしをとある是れ也、常陸防人とは常陸國より召されし防人にて、防人は西海道邊要の地を守る兵士也。

〔瞽宗〕殷代の學校の名也、禮記明堂位篇に、瞽宗殷學也とあり。

〔三代〕夏、殷、周を云ふ。

〔契〕帝嚳の子、禹を佐けて治水に功あり、後ち商に封ぜられ子氏の姓を賜ふ、殷の遠祖也

〔五教〕五常の教也

〔司馬遷〕字は子長漢武帝時代の學者也、父談の遺志を繼ぎ史記百三十篇を撰す。

〔楊雄〕字は子雲、新の王莽時代の學者也、太玄、法言、訓纂等の著あり。

源於天祖。然考諸本朝之典。則伊勢神廟。非人臣所得拜。參諸西土之禮。則天子始祖。非諸侯所宜祭。然則祀當時佐命之神。以寓報本之義。不亦善乎。今夫中國之地。邪神避跡。妖鬼匿形。百姓萬民。永浴皇化者。實建御雷神之賜。而推其本。則皆無非天祖之靈者。故曰。原其始。報其本。使民知斯道所繇來也。昔者西土學校之設。其制非一。或祭其先聖。或及其先師。又或有祭有德者於瞽宗之禮。則學校之有祀也尙矣。功烈若建御雷神。凡海內之人。所宜欽仰。況我常之民。密邇其祀者乎。又況於欲推弘斯道者乎。館之祀建御雷神。豈得已哉。

其營孔子廟者何。以唐虞三代之道折衷於此。欲欽其德。資其教。使人知斯道之所以益大且明。不偶然也。

臣彪謹案。聖人之教。其節目不可勝數。而其大要在明人倫。昔者舜命契爲司徒。以敷其五教。教之見於經籍者。此爲始。虞夏商周。沿革不一。政有變通。而至其大要。則未始不同也。及周之衰。政綱不振。彝倫日斁。弑逆簒奪。無國無之。孔子實以契之苗裔。生於東魯。信而好古。祖述堯舜。憲章文武。發憤忘食。見周公於夢寐。其志蓋欲一變魯道。夾輔周室。以明大義於天下。而終身遑遑。席不暇煖。遂刪遺經。託文章。以垂訓於萬世。當時親炙其教者。或謂夫子賢於堯舜遠矣。或謂有生民以來。未有盛於夫子也。百世之下。萬口一談。無敢閒然焉。故司馬遷曰。自天子王侯。中國言六藝者。折中於夫子。楊雄曰。羣言淆亂。折諸聖語。所謂唐虞三代之道折衷於此者。不其然乎。孔子雖聖。而位不過大夫。分屬陪臣。而不惟西土君臣尊之。朝廷崇之。天下仰之。又從而廟祀焉。是欽其德也。邇之脩身齊家。遠之治國平天下。自明倫正名之教。以至於尊王攘夷之訓。苟可以推弘道義者。莫不服膺而遵奉焉。是資其教也。神州之建基。質有餘而文或不足。德

澤浹洽、武備充足。而制度典章、或有所闕。及資儒教以培之、名數節目。燦然大備。所謂斯道之所以益大且明不偶然者、正謂此也。司馬遷又稱曰。孔子布衣。傳十餘世。學者宗之。今也距遷之世。殆二千年。而孔子之裔。歷世相承、不絕其祀。蓋宇宙間。一姓綿綿、亘千萬世而自若者。上之有天日嗣。內之有明神之後。外之獨有孔氏之裔。不亦偉乎。而近世唱古學者、或謂佛氏說因果。儒者談天命。佛氏之害。儒者能排之。儒者之妄。世未辨之。乃極口罵儒。同仁義於法律。比舜禹於莽操。曰人欲亦天理。曰天命者。飾纂奪之具。嗚呼使神州之道、與西土之教。相反如氷炭之異類。則可也。苟使其相通如華實之一氣。則其排儒教。乃所以自小斯道。而況忠孝仁義之實、天地以來。生民所固有乎、蓋古學者流。徒認俗儒曲學之說。以爲聖賢之道。則其意亦有可恕者。而罵俗儒曲學。併廢周孔之教。是猶懲噎而廢食也。豈不謬哉。我公有憂於此。既祀上古佐命之神。以明斯道之所繇來。又營聖人之廟。以欽斯道之所以益大且明。可謂至矣。

嗚呼我國中士民。夙夜匪懈。出入斯館。

臣彪謹案。國中者郊內之地。所謂城下是也。士者巨室世家。適庶少壯皆包焉。民者庶人在官者胥吏卒徒。亦皆括焉。夫四民之在世。各任其業。服其勤。未有佚居而素餐者。傳曰、君子勞心。小人勞力。勞心者治人。勞力者治於人。蓋其身愈卑者、其勞力愈勤。其位愈尊者。其勞心愈切。是以政通人和。國家可治矣。今也太平日久。民俗澆漓。農夫或趨末業。工商或耽奸利。然米粟布帛、凡百器財。天下之人。用之而不盡。則三民者。猶未盡懈其業也。若夫文教闕。武備廢、下情不通、德澤不降、邦家之勢、日赴危殆者。孰任其責。豈獨非治人者廢其職之所致哉。而士大夫。恬不經意。帶吏職者、不過簿書期會。任武事者、不過更番宿直。至於子弟遊倖則絕無一事。其消遣之具。非釣弋奕棋。則麴糵粉黛。羣居終日。好行小慧。習與性成。泯然相率爲小人。其

〔布衣〕士庶人の仕へざる者を云ふ。

〔莽操〕王莽及び曹操也、王莽は元皇后の甥、帝成以降四代に歷仕し陽に恭儉を裝ひて次第に人望を收め遂に平帝を弑して孺子嬰を建て、次で子嬰を廢して自から帝位に卽き國を新と稱す、曹操は漢の相國曹參の裔也、光和の末黃巾の賊を討ちて功あり、後ち丞相となり魏公に封ぜられ建安廿六年薨ず。

〔君子勞心云々〕左傳襄公九年に出づ

〔勞心者云々〕孟子滕文公上篇に出づ。

〔麴糵〕酒を云ふ。

〔習與性成〕書經大甲上篇に出づ。

泯然者。即皆他日之士大夫也。欲望其勞心治人。抑亦難矣。大化之詔曰。凡欲致治者。若君若臣。當先正己而後正人。如不自正。何能正人。然則欲使民各勤其業。則必當先責其士大夫。欲責士大夫。則必當先教其子弟。又論其本。則必始於薫陶人君。輔導世子。歷觀西土歷代之制。夏殷之禮。孔子既歎文獻不足徵。則非後世所得而詳。秦漢以降。郡縣之政。亦不可用於封建之治。獨周家之制。頗合於今日。而又幸有遺經可徵。則資西土之道者。舍之何述焉。周之設教。其制甚備。司徒之屬。教民以德行道藝。與其賢者能者。而師保之職。掌門闈之學。咫尺君所。告戒諫惡。又以德行道藝。教養國子。虞書曰。命夔典樂。教冑子。冑子即國子。由是觀之。教之急國子。非獨周家然也。我公之設館。倣傚其意。乃就正廳之奧。營一室。扁曰至善。以爲讀書燕息之所。設教授提學之府於其傍。凡國之貴遊子弟。周旋於其間。又就黌舍。別設一寮。凡巨室之適子。及左右近臣少壯者。寄宿焉。使之諳艱苦。講道藝。以陶冶才德。又設居學及講習之寮。圍國子弟。各以序就業。不敢怠惰。嗚呼後嗣君繼公之志。克明俊德。以止於至善之地。其任政者。能酌周家之法。不忽冑子之教。而其學者。則無小無大。立志講學。德行道藝。或賢或能。變其泯然者。以爲文質彬彬之君子。則庶乎不曠勞心治人之職矣。

奉神州之道。資西土之教。

臣彪謹案。斯道湮晦既久。而儒教支離。又非一日。則所以奉之資之者。不可不審思而明辨焉。夫神州之道。浮圖奪之。俗儒壞之。神道者流小之。古學者流殆删之。又從而晦之。何以言之。敬神重祭。斯道之尤大者。而浮圖設本地垂跡之說。擧天下神祇。隷諸胡鬼之末流。所在神宮。創立伽藍。神佛並祠。祠官僧徒。比鄰雜處。甚則陽神陰佛。唯僧主之。乃至朝廷典禮。往往用浮圖之法。遂擧喪祭大事。一切委諸髡首。是浮圖奪之也。

〔大化之詔〕大化二年三月の詔也。

〔夏殷之禮云々〕論語八佾篇に、子曰、夏禮吾能言之、杞不足徵也、殷禮吾能言之、宋不足徵也、文獻不足故也、足則吾能徵之矣とあり。

〔虞書〕書經の内堯典以下十六篇を云ふ。

〔文質彬彬〕形式と實質の調へるを云ふ、論語雍也篇に、質勝文則野、文勝質則史、文質彬彬、然後君子、と見えたり。

〔操觚之士〕文人を云ふ、觚は木の方札也、古へは紙なく觚に文字を書せるによる。

〔直毘禍津日〕神代卷に、伊弉諾尊既還云々、則往至筑紫日向小戸橘之檍原而祓除焉、云々、因以生神號曰八十枉津日神、次將矯其枉而生神號曰神直日神、次大直日神とあり。

〔多見闕疑〕論語爲政篇に、子張學干祿、子曰、多聞闕疑、愼言其餘、則寡尤、多見闕殆、愼行其餘、則寡悔、祿在其中矣とあり。

〔古之學者云々〕論語憲問篇に出づ。

上世未有文字。斯道或傳於言語歌詞。或存於風俗政教。或寓於氏族官職名物制度之中。及其筆諸書。愼存其舊。猶恐失其眞。而操觚之士。徒眩西土之文。慊古風之質。一意摹倣。舍此從彼。雖以書紀體例之嚴。而較諸稗田阿禮所誦。則就華失實者。未必無之。書紀猶且然。其他復何說。是俗儒壞之也。及至後世。浮華日長。異端益熾。凡其曰教曰法。非儒則佛。古道所寓。不過禱祀祓除之事。於是好事者。剽竊儒佛。附會五行。別標立門戶。名曰神道。夫神者人之所本。而其道所謂生民不可須臾離者。豈巫覡所可得而私哉。而方伎之流。往往託其名。以爲餬口之具。是神道者流小之也。近世唱古學者。錯綜古言。網羅舊事。考證之力可謂勤矣。而至於其論道。則擧天下吉凶禍福。付諸直毘禍津日二神。以清淨自然。爲人道之極致。其言頗辯。要之皆老莊之糟粕。其徒亦自嫌其說類老莊。乃曰老莊所謂自然者。猶未免溺於聖人之道。吾所謂自然者。皆本於神意。特不知其弊必至於任胸臆逞私智。剛愎自喜而已。是殆明之。又從而晦之也。儒教之所以支離。亦頗與之相類。夫西土之道。折衷於孔子。而儒者說經。或引緯書證之。或援黃老解之。雜戰國縱橫之說者有之。混浮圖頓悟之理者有之。要之漢儒長於訓詁。短於道理。宋儒精於性命。疎於事業。各立門戶。黨同伐異。其註脚語錄。互相排擊者。紛紛擾擾。指不勝屈。遂使學者茫乎不知所適從。後之欲讀書講學者。噫亦難矣。然則如之何而可也。曰孔子不云乎。多見闕疑。又不云乎。古之學者爲己。讀古典者。誠宜本諸天地神祇。參諸古言舊事。徵諸流風遺俗。驗諸世道人心。揭其昭然無疑者而奉之。講經籍者。亦宜泝洄洙泗。參以後人之說。捨短取長。汰糟粕。掬精英。擧醇乎醇者而資之。以之脩己。以之治人。達則與民由之。窮則獨樂其道。不亦可乎。抑古人有言。曰非言之難。行之難也。行之既難。則言亦何容易。敢述所志。以俟後之君子。

〔曾參〕字は子輿、南武城の人、孔子の高弟にして、孝道を以て顯はる。

〔夫孝云々〕孝經一章に出づ。

〔忠經〕孝經に模し十八章に分ちて忠義の道を述べし書也、漢の馬融撰すと云ふも詳ならず

〔身體髮膚云々〕孝經に、身體髮膚受之父母、不敢毀傷、孝之始也と見えたり。

〔委吏〕倉廩を掌る役人也。

〔乘田〕犧牲とすべき畜類を飼ふ役人なり。

〔歐陽修〕字は永叔、吉州廬陵の人、文章に達し、唐宋八家の一に列す、官觀文殿學士太子少師に至り、煕寧五年卒す。

忠孝無二

臣彪謹案。人道無急於五倫。五倫莫重於君父。然則忠孝者、名教之根本。臣子之大節。而忠之與孝。異途同歸。於父曰孝。於君曰忠。至於所以盡吾誠則一也。昔者孔子之教曾參也。曰夫孝始於事親。中於事君。終於立身。言一孝而忠寓其中焉。周官師氏之教國子也。曰孝德以知逆惡。擧一德而衆行判焉。由是觀之。忠孝之無二也亦明矣。聖人既沒。大道不明。以衞輒之無父。而傳春秋者。或以義許之。以伍員之無君。而編史記者。以烈丈夫稱之。後儒又或以爲忠不可廢於國。孝不可廢於家。孝既有經。忠則猶缺。乃述仲尼之意。作忠經焉。夫以子拒父。構兵爭國。或居父母之邦。鞭舊君之屍。其無道殘忍已甚。而不嘗免不孝不忠之名。列諸賢君烈士之科。何以使後世有所勸懲焉。至於忠經之作。則不曉忠孝之一本。叨摸聖經添蛇足耳。此皆所謂經師良史。而其謬妄猶或如是。其弊遂有忠孝不兩全之說。果然。則周家之典。孔子之教。不足信也。不可以不辯焉。夫孝子之敬身。身體髮膚。猶不敢毀傷。況大義之在我者。豈獨可虧乎。然則進而事君。全其大義。乃所以孝於親也。君子之事君。委吏乘田。不敢苟且。況風敎之關治者。豈獨可忽乎。然則退而養親。助其風敎。乃所以忠於君也。忠之與孝。不二其本。在所處何如耳。而立忠孝不全之說者。則曰家居養親。則不能致身於君。是徒知夙夜在公之爲忠。而不知扶植綱常之爲大忠也。又曰以死殉國。則不得竭力於父母。是徒知冬溫夏凊之爲孝。而不知殺身成仁之爲大孝也。善乎歐陽修論臣子之處變曰。身從其居。志從其義。其於忠孝一本之旨。可謂得矣。

文武不岐。

臣彪謹案。神聖以武建國。而文亦固寓其中焉。猶夫西土三代之於忠質文。夏殷非無文。周豈廢忠質。而夏

曰忠。殷曰質。周曰文。皆言其所尚耳。天祖天孫之垂統。神武崇神諸帝之經綸天業。其尚武亡論已。然而其敬神愛民。爲政圖治之迹。豈可不謂之文乎。聖子神孫。世承其緒。內安萬民。外撫西夷。諸王諸臣。亦皆文能附衆。武能威敵。國運之盛。赫赫如日之升也。中葉以降。將相異職。文武背馳。公卿軟弱。手不知兵。源平互起。皇室陵夷。天下大權。遂移於武人焉。夫文武之於國家。猶天地之有陰陽。陰陽並行。而年穀豐饒。文武並擧。而天下乂安。其不然者。則反之。是故武人之爲政。其貴文教者。或能致小康。專任威刑者。亡不旋踵。至於東照宮。揆文奮武。以開今日之基。則在上君子。固宜紹述其業。而凡天下之士。不可不黽勉從事於此也。蓋文武之道。各有小大。經緯天地。克定禍亂。是其大者也。讀書挾冊。擊劍奮矛。是其小者也。然書冊所以講道義。劍矛所以練心膽。心膽實而後可以臨難制變。道義明而後可以脩己治人。且文之弊也弱。武之弊也愚。武可以矯弱。文可以醫愚。然則學者語其大而忽其小。固不可也。務其小而忘其大。亦不可也。分而爲二。又廢其一。尤不可也。周代六藝之科。射御居其中。孔子曰。有文事者。必有武備。冉求奮矛入齊軍。仲由以行三軍自許。則古之教人。所以使其文武兼資。成德達材。可知也。及至後世。大道湮晦。學校之設。亦偏屬文事。凡周旋黌舍者。率皆白面書生。古所謂勇敢彊有力者。不甘屈首於其間。至李唐。尊呂尚。匹孔子。別建武學。與文學相對。其用心於文武。則似矣。殊不知文武益岐。不可復收合。而聖人之意大荒矣。備前國主池田氏。蓋有見於此。用其臣熊澤伯繼之議。新設學校。合文武而爲一。我公每深曉貫其通達國體。及建斯館。亦倣其美意。所以有文武不岐之戒。學者其可不服膺乎。

學問事業。不殊其效。

臣彪謹案。學所以學道。問所以問道。而事業所以行其道。譬諸工匠。必先學規矩。然後從事於經營。抑天下

（六藝）禮、樂、射、御、書、數を云ふ。

（孔子曰云々）史記孔子世家に、孔子攝相事曰、臣聞、有文事者必有武備、有武事者必有文備、とあり

（冉求）字は子有、孔子の弟子也、嘗て季氏の將帥となり齊軍を敗れり。

（仲由）字は子路、孔子の弟子也、嘗て季氏の宰たり、後ち衞に仕へ其の亂に死す。

（以行三軍自許）論語述而篇に、子路曰、子行三軍則誰與とあるに因る

（池田氏）利隆の子光政也。

（熊澤伯繼）字は了介、蕃山と號す、中江藤樹の弟子也

工匠何限。其良者、能建宮殿。造樓閣。雖其極拙者。未嘗有不堪一廬舍之役者焉。古今學者亦多矣。其事業卓然不朽者。何其寥寥也。夫天下之欲造宮殿樓閣者、必皆委任良工。雖一廬舍之微。亦必俟匠人而爲之。故工匠常得試其規矩。至爲國家。則不必用學道之人。或用之、亦不必任之。故學者。常不得行其道。其勢然也。用與不用在人。學與不學在己。請嘗論其在己者。學問事業之難一。其故多端。而有大弊四焉。曰忽躬行。曰廢實學。曰泥於經。曰流於權。夫學所以明人倫。聖賢之教。必本諸身。而學者或不脩禮義。甚則失德汙行。曾庸人之不若。其取侮於世。固不足怪。且庸人之爲惡。世皆非之。學者之爲不善。必有誘而傚之者。其害風教。豈淺少哉。是忽躬行之弊也。其文人則曰。五行並下。萬言立就。使其居官治事。或委瑣自用。大失人望。或沈溺風流。不恤民隱。其武人則曰。通七書。明八陣。使其治兵練卒。號令不明。隊伍不整。非華法則兒戲。於是小人胥吏。毎得舞文弄法。以握權柄。而英偉倜儻之人。亦或冷笑於草野巖穴之間。天下之事亦危矣。是廢實學之弊也。其拘古者。墨守舊典。不知變通。講禮習儀。非木偶則俳優。以爲合經。其阿世者。枉己從人。闇然迎合。無所不至。以爲通權。是泥於經流於權之弊也。天下之學道。免於此四弊者或寡。是猶工匠而廢其規矩。道之不行。非其不幸也。然則何以矯其弊。曰亦折衷於孔子而已。夫賢賢易色。能事君父。信於明友。雖曰未學。孔門之徒。必謂之學矣。然則向之忽躬行者。雖曰既學。決非孔門之學矣。誦詩三百。授之以政不達。使於四方。不能專對。孔子謂雖多亦奚以爲。然則所謂廢實學者、亦非孔子之所與矣。麻冕禮也。而從純之儉。通權也。至於君臣大節。必從下拜之禮。守經也。鄕人儺、朝服立於阼階。魯人獵較。亦獵較。不拘古也。至若泰山之旅。顓臾之事。與陳恒之亂。其所以責家宰。告君相者。侃侃正議。無行顧慮。不阿世也。然則所謂泥於經流於權者、亦皆非孔子之徒矣。苟能矯四弊。誦法孔氏。則奚患乎

〔七書〕六韜、孫子、吳子、司馬法、尉繚子、三略、李公問對の七兵書也。
〔八陣〕孫子八陣、吳子八陣、孔明八陣その他種々あり我國に傳はれるは八陣は魚鱗、鶴翼、雁行、彎月、鋒矢、衡軛、長蛇、方圓也
〔誦詩三百云々〕論語子路篇に出づ
〔麻冕禮也云々〕論語子罕篇に、子曰、麻冕禮也、今也純、儉、吾從衆とあるに因る、麻冕は緇布にて作れる古の冠也。
〔阼階〕東の階也。
〔魯人獵較云々〕孟子萬章下篇に、魯人獵較、孔子亦獵較とあるに因る、獵較とは田獵して獲る所の多少を較ぶるを云ふ。

〔焉能爲有云々〕論語子張篇に、子張曰、執德不弘、信道不厚、焉能爲有、焉能爲亡とあり。

〔孟軻〕字は子車、鄒の人也、業を子思の門人に受け孔子の道を以て諸侯に說く、用ふるものなし、退きて萬章の徒と詩書を序し、孔子の意を述べて孟子七篇を作る。

〔十哲〕哲は智也、孔子の門人中智德秀れし十人を云ふ論語先進篇に、德行、顏淵、閔子騫、冉伯牛、仲弓、言語、宰我、子貢、政事、冉有、季路、文學、子游、子夏とある是れ也。

學問事業之不出於一。夫然後斯道之規矩、將無施而不可。若其用與不用。人也。亦天也。學者不尤不怨可也。

敬神崇儒。無有偏黨。

臣彪謹案。敬神上文所謂奉神州之道者。崇儒所謂資西土之教者。世之奉神道者。談說鴻荒。張皇幽眇。或有索隱行怪之弊。是偏於神也。其學儒教者。大異邦。小神州。動有顚倒本末之失。是黨於儒也。皆學者所宜戒。蓋其無有偏黨者。乃敬神崇儒之至。若夫不尊神皇。不信聖賢。孔子所謂焉能爲有。焉能爲亡。孟軻所謂生斯世也爲斯世。以之爲無偏黨。則慢神侮儒之最大者。是亦不可不戒也。抑既曰敬神。又曰崇儒。然則神之與儒。固無有尊卑。敬唐虞三代之君。必如事我神祇。而後爲無偏黨乎。曰是徒泥於其文而不本於其意也。神州自神州。西土自西土。彼指我爲外。我亦斥彼爲下。西土之教。尤嚴內外之分。我資而用之。亦不可不正上下之別。豈就西土之教而論之。猶且然。況尊國體。愼名分者。固皇朝所尤重耶。且夫所惡於浮圖者。非以其法一傳。遂尊西竺奉其胡鬼乎。若崇儒教。遂仰其國。又推及歷代人物。以與我神聖並奉。則是又生一浮圖也。豈可乎哉。我公恒有言曰。讀西土之書者。宜以其所以尊堯舜尊我神皇。以其所以事上帝事我天祖。及建弘道館。孔廟之制。議論紛紜。或謂宜設塑像。或謂宜配十哲及諸儒。公斷然唯祀先聖而不及配享之議。又不用世所奉之尊號。齋戒盛服。親書牌子曰孔子神位。愼之至也。所謂無有偏黨者意其在斯歟。

集衆思。宣群力。以報國家無窮之恩。

臣彪謹案。天下大物也。必能任天下之賢者。用天下之能者。智者竭其思。勇者效其力。上下一體。彼此無間。

〔諸葛亮〕字は孔明瑯琊の人、蜀の劉備に仕へ、策を献じて魏を破り遂に巴蜀漢中の地を定めて蜀漢國を建てしむ、劉備の子劉禪の時魏と戰ふこと七年、魏將司馬懿よく防ぎしかば亮遂に志を遂げずして建興十二年陣中に病歿す。

〔夔〕舜の時の典樂官也。

〔後主〕劉禪也、後皇帝とも稱す、諸葛亮の死後國務衰へ、炎興六年遂に魏に降り國滅ぶ。

而後可保鴻基於無窮矣。書曰。予欲宣力四方。汝爲。諸葛亮曰。參署者。集衆思。廣忠益也。夫以虞舜之聖。不敢自用。必藉良弼之力。以諸葛之才。不敢獨斷。必資多士之議。而庸材之人。既不能任賢能。又自用其區區之智力。欲以圖治安之業。抑亦難矣。非唯天下之事爲然。雖一國之治。亦非一材一能所能辨也。然則凡其爲士者。各守其職。勤其業。以事其長上。其爲大夫者。忘家奉公。奬順其美。匡救其惡。而人君集其衆思。宣群力。以治其國。君臣上下。以誠相與。則孟軻所謂沛然孰能禦之者。夫然後所以報國家無窮之恩者。始可謂無遺憾已。然臣竊謂集衆思。宣群力。固人君之要務。而亦有大可慮者二焉。曰雷同之弊。曰朋黨之禍。小人之事君。小廉曲謹。若無過失。姑息模稜。殆類中庸。枉己從人。似無意必固我者。人君發言。大夫贊之。大夫建議。群僚成之。不啻贊之成之。務迎合其意。脅肩諂笑。無所不至。其君臣之間。殆似一體無間者。於是人君大喜。以爲吾能集衆思。宣群力。及一旦變起不意。君命焉。大夫不奉也。大夫命焉。群僚不從也。甚則開門揖賊。倒戈拒後。向之贊成迎合者。悉變爲仇讎。豈不悲哉。是謂雷同之弊。君子之事君。知之不敢不言。言之不敢不盡。展布四體。無有依違。其狀頗似不敬者。平居無事。各陳意見。不敢面從。其跡似不甚和者。及其臨大義大節。如飢渴之於飲食。不期而同揆。刀鋸鼎鑊。不能奪其志。此小人窮吏之所尤忌。欲乘其有過而擠之。其人未盡有過。欲讒而去之。其人不可盡讒。於是目以朋黨。朋黨之說一行。而闔國蕩然無復君子矣。是謂朋黨之禍。故舜之命夔曰。朕堲庶頑讒說殄行。震驚朕師。諸葛亮之戒後主曰。親小人。遠賢臣。此後漢之所以傾頽也。由是觀之。讒說殄行。則雖有良弼。不得宣力於舜之時。而亮之所謂廣忠益者。亦不在集小人之衆思也。在上之人。豈可不深鑒哉。

豈徒祖宗之志弗隆。神皇在天之靈。亦將降鑒焉。

〔告志篇〕天保四年の作也。

〔寡人〕德寡き人の意、諸侯の謙稱也

〔逸書〕尙書(書經)百篇の中、散逸して今の廿八篇中になきものを云ふ。

〔屯蒙〕屯は震下坎上の卦、蒙は坎下艮上の卦也。

〔庠序〕庠は殷代の學校、序は周代の學校の名也。

〔三物〕六德、六行、六藝を云ふ、周禮大司徒に、以鄕三物敎萬民、云々、一曰六德、智仁聖義忠和、二曰六行、孝友睦婣任恤、三曰六藝云々とあり

臣彪謹案、臣下之於君上、一體也。子孫之於祖先、一氣也。臣子既脩其德行道藝、以事君父、人君集其衆思群力、以報祖宗、則君臣上下、所以推弘斯道者、孰大焉、祖宗之志、於是乎墜。神皇之靈、豈有不感格之理哉、然要其本、唯在愼我躬行。事我君父、固不在犯分踰等騖於高遠也、蓋者我公始就國也、親述一書、喩國中子弟、名曰告志篇、其言皆士大夫躬行之要、其於忠孝大節、蓋尤致思焉、其略有言曰、天下萬姓、煦育之恩、本於天祖、二百餘年太平之化、原於東照宮。而士大夫各保其祿位者、皆先君先祖之餘澤、思其本酬其恩者。爲臣子立志第一義。恭惟天皇實承天祖之嗣、大將軍則續東照宮之統。寡人雖無似、亦忝威公之胤。士大夫皆襲祖先之後、然則無貴賤、無小大。各孝於其父母、忠於其長上、而報本酬恩之義並擧矣。若慢其君父、欲直盡忠於朝廷與幕府、則犯分踰等之甚者、適足以取悖亂之罪而已。及公再就國、乃建斯館。以敎養子弟、又撰斯記。以掲其大綱、其所以闡明道義。維持名敎、實可以爲天下後世之訓、豈特使一國士民知方而已哉、學者能讀斯記。知斯道之淵源、參以告志之篇、從事於躬行實踐之業、則庶幾乎不負公之盛意矣。

設斯館以統其治敎者誰、權中納言從三位源某也。

臣彪謹案、治之與敎、其致維一。亦猶忠孝文武之不可偏廢也。逸書曰。天降下民、作之君、作之師。易之爲書。繼乾坤以屯蒙。屯利建侯。君道起焉。蒙以養正。師道立焉。周官冢宰掌邦治。而司徒掌邦敎。其他聖經賢傳之旨、未嘗不重治敎焉。夫民之爲道、佚居無敎。則近禽獸。故聖人之於民。謹庠序之敎。申之以孝弟之義。其服敎也。三物賓興之賞從之。其不服敎也。圜土嘉使之法。不孝不弟之刑又從之、蓋其被刑辟者、必不可敎之民耳。民之秉彜。好是懿德。則所謂刑措不用者。果非溢美也。後世之於民。不謹其敎、不申其義。及陷於罪。從而刑之。所謂罔民者皆是。而亦何怪乎其免而無恥矣。其曰國學。曰鄕校。亦唯委諸先生

祭酒。時君宰執。未必臨之。政府自政府。黌舍自黌舍。治教不一。學問政事。岐而爲二。大道之不明。職是之由。我公有見於此。既設至善堂。以爲燕息之所。又擢一時宿學。補小姓頭。兼教授提擧。以爲貴遊子弟及左右近臣之師。而猶恐政教之或岐。乃設執政及參政者之府於其傍。凡學校之職。自教授助教訓導。以至一藝一技之師。各得陳意見於有司。若其正歲歲終及比校文武。公親臨之。群有司及諸隊之長。亦悉從焉。審其勤惰。察其能否。而黜陟之。先是唯宗廟之祭。爲國之大事。至是學校之政。又爲一大典。初公之補小姓頭。有司或議曰。故事小姓頭。執謁於幕府。名望頗重。往往爲巨室初途。非書生所可輙任。請唯授其資格。勿補其職。公曰。任其實。以率其巨室子弟。猶恐教之不行。若徒授其名。是既分治教也。不可。又有議就執政中。選一人以統學政者。公曰。豈有執政而不關文武者乎。又不可。此公建學之大端也。抑臣竊有所感焉。按大寶之令。古者大學之寮。其規模法制蓋備矣。及其衰。則人視爲坎壈之府。凍餒之鄉。是三善清行之所以慨嘆。且夫方今學校之設。無邦無之。其始也。亦孰不欲一其治教。以陶冶人材。而其終也。委靡衰弊。非文具。則鞠爲茂草。然則使斯館永無坎壈凍餒之累。不負弘道之名者。實後嗣君及諸執事之所可深任。而亦唯在治教何如耳。嗚呼可不戒哉。

〔祭酒〕官の學校の長也、古へ會同饗醼の時尊長先づ酒を以て地を祭りしに出づ。

〔大寶之令〕文武天皇四年刑部親王、藤原不比等に勅して撰定せしめし法令にて、大寶元年成る。

〔大學之寮〕式部省の被官、學生の養成、簡試を行ひ兼ねて釋典の事を掌る役所也、その舍は京都二條の南、朱雀の東に在りき

〔坎壈〕不遇にて志を得ざるを云ふ。

〔三善清行〕氏吉の子、業を巨勢文雄に受け才學時輩を超ゆ、昌泰三年文章博士、延喜元年大學頭、十七年參議に任ぜられ、十八年卒す。

弘道館記述義卷之下 終

右館記述義。先人所撰述。其稿本。蚤播於上林。傳抄轉寫。以故謬舛錯。不可僂數。頃世有刊本。亦襲其誤。健甚憾焉。因今一遵家藏先人晩年手定本。校刊以公于世。先人恒言。我畢世心血之所注。半在此書焉。健每觀手澤遺書。未嘗不泫然攬涕也。

明治十七年十月

不肖男健謹識

渡邊亨校

昭和三年七月二十七日印刷
昭和三年七月三十日發行

（新註皇學叢書 第十二卷）

（全十二册非賣品）

著作者　物集高見

發行者　東京市小石川區竹早町三十二番地　川俣馨一

印刷者　東京市小石川區護國寺町五十六番地　松浦政吉

發行所　東京市小石川區竹早町三十二番地
內外書籍株式會社內
廣文庫刊行會
電話小石川(85)一〇五四番・三二六九番
振替東京二八七九〇番

常磐印刷所印刷